

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年9月30日
【事業年度】	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日
【会社名】	セサ・スターライト・リミテッド (Sesa Sterlite Limited)
【代表者の役職氏名】	AVPファイナンス部門 (AVP Finance) C. プラブハカラン (C. Prabhakaran)
【本店の所在の場所】	インド共和国403 001、ゴア州パナジ、パット、20 EDC コンプレックス、セ サ・ゴール (Sesa Ghor, 20 EDC Complex, Patto, Panaji, Goa 403 001, India)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 柴田 弘典
【代理人の住所又は所在地】	東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	東京(03)6888-1182
【事務連絡者氏名】	弁護士 安西 明毅 同 岡田 加奈子 同 唐沢 晃平 同 鈴木 洋介
【連絡場所】	東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	東京(03)6888-5820 東京(03)6888-5683 東京(03)6888-4766 東京(03)6888-1152
【縦覧に供する場所】	該当事項なし。

- (注) 1. 本書では、市場研究レポート、アナリストレポート及びその他一般的に入手可能な情報源から、亜鉛業界、石油及びガス業界、鉄鉱石業界、銅業界、アルミニウム業界並びに電力業界に関する情報並びに当社の競争相手に関する情報を引用している。当社はこれらの情報が信頼できるものと確信しているが、その正確性及び完全性について独自の検証を行っていない。投資家は、これらの情報に過度に依拠するべきでないことに注意する必要がある。
2. 2012年2月25日、スターライト・インダストリーズ（インディア）リミテッド（以下「スターライト」又は「SIIL」という。）、セサ・ゴア・リミテッド（以下「セサ・ゴア」という。）、ヴェダanta・アルミニウム・リミテッド（以下「ヴェダanta・アルミニウム」という。）、スターライト・エナジー・リミテッド（以下「スターライト・エナジー」という。）、ケアン・インディア・リミテッド（以下「ケアン・インディア」という。）及びマドラス・アルミニウム・カンパニー・リミテッド（以下「MALCO」という。）の親会社であるヴェダanta・リソーシズ・ピーエルシー（以下「ヴェダanta」という。）は、セサ・スターライト・リミテッド（以下「セサ・スターライト」又は「SSL」という。）を設立し、2種類の一連の取引（「合併及び組織再編スキーム」及び「ケアン・インディアの統合」から成り、総称して、「組織再編取引」という。）を通じてヴェダantaの組織構造の連結及び合理化を達

成するため、過半数持分を所有している子会社のセサ・ゴア及びスターライトの全株合併を発表した。組織再編取引は、2014年度中に完了し、合併会社の名称は、2013年9月18日付でセサ・スターライト・リミテッドに変更された。「第一部―第3―7―(2) セサ・スターライトの設立を目的とする、セサ・ゴア、SIIL、ヴェダント・アルミニウム、スターライト・エナジー及びMALCOの合併及び組織再編並びにヴェダントが保有するケアン・インドシアに対する持分のセサ・スターライトへの譲渡」を参照のこと。

3. スターライト・エナジーは、SIILの完全子会社であり、SIIL、ヴェダント・アルミニウム、セサ・ゴア、MALCO及びケアン・インドシアは、最終的な持株会社であるヴェダントの子会社であった。したがって、組織再編取引（本書中に記載する。）は同一の支配の企業結合の取引に該当する。本書中に記載する連結財務書類の注記1及び3.D.「企業結合」に記載される会計方針は、報告期間の当初（又は、それより後日である、事業体が同一の支配となった日から）に取引が行われたかのように、結合した企業体であるセサ・スターライトの財務書類を遡及的に調整することを義務付けている。したがって、2010年3月31日、2011年3月31日、2012年3月31日及び2013年3月31日に終了した年度に関する財務書類は、組織再編取引を考慮して遡及的に調整（再計算）された。2014年3月31日に終了した年度の財務情報は、2014年度の全期間について、組織再編取引の結果を反映している。ケアン・インドシアの財務情報は、ヴェダントがケアン・インドシアを取得した日である2011年12月8日より含まれている。
4. 本書において、「米国」又は「アメリカ合衆国」とは、アメリカ合衆国並びにその準州及び属領を指し、「UK」とは、英国を指し、「インド」とは、インド共和国を指し、「ナミビア」とは、ナミビア共和国を指し、「南アフリカ」とは、南アフリカ共和国を指し、「アイルランド」とは、アイルランド共和国を指し、「スリランカ」とは、スリランカ民主社会主義共和国を指す。「\$」、「US\$」、「¢」、「ドル」又は「米ドル」とは、アメリカ合衆国の法定通貨、「Rs.」、「Re.」、「ルピー」又は「インド・ルピー」とは、インド共和国の法定通貨、「AUD」又は「豪ドル」とは、オーストラリア連邦の法定通貨、「NAD」又は「ナミビア・ドル」とは、ナミビアの法定通貨、「ZAR」又は「ランド」とは、南アフリカ共和国の法定通貨を指す。本書に記載の一定のルピー金額は、2014年8月1日に株式会社三菱東京UFJ銀行が公表した対顧客電信売買相場の仲値である1ルピー＝1.71円の換算レートで邦貨に換算されている。
5. 「lb」とは0.4536キログラムに相当する英ポンド（重量）を指し、「mt」、「トン」とはメートルトン（重量）を指し、「mmt」とは百万トン（重量）を指し、「tpa」とは年間当たりのトン量を指し、1,000キログラム又は2,204.6lbに相当する質量単位を指し、「mmtpa」とは年間当たりの百万トン（重量）を指し、「dmt」とは乾燥質量（重量）を指し、「oz」とはオンス（重量）を指し、1キログラムが32.1507oz及び1トンが32,151ozに相当し、「mm」とはミリメートル（長さ）を指し、「ha」とはヘクタール（面積）を指し、10,000平方メートル又は107,639平方フィートに相当する面積単位を指し、「bbls」とはバレル（容積）を指し、「mmboe」とは百万石油換算バレル（容積）を指し、「bboe」とは十億石油換算バレル（容積）を指し、「mmbopd」とは1日当たり100万バレルの石油産出量を指し、「kbopd」とは1日当たり1千バレルの石油産出量を指し、「bopd」とは1日当たりの石油産出量を指し、「boepd」とは1日当たりのバレル石油換算を指し、「tcm」とは1兆立方メートル（容積）を指し、「mmcmd」とは1日当たりの百万標準立方メートル（容積）を指し、「mscf」とは千標準立方フィート（容積）を指し、「mmscf」とは百万標準立方フィート（容積）を指し、「mmscfd」とは1日当たりの百万標準立方フィート（容積）を指し、「bcf」とは十億立方フィート（容積）を指す。石油及びガスの純生産高とは、ケアン・インドシアの生産利権を指し、ラヴァの採掘料は控除されていない。
6. 本書中の2010年3月31日、2011年3月31日、2012年3月31日、2013年3月31日及び2014年3月31日に終了した年度における当社の財務情報は、別途表示がある場合を除き、国際会計基準審議会（IASB）によって発行された国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に基づく。
7. 本書において、「米国預託証券（以下「ADS」という。）の募集」とは、2007年6月に当社が米国において完了したADS（各ADSは現在4株に相当する。）の形式による新規公募を指す。
8. 当社の事業年度は、4月1日に開始し、3月31日をもって終了する1年間である。特定の「年度」とは、当該年度の3月31日に終了した当社の事業年度を指す。例えば、「2014年度」とは、2013年4月1日に開始し、2014年3月31日に終了する1年を意味する。当社の四半期は、6月30日、9月30日及び12月31日に終了する。「年度」と記載されていない年は、12月31日に終了する暦年を指す。

9. 当社は、直接的に又は当社が持分を有する当社の連結グループを通じて間接的に事業活動を行っている。これらの連結グループ及びその当社との関係についての詳細は、「第一部―第2―企業の概況」を参照のこと。本書において別途記載のない限り、又は文脈上別異に解すべき場合でない限り、本書における「当社」、「セサ・スターライト」、「当社グループ」又は「当社の連結グループ」とは、セサ・スターライト及びその連結子会社並びにその前身を集合的に指し、ケアン・インディア及びその子会社（以下総称して「ケアン・インディア・グループ」という。）、モンテ・セロ・ビーヴィ、カップー・マインズ・オブ・タスマニア・プロプライエタリー・リミテッド、サランガ・カップー・マインズ・プロプライエタリー・リミテッド、バーラト・アルミニウム・カンパニー・リミテッド、ヒンダスタン・ジンク・リミテッド、スターライト・インフラ・リミテッド、フジャイラ・ゴールド・エフズイーシー、スターライト（合衆国）インク、タルワンディ・サボ・パワー・リミテッド、ティーエイチエル・ジンク・ベンチャーズ・リミテッド、ティーエイチエル・ジンク・リミテッド、ティーエイチエル・ジンク・ホールディング・ビーヴィ、ティーエイチエル・ジンク・ナミビア・ホールディングス（プロプライエタリー）リミテッド又はスコーピオン、スコーピオン・ジンク（プロプライエタリー）リミテッド、スコーピオン・マイニング・カンパニー（プロプライエタリー）リミテッド、ナムジンク（プロプライエタリー）リミテッド、アミカ・ゲストハウス（プロプライエタリー）リミテッド、ロシュ・ピナ・ヘルス・ケア（プロプライエタリー）リミテッド、ブラック・マウンテン・マイニング（プロプライエタリー）リミテッド、ヴェダanta・リシーン・ホールディングス・リミテッド、ヴェダanta・リシーン・マイニング・リミテッド、キロラン・リシーン・マイニング・リミテッド、キロラン・リシーン・ファイナンス・リミテッド、リシーン・ミリング・リミテッド、ヴェダanta・エクスプロレーション・アイルランド・リミテッド、リシーン・マイン・パートナーシップ、スターライト・スポーツ・リミテッド、スターライト・インフラベンチャーズ・リミテッド、バイザック・ジェネラル・カーゴ・バース・プライベート・リミテッド、パラディップ・マルチ・カーゴ・バース・プライベート・リミテッド、ペクヴェスト17・プロプライエタリー・リミテッド、ラコマスコ・ビーヴィ、マルコ・エナジー・リミテッド（旧ヴェダanta・アルミニウム）、セサ・リソーシズ・リミテッド、セサ・マイニング・コーポレーション・リミテッド、ゴア・エナジー・リミテッド、ブルーム・ファウンテン・リミテッド、ツインスター・エナジー・ホールディング・リミテッド、ツインスター・モーリシャス・ホールディングス・リミテッド、ウエスタン・クラスター・リミテッド、マリタイム・ベンチャーズ・プライベート・リミテッド及びツインスター・エナジー・ホールディング・リミテッドを含む。当社の連結財務情報には、当社の支配株主であるヴェダanta及びその株主並びにヴェダanta・リソーシズ・ピーエルシーが直接的又は間接的に所有する会社（当社及び上記に記載された当社の連結グループ会社を除く。）であるヴェダanta・リソーシズ・ホールディングス・リミテッド、コンコラ・カップー・マインズ・ピーエルシー、コンコラ・リソーシズ・ピーエルシー、ツイン・スター・ホールディングス・リミテッド、ウェルター・トレーディング・リミテッド、アニル・アガワル・ディスクレションナリー・トラスト（以下「トラスト」という。）、コンクレーブ・ピーティーシー・リミテッド（以下「コンクレーブ」という。）、スターライト・テクノロジーズ・リミテッド、モンテ・セロ・コーポレーション・エスヴィ、ヴァリアント（ジャージー）リミテッド、ヴェダanta・リソーシズ・ジャージーII・リミテッド、ヴェダanta・リソーシズ・ファイナンス・リミテッド、ヴェダanta・リソーシズ・キプロス・リミテッド、リヒター・ホールディング・リミテッド、ウェストグローブ・リミテッド、フィンサイダー・インターナショナル・カンパニー・リミテッド、ヴェダanta・リソーシズ・ジャージー・リミテッド、ヴェダanta・ファイナンス・ジャージー・リミテッド、ヴェダanta・ジャージー・インベストメンツ・リミテッド、ヴェダanta・ファイナンスUK・リミテッド、セサ・スターライト・モーリシャス・ホールディングス・リミテッド及びスターライト・グリッド・リミテッドは含まれていない。「グループ」とは、セサ・スターライト及びその連結子会社を指し、「ヴェダanta・グループ」とは、ヴェダanta及びその連結子会社を指す。
10. 本書では、亜鉛、石油及びガス、鉄鉱石、銅及びアルミニウムのロンドン金属取引所における価格は、表示された期間におけるロンドン金属取引所における現金販売及び決済価格を指す。本書における一次市場のシェアとは、銅精鉱又はアルミナからの金属製造業者による売上げを含む市場を指し、再生金属の製造業者による売上げ又は輸入品の売上げを含まない。

11. ボンベイ高等裁判所ゴア法廷は、2013年4月3日付の命令により、スターライト・インダストリーズ（インディア）リミテッド、マドラス・アルミニウム・カンパニー・リミテッド、スターライト・エナジー、ヴェダント・アルミニウム・リミテッド及びセサ・ゴア・リミテッド並びにそれぞれの株主及び債権者による合併・組織再編計画（複合スキーム）を承認した。ボンベイ高等裁判所ゴア法廷が承認した合併・組織再編計画に対し、その後1名の株主が抗告を申し立てた。ボンベイ高等裁判所ゴア法廷は、2013年8月12日付の命令によりこの抗告を却下した。マドラス高等裁判所もまた、SIILのセサ・ゴア・リミテッドとの合併・組織再編計画を2013年7月25日に承認した。エカテリーナ・リミテッド（以下「エカテリーナ」という。）及びセサ・ゴア・リミテッド並びにそれぞれの株主及び債権者による合併計画（以下「エカテリーナ・スキーム」という。）は、これ以前にモーリシャス共和国の最高裁判所により、2012年8月24日付の命令をもって承認された。

セサ・ゴア・リミテッド及びスターライト・インダストリーズ（インディア）リミテッドは、2013年8月17日、スターライト及びMALCOのセサ・ゴアとの合併並びにMALCOの発電所のヴェダント・アルミニウムへの譲渡が効力を発生したと発表した。かかる合併及び譲渡は、スターライト、MALCO、スターライト・エナジー、ヴェダント・アルミニウム及びセサ・ゴア並びにそれぞれの株主及び債権者による合併・組織再編計画（複合スキーム）並びにエカテリーナ・スキームに基づくものである。

セサ・ゴアの株式の割当てを受けるスターライト、MALCO及びエカテリーナの株主の名簿を確定する基準日として、2013年8月28日が設定された。

セサ・ゴアの完全子会社であるブルーム・ファウンテン・リミテッド（Bloom Fountain Limited）（以下「BFL」という。）は、2013年8月26日付で、ケアン・インディア・リミテッドの持分の38.68%を、関連する債務と合わせて取得した。

さらに、セサ・ゴアはまた、その完全子会社であるヴェダント・アルミニウムから、継続企業基準で、ジャルスグダに位置する1,215メガワットの発電能力を有する火力発電所及びランジガルに位置する90メガワットの発電能力を有する熱電併給施設を取得することを承認した。

12. 本書中の表において記載されている計数は原則として四捨五入されているが、合計が計数の総和と一致するよう必要に応じて調整されている。
13. 本書には、米国の1995年私的証券訴訟改革法の免責条項で定義された「将来予測に関する記述」が含まれる。かかる将来予測に関する記述は、当社及び当社が属する業界に関する期待、予想、見込み及び見積りに基づいている。かかる将来予測に関する記述は、多くのリスク及び不確実性にさらされている。一般的に、かかる将来予測に関する記述には、「予期する」、「考える」、「予測する」、「期待する」、「企図する」、「するつもりである」、「計画する」、「しようとする」、「すべきである」その他類似の表現を使用している。かかる将来予測に関する記述には、当社の事業戦略に関する考察、並びに市況、将来の業績、利益幅、収益性、流動性及び資本資源に係る見込みを含む。当社の将来予測に関する記述は、合理的な前提に基づくものではあるものの、かかる前提が不正確であることが判明し、結果的にその前提に基づく当社の将来予測に関する記述が著しく不正確となる可能性があるため、これに対するいかなる依拠も、リスク及び不確実性を伴う。前提を不正確にする要素には、以下の事項が含まれるが、これらに限定されない。

F0
6C 亜鉛価格、石油及びガス価格、鉄鉱石価格、銅価格、アルミニウム価格若しくは電力の下落若しくは変動又は亜鉛、石油及びガス、鉄鉱石、銅、アルミニウム若しくは電力の供給増加

F0
6C 当社の亜鉛、石油及びガス、鉄鉱石、銅、アルミニウム又は電力の生産を減少させ、生産コストを増加させる事象

F0
6C 当社の製品の原材料の供給不足又は価格の高騰

F0
6C 当社の採掘地域の採掘権の取得及び維持並びに石油及びガスの生産増加に関する当局からの承認に係る依拠

F0
6C セサ・スターライトの商業発電事業に関連する一般定なりリスク

F0
6C ロンドン金属取引所における金属価格／鉄鉱石価格／電力価格／石油及びガス価格の変動

F0
6C 為替レートの変動

F0
6C 採鉱枠、生産又は供給設備若しくはインフラの供給停止及び／又は費用の増加

- F0
6C パイプライン及びターミナルの建設が予定より延長し、予定通りにいかず、建設費用が見積もりを上回る場合
- F0
6C 鉛亜鉛鉱、銅鉱石又はボーキサイトの経済的に採掘可能な埋蔵量が当社の予測に満たない場合
- F0
6C 事業の拡大、成長の効率的な管理又は戦略の実行に関する当社の能力
- F0
6C 上級経営陣の維持並びに当社の事業を支える熟練者の雇用及び維持
- F0
6C 当社の事業分野に関わる規制、立法及び司法並びに将来的な規制措置及び条件の進展
- F0
6C 亜鉛業界、石油及びガス業界、鉄鉱石業界、銅業界、アルミニウム又は電力業界における競争の激化
- F0
6C インド若しくは周辺地域若しくは当社が営業を行っている地域周辺における政治的又は経済的な不安定性
- F0
6C 世界的な経済状態及び事業状態
- F0
6C 直ちに入手できない可能性のある備品につき、第三者請負業者及び供給業者に依拠することによる費用の増加
- F0
6C 広範囲にわたる環境及び安全衛生規則の遵守
- F0
6C 戦略的買収を成功させる当社の手腕
- F0
6C 当社のグループ構造を簡略化し、グループ会社における非支配持分を減少させる当社の手腕
- F0
6C 当社が関与している未解決の訴訟の結果
- F0
6C 労働組合との良好な関係を維持し、ストライキ及び労働争議を回避する当社の能力
- F0
6C 当社の支配株主であるヴェダント・リソーシズ・ピーエルシーの活動
- F0
6C 当社の事業に将来必要となる資本及び有利な条件による資金の調達の可能性
- F0
6C 当社が現在享受している免税期間、課税の繰延及び免除の制度の継続
- F0
6C 関税率、採掘料、関税及び政府援助の変更
- F0
6C テロリストによる攻撃及びその他の暴力行為、自然災害及びその他の環境条件並びにインド、アジアその他における伝染病の発生及びその他の公衆衛生に関する問題

上記及びその他の要因に関する詳細は、本書中の「第一部―第3―4 事業等のリスク」、「第一部―第3―7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」その他に記載されている。上記及びその他の不確定要因に鑑み、将来予測に関する記述に記載された計画、目標又は業績予想を当社が必ず達成すると結論づけるべきではない。当社は、法律上の要求がない限り、将来的に発生する事象又は状況を反映するために、将来予測に関する記述の記載の変更に関する公表を行うことを約束するものではない。

14. 本書において、別段の記載がある場合を除き、下記の用語は下記の意味を有する。

「AAI」	インドアルミニウム協会（Aluminium Association of India）をいう。
「坑道」	ほぼ水平に掘削された地下道をいう。その一端は地上につながり、地下鉱山での作業を行うために利用される。
「ADRスキーム」	インドの1993年外貨建て転換社債及び普通株式発行（預託証書の仕組みによる）スキーム（Issue of Foreign Currency Convertible Bonds and Ordinary Shares (Through Depository Receipt Mechanism) Scheme, 1993）（その後の改正を含む。）をいう。
「アガワル・トラスト」	アニル・アガワル・ディスクレショナリー・トラスト（Anil Agarwal Discretionary Trust）をいう。
「大気法」	1981年大気汚染防止法をいう。
「合金」	2つ以上の金属の化合物をいう。
「アルミナ」	酸化アルミニウムを少なくとも98%含有し、アルミナ精錬所で煅焼された生成物をいう。
「アルミニウム」	電気の良導体であり、軽量、可鍛性の金属をいう。
「陽極」	電気分解反応において酸化が起こる正極をいう。
「陽極鑄造炉」	粗銅が銅陽極に精錬される鑄造炉をいう。
「陽極分解残留物」	業務用の電気分解において陽極の分解により形成された不溶性の残留堆積物をいう。銅の精錬の場合、かかる残留物から回収される物質に貴金属が含まれる。
「会計原則審議会」	インド会計原則審議会（Accounting Principles Board of India）をいう。
「BALCO」	バーラト・アルミニウム・カンパニー・リミテッド（Bharat Aluminium Company Limited）をいう。
「ボーキサイト」	水和したアルミニウムの酸化物及び水酸化物の混合物から成り、通常、鉄の化合物が混じっている岩石を一般的に指す用語である。ボーキサイトは、アルミニウムを生産するための主要な原鉱である。
「バイヤー法」	ボーキサイト原鉱から純アルミナを抽出する過程をいう。この過程においては、まずボーキサイトを苛性ソーダ溶液の中で加熱し、かかる溶液の中の不純物を取り除き、アルミナを沈殿させる。この沈殿したアルミナをこれに残留する苛性剤を除去するために洗浄し、さらに化合水を除去するために煅焼することで残ったものが純アルミナである。
「選鉱」	掘り出された鉱石を鉱物と廃石に分離することが可能な粒子にまで粉碎する様々な過程をいう。
「バイナニ・ジンク」	バイナニ・ジンク・リミテッド（Binani Zinc Limited）をいう。
「発破孔開設削岩法」	大きく、標準的な形で、急傾斜の鉱体に適した低コスト大量採掘法をいう。鉱体に扇状の形に発破孔を開け、そこに火薬を詰めて爆発させる。破碎した鉱石は荷引ダンプ車又は軌道車によって取り除かれる。
「発破」	地下又は露天掘りの鉱山で鉱石を破碎する技術をいう。
「粗銅」	製錬所において生産され、工業目的で利用されるためにはさらに精練されなければならない粗処理の銅（試金約99%）をいう。この名称は、精練の過程の中で二酸化硫黄及びその他のガスが銅から排出された結果、表面上に大きな気泡が形成されることに由来している。
「ブルック・ハント」	ブルック・ハント・アンド・アソシエイツ・リミテッド（Brook Hunt & Associates Ltd.）をいう。
「改良計画」	既存の施設を改善、変更又は開発するための開発計画をいう。
「ボンベイ証券取引所」又は「BSE」	ボンベイ証券取引所（Bombay Stock Exchange Limited）をいう。

「煨焼」	融点未満の高温まで加熱することにより、水分を蒸発させ、収縮若しくは酸化又は熱分解（加熱されることで1つの化合物が分解して2つ以上のより単純な化合物又は成分になる化学反応）を引き起こすことをいう。
「鑄造」	希望する形の物体を作るために熔融金属を鑄型に流し込む作業をいう。
「陰極」	電気分解反応における負極をいう。銅の精錬では、陰極に精錬された銅が堆積する。アルミニウムの製錬においては、陰極はポット・ライニングとして知られている。
「苛性ソーダ」	アルミニウムの製造において利用される強アルカリの腐食剤をいう。
「CEC」	最高裁判所中央委員会（Central Empowered Committee）をいう。
「CERC」	インド中央電力規制委員会（Central Electricity Regulatory Commission of India）をいう。
「NRI通達」	2000年1月19日付でインド財務省経済課により発行されたNRI通達F第15/7/1999号をいう。
「CIS」	独立国家共同体（Commonwealth of Independent States）をいう。
「インド民事法」	1908年インド民事手続法（The Indian Code of Civil Procedures）（その後の改正を含む。）をいう。
「CLRA」	1970年請負労働（規正及び廃止）法をいう。
「CMT」	カッパー・マインズ・オブ・タスマニア・ピーティーフワイ・リミテッド（Copper Mines of Tasmania Pty Ltd.）をいう。
「石炭」	燃料として使われるために採掘された炭質岩をいう。
「コール・インディア」	インドにおいて石炭を独占する国有企業であるコール・インディア・リミテッド（Coal India Limited）をいう。
「コークス」	コークス工場において加熱されることで揮発性元素が排出された、軟炭から成る燃料源をいう。
「米国証券取引委員会」	米国証券取引委員会（US Securities and Exchange Commission）をいう。
「濃縮物」	輸送及び後の工程を容易にするために、有用な鉱物の濃度を上げるように加工された物質をいう。
「濃縮機」	母岩から鉱物を分離するために鉱石を加工する装置をいう。
「亜鉛含有量」	平均値に合計トンを乗じることによって計算された、鉱床に含まれる金属亜鉛の量をいう。
「転炉」	銅製錬において、銅マットから銅金属を分離するために利用される溶鉱炉をいう。
「銅」	電気の良導体であり、可鍛性が非常に高く、延性のある赤色の金属をいう。
「銅陽極」	銅製錬において、不純物を取り除くためにさらなる精錬工程を経た粗銅をいう。陽極鑄造炉では、銅としておよそ99.0%まで純度を高めるために、粗銅に空気及び天然ガスが吹き付けられる。その後、銅陽極はスラブに鑄造され、電解精錬所に輸送される。
「銅陰極」	銅精錬機の陰極に蓄積される純度99.99%の純銅をいう。
「銅精鉱」	銅含有量が通常24%から40%の間の鉱石における金属含有鉱物を濃縮するための工程である、浮遊選鉱加工による生成物をいう。
「CPSU」	中央政府電力事業体（The Central Power Sector Utilities of India）をいう。

「CRISILリサーチ」	CRISILリサーチ・アンド・インフォメーション・サービスズ・リミテッド（CRISIL Research & Information Services Ltd.）をいう。
「CRISIL」	クレジット・レーティング・インフォメーション・サービスズ・オブ・インディア・リミテッド（Credit Rating Information Services of India Limited）をいう。
「粉砕機」	岩石、鉱石又はその他の原料を粉砕する機械をいう。
「粉砕」	さらなる加工に備えて鉱石が小片に破碎される工程をいう。
「カルカッタ証券取引所」	カルカッタ証券取引所（Calcutta Stock Exchange Association Limited）をいう。
「CSEB」	チャッティースガル州電力庁（Chhattisgarh State Electricity Board）をいう。
「CSERC」	チャッティースガル州電力規制委員会（Chhattisgarh State Electricity Regulatory Commission）をいう。
「預託銀行」	文脈により、シティバンク・エヌエイ（Citibank, N.A.）ムンバイ支店をいう。
「カットオフ品位」	鉱山にとって経済的であると考えられる鉱物の最低等級をいう。カットオフ品位は、特定の鉱床の鉱物理蔵量の計算において利用される。
「非上場ガイドライン」	2003年SEBI（有価証券の非上場）ガイドライン（その後の改正を含む。）をいう。
「鉱床」	十分な掘削、掘割又は坑内作業を行うことにより物理的に区分され、探査又は開発のための費用が賄えることが保証された十分な平均等級の金属が含まれることがわかっている鉱化体をいう。かかる鉱床は、法律的、技術的及び経済的な要因が最終的に解決されるまでは、商業的に採掘可能な鉱体として、又は鉱物理蔵物が含まれるものとしては分類されない。
「金型」	それ自体の形体に基づいて材料を成型するために用いられる工具をいう。
「トン（乾燥質量）」	乾燥質量を表すメートルトンをいう。
「DTC」	ニューヨーク所在のザ・デポジトリ・トラスト・カンパニー（The Depository Trust Company）をいう。
「EIA通告」	2006年インド環境アセスメント通告第1533号(E)をいう。
「EITF」	開示規定緊急問題専門委員会をいう。
「電解」	電流を通すことにより、結合している元素及び化合物を分離する工程をいう。
「電解装置」	電解槽において陽極として浮遊する金属インゴットが、スターター又は陰極として働く同一金属の精製薄板と交互に発生する、金属インゴットの精製処理装置をいう。
「環境アセスメント」	プロジェクトの企画及び設計において、起こり得る問題点が確実に早期の段階で予見及び対処されるよう、開発計画の環境上の影響を予測するために利用される正式な手続をいう。
「EPA」	1986年インド環境保護法をいう。
「EPFA」	1952年インド従業員準備基金及び雑則法をいう。
「ESIA」	1948年インド従業員国家保険法をいう。
「探鉱」	鉱石の探査に関連する試掘、試料検査、地図作成、ボーリング及びその他の作業をいう。
「FASB」	米国財務会計基準審議会をいう。
「FDI」	外国直接投資をいう。

「FEMA」	1999年インド外国為替管理法をいう。
「FIIA」	インド外国投資実施委員会をいう。
「FIPB」	インド外国投資促進委員会をいう。
「FOB」	本船渡し条件をいい、商品が指定された積込港において船舶の柵を通過した時点で売主が交付債務を履行したことになることを意味する。これは、この時点以降、商品の損失又は損害の費用及びリスクを買主がすべて負担しなければならないことを意味する。
「外国機関投資家規則」	1995年SEBI（外国機関投資家）規則（その後の改正を含む。）をいう。
「森林法」	1980年インド森林保護法をいう。
「基本合意書」	特定の商品の供給及び交付に関し、詳細な交付日程及び価格設定条件に将来合意するとの意図を規定した、法的拘束力のない2当事者間の契約をいう。
「FSA」	金融サービス機構をいう。
「亜鉛メッキ加工」	鉄又はスチールをさび止め亜鉛で被覆する工程をいう。
「GAMI」	中華人民共和国の貴陽アルミニウム・マグネシウム・デザイン研究所をいう。
「品位」	鉱石中の金属含有百分率をいう。
「新規開発計画」	これまで未開発の土地においてゼロから構築される新規の開発計画をいう。
「グリッド」	グリッド・コーポレーション・オブ・オリッサ・リミテッド（Grid Corporation of Orissa Limited）をいう。
「総発熱量」	定圧且つ特定の条件の下で、燃料の燃焼（発生する水分が濃縮されて液体となるもの）により発生する熱量をいう。
「有害廃棄物規則」	1989年インド有害廃棄物（管理取扱）規則をいう。
「富鉱」	高品位の鉱石をいう。
「ヒンダルコ」	ヒンダルコ・インダストリーズ・リミテッド（Hindalco Industries Limited）をいう。
「ヒンダスタン・銅」	ヒンダスタン・銅・リミテッド（Hindustan Copper Limited）をいう。
「水和物」	金属の中心に結合又は金属錯塩と共に結晶した水分子を含む化合物をいう。
「HZL」	ヒンダスタン・ジンク・リミテッド（Hindustan Zinc Limited）をいう。
「湿式冶金」	鉱石からの金属の洗脱、抽出並びに沈殿による抽出及び回収等、液体の工程による金属の処理又は鉱石及び精鉱からの金属の分離をいう。
「IBM」	インド鉱山局をいう。
「ICPCI」	インド国際銅振興委員会をいう。
「IDA」	1947年インド労働争議法をいう。
「IFL」	インディア・ホイルス・リミテッド（India Foils Limited）をいう。
「ILZDA」	インド鉛亜鉛開発協会をいう。
「インド所得税法」	1961年インド所得税法をいう。

「INDAL」	インディアン・アルミニウム・カンパニー・リミテッド (Indian Aluminium Company Limited) をいう。
「インドGAAP」	インドにおいて一般に公正妥当と認められている会計原則をいう。
「インドの証券取引所」	インド全国証券取引所及びボンベイ証券取引所を合わせていう。
「インサイダー取引規則」	1992年SEBI（インサイダー取引禁止）規則（その後の改正を含む。）をいう。
「インゴット」	取扱い、保管、輸送、取引又は製錬及び加工の便宜のため、標準化された形状に鑄造された棒又はブロック等の形の金属塊をいい、ロンドン金属取引所先物取引規格等の国際的規格を満たすものが代表的である。
「ISDA」	国際スワップデリバティブ協会をいう。
「ISO」	国際標準化機構をいう。
「IsaSmeIt TM 」	非鉄金属を製錬する技術をいう。
「ISF」	インペリアル製錬炉をいう。
「ISO 14001」	国際標準化機構が1996年に公表した環境マネジメントシステムの国際規格をいう。
「日本募集」	当社の普通株式を表章するADSの日本における上場を伴わない募集をいう。
「JORC法」	オーストラレーシアにおける探鉱結果、金属資源及び埋蔵鉱量の公的報告に関する最低基準、推奨及びガイドラインを定めた金属資源及び埋蔵鉱量の報告に関するオーストラレーシア法をいう。オーストラリア鉱業冶金学会、オーストラリア地質学会及びオーストラリア鉱業協会の共同埋蔵鉱量委員会により策定された。
「Kcal/kg」	単位質量当たりのエネルギー単位である、1 キログラム当たりの1,000カロリー数をいう。
「KCM」	コンコラ・カッパー・マイنز・ピーエルシー (Konkola Copper Mines plc) をいう。
「KVA」	キロボルトアンペアをいう。
「kWh」	キロワット時をいう。
「土地取得法」	1894年インド土地取得法をいう。
「洗脱」	溶媒の中で金属を溶解することにより、溶解性金属化合物を鉱石から抽出する化学工程をいう。
「鉛」	主に亜鉛と結合して鑄造され、導管、ケーブルシース、バッテリー、はんだ、活字合金及び放射能防御に使用される重量、柔軟性、可鍛性、延性を有するが、非弾性の蒼白色の金属元素をいう。
「鉛精鉱」	通常50%から60%の含有率である鉛含有物から精鉱を抽出するための、鉛とその他金属を原鉱石から分離する浮遊選鉱処理による生産物をいう。
「LIBOR」	ロンドン銀行間出し手金利をいう。
「鉱山寿命」	現在の確定埋蔵量から予定生産量（鉱山から抽出される量）を差引いて算出される、鉱山の寿命年数をいう。
「ロンドン金属取引所」	ロンドン金属取引所 (London Metal Exchange Limited) をいう。
「低硫黄重燃料」	硫黄含有率が最大で重量の4.5%の、原油から加工され、電力施設の供給原料として使用される残留燃料をいう。低硫黄含有物は、腐食を抑えることで使用設備又は機械の寿命を延ばし、また二酸化硫黄の排出量を減らすことにより、環境汚染も低下させる。
「ロンドン証券取引所」	ロンドン証券取引所 (The London Stock Exchange Limited) をいう。

「MALCO」	ザ・マドラス・アルミニウム・カンパニー・リミテッド（The Madras Aluminium Company Limited）をいう。
「マット」	通常反射炉内での銅及び鉛の硫化物鉱石の製錬又は銅を含む物質の製錬による生産物をいう。
「MC規則」	1960年鉱業権規則（その後の改正を含む。）をいう。
「MCD規則」	1988年鉱物保護開発規則（その後の改正を含む。）をいう。
「冶金コークス」	高強度且つ比較的大型のマクロ多孔性炭素材を生産するための、最高1400K（ケルビン）（摂氏1127度）での石炭又は配合炭の炭化により生産される冶金コークスをいう。
「MCNV」	モンテ・セロ・コーポレーション・エヌヴィ（Monte Cello Corporation NV）をいう。
「圧延機」	鉱石の処理及び金属の再生又は製錬前の準備加工を行う装置。また、処理の準備段階で、鉱石を粉砕するために使用される回転ドラムをいう。
「鉱床」	十分な数の狭間隔の試錐孔又は十分な総トン数及び更なる探鉱又は開発可能性を保証する鉱石の等級を立証するための地下抽出調査孔が横切る地下鉱化体をいう。鉱床又は鉱化体は、委員会の基準に定めるとおり、検証結果に基づく最終的且つ包括的な経済、技術及び法的実現可能性の検討の結論が出るまで、商業用の採掘可能な埋蔵鉱量（例：推定埋蔵量又は確定埋蔵量）としての基準を満たさない。
「鉱化体」	1つ以上の鉱物を含む、経済的な回収可能性が未だ立証されていない岩石床をいう。
「mm」	ミリメートルをいう。
「MMDR法」	1957年鉱山及び鉱物（開発及び規制）法（その後の改正を含む。）をいう。
「改良サブレベル・ケービング」	地下鉱山の水平トンネルを利用して鉱石を抽出する採掘の手法をいう。通常大規模な急傾斜の鉱体に対し用いられる。
「MoEF」	インド環境森林省をいう。
「モンテ・セロ」	モンテ・セロ・ビーヴィ（Monte Cello BV）をいう。
「MW」	電力を表すメガワットをいう。
「MWA」	1948年インド最低賃金法をいう。
「NALCO」	ナショナル・アルミニウム・カンパニー・リミテッド、インディア（National Aluminium Company Limited, India）をいう。
「ニッケル」	大気温度では強い耐久性と安定性を持つ銀白色の金属をいう。
「非鉄」	鉄又は金属合金以外の、主成分が鉄ではないあらゆる金属をいう。
「NRI」	非居住者であるインド国民をいう。
「インド全国証券取引所」又は「NSE」	インド全国証券取引所（National Stock Exchange of India Limited）をいう。
「NTP」	国家料金政策をいう。
「NTPC」	インドの国営火力発電公社（National Thermal Power Corporation Limited）をいう。
「ニューヨーク証券取引所」	ニューヨーク証券取引所（New York Stock Exchange）をいう。
「OCB」	海外の法人をいう。

「OIDC」	オリッサ・インフラストラクチャー・デベロップメント・コーポレーション (Orissa Infrastructure Development Corporation) をいう。
「OHSAS」	職業的健康安全査定系統をいう。
「OMC」	オリッサ・マイニング・コーポレーション・リミテッド (Orissa Mining Corporation Limited) をいう。
「オンクレーヴ」	オンクレーヴ・ピーティーシー・リミテッド (Onclave PTC Limited) をいう。
「露天掘り鉱山」	完全に表面に露出した鉱山をいう。
「鉱石」	採取が経済的になるのに足りるだけの量、等級及び化学的組成の高価又は有用な鉱物を含む鉱物又は鉱物の総体をいう。
「鉱体」	抽出し、販売して利益をあげることのできる有用な物質の自然な集合体をいう。
「鉱石埋蔵量」	利益をあげて抽出できる鉱物の重量及び等級。データに対する信頼性に応じて、確定埋蔵量と推定埋蔵量とに区分される。
「表土」	露天掘り鉱山において鉱石を覆っている不要な物質をいう。
「酸化物」	通常は表土の風化作用により、その内部において硫化金属が酸化された鉱床の部分をいう。
「PBA」	1965年インド賞与支払法をいう。
「PFIC」	受動的外国投資会社をいう。
「PGA」	1972年インド退職一時金支払法をいう。
「柱石」	鉱山の立坑、壁及び天井を構造的に支えるために残された固形鉱物又はその他の岩石をいう。
「ピッチ」	アルミニウムの溶解工程において必要とされる炭素陽極の製造において、結合剤として使用される植物又は石油由来の粘稠液をいう。
「ポット」	内側が炭素又は黒鉛によって覆われた大きな鋼鉄製の容器をいう。
「既焼成工法」	溶解ポットにおける使用前に焼成された固体炭素のブロックから成る陽極を使用する、アルミニウム溶錬技術をいう。
「貴金属」	金、銀、プラチナ及びパラジウムを含む高価な金属をいう。
「推定埋蔵量」	量及び品位が確定埋蔵量に使用されるのと類似の情報から計算される埋蔵量をいうが、探査、抽出調査及び測定の地点はより間隔が広く又はより適切でなく位置している。確実性の程度は確定埋蔵量に劣るが、測定地点間の連続性を前提とするには十分高いといえることができる。
「プロペルツィCCR」	プロペルツィ連続鑄造・圧延技術をいう。銅棒を生産するためのコンティニュアス・プロペルツィ・エス・ピー・エーの技術をいう。
「PTC」	PTCインディア・リミテッド (PTC India Limited) (旧パワー・トレーディング・コーポレーション・オブ・インディア・リミテッド (Power Trading Corporation of India Limited)) をいう。
「PWA」	1936年インド賃金支払法をいう。
「確定埋蔵量」	(a) 量が露出部分、トレンチ、採掘場又はドリル孔において露出される計算される量から計算され、(b) 品位及び/又は品質が詳細な抽出調査の結果から計算され、且つ(c) 調査、抽出調査及び測定の場所が非常に密接に位置し、規模、形状、深さ及び埋蔵金属の組成が十分に分析できる程度に地質学的特徴を把握して算出される埋蔵量をいう。
「高温冶金方式」	凝固等の物理形成のみを含む金属鑄造とは大きく異なり、一般に化学反応を含み、周囲の条件を超える温度で行われる冶金製錬に関連するものをいう。

「RBI」	インド準備銀行（Reserve Bank of India）をいう。
「復元」	採鉱又は探査活動が完了した後の修復をいう。
「回収率」	冶金処理で回収される有用金属の鉱石における割合をいう。
「精錬所」	金属の精錬が行われる冶金工場をいう。
「精錬」	純金属又は特定の物質との混合物を取得するために行われるマット又は不純金属の精製をいう。
「精錬費」	粗製金属製品の精製について精錬所が請求する費用をいう。
「外為規則」	2000年インド外国為替管理（インド国外の居住者により譲渡又は発行された有価証券）規則（その後の改正を含む。）をいう。
「埋蔵量」	詳細採掘計画又は採掘構想計画を可能とする十分な情報が入手でき、かかる計画が行われている鉱物資源の部分の量をいう。埋蔵量は確定埋蔵量及び推定埋蔵量に分類される。
「RLE」	焙焼、洗脱及び電解採取をいう。亜鉛精鉱がまず硫化物（二酸化硫黄ガスとして排出される。）を除去するために焙焼され、その後洗脱及び電解採取される、多くの湿式冶金方式の亜鉛製錬所で使用されている工程をいう。
「採掘料」又は「ロイヤルティ」	土地の所有者に対して採鉱権者若しくは探鉱又は鉱山の運営者から一定の間隔で支払われる金額をいう。一般に、トン当たりの一定額又は総生産量若しくは利益の割合に基づく。また、特許権を含む工程を使用する権利に対して支払う料金をいうこともある。
「特別追加関税」	インド政府が輸入品に課す特別追加関税をいう。
「抽出調査」	鉱床の典型的な一部分を抽出し、分析することをいう。
「SAT」	インドの証券高等裁判所（Securities Appellate Tribunal）をいう。
「SCR規則」	インド1957年有価証券契約（規制）規則（その後の改正を含む。）をいう。
「SCRA」	インド1956年有価証券契約（規制）法（その後の改正を含む。）をいう。
「SEBI」	インド証券取引委員会（Securities and Exchange Board of India）をいう。
「SEBI法」	1992年インド証券取引委員会法（その後の改正を含む。）をいう。
「電力庁」	州の電力庁をいう。
「SECL」	サウス・イースタン・コールフィールズ・リミテッド（South Eastern Coalfields Limited）をいう。
「SERC」	インドの州電力規制委員会（State Electricity Regulatory Commissions）をいう。
「立坑／斜坑」	鉱体へ到達するために岩石に掘られた垂直な又は傾斜した坑道をいう。通常、労働者及び機材の運搬装置を昇降させる引き上げ装置を上部に有する。
「SICA」	インドの1985年不良会社（特別規定）に関する法律（その後の改正を含む。）をいう。
「SIIL」	スターライト・インダストリーズ（インディア）リミテッドをいう。
「銀」	可鍛性に優れ、化合していない状態又は他の金属と共に自然界に存在する金属をいう。
「スラグ」	製錬の工程において溶融金属から分離するガラス塊をいう。

「澱物」	主たる有用な鉱物の回収後、精錬所から排出される物質をいう。澱物には、多量の金及び銀が含まれる可能性がある。
「製錬所」	精鉱及び鉱石を製錬する冶金設備をいう。
「製錬」	不純物をより軽質のスラグへ分離させ、精鉱から溶融金属を抽出する熱処理をいう。
「回転脱ガス装置」	溶融アルミニウムの処理のためのインライン処理用回転ノズル不活性浮遊式脱ガス／ろ過システムをいう。
「SOVL」	スターライト・オポチュニティーズ・アンド・ベンチャーズ・リミテッド（Sterlite Opportunities and Ventures Limited）をいう。
「スポット市場」	商品が現金で売買され、直ちに引き渡される市場をいう。
「SRK」	独立コンサルティング会社であるSRKコンサルティング（サウスアフリカ）ピーティーワイ・リミテッド（SRK Consulting (South Africa) Pty Ltd）、SRKコンサルティング（UK）リミテッド（SRK Consulting (UK) Ltd）及びステッフエン・ロバートソン・アンド・キルステン（オーストラレーシア）・ピーティーワイ・リミテッド（Steffen Robertson and Kirsten (Australasia) Pty Ltd）をいう。
「スターライト・エナジー」	スターライト・エナジー・リミテッド（Sterlite Energy Limited）をいう。
「スターライト・ゴールド」	スターライト・ゴールド・リミテッド（Sterlite Gold Limited）をいう。
「STL」	スターライト・テクノロジーズ・リミテッド（Sterlite Technologies Limited）（旧スターライト・オプティカル・テクノロジーズ・リミテッド（Sterlite Optical Technologies Limited））をいう。
「ストリップ鑄造」	溶融鉄を2機の回転ローラーの間で鑄造し、熱延ストリップへと凝固させる技術をいう。
「剥土比」	鉱山の表土中において1単位の鉱石の採掘のために除去しなければならない廃棄物の単位数をいう。
「剥土」	鉱石を露出させるため表土を除去する工程をいう。
「送配電」	送電及び配電をいう。
「鉱滓ダム」	鉱滓の削減のため、周辺流域へ排水する前に重金属の沈殿又はシアン化物の破壊に要する時間をとることを主な機能とする、低地に存在する窪地をいう。
「買収規則」	1997年SEBI（株式大量取得及び買収）規制（その後の改正を含む。）をいう。
「TCM」	サランガ・カッパー・マインズ・ピーティーワイ・リミテッド（Thalanga Copper Mines Pty Ltd）をいう。
「製錬費及び精錬費」	鉱山から採掘された銅精鉱を製錬及び精錬して銅金属へ加工する際に、製錬所及び精錬所が課す製錬費及び精錬費をいう。
「TNPCB」	タミル・ナードゥ州汚染管理委員会（Tamil Nadu Pollution Control Board）をいう。
「製錬費」	販売可能な金属を生産するため、精鉱を製錬の工程を経て処理させる際に鉱業会社が支払う費用をいう。
「ツイン・スター」	ツイン・スター・ホールディングス・リミテッド（Twin Star Holdings Limited）をいう。
「UMPP」	インドの巨大発電プロジェクトをいう。
「米国GAAP」	米国において一般に公正妥当と認められた会計原則をいう。

「ヴェダント」	ヴェダント・リソーシズ・ピーエルシー (Vedanta Resources plc) をいう。
「ヴェダント・アルミニウム」	ヴェダント・アルミニウム・リミテッド (Vedanta Aluminium Limited) をいう。
「LTIP」	ヴェダント長期インセンティブプラン (Vedanta Long-Term Incentive Plan) をいう。
「垂直クレーター後退式技術」	水平な鉱石の板を、大きな直径を有する内孔ドリルのみを用いて、鉱石ブロックを採掘する下部開口部へと落とす、比較的新しい発破孔による採掘方法をいう。
「垂直スタッド自焼成陽極工法」	鉄棒（スタッド）をモノリシック構造の陽極の先端に挿入することにより自焼成陽極へ電流を流す、ゾーダーベルク工程を用いる一次アルミニウム還元の方法をいう。
「ヴォルカン」	ヴォルカン・インベストメンツ・リミテッド (Volcan Investments Limited) をいう。
「VRHL」	ヴェダント・リソーシズ・ホールディングス・リミテッド (Vedanta Resources Holdings Limited) をいう。
「廃石」	経済的な採掘のための十分な品位及び／又はその他の鉱石の特性を欠く岩石をいう。
「水質法」	1974年インド水質汚濁防止法をいう。
「水質税法」	1977年インド水質汚濁防止税法をいう。
「WCA」	1923年インド労災補償法をいう。
「亜鉛」	閃亜鉛鉱（最も一般的な亜鉛の鉱石鉱物である硫化亜鉛鉱物）等様々な鉱物に存在する蒼白色で硬質の金属をいう。
「亜鉛精鉱」	通常亜鉛分を45%乃至60%含む、浮遊選鉱工程によって得られる生産物をいう。
「ジニフェックス」	ジニフェックス・リミテッド (Zinifex Limited) をいう。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

1【会社制度等の概要】

(1)【提出会社の属する国・州等における会社制度】

インド共和国の会社制度

当社を規律する法的枠組みは、インド共和国の2013年会社法（その後の改正を含む。）（以下本項において「会社法」又は「法」という。）である。以下は、会社法の主要な規定の要約である。

「公開会社（public company）」とは、閉鎖会社（private company）ではない会社であり、かつ最低払込資本額が50万ルピー（又はそれ以上の払込資本額であることが別途規定されている場合はその額）以上であることが付属定款に記載されている会社を意味する。

「閉鎖会社」とは、最低払込資本額が10万ルピー（又はそれ以上の払込資本額であることが別途規定されている場合はその額）以上であることが付属定款に記載されている会社であり、(a)株式の譲渡を制限し、(b)一人会社である場合を除いて株主数を200名までに制限し、(c)当該会社の有価証券の一般公衆に対する引受の勧誘を禁止する会社をいう。

公開会社の設立には、基本定款（以下「基本定款」という。）に署名する7名以上の引受人が必要である。基本定款には、公開会社の場合には末尾に「リミテッド（Limited）」と記載された会社の商号を、閉鎖会社の場合には末尾に「プライベート リミテッド（Private Limited）」と記載された会社の商号を記載しなければならない。当該会社の登記上の事務所が置かれる州及び当該会社の目的も記載しなければならない。会社の基本定款にはまた、株主の責任が有限又は無限であること及び基本定款の各署名者の持株数についても記載することを要する。会社の付属定款には、当社の経営に関する制限が含まれており、また別途規定する事項についても定められている。会社の基本定款と付属定款は、基本定款の全ての署名者によって署名され、当該署名は法の定めに従った方法で行われる。会社登記官は、提出された書類及び情報をもとに、全ての書類と情報を登記し、提出を行った会社が法のもとで設立された旨の記載がある、定型の設立証明書を発行する。上記の書類が要件を充足していると判断された場合、登記官は、設立証書を発行し、かかる証書に記載された設立日をもって会社は法人格を取得する。公開会社は、営業を開始する前に開業証明書を取得しなければならない。

会社の基本定款及び付属定款は、法の規定に従い株主総会の特別決議によって改正することができる。株式による有限責任会社の株式資本は、(a)普通株式資本及び(b)優先株式資本の2種類のみに限られる。

「普通株式資本」とは、株式会社における優先株式資本以外のあらゆる株式資本を意味する。

「優先株式資本」とは、株式会社における会社の発行済株式資本のうち、(a)配当の支払に関し固定金額又は固定率による優先権が付されていること、及び(b)清算による資本の返還又は資本の返済についても優先的権利を有していることをいう。

会社は、その登記上の事務所に適切な会計帳簿を備置しなければならない。会社の会計帳簿には、以下の取引を記帳することを要する。

- F0C 会社が受払したすべての金銭の額及びかかる受払が行われた事由
- F0C 会社による財貨及び役務のすべての販売及び購入
- F0C 会社の資産及び負債
- F0C 法148条に規定されている種類の会社の場合は、同条に規定されているコスト項目

会計帳簿は、以下の条件を満たさなければならない。

- F0C 全ての会計年度の会計帳簿、それに関連する全ての帳簿、書類及び財務諸表は、会社又は支店及び事務所（もしあれば）の状況を真実且つ公正に概観し、本社及び支店の取引を説明するものであること
- F0C かかる帳簿は、発生主義により複式簿記の方式で記帳されること

会社はまた、各財務諸表について、法の規定に従って通知される会計基準に従って、会社の状況を真実且つ公正に概観したものを作成しなければならない。会社は、定時株主総会によって正式に承認された連結財務諸表（もしあれば）を含む財務諸表の写しを、法によって財務諸表に添付が必要とされている全ての書類と共に、これらが定

時株主総会に上程された日から30日以内に、登記官に対しこれらの書類の写しを提出しなければならない。これらの書類は、営業時間内に当社の本社において一般公衆の誰でもこれを閲覧することができ、かつ登記官の事務所に於いて所定の手数料を支払えば、一般公衆の誰でもこれを謄写することができる。

「(2) 提出会社の定款等に規定する制度」においても法の一定の事項について記述しているので、同項も参照されたい。

株 主

会社は定時株主総会を、前の定時株主総会から15ヶ月以内に開催しなければならない。ただし、第1回目にかかる定時株主総会は、最初の事業年度の終了日から9ヶ月のうちいずれかの時点で開催することができ、その他の場合事業年度の終了日から6ヶ月の期間内に開催することができる。一定の状況においては、登記官により定時株主総会の開催について3ヶ月の延長が認められることがある。以下の事項は、定時株主総会の通常の議題である。

⑥ 財務諸表、取締役会報告書、監査人報告書の検討

⑥ 配当の宣言

⑥ 退任取締役の後任者の任命

⑥ 監査人の任命及びその報酬の決定

定時株主総会以外の株主総会は、臨時株主総会である。臨時株主総会は、通常、取締役会が招集することを妥当であると判断した時に、取締役会により招集される。臨時株主総会で審議される議題は、すべて特別の議題である。株主総会の招集通知は、原則として、総会開催日の21日以上前に送付されることを要する。定時株主総会の招集通知には、会社の年次決算書、取締役報告書及び監査報告書を添付しなければならない。

株主総会に出席し、議決権を行使することのできる株主は、議決権行使代理人（会社の株主である必要はない。）を通じて当該総会に出席することができる。定足数とは、総会が有効に成立するために当該総会に出席しなければならない株主の最低人数である。会社の付属定款には、もしその出席がなければ総会が無効であるとみなされる定足数を定めることができる。公開会社の場合、付属定款がより多い定足数を定めている場合を除き、(a)株主総会の開催時点における株主の人数が1,000名を超えない場合、5名の株主の直接出席が、(b)株主総会の開催時点における株主の人数が1,000名超で5,000名以下の場合15名の株主の直接出席が、(c)株主総会の開催時点における株主の人数が5,000名を超える場合、30名の株主の直接出席が株主総会の定足数となる。他方、閉鎖会社の場合、2名の株主の直接出席が株主総会の定足数となる。

株主総会の決議は、通常、普通決議により（すなわち、本人自らか又は議決権行使代理人を通じてかにかかわらず、当該総会に出席し、議決権を行使する株主の過半数により）採択される。権利を有する株主が投票した賛成票が、反対票の数の3倍を下回らない場合、株主総会決議は特別決議となる。

定時株主総会において決議が行われる場合、投票による決議が請求された場合又は電磁的方法により決議が行われる場合を除いて、挙手によって決議がなされ、株式を保有し投票権を有し、かつ株主総会に出席した株主ごとに1票が付与される。投票による場合、株式を保有し投票権を有し、本人又は代理人が株主総会に出席した各株主の投票権は、支払済株式資本における当該株主の支払済株式資本の割合と同一の割合において付与される。株主総会決議において、挙手によって決議を行う旨の宣言がなされる前に、議長によって投票制を採用することが指示されるか、総議決権の10分の1以上の議決権を有している単独又は複数の株主又は合計50万ルピー（別途規定されている場合はその額）以上の払込資本を有している単独又は複数の株主の請求による場合、投票制が採用される。

国内証券取引所との改正上場契約の規定によると、全ての上場会社は株主に対し、当該株主が株主総会において議決権を行使するに当たって、電磁的方法による議決権行使の機会を与えるか、郵便投票による議決権行使の機会を与えることが要求されている。

経営管理

公開会社には少なくとも3名以上の取締役及び非公開会社の場合は2名以上の取締役を置かなければならないとされ、その上限はいずれの会社においても15名である。会社の取締役は、総称して「取締役会」と称される。自然人のみが、会社の取締役として選任されることができる。付属定款にすべての取締役が毎期の定時株主総会で退任すべき旨の定めがある場合を除き、会社の取締役総数の3分の2以上が(a)輪番制により任期が決定され、(b)法に明示的に別段の定めがある場合を除き、株主総会で会社により任命されなければならない。残余の取締役もまた、株主総会で会社により任命されることを要するが、付属定款に別段の定めがある場合はこの限りでない。最初の定

時株主総会及びそれ以降の毎定時株主総会において、その時点におけるかかる取締役の3分の1が輪番制により退任する。取締役が上記に従い退任する定時株主総会において、会社は、退任取締役又はいずれか他の者を取締役に任命することにより欠員を補充することができる。

会社は、普通決議により、取締役をその任期の満了前に解任することができる。ただし、かかる規定は、会社が、法の規定のもとで付与された、取締役総数の3分の2以上を比例代表原則にしたがって任命するオプションを採択した場合は適用されない。

法の規定に従うことを条件として、会社の取締役は、当該会社が行使し、実行することを授權されているすべての権限を行使することができ、またかかるすべての事柄を行うことができる。ただし、取締役会は、法又は他の法令若しくは会社の基本定款若しくは付属定款その他により、会社が株主総会で行使し又は行うべきと指示又は要求されている権限又は行為若しくは事柄については、これを行行使し又は行うことはできない。

取締役会は、会社を代理して以下の権限を行使するものとし、またこれを行行使する場合は取締役会で可決された決議によってのみ行うものとする。

- (a) 株主の保有する株式について未払込である金銭につき株主に払込請求を行うこと
- (b) 有価証券の買戻しを承認すること
- (c) インド国内外において社債等の有価証券を発行すること
- (d) 金銭を借入れること
- (e) 会社の資金を投資する権限
- (f) 貸付を行い、当該貸付に関して保証又は担保設定を行うこと
- (g) 財務諸表及び取締役会報告書を承認すること
- (h) 経営の多角化を行うこと
- (i) 合併及び組織再編を承認すること
- (j) 他社を買収し、支配権又は相当数の株式を取得すること
- (k) その他別途定められている事項

ただし、取締役会は、取締役会で可決された決議により、取締役会の委員会、マネジング・ディレクター、マネジャー、会社の他の主要な役員、支社の場合はその支社長に対して、当該決議に定める限度で且つ取締役会が定めることのある条件に従って、上記(d)から(f)に定める権限を委譲することができる。

(2) 【提出会社の定款等に規定する制度】

(a) 概要

当社は、1975年9月8日に「レインボー・インベストメント・リミテッド (Rainbow Investment Limited)」という商号の公開会社として、インド共和国西ベンガル州コルカタに設立された。当社の商号は、その後、1976年10月19日に「スターライト・ケーブルズ・リミテッド (Sterlite Cables Limited)」へ、そして1986年2月28日に「スターライト・インダストリーズ (インディア) リミテッド (Sterlite Industries (India) Limited)」へと変更された。2013年8月17日に有効となった組織再編取引に基づき、当社の名称はセサ・スターライト・リミテッドに変更された。当社の名称に変更する設立証書は、2013年9月18日にインドの会社登記官に提出された。当社の会社認証番号はL13209GA1965PLC000044である。当社の登記上の本店は、現在、インド共和国403 001、ゴア州パナジ、パット、20 EDC コンプレックス、セサ・ゴール (Sesa Ghor, 20 EDC Complex, Patto, Panaji, Goa 403 001, India) に置かれている。当社の株主名簿は、登記官及び株式譲渡代理人であるハイデラーバードにあるカービー・コンピューター・シェア・プライベート・リミテッド (Karvy Computer Share Private Limited) の事務所において保管されている。

インドの法人を統治している法的枠組みは、現在、1956年会社法の一部の規定を改正した2013年会社法による。2013年会社法の条文は、段階的に通知される。2013年会社法の下で通知されていない条文は、引き続き1956年会社法に基づいて統治されるものとする。したがって、当社を統治する法的枠組みは、1956年会社法であり、通知のある条文については2013年会社法（その後の改正を含む。）により解釈する（以下「インド会社法」という。）。

当社の活動は、当社の基本定款及び付属定款によって規制されている。当社の基本定款及び付属定款は改訂された。当社の活動は、株主、マドラス高等裁判所及びボンベイ高等裁判所ゴア法廷により承認され、2013年8月17日

に有効となった組織再編取引に基づき、基本定款及び付属定款に加えて、インド会社法、SCRA、1957年有価証券契約（規制）規則（その後の改正を含む。）等の一定の法律による規制を受ける。

当社の基本定款及び付属定款は、当社が現在行っている活動及び将来的に行うことを意図している活動に加えて、現段階では行う意図がない活動を含む、幅広い活動を行うことを許容している。当社の目的は、基本定款の第3条に規定のとおりである。

(b) 株式資本

当社の授権株式資本は、1株当たり額面金額が1ルピーの株式51,260百万株からなり、51,260百万ルピーである。2014年3月31日現在の当社の発行済株式資本は、1株当たり1ルピーの株式2,965,004,871株から成り、2,965.004百万ルピーであった。当社の発行済資本合計のうち0.33百万株は、未だ発行されておらず、係争中の間は当社に割当てられている。

2014年3月31日現在、1株当たり額面金額が1ルピーの株式2,964,674,487株が発行済みであり、このうち249,110,480株はADSの形式で62,277,620株保有されている。各ADSは株式4株を表象する。

2009年10月29日、当社は元本総額500百万米ドルの転換優先債券（以下「転換優先債券」という。）の募集を完了した。転換優先債券はADSへの転換が可能であり、転換価格は組織再編取引の効力に従い、1ADS当たり約38.88米ドルである（場合により修正の対象となる。）。組織再編取引の効力発生前の転換価格は、1ADS当たり23.33米ドルであった。これらの転換優先債券は2014年10月30日を満期とし、適用金利は年率4.0%である。2014年3月31日現在、500,000の転換優先債券が発行済みであった。

2009年10月30日、当社は追加で500百万米ドルの転換優先債券を発行した。これらの転換優先債券は、額面金額が100,000米ドルの転換優先債券につき、13,837.64普通株式の転換価格（普通株式1株につき約7.23米ドルの転換価格に等しい。）にて、保有者の選択により、セサ・スターライトの普通株式に転換可能である。これらの転換優先債券は、転換、買戻し又は償還されない限り、2014年10月31日に満期となる。

セサ・スターライトは、2012年10月30日以降いつでも（一定の条件の下で）これらの転換優先債券を償還するオプションを有する。2014年3月31日現在、216.8百万米ドルの転換優先債券が発行済みであり、その他の転換優先債券は既に株式に転換された。

(c) 資本又は当社の基本定款及び付属定款の変更

インド会社法及び当社の基本定款に基づき、当社は、株主総会における若しくは郵送による投票による普通決議又は特別決議により、以下の事項を行うことができる。

- F0C 株主総会の指示又は取締役会の決定により、権利若しくは特権を伴う株式資本の増加又は既存株式に関連する権利若しくは特権の変更
- F0C 配当並びに当社の資産の分配における優先権若しくは限定権付株式及び当社の株主総会における議決権付株式の発行
- F0C 当社の株式若しくはその一部を分割又は統合し、株式の分割又は併合を決定した決議により、かかる分割又は統合の結果による株主間で、かかる株式のうち1つ又は複数の株式が、配当、資本又はその他について、他と比べて優先権又は特権を有するものとする決定をすることができる。
- F0C 会社の選択により、発行日より10年の期間が満了する日又はそれまでに償還されるべき優先株式の発行
- F0C 株式の全部又は一部の、額面金額が小さく多数の株式への分割
- F0C 払込済株式の不定額面株式への転換並びに不定額面株式のあらゆる額面金額及び数の払込済株式への再転換
- F0C 2013年会社法第54条に規定された条件による既発行株式クラスの功労株式株の発行
- F0C 決議日において引受け又は引受けの合意がなされなかった株式の消却及びかかる消却株式相当分の授権株式資本の減額
- F0C 発行済株式資本の減少
- F0C 基本定款又は付属定款の変更

当社の付属定款及び適用あるインド会社法の規定に従い、株式（当社の増加株式資本の一部を構成する株式を含む。）は、当社取締役の支配下に置くものとし、当該取締役は、これを取締役が適切であると考える者、割合、条件及び時期に分配又は処分することができ、すべての権限を有する株主総会における当社の措置に従い、すべての者に（2013年会社法第52条及び第53条の規定に従い）当社のいかなるクラスの株式もプレミアム、額面金額又は割

引のいずれかにより請求又は割り当てられるオプションを、取締役が適切であるとする時期及び判断において行使可能とする。

(d) 取締役

付属定款によれば、取締役は、資格株を保有することを要求されていない。取締役会の規定によれば、常勤取締役の退職年齢は70歳である。非業務執行取締役の退職について年齢に関する要件はない。

当社との間で又は当社を代表してなす契約、取り決め又はその提案について直接的又は間接的に利害関係を有する取締役は、取締役会でその利害関係を開示する義務を有し、かかる利害関係を有する取締役は、その利害関係を有する契約、取り決め又はその提案に関する議論又は決議に参加しないものとする。さらに当社は、直接又は間接を問わず、中央政府による事前の承認なしに、取締役に対して、融資を行うこと又は第三者の融資に関する保証若しくは担保の提供を行うことを禁止している。

(e) 株主総会

株主総会には、定時株主総会及び臨時株主総会の2種類がある。当社は、毎事業年度末から6ヶ月以内に定時株主総会を開催しなければならない。前回の定時株主総会と当該定時株主総会との間の期間が15ヶ月を超えないようにしなければならない。特別な状況においては、当社の要請により、登記官はかかる期間を延長することができる。臨時株主総会は、当社の取締役の裁量により、又は議決権を保有している日現在において、当社の払込済資本の10.0%以上を保有している株主の要請により、いつでも開催することができる。株主総会を招集するための書面又は電子方式による通知は、総会の開催日、時間、場所及び議題を明記した上、総会予定日の少なくとも21日前までに株主に提示されなければならない。かかる21日前までの書面による通知の要件は、かかる総会で議決権を有する95.0%以上の株主により21日未満の事前通知への書面又は電子方式による承諾を得られた場合は免除される。株主総会は通常、当社の登記上の本店において開催される。定足数を満たす株主が株主総会に出席している場合にのみ議題が審議される。出席する権利及び決議に対する議決権を有する者30名の出席が株主総会の定足数となる。

定時株主総会は、当社の付属定款及びインド会社法に規定されるすべての問題（以下を含む。）を取扱い、処理する。

 当社の年次財務書類並びに取締役及び監査役による報告の検討

 取締役の選任及び再任

 監査役の選任及びその報酬の決定

 配当の承認

 通知に記載されたその他の議題に関する審議

(f) 株式分割

インド会社法は、会社の付属定款が、その株主総会における普通決議によって会社にその株式を分割する権限を付与している場合、株式を分割することができる旨規定している。

当社の付属定款は、株主総会において当社の基本定款を変更し、当社の株式のすべて又は一部を、基本定款において設定されている額面金額より低い額面金額のより多数の株式へ分割することを認めている。

(g) 議決権

各株式に付される議決権行使に関する特別の条件に従い、議決権を有するすべての株主（正当な権限を有する代表者が出席している法人も含む。）は、本人が出席する株主総会において、挙手による決議を行う場合は1名につき1票を有するものとし、本人又は代理人が出席している株主総会において、議決権数による投票の場合は株式1株につき1票を有する。共同所有の場合、その保有者のうち1名しか投票できず、誰が投票するかの選択がなされていない場合には、共同所有の優先者本人又はその代理人による投票をもって、その他の共同所有者による投票は除外されるものとする。優先者は、株主名簿に氏名が掲載された順番により決定される。

2013年会社法及び証券取引所との間に締結した上場契約によれば、上場会社は、株主総会における決議は、電子投票によって行われなければならない。かかる方法による投票を行うことができない株主については、投票用紙による現物投票が株主総会において行われる。投票の場合、本人又は代理人が出席している株主の議決権数は、当社

の払込済資本の合計に対する株式の払込済資本の割合に比例する。同票の場合、通常、当社の取締役会の議長である総会の議長が、決定票を投じる権利を有する。

株主は、保有するすべて又は特定の数の株式に関し、すべての株主総会（又はすべての種類株主総会）において、自己を代理して議決権数による投票を行う者（株主か否かを問わない。）を任命することができる。株主は、自己を代理して行為する者として2名以上を任命することができ、かかる者は、その者を代理人として指名した文書において指定された株式数に応じて株主の代理人として行為する。代理人に任命されたすべての者は、50名以下及び議決権付株主資本合計の10.0%以下を保有する株主の代理として行為するものとする。当社の議決権付株式資本合計の10.0%を保有する株主は、1名の者を代理人として任命することができ、この場合には、かかる株主の代理人に任命された者は、その他のいかなる者の代理人又は株主として行為することはできない。代理人の任命に係る文書は、株主総会が開かれる少なくとも48時間前までに、また、議決権数による投票が行われる場合には、投票が行われる時刻より少なくとも24時間前までに当社の登記上の本店に届けられなければならない。株主が2名以上の者を代理人として任命した場合、代理人を任命する各文書において、株主が保有する株式のうち当該代理人が権利行使を委任される株式数を明記しなければならない。代理人は総会における発言権を持たず、議決権数による投票以外には投票を行う権限を有しない。法人株主もまた、自らを代表して株主総会に出席し、議決権を行使する代表者を任命することができる。かかる代表者は代理人としては認識されず、当該代表者を選任した株主と同様の権利を有し、総会において発言し、株主の保有株式数に応じて挙手及び議決権数による投票において議決権を行使することができる。

付属定款及び2014年会社（株式資本及び社債）規則（その後の改正を含む。）によると、インド会社法は、会社が上記の規則及びインド会社法に従うことを条件として、権利の内容が異なる株式を発行することを認めている。

(h) 定足数

当社の付属定款は、株主総会のための定足数を、議決権を有する少なくとも株主5名の出席と定めている。2013年会社法によると、総会の当日現在における議決権を伴う株主の数が5,000人を上回る場合、株主総会の定足数は、少なくとも30名の株主の出席としている。かかる場合、インド会社法は、付属定款の規定に優先するものとする。

(i) 株主決議

普通決議は、株主総会において議決権を有する当社の株主の過半数の本人又は電子的手段によるか、代理人又は投票による賛成票をもって採択される。

特別決議として決議を提案する意向が、決議を行う株主に対する株主総会の招集通知又はその他の通告において正式に明記されている場合、決議は特別決議とする。議決権を有する株主による反対決議が本人若しくは電子的に又は代理人により株主総会において行われる場合、特別決議は、かかる反対決議の票数の3倍以上の賛成票及び決定票をもって採択される。インド会社法は、付属定款を変更するには、かかる変更を承認する特別決議が株主総会において成立しなければならない旨を規定している。一定の事項に関する変更（会社の商号の変更、株式資本の減少、特別な種類株式に係る権利の内容の変更、新規事業を開始するための株主以外の者に対する新株引受権なしの追加株式の発行又は借入金若しくは社債の株式への転換、及び会社の解散を含む。）には、特別決議が必要とされている。

さらに、2014年会社（経営及び管理）規則は、以下に記載する特定の決議は、郵送による投票によってのみなされなければならない旨規定している。

F0 定款における目的の変更

F0 閉鎖会社を構成するために会社の定款に含めることが義務付けられている条項を付属定款に挿入又は削除する変更

F0 都市、町又は村の制限地域外への登録事務所の変更

F0 会社が資金調達を行い、未だ充当していない手取金の目的の変更

F0 2013年会社法第43条(a)(ii)に基づく議決権、配当その他に関する権利の内容が異なる株式の発行

・ 2013年会社法第48条に規定されている種類株式、社債又はその他証券に付随する権利の権利変更

・ 株式の買戻し

・ 2013年会社法第151条に基づく取締役の選考

2013年会社法第180条(1)(a)に規定されている会社事業のすべて（又は実質的すべて）の譲渡

2013年会社法第186条(3)が規定する上限を超える融資、担保又は証券の提供

(j) 配当

インド会社法の下では、取締役会が配当の支払いを提案しない限り、株主は株主総会において配当の宣言を行う権限はない。取締役会はまた、株主による承認を必要とすることなく中間配当を宣言することができる。会社は、取締役会が提案し、各事業年度末から6ヶ月以内に開催される定時株主総会において過半数の株主により承認された配当を支払う。株主は、取締役会により提案された配当の額を減額することはできるが、増額することはできない。上場会社は、1株基準で支払われた配当金に限り、その宣言及び開示を行うことが義務付けられている。取締役会により提案され、株主総会において株主により承認された配当金は、自己が保有する払込済株式の払込金額に比例して株主に分配され支払われる。インド会社法は、同じ種類株式の株主は配当に関し同等の取扱いを受けなければならない旨規定している。配当金は、定時株主総会の日若しくはその前に又は登録株主若しくはその銀行の指示に従い設定される基準日における登録株主に対して現金、ワラントに対する小切手又は電子方式によって支払われる。いかなる株主も、当該株主持分の未払請求に関し、担保権が設定されている場合は、配当金に対する権限を持たない。

これらの分配及び支払いは、定時株主総会で配当の宣言に関する決議が承認された後30日以内に、株主に対して支払われなければならない。宣言された配当は、かかる配当の宣言がなされた日から5日以内に独立した銀行口座に預託されなければならない。かかる配当の宣言から30日以内に支払われず又は請求がなされなかった配当は、かかる期間の終了後7日以内に、すべて指定された銀行の未払配当のための特別口座に送金されなければならない。当社は、未払配当口座への送金から90日以内に、名前、判明している最後の住所及び各人に支払われる未払配当を含む声明を作成し、当社のウェブサイト及びかかる目的のために中央政府により承認されたその他のウェブサイトにおいても発表するものとする。未払配当口座に送金された日から7年間支払われず又は請求がなされなかった配当については、発生した利息とともに、かかる詳細を含む声明と併せて投資家教育保護基金に送金されるものとする。また、未払又は未請求の配当が送金されたすべての株式は、かかる基金名義で、規定の詳細を含む声明とともに、当社により譲渡されるものとする。

2013年会社法の下では、事業年度における配当は、2013年会社法に規定された方法による減価償却費の控除後、当該事業年度の収益若しくは前年度の未処分利益又はその両方から支払われるものとされている。2013年会社法及び2014年会社（配当の宣言及び支払い）規則は、いかなる年でも利息の充実又は欠如が発生する場合には、会社は以下の要件に従って、余剰金より配当を宣言することができる。すなわち、

当該年度の収益が配当（中間配当を含む。）を宣言するには不十分な場合、かかる年度の配当は以下の要件に従って、当社が積み立てた留保利益から宣言し支払うことができる。

宣言される配当の割合は、当該年度の直近の3年間に於いて宣言された配当の割合の平均を超えてはならない。

かかる留保利益から引出される合計額は、直近の監査済財務書類に記載されている当社の払込済株式資本及び任意準備金の合計の10分の1を超えないものとする。

引出される金銭は、株式に関する配当を宣言する前に、まずは配当が宣言された当該事業年度に被った損失を填補するために使用されるものとする。

かかる引出し後の準備金の残高は、直近の監査済財務書類に記載されている払込済株式資本の15.0%を下回ってはならない。

過年度に処理しなかった過去の繰越損失及び繰越減価償却費を、当社の今期の利益と相殺するまで、会社は配当金を宣言しないものとする。

当社は、事業年度において配当の宣言を行う前に、当社の準備金として適切であると考える当該事業年度の利益のうち一定の割合を移転することができる。

(k) 清算時における資産の分配

インド会社法に従い、従業員、法定債権者、税務当局、有担保債権者及び無担保債権者並びに優先株式の保有者（順不同である。）に対して支払いが行われた後、すべての残余財産は、当社の株主間で、清算が開始された日時点における持株の払込済額又は払込済として計上されている額に比例して分配される。

(1) 株式の譲渡

インド会社法の下、公開会社の株式は、当該譲渡が適用法又はインド証券取引委員会（Securities and Exchange Board of India）（以下「SEBI」という。）若しくは1985年不良会社（特別規定）に関する法律（その後の改正を含む。）に違反しない限り、自由に譲渡可能である。譲受人の氏名が株主名簿に記載されるまでは、譲渡人が当該株式の保有者とみなされる。

株式が株券の形で保有されている場合、当社は、正しく記入された株式譲渡証書と当該株券の提出を受けた上で、また、株券が存在しない場合には、適式に捺印された株式譲渡証書と譲渡株式についての株式割当書の提出を受けた上で、株主名簿に株式が譲渡された旨を登録する。電磁的譲渡においては、預託機関が、購入者の氏名をその名簿に実質所有者として登録することによって株式を譲渡する。これを受けて当社は、預託機関の名称を、株式の登録名義人として株主名簿に登録する。実質所有者は、すべての権利及び利益を付与されており、預託機関が自己のために保有する株式に付随する義務を負担する。

預託機関を通じて保有される株式は、SEBIにより定められた規則に基づき、登録株式又は電子的株式の形で譲渡される。これらの規則は、預託機関及びその参加者の機能を規制し、名簿の作成及び維持の方法並びに本システムが採るべき保全措置を規定している。

SEBIは、すべての投資家に関し、当社の株式の取引又は決済においては登録株式の形態をとらなければならないものとしている。ただし、証券取引所で取引されない場合及び証券取引所に報告する必要のない取引については別とされている。登録株式の譲渡においては、売主及び買主の両方が、1996年預託機関法の下で設置された預託機関によって指名された参加者に口座を開設することが必要とされる。参加者に口座を開設するための費用、各取引に係る取引費用及び各口座に保有されている有価証券の預託費用は、それぞれの参加者の運用により異なる。

預託機関は、買主の氏名を株式の実質所有者として名簿に登録することにより株式の譲渡を行う。これを受けて、当社は、預託機関の名称を、株式の登録名義人として当社の名簿に登録する。実質所有者は、預託機関が保有する株式に関する責任と共に、すべての権利及び利益を付与される。当社の預託機関により保持されている実質所有者名簿は、1996年預託機関法に基づく当社の株主名簿及び社債原簿とみなされる。預託機関を通じて保有されている実質的所有権の譲渡は、印紙税を免除される。かかる目的のため、当社はナショナル・セキュリティーズ・デポジトリ・リミテッド（National Securities Depository Limited）及びセントラル・デポジトリ・サービス・インディア・リミテッド（Central Depository Services India Limited）と預託サービスに関する契約を締結した。

ADSの引渡しに際して株式が預託銀行から引出された場合、登録株式を保有するための要件はADSの保有者にも該当する。株式を引出すADSの保有者は、インド市場において株式の取引を行うためには上述の手続に従わなければならない。

当社の付属定款は、株式の譲渡に一定の制限（特定の状況において、取締役会に当社が発行した株式又はその他の有価証券の名義書換若しくは譲渡承認を拒否する権限を付与することを含む。）を規定している。当社の株式が上場されているボンベイ証券取引所（Bombay Stock Exchange Limited）及びインド全国証券取引所との上場契約に従い、当社が15日以内に株式の譲渡を成立させず、15日の指定期間内に譲受人に対して株式譲渡に関する有効な異議を通達することができなかった場合、当社は、損害を被った当事者に対し、遅延された期間における機会喪失による損害を補償しなければならない。

株式譲渡証書が会社に到達した日から2ヶ月以内に、当該会社が十分な理由なく株式の名義書換を拒否した場合、譲受人は、会社法委員会に対して、株式の名義書換を求める申立てを行うことができる。会社法委員会は、その裁量により、申し立てられた違反に関する調査を完了するまで当該株式に付された議決権を差し止める旨の仮命令を出すことができる。当社は、2013年会社法第59条に基づく会社法委員会の命令に対する不履行がある場合、100,000ルピー以上500,000ルピー以下の罰金が課せられる可能性があり、かかる不履行を行った当社のすべての役員は、懲役1年以下又は罰金100,000ルピー以上300,000ルピー以下のいずれか又は両方が課せられる可能性があるものとする。

さらに、インド会社法には、会社法委員会が会社、参加者、インドで設立された預託機関、投資家又はSEBIの申立てにより、SEBI規則又はSICA若しくはこれに類似する法令に違反する株式譲渡に関する株主名簿の是正を命じることができる旨が規定されている。

2002年会社法（第2次改正）に基づき、今後通知される日付を効力日として、会社法委員会は国家会社法裁判所に代替されることが提案されている。

(m) 持分の開示

2013年会社法第89条に従い、実質株主で株主として登録されていない者は、会社に対し、株主持分の性質、登録されている株主の詳細その他規定されている事項の詳細を明示の上、その旨を申告しなければならない。第89条が遵守されていない場合であっても、かかる申告がなされていない株式について名義書換を行い又はその登録株主に対して配当を支払うべき会社の義務には影響はない。

合理的な理由なく上記の要件を遵守しなかった投資家には、50,000ルピー以下の罰金が課せられる可能性があるものとし、かかる不履行が継続する場合、不履行継続期間の最初の日以降、1日当たり1,000ルピーの追加の罰金を課せられる可能性がある。第89条が当社のADSの保有者に適用されるかは不明瞭であるが、ADSを当社の原株式に交換する株主は、第89条の制限の対象となる。当社が第89条の条項の遵守を怠った場合、当社及び不履行を行ったすべての役員には、500ルピー以上1,000ルピー以下の罰金が課せられる可能性があるものとし、かかる不履行が継続する限り、不履行継続期間の最初の日以降、1日当たり1,000ルピーの追加の罰金が課せられる可能性がある。

(n) 株主権の変更

1956年会社法第106条の下では、会社の付属定款の条項及び企業省により定められた関連規則に従い、会社の株式資本が異なる種類の株式に分類されている場合、すべての種類の株主の権利は、当該種類の発行済株式の保有者による別個の株主総会の特別決議における4分の3以上の株主の書面による承認又は会社と当該種類株主との間の和解若しくは合意を認める裁判所命令によってのみ修正又は変更することができる。

(o) 株主名簿及び基準日

当社は、当社の株主名簿を電子方式及び現物方式によって当社の登記上の本店に備置しており、すべての株式譲渡はその所在地に宛てて報告されなければならない。当社の株主名簿は、営業時間内において、株主による無償での閲覧が可能であり、また適用法に基づき規定される手数料を支払うことにより、その他の者も閲覧が可能である。

1996年預託機関法に基づき、預託機関により保持される実質所有者名簿は、株主名簿又は社債原簿とみなされる。当社は、株主名簿に記載されている者のみを株主として認識し、株式又はその一部を（明示的、黙示的又は推定によるかにかかわらず）信託勘定で保有する者を株主として認識しない。

どの株主が特定の株主権を有するかを決定するため、当社は株主名簿を閉鎖することができる。当社の株主に該当する者を決定するために当社の株主名簿を閉鎖できる期間は、1年間当たり45日間、また1回当たり30日間を超えることはできない。株主の配当受領権を確定するため、定時株主総会の前に約10日から20日、株主名簿を閉鎖するのが当社の通常の運用である。かかる閉鎖期間の開始日が基準日となる。当社の株式が上場されている各証券取引所との間の上場契約に基づき、当社は、証券取引所に対し少なくとも7営業日前までの事前通知を行うことにより、基準日の設定又は株主名簿の閉鎖を行うことができる。株主名簿の閉鎖中も、当社の株式の取引及び株券の交付は行われる。

(p) 年次報告書

当社は、定時株主総会の少なくとも21日前までに、監査済財務書類、取締役報告書、コーポレート・ガバナンス報告書及び監査報告書の完全版又は要約版により構成される年次報告書を、定時株主総会の招集通知と共に株主に対して配布しなければならない。さらに、当社は、四半期毎の無監査又は監査済決算報告書を各四半期の末日から45日以内に各取引所に提出しなければならない。当社は、事業年度の末日から60日以内に、当該事業年度1年分の監査済決算報告書を各取引所に提出することが義務付けられている。当社はまた、インド全国証券取引所及びボンベイ証券取引所に当社の年次報告書の写しを送付し、また、決算報告書を、インド全域（又はほぼ全域）において配布される日刊英字新聞の1紙以上及び当社の登記上の本店が置かれている地域の言語で発行される日刊新聞に掲載しなければならない。当社は、インド会社法に従い、株主による要請があった場合、当社及びすべての子会社の完全な貸借対照表及び損益計算書を提供しなければならない。

インド会社法に基づき、当社は、貸借対照表及び損益計算書が定時株主総会に提出された日から30日以内に当社の貸借対照表及び損益計算書を、また、かかる総会の終結時から60日以内に当社の年次報告書を登記官に届出なければならない。

(q) 借入能力

当社の取締役は、取締役が適切であると判断した場合、株主総会における特別決議による株主の承認なくして当社のために資金調達、借入れ又は担保設定を行うことができる。ただし、借入予定額と当社が資金調達、借入れ又は担保設定を行った金銭の元本残高の合計額が、当社の払込済資本と任意準備金の合計額を超過しないことが条件となる。さらに、当社の付属定款に従い、借入金の支払い及び払戻しは、すべての点について取締役会が適切と考える方法及び条件により、取締役会の決議によって、また特に当面の未払込資本金を含む当社の（現在又は将来の）資産の全部若しくは一部にかかる抵当又は請求権により担保され、又は無担保又は当社の債権、社債、社債券の発行により確保することができ、社債、社債券、債権及びその他の証券は、当社及びこれらの発行を受けた者の間において、株主総会決議なしで譲渡可能とすることができる。

(r) 株式の発行及び新株引受権

インド会社法の条項、当社の付属定款及び当社の各株式に付与された特別な権利に従うことを条件として、当社は、配当、議決権、償還及び当社が適宜特別決議により決定するその他の事項に関する優先権、劣後権その他の特別な権利又は制限が付された新株式を割当て又は発行することによって株式資本を増加させることができる。当社は、付属定款に従って、当社又は株主の選択によって償還可能な優先株式又は強制償還される株式を発行することができる。

インド会社法の下では、新規に発行される株式は当初、既存株主に対し、株主が基準日において保有する株式の払込金額に比例して募集される。かかる募集は、以下の事項を明記した書面による通知によって行われる。

☐ 自己に対して募集された株式を他の者のために放棄する権利（登録株主に認められる権利である。）

☐ 募集される株式の数

☐ 募集期間は、15日以上30日以下であることを要する。

募集期間中にかかる募集が引受けられなかった場合は、拒絶されたものとみなされ、その後、当社の取締役会は、既存の株主により引受けられなかった株式について、当社の付属定款に従い、当社にとって有益であると考えられる方法により配分することができる。ADSの保有者は、かかる募集に参加できない可能性がある。

ただし、インド会社法の条項に従い、特別決議により承認され、適用規則を遵守した場合、株主でない者に対しても新規発行株式の募集を行うことができる。

(s) 利益及び準備金の資本組入れ

当社の付属定款は、当社の株主の普通決議による承認を受けることを条件に、当社の取締役が、準備金勘定若しくは損益勘定の貸方に計上される金額又は分配可能金額の一部を資本に組入れることを認めている。資本に組入れられた金額は、かかる金額が配当として分配された場合と同割合で当社の株主間で分配されるものとする。かかる金額は、現金によっては支払われず、以下のいずれかの方法により分配される。

☐ 株主が保有する株式に関する未払金への充当

☐ 当社株主に対する全額払込済無償交付株式の発行（額面金額又は割増された金額での発行。）

すべての無償交付株式の発行は、以下の事項を規定する2000年SEBI（開示及び投資家保護）ガイドライン（以下「SEBIガイドライン」という。）（その後の改正を含む。）に従うものとする。

☐ いかなる会社も、転換証券の転換を留保して無償交付株式を発行してはならない。ただし、転換の割合に応じた株式を留保することによって同等の利益がかかる転換証券の保有者に対して与えられている場合は別とする。

☐ 無償交付は、純粋な利益又は現金のみによって積み立てられた資本剰余金から成る任意準備金から拠出されなければならない。

☐ 無償交付株式は、すべての一部払込済株式の全額払込みが完了しない限り発行されてはならない。

☐ 定額預金の利息又は元本及び既存の社債の利息又は元本償還に関して、利息又は元本の支払いを滞っていないことが必要である。

- F0
6C 配当の代わりとして無償交付株式の交付を宣言してはならない。
- F0
6C 共済基金、恩賞、賞与等の従業員に対する法定の支払いが滞っていないと考える十分な根拠を有する必要がある。
- F0
6C 固定資産の再評価により発生した引当金は、資本化されないものとする。
- F0
6C 当社の付属定款には、引当金の資本化に関する条項を含む必要がある。
- F0
6C 無償交付は、取締役会による承認を受けた日から15日以内に行われる必要がある。

(t) 自己株式の買戻し

会社は、2013年会社法及びSEBIにより定められた規則に従い、以下の条件に基づいて、任意準備金、払込剰余金又は株式その他の特定有価証券（先に発行した同種類の株式又はその他の特定有価証券による手取金を除く。）の手取金を利用して自己株式を買戻すことにより、資本を減少させることができる。

- F0
6C 会社の付属定款により買戻しが認められていること。
- F0
6C 買戻しを承認する決議が株主総会で特別決議により可決されること。
- F0
6C 買戻しは、1事業年度における会社の総払込済株式資本及び任意準備金の合計額の25.0%を上限とすること。
- F0
6C 買戻しの後、会社が保有する担保及び無担保借入債務の総額の比率が払込済資本金及び任意準備金の合計額の2倍を超えないこと。
- F0
6C 買戻しの対象となる株式又はその他の特定有価証券は、全額払込済みであること。
- F0
6C 公認の証券取引所に上場されている株式又はその他の特定有価証券の買戻しが1998年SEBI（有価証券の買戻し）規則（その後の改正を含む。）に従っていること。
- F0
6C 上場株式又は特定有価証券以外の株式又はその他の特定有価証券の買戻しが規定の規則に従っていること。
- F0
6C 前回の買戻しの募集（もしあれば）の完了日から1年以内に買戻しの募集が行われないこと。

上記の条件のうち最初の2つは、買戻しが前回の買戻しの日から365日以内に行われていない場合で、買戻される株式の数が、当社の総払込済株式資本及び任意準備金の10.0%以下で、且つ、かかる買戻しが取締役会により承認されている場合においては適用されない。かかる買戻しが会社の総払込済株式資本及び任意準備金の10.0%を超える場合、株主総会の特別決議による承認を得る必要がある。当社の付属定款は、自己株式の買戻しを認めている。

当社により買戻されたすべての株式は、最後の買戻しの完了日より7日以内に消却されなければならない。さらに、当社は、6ヶ月以内に追加で同種の株式又はその他の特定有価証券（新たな株式の割当てを含む。）を発行しない（ただし、無償交付株式又はワラントの転換、ストック・オプション・スキーム、スウェット・エクイティ、優先株式若しくは社債の株式への転換等、既存の義務の履行としてなされる場合を除く。）。会社はまた、自己株式若しくは特定の有価証券を自らの子会社を含むすべての子会社を通じて購入すること、又は2013年会社法の他の特定の条項を遵守しない場合に自己株式を購入することを禁じられている。

SEBIは、2013年6月25日の取締役会において、公開市場における買い入れによる買戻しを規定する1998年SEBI（有価証券の買戻し）規則に関して下記の改正案を提起した。

- F0
6C 会社は、募集が開始される前に、株式の買戻しに利用される最大予定額の25.0%をエスクロー口座に入金しなければならない。
- F0
6C 会社は、（現在の要件である25.0%に対して）買付規模の50.0%以上を強制的に買付けなければならない。買付規模の下限として定められている50.0%を買い付けることができない場合、株式の買戻しに充当された金額の最大2.5%を条件として、エスクロー口座の全額が没収される。
- F0
6C 会社は、買戻し手続を募集の日から6ヶ月以内に強制的に完了させなければならない。
- F0
6C 会社は、買戻しの完了後1年間は、さらに資本を調達することを認められない。
- F0
6C 会社は、買戻しの完了後1年間は、さらに株式の買戻しを行うことを認められない。
- F0
6C 資本（払込済株式資本金及び任意準備金）の15.0%以上の買戻しは、公開買付けによってのみ行うことができる。
- F0
6C 買戻しの買付期間中、会社の発起人は、市場外又は市場内のいずれにおいても、会社の株式の売買を禁止される。

F06C 累積的に買戻された株式又はその他の特定有価証券の会社及び証券取引所のウェブサイトにおける日常的な開示。

F06C 現物株（未単元株）の買戻し手続は簡易化され、これにはかかる株式の入札を行うための別個の取引窓口の開設が含まれる。

F06C 会社は、最後の償却が募集の完了から7日以内であることを条件に、当該月の間に買戻された株式を翌月15日以内に消却することが許可される。

報告及び開示に係る要件は、合理化される予定である。

ADSの保有者は、一定の場合に株式の買戻しに参加することができる。ADSの保有者は、預託銀行から株式を引出すことにより株式を取得することができ、それらの株式を上記のように適用ある法令の条項に基づいて当社に売却することができる。ADSの保有者は、預託銀行から引出された株式を、スポンサー付きADS及びADSの代替性に関してインド政府又はRBIが発行するガイドラインに記載された一定の限定された状況にある場合のみ預託銀行に再度預託できることに留意すべきである。「－2 外国為替管理制度」を参照のこと。

当社による自己株式の買戻しにおいて、ADSの投資家が売却しようとした株式を当社が引受ける保証はない。ADSの保有者が買戻しに参加するために取得すべき規制上の許認可の要件は明確ではない。ADSの投資家は、当社による自己株式買戻しに参加する前に、関連する規制上の許認可及び税金問題を含め、各自のインド法の法律顧問に相談すべきである。

(u) 少数株主の権利

インド会社法は、少数株主の権利を保護する手段を規定している。会社の株式資本が異なる種類株式に分類され、各種類の株式に付された権利の内容に差異がある場合、当該種類の発行済種類株式の10.0%以上を保有する株主で、かかる差異に対して賛成票を投じなかった者は、会社法委員会に対して差異を取消すよう申し立てる権利を有し、かかる差異は会社法委員会による承認がない限り何らの効力も持たない。

さらに、インド会社法の下、発行済株式資本の10.0%以上を保有する株主又は株主の総数の10.0%以上若しくは100名のうちいずれか少数の株主を代表する株主（ただし、当該株主は自己の株式に関するすべての債務その他の費用を支払ったことを条件とする。）は、以下のような抑圧又は不正な取扱いを理由とする問題の終結を求めて会社法委員会に不服申立てを行う権利を有する。

F06C 会社の業務が公益を害する方法、株主を圧迫する方法又は会社の利益を害する方法により遂行されていること。

F06C 取締役会、経営陣又は株式の所有者の変更等、原因を問わず、会社の管理又は支配に重大な変更がもたらされ、かかる変更によって、会社の業務が公益又は会社の利益を害する方法により遂行される可能性が高くなったこと。

(v) 少数株主の排除に関する条項

インド会社法の下、会社の普通株式又は種類株式の他の会社への譲渡に関する取決め又は契約が、かかる種類の株式の90.0%以上の価値に相当する株式の保有者により承認された場合、譲受会社は、反対株主に対して、その株式の取得を希望する旨を、指定期間内に所定の方法によって通知する権利を有する。

会社法委員会による別段の命令がない限り、上記の通知から1ヶ月以内に反対株主からの申入れを受けた譲受会社は、反対株主の株式を、当該取決め又は契約に基づき譲渡される株式について提示した条件と同じ条件で取得する権利を有する。

かかる取決め又は契約に従って会社の株式が他の会社へ譲渡される場合で、当該株式が、譲受会社（又はそのノミニー若しくは子会社）が保有する譲渡会社の株式と合わせて株式の価値の90.0%以上を占める場合、譲受会社は、残存する株主に対し、かかる事実の通知を譲渡の1ヶ月以内に行うものとする。かかる残存株主は、譲受会社による通知から3ヶ月以内に、譲受会社に対して自らの株式を取得するよう要求できる。かかる通知が当該残存株主により出された場合、譲受会社は、それらの株式を、譲渡会社の他の株式の譲渡に関する取決め及び契約における条件と同条件若しくは合意した条件又は（譲受会社若しくは株主の申立てを受けた）会社法委員会が適切であるとする条件で取得しなければならない。

(w) 振替決済による株式及び流動性

当社の株式は、振替決済方式による取引が強制されており、インドの預託システムであるナショナル・セキュリティーズ・デポジトリー・リミテッド及びセントラル・デポジトリー・サービスズ・インディア・リミテッドの両方で取引可能である。当社株式の国際証券コード（ISIN）は、INE205A01025である。

(x) 弁済権

インド会社法に従い、一定の支払いは株主に対する支払いに優先する。これらの優先的な支払いは、会社による従業員への支払い、税金、担保権者及び無担保債権者への支払い並びに適用される条項により株式に優先して支払いを受ける権利を有する株式の所持人への支払いが含まれる。当社を清算する場合、株式の所持人は、当社により上記の支払いが行われた後、それらの株式について払込済資本の額又は払込済みとして計上されている額の返済を受ける権利を与えられる。かかる支払いが当社により行われたことを条件として、株式の所持人にそれらの株式持分に比例して残余財産が支払われる。

(y) 買収規則及び上場契約

2011年9月、SEBIは、1997年SEBI（株式大量取得及び買収）規則に代わる、2011年SEBI（株式大量取得及び買収）規則（以下「買収規則」という。）を通達した。買収規則の下、インドにおける公開上場企業の株式又は議決権の取得に際し、取得者（個人又はその他の者との共同行為により、直接的又は間接的に対象会社の株式又は議決権を取得するか又はかかる取得に同意する者を意味する。）の会社に対する株式持分又は議決権の合計が5.0%以上である場合、取得者は、当該株式若しくは議決権の取得又は株式の割当通告の受領から2営業日以内に株式持分及び議決権の総数を当該会社及び当該会社の株式が上場されている証券取引所に対して開示しなければならない。

さらに、買収対象会社の株式又は議決権の5.0%以上に対する権利を付与する株式又は議決権を他の者と共同で保有する取得者は、会社の株式又は議決権の2.0%以上に相当する株式の売却及び取得につき、その都度、当該売却若しくは取得又は当該株式の割当てに係る通告を受けてから2営業日以内に当該会社及び当該会社の株式が上場されている証券取引所に対して開示しなければならない。売却の場合においては、かかる開示は、当該売却の結果、取得者の株式持分が5.0%未満となる場合でも必要となる。買収対象会社の議決権の25.0%以上を行使する権利を付与する株式又は議決権を他の者と共同で有する取得者は、会社の会計年度末から7営業日以内に、3月31日現在の当該買収対象会社に対する株式持分及び議決権の総数を会社及び証券取引所に対して開示しなければならない。

買収対象会社の議決権又は支配権の25.0%以上を行使する権利を取得者に付与する株式又は議決権の取得により、取得者は、買収対象会社の全株式の26.0%以上を買収規則に従い決定される買付価格で株主優先募集発行を行わなければならない。取得者は、かかる株式又は議決権を取得すると合意した日に、株主優先募集発行に関する公告を行わなければならない。かかる株主優先募集発行が対象とする株式数は、最大許容非浮動株式保有割合を超えてはならない。

買収対象会社に対する公開株式持分が、株主優先募集発行で取得された株式により上場契約で規定される水準を下回った場合、取得者は、1957年有価証券契約（規制）規則に定められた期間内に、公開株式持分の基準値を遵守するよう促すために必要な措置を取らなければならない。当該取得者は、2009年SEBI（株式の上場廃止）規則に基づき、募集期間が完了した日から12ヶ月が経過するまでは、任意の上場廃止買付けを行うことはできない。

当社はインドの上場会社であるため、当社及び当社の株式又は議決権を取得する者はいずれも、買収規則の規定が適用される。ADSは、（下記「ADSにより表章される預託普通株式の議決権」に記載のとおり）預託株式について議決権を行使する権利をADSの所持人に付与する。従って、ADSの所持人が有するADSの原株式が会社の株式又は議決権の25.0%以上を表章している場合には、会社の既存株主に対する株式の26.0%以上を対象とした株主優先募集発行を行わなければならない。当社は、当社の株式が上場されているBSE及びNSEとの間で上場契約を締結し、これに基づき、買収規則に従って当社に対して行われた開示について証券取引所に報告しなければならない。

(z) ADSにより表章される預託普通株式の議決権

インド法の下では、株式に関連する議決は挙手により行われる。ただし、議決につき、本人若しくは代理人により出席している者で、議決権を行使可能な全株式の10.0%以上を保有している株主又は払込済資本が合計500,000ルピー以上となる株式を保有している者により投票が求められた場合を除く。代理人（授權された代表者が代理する法人を除く。）は、投票による場合を除き、議決権を行使できない。株主総会の招集通知又は株式若しくはその

他の預託証券の所持人の同意要請書若しくは委任状を受領後、当社の預託機関は、可能な限り速やかに、議決権の行使に係る指示を行うことができる所持人を決定するための基準日を定める。その後、預託機関はADSの所持人に(i)かかる招集通知及び要請書関連資料に含まれる情報、(ii)預託機関により定められた基準日において各所持人は、かかる所持人が保有するADRが証明するADSにより表章された預託証券に付される議決権があれば、議決権の行使について、預託機関に指示を行うことができる旨、及び(iii)当社が指名する者に一任の委任状を与える指示を含む、当該指示が行われる方法を記載した通知を郵送する。

預託機関から上記の通知を受領次第、当社のADSの所持人は、それらのADSの原株式に係る議決権の行使方法について、預託機関に指示することができる。かかる指示が有効となるためには、預託機関が特定の日以前にそれらの指示を受けていなければならない。預託機関は、実務的である限り、且つインド法並びに当社の基本定款及び附属定款の規定に従い、当社のADSの所持人の指示どおりに株式又はその他の預託証券に関して議決権を行使又は代理人に行使させるよう努める。預託機関は、ADSの所持人の指示に従ってのみ、議決権を行使するか又は行使を試みる。預託機関は、自ら議決権に係る裁量権を行使することはない。いずれの預託機関又はその代理人も、議決権に係る指示を実行しないこと、議決権が行使される方法又は議決権の影響に対して責任を負わない。当社の株主が預託機関に対し議決権の行使の指示を行うために十分なタイミングで議決権に係る資料を受領できる保証はなく、ADSの所持人又はそれらのADSをブローカー、ディーラー若しくはその他の第三者を通じて保有する者が議決権を行使する機会を有さない可能性がある。

(aa) インサイダー取引規則

1992年SEBI（インサイダー取引禁止）規則（以下「インサイダー取引規則」という。）の下、上場企業の株式又は議決権の5.0%超を保有する者は、その者が保有する株式及び議決権の数並びに株式及び議決権の数の変動が、かかる者が直近に行った開示の日から当該会社の株式持分又は議決権の総数の2.0%を超える場合（かかる変動により株式持分が5.0%未満となる場合も含む。）株式持分及び議決権の変動を会社に開示しなければならない。かかる開示は、(i)株式の割当通知の受領又は(ii)株式又は議決権の取得から2営業日以内に行わなければならない。2003年SEBI（非公式指針）スキームに基づき2009年6月22日にSEBIが公表した解釈により、ADSの所持人は、当該所持人のADSの原株式が会社の株式又は議決権の5.0%以上に相当する場合、上記のとおり、インサイダー取引規則に基づき開示を行わなければならない。

2011年SEBI（インサイダー取引禁止）規則（その後の改正を含む。）に従い、上場会社の発起人又は発起人のグループの一員である者は、その者が保有する株式又は議決権の数を会社に開示しなければならない。さらに、上場会社の発起人又は発起人のグループの一員である者は、保有する株式又は議決権の総数並びに上場契約又はインサイダー取引規則に基づき行われた直近の開示からかかる者の株式持分又は議決権に変動があった場合で、且つかかる変動が500,000ルピー相当又は25,000株又は保有株式又は議決権の総数の1.0%のいずれか低い方を上回る場合は、株式保有又は議決権の変動を会社又は証券が上場されている証券取引所に開示しなければならない。かかる開示は、かかる発起人又は発起人のグループに所属する者となった日から2営業日以内に行わなければならない。

株主の権利

当社は、インドの法律に基づき設立されている。以下の記載は、インドの法律に基づく当社の株主の権利に関する規定の要約を示したものである。ADSの保有者の権利は、当社の株主の権利とは一定の点において異なる。

以下の記載は、インドの適用法並びに当社の改定済基本定款及び付属定款に基づく当社の株主の権利を網羅的に記載したものではない。

(a) 定時株主総会及び臨時株主総会

会社の株主は、定時株主総会の招集権を有しないが、当該会社の払込済株式資本の10%を保有する株主は、臨時株主総会を招集することができる。しかし、直近の定時株主総会の開催日から15ヶ月以内に定時株主総会を開催することを会社が怠った場合には、インド政府は、株主の申立てに従い、定時株主総会を開催するよう命令を発布することができる。

(b) 株主総会の定足数

当社の付属定款は、株主総会開催のための定足数を、株主5名の出席と定めている。インド会社法によると、株主総会の定足数は、総会当日現在における議決権を有する株主数が5,000名以上である場合、最低30名の株主による出席と定めており、かかる場合にはインド会社法が付属定款に優先する。

(c) 取締役会

当社の付属定款は、株主総会における決議がない限り、取締役の員数を3名以上15名以内とする旨を定めている。当社は、特別決議による株主の承認を求めることにより、15名超の取締役を選任することができる。インド法の下では、追加取締役の場合を除き、取締役の選任及び解任は、株主総会における承認が必要である。インド法の下では、取締役会を複数のクラスに分けたり、累積投票を認める規定はない。

(d) 取締役の解任

インド法の下では、インド政府により選任された取締役以外の取締役は、普通決議による株主の承認によって解任され得るが、インド会社法に従い、解任決議に関する特別の通知がなされなければならない。当社の付属定款は、当社と第三者との間の契約に基づき選任された取締役は、当該第三者がいつでも解任することができるものと定めている。

(e) 取締役会の欠員の補充

取締役会は、取締役会の欠員を補充することができ、補充のため選任された取締役は、欠員を生じさせた取締役の従来の任期満了までの間に限り、取締役となる。

(f) 利害関係を有する取締役との取引

インド法の下では、インドの会社の取締役が利害関係を有する契約又は取決めは、当該利害関係があることをもって無効又は取消可能となるものではないが、取締役会の承認及び利害関係の内容の取締役会に対する開示等の一定の要件を充たす必要がある。一定の例外を除き、取締役が利害関係を有する取引が無効とならないためには、(1)利害関係を有する取締役は、利害関係の内容を取締役会に対して開示する必要があり、(2)取締役会は、当該契約又は取決めに関して同意を与える必要があり、(3)利害関係を有する取締役は、当該契約又は取決めに関する議論や決議に参加してはならず、また、(4)当該会社の株式資本が100百万ルピーを超える場合には、特別決議による株主の承認を取得する必要がある。利害関係を有する取締役は、取締役会における議論や決議の際の定足数には含まれず、仮に定足数に含まれた場合には、決議は無効となる。かかる規定の違反は、罰金刑の対象となる。

(g) 累積投票

インド法の下では、累積投票の概念は存在しない。

(h) 株主総会を開催せずになされる株主の行為

インド法の下では、株主総会を開催せずになされる株主の行為という概念は存在しない。

(i) 企業結合

インドの会社の資産の全部又は実質的に全部の売却、賃貸及び処分は、取締役会及び議決権付株式資本の過半数を保有する株主による承認が必要である。

インド会社法の下では、2つの会社の合併は、管轄裁判所並びに各種類の株主及び合併承認のための会議に出席し投票した債権者の4分の3の承認が必要である。

(j) 利害関係を有する株主

インド法は、利害関係を有する者との間の取引を禁止してはいないが、財務書類における開示を要求している。

インドの適用ある会計基準に基づき、会社は、関係当事者との取引が継続している間は、関係当事者の名称を開示し、利害関係の内容を記載し、取引の内容を開示し、貸借対照表日における関係当事者の未払債務及び同日にお

ける当該関係当事者に係る貸倒引当金の金額又は割合の規模、並びに関係当事者に係る償却額を開示しなければならない。

会社と特別利害関係がある者との間の取引は、関係当事者取引となり、インドの適用ある会計基準に従い開示する必要がある。かかる会計基準の下では、直接又は間接を問わず、会社の20.0%以上の議決権を有する者は、特別利害関係があるものとみなされる。

(k) 取締役の個人的責任に関する制限

一般的には、インド法は、取締役には会社が締結した契約に関して個人的な責任を負うことはないものと定めている。しかし、会社の承認や授權のない行為を行った取締役は、個人的な責任を負う可能性がある。取締役は、また、背任や職権乱用の場合にも、民事的に、そして時には刑事的に、個人的な責任を追う可能性がある。インド会社法には、同法の定める期間内に株式申込金や超過株式申込金を返還しなかった場合等に、取締役が、取締役としての地位に基づき負担している金銭債務につき、個人的責任を負わせる規定がある。同様に、インド会社法は、目論見書の記載を信頼して会社の株式を引き受けた者に対する補償等のように、取締役が署名した会社の目論見書における不実記載に関する取締役の民事上の責任を定めている。

インドにおいては、取締役及び役員の責任賠償保険がある。しかし、保険範囲には、下記「一(1) 取締役及び役員に対する補償」に記載された会社の取締役に対する補償に関する制限と同様の制限がある。

(l) 取締役及び役員に対する補償

インド法の下では、一定の例外を除き、取締役、役員又は監査役を、法律上これらの者が責任を問われるべき過失、不履行、義務違反又は背任に関する責任から免除し又はかかる責任に関して補償するための規定は、付属定款又は契約のいずれに規定されていても無効である。しかし、インド法に基づく例外に従って、当社の付属定款は、取締役若しくは代理人が、民事訴訟若しくは刑事訴訟の防御において、当該取締役若しくは役員が誠実且つ合理的に行為したことを理由として全部若しくは一部につき勝訴した場合、又は取締役若しくは代理人により州高等裁判所に対して、過失、不履行、義務違反、職権乱用若しくは背任につき訴訟を起こされるおそれがあるとして救済措置の申請がなされ、当該救済措置が認められた場合に関して負担した債務を補償する旨を定めている。

(m) 株式買取請求権

インド法の下では、株式買取請求権という概念は存在しない。

(n) 株主代表訴訟

インド会社法の下では、発行済株式資本の10%以上を保有する株主又は株主の総数の10%以上若しくは100名の株主を代表する株主は（ただし、当該株主は自己の株式に関するすべての債務その他の費用を支払ったことを条件とする。）、以下のような抑圧又は不正な取扱いを理由とする会社による訴訟の提起又は不提起を命じること又は差止めることを、法定の機関である会社法委員会に請求することができる。

- (1) 会社の業務が、公益を害する方法、株主を抑圧する方法又は会社の利益を害する方法により遂行されていること。
- (2) 取締役会、経営陣又は株式の所有者の変更等、原因を問わず、会社の管理又は支配に変更がもたらされ、かかる変更によって、会社の業務が、公益を害する方法又は会社の利益を害する方法により遂行される可能性が高くなったこと。

(o) 記録又は会計帳簿の閲覧

付属定款に従い、当社の取締役は、当社の会計帳簿を株主に閲覧させるか否か、どの程度閲覧させるか、いつ閲覧させるか、いかなる条件の下で閲覧させるかにつき、決定することができる。さらに、会社の株主は、法律上認められたもの又は取締役会若しくは株主総会で承認されたものを除き、会社の記録を閲覧する権利を有しない。株主総会議事録を含む会計帳簿は、会社の登記上の本店に備え置く必要があり、会社の付属定款又は株主総会により課される合理的な制限のもと、費用を徴収することなく、株主の閲覧に供されなければならない。閲覧が拒否され

た場合、当該会社及び違反を犯したすべての役員は、罰金刑の対象となる。インド法の下では、事業年度の監査済財務書類、取締役会報告書及び監査報告書は、定時株主総会に先立ち、株主に提供されなければならない。

(p) 定款の変更

インド法の下では、中央政府の追加の承認を要する一定の事項を除き、会社は、会社株式の75.0%以上を保有する株主による承認により、その定款を変更することができる。

(q) 分配及び配当並びに買戻し及び償還

インド法の下では、当該事業年度の収益が配当を宣言するには不十分な場合、かかる事業年度の配当は、以下の要件に従って、積み立てた留保利益から宣言し支払うことができる。

- (1) 宣言される配当の割合は、当該事業年度の直近の3年間において宣言された配当の割合の平均を超えないものとする。
- (2) 留保利益から引出される合計額は、払込済資本及び任意準備金の合計の10%を超えてはならない。
- (3) 引出される金銭は、株式に係る配当を宣言する前に、まずは配当を宣言する当該事業年度に被った損失を填補するために使用されるものとする。
- (4) かかる引出し後の準備金の残高は、直近の監査済財務書類に記載されている払込済株式資本の15.0%を下回らないものとする。
- (5) 当社は、過年度に処理しなかった過去の繰越損失及び繰越減価償却費を今期の利益と相殺され、過去の損失若しくは減価償却のいずれか小さい方が、配当が宣言されるか支払われる年の利益と相殺されるまで、配当金を宣言しないものとする。

株主は、配当が株主総会において宣言された場合に限り、配当を受け取ることができる。株主は、また、取締役会決議のみによって宣言し得る中間配当を受け取ることもできる。ただし、当事業年度中、中間配当が宣言される日の直前の四半期末までに当社が損失を被った場合、かかる中間配当は、当社が直近3事業年度中に宣言した配当の平均を上回る割合で宣言されないものとする。配当は、現金、小切手若しくはワラント又は電子的方法により株主に支払われる。配当が宣言されたにもかかわらず、宣言がなされた日から30日以内にこれを受け取ることができる株主に対して支払われない場合には、かかる不履行を認識している取締役には、刑罰が課される可能性がある。

インド会社法によると、会社は、以下の条件を含む一定の条件に従うことにより、任意準備金、払込剰余金又は株式その他一定の有価証券（買戻そうとしている種類の株式その他一定の有価証券を除く。）の手取金を利用して、自己株式その他一定の有価証券を買戻すことができるようになっている。

- (1) 会社の付属定款により買戻しが認められていること
- (2) 買戻しを承認する特別決議が発行済株式の75.0%以上を保有する株主による承認により株主総会で可決されること
- (3) 買戻しは、会社の総払込済株式資本及び任意準備金の合計額の25.0%を上限とすること
- (4) 買戻しの後、債務の比率が資本金及び任意準備金の合計額の2倍を超えないこと
- (5) 買戻しが1998年SEBI（有価証券の買戻し）規則に従っていること

上記の条件のうち最初の2つは、買戻される株式の数が、会社の総払込済株式資本及び任意準備金の10.0%未満で、且つ、かかる買戻しが取締役会により承認されている場合においては適用されない。また、自己株式を買戻した会社は、買戻し後1年間はさらに買戻しを行うことができず、また、6ヶ月間は新たに同種の有価証券を発行することもできない。

会社は、また、直接的又は間接的に、自己の株式その他一定の有価証券を購入することは禁止されている。

2【外国為替管理制度】

為替管理

(a) 概要

インド政府は、外国人によるインドの会社への出資を制限している。インドの会社により発行された有価証券に対する外国からの投資は、一般的に、1999年インド外国為替管理法（その後の改正を含む。）（以下「FEMA」という。）並びにFEMAに従って公布された規則、規制及び通達により規制されている。インド国外の居住者は、FEMA並びにその規則、規制及び通達に定められた条件又はRBIの承認に基づいてのみ、インドの会社又はその他のすべての有価証券をインドの居住者に譲渡することができる。

(b) 外国直接投資

インド政府は、自由化政策に従い、すべての外国直接投資（以下「FDI」という。）を管理するため、FIPBを設置した。FDIとは、非居住者投資家によるインドの会社の株式又は株式に転換若しくは交換可能な有価証券の引受け又は購入による投資を意味する。インドにおけるFDIは、事前に規制当局による承認を必要としない自動承認ルート（automatic route）又は政府承認ルート（government approval route）を通じて行われる。インド政府は、長い時間をかけて外国投資に対する規制を緩和してきた。

インド国外に居住する者又はインド国外で組織された事業体は、インド政府のFDI政策及び適用されるその他の条件に従い、インドで投資を行うことができる。バングラディッシュの国民又はバングラディッシュで組織された事業体は、FDIスキームの下、FIPBによる事前の承認を得てインドで投資を行うことができる。さらに、パキスタンの国民及びパキスタンで組織された事業体は、防衛、宇宙及び原子力エネルギー以外の部門／事業並びに外国投資が禁止されている部門／事業につき、承認ルートに基づいてのみ、投資を行うことができる。

一定の条件に基づき、現行の規制の下では、ほとんどの産業部門におけるFDIについては、すべての外国人投資家による株式保有比率が業種毎に規定された基準を超えない限り、FIPB又はRBIによる事前の承認が要求されない。これらの条件には、一定の最低価格の決定要件、2011年SEBI（株式大量取得及び買収）規則（その後の改正を含む。）、買収規則の遵守及び外国人投資家の性質に基づく所有制限が含まれる。FDIは、宝くじ事業、原子力エネルギー、鉄道（大量高速輸送システムを除く。）、不動産事業又は農家の建設及びたばこの製造等の特定の業種における投資が禁止されている。

また、以下を含む一部の投資については、FIPBによる事前の承認が必要となる。

FOC 業種毎の上限額を超える投資又はFDIが認められていない業種若しくはFIPBが特に承認を必要とする業種における投資（株式の譲渡を含む。）

FOC 他のインド企業の資本への投資活動にのみ従事するインド企業への外国投資については、投資金額又は投資の規模にかかわらず、政府／FIPBによる事前の承認が必要とされる。

FOC 小規模産業のために留保された製品を製造している業者の株式資本への24.0%を超える外国投資

FOC 外国人投資家（インド国外に居住するインド国籍若しくはインド系の個人又はインド国外で設立及び組成された企業を含む。）によるインドの会社の買収に関するすべての申請で、自動承認ルートによらないもの
FDI政策は、インドの会社に対する直接的及び間接的な外国投資の計算に関するガイドラインを定めた。

インド国外に居住する者（パキスタン及びバングラディッシュの国民を除く。）又はインド国外で組織された事業体（パキスタン及びバングラディッシュで組織された事業体並びにFEMAで定義される外国の法人を除く。）は、一定の条件に基づいてインドの会社の株式、転換社債又は優先株式を購入することが一般的に認められている。

現在、一部の例外を除き、非居住者であるインド国民（FEMAに定義される。）（以下「NRI」という。）によるインドの会社へのFDI及び投資には、FIPB又はRBIによる事前の承認が必要とされない。インド政府は、FIPBによる承認を要することなく自動的にFDIが認められているすべての事案につき、RBIを引続き外国投資の監視及び規制を目的とした第一義的な機関としている。上記は、インドの会社による株式の発行の場合にのみ適用され、インドの会社による株式の譲渡の場合には適用されない。

FDI政策によると、ダウンストリーム投資とは、引受け又は取得による他のインド企業への間接的な外国投資を意味する。非居住者である事業体が保有及び／又は支配するインド企業による他のインド企業へのダウンストリー

ム投資は、後者のインド企業が運営を行う部門について、当該部門の承認ルート、融資条件及び上限に関する条件に従わなければならない。

インド企業によるダウンストリーム投資は、以下の要件に従って行われる。

- F06C かかる企業は、(拡張プログラムを含む／含まない) 新たな／既存のベンチャーへの投資の様式に伴う資本商品が割り当てられなかった場合にも、産業補助局、産業政策推進局及び外国投資促進委員会に対し、ダウンストリーム投資から30日以内に、<http://www.fipbindia.com>において入手可能なフォームにより、かかる投資を通知する。
- F06C 既存のインド企業における外国株式の導入によるダウンストリーム投資は、取締役会決議及び株主契約（もしあれば）によって正当に支持されている。
- F06C 株式の発行／譲渡／条件決定／評価は、適用されるSEBI／RBIガイドラインに従って行われる。
- F06C ダウンストリーム投資の目的上、ダウンストリーム投資を行うインド企業は、海外から必要な資金を調達しなければならず、国内市場の資金を活用すべきではない。しかしながら、これは事業を行う下流企業が国内市場において債権を調達することを妨げるものではない。内部発生利益を通じたダウンストリーム投資は、インド企業により、FDI政策の定める特定の条件下において認められている。

当社は、大半が非居住である事業体により支配されているため、当社が行うすべてのダウンストリーム投資が上記の条件の対象である。

1957年鉱山及び鉱物（開発及び規制）法（以下「MMDR法」という。）に従い、現行の規制の下では、アルミニウム、銅及び亜鉛の採鉱及び加工の場合、自動承認ルートにより100.0%を上限とするFDIが認められている。

(c) 非居住者であるインド国民によるポートフォリオ投資

NRIは、インドの会社の株式に対する様々な投資手段を利用することができる。ポートフォリオ投資計画に基づき、各NRIは、インドの会社1社が発行した払込済株式の価額の5.0%を上限として株式を購入することができる。ただし、NRIが購入した払込済株式の価額のNRI全員の持分の合計は、会社の払込済資本の10.0%を超えてはならない。かかる10.0%の上限は、会社の定時株主総会で可決された特別決議により承認された場合には、24.0%まで引き上げることができる。インドの会社に対するポートフォリオ投資に加え、NRIは、前述したFDIの各ルートに従い、インドの会社に対してFDIを行うことができる。これらのルートは、NRIに対し、他の外国人投資家には一般的には利用できない根拠に基づいて、インドの会社の株式及びその他有価証券のポートフォリオ投資を行うことを可能にするものである。

NRIが支配する海外の法人は、以前は、より有利な条件でポートフォリオ投資スキームによる投資を行うことが許可されていた。RBIは現在、外国為替規制に基づく様々な経路及びスキームに基づく適格な投資媒体として海外の法人を認めていない。

(d) 海外ポートフォリオ投資家による投資

近年、2014年SEBI（海外ポートフォリオ投資家）規則（以下「FPI規則」という。）が施行され、2014年3月28日、当該規則においてSEBIは、2014年6月1日に新たな制度を開始することを明らかにした。既存するすべての外国機関投資家（以下「FII」という。）、サブアカウント及び適格外国投資家（以下「QFI」という。）は、海外ポートフォリオ投資家（以下「FPI」という。）として知られる新たな投資家区分に分類された。FPIは、顧客確認基準に従うことを条件に、SEBIのために指定された預託機関参加者に登録される必要がある。FPIは、下記の証券にのみ投資することが認められている。

- F06C インドの公認の証券取引所において上場済み又は上場予定の会社の株式、社債及びワラントを含む一次製品市場及び二次製品市場における証券
- F06C 国内のミューチュアル・ファンドにより打ち出されたスキーム（公認の証券取引所における上場、非上場を問わない。）
- F06C 共同投資スキームにより打ち出されたスキーム
- F06C 公認の証券取引所において取引されたデリバティブ
- F06C 短期国債又は期日付国債
 - ・ インド企業が発行したコマーシャル・ペーパー
- F06C ルピー建て信用補完債権

- ・ 資産再建会社が発行した証券証書
- ・ RBIにより随時特定される恒久債券及び負債性資本商品
- ・ インフラ（RBIの対外商業借入ガイドラインに定義される。）部門のインド企業が発行した、上場及び非上場の非転換社債又は債券
- ・ RBIにより「インフラ金融会社」に分類された銀行以外の金融会社が発行した非転換社債／債券
- ・ インフラ債券ファンドが発行したルピー建て債券又はユニット

F06C インド預託証書

F06C SEBIにより随時特定されるその他の債券

単独の海外ポートフォリオ投資家又は投資家グループは、会社の発行済株式総数の10.0%未満の株式資本のみ購入することが許されている。適用されるすべてのインド法、規則、規制、ガイドライン及びFPI規則に関する認可に従うことを条件に、カテゴリーIIIの海外ポートフォリオ投資家及び規制されていない広範囲にわたるファンド（一部の例外を除く。）以外のFPIは、（i）オフショア・デリバティブ商品が、適用ある規制機関による管理対象の者にのみ発行された場合、及び（ii）オフショア・デリバティブ商品が、顧客確認基準に従って発行された場合においてのみ、直接的又は間接的に、オフショア・デリバティブ商品（FPI規則に定義される。）を発行又は取引することができる。FPIはまた、適用ある外国規制機関による管理対象でない者により、又はその者のために、いかなるオフショア・デリバティブ商品も追加的に発行又は譲渡が行われないことを確保する必要がある。

有効な登録証書を持つFII又はQFIは、1995年SEBI（外国機関投資家）規則に定められるとおり、手数料が支払われる3年間の満期が終了するまで、FPIとみなされる。既存するすべてのFII及びサブアカウントは、FPI規則に規定される変換費用を支払うことにより、（i）FII若しくはサブアカウントとしての登録満期終了まで、又は（ii）FPIとしての登録証書を取得するまでの間、FPI規則の規定に従い、証券の購入、売却若しくは取引をし続けることができる。すべてのQFIは、（i）FPI規則の開始日から1年以内、又は（ii）FPIとしての登録証書を取得するまでの間、FPI規則の規定に従い、証券の購入、売却若しくは取引をし続けることができる。FPI規則を推進するために、2014年3月13日、RBIは2000年インド外国為替管理（インド国外の居住者により譲渡又は発行された有価証券）規則の関連条項を改正した。FPI規則に従って登録されたポートフォリオ投資家は、登録海外ポートフォリオ投資家（以下「REPI」という。）と呼ばれる。これによりREPIは、インド企業の株式及び転換可能な社債を、登録されたブローカーを通じて購入及び売却することができ、またFPI規則に従って公募された株式及び転換可能な社債を購入することができる。さらにREPIは、（i）買収規則に基づく株主優先募集発行、若しくは（ii）2009年SEBI（株式の上場廃止）規則に基づく株主優先募集発行において、又は（iii）1998年SEBI（有価証券の買戻し）規則に基づくインドの上場会社による株式の買戻しを通じて取得した株式及び転換可能な社債を売却することができる。RFPIは、（i）中央政府若しくは州政府による株式投資の引上げ要請に応じた有価証券に対する入札若しくは取得、又は（ii）マーケット・メイキング若しくは2009年SEBI（ICDR）規則第XB章に基づく失権株の引受けの過程で投資銀行と締結した契約による証券取引において、株式及び転換可能な社債を取得することができる。

RFPIの個々の投資及び投資合計の上限は、それぞれ払込済資本の総額の10.0%若しくは24.0%未満、又はインド企業が発行した転換可能な社債の各シリーズの払込済価格の10.0%若しくは24.0%未満であり、かかる投資は、FDI政策に所定の業種毎の上限額の範囲内であるものとする。RFPIは、RBI及びSEBIが随時定める上限に従い、国債及び企業債務に投資を行うことができ、また、SEBIが随時定めるポジション・リミットに従い、インドの証券取引所とのすべての証券取引所売買デリバティブ契約上で取引を行うことができる。

(e) ADSの発行

インド財務省は、1993年外貨建て転換社債及び普通株式発行（預託証書の仕組みによる）スキーム（その後の改正を含む。）又はADRスキームに従い、インドの会社がADSを発行することを認めている。ADRスキームにおける緩和のうち一定のものは、RBIによっても通告されている。ADRスキームは、一定の場合を除き、インドの会社がインド国外の居住者に対し、インド財務省又はRBIの事前の承認を取得することなく、預託機関を通じてADSを発行することを認めている。ADSを発行するインドの会社は、RBIが定める一定の報告要件に従わなければならない。インドの会社は、インド国外の居住者に対し、FDIスキームによる株式発行の資格を有する場合に、ADSを発行することができる。同様に、インドの資本市場から資金を調達する資格を有しないインドの会社（SEBIにより証券市場の利用を禁止された企業を含む。）は、ADSを発行する資格を有しない。当社は、インドの証券取引所から、セサ・スターライトのADSの原株式を上場するために必要な承認を取得した。

投資家は、ADSを購入、保有又は処分するにあたり、インド政府より特別な承認を取得する必要はない。ただし、適用あるRBI規則で定義される海外の法人のうち、インドで投資を行う資格を持たない法人又はSEBIにより証券の購入、売却若しくは取引を禁止されている事業体は、インドの会社が発行するADSの引受けを行う資格を持たない。ADSの発行による手取金は、株式及び不動産への投資のために使用されてはならない。ADSの発行による手取金の用途について、その他の制限は存在しない。さらに、ADSの発行に関する発行関連費用は、発行総額の7.0%を上限とする。かかる上限を超える発行関連費用については、RBIの承認が必要となる。

(f) ADSの償還、ADSの裏付となっている株式の売却及び売却手取金の送金に関する規制

RBIが定めた条項に基づきADSを購入するミューチュアル・ファンド及びストック・オプション関連の従業員を除き、インドの居住者は、インドの会社のADSの保有を認められていない。インドの法律によると、インドの会社により非居住者に対して発行されたADSは、インド国外において自由な譲渡が可能である。ADRスキームの下では、非居住者であるADSの保有者は、当該ADSを譲渡することができ、また、海外の預託銀行に対し、当該ADSの償還を要求することができる。非居住者であるADSの保有者は、ADRスキームに記載された手続に従い、当該ADSを譲渡又は当社の原株式に償還することができる。償還の場合には、海外の預託銀行は国内の保管銀行に対して、非居住者投資家のために、非居住者投資家の直接の代理人として売却するため又は非居住者の名義で当社の口座に転記するために、対応する原株式を交付することを要請する。

ADSの再発行はヘッド・ルームの数が足りていることを条件としており、その数は当初発行されたADSの数と、原株式に償還され非居住者投資家の名義で登録され、ADSに合わせて調整された発行済みADSの数との差に等しい。したがって、償還後に非居住者投資家の名義で登録された株式は、相互的な代替性の制限にかかるスキームに基づく参加資格を持たない。

会社の株式資本又は議決権の15.0%相当若しくはそれを越えることとなるADS又は株式を保有する外国人投資家は、15.0%を超える当該株式又はADSのさらなる取得が買収規則に記載の上限を超える場合、買収規則に基づき、既存株主に対して公開買付けの発表を行うことが必要となる可能性がある。

預託銀行から引出された株式をインドにおいて売却し、当該売却によるインド・ルピー建ての手取金を外貨に交換した上でインドから送金しようとする投資家は、インド・ルピーの米ドルへの交換に関する為替管理制限に服する。2014年6月、RBIは、居住者であるインド国民による資本取引に対する規制を見直しており、現在、ブータン、ネパール、モリシャス及びパキスタン並びに金融活動作業部会によって「非協力的な国若しくは地域」に指定された国々に対する直接的又は間接的な送金を除き、承認可能な資本取引又は資本当座複合取引に関して、各事業年度（4月～3月）に125,000米ドルを上限として送金を行うことが認められている。

(g) ADSの代替性

RBIと連携して財務省により定められたADSの相互的な代替性に関する指令によると、ADSを原株式に償還し、インド市場にて売却したADS保有者は以下の要件に従うことを条件として、インドで登録されたブローカーを通じて購入した株式をADSに転換することを目的として、インドの会社の株式を許可される範囲において購入することが許されている。

- F06C インドの会社の株式がインドにおいて公認の証券取引所で購入されたこと
- F06C インドの会社が発行したADSのインドにおける保管機関の承認のもと、株式が購入され、購入後当該株式が保管機関に預託されること
- F06C 保管契約が改正され、当社以外の事業体から株式を受け入れる権限が、保管機関に付与されたこと
- F06C 購入されたインドの会社の株式数が、ヘッド・ルームの数、すなわち当初発行されたADSの数と、原株式に償還され非居住者投資家の名義で登録され、ADSに合わせて調整された発行済みADSの数との差を超えない（加えて業種毎の上限額に従う）こと
- F06C ADRスキーム及びそれに基づき定められたガイドラインの条項を遵守していること

さらに、規制の改正によりインドの発行会社が、インド国外における公募のため、インドの株式の所持人により認められた原株式に対し、海外の預託機関を通じてADSの発行に出資することを認められた。スポンサー付きADSの発行は、下記の条件を満たした場合にのみ可能となる。

- F0
6C 公募価格は、公募のリード・マネージャーにより決定されること。価格は、当該日（すなわち、会社の取締役会が発行を開始することを決定した日）までの2週間における会社の株価の週間の高値と安値の平均を下回らないものとする。
 - F0
6C ADSの公募がFIPBにより承認されること
 - F0
6C ADSの公募が発行会社の株主総会において特別決議により承認されること
 - F0
6C ファシリティを発行会社の全ての株主が利用可能なこと
 - F0
6C 公募による手取金は、公募が完了してから1ヶ月以内に、インドに送金されること
 - F0
6C 発行済株式の売却は、インドの外国直接投資指針を遵守して行われること
 - F0
6C 応募が超過した場合、売却株主により売出される株式数は、売却株主の発行済みの保有割合に比例する制限に従うこと
 - F0
6C 公募に係る費用は、公募による手取金の7.0%を超えず、株主により按分して支払われること
- 発行会社は、公募による調達額、ADSの発行数、売出された原株式及び発行会社の株式のうちADSにより表章される割合を含む公募の詳細を明記した報告書をRBIに提出しなければならない。

法人活動

ADS保有者は、ADSに表象される株式の数に比例して、賞与、分割、配当等の法人活動の利益を受け取る資格を有する。当該利益はFEMA規則及びADS発行に関する募集書類の取引条件に従う。

ADSの買戻し

ADRスキームに従って発行され、ADSに表象される株式は、当社により発表される買戻しスキーム（もしあれば）に参加する資格を有する。当社がADS保有者に対する買戻しスキームを実施する際には、当社は買戻しスキームのためのオプション・フォームをADSの保管機関へ配布し、保管機関は当該フォームを海外の預託機関へ転送する。買戻しスキームに参加希望のADS保有者は、買戻しスキームに従い、一度ADSを普通株式に転換し、その後当該株式を引き渡すことで買戻しオプションを行使することができる。

(h) 外貨建て転換社債

適格性

外貨建て転換社債（以下「FCCB」という。）とは、インドの会社により発行された転換社債を外貨（米ドル等）で表記したものであり、その元本及び利息は外貨により支払可能である。FCCBはADR及びFCCBスキームに従って発行され、非居住者によって外貨で引受けられる必要があり、かつ、インドの発行会社の株式に転換可能である必要がある。FCCBには、対外商業借入ガイドライン（以下「ECBガイドライン」という。）が適用される。2000年インド外国為替管理（インド国外の居住者により譲渡又は発行された有価証券）規則（その後の改正を含む。）の条項もまた、FCCBに適用され、FCCBの発行は当該条項に従う必要がある。

(i) 自動承認ルート

ADR及びFCCBのスキーム並びに2000年インド外国為替管理（インド国外の居住者により譲渡又は発行された有価証券）規則（その後の改正を含む。）に加え、ECBガイドラインの解釈から、インドの会社は自動承認ルートの下でFCCBを、それらに記述された方法及び以下を含む条件において、発行することが許可されている。

- F0
6C FCCBの発行は財務省所定のFDI上限額に従う。
- F0
6C FCCBの公募は信頼性の高い主幹会社を通じて行う。
- F0
6C FCCBはワラントを付属して発行することはできない。
- F0
6C 発行関連費用は、発行総額の4.0%を超えてはならない。
- F0
6C インド・ルピーでの支払いを目的として自動承認ルートの下で発行したFCCBは、無担保の外国為替債権という形で自然なヘッジがされていない限り、ヘッジをする必要がある。

当社が発行したFCCBは、FEMA規則の取引条件及びFCCBの目論見書に従い、ADSに変換することができる。FCCB保有者より転換請求書を受領後、適用されるADSの株式は保管機関に発行され、FCCB保有者はその発行を基に、比例したADSが割り当てられる。当社はFCCBがADSに転換された際に発行される株式を上場させるために、FCCBの割当ての前に、当社の株式が現在上場されているNSE及びBSEより基本承諾書を取得した。株式割当ての完了後、当社は

FCCBの原株式の上場及び取引に関する承認を申請及び取得しなければならない。上場及び取引に関する承認の取得後、転換により発行された株式はNSE及びBSEに上場されることが想定され、上場された後、当該証券取引所にて取引可能となる。取引可能までには、当社が別途記載しない限り、当該転換日から45日以内の日数が想定される。

(j) FCCBの発行条件の決定

財務省より発行された2008年11月27日付の配布書類に従い、ADS及びFCCBスキームの発行条件決定ガイドラインは改訂された。当該配布書類に従い、FCCB及びADSの発行価額は、証券取引所で値付けされている関連株式の終値の、「基準日」に先立つ2週間の間の週間最高値及び最低値の平均値を超えなければならない。なお、「基準日」とは、FCCB又はADSの発行が決定された取締役会又は取締役会によって正当に委任された取締役委員会の日付を指す。

(k) 規制当局への提出書類

当社はFCCBの発行及びFCCBの株式への転換に関連して、以下の書類を提出しなければならない。

- FCCB 第83号様式を、指定販売店を介してRBIに提出。
- FCCB FCCBの発行後、次の情報を含んだ情報をRBIに提出。発行されたFCCBの総額、インド国外在住の投資家の氏名及び当該各投資家に発行されたFCCBの数並びに外国被仕向送金証明書によって正当に支持されている、通常の銀行ルートによってインドに送金された金額。
- FCCB FCCBの株式への転換時に、株式割当についての報告書を当社の株式登録機関、ゴア・ダマン・ディューに提出。
- FCCB FCCBの株式への転換時に、規定のFC-GPR様式によりRBIの支社に提出。また、関連する月の7日以内に第ECB-2号様式をRBIの統計・情報管理部門に提出。
- FCCB 第ECB-2号様式を、指定販売店を介して毎月RBIに提出。

(l) FCCBの買戻し

RBIは、2013年3月31日まで、承認ルートに基づき、一定の条件を満たすFCCBを、満期日前にインド企業が買戻すことを許可した。2013年6月25日、RBIは、スキームの廃止後の2013年12月31日まで、承認ルートに基づくFCCBの買戻しスキームを延長した。

(m) FCCBの転換により発生した、発行されたADSの裏付となっている株式の規制及び売却手取金の送金に関する規制

目論見書の条項に従ってFCCBをADSに転換したFCCB保有者は、通常のADS保有者と同様の権利を有し、同様の条件に従い、ADSの裏付となっている株式を保管機関からいつでも引き出すことができる。非居住者であるADSの保有者は、ADRスキームに記載された手続に従い、当該ADSを譲渡又は当社の原株式に償還することができる。償還の場合には、海外の預託銀行は国内の保管銀行に対して、非居住者投資家のために、非居住者投資家の直接の代理人として売却するため又は非居住者の名義で口座に転記するために、対応する原株式を交付することを要請する。

FCCBのADSへの転換を選択する外国投資家は、転換の結果、当該会社に対する自己の直接的又は間接的な保有比率が、会社の株式資本又は議決権の15.0%相当若しくはそれを超えることとなる場合、買収規則に基づき、既存株主に対して公開買付けの発表を行わなければならない。

(n) 株式の譲渡

以前は、証券取引所で登録されたブローカーを通じて時価で売却される場合を除き、インドの非居住者から居住者へのインドの会社の株式の売却については、RBIによる承認を必要としていた。RBIは現在、インド国外の居住者に対し、一定の条件及び報告義務に従うことを条件に、その保有する株式及び転換社債をインドの居住者に譲渡することを一般的に認めた。非居住者からの株式の購入を希望する居住者は、関連する通知要件に従って、公認のディーラーに関連する書類と共に所定の申告書である様式FC-TRSを提出し、株式譲渡の効力を発生させるために、その確認書をインドの会社に提出しなければならない。しかし、2005年1月12日の時点において、非居住者が株式の譲渡が行われるインドの会社と同業種（情報技術の分野を除く。）において既存のジョイントベンチャーを有

し、又は技術移転契約若しくは商標契約を締結していた場合には、株式の譲渡を受ける非居住者が、株式を取得するに当たって、インド政府による事前の承認を取得することが要求される。ただし、以下の場合を除く。

- FOC SEBIに登録されているベンチャーキャピタル・ファンド又は多国籍金融機関により行われる投資の場合
- FOC 既存のジョイントベンチャーのいずれかの当事者による投資が3.0%未満の場合
- FOC 既存のジョイントベンチャー又は提携が廃止され、又は機能していない場合
- FOC 同業種の情報技術部門又は同鉱物の鉱業部門に従事するインドの会社の株式を譲渡する場合

インドの非居住者は、インドの居住者に対し有価証券を贈与することもできる。インドの居住者と非居住者との間の株式の譲渡は、被投資会社の事業がFDIの準則に従った自動承認ルートに基づくものであり、金融サービス業に基づくものでない場合、投資家が上記に記載したように同じ業種において既存のジョイントベンチャー又は技術移転契約若しくは商標契約を締結していない場合、非居住者の株式保有がFDIの準則に基づく業種別制限の範囲内である場合、取引が買収規則に基づくものでない場合並びにSEBI及びRBIにより定められたガイドラインに沿って価格決定がなされている場合には、インド政府又はRBIの事前承認は要求されない。

インドの非居住者は、一般的に、RBIによる事前の承認なくして、他のインドの非居住者に対してADSの原株式を売却することができる。ただし、株式を取得する者が、株式の譲渡が行われる会社が従事する業種と同じ業種で以前事業上の関係又は提携関係を有していた場合には、FIPBによる承認が必要となる。さらに、RBIは、一定の価格決定基準及び報告要件に従うことを条件として、インド国外に居住する者によるインド居住者への株式譲渡を一般的に認めた。

RBIが定めた条項に基づきADSを購入することができるミューチュアル・ファンド及びストック・オプション関連の従業員を除き、インドの居住者は、インドの会社のADSの保有を認められていない。ADSの保有者は、預託契約の条件に基づき、保有するインドの会社のADSを提出し、原株式を受領することが許可されている。

3【課税上の取扱い】

(1)【インドにおける課税上の取扱い】

以下は、ADSの非居住者投資家（インド居住者ではない投資家をいう。以下同じ。）のための、ADS及びADSの原株式の購入、所有及び処分に関するインドの主要な所得税、富裕税、印紙税及び遺産税の課税上の取扱いの概要である。この概要は、ADS及びADSの原株式を投資資産として保有する非居住者投資家向けのものであり、ディーラーを含むその他の種類の非居住者投資家に関する課税上の取扱いは念頭に置いていない。この概要は、配当金及び譲渡益として所得が計上された時点で、投資家が引続き非居住者であることを前提としている。また、この概要は、インド居住者のインド国外での所得並びにインドの非居住者がインドにおいて受領するか、成立若しくは発生する所得又はインドにおいて受領するか、成立若しくは発生したとみなされる所得への課税を規定する1961年インド所得税法（以下「インド所得税法」という。）並びにインドの1993年外貨建て転換社債及び普通株式発行（預託証書の仕組みによる）スキーム（その後の改正を含む。）と併せて解釈されるインド所得税法第115AC条に基づく特別税制を含む、本書の日付現在有効なインドの税法及びその解釈に基づいており、変更される可能性がある。

2013年金融法は、一般的租税回避防止規定（以下「GAAR」という。）を含んでおり、これによって税務当局は、ある取決めが、独立企業間取引として締結されておらず、インド所得税法の規定の悪用／濫用となり、商業的実体に欠けており、また税制上の優遇を受けることを目的とする場合、このような取決めを、認められない租税回避取決めとして宣言することができる。当社のいずれかの取引がGAARに基づく「認められない租税回避取決め」であると判断された場合、当社の事業は悪影響を受ける可能性がある。

GAARは、当初2013年4月1日より施行される予定であった。その後、提案されたGAARを検討し、適切な提案を行うために委員会が設置された。2013年9月、インド政府は、GAARの規定の適用可能性及び特定の限界値に関する規則を通知し、2015年4月1日からこれを施行する。

この概要は、これから効力を生じる新たに施行される2013年直接税法案に含まれる提案による影響を念頭に置いていない。

この概要は、ADS又はADSの原株式の取得、保有及び処分に関するインドの法律に基づく非居住者投資家のすべての課税上の取扱いの完全な分析を目的としたものではなく、また、州、地方及びその他の（例えばインド法でない）税法に基づく課税上の取扱いのような、株式及びADSの投資に関して発生する可能性があるあらゆる課税上の取扱いに対応しているわけではない。

(a) 居住性

インド所得税法の下では、個人は、特定の年のうち182日以上インドに滞在する場合又は特定の事業年度に60日以上滞在し、かつ、当該年度に先立つ4年間に合計365日以上インドに滞在する場合には、当該年度に関してインドの居住者とみなされる。ただし、(i)前年度にインドの国民が国外で労働に従事するためインドを離れる場合又は(ii)インドの国民又はインドの出身者でインド国外に居住している者がインドに滞在する場合には、ここにいう60日を182日と読み替える。会社は、当該年度中にインドにおいて設立された場合又はその業務の経営管理が完全にインドで行われている場合、インドの居住者とみなされる。上記の基準に基づくインドの居住者でない個人及び会社は、非居住者として扱われる。

(b) ADSの売却に対する課税

非居住者投資家がADSに関する権利の売却から得る譲渡益に対してインドで課税されるか否かは不明確である。この点は、ADSに関して譲渡された権利の所在地につき判断する立場にあるインドの課税当局の見解次第である。2012年金融法は、インド企業の権利又はこれに関連する権利を含めるため、「財産」に係る条項を遡及的に改正した。したがって、ADSに関する権利の所在地は、インドにあると考えられる可能性がある。しかしながら、ADRの制度及び所得税法第47条(viia)に基づく、非居住者保有者から他の非居住者へのインド国外におけるADSの譲渡に関しては、インドでの譲渡益課税はなされない。ADRの制度に基づく、ADSの株式への転換は、インドでの譲渡益課税はなされないものとする。

ADSは、36ヶ月超の期間保有されている場合、長期資本資産とみなされ、それ以外は短期資本資産とみなされる。

インド所得税法第115AC条は、非居住者保有者からADSを譲渡することにより生じる長期資本所得には、10.0%の税率による所得税並びに適用される追加税及び教育目的税が課され、かかる譲渡による短期資本所得には、30.0%（外国会社の場合は40.0%）の税率による所得税並びに適用される追加税及び教育目的税が課されると規定している。間接的な譲渡への規則の適用は著しく複雑なため、会社のADSの買主が株式の取得に係る源泉徴収を課されないことに対して責任を問われるか否か、若しくはどの程度責任を問われるか又はADSの処分により認識した利益に係るインド税を課税されるか否か、若しくはどの程度課税されるかに関しては、明確ではない。しかしながら、非居住者の投資家は、該当する場合、インド及び居住国間の当該二重課税契約に基づき、かかる租税の免除を検討することができる。

ADSが株式に転換され、かかる株式が36ヶ月の期間内に売却される場合、資本所得の発生及び保有期間は、租税顧問による審査を受ける場合がある。

(c) 配当金に対する課税

ADSの非居住者投資家に支払われる配当金に関して、受領者には現在は課税されない。しかしながら、配当金を分配する会社は、適用ある場合、15.0%の税率（総計基準）並びに10.0%の追加税及び3.0%の教育目的税の「配当分配税」を課されている。2014年金融（第2）法によると、配当分配税は、税引後支払額ではなく、分配可能剰余金の合計に課せられる予定である。この結果、配当分配税は、過年度の16.995%から20%超に上昇した。配当金にかかる課税は、当社の投資家からは支払われず、上記に定める配当金支払いから源泉徴収又は控除されない。この改正は、2014年10月1日以降に宣言、分配又は支払われる配当に適用されるものとする。インド所得税法第1150(1A)項に従い、インドの会社は一定の条件に従い、子会社からの受取配当金を株主に配当を宣言及び分配した配当金額と相殺することができるため、かかる相殺分の配当分配税が減少する。

居住者又は非居住者投資家に対する追加のADS又は株式の分配は、インドにおける課税の対象とはならない。

(d) 株式の売却に対する課税

あらゆる保有者による株式の売却は、以下に記載のとおりインドにおいて課税される可能性がある。適用ある法令に基づき、株式の売却には取引税又は譲渡益税として所得税が課される。インド居住者に対してかインド国外に居住する者に対してかを問わず、且つインドにおいてかインド国外においてかを問わず、株式を売却する場合に非居住者投資家に発生する譲渡益には、以下に記載の一定の場合においてインドの譲渡益課税がなされる。以下の記載は、2013年直接税法の条項の影響を念頭に置いていない。

(e) 公認証券取引所における株式の売却

インドの公認取引所に上場される株式のうち、ADSの転換により発行され、非居住者の投資家により12ヶ月超の期間保有されている株式は、長期資本資産として扱われ、それ以外は短期資本資産とみなされる。非上場株式のうち、36ヶ月超の期間保有されている場合は長期資本資産として扱われ、それ以外は短期資本資産として扱われる。

以下を条件として、ADSの転換により取得した株式の売却により非居住者が認識した長期資本所得は、適用される追加税及び教育目的税とともに、10.0%の税率で課税され、かかる譲渡による短期資本所得は、売主に適用される税率で課税される。

⑥ ADSの転換により取得された株式の売却により非居住者が認識した長期資本所得は、かかる株式が公認の証券取引所で売却され、証券取引税（以下に説明する。）が支払われた場合、非課税となる。

⑦ 短期資本所得は、かかる株式の売却が公認の証券取引所で行われ、かかる売却において証券取引税が支払われている場合、適用される追加税及び教育目的税とともに、15.0%の税率で課税される。

適用あるインドの税法に従い、インドの公認証券取引所におけるインドの会社の株式の売却により得られる所得には、証券取引税が課される。かかる税は、居住地に関係なく課され、株式の売却が行われたインドの公認証券取引所によって徴収される。

非居住者に対する株式の売却に係る譲渡益の源泉徴収税は、インド所得税法第195条に基づき所定の税率で源泉徴収される。

株式の売却に関する譲渡益を算出するためには、当該売却に関して受領され又は発生する売却対価から、かかる株式の取得費用及びかかる売却に完全且つ排他的に関連して発生するすべての支出を減額する。1993年外貨建て転換社債及び普通株式発行（預託証書の仕組みによる）スキームに従い、ADSとの交換により受領したインド

の上場会社の株式の購入費用は、当該ADSとの交換による株式の交付を行う預託銀行に対して、預託機関が通知を行う日の原株式の市場価格とする。市場価格とは、BSE又はNSEのいずれか該当する市場における株式の時価である。インド所得税法において、株式の購入価格の決定基準となる市場価格の使用に関する規定は存在しない。課税当局が株式の購入価格の決定基準として市場価格を使用することを拒否する場合には、譲渡益税を算出するため、ADSの元の購入価格が株式の購入価格として検討される。

当該スキームによると、非居住者がADSとの交換により受領した株式の、適用する譲渡益課税率を判断するための保有期間は、預託機関から保管機関に対して償還通知がなされた日から開始する。

(f) 証券取引税

2004年10月1日以降、公認証券取引所における株式の売却及び購入につき、当該取引に関連して、(i)当該取引が引渡しベースの取引（すなわち、実際の株式の引渡しを伴うもの。）の場合には、購入者及び販売者のいずれも、証券の取引価格の0.1%の証券取引税を支払うことが義務付けられており、かかる税率は、2012年金融法により、2012年7月1日付で、0.1%から0.125%に変更された。(ii)当該取引が非引渡しベースの取引（すなわち、株式の引渡しなしに決済されるもの。）の場合には、株式の販売者は、証券の取引価格の0.025%の証券取引税を支払うことが義務付けられている。デリバティブの売却及び購入につき証券取引税が課され、2013年金融法により2013年6月1日付で変更された証券取引税の税率は、以下のとおりである。(i)証券にかかるオプションの売却の場合には、販売者はオプション・プレミアムの0.017%の税率で証券取引税を支払うことが義務付けられている。(ii)証券にかかるオプションの売却で、オプションが行使された場合には、購入者は決済価格の0.125%の税率で証券取引税を支払うことが義務付けられている。(iii)先物の証券の売却の場合には、販売者は取引価格の0.017%の証券取引税を支払うことが義務付けられている。かかる税率は、2013年金融法により0.017%から0.01%に変更された。

(g) 譲渡損失

インドにおける投資資産の譲渡から生じる損失は、インド所得税法に従い、譲渡益とのみ相殺することができ、その他の所得と相殺することはできない。長期資本損失は長期資本所得とのみ相殺することができる。譲渡損失は、当該譲渡の年度中に損失を吸収することができない範囲で、最初に損失が算出された年以降8年間繰り越すことができ、かかる期間に課税対象となる譲渡益と相殺することができる。譲渡損失による相殺の恩典を受けるためには、非居住者投資家はインドにおいて適切且つ時機を得た確定申告を行わなければならない。

(h) 租税条約

上記記載の税率及び課税上の取扱いは、インド政府と非居住者投資家の税法上の居住国が締結した二重課税回避のため租税条約の条項に基づき非居住者投資家が利用可能な恩典の影響を受ける。外国の管轄地域における特定目的事業体を通して投資を行う場合、投資家は、税制優遇の対象となる居住状況について、自らの税務顧問に相談すべきである。

(i) 譲渡益の源泉徴収税

非居住者によるADSの売却により生じる課税の対象となる利益は、10.0%の源泉徴収税の対象となり、購入者により源泉徴収がなされる。ただし、証券の譲渡によりインド所得税法第115AD条に規定するFIIに生じる所得については、インド所得税法第196D(2)条に従い、源泉徴収税の徴収を要しない。FIIは、各々で租税の支払いを行う義務を負う。

(j) 証券の買戻し

インドの会社は、株式の買戻しに関する租税の対象にはならない。ただし、株主は、株式の買戻しの結果として生じる利益につき課税される。当社は、当社株主の譲渡益に対する課税の割合に応じて、源泉徴収を行う義務を負う。

(k) 印紙税

当社は、ADSに係る原株式の発行に際し、各株式につき発行価額の0.1%に相当する印紙税を支払わなければならない。インド印紙税法の下では、振替決済による株式の取得又は譲渡については、印紙税は課されない。しかしながら、非居住者保有者による株式の売却は、取引日における株式時価の0.25%のインド印紙税が課されるが、通常、かかる税は譲受人によって支払われる。ADSの譲渡には、インドの印紙税は課されない。

(l) 富裕税、贈与税及び遺産税

非居住者投資家によるADSの保有及び受託者たる預託機関における原株式の保有は、富裕税の支払いを免除されている。さらに、ADS又はADSの原株式に適用される遺産税及び贈与税はない。

(m) サービス税

株式の売買に関して株式ブローカーに支払われる仲介手数料又は委託手数料には、株式ブローカーが受領した金額に対して実効税率12.36%（教育目的税3.0%を含む。）のインドのサービス税（2009年2月24日から2012年3月31日まで、サービス税は10.3%であった。）が課される。さらに、2004年金融法（第2号）第65(101)項に従い、サブ・ブローカーにもこのサービス税が課される。

(n) 最低代替税

インド所得税法は、総所得に課される所得税が帳簿上の利益に対して18.5%未満の最低代替税を課する。最低代替税は、18.5%の税率並びに適用ある追加税及び教育目的税で支払われる。2013年金融法により、100百万ルピー超の課税所得を有する国内企業の所得に対する追加税は5.0%から10.0%に引き上げられ、この結果、かかる会社の実効最低代替税率は20.01%から20.96%に引き上げられた。2014年金融法は、追加税を10%の税率で維持することを提案した。最低代替税として支払われた額は、一定の条件の下に、その後の10年間に於いて未払の通常の所得税に充当することができる。税額控除の対象となる最低代替税の計算方法は、インド所得税法に規定されている。2007年金融法は、同法第10A条及び第10B条に基づく控除の対象となる所得を、最低代替税の課税対象として帳簿上の利益の計算に含め、同法第10A条及び第10B条の範囲に該当する所得につき最低代替税を支払うことができる旨決定した。

(o) 税額控除

非居住者投資家は、当社又はその他の者が支払った源泉徴収税に関して、適用ある管轄の法令に従って税額控除を受けることができる。

(2) 【日本における課税上の取扱い】

適用ある租税条約、所得税法、法人税法、相続税法及びその他の日本の現行の関連法令に従い、またこれらの法令上の制限の下、日本の居住者又は内国法人の所得（及び個人に関しては相続財産）が上記のインドにおける課税上の取扱いに記載された租税の対象とされた場合、かかる租税は、当該居住者又は法人が日本において支払うこととなる租税の計算上税額控除の対象となる場合がある。「－第8－ADSに関する株式事務、権利行使の方法及び関連事項－(2) ADS保有者に対するその他の株式事務－(g) 本邦における課税上の取扱い」を参照のこと。

4 【法律意見】

セサ・スターライト・リミテッドの法律顧問であるP.S. サンダラン氏より、大要、以下の趣旨の法律意見書が出されている。

(イ) セサ・スターライト・リミテッドは、インド法に基づく株式による有限責任会社として適法に設立され、且つ有効に存続しており、本書に記載された事業を営み、その財産を所有及び運用するすべての権限を与えられている。

(ロ) 本書中のインドの法令に関するすべての記述は、すべての重要な点において真実且つ正確である。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

以下の2010年度、2011年度、2012年度、2013年度及び2014年度の主要な連結損益計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書並びに2010年3月31日現在、2011年3月31日現在、2012年3月31日現在、2013年3月31日現在及び2014年3月31日現在の主要な連結貸借対照表データは、それぞれ本書記載の監査済財務書類からの抜粋である。

以下の情報は、「―第3－7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」及び本書に掲載されている連結財務書類と併せて読まれるべきものである。

本書に掲載されている2010年3月31日、2011年3月31日、2012年3月31日、2013年3月31日及び2014年3月31日現在並びに2010年3月31日、2011年3月31日、2012年3月31日、2013年3月31日及び2014年3月31日に終了した各年度における当社の連結財務書類は、IFRSに準拠する。

下記の表における財務情報は、IFRSに基づく。

(単位：百万ルピー（ただし、株式数の単位は株、1株当たりの金額の単位はルピー） 3月31日に終了した年度)					
	2010年 (再計算後)	2011年 (再計算後)	2012年 (再計算後)	2013年 (再計算後)	2014年
収益	327,639	447,610	598,116	722,303	725,243
売上原価	(228,321)	(313,066)	(435,993)	(556,663)	(557,900)
粗利益	99,318	134,544	162,123	165,640	167,343
その他営業利益	4,311	6,917	2,252	3,791	4,541
流通費	(14,347)	(22,126)	(32,151)	(16,430)	(12,127)
管理費	(11,595)	(16,950)	(24,699)	(23,490)	(32,229)
営業利益	77,687	102,385	107,525	129,511	127,528
投資収益及びその他の利益	16,074	20,559	23,583	34,931	42,165
金融及びその他費用	4,409	(5,015)	(46,323)	(54,716)	(72,821)
関連会社連結利益に対する持分	-	-	4,404	-	-
税引前利益	98,171	117,929	89,189	109,726	96,872
法人所得税費用	(16,962)	(24,406)	(7,710)	7,502	(34,646)
当期純利益	81,209	93,523	81,479	117,228	62,226
以下に帰属する利益合計：					
親会社の株主	63,715	73,711	51,811	62,363	15,466
非支配持分	17,494	19,812	29,668	54,865	46,760
1株当たり利益（連結財務書類の注記29を参照のこと。）					
基本的	21.5	24.9	17.47	21.03	5.22
希薄化後	21.5	22.9	17.47	21.03	5.22
株式数（株）					
期末	2,965,004,872	2,965,004,872	2,965,004,871	2,965,004,871	2,965,004,871
加重平均	2,965,004,872	2,965,004,872	2,965,004,871	2,965,004,871	2,965,004,871
希薄化後	2,965,004,872	3,046,447,432	2,965,004,871	2,965,004,871	2,965,004,871
1株当たり宣言配当 ⁽¹⁾⁽²⁾					3.25

(単位：百万円（ただし、株式数の単位は株、1株当たりの金額の単位は円）)

3月31日に終了した年度

	2010年 (再計算後)	2011年 (再計算後)	2012年 (再計算後)	2013年 (再計算後)	2014年
収益	560,263	765,413	1,022,778	1,235,138	1,240,166
売上原価	(390,429)	(535,343)	(745,548)	(951,894)	(954,009)
粗利益	169,834	230,070	277,230	283,244	286,157
その他営業利益	7,372	11,828	3,851	6,483	7,765
流通費	(24,533)	(37,835)	(54,978)	(28,095)	(20,737)
管理費	(19,827)	(28,985)	(42,235)	(40,168)	(55,112)
営業利益	132,845	175,078	183,868	221,464	218,073
投資収益及びその他の利益	27,487	35,156	40,327	59,732	72,102
金融及びその他費用	7,539	(8,576)	(79,212)	(93,564)	(124,524)
関連会社連結利益に対する持分	-	-	7,531	-	-
税引前利益	167,872	201,659	152,513	187,631	165,651
法人所得税費用	(29,005)	(41,734)	(13,184)	12,828	(59,245)
当期純利益	138,867	159,924	139,329	200,460	106,406
以下に帰属する利益合計：					
親会社の株主	108,953	126,046	88,597	106,641	26,447
非支配持分	29,915	33,879	50,732	93,819	79,960
1株当たり利益（連結財務書類の注記29を参照のこと。）					
基本的	37	43	30	36	9
希薄化後	37	39	30	36	9
株式数（株）					
期末	2,965,004,872	2,965,004,872	2,965,004,871	2,965,004,871	2,965,004,871
加重平均	2,965,004,872	2,965,004,872	2,965,004,871	2,965,004,871	2,965,004,871
希薄化後	2,965,004,872	3,046,447,432	2,965,004,871	2,965,004,871	2,965,004,871
1株当たり宣言配当 ⁽¹⁾⁽²⁾					6

(1) 2013年4月29日、SIILの取締役会は、2013年度に係る1株当たり1.20ルピーの中間配当を宣言した。4,033百万ルピーの配当は、2013年5月14日に支払われた。2013年10月31日、SSLの取締役会は、2014年度に係る1株当たり1.50ルピーの中間配当を宣言した。4,447百万ルピーの配当は、2013年11月13日に支払われた。2014年度に係る1株当たり1.75ルピーの期末配当は、2014年4月29日に当社取締役会により提案され、2014年7月11日の年次株主総会で当社株主により承認された。総額5,188百万ルピーの配当は、2014年7月15日に支払われた。

(2) SIILは、2010年3月31日、2011年3月31日、2012年3月31日及び2013年3月31日に終了した各年度に係る、1株当たりそれぞれ3.75ルピー、1.10ルピー、2.00ルピー及び2.30ルピーの配当を宣言し、支払った。

(3) 2010年3月31日、2011年3月31日、2012年3月31日及び2013年3月31日に終了した期間における損益の連結損益計算書は、関係会社間の取引の影響を反映するため、再計算されている。詳細については、当社の財務書類の注記1及び3.D、「企業結合」を参照のこと。

(4) 2010年6月11日、当社の株主は、当社が額面2ルピーから額面1ルピーへの株式分割を行うことを承認した。当社の株主はまた、1株1ルピー当たり1株1ルピーの割合による無償株式発行を承認した。

(単位：百万ルピー)

	3月31日現在				
	2010年 (再計算後)	2011年 (再計算後)	2012年 (再計算後)	2013年 (再計算後)	2014年
連結貸借対照表データ：					
現金及び現金同等物	5,572	24,394	65,270	15,199	12,960
制限付の現金及び現金同等物	105	39	154	706	2,463
資産合計	948,561	1,177,761	2,209,684	2,414,382	2,581,939
純資産	594,442	696,483	1,058,786	1,183,269	1,262,343
長期借入金	128,413	115,563	546,704	523,038	547,375
短期借入金	36,745	122,947	129,928	178,413	161,728
親会社の株主に帰属する持分合計	507,178	586,780	620,809	680,609	699,570

(単位：百万円)

3月31日現在

	2010年 (再計算後)	2011年 (再計算後)	2012年 (再計算後)	2013年 (再計算後)	2014年
連結貸借対照表データ：					
現金及び現金同等物	9,528	41,714	111,612	25,990	22,162
制限付の現金及び現金同等物	180	67	263	1,207	4,212
資産合計	1,622,039	2,013,971	3,778,560	4,128,593	4,415,116
純資産	1,016,496	1,190,986	1,810,524	2,023,390	2,158,607
長期借入金	219,586	197,613	934,864	894,395	936,011
短期借入金	62,834	210,239	222,177	305,086	276,555
親会社の株主に帰属する持分合計	867,274	1,003,394	1,061,583	1,163,841	1,196,265

(単位：百万ルピー)

3月31日に終了した年度

	2010年 (再計算後)	2011年 (再計算後)	2012年 (再計算後)	2013年 (再計算後)	2014年
キャッシュ・フロー・データ：					
調達（使用）されたキャッシュ純額：					
営業活動	78,690	116,379	154,064	97,110	56,199
投資活動	(214,310)	(157,215)	(484,939)	(153,176)	(52,631)
財務活動	134,076	59,771	370,706	1,855	(6,280)
セグメント・データ：					
外部顧客に対する収益：					
亜鉛（インド）	79,434	98,444	111,319	123,241	131,980
亜鉛（海外）	—	9,961	41,272	43,475	40,156
石油及びガス*	—	—	44,944	175,518	187,103
鉄鉱石	66,131	99,851	88,248	26,054	16,516
銅	130,608	156,610	201,647	217,262	205,577
アルミニウム	40,385	71,590	82,195	99,073	107,790
電力	11,081	11,154	26,088	34,169	35,076
その他	—	—	2,403	3,511	1,045
合計	327,639	447,610	598,116	722,303	725,243
営業利益／（損失）：					
亜鉛（インド）	44,070	50,914	54,060	58,341	61,696
亜鉛（海外）	—	1,592	6,008	5,078	2,484
石油及びガス*	—	—	16,887	50,370	53,942
鉄鉱石	21,483	34,533	23,115	(77)	(5,476)
銅	3,141	9,198	7,765	8,517	8,876
アルミニウム	3,927	3,628	(2,585)	960	4,979
電力	5,075	3,310	2,335	6,393	1,494
その他	(9)	(790)	(60)	(71)	(467)
合計	77,687	102,385	107,525	129,511	127,528
セグメント利益／（損失）： ⁽²⁾					
亜鉛（インド）	47,124	55,343	59,296	64,227	68,642
亜鉛（海外）	—	4,247	17,367	15,712	12,829
石油及びガス*	—	—	33,825	128,502	139,453
鉄鉱石	31,789	48,154	34,229	4,530	(2,700)
銅	5,124	11,247	9,938	10,868	11,429
アルミニウム	9,246	13,426	7,742	11,285	16,131
電力	5,985	4,527	6,299	11,551	7,429
その他	(8)	(789)	(60)	(61)	(257)
合計	99,260	136,155	168,636	246,614	252,956

(単位：百万円)

	3月31日に終了した年度				
	2010年 (再計算後)	2011年 (再計算後)	2012年 (再計算後)	2013年 (再計算後)	2014年
キャッシュ・フロー・データ：					
調達（使用）されたキャッシュ純額：					
営業活動	134,560	199,008	263,449	166,058	96,100
投資活動	(366,470)	(268,838)	(829,246)	(261,931)	(89,999)
財務活動	229,270	102,208	633,907	3,172	(10,739)
セグメント・データ：					
外部顧客に対する収益：					
亜鉛（インド）	135,832	168,339	190,355	210,742	225,686
亜鉛（海外）	－	17,033	70,575	74,342	68,667
石油及びガス*	－	－	76,854	300,136	319,946
鉄鉱石	113,084	170,745	150,904	44,552	28,242
銅	223,340	267,803	344,816	371,518	351,537
アルミニウム	69,058	122,419	140,553	169,415	184,321
電力	18,949	19,073	44,610	58,429	59,980
その他	－	－	4,109	6,004	1,787
合計	560,263	765,413	1,022,778	1,235,138	1,240,166
営業利益／（損失）：					
亜鉛（インド）	75,360	87,063	92,443	99,763	105,500
亜鉛（海外）	－	2,722	10,274	8,683	4,248
石油及びガス*	－	－	28,877	86,133	92,241
鉄鉱石	36,736	59,051	39,527	(132)	(9,364)
銅	5,371	15,729	13,278	14,564	15,178
アルミニウム	6,715	6,204	(4,420)	1,642	8,514
電力	8,678	5,660	3,993	10,932	2,555
その他	(15)	(1,351)	(103)	(121)	(799)
合計	132,845	175,078	183,868	221,464	218,073
セグメント利益／（損失）：(2)					
亜鉛（インド）	80,582	94,637	101,396	109,828	117,378
亜鉛（海外）	－	7,262	29,698	26,868	21,938
石油及びガス*	－	－	57,841	219,738	238,465
鉄鉱石	54,359	82,343	58,532	7,746	(4,617)
銅	8,762	19,232	16,994	18,584	19,544
アルミニウム	15,811	22,958	13,239	19,297	27,584
電力	10,234	7,741	10,771	19,752	12,704
その他	(14)	(1,349)	(103)	(104)	(439)
合計	169,735	232,825	288,368	421,710	432,555

* 「2012年」とは、2011年12月8日から2012年3月31日までの期間を表す。

- (1) 2010年3月31日、2011年3月31日、2012年3月31日及び2013年3月31日現在の連結財政状態計算書、並びに2010年3月31日、2011年3月31日、2012年3月31日及び2013年3月31日に終了した各期間に係る連結損益計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書の数値は、関係会社間の取引の影響を反映するため、再計算されている。詳細については、当社の財務書類の注記1及び3.D.「企業結合」を参照のこと。
- (2) セグメント利益はIFRS第8号に基づき記載されており、営業利益から減価償却費及び償却費を除外して算出される。セグメント利益は、他社により報告されている類似の尺度とは、計算方法が一貫していない可能性があることから、比較することができない場合がある。当社は、セグメント利益が当社の業績を示す尺度であり、当社の業界に属する企業を評価するために投資家及びアナリストにより使用されていると確信しているため、セグメント利益を記載した。当社のセグメント利益は、IASBにより発行されたIFRSに従って報告された財務成績及び流動性のその他の尺度の代替としてではなく、これらに加えて考慮されるべきものである。当社は、セグメント利益の表示において使用した補足調整の記載は、当社の中核事業の業績に関係がないと当社経営陣が判断する費用を除外し、当社の基準となる業績を明確に示す尺度であるため、適切であると確信している。また、セグメント利益は、当社の経営陣が将来の期間の計画及び予測の基準に用いる主要な指標の1つである。以下の表は、表示された期間における営業利益をセグメント利益に調整したものである。

(単位：百万ルピー)

3月31日に終了した年度					
	2010年 (再計算後)	2011年 (再計算後)	2012年 (再計算後)	2013年 (再計算後)	2014年
亜鉛（インド）：					
営業利益	44,070	50,914	54,060	58,341	61,696
加算：					
減価償却費及び償却費	3,054	4,429	5,236	5,886	6,946
セグメント利益	47,124	55,343	59,296	64,227	68,642
亜鉛（海外）：					
営業利益	—	1,592	6,008	5,078	2,484
加算：					
減価償却費及び償却費 ⁽¹⁾	—	2,655	11,359	10,634	10,345
セグメント利益	—	4,247	17,367	15,712	12,829
石油及びガス：					
営業利益	—	—	16,887	50,370	53,942
加算：					
減価償却費、減耗償却費及び償却費	—	—	16,938	78,132	85,511
セグメント利益	—	—	33,825	128,502	139,453
鉄鉱石：					
営業利益／(損失)	21,483	34,533	23,115	(77)	(5,476)
加算：					
減価償却費及び償却費	10,306	13,621	11,114	4,607	2,776
セグメント利益／(損失)	31,789	48,154	34,229	4,530	(2,700)
銅：					
営業利益	3,141	9,198	7,765	8,517	8,876
加算：					
減価償却費及び償却費	1,983	2,049	2,173	2,351	2,553
セグメント利益	5,124	11,247	9,938	10,868	11,429
アルミニウム：					
営業利益／(損失)	3,927	3,628	(2,585)	960	4,979
加算：					
減価償却費及び償却費 ⁽²⁾	5,319	9,797	10,327	10,325	11,152
セグメント利益	9,246	13,426	7,742	11,285	16,131
電力：					
営業利益	5,075	3,310	2,335	6,393	1,494
加算：					
減価償却費及び償却費	910	1,217	3,964	5,158	5,935
セグメント利益	5,985	4,527	6,299	11,551	7,429
その他：					
営業利益／(損失)	(9)	(790)	(60)	(71)	(467)
加算：					
減価償却費及び償却費	1	1	—	10	210
セグメント利益／(損失)	(8)	(789)	(60)	(61)	(257)

(単位：百万円)

3月31日に終了した年度					
	2010年 (再計算後)	2011年 (再計算後)	2012年 (再計算後)	2013年 (再計算後)	2014年
亜鉛（インド）：					
営業利益	75,360	87,063	92,443	99,763	105,500
加算：					
減価償却費及び償却費	5,222	7,574	8,954	10,065	11,878
セグメント利益	80,582	94,637	101,396	109,828	117,378
亜鉛（海外）：					
営業利益	—	2,722	10,274	8,683	4,248
加算：					
減価償却費及び償却費 ⁽¹⁾	—	4,540	19,424	18,184	17,690
セグメント利益	—	7,262	29,698	26,868	21,938
石油及びガス：					
営業利益	—	—	28,877	86,133	92,241
加算：					
減価償却費、減耗償却費及び償却費	—	—	28,964	133,606	146,224
セグメント利益	—	—	57,841	219,738	238,465
鉄鉱石：					
営業利益／(損失)	36,736	59,051	39,527	(132)	(9,364)
加算：					
減価償却費及び償却費	17,623	23,292	19,005	7,878	4,747
セグメント利益／(損失)	54,359	82,343	58,532	7,746	(4,617)
銅：					
営業利益	5,371	15,729	13,278	14,564	15,178
加算：					
減価償却費及び償却費	3,391	3,504	3,716	4,020	4,366
セグメント利益	8,762	19,232	16,994	18,584	19,544
アルミニウム：					
営業利益／(損失)	6,715	6,204	(4,420)	1,642	8,514
加算：					
減価償却費及び償却費 ⁽²⁾	9,095	16,753	17,659	17,656	19,070
セグメント利益	15,811	22,958	13,239	19,297	27,584
電力：					
営業利益	8,678	5,660	3,993	10,932	2,555
加算：					
減価償却費及び償却費	1,556	2,081	6,778	8,820	10,149
セグメント利益	10,234	7,741	10,771	19,752	12,704
その他：					
営業利益／(損失)	(15)	(1,351)	(103)	(121)	(799)
加算：					
減価償却費及び償却費	2	2	—	17	359
セグメント利益／(損失)	(14)	(1,349)	(103)	(104)	(439)

(1) 2014年度に係る2,873百万ルピーの減損費用を含む。

(2) 2014年度に係る668百万ルピーの減損費用を含む。

(3) 2010年3月31日、2011年3月31日、2012年3月31日及び2013年3月31日に終了した各期間に係る連結損益計算書の数値は、関係会社間の取引の影響を反映するため、再計算されている。詳細については、当社の財務書類の注記1及び3.D.「企業結合」を参照のこと。

(単位：(別段の定めがない限り)米ドル／1トン当たり)

3月31日に終了した年度

	単位	2012年	2013年	2014年
製錬費及び精錬費 (TcRc) ⁽¹⁾	米セント／1ポンド当たり	14.5	12.8	16.6
副産物収益控除前製造原価 ⁽²⁾				
亜鉛 (インド) ⁽³⁾	米ドル	1,156	1,111	1,069
亜鉛 (海外) ⁽⁴⁾	米ドル	1,233	1,165	1,300
石油及びガス ⁽⁵⁾	米ドル／1等量バレル当たり	17.4	22.2	20.9
鉄鉱石 ⁽⁶⁾	米ドル	33.7	41.3	40.9
銅の製錬及び精錬に係る費用 ⁽⁷⁾	米セント／1ポンド当たり	19.4	20.1	18.8
アルミニウム ⁽⁸⁾	米ドル	2,101	1,887	1,664
電力 — ジャルスグダにおける2,400メガワットの発電所	ルピー／1ユニット当たり	2.6	2.1	2.1
副産物純収益控除製造原価 ⁽²⁾				
亜鉛 (インド) ⁽³⁾	米ドル	1,010	981	985
亜鉛 (海外) ⁽⁴⁾	米ドル	1,139	1,089	1,167
石油及びガス ⁽⁵⁾	米ドル／1等量バレル当たり	17.4	22.2	20.9
鉄鉱石 ⁽⁶⁾	米ドル	33.7	41.3	40.9
銅の製錬及び精錬に係る費用 ⁽⁷⁾	米セント／1ポンド当たり	0.0	8.7	9.7
アルミニウム ⁽⁸⁾	米ドル	2,091	1,879	1,658
電力 — ジャルスグダにおける2,400メガワットの発電所	ルピー／1ユニット当たり	2.6	2.1	2.1

(単位：(別段の定めがない限り)円／1トン当たり)

3月31日に終了した年度

	単位	2012年	2013年	2014年
製錬費及び精錬費 (TcRc) : ⁽¹⁾	円／1ポンド当たり	14.91	13.16	17.07
副産物収益控除前製造原価 ⁽²⁾				
亜鉛 (インド) ⁽³⁾	円	118,860	114,233	109,915
亜鉛 (海外) ⁽⁴⁾	円	126,777	119,785	133,666
石油及びガス ⁽⁵⁾	円／1等量バレル当たり	1,789	2,283	2,149
鉄鉱石 ⁽⁶⁾	円	3,465	4,246	4,205
銅の製錬及び精錬に係る費用 ⁽⁷⁾	円／1ポンド当たり	19.95	20.67	19.33
アルミニウム ⁽⁸⁾	円	216,025	194,021	171,092
電力 — ジャルスグダにおける2,400メガワットの発電所	円／1ユニット当たり	4.45	3.59	3.59
副産物純収益控除製造原価 ⁽²⁾				
亜鉛 (インド) ⁽³⁾	円	103,848	100,866	101,278
亜鉛 (海外) ⁽⁴⁾	円	117,112	111,971	119,991
石油及びガス ⁽⁵⁾	円／1等量バレル当たり	1,789	2,283	2,149
鉄鉱石 ⁽⁶⁾	円	3,465	4,246	4,205
銅の製錬及び精錬に係る費用 ⁽⁷⁾	円／1ポンド当たり	0.0	8.95	9.97
アルミニウム ⁽⁸⁾	円	214,997	193,199	170,476
電力 — ジャルスグダにおける2,400メガワットの発電所	円／1ユニット当たり	4.45	3.59	3.59

(1) 当該期間における当社の実現製錬費及び精錬費の平均を示す。

(2) 1ユニット当たりの製造原価は、IASBにより発行されたIFRSにおいて認められた尺度ではない。製造原価は当社の業績を評価するために当社の経営陣により使用されている主要業績評価指標である為、記載した。また当社は、製造原価は当社の業界の企業を評価するために投資家及びアナリストにより使用されていると確信している。当社の業績は、当社が事業を効率よく行い、低い製造原価を維持できるか否かにより重大な影響を受ける。鉱石から金属を回収する際の効率性、工程の改善、副産物の管理及び生産性の向上により、当社のコストは削減できる。当社の製造原価の算定は、IASBにより発行されたIFRSに従って報告された財務成績及び流動性のその他の尺度の代替としてではなく、これらに加えて考慮されるべきものである。製造原価は、当社の事業の業績を測定する尺度である。当社の尺度は他社により報告されている類似の尺度とは比較することができない場合があるものの、この尺度は他の金属会社も記載している。

下記に示される当社の金属製品の製造原価について、当社は以下の基準で記載する。

1) 副産物収益控除前製造原価：

金属の製造費及び加工費に係る（自社鉱山での光熱費、鉱石の抽出費及び加工費、労務費及びその他の製造経費等の）現金流出を伴う直接製造原価を示すが、減価償却費及び利息支払額は含まれない。

2) 副産物純収益控除製造原価：

当該費用は、副産物収益控除前製造原価から製造及び加工の工程で生じる副産物の売却時に当社が受領する金額を差し引いた金額を示す。副産物収益の相殺は、当社の業界において同業者により使用されている一般的な計量方法である為、当社の経営陣及び投資家が当業界における当社のコスト競争力を同業者と比較する際に有用となる。

当社は、各金属に係る製造原価について以下に説明する。

- 亜鉛鉱石の抽出から亜鉛金属の製造までを行う一貫生産型事業である亜鉛（インド）事業の副産物収益控除前製造原価は、鉱石の抽出及び鉱石を亜鉛金属インゴットに加工するための費用から成る。採掘事業について支払われる採掘料も製造原価に含まれる。副産物純収益控除製造原価は、副産物収益控除前製造原価と、副産物収益、すなわち製造原価から控除される副産物である硫酸から得られる純収益を業界の慣行に従い反映している。副産物収益控除前及び副産物純収益控除の総現金費用を、製造された亜鉛金属の総トン量で除すことにより、製造された亜鉛金属1トン当たりの副産物収益控除前及び副産物純収益控除の製造原価を計算する。当社の亜鉛（インド）セグメントは、主として亜鉛インゴットから成る。銀は鉛の製錬過程で生じ

る副産物であり、鉛に関しても亜鉛の副産物に過ぎない。したがって、亜鉛（インド）事業の製造原価には、亜鉛インゴットに係る費用のみが含まれており、鉛及び銀に係る費用は含まれない。

- ・ 当社の亜鉛（海外）事業は、ナミビアのスコープオン鉱山及び精錬所、南アフリカのブラック・マウンテン鉱山及びバイルランドのリシーン鉱山により構成されている。スコープオン・マイニング・カンパニー（プロプライエタリー）リミテッド及びその子会社（以下「スコープオン」という。）は、特に高品位の亜鉛インゴットを産出している。その結果、スコープオン鉱山における副産物収益控除前製造原価は、亜鉛鉱石の採掘並びに精錬所における洗脱精錬及び電解採取による亜鉛の生産に係る総直接費から成る。スコープオン鉱山は、重要な副産物を一切生産していない。ブラック・マウンテン鉱山における亜鉛の副産物収益控除前製造原価は、直接採掘費、精錬費、製錬費及び精錬費並びに直接サービス費から成る。副産物純収益控除製造原価は、副産物収益控除前製造原価と、副産物収益、すなわち銅によって得られる収益を業界の慣行に従い反映している。ブラック・マウンテン鉱山においては、銀は鉛の製錬過程で生じる副産物であり、鉛に関しても亜鉛の副産物にしか過ぎない。したがって、ブラック・マウンテン鉱山における製造原価には、亜鉛インゴットに係る費用のみが含まれており、鉛及び銀に係る費用は含まれない。リシーン鉱山は、亜鉛精鉱及び鉛精鉱を生産している。したがって、リシーン鉱山における副産物収益控除前製造原価は、直接採掘費、粉碎処理費及び諸経費、製錬費及びその他の直接現金費用から成る。副産物収益控除製造原価は、副産物収益控除前製造原価と、副産物収益、すなわち鉛及び銀によって得られる収益を業界の慣行に従い反映している。支払われた採掘料も製造原価に含まれる。副産物収益控除前及び副産物純収益控除の総現金費用を製造された亜鉛金属又は製造された亜鉛精鉱中の亜鉛金属の総トン量で除すことにより、製造された亜鉛金属又は製造された亜鉛精鉱中の亜鉛金属 1 トン当たりの副産物収益控除前及び副産物純収益控除の製造原価を計算する。
- ・ 石油セグメント及びガス・セグメントにおける製造原価は、原油及び天然ガスの生産のための費用（租税、採掘料（ラジャスタ鉱区を除く。）等の法定課徴金及び生産物分与契約に基づき支払われる生産支払金を含む。）並びにとりわけ人件費、設備、発電所の修理及び維持にかかる費用及び前記施設のための燃料、注水、保険、及び原油及び天然ガスの貯蔵、輸送及び運輸等の営業費用から成り立っている。総製造原価を、生産された石油及びガスの純生産量で除すことにより、1 石油換算バレル当たりの製造原価を計算する。
- ・ 鉄鉱石の場合、製造原価は鉄鉱石の採掘費用及び加工費用に関連するものである。採掘事業について支払われる採掘料も製造原価に含まれる。総現金費用を、生産された鉄鉱石の総トン量で除すことにより、鉄鉱石 1 トン当たりの製造原価を計算する。当社の鉄鉱石セグメントには、冶金コークス及び銑鉄が含まれる。ただし、鉄鉱石事業の製造原価には、鉛及び銀に係る費用は含まれない。
- ・ 銅の場合、副産物及び遊離銅による収益控除前の製造原価は当社の注文製錬事業及び精錬事業のみに関連するものであり、採掘事業には関連しない。製造原価は、銅精鉱を銅陰極に加工する際の費用から成り、銅陽極をトゥティコリンからスィルヴァーサーに輸送する際の費用も含まれる。副産物及び遊離銅による純収益控除製造原価は、副産物及び遊離銅による収益控除前の製造原価、注文製錬業者における世界的な原価報告の慣行に従って現金費用から控除される副産物、硫酸及び購入した銅金属を上回って回収した銅金属の売却による純収益を反映している。副産物及び遊離銅による収益控除前の製造原価並びに副産物及び遊離銅による純収益控除の総現金費用を、製造された銅金属の総ポンド量で除すことにより、製造された銅金属 1 ポンド当たりの副産物及び遊離銅による収益控除前並びに副産物及び遊離銅による純収益控除の製造原価を計算する。
- ・ アルミニウムの製造原価は、バーラト・アルミニウム・カンパニー・リミテッド（以下「BALCO」という。）及びオディシャ州でのアルミニウム事業における平均製造原価を含む。副産物収益控除前製造原価は、アルミナの購入費用並びにボーキサイトの製造及びボーキサイト／アルミナからアルミニウム金属への加工に係る費用を含む。副産物純収益控除製造原価は、副産物収益控除前製造原価と、副産物収益、すなわちバナジウム等の副産物の売却から得られる純収益を業界の慣行に従い反映している。副産物収益控除前及び副産物純収益控除の総現金原価を製造された溶銑の総量で除すことにより、製造されたアルミニウム溶銑 1 トン当たりの副産物収益控除前及び副産物純収益控除の製造原価を計算する。製造原価の産出にあたり（鑄造の付加価値費用を含まない。）溶銑製造がアルミニウム金属産業において一般的に使用されている尺度であるため、本書中で開示されている製造原価の算出にあたっては、鑄造金属の生産高の代わりに溶銑の生産高が用いられている。

計上する金属1ポンド若しくは1トン当たり又は1石油換算バレル当たりの米ドル製造原価を計算する際には、副産物収益控除前及び副産物純収益控除の製造原価を当該年度の期中平均為替レートで除している。

- ・ ジャルスグダにおける2,400メガワットの発電所（274メガワットのヒンダスタン・ジンク・リミテッド（以下「HZL」という。）発電所、270メガワットのBALCO発電所及び106.5メガワットのMALCOの発電所を除く。）における電力の製造原価には、発電に使用される石炭及びその他の液体燃料に係る費用並びに操業費、維持費及び人件費を含む諸経費が含まれる。総原価を稼働している発電所の総基数で除すことにより、1基当たりの発電に係る製造原価を計算する。

(単位：百万ルピー (生産高及び製造原価を除く。))

3月31日に終了した年度

	2010年 (再計算後)	2011年 (再計算後)	2012年 (再計算後)	2013年 (再計算後)	2014年
垂鉛 (インド) : ⁽²⁾					
セグメント収益	79,434	98,444	111,319	123,241	132,811
控除:					
セグメント利益	(47,124)	(55,343)	(59,296)	(64,227)	(68,642)
	32,310	43,101	52,023	59,014	64,169
控除:					
委託製錬費 (原材料費を含む)	—	(1,651)	(3,121)	(6,805)	—
半製品売上原価	(3,060)	(1,699)	(149)	(1,806)	(3,461)
鉛金属売上原価	(2,652)	(3,028)	(5,260)	(6,962)	(8,115)
その他 ^(c)	(1,406)	(815)	(1,451)	(2,506)	(4,146)
副産物収益調整前合計	25,192	35,908	42,042	40,934	48,447
副産物収益	(1,871)	(3,762)	(5,315)	(4,766)	(3,821)
副産物収益調整後合計	23,321	32,146	36,727	36,168	44,626
生産高 (トン)	578,411	712,471	758,716	676,923	749,167
副産物収益控除前製造原価 (米ドル／ 1トン当たり) ^(a)	918	1,106	1,156	1,111	1,069
副産物純収益控除製造原価 (米ドル／ 1トン当たり) ^(a)	850	990	1,010	981	985
垂鉛 (海外) : ⁽²⁾					
セグメント収益	—	9,961	42,771	43,475	40,156
控除:					
セグメント利益	—	(4,247)	(17,367)	(15,712)	(12,829)
	—	5,714	25,404	27,763	27,327
控除:					
半製品売上原価	—	(82)	—	—	—
製錬費及び精錬費 (TcRc)	—	—	4,340	3,344	4,191
鉛金属売上原価	—	(453)	(6,240)	(5,336)	(4,631)
その他 ^(c)	—	(345)	(2,228)	(3,351)	(2,900)
副産物収益調整前合計	—	4,834	21,276	22,421	23,987
副産物収益	—	(706)	(1,621)	(1,459)	(2,464)
副産物収益調整後合計	—	4,128	19,655	20,962	21,522
生産高 (トン)	—	80,066	359,730	353,404	304,945
副産物収益控除前製造原価 (米ドル／ 1トン当たり) ^(a)	—	1,324	1,233	1,165	1,300
副産物純収益控除製造原価 (米ドル／ 1トン当たり) ^(a)	—	1,131	1,139	1,089	1,167

(単位：百万ルピー (生産高及び製造原価を除く。))

3月31日に終了した年度

	2010年 (再計算後)	2011年 (再計算後)	2012年 (再計算後)	2013年 (再計算後)	2014年
石油及びガス：					
セグメント収益	—	—	44,944	175,518	187,103
控除：					
セグメント利益	—	—	(33,825)	(128,502)	(139,453)
	—	—	11,119	47,016	47,650
控除：					
失敗した探査に生じた費用	—	—	(709)	(2,821)	(653)
その他の収益	—	—	180	1,025	379
事前打ち合わせ費用	—	—	(67)	(194)	(242)
その他 ^(c)	—	—	(2,954)	(5,217)	(5,575)
副産物収益調整前合計	—	—	7,569	39,810	41,560
副産物収益	—	—	—	—	—
副産物収益調整後合計	—	—	7,569	39,810	41,560
生産高 (百万石油換算バレル) ^(b)	—	—	8.57	33.00	32.89
副産物収益控除前製造原価 (米ドル／ 1等量バレル当たり) ^(a)	—	—	17.4	22.2	20.9
副産物純収益控除製造原価 (米ドル／ 1等量バレル当たり) ^(a)	—	—	17.4	22.2	20.9
鉄鉱石：					
セグメント収益	66,131	99,851	88,339	26,119	16,558
控除：					
セグメント利益	(31,789)	(48,154)	(34,229)	(4,530)	2,700
	34,342	51,697	54,110	21,589	19,258
控除：					
半製品売上原価	(4,328)	(8,899)	(8,018)	(9,309)	(16,340)
輸出税	(1,476)	(6,620)	(16,233)	(4,430)	—
その他 ^(c)	(6,105)	(7,549)	(7,665)	500	810
副産物収益調整前合計	22,433	28,629	22,194	8,351	3,728
副産物収益	—	—	—	—	—
副産物収益調整後合計	22,433	28,629	22,194	8,351	3,728
生産高 (百万トン (乾燥質量)) ^(b)	19.22	18.84	13.75	3.71	1.51
副産物収益控除前製造原価 (米ドル／ 1トン (乾燥質量) 当たり) ^(a)	24.6	33.3	33.7	41.3	40.9
副産物純収益控除製造原価 (米ドル／ 1トン (乾燥質量) 当たり) ^(a)	24.6	33.3	33.7	41.3	40.9

(単位：百万ルピー (生産高及び製造原価を除く。))

3月31日に終了した年度

	2010年 (再計算後)	2011年 (再計算後)	2012年 (再計算後)	2013年 (再計算後)	2014年
銅： ⁽²⁾					
セグメント収益	130,608	156,610	201,647	217,374	205,879
控除：					
セグメント利益	(5,124)	(11,247)	(9,938)	(10,868)	(11,429)
	125,484	145,363	191,709	206,506	194,450
控除：					
購入精鉱／岩石	(114,923)	(135,651)	(181,766)	(193,200)	(182,399)
川下製品原価	(1,543)	(1,638)	(1,481)	(2,163)	(3,354)
その他 ^(c)	(3,382)	(2,153)	(1,779)	(2,630)	(1,295)
副産物及び遊離銅収益調整前合計	5,636	5,921	6,683	8,513	7,402
副産物収益	(853)	(2,717)	(3,976)	(2,165)	(1,208)
遊離銅純売上高	(1,128)	(1,969)	(2,708)	(2,647)	(2,385)
副産物及び遊離銅収益調整後合計	3,655	1,235	(1)	3,701	3,809
生産高 (トン)	334,202	303,991	325,877	353,154	294,434
副産物及び遊離銅収益控除前製造原価 (米セント／1ポンド当たり) ^(a)	16.1	19.4	19.4	20.1	18.8
副産物及び遊離銅純収益控除製造原価 (米セント／1ポンド当たり) ^(a)	10.5	4.0	0.0	8.7	9.7
アルミニウム： ⁽²⁾					
セグメント収益	40,385	71,590	82,302	99,633	107,989
控除：					
セグメント利益	(9,246)	(13,426)	(7,742)	(11,285)	(16,131)
	31,139	58,164	74,560	88,348	91,858
控除：					
半製品売上原価	(304)	—	—	—	—
川下製品原価	(2,244)	(3,629)	(4,122)	(5,140)	(4,230)
その他 ^(c)	12,475	839	(1,887)	(3,613)	(7,540)
副産物収益調整前合計	41,066	55,374	68,551	79,594	80,087
副産物収益	(126)	(229)	(290)	(299)	(281)
副産物収益調整後合計	40,940	55,145	68,261	79,296	79,807
生産高 (溶銑) (トン)	542,802	644,193	680,461	774,851	795,728
副産物収益控除前製造原価 (米ドル／ 1トン当たり) ^(a)	1,595	1,886	2,101	1,887	1,664
副産物純収益控除製造原価 (米ドル／ 1トン当たり) ^(a)	1,591	1,878	2,091	1,879	1,658
電力：					
セグメント収益	11,081	11,154	28,473	36,365	37,638
控除：					
セグメント利益	(5,985)	(4,527)	(6,299)	(11,551)	(7,429)
	5,096	6,627	22,174	24,814	30,209
控除：					
BALCO、HZL及びMALCOにおける電力 費	(5,096)	(6,627)	(8,188)	(8,286)	(9,456)
その他 ^(c)	—	—	(1,828)	(2,555)	(4,710)

合計	—	—	12,157	13,973	16,043
生産高 (MU) ^(b)	—	—	4,637	6,718	7,625
副産物収益控除前製造原価 (1 基当たり)	—	—	2.6	2.1	2.1
副産物純収益控除製造原価 (1 基当たり)	—	—	2.6	2.1	2.1

(単位：百万円(生産高及び製造原価を除く。))

3月31日に終了した年度

	2010年 (再計算後)	2011年 (再計算後)	2012年 (再計算後)	2013年 (再計算後)	2014年
垂鉛(インド)： ⁽²⁾					
セグメント収益	135,832	168,339	190,355	210,742	227,107
控除：					
セグメント利益	(80,582)	(94,637)	(101,396)	(109,828)	(117,378)
	55,250	73,703	88,959	100,914	109,729
控除：					
委託製錬費(原材料費を含む)	—	(2,823)	(5,337)	(11,637)	—
半製品売上原価	(5,233)	(2,905)	(255)	(3,088)	(5,918)
鉛金属売上原価	(4,535)	(5,178)	(8,995)	(11,905)	(13,877)
その他 ^(c)	(2,404)	(1,394)	(2,481)	(4,285)	(7,090)
副産物収益調整前合計	43,078	61,403	71,892	69,997	82,844
副産物収益	(3,199)	(6,433)	(9,089)	(8,150)	(6,534)
副産物収益調整後合計	39,879	54,970	62,803	61,847	76,310
生産高(トン)	578,411	712,471	758,716	676,923	749,167
副産物収益控除前製造原価(円／1トン当たり) ^(a)	94,389	113,719	118,860	114,233	109,915
副産物純収益控除製造原価(円／1トン当たり) ^(a)	87,397	101,792	103,848	100,866	101,278
垂鉛(海外)： ⁽²⁾					
セグメント収益	—	17,033	73,138	74,342	68,667
控除：					
セグメント利益	—	(7,262)	(29,698)	(26,868)	(21,938)
	—	9,771	43,441	47,475	46,729
控除：					
半製品売上原価	—	(140)	—	—	—
製錬費及び精錬費(TcRc)	—	—	7,421	5,718	7,167
鉛金属売上原価	—	(775)	(10,670)	(9,125)	(7,919)
その他 ^(c)	—	(590)	(3,810)	(5,730)	(4,959)
副産物収益調整前合計	—	8,266	36,382	38,340	41,018
副産物収益	—	(1,207)	(2,772)	(2,495)	(4,213)
副産物収益調整後合計	—	7,059	33,610	35,845	36,803
生産高(トン)	—	80,066	359,730	353,404	304,945
副産物収益控除前製造原価(円／1トン当たり) ^(a)	—	136,134	126,777	119,785	133,666
副産物純収益控除製造原価(円／1トン当たり) ^(a)	—	116,289	117,112	111,971	119,991

(単位：百万円(生産高及び製造原価を除く。))
3月31日に終了した年度

	2010年 (再計算後)	2011年 (再計算後)	2012年 (再計算後)	2013年 (再計算後)	2014年
石油及びガス：					
セグメント収益	—	—	76,854	300,136	319,946
控除：					
セグメント利益	—	—	(57,841)	(219,738)	(238,465)
	—	—	19,013	80,397	81,482
控除：					
失敗した探査に生じた費用	—	—	(1,212)	(4,824)	(1,117)
その他の収益	—	—	308	1,753	648
事前打ち合わせ費用	—	—	(115)	(332)	(414)
その他 ^(c)	—	—	(5,051)	(8,921)	(9,533)
副産物収益調整前合計	—	—	12,943	68,075	71,068
副産物収益	—	—	—	—	—
副産物収益調整後合計	—	—	12,943	68,075	71,068
生産高(百万石油換算バレル) ^(b)	—	—	8.57	33.00	32.89
副産物収益控除前製造原価(円／1等 量バレル当たり) ^(a)	—	—	1,789	2,283	2,149
副産物純収益控除製造原価(円／1等 量バレル当たり) ^(a)	—	—	1,789	2,283	2,149
鉄鉱石：					
セグメント収益	113,084	170,745	151,060	44,663	28,314
控除：					
セグメント利益	(54,359)	(82,343)	(58,532)	(7,746)	4,617
	58,725	88,402	92,528	36,917	32,931
控除：					
半製品売上原価	(7,401)	(15,217)	(13,711)	(15,918)	(27,941)
輸出税	(2,524)	(11,320)	(27,758)	(7,575)	—
その他 ^(c)	(10,440)	(12,909)	(13,107)	855	1,385
副産物収益調整前合計	38,360	48,956	37,952	14,280	6,375
副産物収益	—	—	—	—	—
副産物収益調整後合計	38,360	48,956	37,952	14,280	6,375
生産高(百万トン(乾燥質量)) ^(b)	19.22	18.84	13.75	3.71	1.51
副産物収益控除前製造原価(円／1ト ン(乾燥質量)当たり) ^(a)	2,529	3,424	3,465	4,246	4,205
副産物純収益控除製造原価(円／1ト ン(乾燥質量)当たり) ^(a)	2,529	3,424	3,465	4,246	4,205

(単位：百万円(生産高及び製造原価を除く。))

3月31日に終了した年度

	2010年 (再計算後)	2011年 (再計算後)	2012年 (再計算後)	2013年 (再計算後)	2014年
銅： ⁽²⁾					
セグメント収益	223,340	267,803	344,816	371,710	352,053
控除：					
セグメント利益	(8,762)	(19,232)	(16,994)	(18,584)	(19,544)
	214,578	248,571	327,822	353,125	332,510
控除：					
購入精鉱／岩石	(196,518)	(231,963)	(310,820)	(330,372)	(311,902)
川下製品原価	(2,639)	(2,801)	(2,533)	(3,699)	(5,735)
その他 ^(c)	(5,783)	(3,682)	(3,042)	(4,497)	(2,214)
副産物及び遊離銅収益調整前合計	9,638	10,125	11,428	14,557	12,657
副産物収益	(1,459)	(4,646)	(6,799)	(3,702)	(2,066)
遊離銅純売上高	(1,929)	(3,367)	(4,631)	(4,526)	(4,078)
副産物及び遊離銅収益調整後合計	6,250	2,112	(2)	6,329	6,513
生産高(トン)	334,202	303,991	325,877	353,154	294,434
副産物及び遊離銅収益控除前製造原価 (円／1ポンド当たり) ^(a)	16.55	19.95	19.95	20.67	19.33
副産物及び遊離銅純収益控除製造原価 (円／1ポンド当たり) ^(a)	10.80	4.11	0.0	8.95	9.97
アルミニウム： ⁽²⁾					
セグメント収益	69,058	122,419	140,736	170,372	184,661
控除：					
セグメント利益	(15,811)	(22,958)	(13,239)	(19,297)	(27,584)
	53,248	99,460	127,498	151,075	157,077
控除：					
半製品売上原価	(520)	—	—	—	—
川下製品原価	(3,837)	(6,206)	(7,049)	(8,789)	(7,233)
その他 ^(c)	21,332	1,435	(3,227)	(6,178)	(12,893)
副産物収益調整前合計	70,223	94,690	117,222	136,106	136,949
副産物収益	(215)	(392)	(496)	(511)	(481)
副産物収益調整後合計	70,007	94,298	116,726	135,596	136,470
生産高(溶銑)(トン)	542,802	644,193	680,461	774,851	795,728
副産物収益控除前製造原価(円／1トン当たり) ^(a)	163,998	193,919	216,025	194,021	171,092
副産物純収益控除製造原価(円／1トン当たり) ^(a)	163,587	193,096	214,997	193,199	170,476
電力：					
セグメント収益	18,949	19,073	48,689	62,184	64,361
控除：					
セグメント利益	(10,234)	(7,741)	(10,771)	(19,752)	(12,704)
	8,714	11,332	37,918	42,432	51,657
控除：					
BALCO、HZL及びMALCOにおける電力費	(8,714)	(11,332)	(14,001)	(14,169)	(16,170)
その他 ^(c)	—	—	(3,126)	(4,369)	(8,054)

合計	—	—	20,788	23,894	27,434
生産高 (MU) ^(b)	—	—	4,637	6,718	7,625
副産物収益控除前製造原価 (1基当たり)	—	—	4.45	3.59	3.59
副産物純収益控除製造原価 (1基当たり)	—	—	4.45	3.59	3.59

* 「2012年」とは、2011年12月8日から2012年3月31日までの期間を表す。

- (a) 製造原価の算出にあたり使用された為替レートは、期中RBI参照レートに基づいており、2010年3月31日、2011年3月31日、2012年3月31日、2013年3月31日及び2014年3月31日に終了した各年度の期中RBI参照レートは、それぞれ1米ドル当たり47.42ルピー、45.58ルピー、47.95ルピー、54.45ルピー及び60.50ルピーであった。
- (b) 生産高は、HZLの274メガワットの風力発電所、BALCOの270メガワットの発電所及びMALCOの106.5メガワットの発電所により発電されたユニットを含まない。
- (c) 「その他」には、本社による支出、管理費、販売費及び流通費、探査費用、在庫変動、外国為替変動、病院建設等の企業の社会的責任を果たすための大規模な取り組みのための費用並びにその他の営業利益が含まれる。これらの費用は間接費であり、製造に係る直接現金費用とは関係がない為、製造原価の算出からは除外されている。
- (d) 2010年3月31日、2011年3月31日、2012年3月31日及び2013年3月31日に終了した各期間の連結損益計算書の数値は、関係会社間取引の影響を反映するため、再計算されている。詳細については、当社の財務書類の注記1及び3.D.「企業結合」を参照のこと。

2【沿革】

(1) 全般

当社は、1975年9月8日に「レインボー・インベストメント・リミテッド (Rainbow Investment Limited)」という商号の公開会社として、インド共和国西ベンガル州コルカタに設立された。当社の商号は、その後、1976年10月19日に「スターライト・ケーブルス・リミテッド (Sterlite Cables Limited)」へ、そして1986年2月28日に「スターライト・インダストリーズ (インディア) リミテッド (Sterlite Industries (India) Limited)」へと変更された。2013年8月17日に有効となった組織再編取引に基づき、当社の名称はセサ・スターライト・リミテッドに変更された。当社の名称に変更する設立証書は、2013年9月18日にインドの会社登記官に提出された。当社の会社認証番号はL13209GA1965PLC000044である。当社の登記上の本店は、現在、インド共和国403 001、ゴア州パナジ、パット、20 EDC コンプレックス、セサ・ゴール (Sesa Ghor, 20 EDC Complex, Patto, Panaji, Goa 403 001, India) に置かれている。当社の株主名簿は、登記官及び株式譲渡代理人であるハイデラーバードにあるカービー・コンピューター・シェア・プライベート・リミテッド (Karvy Computer Share Private Limited) の事務所において保管されている。

インドの法人を統治している法的枠組みは、現在、1956年会社法の一部の規定を改正した2013年会社法による。2013年会社法の条文は、段階的に通知される。2013年会社法の下で通知されていない条文は、引続き1956年会社法に基づいて統治されるものとする。したがって、当社を統治する法的枠組みは、1956年会社法であり、通知のある条文については2013年会社法（その後の改正を含む。）により解釈する。

当社の活動は、当社の基本定款及び付属定款によって規制されている。当社の基本定款及び付属定款は改訂された。当社の活動は、株主、マドラス高等裁判所及びボンベイ高等裁判所ゴア法廷により承認され、2013年8月17日に有効となった組織再編取引に基づき、基本定款及び付属定款に加えて、インド会社法、SCRA、1957年有価証券契約（規制）規則（その後の改正を含む。）等の一定の法律による規制を受ける。

当社の基本定款及び付属定款は、当社が現在行っている活動及び将来的に行うことを意図している活動に加えて、現段階では行う意図がない活動を含む、幅広い活動を行うことを許容している。当社の目的は、基本定款の第3条に規定のとおりである。

(2) 当社の沿革及び発展

SIILの成長における重要な出来事

当社は、1975年9月8日に、インド共和国西ベンガル州コルカタにおいて、「レインボー・インベストメント・リミテッド」としてインド法に基づき設立された。当社の名称は、その後、1976年10月19日にスターライト・ケーブルス・リミテッドへ、そして1986年2月28日にスターライト・インダストリーズ (インディア) リミテッドへと変更された。2013年8月17日に効力を発生した組織再編取引（以下に説明する。）に基づき、当社の名称は、セサ・スターライト・リミテッドへと変更された。当社の名称変更にかかる設立証書は、2013年9月18日にインドの会社登記官に対して提出された。当社の会社番号はL13209GA1965PLC000044である。現在、当社の登記上の本店所在地は、インド共和国403001、ゴア州パナジ、パット、20 EDC コンプレックス、セサ・ゴールである。登記上の本店の電話番号は(91)832-246-0600である。当社の株主名簿は、登記上の本店において保管されている。当社のウェブサイトのアドレスは<http://www.sesasterlite.com>である。当社のウェブサイト又はヴェダント及びその他のヴェダント・グループの構成員を含む、当社の子会社若しくは関係会社のウェブサイトに掲載されている情報は、本書の一部ではない。アメリカ合衆国における当社の事務プロセスの代理人は、CTコーポレーション・システム (CT Corporation System) であり、10011、ニューヨーク州、ニューヨーク、111 エイス・アベニュー (111 Eighth Avenue, New York, New York 10011) に所在している。

SIILは、1979年にアニル・アガワル (Anil Agarwal) 氏及びその一族により買収された。1988年、SIILは、自社で最初となるポリエチレン絶縁ジェル充填銅製電話ケーブル工場のための資金の一部を調達するために、インドにおいて株式の新規公募を完了した。また、SIILはポリ塩化ビニル製の電力ケーブル及び制御ケーブル並びにエナメル加工銅線の製造を1990年に廃止し、1991年に連続鋳造銅棒工場の稼働を開始した。

1997年、銅棒工場のための自社用原料の銅を確保するため、SIILはトゥティコリンにおいて、インドで初めて民間によって開発された銅製錬所の稼働を開始した。

2000年には、SIILは、モンテ・セロを通じてオーストラリアのマウントライエル銅山を所有するCMTを買収した。マウントライエル銅山の運営は、土砂崩れ事故により2014年1月に一時的に停止された。続いて2014年6月に起きた通気孔への落石事故以来、マウントライエル銅山の運営は保護・維持管理下に置かれている。

2000年7月、電気通信ケーブル及び光ファイバーの事業は、新会社のスターライト・テクノロジーズ・リミテッド（Sterlite Technologies Limited）にスピンオフされた。アガワル一族は、スターライト・テクノロジーズ・リミテッドに対する相当な持分を有している。スターライト・テクノロジーズ・リミテッドは当社のグループ会社の一員ではない。

SIILは、2001年3月2日にBALCOの51.0%の持分をインド政府から取得したことを通じて、アルミニウム事業を獲得した。インド政府が保有するBALCOの持分の残り49.0%を購入するコール・オプションの行使については、未だに係争中である。

2002年4月11日、SIILはスターライト・オポチュニティーズ・アンド・ベンチャーズ・リミテッド（以下「SOVL」という。）を通じてHZLの26.0%の持分をインド政府から取得し、さらに公開市場での募集を通じて20.0%の持分を取得した。2003年11月12日、SIILは、インド政府より付与されたコール・オプションの行使により、SOVLを通じてさらにHZLの持分18.9%を取得し、HZLに係るSIILの保有比率を64.9%まで引き上げた。さらに、SOVLは、インド政府が保有するHZLの残りの持分を取得する2007年4月11日に行使可能となったコール・オプションを保有している。マドラス高等裁判所の2012年3月29日付の命令により、SOVLはSIILに吸収合併された。インド政府は当該コール・オプションの行使につき異議を唱え、当該行使は未だに係争中である。

SIILは、2006年10月3日にアニル・アガワル氏及び2009年3月31日まで自社の取締役の1人であったドワルカー・プラサード・アガワル（Dwarka Prasad Agarwal）氏から、スターライト・エナジーの100%持分を総額4.9百万ルピーで取得した。SIILは、子会社であるスターライト・エナジーを通じて、2,400メガワットの石炭火力発電所をオディシャ州に建設した。

2007年6月、SIILは米国においてADSの形式による新規株式公開を完了し、SIILのADSはニューヨーク証券取引所に上場された。この株式公開後、ヴェダントがその子会社を通じて保有している所有持分は、59.9%に減少した。

2008年7月、スターライト・エナジーは、インドのパンジャブ州タルワンディ・サボにおいて、1,980メガワットの生産能力を有する石炭火力商業発電所を建設する権利を国際的な入札において落札し、これを取得した。2008年9月1日、スターライト・エナジーは、3,868百万ルピーの取得価格によるTSPLの買収を完了した。

2009年7月、各額面金額2ルピーの株式1株を表象するADSの募集をした結果と関連して、SIILは131,906,011株の新株を1ADS当たり12.15米ドルのADSの形式で発行し、その総額は約1,602.7百万米ドルとなった。131,906,011株のうち41,152,263株は、SIILの親会社であり、ヴェダントの完全子会社であるツインスターに割り当てられた。

2009年10月、SIILは元本総額500百万米ドル、年率4%の転換優先債券を発行した。一部の例外を除き、当該転換優先債券は保有者の選択によりADSへ転換可能であり、その換算率は当該転換優先債券の元本1,000米ドル当たり42.8688のADS、これは、1ADS当たり約23.33米ドルの転換価格に等しい。合併及び組織再編スキームの有効性を受け、その換算率は、当該転換優先債券の元本1,000米ドル当たり25.7213のADSに変更された。これは、1ADS当たり約38.88米ドルの転換価格に等しい。当該転換優先債券は再購入又は償還されない限り、又は転換されない限り、2014年10月30日に満期となる。

2010年5月10日、SIILは、アングロ・アメリカン・ピーエルシーの亜鉛事業を買収金額69,083百万ルピーで買収することに合意した。当該亜鉛事業は、下記により構成されている。

- (1) ナミビアにスコープION鉱山及び精錬所を有するスコープIONの持分の100.0%
- (2) 南アフリカのブラック・マウンテン鉱山及びガムスベルグ計画を含むブラック・マウンテン・マイニング（ピーティーワイ）リミテッド（以下「ブラック・マウンテン・マイニング」という。）の持分の74.0%
- (3) アイルランドにリシェン鉱山を有するヴェダント・リシェン・ホールディングス・リミテッド（以下「リシェン」という。）の持分の100.0%

2010年12月3日に、SIILは、SIILの完全子会社であるスターライト・インフラ・リミテッドが、32,098百万ルピーの対価にてスコープIONの持分の100.0%の買収が完了したことを発表した。2011年2月4日、当社は、11,529百万ルピー（払戻純額9.3百万米ドル）の対価にてブラック・マウンテン・マイニングの持分の74.0%の買収が完了したことを発表した。2011年2月15日、SIILは、25,020百万ルピーの対価にて、リシェンの持分の100.0%の買収が完了したことを発表した。亜鉛事業の買収金額は、米ドル建てで支払われ、各買収日現在の為替レートに基づいてインド・ルピーに換算されている。

2011年2月3日、SIILの取締役会は、マルコ・パワー・カンパニー・リミテッド及びマルコ・インダストリーズ・リミテッドの100%の持分をそれぞれ0.5百万ルピー及び1.3百万ルピーの取得価格で買収することを承認した。マルコ・パワー・カンパニー・リミテッド及びマルコ・インダストリーズ・リミテッドの買収は、それぞれ2011年2月19日及び2011年3月4日に完了した。マルコ・パワー・カンパニー・リミテッドは、スターライト・スポーツ・リミテッドに改名させられ、2011年10月5日に新しい設立証書を受領した。マルコ・インダストリーズ・リミテッドは、スターライト・インフラベンチャーズ・リミテッドに改名させられ、2012年1月23日に新しい設立証書を受領した。マルコ・パワー・カンパニー・リミテッド及びマルコ・インダストリーズ・リミテッドの名称変更後、両社の登記上の事務所はタミル・ナードゥ州メットゥルからタミル・ナードゥ州トゥティコリンへ移された。

2011年11月28日、ティーエイチエル・ジंक・ホールディング・ビーヴィはラコマスコ・ビーヴィの発行済株式資本のすべてを、ヴェダントの完全子会社であるVRHLから37.7百万米ドルにて取得した。したがって、ラコマスコ・ビーヴィはSIILの子会社となった。

セサ・スターライトの設立を目的とする、セサ・ゴア、SIIL、ヴェダント・アルミニウム、スターライト・エナジー及びMALCOの合併及び組織再編並びにヴェダントが保有するケアン・インドシアに対する持分のセサ・スターライトへの譲渡

2012年2月25日、ヴェダントは、2つの取引（「合併及び組織再編計画」並びに「ケアン・インドシアの合併」を併せて「組織再編取引」という。）を通して、セサ・スターライトを設立し、ヴェダントの組織構造の連結及び簡略化を達成するための、セサ・ゴア及びSIILの全株合併を発表した。2013年8月17日に組織再編取引が効力を発生し、合併後の事業体の名称は、2013年9月18日をもってセサ・スターライト・リミテッドへと変更された。

2013年8月19日、セサ・ゴアは、証券取引法規則12g-3(f)項に従い、証券取引法のもとでは自社がSIILを承継する発行体である旨の通知を、SECに対して提出した。さらに当該通知には、1株当たり額面金額1ルピーであるセサ・ゴア株式は、米国においてはADSの形式で取引される旨も記載されていた。米国において各ADSは、セサ・ゴア株式4株を表象しており、かかるADSは証券取引法規則12g-3(a)項の運用により、証券取引法12条(b)項に基づいて登録されるものとみなされる。2013年9月13日、セサ・ゴアのADSはNYSE上での取引対象として登録された。セサ・ゴアは、2013年9月18日に会社登記官の承認を得た後、2013年9月23日にSECに対し、セサ・ゴア・リミテッドがセサ・スターライト・リミテッドに名称変更した旨の報告を行った。

当社の株式は、NSE及びBSEにおいて上場され、取引されている。当社のADSはNYSEで取引されている（NYSE：SSLT）。2008年7月28日より、当社の株式は、BSEに上場されている30銘柄のインド株式で構成される分散型指数であるBSE Sensexに組み入れられた。当社の株式は、組織再編取引完了後も、引き続きSensexを構成する銘柄の1つとして上場される。セサ・ゴアの株式は、2010年10月以来CNX Nifty（以下「Nifty」という。）に組み入れられており、組織再編取引完了後も、当社の銘柄は引き続きNiftyの構成銘柄の1つであり続ける。

当社の株式は、ヴェダントの完全子会社である、ツイン・スター、フィンサイダー、ウェストグローブ及びウェルター・トレーディングにより、実質的に所有されている。2014年3月31日現在における、ツイン・スター、フィンサイダー、ウェストグローブ及びウェルター・トレーディングが保有する当社の持分は、それぞれ42.0%、13.5%、1.5%及び1.3%であった。このうち、ツイン・スターが保有する当社の持分はのちに引き上げられ、2014年7月31日現在で45.0%となった。

合併及び組織再編スキーム

合併及び組織再編スキームは、2013年8月に効力を発生した。合併及び組織再編スキームに従い、

- (i) SIILは、SIILの株主（MALCOを除く。）に対する、5株につき3株の割合によるセサ・ゴアの株式の発行を通じ、セサ・ゴアに合併され、発行された株式数は合計1,944,874,125株となった。SIILのADS保有者は、SIILの発行済5ADSにつき、セサ・ゴアの3ADSを受領した。SIILの発行済転換社債は、同等の権利義務を有するセサ・ゴアの転換社債となった。
- (ii) MALCOの電力事業は、1,500百万ルピーの現金を対価として、ヴェダント・アルミニウムに売却された。
- (iii) MALCOは、MALCOの株主に対する、10株につき7株の割合によるセサ・ゴアの株式の発行を通じ、セサ・ゴアに合併され、その発行された株式数は合計78,724,989株となった。この結果、SIILに対するMALCOの株式保有は解除された。

- (iv) スターライト・エナジーは、対価なしでセサ・ゴアに合併された。
- (v) ヴェダント・アルミニウムのアルミニウム事業は、対価なしでセサ・ゴアに合併された。
- (vi) 別途、同時期に行われたインド法及びモーリシャス法に基づく合併により、モーリシャスの法人であり、ヴェダントの完全子会社であるエカテリーナ・リミテッド（ヴェダント・アルミニウムにおけるヴェダントの70.5%の持分を保有していた。）は、セサ・ゴアに合併された。SIILは、ヴェダント・アルミニウムの残り持分29.5%を保有し、この同時期に行われた合併スキームの実施後、ヴェダント・アルミニウムはセサ・スターライトの完全子会社となった。

合併及び組織再編スキームの実施後、インド企業省の所得税コミッショナーは、インド最高裁判所において、ボンベイ高等裁判所ゴア法廷の命令に対し特別許可請求を行った。さらに、債権者及び株主各1名が、合併及び組織再編スキームに異議を申し立て、マドラス高等裁判所に上訴した。かかる上訴については、審理及び承認の過程にあり、係争中である。

ケアン・インディアの統合

組織再編取引前、セサ・ゴアはその子会社の1つであるセサ・リソーシス・リミテッドと共に、ケアン・インディアの発行済株式総数の20.1%を保有していた。BFLは、セサ・ゴアの完全子会社であるBFLとVRHLの間で締結された2012年2月25日付の株式売買契約に基づき、ツインスター・エナジー・ホールディング・リミテッドの買収により、額面通りの対価でケアン・インディアの38.68%の持分を取得し、同時にそれに付随する5,998百万米ドルの負債を負った。2013年8月26日付で、ツインスター・エナジー・ホールディング・リミテッド、ツインスター・モーリシャス・ホールディングス・リミテッド及びケアン・インディア（その全ての子会社を含む。）は、セサ・ゴアの子会社となった。結果として、セサ・スターライトは、2013年8月26日時点で合計58.76%のケアン・インディア株式を保有することとなった。

電力資産の取得

2013年8月19日付で、ヴェダント・アルミニウムとセサ・ゴアの間で締結された事業譲渡契約を通じ、当社は、ジャルスグダに位置する1,215メガワットの発電能力を有する火力発電所及びランジガルに位置する300メガワット（既に稼動している90メガワットと現在開発中の210メガワットの合計）の発電能力を有する熱電併給施設から構成される電力事業を、28,929百万ルピーの対価で買収した。

セサ・ゴアの沿革の概要

セサ・ゴアは、1965年6月25日に、インド共和国ゴア州パナジにおいて、セサ・ゴア・プライベート・リミテッドとして、インド法に基づき非公開会社として設立された。同社は1981年の株式公開後、株式会社化した。ヴェダントは、2007年に子会社を通じ、三井物産株式会社からセサ・ゴア・リミテッドの51.0%の持分を取得し、2013年度までに、55.13%に引き上げられた。

2009年6月11日、セサ・ゴアは、ヴィー・エス・デンプー・アンド・カンパニー・プライベート・リミテッド（V S Dempo & Company Private Limited）（のちにセサ・リソーシス・リミテッドに名称変更。）の株主との間で株式売買契約を締結した。かかる株式売買契約において、セサ・ゴアは、セサ・リソーシスの全発行済株式資本を、三井物産株式会社及びインド銀行ニューヨーク支店からの2つの借入れに関するもの除き、デッドフリー・キャッシュフリーベースで、17,500百万ルピーで購入することに合意した。かかる取引には、セサ・リソーシスの完全子会社であるセサ・マイニング・コーポレーションの全発行済株式資本、及びセサ・リソーシスが保有するゴア・マリタイム・プライベート・リミテッド（Goa Maritime Private Limited）の50.0%の持分の購入も含まれた。また取得された資産には、採鉱権、鉱業権及びゴアにおける関連インフラ設備が含まれていた。

2009年10月、セサ・ゴアは、元本総額500百万米ドル、年率5%の転換社債を5,000口発行した。一部の例外を除き、当該転換社債は保有者の選択によりADSへ転換可能であり、その換算率は当該転換社債の元本100,000米ドル当たり13,837.64のADSであり、これは、普通株式1株当たり約7.23米ドルの転換価格に等しい。当該転換社債は再購入若しくは償還されない限り、又は転換されない限り、2014年10月30日に満期となる。2014年3月31日現在、当該転換社債のうち2,168口は未償還であり、残りは既に株式に転換されていた。

2011年7月25日、セサ・ゴアは、Elenilto Minerals & Mining LLC、WCL及びBFLとの間で、売買及び業務契約を締結した。これは、BFLが90百万米ドルの対価をもって、WCLの完全希薄化後の普通株式資本の51.0%を取得するこ

とに合意したことに基づくものであった。続いて2012年12月20日、BFLはElenilto Minerals & Mining LLCから、残りのWCLの完全希薄化後の普通株式資本49.0%を33.5百万米ドルで取得した。

2011年12月8日、セサ・ゴア及びその子会社であるセサ・リソース・リミテッドは、ケアン・インディアの普通株式資本の20.1%の取得を完了した。同日現在、ヴェダントは合計58.76%（ヴェダントのその他の子会社であるツインスター・モーリシャス・ホールディングス・リミテッドが保有している株式持分も含む。）の持分を保有していた。

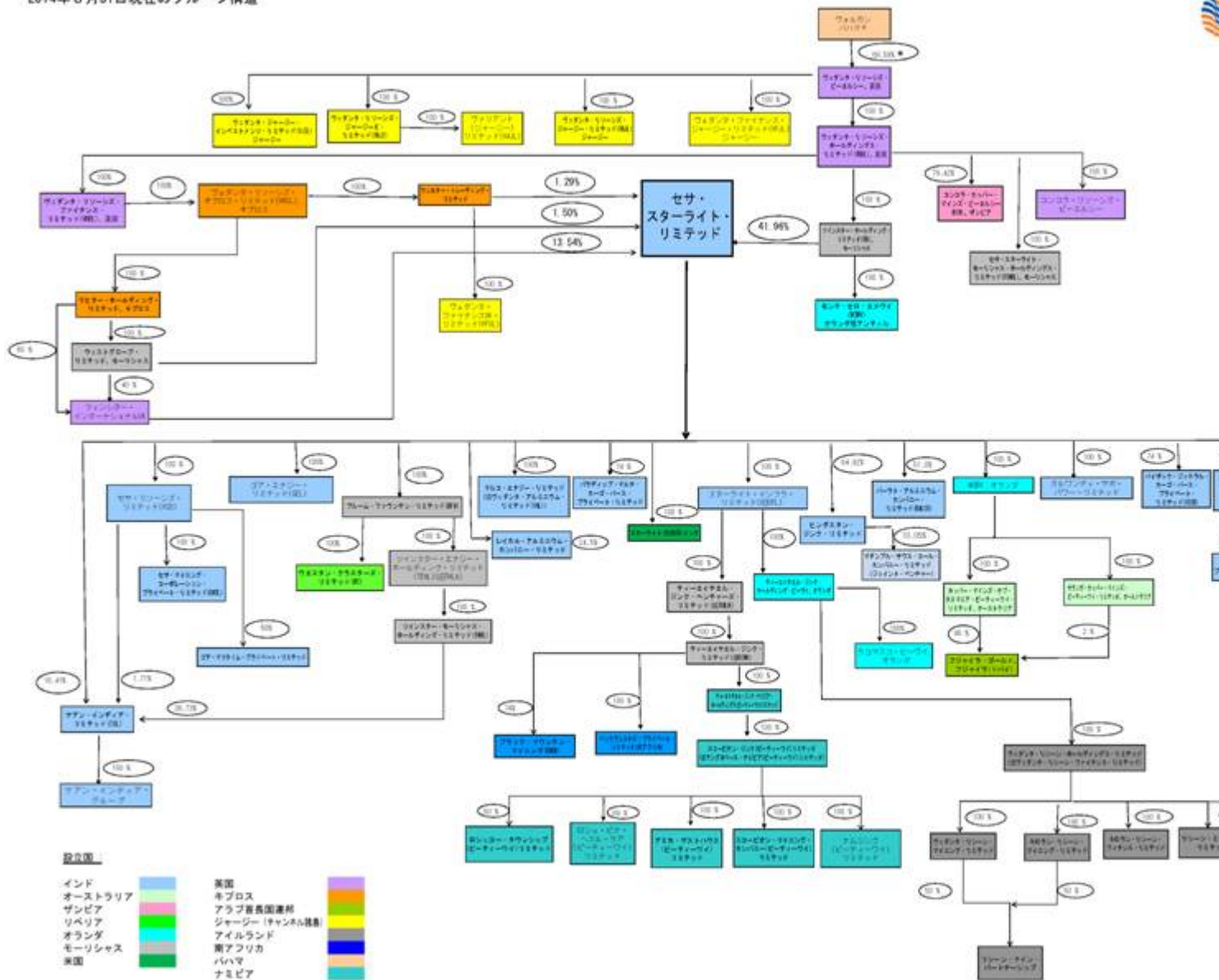
2012年3月1日、セサ・ゴアは、ビデオコン・インダストリーズ（Videocon Industries）から、発電事業を行うゴア・プライベート・リミテッドの普通株式資本100%を9.5百万米ドルで取得した。その後の2012年9月、ゴア・プライベート・リミテッドは、ゴア・エナジー・リミテッドに名称変更した。

(3) 組織構造

以下の図は、2014年3月31日現在における当社連結会社グループの組織構造、並びに当社とヴェダント及びその他の主要企業との関係を要約したものである。

[次へ](#)

ヴェダント・リソーシズ・ピーエルシー
2014年3月31日現在のグループ構造



-
- (1) ヴォルカンは、トラストにより所有され、支配されている。コンクレーヴがトラストの受託会社を務めており、トラストの議決権行使及び投資に関するすべての決定を管理している。その結果、ヴォルカンが実質的に所有する株式は、実質的にはトラストによって所有されているとみなすことができ、同様にコンクレーヴによって所有されているとみなすことができる。トラストの受益者は、アニル・アガワル氏の親族であるアガワル一族である。ヴェダントの業務執行取締役会長及び当社の名誉会長であるアニル・アガワル氏は、トラストの保全者として、トラストによって実質的に所有されている株式について実質的なみなし所有権を有しているとみなすことができる。
- (2) 当社は、インド政府の所有するHZLの持分の残存部分を取得するため第2回目のコール・オプションを行使したが、かかる行使については現在紛争中である。詳細については、「－3 事業の内容－(2) 当社の事業－(1) HZL及びBALCOに係る持分を増加するオプション」を参照のこと。
- (3) 2004年3月19日、当社は、インド政府が保有するBALCOの持分の残り49.0%を取得するためのオプションを行使した。インド政府は当該オプションの行使につき異議を唱えた。インド政府はBALCOの持分5.0%をBALCOの従業員に売却する権利を有しており、それを行使する意向を表明した。詳細については、「－3 事業の内容－(2) 当社の事業－(1) HZL及びBALCOに係る持分を増加するオプション」を参照のこと。

[次へ](#)

当社連結会社グループを構成する主要な企業は、以下のとおりである。

1. セサ・スターライト

当社は当初、ポルトガルの商法に基づき1954年2月5日にゴアにおいて設立され、1956年会社法に基づく非公開（有限責任）会社(private limited company)として、1965年6月25日に「セサ・ゴア・プライベート・リミテッド」の名称となった。当社は、ゴア、ダマン・ディーウの会社登記官が発行した新しい設立証書に基づき、1981年4月16日に公開（有限責任）会社(public limited company)となった。その後、組織再編取引に伴い、当社の名称は、会社登記官が発行した新しい設立証書に基づき、2013年9月18日に「セサ・ゴア・リミテッド」から「セサ・スターライト・リミテッド」に変更された。当社のADSはニューヨーク証券取引所に上場されている。ヴェダントは、2014年3月31日現在、その子会社を通じて当社の発行済株式資本の58.29%を保有しており、当社の経営支配権を有している。当社の残りの株式資本は、バードラム・ジャンヒット・シャリカ (Bhadram Janhit Shalika)（旧名称はSIL従業員福利基金 (SIL Employees Welfare Trust)）、フランクリン・テンブルトン・インベストメント・ファンズ (Franklin Templeton Investment Funds)、インド生命保険公社 (Life Insurance Corporation of India) 並びにその他の法人株主及び一般株主が保有している (41.7%)。

2. BALCO

BALCOは、インド共和国デリー州ニューデリーにおいて設立され、本社はチャッティースガル州コルバに所在する。当社はBALCOの株式資本の51.0%を保有し、同社の経営支配権を有している。残りの49.0%はインド政府が保有している。2004年3月19日、当社はインド政府が保有するBALCOの残りの持分を取得するためオプションを行使したが、インド政府は異議を唱えた。さらに、インド政府は、BALCOの持分5.0%をBALCOの従業員に売却する権利を有しており、その意向を表明した。詳細については、「－ 3 事業の内容－(2) 当社の事業－(1) HZL及びBALCOに係る持分を増加するオプション」を参照のこと。BALCOは、当社のアルミニウム事業を所有及び運営している。

3. HZL

HZLは、インド共和国ラージャスターン州ジャイプルにおいて設立され、本社はラージャスターン州ウダイプルに所在する。HZLの株式はインド全国証券取引所及びボンベイ証券取引所に上場されている。当社は、HZLの株式資本の64.9%を当社の完全子会社SOVLを通じて保有している。SOVLは、マドラス高等裁判所によって承認された合併により、2011年4月1日付でSIILに吸収合併された。HZLの残りの株式資本はインド政府 (29.5%)、法人株主及び一般株主並びにHZLの従業員 (5.6%) が保有している。当社は、当社の垂鉛事業を所有及び運営するHZLの経営支配権を有しており、また、インド政府が保有するHZLの残りの持分を独立の鑑定人により決定される公正な取引価格で取得するコール・オプションを有している。当社は、インド政府の所有するHZLの持分の残存部分を取得するため第2回目のコール・オプションを行使したが、かかる行使については現在紛争中である。詳細については、「－ 3 事業の内容－(2) 当社の事業－(1) HZL及びBALCOに係る持分を増加するオプション」を参照のこと。

4. ケアン・インド

当社の石油及びガス事業は、ケアン・インド及びその子会社により所有及び運営されている。2007年1月9日、ケアン・インドは、インド全国証券取引所及びボンベイ証券取引所に上場された。ヴェダントは、2011年12月8日にケアン・インドの全株式資本のうち58.5%を、ケアン・エナジー・ピーエルシーから取得し、ヴェダントのケアン・インドの持分は、組織再編取引に伴い、当社に移転された。2014年3月31日現在、当社のケアン・インドの持分は合計58.9%であった。ケアン・インドの本店は、ニューデリー、グルガオンに所在する。当社は、アンドラプラデシュ、グジャラート、ラージャスタン、タミール・ナードゥを含むインド、コロンボ及びロンドンに事務所を有する。当社は主として、原油、ガス及び関連副産物の採掘、開発及び生産に従事している。

5. スターライト・インフラ・リミテッド

スターライト・インフラ・リミテッドは、インド共和国マハラシュトラ州において1999年6月25日に設立され、登記上の本店をタミール・ナードゥ州トゥティコリンに置く。スターライト・インフラ・リミテッドは、当社の完全子会社である。2011年度中、スターライト・インフラ・リミテッドは、ナミビアにスコープイオン鉱山及び精錬所を有するスコープイオンの持分の100.0%の取得、南アフリカのブラック・マウンテン鉱山及びガム

スベルグ計画を有するブラック・マウンテン・マイニングの持分の74.0%の取得、及びアイルランドのリシーン鉱山を所有しているリシーンの持分の100.0%の取得を含むアングロ・アメリカン・ピーエルシーの亜鉛事業を買収した。

6. スコーピオン

スコーピオンは、その前身がアングロ・ベース・ナミビア・ホールディングス（プロプライエタリー）リミテッド（旧アムベース・エクスプロレーション（ナミビア）プロプライエタリー・リミテッド（Ambase Exploration (Namibia) Proprietary Limited））であり、1998年6月16日に設立された。同社の本社は、ロシュ・ピナウ・ナミビアの25キロ北に位置する、スコーピオン亜鉛鉱区に所在する。同社の登記上の本店は、ナミビア共和国ウインドホーク、クライン、オーバン通り24（24 Orban Street, Klein Windhoek, Namibia）に置く。同社は、スコーピオン・ジンク（プロプライエタリー）リミテッド、ナムジンク・プロプライエタリー・リミテッド及びスコーピオンの全株式を保有する。スコーピオン・ジンク（プロプライエタリー）リミテッドは投資持株会社であり、ナムジンク及びスコーピオンのすべての株式を保有している。ナムジンクは、露天掘り亜鉛鉱床より鉱石を抽出しているスコーピオンから酸化亜鉛鉱石を調達し、亜鉛精錬所を運営している。

7. ブラック・マウンテン・マイニング

ブラック・マウンテン・マイニングは、ノーザン・ケープのアグニーズに位置する坑内掘り採掘所である。同採掘所では、亜鉛精鉱、鉛精鉱及び銅精鉱を生産しており、これらは地元で販売され、また、サルダンハ港を通じて海外の顧客に輸出される。ブラック・マウンテンにおける亜鉛採掘は坑内での採掘作業であり、集積装置を使用して多金属鉱体を採掘するものである。年間、およそ28,000トンの亜鉛、38,000トンの鉛、6,800トンの銅及び46トンの銀精鉱を生産している。エクサロ・リソーシズは、その完全子会社である、エクサロ・ベース・メタル・アンド・インダストリアル・ミネラル・ホールディングス（ピーティーワイ）リミテッドを通じてブラック・マウンテン・マイニングの残りの持分26.0%を保有している。主な採掘方法は、傾斜坑内充填採掘法である。予定生産力は、製造所ごとに年間1.8百万トンであり、共同起重力は月間およそ150,000トンである。採掘場は埋め戻し及び埋め立てされ、連続した採鉱層として統合される。

8. ヴェダント・リシーン・ホールディングス・リミテッド

リシーンは、アイルランド共和国ダブリンの南西160キロに位置する、アイルランドのティペラリー州に所在する。リシーンは世界的規模の亜鉛事業であり、坑内掘り採掘場、集積装置、及び埋め戻し加工場によって構成される。年間およそ151,000トンの亜鉛精鉱が生産されている。さらに、リシーンでは年間21,000トンの鉛精鉱が生産されている。リシーンの亜鉛鉱床は、およそ320百万年前に形成された主に石灰岩である堆積岩から構成される、ラスダウニー・トレンドに位置している。同採掘場は、ミノルコ（Minorco）（1999年にアングロ・アメリカンと合併。）及びイベルニア・ウエスト（Ivernica West）との間の開発提携の成功に続き、1999年に生産を開始した。アングロ・アメリカンは、その後2003年にイベルニアの株式を買収し、100%の持分を保有するに至った。リシーン鉱山では、地下から鉛及び亜鉛鉱石を採掘し、これらの鉛及び亜鉛を精鉱に加工し、ヨーロッパ、アジア、北アフリカ及び米国の製錬所及び顧客に販売している。鉱床は1990年に発見され、1997年に建設が開始され、1999年後半に2つの主要な銅鉱体からの生産が開始された。3つ目の鉱床からの生産は、2006年に開始された。平均深度は地表からおよそ190メートルであり、現在の予定及び財政予測によると、2015年に生産を終了する予定である。

9. マルコ・エナジー・リミテッド

MALCOは、タミル・ナードゥ州メットゥルにおいて設立された。MALCOの株式は、インド全国証券取引所及びボンベイ証券取引所に上場され、その後、2009年6月19日に上場が廃止された。ヴェダントは、ツインスター及びウェルター・トレーディングを通じて、MALCOの株式資本の94.8%を保有し、経営支配権を有している。MALCOの残り5.4%の持分は一般株主が保有している。組織再編取引に伴い、MALCOは、MALCOの株主に対し、10株につき7株の割合で当社の株式を発行することにより、当社と合併し、吸収された。MALCOの電力事業は、1,500百万ルピーの現金を対価としてヴェダント・アルミニウムに売却され、現在はマルコ・エナジー・リミテッドと名称を変えている。

10. タルワンディ・サボ・パワー・リミテッド

タルワンディ・サボ・パワー・リミテッドは、パンジャブ州パワー・コーポレーション・リミテッド(Punjab State Power Corporation Limited)により、1,980メガワットの自社発電の開発整備のための特別目的会社として設立された。タルワンディ・サボ・パワー・リミテッドは、パンジャブ州マンサに1,980メガワットの石炭火力発電所施設（それぞれ660メガワットのユニット3つで構成されている。）を有する。当社は、かかるプロジェクトの費用に約115,460百万ルピーの予算を計上している。

当社を支配する主要な企業は、以下のとおりである。

1. ヴォルカン

ヴォルカンは、ヴェダントの株式資本の62.3%及び議決権の69.6%を有している。ヴォルカンは、トラストにより100%所有され、支配されている。コンクレーヴがトラストの受託会社を務めており、トラストの議決権行使及び投資に関するすべての決定を管理している。ヴェダントの業務執行取締役会長及び当社の名誉会長であるアニル・アガワル氏が、トラストの保全者である。ヴェダント、ヴォルカン、トラスト、コンクレーヴ及びアニル・アガワル氏は、各々の間の継続的関係を規制する相互関係契約の当事者である。「－4 関係会社の状況－(1) 関係者－ヴェダント」を参照のこと。ヴェダントは、以下で構成される当社の株式1,819,099,602株の実質所有者である。

- ・ ツインスターが保有する株式資本1,235,726,219株及びADS（米国預託株式）24,823,177株（現物株99,292,708株を表章する。）
- ・ フィンサイダーが保有する401,496,480株
- ・ ウェストグローブが保有する44,343,139株
- ・ ウェルター・トレーディングが保有する38,241,056株

ヴォルカンは、ヴェダント・リソーシズ・ホールディングス・リミテッドの単独株主であるヴェダントの大株主であり、ヴェダント・リソーシズ・ホールディングス・リミテッドはツインスター及びヴェダント・リソーシズ・ファイナンス・リミテッドそれぞれの単独株主である。ヴェダント・リソーシズ・ファイナンス・リミテッドは、ヴェダント・リソーシズ・キプロス・リミテッドの単独株主であり、ヴェダント・リソーシズ・キプロス・リミテッドはウェルター・トレーディング及びリヒターそれぞれの単独株主である。リヒターは、ウェストグローブの単独株主かつフィンサイダーの大株主である。

ヴォルカンは、トラストにより完全所有されている。コンクレーヴはトラストの受託会社である。ヴェダントの業務執行取締役会長及びトラストの保全者であるアニル・アガワル氏が、トラストによって実質的に所有されている有価証券について実質的な所有権を有しているとみなすことができる。ヴェダント、ヴォルカン、トラスト、コンクレーヴ及びアニル・アガワル氏は、各々の間の継続的関係を規制する相互関係契約の当事者である。「－4 関係会社の状況－(1) 関係者－ヴェダント」を参照のこと。当該契約の結果として、アニル・アガワル氏は、株式の実質的な所有権を放棄する。

3【事業の内容】

(1) 当社が置かれている業界

別段の記載がない限り、本書に含まれる亜鉛、銅及びアルミニウム産業に関するすべての情報は、主にウッド・マッケンジー（Wood Mackenzie）及び他の業界筋から得たものである。別段の記載がない限り、本書に含まれる石油及びガス業界に関するすべての情報は、主として2014年6月発表のBP世界エネルギー統計から抜粋したものである。別段の記載がない限り、本書に含まれる鉄鉱石業界に関するすべての情報は、主としてオーストラリア資源エネルギー経済局（以下「BREE」という。）及び米国地質調査所（以下「USGS」という。）から得たものである。

別段の記載がない限り、以下の記載におけるインドの電力産業に関するすべての財務情報及び統計情報は、インド電力省の年次報告書（2005年-2006年から2012年-2013年）、インド中央電力庁（以下「CEA」という。）の概評（2004年-2005年から2013年-2014年）及びインド電力省のウェブサイトから抜粋したものである。情報は、表記上、再分類されている可能性がある。別段の記載がない限り、表記された情報は、自社発電能力及び自社発電を除外している。本書で用いられる「ユニット」という用語は、キロワット時（kWh）をいう。

別段の記載がない限り、本書に含まれる開示の中で記載されている年は、暦年を指す。

(a) 亜鉛

① 世界の亜鉛市場

背景

ウッド・マッケンジーによると、欧米における亜鉛の主な利用は、腐食を防ぐため鋼鉄を亜鉛で覆う亜鉛メッキ加工である。薄板、管、ワイヤー及び一般的な亜鉛メッキ加工を含む亜鉛メッキ加工は、世界の亜鉛消費量の約59%を占めた。亜鉛メッキ加工された鋼材を最終用途として使用する主要な業界は、建設及びインフラ業界、自動車製造、消費者製品並びに産業機械製造業界であり、亜鉛の消費量はこれらの業界に最終的に左右される。亜鉛の他の主要な用途には、ダイカスト合金（14%）、真鍮の半製品及び鑄造（11%）並びに酸化物及び化学物質（9%）が含まれる。合金は、主に車両、玩具及び機器等に利用される。

最終消費者市場は建築産業によって独占されており、ウッド・マッケンジーによると、そのうち世界的な最終亜鉛消費が50%であり、輸送部門（21%）、インフラ部門（16%）、産業機械部門（7%）及び消費者製品部門（6%）が次いでいる。

亜鉛産業の製造業者は、大きく3つの類型に分けることができる。

 鉛亜鉛鉱石を採掘し、製錬業者に販売するため亜鉛精鉱を製造し、精鉱に含有される亜鉛の価格の85%に相当する金額から製錬費を控除した金額を受領する鉱山業者

 精鉱を購入し、精錬された金属を販売する製錬業者。一貫生産の下流部門も保有する製錬業者もある。

 亜鉛の採掘及び製錬の双方に従事する一貫生産者

亜鉛精鉱の価格がロンドン金属取引所における価格から製錬費を控除したものに等しく、亜鉛の最終製品の価格がロンドン金属取引所における価格に割増金を加算したものに等しいため、注文製錬会社にとって、製錬費の相場は収益性に重大な影響を及ぼすものである。精鉱の大部分は、基本合意書に基づき販売され、製錬費は毎年交渉される。交渉の対象となる契約の主な点は、精鉱1トン（乾燥質量）当たりの米ドルで表示される製錬費及び（長期契約における）プライス・パーティシペーションである。製錬費の相場は、精鉱市場における需給状況、ロンドン金属取引所の時価及び予想価格並びに採掘費及び運送費によって影響を受ける。

世界の亜鉛埋蔵量

USGSによる予備的な評価では、世界の亜鉛埋蔵量は、2013年12月31日現在、推定250百万トンとされている。
オーストラリア、中国、ペルー、メキシコ及びインドの埋蔵量の合計は、世界の埋蔵量の64%を占める。

以下の表は、世界の亜鉛埋蔵量を示したものである。

	埋蔵量 (百万トン)
オーストラリア	64.0
中国	43.0
ペルー	24.0
メキシコ	18.0
インド	11.0
アメリカ合衆国	10.0
カザフスタン	10.0
カナダ	7.0
ボリビア	5.2
アイルランド	1.3
その他の国	57.0
世界の合計（四捨五入）	250.0

出典：USGS、鉱産物概要、2014年1月。

亜鉛消費量

世界の亜鉛消費量は、2013年に3.6%増加した。ウッド・マッケンジーによると、亜鉛消費量は、2012年の12.8百万トンから増加し、2013年には13.3百万トンとなった。

アジア、ヨーロッパ及び北米は合計で、2013年における世界の亜鉛消費量の約90.8%を占めた。トルコ、ロシア連邦、タイ、インドネシア、中国及び韓国、次いでインドは、2009年から2013年の間の年複利成長率がそれぞれ15.8%、13.6%、12.2%、11.3%、10.3%、8.0%及び6.6%であり、世界で最も急成長を遂げた重要な亜鉛市場であった。中国及びインドは、同様に将来の成長を牽引するものと予想される。

以下の表は、2013年における精錬亜鉛の地域毎の消費傾向を示したものである。

	(単位：千トン（%の数値を除く。）) 2013年12月31日に終了した年度	
	量	%
ヨーロッパ	2,224	16.7
中国	6,063	45.6
アジアの他地域 ⁽¹⁾	2,216	16.7
北米	1,403	10.6
ラテンアメリカ	454	3.4
インド	639	4.8
オセアニア	157	1.2
アフリカ	138	1.0
合計（四捨五入）	13,295	100.0

(1) アジアの他地域とは、中国及びインドを除くが、中東及びロシアを含むアジア地域として定義されている。

出典：ウッド・マッケンジー金属市場サービス報告書—長期予測、2014年3月。

亜鉛供給量

ウッド・マッケンジーによると、亜鉛鉱業の上位5ヶ国は、中国（36.4%）、オーストラリア（11.5%）、ペルー（9.7%）、インド（6.4%）及び米国（5.8%）である。これらの国は、合計で2013年に世界で採掘された亜

鉛総量の69.8%を占めた。2013年における亜鉛鉱業会社の上位5社は、グレンコア・エクストラータ（6.7%）、HZL（6.4%）、テック・コミンコ・リミテッド（Teck Cominco Limited）（4.8%）、ミンメタルズ・リソーシズ・リミテッド（Minmetals Resources Limited）（4.6%）及びヴォトランティム（Votorantim）（2.3%）であった。

以下の表は、2013年における亜鉛の地域毎の製造傾向を示したものである。

地域	(単位：千トン（%の数値を除く。）) 2013年12月31日に終了した年度	
	量	%
ヨーロッパ	929	7.2
中国	4,700	36.4
アジアの他地域 ⁽¹⁾	1,026	7.9
北米	1,766	13.7
ラテンアメリカ	1,884	14.6
インド	827	6.4
オセアニア	1,481	11.5
アフリカ	314	2.3
合計	12,927	100.0

(1) アジアの他地域とは、中国及びインドを除くが、中東及びロシアを含むアジア地域として定義されている。

出典：ウッド・マッケンジー金属市場サービス報告書—長期予測、2014年3月。

中国は、2013年に5.3百万トンの精錬亜鉛を生産し、世界において単独で最大の亜鉛生産国となった。他の主要な亜鉛生産国である韓国（6.9%）、インド（6.2%）、カナダ（5.0%）及び日本（4.4%）は、世界の総精錬亜鉛生産量の約63.0%を占める。2013年における亜鉛生産会社の上位5社は、高麗亜鉛（Korea Zinc Company Limited）（8.4%）ニルスター・エヌヴィ（Nyrstar NV）（8.3%）、HZL（5.8%）、グレンコア・エクストラータ（5.1%）及びヴォトランティム・グループ（Votorantim Group）（4.5%）であり、合計で2013年に世界で生産された精錬亜鉛総量の約32.0%を占めた。

以下の表は、2013年における精錬亜鉛の地域毎の生産傾向を示したものである。

地域	(単位：千トン（%の数値を除く。）) 2013年12月31日に終了した年度	
	量	%
ヨーロッパ	2,114	16.3
中国	5,270	40.6
アジアの他地域 ⁽¹⁾	2,275	17.5
北米	1,228	9.5
インド	802	6.2
ラテンアメリカ	664	5.1
オセアニア	498	3.8
アフリカ	139	1.0
合計	12,989	100.0

(1) アジアの他地域とは、中国及びインドを除くが、中東及びロシアを含むアジア地域として定義されている。

出典：ウッド・マッケンジー金属市場サービス報告書—長期予測、2014年3月。

価格設定

亜鉛は、ロンドン金属取引所で取引されている。価格は、ロンドン金属取引所における価格変動により決定されるが、生産者は通常、市場主導の地域割増金を課している。

2013年において、亜鉛の1トン当たりの年平均価格は、供給過剰により2%下落し、年末までに1,910米ドルとなった。しかしながら、亜鉛は比較的根強い需要基盤を持っているため、依然としてその他のすべての卑金属よりも上回る結果となった。

以下の表は、2004年から2013年における亜鉛の価格変動を示したものである。

亜鉛価格	(単位：米ドル（1トン当たり）（%の数値を除く。） 12月31日に終了した年度									
	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
ロンドン金属取引所の現金価格	1,048	1,381	3,272	3,248	1,870	1,658	2,158	2,190	1,946	1,910
変動率（%）	26.5	31.8	136.9	(0.7)	(42.4)	(11.3)	30.1	1.5	(11.1)	(1.9)

出典：ウッド・マッケンジー金属市場サービス報告書—長期予測、2014年3月。

ロンドン金属取引所における亜鉛の直近の現金価格の終値は、2014年3月31日現在で1トン当たり1,985米ドルであった。

② インドの亜鉛市場

背景

インドは大量の亜鉛資源を有している。2012年インド鉱物年鑑によると、インドは、2010年4月1日において、約36.7百万トンの亜鉛資源を有していた。USGSは、インドの亜鉛埋蔵量が約11百万トンであると推定しており、亜鉛埋蔵量に関して世界で5番目の国としている。（USGS、鉱産物概要、2014年2月より。）インドの亜鉛産業における生産会社は国内の生産会社2社のみである。主要な生産会社は、当社が過半数を保有する子会社であるHZLである。HZLは、インド鉛亜鉛開発協会（以下「ILZDA」という。）によると、2014年度、インドでおよそ89.0%の市場シェアを保有していた。もう一方の生産会社であるバイナニ・ジンク・リミテッド（Binani Zinc Limited）（以下「バイナニ・ジンク」という。）は、2014年度における販売量に関して3%のインド市場におけるシェアを有する。

消費傾向

ウッド・マッケンジーによると、インドにおける精錬亜鉛の消費は、2013年に638,937トンに達した。インド市場における主たる亜鉛の利用は、亜鉛メッキ加工部門であり、現在、総消費の約77.0%を占める。

ウッド・マッケンジーは、インドの精製された亜鉛に対する需要は、2014年の670,211トンから年福利成長率で5.7%成長し、2020年には941,913トンとなると予想している。

価格設定及び関税

インドの亜鉛価格設定は、輸入金属の陸揚費込原価に基づきなされるため、インドの亜鉛価格は、全世界的な市場価格に近似する。

以下の表は、表示された期間において適用された亜鉛に係る関税率を示したものである。

亜鉛	(単位：%)
	2009年1月3日から 現在
	5.0

また、インドの2004年金融法（第2号）により、支払うべき関税の総額について3.0%の追加の付加金を課された。

③ 市場の見通し

世界の亜鉛市場の見通し

ウッド・マッケンジーによると、世界の亜鉛需要は、2014年に5.3%増加することが予想されている。世界の経済活動の段階的な回復に支えられつつ、今後中国において亜鉛メッキ加工を施した薄板の自動車における使用及び建設活動が増加していくことが予想されるため、中国は今後も引き続き主要な牽引役となる。

ウッド・マッケンジーの予想に基づくと、中国の亜鉛消費量は、引続き世界的な亜鉛需要の拡大を推進していく。中国における厚板亜鉛の総消費量は、2013年における6.1百万トンから2017年には8.2百万トンに増加する見込みである。これは、2013年から2017年の期間につき、年福利成長率5.0%の世界の消費量の成長及び年福利成長率2.4%と予想される世界の消費量の成長（中国の消費量の成長を除く）に対し、中国の消費量が年福利成長率で7.8%増加することを意味している。

ウッド・マッケンジーによると、2013年から2030年の間、新たな亜鉛事業及び拡大により亜鉛生産量は年間で0.5百万トン近く増加するという、新たな亜鉛鉱山事業の平均サイズは相当控えめで、年間で約45,000トンである。しかしながら、ドゥガルド・リバー（Dugald River）（オーストラリア）、ビシャ（Bisha）（エリトリア）、三貴口（Sanguikou）（中国）、キジル・タシュティグスコエ（Kyzyl Tashtygskoe）（ロシア）及びカリブー（カナダ）の5つは大規模である。67の世界的な鉱山における生産能力の拡大又は増大は、年間で約1.3百万トンの生産量の増加をもたらす。128の既存の生産業者が2030年までに埋蔵量償却をもって閉鎖すると予想されており、これは年間で5.7百万トンの損失となる見込みである。また、採掘量の自然減により、2013年においては合計で年間3.3百万トンを生産した22の鉱山は、2030年までには年間2.5百万トンしか生産せず、年間0.8百万トンの損失となる見込みである。

インドの亜鉛市場の見通し

インドの亜鉛需要は、亜鉛メッキ加工を施した薄板部門の需要により、主に2013年において力強い成長を示した。この成長は、インフラ事業における新たな亜鉛の利用と投資が国内需要を押し上げていくと考えられるため、今後も続いていくものと予想される。

④ 世界の石油及びガス市場

背景

国際通貨基金によると、世界経済は2013年に3.0%成長し、前年の成長率3.1%をわずかに下回った。2013年下半期には、ユーロ圏における景気回復及び輸出需要の増大を見据えた新興市場の影響を受け、世界の経済活動は持ち直しの動きを見せた。世界経済は、2014年に3.7%、2015年に3.9%成長することが予想される。

先進国経済の回復により、世界の石油需要は2013年に1.4%拡大し、2012年と比較して1日当たり1.2百万バレルの石油産出量増となる、1日当たり91.2百万バレルの石油産出量まで増加した。アメリカ大陸及びアジア太平洋における需要は、それぞれ1日当たり0.6百万バレルの石油産出量及び1日当たり0.4百万バレルの石油産出量の増加を示した（出典：国際エネルギー機関、石油市場レポート、2014年2月）。

世界の天然ガス消費量は、2013年に1.4%増加し、2012年から36.8十億立方メートル増の3,347.6十億立方メートルとなった。北米及びアジア太平洋における2012年から2013年にかけての天然ガス消費の増加量は、それぞれ20.6十億立方メートル及び12.1十億立方メートルであった。ヨーロッパ及びユーラシアにおける2013年のガス消費量は、2012年から2013年にかけて1.4%減少し、1,064.7十億立方メートルとなった（出典：BP世界エネルギー統計、2014年6月）。

世界の石油及びガス埋蔵量

2013年12月31日現在における世界の石油埋蔵量は、推定1,687.9十億バレル、世界のガス埋蔵量は、推定185.7兆立方メートルであった。2013年においては、ベネズエラ、サウジアラビア、カナダ、イラン及びイラクが石油埋蔵量の大部分を保有しており、合計で世界の埋蔵量の62.0%近くを占めていた。一方で、イラン、ロシア連邦、カタール、トルクメニスタン及びアメリカ合衆国は、ガス埋蔵量の大部分を保有しており、2013年においては、合計で世界の埋蔵量の62.7%近くを占めていた。

以下の表は、世界の石油埋蔵量の現在の分配量を示したものである。

2013年12月31日現在
石油

	埋蔵量 (十億バレル)	シェア合計 (%)
ベネズエラ	298.3	17.7
サウジアラビア	265.9	15.8
カナダ	174.3	10.3
イラン	157.0	9.3
イラク	150.0	8.9
クウェート	101.5	6.0
UAE	97.8	5.8
ロシア連邦	93.0	5.5
リビア	48.5	2.9
アメリカ合衆国	44.2	2.6
ナイジェリア	37.1	2.2
カザフスタン	30.0	1.8
その他の国	190.3	11.2
世界の合計	1,687.9	100.0

以下の表は、世界のガス埋蔵量の、現在の分配量を示したものである。

2013年12月31日現在 天然ガス		
	埋蔵量 (1兆立方メートル)	シェア合計 (%)
イラン	33.8	18.2
ロシア連邦	31.3	16.8
カタール	24.7	13.3
トルクメニスタン	17.5	9.4
アメリカ合衆国	9.3	5.0
サウジアラビア	8.2	4.4
アラブ首長国連邦	6.1	3.3
ベネズエラ	5.6	3.0
ナイジェリア	5.1	2.7
アルジェリア	4.5	2.4
オーストラリア	3.7	2.0
イラク	3.6	1.9
その他の国	32.3	17.6
世界の合計	185.7	100.0

出典：BP世界エネルギー統計、2014年6月。

世界の石油及びガスの消費量並びに生産量

世界の石油消費量は、2013年に1日当たり1.4百万バレル又は1.4%増加した。この成長は過去平均を下回るものであった。BP統計によると、世界の石油消費量は、2012年の1日当たり89,931キロバレルから増加し、2013年には1日当たり91,331キロバレルとなった。

アメリカ合衆国は、2013年において世界最大の石油消費国であった。その世界市場でのシェアは約19.9%であり、続いて中国が12.1%を占め、日本（5.0%）及びインド（4.2%）がこれに次いだ。

天然ガス需要は、1.4%増加し、消費量は2012年の3.31兆立方メートルから増加し、2013年には3.35兆立方メートルとなった。アメリカ合衆国は世界最大の天然ガス消費国であり、同国の天然ガスの年間需要は0.7兆立方メートルである。米国の需要は単独で、世界需要の22.2%を占める。その他の天然ガスの主な消費国は、ロシア及びイランで、それぞれ世界需要の12.3%及び4.8%を占める。

以下の表は、石油及びガスの地域毎の消費傾向を示したものである。

2013年12月31日現在

	石油量		ガス量	
	(1日当たり 1キロバレル)	(%)	(十億立方 フィート/日)	(%)
北米	23,292	24.5	89.3	27.8
アメリカ合衆国	18,887	19.9	71.3	22.2
その他	4,405	4.6	18	5.6
中南米	6,775	7.4	16.3	5.0
アルゼンチン	636	0.7	4.6	1.4
ブラジル	2,973	3.2	3.6	1.1
その他	3,166	3.5	8.1	2.5
ヨーロッパ及びユーラシア	18,645	21.0	103	31.7
ロシア	3,313	3.7	40	12.3
ドイツ	2,382	2.7	8.1	2.5
フランス	1,683	1.9	4.1	1.3
その他	11,267	12.7	50.8	15.7
中東	8,526	9.2	41.4	12.8
サウジアラビア	3,075	3.2	10	3.1
イラン	2,002	2.2	15.7	4.8
その他	3,449	3.8	15.7	4.9
アフリカ	3,624	4.1	11.9	3.7
アジア太平洋	30,470	33.8	61.8	19.0
中国	10,756	12.1	15.6	4.8
日本	4,551	5.0	11.3	3.5
インド	3,727	4.2	5	1.5
その他	11,436	12.5	29.9	9.2
世界の合計	91,331	100.0	323.9	100.0

出典：BP世界エネルギー統計、2014年6月。

2014年6月に発表されたBP世界エネルギー統計によると、2013年における世界の石油生産量は、2012年における1日当たり86.2百万バレルから0.6%増加し、2013年には1日当たり86.8百万バレルとなった。サウジアラビアは、2013年において世界最大の石油生産国であり、13.1%の世界市場でのシェアを有していた。続いてロシアが12.9%を占め、アメリカ合衆国が10.8%でこれに次いだ。

2013年における世界のガス生産量は、2012年における1日当たり322.6十億立方フィートから1.1%増加し、2013年には1日当たり326.0十億立方フィートとなった。アメリカ合衆国は、2013年12月31日に終了した年度において、最大の天然ガス生産国であった。その1日当たりの生産量は66.5十億立方フィートであり、世界市場でのシェアは20.6%であった。同期間においては、ロシアが17.9%でこれに次いだ。

以下の表は、石油及びガスの地域毎の生産傾向を示したものである。

2013年12月31日現在

	石油量		ガス量	
	(1日当たり 1キロバレル)	(%)	(十億立方 フィート/日)	(%)
北米	16,826	18.9	87.0	26.9
アメリカ合衆国	10,003	10.8	66.5	20.6
その他	6,823	8.1	20.5	6.3
中南米	7,293	9.1	17.1	5.2
ベネズエラ	2,623	3.3	2.8	0.8

ブラジル	2,114	2.7	2.1	0.6
その他	2,556	3.1	12.2	3.8
ヨーロッパ及びユーラシア	17,281	20.3	99.9	30.6
ロシア	10,788	12.9	58.5	17.9
その他	6,493	7.5	41.4	12.7
中東	28,358	32.2	55.0	16.8
サウジアラビア	11,525	13.1	10.0	3.0
その他	16,833	19.1	45.0	13.8
アフリカ	8,818	10.1	19.8	6.0
ナイジェリア	2,322	2.7	3.5	1.1
その他	6,496	7.4	16.3	4.9
アジア太平洋	8,232	9.5	47.3	14.5
中国	4,180	5.0	11.3	3.5
インド	894	1.0	3.3	1.0
その他	3,158	3.5	32.7	10.0
世界の合計	86,808	100.0	326.0	100.0

出典：BP世界エネルギー統計、2014年6月。

価格設定

様々な原油の価格は、ブレント、ウエスト・テキサス・インターミディエート及びドバイ／オマーン等の、物理的基準となる主要な原油の価格に基づいている。原油価格は、需要と供給のような市場要素に左右される。地域の生産者は、品質の違いや数あるグレードの中での優位性に基づき、基準となる原油の価格に割増金を載せるか値引きすることにより、原油の価格設定を行う。

2014年度、北海ブレント原油スポット価格は、1バレル当たり平均およそ107.5米ドルとなり、2013年度における平均をおよそ2.2%下回った。アメリカ合衆国エネルギー省（北海ブレント原油スポットFOB価格（米ドル／1バレル当たり）、公開日：2014年6月25日）によると、2014年度において1バレル当たり97米ドルから117米ドルの範囲内で取引された北海ブレント原油スポット価格は、年度末において1バレル当たり105.9米ドルであった。

2004年から2013年における原油の年間平均価格の変動率は、以下の通りである。

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
北海ブレント原油スポット価格 (米ドル／1バレル当たり)	38.3	54.6	65.2	72.4	96.9	61.7	79.6	111.3	111.6	108.6
変動率(%)	32.6	42.6	19.4	11.2	33.8	(36.3)	28.9	39.8	0.3	(2.7)

出典：アメリカ合衆国エネルギー省（北海ブレント原油スポットFOB価格(米ドル／1バレル当たり)、公開日：2014年6月25日）。

天然ガスには単一の世界市場がないため、天然ガス市場は地理的地域によって異なる発展を遂げている。世界的に見ると、天然ガスの価格設定に際しては3つの主要な地域拠点が存在する。アメリカ合衆国（ヘンリーハブ価格）、英国（NBP価格）及び日本（（大部分が原油に関連した）輸入ガス価格）である。

⑤ インドの原油及びガス市場

背景

2014年6月発表のBP世界エネルギー統計によると、インドは合計1日当たり4,319キロバレルの石油産出量の精製能力を有し、精製能力が余剰しているという。しかしながら、インドは国内需要を満たすため、主として原油輸入に依存している。そのため、国内で生産される原油は、精製需要合計のおよそ21%しか満たさない。

インドにおける主要な原油生産者は、オイル・アンド・ナチュラル・ガス・コーポレーション・リミテッド（以下「ONGC」という。）やオイル・インディア・リミテッド等の国有石油企業であり、合計で国内生産量のおよそ68%を占める。ケアン・インディアは、民間の主要な生産者であり、2014年度における正味生産量は1日当たり88,320バレルの石油産出量であった。

インドは、ガスの不足国である。2014年6月発表のBP世界エネルギー統計によると、2014年度におけるインドの国内ガス生産量は33.7十億立方メートル、液化天然ガスの輸入量合計は、17.8十億立方メートルであった。

ONGCやオイル・インディア・リミテッド等の国有企業は、インドにおける主要な天然ガス生産者であり、リライアンス・インダストリーズ・リミテッドは、民間の主要な生産者である。肥料設備を所有する事業体、ガスを燃料として使用する発電所、都市ガスの供給を行う事業体及び産業消費者は、インドにおいて生産される天然ガスの主要な消費者である。2014年度におけるケアン・インディアの正味生産高は1日当たり11百万立方フィートであった。

消費傾向

2014年6月発表のBP統計によると、インドは、アメリカ合衆国、中国及び日本に次いで4番目の石油消費国であり、2013年における石油消費量は、1日当たり3,727キロバレルであった。一方、2013年におけるインドの1日当たりのガス消費量は5.0十億立方フィートであり、世界のガス消費量の1.5%を占めた。

価格設定及び関税

インド国内で生産される原油もまた、品質の差を考慮した適当な調整とともに、国際的な基準となる原油の価格に準拠して設定される。現時点では輸入原油に課される税は存在しないが、国内で生産される原油の売上は、地方税（中央売上税又は付加価値税）の課税対象となる。現行の原油の適用税率は、以下の通りである。

	(単位：%)
中央売上税	2.0
付加価値税	5.0

インドにおいては、大きく2つのガス価格設定のレジームが存在する。1つはアドミニスタード・プライシング・メカニズム（Administered Pricing Mechanism）に基づき価格設定されるガス、もう1つはアドミニスタード・プライシング・メカニズムに基づかない、又は自由市場におけるガスである。前者のアドミニスタード・プライシング・メカニズムに基づき価格設定されるガスの価格はインド政府によって決定され、後者のガス価格は、それぞれの生産物分与契約の規定に基づき決定される。国内における天然ガスの売上は、中央売上税や付加価値税等の地方税の課税対象となる。

現行の天然ガスの適用税率は、以下の通りである。

	(単位：％)
中央売上税	2.0
付加価値税	14.5／15.0

(b) 鉄鉱石

① 世界の鉄鉱石市場

背景

鉄鉱石は、鉄鉄及び鉄鋼生産の主要な原材料である。ミネラル・インフォメーション・インスティテュートによると、採掘された鉄鉱石のうち98％が鉄鋼製造に利用されている。

鉄鉱石それ自体は、磁鉄鉱、赤鉄鉱、針鉄鉱、褐鉄鉱、又は菱鉄鉱の形で発見される。赤鉄鉱は、「天然鉄」としても知られている。この名称は、採掘活動の初期において、特定の赤鉄鉱が66％の鉄を含み、製鉄用の溶鉱炉に直接繰り入れることが可能であったことに由来する。

鉄鉱石業界における生産者は、大きく2つの広義のカテゴリーに分類される。

1. 鉄鉱石を含む様々な金属及び鉱物の採掘に重点を置く採掘企業
2. 鉄の主要原材料の供給の保障から利益を得るために、鉄鉱石の採掘及び製造を行う製鉄企業

近年製鉄業者は、長期契約、鉄鉱石事業への戦略的投資及び鉄鉱石生産業者の買収を通じて、鉄鉱石の供給に関する保障を増大させてきた。

世界の鉄鉱石埋蔵量

2014年2月にUSGSが発表したプレリミナリーな評価によると、2013年12月31日現在、世界の鉄鉱石埋蔵量は推定170十億トンであった。オーストラリア、ブラジル、ロシア、中国及びインドは合計で、世界の鉄鉱石埋蔵量のおよそ71.8％を占めた。

以下の表は、2013年12月31日現在における、世界の鉄鉱石埋蔵量を示したものである。

	(単位：百万トン)	
	鉄鉱石	鉄含量
オーストラリア	35,000	17,000
ブラジル	31,000	16,000
ロシア	25,000	14,000
中国	23,000	7,200
インド	8,100	5,200
アメリカ合衆国	6,900	2,100
ウクライナ	6,500	2,300
カナダ	6,300	2,300
ベネズエラ	4,000	2,400
スウェーデン	3,500	2,200
イラン	2,500	1,400
カザフスタン	2,500	900
南アフリカ	1,000	650
その他の国	14,000	7,100
世界の合計（四捨五入）	170,000	81,000

出典：USGS、鉱産物概要、2014年2月。

鉄鉱石の国際取引

世界における鉄鉱石の国際取引は、2013年において6.0％増加し、合計1.23十億トンとなった。中国は追加で75百万トンを入力し、一方でオーストラリアは、追加で87百万トンを供給した。2014年においては、鉄鉱石の国際取引は2013年と比較して7.0％増加し、合計1.32十億トンになることが予想されている。世界における鉄鉱石の国際取引は、中期的に年率平均3.6％で増加し、2019年には1.57十億トンに達することが予想されている。BREEによる

と、追加的な輸出は主にオーストラリア及びブラジルによるものになると予想される一方で、輸入需要の主因は中国になると予想されている。

以下の表は、世界における鉄鉱石取引量（単位：百万トン）を示したものである。

12月31日に終了した年度	2013年
鉄鉱石輸入量	
欧州連合	128
日本	136
中国	820
韓国	63
鉄鉱石輸出量	
オーストラリア	579
ブラジル	330
インド（純輸出量）	9
カナダ	36
南アフリカ	48
世界の合計	1,225

出典：BREE、資源及びエネルギー季報、2014年3月期。

鉄鉱石輸入量

2014年における中国の鉄鉱石輸入量は、2013年から6.0%増加し、合計872百万トンになることが予想されている。中期的に、中国の製鉄業者は輸入鉱石への依存を増大させていくことが予想されている。これは、特にオーストラリア及びブラジル等の海外の供給者による、高品質かつ比較的安価な鉱石の供給が増大していくことによるものと予測されている。

こうした国々による追加的供給が鉱石の取引価格を押し下げていくにつれ、低品質で高コストの中国国内の鉱石は、市場から排除されていくことが予想されている。2015年から2019年にかけて、中国の輸入は年率平均5.0%で成長を続け、2019年には合計1.12十億トン、又は国際取引量のおよそ70.0%に達することが予想されている。欧州連合（以下「EU」という。）諸国の輸入量は、見通し期間の後半においては増加し、2019年には合計128百万トンに達すると予想されるものの、前半期間においては鉄鋼生産量の減少と相まって減少することが予想されている。日本の鉄鉱石輸入量は、平均で年0.3%減少し、2019年には合計134百万トンになると予想されている。韓国の輸入量は、2014年から2019年にかけて年率平均1.3%で増加し、2019年には68百万トンになると予想されている。この2つの国における輸入需要の停滞は、鉄鋼生産量の変化に比例するものである。

鉄鉱石輸出量

2014年におけるオーストラリアの鉄鉱石輸出量は、2013年と比較して19.0%増加し、687百万トンになることが予想されている。この増加は、最近オーストラリアの鉄鉱石メジャーから委託されたプロジェクトによる生産が増加することに支えられるものである。これには、最近リオ・ティントが完了したナムルディ鉱山の拡張プロジェクト（26百万トン／年）、ブロックマン4（ステージ2：18百万トン／年）、ホープ・ダウズ4（15百万トン）及びウエスタン・ターナー・シンクラインII（9百万トン）、BHPビリトンのジンブルバー鉱山プロジェクト（35百万トン）、並びにフォーテスキューのチチェスター・ハブ（40百万トン）及びソロモン・ハブの拡張（60百万トン）が含まれる。最大生産能力を増強するこれらのプロジェクトは、数あるプロジェクトの中でも、CITICパシフィックのシノ鉄鋼石採掘プロジェクト（24百万トン）、及びハンコック・プロスペクティングのロイ・ヒル鉄鉱石プロジェクト（55百万トン）と併せて、オーストラリアの鉄鉱石輸出量の持続的成長を支えていくものと予想されている。オーストラリアの鉄鉱石輸入量は、年率平均4.4%で成長し、2019年には851百万トンになることが予想されている。

2014年におけるブラジルの鉄鉱石輸出量は、2013年と比較して9.0%増加し合計361百万トンとなり、その後年率平均6.0%で増加し、2019年には486百万トンに達することが予想されている。この輸出量の増加は、主に、中期的期間にわたって完了することが予定されている、カラジャス鉱山における拡張及び新たなプロジェクト、並びに東南アジアにおける鉄鉱石に係るシステムによってもたらされるものと予想されている。これらのプロジェクトの中で最大規模のものは、ヴァーレ社のS11D(Serra Sul)鉄鉱石開発プロジェクトである。このプロジェクトは、鉄鉱石の年間生産能力を90百万トン上乗せするもので、2019年までに運用開始が予定されている。

2014年におけるインドの純輸出量は、合計11百万トンになることが予想されている。インド国内で鉄鉱石の生産を行う主要な州における採掘活動の禁止令は、今後数年間にわたり、生産に影響を及ぼしていくことが予想されている。インドカルナータカ州からの輸出に対する禁止令は解除されたものの、生産量の上限はいまだに年間30百万トンとされている。ゴア州の州政府は、採掘活動に関する政策を打ち出し、同州における採掘活動の再開が予想される旨を公表することが見込まれている。同州における採掘活動の再開後も、生産及び輸出が最大能力まで回復するのには、ある程度の時間を要するものと予想されている。輸出抑制を目的として最近導入された、鉄鉱石ベレットに対する5.0%の輸出税もまた、インドの海上輸送市場への供給活動の復帰を制限するものになると予想されている。残りの見通し期間に関しても、初期においては、インドの鉄鉱石輸出量は増加することが予想されている。これは、採掘活動禁止令の緩和及び解除を受けて採掘活動が増加することによるものである。見通し期間後半においては、国内における鉄鋼生産量の増大を伴う国内需要の増大により、輸出可能な鉱石の量は減少していくことが予想されている。2019年には、純輸出量は合計10百万トンに達することが予想されている。この予測には、採掘活動が予想よりも速いスピードで増大した場合に生じるアップサイドリスクが付随する。

西アフリカからの輸出は、中期的には世界市場には大きな影響を及ぼさないものと予想されている。かさばる商品の大規模な輸出に必要な大規模なインフラ投資は、より効率的な資本配分、より低いリスク許容度、及びより高い予想投資収益によって特徴づけられ得る期間において阻害要因となる。既存の生産地域における利用されなくなった工業用地の開発は、中期的に主要なアジア太平洋市場において増大する需要を満たすための、より商業的に実現可能な選択肢として評価されている。

消費及び供給

世界の鉄鉱石消費量及び供給量は、鉄鋼の需給シナリオを深く反映している。これは、世界で生産される鉄鉱石の約98%が鉄鋼製造に利用されているためである。

世界の鉄鋼消費量

2013年における世界の鉄鋼消費量は、2.9%増加し合計1.59十億トンに達したと推定されている。この増加の最大の原動力となったのは、中国における6.0%の消費量の増加である。その他の主要な鉄鋼消費国において推定される消費の伸び率の低下は、インフラ及び固定資産への投資の減少に起因している。2014年における世界の鉄鋼消費量は、2013年と比較して2.7%増加し、合計1.63十億トンとなる見通しである。この増加は、新興経済国、とりわけアジアにおける固定資産及びインフラへの投資によって支えられるものと予想されている。2015年から2019年にかけて、世界の鉄鋼消費量は平均年率1.9%で増加し続け、2019年には合計1.79十億トンになることが予想され

ている。持続的な経済成長、固定資本形成及び現在進行中の都市化は、新興経済国において予想される鉄鋼消費量の力強い伸びを支えていくことが予想されている。先進国のほとんどは、既により高水準の資本金を有しているため緩やかなスピードではあるが、その鉄鋼消費量は伸びていくと予想されている（出典：BREE）。

中国は、2013年における世界最大の鉄鋼消費国であり、世界における消費量のおよそ46.0%を占めていた。同国の鉄鋼消費量は、2013年において6.0%増加し、年間合計は729百万トンに達したと推定される。住宅投資を強化した信用制限、及び鉄道ネットワークへの投資の減少は、2013年後半における消費の伸びを抑制した。こうした影響は2014年初めにかけて続いた。しかしながら、この信用制限は引続き存続することが予想されるものの、2014年の残りの期間を通して、政府の財政支出計画により鉄鋼消費量の回復がもたらされることが予想されている。

中国政府は、2014年から2020年までの期間における複数の財政支出計画を発表した。この計画は、都市化の拡大に狙いを定めたもので、都市住宅ストックの質の向上及び交通インフラ構築増大を含むものであるが、いずれも大量の鉄鋼を必要とするものである。そのためこの計画は、現在予測されている2014年及び2015年における3.0%の消費の伸びを支えていくと予想されている。残りの見通し期間にかけては、中国における鉄鋼消費量の伸びは緩やかなものになることが予想され、予測年率平均1.8%で増加し、2019年には合計832百万トンになると予想されている。これらの伸び率は、前の10年間で見られた伸び率と比較してかなり低いものであるが、この伸び率はもともとはるかに高い基準を起点としたものである。また、毎年の追加消費量はそれでもなお大幅なものとなる。

2014年におけるインドの鉄鋼消費量は、2013年と比較して5%増加し、合計83百万トンになる見込みである。この増加は、インフラへの政府支出及び耐久消費財の消費の増加がもたらすものと見込まれている。2015年から2019年にかけての消費量は年率平均5.0%でさらに増加し、2019年には合計107百万トンになることが予想されている。インドの鉄鋼消費量の増加は、自国のインフラネットワークの質と範囲向上のための政府の取り組みにより支えられるものと予想されている。対象となるインフラには、道路網及び橋、鉄道ネットワーク、発電並びにその他のインフラが含まれる見込みである。所得水準の向上もまた、鉄鋼消費量の伸びをもたらす耐久消費財の消費量の段階的な増加を支えていくと予想されている。

経済協力開発機構（以下「OECD」という。）諸国における鉄鋼消費量の増加率は、非OECD諸国に比べて控えめなものになると予想されている。EUにおける鉄鋼消費量の増加率は、見通し期間を通して年率およそ1.4%となり、2019年には合計167百万トンになることが予想されている。米国における消費レベルは控えめなものとなり、2019年には合計101百万トンにまで減少すると予想されている。

米国における消費レベルの低下は、大量の鉄鋼を必要とする資本形成への投資の減少によってもたらされる見込みである。この期間中、自動車や船等大量の鉄鋼を必要とする製品の製造における中国との競合が、韓国及び日本における鉄鋼消費率を縮小させることが予想されている。韓国における鉄鋼消費量は、年率1.3%で増加し、2019年には合計60百万トンになる見込みである。日本における消費率は、中国による影響をより強く受け、その結果年率およそ0.2%で減少し、2019年には合計69百万トンになることが予想されている。

世界の鉄鋼生産量

2013年における世界の鉄鋼生産量は、2012年の数値を4.2%上回る合計1.6十億トンとなった。この大幅な増加の大部分は、中国における鉄鋼生産量66百万トンの増加を受けたものである。2014年における世界の鉄鋼生産量の伸びは、2.1%と控えめなものとなり、合計1.64十億トンになることが予想されている。鉄鋼生産量は、年率平均1.8%で増加し、2019年には1.79十億トンになることが予想されている。主に、中国及びインドにおける鉄鋼生産量の増加が、この増加の要因となる見込みである。

世界鉄鋼協会の月間統計によると、2013年における中国の粗鋼生産量は、2012年と比較して9.3%増加し、合計775百万トンと予想を上回るものとなった。2014年全体での中国の鉄鋼生産量は、2013年と比較して3.5%増加し、合計802百万トンになると見込まれている。この増加は、生産容量の閉鎖にも拘わらず、最近発表された政府支出計画に起因する消費の強い伸びによってもたらされるものと予想されている。2015年から2019年にかけて、中国の鉄鋼生産量は年率平均1.8%で増加し、2019年には合計875百万トンになることが予想されている。

以下の表は、世界の鉄鋼消費量及び生産量（単位：百万トン）を示したものである。

12月31日に終了した年度	2013年
粗鋼消費量	
欧州連合	153

アメリカ合衆国	103
ブラジル	28
ロシア	48
中国	729
日本	70
韓国	55
インド	79
世界の鉄鉱消費量	586
粗鋼生産量	
欧州連合	167
アメリカ合衆国	87
ブラジル	34
ロシア	69
中国	775
日本	111
韓国	66
インド	81
世界の鉄鋼生産量	602

出典：BREE、世界鉄鋼協会。

インドの鉄鋼生産量は、年率平均5%で増加し、2019年には合計109百万トンになることが予想されている。鉄鋼生産量におけるこの増加は、国有製鉄企業であるスティール・オーソリティー・オブ・インディア・リミテッド（Steel Authority Of India Limited）及びラシュトリヤ・イスパット・ニガム・リミテッド（Rashtriya Ispat Nigam Limited）並びに民間の製鉄企業であるタタ・スティール（Tata Steel）、エサー・スティール（Essar Steel）及びジンダル・スティール・アンド・パワー・リミテッド（Jindal Steel and Power Limited）の両方からの需要によって支えられるものになると予想されている。

OECD諸国における鉄鋼生産量の増加は、2019年終わりにかけて控えめなものになると予想されている。米国は輸入鉄鋼への依存度を低め、同国における鉄鋼生産量は、OECD諸国の中では最高となる年率平均1.4%で増加し、2019年には95百万トンになることが予想されている。EU諸国における製鋼所の稼働率は、消費需要増加量が生産量増加量をもたらず程度に至るまでは、短期的には低下することが見込まれている。EU諸国における鉄鋼生産量は、2019年に合計167百万トンになると予想されている。

価格設定

鉄鉱石の価格は、春又は夏の初めに大規模な鉄鉱石生産企業（ヴァーレ、リオ・ティント、BHPビリトン）と大手の製鉄企業との間で締結される価格協定に基づき、設定される。伝統的には、この2つのグループの間での最初の合意が、業界内の他企業が従うべき基準となる。

以下の表は、2009年から2013年における鉄鉱石の価格変動を示したものである。

(単位：米ドル (Dry Metric Ton当たり) (%の数値を除く。))					
12月31日に終了した年度					
鉄鉱石	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
中国より輸入された粉鉄鉱石（鉄含有量62%、天津港での運賃込み価格）	86.4	146.7	167.6	128.3	135.3
変動率 (%)	—	69.9	14.2	(23.4)	5.4

出典：ブルームバーグ。

2013年における鉄鉱石の運賃込みのスポット平均価格は、2012年から5.4%増加し、1トン当たり135.3米ドルとなった。2014年におけるスポット価格は、様々な要因の同時発生により低下し続けている。その要因とは、中国の港における大量の鉱石在庫、中国における建設及び製造活動の落ち込みから生じる弱気相場、ローンの担保として鉄鉱石が利用されることへの懸念の増大、及び2月の頻繁に混乱が生じた月における輸入量減少に対する反射的な行動等である。鉄鉱石価格は、現在の水準からは改善されていくことが見込まれているが、2013年において見られたような高水準にまでは回復しないものと予想されている。これは、2014年から、新たな鉱山からより多くの鉄鉱石が供給可能になるためである。

② インドの鉄鉱石市場

背景

インドは鉄鉱石を自給自足している。インドは伝統的な鉄鉱石輸出国であり、その大部分を中国、日本、韓国及びその他の東アジア諸国に輸出している。海外の鉄鉱石採掘企業は、インドから鉄鉱石を探索、採掘及び輸出する権利を取得することに関心を向けている。キープレーヤーには、ナショナル・ミネラル・デベロップメント・コーポレーション (National Mineral Development Corporation)、セサ・スターライト・リミテッド (Sesa Sterlite Ltd)、クデルムク・アイロン・オレ・カンパニー・リミテッド (Kudremukh Iron Ore Company Ltd)、ラングタ・マインズ・リミテッド (Rungta Mines Ltd)、ミネラル・セールス・プライベート・リミテッド (Mineral Sales Private Limited) 及びエッセル・マイニング・アンド・インダストリーズ・リミテッド (Essel Mining & Industries Ltd) 等が含まれる。これらの企業とは別に、スティール・オーソリティー・オブ・インド (Steel Authority of India) やタタ・スティール・リミテッド (Tata Steel Limited) 等の統合製鉄企業は、自社鉱山を所有している。韓国に拠点を置くPOSCO等のグローバル製鉄企業は、未開発の工業用地を利用した、鉄鉱石鉱山と一体の鉄鋼生産工場の建設を進行中である。

価格設定及び関税

インドは鉄鉱石の自給自足が可能でありながら、その国内価格は国際価格に従って設定される傾向がある。協定価格は、国有企業であるナショナル・ミネラル・デベロップメント・コーポレーションによって決定される。タイムラグはあるものの、通常同社は固定された国際価格の上昇分に反応し、国際価格の水準まで国内価格を引き上げる。

インド政府は、鉄含有率が62%未満の粉鉱石につき1トン当たり50ルピーの輸出税を、鉄含有率が62%以上の粉鉱石及び全グレードの塊鉱石については1トン当たり300ルピーの輸出税を設定している。2008年6月13日、インド政府は鉄鉱石の輸出税を15%（輸出時のFOB価格に対する従価税率）に変更した。2011年2月28日、インドは2011年3月1日をもって粉鉄鉱石の輸出税を5%から20%に、塊鉱石の輸出税を15%から20%にまで引き上げることを決定した。2011年12月30日をもって、政府は粉鉱石及び塊鉱石の輸出税率を30%にまで引き上げた。

(c) 銅

① 世界の銅市場

背景

銅の消費形態としては、銅線棒、銅製品及び銅合金製品という3つの主要製品群に分類することができる。ウッド・マッケンジーによると、銅の主たる用途は銅線棒の製造であり、世界の消費合計の61%（金属片を含む。）及び2013年の一次消費の約80%を占めた。銅線棒は、汎用ケーブル、産業用ケーブル、商用電源ケーブル、電話通信ケーブル、その他の絶縁ワイヤー及び巻線を含む5つの主要なワイヤー及びケーブル市場において消費される。

ウッド・マッケンジーの推定では、2012年について、世界の銅消費市場では、電気及び電子製品部門が総銅消費の34%を占め、これに次ぐのは、建設部門（31%）、産業機械部門（13%）、運搬機器部門（13%）及び消費者製品部門（9%）である。

銅産業の製造業者は、大きく3つの類型に分けることができる。

 銅鉱石を採掘し、銅精鉱を生産する従来方式の浮遊選鉱により、又は完成金属を生産する溶媒抽出電解採取法（SXEW法）による浸出により、主に銅を回収する鉱山業者

 銅精鉱を製錬及び精錬し、銅金属を生産する注文製錬業者

【FC】 自社鉱山から銅鉱石を採掘し、製錬及び精錬により、又は完成金属を生産する溶媒抽出電解採取法（SxEw法）による浸出のいずれかにより、銅金属を生産する一貫生産業者

世界の銅埋蔵量

USGSの鉱産物概要（2014年1月）による暫定推定値では、世界の銅埋蔵量は、2013年12月31日現在、690百万トンに上ると推定されている。チリ、オーストラリア、ペルー、米国及びメキシコは、銅埋蔵量の大半を有しており、これらは合わせて世界の埋蔵量の62%を占める。

	(単位：千トン) 2013年12月31日に終了した年度 埋蔵量
チリ	190,000
オーストラリア	87,000
ペルー	70,000
米国	39,000
メキシコ	38,000
中国	30,000
ロシア	30,000
インドネシア	28,000
ポーランド	26,000
コンゴ	20,000
ザンビア	20,000
カナダ	10,000
カザフスタン	7,000
その他の国	90,000
世界の合計（四捨五入）	690,000

精錬銅の消費量及び生産量

世界の精錬銅消費量は、2012年における19.6百万トンから5.5%増加し、2013年には20.7百万トンとなった。

中国は、2013年において44%の世界市場でのシェアを占める最大の精錬銅の消費国であり、これによりアジア全体の市場シェアは61%となった。これに次ぐのは、それぞれヨーロッパ（17%）、北米（11%）、ロシア及びカスピ海地域（4%）及びラテンアメリカ、カリブ海地域及び中東（3%）である。

以下の表は、2013年における精錬銅の地域毎の消費傾向を示したものである。

	(単位：千トン（%の数値を除く。）) 2013年12月31日に終了した年度	
	量	%
アフリカ	208	1.0
中国	9,165	44.3
インド	422	2.0
日本	1,008	4.9
アジア	12,673	61.3
ヨーロッパ	3,437	16.6
ラテンアメリカ	623	3.0
米国	1,794	8.7
北米	2,258	10.9
その他	1,465	7.1
世界の合計（四捨五入）	20,665	100.0

出典：ウッド・マッケンジー—世界の銅短期予測、2014年4月。

世界の精錬銅の生産量は、2012年における20.2百万トンから増加し、2013年には20.8百万トンとなった。
以下の表は、2013年における精錬銅の地域毎の生産傾向を示したものである。

	(単位：千トン（%の数値を除く。）) 2013年12月31日に終了した年度	
	量	%
アフリカ	1,293	6.2
中国	6,323	30.4
インド	619	3.0
日本	1,468	7.1
アジア	9,497	45.7
ヨーロッパ	2,880	13.9
チリ	2,747	13.2
ラテンアメリカ	3,386	16.3
中東	218	1.1
北米	1,687	8.1
その他	1,815	8.7
合計	20,777	100

出典：ウッド・マッケンジー—世界の銅短期予測、2014年4月。

中国は、2013年において30%の世界市場でのシェアを有する最大の精錬銅生産国であり、チリ及び日本がこれに次いだ。

価格設定

銅は、ロンドン金属取引所で取引されている。価格は、ロンドン金属取引所における価格変動により決定されるが、生産者は通常、市場主導の地域割増金を課している。銅価格は、2008年及び2009年の世界的な景気後退後の中国における旺盛な銅需要並びに在庫量が消費数日分という低い在庫水準の結果、2010年において46.0%上昇し、1トン当たり7,539米ドルとなった。また、2011年においては、新興市場からの持続的な需要及びドル安に対するヘッジへの投資家の関心を集めたことにより、銅価格は1トン当たり8,810米ドルまで上昇し続けた。ただし、ロンドン金属取引所における平均スポット価格は、2012年において1トン当たり7,949米ドルまで下落した。2013年においては、ロンドン金属取引所における平均スポット価格は、さらに下落して1トン当たり7,322米ドルとなった。

以下の表は、2004年から2013年における銅の価格変動を示したものである。

	(単位：米ドル（1トン当たり）（%の数値を除く。）) 年間平均									
	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
ロンドン金属取引所の現金 価格	2,868	3,683	6,729	7,125	6,951	5,163	7,539	8,810	7,949	7,322
変動率 (%)	61.1	28.4	82.7	5.9	(2.4)	(25.7)	46.0	16.9	(9.8)	(7.9)

出典：ウッド・マッケンジー金属市場サービス—長期予測、2014年3月。

ロンドン金属取引所の銅の現金決済価格の終値は、2014年3月31日現在では1トン当たり6,636米ドルであった。

2006年以降、現物精鉱に対する需給バランスが継続して逼迫していることを反映して、製錬費及び精錬費は大幅に低下した。2012年においてスポット相場は1ポンド当たり平均0.099米ドルであり、2011年の水準から37.3%の低下を表している。ただし、ウッド・マッケンジーのデータによると、2013年においてはスポット相場は1ポンド当たり0.196ドルまで上昇しており、98%の上昇であった。2014年においては、鉱山及び製錬業者のほとんどが、

製錬費及び精錬費につきそれぞれ1トン当たり92米ドル及び1ポンド当たり0.092米ドルの標準価格を採用した。特に、フリーポート社の中国と日本の製錬業者との取引はかかる標準価格を設定し、これはその代わり、その他の買付業者及び販売業者がかかる条件を進んで採用することをによって支えられている。長期的には、精鉱の入手可能性は大幅に増加し、製錬会社の生産能力の増加を上回り、これにより長期的な製錬費及び精錬費の増加を助長すると予想されている。

以下の表は、2004年から2013年における銅の製錬費及び精錬費の年間平均スポット価格（鉱山から貿易業者に対するもの）の変動を名目米ドルで示したものである。

	(単位：米セント（1ポンド当たり）（%の数値を除く。））									
	年間平均									
	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
製錬費及び精錬費 (30%精鉱)	14.6	37.7	16.3	7.2	7.3	7.4	7.1	15.8	9.9	19.6
変動率 (%)	274.4	158.2	(56.8)	(55.8)	1.4	1.4	(4.1)	122.5	(37.3)	98

出典：ウッド・マッケンジー世界の銅精鉱長期予測2014年、2014年6月。

② インドの銅市場

背景

インドの銅産業は、国内における銅鉱床が限られているため、主に注文製錬会社により構成される。利用可能な鉱床は、1995年まではインドにおける唯一の生産者であった国有企業のヒンダスタン・カッパー・リミテッド（Hindustan Copper Limited）により保有されていたが、当社及び現在ヒンダルコ・インダストリーズ・リミテッド（Hindalco Industries Limited）に保有されるビルラ・カッパー（Birla Copper）の参入により、業界は著しく変化した。インドの銅産業は、精錬銅（銅陰極）のメーカー及び銅製品のメーカーの2つの大きなカテゴリーに分類できる。精錬銅メーカー3社のうち、ヒンダスタン・カッパー・リミテッドは、銅を採掘し、且つ精錬する唯一の一次製品の生産者である。ヒンダルコ・インダストリーズ・リミテッド及び当社はいずれも主に、銅帯、銅棒及び銅線等の最終製品を生産するために輸入された銅精鉱の加工を行う。

インド国際銅推進委員会によれば、当社は、インドに2社ある銅注文製錬会社のうちの1つで、2014年度は、一次製品市場の約28.5%を占めた。

消費傾向

国際銅研究グループの2013年世界銅実情調査書によると、2012年において、インドにおける銅の1人当たり消費量（1人当たり0.5キログラム）は、中国の銅の1人当たり消費量（1人当たり6.5キログラム）並びに、ドイツ（1人当たり13.6キログラム）、スペイン（1人当たり7.5キログラム）及び米国（1人当たり5.6キログラム）を含むその他先進国の銅の1人当たり消費量よりも大幅に少なかった。インドの銅消費は、電力産業、電気通信産業、エンジニアリング産業、建設産業及び輸送産業によって独占されている。インドの製錬／精錬能力と銅鉱業における限定的な生産能力との間には不均衡が存在する。ウッド・マッケンジーのデータによると、2010年から2013年にかけて、インドの精錬銅の消費量及び銅の精錬量はともにわずかに減少した。ウッド・マッケンジーは、インドにおける精錬銅に対する消費が、2013年の422キロトンから、2016年には461キロトンまで年平均成長率で3%増加すると予想している。

価格設定及び関税

金属の価格設定は輸入金属の陸揚費込原価に基づきなされるため、インドの銅価格は、全世界的な市場価格に近似する。以下の表は、表示された期間において適用された銅に係る関税率を示したものである。

	(単位：%)
	2011年2月28日から現在
銅	5.0
銅精鉱	2.5

また、インドの2004年金融法（第2号）により、2007年3月1日から支払うべき関税の総額の3.0%の追加の付加金が徴収されるようになった。

(d) アルミニウム

① 世界のアルミニウム市場

背景

アルミニウムは、その強度、耐久性及び耐食性の割に軽量である。多様な利用を目的として、押出し加工、圧延加工、成形及び塗装が可能である。

アルミニウムは、主に熱帯地方で非常に多く見られる鉱物であるボーキサイトを原料として生産される。ボーキサイトは、一般的に地表付近で生成され、露天掘り方式で採掘される。ボーキサイトはアルミナに精錬される。通常、ボーキサイトのアルミナ含有量は35%から60%である。ボーキサイトには、いくつかの異なる種類があり、アルミナ精錬所は通常、特定の種類を扱うために設計されている。そのため、大半のアルミナ精錬所は、鉱山と一体をなしている。

アルミニウムの需要における部門毎の重要性は、先進国と発展途上国の間で著しく異なっている。成熟経済では、アルミニウム需要において運輸は建設よりも重要な役割を果たしている。ウッド・マッケンジーの推定によると、2014年において、ドイツ、日本、北米及び韓国等の成熟経済における上位4つのアルミニウムの最終利用部門は、運輸（36%）、包装（20%）、建設（16%）及び電化製品（8%）である。これに対し、2013年の中国における上位4つのアルミニウムの最終利用部門は、建設（27%）、次いで運輸（19%）、消費財（18%）及び電化製品（12%）である。

アルミニウム消費量

ウッド・マッケンジーのデータによると、世界の一次アルミニウムの消費量は、2010年の40.2百万トンから年平均成長率で7.0%増加し、2013年には49.4百万トンとなった。この成長は、主に中国の需要が上昇したことに起因するものであり、中国の需要は2013年の世界の総消費量の48.3%を占めた。2010年から2013年の間の中国における一次アルミニウムの需要は、中国を除く世界の需要が2.0%増加したのに対し、年平均成長率で13.7%増加した。これに対し、2010年から2013年の間のヨーロッパ（ロシアを除く。）及び北米における需要の年平均成長率は、それぞれ1.9%及び3.9%となり、これらの地域における経済成長がかなり鈍化していることによる影響を反映している。

以下の表は、2013年における一次アルミニウムの地域毎の消費量を示したものである。

地域	(単位：千トン（%の数値を除く。)) 2013年12月31日に終了した年度	
	量	%
中国	23,788	48.2
ヨーロッパ（ロシアを含む。）	9,207	18.7
アジアの他地域 ⁽¹⁾	6,039	12.2
北米	5,936	12.0
ラテンアメリカ	1,637	3.3
インド	1,691	3.4
アフリカ	577	1.2
オセアニア	516	1.0
合計	49,391	100.0

(1) アジアの他地域とは、中国及びインドを除くが、中東を含むアジア地域と定義される。

出典：ウッド・マッケンジー金属市場サービス—長期予測、2014年3月。

アルミニウム供給量

アルミニウムの生産量は、近年においてますます集中しており、ウッド・マッケンジーの報告によると、上位10社の生産業者が2013年における世界の一次アルミニウムの生産量の48.3%を占めていた。上位5つの一次アルミニウムの生産会社は、ルスアル・リミテッド (RUSAL Ltd.) (7.7%)、リオ・ティント (Rio Tinto) (7.1%)、アルコア・インク (Alcoa Inc.) (6.8%)、アルミニウム・コーポレーション・オブ・チャイナ・リミテッド (Aluminum Corporation of China Limited) (以下「CHALCO」という。) (6.6%)、ビンシュウ・ウェイチャオ・アルミニウム (Binzhou Weiqiao Aluminum) (4.1%) であり、これらは合わせて2013年に世界全体で生産された一次アルミニウムの合計の約32.3%を占めた。

一次アルミニウムの世界の生産量は、2010年の42.3百万トンから年平均成長率で6.0%増加し、2013年には50.3百万トンとなった。2013年において、北米、ヨーロッパ及び中国は合わせて世界の一次アルミニウム生産量の約75.7%を占め、中国は単独で世界の一次アルミニウム生産量の49.2%を占めた。

以下の表は、2013年における一次アルミニウムの地域毎の生産量を示したものである。

地域	(単位：千トン (％の数値を除く。)) 2013年12月31日に終了した年度	
	量	％
中国	24,800	49.2
ヨーロッパ (ロシアを含む。)	8,432	16.7
北米	4,917	9.8
アジアの他地域 ⁽¹⁾	4,722	9.4
オセアニア	2,103	4.2
ラテンアメリカ	1,921	3.8
インド	1,664	3.3
アフリカ	1,810	3.6
合計	50,369	100.0

(1) アジアの他地域とは、中国及びインドを除くが、中東を含むアジア地域と定義される。

出典：ウッド・マッケンジー金属市場サービス一長期予測、2014年3月。

かかる地域におけるアルミニウムの生産量及び生産能力の増加にもかかわらず、アジアにおけるアルミニウムの供給量は需要に追いつかず、これにより2013年度中は3.8百万トンの供給不足が生じた。当該期間中、アジアの他地域が1.3百万トンの不足であったのに対し、中国では1.0百万トンの余剰があった。アジアにおける生産能力は拡大しているが、これらの市場において予想される需要の大幅な増加を考慮すると、需給ギャップは同様の水準に留まる可能性が高い。

アルミナ

アルミナは、アルミニウム生産のための重要な原料である。一般的に、1トンの一次アルミニウムを生産するために、2トンのアルミナを要する。ウッド・マッケンジーにより収集されたデータによると、2013年のアルミナ生産会社の上位5社は、CHALCO (12.5%)、アルコア (9.6%)、リオ・ティント・アルカン (8.5%)、ルスアル・リミテッド (6.9%) 及びアルミナ・リミテッド (5.9%) であり、合計で2013年に世界で生産されたアルミナの総量の約43.4%を占めた。

以下の表は、2013年におけるアルミナの地域毎の生産量を示したものである。

地域	(単位：千トン (％の数値を除く。)) 2013年12月31日に終了した年度	
	量	％
中国	47,200	44.0
オセアニア	21,752	20.3
ラテンアメリカ	13,513	12.6
ヨーロッパ	8,534	8.0
インド	3,745	3.5

北米	6,740	6.3
アジアの他地域 ⁽¹⁾	1,050	1.0
アフリカ	-	0.0
合計	107,242	100.00

(1) アジアの他地域とは、中国及びインドを除くが、中東を含むアジア地域と定義される。

出典：ウッド・マッケンジー金属市場サービス—長期予測、2014年3月。

以下の表は、2010年から2013年におけるアルミナの世界の需給バランスを示したものである。

	(単位：百万トン)			
	12月31日に終了した年度			
	2010年	2011年	2012年	2013年
世界のアルミナ供給過剰／（不足）	(0.8)	1.3	2.1	1.8

出典：ウッド・マッケンジー金属市場サービス—長期予測、2014年3月。

ボーキサイト

アルミナの生産において使用される最も重要な原料であるボーキサイトは、一般的に非常に大規模な作業によって露天掘り鉱山で採掘される。（鉱石の種類、アルミナ含有量並びに反応性シリカ及び有機物の比率等の変動要素にもよるが）通常1トンのアルミナを生産するためには、乾燥した状態で2.0トンから3.6トンのボーキサイトが必要である。2014年2月に報告されたUSGSのデータによると、ギニアが世界で最大のボーキサイト埋蔵量（26.4%）を有しており、次いでオーストラリア（21.4%）、ブラジル（9.3%）、ベトナム（7.5%）、ジャマイカ（7.1%）及びインドネシア（3.6%）となっている。

以下の表は、2013年12月31日現在の世界のボーキサイト埋蔵量を示したものである。

	(単位：百万トン)
	埋蔵量
ギニア	7,400
オーストラリア	6,000
ブラジル	2,600
ベトナム	2,100
ジャマイカ	2,000
インドネシア	1,000
ガイアナ	850
中国	830
ギリシャ	600
スリナム	580
インド	540
ベネズエラ	320
ロシア	200
カザフスタン	160
米国	20
その他の国	2,400
世界の合計（四捨五入）	28,000

出典：USGS、鉱産物概要、2014年2月。

USGSの「世界の資源」によると、ボーキサイトの埋蔵量は、550億トンから750億トンと推定され、その内訳は、アフリカ（32%）、オセアニア（23%）、南米及びカリブ海地域（21%）、アジア（18%）及びその他（6%）である。

価格設定

アルミニウムは、ロンドン金属取引所で取引される金属である。アルミニウムは、直接的に消費者に対し又はターミナルマーケットで販売される。価格は、ロンドン金属取引所における価格が基準となっているが、生産者はまた、別の供給源から金属を入手するための費用が一般的に反映されている地域割増金も課すことができる。

アルミナ価格は、買付業者及び販売業者の間で個別に交渉されるが、通常、アルミニウムのロンドン金属取引所における価格を参照して決定される。交渉による契約は、一般的に長期契約の形式をとるが、固定価格はより短期の期間について交渉可能であり、比較的小規模なスポット市場も存在する。

以下の表は、2004年から2013年におけるアルミニウム及びアルミナの価格変動を示したものである。

(単位：米ドル（1トン当たり）（%の数値を除く。）） 12月31日に終了した年度										
	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
アルミニウム ⁽¹⁾										
ロンドン金属取引所の現金価格	1,716	1,897	2,566	2,639	2,571	1,667	2,173	2,395	2,019	1,846
変動率（%）	19.9	10.5	35.3	2.8	(2.6)	(35.2)	30.4	10.2	(15.7)	(8.6)
アルミナ										
スポット価格 ⁽¹⁾	420	468	420	353	362	245	333	374	319	327
変動率（%）	48.3	11.3	(10.1)	(16)	2.5	(32.2)	35.6	12.5	(14.9)	2.5
アルミナ／アルミニウム（%）	24.5	24.6	16.4	13.4	14.1	14.7	15.3	15.6	15.8	17.7

(1) 出典：ウッド・マッケンジー金属市場サービス—長期予測、2014年3月。

2004年から2013年にかけて、アルミニウム価格は7.6%上昇した一方で、アルミナ価格は同期間に22.1%下落した。2012年から2013年の間、世界のマクロ経済の衰弱により、アルミニウム価格は約8.6%下落したが、アルミナ価格は約2.5%上昇した。

② インドのアルミニウム市場

背景

インドでは1938年以来、一次アルミニウムを生産しており、長年をかけてボーキサイト、アルミナ及び電力へのアクセスを有する完全一貫生産型事業モデルが普及した。このモデルが確固たるものとなり、アルミニウム産業の企業構造も変化した。小規模な地方生産者は吸収又は併合され、国際的な存在感のある大規模な総合企業が形成され、また当社の場合も国際的に上場している。

インドは、相当量のボーキサイト資源を有しており、インド鉱物年鑑によるとその量は2012年において推定30億トンである。業界筋によると、オディシャ州のボーキサイトの埋蔵量は推定13億トンであり、その多くはパンチパツマリ、プタンギ及びバッファリマリに分布している。アーンドラ・プラデーシュ州には、6億トンのボーキサイトがあり、サパラ及びジャレラに多くのボーキサイト精鉱を有している。現在の抽出量では、これら2州だけで、インドの200年分の必要量を超える相当量を有している。より保守的なUSGSの推定埋蔵量を使用しても、インドは現在の産出量の70年分近くに相当する埋蔵量を有している。USGSによると、インドは世界で7番目のボーキサイト鉱石の埋蔵量を有し、推定900百万トンの可採埋蔵量を有している。これらのボーキサイト鉱石埋蔵量は高品質で、より少量のエネルギーで精錬することができ、このことがインドのアルミニウム製造業者にコスト面で大きな優位性をもたらしている。

供給及び需要

インドでは現在5つの精錬所及び7つの製錬所が稼動しており、それらは、ナショナル・アルミニウム・カンパニー・リミテッド（National Aluminum Company Limited）、ヒンダルコ・インダストリーズ・リミテッド、セサ・スターライト及びBALCOという製造業者4社が保有している。インドのアルミニウム産業は従来より、概ね自給自足できる状態を保ってきた。2012年までは、インドが小規模な純輸出国であったため、一次アルミニウムの生産量は需要に対応していた。ウッド・マッケンジーの推定によると、インドのアルミニウムの需要拡大は、2012年

以降一次アルミニウムの供給不足をもたらしている。インドで生産されたアルミニウムの大半は、建物及び建設、輸送、電化製品及び電気機器並びに包装産業で使用されており、シンガポール、台湾及びアラブ首長国連邦を含む国に対して限定的に輸出されている。ウッド・マッケンジーによると、インドにおけるアルミニウムの消費量は、2010年から2013年の間、年平均成長率で4.4%増加し、これは電力部門、輸送部門、工業部門及びインフラ部門の力強い成長に後押しされたものである。ウッド・マッケンジーは、インドのアルミニウムの消費量が2013年の1.7百万トンから年平均成長率で4.9%増加し、2020年には2.4百万トンになると予想している。

価格設定及び関税

生産者は通常、輸入金属の陸揚費込原価をわずかに割り引いて金属の価格設定を行うため、国内のアルミニウム価格は、全世界的な市場価格の傾向に近似する。付加価値商品の価格もまた金属の価格変動に近似するものの、通常、変動性は低く、ブランドにより示される付加価値及び品質の程度を反映した割増がなされる。

以下の表は、表示された期間において適用された関税率を示したものである。

(単位：%)	
2009年1月3日から現在	
アルミニウム	5

さらに、2004年7月8日に施行されたインドの2004年金融法（第2号）により、支払うべき関税の総額の2%の追加の付加金が徴収されている。かかる追加の付加金は、2007年3月1日から支払うべき関税の総額の3%へと再度引き上げられた。

2013年3月1日付の通達に従い、焼成及び不焼成のいずれの形態でもボーキサイト（天然）につき2.5%の関税がインド政府により導入された。

③ 市場の見通し

世界のアルミニウム市場の見通し

ウッド・マッケンジーによると、世界の一次アルミニウムの生産量は、2014年において54.0百万トンまで7.6%増加し、中国がかかる増加の84%に貢献すると予想されている。また、一次アルミニウムの消費量は、2013年から2017年までの期間において1年当たり平均5.8%増加し、その後1年当たり4.1%の平均長期成長率に減速する。

全体としては、アルミニウム市場では、供給が消費を上回っているため、10年後までは供給過剰状態にあるとウッド・マッケンジーは予想している。最大の供給過剰は2014年から2017年辺りに生じ、その時には生産が消費を9百万トン上回り、ロンドン金属取引所のアルミニウム価格（2016年まで1トン当たり約2,000米ドルに留まるとウッド・マッケンジーが予想している。）に圧力がかかると予想されている。

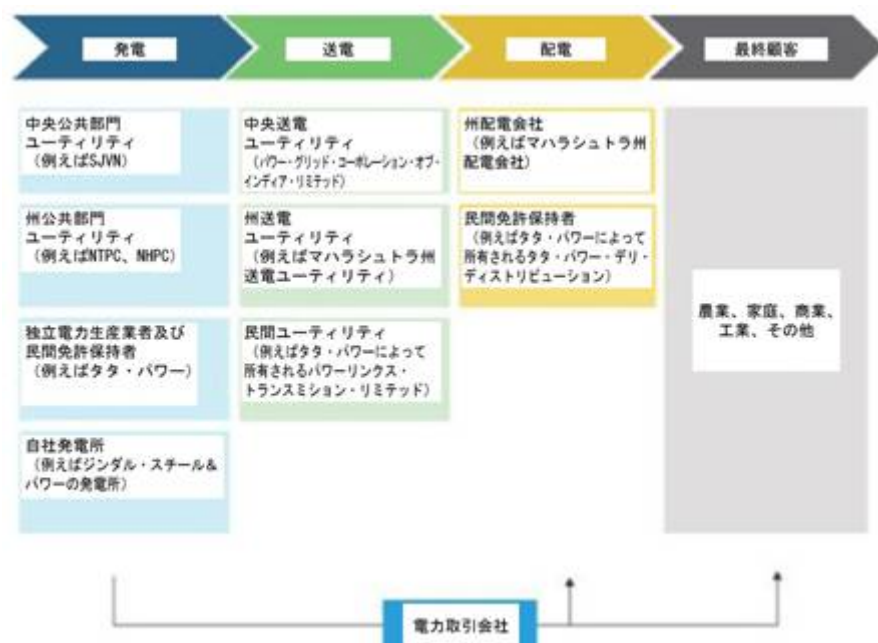
インドのアルミニウム市場の見通し

中国を除き、インドはアジアにおいて最も急成長しているアルミニウム市場である。ウッド・マッケンジーによると、インドにおける一次アルミニウムの消費量は、インドにおける住宅、小売店及びオフィス空間に対する需要に後押しされ、2013年から2020年にかけて年福利成長率で平均5.8%増加し、2.5百万トンに達すると予想されている。一次製錬における現金コストに関しては、第2四分位の下位に位置するインドは、第4四分位のほとんどを占める中国と比較して、世界的に見て比較的良い位置にいる。インドの製錬所は、ボーキサイト、アルミナから半加工作業に至るまで統合化された連鎖的な工程の一部を形成する。インドの製錬所は、自社発電所を有し、安価な人件費にも恵まれている。

中期的に、新車の購入を促すようなインセンティブ政策は減少するが、複数年にわたる多くの政府支出計画は、今後の需要を支えられるであろう。例えば、電力部門は村の電化計画が継続すれば、今後もアルミニウム需要の助力となるだろう。インフラ投資は、今後3年間に於いて住宅投資を刺激するだろう。

(e) 商業発電事業

電力業界の組織



インドの電力部門の概要

インド経済の継続的な成長の主なリスクは、不十分なインフラである。インドにおけるインフラ投資は増加しているものの、さらなる改善がなければ成長が制限されてしまう可能性がある。インド政府は、電力部門を、持続的な工業成長を推進するための重点分野と認識している。

第12次5ヵ年計画（2012年4月から2017年3月まで）で改定された現在の目標発電容量は、88,537メガワットである。2014年3月31日現在、第12次計画において達成された追加容量は、目標であった追加容量の43%、すなわち38,448メガワットであった。2014年3月31日現在、インドの電力系統の発電設備容量の合計は243,029メガワットであった。2014年3月に発行されたCEA月例報告によると、2014年3月の暫定総電力量不足量及びピーク時電力不足量は、それぞれ約3.6%及び3.9%であった。

産業の需要－供給の概要

インドの電力部門は、歴史的に電力量不足であるという特徴があり、ここ数年、電力量不足は強まっている。以下の表は、2007年4月から2014年3月までのインドにおけるピーク時及び電力量の供給不足量を示したものである。

期間	ピーク時				電力量			
	需要	供給	供給不足量		需要	供給	供給不足量	
	(MW)	(MW)	(MW)	(%)	(MU)	(MU)	(MU)	(%)
2007年-2008年	108,866	90,793	18,073	16.6	739,345	666,007	73,338	9.9
2008年-2009年	109,809	96,785	13,024	11.9	777,039	691,038	86,001	11.1
2009年-2010年	119,166	104,009	15,157	12.7	830,594	746,644	83,950	10.1
2010年-2011年	122,287	110,256	12,031	9.8	861,591	788,355	73,236	8.5
2011年-2012年	130,006	116,191	13,815	10.6	937,199	857,886	79,313	8.5
2012年-2013年	135,453	123,294	12,159	9.0	995,500	908,574	86,926	8.7
2013年-2014年	135,918	129,815	6,103	4.5	1,002,045	959,614	42,431	4.2

出典：CEA月例報告、2014年3月。

地域別の需要－供給の概要

以下の表は、インドにおける2013年4月から2014年3月までの暫定ピーク時及び標準時の電力供給不足量をインドの地域別に示したものである。

地域	電力量需要	供給不足	ピーク時需要	供給不足

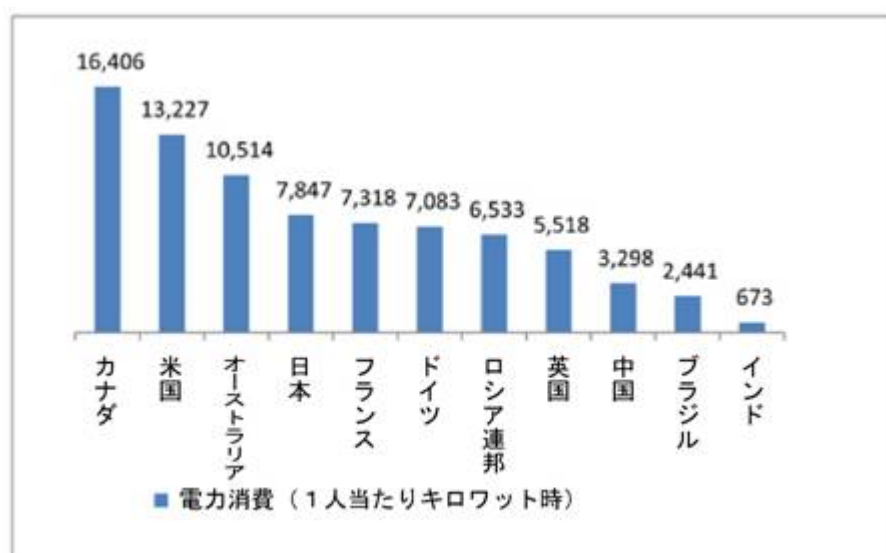
	(MU)	(%)	(MW)	(%)
北部	309,423	(6.0)	45,934	(6.9)
西部	294,626	(1.0)	41,335	(2.4)
南部	277,204	(6.8)	39,015	(7.6)
東部	108,105	(1.3)	15,885	(2.2)
北東部	12,687	(6.5)	2,164	(5.4)
インド全土	995,500	(8.7)	135,918	(4.5)

出典：CEA月例報告、2014年3月。

電力量不足は、インド各地で大きく異なり、南部地域のピーク時の電力量不足が最も大きく、北部地域がこれに次ぐ。

大幅な電力量不足は、1人当たりの電力消費量の低下をもたらす

不十分な供給及び配電インフラにより、インドにおける1人当たりの電力消費量は、世界の他の国のほとんどに比べ非常に少ない。以下のグラフは、様々な先進国及び発展途上国における、2011年の1人当たりの電力消費量を示したものである。



出典：IEA主要な世界エネルギー統計、2013年。

設備容量

2014年3月31日現在、インドの電力系統の発電設備容量は約243,029メガワットであり、インドの中央政府電力事業体（Central Power Sector Utilities）は総発電能力の約28.03%を占めていた一方、様々な州の事業体及び民間企業がそれぞれ約37.9%及び34.03%を占めていた。

	中央政府	州	民間	合計	(単位：メガワット) 合計に占める割合
火力	52,991	60,979	54,286	168,255	69.2%
水力	10,355	27,482	2,694	40,531	16.7%
原子力	4,780	-	-	4,780	1.9%
再生可能エネルギー源	-	3,727	25,736	29,463	12.2%
合計	68,126	92,188	82,715	243,029	100.0%

出典：CEA月例報告、2014年3月。

2014年3月のCEA月例報告によると、2014年3月31日現在、インドの総発電能力の約69%は火力電源から成る。インドにおける火力発電の優位は、インドが大規模な一般炭資源を有していることによるものである。2012年インド鉱物年鑑によると、2012年4月1日現在、インドは、石炭資源及び亜炭資源をそれぞれ約2,930億トン及び190億トン有しており、2011年末時点で中国及び米国に次いで世界で3番目に大きな一般炭の生産国であった。

将来の容量追加

インド政府計画委員会によって発行された2006年8月付の総合エネルギー政策（以下「IEP」という。）報告書によると、インドは、8.0%の年間GDP成長率において、2017年度及び2022年度までに総設備容量をそれぞれ306ギガワット及び425ギガワット必要とし、ピーク時の需要がそれぞれ226ギガワット及び323ギガワットに達する可能性がある。インドが8.0%よりも高いGDP成長率を達成できる場合、需要はさらに高くなる可能性がある（出典：IEP電力専門委員会）。以下の表は、異なるGDP成長率のシナリオにおいて、2017年及び2022年までに必要となる追加の電力容量を示したものである。

	想定GDP成長率 (%)	発電需要 (BU)	ピーク時需要 (GW)	設備容量 (GW)
2017年度まで	8.0	1,524	226	306
	9.0	1,687	250	337
2022年度まで	8.0	2,118	323	425
	9.0	2,438	372	488

出典：IEP報告書、電力専門委員会。

送電及び配電

インドでは、送電及び配電のシステムは地域の送電網、州の送電網及び配電網の3層構造になっている。5つの地域の送電網は、地理的連続性を基準に構築されており、余剰電力がある州から電力不足の州への電力の移送を促進する。地域の送電網はまた、停電のメンテナンスの最適な日程設定及び発電所間のより良い連携を促進する。地域の送電網は、徐々に全国的な送電網を形成するよう統合され、かかる送電網においてはある地域の余剰電力を電力不足に直面している別の地域へ移送することができるため、国家の発電能力のより最適な利用を促進する。地域間及び州間接続送電リンクの大部分はパワー・グリッド・コーポレーション・オブ・インド・リミテッド

（Power Grid Corporation of India Limited）（以下「PGCIL」という。）により保有及び運営されるが、一部は電力庁によって共同保有されている。PGCILは、インドの中心的な送電ユーティリティであり、世界で最大の送電ネットワークの1つを有している。PGCILの開示文書によると、インドにおける総発電容量の約50%がPGCILのシステムを通じて送電されている。

PGCILは、地域の送電網を強化し発電容量増加プログラムを支援するため、統合された国家の送電網の構築に向けて段階的に動いている。既存の地域間送電容量33,950メガワット（2014年3月現在）は、2017年までに65,550メガワットに拡大される予定である。第12次5ヵ年計画において予定されている発電容量の増加に基づき、中央政府、州及び民間企業の各部門において、それぞれ約10,000億ルピー、5,500億ルピー及び2,500億ルピーの投資が検討されている（出典：第12次5ヵ年計画のための電力作業グループに関する報告書（2012年－2017年）、2012年1月）。

州の送電網及び配電網は、主にそれぞれの電力庁又は州政府（州の電力部門を通して）によって保有及び運営されている。州の配電網は、州レベルで管理されており、技術的要因及び業務上の要因による損失を合わせた高い全体損失（以下「AT&C損失」という。）によって引続き影響を受けている。2014年3月CEA月例報告によると、AT&C損失は2011年から2012年において約27%であると推定されており、これはかかるシステムに送電された電力の27%が配電中に失われていることを示唆している。高いAT&C損失の直接的な影響は電力庁の財務状態の悪化であり、これが電力庁が発電のために有意義な投資を行うこと並びに送電及び配電（以下「T&D」という。）網のアップグレードを行うことの妨げとなっている。同期間におけるインド全体のT&D損失は23.65%であった（出典：CEA月例報告、2014年3月）。

2003年インド電力法（以下「電力法」という。）の制定及び最近発表された送電事業における競争入札ガイドラインにより、独立した事業として認識されるようになった送電に対する民間投資が認められた。デリー州及びオディシャ州の配電は民営化され、配電網は現在タタ・パワー、CESCリミテッド（CESC Limited）、リライアンス・エナジー・リミテッド（Reliance Energy Limited）、トーレント・パワーAEC & SEC（Torrent Power AEC & SEC）及びノイダ・パワー・カンパニー・リミテッド（Noida Power Company Limited）等の民間電力会社並びに多数の他の配電会社により運営されている。

2014年3月CEA月例報告によると、インドでは、送電部門が第6次5ヵ年計画（1985年3月31日現在）の容量52,034サーキットキロから、現在では281,904サーキットキロへと増加した（2014年3月31日現在）。

電力取引

歴史的に、インドにおける電力の一括購入の主な供給業者及び顧客は、規制料金での買電契約によって従来から長期にわたり電力を請け負ってきた、政府によって管理されている様々な発電会社及び配電会社であった。ただし、電力マーチャント・プラントの参入及び民間部門から電力部門への投資を促進するため、電力法は、電力取引を発電及びT&D活動とは異なるものとして認識し、規範的な料金での送電網へのオープンアクセスを規定することでインドにおける電力の取引市場の開発を促進した。電力取引とは、余剰電のある供給業者から電力不足の供給業者への電力の融通を含む。発電及び需要が持つ季節的な変動、並びに資源が豊富なインド東部における発電施設の集中は、電力取引のための十分な機会を創出した。規制の整備には、州間の電力取引に関するオープンアクセス及び免許に係る規則及び規定の発表が含まれる。いくつかの事業体は、取引業務を開始又は取引免許を申請した。改革に助けられ、電力取引量及びその取引価格は、ここ数年間で急速に上昇している。下記のグラフは、表示された期間におけるインドの増加している電力取引量を示している。



出典：インド中央電力規制委員会、インドの短期電力市場に関する月次報告書、2014年3月。

インド・エネルギー取引所

インド・エネルギー取引所は、インドにおける最初の国家規模の自動・オンライン電力取引プラットフォームである。インド・エネルギー取引所は、テクノロジーを活用したプラットフォームを通じて取引を可能とすることによって、インドにおける電力取引の近代化を促進しようと努めている。2008年6月9日、インド・エネルギー取引所は、CERCより業務開始の承認を受けた。インド・エネルギー取引所は、電力市場において効率的な価格発見及び価格リスク管理を可能とするために設立された株式会社化された取引所であり、発電業者及び配電免許保有者に対してより少量での電力促進取引の売買のより多くの選択肢を提供し、参加者がポートフォリオを消費又は発電に応じて調整することを可能にしている。インド中央電力規制委員会のインドの短期電力取引に関する月次報告書

（2014年3月）によれば、インド・エネルギー取引所において取引された電力の総取引量は、2014年3月において2,281.78百万ユニットとなり、これは双務契約及び電力取引を通して行われる総短期取引の約28%である。

パワー・エクスチェンジ・インディア・リミテッド

パワー・エクスチェンジ・インディア・リミテッド（Power Exchange India Limited）は、電力取引のための完全に電子化された国家規模の取引所である。かかる取引所は、インドでトップ2つの取引所であるNSE及びナショナル・コモディティーズ&デリバティブ・エクスチェンジ・リミテッドによって助成されてきた。パワー・エクスチェンジ・インディア・リミテッドは、2008年9月30日にCEAより業務開始の法的承認を取得し、2008年10月22日に業務を開始した。CERC月次報告書（2014年3月）によれば、パワー・エクスチェンジ・インディア・リミテッドにおいて取引された電力の総取引量は、2014年3月において75百万ユニットに達し、これは双務契約及び電力取引を通して行われる総短期取引の約1%である。

(2) 当社の事業

(a) 概要

当社は、多様な経営を行っているインドの天然資源を扱う最大の会社の一つである。当社の事業は主にインドで展開されている。当社は、オーストラリア、アラブ首長国連邦、南アフリカ、ナミビア及びアイルランドにおいて事業を展開しており、また世界中に20,000人超の従業員を有している。当社は主に、亜鉛、石油及びガス、鉄鉱石、銅、アルミニウム並びに商業用電力発電事業に従事しており、また、港運営事業及びインフラ資産を開発し運営している。当社は、当社の銅、亜鉛及びアルミニウム事業に向けた当社の多様な拡張プロジェクト並びに亜鉛事業（海外）並びに石油及びガス事業の買収を通じて近年めざましい成長を遂げている。当社は、インドにおける当社の業務経験及び当社の事業展開により、比較的安い業務費用並びに豊富かつ低廉な労働力及び人材プールをもって、インドの豊富な鉱石資源から生み出される魅力的な成長機会から利益を得られることを確信している。当社はまた、インド、中国、南アフリカ及び中東における産業生産及びインフラへの投資において顕著な成長から利益を得るために好位置にいることを確信しており、金属、石油及びガス並びに電力会社として強い需要を引続き創出することを目指している。

当社は優れた唯一の一貫生産型の亜鉛製造会社で、ILZDAによると2014年度のインドの亜鉛市場の販売量では89.0%の市場シェアを有しており、4社あるアルミニウムの一次生産を行う会社のうちのひとつで、インドアルミニウム協会（以下「AAI」という。）によると2014年度のインドにおける生産量では44.0%の一次市場シェアを有している。2014年3月の石油天然ガス省の統計によれば、当社は、当社のジョイント・オペレーションのパートナーとともに、インド国内の原油生産の約28%を占めている。当社はインドに2社ある銅注文製錬会社のうちのひとつで、インド国際銅振興委員会によると2013年度の販売量の一次市場シェアの28.5%を有している。

亜鉛事業

当社の完全一貫生産型の亜鉛事業は、HZLによって所有され、運営されている。ウッド・マッケンジーによれば、HZLは、2013年において生産量が上位5社の主導的な採掘会社の一つであり、世界のすべての亜鉛採掘事業の中でその採掘費用が最も低い生産会社の上位4分の1に入っていた。さらに、ウッド・マッケンジーによれば、2013年において、HZLのランプラ・アグーチャの採掘は世界最大の亜鉛採掘生産量であり、またそのチャンドリヤに所在する湿式冶金亜鉛製錬所は、世界の生産量で見た場合に、世界で4番目に大きい製錬所である。当社はHZLの持分の64.9%を所有しており、残りの持分はインド政府（29.5%）並びに法人株主及び一般株主（5.6%）に所有されている。当社は、インド政府が所有するHZLの残存持分を取得するために第2回目のコール・オプションを行使したが、かかる行使については現在紛争中である。HZLの事業には、インド北西部に所在する5つの鉛亜鉛鉱山、1つの燐灰土鉱山、4つの湿式冶金亜鉛製錬所、2つの鉛製錬所、1つの鉛亜鉛製錬所、7つの硫酸工場及び9つの自社発電所、並びにインド北部ウッタラカンド州のハリドワールに所在する亜鉛の加工及び精錬施設、パントナガールの亜鉛及び鉛並びに銀の加工及び精錬施設が含まれる。HZL鉱山は、その濃縮物需要ほとんどすべてを供給し、また亜鉛及び鉛の余剰濃縮物を輸出している。

当社の亜鉛事業は以下で構成されている。

- (1) ナミビアにスコープION鉱山及び製錬所を有するスコープIONの持分の100.0%
- (2) 南アフリカのブラック・マウンテン鉱山及びガムスベルグ計画を含むブラック・マウンテン・マイニングの持分の74.0%
- (3) アイルランドにリシェン鉱山を有するリシェンの持分の100.0%

石油及びガス事業

当社の石油及びガス事業は、主にケアン・インディア及びその子会社によって所有及び運営されている。2014年3月現在の石油天然ガス省の統計によれば、当社はインド国内の原油生産に著しく貢献しており、国内生産の約28%に貢献している。当社は、9つの生産及び探鉱鉱区を持つ多様な資産基盤を有している。

鉄鉱石事業

当社は、インド鉱物産業協会によれば、ゴア州及びカルナータカ州における鉄鉱石の採掘活動が一時的な停止まで、2003年より輸出量においてインドで民間における最大の鉄鉱石の輸出業者である。当社は、鉄鉱石の探鉱、採掘及び精錬に従事している。2014年3月31日現在、当社は、インドにおいて平均品位46.0%の鉄鉱石369.9百万トンからなる埋蔵量を所有し、又はこれに対する権限を保有していた。さらに当社は、銑鉄及び冶金コークスを製造し、また、ゴア州において各30メガワットの廃熱回収プラント2機を操業している。

当社の採掘事業は、ゴア州及びカルナータカ州において行われているが、鉱山業者による環境その他の違反の申立てを理由に、いずれも現在の採掘活動が停止されており、2011年8月以来、当社の鉄鉱石の生産に悪影響を及ぼしている。ゴア州政府による新たな採掘方針の発表と、探鉱権の更新が行われるまで、2012年9月11日以来、ゴア州における当社の採掘作業は引続き停止中であるが、カルナータカ州における当社の採掘事業は、必要な法定手続の取得後、2013年12月29日より再開した。当社は、カルナータカ州政府の第1次森林許可及びMoEFより受領した一時的な運転許可に基づきカルナータカ州での営業を再開したが、かかる一時的な運転許可は、2014年7月31日に失効した。当社は、現在カルナータカ州政府の第2次森林許可及びMoEFによる当社の運転を開始する最終的な許可を待っている。

当社はまた、ウェスタン・クラスターよりリベリアの鉄鉱石プロジェクトを取得しており、現在探鉱前の段階にあり、ボミヒルズ、ベアマウンテン及びマノリバー鉱床からなる。このうちボミヒルズは、当社の合計埋蔵量が平均品位46.0%の370百万トンであるのに対し、平均品位35.1%の推定172百万トンの鉄鉱石埋蔵量を有している。

銅事業

当社の銅事業は主として注文製錬の一種である。当社の資産は、インド南部のトゥティコリンに所在する製錬所、精錬所、リン酸工場、硫酸工場、銅棒工場及び3つの自社発電所、インド西部に所在する精錬所及び2つの銅棒工場並びにUAEのフジャイラに所在する金及び銀を生産する貴金属精錬所、金陽極工場及び銅棒工場を含む。ウッド・マッケンジーによれば、当社のトゥティコリン製錬所は2012年度の生産量では世界で上位の一社であった。当社は、当社の銅精鉱の所要量の数パーセントを供給するオーストラリアのタスマニア州のマウントライエル銅山を所有している。マウントライエル鉱山での営業は、土砂崩れ事件の後、2014年1月より一時停止している。その後、マウントライエル銅山での営業は、2014年6月の通気孔への落盤事件の後、2014年7月9日より保護及び維持管理下に置かれている。

アルミニウム事業

当社のアルミニウム事業は、チャッティースガル州及びオディシャ州に基盤を有している。当社は、チャッティースガル州での事業を当社が51.0%の持分を有し、残りの持分をインド政府が保有しているBALCOを通じて運営している。AAIによれば、BALCOはインドに4社あるアルミニウムの一次生産を行う会社のうちの一つであり、2014年度には生産量において19.0%の一次市場シェアを有していた。当社は、インド政府が所有する残りの持分49.0%を買収するためのオプションを行使したが、現在紛争中である。BALCOの事業には、インド中央部に所在する2つのボーキサイト鉱山、2つの自社発電所並びに精錬、製錬及び精製所が含まれる。BALCOの事業は、アルミニウム製錬工程に多量の電力を必要とすることから、アルミニウム製錬における最大のコスト要因である電力を比較的費用効率良く利用可能であることによる恩恵を受けている。これは、BALCOが大量のエネルギーを要するアルミニウム製造会社であることに大いに起因している。BALCOは、2007年11月、自社発電所で使用するための211.0百万トン分の石炭鉱区の割当てを受けた。BALCOはまた、年間325,000トンの生産能力を有するアルミニウム製錬所を設営中であり、2014年度にかかる製錬所の最初のメタル・タッピングを達成した。BALCOはまた、チャッティースガル州に、1,200メガワットの発電施設（それぞれが300メガワットのユニット4つで構成される。）を建設中であり、現在営業開始に関する関係当局からの承認を待っている。

オディシャ州における当社のアルミニウム事業は、組織再編取引により、現在はセサ・スターライトに統合されたヴェダント・アルミニウムを通じて運営されていた。その事業には、付随する75メガワットの自社の石炭発電所を有する年間1.0百万トンの生産能力を有するランジガルのアルミナ精錬所及び付随する1,215メガワットの自社の石炭発電所（それぞれが135メガワットのユニット9つで構成される。）を有する年間0.5百万トンの生産能力を有するジャルスグダのアルミニウム製錬所を含む。ランジガルのアルミナ精錬所は2010年3月に操業を開始した。年間0.5百万トンの生産能力を有するジャルスグダにおける新規の製錬所プロジェクトは、それぞれ年間250,000トンの能力が配備される2つの段階を踏んで実施された。第1段階は、2009年11月30日に完了し、第2段階は2010年3月1日に完了した。当社はまた現在、年間1.25百万トンの能力を有する製錬所をジャルスグダに建設中である。かかる製錬所の最初のラインからの50ポットは、2015年度中に稼動する予定である。

2010年3月11日、ヴェダント・アルミニウムは、アライド・ポート・サービス・プライベート・リミテッド（Allied Port Services Private Limited）（以下「APSPL」という。）の100.0%の持分を取得した。APSPLは、マドラス高等裁判所に承認された合併に従い、2011年4月1日付でヴェダント・アルミニウムに吸収合併された。

電力事業

当社は、インド全土にわたって様々な発電所を運営している。当社の電力事業は、オディシャ州にある2,400メガワットの火力発電所、チャッティースガル州にある270メガワットの火力発電所、インド全土にある274メガワットの風力発電所、タミル・ナードゥ州にある106.5メガワットの火力発電所及びパンジャブ州に今後建設される1,980メガワットの火力発電所により構成される。

当社は、組織再編取引により、現在はセサ・スターライトに統合されたスターライト・エナジーを通じてジャルスグダに2,400メガワットの石炭火力発電所（それぞれが600メガワットのユニット4つで構成される。）を運営していた。2006年9月、スターライト・エナジーは、オリッサ州政府に指名されたグリッド・コーポレーション・オブ・オリッサ・リミテッド（以下「グリッド」という。）とPPAを締結した。PPAは、2009年8月に修正され、それに従って、グリッドは、約561メガワットに相当する発電所の設備容量の25%を上限として購入する権利を付与された（予備消費量の調整後）。

スターライト・エナジーは、2008年7月、インドのパンジャブ州タルワンディ・サボにおいて、1,980メガワット（それぞれが660メガワットのユニット3つで構成される。）の生産能力を有する石炭火力商業発電所を建設するプロジェクトの権利を国際的な入札において落札し、これを取得した。発電所は、スターライト・エナジーの完全子会社であるTSPLにより建設される予定である。最初の660メガワットのユニットのボイラーの点火は、同期の後、2014年度に達成された。当社の電力事業には、HZLから委託された274メガワットの風力発電所、BALCOのコルバの施設にある270メガワットの発電所（コルバにおける年間100,000トンの生産能力を有するアルミニウム製錬所が2009年6月5日に閉鎖されるまでは、自社発電所であった。）及びインド南部のメットゥル・ダムにある106.5メガワットのMALCOの発電所も含まれる。

(b) 鉱石埋蔵量の表示に関する原則

報告された金属埋蔵量は、大洋州鉱業冶金学会、豪州地球科学学会及び豪州鉱業協会が合同で設置した鉱石埋蔵量合同委員会によって作成された鉱物資源量及び鉱石埋蔵量の報告に関する大洋州規定（2004年版）（以下「JORC規定」という。）に従って報告された場合には「鉱石埋蔵量」、南アフリカにおける炭鉱業績、鉱物資源量及び鉱物埋蔵量の一般向け報告のための最低基準、勧告及びガイドラインを規定した、南アフリカ資源量埋蔵量委員会規定に従って報告された場合「鉱物埋蔵量」と定義される。意味及び定義は同じである。便宜のため、当社は、「鉱石埋蔵量」の表現を基本的に使う。業績は、米国証券取引所又はSECの産業指針7に遵守して報告されている。

報告された各鉱山の鉱石埋蔵量は、当社の地質学者及びエンジニアらによる地理学データ及び一連の技術的経済的研究の体系的評価によって、導き出される。

- ・ HZLのランプラ・アグーチャ、ラジプラ・ダリバ、シンデサル・クルド、ザワル及びカヤド鉱山の鉱石埋蔵量は、2014年3月31日現在SRKコンサルティング（UK）リミテッドにより精査された。
- ・ スコーピオンのスコーピオン鉱山の鉱石埋蔵量は、2014年3月31日現在アックス・バレー・マイニング・コンサルタンツ・エルティーディー（Axe Valley Mining Consultants Ltd）により精査された。
- ・ ブラック・マウンテン・マイニングのブラック・マウンテン鉱山の鉱石埋蔵量は、2014年3月31日現在の管理推定から導き出された。

- ・ リシェン鉱山の鉱石埋蔵量は、2014年3月31日現在の管理推定から導き出された。
- ・ ケアン・インディアが運営する鉱区の石油、コンデンセート及び販売用ガスの確定埋蔵量は、2014年3月31日現在デゴイラー・アンド・マックナウトン（DeGolyer and MacNaughton）（以下「D&M」という。）により精査された。
- ・ インドにおける当社の鉄鉱石鉱山の鉱石埋蔵量は、2014年3月31日現在の管理推定から導き出された。
- ・ リベリアにおける当社の鉄鉱石鉱山の鉱石埋蔵量は、2014年4月6日現在、アール・ピー・エー・リンク（RPA Inc.）により監査された。
- ・ CMTの銅鉱山の鉱石埋蔵量は、2014年3月31日現在の管理推定から導き出された。
- ・ BALCOのマインパット及びボダイ・ダルダリボーキサイト鉱山の鉱石埋蔵量は、2014年3月31日現在のジェオ・ソリューションズ・プライベート・リミテッド（Geo Solutions Private Limited）により精査された。

「鉱石埋蔵量」とは、経済的に採掘可能な部分である。物質が採掘される際に発生する可能性がある混入物質及び逸失分を含み、また適切な査定及び調査が行われ、現実的に仮定された採掘上、冶金学上、経済上、マーケティング上、法律上、環境上、社会上及び政治上の要素の検討及び当該要素による変動を含むものである。かかる査定は、報告時点において、採掘が合理的に正当化され得ることを示す。鉱石埋蔵量は、精度の低い方から順に、推定鉱石埋蔵量及び確定鉱石埋蔵量に細分されている。

鉱石埋蔵量に加えて、当社は、当社の既存事業に追加し又は拡張して、さらに鉱床を発見した。当該鉱床は、現在探鉱及び評価の途中である。

(c) 当社のインドにおける亜鉛事業

概要

当社のインドにおける亜鉛事業は、HZLにより所有及び運営されている。HZLの完全一貫生産型の亜鉛事業には、ラジャスタン州のチャンデリヤ、ダリバ、デバリ及びザワルの当社施設に所在の5つの鉛亜鉛鉱山、1つの燐灰土鉱山、4つの湿式冶金亜鉛製錬所、2つの鉛製錬所、1つの高温冶金方式の鉛亜鉛製錬所、7つの硫酸工場及び9つの自社発電所並びにインド北部ウッタラカンド州のハリドワールに所在する亜鉛の加工及び精錬施設、パントナガールに所在する亜鉛及び鉛の加工及び精錬施設並びに銀の精錬所が含まれる。HZLは、同社の精鉱需要のすべてを自社の鉱山より調達し、さら余剰の亜鉛精鉱及び鉛精鉱を輸出している。

当社がHZLの持分を最初に取得したのは2002年4月であり、これ以降、当社は拡張並びに操業効率の改善及び設備費用の削減により、HZLの業績を飛躍的に向上させた。HZLは、以下の事項によりさらに業績を向上させた。

- ⑥① チャンデリヤで2005年5月及び2007年12月に操業を開始し、2008年4月に付随する自社発電所とともに拡張した、それぞれ年間210,000トンの生産能力を有する2ヶ所の湿式冶金亜鉛製錬所から調達可能となった低コストの生産物の利用
- ⑥① 2010年3月に操業を開始したラジプラ・ダリバの複合製錬所における年間210,000トンの生産能力を有する湿式冶金亜鉛製錬所のうちの1ヶ所、また2011年7月に操業を開始したラジプラ・ダリバ複合鉱山における年間100,000トンの鉛製錬所からも調達可能となった低コストの生産物の利用
- ・ 亜鉛の合計製錬能力の増強
- ・ パントナガールに、年間350トンの生産能力を有する新しい銀精錬所を稼働させ、引続き生産能力を年間518トンまで増加させること
- ⑥① 鉛精鉱の取得コストを削減するため、ランプラ・アグーチャ鉱山から供給される精鉱の比率をその他の鉱山と比べて増やすこと。HZLは、一貫して鉱山及び濃縮機の実産能力を拡大し、坑内掘りの技術を適用することにより、かかる鉱山からの精鉱を高いシェアで維持し続けることができた。
- ⑥① 2011年に、シンデサル・クルド鉱山に、年間1.5百万トンの生産能力を有する濃縮機を稼働させ、2012年度に年間2.0百万トンの容量を増加させること
- ⑥① 2013年度よりカヤド鉱山の鉄鉱石の採掘を開始したこと
- ⑥① 2013年4月よりダリバの施設（付随する年間306,000トンの硫酸工場とともに）において新たな焙焼炉を稼働させたこと
- ⑥① 既存業務において操業効率を改善する推進計画を継続すること

⑥ 州の発電グリッドへの依拠より現地の自社発電所の建物による電力コストの削減

⑥ 希望退職制度の活用を含む従業員規模の縮小

⑥ 生産性の向上及び既存技術の改良

HZLは、ラジャスタン州政府に対して鉛亜鉛鉱の採鉱に基づいて採掘料を支払っている。2009年8月13日より、かかる採掘料率は、産出された精鉱に含まれる金属亜鉛についてはロンドン金属取引所における金属亜鉛の価格の6.6%から8.4%へと増加し、産出された精鉱に含まれる金属鉛についてはロンドン金属取引所における金属鉛の価格の5.0%から12.7%へと増加した。当社が支払う採掘料は変更されることがある。銀については、HZLは、生産された銀金属にチャージできるロンドン地金市場協会における銀価格の7%のロイヤルティを払っている。「一第3-4 事業等のリスク-(2) 当社が属する業界に関するリスク-(d) 関税率、採掘料、租税制度、関税制度、輸出税制度及び政府支援の変更により、インドの国内市場での割増価格が減少し、その結果当社の収益性及び業績が悪影響を被る可能性がある。」を参照のこと。当社の所有するHZLの株式の持株比率は64.9%であり、残りはインド政府が29.5%、法人株主及び一般株主が5.6%所有している。

当社は、2009年7月21日付書簡により、インド政府が所有する残りのHZL持分を取得するために第2回目のコール・オプションを行使したが、かかる行使については現在紛争中である。「一(1) HZL及びBALCOに係る持分を増加するオプション-HZL株式に係るコール・オプション」を参照のこと。

主要製品

亜鉛

当社は、国際標準品質等級(international standard grades)による3等級すべて、すなわちスペシャル・ハイ・グレード(SHG-99.994%)、ハイ・グレード(HG-99.95%)及びプライム・ウェスタン(PW-98.0%)の亜鉛インゴットを生産及び販売している。当社は、亜鉛インゴットの大部分を、鉄鋼の耐久性を高める目的の鉄鋼の亜鉛メッキのため、インドの鉄鋼メーカーに販売している。当社の亜鉛の一部は、合金、乾電池、金型鑄造及び化学の各メーカーにも販売されている。

鉛

当社は、純度99.99%の鉛インゴットを主としてバッテリー・メーカー向け、またごく一部は化学メーカー向けに生産及び販売している。

副産物

硫酸

硫酸は、当社の亜鉛製錬事業及び鉛製錬事業における副産物である。当社は、硫酸を肥料メーカー及びその他の産業向けに販売している。

銀

銀は、当社の鉛製錬事業における副産物である。当社は、銀インゴットを主として工業的用途の銀の使用者及び流通業者向けに生産及び販売している。

鉛亜鉛鉱山

HZLは通常事業に必要な鉛亜鉛鉱石すべてについて、インド西北部のランプラ・アグーチャの露天掘り及び坑内掘り鉱山並びにザワル及びラジプラ・ダリバ、シンデサル・クルド及びバヤドの坑内掘り鉱山から供給を受けている。2014年度において、亜鉛及び鉛の生産のそれぞれ0.8%及び9.3%は、源精鉱によった。鉱山から掘り出された鉛亜鉛鉱石は、構内選鉱所及び選鉱工場に運ばれ、ここで処理されて亜鉛精鉱及び鉛精鉱となる。ランプラ・アグーチャ鉱山は、鉱石の鉱物特性が優れているため、金属回収率が高く、2014年度のHZLの亜鉛及び鉛精鉱生産による金属採掘量合計において82.1%を占めた。ザワル鉱山、ラジプラ・ダリバ鉱山及びシンデサル・クルド鉱山については、それぞれ4.6%、3.6%及び9.7%であった。亜鉛精鉱及び鉛精鉱は、トラックで近隣のチャンデリヤ製錬所、ダリバ製錬所及びデバリ製錬所へ輸送される。2014年度中、HZLは、亜鉛精鉱及び鉛精鉱を自社鉱山から第三者の製錬所に売却しなかった。

当社が現在ランプラ・アグーチャ鉱山、ザワル鉱山、シンデサル・クルド鉱山及びラジプラ・ダリバ及びカヤド鉱山に関してインド鉱山事務所（以下「IBM」という。）から受けている認可によれば、2014年度の当社の各鉱山からの鉛亜鉛鉱石採掘量は、それぞれ年間約6.15百万トン、1.5百万トン、2.0百万トン、0.9百万トン及び0.35百万トンに制限されている。

亜鉛製錬所

HZLは、湿式冶金方式及び高温冶金方式の2種類の亜鉛製錬所を擁している。HZLの製錬所のうち4ヶ所は湿式冶金方式であり、1ヶ所は高温冶金方式である。バイザックにある湿式冶金精錬所は、2014年度に稼働を停止した。

湿式冶金製錬工程は、焙焼、洗脱及び電解採取（以下「RLE」という。）の工程である。亜鉛精鉱は、まず焙焼機において酸化され、発生した気体が浄化され硫酸工場に送られる。焙焼機からの主要産出物は、煅焼物と呼ばれるが、これが洗脱工場に送られて硫酸亜鉛液が生成され、ついで冷式／熱式精製工程を経て、精製硫酸亜鉛液が生成される。精製硫酸亜鉛液はさらに電気分解工程を経て亜鉛カソードが生成される。最後に、亜鉛カソードが溶解され、鑄造されて亜鉛インゴットとなる。

高温冶金製錬ではインペリアル製錬工程（以下「ISPTM」という。）が採用されている。同工程においては、最初に焼結が行われ、ここにおいて鉛精鉱及び亜鉛精鉱並びに溶剤から成る混合物が焼結機中を通過し、硫黄が除去される。焼結において発生する気体は、硫酸工場に送られる。脱硫された焼結機からの産出物は、砕いて小さくされてから、インペリアル製錬炉（以下「ISF」という。）に投入され、ここで予め加熱された冶金コークス及び空気とともに製錬される。製錬工程において、溶融鉛がISFの底に滴り落ち、亜鉛は蒸気として上方に向かう。この蒸気は濃縮機に送られ、同装置において融解鉛に再吸収される。融解鉛は冷却されて亜鉛が分離され、亜鉛は二重蒸留液化工程を経て残留鉛が除去され、純粋な亜鉛金属が生産され、インゴットに鑄造される。かかる工程を経て除去された鉛は、高温冶金鉛製錬所に送られる。この工程において、副産物として銀もまた生成される。

鉛製錬所

HZLは、チャンデリヤ及びダリバにおいて、2つの鉛製錬所を擁する。チャンデリヤの製錬所はオースメルト（AusmeltTM）技術を採用しており、その他のダリバにおける製錬所は、シュイコウシャン製錬技術（SKS）酸素底吹き技術を利用している。チャンデリヤにも、高温冶金ISFTM工程を採用している鉛亜鉛製錬所がある。

ダリバにあるHZLの鉛製錬所は、SKS酸素底吹き技術に基づいたものであり、鉛精鉱は溶剤とともにSKS炉で直接製錬される。SKS炉は、鉛塊及びスラグを生成する。SKS炉のスラグは、高炉で精錬され、塊を生成する。これらの過程で生成された鉛塊は、高純度で電解品位の鉛インゴットを生産するために、鉛精製工場において処理される。高炉で生成されたスラグは、酸化亜鉛末を生産するためにフューミングされる。二酸化硫黄を含む排気は、硫酸工場で浄化及び処理される。

チャンデリヤにあるHZLの鉛工場は、トップ・サブマージド・ランス（Top Submerged Lance）技術に基づいたものであり、鉛精鉱は直接、豎型炉において溶剤とともに製錬される。この工程で生成した鉛塊は、鉛精製工場において処理され、高純度の鉛インゴットが生産される。排気は二酸化硫黄を含むが、硫酸工場で浄化及び処理される。

取引先への配送

亜鉛、鉛及び銀インゴット並びに副産物の硫酸は、インド国内の取引先にトラックで輸送される。亜鉛インゴットは、輸出のためにも出荷される。

主要施設

概要

以下の地図は、ラジャスタン州におけるHZLの施設の所在を示したものである。



鉱山

ランプラ・アグーチャ鉱山

ランプラ・アグーチャ鉛亜鉛鉱山は、インド北西部ラジャスタン州北西部のグラプラ付近にある。

同鉱山は、鉱石の鉱物特性が優れているため、金属回収率が高く、また鉱山から抽出される亜鉛精鉱の生産総コストが低くなる。採鉱及び加工施設は最新式であり、整備状態は良好である。

ウッド・マッケンジーによれば、ランプラ・アグーチャ鉱山は、2013年の生産量基準で世界で最大の亜鉛鉱山であった。先カンブリア期のマンガルワル複合帯の片麻岩及び片岩の内部にある堆積層中の亜鉛鉱床である。主たる鉱体は、長さが1.5キロメートル、幅は5メートルから120メートルで平均約58メートルである。この鉱体の南端は鋭く、急角度で傾斜しているが、北端は薄い鉱化帯を特徴とする。品位は深度にかかわらず比較的一定である。この鉱体は閃亜鉛鉱及び方鉛鉱から成るが、局所的に黄鉄鉱、硫砒鉄鉱、磁硫鉄鉱及び安四面銅鉱 - 砒四面銅鉱の集結がある。

鉱体は露天掘り方式及び地下方式で採掘される。鉱山及び選鉱施設の生産能力は、追加の採鉱設備の購入、トラック輸送手段の改善、工場の操業効率の向上、並びに新しい半自生、ミル及びボールミル粉碎回路の設置により、2003年から2010年の間に鉱山については年間2.4百万トンから年間6.2百万トン、ミルについては年間6.5百万トンに増強された。

ランプラ・アグーチャにおける採鉱は、221トン・トラック及び34立方メートル掘削機を使用し、単純に掘削破碎及び積込運搬を連続して行うものである。鉱石は一次粉碎機に輸送され、廃石は廃石集積場に廃棄される。採鉱設備は自社操業用に所有されている。加工施設は、破碎、粉碎及び分別を行う伝統的な鉛亜鉛浮遊選鉱工場である。露天掘りされた鉱石は連続した3次の破碎回路を経て破碎され、その後4つの工程（1回のロッドミルボール及びこの他3回の閉回路のSAGミルボール）を経て粉碎される。粉碎済鉱石は、粗選、清掃浮遊選鉱及び3段階の洗浄を含む鉛浮遊選鉱回路に送られる。鉛精鉱は、濃縮及びろ過された後貯蔵され、チャンデリヤ鉛製錬所及びダリバ鉛製錬所に輸送される。鉛浮遊選鉱後の尾鉱は、粗選、清掃浮遊選鉱及び4段階の洗浄から成る亜鉛浮遊選鉱に進む。亜鉛精鉱は、濃縮及びろ過された後、貯蔵及びHZLの他の亜鉛製錬所に輸送される。亜鉛浮遊選鉱後の尾鉱は、濃縮された後、鉱滓ダムに送られ処分される。

2004年に、ランプラ・アグーチャで始まった採鉱により、鉱山の埋蔵量が著しく増加した。鉱化資源を埋蔵量に転換し、鉱体の境界をより明確にし、鉱化資源をさらに増やし、露天掘り鉱山を再最適化し、地下鉱山の開発プロジェクトに着工するための238本、約113,552メートルという大規模なボーリング・プログラムの結果、埋蔵量は、減耗控除後、2014年3月31日現在で57.5百万トンであり、平均品位は亜鉛が13.7%、鉛が1.8%及び銀が58百万分率であった。推定埋蔵量を算定するためのボーリングは100メートル間隔であるが、確定埋蔵量を決定するためのボーリングは、約50メートル間隔とした。HZLは、1991年に鉱山において生産を開始した。以来、約64.8百万トンの鉱石が露天掘り鉱山から採掘されており、鉱石品位は亜鉛12.7%及び鉛1.9%であった。鉱化資源は、現時点までに地下1,190メートルまで拡張した。また、HZLは確定鉱化資源域の深部及びその範囲の先に追加の鉱化帯が存在すると考えており、かかる深部の鉱化帯の存在可能性を評価するため、探査ボーリングが続けられている。2014年3月31日現在、HZLは(i)埋蔵量並びに(ii)現在の生産量及び鉱山寿命計画に基づいて決定された予想生産量に基づいた場合、ランプラ・アグーチャの残存鉱山寿命を、15年と見積もっている。

2014年度においては、亜鉛含有率12.4%及び鉛含有率1.7%の5.80百万トンの鉱石がランプラ・アグーチャ鉱山から採掘され、ここから亜鉛含有率51.5%の亜鉛精鉱1.27百万トン及び鉛含有率60.3%の鉛精鉱94,434トンが生産された。約71.75百万トンの廃石が除去され、剥土比は採掘された鉱石1トン当たり13.09トンの廃石となった。年間5百万トンから6.15百万トンへの鉱山の拡張は2010年に達成し、剥土率に顕著な増加が表れ、結果として立坑に規模的变化が生じて、鉱山の最大深は372メートルまで増加した。ランプラ・アグーチャ鉱山は、剥土率を最適化するためのいくつかの措置を開始した。2014年度において、亜鉛の約90.7%が亜鉛精鉱において回収され、鉛の59.0%及び銀の63.2%が採掘された鉱石に含まれる金属から回収された。予想される約65.7百万トンの表土の除去及び4.2百万トンの露天掘りされた鉱石の生産に鑑みて、剥土比は、2015年度には約15.7トンに増加することが予想されている。ランプラ・アグーチャ鉱山は、剥土比の最適化に向けた複数の取組みを開始している。当社は、2015年度において、坑内掘り鉱山から1.0百万トンの開発上鉱石を生産する見込みである。

2014年度において、ランプラ・アグーチャ鉱山から第三者に売却された亜鉛又は鉛精鉱はなかった。

2014年3月31日現在、ランプラ・アグーチャ鉱山の固定資産及び採鉱設備（ランプラ・アグーチャの地下採鉱及びバヤド鉱山に関連する資産を含む。）の総帳簿価額は、38,402百万ルピーであった。

電力は、主にチャンドリヤにある発電容量234メガワットの自社発電所、ダリバにある発電容量160メガワットの自社発電所、ダワルにある発電容量80メガワットの自社発電所から供給され、構内にはバックアップの発電容量5メガワットの発電機が2機ある。構内への水はパナス川の放射状集水井から57キロメートルをポンプ供給される。集水許可が付与されており、これにより年間約6百万トンの採鉱に十分な水が供給される。

ラジプラ・ダリバ鉱山

ラジプラ・ダリバは、中規模の坑内掘り鉛亜鉛鉱山及び加工施設であり、北西インドのラジャスタン州ラジサマンド地区ウダイプルにある。

ラジプラ・ダリバの鉱石は、北部、南部及び東部のレンズ状鉱床に見出され、典型的なものの厚さは15メートル乃至50メートルであり、層位は整合的で、東方向に約65度傾斜している。これらレンズ状鉱床の走向の長さは、500メートルから900メートルである。これらは南北軸を持つ背斜構造（西方向に倒れかかり、東方向に鋭く傾斜している。）の内部にある。鉛亜鉛鉱化体はケイ化苦灰石及び黒鉛雲母片岩の中に存在する。主たる鉱石鉱物は方鉛鉱及び閃亜鉛鉱であり、少量の黄鉄鉱、磁硫鉄鉱及び含銀安四面銅鉱 - 砒四面銅鉱を伴う。2014年3月31日現在のラジプラ・ダリバ鉱山の確定埋蔵量及び推定埋蔵量は、減耗控除後、10.0百万トンとなり、品位は亜鉛が6.4%、鉛が1.6%及び銀が58百万分率であった。

ラジプラ・ダリバの採鉱は1983年に開始され、垂直クレータ後退式技術及び発破孔開削法を用いて行われており、採鉱の終了した坑内採掘場は、セメント固化された分類粉碎尾鉱により埋め戻される。一部の区域では、地盤状態が斜面の安定性及びずり混入において悪影響を及ぼす。こうした地盤状態は、剪断帯の黒鉛の脆弱性及び上方に隣接する酸化帯に由来する酸性地下水の滲出による角礫化苦灰石の分解が相まって形成されたものである。HZLのラジプラ・ダリバの採掘許可は2030年5月まで有効である。鉱山には2本の深さ約600メートルの垂直立坑により降りていく。主たる立坑は、直径6メートルで、補助の立坑は、直径4.5メートルである。主たる立坑は、年間1.0百万トンの鉱石を引き上げられる容量であり、現代的な多重綱ケーベ巻上機が敷設されている。人員及び物資はすべてケーベ巻上機で稼動する大きな平衡重り付きケージに乗せて巻き上げる。地上インフラには、換気扇、コ

ンプレッサー及び鉱石積込施設が含まれる。2013年9月には、鉱石生産を増加するため、地上を2.2キロメートル下げる作業が行われた。

鉱石は坑内で砕かれ、地上に引き上げられる。その後再び砕かれ、粉碎されてから、粗選、清掃浮遊選鉱及び3段階の洗浄を含む鉛浮遊選鉱工程を経る。同鉱山には、最終精鉱における黒鉛含有率を必要に応じて低減させるため、鉛の粗選精鉱を比重分離装置に導く設備を有する。鉛浮遊選鉱の尾鉱は、亜鉛浮遊選鉱工程に送られる。この施設では、最終精鉱におけるシリカ含有率を必要に応じて低減させるため、亜鉛の粗選精鉱をコラム浮選槽に導くことができる。亜鉛浮遊選鉱の尾鉱は、埋め戻し加工場に送られ、ここで遠心力集塵装置にかけられ、そのアンダーフローは中間貯蔵庫に送られて、ここで坑内充填に使用する準備としてセメントが加えられる。遠心集塵のオーバーフローは濃縮により水分を回収してから、鉱滓ダムで処分される。最終鉛精鉱及び亜鉛精鉱は、HZLの製錬所に発送される前に濃縮、ろ過及び貯蔵される。

採鉱のための電力の大部分は、ダリバにあるHZLの発電容量160メガワットの自社発電所及び州の所有する事業体との契約により供給される。水は、マトリ・クンディア・ダム (Matri Kundia Dam) から22キロメートルのパイプラインを通じて、また地下から供給される。これまで、水の供給が不安定であり、トラックの配送により補完的に供給を受ける必要があった。

ラジプラ・ダリバ鉱山の固定資産及び採鉱設備の総帳簿価額は、2014年3月31日現在、約3,852百万ルピーである。

2014年3月31日現在、HZLは、(i)埋蔵量並びに(ii)現在の生産量及び鉱山寿命計画に基づいて決定された予想される生産量に基づいた場合、ラジプラ・ダリバの残存鉱山寿命を、約9年と見積もっている。さらに、新規の資源を確認する採鉱プログラムも進行中であり、新規の資源が埋蔵量として格上げされる可能性があり、かかるプログラムでは、これまでも今後も、毎年の採鉱による減耗を控除後の埋蔵量残高を維持することに重点が置かれている。推定埋蔵量のためのボーリングの間隔は60メートル未満であるが、確定埋蔵量のためのボーリング間隔は、約30メートルである。

個別の坑内採掘場それぞれの平均品位は、内部廃滓及びずり混入についての標準変数並びに（鉛亜鉛の鉱化体は、一般に著しい自然接触を有するにもかかわらず）鉛亜鉛一体で3.0%という地質学的カットオフ品位を用いて定められた。10.0%の採掘ロス因子、地盤状態に応じた12.0%乃至20.0%の希釈因子適用することにより、事例に即した量的及び質的な調整が行われた。かかる変数は、過去の生産実績による調整に基づいている。品位の平均値がかかる経済的カットオフ品位に満たない坑内採掘場は、埋蔵量の推定において除外した。最終的な推定埋蔵量は、品位の平均値が経済的カットオフ限界値を上回る坑内採掘場の合計である。すべての坑内採掘場へは既存のインフラを使って行くことができ、また鉱滓ダムは十分な容量があるため、設備投資は採掘機器の交換に限られ、したがって、カットオフ品位に悪影響を及ぼさないと判断された。

2014年度において、ラジプラ・タリバ鉱山から第三者に売却された亜鉛精鉱又は鉛精鉱はなかった。2014年度においては、亜鉛含有率5.3%の及び鉛含有率1.3%の610,242トンの鉱石がラジプラ・ダリバ鉱山で採掘され、ここから亜鉛含有率50.7%の亜鉛精鉱52,212トン、鉛含有率43.3%及び1トン当たり1,839グラムの銀を含有する鉛精鉱12,241トンが生産され、そのうち亜鉛の82.8%は亜鉛精鉱から回収され、鉛の67.7%及び銀の71.3%が回収された。2014年度には、バルク精鉱は生産されなかった。

シンデサル・クルド鉱山

ラジプラ・ダリバの採鉱事業に最も新しく加わったのが、1992年から1995年にかけて採鉱が行われたシンデサル・クルドの大規模な坑内掘り鉱床である。鉱石生産は2006年4月にシンデサル・クルド鉱山で開始され、HZLの採掘許可は、2029年まで有効である。

シンデサル・クルド鉱山はラジプラ・ダリバ鉱山に位置している。この鉱山には、ラジプラ・ダリバより舗装道路を経由して接近できる。

シンデサル・クルドの鉱床は、厚さ最大50メートルのレンズ状鉱床から成り、この鉱床は、豊富な苦灰石を含む鉱石の貫入及び雲母片岩における低品位の鉱化作用により、相当複雑な形状及び内部の品位分布をなしている。さらに、分離する幅の狭い「小規模」のレンズ状鉱床が主要なレンズ状鉱床に平行して、様々な場所及び異なる深さの至る所に分布しており、通常、補助レンズ状鉱床に分類される。鉱物を形成する主要な鉱石は、閃亜鉛鉱及び方鉛鉱であり、鉱物を形成する岩石は、方解石、苦灰石、石英、雲母、ガーネット及び透角閃石である。鉱化作用

は、層準規制型（変形型苦灰石中に生じた。）であり、構造的にコントロールされている（2次断層の端部の亀裂が集中した可能性がある。）。鉍化作用は、堆積鉍床又はSEDEXに由来すると説明されている。

鉍化体は、走向に沿って約2.5キロメートル、垂直方向1.1キロメートルにわたって伸びている。鉍山地域は、西方向に鋭く傾斜しているが、南方向の下層部分で傾斜は東方向に変化している。現在の「鉍区」は、走向に沿って900メートル、垂直方向に360メートルにわたり伸びている。

鉍床には地表から深度約1,100メートルまでボーリングが行われ、鉍体は垂直方向に伸びる1,100メートルの走向に沿って約2キロメートルにわたって伸びている。現在の鉍区の南側に伸びる埋蔵金属の深さは、まだ定かではないが、鉍区の下で北側に向かって伸びる区域のみは、狭く品位が低から中程度の鉍化体が横切っている。

2005年3月以降、鉍体の規模を拡張することを目的としたボーリング・プログラムにより、シンデサル・クルド南部の探査が継続中である。採鉍が終了する予定の坑内採掘場が、最大の回収率を引き出し、採掘ロスが低減されるよう、埋蔵状況の改善を目的とした地下からの継続的な探査プログラムも進行中である。ボーリングの間隔は、確定埋蔵量で12.5メートルから25メートル、推定埋蔵量の場合は25メートルから50メートル未満であった。2014年3月31日までに、合計210本、地下13,139メートルに及ぶ掘削穴のボーリングが完了し、2014年3月31日までに、37,339メートルの地下探鉍ボーリングが完了した。

JORCの埋蔵量及び資源に関する報告書によれば、2014年3月31日現在のシンデサル・クルド鉍山の確定及び推定埋蔵量は、20.4百万トン（亜鉛含有量4.6%及び鉛含有量2.6%）及び銀が155百万分率であった。5.0%の採掘ロス因子及び16.0%の希釈因子を適用して現場の量的調整が行われた。

鉍山へは、地上から斜坑及び下り勾配（北及び南）を経て到達し、鉍石は、ロープロファイルのダンプトラック又はLPDTにより下り勾配を経て引き上げられる。鉍体へは、6段の水平坑道を経て到達する。鉍山では現在、サブレベル無充填採掘法を採用し、走向において大きさが30メートルから50メートルと異なる坑内採掘場用パネルも採用している。

鉍山から生産される鉍石は、シンデサル・クルドの選鉍工場で1年間当たり2.0百万トンが処理される。鉛亜鉛精鉍は、濃縮工場で生成された鉛精鉍及び亜鉛精鉍それぞれのために設置された高濃縮機に送られる。尾鉍の脱水及び除去セクションは、液体サイクロン、尾鉍濃縮機、中和タンク、尾鉍の尾鉍池への汲み上げ及び再生水の汲み上げから成る。鉛亜鉛精鉍は、HZL製錬所に輸送される前に、濃縮、ろ過及び貯蔵される。

2014年3月31日現在、鉍山の総帳簿価額は、約13,143百万ルピーである。

2014年3月31日現在、HZLは、(i)埋蔵量及び(ii)鉍山寿命計画に基づいて決定された予想生産量に基づき、シンデサル・クルドの残存鉍山寿命を約7年間と見積もっている。

工場及び鉍山の電力は、ダリバで近年稼動したHZLの自社発電所から供給されている。水は、マトリ・クンディア・ダム及びマナシ・ワカル・ダムから長さ66キロメートルのパイプラインを通じて供給されている。

2014年度において、亜鉛含有率3.5%及び鉛含有率2.1%の1,723,253トンの鉍石がシンデサル・クルド鉍山で採掘され、ここから亜鉛含有率50.8%の亜鉛精鉍105,562トン、鉛含有率52.0%及び1トン当たり2,371グラムの銀を含有する鉛精鉍60,128トンが生産され、そのうち亜鉛の87.8%は亜鉛精鉍から回収され、鉛の85.5%及び銀の83.9%が回収された。

ザワル鉍山

ザワルは4つの鉍山であるモキア、バラリア、ザワルマラ及びバロイから構成されている。鉍床は、インド北西部ラジャスタン州のウダイプル市に位置する。鉍床は、ラジャスタン州政府により認可された36.2平方キロメートルの採掘権区の中にあり、認可は2010年3月29日に失効した。採掘権を更新する申請は、2008年11月25日に州政府に提出された。鉍山は、現在みなし更新の下で稼動している。2013年1月現在、これらの鉍山の採鉍活動は、2013年1月24日付けで受領した森林転用についての環境森林省（以下「MoEF」という。）からの原則的承認に従って再開された。鉍山計画は、2009年8月21日にIBMにより承認され、その後2012年10月4日付で修正され、上限が1年間当たり1.5百万トンと決定された。現在の操業度は、1年間当たり1.2百万トンである。

ザワルの4つの鉍床は低品位の変成堆積岩の内部にあり、この変成堆積岩は、砂岩、千枚岩、苦灰石及び珪岩により構成され、先カンブリア期の基底を非整合的に覆っている。鉛・亜鉛・黄鉄鉍鉍化体は、層準規制であり、より受容性の高い苦灰石内部にある高度の破断を反映した鉍脈・鉍条として見出される。レンズ状鉍床は裂け目を生じ、また非有用岩石を内包するため、一部の区域には多数の複合的鉍体が存在する。これら鉍体は鋭く傾斜している。ザワルでは、鉍石生産の大半において「サブレベル無充填採掘法」及びその改良法を採用している。

鉱石の加工は、伝統的な粉碎及び鉛亜鉛金属の「分別」及び「大量浮遊選鉱」を行う施設を有する浮遊選鉱工場で行われている。鉱石は、始めに坑内で砕かれてから地上に引き上げられる。その後、鉱石は15ミリのサイズに破碎された後に、74ミクロンにまで粉碎される。分別及び浮遊選鉱の過程において、粉碎済の鉱石は、2つの鉛浮遊選鉱回路に分けて運ばれ、粗選、清掃浮遊選鉱及び洗浄を含む工程を経る。鉛浮遊選鉱後の尾鉱は、粗選、清掃浮遊選鉱及び洗浄から成る2つの亜鉛浮遊選鉱回路に進む。亜鉛浮遊選鉱後の尾鉱は、懸濁液にされた後、定められた鉱滓地域において処分される。鉛精鉱及び亜鉛精鉱は、HZL製錬所に輸送される前に、濃縮及びろ過されてから貯蔵される。大量浮遊選鉱の過程において、粉碎済の鉱石は、浮遊選鉱回路に運ばれ、粗選、清掃浮遊選鉱及び洗浄を含む工程を経る。最終バルク精鉱は、チャンデリヤの鉛及び亜鉛製錬所に発送される前に、濃縮及びろ過された後、貯蔵される。大量浮遊選鉱後の尾鉱は、懸濁液にされた後、定められた鉱滓地域において処分される。

2014年度においては、亜鉛含有率2.8%及び鉛含有率1.7%の採掘鉱石量約1,003,600トンから、亜鉛含有率37.6%及び鉛含有率22.3%のバルク精鉱が68,432トン生産された。2014年度中、亜鉛及び鉛は、それぞれ90.8%及び90.2%が回収された。

2014年3月31日現在、ザワルの固定資産及び採鉱設備の総帳簿価額は、約3,735.0百万ルピーであり、ザワルの新たな80メガワットの石炭ベースの火力自社発電所の総帳簿価額は3,182.0百万ルピーである。

電力は、2008年12月に操業を開始した発電容量80メガワットの自社石炭火力発電所及び発電容量6メガワットの自社発電所の組み合わせにより供給される。発電容量80メガワットの自社石炭火力発電所からの残存電力は、当社のデバリにある湿式冶金亜鉛製錬所に供給され、余剰電力は第三者に販売される。

水の消費は、積極的水保全プログラムにより管理され、補完的な水供給が容量300百万立方フィートの専用ダムから行われる。

2014年3月31日現在、HZLは、(i)埋蔵量及び(ii)鉱山寿命計画に基づいて決定された予想生産量に基づき、ザワル鉱山事業の残存鉱山寿命を、5年と見積もっている。ザワル鉱山における探査では、探鉱を通じて鉱石埋蔵量の減耗を補給し、生産量を拡大させる新たな鉱化地域を探求することに重点が置かれている。資源を地下100メートルから500メートルの下より深いところにある資源を発見するべく地面掘削計画が進行中である。ここでは25メートル乃至30メートル間隔の碁盤目状の地下探鉱ボーリングが行われており、鉱体の最終的な解明にかかる開発完了後にはこの間隔を埋めて12メートル乃至15メートル間隔のボーリングが行われる。過去の探鉱により、鉱山内に追加の鉱化資源があることが判明したが、埋蔵量が増加され、鉱山寿命を延長するには、さらに解明が必要である。

カヤド鉱山

カヤド鉛亜鉛鉱山は、ラジャスタン州アジメールに位置している。

カヤド鉛亜鉛鉱床は、インド地質調査所の空中鉱物調査及び探査部門により最初に調査され、1988年8月に掘削が開始し、1991年12月に完了した。ミネラル・エクスプロレーション・コーポレーション・リミテッドは、振興を目的としてプロジェクトに取り組み、探査を開始し、1994年から1997年の間に完成した42の試錐孔では、合計9,585メートルのボーリングが行われた。カヤド鉱床の詳細な探査は、1999年6月にHZLより開始され、今日まで継続している。この地区の主要な岩型は、石英質雲母片岩である。鉱石のレンズには3つあり、それらは主要レンズ、K1Aレンズ及びS1レンズである。主要レンズは、平均で幅5メートルから約40メートルで、走向は最大900メートルである。K1Aレンズは、走向250メートルで、幅が平均4メートルである。S1レンズは、走向170メートルで、幅が3メートルである。埋蔵量に関するレポートによると、カヤド鉱山の2014年3月31日現在の確定及び推定埋蔵量は、6.2百万トン（亜鉛含有率10.4%及び鉛含有率1.5%）である。2014年3月31日現在、HZLは、(i)埋蔵量及び(ii)鉱山寿命計画に基づいて決定された予想生産量に基づいた場合、カヤド鉱山の残存鉱山寿命を6年超と見積もっている。

鉱山の着工は、2011年6月11日に開始した。鉱体にアクセスするための双方の下り勾配が整備されている。開発上鉱石生産は、2013年度第2四半期に達成され、2015年度までに鉱山は稼働開始される予定である。カヤドにおいて実践される技術は、鉱床の急勾配部分においては、単一のサブレベル採掘法（階段採掘法）であるが、平坦な部分については、岩石による充填法／セメントで固められた岩石による充填法とともに、横断採掘法が実践される。2016年までに約37キロメートル開発する計画である。採掘は、30T／50TのLPDTに加え、10T及び17Tのディーゼルロードホールダンプ車により高度に機械化された。環境対策として、この先に追加の50Tの電機LPDTが配備され

る。切込み炭の鉱石は、地表に堆積され、選鉱のためトラック又は鉄道によりランプラ・アグーチャに輸送される。

480.45ヘクタールの採鉱権がラジャスタン州からカヤド鉱山に付与され、2018年2月まで有効である（その後更新される。）。当社は、38ヘクタール超の土地の権利を取得した。当社は、インド鉱山局及びMoEFから、カヤド鉱山において1日当たり1,000トンを生産することに関し承認も得ており、また、鉱山の生産能力を年間1百万トン増加させる申請書を提出している。当社はまた、鉱山を操業するための様々な環境法令に基づく承認を得ており、これは州汚染管理委員会からの承認を含む。

33キロボルトの送電線は、2012年2月2日に開通し、これは鉱山の構造上の電力必要量を充足するためのものである。最大電力容量に達している間は、当社の自社発電所から供給される計画である。

鉱山の埋蔵量の概要

以下の表は、HZLの2014年3月31日現在における亜鉛及び鉛の確定埋蔵量及び推定埋蔵量を示したものである。

鉱山	確定埋蔵量				推定埋蔵量				確定埋蔵量及び推定埋蔵量の合計				SSL 持分	鉱山 寿命
	数量	亜鉛 品位	鉛 品位	銀 品位	数量	亜鉛 品位	鉛 品位	銀 品位	数量	亜鉛 品位	鉛 品位	銀 品位		
	(百万 トン)	(%)	(%)	(g/t Ag)	(百万 トン)	(%)	(%)	(g/t Ag)	(百万 トン)	(%)	(%)	(g/t Ag)	(%)	(年 数)
ランプラ・アグーチャ	14.0	14.6	2.0	56	43.5	13.4	1.8	58	57.5	13.7	1.8	58		15
ラジブラ・ダリバ	6.9	6.2	1.6	54	3.1	6.9	1.5	67	10.0	6.4	1.6	58		9
シンデサル・クルド	3.0	3.5	1.8	98	17.4	4.8	2.7	165	20.4	4.6	2.6	155		7
ザワル	3.3	4.3	2.0	34	6.6	3.6	1.9	35	9.9	3.8	1.9	34		5
カヤド					6.2	10.4	1.5	32	6.2	10.4	1.5	32		7
合計	27.2	10.0	1.9	57	76.8	10.1	2.0	79	103.9	10.1	2.0	73	64.9	

g/tに関する記載は1トン当たりグラムである。

追加情報：

- (1) 各鉱山の推定埋蔵量は、それぞれの稼働の鉱山エンジニアにより準備され、SRKコンサルティングUKにより証明されている。公表されたHZL鉱山の埋蔵量は、JORC法に従い、採掘場の希薄化及び採掘回収率による損失を組み込むため、調整された。
- (2) 亜鉛及び鉛に用いられたカットオフ品位は、(i)ランプラ・アグーチャ鉱山は2.0%、(ii)ラジブラ・ダリバ鉱山は3.0%、(iii)シンデサル・クルド鉱山は3.0%、(iv)ザワル鉱山は3.0%及び(v)カヤド鉱山は3.0%である。
- (3) 下記のHZL鉱山の冶金回収率は、以下のとおりである。

鉱山	冶金回収率 (%)
ランプラ・アグーチャ	
・亜鉛	90.7
・鉛	59.0
ラジブラ・ダリバ	
・亜鉛	82.8
・鉛	67.7
シンデサル・クルド	
・亜鉛	87.8
・鉛	85.5
ザワル	
・亜鉛	90.8
・鉛	90.2

- (4) 埋蔵量の評価のために考慮された過去3年間の亜鉛、鉛及び銀の商品価格は、それぞれ平均1トン当たり1,985米ドル、1トン当たり2,158米ドル及び1オンス当たり29.1米ドルである。埋蔵量を計算するために使用された過去の通貨換算の係数は、1米ドル当たり54.3ルピーである。
- (5) 開示された埋蔵量は鉱山全体に関するもので、当社の埋蔵量に対する持分は64.9%である。

製錬所
概要

以下の表は、HXLのチャンデリヤ、デバリ、ザワル及びダリバの施設における2014年3月31日現在の生産能力及び発電容量の合計を示したものである。

施設 ⁽¹⁾	生産能力				発電容量
	亜鉛	鉛	銀	硫酸	自社発電
	(年間トン)				(メガワット)
チャンデリヤ ⁽²⁾	525,000	85,000	—	828,500	248.8
デバリ	88,000	—	—	419,000	14.8
ザワル	—	—	—	—	86.0
ダリバ	210,000	100,000	—	710,500	160.0
パントナガール	—	—	518	—	—
合計	823,000	185,000	518	1,958,000	509.6

(1) 亜鉛精錬容量が年間56,000トン及び硫酸工場の生産容量が年間419,000トンで営業していたバイザックの施設は、2014年度より停止した。

(2) ハリドワール工場は、チャンデリヤ製錬所及びダリバ製錬所で製造された亜鉛カソードから出来た亜鉛インゴットを溶解及び鑄造した。パントナガール工場は、チャンデリヤ製錬所及びダリバ製錬所で製造された亜鉛カソード及び鉛カソードから亜鉛インゴット及び鉛インゴットを溶解及び鑄造した。このため、ハリドワール工場の生産能力は、HXLの施設の実生産能力の合計を増加させない。

チャンデリヤ

チャンデリヤの施設は、ラジャスタン州ウダイプルの東方約120キロメートルに位置する。施設には、4つの製錬所、3つの付随する自社発電所及び2つの硫酸工場を含む。

- FOC 1991年に操業開始され、生産能力は亜鉛が年間105,000トン、鉛が年間35,000トンのISPTM式高温冶金鉛亜鉛製錬所
- FOC 2005年5月及び2007年12月に操業開始され、生産能力はそれぞれ年間170,000トンの2ヶ所のRLE湿式冶金亜鉛製錬所。2008年4月に完了した操業効率の改善により、亜鉛精錬容量はそれぞれ年間40,000トン増加し、年間210,000トンとなった。
- FOC 2006年2月に操業開始され、生産能力は年間50,000トンのAusmeltTM式鉛製錬所
 - ・ 2005年5月及び2008年4月にそれぞれ操業開始された、発電容量154メガワット（それぞれが77メガワットの2つの自社発電所）及び80メガワットの付随する自社石炭火力発電所
 - ・ 2009年3月にデバリから移転した、発電容量14.8メガワットの自社燃料火力発電所。デバリでは当初2003年3月より操業を開始していた。
 - ・ 硫酸生産の総容量が年間828,500トンの3ヶ所の硫酸工場。

施設による精鉱需要は、HZLの鉱山によって賄われる。チャンデリヤに所在する発電容量154メガワット、80メガワット及び14.8メガワットの自社発電所は、当社の施設の全電力を供給する。この自社発電所は、1ヶ月当たり6,000総熱量で約100,000メートルトンの石炭を必要とし、現在大半をインドネシアからの輸入により調達している。製錬所において、鉛製錬の副産物として取得される不純銀は、パントナガール工場で精錬される。

さらに、HZLは2006年1月、将来の自社発電所用石炭需要を満たすために役立つと期待される、他のパートナー5者とともに形成するコンソーシアムの一員として、マダンプル石炭鉱区において石炭鉱区を落札した。HZLの取り分は31.5百万トンであり、石炭省によると、灰含有率28.7%乃至47.0%及び総発熱量が1キログラム当たり3,865キロカロリー乃至5,597キロカロリーの埋蔵量が確定されている。2008年6月16日、石炭省は石炭鉱区を採掘するコンソーシアムの計画を承認した。石炭鉱区は、森林の中にあるチャッティースガル州のハスデヴ・アランド炭田に所在している。環境認可及びかかる森林転用に関する承認は、MoEFにより却下され、2010年1月23日に州政府によって却下状が発行された。2012年2月、申請は州政府及びMoEFに再提出された。かかる申請は、森林許可の承認のために州政府によりMoEFに転送された。森林許可は、MoEFで保留となっている。2014年2月17日、石炭省は、コンソーシアムが森林許可を取得できず、先にもこれが拒否されたという事実から、石炭鉱区の割当てを取消す通知を発行した。石炭省の措置は、チャッティースガル高等裁判所におけるコンソーシアムによる異議申し立てを受け、2014年3月11日に中止命令が付与された。

ハスデヴ・アランド炭田の利用が拒否された後は、HZLは、第三者供給業者から石炭を継続的に輸入し、代替資源を追求するものとする。いずれにしても、HZLは、十分な石炭供給を取得することに困難を予想していない。HZLは石炭省から2.4百万トンの石炭入手経路を割当てられ、これによりコール・インディア・リミテッド（以下「コール・インディア」という。）の鉱山から、その石炭需要合計の約4分の1を満たす石炭を調達することが可能になる。しかし、当該コール・インディアからの石炭供給は、漸減結合方針に基づき、当該コール・インディアへの石炭鉱区の割当て箇所からチャンデリヤの自社発電所に接続しているところ、2013年4月から停止されている。HZLの稼働は、液化燃料ベースの自社発電所又は現地の発電会社から調達している。液化燃料は、第三者の供給者から年間契約で調達している。

ダリバ

ダリバ湿式冶金亜鉛製錬所は、ラジャスタン州ラジサマンド地区に位置しており、2010年3月に操業を開始し、生産能力は年間210,000トンである。ダリバの施設には、生産能力が年間306,000トンの硫酸工場も含まれる。2011年7月、当社は、生産能力が年間100,000トンの新しい亜鉛製錬所の操業を開始し、この工場には、生産能力が年間98,500トンの硫酸工場が含まれる。この施設の電力需要の大半は、ダリバにある自社の発電容量160メガワットの石炭火力発電施設から供給されている。2013年4月に、ダリバの施設において、関連する年間306,000トンの生産能力の有する硫酸工場とともに、新たな焙焼機が稼働した。かかる製錬所における鉛製錬により副産物として発生する不純銀は、パントナガール工場において精錬される。

デバリ

デバリ湿式冶金亜鉛製錬所は、ラジャスタン州に位置する。1968年に操業を開始し、焙焼、洗脱及び電解採取（RLE）技術を採用した湿式冶金亜鉛製錬所であり、生産能力は年間80,000トンであったが、操業効率の改善により、2008年4月に年間88,000トンへと増加した。デバリの施設には、生産能力が年間419,000トンの硫酸工場も含まれる。この施設の電力需要の大半は、チャンデリヤにある自社の石炭火力発電施設から供給され、残りは構内にある2003年3月に操業を開始した総発電容量14.8メガワットの液体燃料火力による2つの自社発電所から賄われる。液体燃料は、国内の石油生産会社から入札を経て1年契約により調達されている。

ハリドワール

2008年7月、ウッタラカンド州ハリドワールに、亜鉛インゴット溶解鑄造工場が操業開始した。同工場は、チャンデリヤの製錬所で製造された亜鉛カソードから出来た亜鉛インゴットを溶解及び鑄造するため、その生産能力はHZLの施設の合計生産能力を増加させない。

パントナガール

パントナガール工場は、ウッタラカンド州のパントナガールに所在し、2011年12月に操業開始した生産能力年間518トンの銀精錬所並びに2012年3月に操業開始した亜鉛インゴット及び鉛インゴットの溶解及び鑄造工場を含む。パントナガール工場は、当社のチャンデリヤ製錬所及びダリバ製錬所で製造された亜鉛カソード及び鉛カソードから亜鉛インゴット及び鉛インゴットを溶解及び鑄造しており、チャンデリヤ及びダリバの製錬所で行われた鉛製錬により副産物として発生する不純銀を精錬している。このため、パントナガール工場は、HZLの施設における亜鉛及び鉛の生産能力の合計を増加させない。

バイザック

バイザック湿式冶金亜鉛製錬所は、インド東南部アンドラプラデシュ州に位置する湿式冶金亜鉛製錬所であり、1977年に操業を開始し、旧式のRLE技術を採用し、生産能力は年間56,000トンである。バイザックの施設には、生産能力が年間91,000トンの硫酸工場も含まれる。2012年2月より、バイザックでの稼働は、そのコストの高い構造のため停止され、2014年度も引続き停止している。

生産量

以下の表は、2012年3月31日、2013年3月31日及び2014年3月31日に終了した年度におけるHZLのチャンデリヤ、デバリ、ダリバ及びバイザックの施設の総生産量を示したものである。

(単位：トン（銀はキログラム）)

施設	製品	3月31日に終了した事業年度		
		2012年	2013年	2014年
チャンデリヤ				
－ISP TM 式高温冶金鉛亜鉛製錬所	亜鉛	90,101	80,063	78,032
	鉛 ⁽²⁾	22,262	16,699	15,901
第一湿式冶金亜鉛製錬所	亜鉛	185,491	179,232	194,023
第二湿式冶金亜鉛製錬所	亜鉛	188,429	183,780	204,896
Ausmelt TM 式鉛製錬所	鉛	39,422	36,953	30,586
硫酸工場	硫酸	661,641	620,268	586,919
ダリバ				
湿式冶金亜鉛製錬所 ⁽²⁾	亜鉛	198,204	165,403	197,715
鉛精錬所 ⁽³⁾	鉛	30,415	64,664	76,109
硫酸工場	硫酸	266,671	257,205	459,026
デバリ				
湿式冶金亜鉛製錬所	亜鉛	68,046	68,445	74,501

硫酸工場	硫酸	332,489	316,006	282,565
バイザック ⁽⁴⁾				
湿式冶金亜鉛製錬所	亜鉛	28,445	—	—
硫酸工場	硫酸	49,787	—	—
パントナガール				
銀製錬所 ⁽⁵⁾	銀	206,944	373,900	349,620
合計	亜鉛	758,716	676,923	749,167
	鉛 ⁽¹⁾	92,099	118,316	122,596
	銀	206,944	373,900	349,620
	硫酸	1,310,588	1,193,479	1,328,510

- (1) 自社使用のため高温冶金鉛・亜鉛製錬所で生産された銀含有率の高い鉛（銀高含有鉛）（2012年度、2013年度及び2014年度の生産量は、それぞれ6,625トン、6,500トン及び7,262トンであった。）を除く。
- (2) 湿式冶金亜鉛製錬所は2010年3月に操業を開始した。
- (3) ダバリ鉛製錬所は2011年7月に操業を開始した。
- (4) バイザックの業務は2012年2月に停止され、2014年度も引続き停止している。
- (5) パントナガール銀製錬所は2011年12月に操業を開始した。

以下の表は、2012年3月31日、2013年3月31日及び2014年3月31日に終了した年度におけるHZLの鉱石、亜鉛精鉱、鉛精鉱及びバルク精鉱の総生産量を示したものである。

（単位：トン（％の数値を除く。））

鉱山（鉱山の種類）	製品	3月31日に終了した事業年度		
		2012年	2013年	2014年
ランプラ・アグーチャ （露天掘り）	採掘鉱石	5,947,081	6,098,760	5,481,006
	鉱石品位			
	- 亜鉛（％）	12.0	12.3	12.4
	鉛（％）	1.8	1.9	1.7
	回収率			
	- 亜鉛（％）	90.6	89.4	90.7
ランプラ・アグーチャ （坑内掘り）	鉛（％）	56.6	57.6	59.0
	亜鉛精鉱	1,261,570	1,317,845	1,196,399
	鉛精鉱	101,629	109,593	89,106
	採掘鉱石	—	50,664	322,846
	鉱石品位			
	- 亜鉛（％）	—	14.3	12.6
カヤド （坑内掘り）	鉛（％）	—	1.6	1.7
	回収率			
	- 亜鉛（％）	—	89.4	90.7
	鉛（％）	—	57.6	59.0
	亜鉛精鉱	—	12,727	71,916
	鉛精鉱	—	518	5,328
ラジプラ・ダリバ （坑内掘り）	採掘鉱石	—	28,255	149,286
	鉱石品位			
	- 亜鉛（％）	—	7.7	7.9
	鉛（％）	—	1.2	1.1
	回収率			
	- 亜鉛（％）	—	89.4	90.7
ラジプラ・ダリバ （坑内掘り）	鉛（％）	—	57.6	59.0
	亜鉛精鉱	—	3,840	22,061
	鉛精鉱	—	330	1,703
	採掘鉱石	587,600	554,354	610,242
	鉱石品位			
	- 亜鉛（％）	5.4	5.4	5.3
ラジプラ・ダリバ （坑内掘り）	鉛（％）	1.3	1.3	1.3

	回収率	- 亜鉛 (%)	83.3	83.5	82.8
		鉛 (%)	70.8	70.1	67.7
	亜鉛精鉱		41,512	39,860	52,212
	鉛精鉱		9,425	9,164	12,241
	バルク精鉱 ⁽¹⁾		20,003	13,623	—
シンデサル・クルド (坑内掘り)	採掘鉱石		1,303,050	1,585,150	1,723,253
	鉱石品位	- 亜鉛 (%)	4.4	3.8	3.5
		鉛 (%)	2.2	2.4	2.1
	回収率	- 亜鉛 (%)	84.0	86.3	87.8
		鉛 (%)	83.0	85.4	85.5
	亜鉛精鉱		100,683	101,480	105,562
	鉛精鉱		49,455	60,164	60,128
ザワル (坑内掘り)	採掘鉱石		204,150	304,680	1,003,600
	鉱石品位	- 亜鉛 (%)	3.8	3.8	2.8
		鉛 (%)	0.5	1.1	1.7
	回収率	- 亜鉛 (%)	90.8	91.8	90.8
		鉛 (%)	83.4	89.0	90.2
	亜鉛精鉱		—	—	—
	鉛精鉱		—	—	—
	バルク精鉱 ⁽¹⁾		22,007	21,745	68,432
合計	採掘鉱石		8,041,881	8,621,863	9,290,233
	亜鉛精鉱		1,403,765	1,475,752	1,448,151
	鉛精鉱		160,509	179,769	168,505
	バルク精鉱 ⁽¹⁾		42,010	35,368	68,432

(1) バルク精鉱とは、亜鉛及び鉛を両方含む精鉱をいう。

主要な原材料

HZLの亜鉛製錬事業において主として必要なものは、亜鉛精鉱及び鉛精鉱並びに電力である。HZLはこれまで、それらの十分な供給を確保することができた。

亜鉛精鉱及び鉛精鉱

亜鉛精鉱及び鉛精鉱は、HZLの製錬所にとって主要な原材料である。HZLはこれまで通常、亜鉛精鉱及び鉛精鉱のために必要な鉛亜鉛鉱石はすべて自社で賄ってきた。しかしながら、2013年度及び2014年度は例外であり、若干量の当該金属は調達した精鉱を通じて生産した。2014年度には、採鉱金属生産は鉱山計画に沿って当年度の上半期においては比較的少なかったため、亜鉛及び鉛の生産のうち、それぞれ0.8%及び9.3%は調達した精鉱を通じたものであった。当社は、予見し得る将来については引続きHZLの鉱山がHZLの亜鉛精鉱及び鉛精鉱の需要のすべてを賄えるものと予測している。

電力

HZLの事業の大部分について、電力は、チャンデリヤ、ダリバ及びザワルにある自社の石炭火力発電施設によっている。このために必要な一般炭を、HZLは複数の第三者供給業者から輸入しており、その必要の一部は、SECL（コール・インディアの子会社）の入手経路を通して調達される。HZLは、石炭省から2.43百万トンの石炭入手経路を割当てられた。しかしながら、石炭入手可能性が限られているため、コール・インディアは、2.4百万トンの総量のうち50.0%のみを供給している。2013年4月現在、チャンデリヤへの石炭供給は、ダリバ及びザワルのHZLの発電所への供給は継続しているものの、石炭ブロックに割り当てられた工場との関係で石炭省の決定が保留されているために停止しており、これらの発電所に対する総量は1.2百万トンに制限されている。

HZLの事業の残りの必要電力は、液体燃料火力の自社発電所又は地元の電力会社から賄われる。液体燃料は第三者供給業者から1年契約により供給を受けている。

冶金コークス

さらに、チャンデリヤにあるHZLの高温冶金製錬所は、製錬工程において使われる冶金コークスを必要とする。現在のところ、HZLは必要な冶金コークスの供給を長期契約に基づき第三者及び一般市場から得ている。

配送、物流管理及び輸送

HZLの鉛亜鉛鉱山からは、亜鉛精鉱及び鉛精鉱がチャンデリヤ製錬所及びデバリ製錬所にトラックで輸送される。亜鉛精鉱は、輸出のため出荷されることもある。亜鉛インゴット及び鉛インゴット並びに副産物の銀及び硫酸は、直接又はHZLのデポジットを通じてインド国内の取引先にトラックで主に輸送される。亜鉛及び鉛のカソードは、主にインド北部のウッタラカンド州にある加工及び精錬施設に鉄道で運搬される。亜鉛及び鉛のインゴットは、船で輸出されるため、積み込まれる港まで主に鉄道で運搬される。

販売及び営業

HZLの取引先の上位10社は、2012年度、2013年度及び2014年度のHZLの総収益において、それぞれ約39.3%、40.3%及び41.2%を占めた。これを除けば、2012年度、2013年度及び2014年度においてHZLの亜鉛事業の総収益の10.0%を超えた取引先はなかった。

HZLの営業事務所はムンバイにあり、またインドの主要な大都市のほとんどの中心部に現地の販売営業事務所を有している。2014年度において、HZLは、生産する亜鉛及び鉛金属の約76.2%をインド市場で販売し、当社の亜鉛事業部門の収益の約23.8%を輸出した。

2014年度にHZLが生産した亜鉛金属の約97.0%は、量目、品位及び価格を定めた1年契約に基づいて販売され、残りはスポット市場で販売された。契約販売価格は、ロンドン金属取引所における価格に追加の一般に行われている市場プレミアムを付したものに連動している。したがって、HZLが受け取る亜鉛の販売代金は、ロンドン金属取引所における価格に左右され、ロンドン金属取引所における価格の変動の影響を免れない。

プロジェクト及び開発

HZLは、積極的に採鉱を行っており、それにより2014年度には全鉱山を通じて純鉱石埋蔵量が103.9百万トンとなった。資産の長期的評価に基づき、また採鉱専門家との協議の上で、当社は、地中杭の沈降及び地中鉱山の開発を含む次なる成長段階を達成した。当該計画は、ランプラ・アグーチャ鉱山にある年間3.75百万トンの地中鉱山の開発並びにシンデサル・クルド鉱山の年間2.0百万トンから年間3.75百万トン、ザワル鉱山の年間1.5百万トンか

ら年間5.0百万トン、ラジプラ・ダリバ鉱山の年間0.6百万トンから年間1.2百万トン及びカヤド鉱山の年間0.35百万トンから年間1.0百万トンへの拡張から構成されている。当該計画はまた、ラジプラ・ダリバのベルトのバムニア・カンラン (Bamnia Kanlan) にある小規模の新たな鉱山の開拓も含む。かかる成長計画は、採掘金属 (MIC) 生産容量を年間1.2百万トンに増加させる。これらのプロジェクトにかかる費用の見積もりは、79,400百万ルピーである。2014年3月31日現在、当社は、これらのプロジェクトに11,420百万ルピーを費やした。これらのプロジェクトは、内部資産から調達されている。

市場シェア及び競争

HZLはインドにおける唯一の一貫生産型の亜鉛製造会社であり、2014年度のインドの亜鉛市場における販売量における市場シェアは、ILZDAによると89.0%であった。他にインドにおいて亜鉛を生産しているが、一貫生産型の製造会社ではなく、亜鉛精鉱は輸入に依存しているのは、バイナニ・ジンクのみであり、2014年度、バイナニ・ジンクのインドにおける販売量の市場シェアは、ILZDAによると3.0%であった。ILZDAによると残る8.0%の市場シェアは、輸入及び二次的資源である。

亜鉛は市況商品であり、HZLは主として価格、納期及び立地に基づき競争している。亜鉛金属はまた、アルミニウム、ステンレス・スチール及びその他の合金、プラスチック並びに亜鉛メッキ鋼の代わりとされるその他の素材、並びに建設市場でエポキシ樹脂、塗料及びメッキの代わりにスチールの処理に使われるその他の化学品を含む素材間代替の結果生ずる競争にもさらされている。

HZLはインドにおける唯一の主要な鉛製造会社であり、競争の対象は、インド国内で消費される鉛の大半を供給する輸入品である。鉛は市況商品であり、HZLは主として価格、納期及び立地に基づき競争している。

(d) 当社の海外の亜鉛事業

概要

2010年5月10日、スターライトは、アングロ・アメリカン・ピーエルシーの亜鉛事業を買収金額69,083百万ルピーで取得することに合意した。これは、下記により構成されている。

- (1) ナミビアにスコープION鉱山及び精錬所を所有するスコープIONの持分の100.0%
- (2) 南アフリカのブラック・マウンテン鉱山及びガムスベルグ計画を含むブラック・マウンテン・マイニングの持分の74.0%
- (3) アイルランドにリシェン鉱山を所有するリシェンの持分の100.0%

2010年12月3日、当社は、その完全子会社であるスターライト・インフラ・リミテッドにより、買収金額32,098百万ルピーでスコープIONの持分の100.0%取得を完了したことを公表した。2011年2月4日、当社は買収金額11,529百万ルピー (9.3百万米ドルの払戻金を差引後) でブラック・マウンテン・マイニングの持分の74.0%取得の完了を公表した。2011年2月15日、当社は買収金額25,020百万ルピーでリシェンの持分の100.0%取得の完了を公表した。亜鉛事業の買収金額は米ドル建てで支払われ、各買収日現在の為替レートに基づいて、インド・ルピーに換算されている。当社により買収されたアングロ・アメリカン・ピーエルシーの亜鉛事業は、別個の報告セグメントである「亜鉛 (海外)」として分類されている。

スコープION

概要

ティーエイチエル・ジンク・ナミビア・ホールディングス・プロプライエタリー・リミテッドは、1998年6月16日に設立され、その本拠地は、ナミビアのロッシュピナ (Rosh Pinah) の25キロメートル北方に位置するスコープION亜鉛鉱山の敷地内にある。スコープIONの完全所有子会社は、以下の各社である。

- ・スコープION・ジンク (プロプライエタリー) リミテッド
- ・ナムジンク (プロプライエタリー) リミテッド
- ・スコープION・マイニング・カンパニー (プロプライエタリー) リミテッド

スコープION・ジンク (プロプライエタリー) リミテッドは、ナムジンク (プロプライエタリー) リミテッド及びスコープION・マイニング・カンパニー (プロプライエタリー) リミテッドの全株式資本を所有する投資持株会社である。ナムジンク (プロプライエタリー) リミテッドは、スコープION・マイニング・カンパニー (プロプライエタリー) リミテッドから酸化亜鉛鉱石を調達して亜鉛精錬所を運営しており、スコープION・マイニング・カ

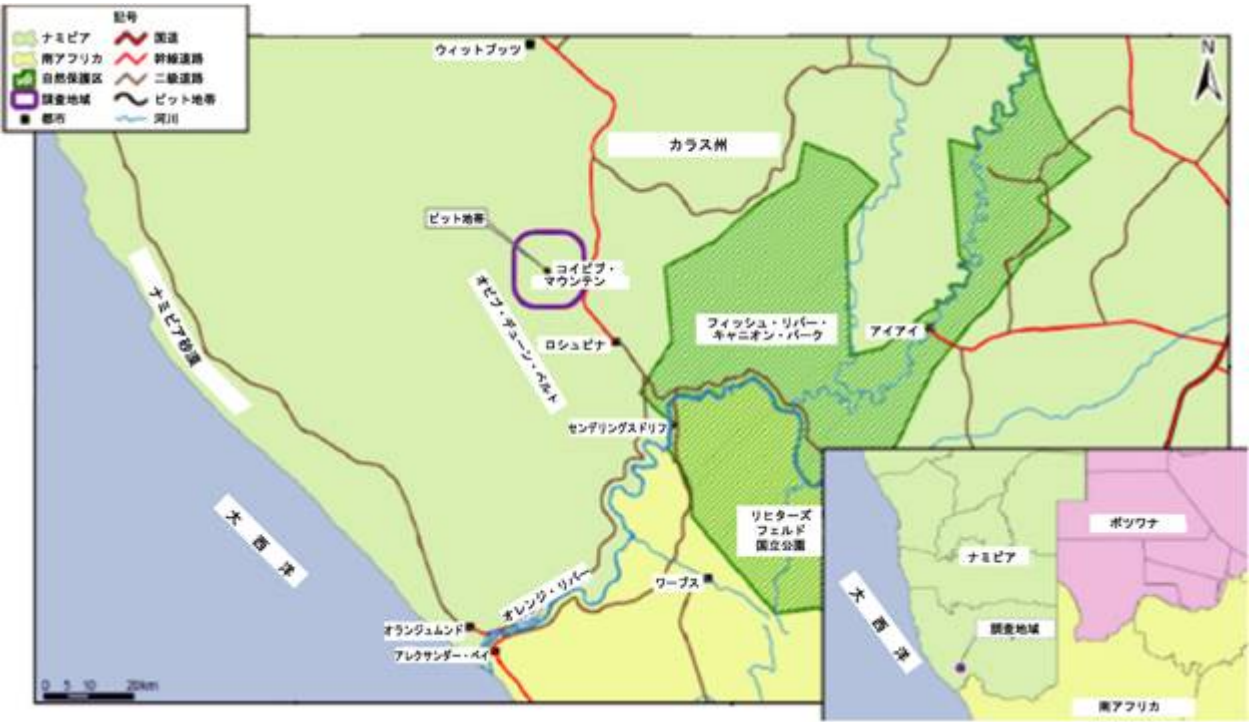
ンパニー（プロプライエタリー）リミテッドは、露天掘りの亜鉛鉱床から同鉱石を採掘している。スコーピオン・マイニング・カンパニー（プロプライエタリー）リミテッドは、ナミビア鉱業会議所の会員である。

主要製品

スコーピオンはLME品位のSHG亜鉛インゴットを生産している。スコーピオンは、主にスコーピオンの鉱山及び精錬所の統合施設で生産された亜鉛インゴット全量の売却が規定されている 1 年間の契約を通して、顧客に生産物を提供する。

主要施設

以下の地図は、ナミビアにおけるスコーピオン鉱山の所在を示したものである。



鉱山

スコーピオン鉱山

スコーピオン亜鉛鉱床はナミビアの南ナミブ砂漠にあり、小規模の鉱山町であるロッシュピナの約20キロメートル北西に位置し、大西洋岸からは75キロメートル、また、南アフリカとの国境となっている恒常河川のオレンジ川からは約40キロメートルの距離にある。鉱床は、現在「ダイヤモンド・エリア 1」として知られる「シュペルゲビート（Sperrgebiet）」（立入禁止区域を意味する。）の地表直下にある。掘り出された鉱石はさらなる処理のために精錬所に送られる。

2014年 3 月31日現在、スコーピオン鉱山の残存鉱山寿命は、(i)埋蔵量及び(ii)鉱山寿命計画に基づいて決定された予想生産量に基づき約2.5年間と見積もられている。スコーピオン鉱山は、年間約150,000トンのSHG亜鉛インゴットを生産する付帯する電解精錬所を有している。鉱山寿命を延長するためのさらなる機会は、付近の地域における硫化鉱体にに基づき現在評価されている。スコーピオンはまた、独立型の酸化鉱石処理施設から硫化鉱処理施設への精錬の変換を可能とする取り組みも行っている。

鉱山の埋蔵量の概要

以下の表は、2014年 3 月31日現在における亜鉛及び鉛の確定埋蔵量及び推定埋蔵量を示したものである。

確定埋蔵量		推定埋蔵量		確定埋蔵量及び推定埋蔵量の合計		SSL 利益	鉱山 寿命
数量	亜鉛品位	数量	亜鉛品位	数量	亜鉛品位		
(百万 トン)	(%)	(百万 トン)	(%)	(百万 トン)	(%)	(%)	(年数)

スコーピオン	2.84	9.22	0.69	8.73	3.54	9.13		
合計	2.84	9.22	0.69	8.73	3.54	9.13	100	2.5

追加情報：

- (1) 表示された推定埋蔵量はJORCコードに従って採鉱希釈損失及び可採率を含んでいる。
- (2) 当社の鉱石埋蔵量の推定に使用されたカットオフ品質等級は3.0%である。
- (3) スコーピオン鉱山の冶金回収率要因は89.92%である。
- (4) 過去3年間の商品価格の平均は1トン当たり1,985米ドルであり、当社の埋蔵量の推定にあたり用いられた通貨の換算レートは、1米ドル当たり8.68ナミビア・ドルである。
- (5) 開示された埋蔵量は鉱山全体に関するものである。

スコーピオンの施設

以下の表はスコーピオンの施設における2014年3月31日現在の生産能力の合計を示したものである。

施設	生産能力
	亜鉛 (年間トン)
スコーピオン	150,000
合計	150,000

生産量

以下の表は、2012年3月31日、2013年3月31日及び2014年3月31日に終了した年度におけるスコーピオン亜鉛精錬所の総生産量を示したものである。

施設	製品	(単位：トン)		
		2012年3月31日に 終了した年度	2013年3月31日に 終了した年度	2014年3月31日に 終了した年度
亜鉛精錬所	亜鉛	145,000	145,342	124,924

以下の表は、2012年3月31日、2013年3月31日及び2014年3月31日に終了した年度におけるスコーピオン鉱山の鉱石、亜鉛精鉱及び鉛精鉱の総生産量を示したものである。

鉱山（鉱山の種類）	製品	(単位：トン（%の数値を除く。）)		
		2012年3月31日に 終了した年度	2013年3月31日に 終了した年度	2014年3月31日に 終了した年度
スコーピオン（露天掘り）	採掘鉱石	1,676,000	1,664,282	1,252,092
	鉱石品位 - 亜鉛 (%)	10.4	10.3	10.2
	回収率 - 亜鉛 (%)	91.4	90.4	90.1

主要な原材料

スコーピオン鉱山においては、年間84,000トンの硫黄が消費され、このうち82.0%は大口輸入され、リュエデリッツ港を経由してナミビアに出荷されており、残りの硫黄は南アフリカから陸路によって、溶融した状態で供給されている。

電力

スコーピオン鉱山の最大電力需要は85メガワットであり、電力は南アフリカより供給を受け、ナミビア・パワー・コーポレーション（プロプライエタリー）リミテッド、エスコム・ホールディングス・リミテッド及びスコーピオンの三者間の米ドル建契約に基づき管理されている。同契約は現在、電力コストの年間増加額をアメリカ合衆国のインフレ指数に連動させている。

配送、輸送及び物流管理

スコーピオン鉱山の亜鉛はインゴットに成型され、精錬所から最大積載量35トンのトラックにより、約300キロメートル離れたリュエデリッツ港に輸送される。リュエデリッツからの復路では、これらのトラックは海路輸入された硫黄を鉱山まで輸送する。その他すべての試薬及び消耗品は、単発契約の運送業者によりトラックで搬入される。

販売及び営業

スコーピオンはSHG亜鉛インゴットを生産している。スコーピオンの製品の顧客であるトラフィギュラ・ビヘーア・ビーヴィー (Trafigura Beheer B.V.) は、スコーピオン精錬所で生産される大部分の亜鉛インゴットを購入するコミット契約を締結した。かかる契約は2013年12月31日に失効し、それ以降、当社はかかる顧客と6ヶ月契約を締結している。トラフィギュラ・ビヘーア・ビーヴィーは、2014年度のスコーピオンの収益の約50.0%を占めていた。

スコーピオンが2014年度に生産した大部分の金属亜鉛は、半年契約又は年間契約のもとで販売された。生産された金属の約30%は、南アフリカ関税同盟の市場で販売され、残りはその他の地域で販売される。かかる契約の販売価格は、一般的なロンドン金属取引所における価格に基づいたものであり、追加的な市場プレミアムが上乗せされている。したがって、スコーピオンが亜鉛について受け取る価格は、ロンドン金属取引所における価格の変動の影響を免れない。

市場シェア及び競争

ウッド・マッケンジーによると、スコーピオン鉱山は一貫して世界有数の亜鉛産出鉱山であり、2013年の産出量は世界で第12位、コスト基準は亜鉛産業のコスト曲線において下半分の範囲内であった。スコーピオン鉱山が産出するのはすべて高品位、高純度のSHG亜鉛インゴットであり、ロンドン金属取引所に登録されている。

ブラック・マウンテン・マイニング

概要

ブラック・マウンテン・マイニングはブラック・マウンテン鉱山及びガムスベルグ計画から構成される。ブラック・マウンテン・マイニングの残り26.0%の持分は、エクサロ・リソーシズ・リミテッドがその完全子会社であるエクサロ・ベース・メタルズ・アンド・インダストリアル・ミネラル・ホールディングス（ピーティーワイ）リミテッドを通じて保有している。

優勢な採掘方式は、傾斜坑内充填採掘法である。予定生産力は、製造所ごとに年間1.8百万トンであり、共同起重力はディープス鉱山より年間約1.5百万トン及びスワートバーグより年間0.3百万トンである。ディープス鉱山における採掘場は埋め戻し及び埋め立てされ、連続した採鉱層として統合される。

2014年度において、亜鉛含有率2.74%及び鉛含有率3.2%の鉱石1,395,534トンがブラック・マウンテンから採掘され、ここから約59,942トンの亜鉛精鉱（28,999トンの亜鉛を含む。）及び53,221トンの鉛精鉱（37,574トンの鉛を含む。）が生産された。また、ブラック・マウンテン鉱山では6,880トンの銅精鉱及び46トンの銀精鉱も生産された。

主要製品

ブラック・マウンテン・マイニングでは、亜鉛精鉱、銅精鉱及び鉛精鉱を生産しており、すべての亜鉛精鉱及び銅精鉱は海外に出荷される。鉛精鉱のごく一部は地元で販売されるが、大部分は海外に出荷される。

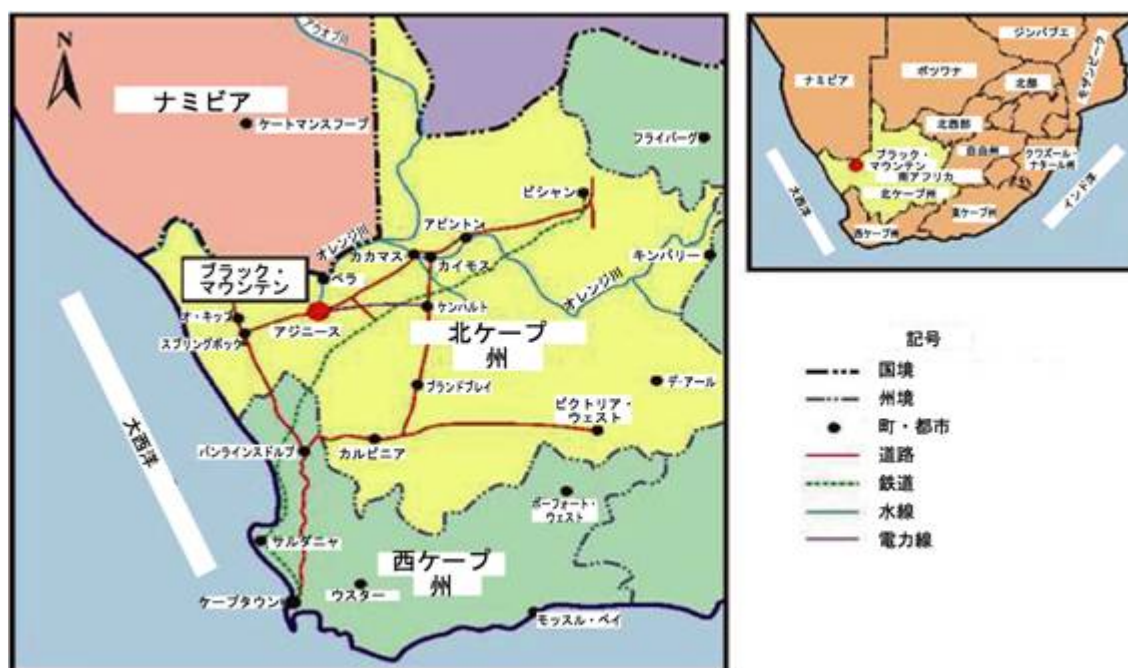
副産物

銀

銀は、当社の銅精鉱及び鉛精鉱における副産物である。

主要施設

以下の地図は南アフリカ共和国の北ケープ州におけるブラック・マウンテン鉱山の詳細な位置を示したものである。



鉱山

ブラック・マウンテンにおける亜鉛採掘は坑内での採掘作業であり、集積装置を使用して多金属鉱体を採掘するものである。年間、それぞれおよそ28,999トンの亜鉛精鉱及び37,574トンの鉛精鉱を製造している。さらに、ブラック・マウンテン鉱山は、年間6,880トンの銅精鉱及び46トンの銀精鉱を製造した。

ブラック・マウンテン鉱山は、南アフリカの2002年鉱物・石油資源開発法第28号に従いMRトレーディングが付与した、2008年第58号の鉱業権に基づき運営されており、これにより、当社において鉛、銅、亜鉛及び関連する鉱物について、ナマクアランドから24,195ヘクタール離れた地域まで2008年から2038年までの30年の期間につき採掘することが認められている。

4つの主要な堆積層中の卑金属鉱床は、アグニーズの中心における10キロメートル×30キロメートル圏内に位置する。かかる鉱床は、ナマクアランド変成合成体の原生期半ばにおけるブッシュマンランド・グループの表成岩に位置する。現在採掘されているディープス鉱体は、平均海面上166メートルから開始し、深度は1.1キロメートル

（鉱体の最も深い位置が地表から1,680メートル）である。ディープスにおける鉱化は、鉄形成、大規模な硫化及び硫化石英岩に由来する。大規模な硫化石は、帯状、塊状又は微粒子の圧砕岩のいずれかである。帯状化は、1メートルから5メートルの厚さの硫化帯が、同様の厚さの石英帯と交互に並ぶ状態として表されている。

ディープス鉱体における地下掘削は、2000年12月に開始され、2012年に完了した。2014年3月31日現在、ブラック・マウンテン・マイニングは、（i）埋蔵量及び（ii）鉱山寿命計画に基づき決定される予定生産力に基づき、ブラック・マウンテン鉱山の残存鉱山寿命を8年と見積もっている。

優勢な採掘方法は、傾斜坑内充填採掘法である。生産力は、製造所ごとに年間1.8百万トンであり、立坑揚重力は1ヶ月当たり約150,000トンである。全ての採掘場は埋め戻し及び埋め立てされ、連続した採掘層として統合される。

ブラック・マウンテンにおける亜鉛鉱山の電力は、エスコム・アグニーズの変電所の2つの40メガボルトアンペアの変圧器から調達される。水はペラドリフト水道委員会によって調達され、かかる委員会は人間による消費及び工業的な水需要の両方のためにオレンジ川から鉱山へ飲用水を供給する。

鉱山の亜鉛精鉱、鉛精鉱及び銅精鉱は、トラックにより砂利道を170キロメートル輸送され、専用鉄道支線に運ばれる。この砂利道は、地方当局の所有であるが、ブラック・マウンテンがメンテナンスしている。亜鉛精鉱、鉛精鉱及び銅精鉱はこの後、シシェン・サルダナ間を結ぶ鉄道によりサルダナに運ばれ、運賃保険料込み価格の引渡条件で顧客向けに輸出される。

スワートバークは、1995年より小規模（月25,800トン）の採鉱を行ってきたが、本格的にディープス鉱山より生産を調達するため、2006年に生産を中止した。スワートバークでの採鉱については、ダイヤモンドの鉱体を探索するためのボーリング炭鉱探索を経て、2012年に再導入された。かかる鉱山における垂直工事が同年に開始された。かかるボーリングの良好な結果を受けて、スワートバークでの鉱山（2022年にディープス鉱山が掘り尽くされた時点で、当該鉱山から採掘される鉱石にとって代わることとなる。）の完全営業の可能性を調査する実現可能性の先行調査が進行中である。

鉱山の埋蔵量の概要

以下の表は、2014年3月31日現在における亜鉛及び鉛の確定埋蔵量及び推定埋蔵量を示したものである。

	確定埋蔵量				推定埋蔵量				確定埋蔵量及び推定埋蔵量の合計				SSL 所有権	可採年 数
	数量	亜鉛 品位	鉛 品位	銀	数量	亜鉛 品位	鉛 品位	銀	数量	亜鉛 品位	鉛 品位	銀		
	(百万 トン)	(%)	(%)	(g/t)	(百万 トン)	(%)	(%)	(g/t)	(百万 トン)	(%)	(%)	(g/t)	(%)	(年)
ブラック・マ ウンテン ディープス	3.77	3.01	3.91	42	7.92	2.45	2.33	29	11.69	2.63	2.84	33		
合計	3.77	3.01	3.91	42	7.92	2.45	2.33	29	11.69	2.63	2.84	33	74	8

	確定埋蔵量				推定埋蔵量				確定埋蔵量及び推定埋蔵量の合計				SSL 所有権	可採年 数
	数量	亜鉛 品位	鉛 品位	銀	数量	亜鉛 品位	鉛 品位	銀	数量	亜鉛 品位	鉛 品位	銀		
	(百万 トン)	(%)	(%)	(g/t)	(百万 トン)	(%)	(%)	(g/t)	(百万 トン)	(%)	(%)	(g/t)	(%)	(年)
ブラック・マ ウンテンス ワートバーク	-	-	-	-	2.79	0.5	2.53	22	2.79	0.5	2.53	22		
合計	-	-	-	-	2.79	0.5	2.53	22	2.79	0.5	2.53	22	74	8

g/tに関する記載は1トン当たりグラムである。

追加情報：

- 発表された推定鉱石埋蔵量は、JORC法に従った、採掘場の希薄化及び採掘実収率による損失を反映している。
- 当社の鉱石埋蔵量の推定に使用されたカットオフ品質等級は1トン当たり530南アフリカランドである。
- 亜鉛、鉛及び銅の冶金回収率要因は、それぞれ、75.28%、87.39%及び68.48%である。
- 亜鉛、鉛及び銅の商品価格の平均は、それぞれ、1トン当たり1,985米ドル、1トン当たり2,158米ドル及び1トン当たり7,810米ドルであった。当社の埋蔵量の推定にあたり用いられた通貨の換算レートは、1米ドル当たり8.69南アフリカランドである。
- 開示された埋蔵量は鉱山全体に関するもので、当社の埋蔵量に対する持分は74.0%である。

生産量

以下の表は、2012年3月31日、2013年3月31日及び2014年3月31日に終了した年度それぞれにおけるブラック・マウンテン鉱山の鉱石合計、亜鉛精鉱及び鉛精鉱の生産量を示したものである。

鉱山（鉱山の種類）	製品	(単位：トン（%の数値を除く。))		
		2012年3月31日 に終了した 年度	2013年3月31日 に終了した 年度	2014年3月31日 に終了した 年度
ブラック・マウンテン（坑内掘り）	採掘鉱石	1,434,088	1,518,540	1,395,534
	鉱石品位 - 亜鉛 (%)	2.9	3.4	2.7
	- 鉛 (%)	4.2	3.7	3.2
	回収率 - 亜鉛 (%)	76.3	77.8	78.0
	- 鉛 (%)	91.0	89.0	87.4
	亜鉛精鉱	64,683	78,457	59,942
	鉛精鉱	74,644	68,986	53,221

主要な原材料

ブラック・マウンテン鉱山には、亜鉛精鉱及び鉛精鉱を生産するための浮遊選鉱過程において使用する化学試薬を除いて、主要な原材料は使用されていない。

配送、物流管理及び輸送

鉱山の亜鉛精鉱、鉛精鉱及び銅精鉱は、トラックにより砂利道を170キロメートル輸送され、専用鉄道支線に運ばれる。この砂利道は、地方当局の所有であるが、ブラック・マウンテン・マイニングがメンテナンスしている。鉛及び銅精鉱はこの後、シシェン-サルダナ間を結ぶ鉄道によりサルダナに運ばれ、運賃保険料込み価格の引渡条件で顧客向けに輸出される。

販売及び営業

ブラック・マウンテン・マイニングは国内市場及び国際市場においてスポット及び長期契約に基づいて販売される亜鉛、鉛及び銅精鉱を生産している。年間ベースで交渉される取引条件には、金属の未払分率、処理及び精製費用並びに適用価格も考慮される。ブラック・マウンテン鉱山の顧客にはトラフィギュラ・ビヘーア・ビーヴィ (Trafigura Beheer B.V.)、MRIトレーディング (MRI Trading)、グレンコア・インターナショナル・アーゲー (Glencore International AG) 及びオーシャン・パートナーズUKリミテッド (Ocean Partners UK Limited) がいる。

ブラック・マウンテン・マイニングが2014年度において生産した金属亜鉛及び金属鉛の約66.0%は、量、品位及び価格を規定した年間契約のもと販売され、残りはスポット市場において販売された。契約販売価格は、一般的なロンドン金属取引所における価格に基づいたものであり、追加的な市場プレミアムが上乗せされている。したがって、ブラック・マウンテン・マイニングが亜鉛及び鉛について受け取る価格は、ロンドン金属取引所における価格の変動の影響を免れない。

プロジェクト及び開発

ガムスベルグ計画

ブラック・マウンテン・マイニングが手掛ける主要なプロジェクトはガムスベルグ計画である。本プロジェクトは、2つの主要な鉱化体区域、すなわち、地表に近い採鉱を必要とするガムスベルグ北、及び坑内掘りを必要とするガムスベルグ東により構成される。

ウッド・マッケンジーによると、ガムスベルグ計画は、世界最大の亜鉛生産地の1つとなり、かつ運営コストはコスト曲線の平均程度に収まることが予測されている。

ガムスベルグの鉱床は、その他の大規模な未開発の亜鉛埋蔵地と比較して、以下を含む理由により有利である。

- ・本鉱床には露天掘り可能な大量の鉱物が含まれ、さらにグレードの高い坑内掘り向け鉱物が支えている。
- ・本鉱床は、再変成再結晶硫化物鉱化体の特性を有する鉱化体分類に属する。
- ・本鉱床は、最新のインフラを備え既に確立した鉱山地域に隣接した場所に位置し、気候が温暖で政情の安定した地方に位置する。

当社は、ガムスベルグ計画では年間500,000トン（乾燥質量）を超える亜鉛精鉱（亜鉛精鉱中の250,000亜鉛金属）の生産が可能になると考えており、同計画は露天掘り採鉱及び関連インフラを有する選鉱施設を含む予定である。ガムスベルグ計画の見積電力需要量は、年間500,000トン（乾燥質量）の亜鉛精鉱の生産に要する40メガボルトアンペアである。

リシーン

概要

リシーン鉱山は、アイルランド共和国ティペラリー州にあり、坑内掘り鉱山、選鉱施設及び埋め戻し加工場から構成される。年間約151,000トンの亜鉛精鉱を生産しており、予測鉱山寿命は2015年までである。リシーン鉱山はまた、年間約21,000トンの鉛精鉱も生産している。現在の埋蔵量は1.67百万トンである。

2014年度中、リシーン鉱山においては亜鉛含有率11.8%及び鉛含有率2.2%の鉱石1,401,741トンが加工され（これは近郊にあるギャルモイ鉱山より購入し第三者により保有されている鉱石119,506トンを含む。）、これを原料として約282,159トンの亜鉛精鉱（151,021トンの亜鉛を含む。）及び34,409トンの鉛精鉱（21,048トンの鉛を含む。）が生産された。

リシーンの亜鉛鉱床は、約3億2千万年前に形成された石灰石主体の堆積岩から成るラスダウニー・トレンドにある。リシーン鉱床の存在は、この地方のいくつかの断層の存在に由来しており、鉱体の形成、形態及び位置に大きな役割を果たした。これらの地層内の裂け目が、熱水鉱化作用における流動体の導管として作用し、金属を最深部から上方に移動させたと考えられている。

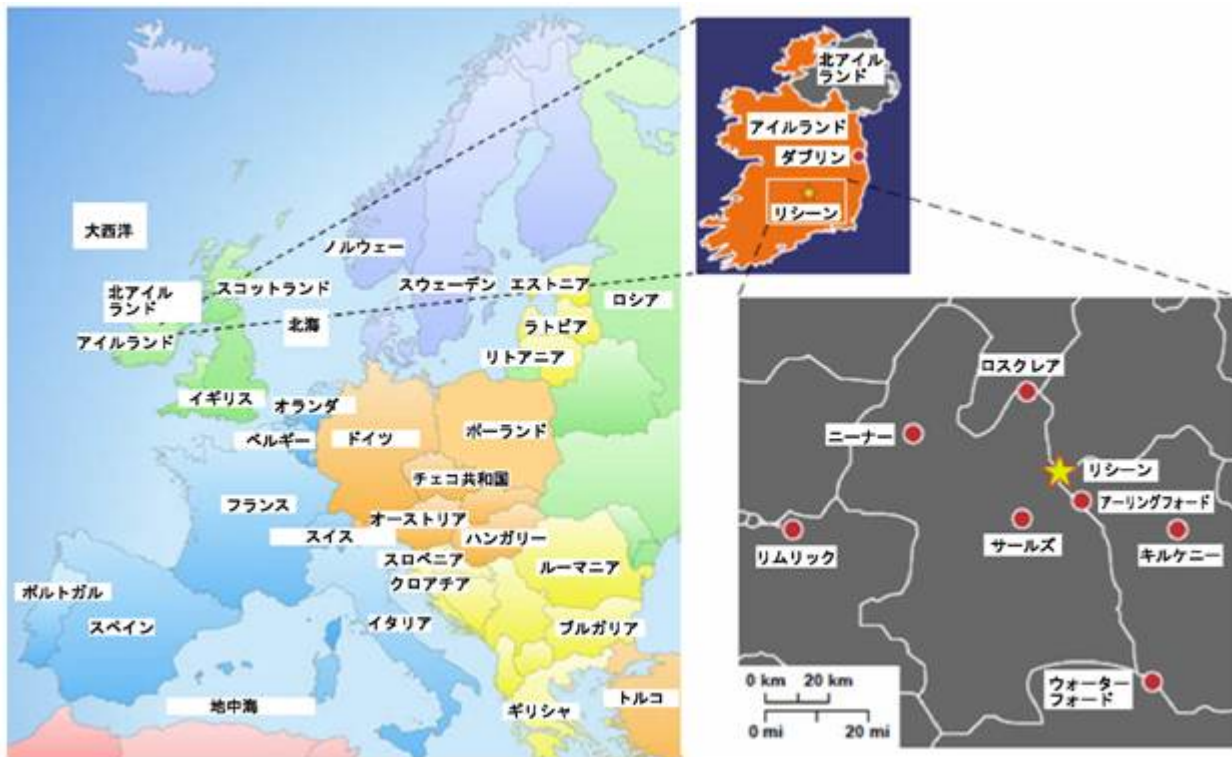
本鉱山は、ミノルコ（アングロ・アメリカンと1999年に合併した。）及びイヴェルニア・ウェストが開発のパートナーシップを締結後、1999年に生産を開始した。その後、アングロ・アメリカンはイヴェルニアの持分を2003年に取得し、完全所有者となった。リシーン鉱山は2011年2月15日、SIILに（ティーエイチエル・ジンク・ホールディング・ビーヴィーを通じ）買収された。

主要製品

リシーンでは、亜鉛精鉱及び銅精鉱を生産しており、これらは海外に出荷されている。

主要施設

以下の地図はヨーロッパ内及びアイルランド島内におけるリシーンの場所を示したものである。



鉱山

リシーンの鉱体は、3つの主要なゾーンであるメイン・ゾーン、デリービル・ゾーン及びボグ・ゾーン並びにそれら周辺の一連の小規模な付随体により生じた。鉱石は主に、黒色基角礫岩（BMB）として知られる熱水角礫岩に付随する断層に由来し、ウォールソーチャン層と呼ばれる塊状で微粒子の苦灰石化した石灰岩ユニットの地盤で発達又は近位に存在する。このユニットは、暗色頁岩石灰岩であり、岩石層下盤を石灰化させる粘土質生物碎屑石灰岩（ABL）を基底としている。

鉱体は平均深度170メートル、大部分が層状又は平坦であり、厚さは1～14メートルに及ぶ。断層近くでは、鉱化作用が非常に強い可能性がある。鉱床は高品位であり、亜鉛と鉛の比率が6対1である。

リシーン鉱山からの粉碎された鉱石は地表ストックパイルに貯蔵され、そこから選鉱施設に設置された最初の加工として2段階の湿式粉碎回路に運ばれる。粉碎機からの懸濁物は、その後直接2つの浮遊選鉱回路を通過し、そこで鉛精鉱及び亜鉛精鉱は順次浮遊分離される。亜鉛精鉱は製品が製錬基準を満たすよう、苦灰石を除去するため、硫酸によりろ過される。精鉱は、濃縮及びその後の加圧ろ過により出荷基準まで脱水される。脱水された精鉱はコーク港に輸送され、そこから海外の製錬所に輸送される。

鉱物学的に鉱体は通常、主に黄鉄鉱、白鉄鉱及び閃亜鉛鉱と少量の方鉛鉱から構成される塊状硫化鉱床を含む。鉱床は高品位であり、亜鉛と鉛の比率が6対1である。低品位の銀が局所的に存在する。いくつかの有害成分が発生し、主要なものはニッケル、コバルト、銅、マグネシウム及びヒ素である。帯水層は亀裂を調節し、広範囲に風化したカルスト地形であった急傾斜の北東及び北北西走向の亀裂及び節理の共役集合を經由して地表の排水システムに直接つながる。採掘場への水の浸入は主にこれらの構造の1つが交差し、著しい流量が短時間に発生した場合に生じる。1日のピークの水量は、1日当たり90百万リットルまで達し、年間ベースで1日当たり75百万リットルである。総合汚染規制ライセンスの完全な順守を確実にするために、専用の揚水及び水処理施設が整備されている。

リシーンの亜鉛及び鉛鉱床はラスダウニー・トレンドに位置し、北東方向にアビーライックス及び南西方向にサールズの間に40キロメートル広がっている。地帯は広大な平原で、ローズタウン及びウォーターフォードでアイリッシュ海に流れ込むドリッシュ川により排水される。

アイルランドの大分部と同様に、地帯は涼しく多湿な気候が特徴である。平均気温は1月の4.4度から7月の約15度であり、平均湿度は83.0%である。平均雨量は700～1,000ミリメートルである。

リシーン鉱山における電力需要は、120メガボルトアンペアの送電能力があると評価されている110キロボルトの送電線によって、現地の変電所へ供給される。

リシーン鉱山近辺の土地は従来、酪農業、蓄牛及び羊の飼育、林業及び泥炭生産に利用されていた。

2014年4月1日現在、鉱山の可採年数は1.5年であった。

一連のステークホルダーの合併及び買収の後、2003年から2011年においてリシーン鉱山はアングロ・アメリカン・ピーエルシーが完全所有していた。鉱山は現在当社の子会社であるティーエイチエル・ジンク・ホールディングス・ビーヴィを通じて、当社に所有されている。

鉱山の埋蔵量の概要

以下の表は、2014年3月31日現在における亜鉛及び鉛の確定埋蔵量及び推定埋蔵量を示したものである。

	確定埋蔵量			推定埋蔵量			確定埋蔵量及び推定埋蔵量の合計			SSL 持分	可採年数
	数量 (百万 トン)	亜鉛 品位 (%)	鉛品位 (%)	数量 (百万 トン)	亜鉛 品位 (%)	鉛品位 (%)	数量 (百万 トン)	亜鉛 品位 (%)	鉛品位 (%)		
リシーン	1.42	10.43	1.62	0.25	10.58	2.26	1.67	10.46	1.72		
合計	1.42	10.43	1.62	0.25	10.58	2.26	1.67	10.46	1.72	100	1.5

追加情報：

- (1) 表示されている推定鉱石埋蔵量の推定値は、JORC法に基づく採掘場の希薄化及び採掘回収率の損失を含んでいる。
- (2) 2014年の埋蔵量には、5.83%の亜鉛金属同等物のカットオフ品位が使用された。かかる計算式に用いられる鉛の要因は、埋蔵量の処理を開始する前に発表される経済的仮定に基づき毎年更新される。2014年の埋蔵量の処理については、 $ZnEq = \text{亜鉛} + 0.965 \times \text{鉛}$ である。
- (3) 亜鉛及び鉛の冶金用回収率要因は90.36%及び66.35%である。
- (4) 鉱石埋蔵量は、過去3年間の金属価格である亜鉛1トン当たり1,985米ドル及び鉛1トン当たり2,158米ドルを用いて見積もられる。
- (5) 当社の埋蔵量を推定するために使用された平均通貨換算要因は1米ドル当たり1.33ユーロであった。
- (6) 開示された埋蔵量は鉱山全体に関するものである。

生産量

以下の表は、2012年3月31日、2013年3月31日及び2014年3月31日に終了した年度におけるリシーン鉱山からの鉱石、亜鉛及び鉛精鉱の総生産量を示したものである。

		(単位：トン (％の数値を除く。))		
鉱山 (鉱山の種類)	製品	2012年 3月31日に終了 した年度	2013年 3月31日に終了 した年度	2014年 3月31日に終了 した年度
リシーン (坑内掘り)	採鉱済鉱石 (トン)	1,564,237	1,644,537	1,401,741
	鉱石品位			
	- 亜鉛 (%)	12.90	11.40	11.8
	- 鉛 (%)	2.70	2.15	2.2
	回収率			
	- 亜鉛 (%)	90.60	90.39	91.3
	- 鉛 (%)	70.30	66.13	68.5
	亜鉛精鉱	343,196	317,413	282,159
	鉛精鉱	49,053	39,129	34,409

主要な原材料

リシーン鉱山には、亜鉛精鉱及び鉛精鉱を生産するための浮遊選鉱過程において使用する化学試薬を除いて、主要な原材料は使用されていない。

配送、物流管理及び輸送

外国向け物流について、リシーンは、亜鉛精鉱をコーク港（鉱区から135キロメートル）に、現地で独占的な契約をしている運送業者を経由して輸送する。倉庫及び船積み施設を有する、コークにおける専門の販売営業事務所が運送及び契約を取り扱っている。運送業は営業費用合計の約8.9%を占める。

国内向け物流について、高評価を得ている供給者の大半と契約を締結しており、これには掘削消耗品、ポンプ、ショットクリート、埋め戻し用結合材、コンクリート及び爆発物が含まれる。

リシーンは国際空港（ダブリンまで157キロメートル、コークまで135キロメートル）、国道及び近隣の町に近接している。最も近い高速道路は鉱区から10キロメートルであり、コークの港湾施設へ直接繋ぐ道路となっている。

販売及び営業

リシーン鉱山では、地下から鉛及び亜鉛鉱石を採掘し、これらの鉛及び亜鉛を精鉱に加工し、ヨーロッパ、アジア及び米国の製錬所及び顧客に販売している。リシーンは現在、非常に小規模な顧客基盤を有している。リシーンにより生産されている金属及び精鉱の営業は、アグニーズに位置する企業事務所において中心的に行われている。また、物流の調整、事務的支援及び契約締結を管理する現場事務所もある。リシーンは、異なる複数の専門販売契約を海外の顧客と締結しているが、スポット市場における取引も増加している。

リシーンが2014年度において生産した金属亜鉛及び金属鉛の約77%は、量、品位及び価格を規定した年間契約のもと販売され、残りはスポット市場において販売された。契約販売価格は、一般的なロンドン金属取引所における価格に基づいたものである。したがって、リシーンが亜鉛及び鉛について受け取る価格は、ロンドン金属取引所における価格の変動の影響を免れない。

プロジェクト及び開発

現在リシーン鉱山において行われている主要なプロジェクトはない。

石油及びガス事業

概要

ケアン・インディア及びその子会社は、インド国内の原油生産において重要な寄与を行っており、石油天然ガス省の2014年3月の統計によると、総生産量のうち、共同操業のパートナーとともに約28%を占める。当社は9つの鉱区に多様な資産基盤を有しており、これらの鉱区は、ラジャスタンに1ヶ所、インド西海岸に2ヶ所、インド東海岸に4ヶ所、スリランカに1ヶ所及び南アフリカに1ヶ所となっている。

ラジャスタン、RJ-ON-90/1鉱区、バルメル盆地（100%オペレーター、70%参加持分）

ラジャスタン鉱区は当社の主要な生産資産であり、当社はここにおいて、生産物分与契約に基づき70%の参加持分を所有している。当社の共同操業パートナーであるインド石油ガス公社が30%の参加持分を有する。ラジャスタン鉱区すなわちRJ-ON-90/1は、バルメル地区にあり、3,111平方キロメートルの面積がある。同鉱区は3つの隣接する開発地域、すなわち(i)主として現在稼働中のマンガラ、アイシュワリア、ラーゲシュワリ及びサラスワティ（MARS）の各油田から成る開発地域（DA）第1、(ii)バギアム及びシャクティの油田から成るDA第2、並びに(iii)カーメシュワリ西部油田から成るDA第3により構成される。

マンガラ油田は、2004年1月に発見され、ケアン・インディアがこれまでに発見した陸地における最大の炭化水素鉱床である。その後、これ以外にも多数の油田が発見され、その中にはアイシュワリア及びバギアムも含まれる。ラジャスタン鉱区においては、探鉱開始以来31ヶ所の発見が確定している。研究調査の示すところでは、同鉱区にはさらに潜在資源及び潜在埋蔵量があるため、将来の成長機会が見込める。

当社はまたラジャスタン鉱区において産出した原油の加工、輸送及び販売を円滑に進めるため、相当規模のインフラ資産を所有し、運転している。2014年度における当社の平均一日当たり純生産量は、ラジャスタン鉱区においては84,355石油換算バレルであった。

カンベイ、CB/OS-2鉱区、カンベイ盆地（100%オペレーター、40%参加持分）

当社は、インド西部のグジャラート州沖合のカンベイ盆地にあるCB/OS-2鉱区において操業している。カンベイ鉱区における当社の事業は、ラクシュミ及びガウリの油ガス田並びにCB-X開発地域が中心である。当社の引き受けた探鉱及び開発に基づき、カンベイ鉱区では、沖合のラクシュミ区域及びガウリ区域並びに陸上のCB-X区域から天

然ガスが発見され、また前二者から原油が発見された。当社はラクシュミのガス田においては2002年、ガウリのガス田においては2004年に、ガスの生産を開始した。ガウリ区域において、原油にコンデンセートが加わった混合原油の生産は2005年に開始された。ラクシュミ及びガウリの沖合産出帯は、カンベイ盆地においてそれぞれ121.1平方キロメートル及び50.7平方キロメートルの面積を占め、グジャラート州の沖合、水深約20メートルに位置する。CB-Xは、カンベイ盆地鉦区にある陸上ガス田であり、面積は33.28平方キロメートルである。2014年度における当社の平均一日当たり純生産量は、カンベイ鉦区においては2,274石油換算バレルであった。

ラバ、PKGM-1鉦区、クリシュナ・ゴダバリ盆地、インド東部（100%オペレーター、22.5%参加持分）

クリシュナ・ゴダバリ盆地における当社の生産事業は、インド東部のアンドラ・プラデシュ州の沖合、水深が最大で40メートルの場所に位置するラバ油ガス田を中心としている。開発はインド石油ガス公社、ビデオコン及びラバ・オイル・シンガポール（Ravva Oil Singapore）との共同で行われ、当社は1996年にオペレーターとなった。2014年度における当社の平均一日当たり純生産量は、ラバ鉦区においては3,473石油換算バレルであった。

(e) 当社の石油及びガス事業

概要

当社の石油及びガス事業は、ケアン・インドニア及びその子会社により所有及び経営が行われている。ヴェダントは、ケアン・インドニアの潜在株式調整後株式資本の58.5%をケアン・エナジー・ピーエルシーから2011年12月8日付で取得完了した。組織再編取引の後、ヴェダントの保有するケアン・インドニア株式は、当社に移転された。2014年3月31日現在、当社の所有するケアン・インドニアに対する持分の合計は58.9%であった。ケアン・インドニアの従事する事業は、主として探鉱、開発並びに原油、ガス及び関連副産物の生産である。石油天然ガス省の2014年3月の統計によると、当社及び当社の共同操業パートナーを合わせて、インド国内の原油生産量の約28%を占める。

当社は世界有数の資源基盤を保有し、インドにおいては7つの鉦区に、スリランカ及び南アフリカにおいてはそれぞれ1つの鉦区に持分を有する。当社の資源基盤は、4つの戦略的重点地域に所在し、すなわちラジャスタン、インド西岸に2ヶ所、インド東岸に4ヶ所、スリランカに1ヶ所、南アフリカに1ヶ所となっている。鉦区は、バルメル盆地、クリシュナ・ゴダバリ盆地、パラール-ペンナル（Palar-Pennar）盆地、カンベイ盆地、ムンバイ沖盆地、マンナール（Mannar）盆地及びオレンジ盆地に分布する。

ケアン・インディ					
		アの持分		面積	
資産		盆地名	(%)	共同操業者	(平方キロ)
インド					
1	RJ-ON-90/1	バルメル	70%	インド石油ガス公社	3,111
2	CB/OS-2	カンベイ	40%	インド石油ガス公社、タタ・ペトロ ロダイン	207
3	PKGM-1（ラバ）	KG沖	22.5%	インド石油ガス公社、ラバ・オイル、 ビデオコン	331
4	KG-ONN-2003/1	KG沖	49%	インド石油ガス公社	315
5	KG-OSN-2009/3	KG沖	100%	-	1,988
6	MB-DWN-2009/1	ムンバイ沖	100%	-	2,961
7	PR-OSN-2004/1	パラール-ペンナル	35%	インド石油ガス公社、タタ・ペトロ ロダイン	9,417
海外					
8	SL 2007-01-001	スリランカ、マンナール	100%	-	3,000
9	鉦区-1	南アフリカ、オレンジ	60%	ペトロ・エスエー	19,898
合計					41,228

主要製品

石油

各油田の品質及び内容は多岐に渡ることから、当社は様々な品位の原油を生産する。ラジャスタン鉱区の大半の油田の原油は、高い流動点及び一定の温度下において固体化する性質を特徴とする。これと逆に、ラバ油田で生産される原油は低硫黄の中質原油で、かつ高い流動点を特色とする。また、CB/OS-2に産する原油は、天然の状態ですウィートオイル（硫黄分を含有しない）として存在し、API比重は約45度である。

ガス

ラジャスタン鉱区、ラバ鉱区及びカンベイ鉱区は、天然ガス及び原油と混合した天然ガスを産出する。当社は従来、これらの成熟した資産から産するガスを販売してきたが、2014年度からは、ラジャスタン鉱区においてガスの商業販売を開始した。これは2013年3月の規制当局による承認を受けたものである。

生産量

以下の表は、当社の2012年度、2013年度及び2014年度の実績生産量を示したものである。

平均一日当たり生産量	単位	2012年度*	2013年度	2014年度	増減率 (2014対2013)
純生産	石油換算バレル／日	74,554	90,372	90,102	0%
原油	石油バレル／日	72,808	89,065	88,320	(1%)
ガス	百万標準立方フィート／日	10	8	11	38%

* 2012年度は、2011年12月8日から2012年3月31日までの期間である。

推定埋蔵量

以下の表は、ラジャスタン鉱区、ラバ鉱区及びカンベイ盆地鉱区内の油田の埋蔵量についての2014年3月31日現在の当社の見積りに関する一定のデータである。表に報告する数値の単位は、百万石油換算バレル／日である。

資産	盆地名	探鉱活動	開発活動	純確定埋蔵量
国内資産				
RJ-ON-90/1	バルメル	有	有	108.78
CB/OS-2	カンベイ		有	1.64
Ravva	KG沖	有	有	2.27
合計				112.69

技術

ケアン・インディアは、原油回収の増進を可能にし、生産速度を支えるため、増進回収機序四次元地震探査技術及び水力破碎を含む重要な技術の適用に取り組んでいる。

原油回収増進法は、水攻法による一次回収及び／又は二次回収の適用では回収されない原油を利用可能にする三次回収技術である。当社は2つの形態の原油回収増進、すなわちポリマー攻法及びアルカリ-界面活性剤ポリマー（「ASP」）攻法の適用を計画している。ポリマー攻法による原油回収増進計画の実施は、マンガラ油田において開始されており、将来はバギアム油田及びアイシュワリア油田にも拡大する計画である。ASPのパイロット評価が現在、マンガラ油田において行われている。

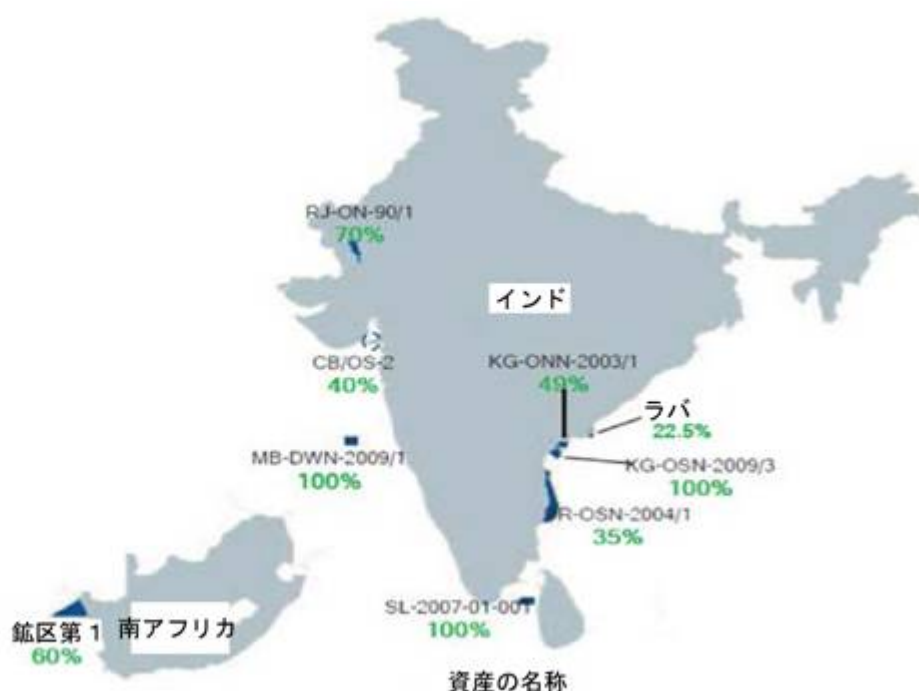
四次元地震探査は、時間をかけて繰り返し地震を起こし、測定結果を取得し、数値の違いを分析することで、既存の産出井によってでは炭化水素が未掃攻の場所を特定する高度な技術である。こうした地域が、新しく間掘りの採取井を掘削することにより原油生産を維持し、原油回収を回復する対象地域となる。当社はラバ油田において、この技術の実施に踏み切った。これは、原油貯留層のうち未掃攻又は掃攻の十分でない部分を対象とした追加坑井掘削により、成熟油田における原油生産の減少の度合いを緩和するためである。

水力による断裂の発生すなわち水圧破碎は、浸透性の低い油層において、炭化水素が貯留層から坑井孔まで流れるよう導く経路を準備するプロセスである。この技術の適用により、より緊密なバルメル丘陵地層を開発し、発見された炭化水素の採取を促進することが期待される。

主要施設

概要

以下の地図は、インド、スリランカ及び南アフリカにおけるケアン・インディアの鉱区の所在を示したものである。



* 地図の縮尺は一定でない。

ラジャスタン

ラジャスタン生産物分与契約

ケアン・インディアは、ラジャスタン鉱区において、共同操業者であるインド石油ガス公社とパートナーシップを形成している。1995年5月、インド政府並びにインド石油ガス公社及びシェル・インディア・プロダクション・ディベロップメント・ビーヴィにより構成されるコンソーシアムの中で、ラジャスタン鉱区生産物分与契約が締結された。

ケアン・インディアは、ラジャスタン鉱区生産物分与契約における権益を3段階で取得し、最終的に資産及び負債に対する100.0%の受益権を2002年5月に取得し、かかる持分に対する法的権利を2003年6月20日に取得した。ラジャスタン鉱区生産物分与契約に基づき、インド政府は、商業化できる発見の含まれるいずれの開発地域においても30.0%の参加持分を取得する選択権を有する。インド政府は、3つの開発地域すべてにおいてこの権利を行使した。すなわちマンガラ開発地域については2005年、バギアム及びシャクティ開発地域については2007年、並びにカーメシュワリ開発地域については2009年に、ノミニエであるインド石油ガス公社を通じて行為し、30.0%の参加持分を取得した。

この生産物分与契約に基づき、インド政府は、ラジャスタン鉱区において生産された原油を買い取る義務を負う。しかしインド政府は、政府ノミニエへの割当てを超過する分の原油をその他の国内の民間製油所に売却する許可をケアン・インディアに付与しており、2014年3月31日の時点で、ケアン・インディアは、民間製油所及び公共部門の事業である製油所の両方に原油を売却している。2014年3月31日現在、公共部門事業の製油所及び民間製油所との間に日量200,000バレルを上回る商業販売契約が締結されている。公共部門事業の製油所、特別経済区域の製油所及び海外に追加販売が行われる場合は、インド政府の承認が必要である。

ラジャスタン鉱区生産物分与契約により、ラジャスタン鉱区経営委員会が設立される。この委員会は、4名の委員により構成され、うち2名はインド政府及び認可保有者であるインド石油ガス公社の両者（一体として）により

指名され、この両者を代表し、残る2名はケアン・インディアにより指名され、ケアン・インディアを代表する。経営委員会は、年間作業計画、予算、発見を商業化する旨の宣言の提案、油田開発計画及び開発地域の概要説明又は追加については全会一致をもって承認するが、その他の事項についてはすべて、過半数による議決で足りる。

現在有効のラジャスタン鉱区生産物分与契約は、2020年5月に終了するが、当事者間の相互の合意に従い、非随伴天然ガスの商業生産の場合は10年間の追加を限度として、これ以外の場合は5年間の追加を限度として、延長することができる。原油又は天然ガスの生産が該当期間を経過後も続くことが予想される場合、生産物分与契約を当事者の合意によりさらに延長する規定も存在する。

ラジャスタン鉱区は、2009年度（ラジャスタン鉱区において商業生産が開始される年度）から2016年3月31日までの7年間、免税期間の利益を享受する。しかしながら、7年間の免税期間中、最低代替税の規則が適用され、これにより、インドにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に基づいて計算された帳簿利益に課税される。支払った最低代替税は、計上年から合計10年間（現行税率により）繰り越すことができ、将来年度において支払うべき法人税のうちかかる年度に支払義務のある最低代替税を超過する分の減額に用いることができる。

ラジャスタン鉱区生産物分与契約に基づき、インドが原油の自給を達成するまで、ケアン・インディアは、インド国内の原油需要への対応に資するため、ラジャスタン鉱区から採取され、自らが受け取る権利を持つ原油及びコンデンセートのすべてをインド政府又はそのノミニーに売却することを義務付けられている。インド政府は、ラジャスタン鉱区において生産される原油及びコンデンセートに対して請負業者が持つ権利の全量を買取るため、ノミニーを任命することができる。しかしながら、インド政府は生産物分与契約に基づき、残りの分量すなわちインド政府のノミニーに割り当てられた分量の超過分をその他の国内の民間製油所に売却するためのマーケティングの自由をケアン・インディアに許可した。

ラジャスタン鉱区生産物分与契約に基づき、すべての売却について、プラッツが発表する全当事者が合意した海外原油バスケットに係る1バレル当たりFOB売価の加重平均により、価格設定がなされる。売却が成立する引渡期間すべてについて、バスケットに係る毎日のFOB価格の最高額と最低額の間値に品質、引渡時期、分量、支払条件及びその他の認識される限りの差異に関して調整を加え、当該引渡期間の平均値を計算することで決定される1バレル当たり平均価格をもって、価格が設定される。適切なバスケットの合意にあたり、各当事者は、合理的に実務上可能な限り、当該開発地域において生産されると予想される原油の品質と類似する品質の原油の構成及び加重を選択するよう務め、バスケット価格に対し、いかなる品質調整（もしあれば）が適切であるか合意するものとする。原油の品質の決定にあたり、比重、硫黄分及び含有金属、流動点並びに産出量を含むすべての関連する指標を勘案するものとする。

ラジャスタン鉱区で生産される原油は、ボニーライトを基準として評価される。ボニーライトは海外の低硫黄原油で、プラッツの原油市場ニュース配信において日々情報が更新される。価格計算式は、産出量及び品質の差異に関しても調整される。

ラジャスタン鉱区生産物分与契約の当事者間に、原油価格の計算の根拠又は方法について紛争が発生した場合、いずれの当事者も、単独の専門家に当該案件を付託することができる。かかる専門家は、国際的に定評があり、関連する資格及び実績を備えた独立かつ中立の者であるべきものとする。ラジャスタン鉱区生産物分与契約の規定に基づき、かかる単独の専門家の判断は最終的であり、各当事者を拘束し、仲裁の対象とはならない。

業績

2014年度、ラジャスタン鉱区は30.79百万石油換算バレルの純生産量を達成し、2014年度末までの累積総生産量は114百万石油換算バレルとなった。2014年度中、合計129基の新規の坑井において生産が開始されたこともあり、鉱区は2014年度において、一日当たり84,355石油換算バレルの平均純生産量を達成したが、これは前年比で1%の減少であった。鉱区全体の施設稼働率は98.0%であり、これは世界の同業者中上位10%に入る。

開発地域第1は、主としてマンガラ、アイシュワリア、サラスワティ及びラーゲシュワリの各油ガス田により構成され、2014年度中、純生産量は一日当たり平均71,570石油換算バレルであり、前年比で3%の減少となった。マンガラ油田が生産量の最も大きな割合を占め、アイシュワリア油田は生産量の増加率が上昇した。2014年度中、バギラム油田から成る開発地域第2は、総生産量が一日当たり平均12,785石油換算バレルであり、進行中の追加坑井掘削計画により、前年比で10%増加した。2014年3月31日現在、開発地域第3においては、生産実績のある油ガス田がない。

ラジャスタン共同事業は、2013年3月、インド政府から天然ガスの販売を開始するための承認を受けた。ガスの販売は、生産量の当初目標を日量約5百万標準立方フィートとして開始された。これは、現状では石油の生産を支援する既存のガス加工インフラを利用するものである。石油パイプラインと並行して敷設されている8インチのガス・パイプラインが、国内の購入者にガスを供給するために使用されている。これは、環境に負荷を与えない方法での資源の徹底活用に向けた一歩である。

以下の表は、2012年、2013年及び2014年の3月31日に終了した各年度について、ラジャスタン鉱区における石油及びガスの平均一日当たり純生産量を示したものである。

平均一日当たり生産量	単位	2012年度*	2013年度	2014年度	増減率 (2014対2013)
純生産量	石油換算バレル／日	68,824	85,439	84,355	(1)%
石油	石油バレル／日	68,824	85,439	83,800	(2)%
ガス	百万立方フィート／日	－	－	3	－
開発地域第1－純生産量	石油換算バレル／日	59,359	73,831	71,570	(3)%
開発地域第2－純生産量	石油換算バレル／日	9,465	11,609	12,785	10%
開発地域第3－純生産量	石油換算バレル／日	－	－	－	－

* 2012年度は、2011年12月8日から2012年3月31日までの期間である。

マンガラ

マンガラ油田は2009年9月に生産を開始し、現在に至るまで当社の石油及びガス生産において最大の割合を占めており、坑井の追加が生産量の増加を後押ししている。最終原油回収率を上昇させ、生産量に寄与するため、当社は追加坑井掘削計画を実施しており、原油回収増進プロジェクトを開始した。追加坑井掘削計画は、流通できるバレル数を増加させ、良好な実績を挙げている。

2014年度中、マンガラ油田ポリマー攻法原油回収増進計画に関する油田開発計画の承認が、経営委員会から下りた。実施のための主要な契約書が手交され、ポリマー注入が2015年度第4四半期までに開始される見込みである。中核的ポリマー施設を含む地上設備の建設は、2015年度第1四半期に開始された。2014年度のマンガラ油田における石油及びガスの一日当たり平均純生産量は、23.89百万石油換算バレルであった。

アイシュワリア

ラジャスタンにおける発見としては3番目に大きいアイシュワリアは、2013年3月に生産を開始した。ラジャスタン鉱区における石油生産量は第5位の油田である。2014年3月31日現在、油層がこれまでに上げた実績は予測に匹敵する水準である。

ラーゲシュワリ及びサラスワティ

ラーゲシュワリ油田は、2012年3月に生産を開始した。一方、サラスワティ油田の生産の開始は、2011年5月である。加工及び排気のための統合施設が利用できることにより、営業費用が削減され、両油田は採算が成り立っている。

バギアム

ラジャスタンにおいて2番目に大きい油田であるバギアムは、開発地域第2の一画を占め、2012年1月に生産を開始した。油田全体の埋蔵量は当社の当初推定よりも多いものの、個々の坑井の実績は予想を下回っている。2014年度の平均一日当たり純生産量は、12,785石油換算バレルであり、2013年度と比較して10%増加した。これは、当社が展開中の追加坑井掘削作戦によるものである。さらに、最終回収量を増加させ、生産を支援するため、ポリマー攻法原油回収増進計画が提案されている。共同操業パートナーとともに、油田開発計画を提出済みであり、承認待ちの状態である。

施設

マンガラ加工施設

マンガラ加工施設は1.6平方キロメートルの敷地面積を持ち、中核的資産である。マンガラ加工施設においては、ラジャスタン資産において生産される原油の加工が行われる。加工後、原油は直径24インチの連続加熱及び絶縁されたパイプラインにより搬送される。マンガラ加工施設の統合生産設備は、油田開発計画の承認済生産を支援する。これは、ケアン・インディアのラジャスタン鉱区全体における生産物引取り能力に沿ったものである。事業の段階及び規模が増大したため、当社は流体処理能力及び設備の増強に向けたプロジェクトを立ち上げた。

当社は、予想される追加的要求に応えるため、当施設における流体（石油、ガス、水）処理の能力の向上に飛躍的進歩を遂げてきた。これは含水率の上昇と関連しており、油田が成熟するにつれ、また、圧力を高めるため及び掃攻効率のため注入する水量が増加するに伴い、含水率は上昇している。本プロジェクトは、水の圧入のための設備を質量ともに補強するものである。

マンガラ・ポリマー攻法原油回収増進計画の実施の一環として、当社は追加施設の整備も行う予定である。この追加施設は、貯蔵、処理、準備、輸送及び坑井孔への注入を含め、ポリマー攻法の管理を支援するものとなる。ポリマー溶液の注入のため、既存の水平坑井の改良も行われる。

マンガラ開発パイプライン

マンガラ開発パイプラインは、ラジャスタン資産から生産された原油を搬出するよう設計されており、市場にアクセスを提供する。パイプラインはマンガラ加工施設に端を発し、ラジャスタン及びグジャラートの2州にまたがる8地区を通過する。パイプラインの終点は沿岸地のボーガットであり、インド西岸、ジャムナガルに程近い。マンガラ加工施設からサラヤまでの建設は、18ヶ月で完了した。マンガラ加工施設からサラヤまでの区間（590キロメートル）のパイプラインは、インドの製油事業者に対し、安全に原油を配送し続けており、現時点での生産データに沿って運営している。サラヤから終点のボーガットまでの総延長は、現在敷設が済み、最終的なテスト及び試運転が行われている。試運転の完了次第、当社は、ラジャスタンに産する原油の輸送のため海側のルートを追加したことにより、安全及びその他の運転パラメーターの利益を享受することが見込まれる。

マンガラ開発パイプラインは、旧来型のパイプラインではなく、原油の持つワックス状の性質のために、技術上の創意工夫が必要となった。パイプラインの全長にわたり、原油が確実にワックス出現温度の65℃を上回るよう維持することが克服すべき課題となり、このため当社は、原油のパイプライン全長にわたる搬送を通じて原油の可動性及び流動性を維持するため、連続して加熱及び絶縁がなされたパイプラインを建設する必要に迫られた。パイプラインは、その全長にわたり、光ファイバーシステムを活用してセキュリティ及び監視を行うパイプライン侵入検知システムも組み込んだものである。

ボーガットのターミナル施設

グジャラート州ジャムナガル地区にあるボーガットのターミナル施設は、160ヘクタールの敷地があり、アラビア海沿岸から8キロメートルに位置する。ターミナル施設は、原油の貯蔵及び海上輸送を円滑化するものである。ボーガットのターミナル施設の重要な要素として、2基の24インチ径の海底輸出用パイプラインがある。ボーガットの海陸境界から一点係留システムまで、原油の搬送を可能にするものと、一点係留システムから深海の海底パイプライン端末多岐管まで延び、タンカーの停泊及び積載を可能にするものである。ボーガットのターミナル施設の工程は、試運転前の最終段階にある。

探鉱

2013年3月の探鉱再開以降、現在までに、当社は1.2十億石油換算バレルの炭化水素につき、態勢を整備した。これに対し、当社の3箇年掘削目標は3.0十億石油換算バレルである。このほかに、0.6十億石油換算バレルが発見され、評価が行われているところである。2015年度から2016年度にかけて、当社は、現在の掘削活動の結果、さらに1.2十億石油換算バレルの炭化水素につき、態勢を整備する見込みである。ラーゲシュワリ深層ガス田付近における試掘により、規模のより大きい、数兆立方フィートのガス資源基盤の存在が示されており、これはラーゲシュワリ深層構造体、グダ深層構造体及びグダ南部構造体から成る。当社は現在、ラーゲシュワリ深層ガス田への重要なオフセット井をテストしており、また、当年度の残る期間において、探鉱評価のための掘削及びテストに係る6件の追加坑井計画を展開する。2014年7月現在、8件の発見が確実に原油の地上への表出を示している。その他の炭化水素を掘削する坑井の試掘は、まだ進行中である。固く締まった油層における発見の評価が現在、回収率を確定する目的で行われている。

当社の掘削計画において性能の向上した掘削装置を追加することにより、当社は、これまで2件の影響度の高い有望地域を掘削し、大深度海底下にガスの堆積があるかどうかテストすることができた。最初に得られた結果は有望であり、分析は引続き行われている。現在、1,900平方キロメートルの三次元地震探査データを取得する2箇年計画が進行中であり、さらに新しい探査鉱脈を特定し、有望な資源基盤を増加させることに役立つ見込みである。2014年6月30日現在、当社の取得した三次元地震探査データは411平方キロメートル分である。

ラバ

ラバ生産物分与契約

ラバ油田の探鉱、開発及び生産に係る生産物分与契約は、インド政府並びにインド石油ガス公社、ビデオコン・ペトロリアム・リミテッド、ラバ・オイル及びコマンド・ペトロリアム（インド）ピーティーワイ・リミテッド（以下「コマンド・ペトロリアム」という。）が構成するコンソーシアムの間で、1994年10月28日に締結され、コマンド・ペトロリアムがオペレーターとして指定された。1996年、ケアン・エナジー・ピーエルシーがコマンド・ペトロリアムを取得し、この取得にはコマンド・ペトロリアムのラバ油田に対する持分が含まれており、ケアン・インドがオペレーターとなった。

ケアン・インドは、ラバ油田において22.5%の参加持分を有し、残る持分は現在、インド石油ガス公社（40%）、ビデオコン・ペトロリアム・リミテッド（25%）及びラバ・オイル（12.5%）（総称して「ラバ共同操業体」という。）が保有する。現行の生産物分与契約は、2019年10月27日まで有効であり、インド政府により、10年間の追加（非随伴ガスの商業生産の場合）又は5年間の追加（その他の場合）を限度として延長される場合がある。

ラバ生産物分与契約に基づき、ケアン・インドは、原油及びガスの売上高から、当事者間に利益を分配するに先立ち、探鉱、開発及び生産費用の100%を回収することができる。

ラバ生産物分与契約に基づき、インドが原油の自給を達成するまで、ケアン・インドは、インド国内の原油需要への対応に資するため、ラジャスタン鉱区から採取され、自らが受け取る権利を持つ原油のすべてをインド国内の市場で売却することを義務付けられている。すべてのインド政府のノミニーに対する売却は、プラッツ社の発表において確認される1種若しくは複数の類似した性質及び品質を持つ原油の米ドル建て1バレル当たりFOB売価又はかかる原油のスポット市場による価格のいずれか、売却される原油の現在価値をより正しく反映するよう当事者により決定された価格で評価される。

ラバ生産物分与契約は、生産に係るロイヤルティ及び租税を支払うべきことも規定している。原油及び坑口部コンデンセートに課せられるロイヤルティ料率は、原油の価値のいかにかわらず、1トン当たり481ルピーと定められている。1974年インド石油産業（開発）法の規定に基づく原油の生産への課税（以下「OIDA租税」という。）は、ラバ生産物分与契約においては1トンの原油生産当たり900ルピーと定められている。これに加えて、1バレル当たり27ルピー（OIDA租税の3%の増加を反映したもの）が教育税及び成人・高等教育税として、ラバ共同操業体の構成員に課せられる。追加の27ルピーは現在支払いを行っている。しかし、ケアン・インドは、かかる支払いの義務について異議を申し立てている。天然ガスに関して支払うべきロイヤルティは、天然ガスの井戸元価値の10%（通常、天然ガス収益の9%）である。天然ガスの生産に関しては、OIDA租税を支払う義務はない。ロイヤルティ及びOIDA租税には、ラバ生産物分与契約により、一般に支配的なロイヤルティ料率及びOIDA租税の税率にかかわらず、こうした水準に上限が設定されている。ロイヤルティ及びOIDA租税の支払いは、ラバ生産物分与契約に基づき、利益が当事者間に分配されるに先立ち回収できる。インド石油ガス公社が最初にラバ油田を発見したため、ケアン・インド及びその他のラバ共同操業体の構成員は、インド石油ガス公社に対し、累積原油生産量に基づく一連の生産物支払いを行う義務を負う。生産物支払いの計算方法は、以下に示すとおりである。

	インド石油ガス公社 に対する 総支払額	ケアン・インド による 純支払額
	(単位: 百万ドル)	
生産量が75百万バレルまでの場合、25百万バレルの生産当たり	9.0	3.4
生産量が75～100百万バレルの場合、5百万バレルの生産当たり	1.8	0.7
生産量が100～225百万バレルの場合、5百万バレルの生産当たり	1.7	0.6
生産量が225～250百万バレルの場合、5百万バレルの生産当たり	1.4	0.5
生産量が250百万バレル超の場合、5百万バレルの生産当たり	1.0	0.23

共同操業パートナー間では時おり、ラバ油田に関し、生産物分与契約の解釈をめぐる、仲裁を必要とする紛争が発生した。一例を挙げると、基本開発費用（生産物分与契約に規定される。）に係るラバ共同操業体の5.0%又はそれ以上増加した過剰な費用回収を問題として、インド政府とラバ共同操業体との間に紛争が持ち上がった。共同操業パートナー側は、仲裁手続を開始し、仲裁裁判所は、2011年1月18日に発表したその裁定において、ケアン・インドアを含む企業側に、278百万ドルにのぼる広範な支出済み基本開発費用の回収を認め、基本開発費用として支出された22.3百万ドルの超過額については要求を却下し、訴訟費用の50.0%をインド政府の負担とした。クアラルンプール高等裁判所は、2012年8月30日、インド政府による裁定却下の申立てを棄却し、訴訟費用をその負担とした。インド政府は、クアラルンプールの上訴裁判所に、高等裁判所の判決の破棄を求めて、上訴を申し立てた。2014年6月27日、クアラルンプールの上訴裁判所は、高等裁判所の判決の破棄を求めたインド政府の上訴を棄却した。

業績

1994年の創業以来、ラバ鉱区では原油及びガスの生産が行われており、その量は、生産物分与契約が締結された時点の最初の見積資源量の倍以上になった。2014年度中、ラバ鉱区における生産量は、一日当たり3,473石油換算バレルであり、生産施設の稼働率は99.8%であった。本資産は、2014年度末現在で延べ3.81百万時間の休業災害ゼロ工数を記録した。

2014年3月、当社はマット基礎に支持されたジャッキアップ・リグ（着底式甲板昇降型海洋掘削装置）を使用し、ラバ鉱区の採掘第5段階を開始した。この追加坑井掘削活動は、四次元地震探査に基づくもので、7基の坑井の掘削から成る。本活動の第1の坑井は、四次元地震探査により予測された未掃攻の油層の特定に成功し、最先端の四次元地震探査技術を応用する当社の能力を証明するものとなった。果敢な追加坑井掘削計画と慎重な油層管理とが相まって、50%を上回る回収の要因となることが見込まれる。

以下の表は、2012年、2013年及び2014年の3月31日に終了した各年度について、ラバ鉱区における石油及びガスの平均一日当たり純生産量を示したものである。

平均一日当たり生産量	単位	2012年度*	2013年度	2014年度	増減率 (2014対2013)
純生産量	石油換算バレル／日	3,762	3,051	3,473	14%
石油	石油バレル／日	2,690	2,288	2,704	18%
ガス	百万標準立方フィート／日	6	5	5	-

* 2012年度は、2011年12月8日から2012年3月31日までの期間である。

施設

現在、8基の無人沖合プラットフォームがあり、アンドラ・プラデシュ州スラサニヤナムにある225エーカーの陸上加工施設が、沖合油田で生産された天然ガス及び原油の加工を行っている。ラバ陸上ターミナル施設は、国際的な認証である環境規格（ISO 14001）及び労働安全衛生の規格（OHSAS 18001）により運営されている。この陸上施設は、日量70,000石油バレル（一日当たり95百万標準立方フィート）の天然ガス及び日量110,000バレルの水の注入を処理する能力を持つ。この施設は、1.0百万バレルの原油を貯蔵する能力も持つ。

探鉱

ラバ鉱区は現在も、探鉱により埋蔵量が増加する可能性は莫大である。2013年11月、当社は「高温高圧」下にある深部の探鉱有望地域であるラバ鉱区内L0110区の掘削を開始した。その目的は、既存のラバ油田の下部にある漸新世後期の砂岩層内の潜在的炭化水素資源を試掘することである。本坑井は、現在掘削を待つ段階にある。

カンベイ

カンベイ盆地生産物分与契約

カンベイ盆地鉱区の探鉱、開発及び生産は、インド政府並びにインド石油ガス公社、タタ・ペトロダイン・リミテッド及びケアン・インドアが一体となって構成されるコンソーシアム（以下「カンベイ盆地鉱区共同操業体」

という。)の間で1998年6月30日に締結された生産物分与契約に基づき管理されている。本契約は2023年までを契約期間とし、非随伴天然ガスが商業生産された場合は10年間、又はそれ以外の5年を超えない期間、延長することができる。ケアン・インディアのカンベイ盆地鉱区共同操業体における参加持分は、ラクシュミ、ガウリ及びCB-X開発地域に対する40%持分から成る。これらの開発地域の残りの持分は、インド石油ガス公社(50%)及びタタ・ペトロダイン・リミテッド(10%)が保有する。カンベイ盆地鉱区のその他の地域に関するケアン・インディアの権利は、カンベイ盆地生産物分与契約の求めるところに応じて放棄された。

業績

カンベイ鉱区における生産は、2002年に開始された。2014年度中の本鉱区の実産量は、一日当たり2,274石油換算バレルであり、2013年度から21%の増加となった。施設の稼働率は98.6%を超え、延べ1.1百万時間の休業災害ゼロの工数を2014年度中に記録した。2013年度に実施された追加坑井掘削作戦が、引続き生産水準の維持に寄与している。

本鉱区は、資産を最適活用した例であり、インフラは、通行料徴収のため、インド石油ガス公社がそのノース・タプティ油田から産するガスの加工のため、並びにガス・バランシング契約に基づくニコ及びグジャラート州石油公社との間の共同操業のために使用されている。

以下の表は、2012年、2013年及び2014年の3月31日に終了した各年度について、ラバ鉱区における石油及びガスの平均一日当たり純生産量を示したものである。

平均一日当たり生産量	単位	2012年度*	2013年度	2014年度	増減率 (2014対2013)
純生産量	石油換算バレル/日	1,968	1,881	2,274	21%
石油	石油バレル/日	1,295	1,337	1,816	36%
ガス	百万標準立方フィート/日	4	3	3	-

* 2012年度は、2011年12月8日から2012年3月31日までの期間である。

施設

グジャラート州スバリにある82エーカーの陸上加工施設において、当社はラクシュミ及びガウリの油田に産する天然ガス及び原油の加工を行っている。この施設は、日量150百万標準立方フィートの天然ガス及び日量10,000バレルの原油を加工する能力を持ち、3段階分離機付原油加工トレーン、3基の貯蔵タンク(合計容量28,300バレル)及び2基の2.4メガワット自社発電設備を擁する。加工工場及び海洋インフラは、ISO 14001規格及びOHSAS 18001規格の認証を受けている。

探鉱

ラジャスタン鉱区、ラバ鉱区及びカンベイ鉱区のほか、当社は6件の鉱区において持分を有する。これらの鉱区は探鉱、評価及び開発計画等様々な段階にある。大きな盆地としては、オレンジ盆地、マンナール盆地、ムンバイ沖盆地、クリシュナ・ゴダバリ盆地及びパラール-ペンナル盆地等がある。

KG-陸上

KG-ONN-2003/1、クリシュナ・ゴダバリ盆地(100%オペレーター、49%参加持分)

陸上の鉱区であるKG-ONN-2003/1は、アンドラ・プラデシュ州のクリシュナ・ゴダバリ盆地にあり、NELP V(新規探鉱ライセンス政策-第5次入札)においてケアン・インディア及びインド石油ガス公社による共同操業体が探鉱ライセンスを付与された。ケアン・インディアは本鉱区に49%の所有持分を有し、探鉱事業のオペレーターである。一方、共同操業パートナーであるインド石油ガス公社は、51%の所有持分を有する。本鉱区の最初の発見は、ナガヤランカ-1Zであった。この発見を受けて、本鉱区の共同操業体(インド石油ガス公社をパートナーとする)は、探鉱ライセンス第2フェーズに進む選択権を行使した。第2の試掘井であるナガヤランカ-SE-1を掘削した結果、KG盆地の陸上部で軽質油が発見された。

KG陸上鉱区における強力な探鉱及び評価の勢いは継続しており、当社のインド東部ポートフォリオを強化する見込みである。ナガヤランカの発見の商業性宣言については、現在、経営委員会が審査中である。油田開発計画が準備されており、2015年度に提出が予想されている。

評価井であるナガヤランカ-1Z-STにおける長期のフロー・テストが2014年3月に終了し、達成された最大統合流量は、日量850石油バレルであった。結果の評価が現在、開発を最適化することを目的として行われている。第2の評価井であるナガヤランカ-NW-1は、ジュラ紀ゴラバリ地層内の230メートルを超える砂岩層及び80メートルのシンリフト期の堆積物を掘り当てた。油層部分の水圧破碎及びフロー・テストは完了し、坑井は分析の進展を待って一時休止となっている。

KG－沖合

KG-OSN-2009/3、クリシュナ・ゴダバリ盆地（100%オペレーター及び参加持分）

沖合鉱区であるKG-OSN-2009/3は、アンドラ・プラデシュ州沖合のクリシュナ・ゴダバリ盆地内にあり、面積は1,988平方キロメートルに及ぶ。ケアン・インディアは本鉱区のオペレーターであり、保有する鉱区の持分は100%である。KG-OSN-2009/3鉱区は浅瀬にあり、鉱区域の水深は海岸付近から400メートルまでである。生産物分与契約は2010年6月30日に締結され、石油探査ライセンスは2010年8月に認可された。

本鉱区の探鉱活動は、2014年度最終四半期にインド政府から条件付承認を受けたことにより、2014年3月に再開された。多様な埋蔵状態にわたり探鉱ポートフォリオを構築するため、およそ934平方キロメートルについて、全面的三次元地震探査データが2015年度第1四半期中に取得された。当社は現在、残る範囲について、追加の三次元地震探査計画を予定しており、その結果は、2015年度第3四半期末までには取得が開始される見込みである。

パラール-ペンナル

PR-OSN-2004/1、パラール-ペンナル盆地（100%オペレーター、35%の参加持分で操業）

本鉱区はインド東岸、クリシュナ・ゴダバリ盆地の南方、コーベリ盆地の北方に位置するパラール-ペンナル盆地にある。本鉱区の水深は、海岸近くの数メートルから鉱区の東の境界における400メートルまでの広がりがある。鉱区的面積は約9,417平方キロメートルである。当社は本鉱区に35%の所有持分を有し、鉱区のオペレーターである。コンソーシアムを構成するインド石油ガス公社及びタタは、それぞれ35%及び30%の持分を保有する。

本鉱区は2010年度以降、不可抗力の影響下にあった。すなわち、鉱区は政府当局の通達した禁止区域の中であり、インド政府宇宙局は、かかる地域において探査及び石油事業を実施する許可を与えることは適切でないと判断した。しかし、禁止区域の境界位置の変更に係る申立てが政府当局により受理され、探鉱活動を進める道が開けた。計画の策定、坑井建設の設計及び探鉱井の掘削に係る長期調達が、2015年度中に開始される見込みである。

ムンバイ沖合

MB-DWN-2009/1、ムンバイ沖盆地（100%オペレーター、100%参加持分）

本鉱区は、NELP VIII（新規探鉱ライセンス政策－第8次入札）においてライセンス付与の対象となったもので、ムンバイ沖にある。当社がオペレーターであり、鉱区に対する持分を100%保有する。MB-DWN-2009/1の水深は、1,000メートル乃至2,200メートルである。

インド政府から条件付承認を受けて、探鉱活動が再開された。2,128ライン・キロメートルの二次元ブロードバンド地震探査データが取得された。地震探査データ加工に関する契約が確定した。追加の500平方キロメートルの三次元地震探査データの取得につき、現在、計画を策定中である。

スリランカ

SL 2007-01-001、スリランカ、マンナール盆地（子会社を通じ、100%の参加持分で操業）

ケアン・インディアは、その完全子会社であるケアン・ランカ（プライベート）リミテッドを通じ、マンナール盆地において、2件のガスの発見を確定した。このガスの発見に関しては、2013年度に評価及び商業性調査を完了し、次の方針を決定することとなった。ケアン・ランカ（プライベート）リミテッドは、本鉱区の発見ガス資源を収益化するために必要な商業条件につき、スリランカ政府と協議を継続している。ケアン・ランカ（プライベート）リミテッドは、2013年11月、マンナール盆地にある当社の現在の鉱区の南方にあるM-5鉱区に関しても、スリランカの沖合入札に参加した。政府はまだM-5鉱区のライセンスを認可していない。

南アフリカ

鉱区第1、南アフリカ、オレンジ盆地（子会社を通じ、60%の参加持分で操業）

ケアン・インディアは、南アフリカのオレンジ盆地にある19,898平方キロメートルの沖合鉱区第1に関し、南アフリカの国営石油企業であるペトロ・エスエーとの間でファーム・イン契約を締結した。完全子会社であるケアン・サウス・アフリカ・ピーティーフワイ・リミテッドが60%の本鉱区に対する持分を有し、鉱区のオペレーターである。

2013年初頭の鉱区に関するファーム・イン及び参加持分の割当てに続き、ケアン・インディアは2014年度中に、1,981平方キロメートルの三次元地震探査データを取得した。現在、データの最初の処理は終了しており、高度処理を行っているところである。さらに、3,000ライン・キロメートルの二次元地震探査データの取得が、2014年3月初めに完了した。新しい二次元地震探査データの処理は、現在作業中である。三次元地震探査及び二次元地震探査はともに、無事故で期限までに終了した。

地震探査データの予備評価に基づき、多様な埋蔵状態の石油及び天然ガスを含む石油有望地である可能性がある。現在進行中の地震探査データの処理及び技術評価により、掘削すべき有望構造の特定が2015年度中に期待される。

販売及び営業

当社の原油の顧客は、インディアン・オイル・コーポレーション・リミテッド、ヒンドスタン・ペトロリウム・コーポレーション・リミテッド及びチェンナイ・ペトロリウム・コーポレーション・リミテッドを始めとする公共部門の企業の製油所のほか、リライアンス・インディア・リミテッド及びエッサー・オイル・チミテッドのような民間の製油所がある。天然ガスの買い手は、グジャラート・ガス・コーポレーション・リミテッド、グジャラート・ナルマダ・バレー・ファーターライザー・カンパニー・リミテッド、ガス・オーソリティー・インディア・リミテッド及びチャイナ・ライト・アンド・パワー・インディア・プライベート・リミテッドである。

ラジャスタン鉱区及びカンベイ鉱区の原油価格は、西アフリカの低硫黄原油で、同地域で取引される頻度の高いボニーライトをベンチマークとし、原油の品質を考慮した適切な調整を加えて設定される。同様に、ラバ鉱区の原油価格は、南アジアのタピス原油及びミナス原油をベンチマークとして設定される。原油価格のベンチマークは、原油販売契約に基づくものである。

プロジェクト及び開発

当社の現在の資本支出計画は、すべての資産にわたって探鉱活動及び開発活動を重点的対象としており、今後3年間の資本支出の87%は、ラジャスタン鉱区に対して行われる予定である。当社はラジャスタン鉱区において、3件の主要な開発プロジェクトに着手した。

MBA区域－掘削活動及び施設の改善を含む原油回収増進プロジェクト

当社は、予想される追加的要求に応えるため、当施設における流体（石油、ガス、水）処理の能力の向上に飛躍的進歩を遂げてきた。これは含水率の上昇と関連しており、油田が成熟するにつれ、また、圧力を高めるため及び掃攻効率のため注入する水量が増加するに伴い、含水率は上昇している。本プロジェクトは、水の圧入のための設備を質量ともに補強するものである。

現在、当社は、マンガラ油田原油回収増進プロジェクトの最初のポリマー圧入を2015年度中に行うことを目指しており、すべての契約の締結を承認した。中核となるポリマー設備を含めた地上施設の建設は、2015年度第1四半期に開始された。バギアム油田のためのポリマー攻法による原油回収増進計画が策定され、共同操業パートナーからの承認を待つところである。当社はマンガラにおいてアルカリ性界面活性剤ポリマー攻法のパイロット・テストを開始したところであり、ポリマー攻法による原油回収増進をアイシュワリア油田にも拡大する予定である。当社は7基の掘削装置を既に確保し、2015年度中に追加坑井を含めて120基乃至150基の坑井を掘削する予定であり、これらが将来の原油回収増進計画と相乗効果を発揮することを見込んでいる。

当社は、MBA油田の開発のため、2014年3月31日現在で約4.3十億ドルを負担しており、さらに今後3年間（2017年度まで）で、開発の展開のため1.6十億ドルの追加支出を行う予定である。これらのプロジェクトの資金は、内部の資金源から調達される。

バルメル丘陵及び衛星油田の開発

鉱区全体に広がるバルメル丘陵地層は、インドの新しい重要な原油埋蔵地である可能性を秘めており、2件の主要な開発機会に大別される。

- ・石油指向型ポーセラナイト岩から成る、北部バルメル丘陵
- ・泥質ポーセラナイトから成る南部バルメル丘陵

探鉱の結果、ヴィジャヤ及びヴァンダナにおいて予測を上回る成果が示され、ラジャスタン鉱区全体にわたるバルメル丘陵の将来性は確認された。バルメル丘陵油層の浸透性は、頁岩（シェール）よりは格段にすぐれていることが判明した。開発地域第1内のバルメル丘陵に属するマンガラ油田及びアイシュワリア油田における生産は、2015年度第1四半期に開始された。水圧破砕技術の応用を最適化するため、水平坑井及び垂直坑井の掘削及び水圧破砕が用いられることになる。当社は、鉱区の北部にあるバルメル丘陵のタイトな油層の開発能力を高めるため、北米の開発モデルに学びつつ、実施計画を考案している。当社は、タイトな油層の開発に目的を絞った水平坑井の掘削活動を2015年度第1四半期に開始した。

衛星油田に関しては、

- ・開発地域第2における2つの油田であるNI及びNEに関する油田開発計画が、規制当局の承認を得た。
- ・開発地域第1における26番目の発見であるRaag-S-1は、総合的开发計画のもと、発見から1年以内にテスト生産に至り、2015年度第1四半期からは生産量に寄与している。

当社はかかるプロジェクトに今後3年間（2017年度まで）600百万ドルの支出を計画しており、プロジェクトの資金は内部の資金源から調達される。

ガスの開発

既存のラーゲシュワリ深部ガス田の開発が現在、進行している。当社は、追加のコンプレッサーを設置することにより、当ガス田からのガス生産量を、2015年度第4四半期までに倍増させる計画である。当社は、既存のラーゲシュワリのガス関連加工施設の能力を拡張し、最初のトレーンの処理能力は日量100百万標準立方フィートとする計画を検討している。また、当社は、土地の使用権を既に確保した鉱区における追加的なガスの有望性を収益化するため、新しい30インチのガス・パイプラインを敷設する計画も選択肢として考慮している。鉱区における液化天然ガスの多大の将来性を現実化するため、インフラの整備も進行している。

当社はかかるプロジェクトのため、今後3年間（2017年度まで）に200百万ドルを投入する計画である。プロジェクトの資金は、内部の資金源から調達される。

埋蔵量

石油及びガスの確定埋蔵量、確定開発埋蔵量及び確定未開発埋蔵量に利用される定義は、レギュレーションS-XのSEC規則4-10条に従ったものである。石油及び天然ガスの確定埋蔵量とは、報告期間終了時までの12ヶ月の平均価格（ただし、価格が契約により定められる場合を除く。）及び推定日時点の原価を含む既存の経済状況及び操業状況に基づき、既知の貯留層より将来にわたり経済的に採掘可能であるという合理的な確実性を持って地質学的及び技術的データにより示される、原油、天然ガス及び天然ガス液の推定量である。ドゴリヤー・アンド・マクノートンは、2014年3月31日、2013年3月31日、2012年3月31日及び2011年12月8日現在の当社の100%の推定埋蔵量ベースについて独自の評価を行った。

本書において表示される確定埋蔵量はすべて、インド政府との間の生産物分与契約に基づくものである。したがって、純埋蔵量はすべて、ケアン・インディアの各契約に基づくコスト回収相当分及び利益相当分の石油の割当分を、これらの契約に基づく純埋蔵量の計算に係るSECの指針に従って純埋蔵量に相当する量に変換する権益の計算に基づいている。当社の確定埋蔵量の詳細については、連結財務書類の注記34の「石油及びガスの探査及び産出にかかる追加情報」を参照のこと。

確定埋蔵量

確定埋蔵量の推定は、従来の業界の慣行に基づく技術的評価及び商業的評価を備えた合理的な確実性の要件に基づくものである。油ガス田において検査され、評価が行われている地層又は類似の地層において一貫性と再現性を持つ合理的な一定の結果をもたらすことが実証された技術のみが適用されている。商業的な回収の合理的な確実性

を決定するために、このプロセスには、以下の3種類のデータの統合に依拠した埋蔵量評価の一般的方法が含まれている。

1. 局所的特性並びに貯留層及び液体の状況を評価するために利用される坑井のデータ。
2. 地方の坑井管理区の周辺地帯の内外においてこれらの特性の内挿及び外挿を認める油ガス田規模の耐震データ。
3. 関連する類似の油ガス田からのデータ。データには、査定用の坑井又は側道坑、一連の完全検層データ、中核データ及び流体のサンプルが含まれる。

確定埋蔵量の推定が行われた油ガス田において、埋蔵量は、浸透した炭化水素接触面を上回っているか、又は坑井で炭化水素を確認した最も深い深度の高度を上回っている油ガス田の石油又はガスの量からのみ推定されている。回収作業の改善に伴う埋蔵量の推定においては、埋蔵量は既存の油ガス田での実績パラメーターに基づくか、又は同一の地層から生産され、同じ堆積物の環境にあり、類似の地質構造を有し、同じ排油機構を持ち、全体として利益を生む貯留層ほど有益な貯留層の資源を有していない、隣接した油ガス田に所在する類似の貯留層の実績から推定される。増進回収法に関連する埋蔵量の推定においては、埋蔵量の推定は、埋蔵量が帰属する油ガス田及び貯留層内において肯定的な生産反応を示した試験計画の実績に基づいて作成された。

以下の表は、2014年度の平均価格に基づき当社が推定した、2014年3月31日現在の原油及び天然ガスの正味確定開発埋蔵量及び正味確定未開発埋蔵量を地域別に示したものである。

埋蔵量の埋蔵量のカテゴリ	埋蔵量		
	石油 (百万バレル)	天然ガス (十億立方フィート)	石油及び天然ガス生 産物の合計 (百万石油換算バレル)
確定開発埋蔵量			
インド	75.40	6.03	76.41
スリランカ	-	-	-
南アフリカ	-	-	-
確定未開発埋蔵量			
インド	36.13	0.92	36.28
スリランカ	-	-	-
南アフリカ	-	-	-
合計確定埋蔵量	111.53	6.95	112.69

(注) ガスは、1石油換算バレル=6,000立方フィートのガスという因数を利用して石油換算されている。

以下の表は、2014年度、2013年度及び2012年度（2011年12月8日から2012年3月31日までの期間）の総確定埋蔵量の変動に関する情報を要約したものである。

確定開発埋蔵量及び未開発埋蔵量の合計

	石油 (百万バレル)	天然ガス (十億立方フィート)	石油及び天然ガス 生産物の合計 (百万石油換算 バレル)
2014年 3月31日に終了した年度の埋蔵量の情報			
2013年 3月31日現在	104.94	6.67	106.05
以前の推定値の修正	17.20	2.96	17.70
改良型回収	21.63	-	21.63
鉱物の購入(又は販売)	-	-	-
拡張及び発掘	-	1.21	0.20
生産	(32.24)	(3.89)	(32.89)
2014年 3月31日現在	111.53	6.95	112.69
2013年 3月31日に終了した年度の埋蔵量の情報			
2012年 3月31日現在	120.60	9.47	122.18
以前の推定値の修正	8.59	0.06	8.60
改良型回収	8.27	-	8.27
鉱物の購入(又は販売)	-	-	-
拡張及び発掘	-	-	-
生産	(32.52)	(2.86)	(33.00)
2013年 3月31日現在	104.94	6.67	106.05
2012年 3月31日に終了した年度の埋蔵量の情報			
2011年12月 8日現在	130.09	10.73	131.88
以前の推定値の修正	(1.12)	(0.06)	(1.13)
改良型回収	-	-	-
鉱物の購入(又は販売)	-	-	-
拡張及び発掘	-	-	-
生産	(8.37)	(1.20)	(8.57)
2012年 3月31日現在	120.60	9.47	122.18

確定未開発埋蔵量

2011年12月 8日以降、ケアン・インディアは45.7百万石油換算バレルの確定未開発埋蔵量を確定開発埋蔵量へと進展させた。ラジャスタン州の生産物分与契約における主要な油ガス田のうち、ケアン・インディアの総埋蔵量が大部分を占めており、この生産物分与契約における埋蔵資源の開発に伴う活動は、企業向け埋蔵資源の動向が進展する中でその主導権を握っている。プロジェクト又は開発坑井に関連する埋蔵量は、管理委員会の承認が付与されるまでは確定されたものとして分類されなかった。マンガラ油田、バギアム油田及びアイシュワリア油田は、ケアン・インディアがラジャスタン州の生産物分与契約において利権を保有している主要な生産油田である。2011年12月 8日から2014年 3月31日までの期間に、ケアン・インディアは、バギアム油田及びアイシュワリア油田を開発し、マンガラ油田の開発を続けている。3つの油田はすべて水攻法による操業が行われており、ポリマー補強された水攻法がマンガラ油田において承認され、2015年度にその操業の始動が予定されている。バギアム油田の最初の生産は2012年 1月に行われ、アイシュワリア油田の最初の生産は2013年 3月に開始した。2011年12月 8日以降、マンガラ油田においては56の坑井が掘削され、バギアム油田では61の坑井、アイシュワリア油田では40の坑井が掘削された。これと同じ期間に、216の坑井が完成し、3つの油田の施設にまとめられた。

2011年12月 8日から2012年 3月31日までの期間に、ケアン・インディアは11.0百万石油換算バレルの確定未開発埋蔵量を確定開発埋蔵量へと進展させ、これは2011年12月 8日現在に推定された確定未開発埋蔵量の37%に相当した。この動向に伴う総開発費用は、71百万米ドルであった。2013年度中に、ケアン・インディアは14.1百万石油換算バレルの確定未開発埋蔵量を確定開発埋蔵量へと進展させ、これは2012年 3月31日現在の確定未開発埋蔵量の72%に相当した。2013年度のこれらの埋蔵量の開発支援における開発資本支出は194百万米ドルであった。2014年度中に、ケアン・インディアは20.6百万石油換算バレルの確定未開発埋蔵量を確定開発埋蔵量へと進展させ、これは2013年 3月31日現在の確定未開発埋蔵量の114%に相当した。2014年度の埋蔵資源の開発に伴う開発資本支出は総額320百万米ドルであった。2013年度中に開発された埋蔵資源が2013年 3月31日現在に未開発埋蔵量として予定

されていた埋蔵量を超過した主な理由は、かかる日以降にバギアム油田における54の坑井の開発計画が承認され、その後2014年度において54の坑井のうち23の坑井が掘削され、完成されたことにあった。

本書において評価された期間中、マンガラ油田において追加の14の坑井（2013年度）を掘削し（うち13は掘削済み）、バギアム油田において追加の18の坑井（2013年度）を掘削し（すべて掘削済み）、マンガラ油田において増進回収法による操業に備えた48の充填坑井（2014年度）を掘削し（うち45は掘削済み）、バギアム油田において増進回収法による操業に備えた追加の54の充填坑井（2014年度）を掘削すること（うち23は掘削済み）が管理委員会により承認されたことを鑑み、確定未開発埋蔵量は追加された。承認された追加の134の坑井のうち、99の坑井は2014年3月31日現在掘削されている。残る掘削予定の坑井のほとんどが、バギアム油田に所在している。

埋蔵資源の開発に伴う資本支出は、アイシュワリア油田、バギアム油田及びマンガラ油田の坑井の掘削及び竣工、人口採油及び油田内への流動経路及び処理装置、並びに3つの油田すべてにおいて生産された流体の操作設備（生産設備及び噴射装置の両方を含む。）の工事及び設置に関連するものである。

ラジャスタン州の生産物分与契約外の唯一の追加的な開発活動は、2012年度のCB-0S/2地区に所在するラクシュミー油田の生産物分与契約における2つの開発坑井の掘削及び1つの坑井の主要調査並びに2013年度のラヴァの生産物分与契約における1つの開発坑井の掘削である。

埋蔵量推定過程の内部統制

当社は、当社の独立埋蔵量技術者に対してその推定過程で提供されるデータの完全性、正確性及び適時性を確保するために当社の独立埋蔵量技術者と緊密に協力し、また評価対象の特定の資産について知識を有している石油技術者、地球科学者及び経済学者の内部職員を擁している。当社の主任貯留層技術者は、主として当社の埋蔵量の推定値の作成を監視すること及び当社の埋蔵量の推定に対する内部統制について責任を有している。

各事業年度中に、当社の技術チームは、推定される予定の資産に関連する完全且つ正確な情報についての十分な情報提供が行われているD&M及びすべての適切な職員との会合を持つ。さらに、地震の情報、地質図、坑井の検層、生産性テスト、物質収支計算書、坑井実績データ、操業手順及び関連する経済情報といったその他の関連データが提供される。

独立した埋蔵量推定

当社のインドの資産のために本書において示される埋蔵量の推定値は、2014年6月12日に完成したD&M埋蔵量報告書に基づくものである。

D&Mは、ダラス、ヒューストン、カルガリー、モスクワ及びアルジェーに事務所を有するデラウェア法人であり、石油及びガス業界に75年超にわたりコンサルティング・サービスを提供している。同法人は、石油及びガス資産の査定、炭化水素及びその他の鉱物の調査の評価、堆積盆評価、国内外のエネルギー業界に関連する包括的現地調査及び持分調査に従事する技術者、地質学者、地球物理学者、石油物理学者及び経済学者を含む150人を超える専門家を擁している。D&Mは、その活動をコンサルタント業務のみに限定しており、成功報酬を受け取らず、石油、ガス若しくは鉱物資産又はその顧客の有価証券若しくは債券に対して営業上の利益を有していない。同法人は、専門家の行動規範に従っており、その従業員は関連する技術協会及び専門家協会を積極的に支援している。この会社は、テキサス州の公認エンジニアリング法人である。

D&Mのシニア・ヴァイス・プレジデントであるトーマス・C・ペンスは、D&M埋蔵量報告書の作成につき責任を負っていた。ペンス氏は、テキサスA&M大学で学び、1982年に石油工学の理学士として卒業した。同氏はテキサス州の登録専門技術者であり、世界石油工学技術者協会のメンバーである。同氏は、石油及びガスの貯留層の研究並びに埋蔵量評価において32年間を超える経験を有している。

D&M埋蔵量報告書は、当社の合計確定埋蔵量の100%を対象として含んでいた。D&M埋蔵量報告書の作成に関連して、D&Mは当社の確定埋蔵量につき独自の推定値を作成した。埋蔵量の評価の過程において、D&Mは、所有持分、石油及びガスの生産量、坑井の試験データ、操業及び開発に係るこれまでの費用、生産物価格、又は現在及び将来の油ガス田の操業並びに生産物の販売に関連する契約に関して、当社により提供された情報及びデータの正確性及び完全性を独自に検証しなかった。しかしながら、検査の過程において、かかる情報又はデータの正当性又は十分に疑問が感じられる何らかの点にD&Mが気付いた場合、D&Mはこれに関する疑問を納得のいく形で解決し、又はかかる情報若しくはデータにつき独自の検証を行うまでは、かかる情報又はデータに依拠しなかった。D&Mは、「合理的な確実性」の基準を含むSECの指針について、これが既存の経済状況及び運営状況に基づく将来における埋蔵資

源の回収可能性についての予想に関連するものであり、レギュレーションS-XのSEC規則4-10条(a)の規定との整合性が取れているため、かかる指針を遵守する埋蔵量の推定値を独自に作成した。D&Mは、その評価に基づきD&M埋蔵量報告書を発表した。D&Mの推定値における主たる経済前提には、SECの指針に従って決定された石油及びガスの販売価格、将来の支出額並びに当社により提供されたその他の経済前提（利息、鉱山使用料及び税金を含む。）が含まれていた。D&M埋蔵量報告書の作成に関連して審査された当社の総埋蔵量の割合を含め、利用された前提、データ、手法及び手順は、かかる報告書の目的に適ったものであり、D&Mはかかる報告書を作成するための状況下で必要と考えられるすべての手法及び手順を利用した。

しかしながら、埋蔵量の推定には、当社及び当社の独立埋蔵量技術者の制御できない多くの要素を含む不確実性が内在している。埋蔵量工学は、正確な方法で測定できない石油及び天然ガスの地表下の堆積量を推定する主観的過程であり、埋蔵量の推定の正確性は、入手可能なデータの質及びその解釈に作用される。その結果、異なる技術者による推定は、多くの場合、時には大幅に変動する。さらに、推定日後の掘削、検査及び生産の結果といった物理的要因、生産物価格又は開発及び生産に係る費用の変動といった経済的要因、また鉱山使用料、開発及び環境許可並びに免許の条件といった規制的要因により、かかる推定の改定を要求されることがある。当社の運営はまた、当社が運営する国々における石油及びガス業界に関する規制の予期せぬ変更により影響を受けることがあり、これにより当社が推定された埋蔵量を回収する能力に影響が及ぶ可能性がある。したがって、石油及び天然ガスが最終的に回収される量は、推定埋蔵量と異なることとなる。

石油及びガスの生産、生産物価格並びに生産コスト

以下の表は、2014年3月31日、2013年3月31日及び2012年3月31日に終了した各年度の地域別の原油及び天然ガスの当社の生産量（付与された利益ベース）を示したものである。

地域別の炭化水素産出量

	3月31日に終了した年度								
	2012年*			2013年			2014年		
	石油 (百万 バレル)	天然ガス (1日当 りの百万 標準立方 フィート)	合計 (百万石 油換算バ レル)	石油 (百万 バレル)	天然ガス ⁽¹⁾ (1日当 りの百万 標準立方 フィート)	合計 (百万石 油換算 バレル)	石油 (百万 バレル)	天然ガス ⁽¹⁾ (1日当 りの百万 標準立方 フィート)	合計 (百万石 油換算 バレル)
インド	8.37	1.20	8.57	32.51	2.86	33.00	32.24	3.89	32.89
マンガラ ⁽²⁾	7.47	-	7.47	26.85	-	26.85	23.89	-	23.89
その他	0.9	1.20	1.1	5.67	2.86	6.15	8.35	3.89	9.00
スリランカ ⁽³⁾	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南アフリカ ⁽³⁾	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	8.37	1.20	8.57	32.51	2.86	33.00	32.24	3.89	32.89

* 2012年度は、2011年12月8日から2012年3月31日までの期間を示している。

(1) 天然ガスの生産量の値は、販売可能な天然ガスの生産量であり、フレアガス及び再噴射ガス並びに操業において消費されたガスは含まない。

(2) マンガラ油田は、当社の総確定埋蔵量の15%超を含むため、別途表示されている。

(3) 当社のスリランカ及び南アフリカにおける操業は、未だ探鉱段階にある。

以下の表は、過去3事業年度における当社の平均販売価格を地域別及び生産物の種類別に示したものである。

	インド(米ドル)
2014年3月31日に終了した年度	
平均販売価格	
石油（バレル当たり）	95.8
天然ガス（千標準立方フィート当たり）	5.7
2013年3月31日に終了した年度	
平均販売価格	
石油（バレル当たり）	99.0
天然ガス（千標準立方フィート当たり）	4.6

2012年3月31日に終了した年度*

平均販売価格

石油（バレル当たり）	107.1
天然ガス（千標準立方フィート当たり）	4.4

* 2012年度は、2011年12月8日から2012年3月31日までの期間を示している。

以下の表は、過去3事業年度における当社の平均生産コストを地域別に示したものである。

インド	測定単位	3月31日に終了した年度		
		2012年*	2013年	2014年
		(米ドル、1石油換算バレル当たり)		
石油及びガス	(米ドル、1石油換算バレル当たり)	17.4	22.2	20.9

* 2012年度は、2011年12月8日から2012年3月31日までの期間を示している。

石油及びガスの場合、生産コストは以下により構成される。

- ・ 租税等の課徴金、鉱山使用料（ラジャスタン地区を除く。）及び生産物分与契約に従い支払われるプロダクションペイメント、また、とりわけ人的資源、設備の修繕及び維持管理、発電及びその設備のための燃料、注水、保険、並びに原油及び天然ガスの貯蔵、運搬及び輸送に関する費用といった運営経費を含む、原油及び天然ガスの生産のために生じる経費。総生産コストは、1石油換算バレル当たりの生産コストを決定するために、生産された石油及びガスの純利益量で除される。
- ・ 「―第3―7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析―(6) 業績に影響する要因―(e) 政府の方針―税金、採掘料及び特別税の支払い」を参照のこと。

掘削及びその他の探鉱及び開発活動

以下の表は、直近3事業年度中に掘削された正味の生産可能な及び生産不能な探鉱井及び開発井の数を示すものである。当社の進行中の探鉱及び生産活動についての情報の詳細については、「―(e) 当社の石油及びガス事業―主要施設」を参照のこと。

正味の生産可能な及び生産不能な探鉱井及び開発井

	2012年度*	2013年度	2014年度
掘削された正味の生産可能探鉱井			
インド	0.49	1.00	12.49
スリランカ	-	-	-
南アフリカ	-	-	-
掘削された正味の生産可能探鉱井合計	0.49	1.00	12.49
掘削された正味の生産不能探鉱井			
インド	-	-	3.00
スリランカ	-	-	-
南アフリカ	-	-	-
掘削された正味の生産不能探鉱井合計	-	-	3.00
掘削された正味の探鉱井合計数	0.49	1.00	15.49
掘削された正味の生産可能開発井			
インド	0.70	14.80	82.13
スリランカ	-	-	-
南アフリカ	-	-	-
掘削された正味の生産可能開発井合計	0.70	14.80	82.13
掘削された正味の生産不能開発井			
インド	-	-	-
スリランカ	-	-	-
南アフリカ	-	-	-
掘削された正味の生産不能開発井合計	-	-	-
掘削された正味の開発井合計数	0.70	14.80	82.13

* 2012年度は、2011年12月8日から2012年3月31日までの期間を示している。

現在の活動

以下の表は、2014年3月31日現在掘削が進行中である坑井の数を要約したものである。

2014年3月31日現在掘削中の坑井の数

	総計	正味
掘削中の坑井		
インド	11.00	7.74
スリランカ	-	-
南アフリカ	-	-
掘削中の坑井合計	11.00	7.74

2014年3月31日現在、当社はインドのラジャスタン地区における重要な開発及び探鉱計画に従事していた。当社は、当社のマンガラ油田及びバギアム油田において4つの坑井を掘削しており、これはマンガラ油田のインフィル計画における43番目及び44番目の開発井並びにバギアム油田の54坑井のインフィル計画における21番目及び22番目の坑井に当たる。これらの開発活動に加え、当社は4つの探鉱用掘削装置を有しており、2014年度末までに計画中の15の坑井が竣工した。2014年度末までに継続されるその他の重要な活動には、マンガラ油田のポリマー実験が含まれており、この実験ではポリマー注入の段階が終盤を迎えており、ASP段階の準備が整っている。

当社のラジャスタン地区外において、当社は、PKGM-1（ラヴァ）地区沖におけるRX-11 HPHT探鉱井及びラヴァ油田における追加のインフィル開発井を掘削した。KG-ONN-2003/1地区沖では、当社はナガヤランカNW-1坑井を掘削した。

石油及びガスの資産、坑井、操業及び土地

当社の確定埋蔵量を含む土地は、現在ラジャスタン地区については2020年5月14日に、ラヴァ地区については2019年10月27日に、またカンベイ地区については2023年6月29日に失効する採掘権を有している。

以下の表は、ケアン・インディアが2014年3月31日現在権利を有している、生産可能な石油及び天然ガスの坑井の総数及び正味数並びに石油及び天然ガスの開発地及び未開発地の総数及び正味数を示すものである。

生産可能坑井の総数及び正味数並びに開発地の総数及び正味数

	2014年3月31日現在			
	石油		天然ガス	
	総数	正味数	総数	正味数
生産可能坑井の総数及び正味数				
インド	306.00	202.83	23.00	12.40
スリランカ	-	-	-	-
南アフリカ	-	-	-	-
生産可能坑井の総数及び正味数の合計	306.00	202.83	23.00	12.40

	2014年3月31日現在	
	総計(エーカー)	正味(エーカー)
開発地の総数及び正味数		
インド	31,728	14,497
スリランカ	-	-
南アフリカ	-	-
開発地の総数及び正味数の合計	31,728	14,497

	2014年3月31日現在	
	総計(エーカー)	正味(エーカー)
未開発地の総数及び正味数		
インド	4,497,714	2,638,000
スリランカ	741,316	741,316
南アフリカ	4,916,903	2,953,700
未開発地の総数及び正味数の合計	10,155,933	6,333,016

- (1) 開発地は、生産可能坑井に割り当てることができる土地であり、生産可能坑井には生産中の坑井及び機械的に生産することが可能な坑井が含まれる。
- (2) 未開発地には、採掘権を付与された土地が含まれており、同土地においては確定埋蔵量を含んでいるか否かにかかわらず、石油又はガスの経済量の生産が認められる程度まで坑井が掘削されず又は完成していない。この情報を使用する者は、未開発地と採掘権の条件に基づき生産物ごとに保有されている未掘削の土地とを混同しないようにされたい。
- (3) 坑井の総数又は土地の総数とは、作業権益が所有されている坑井又は土地のことをいい、一方で坑井又は土地の正味数とは、坑井又は土地の総数における作業権益のうち分割所有された所有権の合計が1となる場合に存在すると認められる数のことをいう。

ケアン・インディアの採掘権の保有地には、インドにおける7つの鉱区が含まれており、エーカー数ではパー・ペナー地区がそのうちの最大の鉱区であり、総エーカー数のおよそ50%を占めている。2番目に大きい鉱区であるラジャスタン地区は、総エーカー数のおよそ17%を占める。当社は、スリランカ及び南アフリカにそれぞれ1つの鉱区を有している。

供給契約

原油

当社は、当社の生産中の様々な操業油田より、多様な契約上の義務に基づき、原油を販売する。毎事業年度の開始に先立ち、ケアン・インディア及びインド政府の間の様々な生産物分与契約に基づき、インド政府は年間の油田からの推定生産量をもとに、その指定された製油所において採油される量を指定する。当社はインド政府により指定されていない余剰の入手可能量について、その他国内の製油所と自由に提携することができる。

2015年度について、インド政府は様々な生産油田からの1日当たりの石油産出量をおよそ38キロバレル（参加持分）と指定した。当社は、合理的な試みとして原油販売契約を結んでおり、約定された最小量はないため、その結果金銭的な影響はない。

天然ガス

天然ガスの供給契約は、ラヴァ地区では年間ベース及びCB/OS-2地区では月間ベースの契約である。供給契約は、当社のガス田からの推定ガス生産量に基づいている。

当社の2015年度のラヴァ地区からのガス販売契約（参加持分）の割当分は、1日当たり約0.8百万標準立方フィートである。当社の2014年7月31日現在のCB/OS-2地区からのガス販売契約（参加持分）の割当分は、2014年8月及び2014年9月につき、それぞれ1日当たり約4.8百万標準立方フィート及び1日当たり約1.6百万標準立方フィートである。

当社は、インドにおける当社の確定埋蔵量は、上記の契約量を供給するために十分であると考えている。実際に供給されたガスの量が、指定されたガスの量に満たない場合には、上限20%まで割り引いたガス価格がそれぞれのガス販売契約の規定に従って買い手に対して提供される予定である。

配送、物流及び輸送

ラジャスタン

マンガラ加工ターミナルは、当社により発見されたラジャスタン地区の油田からの原油生産物を加工する集中型の中核施設として指定された。通常はパイプラインを通して原油がマンガラ加工ターミナルに到着すると、直ちに加工され、原油を購入した公共部門の取引先又は民営の製油所に輸送される。詳細については「一施設ーマンガラ加工施設」を参照のこと。

カンベイ

グジャラート州スヴァリにある82エーカーの陸上加工施設において、当社はラクシュミー及びガウリの油ガス田からの天然ガス及び原油を加工している。この施設は、150百万標準立方フィート／日の天然ガス及び1日当たり10,000バレルの原油産出量を加工する運転能力があり、3段階に分離する石油加工トレーン装置、総容量が28,300バレルの3つの貯蔵タンク及び2つの2.4メガワットの自社発電所を含む。加工工場及び海上インフラは、ISO 14001及びOHSAS 18001規格の認証を取得している。

スヴァリ陸上ターミナルから生産される原油は、タンカートラックで約15キロメートル先のアダニ・ハジラ・ポート・プライベート・リミテッド（Adani Hazira Port Private Limited）まで輸送される。その後、原油貨物はタンカー船で沿岸の製油所（現在はヒンダスタン・ペトロリアム・コーポレーション・リミテッド（ムンバイ））に売却される。加工天然ガスは、グジャラート・ステート・ペトロネット・リミテッド（Gujarat State Petronet Limited）のパイプライン設備を通じてCLPインディア・プライベート・リミテッド（CLP India Private Limited）及びグジャラート・ガス・コーポレーション・リミテッドに対して売却される。

ラヴァ

現在、海上油ガス田より生産された天然ガス及び原油を加工するための8つの無人海上プラットフォーム及び225エーカーの陸上加工施設がスラサニヤナムにある。ラヴァの陸上ターミナルは、国際的に認められている環境基準（ISO 14001）及び労働安全衛生基準（OHSAS 18001）に従って操業している。陸上施設は、1日当たり70キロバレルの石油産出量、1日当たり95百万標準立方フィートの天然ガス及び1日当たり110,000バレルの水圧入を処理する能力がある。このターミナルは、1.0百万バレルの原油を貯蔵する能力も有している。

ラヴァ油田の坑井から生産された原油は、海底パイプラインを通じて陸上の加工ターミナルに送られる。石油はターミナルで加工され、貯蔵タンクに貯蔵される。その後原油は、ターミナルから同油田にある一点係留ブイに係留されているタンカー船までつながる、(約16キロメートル長の) 20インチの輸送ラインを通じて、(インド政府により指定された) 地方の製油所であるヒンダスタン・ペトロリウム・コーポレーション・リミテッド及びチェンナイ・ペトロリウム・コーポレーション・リミテッドに輸送される。一点係留ブイ及びその付属装置は、併せてタンカー係留積込装置と呼ばれている。

坑井からの天然ガスは処理された後に買い手 (GAIL) のパイプラインに輸送される。

市場シェア及び競争

インドにおける石油及びガスの探鉱、開発及び生産業は競争が激しい業界である。望ましい探鉱及び開発の可能性を得ようと努める中で、当社はONGC及びリライアンス・インダストリーズ・リミテッドを含むインド企業、並びに一流の総合的且つ大規模な独立系多国籍企業による重大な競争に直面している。ONGCは、インド政府の支配下にあり、2014年3月31日現在完了している9つのNELPのライセンス期間においてインド政府により提供された探鉱区の大部分を与えられている公社であり、インド政府から当社と競合する探鉱及び生産活動に焦点を当てるようにと告げられている。これらの競合企業の多くは、当社が利用できる財源又はその他の資源をはるかに上回る財源又はその他の資源を利用することができ、したがって鉱脈を取得及び開拓し、人材を雇い、生産物を市場に出すことにおいてより有利な立場にある。さらに、当社の競合企業の多くは、当社の事業に影響を及ぼし、また当社には制御できない世界的な原油価格や天然ガス価格及び供給レベル並びに政府の規制の適用といった、業界の状況の変化による影響によりよく耐えることができるであろう。

当社は、2014年3月の石油・天然ガス省の統計において約28%を占めており、インドの国内原油生産に大きく貢献している。

季節性

石油及びガスの需要は年間を通じて安定しているため、当社の事業は季節性による影響を受けない。

(f) 鉄鉱石事業

概要

当社の鉄鉱石事業は、ゴア州及びカルナータカ州において行われている。インド鉱業連盟によれば、当社は、ゴア州及びカルナータカ州における鉄鉱石に関連する採掘事業が一時的に停止される前までは、2003年以降、生産量では民間部門においてインドで最大の鉄鉱石輸出業者である。当社の鉄鉱石事業には、鉄鉱石の探鉱、採掘及び加工が含まれる。2014年度において、当社はおよそ1.5百万トンの鉄鉱石（粉鉱石及び塊鉱石）を生産した。販売量は0.03百万トンと、ごく少量であった。

当社は現在、年間560,000トンの設備容量を有する冶金コークス工場及び年間625,000トンの設備容量を有する鉄鉄工場を操業している。当社は、溶鉱炉のルートを通じて鉄鉄を製造している。当社は、エネルギー回収をベースにした冶金コークスの製造技術に関して特許を取っている。

カルナータカ州の当社の鉱山から採掘される鉱石は、主にゴア州及びマンガロールの港を通じて輸出された。しかしながら、2010年7月にカルナータカ州政府より課された輸出禁止以降、当社は当社のカルナータカ鉱山で生産された鉄鉱石をインド国内の取引先へのみ販売している。2011年8月26日、インド最高裁判所は、鉱山業者による環境違反に関する申立てを受けて、カルナータカ州のチトラドゥルガ区及びトゥムクル区における鉄鉱石に関連する採掘活動を一時的に停止する命令を下した。この命令を考慮して、同鉱山における当社の活動は、直ちに停止された。2013年4月18日に、かかる停止はインド最高裁判所により解除され、必要な法定の認可を取得した後2013年12月29日に操業が再開された。

2012年9月及び2012年10月に、ゴア州政府及びインド最高裁判所は、それぞれ鉱山業者による環境違反に関する申立てを受けて、ゴア州における鉱山の鉄鉱石の採掘業務及び輸送をすべて停止する命令を下した。上記を考慮して、当社のゴア州の鉱山での操業は停止された。2014年4月21日、インド最高裁判所は一定の条件で採掘の停止を解除した。最高裁判所はまた、当該裁判所により任命された専門委員会による確定容量の決定に従い、ゴア州における採掘権による最大年間掘削量を20百万トンまでとする暫定的な制限を課した。さらに、この命令において、裁

判所は当社の採掘権を含むゴア州におけるすべての採掘権は、2007年に失効したとみなした。結果的に、ゴア州政府により採掘権証書の更新又は作成が行われない限り、採掘業務を行うことはできない。

強み

当社は、以下の強みに基づいて、鉄鉱石部門における当社の地位を活用しようと考えている。

- ・2014年3月31日現在、当社は平均品位が46.0%の約370百万トンの鉄鉱石で構成される埋蔵鉱量を所有し又はそれに対する権利を有している。埋蔵量に対する権利には、ゴア州政府により発表された新たな採掘政策及び採掘権の更新の対象となっているゴア州における埋蔵量に対する権利が含まれている。
- ・分裂したインドの鉄鉱石業界の統合を通じた拡大の機会。
- ・インドの鉱業の発展において技術的手腕を有する経験豊かな人材。
- ・追加の試掘許可及び採掘許可並びにボトルネック除去の実施による大きな成長の可能性。
- ・健全な貸借対照表。
- ・特許権を有する社内の技術を持って垂直統合された銑鉄及び冶金コークスの事業

2011年8月22日、当社はエレニルト・ミネラルズ・アンド・マイニング・エルエルシーの完全所有子会社でリベリアの鉄鉱石探鉱会社であるWCLの持分の51.0%を、90.0百万米ドルの現金対価で取得した。WCLは西アフリカにおいて長期的な可能性を有する鉄鉱石の鉱床網を開発した。2012年12月20日、当社はWCLの発行済普通株式の残りの49.0%を、エレニルト・ミネラルズ・アンド・マイニング・エルエルシーより33.5百万米ドルの現金対価で取得した。

2012年3月1日、セサ・ゴアは、発電事業に従事するゴア・エナジー・プライベート・リミテッドの総発行済株式資本の100%を、ビデオコン・インダストリーズより9.5百万米ドルの対価で取得した。この会社は、2012年9月よりゴア・エナジー・リミテッドに名称変更された。GELは、ゴア州において30メガワットの廃熱回収発電所を所有しており、かかる発電所において当社の冶金コークス工場及び溶鉱炉の廃ガスから発電している。

ゴア州及びカルナータカ州の当社の鉱山における当社の採掘能力及び物流機能を36百万トンまで拡大するために、これまでに多くのイニシアティブが取られてきたが、これらのイニシアティブは、州全域にわたる規制上の問題及び生産制限が課されたことにより、規模が縮小され、現在では保留の状態にある。当社はまた、当社の物流機能において大幅な進展を遂げており、カルナータカ州では新しい鉄道の側線が既に稼働しており、ゴア州及びカルナータカ州の両方において既存の道路の拡張及び専用道路の回廊の建設が進展した。当社はまた、河川及び港湾の物流機能を向上させ、既に18艘の新たなバージが稼働中である。

主要な生産物

鉄鉱石

当社の鉄鉱石の埋蔵量は、塊鉱石及び粉鉱石の両方から成る。2014年3月31日現在、埋蔵量における塊鉱石の割合はゴア州及びカルナータカ州においてそれぞれ約12.0%及び17.0%であった。ゴア州の鉱石は平均鉄含率が50.0%から55.0%である一方で、カルナータカ州の鉱山は鉄品位が56.0%から60.0%と、高品位の鉱床である。当社は、カルナータカ州にある当社の鉱山から主に国内の銑鉄業者又は製鉄業者に対して塊鉱石を販売している。当社の鉱山から生産されるその他の鉄鉱石の大半は、海外向け、とりわけ中国の買い手に対して販売される。

銑鉄

当社は、製鋼所及び鑄造所のために、様々な品位の塩基性鉄、鑄物用銑鉄及びノジュラー銑鉄を生産している。

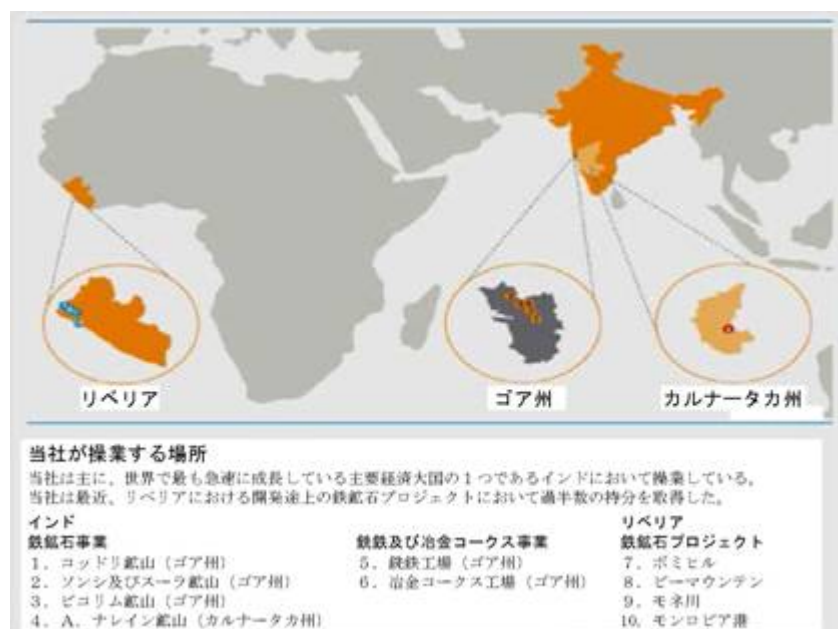
冶金コークス

当社はまた、冶金コークスを生産しており、その大半がインドにおいて消費されている。

主要施設

概要

以下の地図は、インド及び全世界において当社の鉄鉱石事業が行われている場所の詳細を示すものである。



鉱山

ゴア鉱山

ゴア州における当社の鉄鉱石事業は、1つはコッドリ村（南ゴア地方）に、もう1つはソンシ村（北ゴア地方）にある2つの主要な鉄鉱石の採掘地域から成る。さらに、当社はゴア州北部にあるいくつかの衛星鉱山から鉱石の生産物を得ている。当社のゴア州における採掘権は、当初はポルトガル政権時代の政府により鉱業権として1955年以降に付与されており、1987年にこれらの鉱業権は採掘権へと転換された。当社は現在、ゴア州において約653ヘクタールの地域を占める合計11の採掘権により操業しており、また約62ヘクタールの地域を占める1つの第三者請負採掘権により操業している。ゴア州における当社の11の採掘権の権利期間は終了し、現在更新中であるが、ゴア州政府及びインド最高裁判所により鉄鉱石の採掘活動の一時的な停止が課されるまでは合意があったものとみなして操業されていた。当社は、適用ある法定期間内にゴア州政府に対してこれらの採掘権の更新に係る申請を行い、現在更新が進められている。適用ある法律に従い、採掘権の保有者はゴア州への申請結果が出るまでの間、採掘を継続して行うことができる。さらに、適用ある法律の下では自らの業界において利用される鉱物の採掘に関する採掘権の更新を求めるすべての者は、通常は20年未満の期間の採掘権の更新を認められている。当社の失効した採掘権の更新に係る申請はすべて提出されており、当社はこれらの採掘権が更新されないことは想定していない。

当社は、探鉱の最初の段階では、100メートル×100メートルの格子状に探鉱を行い、その後は50メートル×50メートルの格子状に探鉱を行う。コアサンプルは、地質断面図を作成し、鉱石を粗鉱又は路床鉱石のいずれかへの分類するために分析され、鉱体の解析用に利用される。掘削採取によるコアサンプル調査が立坑全体において行われ、サンプル作成施設において掘削採取されたコア試料の抽出調査が行われる。

当社のゴア州における操業に係る総固定資産価値は、仕掛品の資本も含めて、2014年3月31日現在で113,736百万ルピーであった。

(i) コッドリ鉱山

コッドリ鉱山郡は、ムンバイから南におよそ600キロメートル、ゴア州の州都であるパナジから東におよそ50キロメートルのゴア州の南部に位置している。ここでは露天掘りでの操業が行われており、最寄りの鉄道駅であるサンボーデム駅及びマーガオ駅は、それぞれ鉱山からおよそ13キロメートル及び40キロメートル離れた場所にある。鉱山から55キロメートル離れたダボリムには空港がある。サンボーデム及びカプヘムの河川の積荷ポイントは、それぞれコッドリ鉱山からおよそ12キロメートル及び14キロメートルの場所にあり、港は河川の積荷ポイントからおよそ40海里の場所にある。

コッドリ鉱山は、約340ヘクタールの地域に及んでおり、4つの隣接する採掘権に定められた条件に基づき操業されている。この採掘権のうち3つは当社により所有されており、残りについては第三者が所有している。当社は、現在のコッドリ鉱山の操業地の北西部にさらに2つの採掘権を所有しており、ここでは探鉱が開始されている。これらの採掘権はすべて2007年11月に失効しており、現在更新中である。

コッドリ鉱山の採鉱は1966年に開始され、同鉱山は1973年に初めて生産を開始した。この鉱山の実産量は、1995年までに年間3百万トンに達した。この鉱山は、年間7百万トンの生産量につき、MoEFにより環境認可が付与されている。

コッドリ鉱山では、低品位の鉄鉱層が折り重なっており、これはその後浸食により露天掘りでの採掘に適した堆積盆地の地帯へと形成されている。経済的に採掘可能な鉱物は、約3.1キロメートル×1.6キロメートルの面積の土地で産出され、海拔84メートルから海面下は50メートルの場所にある。この地層は、浅部帯が北東に向かって緩やかに傾斜（特定の場所ではその逆に傾斜）するという、北西部から南東部の一般的な傾向を示している。下盤は、マンガンを含む粘土と腐食珪岩により構成されており、鉱体の地層の垂直断面は、鉱山エリアにおいて末期のドレライト岩脈及びピンクの粘土質帯がはっきりと現れている境界面により横に分断されている。

コッドリ鉱山は、複数の立坑があり、複数の採掘権が付与された、完全に機械化された採掘ユニットである。露天掘り坑は、高さ7メートルの作業場、幅25メートルの運搬道路及び全長で26度傾斜した坑道を有している。コッドリ鉱山は、14の堆積盆を有しており、そのうち5つの立坑は採掘し尽くされている。ラテライト表土はリッピング又はドーピングにより除去され、掘削機及び／又はホイールローダーによってリジッドダンプトラック及びアーティキュレートダンプトラックといった土木重機に積み込まれる。鉱山内の運搬もリジッドダンプトラック及びアーティキュレートダンプトラックによって行われる。鉱石は途切れることなく加工工場に供給できるように常に貯蔵維持されている。

当社は、鉱石の価値を高めるための広大な鉱石加工施設を有しており、これには破碎、乾式ふるい分け、洗浄、ログウォッシュ、分類、高速水洗及び多湿・高強度の磁気分離器による磁気選別等が含まれる。4つのコッドリ加工工場は、築1年から18年であり、4つのコッドリ加工工場の処理能力は、年間10百万トンである。加工された鉱石は、10トンダンプカーにより水源の突堤まで陸路で輸送され、そこからさらにバージでゴア港まで、又は続けて輸送するために積替え貨物船まで運ばれる。当社は、36艘のバージ及び1隻の積替え貨物船の自社専用船団並びにマルマガオ港を拠点とする1つの浮遊式の中継ステーションを有している。積替え貨物船は、ギア付の大型のパナマックス・サイズの船舶（82,000トン数）であり、最大速度で1日に40,000トンの鉱石をバージから取り上げ、外航船舶へ荷積みすることができる。1つの工場は、高品位の鉄鉱を加工するための乾式回路を備えており、残り4つの湿式工場では低品位の鉱石を加工している。コッドリ加工工場では、定期的な保守管理を行っており、雨季には年次の修繕が行われる。

2014年3月31日現在、当社はコッドリ鉱山において採鉱及び評価プログラムを行い、これには944の坑井で行った深さの合計が56,531メートルの掘削が含まれていた。コッドリ鉱山の鉱床では、8メートルから127メートルまでの長さの格子状の垂直のドリル孔において広範囲にわたって抽出調査が行われた。

コッドリ鉱山の電力は、政府の送電供給網により供給され、その最大契約需要量は5,000キロボルトアンペアである。また電力供給に利用することのできる総量5,190キロボルトアンペアの発電装置もある。この敷地全体の水の必要量は、採掘し尽くされた立坑に貯留された雨水により賄っている。2014年度において、州政府により課された鉄鉱石の採掘活動の一時的な停止により、コッドリ鉱山における鉱石の生産はなかった。

コッドリ鉱山の経済的なカットオフ品位は、様々な販売契約の要件を満たすように決定されている。当社は、法定の鉄45.0%のカットオフ品位に対して、実際には鉄50.0%の営業上のカットオフ品位で操業している。鉄を45.0%から50.0%含む鉱石は、将来において利用するために貯蔵され、鉄を50.0%から54.0%含む鉱石は販売できるように選鉱される。

コッドリ鉱山の確定埋蔵量区分の埋蔵量は、50メートル間隔で配置されたドリル孔により規定され、推定埋蔵量は、通常、確定埋蔵地からさらに50メートル間隔で配置されたドリル孔により規定される。予想埋蔵量は、通常、推定埋蔵地からさらに50メートルから75メートルの間隔で配置されたドリル孔により規定される。かかる地域はおおよそ50メートル×50メートルの格子状に掘削されるため、鉱石の物理的な連続性が十分に示されている。

当社はガウソナ・ダスリファル鉱山を運営しており、その採掘権は、採掘請負業者であるエム・エス・ティンブロ・プライベート・リミテッド（M/s Timblo Private Limited）により1989年以降保有されている。この鉱山の採掘権は、1958年にエム・エス・ティンブロ・プライベート・リミテッドに付与され、同社は1988年までかかる鉱山を保有し、運営を行った。1983年以降、当社は、エム・エス・ティンブロ・プライベート・リミテッドと共通境界の協業契約を締結し、1989年に当社は採掘権区の40.8ヘクタールの支配権を獲得した。この鉱山は、コッドリ鉱山に隣接する鉱山である。ガウソナ・ダスリファル鉱山の採掘方法は、上記のコッドリ鉱山の採掘方法と同じであ

る。2014年度中に、州政府より課された鉄鉱石の採掘活動の一時的な停止により、ガウソナ・ダスリファル鉱山における鉄鉱石の生産はなかった。

(ii) ソンシ鉱山

ソンシ鉱山は、ゴア州の北部、パナジから約34キロメートル、コッドリ鉱山から北に約40キロメートルの位置にある。この鉱山は露天掘りの鉱山である。この地域は、舗装道路で十分に連結されており、最寄りの鉄道駅はソンシ鉱山から約25キロメートルのティビムにある。河川の積荷ポイントであるアモナは、敷地から9キロメートルの場所にあり、港は河川の積荷ポイントから約35海里的の場所にある。空港はソンシ鉱山から約50キロメートルの場所にある。

ソンシ鉱山の採掘権区は、62ヘクタールである。採掘権は、2007年10月に失効し、更新手続の最中である。採掘権の所有者は、州政府に対して適時に更新の申請を提出しており、却下の通知はなされていない。ソンシ鉱山は、ゴア州政府により鉄鉱石の採掘活動が一時的に停止されるまでは、合意があったものとみなして操業されていた。採掘権区は幅が狭いため、当社は採掘活動を容易に進めるために、一時休止中の採掘権保有者との共通境界の協業契約を締結した。当初の採掘権は、1953年にコスメ・コスタ・アンド・サンズ (Cosme Costa & Sons) に対して付与された。当社は採掘権を取得していないが、1958年以降鉄鉱石の採掘請負業者としてソンシ鉱山において操業している。同鉱山での生産は1958年に開始した。当社とコスメ・コスタ・アンド・サンズが締結した鉄鉱石の採掘及び販売のための契約は、2014年3月に満了となり、これを更新するための交渉が進行中である。ソンシ鉱山は、年間3.0百万トンの生産水準の環境認可を付与されている。

ソンシ鉱山を取り巻く地域は、ラテライト表土により覆われており、その下には塊の鉄鉱地帯がある。ソンシ鉱山の鉄床は、北西から南東へ流れる向斜の北部の外縁を形成している。この地層は、北東に50度から60度傾斜している。ソンシ鉱山の主な鉄床は、1つの向斜に褶曲した3つの異なる鉄体から成る。最も新しい鉄体は幅50メートルであり、その他の鉄体は北東に向かって急勾配で傾斜し、その幅はおよそ20メートルから25メートルである。鉄体の間にある分かれ目は50メートルのマンガンを含む粘土及び30メートル幅の褐鉄鉄地帯から成り、これは千枚岩の地層の下盤から1つの鉄体を分離している。これらの帯域の深度は、深層掘削により外形が描かれている。赤鉄鉱は、各帯域における主要な経済鉄物である。

ソンシ鉱山の露天掘り採掘の操業は、完全に機械化されている。硬いラテライト表土は掘削、爆破又はリッピング／ドージングのいずれかにより剥ぎ取られる。柔らかい下位のラテライト地帯は、掘り起こされ、それぞれラテライト、粘土及び鉄鉱の堆積に運ばれる。原料はその後、より小さい10トントラックに再度積み込まれ、粉碎、洗浄、ログウォッシュ、分類、二段階の高速水洗及び濃縮を含む加工及び選鉱を行う工場へと運ばれる。廃棄物は、6キロメートルから7キロメートル先の集積場に運ばれる。ソンシ鉱山の加工作業は、上述のコッドリ鉱山の加工作業と似ている。加工された鉄鉱石はアモナ突堤に運ばれ、バージに積み込まれ、およそ35海里離れたマルマガオ港へと輸送される。

現場には加工工場がない。抽出した鉄鉱石は、請負業者の10トントラックの車両によりアモナ（約9キロメートル先）及びカッドネム（約6キロメートル先）の加工工場まで運ばれる。加工工場の総処理能力は、年間7.9百万トンである。この工場は、定期的な保守管理を受けており、雨季には年次の修繕が行われる。

州政府により課された鉄鉱石の採掘活動の一時的な停止により、昨年度において同鉱山における採掘活動は行われなかった。ソンシ鉱山では、垂直の及び傾斜したドリル孔において抽出調査が行われ、2014年3月31日現在、450個のドリル孔において合計25,914メートルが掘削された。

この鉱山の電力は、政府の送電供給網により供給され、その最大契約需要量は1,000キロボルトアンペアである。また電力供給に利用することのできる総量625キロボルトアンペアのディーゼル発電装置もある。2014年度には、ゴア州における鉄鉱石の採掘活動の一時的な停止により、ソンシ鉱山での鉄鉱石の生産はなかった。

ソンシ鉱山の経済的なカットオフ品位は、様々な販売契約に応じた要件により、また契約に見合った在庫を保持する必要性によって決定される。当社は、法定の鉄45.0%のカットオフ品位に対して、実際には鉄50.0%の営業上のカットオフ品位で操業している。鉄を45.0%から50.0%含む鉄鉱石は、将来において利用するために貯蔵され、鉄を50.0%から54.0%含む鉄鉱石は販売できるように選鉱される。

当社は、2004年にはパンデュラン・ティンブロ・インダストリーズ (Pandurang Timblo Industries) よりマレタ・ソド鉱山の隣接する採掘権を取得した。採掘権は、1955年に付与され、2004年11月に鉱山が当社に移譲されるまで断続的に操業された。この鉱山は、年間0.5百万トンの生産量につき、MoEFにより環境認可が付与されてい

る。2014年3月31日現在、採掘権区の54個の掘削孔において6,073メートルが掘削されている。マレタ・ソド鉱山の採掘方法は、上述のソンシ鉱山の採掘方法と同じである。

(iii) セサ・リソーシズ・リミテッド、ビコリム及びスーラ

セサ・リソーシズ・リミテッド及びその子会社であるセサ・マイニング・コーポレーション・プライベート・リミテッド (Sesa Mining Corporation Private Limited) は、ゴア州に合計およそ980ヘクタールに広がる11の採掘権区から鉄鉱石を抽出する。セサ・リソーシズ・リミテッドの操業は、1つはビコリムに、もう1つはスーラにある2つの主要な鉄鉱石の採掘区により構成されており、この地区は両方ともゴア州北部に位置し、併せてセサ・リソーシズ・リミテッドの2014年3月31日現在の合計推定鉄鉱石埋蔵量の約90.0%を占める。

ビコリム鉱山は、ゴア州北部の479.3ヘクタールの土地に及ぶ5つの隣接する採掘権から成る。スーラ鉱山は、ゴア州北部のパールからベルギエム、ビコリム、シャーガオにかけて広く認められている鉄鉱石地帯において253.4ヘクタールの地域に及ぶ3つの隣接する採掘権から成る。ビコリム鉱山及びスーラ鉱山における採掘活動は1958年に開始した。ビコリム鉱山及びスーラ鉱山からの加工鉄鉱石は、ゴア州北部にあるサルマナス及びスーラ／シノリの積載突堤までセサ・リソーシズ・リミテッドにより運ばれ、その後バージに積み込まれ、インドのゴア州のマルマガオ港に輸送され、そこから取引先に対して出荷される。セサ・リソーシズ・リミテッドの採掘資産には、加工工場、バージ、突堤、積替え貨物船及びマルマガオ港の積載能力が含まれる。2014年度において、州政府により課された鉄鉱石の採掘活動の一時的な停止により、生産は行われなかった。

(iv) 造船部門

当社は、1984年に操業を開始した造船部門も有しており、かかる部門は主たる活動として当社が所有する内陸の小容量の運搬装置の建設及び修繕を行い、また鉄鉱石の輸出並びにコークス及び石炭の輸入を含む当社の中核事業を支えている。

造船部門はその後、高機能の船舶の設計及び建設を行う能力を備えた中規模の敷地へと開発された。造船部門の施設は、船台、いくつかの倉庫、クレーン、水深3メートルの波止場、ガス・マニホールド装置及びドッキング装置から成る。造船部門は、バージ、曳船、油回収船及び上陸用舟艇といった様々な種類の船舶を設計し、建設した。造船部門は、雨季における細粒石の出荷のために、ゴア州において最初にバージのハッチカバーの設計及び製造を行った部門であった。2014年3月31日現在、造船部門は、2000年に品質管理システムISO 9001-2000を、2004年に環境管理システムISO 14001-2004を、また労働衛生管理システムのOHSAS 18001-2007の認証を取得している。

(v) その他の採掘権／鉱山

コッドリ鉱山の採掘権及びソンシ鉱山の第三者採掘権に対する権利に加えて、当社は11の追加の採掘権を有しており、そのうち5つは非操業中の採掘権である。操業中の鉱山は、年間0.2百万トンの環境認可を有し3つの隣接した採掘権を有するサンケリム鉱山、年間0.2百万トンの環境認可を有するオラッソ・ドンゴール鉱山及び年間0.2百万トンの環境認可を有するボツバデコ・ドンゴール鉱山である。非操業中の採掘権区は、現在探査中である。

これらの鉱山の経済的なカットオフ品位は、様々な販売契約に応じた要件により、また契約に見合った在庫を保持する必要性によって決定される。当社は、法定の鉄45.0%のカットオフ品位に対して、実際には鉄含50.0%の営業上のカットオフ品位で操業している。鉄を45.0%から50.0%含む鉄鉱石は、将来において利用されるために貯蔵され、鉄を50.0%から54.0%含む鉄鉱石は販売できるように選鉱される。

カルナータカ州

当社のカルナータカ州における主な操業は、バンガロールの北西約200キロメートルに位置するA. ナレイン鉱山で行われている。当社により操業される露天掘り鉱山は、鉄道により十分に連結されており、最寄りの駅であるササル及びアムルサプラは、それぞれA. ナレイン鉱山より16キロメートル及び17キロメートルの場所にある。マンガロールにある最寄りの港は、この鉱山より約430キロメートルのところにあり、最寄りの空港は、鉱山より約230キロメートル離れたバンガロールにある。

同鉱山の採掘権区は163.5ヘクタールであり、主に123.5ヘクタールの南の区画及び40.0ヘクタールの北の区画の2つの区画に分類される。これらの2つの区画は、採掘権区の東側に沿う幅が40メートル、長さが665メートルの

狭い一続きの土地によりつながっている。当社は、1994年以降、この鉱山の操業を行っており、MoEFは2009年に年間6.0トンを上限とする生産量の拡大に関して必要な許可を当社に対して付与した。2013年4月18日付の命令により、インド最高裁判所は、その他の必要な承認に従った現在の再生及び復旧計画に基づき、年間2.29トンの暫定的な生産容量を認めた。2013年12月29日、州の鉱山の操業は、必要な承認を得たうえで開始された。当社の採掘権は2012年10月に失効したが、当社は適用ある法定期間内にこれらの採掘権の更新に関してカルナータカ州に申請を行い、現在更新が進められている。適用ある法律に従い、採掘権の保有者はカルナータカ州の申請結果が出るまでの間、採掘を継続して行うことができる。さらに、適用ある法律の下では自らの業界において利用される鉱物の採掘に関する採掘権の更新を求めるすべての者は、通常は20年未満の期間の採掘権の更新を認められている。

この地域の地質学的な地層は、始生代から原生代の時代のものである。A. ナレイン鉱山の地質は、その地方で「ダーワーズ」と呼ばれる豊富で広大な鉄鉱石の鉱床を含む始生代の地層から成る。採掘権区は、チトラドゥルガからトゥムクルの片岩地帯の一部及び地域的な等斜褶曲の一部を構成している。鉱体の走向は、約60度から70度の角度で西に向かって傾斜している。赤鉄鉱が主要な鉄鉱石であり、褐鉄鉱、針鉄鉱及び磁鉄鉱が鉱山の付随する少数の鉱物を構成している。鉱化した層位が約2キロメートルの長さにわたって伸びている。下盤は腐食した珪岩及び千枚岩から成り、地層の垂直断面は、鉱山エリアにおいて末期のドレライト岩脈及びピンクの粘土質帯がはっきりと現れている境界面により横に分断されている。

現在、A. ナレイン鉱山の北及び南の区画では、完全に機械化された採掘操業が行われている。露天掘り鉱山は、高さ7メートルの作業場、幅12メートルから15メートルの運搬道路及び全長で30度未満傾斜した坑道を有している。A. ナレイン鉱山は、すべての品位の鉄石を処理するための乾式処理設備を備えている。

ラテライト表土は爆破又はリッピング／ドージングのいずれかにより取り除かれ、30トントラックに積み込まれ、輸送される。採掘された鉄石には、鉱山の加工施設において、破碎及び乾式ふるい分けといった加工処理が行われる。加工された鉄石は、その後陸路で鉄道操車場まで輸送され、そこからさらにカルナータカ州、ゴア州及びその他の場所まで運ばれる。カルナータカ州において生産される鉄石は、鉄含有率が56.0%から60.0%であり、77.0%が粉鉄石及び23.0%が塊鉄石で構成されている。

A. ナレイン鉱山の2つの処理工場は、合計で1時間に1,150トンの処理能力を有している。

当社がこの鉱山を引き継いで以降、A. ナレイン鉱山の探鉱では、2014年3月31日現在425個の掘削孔において合計31,684メートルの掘削が行われている。カルナータカ州で実施された探鉱は、昨年度はごくわずかであった。A. ナレイン鉱山の鉱床は、長さ50メートルから100メートルの間隔の格子状の垂直の及び傾斜したドリル孔において広範囲にわたって抽出調査が行われ、ほとんどの穴は深さが50メートルから200メートルであった。

鉱山の電力は、725キロボルトアンペア及び320キロボルトアンペアの発電機により供給される。鉱山及び工場に供給されるすべての電力は、発電機を通じたものである。

総固定資産価値は、仕掛品の資本も含めて、2014年3月31日現在で24,724.0百万ルピーであった。

2011年8月26日、インド最高裁判所は、カルナータカ州のチトラドゥルガ区及びトゥムクル区における採掘活動を一時的に停止する命令を下した。この命令を考慮して、同鉱山における当社の活動は、直ちに停止された。2013年4月18日に、かかる停止はインド最高裁判所により解除され、必要な法定の認可を取得した後2013年12月に操業が再開された。当社は、カルナータカ州政府の第1段階の森林認可及びMoEFからの暫定的な操業許可に基づきカルナータカ州での操業を再開したが、2014年7月31日に暫定的な操業許可は失効した。当社は現在、カルナータカ州政府からの第2段階の森林許可及び当社の操業再開のためのMoEFからの最終認可を待っているところである。

A. ナレイン鉱山の経済的なカットオフ品位は、様々な販売契約に応じた要件により、また契約に見合った在庫を保持する必要性によって決定される。

カルナータカ州の鉱山の確定埋蔵量に区分された埋蔵量は、所定の区画ラインに沿って、また時折区画ラインから外れて50メートル置きに掘削された掘削孔に基づいて推定されており、推定埋蔵量は確定埋蔵地から50メートルの場所に掘削された掘削孔に基づいて推定されており、予想埋蔵量は推定埋蔵地より25メートルの場所に掘削された掘削孔に基づいて推定される。同地域はおよそ50メートル×50メートルの格子状に掘削されるため、鉄石の物理的な連続性が十分に実証されている。

WCL

WCLのリベリア鉄鉱石プロジェクトにおいて、探鉱活動が進められており、2014年3月31日現在で120,158メートルにわたる掘削が完了した。

WCLは、以下の3つの鉱床を構成する鉄鉱石プロジェクトである。

- ・2014年3月31日現在172百万トンの鉱物理蔵量があると推定され、モンロビア港から70キロメートルの場所に位置するボミヒル。
- ・2014年3月31日現在、鉱物理蔵量がなく、モンロビア港から105キロメートルの場所に位置するピーマウンテン。
- ・2014年3月31日現在、鉱物理蔵量がなく、モンロビア港から140キロメートルの場所に位置するマノ川。

これらの鉱山の操業上のインフラは、年間28トンの処理能力を目標として、段階的に開発される予定である。プロジェクトの第1段階では、ボミ鉱山から年間0.3トンの鉄鉱石の生産高があると予想している。当初は、販売可能な鉱石は、モンロビア港まで陸路で76キロメートル輸送される予定であるが、この手配は、総合的なプロジェクトに向けて徐々に構築される統合的な物流管理の解決策に置き換えられる予定である。WCLは、このプロジェクトのために法定の認可の確保を進めている。

以下の表は、当社が所有する又は権利を有する鉱山における2014年3月31日現在の鉄鉱石の確定埋蔵量及び推定埋蔵量を示したものである。

	確定埋蔵量		推定埋蔵量		確定埋蔵量及び推定埋蔵量の合計	
	量 (百万トン)	鉄純度 (%)	量 (百万トン)	鉄純度 (%)	量 (百万トン)	鉄純度 (%)
ゴア州：						
コッドリ・グループ	18.9	54.7	7.5	56.4	26.4	55.2
ソンシ・グループ	16.4	57.6	20.5	57.4	37.0	57.5
その他	8.2	54.2	13.6	55.8	21.8	55.2
カルナータカ州－A、ナレイン	27.7	58.0	13.8	56.2	41.5	57.4
セサ・リソーシズ・リミテッド	41.3	52.2	30.4	54.5	71.7	53.2
小計（インド）	112.5	55.0	85.8	55.8	198.4	55.4
ボミ	-	-	171.5	35.1	171.5	35.1
小計（リベリア）	-	-	171.5	35.1	171.5	35.1
合計鉄鉱石埋蔵量	112.5	55.0	257.3	42.0	369.9	46.0

追加情報

インドについて、

- 推定埋蔵量は、JORC規定に従い、地質学者及び鉱山エンジニアによって作成された。かかる推定は、2013年にカナダのロスコー・ポッスル・アソシエイテッド・インク（Roscoe Postle Associated Inc）により独立した監査が行われた。2014年度には、掘削による追加分がなく、わずか2百万トンの生産量であり、埋蔵量はJORCの有資格者により内部的な認証が行われた。
- 通常の鉱石のカットオフ品位は鉄45%であり、珪鉱については鉄30%である。
- 鉱体は、鉱化帯がしっかりと連なった、内部腐食が少ない比較的大規模で鉱体であり、接触部は自由に掘削することを十分に制限されており、その希釈物も品位を有することができる。鉄鉱石は軟質で、採掘中の損失又は希釈はほとんどない。したがって、希釈物の割当量については、報告結果に重大な影響を及ぼさないため、考慮されていない。
- インドについて利用された価格は、平均鉄品位が鉄56%の鉱石1トン当たり94米ドルである。これは、過去3年間の平均価格に基づく値である。

リベリアについて、

- 推定埋蔵量は、SAMREC規定に従い、地質学者及び鉱山エンジニアによって作成された。かかる推定は、2014年にカナダのロスコー・ポッスル・アソシエイテッド・インクにより独立した監査が行われた。
- 95%の採掘による採取及び約5%の希釈物が、埋蔵量の報告のために含まれている。

- (c) 埋蔵量は、鉱石の種類に基づいて様々なカットオフ品位によって推定されており、最小カットオフ品位は20%である。
- (d) 鉱物の埋蔵量は、1トン当たり90米ドルの平均鉄鉱石価格を利用して推定されている。
- (e) カットオフ品位は20%であり、埋蔵量における平均品位は鉄35.1%である。

アモナ工場

当社はゴア州のアモナ工場において1992年に操業を開始し、それ以降銑鉄の製造及び販売に従事している。当社のアモナの冶金コークス工場は、鑄造所用の70ミリメートル超の破片、溶鉱炉用の20ミリメートルから60ミリメートルの破片及び鉄合金業用の6ミリメートルから25ミリメートルの破片等様々な破片を製造している。冶金コークスの総生産量のおよそ77.3%が当社の銑鉄の製造のために当社により消費され、残りは主にインドに所在する取引先に対して販売される。石炭の混合のための投入に係る費用が、コークスの生産において唯一且つ最も重要な費用要素である。当社の生産物は主に低灰分コークス用炭で構成されており、当社は毎年低灰分コークス用炭の100.0%を輸入している。安定した原料の供給を確保するために、当社は石炭の調達のための長期的な供給契約を締結している。電力は当社の完全所有子会社であるGELにより供給されており、GELは当社の冶金コークス工場の廃熱及び当社より生じた高炉ガスから発電している。

以下の表は、当社のアモナ施設における2014年3月31日現在の定格容量を示したものである。

アモナ工場	容量	
	冶金コークス	銑鉄
	(トン／年間当たり)	
	560,000	625,000

生産量

以下の表は、2012年度、2013年度及び2014年度の当社の総生産量を示したものである。

鉱山／鉱山の種類	生産物	3月31日に終了した年度		
		2012年	2013年	2014年
		(百万トン(乾燥質量))		
ゴア州(露天掘り) ⁽¹⁾	鉄鉱石	9.7	2.8	-
セサ・リソーシズ・リミテッド(露天掘り) ⁽¹⁾	鉄鉱石	3.1	0.9	-
A. ナレイン(露天掘り) ⁽²⁾	鉄鉱石	1.0	-	1.5
鉄鉱石合計	鉄鉱石	13.8	3.7	1.5
アモナ工場	冶金コークス	0.26	0.33	0.41
	銑鉄	0.25	0.31	0.51

(1) ゴア州政府により課された鉄鉱石の採掘活動の一時的な停止により、2012年9月11日以降、ゴア州における採掘活動は停止している。2014年4月21日、インド最高裁判所は特定の例外を設けて採掘の停止を解除した。当社は、当社の操業を再開するために必要な認可を取得するべく州政府との話し合いを行っている。

(2) 最高裁判所により課された鉄鉱石の採掘活動の一時的な停止により、2011年8月26日以降、カルナータカ州における採掘活動は停止している。2013年4月18日、この停止は解除され、すべての必要な認可を取得した後に2013年12月29日に操業が再開された。当社は、カルナータカ州政府からの第1段階の森林認可及びMoEFからの暫定的な操業許可に基づきカルナータカ州における操業を開始したが、暫定的な操業許可は2014年7月31日に失効した。当社は現在、カルナータカ州政府からの第2段階の森林許可及び当社の操業再開のためのMoEFからの最終認可を待っているところである。

(3) 当社のリベリアの鉄鉱石鉱山は採掘段階にあり、したがって過去3年間にこれらの鉱山からの生産はなかった。

主要な原材料

鉄鉱石事業 当社の鉄鉱石の採掘及び加工業務において利用される直接的な原材料はない。間接的な原材料には、電力、燃料及び潤滑油が含まれる。当社はこれらの間接的な原材料を様々な業者から調達する。当社の操業に必要な電力は、政府の送電供給網により供給され、当社所有の発電装置及び賃借したディーゼル発電装置に

よって補完される。燃料及び必要な潤滑油の価格は変動しやすく、電力価格は州政府により課される関税により左右される。

銑鉄事業 銑鉄製造のための主要な原材料は、鉄鉱石、冶金コークス、石灰岩及びドロマイトである。

鉄鉱石は、ほとんどがカルナータカ州及びゴア州の鉱山から供給される。鉄鉱石は、カルナータカ州からはトラック及び貨物列車によって、またゴア州からはトラックによって運ばれる。鉄鉱石の必要量は、当社自身の鉱山からの供給、及びカルナータカ州及びゴア州のその他の鉱山からの購入を通じて満たされる。当社の冶金コークスの必要量は、当社の冶金コークス部門からの供給により満たされている。石灰岩及びドロマイトはカルナータカ州の鉱山から購入し、トラックによって当社まで運ばれる。

冶金コークス 冶金コークスの製造のための主要な原材料は、硬質及び半硬質のコークス用炭である。これらの原材料は、オーストラリアを中心とした様々な海外の供給業者より輸入される。

電力 当社の冶金コークス及び銑鉄の製造業務用の電力は、当社の完全所有子会社であるGELにより供給され、GELは当社の冶金コークス工場及び溶鉱炉の廃棄ガスから発電している。

配送、物流及び輸送

当社の採掘事業は、ゴア州において有利に行われており、効率の良い輸送ネットワークにより補完されている。より大容量の積載能力とより喫水の高い船を達成するために、当社及びセサ・リソーシズ・リミテッドは、積替え船を所有し運転しており、これはゴア州における中間地点での積込みのために利用されている。加えて、セサ・リソーシズ・リミテッドは、積替え貨物船「MVゴアン・プライド」の50.0%を所有しており、これも中間地点での積込みのために利用されている。当社は、インド西海岸の港から当社の生産物を出荷しており、したがってゴア州における毎年の雨季は、6月から9月の当社の配送業務に影響を及ぼす。当社は、鉄道車両、バージ及び積替え貨物船のネットワークを維持しており、これらは主として当社の鉄鉱石の海外取引先に対する輸出を促進するために利用されている。当社の船舶には、浮遊容量が合計で68,000トン数の36艘のバージ、及びゴア州の港を拠点とし、300,000トン数もの船舶を積み込むことのできる積替え船が含まれる。

カルナータカ鉱山からのインドの国内取引先に対する販売は、鉱業所渡しで行われ、輸送については取引先が対処する。

販売及びマーケティング

銑鉄 現在、当社が生産する銑鉄の大部分は、インド内の鑄造所及び製鋼所に対して販売されている。銑鉄の販売は、通常1ヶ月間有効なスポット価格ベースで行われる。銑鉄の価格は、出荷基準で定められ、原料は通常運賃収支ベースで送られる。

冶金コークス 現在、当社が生産する冶金コークスはすべて、主にインド内の鑄造所、銑鉄製造業者、鉄合金製造業者及びセメント工場に対して販売されている。2014年度の当社の冶金コークスの総生産量のうち約77.3%は銑鉄の生産のために利用された。残りはインド国内市場において販売された。

冶金コークスのその他の取引先に対する販売は、1ヶ月間有効なスポット価格ベースで行われる。一部の鉄合金製造業者との契約が四半期毎又は2ヶ月に1度締結され、そこで量、品位及び価格が決定される。

当社は、ゴア州のパナジにマーケティング事務所を有しており、当社の銑鉄及び冶金コークスの製品を販売する注文代理業者を抱えている。当社は、中国の当社自身の駐在員事務所を通じて、中国における当社の鉄鉱石の販売を管理している。それ以外の当社の販売及び用船の需要についてはゴア州にある事務所を通じて管理されている。

市場シェア及び競合

インド鉄業連盟によれば、当社は、ゴア州及びカルナータカ州における鉄鉱石の採掘事業が一時的に停止される前までは、2003年以降、生産量では民間部門においてインドで最大の鉄鉱石輸出業者であった。2014年度には、ゴア州における鉄鉱石の採掘活動の一時的な停止により、売上げは計上されなかった。当社のインドにおける公共部門及び民間部門の主要な競合者には、ナショナル・ミネラル・ディベロプメント・コーポレーション (National

Mineral Development Corporation)、MMTCインディア・リミテッド(MMTC India Limited)、ルングタ・マインズ・リミテッド(Rungta Mines Ltd.)、ミネラル・セールズ・プライベート・リミテッド及びエッセル・マイニング・アンド・インダストリーズ・リミテッド(Essel Mining and Industries Limited)が含まれている。さらに、当社は数多くの世界中の鉄鉱石の国際製造業者及び輸出業者と競合している。

季節性

当社の鉄鉱石採掘事業は、天候の状況の変化、とりわけ大雨により影響を受ける。当社の鉄鉱石採掘事業の大半が行われているゴア州は、通常6月初旬から10月初旬までの間に雨季に見舞われる。雨季には、バージの動きが制限され、それにより当社の鉄鉱石が取引先に向けて出荷されるゴア州のマルマガオ港からの輸出量が大幅に減少する。当社は、乾季の間に鉄鉱石をより迅速に抽出できるように、鉱山の開発に集中し、雨季の間により多くの表土の廃棄物を抽出することにより、雨季の影響を軽減しようと試みている。さらに、雨季において、当社は通常、その加工工場及び当社のその他の採掘機械の年次の保守管理を行っている。

(g) 当社の銅事業

概要

当社の銅事業は主として注文製錬の一種であり、インド南部トゥティコリンに所在する1つの製錬所、1つの精錬所、1つのリン酸工場、1つの硫酸工場、1つの銅棒工場及び3つの自社発電所並びにインド西部スィルヴァーサーに所在する1つの精錬所及び2つの銅棒工場、並びにUAEのフジャイラに所在する1つの貴金属精錬所、1つの金陽極工場及び1つの銅棒工場を含む。これらに加えて、当社は、オーストラリアのタスマニア州のマウントライエル銅山を所有しており、同銅山は2014年度の当社の銅精鉱の所要量の約5.06%を供給していた。

注文製錬会社として、当社は、銅精鉱を銅のロンドン金属取引所における価格から供給業者との間で交渉された製錬費及び精錬費を控除した価格で購入している。当社は、精錬銅を国内市場及び輸出市場においてロンドン金属取引所における価格で販売している。当社は、製錬費及び精錬費という形で当社の供給業者からディスカウントを受けており、それは、世界の銅精鉱需要、銅製錬の供給及び精錬容量、ロンドン金属取引所の動向、ロンドン金属取引所における価格並びにその他の要素に左右される。当社は、世界の様々な供給業者及び当社の鉱山から当社の銅精鉱を調達している。

近年、当社は、業務効率の改善及びトゥティコリンにおける自社発電所の建設による電力費の削減を含む単価の削減により、銅事業の業績を改善させてきた。当社は、回収率の改善、電力費用及び輸送費用の削減、規模の経済の達成並びにその他の業務効率の改善を通じて、引続き営業単価を削減することによって、当社の銅事業の業績をさらに向上させていく予定である。

主要製品

銅陰極

当社の銅陰極は、銅純度99.9%で正方形の形をしている。これらの銅陰極は、国際品質基準を満たしており、ロンドン金属取引所に「A」品位として登録されている。銅陰極は、主にワイヤー及びケーブル事業の銅棒並びに耐久消費財の銅管の製造に使用されている。銅陰極はまた、輸送、電気器具及び電気機械、防衛並びに建設の分野で利用されるとともに、真鍮、青銅及び合金銅といった合金の製造にも使用されている。

銅棒

当社の連铸銅棒は、国際品質基準の条件をすべて満たしている。当社の銅棒は、現在、主に送電線及び通信ケーブル、変圧器並びにマグネットワイヤーに使用されている。

硫酸

当社は、銅製錬所で発生した二酸化硫黄ガスを当社の硫酸工場で加工して硫酸を生産している。トゥティコリンの製錬所で生産された大量の硫酸は当社のリン酸工場によるリン酸の製造に消費され、残留物は肥料製造業者及びその他の業者に売却される。

リン酸

当社は、当社のリン酸工場において、硫酸と当社が輸入する燐灰土を化学反応させることによってリン酸を生産している。リン酸は肥料製造業者及びその他の業者に売却される。

陽極分解残留物

当社では、銅精錬工程において金及び銀を含む陽極分解残留物を生成し、これは現在、フジャイラ及び第三者に売却されている。フジャイラにある当社の貴金属精錬所に移された金陽極工場として、陽極分解残留物をフジャイラ・ゴールド・エフズィーシーに売却した。

その他の副産物

当社の銅製錬事業における副産物は、石膏、蒼鉛及び陽極分解残留物であり、これは第三者に売却される。

銅精鉱の供給

注文製錬会社として、当社は、当社の銅精鉱の大部分を、ロンドン金属取引所における価格から第三者供給業者から製錬費及び精錬費を差引いた金額で調達している。2014年度において、当社の銅精鉱の約5.06%は、オーストラリアのタスマニア州に当社が所有する鉱山から供給されていた。当社が所有する鉱山から供給されたものであるか、又は第三者供給業者から供給されたものであるかを問わず、当社の事業で使用されるすべての銅精鉱は、トゥティコリン港を通じて輸入され、陸路で当社のトゥティコリンの製錬所まで輸送される。

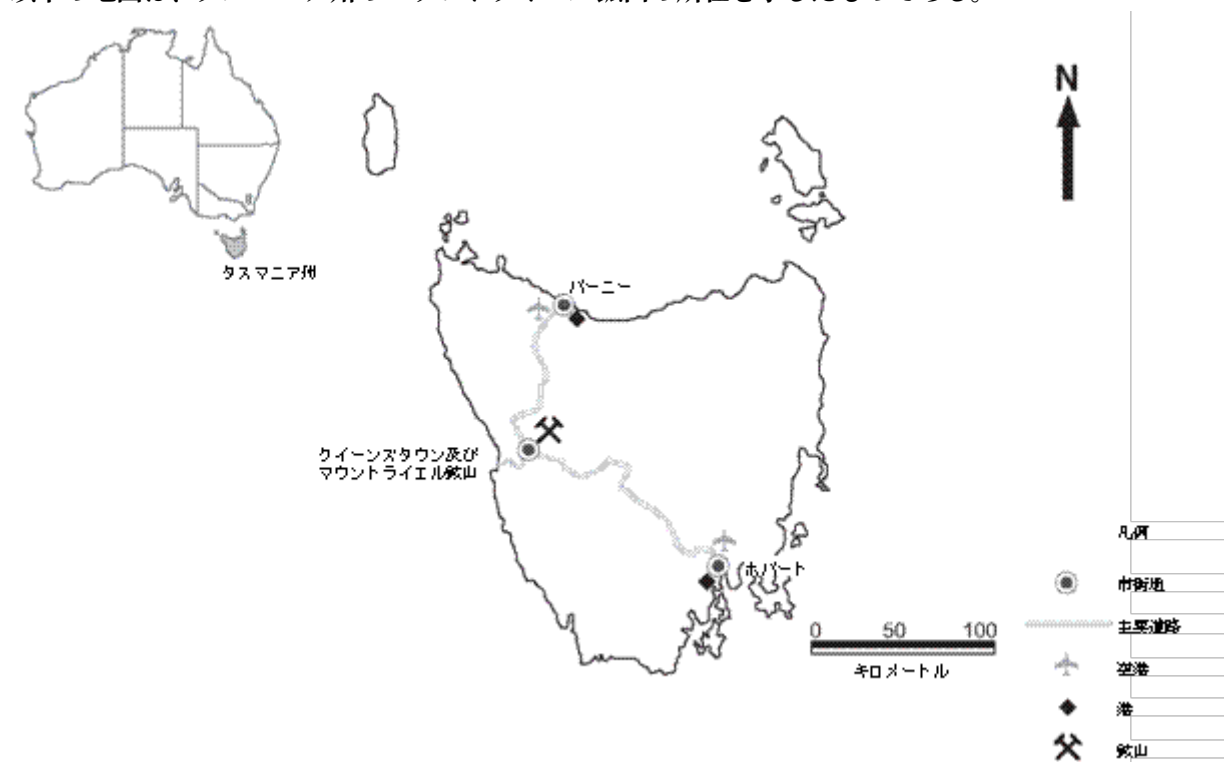
取引先への配送

銅陰極、銅棒、硫酸、リン酸及び石膏等その他の副産物は、船で輸出されるか、又は陸路でインドの取引先に対して輸送される。

主要施設

当社の銅山

以下の地図は、タスマニア州のマウントライエル鉱山の所在を示したものである。



概要

マウントライエル鉱山は、オーストラリアのクイーンズタウンに位置している。マウントライエル鉱山は、坑内掘りの銅鉱山及び銅加工施設から成り、CMTが所有及び運営している。マウントライエル鉱山は、タスマニア州政府から付与された採掘権9M/2013（以前の1M95）及び10M/2013（以前の5M95）に規定されている条件に従い所有され、運営されている。採掘権9M/2013は1995年1月1日から15年間付与され、採掘権10M/2013は1995年2月1日から14年11ヶ月間付与された。両採掘権ともに18年間の更新が行われており、2027年12月30日まで有効である。同鉱山はまた、現在の業務が及ぼす影響に対するCMTの環境法上の責任を制限する1999年カッパー・マイنز・オブ・タスマニア（契約）法及び同法に基づくタスマニア州政府とCMTとの間で締結された契約の適用を受けているため、CMTは、歴史的遺産に対する損害賠償を免除されている。マウントライエル鉱山の操業は、土砂崩れ事故の後、2014年1月より停止されている。その後、同鉱山の操業は、2014年6月の通気孔への落石の後、保護下に置かれ、メンテナンス中である。

1999年、モンテ・セロは、マウントライエル・マイニング・カンパニー・リミテッド（Mt. Lyell Mining Company Limited）（以下「MLMC」という。）がヘッジ取引における問題から任意管理手続に入った際に、MLMCからCMTを取得した。モンテ・セロが鉱山を引き継いで以降、2000年度において年間2.2百万トンだった年間生産量は2013年度において年間2.5百万トンに増加した。2000年、当社は、ツイン・スターの子会社から、モンテ・セロ及びCMTを取得した。

マウントライエル地域の主要な鉱床は、そのすべてが火山活動による鉱染状の黄鉄鉱－黄銅鉱タイプのものであり、当該地域において確認されている鉱石の86.0%を占めている。マウントライエル鉱山の地質は、珪長質から苦鉄質－中性の一連の層間火山岩から成る。岩相は、高変質の石英セリサイト－緑泥石の火山岩で、各層はフィロケイ酸塩の相対存在量によって主に線引きされている。赤鉄鉱、磁鉄鉱及び菱鉄鉱の形式での広範囲にわたる鉄鉱化と同様、火山砕屑性及び流紋岩質の岩層は、連続した層を通じて散在する。

黄銅鉱は、主要な鉱石鉱物であり、主に、低度のハロで囲まれた高度のレンズの中に生成される。マウントライエルの全体的構造は、大きな背斜の高角度で傾斜する転倒周縁である。鉱体の上盤（地層学上の下盤）は鉱化の弱い緑泥石片岩と鉱染状の黄鉄鉱で構成されている。下盤は、グレート・ライエル断層と鉱体の南端であるオーウェン礫岩層の接する面により明確になっている。

加工業務及びミルの保全業務はCMTの従業員が行っているが、CMTにおけるすべての採掘作業は請負業者により行われている。プリンスライエル鉱体では、サブレベル・ケービングの坑内掘り採掘法が使用されている。鉱石は、トラックに積まれ、地下粉砕機及びスキップが装備された場所へと運ばれる。粉砕された鉱石は、次にプリンスライエル立杭を経由して運ばれ、マウントライエル加工工場に給送している運搬装置で積み降ろされる。加工工場において、鉱石は、銅精鉱を産出するための浮遊選鉱処理がなされる前に粉砕され、浮遊選鉱処理後ケーキ形成のために濾過され、バーニー港への輸送のためにメルバ・フラッツ鉄道の側線までトラックで輸送される。精鉱は、トゥティコリン港に輸送するために船積みされるまで、バーニーで保管され、トゥティコリン港から製錬所へとトラックで輸送される。CMTは、マウントライエルにおいて積極的な探鉱及び評価を行っており、それには、プリンスライエル埋蔵資源の地下にある資源の改質及び採掘権区における追加的な探鉱対象の検証が含まれる。ウエスタン・タルシス鉱床はプリンスライエル鉱体の西に位置するが、CMTはまだその開発に取り組んでいない。追加の対象には、タスマン・アンド・クラウン、グレンライエル、銅・クレイズ及びNWジオフィジックスが含まれる。鉱滓ダムは、谷間堆積型のダムであり、余剰水は放水路から排出される。ダムから水が排出される前に、水質がサンプリングされる。尾鉱は、ダムの放水路から約300メートル離れた水際に堆積する。容認されているCMTの閉鎖計画は、尾鉱を浸水させるもので、CMTはそのために鉱滓ダムの壁を高くする必要がある。

加工工場は、建設から約30年が経過しており、CMTが地表粉砕機、浮遊セル及びリグラインド・ミルを追加で取得した後、部分的な改装が行われた。工場は老朽化しているが、加工工場の安全且つ有効な状態を確保するため、必要に応じて保守が実施されている。

鉱山の電力は、1時間に約112ギガワットの電力を供給するオーロラ・エナジー・プロプライエタリー・リミテッド（Aurora Energy Proprietary Limited）及びハイドロ・タスマニア・プロプライエタリー・リミテッド（Hydro Tasmania Proprietary Limited）との電力供給契約により供給されている。オーロラ・エナジー・プロプライエタリー・リミテッドは、スポット価格ベースで電力を提供しており、ハイドロ・タスマニア・プロプライエタリー・リミテッドとは固定の取決めがなされている。鉱山では、鉱滓ダムで集められた鉱水及び雨水が十分に供給されている。

運転仮資金を含む固定資産の総帳簿価額及び純帳簿価額は、2014年3月31日現在それぞれ約153.8百万豪ドル及び25.8百万豪ドルであった。

2014年度中に、マウントライエルでは73,341トンの銅精鉱を生産するため1.8百万トンの鉱石（銅品位1.07%）が採掘及び加工され、またこれには9,320オンスの金及び93,453オンスの銀が含まれていた。マウントライエルの銅品位は低いものの、製錬処理において貴重な純精鉱を産出している。

カットオフ品位は、銅品位及び運営コストから金価格を差し引くことにより算出されている。埋蔵量は、坑内採掘場の限度が銅0.8%というカットオフ品位で定められ、且つ銅0.8%を超える平均品位を有するよう設計された坑内採掘場という前提で計算されている。カットオフ品位から売上高を導き出すに当たっては、金価格を含めている。實際上及び営業上使用されているカットオフ品位は銅0.55%であるが、固定費及び変動費をカバーする十分な利幅を得ることができる、損益の分岐するカットオフ品位は銅0.65%である。CMTは、鉱山寿命を犠牲にしても高収益を得ることを優先して、銅0.8%という営業上のカットオフ品位で実際に業務を行っている。

2014年3月31日現在の埋蔵量報告書をまとめる時点で、2014年1月の土砂崩れ事故の後に課された政府の法定制限に従い、鉱石埋蔵量は決定されなかった。

確定埋蔵量区分におけるCMTの埋蔵量は、測定された自然資源の経済的に採鉱可能な部分として定められ、金ドリルカバレッジ（50メートル未満）を有し、また最低活動生産レベル下50メートル地帯以内である。現場推定埋蔵量は、経済的に採鉱可能な部分として定義されているものであり、よいドリルカバレッジを有するが、最低活動生産レベル下50メートル地帯外である。実験施設内の推定埋蔵量は、現場埋蔵量の採鉱内で経済的に回復されうる実験施設内の指定資源の部分であり、修正要素として適用される。

CMTは、マウントライエル鉱山の追加分の鉱石埋蔵量を確定し、当社はこれらの埋蔵量について掘削並びにスコーピングスタディ及びフィージビリティスタディに取り掛かる予定である。

CMTは、銅品位と金品位が概ね近似することから、坑内採掘場の限度の決定において銅等価算定方法を利用しておらず、そのため運営コストから金価格を差し引くことが可能となった。

埋蔵量の経済的限界希薄率は、内部希薄量及び超過産出量に伴って変化する。工程の早い段階で採掘された鉱石残余物及び鉱化ハロが混ざってしまう採鉱法により生成される物質であり、外部の希薄レベルを測定することは困

難であるため、CMTは、過去の生産量と、採掘された原鉱石の品位及び総トン数とを勘案して変動要素を予測する必要がある。

2014年度の冶金回収率は、銅92.48%、金63.21%、銀58.56%であった。2014年度の採鉱及び粉碎の請負の費用は1トン当たり5,589豪ドル（311,027.9ルピー）であり、管理費及び環境費は1トン当たり547豪ドル（30,440.6ルピー）であり、また輸送費は1トン当たり269豪ドル（14,969.9ルピー）であった。これに対応して、製錬費及び精錬費は1トン当たり432豪ドル（24,040.8ルピー）であった。

当社の製錬所及び精錬所

概要

以下の表は、2014年3月31日現在の、当社のトゥティコリン及びスィルヴァーサーの施設における生産能力及び発電容量の合計を示したものである。

施設	生産能力					発電容量
	銅陽極 ⁽¹⁾	銅陰極 ⁽²⁾	銅棒 ⁽²⁾ (年間トン)	硫酸 ⁽³⁾	リン酸 ⁽³⁾	自社発電 (メガワット)
トゥティコリン ⁽⁴⁾	405,000	205,000	96,000	1,300,000	230,000	191.5 ⁽⁵⁾
スィルヴァーサー	—	200,000	172,000	—	—	—
合計	405,000	405,000	268,000	1,300,000	230,000	191.5

- (1) 銅陽極は、銅製錬所で製造される中間生産物であり、取引先には売却されない。銅陽極は、銅精錬所による銅陰極の製造に使用される。1トンの銅陰極の製造に約1トンの銅陽極が必要である。
- (2) 銅陰極は、銅棒の最初の原料として使用される。1トンの銅棒の製造に約1トンの銅陰極が必要である。
- (3) 硫酸は、リン酸の最初の原料として使用される。1トンのリン酸の製造に約2.8トンの硫酸が必要である。
- (4) トゥティコリンの製錬所は2013年3月29日付で一時的に閉鎖された。2013年5月31日付で、ナショナル・グリーン・トリビュナルは、業務を開始する銅製錬所を許可する仮命令を受けた。銅製錬所の業務は2013年6月16日付で再開された。
- (5) 2012年10月1日付で、新たな自社発電所の最初の80メガワットのユニットは、稼動開始が成功し、さらなる80メガワットのユニットは2014年3月7日に稼動開始した。

トゥティコリン

1997年に設立された当社のトゥティコリンの施設は、インド南部タミル・ナードゥに所在している。当社のトゥティコリンの施設は現在、年間405,000トンの生産能力を持つ銅製錬所、年間205,000トンの生産能力を持つ銅精錬所、年間96,000トンの生産能力を持つ銅棒工場、年間1,300,000トンの生産能力を持つ硫酸工場、年間230,000トンの生産能力を持つリン酸工場並びに容量がそれぞれ7.5メガワット及び24.0メガワットの2つの自社発電所で構成されている。トゥティコリンの新たな160メガワットの石炭ベースの自社発電所のうち最初の80メガワットのユニットが2012年10月1日付で稼動開始し、2番目の80メガワットのユニットが2014年3月7日付で稼動開始した。この石炭ベースの発電所は、主に自社消費に利用され、当社はまた、自社消費余剰電力の売却につき、タミル・ナードゥ州電力委員会との電力売買契約を締結した。

現在、自社発電所は、パントナガールの事業のためHZZに移された15メガワットの発電所を除き、191.5メガワットの総容量を有している。さらに、当社は、製錬所廃熱ボイラーから発電される11.2メガワットを有している。新たな160メガワットの発電所のための石炭が輸入されており、トゥティコリンの当社のその他の自社発電所は、鑄造炉油において稼動している。

トゥティコリンの施設の製錬所では、IsaSmeltTM式燃焼技術を使用している。精錬所では、銅陰極の製造にIsaProcessTM技術を使用しており、銅棒工場では、銅棒の製造にイタリアのコンティニュース・プロペルツィ・エスピーエー（Continuus-Properti S.p.A.）の銅棒製造技術であるプロペルツィ連続鑄造・圧延技術を使用している。

2013年3月、タミル・ナードゥ州汚染管理委員会（以下「TNPCB」という。）は、有毒なガス漏れについての地域住民からの訴えを受けて、トゥティコリンの銅精錬所の閉鎖を命令した。2013年4月1日付で、当社は、当該工場の排出量は許容限度以内であることに基づき、TNPCBの命令についてナショナル・グリーン・トリビュナルに対し、異議申し立てを提出した。ナショナル・グリーン・トリビュナルは、2013年5月、一定の条件を前提として銅製錬所の稼動を再開することを許可する仮命令を下した。当社は、2013年6月16日に稼動を再開した。ナショナル

ル・グリーン・トリビュナルにより構成された専門委員会は、2013年7月10日付で、当該工場の排出量は所定の基準内であることを記載した、工場の稼動についての報告書を提出し、当該報告書に基づき、ナショナル・グリーン・トリビュナルは、2013年7月15日付で、当該銅精錬所は引続き営業可能であるとの判決を下し、この最終命令を留保した。ナショナル・グリーン・トリビュナルはまた、当社に対して、指定期限内に工場の稼動をさらに改善するようにと当該委員会によりなされた勧告を遵守することを指示した。しかしながら、TNPCBは、ナショナル・グリーン・トリビュナルの仮命令に対して、インド最高裁判所に民事上訴通知を提出した。2013年8月8日、ナショナル・グリーン・トリビュナルは、2013年5月31日の仮命令を支持し、当社の銅製錬所がナショナル・グリーン・トリビュナルが示したすべての勧告及び忠告を実施することを条件に操業を継続することを承認した。当社は今日現在、すべての勧告を遵守している。TNPCBは、この命令に対してさらなる上訴を提出した。これらの上訴は、現在インド最高裁判所において係争中である。追加情報については「－第6－3 その他－(1) 訴訟及び規制手続－(i) 当社のトゥティコリン製錬所における大気、水質及び有害廃棄物の一定の管理規制に違反したとして当社に対して行われた申立て」を参照のこと。

スィルヴァーサー

1997年に設立された当社のスィルヴァーサーの施設は、インド西部ダドラ・ナガルハヴェリ連邦直轄領に所在している。当社のスィルヴァーサーの施設は現在、年間200,000トンの生産能力を持つ銅精錬所及び年間合計172,000トンの銅棒を生産する設備容量を持つ2つの銅棒工場で構成されている。スィルヴァーサー精錬所では、銅陰極の製造にIsaProcessTM技術を使用し、スィルヴァーサーの銅棒工場では、プロペルツィCCRの銅棒技術を使用している。当社のスィルヴァーサーの施設は、その所要電力量を満たすため州の電力網から供給を受けている。

フジャイラ

フジャイラ・ゴールド・エフズィーシーはフジャイラの第2フリーゾーンに所在している。当社のフジャイラの施設は、戦略的に、アラビア海沿岸に位置している。同貴金属精錬所は2009年3月に操業を開始し、2009年4月に生産を開始して、20トンの金及び100トンの銀を生産する能力を持つ。フィンランドのアウトテック・オイエ（Outotec Oyj）が、同貴金属精錬所に技術提供を行った。フジャイラ・ゴールド・エフズィーシーは、年間100,000トンの生産能力を持つ銅棒工場を12.5百万米ドルの費用で稼動し、生産は2010年5月に開始し、2014年度において、87,866トンの棒、5,734キログラムの金及び72,791キログラムの銀を生産した。イタリアのコンティニュース・プロペルツィ・エスピーエーは、このプロジェクトのための線材圧延機の機材を提供し、銅棒工場に必要な銅陰極は、ヴェダント・グループ及び第三者の製錬所から調達されている。トゥティコリンからフジャイラに移された金陽極工場は、貴金属精錬の原材料である「金陽極」を「陽極分解残留物」から製錬する設備として2013年度に稼動された。

生産量

以下の表は、2012年、2013年及び2014年3月31日に終了した事業年度におけるトゥティコリン及びスィルヴァーサーの施設の総生産量を示したものである。

施設	製品	(単位：トン)		
		3月31日に終了した年度		
		2012年	2013年	2014年
トゥティコリン ⁽¹⁾	銅陽極 ⁽²⁾	327,703	349,845	301,120
	硫酸 ⁽³⁾	1,026,471	1,060,519	835,798
	リン酸 ⁽³⁾	153,243	119,793	116,340
	銅陰極 ⁽⁴⁾	169,448	191,858	151,592
	銅棒 ⁽⁴⁾	44,961	52,404	22,105
スィルヴァーサー	銅陰極 ⁽⁴⁾	156,429	161,296	142,842
	銅棒 ⁽⁴⁾	116,460	119,451	100,948
合計	銅陽極	327,703	349,845	301,120
	銅陰極	325,877	353,154	294,434
	銅棒	161,421	171,855	123,053

硫酸	1,026,471	1,060,519	835,798
リン酸	153,243	119,793	116,340

- (1) トゥティコリンの製錬所は2013年3月29日付で一時的に閉鎖された。2013年5月31日付で、ナショナル・グリーン・トリビュナルは、銅製錬所が業務を開始することを許可する仮命令を受けた。銅製錬所の業務は2013年6月16日付で再開された。
- (2) 銅陽極は、銅製錬所で製造される中間生産物であり、取引先には売却されない。銅陽極は、銅精錬所による銅陰極の製造に使用される。1トンの銅陰極の製造に約1トンの銅陽極が必要である。
- (3) 硫酸は、リン酸の最初の原料として使用される。1トンのリン酸の製造に約2.8トンの硫酸が必要である。
- (4) 銅陰極は、銅棒の最初の原料として使用される。1トンの銅棒の製造に約1トンの銅陰極が必要である。

以下の表は、CMTのマウントライエル鉱山からの2012年、2013年及び2014年3月31日に終了した事業年度における銅採取総量を示すものである。

鉱山（鉱山の種類）	製品	(単位：トン(%の数値を除く。)) 3月31日に終了した年度		
		2012年	2013年	2014年
マウントライエル（坑内掘り）	採掘された鉱石	2,067,407	2,519,464	1,739,223
	鉱石品位（%）	1.18	1.19	1.10
	銅回収率（%）	92.68	92.69	92.48
	銅精鉱	85,339	98,682	67,386
	選鉱過程の銅	22,607	26,047	17,839

主要な原材料

概要

当社の銅事業において主として必要なものは、銅精鉱、燐灰土、電力、燃料及び硫酸である。その他のインプットは、コークス、ライム、試薬及び酸化鉄鉱を含む。当社はこれまで、当社の銅生産に対し、それらの十分な供給を確保することができた。

銅精鉱

銅精鉱は、当社の銅製錬所における主要な原材料である。2014年度において、当社は、当社の銅精鉱の所要量の94.94%を、長期契約又はスポット市場のいずれかを通じて第三者供給業者より調達し、オーストラリアにおける当社の独自の鉱山からは5.06%のみが調達された。当社は、供給業者と協議の上決定する、製錬費及び精錬費を差し引いたロンドン金属取引所の価格で銅精鉱を購入しているが、かかる価格は、製錬費及び精錬費の市場実勢相場に左右される。マウントライエル銅山は保護下に置かれ、メンテナンス中であることから、当社が第三者供給業者から購入する割合は将来増加するであろうと予測している。また、当社が、当社の銅製錬所及び精錬所の容量の拡大を追求する限り、第三者供給業者からの購入割合は将来増加すると見込まれる。

一般的に、当社の長期契約は3年から5年の期間であり、期間満了時に更新することができる。各契約年の供給量は、毎年初めに決定され、製錬費及び精錬費並びに運賃格差といった価格条件は、市況に応じて毎年協議される。2014年度中、当社は、当社の銅精鉱の所要量の約78.84%を長期契約を通じて調達した。

当社はまた、当社に対する生産量及び品質に関する要求に基づいた当社の銅精鉱需要とのギャップを埋めるため、スポットで銅精鉱を購入している。これらの取引は、期中の最高額の製錬費及び精錬費で取引され、短期供給特有のものである。2014年度中、当社は、当社の銅精鉱の所要量の約21.16%をスポットでの買付により調達した。

燐灰土

2012年度まで、燐灰土は、毎年更新される契約に基づき、四半期及び半期毎の固定価格で主にヨルダンから調達している。2014年度において、燐灰土の大部分は、モロッコ、エジプト、イスラエル及びヨルダンから調達している。当社はスポット価格で燐灰土を調達している。

電力

トゥティコリンにおける当社の銅製錬所及び精錬所の電力需要は、主に、現地の自社発電所により調達している。新たな160メガワットの石炭燃料の火力発電所のうちの最初の80メガワットは、2012年10月1日付で稼働され、2番目の80メガワットは2014年3月7日に稼働された。この発電所は、第三者より輸入した石炭を利用している。トゥティコリンにおける当社のその他の自社発電所は、多様な石油会社との長期契約を通じて調達された溶鉱炉油で稼働する。当社は、トゥティコリンの当社の自社発電所の日々の稼働及びメンテナンスをアウトソースしている。当社のスィルヴァーサーの施設は、その所要電力量を州の電力網に依存している。

配送、物流管理及び輸送

マウントライエルの加工施設で生産された銅精鉱は、陸路で鉄道線路の最端地点まで輸送され、タスマニア州バーニー港まで鉄道で輸送された後、さらにインドのトゥティコリン港に向けて海上輸送される。マウントライエルの加工施設及び第三者から調達した銅精鉱は、共にトゥティコリン港で受け渡され、トゥティコリンの施設まで陸路で輸送される。

トゥティコリン施設での加工が終わると、銅陽極はトゥティコリンで精錬されるか、又はスィルヴァーサーまで陸路で輸送される。銅陰極、銅棒、硫酸、リン酸及びその他の副産物は、インドの取引先に対して陸路で輸送される。

販売及び営業

当社の銅事業の取引先の上位10社は、2012年度、2013年度及び2014年度において、それぞれ当社の銅事業の収益の約39.5%、39.8%及び30.4%を占めた。当社の顧客の1社は、2012年度において、銅事業の収益の10%超を占めた。2013年度及び2014年度において、銅事業の収益の10.0%超を占めた顧客はなかった。

当社の銅の販売営業本部はムンバイに所在し、当社は、インドの主要都市中心部の大半に、販売営業事務所を設置している。当社は、当社の銅棒及び銅陰極を国内市場及び輸出市場の両方において販売している。2012年度、2013年度及び2014年度において、輸出量はそれぞれ当社の銅事業の収益の約51.3%、54.8%及び55.7%を占めた。当社の輸出版売は、主に中国、日本、インドネシア、マレーシア、ベトナム、ヨーロッパ、トルコ、アラブ首長国連邦、メキシコ及び台湾の様々な国々に対して行われている。当社はまた、リン酸及びその他の副産物を国内市場及び輸出市場の両方で販売している。

国内販売は、通常、国内の需給状況と共にロンドン金属取引所における1ヶ月の平均価格に基づいて当社が随時決定する固定価格で、所定の期間行われる。当社がインドで販売する銅の価格は、通常、関税構造、国内の取引先による小規模の発注並びに当社が国内の取引先に供給する際に課す梱包料、保管料及びトラック荷役費用のために、当社が輸出市場において設定する価格よりも割高である。

当社の銅の輸出版売は、長期販売契約に基づいて行われることもあれば、スポット販売によることもある。当社の銅の輸出版売価格には、ロンドン金属取引所における価格に加えて生産者の割増額が含まれる。当社は、取引先と長期銅販売契約を固定価格で締結することはしていない。

市場シェア及び競争

当社は、インドにおける銅注文製錬会社2社のうちの1社を所有しており、インド国際銅推進委員会によると、2014年度には販売量でインドの主要な市場シェアの28.5%を占めた。インドにおけるその他の主要なカスタム銅製錬所は、ヒンダルコ・インダストリーズ・リミテッドにより保有されており、同社は、2014年度において約36%の販売量による一次市場比率を有しており、インドにおける銅一次市場の残りの比率は、主に輸入及びヒンドウスタン・コッパー・リミテッドにより供給された。

銅は市況商品であり、当社は、主に価格及びサービスにおいて、また銅の供給が豊富な時には価格を最重要の検討事項として、他社と競合してきた。当社の金属製品もまた、最終消費者によって同様に利用され得るアルミニウム及びプラスチックを含む他の製品と競合してきた。銅は、消費者又はロンドン金属取引所のような中央卸売市場に対して直接売却される。価格は、ロンドン金属取引所の価格を基に設定されるが、当社は地域生産者として、ロンドン金属取引所の価格に、代替仕入先からの金属調達費用を反映した割増価格を設定することができる。

プロジェクト及び開発

当社は、銅の総生産能力を年間800,000トンに増加させるため、22,900百万ルピーの継続的な拡大プロジェクトを抱えている。これには160メガワットの石炭火力自社発電所が含まれており、2012年10月1日付で、新たな自社発電所の最初の80メガワットのユニットが稼動され、次の80メガワットのユニットは2014年3月7日付で稼動された。同工場から発電される電力の余剰分は、現在、第三者に販売されているが、製錬所の拡張については州政府からの必要な承認を未だ受領しておらず、保留されている。具体的には、トゥティコリンにおいて提案されている容量拡張は、マドラス高等裁判所に提出された令状のため、同令状が当該工場の稼動継続を防ぐものではないにもかかわらず、2009年12月以降遅れている。

当社は、これらのプロジェクトに対し、2014年3月31日現在で14,550百万ルピーを負担した。これらのプロジェクトに対する資金は、主に2010年度に発行した転換優先債券の手取金による。

(h) 当社のアルミニウム事業

当社のアルミニウム事業は、チャッティースガル州及びオディシャ州にて行われている。当社は、チャッティースガル州においては、51.0%の持分を所有するBALCOを通じて事業を行っているが、一方で、オディシャ州における当社のアルミニウム事業は以前、組織再編成取引に従いセサ・スターライトと合併したヴェダント・アルミニウムを通じて行われていた。

BALCO

概要

当社のアルミニウム事業はBALCOにより所有及び運営されている。BALCOのアルミニウム事業は一部一貫生産型であり、2つのボーキサイト鉱山、2つの自社発電所（うち1つは自社消費、もう1つは商業目的のための電力を生産するために使用される。）、2009年9月以降営業停止している1つのアルミナ精錬所、年間245,000トンの生産能力を有するアルミニウム製錬所及び1つの加工施設によって成り立っており、これらはすべてコルバのインド中部のチャッティースガル州に所在している。BALCOの事業は、アルミニウム製錬工程に多量の電力を必要とすることから、アルミニウム製錬における最大のコスト要因である電力を比較的費用効率良く利用可能であることによる恩恵を受けている。これは、BALCOが大量のエネルギーを要するアルミニウム製造会社であることに少なからず起因している。BALCOは、2007年11月、自社発電所で使用するための211百万トンの石炭鉱区の割当てを受けた。BALCOは、チャッティースガル州に1,200メガワットの石炭火力発電所を建設しており、現在かかる発電所は建設中であり最終段階の法的承認を待っている。BALCOは、年間325,000トンの生産能力を有するアルミニウム製錬所の設営を開始しており、2014年度に最初のメタル・タッピングを開始した。2014年度におけるBALCOの年間生産量は、252,035トンであった。

BALCOのボダイ・ダルダリのボーキサイト鉱山は、BALCOの製錬所が必要とする大多数のボーキサイトを供給している。ボーキサイトは、BALCOによる当社への、当社の実際の製造原価に基づく転換価格及び妥当な利ざやの支払いのため、ボーキサイトをアルミナへ変換しアルミナをBALCOへ供給し戻す当社のランジガルにあるアルミナ精錬所へ移行される。BALCOのアルミナの必要量の残りは、第三者から調達している。当社のマインパットのボーキサイト鉱山の採掘権は2012年7月8日に失効し、BALCOは2012年7月からさらに10年間の期間について採掘権の更新を申請した。BALCOは、必要な採掘当局による承認が審議中のためマインパットにおける採掘活動を一時的に停止している。

当社は、BALCOの51.0%の所有権を有しており、同社の経営支配権を有している。BALCOの残りの持分は、1965年にBALCOを設立したインド政府が所有している。当社は、2001年3月2日にBALCOの経営権をインド政府から取得した。当社は、2004年3月19日に、インド政府の残りの持分を取得するオプションを行使した。インド政府はこのオプションの行使に応じなかった。さらに、インド政府は持分を所有し続けており、BALCOの持分の5.0%をBALCOの従業員に売却する意向を表明している。詳細については「－(1) HZL及びBALCOに係る持分を増加するオプション」を参照のこと。

主要製品

一次アルミニウム製品

一次アルミニウム製品は、冶金グレードのアルミナを製錬することによって生産される。BALCOは一次アルミニウム製品をインゴット及び線材として販売用に生産している。インゴットは、建設業及び運送業の業界で、アルミニウムの鑄造及び加工のために広く使用されている。線材は、特に導電体及び電気ケーブルとして、様々な電気製品に使用されている。

圧延品

圧延品、すなわちコイル及び薄板は、BALCOが一次アルミニウム製品から製造する付加価値製品である。圧延品は、様々な目的のために、アルミホイル製造業界、印刷業界、運送業界、耐久消費財業界、建築業界、電気通信業界、包装業界及び総合エンジニアリング業界を含む、各種業界で使用されている。

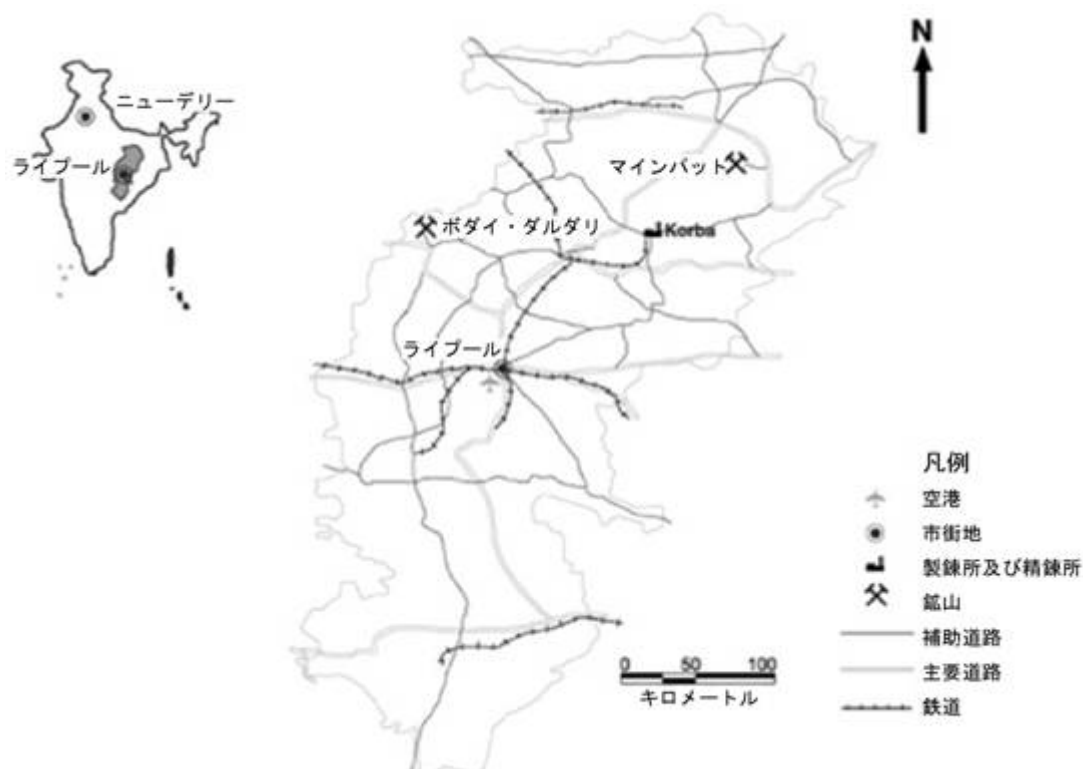
取引先への配送

インゴット、線材及び圧延品は、インド国内の取引先に対してトラックで輸送され、また輸出されるために港へトラックで輸送される。

主要施設

概要

以下の地図は、チャッティースガル州におけるBALCOの施設の所在の詳細を示したものである。



ボーキサイト鉱山

チャッティースガル鉱山 — マインパット及びボダイ・ダルダリ

BALCOは、インド中部のチャッティースガル州に自社ボーキサイト鉱山であるマインパット及びボダイ・ダルダリという2つの鉱山を所有している。マインパットは露天掘りのボーキサイト鉱山であり、チャッティースガル州のサルグジャ県に位置している。マインパット鉱山は、1993年に操業が開始され、6.39平方キロメートルの面積を賃借している。マインパット鉱山の採掘権は、2012年7月8日に失効した。当社は、2012年7月9日からさらに10年間の採掘権を更新する申請を行った。BALCOは、必要な採掘当局による承認が審議中のためマインパット鉱山における採掘活動を一時的に停止している。MoEFにより設定された鉱山のボーキサイトの採掘制限は年間750,000トンである。BALCOはまた、2011年11月及び2012年7月に、マインパット鉱山における環境認可の更新をMoEFに対して申請した。

ボダイ・ダルダリの鉱床は、チャッティースガル州のカワルダ地区の、コルバから約260キロメートル離れた場所に位置している。ボダイ・ダルダリは、BALCOによって2004年に操業が開始され、契約の更新が可能な6.3平方キロメートルの採掘区を賃借しており、採掘権は2017年3月26日まで有効である。インド鉱山局が承認したボダイ・ダルダリのボーキサイトの採掘制限は、年間1,250,000トンである。

チャッティースガルのボーキサイト鉱床は、マインパットに関しては海面上約1,000メートル、ボダイ・ダルダリに関しては周囲の土地からの高度が約940メートルである、両側がいくつかの切り立った急斜面となっている高原に位置している。ボーキサイトは通常1メートルから3メートルの厚さがあり、デカントラップの厚い第三紀玄武岩の上に重なるラテライト層の中に埋蔵されている。ラテライトの表層及び薄い上層土は最大5メートルに達するが、一般的には2メートル未満である。ボーキサイトは、高原の周囲の大部分に露出している。

チャッティースガルの鉱床の典型的な縦断面では、上層土及び柔らかい表土がラテライトの上を覆う構造となっている。上層部分のラテライトは、硬質で、もろく、硬化したボーキサイトの中礫及び巨礫でできており、その下にある硬いボーキサイトとの境界面がはっきりしている。

ボーキサイトは、厚さが最大4メートルに達する断続的なレンズ状岩体の中に産し、ボーキサイトとの間の割れ目及び断口は、ラテライトによって埋められている。下層部分のより軟質のラテライトとの境界面は、通常ははっきりしておらず、不規則である。ボーキサイトは、硬質から超硬質の部類に入り、自然の状態での含有水分は5.0%から10.0%、真比重は1立方メートル当たり2.3トンから2.4トンで、主として、ギブス石に加え、ベーム石及びマイナー・ダイアスポアでできている。反応性シリカ成分は少なく、鉄は赤鉄鉱及びアルミナ針鉄鉱の形で存在す

る。ボーキサイトの平均品位は、2014年3月31日現在、酸化アルミニウム約46.2%であり、シリカの含有水準は3.7%である。

両鉱山における採掘及び輸送はすべて請負業者により行われている。表面の薄い土の層は掘削機によって取り除かれ、隣接する貯蔵地点又は埋め戻し作業が行われている場所のいずれかに運ばれる。ラテライト層は掘削され、破碎される。その後に表土がバックホー及び15トン・ダンプ車で取り除かれる。砕かれた鉱石は、廃棄物を残して、手作業で選別される。鉱石の生産性は、乾季においては1日1人当たり約2トンから3トンであり、雨季においては1日1人当たり1.25トンから1.75トンに減少する。

現在の探鉱ボーリング・プログラムは、50平方メートルのパターンに基づいているが、詳細な採掘計画のため25メートル中心に減少された。試料検査は、通常は全長0.40メートルであり、現在その主要部分は分割され、今後の参考用に保管される。ボーキサイトのサンプルは、現地の研究所及びコルバの施設で、シリカ及び酸化アルミニウムの分析のために検査される。選定されたサンプルは、品質管理プログラムの一部として再度測定される。

操業開始以来、マインパット鉱山は約7.4百万トンのボーキサイトを生産してきている。2014年度中、採掘権の更新の保留及び採掘地域から採掘鉱石の移動の制限により、当該鉱山において生産はされなかった。マインパットにおいて必要な電力及び水はわずかなので、現場の小型ディーゼル発電機及び鉱山の試錐孔によって供給することができる。

2014年3月31日現在、BALCOは、マインパットの埋蔵量を3.1百万トンと見積もっており、(i)埋蔵量及び(ii)鉱山寿命計画に基づき決定される計画生産量に基づいた場合、マインパット鉱山の残存鉱山寿命を約4年と推定している。

操業開始以来のボダイ・ダルダリ鉱山におけるボーキサイトの合計生産量は、4.1百万トンであり、2014年度の生産量（酸化アルミニウム含有率46.95%）は合計約472,155トンである。電力は、現場のディーゼル発電機によって供給され、地下水によって鉱山において必要な水を供給している。

2014年3月31日現在、BALCOは、ボダイ・ダルダリにおける埋蔵量が2.8百万トンであると見積もっており、(i)埋蔵量及び(ii)鉱山寿命計画に基づき決定される計画生産量に基づいた場合、同鉱山の残存鉱山寿命を約2年と推定している。BALCOの鉱山の埋蔵量を定める際に用いられたカットオフ品位は44.0%であった。

2014年度において、ボーキサイトの採掘及び移送の全ては請負業者によって行われ、これに関する総費用はボーキサイト1トン当たり2,129.0ルピーであった。

現在のコスト及び過去の価格に基づいた場合、BALCOの事業は黒字を維持することが予想されることから、マインパット及びボダイ・ダルダリの鉱山の鉱床は、埋蔵資源として分類されるための要件を満たしている。マインパット及びボダイ・ダルダリにあるBALCOの鉱山における2014年3月31日現在の埋蔵資源は、1トン当たり2,020米ドルというアルミニウム価格が、統合された運営の経済性を裏打ちしたことにより埋蔵資源として認定されたが、この価格は2014年、2013年及び2012年の3月31日に終了した3事業年度における金属価格の平均である。

マインパット鉱山の埋蔵量を算出するために使用された採掘による希釈化率及び回収率は、それぞれ6.4%及び62.0%であり、ボダイ・ダルダリ鉱山について使用された値は、それぞれ5.0%及び65.0%である。マインパット鉱山について使用された値は、実際の生産量を地質モデルに照らして調整したものから得られたものであり、ボダイ・ダルダリに使用された値は推定に基づいたものである。

2014年度のマインパット鉱山における剥土比は、当年度中に鉱石の抽出が行われなかったため存在せず、ボダイ・ダルダリ鉱山における剥土比は1.0対2.6である。マインパットにおける残りの埋蔵資源の剥土比は、鉱石1トン当たりの廃石が4.13トンであり、ボダイ・ダルダリ鉱山においては、鉱石1トン当たりの廃石が3.77トンである。剥土比とは、鉱石を一定量採掘するために必要となる不要物の量の比率である。

ボーキサイト鉱山の埋蔵量の概略

以下の表は、2014年3月31日現在のBALCOのボーキサイトの確定埋蔵量及び推定埋蔵量を示したものである。

鉱山	確定埋蔵量			推定埋蔵量			確定埋蔵量及び 推定埋蔵量の合計			SSL 持分	可採年数
	数量	アルミナ	シリカ	数量	アルミナ	シリカ	数量	アルミナ	シリカ		
	(百万 トン)	(%)	(%)	(百万 トン)	(%)	(%)	(百万 トン)	(%)	(%)	(%)	(年)
マインパット	3.1	46.28	4.12	-	-	-	3.1	46.28	4.12	-	4-5

ボダイ・ダルダ リ	2.8	46.14	3.35	-	-	-	2.8	46.14	3.35	-	2-3
合 計	5.9	46.21	3.75	-	-	-	5.9	46.21	3.75	51	-

追加情報：

- (1) 表示されている推定鉱石埋蔵量推定値は、JORC法に基づく採掘場の希薄化及び採掘回収率の損失を含んでいる。
- (2) ボーキサイトの埋蔵量の推定値に使用されたカットオフ品位は44.0%である。
- (3) マインパット及びボダイ・ダルダリにおけるボーキサイトの冶金用回収率要因は45.4%である。
- (4) 過去3年の平均商品価格は、ボーキサイト1トン当たり2,020米ドルであり、当社の埋蔵量を推定するために使用された通貨換算要因は1米ドル当たり54.47ルピーであった。
- (5) 開示された埋蔵量は鉱山全体に関するもので、当社の埋蔵量に対する持分は51.0%である。

コルバの施設

概要

BALCOのコルバの施設はチャッティースガル州のコルバに所在し、1つの年間245,000トンの生産能力を有するアルミニウム製錬所、2つの発電所（うち1つは自社消費、もう1つは商業目的のための電力を生産するために使用する。）、1つのアルミナ施設及び1つの加工施設によって構成されている。以下の表は、2014年3月31日現在のBALCOのコルバの施設における生産能力及び発電容量の合計を示したものである。

施設	生産能力		
	アルミナ (年間トン)	アルミニウム (年間トン)	自社発電 (メガワット)
コルバ	200,000	245,000	810

精錬所

コルバのアルミナ精錬所は、1973年に操業を開始し、従来の高圧方式のバイヤー法を用いており、年間200,000トンのアルミナの生産能力を有している。精錬所の営業は、2009年9月以降停止している。

製錬所

以前は、2つのアルミニウム製錬所があった。最初の製錬所は1975年に操業を開始し、アルミナからアルミニウムを生産するために垂直スタッド自焼成陽極工法を使用し、年間100,000トンの生産能力を有していた。世界的経済状況及び商品価格の下落により、BALCOは、年間100,000トンの生産能力を有するコルバのアルミニウム製錬所の一部の営業を2009年2月より一時停止した。かかるアルミニウム製錬所の営業は、2009年6月5日に停止した。2つ目の製錬所は既焼成工法のGAMI技術を使用し、年間245,000トンの生産能力を有し、2006年11月に操業を開始した。BALCOは、年間325,000トンの生産能力を有するコルバの製錬所を設立している最中であり、2014年度に最初のメタル・タッピングを開始した。当社は現在、最大84のポットを増設しており、2015年度の第2四半期までに量産を開始する見込みである。

加工施設

コルバの加工施設は、鑄造棟及び薄板圧延工場の2つによって構成されている。

鑄造棟

鑄造棟では、コンティニュース・プロペルティ・エスピーエーの棒材用連続鑄造機を使用しており、インゴット及び線材を製造するための回転脱ガス装置付きの双ロール式連続鑄造機及び水圧式半連続インゴット鑄造装置を有する鑄造場がある。

薄板圧延工場

薄板圧延工場は、年間75,000トンの生産能力を有する熱間圧延機、使用経過年数が長く、年間30,000トンの生産能力を有する冷間圧延機及び年間36,000トンの生産能力を有し、2004年に稼働を開始し使用経過年数がまだ短い冷間圧延機の3つによって構成されている。溶融金属はスラブに鑄造され、加熱後圧延されて熱延薄板として販売されるか、又は冷間圧延機によって冷延薄板に加工される。また、溶融金属は直接ストリップ鑄造のために使用された後、冷間圧延機に送られて冷延薄板又はコイルに加工されることもある。

自社発電所

製錬には、大容量の絶え間ない電力供給を必要とし、供給が中断されると、溶融金属が凝固し、ポットが破損又は破壊されることがある。コルバの施設のための電力の大部分は、2006年3月に稼働した540メガワットの自社の石炭火力発電所によって供給されている。発電所からの余剰発電は、州電力庁及びその他の顧客へ供給される。年間100,000トンの生産能力を有するアルミニウム製錬所の閉鎖後、関連する270メガワットの生産能力を有する発電所で発電された電力は商業用電力市場において販売される。BALCOは、チャッティースガル州の1,200メガワットの石炭火力発電所（それぞれが300メガワットのユニット4つ）を建設しており、これは現在建設中で、関連当局による運転の認可を待っているところである。設立される1,200メガワットの施設のうち、300メガワットのユニット2つから生成される電力は、建設中の年間325,000トンの生産能力を有する製錬所において利用され、残りの600メガワットのユニットにより生成される電力は、第三者に売却される。

一般炭は、BALCOの自社発電所の運転に必要な主要原料である。2008年4月、BALCOはSECLとの間で、必要とする一般炭の約49%に相当する一般炭の供給をSECLから受けることに関する5年間の石炭供給契約を2本締結しており、残りの分は、石炭を一般市場から購入することにより入手している。BALCOは石炭の採掘に関して石炭鉱区を割り当てられているため、SECLからの石炭の供給は徐々に減少している。2007年11月、BALCOは自社発電所で使用するための211百万トン分の石炭鉱区の割当てを受けた。これらの割り当てられた石炭鉱区は、手付かずの石炭鉱床とみなされる。これらの割り当てられた石炭鉱区は、現在のところ探鉱後であり開発前の段階にある。BALCOは、森林転用に関する許可、生活再建及び再定住の認可を受け、現在採掘権の取得に動いている。

生産量

以下の表は、2012年、2013年及び2014年の3月31日に終了した年度におけるBALCOのコルバの施設における総生産量を示したものである。

施設	製品	3月31日に終了した年度 (単位：トン)		
		2012年	2013年	2014年 ⁽²⁾
コルバ	インゴット／母線／銅片	8,671	8,416	34,714
	棒材	167,826	179,987	166,239
	圧延品	69,157	58,587	51,083
	合 計 ⁽¹⁾	245,654	246,990	252,035

(1) インゴット、棒材及び圧延品の合計を反映する。

(2) 年間325,000トンの生産能力を有する製錬所での試験運転による849トンの生産を含む。

以下の表は、2012年、2013年及び2014年の3月31日に終了した年度におけるBALCOの各鉱山の合計ボーキサイト鉱石の生産量を示したものである。

鉱山（鉱山の種類）	製品	3月31日に終了した年度 (単位：トン(%の数値を除く。))		
		2012年	2013年	2014年
マインパット（露天掘り）	採掘されたボーキサイト鉱石	620,193	230,137	-
	鉱石品位（%）	43.9	43.9	-
ボダイ・ダルダリ（露天掘り）	採掘されたボーキサイト鉱石	885,261	705,870	472,155

	鉱石品位 (%)	46.3	45.9	46.95
合 計		1,505,454	936,007	472,155

主要な原材料

BALCOの事業に使用される主として必要なものは、アルミナ、電力、石炭及びその他の原材料である。BALCOは、これまでそれらの十分な供給を確保することができた。

アルミナ

アルミナは、アルミニウムの生産に使用される主要な原料である。当社のランジガルの精錬所は、BALCOが必要とするアルミナの大部分を（BALCOからランジガルの精錬所に供給されたボーキサイトを変換後）供給している。BALCOは現在、必要とするアルミナの残り全てを海外市場における第三者供給業者より調達している。外部から調達したアルミナは、乾燥している状態での最低含有アルミナ成分が98.6%の冶金グレードの煅焼されたアルミナである。2012年度、2013年度及び2014年度中、BALCOはインドのバイザック港、カキナダ港及びガンガヴァラム港において、運賃保険料込条件で26,250トン、166,302トン及び355,950トンのアルミナをそれぞれ平均で1トン当たり535米ドル、416米ドル及び397米ドルで購入した。

電力

一次アルミニウム製品の製錬には、大容量の絶え間ない電力供給が必要とされる。それ故、BALCOのコルバの施設において、電力は重要な原材料であり、かかる施設では、540メガワットの1つの自社の石炭火力発電所によって電力が供給されている。当社の自社発電所は、これまでコール・インディアからの石炭割当てに依存してきた。2007年11月、BALCOは、自社発電所で使用するための211.0百万トンの石炭鉱区の割当てを受けた。これらの割り当てられた石炭鉱区は、手付かずの石炭鉱床とみなされる。BALCOは、2012年5月24日に環境認可を取得し、2012年11月14日に211.0百万トンの石炭鉱区の第2段階の森林認可を取得した。BALCOは、森林転用に関する許可、生活再建及び再定住の認可を受け、現在採掘権の取得に動いている。

BALCOの鉱山のための電力は、現場のディーゼル発電機によって供給されている。BALCOは、チャッティースガル州の1,200メガワットの石炭火力発電所を建設しており、関連当局による運転の認可を待っているところである。設立される1,200メガワットの施設のうち、300メガワットのユニット2つから生成される電力は、設立中の年間325,000トンの生産能力を有する製錬所において利用され、残りの600メガワットのユニットにより生成される電力は、第三者に売却される。

水

水もまた、BALCOの自社発電所にとって重要な原材料である。BALCOはコルバで必要とする水を、近くの運河から調達しており、水はパイプラインによって運ばれている。BALCOは、現在、その270メガワットの自社発電所に水を供給する国営火力発電公社の所有地内を通して敷設されているパイプラインの敷設権をめぐる国営火力発電公社と係争中である。仲裁手続は、2009年に開始し、2014年6月30日以降に判決が下される予定である。最終期日は2014年6月30日に行われ、今後判決が下される予定である。

炭素

炭素は、アルミニウムの製錬工程において重要な原材料である。炭素は電解工程で陰極及び陽極として使われており、後者は、BALCOの炭素に係る原料費のうち最も大きい割合を占めている。陽極は純度の高い炭素素材でできている。既焼成陽極には、煅焼された石油コークスでできた未焼結のカーボン・ペースト及びコールタールピッチを定められた形状に加圧成形又は圧縮したものが用いられる。これらの陽極は、電解槽又はポットで使用される前に焼成される。

BALCOは必要なすべての量の炭素陽極を生産する施設を社内に有している。炭素陽極の生産における主な原材料である煅焼された石油コークス、コールタールピッチ及び燃料油は、主としてインド市場で調達されている。インドにはこれらの原料の十分な供給があるが、それらの価格は通常、国際価格の値動きによって決定される。時々、商業的比較に基づき、輸入の注文が含まれることもある。

その他の原材料

BALCOは、フッ化物及び他の化学物質等のその他の原料も使用している。これらの原料に関しては、国内市場においていくつかの供給源が存在するので、BALCOは、将来必要な時に供給を確保することが困難になるとは考えていない。

配送、物流管理及び輸送

マインパット鉱山及びボダイ・ダルダリ鉱山より採掘されるボーキサイトは、BALCOのコルバの施設まで陸路で輸送される。第三者供給業者から購入されるアルミナは、コルバの施設まで陸路及び港で輸送される。BALCOのアルミニウム製品は、コルバの施設から道路及び鉄道を併用して国内の取引先へ輸送され、輸出の場合は船で輸送される。

販売及び営業

BALCOの取引先の上位10社は、2012年度、2013年度及び2014年度においてのBALCOのアルミニウム事業の売上高において、それぞれ約49.5%、47.8%及び42.0%を占めた。過去3年度において、BALCOの売上高の10.0%を超えた取引先はなかった。

BALCOの販売営業事務所はムンバイにあり、またインドの主要な大都市のほとんどの中心部に現地の販売営業事務所を有している。現在、BALCOは、その製品を主としてインド市場で販売しており、輸出にはあまり重点を置いていない。しかし、新しい年間325,000トンの生産能力を有するアルミニウム製錬所の稼働により増加する生産量の大部分は、輸出市場で販売する予定である。BALCOの主要な取引先には、導体製造業者、州政府の道路輸送公団、鉄道会社、防衛関係の請負業者並びに電気機器及び機械の製造業者が含まれる。

国内における販売は、通常、その月のLMEにおける価格の平均のほか、国内の供給と需要の状況に基づき、BALCOが当該月について随時定める固定価格で行われている。2014年度第4四半期以降、顧客による注文確認の日におけるLME基準価格が請求の基礎を形成する場合、価格設定方法は、LME基準の価格設定による旨変更された。BALCOがインドで販売するアルミニウムの価格は、関税構造、国内の取引先の注文単位が少ないこと、並びに国内の取引先に供給する際に発生する梱包、保管及びトラックへの積載に係る費用が原因となって、通常、輸出市場において設定する価格よりも高くなっている。

BALCOのアルミニウムの輸出販売は現在、LMEにおける価格に割増価格を加えた額に基づく価格によるスポット取引により行われている。

プロジェクト及び開発

2006年10月7日、BALCOは、インドのチャッティースガル州政府及びチャッティースガル州電力庁との間で覚書を締結し、この覚書に基づき様々な事項が行われるが、とりわけ、一貫生産型の炭鉱とともに一般炭を燃料とする1,200メガワットの自社発電施設を見積費用46,500百万ルピーでチャッティースガル州に建設するため、企業化調査を行う予定である。このプロジェクトは、2009年9月、コルバにおける豪雨及び雷時に建設中の煙突が崩壊したことにより、中断した。かかる事故では40名が死亡し、当社の請負業者であるSEPCOエレクトリック・パワー・コンストラクション・コーポレーション（SEPCO Electric Power Construction Corporation）（以下「SEPCO」という。）及び下請業者であるガノン・ダンカレー・アンド・カンパニー・リミテッド（Gannon Dunkerley and Company Ltd.）がチャッティースガル州政府の調査の対象となった。かかる事項は2014年8月30日の審理において確定される。当社はインドの土木工学分野の専門機関であるインド工科大学ルーキー校（Indian Institute of Technology Roorkee）による調査を行った。作業は2010年1月に再開した。BALCOは現在、最終段階の法的承認を待っている1,200メガワットの発電能力を有する自社発電所を建設中である。

さらに、2007年8月8日、BALCOは、チャッティースガル州政府との間でチャッティースガルに年間650,000トンの生産能力を有する建設見積費用81,000百万ルピーのアルミニウム製錬所を建設するための潜在的投資に関する覚書を締結した。このプロジェクトの第2段階のうちの最初の段階は、既焼成方式のGAMI工法を使用し、推定費用38,000百万ルピーにて年間325,000トンの生産能力を有するアルミニウム製錬所が建設されることによって開始さ

れた。BALCOは、このプロジェクトの2つの段階に関する環境面における認可を取得した。建設は開始され、年間325,000トンの生産能力を有するアルミニウム製錬所の試験的な生産は2014年2月に開始した。

2014年3月31日現在、年間325,000トンの生産能力を有するアルミニウム製錬所及び1,200メガワットの自社発電施設の建設費用は、95,110百万ルピーになるものと見込まれている。2014年3月31日現在、83,198百万ルピーが費やされた。

BALCOは、211百万トンの石炭割当てを、自社発電所に使用するために受け取り、かかる環境認可及び森林転用に關する許可、生活再建及び再定住の承認を取得し、現在は採掘権の取得に動いている。炭鉱の開発にかかる推定費用は7,150百万ルピーである。2014年3月31日現在、744百万ルピーが既に使用されている。

市場シェア及び競争

インドの4大一次アルミニウム製品生産者のうちBALCOは、オディシャ州における当社のアルミニウム事業と共に、インドアルミニウム協会によると、2014年度の一次製品の総合市場シェアは44%であった。BALCOの主要な競合相手（及び生産量における2014年度のインドでのそれぞれの一次製品の市場シェア）は、ヒンダルコ・インダストリーズ・リミテッド（38.0%）及びインド政府の国有企業であるナショナル・アルミニウム・カンパニー・リミテッド（18.0%）である。

アルミニウムのインゴット、線材及び圧延品は日用品であり、BALCOは主として価格及びサービスの面で競っているが、供給が豊富な状況では、価格が最も重要な要素となる。アルミニウムは、様々な利用目的のために、他の素材、とりわけプラスチック、鉄鋼、鉄、ガラス及び紙と競合している。過去に、取引先の間でアルミニウムの代わりに他の素材を積極的に用いる動きがみられたことがある。

オディシャ州における当社のアルミニウム事業

概要

オディシャ州における当社のアルミニウム事業は、以前はヴェダнда・アルミニウムにより運営されていたが、当該会社は組織再編成取引に従い当社と合併した。当社のオディシャ州のアルミニウム事業は、関連する75メガワットの自社発電所と共に、年間1.0百万トンの生産能力を有するランジガルのアルミナ精錬所を含む。さらに、当社はジャルスグダにおいて、関連する1,215メガワット（それぞれ135メガワットの発電能力をもつ9のユニット）の火力自社発電所と共に、年間500,000トンの生産能力を有するアルミニウム製錬所を新規開発計画として有している。当社はまた、ジャルスグダにもう1つの年間1,250,000トンの生産能力を有するアルミニウム製錬所を建設している。かかる製錬所の最初のラインの50のポットが、2015年度中に稼動する予定である。

ランジガルのアルミナ精錬所は、2010年3月に稼動し、2014年度は524,060トンのアルミナを生産した。ジャルスグダの年間500,000トンの生産能力を有する製錬所の新規開発計画プロジェクトは、2段階で開始され、それぞれ年間250,000トンの生産能力を有する。第1段階は2009年11月30日に完了し、第2段階は2010年3月1日に完了した。2014年度の金属生産は、542,252トンであり、自社発電所の純発電量は、7,968百万ユニットであった。

主要な製品

一次アルミニウム製品は、冶金グレードのアルミナを製錬することによって生産される。当社は一次アルミニウム製品をインゴット、鋼片及び線材として販売用に生産している。インゴットは、建設業及び運送業の業界で、アルミニウムの鋳造及び加工のために広く使用されている。鋼片は、建築（窓及びドアフレーム）、輸送、エンジニアリング、耐久消費財、自動車鍛造品並びにその他多くの製品に広く使用されている。線材は、特に導電対及び電気ケーブルとして、様々な電気製品に使用されている。

取引先への配送

インゴット、鋼片及び線材は、インド国内の取引先に対してトラック及びレーキで輸送され、また輸出されるために港へレーキで輸送される。

主要施設

概要

以下の地図は、オディシャ州におけるアルミニウム・セグメントの施設の所在の詳細を示したものである。



以下の表は、当社のランジガル及びジャルスグダの施設における2014年3月31日現在の生産能力を示したものである。

施設	生産能力 年間トン
ランジガルのアルミナ精錬所	1,000,000
ジャルスグダのアルミニウム製錬所	500,000

ランジガル

アルミナ精錬所及び自社発電所

ランジガルのアルミナ精錬所は、オディシヤ州のランジガル地区にあり、チャッティースガル州におけるBALCOのホルバの施設から約450キロメートルのところに位置している。2007年3月、当社は、年間1,000,000トン（設備容量は年間1.4百万トンまで拡大可能）の生産能力を有する新規建設のアルミナ精錬所及び関連する75メガワット（90メガワットまで拡大可能）の自社発電所の操業を段階的に開始した。自社発電所は完全に稼動しており、精錬所の必要な電力を満たすことができている。ランジガルのアルミナ精錬所の第2段階の拡張計画は、2010年3月に開始された。ランジガルの精錬所におけるアルミナの生産は、ボーキサイトの不足により2012年12月5日以降一時的に停止されていたが、2013年7月12日にプラントの操業が再開された。当社は、現在、ボーキサイトの十分な供給を調達するため、政府当局と協議を行っている。アルミナ精錬所における生産は、製錬所における生産に影響を与えるものではない。

当社は、ボトルネック除去によって現在のアルミナ精錬所の生産能力を年間2,000,000トンに増加し、精錬能力年間3百万トンに有する第2のアルミナ精錬所を建設することによりさらに精錬所を拡大し、関連する210メガワットの自社発電所を建設することにより、ランジガルにおける当社のアルミナ精錬所の生産能力を年間5百万トンに拡大することを計画していた。しかし、アルミナ精錬所の拡大及び関連するニヤムギリ周辺における採掘作業は、2010年10月20日以降中断されている。

MoEFは、当社に更なるアルミナ精錬所の拡大を中止するよう指示した。詳細は「一第6－3 その他－(1) 訴訟及び規制手続」を参照のこと。

ジャルスグダ

アルミニウム製錬所及び自社発電所

ジャルスグダ・アルミニウム製錬所は、インドにおけるオディシャ州のジャルスグダに位置している。ジャルスグダの施設における操業は、2つの段階を踏んで実施された。第1段階は、年間250,000トンの生産能力を有するもので、2009年11月に完了した。第2段階は、2010年6月に開始された。各135メガワット、合計9つのユニットで1,215メガワットとなる、関連の石炭火力自社発電所が操業を開始した。同発電所は、2013年度及び2014年度においてそれぞれ527,037トン及び542,252トンのアルミニウムを生産した。自社発電所のユニットは、ジャルスグダ・アルミニウム製錬所の所要電力量及び当該施設におけるその他すべての所要電力量を満たす。当社はまた、年間1,250,000トンの生産能力を有するアルミニウム製錬所を設置している。新たな製錬所への電力は、ジャルスグダにおける当社の2,400メガワットの発電所により供給される予定である。かかる製錬所の最初のラインの50のポットが、2015年度中に稼動する予定である。

生産量

以下の表は、2012年度、2013年度及び2014年度における当社のランジガル及びジャルスグダの施設の総生産量を示したものである。

施設	製品	(単位：トン)		
		3月31日に終了した年度		
		2012年	2013年	2014年
ランジガル	煅焼アルミナ	927,516	527,052	524,060
	インゴット	255,212	305,878	301,008
	銅片	65,853	98,299	121,232
ジャルスグダ	線材	99,493	115,464	120,013
	溶銑	9,164	7,396	-
		429,722	527,037	542,253

主要な原材料

アルミニウム事業に使用される主として必要なものは、ボーキサイト、アルミナ、電力、石炭及びその他の原材料である。

ボーキサイト

現在、当社は採掘源を持っておらず、インド中のボーキサイトの採掘源を確認している最中である。現在、ボーキサイトは主に輸入（25%から30%）、西海岸の国内市場（20%から25%）、BALCOマイنز（30%から35%）並びに残り（15%から20%）はマディヤ・プラデーシュ州、チャッティースガル州、ジャールカンド州及びアーンドラ・プラデーシュ州より調達している。

アルミナ

アルミナは、アルミニウムの生産に使用される主要な原料である。当社は現在、アルミナの大部分を海外市場における第三者供給業者より調達している。外部から調達したアルミナは、乾燥している状態での最低含有アルミナ成分が98.6%の冶金グレードの煅焼されたアルミナである。2012年度、2013年度及び2014年度中、当社はアーンドラ・プラデーシュ州にある港において、運賃保険料込条件で0.45百万トン、0.75百万トン及び0.72百万トンのアルミナをそれぞれ平均で1トン当たり421米ドル、353米ドル及び352米ドルで購入した。

電力

一次アルミニウム製品の製錬には、大容量かつ絶え間ない電力供給が必要とされる。それ故、当社のジャルスグダの施設において、電力は重要な原材料であり、かかる施設では、それぞれ135メガワットの9つの自社の石炭火力発電所によって電力が供給されている。当社はマハーナディーの炭田からの石炭連結、輸入、電子オークション

及び洗浄場を通じて石炭を調達している。マハーナディー炭田の石炭連結からの石炭は、底部排出車両によって輸送される。

水

水もまた、当社の自社発電所にとって重要な原材料である。当社はジャルスグダで必要とする水を、33キロメートル離れたヒラクド・ダムから調達しており、水はパイプラインによって運ばれている。ダムからの水は、施設内の溜池に貯蔵され、発電所での使用に適した水にするために鉱物質を取り除いた施設で浄化される。

炭素

当社は必要なすべての量の炭素陽極を生産する施設を社内に有している。炭素陽極の生産における主な原材料である煅焼された石油コークス、コールタールピッチ及び燃料油は、主としてインド国内市場で調達されている。インドにはこれらの原料の十分な供給があるが、それらの価格は通常、国際価格の値動きによって決定される。時々、商業的比較に基づき、輸入の注文が含まれることもある。

その他の原材料

当社は、フッ化物及び他の化学物質等のその他の原料も使用している。これらの原料に関しては、国内市場においていくつかの供給源が存在するので、当社は、将来必要な時に供給を確保することが困難になるとは考えていない。

配送、物流管理及び輸送

第三者供給業者から購入されるアルミナは、ジャルスグダの施設まで陸路及び港で輸送される。当社のアルミニウム製品は、ジャルスグダの施設から道路及び鉄道を併用して国内の取引先へ輸送され、輸出の場合は船で輸送される。

販売及び営業

当社のオディシャ州におけるアルミニウム事業の取引先の上位10社は、2012年度、2013年度及び2014年度においての当社の売上高において、それぞれ約61.1%、62.3%及び39.5%を占めた。2012年度及び2013年度において、2つの取引先の売上高が当社の売上高の10.0%超を占めた。2014年度においては、当社の売上高の10%を超えた取引先はなかった。

販売営業事務所はムンバイにあり、またインドの主要な大都市のほとんどの中心部に現地の販売営業事務所を有している。現在、当社のアルミニウム事業は、一次製品のみを販売しており、インド国内市場及び輸出市場の両方に同等に注力している。当社の主要な取引先には、ケーブル及び導体製造業者、輸送部門並びに電気機器及び機械の製造業者が含まれる。

国内における販売は、通常、その月のLMEにおける価格の平均のほか、国内の供給と需要の状況に基づき、当社が当該月について随時定める固定価格で行われている。2014年度第4四半期以降、顧客による注文確認の日におけるLME基準価格が請求の基礎を形成する場合、価格設定方法は、LME基準の価格設定による旨変更された。アルミニウムの国内価格は、関税構造、国内の取引先の注文単位が少ないこと、並びに国内の取引先に供給する際に発生する梱包、保管及びトラックへの積載に係る費用が原因となって、通常、輸出市場において設定する価格よりも高くなっている。

当社のアルミニウムの輸出販売は現在、ロンドン金属取引所における価格に割増価格を加えた額に基づく価格によるスポット取引及び長期取引の両方により行われている。長期取引契約の期間は3ヶ月から1年であり、当社は地政学的リスクを最小化するためにすべての市場で存在感を確立しようとしているにもかかわらず、売上高は特定市場において最大化した。

プロジェクト及び開発

当社は、(i) ボトルネック除去によって現在のアルミナ精錬所の容量を年間2,000,000トンに増加し、(ii) 年間3百万トンの生産能力を有する第2のアルミナ精錬所を建設し、(iii) 関連する210メガワットの自社発電所を建設することにより、当社のアルミナ精錬所の容量を年間5百万トンに拡大するため、106,000百万ルピーの投

資を計画している。しかし、ランジガルにおけるアルミナ精錬所の拡大は、MoEFの当社にかかる製錬所の更なる拡大を制限する命令により2010年10月20日以降中断されている。

かかる命令に対して、当社はオリッサ州高等裁判所に請願書を提出したが、裁判所は当社の請願を棄却した。当社は、MoEFに対し当社のアルミナ精錬所に対する環境認可の付与について再検討することを求める申請を行った。2012年2月2日付の書簡によると、MoEFは、環境アセスメント報告書の作成に関する新規の調査事項を当社に発した。当社はオリッサ州汚染管理委員会に環境アセスメント報告書を提出し、並行してMoEF及び内閣投資委員会の下に設立されたプロジェクト監視グループに対して様々な説明書を提出した。MoEFの専門調査委員会は、プロジェクトについて再検討し、合意事項を2014年1月より22ヶ月間再度有効とした。したがって、当社のアルミナ精錬所に課された禁止は取り下げられ、当社は州政府に陳情している。公聴会は2014年7月30日に行われ、当社は、ランジガルの精錬所の更なる拡大に着手するための承認を待ち望んでいる。詳細は、「―第6―3 その他―(1) 訴訟及び規制手続」を参照のこと。2014年3月31日現在、当社はランジガルの拡大プロジェクトに42,340百万ルピーを費やした。

当社はまた、年間1,250,000トンの生産能力を有する第2のアルミニウム製錬所を建設するため、推定145,000百万ルピーを投資している。新しい製錬所に必要な電力は、当社のジャルスグダにある2,400メガワットの商業発電所より提供される。2014年3月31日現在、当社は、本プロジェクトに119,510百万ルピーを費やした。

市場シェア及び競争

当社のアルミニウム事業は、BALCOと共にインドの4大一次アルミニウム製品生産者の一員であり、インドアルミニウム協会によると、2014年度の一次製品の市場シェアは44%であった。当社の主要な競合相手（及び生産量における2014年度のインドでのそれぞれの一次製品の市場シェア）は、ヒンダルコ・インダストリーズ・リミテッド（38.0%）及びインド政府の国有企業であるナショナル・アルミニウム・カンパニー・リミテッド（18.0%）である。

アルミニウムのインゴット、線材及び鋼片は日用品であり、当社のアルミニウム事業は主として価格及びサービスの面で競っているが、供給が豊富な状況では、価格が最も重要な要素となる。アルミニウムは、様々な利用目的のために、他の素材、とりわけプラスチック、鉄鋼、鉄、ガラス及び紙と競合している。過去に、取引先の間でアルミニウムの代わりに他の素材を積極的に用いる動きがみられたことがある。

(i) 当社の商業発電事業

概要

当社は、1997年から発電所の建設及び管理を行ってきた。2014年3月31日現在、当社の火力発電所及び風力発電所の合計発電容量は5,596.8メガワットであり、これには当社の12の自社石炭火力発電所の発電容量合計5,240.5メガワットも含まれる。

以下の表は、2014年3月31日現在の現存する当社の発電所に関連する情報を示したものである。

稼働開始年度	発電容量 (メガワット)	所在地	使用燃料
1988 ⁽¹⁾	270.0	コルバ	一般炭
1997	24.0	トゥティコリン	液体燃料
1999	75.0	メットウル・ダム	一般炭
2003	14.8	デバリ	液体燃料
2003	6.0	ザワル	液体燃料
2003	14.8	チャンデリヤ ⁽²⁾	液体燃料
2005	22.5	トゥティコリン	液体燃料
2005	154.0	チャンデリヤ	一般炭
2006	540.0	コルバ	一般炭
2007	75.0	ランジガル	一般炭
2007	107.2	グジャラート及び カルナータカ	風 ⁽³⁾
2008	80.0	チャンデリヤ	一般炭

2009	80.0	ザワル	一般炭
2009	16.0	グジャラート及び カルナータカ	風 ⁽³⁾
2009	675.0	ジャルスグダ	一般炭
2009	25.0	メットウル・ダム	一般炭
2010	540.0	ジャルスグダ	一般炭
2011	1,200.0	ジャルスグダ	一般炭
2011	48.0	ラジャスタン及び カルナータカ	風
2011	160.0	ダリバ	一般炭
2012	103.0	カルナータカ、マハラ シュトラ、ラジャスタン 及びタミル・ナードゥ	風 ⁽³⁾
2012	600.0	ジャルスグダ	一般炭
2013	600.0	ジャルスグダ	一般炭
2013	80.0	トゥティコリン	一般炭
2013	6.5	メットウル・ダム	一般炭
2014	80.0	トゥティコリン	一般炭
合 計	5,596.80		

(1) 2001年の当社によるBALCOの買収前にBALCOにより操業を開始されたが、現在は年間100,000トンのアルミニウム製錬所が営業停止したため、自社発電の目的に使用される予定はない。

(2) 2009年3月にデバリからチャンデリヤに移譲された。

(3) 当社の風力発電所は、自社使用目的ではない。

当社は、以下の石炭火力発電所を建設中である。

- ・ チャッティースガル州におけるBALCOの1,200メガワットの石炭火力自社発電所が最終段階の規制認可を申請中である。
- ・ パンジャブ州におけるタルワンディ・サボの各660メガワットの発電所3機で構成される1,980メガワットの石炭火力自社発電所。第1機の商業運転は2015年度第2四半期に開始し、その他の発電機は段階的に開始する予定である。

電力販売

以下の表は、過去3年度の電力販売の合計を百万ユニット単位で示したものである。

施設	3月31日に終了した年度		
	2012年	2013年	2014年
BALCOの270メガワット発電所	1,605	1,241	390
ジャルスグダの2,400メガワットの石炭火力発電所	5,562	7,513	7,625
HZL—風力発電所	336	511	448
MALCO—106.5メガワットの石炭火力発電所	581	847	911
合計	8,084	10,112	9,374

電力販売は、2012年度、2013年度及び2014年度の試験運転におけるそれぞれ926百万ユニット、795百万ユニット及びゼロユニットを含む。

商業発電所

当社は、オディシャ州に、2,400メガワットの石炭火力発電所（1機当たり600メガワットの発電機4機で構成される。）を所有している。この発電所は、以前はスターライト・エナジーにより運営され、現在は組織再編成取引に従いセサ・スターライトの一部である。当該発電所は、予定投資額が約82,000百万ルピーである。第1機の商業

運転は2010年11月に開始した。第2機は2011年3月30日に運転を開始し、第3機は2011年8月19日に開始した。第4機は2012年4月26日に運転を開始した。

この施設は年間約15百万トンの石炭を必要とする。当社は、インド石炭省に石炭採鉱床の割当て及び石炭の長期的入手経路（自社使用のための特定の契約仕様に従った石炭運輸に関する長期的供給契約）の申請を行った。2008年1月、石炭省はランピア及びオディシャ州にあるランピア斜面を、当社を含む6社に共同で割り当てた。当社の按分された割当ては、112.2百万トンになる。この石炭鉱区は、現在のところ採鉱前の段階にあり、手付かずの石炭鉱床とみなされる。6社は、2008年2月に設立されたランピア・コール・マイン・アンド・エナジー・プライベート・リミテッド（Rampia Coal Mine and Energy Private Limited）（以下「RCMEPL」という。）という新会社を共同で設立して契約を締結した。

2008年4月16日、RCMEPLはオディシャ州政府に試掘権又は探鉱権の申請書を提出した。かかる申請は規制当局による承認待ちであった。しかし、石炭省は、2014年1月15日に当社の石炭ブロックの割当てを解除する書簡を発行した。RCMEPLは、石炭省の行為に対してオディシャ州高等裁判所に申入れを行った。次の弁論期日はまだ決定していない。

さらに、2,400メガワットの発電施設の600メガワットの発電機のうち1機の石炭需要を満たすため、マハーナディー・コールフィールズ・リミテッドが確約書に記載の分量のうち80%を供給する燃料供給計画に合意したジャルスグダ計画のための年間2.6百万トンの石炭の入手経路を割り当てられた。当社が石炭省に対し、残りの3機の石炭需要の大部分を満たすために追加で入手経路を申請した後、2010年1月29日の入手経路に関する常務委員会の会合における提言に基づき、マハーナディー・コールフィールズ・リミテッドは、2010年7月14日付で追加の6.94百万トンにかかる同意書を発行した。当社は現在、3機のうち2機に関して確約書に記載の分量の50%を受領しており、長期電力購入契約を締結後に第3機も連携した量を受領する予定である。

当該施設はまた、溜池、鉄道操車場、石炭貯蔵庫、灰沈殿池及びその他の必要な施設を含んで設計されている。2,400メガワットの発電所で生成された電力は、州電力庁、国有の公益事業会社、電力取引会社、民間事業者を含む事業体に販売されており、製鉄所の稼働についてジャルスグダの年間1,250,000トンの生産能力を有する当社の製鉄所へ販売され得る。

2006年9月、スターライト・エナジーは、オリッサ州政府のノミニニーであるグリッドとの間で買電契約を締結した。かかる契約は2009年8月、更に2012年12月に改正され、グリッドは、当社による補助消費の調整後、発電所の設備容量の25.0%まで（かかるプロジェクトより約561メガワットまで）を購入する権利を付与された。さらに、グリッドは、オディシャ州政府のために、ジャルスグダ発電プロジェクトから、発電量の7.0%（発電所による補助消費の調整後）について、最大約157メガワットの電力をオリッサ州電力規制委員会が決定する変動価格にて常に供給を受ける権利を有する。グリッドは、総量718メガワットの電力を、5年に1度最後の発電機の営業運転が開始された日から25年間にわたって当社より購入する権利を有する。この権利は、グリッドを拘束する約束ではなく、むしろ購入オプションである。

グリッドは、ある5年間に於いて上記の権利の一部又は全部を行使しないことを決定した場合、当該5年間の開始に先立つ6ヶ月前までに当社にその旨を通知するものとする。グリッドが購入する当社の発電所からの電力は、当該プロジェクトの母線（発電所の放電地点）からグリッドが送電する。残りの電力を送電するため、当社は、パワー・グリッド・コーポレーション・インディア・リミテッドがジャルスグダの近くに開発した送電線に接続する400キロボルトのLIL0 I及び400キロボルトのLIL0 IIの送電線を建設した。スターライト・エナジーは、発電所からPGCILの貯蔵施設へ電力を送電するために必要な専用送電システムを建設することに関する契約を2010年7月にPGCILと締結した。

2,400メガワットの発電所で生成された電力は、グリッド、州電力庁、国有の公益事業会社、電力取引会社、電力取引所及び民間事業者に販売されている。

OERCが決定した当社によるグリッドへの電力販売料金は、以下のとおりである。

設備容量の25.0%までの電力の販売：

- (i) 随時発表される料金体系の条件に基づき想定使用料に応じてOERCが決定する固定容量料金。想定使用料を下回る固定容量料金は、グリッドに供給される容量に比例して回収され、計算される。
- (ii) 燃料費で構成され、発電所から輸送される予定の送電端エネルギーに基づき算出される変動エネルギー料金。エネルギー料金は、随時OERCが指定する方法に基づき算出される。

オディシャ州における石炭鉱区を割り当てることにより追加で電力を7.0%を販売することにつき、変動エネルギー料金が課される。変動エネルギー料金は燃料費で構成され、発電所から輸送される予定の送電端エネルギーに基づき算出される。エネルギー料金は、随時適当な委員会が指定する方法に基づき算出される。

2013年6月12日、オリッサ州電力規制委員会は、2010年11月から2014年3月の間におけるグリッドによる電力の調達に関する料金の決定についての運営方針を命令した。当社はかかる料金命令に対して再審査請求を提出したが、2013年9月25日に棄却された。かかる決定により権利を侵害されたため、当社は2013年10月28日に電力上訴裁判所に上訴した。上訴裁判所は、2014年3月28日の仮命令において、送電線の制限という事実を認め、州の給電所に発電所の稼働率の再計算を指示し、さらに将来の考慮すべき送電線の制限においてグリッドの電力調達のスケジュールに対する助言を行った。結果として、グリッドは上訴裁判所の命令に対して上訴した。かかる事件は現在2014年8月21日に弁論期日が行われると発表されている。

タルワンディ・サボ

2008年7月、スターライト・エナジーは、インドのパンジャブ州のタルワンディ・サボにおいて、1,980メガワットの生産能力を有する石炭火力商業発電所を建設するプロジェクトの権利を国際的な入札において落札し、これを取得した。このプロジェクトは、ケース2の料金基準の競争入札により入札され、開発者が容量料金及び効率性(SHR)について引用しなければならないことが暗示されていた。引用された効率性に従った燃料費は将来的に転嫁されることになる。このプロジェクトに関して必要な承認がすべて取得されたことから、プロジェクトは段階的に開始される予定である。このプロジェクトの見積費用は115,460百万ルピーである。第1機のボイラー点火及び同期運転の開始は2014年度第3四半期に達成された。石炭の流通経路は、2014年度第4四半期に設置された。660メガワットの最初の発電機は、2015年度第2四半期中に計画された発電機の安定的な稼働と共に、稼働中である。

2010年10月、TSPLはパンジャブ州パワー・コーポレーション・リミテッドとの間で、パンジャブ州の2010年の発電政策に従い、追加の660メガワットの発電機を建設する覚書を締結した。しかし、当該覚書は2012年10月に失効し、更新されていない。TSPLは将来においてかかる追加の発電機の建設を計画していない。

2008年5月、スターライト・エナジーは、スターライト・エナジーのタルワンディ・サボの火力発電計画に関するオンショア及びオフショアのエンジニアリング、調達及び建設にかかる66,560百万ルピーの契約を、SEPCOと締結した。TSPLの利益となる更改契約を2009年11月に締結した。かかる契約は、タルワンディ・サボの火力発電所における3つの発電機の設置及び操業を反映して、2012年11月15日に74百万米ドルの増加に改定された。

かかる契約に基づくSEPCOの義務には、施設及び設備の検査及び引渡し、システム設計、技術仕様書に従った施設及び設備のエンジニアリング、民間人による監督、構造及び製造作業、通関手続、出航手続、オフショア及びオンショアの施設及び設備の内陸輸送、積み降ろし、必要なすべての設備及び原料の保管及び保存、契約期間中の灰処理を含む。固定契約価格は、固定支払計画に従った分割払いが可能である。SEPCOは、正味単位1,000カロリー当たり2,222.80kwphの発熱率及び正味単位611.82メガワットの電気出力といった様々なパラメーターに関して履行保証を提供した。履行保証を満たすに当たり、履行遅滞又は不履行が発生する場合には、契約条件に従い、SEPCOに遅延損害金が課せられる可能性がある。

2014年3月31日現在、96,520百万ルピーがこのプロジェクトに費やされた。このプロジェクトは、内部からの資金調達及び借入による資金調達により賄われている。

すべての発電機の稼働に当たり、TSPLは年間約10百万トンの石炭が必要となる。TSPLは、オディシャ州のマーハナディー・コール・フィールズ・リミテッドより、年間7.72百万トンの割当てを受けた。マーハナディー・コール・フィールズとの燃料供給契約によると、確約書に記載の分量の80%は年間6.17百万トンである。そのうち、年間5.01百万トンは国内より供給され、残りの年間1.16百万トンは輸入により供給される。残りの石炭はその他の供給源より入手される。この石炭連結量は、列車により約1,600キロメートルの距離を輸送される。

HZL — 風力発電所

2014年3月31日現在、インド共和国グジャラート州、カルナータカ州、タミル・ナードゥ州、マハラシュトラ州及びラジャスタン州における合計274メガワットの発電容量の風力発電所が総費用14,520百万ルピーで全面的に操業を開始した。これらの風力発電所で発電した電力は、電力庁に対して販売される。

MALCOエナジー・リミテッド ― メットウル発電所

メットウル発電所は、MALCOエナジー・リミテッドにより運営される106.5メガワットの石炭火力発電所である。タミル・ナードゥ州のメットウル・ダムにある発電所は、タミル・ナードゥ州における最大の商業発電所の1つである。

この発電所は、段階を追って設置され、最初の75メガワットの施設は、MALCOにより運営されているアルミニウム製錬所の需要に応じるため1999年度に設置された。アルミニウム事業は2008年11月より閉鎖されている。追加の25メガワットの発電機は2009年度に設置された。さらに、6.50メガワットの蒸気タービン発電機が2013年度に追加され、106.5メガワットの生産能力を得た。

MALCOは、タミル・ナードゥ州電力庁との間で2009年4月までの電力供給に関して2009年1月に電力購入契約を締結し、パワー・トレーディング・コーポレーション・リミテッドとの間で2009年4月から2011年5月までのタミル・ナードゥ州電力庁への電力供給に関して電力購入契約を締結した。これは結果として2014年8月31日まで更新され、引続きタミル・ナードゥ州電力庁に電力を供給している。電力供給に関する料金は、電力購入契約に規定されている。

電力に関連するその他の事業機会

当社はまた、自社発電所で生産した余剰出力を、商業協定に従い第三者へ販売している。例えば、ヴェダント・アルミニウムは、ジャルスグダにおける自社発電所の余剰出力の販売に関して、グリッドとの間で2011年11月16日付で基本合意書を締結し、これは2012年9月14日に改正された。当社はまた、トゥティコリンにおける自社発電所の余剰出力の販売協定を結んでいる。

当社は、UMPP又はインド政府若しくは州政府が発表するその他のプロジェクトを含む石炭火力発電所及び付随する活動に関するプロジェクトに参加する予定である。最近のインド電力省による構想により、民間開発業者には、数々のUMPPを建設する機会が設けられている。当該構想の下では、民間開発業者は競争入札により選ばれ、発電された電力の買取権が保証され、支払いの保証体制を利用できることになっている。

(j) その他の事業

バイザック港

当社は、当社とレイトン・ウェルスパン・コントラクターズ・プライベート・リミテッドとの間のジョイント・ベンチャーであるバイザック・ジェネラル・カーゴ・バース・プライベート・リミテッド (Vizag General Cargo Berth Private Limited) の74.0%の所有権を有し、同社は、インドの東海岸にある外港のヴィシャカパトナム港において石炭関連設備を機械化し、石炭輸送のための一般貨物バースを改良するための入札を勝ち取った。容量を増加させた収容能力は年間10.2百万トンであり、年間12.5百万トンまで増加させる順応性がある。

バイザック・ジェネラル・カーゴ・バース・プライベート・リミテッドは、ポートオーソリティーであるヴィシャカパトナム・ポート・トラストと2010年10月8日付で、石炭関連設備を機械化し、利権の付与日から30年間、建設、運営、輸送を基準とする一般貨物バースを改良する契約を締結した。ヴィシャカパトナム・ポート・トラストは、バースより得られた収益の38.1%を得た。バイザック・ジェネラル・カーゴ・バース・プライベート・リミテッドは、独立技術者より、ヴィシャカパトナム・ポート・トラストとの利権契約どおりプロジェクトが完了したという証明について、公式伝達を受けた。2013年1月に作業が開始され、2013年4月8日に建設が完了した。見積事業費用は6,640.0百万ルピーであり、うち5,634.7百万ルピーが使用された。

(k) 探鉱及び開発活動

インド、オーストラリア、南アフリカ、スリランカ、ナミビア及びアイルランドでさらに鉱床を発見するため、当社は継続的に探鉱活動を行っている。当社は2014年度に約16,786百万ルピーを探鉱に費やした。

当社の探鉱は、インドの堆積岩型亜鉛鉱床並びにインド、スリランカ及び南アフリカにおける石油及びガスに注力してきた。

(l) HZL及びBALCOに係る持分を増加するオプション

HZL株式に係るコール・オプション

2002年4月11日に、当社は、子会社であるSOVL（2012年4月1日より当社と合併している。）を通じてインド政府よりHZLの持分の26.0%を取得した。取得時点では、当社は80.0%を保有しており、スターライト・テクノロジー

ジー・リミテッドがSOVLの残りの20.0%を保有していた。2003年2月に、スターライト・テクノロジー・リミテッドは自己の保有する持分の20.0%を当社に移転した。当社は、後に公開市場での募集を通じてHZLの持分をさらに20.0%取得した。HZLに係る持分の46.0%の取得のために当社より支払われた現金対価の合計は7,776.0百万ルピーであった。当社によるHZLの26.0%の持分の取得にあたり、当社及びインド政府は、特にHZLの経営及びHZL株式の取引に関して規定するため、株主間契約を締結した。

株主間契約では、インド政府は、当社に対し、2回のコール・オプションを付与しており、当社はその行使時にインド政府が保有するHZLの株式すべてを取得することができる。当社は第1回目のコール・オプションを2003年8月29日に行使し、2003年11月12日には、HZLの発行済株式の18.9%を3,239.0百万ルピーで追加取得し、これにより当社のHZLの持分は64.9%に増加することとなった。

株主間契約には、HZL株式の第三者への売却より前に、売却しようとする当事者は、他方当事者に対し、第三者に対して売却を予定している価格での当該株式の売却を申し入れる売却通知を交付しなければならない旨が規定されている。ただし、インド政府からHZLの従業員へのHZLの株式資本の5.0%以下に当たる株式の譲渡は、当社のかかる先買権の対象外である。インド政府はHZLの株式資本の1.5%に当たる株式をHZLの従業員に譲渡した。株主間契約は、さらに、インド政府が、当社による第2回コール・オプションの行使より前に自己の保有するHZLの持分につき公募を行うことを申し入れた場合には、当社は先買権を有しない旨が規定されている。

第2回コール・オプションは、当社に対し、インド政府の保有するHZLの持分の残りの29.5%を取得することができる権利を定めており、インド政府がHZLの発行済株式の最大3.5%までをHZLの従業員に譲渡することができる権利を行使する場合には、当社が第2回コール・オプションの行使により買い取る株式の数は、その分減少する。かかるコール・オプションは2007年4月11日に行使可能となっており、インド政府が残りの同株式を公募により売却しない限り行使可能である。株主間契約に基づき、当社がインド政府に対して第2回コール・オプションの行使通知を交付した場合には、当社は当該時点でインド政府が保有している株式（もしあれば）の買取りを、かかる通知から60日以内に完了する義務を負う。第2回コール・オプションの行使価格は、独立の鑑定人により決定される株式の公正な市場価格と同額となる。公正な市場価格を決定するにあたり、独立の鑑定人は、諸般の事情を考慮に入れ得るものとし、かかる事情には割引キャッシュ・フロー、類似取引の評価係数、類似会社の取引係数、SEBIガイドライン及び評価原則、少数株主の地位、株式の契約上の権利並びに株式の市場における時価が含まれるが、これらに限られない。2014年7月31日のインド全国証券取引所におけるHZLの株式の市場価格であった1株当たり161.2ルピーにのみ基づき、独立の鑑定人が考慮に入れ得るその他の要因を含めないで試算した場合、インド政府の所有するHZLの株式1,247,950,590株のすべてを取得するための推定行使価格は201,170百万ルピーとなる。

2009年7月21日付の書簡により、当社は、第2回コール・オプションを行使した。インド政府は、コール・オプションの正当性について異議を唱えており、第2回コール・オプションへの対応を拒否した。これを受け、当社は仲裁手続を開始し、申立書を提出した。仲裁手続は進行中であり、2014年9月13日に次回の審問が行われる予定である。

2012年1月9日、当社は、HZLにおけるインド政府の持分を154,920百万ルピーで取得することを提示した。当社は、2012年4月10日付及び2012年7月6日付の書簡により、提示した条件と同一の条件で、インド政府との取引を試みた。この提示は、係争中のコール・オプションの行使とは無関係であり、当社は、かかる提示が受け入れられれば、係争中のオプション行使に関連する進行中の訴訟を取り下げを提案した。今日までのところ、かかる提示はインド政府により受け入れられておらず、したがって、当該取得が進展するという保証はない。

BALCO株式に係るコール・オプション

2001年3月2日、当社は、インド政府より、BALCOの持分の51.0%を現金対価5,533.0百万ルピーで取得した。2012年8月28日に、特にBALCOの経営及びBALCO株式の取引に関して規定するため、当社は、インド政府及びBALCOとの間で株主間契約を締結した。株主間契約によると、当社がBALCOの株式資本の51.0%以上を保有し続ける限り、BALCOの取締役会に関し、インド政府よりも1名多く取締役を任命する権利及びマネージング・ディレクターを任命する権利を付与されている。その他にも、株主間契約には、インド政府及び当社による承認が必要な事項が数多く定められており、それらにはBALCOの定款の変更、新規事業の開始、引受権によらない株式又は転換社債の発行及びBALCOと同じ経営陣を有する他の会社への融資の供与又は保証若しくは担保の提供が含まれる。

株主間契約には、当社又はインド政府がBALCO株式を第三者に売却することを希望する場合、かかる売却を希望する当事者は、まず他方当事者に対し、第三者に対して売却を予定している価格での当該株式の売却を申し入れな

なくてはならないと規定されている。かかる他方当事者は、かかる募集のあった株式のすべて（一部は不可。）を買い取る権利を有する。株主が先買権を行使しない場合、かかる株主は売却を行う当事者と同一の条件で、比例按分された数の売却に参加する権利を有するが、かかる売却がインド政府による公募により行われた場合は、かかる権利を有しないものとする。ただし、インド政府からBALCOの従業員へのBALCOの株式資本の5.0%以下の株式の譲渡は、当社の先買権の対象外である。

インド政府は、さらに当社に対して、オプション行使時にインド政府が保有する残存するBALCO株式を取得するオプションを付与した。行使価格は以下のうち高い方である。

FC 独立の鑑定人により決定された行使日現在の株式の公正価格。

FC 当初の売買価格（1株当たり49.0ルピー）に年率14.0%で2001年3月2日から行使日までの間に半年毎に複利計算された利息を加算した額から、インド政府が2001年3月2日から行使日までの間に受領したすべての配当額を差し引いた金額。

2004年3月19日、当社は、当時インド政府が保有していたBALCOの発行済株式資本の残り49.0%を取得するオプションを行使した。その後、インド政府は、株式の売却を完了するために幾つかの延長申請を行った。2006年6月7日、インド政府は、当社のオプションに関連する株主間契約の条項が、インド政府の株式を譲渡する権利を制限していることから1956年会社法第111A条の規定に違反しており、その結果、株主間契約は無効であると主張した。また、インド政府は、BALCOの持分5.0%をBALCOの従業員に売却する権利を行使する意向を表明した。

結果として、この紛争は仲裁に付託され、仲裁裁判所は当社の主張を退ける裁定を下した。当社はデリー高等裁判所に、かかる裁定を無効にするよう申請書を提出し、次の弁論期日は2014年8月21日である。

(m) 保険

当社は、火事、事業中断、地震又はテロ災害により発生する当社の財産に関する損害に係る損害保険並びに当社の機器の輸送、商品の在庫及び濃縮物に関する損害に係る積荷保険を付保している。ただし、当社の有する保険は、当社の業務に関連する潜在的なリスクはカバーしない。特に、当社は、汚染又は当社の廃棄物処理に起因するその他の災害等の一定の環境災害のための保険は付保していない。重大な有害事象が生じた場合には、保険により完全にカバーされていないリスクは、当社の財政状態及び経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、当社が現在の水準の保険を同一の保険料で将来も維持できる保証はない。「―第3－4 事業等のリスク―
(1) 当社の事業に関するリスク―(x) 将来請求を受けた際、当社の保険範囲では十分に賄えない可能性がある。」を参照のこと。

当社並びに当社の取締役及び役員は、米国証券法及びその他の法令の適用を受けている。有能な取締役及び執行役員を誘致し且つ維持するため、取締役及び役員のための損害賠償保険を付保した。当社が取締役及び役員のための損害賠償保険を合理的な費用で維持できる保証はなく、またそもそも維持することができる保証もない。

(n) 規制事項

鉱業法

MMDR法、1960年鉱業権規則（その後の改正を含む。）（以下「MC規則」という。）及び1988年鉱物保護開発規則（その後の改正を含む。）（以下「MCD規則」という。）は、インド国内における鉱業権及び鉱山の運営を規制している。MCD規則は、試掘許可又は採鉱権の取得手続、当該許可の条件及びその雛形の概要を定めている。インド政府は、1993年に全国鉱物政策を公表した。さらに、インド鉱山省によって既存のMMDR法を改正するための法案が提出されたが、これは鉱業部門の既存の法体制に複数の変更を引き起こすこととなる。

採鉱権の付与

採鉱権は、関係する州政府によってのみ付与される。採鉱権に関する契約は、採鉱権者が鉱山の運営のために土地を利用するための条件を規定している。鉱物が存在する土地が私有地である場合には、採鉱権者はその私人から土地に関する地上権を取得しなければならない。かかる私人が採鉱権者に地上権を付与することを拒否した場合には、採鉱権者はその旨を州政府へ通知し、地上権を取得するための対価を当該州政府へ預託する権利が付与されている。当該州政府がその対価が公正且つ合理的であるとみなす場合には、当該州政府は、私人に対し、採鉱権者が土地に入り、採掘に必要とされる行為を行うことを認めるよう命令する権限を有する。州政府は、当該私人に支払われる適切な対価を決定するため、政府が民間の個人から土地を取得する際に一般的に適用される2014年土地収

用、生活再建及び再定住における公正な補償及び手続の透明性に関する法律（以下「インド土地収用法」という。）の規定に従う。国有地である場合には、当該土地で稼働するための地上権は、当該州政府の様式による申請により、当該州政府から付与される。採鉱権に関して、採掘作業により住民が強制退去させられる場合には、その影響を受ける者の同意が得られ、採掘作業により強制退去させられる者の移住先及び生活の復興が決まり、それらの者が所有していた土地の対価を含むその他の手当が関連州政府の基準に基づいて支払われるまで、採掘プロジェクトは開始しない。採鉱権の最長期間は30年間であり、最短期間は20年間である。採鉱権は、採鉱権者の選択によりさらに20年間の更新又は期間短縮が可能である。MC規則では、採鉱権者が鉱物を自らの産業に利用している場合には、短縮の申請を行わない限り通常20年間の更新の権利が付与されている。

環境保護

MMDR法はまた、採掘による悪影響から環境を保護するために、採鉱権者が執り行うよう求められる対策を定めている。国の採掘政策では、規制当局が承認及び施行する環境計画を含む適正な採掘計画を持たない者には採鉱権を付与しないことを強調しており、これによって環境破壊の規制、採掘地域の復元及び所定基準に従った植林について定めている。

労働条件

鉱山労働者の作業環境は、1952年鉱山法（その後の改正を含む。）によって規制されている。同法は、鉱山労働者の健康と安全を確保するために、労働時間、休暇条件、健康診断、週休、夜勤条件及びその他の条件を含む労働基準を定めている。

採掘料

MMDR法に基づき、採鉱権者は、抽出された鉱物に関する採掘料又は最低採掘権料のいずれか高い方を当該州政府に支払うこととされている。鉱物の採掘料は、鉱物が抽出又は使用される操業中の鉱山に関して支払われるものとし、所定の方式に従って計算される。インド政府は、MMDR法に基づき採掘料の仕組みを変更する広範な権限を有するが、かかる変更は3年に1度に限られている。

さらに、採鉱権者は、採鉱権を有する土地の居住者に対して、州政府が決定する年次対価を支払う義務を負う。かかる対価は当該土地が農業に利用できるか否かによって違いがある。

鉱業法案

2011年鉱山（改正）法案は、違反に対する罰金及び懲役規定の大幅な強化を含む、1952年鉱山法に対するいくつかの改正を提案している。

石油・ガス法

探査及び生産に対する規制

石油・天然ガス省は、インド国内における石油・天然ガスの探査及び生産の主要規制当局である。石油・天然ガス省は、石油事業の環境面、安全面、技術面及び経済面を十分に考慮して、インドの石油・天然ガス資源の健全な運営を促進する目的で、1993年に石油天然ガス総局を設置した。石油天然ガス総局は、とりわけ、適正な貯留層管理業務の確保、探査プログラムの視察及び監視、石油会社の開発計画、並びに油田の生産及び最適利用の監視を担っている。

石油・天然ガス省は、安全性、消防、訓練プログラム及び情報普及の基準の策定並びにすべての石油取扱施設について定期的な安全監査を実施する石油産業安全総局を監督している。また、同省は、石油産業の伝導開発に財政その他の支援を行う石油産業開発理事会の監督も行っている。陸上石油採掘施設に関して、石油産業安全総局が定める安全性基準及び鉱山安全総局が定める安全規則を遵守しなければならない。

1948年油田（規制及び開発）法

石油及び天然ガスの探査事業は、1948年油田（規制及び開発）法により規制されている。この法律は、油田の規制並びに天然ガス及び石油を含む鉱物油資源の開発について定めている。油田（規制及び開発）法は、採鉱権及び石油探査又は試掘許可の付与、鉱物油の保管及び開発、石油の生産並びに油田の規制に関する規則を定める権限をインド政府に対して与えている。

1959年石油・天然ガス規則に基づく石油探査許可及び石油探鉱権

石油・天然ガス規則は、石油探査許可及び石油探鉱権の付与に関する枠組みを定めている。石油・天然ガス規則の第4条は、石油・天然ガス規則に基づく許可又は探鉱権が付与されていない限り、石油及びガスの試掘又は採掘を禁止している。石油探鉱権は、探鉱権者に対し、当該契約区域で石油及びガスを抽出する独占権を付与するものである。石油探査許可及び石油探鉱権は、沖合海域については、石油・天然ガス省により付与され、陸上区域については、インド政府による事前承認を得た上で関連する州政府により付与される。2006年に、インド政府は、石油・天然ガス規則を改正し、その結果、許可取得者又は探鉱権者は当該許可に基づき取得したすべてのデータを提出する義務を負うこととなった。かかるデータは、インド政府の所有となる。ただし、許可取得者又は探鉱権者は、当該許可又は探鉱権に基づく石油事業の目的のために無償でかかるデータを活用する権利を有するものとする。また、インド政府は、すべての非機密データを、許可取得者の同意なしに、公表する権利を有する。インド政府は、何が機密情報に該当するかを決定する単独の裁量を有する。

1976年領海、大陸棚、排他的経済水域その他の海事領域法

1976年領海、大陸棚、排他的経済水域その他の海事領域法は、大陸棚及び排他的経済水域の資源の探査及び採掘を規制する。

1955年生活必需品法

1955年生活必需品法は、石油及び石油製品を含む特定の生活必需品の生産、供給及び販売を規制する規定を定めている。

1934年石油法（2002年石油規則と併読される。）

1934年石油法は、いかなる者も（1934年石油法に基づきインド政府が定めた規則による場合を除き）石油の生産、精製、混合、貯蔵又は輸送を行ってはならないと定めている。現在は、2002年石油規則がこれらの業務を規制している。

2006年石油・天然ガス規制委員会法

2006年石油・天然ガス規制委員会法は、石油・天然ガス規制委員会の設置について定めている。同委員会は、石油製品及び天然ガスの精製、処理、貯蔵、輸送、流通、マーケティング及び販売（原油及び天然ガスの生産を除く。）について規制している。同委員会は、石油、石油製品及び天然ガスに関する特定の業務に従事する消費者及び事業体の利益保護、全国への石油、石油製品及び天然ガスの不断かつ十分な供給、並びに競争市場の促進を図っている。

1962年石油・鉱物パイプライン（土地利用権の取得）法

1962年石油・鉱物パイプライン（土地利用権の取得）法は、石油及び鉱物の輸送用パイプラインを敷くための土地利用権の取得に関する枠組み及びその他これに関連する事項を定めている。同法は、取得手続、土地利用に関する制限及び土地関係者に対して支払われる対価に限定される。

新探査ライセンス政策

石油・天然ガス省は、最近、新探査ライセンス政策（以下「NELP-X」という。）を発表した。これは、陸上、浅水域及び深海域から成る166,053平方キロメートルを占める46の区画を売却するものである。インド政府は、石油産業における生産物分与契約スキームを審査する委員会を設立した。同委員会は、一連の探査・試掘業務における透明性の増大及び政府介入の減少等の利点を挙げ、生産物分与契約スキームから生産物連動型収入分与メカニズムへのファイナンス制度の移行を提案する報告書を提出した。本書作成時点で、ファイナンス制度は生産物分与契約スキームのままであり、これらの問題が解決するまでNELP-Xは保留されている。

探査政策

インド政府は、統一ライセンス政策案を策定した。かかる政策では、将来において、統一ライセンスに基づき土地が付与され、すべての種類の炭化水素を対象とする。かかる取組みでは、同一区域で発見された様々な種類の炭化水素の探査及び生産に関する政策の明確化を図っている。2013年前半において、インド政府は、開発拠点における探査政策について明確にし、請負業者に対して探査期間終了後も探鉱権区域をさらに探査することを認めた。インド政府は、指名制によるシェールガスの探査及び生産に関する政策を承認した。他の生産物分与契約（NELP及びプレNELP）に基づくシェールガスの探査に関する政策は、現在策定中である。

発見の早期収益化

2013年10月、石油・天然ガス省は、既存及び新規の炭化水素発見が可能な限り速やかに生産されることを確実にする目的で、統合開発計画（以下「IDP」という。）に関する政策指針を発表した。かかる政策により、事業者は、複数の発見につきIDPを提出することができ、鉱区開発計画が最終承認されるまでの間、かかる発見による炭化水素を販売することが可能となった。これにより、請負業者は、必要なインフラを迅速に整備し、最適な貯留層開発を達成するために多額のリスク・キャピタルを投入することができる。

スリランカ及び南アフリカに所在する当社の石油鉱区及びガス鉱区に関する規制

石油資源法－スリランカ

石油資源法は、スリランカにおける石油の探査、開発及び生産に関する許可の付与について規定している。同法に基づき、スリランカ政府は、石油資源契約を締結し、ケアン・ランカ（プライベート）リミテッドに対し、石油の探査及び採掘を行う許可を付与した。

石油資源開発法－南アフリカ

鉱物石油資源開発法は、南アフリカにおける鉱物及び石油の採掘に関する法律である。同法に基づき、ケアン・サウスアフリカ・ピーティーフワイ・リミテッドに対し、南アフリカにおける資源の探査に関する探査許可が付与された。ペトロリアム・エージェンシー・エスエーは、すべての承認の実施機関である。

環境法

当社の事業は、環境法令の規制に服している。かかる法令の適用の有無は、事業毎に異なり、事業を行う地域の法域によって異なる。当社の事業は、とりわけ水利用並びに廃水、河川排水路、ごみ処理、大気及びその他の放出に関する環境等の許可を必要とする。当社の事業に適用される主な環境法には、1986年インド環境保護法、1980年インド森林保護法又は2003年インド森林保護規則、1989年インド有害廃棄物（管理取扱）規則、1974年インド水質汚濁防止法、1977年インド水質汚濁防止税法、1981年大気汚染防止法、1973年炭鉱（国有化）法又は1972年コークス炭鉱（国有化）法、1973年炭鉱（管理承継）法、1971年コークス炭鉱（緊急対策）法、1957年石炭抽出地域（取得及び開発）法、1974年炭鉱（保全及び開発）法、並びに2007年新石炭分配政策が含まれる。

1986年インド環境保護法、1974年インド水質汚濁防止法及び1981年大気汚染防止法は、汚染の防止、管理及び除去について定めている。これらの法律に基づき汚染を防止・管理する目的で権限を行使するために、インドの各州に汚染管理委員会が設置された。企業は、環境に廃水を放出又は排出する前に、州の汚染管理委員会の許可を得なければならない。

プロジェクトの金額が、新規のプロジェクトについては10億ルピー、石油及びガスの探査及び生産に係る既存のプロジェクトの拡大については500百万ルピーを超える場合、当該プロジェクトはMoEFの承認も要する。

1989年インド有害廃棄物（管理取扱）規則は、廃油及び油乳剤を有害廃棄物と定義し、有害廃棄物を発生させている施設の居住者及び事業者の各々に対し、かかる有害廃棄物の適切に処理することを義務付けている。また、有害廃棄物の回収、取扱い及び貯蔵についても義務を課している。有害廃棄物を発生させている施設の居住者及び事業者はそれぞれ、有害廃棄物の回収、貯蔵及び取扱いについて、関連する州の汚染管理委員会の承認を得る必要がある。

加えて、1958年インド商船法は、船舶からの石油漏れ又は流出（かかる漏れ又は流出の発生場所を問わない。）に起因する汚濁により船舶外で生じた損失又は損害に関する責任について定めている。

電力部門

許認可要件

電力法の下で、送配電及び電力取引には、免除された場合を除き、適切な中央電力規制委員会（Central Electricity Regulatory Commission）又は州電力規制委員会（State Electricity Regulatory Commissions）（それぞれ以下「CERC」及び「SERC」という。）からの認可が必要となる。2006年料金政策では、2006年1月6日以降のすべての電力調達を、入札ルートを通じて行うよう定められている。2009年CERC（料金規定）規制は、発電所又は発電ユニット（非従来型のエネルギー資源に基づくものを除く。）及び送電システムに係る料金が、CERCによりまだ決定されていない場合に適用される。電力法に基づき、インド政府は2005年2月に国家電力政策を公表し

た。電力法は、CEAに対し、5年毎に国家電力計画を策定し、国家電力政策に基づき随時かかる計画を修正するよう求めている。

メガ・パワー・プロジェクト

電力省により1995年11月10日に導入され、2009年12月14日付で修正された巨大発電政策に基づき、ある特定の基準を満たす発電プロジェクトは、メガ・パワー・プロジェクトとして分類される資格を有する。

UMPP

インドの膨大な電力需要を満たすため、インド政府は2006年、UMPPの策定を提案した。プロジェクトの裁定は、競争入札プロセスに基づき、25年間における標準化料金の額がかかる選定において重要な要素となる。

雇用法及び労働法

当社は、当社の鉱山及び製造施設で働く労働者の雇用条件、職場環境、福利厚生及び当社の経営陣と労働者の一般的な関係を規定する、様々な労働、健康及び安全に関する法律の適用を受ける。これらには、1947年インド労働争議法、1948年工場法、1970年請負労働（規正及び廃止）法、1948年インド従業員国家保険法、1936年インド賃金支払法、1948年インド最低賃金法、1923年インド労災補償法、1972年インド退職一時金支払法、1965年インド賞与支払法、並びに1952年インド従業員準備基金及び雑則法が含まれる。

その他の法律

2013年土地収用、生活再建及び再定住における公正な補償及び手続の透明性に関する法律

土地収用法は、2014年1月1日付で告示された。同法は、120年前の1894年土地収用法に代わるものであり、土地の取得及びこれにより影響を受けるすべての者に対する十分な生活の再建メカニズムのための統一された法律である。土地収用法の規定により、中央政府又は該当する州政府は、「公共の目的」のために、対価の支払いをもって私人から土地を取得する権限が付与されている。また、社会的影響の評価に関する法律において、各土地の収用に関して、かかる収用により生じる社会的費用及び便益について考慮すべき必須要件があり、かかる収用について参加型プロセスが規定され、同法律に規定する必要過半数の同意（すなわち、民間プロジェクトについては土地収用者の80%、官民提携プロジェクトについては土地所有者の70%の同意）を得ること並びに収用手続の各段階において協議及び異議申立てがなされることを条件としている。また、既存の慣習と比較して、農村部については4倍、都市部については2倍の補償を定めている。

1956年会社法及び2013年会社法

2013年会社法は、現在、会社の構成、資金調達、機能及び解散について定めている1956年会社法に代わるであり、2013年8月に承認され、470の条文から構成される同法律が一部告示された。2013年会社法は、会社に関連する法律の統合及び改正を追求し、コーポレート・ガバナンスを向上させ、法人に対する規制を一層強化させることを意図したものである。2013年会社法の特徴には、企業の社会的責任政策の策定及びかかる活動への費用の支出、独立取締役の責任の増加、並びに国立財務報告機関の設置が含まれる。また、一人会社、小会社、休眠会社、集団訴訟及び登録鑑定士等の新たな概念も含まれた。

4【関係会社の状況】

以下の表は、記載された期間における当社の2014年度末現在での直接子会社及び関係会社に関する情報である。

(単位：百万米ドル(%の数値を除く。))

会社名	所在地	事業内容	当社による 株式保有比率(%)	2014年3月 31日現在の 株主資本
BALCO	インド	アルミニウムの線材、圧延品 及びインゴットの製造	51.00	940.2
HZL	インド	鉛製品及び亜鉛製品の製造	64.90	6,122.0
モンテ・セロ	オランダ	投資会社 (CMTの持株会社)	100.00	307.9
スターライト・エナジー	インド	発電	100.00	239.2
スターライト・インフラ・ リミテッド	インド	インフラ計画及び持株会社	100.00	(25.9)
バイザック・ジェネラル・ カーゴ・パース・プライ ベート・リミテッド	インド	インフラ	74.00	(2.5)
ヴェダント・アルミニウム	インド	アルミナの製造	29.50	933.84

以下の表は、記載された期間においてIFRSに基づき当社の2014年度財務書類において連結対象とされた他の重要な法人に関する情報である。

(単位：百万米ドル(%の数値を除く。))

会社名	所在地	事業内容	当社及びその子会社 による株式保有比率(%)	2014年3月 31日現在の 株主資本
CMT	オーストラリア	銅鉱業	100 (モンテ・セロを通じて保有)	73.5
ティーエイ チエル・ジ ンク・ベン チャーズ・ リミテッド	モーリシャス	投資会社 (ティーエイチエ ル・ジンク・ナミビア・ ホールディングス (プロプ ライエタリー) リミテッド 及びブラック・マウンテ ン・マイニングの持株会 社)	100 (スターライト・インフラ・リ ミテッドを通じて保有)	9.4
ティーエイ チエル・ジ ンク・リミ テッド	モーリシャス	投資会社 (ティーエイチエ ル・ジンク・ナミビア・ ホールディングス (プロプ ライエタリー) リミテッド 及びブラック・マウンテ ン・マイニングの持株会 社)	100 (ティーエイチエル・ジンク・ ベンチャーズ・リミテッドを通 じて保有)	190.1
ティーエイ チエル・ジ ンク・ホー ルディン グ・ビーヴ イ	オランダ	投資会社 (ヴェダント・リ シーン・ホールディング ス・リミテッドの持株会 社)	100 (スターライト・インフラ・リ ミテッドを通じて保有)	476.5

(単位：百万米ドル(%の数値を除く。))

会社名	所在地	事業内容	当社及びその子会社 による株式保有比率(%)	2014年3月 31日現在の 株主資本
ティーエイ チエル・ジ ンク・ナミ ビア・ホー ルディング ス(プロプ ライエタ リー) リミ テッド	ナミビア	亜鉛の採鉱及び探鉱	100 (ティーエイチエル・ジンク・ リミテッドを通じて保有)	286.2
ブラック・ マウンテ ン・マイニ ング	南アフリカ	亜鉛の採鉱及び粉砕	74 (ティーエイチエル・ジンク・ リミテッドを通じて保有)	302.8
ヴェダン タ・リシー ン・ホール ディング ス・リミ テッド	アイルランド	投資会社	100 (ティーエイチエル・ジンク・ ホールディング・ビーヴィを通 じて保有)	165.2
TSPL	インド	エネルギー生産	100 (スターライト・エナジーを通 じて保有)	47.1
ラコマス コ・ビーヴ イ	インド	投資会社	100 (ティーエイチエル・ジンク・ リミテッドを通じて保有)	2.6

以下は、当社が、当社の支配株主であるヴェダント並びに当社の経営陣又は当社が相当数の株式持分を保有しているものを含むその子会社及びその他関係者を行っている重要な取引の概要である。さらに、以下には、当社並びに当社の関連会社、取締役及び上級執行役員との間の利益相反及び事業機会の配分に関する当社の取扱いも述べられている。関係者との取引の詳細については、本書のいずれかに記載の連結財務書類の注記32を参照のこと。

(1) 関係者

ヴォルカン及びアガワル族

ヴォルカンは、ヴェダントの62.3%の株式資本及び69.6%の議決権を保有している。ヴォルカンは、トラストに100%所有及び支配されている。コンクレーヴは、トラストの受託者であり、トラストの議決権行使及び投資に関するすべての決定を管理している。ヴェダントの業務執行取締役会長兼当社の名誉会長であるアニル・アガワル氏は、トラストの保全者である。ヴェダント、ヴォルカン、トラスト、コンクレーヴ及びアニル・アガワル氏は、それぞれの間の現在の関係を規定する相互関係契約の当事者である。「－ヴェダント」を参照のこと。

ヴェダント

2014年7月31日現在、ヴェダントは、当社株式のうち以下の1,819,099,602株の実質持分を有している。

- (i) ツイン・スターに保有される1,235,726,219株及び24,823,177のADS (原株式99,292,708株を表章する。)
- (ii) フィンサイダーに保有される401,496,480株
- (iii) ウェストグローブに保有される44,343,139株
- (iv) ウェルター・トレーディングに保有される38,241,056株

ヴォルカンはヴェダント (VRHL (ツイン・スター及びヴェダント・リソーシズ・ファイナンス・リミテッドそれぞれの単独株主である。)) の単独株主である。)) の大株主である。ヴェダント・リソーシズ・ファイナンス・リミ

テッドは、VRCL（ウェルター・トレーディング及びリヒターそれぞれの単独株主である。）の単独株主である。リヒターはウェストグローブの単独株主であり、またフィンサイダーの大株主である。

ヴォルカンは、トラストに完全保有されている。コンクレーヴは、トラストの受託者である。ヴェダントの業務執行取締役会長でありトラストの保全者であるアニル・アガワル氏は、トラストにより実質的に保有されている有価証券の実質的保有者とみなされうる。ヴェダント、ヴォルカン、トラスト、コンクレーヴ及びアガワル氏は、それぞれの間の現在の関係を規定する相互関係契約の当事者である。かかる契約より、ヴォルカン、トラスト、コンクレーヴ及びアガワル氏は、かかる株式のいかなる受益所有権をも放棄する。

ヴェダント、ヴォルカン、トラスト、コンクレーヴ及びアニル・アガワル氏は、相互関係契約の当事者である。相互関係契約の主な目的は、英国金融行動監督機構の上場規則に定められるとおり、ヴォルカン並びに直接的又は間接的な株主及びそれらの関係会社（以下「ヴォルカン関係者」という。）から独立して業務を遂行することを可能にすること、並びにの取引及び関係を独立させ、正常な取引基準で行うことである。ヴォルカンに関しては、相互関係契約は、契約により個々に若しくは共同で行為しているヴォルカン関係者が、英国金融行動監督機構の上場規則上ヴェダントの支配株主でなくなる時点又はヴェダントがロンドン証券取引所において上場廃止となった時点で終了する。さらに、コンクレーヴ及びアニル・アガワル氏に関しては、相互関係契約は、個々に又は共同で行為している各氏のうち、いずれかがヴェダント又はヴォルカンの支配株主でなくなった場合に終了する。現在、英国金融行動監督機構の上場規則における「支配株主」とは、当該会社の株主総会において30.0%以上の議決権を行使し若しくは行使を支配する権利を有するか、又は当該会社の取締役会において議決権の過半数を行使可能な取締役の任命を支配することのできる者（若しくは正式なものであるか否かを問わず、契約により共同で行為する者）をいう。

相互関係契約に基づく合意は以下のとおりである。

- F06C 当事者は、ヴェダントが、英国金融行動監督機構の上場規則に定められるとおり、常に、ヴォルカン関係者から独立して業務を行うことが可能であることを保証している。
- F06C 重要な権限、職権又は決定権を委譲されているヴェダントの取締役会及び指名委員会並びにその他ヴェダントの取締役会の委員会（監査委員会若しくは報酬委員会又はその他特定の取引若しくは取締役会に承認された組織に関連して取締役会により設置される委員会を除く。）は、常に、その過半数を、ヴォルカン関係者から独立し、ヴォルカン関係者との間で、ヴェダントに関する取締役の議決権の行使に著しく支障をきたす可能性のある業務上又はその他の関係を有していない取締役により構成されるものとされている。
- F06C ヴェダントの報酬委員会及び監査委員会は常に、非業務執行取締役のみにより構成されるものとされている。
- F06C ヴォルカンは、ヴォルカン関係者から独立し、ヴォルカン関係者との間でヴェダントに関する取締役会における議決権の行使に著しく支障をきたす可能性のある業務上又はその他の関係を持たない取締役の人数より1名少ない人数の、ヴェダントの取締役を指名する権利を有する。
- F06C アニル・アガワル氏及びすべての非独立取締役は、独立取締役が同意しない限り、ヴォルカン関係者との間のすべての契約、協定若しくは取引の締結、変更、改正、更新若しくは廃止若しくは執行を承認するヴェダントの取締役会又は取締役会の委員会のいかなる決議においても、投票することを認められていない。
- F06C ヴォルカンは、ヴェダント株式に付された議決権又はヴォルカン関係者との間の取引若しくは協定の締結、変更、改正、更新若しくは廃止を承認する決議における議決権を行使しないものとされている。
- F06C ヴォルカン関係者は、相互関係契約の締結時に、ヴェダント又はヴェダント・グループを通さずに、直接間接を問わず、卑金属又は鉱物の製錬、精錬、採掘又は販売に関し権利を有していないことを、ヴェダントに対し表明及び保証した。
- F06C ヴォルカン関係者は、直接間接を問わず、ヴェダント又はその他ヴェダント・グループの会社を通じてのみ、卑金属若しくは鉱物の製錬、精錬若しくは採掘に従事する会社、事業、事業活動若しくはその他の企業を取得すること又はそれらに投資することに同意している。ただし、この契約は以下の行為を禁止、制限又は限定するものではない。
 - ・ ヴォルカン関係者による卑金属若しくは鉱物の製錬、精錬若しくは採掘に従事しており、証券取引所に上場している企業により適宜発行される株式、債券若しくはその他有価証券の総額の5.0%を超えないものの取得又は保有。

- ・ ヴェダント関係者が業務上の相乗効果を与えるために行う、ヴェダント・グループの既存の資産又は事業に近接又は地理的に近似していない、取得日から12ヶ月間に発生する関連設備投資を含む取得費用（引受債務を含む。）が50百万米ドル以下である卑金属又は鉱物に関する不動産若しくは資産（関連する資産、生産設備及び機器を含む。）に対する権利の取得又は保有（直接間接を問わない。）。取得費用を計算する際、2つ以上の関連又は隣接する卑金属又は鉱物に関する不動産又は資産の取得は合算される。ただし、取得希望当事者は、（i）ヴェダントのグループ会社の役員又は取締役であってはならず、且つ（ii）かかる所有権又は資産の取得前に、まず取得希望当事者から取得を提案された条件より有利な条件でヴェダント・グループが当該資産を取得する機会を、ヴェダントの独立取締役がそれを検討するために適切な期間を付与した上で設け、独立取締役の過半数がヴェダント・グループによる取得を行わないと決議することを必要とする。
- FC ヴェダント及びヴェダント関係者の間の取引並びに関係は、対等な当事者同士の通常取引基準で行われなければならない。

(2) 主要な経営陣

連結財務書類の注記32「関連当事者取引」を参照のこと。

(3) 関係者取引

SIILは、（i）代表契約、（ii）コンサルタント契約及び（iii）ヴェダントとのサービス契約をそれぞれ別日に締結した。組織再編成取引の効力発生に従い、これらの契約は更新され、現在2018年3月まで有効となっている。さらなる情報については「第3-5 経営上の重要な契約等」を参照のこと。

ケアン・インディア及びヴェダントとの相互関係契約

ヴェダント及びケアン・インディアは、2011年12月8日付で相互関係契約を締結した。かかる相互関係契約は、（i）ケアン・インディアの事業が常にヴェダントのその他のメンバーと独立して行われること、（ii）ケアン・インディアと残りのヴェダントとの取引が全てケアン・インディアの監査委員会により承認されること、及び（iii）ケアン・インディアの事業がその株主全体の利益のために運営されることを確保するために、ヴェダント及びケアン・インディアそれぞれがそれぞれあらゆる権限を行使し、またそれぞれ可能な限りケアン・インディアの取締役がそれぞれの権限を行使させるよう、要求している。これら当事者はまた、適用ある法律に基づき又はそれらの有価証券が取引される証券取引所の規則に基づきそれぞれの義務を遵守できるよう確保するために合理的な努力を払うことに合意した。かかる相互関係契約は、ヴェダントのケアン・インディア株式の保有がIFRSに基づく子会社又は関連会社としての保有を構成するというヴェダントに要求するレベルである限りにおいて、ケアン・インディアがヴェダントに対して、法律、規則及び報告義務を遵守するために必要とする情報を提供することを要求する。さらに、ヴェダントがケアン・インディアの発行済株式資本の少なくとも10%を保有するまで、一定の制限及び適用ある法律に従い、ヴェダントの全てのメンバーによるケアン・インディア株式の売却又は処分の提案に関してヴェダントにより合理的に要求される措置を講じることをケアン・インディアに要求する権利をヴェダントが有することについてかかる当事者間で合意されている。ケアン・インディアは、ヴェダントが合理的に要求し、また随時承認する最善の実務、原則、基準、方針及び定めに従うなければならない。

ヴェダント・リソーシズ・ジャージーIIリミテッドに譲渡される貸付

当年度中、以下（i）乃至（vii）に記載した貸付を含む916.2百万米ドルの貸付金が、モンテ・セロ、ティーエイチエル・ジंक・ホールディング・ビーヴィ及びティーエイチエル・ジंक・リミテッドによりヴェダント・リソーシズ・ジャージーIIリミテッドに対し、ツインスター・モーリシャス・ホールディングス・リミテッドによるヴェダント・リソーシズ・ジャージーIIリミテッドに対する借入金と引き換えに譲渡された。その結果、2014年3月31日現在、これらの契約に基づく残高はない。

ヴェダント・リソーシズ・ジャージーIIリミテッド、ツインスター・モーリシャス・ホールディングス・リミテッド及びモンテ・セロ、ティーエイチエル・ジंक・ホールディング・ビーヴィ並びにティーエイチエル・ジंक・リミテッドとの間で覚書が締結され、かかる融資枠につきヴェダント・リソーシズ・ジャージーIIリミテッドによりツインスター・モーリシャス・ホールディングス・リミテッドに対して総額916.2百万米ドルの貸付が提供される譲渡契約は、モンテ・セロ・ビーヴィ、ティーエイチエル・ジंक・ホールディング・ビーヴィ及びティー

エイチエル・ジンク・リミテッドにそれぞれ譲渡され、従って、モンテ・セロ・ビーヴィ、ティーエイチエル・ジンク・ホールディング・ビーヴィ及びティーエイチエル・ジンク・リミテッドはツインスター・モーリシャス・ホールディングス・リミテッドに対する新たな債権者となっている。

(i) ローン契約－ヴェダント・ジャージー・インベストメント・リミテッド及びモンテ・セロ

2010年4月1日、モンテ・セロはヴェダント・ジャージー・インベストメント・リミテッドと契約を締結し、150百万米ドルの1年間の融資枠を設定した。融資枠は、満期日をもって、毎年、新たな条件で1年間更新されている。それに応じて、貸付は年率2.56%の利息で1年間、2014年4月まで延長された。

(ii) ローン契約－ウェルター・トレーディング及びモンテ・セロ

2010年11月3日、モンテ・セロはウェルター・トレーディングと契約を締結し、100百万米ドルの融資枠を設定した。2012年度中、融資上限は105百万米ドルに増加された。2013年度中、貸付金残高及び未払利息103.3百万米ドルは、LIBORプラス120ベース・ポイントの利率で1年間新たな貸付に延長された。

2013年度中、モンテ・セロは、期間を1年間とする50百万米ドルの融資枠についてウェルター・トレーディングと契約を締結した。貸付は利率2.13%で1年間、2014年8月まで延長された。

(iii) ローン契約－ウェルター・トレーディング及びティーエイチエル・ジンク・ホールディング・ビーヴィ

2012年8月6日、ティーエイチエル・ジンク・ホールディング・ビーヴィは、年率1.35%で、期間を1年間とする100百万米ドルの融資枠についてウェルター・トレーディングと契約を締結した。貸付は利率2.13%で1年間、2014年8月まで延長された。

(iv) ローン契約－ツイン・スター・ホールディングス・リミテッド及びティーエイチエル・ジンク・リミテッド

2013年度中、ティーエイチエル・ジンク・リミテッドは、利率LIBORプラス100ベース・ポイントの100百万米ドルの融資枠についてツイン・スター・ホールディングス・リミテッドとの間で契約を締結した。

(v) ローン契約－リヒター及びティーエイチエル・ジンク・ホールディング・ビーヴィ

2012年12月24日、ティーエイチエル・ジンク・ホールディング・ビーヴィは、利率LIBORプラス115ベース・ポイントで、期間を1年間とする240百万米ドルの融資枠についてリヒターと契約を締結し、2013年1月11日にこれをさらに修正した。

(vi) ローン契約－VRHL及びティーエイチエル・ジンク・ホールディング・ビーヴィ

2014年度中、ティーエイチエル・ジンク・ホールディング・ビーヴィは、利率1.72%で30百万米ドルの融資枠について契約を締結した。

(vii) ローン契約－VRHL及びティーエイチエル・ジンク・リミテッド

2014年度中、ティーエイチエル・ジンク・リミテッドは、利率1.67%で108百万米ドルの融資枠について契約を締結した。

ヴェダント・リソーシズ・ジャージーIIリミテッド及びツインスター・モーリシャス・ホールディングス・リミテッド

(i) 2011年度中、ツインスター・モーリシャス・ホールディングス・リミテッドは、100百万米ドルのヴェダントとの融資枠契約を締結し、かかる契約は2012年11月まで延長され、さらに350百万米ドルを上限とする追加融資枠をもって2013年11月まで延長された。当年度中、かかる融資枠契約に基づく額は、LIBORプラス362ベース・ポイントの利率で2017年11月19日まで延長された。2014年3月31日現在、かかる融資枠の残高は203.3百万米ドルであった。

(ii) 2012年度中、ツインスター・モーリシャス・ホールディングス・リミテッドは、それぞれ750百万米ドルの2つの融資枠契約をヴェダントと締結した。かかる貸付の手取金は、2011年7月にケアン・インディア

の発行済株式の初回の10%の取得のための資金需要を満たすために使途された。これらの貸付の最終返済期日はそれぞれ2016年5月24日及び2021年6月24日又は債権者からの30日前までの通知要求による日である。かかる貸付に担保は付されていない。750百万米ドルの2つの融資枠契約の各利率は、年率7.95%及び9.45%である。2014年3月31日現在かかる融資枠の残高は、1,500百万米ドルであった。

- (iii) 2012年度中、ツインスター・モーリシャス・ホールディングス・リミテッドは、1,625百万米ドルの融資枠契約をヴェダントと締結した。最終返済期日は2018年11月28日又は債権者からの30日前までの通知要求による日である。かかる貸付に担保は付されていない。かかる貸付の利率は年率8.15%である。2014年3月31日現在かかる融資枠の残高は705.6百万米ドルであった。

2014年度中、ヴェダント及びヴェダント・リソーシズ・ジャージーIIリミテッドとの間の譲渡証書の締結に従って、上記(i)乃至(iii)のローン契約の既存の権利は全てヴェダント・リソーシズ・ジャージーIIリミテッドに譲渡され、ヴェダントに代わる新たな債権者はヴェダント・リソーシズ・ジャージーIIリミテッドとなる。

2014年度中、ツインスター・モーリシャス・ホールディングス・リミテッドは、ケアン・インドの発行済株式資本の38.68%の取得のための貸付の借換のための資金需要を満たすために、それぞれ年率7.25%及び8.375%で、1,200百万米ドル及び300百万米ドルについてヴェダント・リソーシズ・ジャージーIIリミテッドと貸付契約を締結した。最終返済期日は2019年1月31日及び2023年5月31日又は債権者からの30日前までの通知要求による日である。かかる貸付に担保は付されていない。2014年3月31日現在これらの貸付の残高はそれぞれ1,200百万米ドル及び284.8百万米ドルである。

ケアン・インドの株式保有の取得

セサ・ゴアの完全子会社であるBFLとVRHLの間の2012年2月25日付の株式買取契約に従って、BFLは名目上1米ドルの金銭対価でツインスター・エナジー・ホールディング・リミテッドを取得することにより、ケアン・インドの株式保有38.68%及び5,998百万米ドルの関連負債を引き受けた。それに続き2013年8月26日を効力発生日として、ツインスター・エナジー・ホールディング・リミテッド、ツインスター・モーリシャス・ホールディングス・リミテッド及びケアン・インド（その子会社全てを含む。）は現在、セサ・スターライトの子会社となっている。

政府に対するケアンの生産物分与契約保証

ヴェダントは、生産物分与契約に基づくケアン・インドの債務につきインド政府に対して親会社の財務及び業績保証を付している。かかる保証により、ケアン・インドが生産物分与契約に基づくその債務を履行することができない場合に、生産物分与契約に基づくケアン・インドの債務に相当するケアン・インド株式、業界実務に従った人的及び技術サービス並びにその他の資源を財源として利用できる。

(4) 利益相反及び事業機会の配分

過去においても、将来においても、当社と当社の支配株主であるヴェダントを含む当社の関連会社、ヴェダントに支配されるその他の会社、当社の取締役及び業務執行役員との間で、時折利益相反が生じることがある。「一第3-4 事業等のリスク(3) ヴェダントとの関係に関するリスク」を参照のこと。当社は、過去において、当社と当社の関連会社、取締役及び業務執行役員との間の利益相反取引については、ヴェダントが上場しているロンドン証券取引所、当社のADSが上場しているニューヨーク証券取引所並びにインド全国証券取引所及びボンベイ証券取引所の利害関係者又は関係者との取引に関する規則に従って行っており、また将来においても引続き行う予定である。

当社とヴェダントの支配株主、特にヴォルカン及びアガワル一族との間の取引にも適用される、ロンドン証券取引所に上場している会社にも適用される規則は、関係者との取引の詳細について、取引条件の合意後可能な限り速やかに規制情報サービスに対する通知を行い、英国金融行動監督機構に対する開示を行うことを要求している。また、取引が合意される前、又は取引が株主の承認を条件としている場合には取引が完了する前に、関係者との取引に関する情報を記載した配布書類をすべての株主に対して送付し、その承認を得ることが要件となっている。関係者及びその関係会社は、関係者との取引の承認決議から除外されなければならない。株主の承認を必要とする規制は、上場会社の総資産に対する取引の総資産の比率、上場会社の利益に対する取引の資産に帰属する利益の比率、上場会社のすべての普通株式（自己株式を除く。）の時価総額に対する取引の対価の比率、及び上場会社の総資本

に対する取得される会社又は事業の総資本の比率が5%を超えない取引については適用されない。しかし、上場会社は、関係者との取引に合意する前に、英国金融行動監督機構に対して提案された関係者との取引に関する詳細について情報を提供し、提案された関係者との取引の条件が上場会社の株主に関する限りは公正且つ合理的である旨の、英国金融行動監督機構が容認する独立した顧問の書面による確認書を提出し、上場会社の次に発表される年次決算に、（関係ある場合には）関係者の身元、取引又は対価の価値及びその他の関連する状況を含む関係者との取引の詳細を記載することを、書面により英国金融行動監督機構に対して約束しなければならない。上記のすべての比率が0.25%以下である関係者との取引については、ロンドン証券取引所に上場された会社に適用される規則に基づく義務はない。会社と特定の関係者との間で12ヶ月間以内にいくつかの個別の取引が行われた場合、割合の計算に当てはめるときには、これらの取引を合算しなければならない。

ニューヨーク証券取引所への上場の一環として、当社は、ニューヨーク証券取引所に対して、関係者との取引の審査及び監視を継続的に行うことを約束しなければならない。かかる関係者との取引には、当社並びに当社の支配株主であるヴェダント及びその関係会社との間の取引が含まれる。関係者との取引に関し、ニューヨーク証券取引所はその上場会社の公開書類を審査する。ニューヨーク証券取引所の規則に基づき、当社は、独立取締役によってのみ構成された独立の監査委員会を設置することを義務付けられている。2007年6月のADSオフエリング後、当社は、独立取締役によってのみ構成された独立の監査委員会を設置している。独立の監査委員会の機能の一つに、当社又は当社の子会社若しくは関連会社による関係者との取引の審査がある。さらに、当社は、ニューヨーク証券取引所の規則に基づき、関係者に対する当社の株式又は当社の株式に転換若しくは行使可能な有価証券のいかなる発行についても、株主の承認を得ることが要求されている。ただし、当社の支配株主又はその関連会社に対する当社の株式の売却のうち、売却株数がかかる発行に先立つ当社の発行済株式数の5%を超えず、且つ売却価格が当社の株式の簿価又は時価のいずれか高い方と同額又はこれより高い金額である場合には、かかる承認を要しない。

当社は、インド全国証券取引所及びボンベイ証券取引所との間で締結した上場契約に基づき、当社の年次報告書に記載される重要な関係者との取引に関する開示がインドGAAPに従って行われていることを保証しなければならない。具体的には、前事業年度中に当社が締結した関係者との取引に関する要約形式の説明書を監査委員会に提出し、年次報告書において開示しなければならない。かかる説明には、当該取引が通常の業務の過程で行われたか否かに関する詳細、関係者その他との重要な個別の取引のうち、対等な当事者として行われなかった取引に関する詳細、及び当該取引に関する当社の経営陣による正当性の説明の詳細が記載される。上場契約に基づき、当社の監査委員会は、当社の年次財務書類における関係者との取引に関する開示（インドGAAPに定義される。）についても審査し、当社の経営陣と議論することが要求されている。

2013年会社法に基づき、会社は、全ての関係者取引及びその修正につき監査委員会の承認を必要とする。これは、通常業務上で行われたか及び独立した立場で完了されたか、又は取締役会規則に記載された株式資本若しくは取引額の閾値に違反していないかにかかわらない。

取引が通常業務上且つ独立した立場で締結された場合、取締役会の承認も利害関係のない株主による特別決議も必要でない。通常業務上でも独立した立場でも行われていない取引については、当社は、株式資本又は取引額にかかわらず、取締役会の承認を必要とする。

当社は、以下の基準が満たされない場合、定時株主総会の特別決議を通過することを必要とする。関係者である当社の構成員は、かかる特別決議において議決権行使することは認められない。

(i) 関係者取引が通常業務上でも独立した立場でも行われていない場合

(ii) 当社の払込済株式資本が規定の限度以上である又は取引額が規定の閾値を越える場合

また、当社は、関係者との取引の条件を決定するにあたり、適切な状況下において独立の鑑定人を使用し、今後とも引続き使用する。当社は、当社又はその子会社若しくは関連会社との間で行う関係者との取引の審査について責任を負う、独立取締役によってのみ構成される監査委員会を有しており、今後とも引続き有するものとする。

当社は、絶えず事業機会の発見及び追求を模索している。しかし、ヴェダントは、当社の支配株主として、当社がどのような機会を追求し、そのような機会を当社が直接追求するか、又はその他の子会社を通じて追求するか

（その場合は当社ではなく、かかる子会社に利益が生じ、当社の利益を害する可能性がある。）、その単独の裁量により決定する権限を有している。「—第3—4 事業等のリスク—(3) ヴェダントとの関係に関するリスク—

(b) ヴェダントが、当社の代わりにヴェダント・グループのその他の会社に事業機会を与えることを決定した場合、当社の事業、業績、財政状態及び将来の見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。」を参照のこと。ヴェダントは、過去において、機会の性質、機会を追求する子会社の資金の利用可能性、どの子会社がかかる機会を最

も有効に活用することができるかという点を含む複数の要因に基づき、ヴェダンタ及びその様々な子会社の間で機会を配分しており、今後も配分することが予想される。

5【従業員の状況】

2014年3月31日現在、当社グループは20,556名の従業員を擁した。2012年3月31日、2013年3月31日及び2014年3月31日現在の従業員数は以下のとおりである。

会社名	所在地	主要事業	3月31日に終了した 年度における総従業員数		
			2012年	2013年	2014年
亜鉛					
HZL	インド	亜鉛・鉛製造	6,235	6,024	5,564
亜鉛（海外）					
ブラック・マウンテン	南アフリカ	亜鉛・鉛鉱業	715	789	726
スコーピオン	ナミビア	亜鉛・鉛鉱業・鉛精錬	733	754	755
リシーン	アイルランド	亜鉛・鉛鉱業	377	380	374
石油及びガス					
ケアン・インディア	インド	石油・ガス	1,143	1,317	1,643
鉄鉱石					
ウエスタン・クラスター （リベリア）	リベリア	鉄鉱石	—	26	12
セサ・スターライト	インド	鉄鉱石	4,697	3,831	3,515
銅					
セサ・スターライト	インド	銅製精錬	1,074	1,043	1,050
CMT	オーストラリア	銅鉱業	103	115	112
フジャイラ・ゴールド・エフ ズィーイー	UAE	貴金属精錬所	44	79	81
アルミニウム					
BALCO	インド	アルミニウム製造	3,978	3,811	3,554
セサ・スターライト	インド	アルミニウム製造	3,195	2,781	2,708
発電					
セサ・スターライト	インド	商業発電	196	165	107
TSPL	インド	商業発電	70	106	139
マルコ・エナジー・リミテッ ド	インド	商業発電	78	79	81
その他			109	137	135
合計			22,747	21,437	20,556

当社グループの従業員の大多数は労働組合に加入している。HZL及びBALCOの従業員はそれぞれヒンダスタン・シンク労働組合及びBALCO労働組合等の公認労働組合のメンバーであり、INTUC（インド全労働組合会議）等の全国的な労働組合にも加盟している。当社グループ会社と従業員及び労働組合との関係は、過去にストライキ及び労働運動又は労働争議が発生したことがあり、また今後発生するかもしれない可能性はあるものの、良好であると考えている。「―第3－4 事業等のリスク－(1) 当社の事業に関するリスク－(h) 当社の事業は、生産低下、生産コストの増加及び輸送、発電、鉱業及び石油探鉱の費用の増加又は途絶が生じ得る業務運営上のリスクにさらされている。」を参照のこと。

当社は、当社グループが事業を行っている地域や環境と調和した持続可能な発展を実現するべく、従業員の健康と安全の確保について組織的且つ継続的に活動している。規制ガイドラインの条件に積極的に従い又はそれを上回ること、事業の拡大と近代化にあたって環境に優しい技術を活用すること及び当社の業務施設周辺の地域を支援する計画を実行することは、当社事業戦略の不可欠な要素である。インド及びインド国外にある当社の鉱山、製錬所及び精錬所の大半は、ISO 14001とOHSAS 18001を取得している。当社は、従業員に健康的且つ安全な労働環境を提

供すること、従業員の自己啓発、自発的関与及び説明責任を推進すること並びに従業員に機会を均等に与えることに注力している。当社は、当社グループが事業を行っている地域の人々の健康、教育及び生活に貢献するべく、学校、教育プログラム及び教育センター、女性啓発プログラム、病院並びにヘルスセンターへの支援等の様々なプログラムを積極的に主導し、参画している。当社は常に、事業による環境負荷を最小限にするべく、省エネルギー方策、二酸化硫黄ガス等の排気ガスの削減、節水及び水のリサイクル措置並びに適切な残留物処理等を含む、新技術や業務改善のために投資している。また、当社は、森林再生推進及び農業活動改善のプログラムにも投資している。

(1) 従業員ベネフィット・プラン

当社は、当社の実質的にすべての従業員を対象とする法定福祉制度形式のベネフィット・プランを提供している。2013年3月31日現在及び2014年3月31日現在の、年金、退職金又は類似の給付金の提供のために当社が引当てた金額は、それぞれ2,170百万ルピー及び2,009百万ルピーであった。

準備基金

インド法に従い、インドにおけるすべての当社の取締役は、準備基金すなわち当社及び従業員の両者が所定の割合（現在は従業員額面報酬の12.0%）を毎月支払う確定拠出制度に基づく年金を受ける権利を有している。これらの拠出は、準備基金に対して行われており、当社はまた、オーストラリア、ナミビア、南アフリカ及びアイルランドにおける確定拠出スキームにも参加している。当社は、定期的な拠出以外に本スキームに関する追加的義務を負っていない。当社は、2013年度及び2014年度において、本スキーム全体でそれぞれ総額912百万ルピー及び1,205百万ルピーを拠出した。

退職金

インド法に従い、当社は、インドにおける当社のすべての従業員を対象とする確定給付退職金制度に基づいた退職金を給付している。退職金制度では、受給権を有する従業員の定年退職、勤務障害又は雇用終了の際に、当該従業員に対して最後に支払われた給与額及び当社での勤務年数に基づいた金額が一括して支払われる。当制度の基金は、資金が供給される限り、インド生命保険公社が管理する口座に保管され、全面的な保険数理評価が毎年行われている。2013年度及び2014年度における当社の退職給付債務は、それぞれ1,831百万ルピー及び1,685百万ルピーであった。

退職年金

現在の当社の制度では、労働組合に加入していない当社のすべての管理職又はそれ以上の役職に就いている従業員は、各自の年収の15.0%相当額を支払うことにより、退職年金として当該従業員の定年退職又は雇用終了の際に一括して支払われることとなっている。2013年度及び2014年度において、当社はそれぞれ総額で247百万ルピー及び295百万ルピーを拠出した。

有給休暇

当社の有給休暇債務は、各暦年の年末に、各従業員の残存する未消化の休暇すべてにつき、短期負債の場合は割引前基準、また、長期債務の場合は保険数理基準で決定される。かかる債務への拠出は、発生した年の利益に対して課される。2013年度及び2014年度における有給休暇債務は、それぞれ2,131百万ルピー及び2,154百万ルピーであった。

(2) ヴェダンタ長期奨励給制度及び従業員持株制度

当社は、ヴェダンタにより導入された、同社の従業員又は子会社の従業員に対して株式オプションを付与する制度であるヴェダンタ長期奨励給制度及び従業員持株制度の参加企業である。本制度に基づく報酬は、6ヶ月間以内に通常の退職を迎える従業員以外のヴェダンタ又はその子会社の従業員に対して与えられる。

報酬はヴェダンタの株式に対して指数化され、ヴェダンタの株式によって精算される。報酬は固定の行使価格が規定されており、価格はヴェダンタの機能通貨建て（1株当たり10米セント）となっている。ヴェダンタは当該株式を発行する義務がある。ヴェダンタ及び当社間の合意条件に従い、報酬の付与日における公正価値はヴェダンタ

により当社から回収される。ヴェダントにより回収された金額は3年間の必要勤務期間の報酬費として認識されている。

ヴェダント長期奨励給制度及び従業員持株制度は、優れた功績に対してより高額な報酬を給付し、業務執行取締役及び上級経営陣に対し高比率の「リスク」に影響される報酬を給付することを目指す当社の報酬理念に合致している。ある事業年度にヴェダント長期奨励給制度及び従業員持株制度の参加者である業務執行取締役に対して条件付きで給付することができるヴェダント普通株式の上限価格は、業務執行取締役の年収の100%に制限されている。

長期奨励給制度に基づく報酬の給付に用いられている業績目標は、FTSE世界鉱業指数（貴金属を除く。）を構成する同業企業に対する比較可能な総株主利益率と比較した当社の業績である。従業員持株制度に基づく報酬の給付に用いられている業績目標は、各社固有の営業成果、達成度合及び持続可能性実績で構成される各事業年度の事業計画に対して設定された当社の事業業績である。

(3) 従業員持株制度計画

ヴェダントは、(i)2012年9月24日に、合計4,652,550のオプションが付与される従業員持株制度（以下「2012年従業員持株制度計画」という。）及び(ii)2013年5月16日に、合計3,973,750のオプションが付与される従業員持株制度（以下「2013年従業員持株制度計画」といい、2012年従業員持株制度計画と合わせて「従業員持株制度計画」と総称する。）の2つの新たな従業員持株制度計画を採用した。2012年従業員持株制度計画によれば、2012年4月1日から2013年3月31日までの成績状況に基づいて、株式の50%が2013年9月24日に付与される。次の株式の30%は当初付与日の2年目に付与され、残りの株式の20%は当初付与日の3年目に付与される。2013年従業員持株制度計画によれば、2013年4月1日から2014年3月31日までの成績状況に基づいて、株式の40%が2014年5月16日に付与される。事業成績にかかわらず、次の株式の30%は当初付与日の2年目に付与され、残りの株式の30%は当初付与日の3年目に付与される。従業員持株制度計画における行使価格は10米セントである。

2014年3月31日現在、当社の業務執行取締役及び業務執行役員は、グループ全体として、ヴェダント長期奨励給制度及び従業員持株制度計画の下で付与された、ヴェダントの資本金の約0.24%に当たる総計729,750株のヴェダントの普通株式を取得することができるオプションを有している。以下の表は、2014年3月31日現在で、ヴェダント長期奨励給制度及び従業員持株制度計画に基づき当社の業務執行取締役及び業務執行役員に対して付与されたオプションの要約である。

氏 名	ヴェダント長期奨励給制度及び従業員持株制度計画の対象となる株式数			
	付与された日			
	2011年8月1日 ⁽¹⁾	2012年9月24日 ⁽²⁾	2013年5月16日 ⁽³⁾	合計
ナヴィン・アガワル	57,500	85,000	85,000	227,500
マヘンドラ・シン・メータ ⁽⁴⁾	21,000	38,000	38,000	97,000
タルン・ジェイン	26,750	60,000	60,000	146,750
ディンダヤル・ジャラン	14,000	25,000	25,000	64,000
ディリプ・ゴラーニ	10,500	18,000	18,000	46,500
A.テルナーヴッカラス	10,500	15,000	15,000	40,500
マンスール・シディキ	10,500	15,000	15,000	40,500
P.K.ムカルジー ⁽⁵⁾	13,000	22,000	22,000	57,000
G.R.アルン・クマール	-	-	10,000	10,000
合計	163,750	278,000	288,000	729,750

(1) 対象となる株式はすべて2014年8月1日に付与された。当該株式は付与日の6ヶ月後に期間満了となる。

(2) 対象となる株式は、2013年9月24日に50%、2014年9月24日に30%が付与され、残りの20%は2015年9月24日に付与される。当該株式は付与日の6ヶ月後に期間満了となる。

- (3) 対象となる株式は、2014年5月16日に40%、2015年5月16日に30%が付与され、残りの30%は2016年5月16日に付与される。当該株式は付与日の6ヶ月後に期間満了となる。
- (4) 2011年3月31日付で、メータ氏はSIILの最高経営責任者に選任された。組織再編取引の発効後、同氏はセサ・スターライト・リミテッドの常勤取締役及び最高経営責任者に選任された。同氏は、2014年4月1日付でこれら両方の役職を辞任した。
- (5) ムカルジー氏は、2013年8月16日までセサ・ゴアのマネージング・ディレクターであり、2013年8月17日付で当社の鉄鉱石事業における業務執行取締役となった。同氏は2014年4月1日付で取締役を辞任した。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

「－7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」を参照のこと。

2【生産、受注及び販売の状況】

「－第2－3 事業の内容」及び「－7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」を参照のこと。

3【対処すべき課題】

戦略

当社グループの戦略上の目標は、世界でもトップクラスの多様な天然資源を扱う会社の一社となることにあり、当社グループの戦略は以下の4つの主な柱に基づくものである。

ポートフォリオを通じて利益性のある生産の供給

当社グループは、厳正な費用管理及び生産性の増加を、日常業務の根本的な要素であるとみなしており、継続的に効率性の向上を追及する。ウッドマッケンジーによると、当社グループは、2014年度の当社の世界規模の亜鉛鉱業において生産費用ではコストの低さの点で上位4分の1に入っており、また当社グループは、継続的に生産工程及び生産方法を改善し、運営効率を高めてすべての事業における生産コストのさらなる削減を企図している。当社グループが現在実施している方策には、以下のものが含まれる。

- F0
6C 資産利用の最適化を行うため、最小限の設備投資で当社グループの既存の設備による生産拡大を実現するために、処理能力、採掘量及び施設の利用可能性を最大にするべく運営の改善を追求する。
 - ・ 様々な方策を通じて物流コストを削減する。例えば、当社グループは継続的に採掘費及び製造費の削減に注力し、いくつかの方策（それぞれの進捗段階にある。）を導入することにより業務効率改善を追求してきた。
- F0
6C 精錬及び製錬の過程での消費電力を削減するための先端技術並びに必要な電力を供給するための自社発電所への継続的な投資を含む、エネルギー費用及び消費の削減。
- F0
6C 特に当社の亜鉛事業における埋蔵量の増加を追及するよう、採鉱を強化する。
 - ・ 当社の事業運営に必要な電力の大部分を賄うための当社専用発電所を建設及び管理する。
 - ・ インドにおける比較的大規模且つ低賃金の労働力及び人材プールを利用する。
- F0
6C 自動化を進め、既定の生産量のために必要な人員を削減する。
- F0
6C 一定量の原材料から製造される最終製品生産量が増加するよう、回収率の改善を継続する。
- F0
6C 原材料につき長期契約を締結し、採掘事業へ投資し、且つ長期契約、採掘作業及び商品スポット市場で調達される各原材料の組み合わせを最適化することで需要と供給の変動に対処することによって、取得原価を削減する。
- F0
6C 2007年11月に、石炭省からBALCOの自社発電所で使用するための211百万トンの石炭採鉱床の割当てを受けたように、石炭採鉱床の割当て及び発電所で使用するための石炭の引渡に関する長期供給契約の形をとる石炭入手経路の確保により、追加の石炭源を確保する。
- F0
6C オディシャ州にある当社のアルミニウム事業のため、ボーキサイト鉱山へのアクセスを追求する。
- F0
6C 当社グループの中核である金属を、生産コストの削減に寄与し、より高値で売れる新たな最終製品を副産物から生み出す追加的な工程を用いる等、副産物のさらなる活用を目指す。例えば、銀は鉛の副産物であり、硫酸は亜鉛及び鉛の副産物である。ウッドマッケンジーによると、当社は、世界における主要な銀生産会社の一つである。

- ⑥ 開発地域に関するケアン・インドの幅広い地下知識（2次元及び3次元の広大な探鉱調査、広範囲にわたる一連の井戸試験並びにコア及び流体解析を含む。）からも利益を享受しているラジャスタン鉱区を開発し、ケアン・インドが貯蔵開発の最適化を行い、埋蔵量及び生産を最大化させることを助けること。
- ⑥ 石油回収の強化により、マンガラ油田から始まるラジャスタン鉱区からの回収を増加する。
- ⑥ ラバ及びカンベイ盆地油田からの回収を最大化し、適切な費用対効果の高い技術の適用により、低い操業費用を維持すること。ラバ及びカンベイ盆地油田は成熟した油田であるとみなされており、ケアン・インドはこれらの油田で4次元の探鉱調査、インフィル掘削といった様々な方策を行ってきた。カンベイ盆地油田でのインフィル掘削は成功裏に完了し、その生産可能性を増加させるであろう。

グループ体制の統合及び合理化

当社グループは、継続的に当社グループの体制を強化し、事業を統合することによって、総合グループとして合理化し、相乗効果を高め、キャッシュ・フロー及び債務をより一致させるため、基幹事業の直接保有の増加を追求し続けている。例えば、当社グループは、組織再編取引の有効性に従い、当社グループの組織再編を完了した。

「－7－(2) セサ・スターライトの設立を目的とする、セサ・ゴア、SIIL、ヴェダント・アルミニウム、スターライト・エナジー及びMALCOの合併及び組織再編並びにヴェダントが保有するケアン・インドに対する持分のセサ・スターライトへの譲渡」を参照のこと。

当社グループは、BALCO及びHZLの過半数の所有持分を所有しており、インド政府から残りのBALCO及びHZLの株式を取得することを申し出た。かかる申出は、現時点においてもインド政府に受理されておらず、今後これらの取得が進行するという保証はない。「－第2－3 事業の内容－(2) 当社の事業－(1) HZL及びBALCOに係る持分を増加するオプション」を参照のこと。

長期的価値を目的とする埋蔵量及び資源の継続的な追加

当社によるHZL、BALCO、セサ・リソース・リミテッド、スコーピオン、リシーン、ブラック・マウンテン・マイニング、スターライト・エナジー、ウェスタン・クラスター・リミテッド及びケアン・インドの買収は、当社の成長に大いに寄与した。当社グループは、当社グループの能力及び経験を利用できる、インドにおける政府の民営化プログラムをも通じて、国内外における金属及び鉱業並びに関連事業における新たな成長、並びに買収の機会を継続的に模索している。当社グループは、当社グループの既存の事業分野である資源市場のみならず、採炭等の補完的事業における機会にも注目し続ける予定である。当社グループはまた、将来的な成長に向け、新たな探査の機会を追求し続ける予定である。当社グループは、注意深く成長及び買収の機会を選択し、当社の能力及び経験を利用することで、健全なバランスシート及び投資適格信用ポートフォリオを維持しつつ、その事業を拡大し続ける予定である。

キャッシュ・フローの加速及び借金投機の停止

当社グループは、営業活動によるキャッシュ・フローを増加させ、資本支出及び資本支出が必要となる負債を減少させることを目標としている。2014年3月31日現在、当社グループのプロジェクトは、推定総額16.7十億米ドルの資本拠出を計上し、このうち10.7十億米ドルを現在までに負担した。2014年度の営業活動による純現金収入は、2013年度における97,110百万ルピーより42.1%減少し、56,199百万ルピーとなった。当社グループは、2014年度において、当社グループの負債に対して49,625百万ルピーの利息を支払っており、2013年度の48,918百万ルピーより1.4%増加した。

4【事業等のリスク】

本書にはリスク及び不確定事項を伴う将来予測に関する記述が含まれる。実際には、本項目に記載されるリスク要因及び本書中の他の項目に記載される要因を含む複数の要因により、かかる将来予測に関する記述とは著しく異なる結果となる可能性がある。以下のリスクが実際に発生した場合、当社の事業、財政状態及び業績に悪影響を及ぼし、株式及びADSの株価が下落する可能性がある。

(1) 当社の事業に関するリスク

(a) 当社の事業は、政府、安全衛生及び環境に関する規制に服しており、これにより当社は様々な承認及び許認可を取得及びそれを遵守することが求められている。かかる承認及び許認可要件の取得、更新又は遵守を適時に行わない場合には、当社の事業、事業成績及び財政状態が重大な悪影響を被る可能性がある。

当社の進行中及び計画中の事業は、インド、スリランカ、オーストラリア、ナミビア、南アフリカ、アイルランド、リベリア及びその他当社が将来において事業を行う可能性のある地域を含む管轄区域の国、州及び地方政府の多数の法律及び幅広い規制を受ける業界に属するため、政府による多数の認可、承認及び賃借権を必要とする。当社の事業はまた、雇用、従業員の安全衛生及び環境（保全及び気候変動を含む。）に関する規制に服している。例えば、インドにおける事業について当社は多数の環境及び労務関係の承認を得ることを要求されており、それにはMoEF、インド政府及び当社の設備を設立運営するために当社が操業するインド国内の多数の州において関連する汚染管理委員会からの認可を含む。かかる認可のうち、関連する汚染管理委員会からの、業務を行うための承認並びに1981年大気（汚染防止及び管理）法（その後の改正を含む。）及び1981年水（汚染防止及び管理）法に基づく承認等の一定のものは、一定の指定期間について有効（通常は1年間）であり、定期的な更新を必要とする。

さらに、当社の石油及びガス、探鉱及び鉱業活動は多様な探鉱及び採掘免許並びに生産物分与契約、その他特定期間に有効な規制認可の取得又は更新に依存している。加えて、かかる免許及び契約には多数の義務と制約があり、その中には探鉱権の譲渡又はその他方式の異動に関するもの、又は非インド国民の雇用に関するものを含む。例えば、インドにおける当社の鉱業事業に関連して探鉱権は一般的には20年から30年の期限で付与され、採掘制限の承認を含む条件が出される。同様に、インドにおける当社の石油及びガス事業においては、ケアン・インディアは探鉱活動を開始する前に生産物分与契約を締結し、鉱区の割当後一般的に7年又は8年の期間延長を行う採掘免許を取得することを要求され、探鉱が成功した場合には、ケアン・インディアはその後、石油及びガスの採掘事業を行うために関連する政府当局からの石油探鉱権を取得することを要求され、それは通常20年間更新される。

当社の現在の石油及びガスの埋蔵資源及び生産はインドのラジャスタン鉱区に著しく依存している。同鉱区の現行の生産物分与契約は2020年5月まで有効である。生産物分与契約が延長されない、又は好ましくない条件での延長となった場合、例えばインド政府がより高い利潤分配率を求めた場合、又はONGCがラジャスタンのフィールドにおけるより広い持分を求めた場合には、価値を著しく損なうことがあり、当社の業績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、生産物分与契約の条件に基づき、当社は当社の原油利権をインドの国内市場において売却しなければならず、それは国内の石油生産事業からの原油及びコンデンセートの総合的な供給力が国民総需要を満たし、インドの自給自足が達成されるまで継続する。現在はインド国内の原油の需要と供給は見合っており、需要が原油の国内生産量を上回っており、この不一致は長期にわたって継続することが予測されている。ただし、当社のインド鉱区における原油の産出量については、インド国内の精錬所による処理に適しておらず、かかる国内の原油埋蔵量を収益化することは困難な可能性があり、これにより当社の石油及びガス事業、財政状態又は業績が重大な悪影響を被る可能性がある。

一般的に、インド及びその他管轄区における採掘と同じく石油及びガスの探鉱及び生産活動の継続には政府からの承認もまた必要であるが、かかる承認は様々な状況においてインド政府、インドの裁判所又はその他当局により取り消されることがある。管轄区の政府による当社の採掘事業を含む鉱業活動の一般的な差止めは、当社の事業による生産を停止又は制限する影響を及ぼす可能性がある。例えば、鉄鉱石の総生産高は2012年度の13.8百万トンから2014年度には1.5百万トンに減少した。これはゴア州の州政府により課せられた差止め及び2013年4月までのカルナータカ州政府による差止めによるものであり、2012年9月から2014年4月までの期間のゴア州内の鉱業活動についてのかかる差止めはインド最高裁判所によっても支持された。カルナータカ州政府から第一段階の森林許可及びMoEFからの一時的な事業許可を取得後に当社はカルナータカにおける活動を再開したが、かかる一時的な事業許可は2014年7月31日に失効した。現在当社は事業再開のためにカルナータカ州政府から第二段階の森林許可及びMoEFからの最終的な認可を待っている。また、ゴア及びカルナータカの当社鉱山における当社の採掘及び物流機能の拡大のために行われた複数の措置の規模が縮小され、鉄鉱石に関する鉱業活動の差止めがごく最近になってカルナータカ及びゴアにおいて持ち上がったため、現在停止されている。さらに、インド最高裁判所は2014年4月にゴア州におけるすべての鉄鉱石の採掘権は2007年に失効しており、今後採掘権がどのように授与されるかについての決定権は州政府にあることを公表した。

さらに、当社の主要な顧客の管轄区においての、また国際配送に関する温室ガス排出規制は当社製品への需要に対する悪影響となる可能性がある。当社の製錬及び選鉱作業はエネルギーを大量消費するものであり、大きく化石

燃料に依存している。温室ガス排出規制等（炭素排出量取引制度及びより厳しい排出削減目標の漸進的導入を含む。）の気候変動問題に関する規制の強化は、今後の光熱費及び生産コストを増大させる可能性がある。

適用法令、規則又は広く認められている国際標準の遵守、又は必要な認可、承認及び賃借権の取得若しくは更新に不備がある場合、当社は施設運営の権利又は当社事業を継続して行う権利を喪失し、重大な経営上の債務又は高額な遵守手続を課し、又は当社の生産事業を停止若しくは制限するその他の強制措置を受ける可能性がある。環境要求事項を満たすことができなかった場合、又は大規模な事故又は災害に見舞われた場合には、当社は政府当局から行政、民事、及び刑事手続を受け、環境グループ及びその他個人からも民事手続を受けることがあり、それにより当社に対して相当な罰金、刑罰、及び損失が課され、また同様に当社事業を制限若しくは中止、又は閉鎖する命令を受ける結果となることがあり、そのいずれによっても当社の事業、業績及び財政状態は重大な悪影響を被る可能性がある。

例えば、2013年3月には、TNPCBは、地元住民からの有毒ガスのガス漏れに関する苦情を原因としてトゥティコリンの銅製錬所の閉鎖を命令した。当社はナショナル・グリーン・トリビュナルに対し、TNPCBからの命令に対する異議を申し立てた。ナショナル・グリーン・トリビュナルは2013年5月に、一定の条件を前提として当該銅製錬所の操業再開を許可する仮命令を下した。当社は2013年6月16日に当該製錬所の操業を再開した。さらに、ランジガルにおけるアルミナ精錬所の拡張は、MoEFによる環境承認がおりないため、2010年10月より保留されている。詳細については「一第6－3 その他－(1) 訴訟及び規制手続」を参照のこと。

当社事業の長期にわたる閉鎖は当社の事業、業績及び財政状態又は将来の見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性があり、結果的に当社資産の減損として認識される可能性がある。

(b) 当社は事業を行う国における政治的、法的、規制的及び社会的リスクにさらされている。

当社は、当社が事業を行う又は行う予定の国における政治的、法的、規制的及び社会的リスクにさらされている。これらのリスクは財産の没収及び国有化、政治的、経済的又は金融システムの不安定性、発展途上の法律制度及び規制システムに起因する不確実性、腐敗、内乱又は労働争議、戦争行為、武力紛争、テロ、感染症の発症、炭化水素の輸出の禁止、制限又は価格統制及び特定商品の輸入に関する関税の制限又は賦課を潜在的に含む。当社が事業を行う、又は行う予定の国には輸送、通信及び金融サービスのインフラがあるが、より開発された地域で事業を行う際には関係のない物理的な課題が提示されることがある。さらに、法律上の義務の特定及び所有する権利行使の際に困難を擁することがある。

例えば、インド政府と当社間の株主間契約の条項に従い、当社は、行使時にインド政府が保有するHZL株式のすべてを取得する2回のコール・オプションを付与されている。当社は、2003年8月29日に第1回目のコール・オプションを行使した。インド政府は抗議し、第2回目のコール・オプションの実行を拒否した。また、インド政府は当社がインド政府のBALCOに関する残余持分を買い付けるコール・オプションの行使に抗議している。「一第2－3 事業の内容－(2) 当社の事業－(1) HZL及びBALCOに係る持分を増加するオプション」を参照のこと。

当社が事業を行う国又は地域における政治的、法的、商業的不安定性又は地域紛争は当社の運営に影響を及ぼすことがある。当社の現在の又は潜在的な事業の一部は、かかる事業がその環境、経済又は社会情勢に有害影響を及ぼすものとみなす地域、又はそれに隣接して操業している。

そのような論争又は問題は、当社の経費、収益性及び当社の事業に関連した資金調達能力に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。かかる事象は中央政府又は地方政府若しくは地域社会との間の論争の原因となり、悪評が立つ可能性がある。当社の事業が政治的、地域的不安定性を原因として遅延又は中断した場合、当社の収益成長率は制約され、当社事業の長期的価値にも悪影響を及ぼすことがある。特定の国において事業を設立した際には、その後経済的、政治的、物理的又はその他状況が悪化した場合であってもかかる事業を停止することは高額となり、物理的に困難である場合がある。これらの要因すべてが当社の事業、業績、財政状態又は将来の見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

(c) 当社が遵守する規則又は最近の法律の解釈に重大な変更があった場合、当社の事業、財政状態及び業績が重大な悪影響を被る可能性がある。

インドにおける鉱業は、複雑かつ包括的な法律及び規制上の要件の対象となる。「一第2－3 事業の内容－(2) 当社の事業－(n) 規制事項－鉱業法」を参照のこと。これらの法律及び規制上の要件は、変更されることがある。例えば、2011年インド鉱山（改正）法案では、1952年鉱山法の違反に対する罰金刑及び禁固刑の大幅な強化を

含む、1952年鉱山法の改正が提案されている。インド鉱山省はまた2011年鉱山及び鉱物（開発及び規制）法を準備し、ここでは採掘権又は探鉱免許の所有者が、かかる免許及び賃借権の授与された土地表面の占有権、用益権又は昔からの権利を保有している出資者に対し、（関連する州政府が支払対価を決定しない場合には）相互に合意した合理的な対価を、石炭の場合には影響を受けた者の利益のために当該地区の鉱物基金に対し利益の26.0%相当の年額を、その他鉱物の場合には当該年内に支払われた鉱山採掘料を支払うべきとしている。法案は2011年にインド議会下院に提出されたが、その後失効している。当社が、かかる法律、それに基づく施行手続の適用又は解釈により直接的又は間接的に影響を受けた場合、当社の事業、財政状態及び業績が重大な悪影響を被る可能性がある。

さらに、当社の石油及びガス事業は、インド、スリランカ及び南アフリカにおいても複雑かつ包括的な規制の対象となる。例えば、インドにおける石油及びガス認可の失効に伴い、請負業者は関連する免許要件又は現地法により通常、設備を解体及び移動し、井戸を封印又は密閉し、一般的に良好な生産拠点の状態にすることを要求される。特別な義務がない状況においても、特に将来の石油及びガス免許の更新時において、地方政府又は中央政府が廃棄を要求することがあるため、当社が現在準備している廃棄費用を上回る負担を将来において被らない保証はない。現行法及び将来の法律及び規制の遵守に関連する費用、債務及び要件もまた相当程度であり時間を要する可能性があり、石油及びガスの探鉱又は金属採掘及び生産活動の開始又は継続が遅れる場合がある。これと規則のその他変更により当社の事業が停止した場合、その結果コンプライアンス費用が増加する可能性があり、それにより当社の事業、財政状態及び業績が重大な悪影響を被る可能性がある。

(d) 当社は高額の資産集中リスクにさらされており、これら資産の操業が中断することにより当社の業績及び財政状態が重大な悪影響を被る可能性がある。

当社の業績は当社の主要資産の埋蔵量、生産高及び生産コストに相当程度依存しており、かかる状況は継続することが予想される。何らかの理由でこれら資産における操業、掘削及び開発活動が停止した場合、当社の業績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。例えば、ラジャスタン鉱区は2014年度の当社の石油及びガス事業の一日平均純生産高の94%を産出し、ラジャスタン鉱区からの石油及びガスは2014年3月31日現在の当社の石油及びガスの確認埋蔵量純合計（石油換算バレル）の96.5%を占めた。また、当社は資産集中リスクをさらに高める可能性のある、ラジャスタン鉱区において2017年度までに行われる設備投資の約87%に投資する予定である。当社の石油及びガス事業は2014年度に当社の営業利益の42.3%を占めた。

さらに、当社のランプラ・アグーチャ鉛亜鉛鉱山は当社が2014年度に生産した探鉱亜鉛金属合計の亜鉛精鉱の86.3%を生産し、当社のインドにおける2014年3月31日現在の確認・推定亜鉛埋蔵量合計の55.3%を占めた。インドにおける当社の亜鉛事業は当社の2014年度営業利益の48.8%を占めた。さらに、ゴアにおけるコドゥリ鉱山は当社の2013年度鉄鉱石生産高合計の40%を占め、2014年3月31日現在の確認・推定鉄鉱石埋蔵量合計の16.4%を占めた。ゴアにおける鉱業の差止めは当社の事業に重大な悪影響を及ぼし、これら鉱山における事業の将来における停止も当社の業績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。例えば、ゴアにおける当社の鉄鉱石事業からの売却用鉱石の生産高は、2012年9月11日からゴアにおける鉱業が差し止められたこと及び2012年10月5日にインド最高裁判所からの命令がでたことにより、2013年度の3.7百万トンから2014年度にはゼロにまで減少した。鉱業の差止めは2014年4月21日付でインド最高裁判所により取り消されたが、当社鉱山における採掘権の政府による更新が行われていないため、当社は未だ運営を再開していない。このような差止め、又はこれら鉱山における鉱業事業のこれ以上の運営再開の遅延は当社の営業実績、財政状態、業績及び将来の見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

(e) 当社の事業を継続維持するため、並びにプロジェクト、事業拡大及び買収を通じて当社の事業を成長させるためには、多大な設備投資並びに経営陣及びその他の人材による貢献が必要であるが、プロジェクト、事業拡大及び買収には、当社の事業、財政状態及び業績に悪影響を及ぼす新たなリスクが存在する。

・資本の必要性

当社は、特に、事業拡大、企業買収、取得資産の管理、新設備の調達、既存設備の整備及び環境に関する法令の遵守のために資本を必要とする。当社内で調達できる現金及び既存の与信枠内で調達できる現金では必要な資本を賄うには十分でなく、新たな借入れ又は株式による資金調達が必要となるが、これらを有利な条件で行えないか又は全く行えない可能性がある。新たな借入れを行うことができた場合でも、その結果、調達費用や借入資本が増加し、更なる買収及び事業拡大を可能にする収益が減少し、さらに当社の事業及び経営に対する

制限条項が課される可能性がある。また当社は、将来借入れによる資金調達を行うことで、競争圧力への耐性を制約し、景気の下降の影響をより受けやすくなる可能性がある。当社は、将来新たに十分な資本を調達することができない場合、設備投資の縮小若しくは延期、資産の売却又は債務の整理若しくは借換えが必要となる可能性がある。

かかる観点から、当社が、既存の与信枠の期限前返済を理由とするものを含み、かかる設備投資に要する資金を満足できる条件で調達できないか又は全く調達できない場合、実行予定又は計画段階の事業拡大及びプロジェクトは、重大な悪影響を被る可能性がある。さらに、実行予定又は計画段階の事業拡大及びプロジェクトが期日どおりに予算の範囲内で完了するという保証はなく、その場合、当社のキャッシュ・フローに悪影響を及ぼす可能性がある。

・経営陣の必要性

当社が継続して成長するためには、経営陣及びその他の人材に求めるところが大きく、また国内外における経営、財務及びその他内部管理を継続して改善することが求められる。当社が既存事業を維持及び拡大し且つ新規事業を統合するためには、必要な経営陣を維持し、需要の増大及び業界基準の発展に対応できるように当社を導くことのできる人材を取得、研修及び保持することが必要である。

当社は、上級経営陣及び事業毎の主要なチームの人員の継続的な尽力及び実績に特に依存している。かかる主要な人材が持つ技術及び事業能力は代え難いものがある。当社の上級経営陣若しくはその他の主要なチームの人員を失うか若しくはそれらの人数が減少した場合、又は必要な経営陣及びその他の人材を確保することができない場合、当社の業績、財政状態及び将来の見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、当社の事業が発展、拡大することに伴い、当社の将来の成功は高度な技術を擁する適格な人材を呼び込み、引き止めることに依存するが、これは保証されていない。

・買収に関するリスク

当社は、成長戦略の一環として事業拡大を目的とする買収を継続していく予定である。当社が、適切な買収先、戦略的投資若しくはジョイント・ベンチャーを発見でき、かかる買収若しくは投資を完了及び支援するために必要な資金を調達でき、かかる事業若しくは投資を統合でき、かかる買収の法令上の要件を遵守することができ、又は取得した事業に収益性があるという保証はない。当社がインド国外の企業の買収を企図する場合、かかる買収に対するインドのいくつかの法令上の要件を満たすことができない可能性があり、またその場合、RBIの事前承認を得る必要があるが、かかる承認を取得できない可能性もある。当社によるかかる買収のための資金調達には、インドの規制当局からの一定の承認が必要となる可能性がある。さらに、買収及び投資には多数のリスクが存在し、当社の業績に対する悪影響、経営陣の注意分散、主要な人員確保の失敗、不測の事態又は負債に関するリスク、及び取得した事業若しくは投資の運営、技術、システム、業務及び製品を同化する際の困難を含む。かかる買収又は投資を成功裏に統合することができない場合、当社の事業、業績又は財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

(f) 当社の計画済の拡張と新規プロジェクトが遅延する場合、又はプロジェクトにおいて費用超過した場合に、当社の業績及び財政状態が重大な悪影響を被る可能性がある。

当社は近年既存の事業の大幅な拡張計画を推進し、大規模な設備投資を伴う新規開発計画を進めている。これらのうちいくつかは完了しているが、複数が未完である。かかる拡張計画の時期、導入及び費用は必要な賃借権、免許、認可、同意及び承認の取得、又は拡大計画のための資金調達の不備を含む複数のリスクにさらされている。当社は現在、当社の拡張計画及び新規プロジェクトに必要又は必要となる賃借権、免許、許可、同意及び承認についてすべては取得していない。当社が必要なすべての賃借権、免許、許可、同意及び承認を適時に取得すること又は更新することができる保証はない。

例えば、トゥティコリンの当社の銅製錬ユニットの拡張に環境認可を与えたことに異議を唱えて、マドラス高等裁判所に上訴書が提出された。さらに、ランジガルにおける当社のアルミナ精錬所の拡張は、MoEFによる環境認可が保留されているため、2010年10月から中断されている。詳細については「―第6―3 その他―(1) 訴訟及び規制手続」を参照のこと。

加えて、主要パイプラインのサラヤからボーガットまでの区画及びボーガットのターミナル施設の建設及び架設の大部分は完了しているが、サラヤからボーガットまでの区画の約10キロメートルの架設及び試運転とボーガット・ターミナルの完成が遅延している。グジャラートにおける厳しい気象条件、パイプラインへの経路を妨害する

現地の地主との問題、必須材料すべての調達の不足及び／又は遅延、熟練労働者の不足、当社の健康、安全、環境及び品質に関する規制の違反、及び必要承認の取得遅延を含む要因が当社の将来の建設計画に悪影響を及ぼす可能性がある。遅延による費用超過については共同運営パートナー及び関連規制当局の承認は得たが、インド政府からは未だ承認されていない。インド政府が費用の超過を承認しない場合には、主要パイプラインの当該区画の建設、架設及び試運転に関する費用の一部が費用回収の目的において認められないリスクが増大する可能性がある。さらに、当社は現在ラジャスタンその他の石油鉱区における探鉱計画に着手しているが、当該計画における遅延又は必要生産水準に達さない場合は当社の事業及び財政状態が重大な悪影響を被る可能性がある。

2013年度において、当社はインドの垂鉛事業において2019年度までに鉛垂鉛鉱山の生産量を段階的な方法で年間1.2百万トンまで拡大することを発表した。これには地下シャフトの沈下及び坑内掘りの開発を含む。プロジェクト活動は2019年度まで継続することが予定されているが、これらの拡張計画からの利益は2016年度から発生する予定である。これらの計画に向けた年間設備投資は約250百万米ドルが予定されている。拡張計画の実行のいかなる遅延又は拡張目標のいかなる未達成も、当社の事業、財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

さらに、インド政府は鉱業目的における土地利用の許可の観点から、特定の森林地帯の境界設置の提案を検討している。特定地域において鉱業活動が許可されるか否かの識別は、森林と埋蔵炭量の地図作成と現場レベルの研究に基づいて行われる。この提案は未だ議論中であるが、MoEFは制限地域と特定された地域について申請された環境認可と森林転用認可を拒否した。この提案が実行される場合には、当社の現在又は将来の鉱業活動及び関連する拡張計画並びに新規計画が影響を受ける可能性があり、それにより当社の事業計画及び業績に悪影響を及ぼし、又は当社の借入能力が損なわれることがある。

拡張計画の遅延、既存認可の取消し、規制承認の取得又は更新不備、適用規制又は取得済承認の規定条件の不履行、進行中プロジェクトの停止、又はプロジェクト委託後の費用超過若しくは運営上の困難が当社の事業、業績又は財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、将来も当社の製品に対する需要があるとの仮定に基づいてプロジェクトを企画又は継続しているが、かかる需要が実際には発生しない可能性もある。プロジェクトの遅延、費用超過、当社の製品に対する需要の変化及びその他の理由により、プロジェクトにより期待できる生産コストの削減又はその他の経済的利益を成就することができず、当社の事業、財政状態及び業績が悪影響を被る可能性がある。

(g) 当社が、競争力のある費用で採掘できる石油及びガス、垂鉛、銅、鉄鉱石及びボーキサイトの埋蔵資源を新たに確保できない場合、又は既存の埋蔵資源を競争力のある価格で採掘できない場合、当社の収益性及び営業利益率が減少する可能性がある。

当社は、既存の石油及びガス、垂鉛、銅、鉄鉱石及びボーキサイト埋蔵資源を競争力のある費用で採掘できない場合、又は競争力のある費用で採掘できるこれらの埋蔵資源を新たに確保することができない場合、金属鉱石については第三者にさらに依存することとなり、当社の生産高は減少する。当社が鉱石及び原油採掘を進めるにつれて当社の埋蔵量は減少するため、当社の将来の収益性及び営業利益率は、競争力のある価格で採掘を行うことができる地質学的特徴のある埋蔵資源を確保できるか否かにかかっている。必要とする時に代替の埋蔵資源を確保できない可能性があり、また確保できたとしても、既存鉱山又は閉鎖鉱山と同程度の採掘費用では品質を確保できない可能性がある。

当社は、確保した埋蔵資源の地質学的特徴を正確に判断できないことがあり、これが当社の収益性及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。埋蔵資源の価値は、かかる計算を行う時点で経済的且つ法的に採掘が可能な当社の鉱床及び石油及びガスの油脈の地質学的特徴を基準に計算されるため、商品価格が下落した場合、経済的に採掘できる鉱物の量が減少することになり、当社が確保した埋蔵鉱物の価値が減少する可能性がある。また、特定の鉱山又は油田における埋蔵資源が枯渇すると、かかる鉱山又は油田の生産量の総生産量に占める割合が不均衡になり、当社の業績に悪影響を与える可能性がある。さらに、埋蔵資源が枯渇すると、当社は採掘費用の増大に直面する。

当社の将来の生産量は、適切な技術を導入及び使用して新たな埋蔵資源を成功裏に発見又は取得、開発することに大きく依存している。成功しない場合には、生産目標に達することはできず、当社の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社は、既存若しくは将来の借入契約による制約、他の金属、石油及びガスの生産会社との競争、適当な買収相手がいないこと、政府規制及び免許制限、採鉱権及び地上権の取得が困難であること、又はかかる権利を商業的に合

理的な条件で取得できないこと若しくは全く取得できないことが原因で、将来新たに埋蔵資源を調達することが制限される可能性がある。当社の既存の鉱山又は油田からの産出量を増やすには政府及び共同経営の相手方からの認可を申請する必要があるが、かかる認可を適時に取得できないか又は全く取得できない可能性がある。

新たな埋蔵資源の評価結果は不明確であり、当社の石油及びガス事業においては、ドライウェルだけでなく、生産性はあるが開発するには非経済的な油井において採算性の悪い取組みを必要とすることがあるため、予測埋蔵量及び生産高が減少する結果となることがあり、なおさらである。評価及び開発活動は、政府の承認又は同意を得るまでの遅延、連結油井の閉鎖、埋蔵資源の保管場所若しくは輸送能力の不足又は疲弊及び枯渇、又はその他地質学的、機械的状态に影響され、これらすべては当社の営業費用の大幅な上昇又は予測収益の遅延の起因となる可能性がある。

(h) 当社の事業は、生産低下、生産コストの増加及び輸送、発電、鉱業及び石油探鉱の費用の増加又は途絶が生じ得る業務運営上のリスクにさらされている。

当社は、特に当社の探鉱、輸送若しくは生産コストの増大、永続的若しくは様々な期間の鉱山及び生産施設の運営の中断若しくは途絶、又は製品の顧客への配送の遮断が引き起こされる可能性がある、当社が制御できない状況及び事由にさらされている。かかる状況及び事由には以下のものがある。

- ・設備故障、予期せぬ整備不具合及びその他の障害による抽出及び生産の中断：当社のすべての事業は中断されやすい。当社のアルミニウム製錬所は電力の断絶に対して特に脆弱であり、数時間断絶が続いただけで炉内又は隔室内の内容物が凝固し、相当期間の工場閉鎖及び操業停止に追い込まれ、多大な修復費用が必要となる可能性がある。2012年2月、当社のトゥティコリン製錬所は、銅精鉱が不可能になったことで9日間閉鎖された。これは、主に、当社が銅精鉱の供給契約を結んでいた複数の銅山による不可抗力宣言が出されたことに起因する。当社は、かかる操業停止により、8,000トンまでの生産損失及びその他の費用が発生した。これらの操業停止による損失には、生産損失、修復費用及びその他の費用が含まれる。

さらに、ラジャスタン鉱区北部に所在する石油、ガス及び水を分離させるために設計された当社の石油処理施設はフィールドの寿命期間中にわたって機能しない可能性がある。これは原油がパイプラインの輸出仕様を満たさない結果となることがあり、それはかかる原油が売却不可能又は合意された原油売却価格から大幅に値引きされた価格で売却されることを意味し、それにより当社の事業、財政状態緒又は業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

- ・原料の調達：当社の事業に要する原料が不足した場合又はかかる原料の価格が上昇した場合、当社の事業の中断又は生産コストの増加を招く可能性がある。当社は、自社発電所の多くにおける利用のため、特に石炭に対する依存が大きい。アルミニウムの製錬には大量のエネルギーを要するため、当社のアルミニウム事業ではエネルギー消費量が多く、コール・インディア及びその子会社からのエネルギー供給に相当程度依存している。2005年4月からの石炭不足を原因として、コール・インディアは、アルミニウム産業の消費者であるBALCOを含む公共施設でない顧客に対する石炭供給量を減らした。これによりBALCOは高価格の輸入石炭及び非関連の供給源からの石炭を使用せざるを得なくなり、発電費用が増大した。2014年度においては、割り当てられた石炭の90.0%がコール・インディアから供給された。

当社は、オデイシャ州のランジガルとジャルスグダにアルミニウム製錬所及び関連する自社発電所を設立するためのオリッサ・マイニング・コーポレーション・リミテッドとの間の契約を通じて、オデイシャ州にアルミニウム事業を設立した。オリッサ・マイニング・コーポレーション・リミテッドを通じてのオデイシャ州政府との覚書には、オデイシャ州政府が150百万トンのボーキサイト鉱石を提供することを定めている。ただし、覚書の要件に従って受領することとなっていた専用ボーキサイトの提供の遅延により、当社のオリッサ・アルミニウム事業は当初から損失を計上した。当社のオリッサ・アルミニウム事業のために保証されたボーキサイト供給を確保することがさらに遅延する場合には、引続き当社の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

さらに当社は、期待する石炭鉱区の割当てを受けられない又はかかる割当てを当社の商業用発電事業に利用することを許可されない可能性がある。当社が受ける石炭鉱区の割当ては当社が計画する事業にとって十分でない可能性があり、また、当社が、経済的に魅力的な価格で十分な石炭を入手することができない又は石炭を全く入手することができない可能性がある。さらに、当社は、最終用途の特定及び指定期間内の採掘計画の提出を含む、石炭鉱区割当ての契約に定められた一定の制限条項に従わなければならない。

当社の北部油田における石油処理施設は、当社の原油生産の品質を確保するため、発電と暖房用に燃料の確実な供給を必要とする。現在、発電と暖房用の燃料供給は、必要に応じてラーゲシュワリ・ディープのガス田からの天然ガスにより補給されるマンガラのフィールドからの天然ガスを通じて充足している。現在のガス供給は燃料供給を満たすことを確実にするために十分であるが、将来の燃料の必要量に関する現在の見積もりが現在及び将来の石油生産（ラーゲシュワリ・ディープのガス田からガス供給により補給される。）から供給可能である保証はない。その場合、代替エネルギー源が必要となり、当社の事業、財政状態又は業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

- ・水資源の調達：当社の亜鉛事業及びアルミニウム事業における採掘業務、当社の油田からの産出、銅事業における製錬所の操業並びに自社発電所は、大量の水の供給に依存している。当社が必要量的水を確保し続けることができる保証はなく、また水の価格が上昇しないという保証はない。例えば、現在BALCOと国営火力発電公社との間で、BALCOの自社発電所の一つが利用しており国営火力発電公社の敷地に隣接した多量の水域に通じる水パイプラインにつき、敷設権に関する紛争が起きている。かかる裁決がBALCOにとって不利な結果となった場合、BALCOが水利用に要する費用は大幅に増加する可能性がある。

当社は、マンガラ、バギアム、アイシュワリアの油田における油層圧を維持及び原油回収を最適化するために温水を注入する。これら油田の水源はパールメール盆地のタンブリの塩性帯水層に水の生成用に掘削した井戸であり、今後も供給が継続される。塩水の採取にもまた関連政府当局の承認が必要である。地下水の流量から期待される水採取量の想定が正確である保証はない。既存及び現在開発計画されている井戸の寿命にわたって必要水量の採取ができないこと、又は地下水の流量の不正確な推測、又は塩水の採取についての政府当局からの承認の取消し又は遅延は、代替水源が必要となり、当社が帯水層の塩性地下水による淡水供給が汚染されていた場合の責任を負う結果となる可能性がある。関連政府当局は、タンブரிからの塩性地下水の採取に関して同意しているが、淡水の不足又は水質の悪化に関して直接又は間接的に責任を有すると認識される恐れがある。その場合、地方当局は当社に代替水源の利用を要求することがあり、それは当社の事業、財政状態又は業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

- ・輸送業務の途絶又は輸送費用の増加：当社は、ボーキサイト、アルミナ、亜鉛精鉱、銅精鉱、石炭及びその他の供給品を当社の事業活動に向けて輸送するため又は顧客への製品の引渡しのため、海上、内水輸送、鉄道、トラック、陸路、コンベヤー及びその他の方法による輸送に依存している。かかる輸送方法の能力を低下させる障害、又は当社の競合相手若しくは他業種による輸送需要の増加の結果を含め、かかる輸送業務の途絶又は輸送費の増加が生じた場合、又はその他輸送に不具合が生じた場合を含め、当社の事業の拡大を支える時宜を得た輸送業務を行うことができない場合、当社の事業、財政状態及び業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。
- ・不適切な設備の運営及び維持手続：当社は、当社の生産設備の完全性を保つために設備の運営及び維持に関する手続を確立している。ただし、不測の事態が発生する危険性があり、これら手続の不適切な適応又は予測以上の弱体化により生産が途絶することがあり、これらはすべて当社の事業、財政状態及び業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。
- ・第三者への依存：当社は、電力施設の建設、引渡し及び試運転、機器の供給及び試験並びに当社が発電する電力の送配電を第三者に依存しており、これは当社が制御できないことである。例えば、外部の請負業者は期限、予算又は当社との契約に定める規定を守って建設及び設置を完了することができない可能性があり、また、請負業者は、そのほか、完了予定日までのプロジェクトの目標達成又は商業発電の実現に遅れが生させる可能性があり、それにより、予算の超過又は顧客からの支払遅延が生じ、遅延弁済金、違約条項若しくは契約履行保証が発生する又は契約が終了する結果となる可能性がある。「－第6－3 その他－(1) 訴訟及び規制手続－(o) 発電所の様々なユニットの試運転の遅延に関するTSPLに対する訴訟手続」を参照のこと。また、専門的な設計、工業技術及びプロジェクト管理の技能及びサービスを提供する請負業者への需要が増加しており、かかる請負業者の不足及び役務提供費用の増加が生じている。かかる技能及び経験を有する請負業者を合理的な料金で利用し続けることができる保証はなく、当社は、かかる請負業者のサービス、設備及び供給品の費用及び質に関するリスクを有する可能性がある。
- ・価格変動及び関税政策の変更：当社は、発電した電力を一般市場（専用の仕組みではなく）で売却するため、当社が制御することのできない要因に左右されるスポット価格の影響を受ける。

- ・電力購入契約：当社が締結した又は締結する可能性のある電力購入契約及びその他の契約により、発電所の稼働能力や発電能力等、性能に関する一定の最低基準を電力購入者に保証する必要が生じる可能性がある。当社の発電施設が性能要件を満たさない場合、電力購入契約を締結した電力購入者は、当社の発電所が合意基準の範囲内で稼働しなかった結果増加した費用を補償しない可能性があり、その結果当社の業績及び財政状態が影響を受ける可能性がある。
 - ・送電：強固な送電インフラがないことで、当社の発電量が制限される可能性がある。例えば、ジャルスグダにおける当社の商業発電所の4基すべての有効な設備利用率は、インドで利用できる送電インフラが限定的であることを理由に、2013年度において44%に制限された。
 - ・法規制の遵守：インドにおいて発電は規制下にある事業である。特に、国及び州の規制機関並びにその他の法定及び政府指定の当局は、随時、当社に対して最低性能基準を強制することがある。当社がかかる基準を満たすことができない場合、一定の場合には工場閉鎖を含む罰則を科せられる可能性がある。
 - ・原油の流量保証に関する懸念：北部フィールドの原油はワックス状の性質を有するため、これらフィールドにおける回収技術として当社は温水注入を行う必要がある。温水の注入には、注入過程の水の使用により凝固が発生する温度まで原油の温度が下がらないように水温を一定水準に保つことが要求される。注入する水温を必要水準に維持できない場合には、必要な注水量が維持できず、総体的なフィールドの生産速度と最終的な回収率に悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、原油がワックス状の性質のため、24インチの絶縁された石油パイプラインと接続している支線を通して輸送される原油の温度は、原油の温度よりも高く設定維持されていることが必要である。原油の温度をこのワックス状になる温度以上に維持するためには特殊な暖房システムの導入とパイプラインに沿った複数の要所で加熱ステーションを設置することを必要とする。特殊な暖房システムが期待通りに機能しない場合、又は加熱ステーションの機能に関連した問題が発生した場合、加熱ステーションにおいて発電システムに燃料を供給することが困難になり、原油の温度は一定に保たれず、パイプラインを通じて輸送される石油量に悪影響を及ぼす可能性がある。原油生産高、究極回収率、又は石油輸送量の減少は当社の事業、財政状態又は業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。
 - ・鉱山、油田、製錬所及び精錬所、石油処理ターミナル、貨物ターミナル並びに関連施設における事故
当社の鉱山、油田、製錬所及び精錬所、石油処理ターミナル、貨物ターミナル並びに関連施設における又はこれらに対する人的被害、物的損害又は環境被害をもたらす事故又は爆発によって、高額な訴訟費用、罰金及び制裁措置の賦課、又は許可及び免許の一時停止若しくは取消しを被る可能性がある。当社の露天掘り作業に関連するリスクには、露天掘り部分の浸水及び露天掘り壁の崩壊によるもの等がある。坑内掘り作業に関連するリスクには、坑内における火事及び爆発（可燃性ガスによるものを含む。）、坑道の崩落又は地表の陥没、ガス及び有毒な化学物質の放出、洪水、陥没穴の形成及び地盤沈下によるもの等がある。当社の鉱山及び施設においては、過去に従業員の負傷及び死亡が発生したことがあり、将来も発生する可能性がある。例えば、当社のマウント・ライエル鉱山は土砂崩れ事故を受け、2014年1月に運営が停止された。その後、この銅鉱山における運営は、2014年6月の換気シャフトへの落石を受け、保護整備中となっている。当社は、法律により従業員の労働を原因とする負傷を補償する義務がある。従業員に対する補償責任が適切に果たされない場合、当社の将来の業績に悪影響を与える可能性がある。
- さらにまた、当社の石油及びガス探鉱、及び当社又は当社が持分を有する設備オペレーターによる生産業務は、当該業務に通常付随するリスク（噴出、石油流出、ガス漏れ、爆発、火災、設備損傷又は故障、天災、地質学的不確実性、異常又は想定外のな岩層及び異常圧を含む。）を有している。オフショア業務もまた、海洋作業に固有の危険及びパイプライン、プラットフォーム、設備並びにトロール漁船、いかり、船舶からの海中設備の損傷だけでなく、天災の影響を受ける。当社の生産フィールドは異常気象、洪水、地震及びその他天災を受ける可能性のある地域に位置している。さらに、当社又は当社が持分を有する設備オペレーターは、石油及びガス探鉱及び生産業務が依存している油田のサービス、設備又はインフラ（地震測量船、掘削装置、パイプライン及び貯蔵タンクを含む。）の有用性の障害又は遅延に直面することがある。
- ・ストライキ及び労働運動又は労働争議：当社の連結グループの全労働者の過半数は労働組合に所属している。ストライキ及び労働運動又は労働争議により過去に事業中断及び生産中止に至ったことがあるが、将来も同様の事態が生じる可能性がある。例えば、BALCOの労働組合は、インド政府がBALCOから投資を引揚げたことに反対して、2001年5月から67日間のストライキを実行した。また当社は、2005年及び2006年に短期間のストライキ及び作業停止を経験した。当社は、労働組合から、賃上げ及び手当の引き上げを要求される又はこれらに

関して訴訟を起こされる可能性があり、また当社と労働組合との間の既存の契約が、当社に有利な条件で改正されない可能性又は全く改正されない可能性がある。例えば、現在H2Lは、労働者との間で賃金妥結契約を交渉中である。

一又は複数の上記の状況又は事由が生じた場合、当社の事業、財政状態及び業績が重大な悪影響を被る可能性がある。

(i) 当社は様々な事業セグメントにおいて競争的圧力にさらされており、当社が生産する製品の価格又は販売量が下落し、当社の収益性が損なわれる可能性がある。

鉱山と鉱物、商業発電並びに石油及びガス産業は、非常に競争的である。当社は継続して、鉱物並びに石油及びガス資源並びに認可の探査及び取得において他の同業者と競争する。多くの場合、競合者はより大きな財源、地域のつながり、従業員及び設備を有している。探鉱及び生産許可のための競争はその他投資又は買収機会の競争と同様に将来激化する可能性がある。これにより、当社の業務の遂行にかかる費用の増加及び成長機会の減少につながる可能性があり、当社の事業、財政状態、業績及び将来の見通しが重大な悪影響を被る可能性がある。

(j) 当社は、特定の鉄鉱石の採掘権、当社のプロジェクト並びに設備及びサービスの供給、及び当社の生産量の取引維持のために必要な原料の一部を第三者からの供給に依存している。

当社は、銅精鉱及びアルミナの必要量の大部分を第三者から調達している。例えば、2014年度では、当社は銅精鉱必要量の94.9%を、またアルミナ必要量の72.5%を第三者から調達した。当社の銅事業及びアルミニウム事業の収益性及び営業利益率は、契約した量をいかに適時に確実に供給できるかの能力にかかっている。また、当社の銅事業及びアルミニウム事業の収益性及び営業利益率は、必要なアルミナを、当社のアルミニウム製品の市場販売価格より相対的に低い価格で調達できる能力及びこれら原材料を合理的な価格で調達できる能力にかかっている。

当社は、2012年9月に最高裁判所によるゴア州の鉄鉱石に関する鉱業活動の強制一時停止が行われるまで、長期鉱石調達契約を通じて、ゴア州から第三者に賃貸されているソンシ鉄鉱石鉱山を運営した。契約に基づき、当社は、契約当事者として、その後関連する第三者である所有者から買い戻す鉱石を抽出する責任を負う。2013年度、当社の原鉱石生産高の約0.9百万トン（又は当社の鉄鉱石生産高の約23%）が当社の運営する第三者の鉱山において生成された。契約の取決めの一環として、当社はかかる第三者である所有者に対して鉄鉱石のトン単位の購入価格（鉄鉱石の市場価格にリンクしている。）を支払う。この契約は2014年3月31日に失効したが、更新のための協議が行われている。ただし、第三者である鉱山所有者が同等の、又はその他の好条件で、若しくはもとより契約を更新する保証はない。また第三者の所有する鉱山が賃貸されている場合において、第三者がその賃貸契約の期限到来前に適時に更新の申請を行う、又はかかる更新が成功裏に行われる保証もない。重要な契約の更新の失敗又は支払採掘料の大幅な値上げは当社の事業、財務状態、業績及び将来の見通しに悪影響を及ぼす可能性がある。

さらに、多くの探査及び生産会社と同様に、当社と設備運営者は度々、第三者である供給業者からサービスと設備を契約又は賃借する。かかるサービスと設備は不足していることがあり、必要な時間と場所において利用可能でない場合がある。加えて、第三者からのサービス及び設備費用は近年大幅に上昇しており、今後も上昇が続けることが予測されている。サービス及び設備の不足並びに価格の上昇は、炭化水素又は鉱物価格の上昇又は続伸の結果、大幅に増加している地域探査及び開発活動に特に起因している場合がある。かかるサービスと設備の不足は、それらの潜在的に高い費用と共に、プロジェクトの収益性及び実行可能性を遅延、制限又は低減させることがあり、それにより当社の事業、将来の見通し、財政状態又は業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当社の石油及びガス事業において、当社はインド政府が指定した公共部門精錬所及び国内の民間部門精錬所と2015年3月までのラジャスタン鉱区からの原油の予測生産水準に関するインフラ及び石油販売契約を締結している。買い手がこれら販売契約に基づく分量の配送を受けることができない場合は、取引又は供給の停止となる可能性がある。加えて、民間部門の買い手2社が2014年度の生産高の70%超を占めており、これらの買い手の施設における不測の事態は、売上高そして収入に影響を及ぼす。さらに、当社は取引遅延、配送商品に対する支払又は相手方不履行のリスクにさらされている。これらのうちいずれも当社の原油販売及びキャッシュ・フローに悪影響を及ぼす可能性がある。

特定のケースにおいて、法的に、又は地理的に、インフラ又はその他制限事項の結果による要因により、関連する相手方は実際にはその生産高の唯一の潜在的購入者となる。これは特に、生産されたガスのエンドユーザーへの供給を、それを可能にする輸送手段及びその他インフラの利用可能性又は建設に依存しているガスの販売においては

顕著である。当社が生産したガスの輸送又は購入に関する競合他社の不在により、取引及び生産遅延、不利な価格設定又は契約条件の危険性が生じ、輸送又はその他必要なインフラの利用可能性を制限することがある。

かかる遅延又は不履行若しくは不利な価格設定又は契約条件、又はインフラの利用可能性の制限は当社の事業、財務状態又は業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

(k) 当社の土地において所有権に瑕疵がある場合又は借地権を失った場合、当社の土地における事業運営力が制限されるか又は予期せぬ多大な費用を負うことになる可能性がある。

当社が採鉱権を付与されている土地を採鉱できるか否か、及び当社のその他生産及び事務所設備の利用については、地上権の取得に依存している。当社は、地上権の取得及び土地の所有権について別途土地所有者と交渉を行うことが要求されているが、かかる権利が付与されるという保証はない。権利又は賃借権の通常の業務の範囲外における取得又は取得不能、若しくは異議申立てが遅延する場合、当社の事業、財政状態又は業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

また、当社の一部の所有地及び賃借地に関する権利について一定の不備がある可能性がある。例えば、これらを取り決める一部の契約について、正式な締結及び／若しくは適切な押印がなされていないこと若しくは地域当局の土地記録に登録されていないこと、又は借地証書の期限が切れており更新されていないことがありうる。インドにおける土地の所有権の登録は集中化されておらず、また十分にコンピューター化されていないため、当社側の又は以前の譲受人側の、すべての関係者の同意の取得又は正式且つ完全な押印及び登録要件の不備により、土地の所有権が不完全である可能性がある。土地の所有権の不確実性は、権利の取得、独立検証及び譲渡の手続を妨げ、また、当社が土地の所有権に関する紛争の当事者となり、法廷手続の対象となった場合に、解決までの年数及び多額の費用がかかる可能性がある。さらに、かかる土地の一部が、現地の設計及び建築に関する法律若しくはその他の法的要件に従って建設若しくは開発されていない可能性、又は当社の建設済みの不動産の建設及び開発においてこれらの不備があると申し立てられる可能性がある。例えば、BALCOは1,804.67エーカーの政府所有地のうち、1,751エーカーが州政府により賃貸されている森林地帯に位置している。当社のコルバ製錬所が所在する土地への侵犯に関連してBALCOに対する日付付の嘆願書が最高裁判所に提出されているため、賃貸行為は実行されていない。かかる論争、訴訟又は不正行為は当社の事業、財政状態又は業績に影響を及ぼす可能性がある。

(l) 当社の子会社における第三者持分、当社の子会社の証券取引所への上場による制限及び当社の子会社の設備の第三者持分により、当社による子会社又は当社会社の設備の自由な管理が制限され、その結果として当社の業績及び財政状態が重大な悪影響を被る可能性がある。

当社は活動中の子会社のすべてを完全所有しているわけではないが、当社の子会社の発行済株式資本の過半数を所有している。当社はHZL、BALCO及びブラック・マウンテン鉱山及びケアン・インディアの経営を直接、間接に支配しているが、両社とも大きな持分を持つ者も含めて他の株主が存在する。当社の子会社及び関連会社に非支配持分が存在すること並びにHZL及びケアン・インディアがインド証券取引所へ上場していることにより、これら子会社は追加の法的、規制上の要件の対象となる場合があり、又は特定の、若しくは特定割合の株主及び／又は規制当局（株主間契約、相互関係契約、又は法律の運用に基づく）の事前の承認なしには特定の行動を制限される場合がある。少数株主その他の持分の存在及び当社子会社の証券取引所への上場は、当社がかかる子会社における株式持分を増やすこと、類似の事業を統合して異なる子会社の事業間の相乗効果を活かすこと、様々な事業間で資金融通を行うこと又は税効果のある方法で当社の事業構造を再編することが制約される可能性があり、当社の事業、財政状態又は業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

ONGCは当社の石油及びガス事業のすべての稼働中の設備に関する当社の共同運営パートナーであり、当社は当社のすべての石油及びガス設備を運営している。したがって、当社による石油及びガス設備の誤った管理はかかる設備に関して当社の共同運営パートナーに対する債務を発生させる。当該設備に持分を有するその他の当事者がその同意が要求される当該設備に関連する特定の業務に参加しない選択をする危険性も有している。その場合、当該活動は当社のみ若しくはその他参加者と連結しても、希望する日時、又はいかなる場合でも行うことができない。加えて、他の共同運営パートナーは当該設備に関連した資金調達義務又はその他調達義務の不履行を起こすことがある。その場合、当社は関係する運用契約に基づき不足資金のすべて又は一部を寄与することが求められ、それにより当社の事業、財政状態又は業績が悪影響を及ぼす可能性がある。

(m) BALCOに残存する保有持分を購入するコール・オプションの行使に関して異議を唱えるインド政府に対する訴訟

インド政府と当社との間の株主間契約の条項に従ってインド政府がBALCOに保有する残存持分を取得するコール・オプションの行使に関連して現在訴訟が進行中である。デリー高等裁判所の指示に基づき形成される仲裁裁判所は2011年1月22日に当社の申立てを棄却した。当該裁定によると、株主間契約の特定の条項が1956年会社法（インド会社法）第111A条第2項に違反することから効力がなく、無効であるとされている。当社はデリー高等裁判所において1996年仲裁調停法第34条に基づき、かかる裁定の取消しを求める申立てを行った。当社の申立ての答弁は2014年8月21日に予定されている。「一第2－3 事業の内容－(2) 当社の事業－(1) HZL及びBALCOに係る持分を増加するオプション」を参照のこと。裁定に対する当社の申立てが当社に有利な結果になる保証はない。かかる場合、当社は、インド政府が保有するBALCOの49.0%の持分を取得することができないか、又はかかる取得の実現を決意した場合にはより高い取得価格を支払うことを求められる可能性があり、その場合、当社の業績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

(n) HZLに残存する保有持分を購入するコール・オプションの行使に関して異議を唱えるインド政府に対する訴訟

当社は、インド政府と当社との間の株主間契約の条項に従ってインド政府がHZLに保有する残存持分を取得するコール・オプションの行使に関連してインド政府に対する仲裁手続を開始した。インド政府は当社のオプション行使の権利を、株主間契約の条項は1956年会社法（インド会社法）第111A条に違反しているとして否定し、無効であるとしている。仲裁裁判所による次の答弁日は2014年9月13日である。「一第2－3 事業の内容－(2) 当社の事業－(1) HZL及びBALCOに係る持分を増加するオプション」を参照のこと。裁定に対する当社の申立てが当社に有利な結果になる保証はない。かかる場合、当社は、インド政府が保有するHZLの29.5%の持分を取得することが遅延する又は全くできないか、若しくは市場価格又は公正価格より高い取得価格を支払うことを求められる可能性があり、その場合、当社の業績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

(o) 当社設備からの将来の生産高は予想から外れる可能性がある。

当社は、年間金属生産量及び鉱山寿命を、露天掘り及び坑内掘り双方の詳細な鉱山計画に基づき推定し、石油及びガス生産率及びフィールド寿命をフィールド開発計画に基づき推定する。これらの鉱山計画及びフィールド開発計画は当社の鉱山及びフィールドの将来のパフォーマンス予測に基づき作成されている。将来のパフォーマンスは、当初予測されたよりも複雑な地質学的状況、予測と異なる鉱石等級、将来の生産地及び圧入井のパフォーマンス、当初予測されたよりも低い作業能率、電力不足、給水又は用益供給及びその他制約を含むがこれらに限らない複数の危険性を有している。当社のインドにおける亜鉛又は鉛鉱業は現在露天掘りから坑内掘りに移行している過程である。当社が期待する基準を達成するための挑戦は、この移行を管理する上での困難を生じさせる可能性がある。詳細に上述したリスクの一部又はすべてに起因する現在の生産水準又は予測値からの大幅な生産減少は当社の事業、財政状態又は業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

ラジャスタン・フィールドからの安定生産速度は予測より低いことがある。ラジャスタン鉱区のマンガラ、バギアム、アイシュワリア、ラーゲシュワリ、サラスワティのフィールドに関するフィールド開発計画に含まれる生産速度及びフィールド寿命の予測は、将来のフィールド・パフォーマンスに関する予測に基づいている。将来の生産速度に関する予測が、当社の石油及びガス事業において既存の承認済の安定生産速度を上回っている場合、当社の油田が将来の増強された生産速度における生産を開始する前に共同運営パートナー、適切な規制当局及びインド政府の合意が必要となる。共同運営パートナーからの合意が遅延又は取得できなかった場合には、生産はフィールド開発計画に定められた水準に制限されるものとし、当社の事業、財政状態又は業績に有害な影響を及ぼす可能性がある。

(p) 新しい技術及び設備に継続的に投資しなければ、当社の技術及び設備は陳腐化し、生産コストが競合相手と比べて増加し、又は導入した技術が目標を達成しない場合があり、その結果、当社の業績、財政状態及び将来の見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当社の製品の販売価格は当社が決定することができないため、当社の収益性及び競争力は、生産コストをかかると販売価格より低く抑えることに大きくかかっている。当社が新しい技術及び設備に継続的に投資せず、かかる新しい技術及び設備を組み入れ事業経営を効率化することができなければ、当社の生産コストが競合相手と比べて増加

し、収益性及び競争力を失う可能性がある。新しい技術及び設備は高価であり多大な資本投入が必要である。さらに、かかる投資が、それらの取得に要した設備投資費用に見合う程度、生産コストの削減に役立つか否か、又は当該技術を使用して目標を達成することができるか否かを含むさらなるリスクも存在する。

例えば、北部に所在するフィールドのフィールド開発計画は、石油の増進回収法の使用により油層にある予測石油量から増加加算された割合が抽出されることを仮定している。北部に所在するフィールドにおける石油の増進回収法のスクリーニング検査は2つの一般的な改良された石油回収技術であるポリマー攻法又はアルカリ界面活性剤ポリマー攻法が望ましい石油回収技術の選択肢であると結論付けた。2013年度第2四半期において行われた試験的なポリマー攻法による改良された石油回収の成功を受け、マンガラ・フィールドにおけるフィールド開発プランに全面的なポリマー攻法の適用が承認された。当社は2015年度までにすべてのフィールドへ適用することをONGCと協議している。当社は石油の増進回収法に必要な種別の大量のポリマーの調達及びフィールドへの十分かつ適時の輸送の確保を要求されている。今日まで、当社はプロジェクトの遂行に関して鍵となる契約のいくつかを未締結であり、かかる原料のフィールドへの輸送手段を未決定としていた。かかる原料の購入に関する合意が成功裏に行われる、又は必要量の輸送が無事に効率的に行われる保証はない。さらに、ポリマーを油層において適温に保つことができなければ、悪化させ、正常に機能しないことがあり、回収予定の原油の増分を減少させることがある。また地上でポリマーを取り扱う施設の効率が計画よりも低く、ポリマーを劣化させ、最終的にはより多く消費させることになる危険性もある。これらの要因すべてが当社の事業、財政状態又は業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

石油の増進回収法の使用は、原油の抽出に必要な営業費用を大幅に増加させる可能性がある。かかる回収技術の経済的な実行可能性は当該技術の費用増加分を国際市場における原油の実勢価格と比較した上で判断される。当社がこれらの増進回収法の利用を意図した時点で、原油の価格がかかる技術を経済的に実行可能な提案であると結論付ける保証はない。これにより当社の競争能力、事業、財政状態又は業績が重大な悪影響を被る可能性がある。

(q) 当社の鉄鉱石事業は、中国に対する鉄鉱石の輸出販売に大きく依存している。その結果、中国の経済成長又はインドと中国間の国際関係の悪化、若しくは中国における鉄鉱石の輸入に関する規制又は通商政策の否定的な変更は当社の業績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当社の鉄鉱石事業は、中国に対する鉄鉱石の輸出販売に大きく依存している。例えば、2013年度には、量的観点から鉄鉱石の販売高の91%が輸出され、そのうち89%が中国の顧客に対する鉄鉱石の販売によるものであった。その結果、当社の鉄鉱石事業の業績及び成長率は必然的に、世界中の政治不安又は地域紛争、景気後退その他により著しく悪影響を受ける中国経済に依存することとなる。さらに、インドと中国間の国際関係の悪化、中国における鉄鉱石の輸入に関する規制又は通商政策の否定的な変更、若しくは中国への鉄鉱石輸出の当社能力の制限又は制約は当社の事業、財政状態、業績及び将来の見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

(r) 当社は、当社及び当社の子会社に提供されるターム・ローン及び運転資金の融資を含む与信枠に関する制限的誓約に従う。

これらは、当社が当社の借入れ及び子会社による借入れのために特定の銀行及び金融機関と締結している契約における制限的誓約である。これらの制限的誓約は、とりわけ、当社が一定の財務水準を維持し、とりわけ、資本構成の変化、株式、優先資本又は優先債券の発行、一般からの借入金及び預かり金の調達、新プロジェクトの着手、買収、合併又は再建の計画の実行並びに子会社を拡大又は設立する新たな計画の実施等の様々な活動について、当該銀行及び金融機関に事前に許可を求めなければならないことを定めている。かかる制約が遵守されない場合には、当社は直ちにかかる貸手に対する借入額の返済を要求される可能性がある。かかる制限的誓約は、当社の経営又は拡大能力を制限し、当社の事業、財政状態又は業績に悪影響を与える可能性がある。

(s) 当社は、多数の民事及び刑事訴訟又は仲裁手続に関与しており、当社に対する最終判決が当社の事業、業績、財政状態及び将来の見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当社は、環境法、税法、インドの法律及び規制、刑事制裁、地権争い及び労働争議、並びにその他関連事項への違反に関する当社に対する申立て等を含む複数の法的訴訟及び仲裁手続に関与している。当社又は当社取締役に対するこれらの申立ての一つ又は複数の最終判決により、当社による相手方に対する支払いが命じられ、当社が事業

活動を停止又は制限せざるを得なくなる差止め命令を受け、その結果当社の事業、業績、財政状態及び将来の見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

係属中の重大な訴訟の詳細は「―第6―3 その他―(1) 訴訟及び規制手続」を参照のこと。

(t) 当社は、現在適用されている免税期間、課税免除及び課税猶予が終了して更新されない場合、新たな課税を受ける可能性がある。また、最低代替税により免税期間、課税免除及び課税猶予が制限される可能性がある。

当社には現在多くの免税期間、課税免除及び課税猶予が適用されているが、これらは期間が限定されている。例えば、ダリバ、チャンデリヤ及びザワルにあるHZLの自社発電所では、HZLのその他の事業部への電力供給から得られる利益に対する課税が免除されており、当社はかかる課税免除により相当な費用が節約できると見込んでいる。当社はまた、課税免除されているグジャラート、カルナータカ、タミル・ナードゥ、マハラシュトラ及びラジャスタン等の州に設置された風車を保有している。当社は当社の石油及びガス事業に関連してインドの州政府及び中央政府に対し、それぞれの政府が定める割合（当社が生産する石油量にリンクしている。）による採掘料と租税の支払を行っている。さらに、当社は2017年度までに当社が現在享受している免税期間が更新されない場合には、追加の税を支払うこととなる。

当社のトゥティコリンの銅精錬所及び銅棒工場並びにチャンデリヤの湿式冶金亜鉛製錬所のうちの1ヶ所は、それぞれ輸出向け施設として認定されていることから、2011年3月31日までの間、原料、調達した資本財及び販売した完成品に対する課税が免除されていた。資本組入れが2017年3月31日より後に行われる場合、新しい自社発電所はかかる免税措置の対象ではなくなる。既存の免税措置については、自社発電所は、2014年3月31日以降もかかる免税措置が終了するまでは、引続きその対象である。既存の免税期間、課税免除及び課税猶予が終了し若しくはこれらを失った場合、又は新たな免税期間、課税免除若しくは課税猶予を取得できなかった場合、当社の納税義務が増加し、当社の事業、財政状態又は業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

また当社は、帳簿利益を基準に計算され毎年支払わねばならない最低代替税を課されている。最低代替税は、現在18.5%である。2013年財政法により、課税対象となる収益が100百万ルピーを超える国内企業の収益への課徴金が5%から10%に引き上げられ、その結果、課徴金、教育特別税並びに中等及び高等教育特別税を含めるとかかる企業に適用される実効最低代替税は20.01%から20.96%への引き上げとなった。当社は最低代替税を課されていることにより、将来免税期間、課税免除又は課税猶予が適用されてもこれらによる恩恵を最大限活用できない可能性がある。

(u) アサルコは、当社及びスターライト（合衆国）がアサルコの資産を買収するという従前の契約に違反したとして申立てを行った。当社に不利な判決がなされた場合、当社の事業、業績、財政状態及び将来の見通しに重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

2010年3月17日、アサルコは、当社及びスターライト（合衆国）に対し、当社及びスターライト（合衆国）が、とりわけ2.6十億米ドルの取得価格の支払を拒否したこと及び2008年5月30日付の契約（以下「2008年5月契約」という。）により要求される負債及び契約上の義務の引受を拒否したことにより2008年5月契約に違反したと主張して、テキサス州南部地区コーパス・クリスティ支部の米国破産裁判所に申立てを行った。アサルコは、かかる損害を533百万米ドルから1,509百万米ドルの間になると主張し、判決前の期間に係る利息も求めた。

また、アサルコは、2009年3月6日に当社との間で締結した契約（以下「2009年3月契約」という。）を終了させた。当該契約は、すべての点において、2008年5月契約に取って代わるするものであった。2009年3月契約は、2008年5月契約に起因する当社に対する一切の潜在的請求の解決及び免除について定めていた。アサルコは、2009年3月の契約に基づく保証金として提供された50百万米ドルを引き出した。当社は、50百万米ドルの返還を求めて米国破産裁判所において申立てを行ったが、これは後に却下された。

米国破産裁判所は、2012年2月13日付及び2012年2月27日付の命令により、アサルコは間接損害の賠償として総額132.8百万米ドルを得る権利があると決定した。かかる金額は、2009年3月契約に基づきアサルコが引き出した50百万米ドルが減じられたため、アサルコは正味金額82.8百万米ドルを受け取る権利を有することになる。当社は、2012年度の管理費の一部として、82.8百万米ドルの金額を当社の連結損益計算書に計上している。アサルコ及び当社は、2012年5月にテキサス州南部地区ブラウズビル支部の地方裁判所に対してかかる判決に対する上訴申立てを行った。

2012年12月24日に、アサルコ及び当社は両当事者の主張を解決するための和解合意を締結し、当社はインドにおける適用法令に基づくRBIの承認を得た後に82.8百万米ドルの和解金額を支払うことに同意した。RBIからの承認を得るための申請が未決となっている間に、アサルコは2014年1月21日付で和解合意を終了した。その後、アサルコは当社に対して、当社が上訴手続及び和解金支払のためのRBIの承認申請を遅らせたことを偽って伝えたとして、制裁を求める申立てを行った。連邦地裁は答弁を行い、裁決を保留している。

和解合意の終了後、アサルコ及び当社は2012年5月に提出したその主張を元に戻した。これらの申立ては未だ答弁が行われていない。その間、アサルコによるテキサス州の承継法に基づく動議により、テキサス州南部地区の米国破産裁判所は2014年6月13日付で当社に82.8百万米ドルに加えて発令に要した額を加算した額に相当する金額又はその他当社不動産を合衆国連邦保安官事務所に支払う旨発令した。裁判所はまた、裁決額の支払を行うまで、当社、当社従業員、代理人、合併会社及び協力して活動している者に対して、現在及び将来の配当並びにADSとして取引されている株主への分配を含むすべての責任財産の享受、譲渡、隠匿又は処分について禁止命令を出した。アサルコはADS保有者に支払われる配当の支払を求め始めた。当社は、RBIに対してかかる命令を履行するために裁決額を免額するための申請を行った。

アサルコによる当社に対する申立てに関して当社に不利な判決又は合意がなされた場合、当社の事業、業績、財政状態及び将来の見通しに重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

(v) インド政府が当社による誓約条項の不履行を申し立て、HZL株式に係るプット・オプション又はコール・オプションを行使する可能性があり、その場合、重大な訴訟に発展し、当社の事業、業績、財政状態及び将来の見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

インド政府とSIIL間の株主間契約に基づき、当社は、2002年4月11日から5年以内にラジャスタン州のカパサンに年間1百万トンを生産する亜鉛製錬所プラントを建設する新規開発計画（以下「カパサン・プロジェクト」という。）に同意した。株主間契約には、当社が当該日より1年以内にカパサン・プロジェクトの実現可能性を確認し、HZLの最良の経済的利益とはならないと判断（かかる判断には独立した専門家の報告書を必要とする。）し、HZLの取締役会が当該判断を確認した場合、当社はHZLのカパサン・プロジェクトへの参入を確約する必要はないことを定めている。2003年に、HZLはインド政府に対し、カパサン・プロジェクトは実行されないため、独立した専門家の報告書は不要であると通知した。当社はインド政府と当社間のHZLに関する株主間契約に基づくいかなる違反の通知も受けていないが、インド政府は当社がカパサン・プロジェクトに関する株主間契約に定める誓約条項に違反し債務不履行事由が発生していると主張する可能性がある。インド政府は、株主間契約の条項に従い、インド政府が保有するHZL株式の一部若しくは全部をその市場価格の150.0%に相当する価格で当社に売却するか、又は当社が保有するHZL株式の一部若しくは全部をその市場価格の50.0%に相当する価格で購入するかのいずれかの権利を、当該債務不履行事由を認識した日から90日以内に行使する権利を有することとなる。

2014年7月31日のNSEにおけるHZL株式の市場価格の終値であった1株当たり161.2ルピーのみが基準とされる。インド政府が、その保有するHZL株式1,247,950,590株の全部をその市場価格の150.0%に相当する価格で売却する権利を有すると判断され、かかる権利を行使する場合には、当社は、当該株式につき301,754百万ルピーの支払を要求される。また、インド政府が当社の保有するHZL株式2,743,154,310株の全部をその市場価格の50.0%に相当する価格で購入する権利を有すると判断され、かかる権利を行使する場合には、当社は、当該株式につき221,098百万ルピーの支払を受けることとなる。

インド政府が債務不履行事由が発生したと申し立て、HZL株式に係るプット・オプション又はコール・オプションを行使した場合、当社は本件について多大な費用と時間を要する訴訟に直面することとなり、当社の亜鉛事業の将来に不確実性が生じ、インド政府が保有する残りの29.5%のHZLの持分をコール・オプションの行使により取得することが不可能となり、また敗訴した場合には深刻な経済的損害を被ることとなり、これらはいずれも当社の事業、業績、財政状態及び将来の見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

(w) 天然資源事業における熟練労働者が不足した場合だけでなく、技術、管理及び統率力の水準において才能を呼び込み、保持することにより、費用が増大し且つ当社が事業を維持又は拡大する能力が制限される可能性があり、これにより当社の業績が重大な悪影響を被る可能性がある。

当社の事業計画を実行するためには、当社の経営陣及びその他部署の多大な協力を必要とし、当社は引続き、運営、財政その他の内部管理を強化することを求められる。当社の事業を維持成長させる能力は、高まる需要及び発

展的な業界標準に追随することを可能にする当社の熟練した人材を呼び込み、育成及び保持する能力に依存している。当社は当社の事業部門及び職務における上級経営陣とその他主要な人員による継続した尽力と実績に大きく依存している。これらの主要な人材は代替の困難な技術的、商業的な能力を有している。当社の上級経営陣又はその他主要な人員の喪失又は減少、若しくは多数の管理職において主要人材を保持することができない場合、当社の業績、財政状態及び将来の見通しに悪影響を及ぼす可能性がある。

採鉱、金属の製錬及び金属の精錬並びに製造事業並びに石油及びガスの採取には技能が高く熟練した労働力が必要である。かかる労働者が不足した場合、当社の労働生産性が低下して費用が増加し、事業が中断し、又は現在の生産力を維持できないか若しくは計画どおりに拡大できない可能性がある。かかる場合、当社の業績、財政状態及び将来の見通しに悪影響を及ぼす可能性がある。

(x) 将来請求を受けた際、当社の保険範囲では十分に賄えない可能性がある。

当社が付保している保険は、当社が事業を行う各業界において一般的なものであり、その保険料は商業的に適切であると考えている。それにもかかわらず、当社は、保険が十分でない若しくは保険を付保していない分野における債務を負う可能性がある。当社の保険契約には、当社が被った損失又は損害に対する主張がすべて補償されない結果となる特定の保険範囲の除外及び制限が含まれている。原油及び天然ガスの探査と生産は、本質的に危険に満ちている。自然要素と人工的要素の組み合わせにより石油流出、火災、器材故障、油井抑圧の喪失、炭化水素又は硫化水素の漏出その他をもたらす場合があり、それらは死、怪我及び生産設備と環境への損害を招く結果になる場合がある。さらに、当社のインドにおける事業体は、国内の保険会社又はインドの会社と合併で事業を行う外国の保険会社以外から保険提供を受けることができず、これらの保険契約が経済的に妥当な保険料で継続できない可能性や全く継続できない可能性がある。保険業者によって完全には補償されない危険性のある重大な有害事象の発生により、当社の事業、財政状態又は業績が重大な悪影響を被る可能性がある。

(y) 組織再編取引は期待する利益を生じない可能性がある。

組織再編取引を発表する時点で、当社は取引による運用面と財政面の相乗効果により発生するコスト削減の見積りを行った。これらの相乗効果は実現しない、又は見積りよりも大幅に低くなる可能性があるが、その他の利益が実際に達成されるか、その場合にはいつ実現するかについての確実な予測もまた不可能である。連結により期待したコスト削減その他の利益が実現しない場合、又は期待される税効果の利用を阻害される場合、若しくは連結の結果であるかかる削減費用及び利益により当社が被る増分費用を相殺できない場合には、当社の事業、財政状態又は業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、合併及び組織再編スキームを受けて、ゴア所得税務局及び企業省によりインド最高裁判所に対し、ゴア州ボンベイ高等裁判所の命令に上訴する特別許可請求がそれぞれ2013年7月と2014年4月に提出された。さらに、債権者及び株主が2013年9月にマドラス高等裁判所に対し合併及び組織再編スキームに関する異議申立てを行った。この申立ては答弁と承認のため審理中である。

特別許可請求が当社に有利なように決定される保証はないが、裁判所が組織再編取引の効力を否定する保証もない。この状況においては、当社が組織再編取引に基づく財政的、運用上の、戦略的及びその他潜在的な利益を達成できない可能性がある。

(2) 当社が属する業界に関するリスク

(a) 商品価格並びに銅の製錬費及び精錬費は大きく変動し、当社の収益、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

従来から、銅、亜鉛、石油及びガス、鉄鉱石並びにアルミニウムの国際的な商品価格並びに銅の製錬費及び精錬費の市場価格は大きく変動しており、比較的小さな需給の変化、市場の不透明感、世界経済又は地域経済の全体的な動向及び当社が直接関与している産業の景気循環に応じた、幅広い変動及びその他様々な要因の影響を受ける。例えば、2013年3月31日から2014年3月31日までの期間において、銅、アルミニウム、亜鉛、鉛、銀及び積載日確定後のブレント原油のロンドン金属取引所における価格の平均は、各々、9.6%、10.2%、1.9%、1.0%、29.8%及び2.3%下落した。例えば、当社は、該当する価格参照期間における銅金属のロンドン金属取引所における価格から製錬費及び精錬費（当社と供給者との間で交渉されるが、製錬費及び精錬費の一般的な市場価格の影響を受ける。）を控除した金額で、銅精鉱を購入している。製錬費及び精錬費は、歴史的に、銅のロンドン金属取引所における価格とは独立して大きく変動している。当社の銅精鉱の購入価格及び銅の最終製品の販売価格の両方がロンド

ン金属取引所における価格を基準にしているため、当社はロンドン金属取引所における価格を最終消費者へ転嫁することを試みている。しかしながら、当社は、銅精鉱の購入時の価格参照期間と銅の最終製品の販売時の価格参照期間とでロンドン金属取引所における価格が異なる可能性にもさらされており、ある価格参照期間と次の価格参照期間の間に銅のロンドン金属取引所における価格が下落した場合は当社に悪影響を及ぼす。

同様に、当社のアルミナ必要量の一部は内部調達しているため、当社の収益性は、アルミニウムのロンドン金属取引所における価格から当社の製造原価（ボーキサイトの採掘、ボーキサイトからアルミナへの精錬、ボーキサイト及びアルミナの輸送並びにアルミナからアルミニウムへの製錬に係る原価を含む。）を差し引いた金額に左右される。当社のアルミナ必要量のうち第三者から調達している部分について、当社の収益性は、アルミニウムのロンドン金属取引所における価格からアルミナの調達費及び製錬に係る費用を差し引いた金額に左右される。2014年度において、当社の我々のアルミナ必要量の72.5%は、第三者から供給された。さらに、当社の商業的な発電事業によって生成される燃料ユニットは、価格不安定性の影響下にある。

当社が第三者から購入するアルミナの市場購入価格及び当社のアルミニウム金属の市場販売価格は過去に大幅に変動しており、当社の金属の市場販売価格に対してかかる原料の市場価格が上昇した場合、当社のアルミニウム事業の収益性及び営業利益率は悪影響を受け、当社の事業、財政状態及び業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

さらに、当社のラジャスタン及びカンベイ鉱区について、原油の基準は、当該地域で頻繁に取引されている西アフリカの低硫黄原油であるボニー・ライトとし、原油の品質により適切に調整されると規定されている。予想される原油の実現価格は、現行の石油市場環境により、ラジャスタンの積載日確定後のブレント原油についてはブレント原油価格の割引率として規定された指針の8%から13%の範囲内であり、カンベイの積載日確定後のブレント原油については5%から10%である。割引率の変動は当社の収益の実現に影響し、品質格差の拡大は当社の収入及び利益に悪影響を及ぼす可能性がある。

(b) 当社の埋蔵量は多数の仮定に基づく推定量であり、かかる仮定に変化が生じた場合、当社の推定埋蔵量が減少する可能性がある。

原油と天然ガスの埋蔵量の推定には多数の不確定要素が内在している。油層工学においては、原油及び天然ガスの地下貯留の推定について主観的な作業を行う。これらが正確に測定できないことは十分理解されている。リスクは追加的作業を行うことによって油層の把握が進むにつれて段階的に軽減していく。埋蔵量の見積りには高度な判断力を要し、これには利用可能なデータの品質と工学的、地質学的解釈が作用する。所定の油層における長年にわたる掘削、調査及び生産により、貯蔵量の見積りは大幅に変動する。これらを理由として、実際の成績は大幅に異なる場合がある。かかる成績の差異は当社の実際の生産、収入及び支出に重大な影響を与える可能性がある。

当社の金属並びに石油及びガスの埋蔵量は推定量であり、将来の総生産コストの見積額、残りの投資金額及び追加設備投資の見込額を賄うに十分な価格で、採鉱、処理、回収及び販売することが可能であると2014年3月31日現在当社が判断している、鉱石の量である。埋蔵量の推定には多数の不確定要素がつきものであり、かかる推定量は当社が制御できない多数の事由により将来変更される可能性がある。当社が制御できない事由とは、実際の採鉱及び生産の結果、資源の枯渇、地質学に関する新たな情報、生産、運営及びその他の費用の変動並びに金属価格、製錬所における処理費用及び為替相場等の経済パラメーターである。例えば、鉱石及びその他商品の市場価格の変動が回収率を減少させたこと、又はインフレその他の要因により生産コストが上昇したことにより、開発には非経済的な相対的に低水準の鉱化を含む確定及び推定埋蔵量が提示され、最終的には埋蔵量が修正再表示されることがある。したがって、投資家は本書に記載される埋蔵量情報に過度に依存するべきではない。かかる仮定のいずれかが不正確であることが判明した場合、当社は埋蔵量を下方修正する必要があるが生じ、当社の鉱山寿命に基づいた計画、ひいては当社の鉱業資産総額に悪影響を及ぼし、その結果、費用の増大及び収益性の低下を招く可能性がある。

(c) 石油及びガスの探査活動には大きな資本を必要とするが、その成果は不確かである。

石油及びガスの探査活動には大きな資本を必要とするが、その成果は不確かである。当社又は当社が持分を有する設備の運営者は探査活動を行うことがあるが、その過程で多額の費用を要することがあり、その費用支出の結果、商業化可能な量の炭化水素が発見できるという保証はない。

(d) 関税率、採掘料、租税制度、関税制度、輸出税制度及び政府支援の変更により、インドの国内市場での割増価格が減少し、その結果当社の収益性及び業績が悪影響を被る可能性がある。

インド市場において、銅、亜鉛及びアルミニウムは関税が課される輸入金属との調整のため国際価格から割り増しされた価格で販売されている。2003年3月から2011年2月までの間に、輸入された銅、亜鉛、鉛及びアルミニウムに対する関税は累積的に25.0%から5.0%に引き下げられ、2011年2月以降5.0%に留まっている。時期及び幅は予測できないものの、インド政府は将来これらのうち、いずれかの商品の関税を引き下げ又は撤廃する可能性がある。当社が販売する製品は、大部分がインド国内で生産したものであるため、輸入品に対するインドの関税が引き下げられると、国内で生産された製品を販売する際に当社が受け取る割増価格が減少する可能性がある。輸入関税が減少した場合、当社の事業、財政状態又は業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社は、チャッティースガル州及びラージャスターン州の政府に対してボーキサイト及び鉛亜鉛の採鉱に係る採掘料を、オーストラリアのタスマニア州政府に対して銅鉱石の採鉱に係る採掘料を、それぞれ支払っている。かかる採掘料において最も重要なものは、HZLが、そのすべての鉱山があるラージャスターン州に対して支払う必要のある採掘料である。その採掘料は、2009年8月13日からは、産出された精鉱に含まれる金属亜鉛については亜鉛のロンドン金属取引所における価格の8.4%（2009年8月13日より前は6.6%）、産出された精鉱に含まれる金属鉛については鉛のロンドン金属取引所における価格の12.7%（2009年8月13日より前は5.0%）となっている。現在適用されている採掘料の割合が引き上げられた場合、当社の収益性が悪影響を被る可能性がある。ラージャスターン州の鉱山地質省は、カドミウムや銀等の鉛及び亜鉛以外の関連鉱物の採掘について、HZLに対する理由開示命令により、追加支払請求を行った。同様に、ケアン・インディアは州政府及びインド中央政府に対してそれぞれの政府が決定した割合（生産した石油の量又は価値と連動している。）による採掘料及び租税を支払う。現在適用されている割合が引き上げられた場合、又は、関連鉱物の採掘にかかる追加の採掘料が必要となった場合、当社の収益性が悪影響を被る可能性がある。「－第6－3 その他－(1) 訴訟及び規制手続－(s) 鉱山地質省によるHZLに対する請求」を参照のこと。当社はオーストラリアのタスマニア州政府に対して銅鉱石の採掘に係る採掘料を支払っている。当社はまた、政府に対して亜鉛（海外）事業に係る採掘料を支払っている。当社の鉄鉱石事業において、当社はゴア及びカルナータカの州政府に対し、定期的にインド鉱山局から発表される平均価格の10%の割合で鉄鉱石の採掘料を支払っている。当社はまた鉄鉱石の細粒の輸出の際には2011年12月30日から有効な30%の輸出税FOB輸出額に基づく従価税。2011年12月30日より前の税率は20%であった。）を支払っている。詳細については、「－7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析－(6) 業績に影響する要因－(e) 政府の方針」を参照のこと。

税法の変更により、当社に追加税の支払が必要になることがある。例えば、インド政府は鉄鉱石の細粒に対する輸出税の増額を2011年に2度行い、初回は2011年3月1日付で20%に、その後2011年12月30日付で30%に増額した。

銅、アルミニウム及び亜鉛のインドからの輸出はインド政府から助成金を受けるが、かかる助成金は2002年以降減額されている。かかる近年の輸出助成金の減額は将来も継続する可能性がある。かかる助成金の減額により当社の輸出売上による利益が減少し、当社の事業、財政状態又は業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。「－7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析－(6) 業績に影響する要因－(e) 政府の方針」を参照のこと。

(e) 探査段階の石油及びガス事業は、主要な機材及びサービスを限られた世界的な販売会社に依存している。

探査段階の石油及びガス産業が必要とする掘削装置及びその他の油田設備並びにサービス等の主要な機材及びサービスを世界的に手配している高度に専門化した販売会社は限られている。これら機材及びサービスの多くは納品までに長い期間を要する。要求された仕様の機材及びサービスの調達不可又は遅延、及び品質は当社の探鉱、開発及び生産プロジェクトの遅延につながり、したがって当社の事業、業績及び財政状態に悪影響を及ぼすことがある。

(f) 鉱業及び石油探鉱活動に関連した特有のリスク及び危険性がある。

当社の鉱業事業には露天掘りと坑内掘りがあり、その双方に重大なリスク及び危険性が内在している。露天掘り鉱業に関連した危険性には、露天掘り部分の浸水、露天掘り壁の崩壊、大型露天掘り鉱業及び岩盤運搬設備に関連した事故、広域の露天掘り部分の発破工程の準備及び点火に関連した事故、天候による生産の中断及び鉱排水の廃

棄に関連した地下水及び河川の汚染等の危険性を含む。坑内掘り鉱業に関連した危険性には、可燃性ガスによるものを含む坑内の火災及び爆発、崩落又は落盤、ガス及び有毒化学薬品の放出、洪水、陥没穴の形成及び地盤沈下並びに坑内からの鉱物の掘削及び移動並びに加工により生じるその他の事故及び状況を含む。これらの危険性又は事故のいずれかが結果的に従業員の大怪我及び設備又はその他施設の損傷を招いた場合には、当社は想定外の生産遅延、生産コストの上昇及び設備又は施設の修理又は代替に要する設備投資費の上昇に見舞われ、被災した従業員並びに環境保護及びその他当局から適用法令の違反を申し立てられることがある。

鉱業及び石油採取の中断、遅延及びかかる危険性又は事故を要因とする費用は当社の事業、財政状態及び業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

(3) ヴェダントとの関係に関するリスク

(a) 当社はヴェダントの支配下にあり、株主の承認が必要な事項に関する当社のその他の株主の影響力は極めて限定的である。

当社は、ヴェダントに過半数持分を所有される被支配子会社である。2014年7月31日現在、ヴォルカン、ヴェダントの株式資本の62.3%及び議決権の69.6%を所有している。ヴォルカンは、トラストにより100%所有及び支配された持株会社である。コンクレーヴは、トラストの受託会社であり、トラストのすべての議決権及び投資決定を支配している。その結果、ヴォルカンが実質的に所有する株式は、実質的にトラストすなわちコンクレーヴが所有しているものとみなされる。トラストの受益者は、アニル・アガワル氏に關係のあるアガワル一族の一員である。ヴェダントの業務執行取締役会長兼当社の名誉会長であるアニル・アガワル氏は、トラストの支援者として、トラストが実質的に所有している株式の実質的な所有権を有しているものとみなされることがある。ヴェダント、ヴォルカン、トラスト、コンクレーヴ及びアニル・アガワル氏は、ヴェダントがヴォルカン、その直接及び間接株主並びにその関係会社、すなわちヴォルカン関係者から独立して事業を行うことができるよう、相互関係契約を締結した。「―第2―4 関係会社の状況―(1) 関係者―ヴェダント」を参照のこと。しかしながら、かかる相互関係契約が、ヴェダント、ひいては当社が、ヴォルカン関係者からの影響又は支配を受けず独立経営を行うのに効果的であるという保証はなく、かかる影響又は支配が当社株主及びADSの保有者に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

ヴェダントが子会社を通じて当社の発行済株式の過半数を所有する限り、ヴェダントは取締役会の承認を要する重要事項を統制し又はこれに影響を与え、他の株主による投票なくして株主決議を行うことができ、当社株主及びADSの保有者は株主投票の結果に影響を与えることができない可能性がある。ヴェダントは、当社に影響を与えるすべての事項を統制できることになる。ヴェダントが当社の大株主でなくなった場合、当社は未払いの長期債務の一部を直ちに返済することを求められる。

ヴェダントが議決権を支配していることで、当社の支配株主が交代するような取引が阻害される可能性がある。かかる取引の中には、かかる取引が阻害されなければ、当社株主及びADSの保有者が、所有する株式又はADSのその時点の市場価格に上乗せされるプレミアムを受領することができるものもある。ヴェダントは、当社の支配持分を第三者に売却することを禁止されておらず、また当社株主及びADSの保有者の承認を得ること及び株主が所有する株式又はADSの買取りを申し出ることなく、かかる売却を行うことができる。したがって、ヴェダントが当社の支配持分を維持しない場合、支配持分を維持する場合よりも株主が所有する株式又はADSの価値が下がる可能性がある。

(b) ヴェダントが、当社の代わりにヴェダント・グループのその他の会社に事業機会を与えることを決定した場合、当社の事業、業績、財政状態及び将来の見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

ヴェダントが当社を支配しているということは、ヴェダントは事業機会の付与先を、当社、ヴェダント及びその他の子会社の間で選択できることを意味している。例えば、2014年3月31日現在、ヴェダントは、当社と当社を通じて当社の子会社に行われる支配とは別にザンビアの総合銅メーカーであるコンコラ・カッパー・マインズ・ピーエルシーの株式の79.4%を所有している。ヴェダントはコンコラ・カッパー・マインズ・ピーエルシーを支配しており、コンコラ・カッパー・マインズ・ピーエルシー及び当社の戦略及び企業行為に加え、かかる会社の間での事業機会の付与先を決定することができる。ヴェダントは、亜鉛、石油及びガス、銅、鉄鉱石、アルミニウム若しくは商業発電事業における事業機会を当社の代わりにコンコラ・カッパー・マインズ・ピーエルシー又はその他の法人に与えることを決定するか、又は当社以外のこれらの会社にとって有益で当社の利益を損なう企業戦略にかかる

会社若しくは当社に取り組ませる可能性がある。ヴェダントがかかる行為を行った場合、当社の事業、業績、財政状態及び将来の見通しが重大な悪影響を被り、当社の株式及びADSの株価が下落する可能性がある。

(c) 当社は、一部の子会社及びヴェダント・グループのその他の会社の債務を担保するために、いくつかの保証を設定している。かかる会社による債務の不履行が発生した場合、当社はかかる保証に基づく債務を負うことになり、当社の業績及び財政状態が重大な悪影響を被る可能性がある。

当社は、一部の子会社及びヴェダント・グループのその他の会社の債務を担保するために、いくつかの保証を設定しており、その中には借入債務、与信枠又は資本設備の輸入に係る関税債券の譲許的レートでの発行を担保するために設定された保証が含まれる。当社の設定済みの保証による被担保債務額は、2014年3月31日現在総額49,910百万ルピーであるが、その債務は連結財務書類に計上されていない。債務者たる会社のいずれかが貸付債務、与信枠又は債券に基づく債務を履行できない場合、当社が債務を負うことになり、当社の事業、財政状態又は業績が重大な悪影響を被る可能性がある。連結財務書類注記30「コミットメント、偶発負債及び保証」を参照のこと。

(d) 当社とヴェダント又はヴェダント・グループのその他の会社との間に紛争が生じた場合、当社の事業活動に悪影響を及ぼす可能性がある。

ヴェダント又はヴェダント・グループのその他の会社と当社との間には、以下を含む様々な分野における紛争が生じる可能性がある。

- ・当社とヴェダント又はヴェダント・グループのその他の会社との間のサービスに関して、サービス内容及び価格等を定めた会社間契約
- ・当社が関係する企業結合
- ・ヴェダントによる、当社株式の持分の全部又は一部の売却又は分売
- ・当社及びヴェダント又はヴェダント・グループのその他の会社にとって魅力的な事業機会

当社は潜在的な対立を解消することはできないが、もし解消できたとしても、その内容は関係会社でない者と取引した場合より不利な条件となる可能性がある。

当社とヴェダント及びヴェダント・グループのその他の会社との間の契約は、当事者間の合意により変更することができる。当社はヴェダントの支配下にあることから、原契約より当社にとって不利な条件での契約変更に合意するようヴェダントから求められる可能性がある。

(e) 当社の取締役及び業務執行役員の中には、ヴェダント株式、ヴェダント株式を取得するオプション及びヴェダントにおける役職を有する者もあり、利益相反が生じる可能性がある。

当社の取締役及び業務執行役員の中には、ヴェダント株式及びヴェダント株式を取得するオプションを有し、2003年ヴェダント長期インセンティブプラン又はヴェダント従業員持株制度計画への参加を続ける者もいる。また、当社の取締役及び業務執行役員の中には、ヴェダントの取締役及び業務執行役員を兼ねる者もいる。当社の役員がヴェダント株式及びヴェダント株式を取得するオプションを有していること並びに当社取締役にヴェダントの業務執行役員が存在することにより、当社の取締役及び役員がヴェダントと当社に異なる影響を与え得る事項を決定すべき場合、潜在的な利益相反及び当社への忠実義務に関するその他の問題が発生し又は発生が予想される可能性がある。

ヴェダントからの要請により若しくはヴェダント・グループのその他の事業のために、上級経営陣を含む当社の経営陣が、当社の事業のみに注意を置かないか若しくは当社事業への焦点がそれ、又は結果として利益相反が生じる可能性がある。これにより、当社の事業、業績及び財政状態が重大な悪影響を被る可能性がある。

(f) ニューヨーク証券取引所規則における意味での外国民間発行体及び「被支配会社」としての、当社に適用されるニューYork証券取引所規則は、被支配会社でない米国内の発行体に対するものとは異なる。したがって、当社が遵守することを求められる企業統治基準はかかる会社に適用されるものとは異なることから、当社のADSの所持人が入手できる情報及び株主としての権利が制限される可能性がある。

当社は、ヴェダントに株式の過半数を所有されその支配に服することから、ニューYork証券取引所規則における意味での「被支配会社」に該当する。これにより、ヴェダントは、とりわけ当社の取締役会の構成を支配し、当社の経営及び方針を指示することができる。

当社は、外国民間発行体及び「被支配会社」として、取締役会の過半数を独立取締役とする義務等、ニューヨーク証券取引所の定める企業統治義務の一部を免除されている。当社に適用される企業統治基準は被支配会社でない米国内の発行体とは異なるため、当社株主及びADSの保有者は、かかる免除を受けていない会社の株主に対するニューヨーク証券取引所規則に基づく保護と同様の保護を受けることができない可能性がある。また、アガワル一族がヴェダントの株式の過半数を所有するヴォルカンの株式の過半数を所有することを通じて、当社の所有持分を相当程度有することが、当社の企業統治に対する投資家の見方に悪影響を与える可能性もある。インドの上場会社として且つ米国内の「被支配会社」として当社に適用される企業統治基準、及び被支配会社でない米国内の発行体に適用されるかかる基準の要約については、「―第5―5 コーポレート・ガバナンスの状況等」を参照のこと。

(4) インド企業への投資、世界の経済状況及び国際的な事業に関するリスク

(a) 当社の資産及び事業の大部分はインドに存在することから、当社はインドの規制、経済、社会及び政治における不確定要素の影響を受ける。

当社はインドにおいて設立され、当社の経営上重要な子会社であるHZL、BALCO及びケアン・インディアも同様にインドにおいて設立された。当社の資産及び従業員の大部分はインドに所在しており、当社は継続してインド国内の施設を発展及び拡大させていく予定である。その結果、当社の財務成績並びに株式及びADSの市場価格は、為替相場及び為替管理の変化、金利、課税方針を含む政府方針の変更、社会不安及び市民暴動並びにインド国内における又はインドに影響を与えるその他の政治的、社会的及び経済的な進展の影響を受ける。

インド政府は、インド経済に様々な面において多大な影響を与えてきたが、これは今後も持続される。1991年以降、インド政府は民間部門に対する規制の大幅緩和等による経済自由化政策を進めてきた。それにもかかわらず、インドの中央政府及び州政府のインド経済における生産者、消費者及び規制者としての役割は重要なままであり、またかかる自由化政策が継続されるという保証はない。経済自由化の速度は変化する可能性があるが、金属事業及び採鉱事業を営む会社に影響を与える特定の法律及び政策、対外投資、為替レート並びに国内投資に影響を与えるその他の問題もまた変化する可能性がある。さらに、過去に発生したような民営化に対する抵抗及び政府の汚職事件によって、自由化及び規制撤廃の速度が低下する可能性がある。政府の出資先の売却政策が変更された場合、当社が参画する可能性のある民営化計画が近い将来実施若しくは完了されるという保証、又はそもそも実施若しくは完了されるという保証はない。インドの経済自由化及び規制撤廃政策が大幅に変更された場合、特に民間部門に対する新しい規制が導入された場合、又は既存の規制が強化された場合、インドにおける事業及び経済の状況全般並びに当社事業に特に悪影響を及ぼす可能性がある。

(b) 当社の収益源の大部分はインドの国内市場であり、今までに例がなく且つ厳しい世界の市場及び経済の状況によりインドの経済成長率が低迷した場合、又はその他の原因により同様の低迷があった場合、当社の業績が悪影響を被る。

2014年度、当社の収益の約68.8%がインドの顧客への一次製品の販売によるものであった。当社の事業の業績及び成長は必然的にインド経済全体の健全性に依存している。政治不安若しくは地域紛争、世界各地での景気停滞に起因するか否かにかかわらず、インドの経済成長率が低迷した場合、当社が生産する一次製品への需要が重大な悪影響を被る可能性がある。インド経済は農業部門の業績によっても大きく牽引されている。農業部門はモンスーンの影響を強く受けるが、その勢力を予測するのは困難である。過去に、銅事業、亜鉛事業、アルミニウム事業及び電力事業を営む企業を含む製造業界並びにその顧客は、景気停滞により悪影響を被った。インド経済が将来低迷した場合、当社が生産する商品に対する需要、ひいては当社の事業、財政状態及び業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

(c) インド及び他の近隣諸国に関係するテロ攻撃及びその他の暴力行為により、当社の事業が直接悪影響を被る可能性、又はそれらの国でより一般的に顧客の信頼感が損なわれて投資が縮小し、これにより当社の製品への需要が減少する可能性がある。かかる場合、当社の事業、業績、財政状態及びキャッシュ・フローに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

インド及び他の近隣諸国に関係するテロ攻撃若しくはその他の暴力行為又は戦争により、インド市場及び世界の金融市場が悪影響を被る可能性がある。これらの事由が発生した場合、企業の信頼が損なわれ、景気停滞を引き起こし、当社の事業、業績、財政状態及びキャッシュ・フローに全体的に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

また、国際関係の悪化により、投資家が地域の安定に懸念を抱き、それにより当社の株式及びADSの株価が悪影響を被る可能性がある。

南アジアではまた、国内不安、テロ攻撃及び周辺諸国間、特にインドとパキスタンとの間での敵対行為がたびたび発生してきた。このような活動又はテロ攻撃が将来発生した場合、通信が途絶え国内外における移動がさらに困難になることでインド経済が悪影響を被り、インド企業への投資はリスクが高いという認識が広まる可能性がある。さらに、インドが軍事行為に関与し始めた場合、それが特に長期化する場合又は核兵器攻撃を受けるか若しくは核兵器を使用する可能性のある場合、当社は事業を継続できない可能性がある。

(d) 当社の採鉱施設及び生産施設が、インドにおける洪水及び地震等の自然災害又は環境条件の影響を受けた場合、当社の収益が減少する可能性がある。

当社の採鉱施設及び生産施設並びに販売網はインド全土にわたっている。2008年にトゥティコリンで発生し当社のトゥティコリンの施設を2、3日間閉鎖させた豪雨、2005年にムンバイ及びマハラシュトラ州の他の地域で発生した大雨や2006年にその他の州で発生した大雨のような洪水、大雨、豪雨及び地震等の自然災害により、当社の採鉱活動及び生産活動並びに販売網が崩壊し、保管設備が損害を受ける可能性がある。2006年と2013年の雨季にラジャスタン州及びグジャラート州で発生した猛烈な豪雨は、洪水を誘発し、これら地域を破壊した。マンガラ・フィールドの所在する地域も洪水を経験し、既存の油井用地及び道路に直接的に影響を及ぼした。インドのその他の地域でも近年、洪水、地震、津波及び干ばつが発生した。

当社の施設及び従業員は実質的にすべてがインドに所在しており、将来当社が自然災害の影響を受けないという保証はない。例えば、北部のフィールドからサラヤに原油を輸送するパイプラインは、その後2001年にリヒター・スケールで6.9を観測した地震の震源地であり、約30,000人の死亡者と地域のインフラに被害を残したブージの近くを通りグジャラートのボーガットのターミナルに到達する。当社のラジャスタン鉱区の原油生産計画は上述のパイプラインが火災、地震、洪水、嵐及び類似の事象に耐えることを前提としているが、当該パイプラインがこれらの事象に耐えるという保証はない。また、インド又は当社の事業が行われているインド国内の地域で干ばつ又は全般的な水不足が発生した場合、インド政府又は地方政府、州若しくはその他の当局が、飲料水及びその他公共に必要な水の供給を維持するために、当社及びその他の産業活動への水の供給を制限する可能性があり、それにより当社が操業を縮小又は中止する可能性がある。

(e) インド・ルピー、米ドル及びその他の通貨変動により当社の業績が重大な悪影響を被る可能性がある。

当社の収益は、実質的にすべて、主に米ドルを基準に決定される製品価格と結びついているが、当社の費用は、大部分がインド・ルピー建て、及びより少ない割合ではあるが、オーストラリア・ドル建て、スリランカ・ルピー建て、ユーロ建て、ナミビア・ドル建て、南アフリカ・ランド建て及びリベリア・ドル建てで発生し、支払われる。また、2014年度における収益の31.2%はインド国外の顧客への一次製品の販売によるものであった。インド・ルピーと米ドル、及びその他通貨と米ドルとの間の為替相場は近年かなり変動しており、将来においても大きく変動する可能性がある。「―第1―2 外国為替管理制度」を参照のこと。米ドルの価値がインド・ルピー若しくはその他通貨に対して下落した場合、当社の業績又は財政状態が悪影響を被る可能性がある。当社は、漸進的にそれぞれの満期に基づく短期のエクスポージャーをヘッジすることで、短期間の通貨変動が当社の事業に与える影響を緩和しようとしている。しかしながら、為替相場の大規模又は長期的な変動により当社の事業、財政状態又は業績が重大な悪影響を被る可能性がある。

(f) インドにおいてインフレが悪化するか又は石油若しくはその他の原料の価格が上昇した場合、当社はそれによる費用の増加分を顧客に転嫁することができず、収益性の悪化又は営業損失の発生に至る可能性がある。

インドは、供給を上回る需要により、卸売価格の近年における歴史的な水準のインフレを経験した。さらに、近年の国際的な原油価格は、歴史的な高値まで上昇する等著しく変動し、それにより輸送費用も上昇したが、その後、世界の経済状況の悪化に伴い、最近になり著しく下落した。石油価格の上昇が原因であると考えられるインフレ、輸送費用の上昇及び全般的なエネルギー価格の上昇又は特に一般コークス炭の価格の上昇により、当社の製品生産に必要な原料の調達費用が増加し、かかる増加分を顧客に転嫁することができない場合、当社の財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

(g) インドの厳格な労働法により当社の収益性が悪影響を受ける可能性がある。

インドの労働法は厳格であり、争議による解決及び勤務中に生じた傷害又は死亡に対する従業員への補償に関する詳細な手続並びに一時解雇の際の従業員への金銭的補償等を規定し、労働者の権利を保護している。これにより当社は柔軟な人材活用方針の維持、従業員の解雇又は従業員規模の縮小を行うことが困難になり、当社の事業、財政状態又は業績が悪影響を被る可能性がある。

(h) インド以外の国への投資に関連した政治的、経済的、社会的リスクは、当社の事業に悪影響を及ぼす可能性がある。

インドにおける操業に加え、当社は現在スリランカ、オーストラリア、ナミビア、南アフリカ、アイルランド及びバリエアを含む様々な管轄区域で操業している。これらの国のいくつかは政治的、経済的及び社会的発展の影響下にあり、個々に又は共同して、投資家に対するリスク（特定の発達した経済におけるものよりも予測又は評価が困難な場合がある。）を構成することがある。いかなる政治的不安も経済全体に悪影響を及ぼす可能性がある。これらの国で起こりうる政治的崩壊及び社会不安は潜在的に輸出に悪影響を及ぼすことがあり、したがって当社の事業、財政状態又は業績にも同様である。

(i) 世界の経済状況は、今までに例がなく且つ厳しいもので、インドの金融市場及びインド経済全般に悪影響を及ぼしており、今後も及ぼし続ける。これにより、当社の事業、財務成績並びに当社の株式及びADSの株価が重大な悪影響を被っており、また今後も被り続ける可能性がある。

世界の市場及び経済の状況は、今までに例がなく且つ厳しいものであり、過去数年間において、信用状況の悪化及び最も主要な経済における景気後退をもたらした。潜在的な長期間及び広範囲にわたる景気後退、エネルギー費用、地政学的問題、信用の可用性及び費用並びに世界の住宅及び住宅ローン市場による体系的な影響が引続き懸念されていることが、さまざまな経済における市場変動性が増加する原因及びこれらの経済に対する期待が低下する原因になった。かかる状況は、不安定な石油価格、事業及び消費者意欲の低下並びに失業の増加と相まって、今までに例のない水準の変動性が生じる原因になった。

かかる市場状況の結果、信用の費用及び可用性は、非流動的な信用市場及び信用スプレッドの拡大により悪影響を被っており、今後も被り続ける可能性がある。市場全般の安定性及び具体的な取引相手に対する懸念により、多くの債権者及び機関投資家が、企業向け及び消費者向けの信用提供を減らした、又は場合により中止した。これらの要因により、企業及び消費者による支出は一律に減少し、それに伴い世界のインフラ費用及び商品価格が減少・下落した。今も続く世界の市場及び経済の混乱並びに長引く企業及び消費者による支出の減少は、当社が満期債務を借り換えることができるか、また当社が流動性需要に応えるために資本市場を利用できるかといった、当社の流動性及び財政の状態並びに当社の顧客の流動性及び財政の状態に悪影響を及ぼす可能性がある。かかる世界の市場及び経済の状況は、インドの金融市場及びインド経済全般に悪影響を及ぼした。これにより、当社の事業、財務成績並びに当社の株式及びADSの株価が重大な悪影響を被っており、また今後も被り続ける可能性がある。例えば、世界の経済状況及び商品価格の下落への対応として、当社は、当社の事業、財政状態又は業績に重大な悪影響を及ぼした、コルバの複合施設にあるアルミニウム製錬所のうちの一つの操業を数年前に中止した。

(j) インドの法律と米国の法律では、また米国の株式公開会社に適用される企業統治基準と当社のような外国民間発行体に適用される企業統治基準との間には、株主の権利及び保護に関する規定に一定の違いがある。

当社はインドで設立されており、投資家は、インドの法律と米国の法律では株主の権利及び保護に関する規定が一部異なることに留意すべきである。また米国内の発行体と当社のような外国民間発行体との間では、適用される企業統治基準に一定の違いがある。「一第1-1 会社制度等の概要- (2) 提出会社の定款等に規定する制度-株主の権利」を参照のこと。

SEBI及びインドの各証券取引所は、インドの証券市場における開示基準及びその他の規制基準を改善し、設定する責任がある。SEBIは開示義務、インサイダー取引及びその他の事項に関する規則及びガイドラインを発表している。それにもかかわらず、インドの証券市場による規制及び監督の水準とインドの投資家及びブローカーの活動の透明性が、米国におけるものとは異なることから、インドの会社の公開情報は、米国の株式公開会社の通常の公開情報よりも少ない可能性がある。同様に、当社の株式が上場しているNSE及びBSEの規則に基づく開示義務は、ニューヨーク証券取引所が株式公開会社に課す開示義務より少ない可能性がある。

5【経営上の重要な契約等】

以下は、それぞれ、当社が当事者となっており、本書の日付に先立つ直前の2年間に通常の業務外において締結された当社の重要な契約の要約である。

(1) ヴェダンタとの駐在員事務所契約

SIILは、2005年3月29日に、ヴェダンタと駐在員事務所契約を締結し、ヴェダンタは、当社の海外での業務の促進及び資金の調達を可能とするために技術及び営業に関する資料を提供すること、及び、当社の非独占的な海外駐在員事務所となることに合意した。当社は、ヴェダンタに対し年間2.0百万米ドルを支払うことに合意した。本契約は、2013年3月31日に失効した。

組織再編取引の効力発生後、2014年5月20日に、当社はヴェダンタとの間で、本契約を同様の条件で期間5年で更新した。更新後の本契約に基づき、当社は、ヴェダンタに対し年間2.0百万米ドルを支払うことに合意している。本契約は、2018年3月まで有効である。

(2) ヴェダンタとのコンサルタント契約

SIILは、2005年3月29日に、ヴェダンタとの間で、当社が当社の成長計画を達成及び遂行し、必要な資金を調達できるよう、当社及び当社の子会社に対し、ヴェダンタが様々な事業分野において戦略計画及びコンサルタント業務を提供することを内容とするコンサルタント契約を締結した。本契約の条件は、当社及びヴェダンタとの間で交渉され、当社は公正且つ合理的であると確信している。本契約に基づき、ヴェダンタは、同社の従業員を当社が利用出来ることを確実にすることに同意している。本契約において参考として使用された予想報酬額（2005年度の予想年間原価予算の関連する部分に40.0%の上乗せ額を加算した金額に基づく。）は、年間3.0百万米ドルであった。本契約は、2013年3月31日に失効した。

組織再編取引の効力発生後、2014年5月20日に、当社はヴェダンタとの間で、本契約を同様の条件で期間5年で更新した。本契約は、2018年3月まで有効である。本契約に基づき、ヴェダンタは、同社の従業員を当社が利用出来ることを確実にすることに同意しており、当社はヴェダンタに対し、特に業務の提供に要した時間及び関連費用を基礎に、業務への報酬を支払うことに同意している。当社は、これについて、年間3.0百万米ドルを支払うことに合意している。

(3) ヴェダンタとの外部業務委託契約

SIILは2010年4月1日、ヴェダンタと業務契約を締結し、当社はヴェダンタの時々要請に応じて監査業務、財務、及び関連業務を提供することに合意した。これを考慮し、ヴェダンタは年間総額0.2百万米ドルの役務対価を当社に支払うことに合意した。

組織再編取引の効力発生後、2014年5月20日に、当社はヴェダンタとの間で、本契約を期間5年で更新した。本契約は、2018年3月まで有効であり、ヴェダンタは年間総額0.35百万米ドル（かかる金額は毎年10.0%ずつ増額される。）の役務対価を当社に支払うことに合意した。

(4) 未払債務

詳細は、連結財務書類に対する注記18「借入債務」を参照のこと。

6【研究開発活動】

「―第2―3 事業の内容」及び「―7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」を参照のこと。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

連結財務データの抜粋

本書に掲載されている2010年3月31日、2011年3月31日、2012年3月31日、2013年3月31日及び2014年3月31日現在並びに2010年3月31日、2011年3月31日、2012年3月31日、2013年3月31日及び2014年3月31日に終了した各年度における当社の連結財務書類は、IFRSに準拠する。

以下に記載する2012年度、2013年度及び2014年度の主要な連結損益計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書並びに2013年3月31日現在及び2014年3月31日現在の主要な連結貸借対照表データは、当社の独立登録監査法人であるデロイト・ハスキンス・アンド・セルズ・エルエルピー（Deloitte Haskins & Sells LLP）（インド、ムンバイ）により監査された、当社の監査済み連結財務書類から得たものである。ムンバイのデロイト・ハスキンス・アンド・セルズ公認会計士事務所は、2008年LLP法第58条に基づき、2013年11月20日付で名称をデロイト・ハスキンス・アンド・セルズ・エルエルピーという有限責任事業組合に変更した。当社の過去の業績は、必ずしも将来の期間における当社の業績予想を示すものではない。

下記の表における財務情報は、IFRSに基づく。

(単位：百万ルピー（ただし、株式数の単位は株、1株当たりの金額の単位はルピー）)					
3月31日に終了した年度					
	2010年 (再計算後)	2011年 (再計算後)	2012年 (再計算後)	2013年 (再計算後)	2014年
収益	327,639	447,610	598,116	722,303	725,243
売上原価	(228,321)	(313,066)	(435,993)	(556,663)	(557,900)
粗利益	99,318	134,544	162,123	165,640	167,343
その他営業利益	4,311	6,917	2,252	3,791	4,541
流通費	(14,347)	(22,126)	(32,151)	(16,430)	(12,127)
管理費	(11,595)	(16,950)	(24,699)	(23,490)	(32,229)
営業利益	77,687	102,385	107,525	129,511	127,528
投資収益及びその他の利益	16,074	20,559	23,583	34,931	42,165
金融及びその他費用	4,409	(5,015)	(46,323)	(54,716)	(72,821)
関連会社連結利益に対する持分	-	-	4,404	-	-
税引前利益	98,171	117,929	89,189	109,726	96,872
法人所得税費用	(16,962)	(24,406)	(7,710)	7,502	(34,646)
当期純利益	81,209	93,523	81,479	117,228	62,226
以下に帰属する利益合計：					
親会社の株主	63,715	73,711	51,811	62,363	15,466
非支配持分	17,494	19,812	29,668	54,865	46,760
1株当たり利益（連結財務書類の注記29を参照のこと。）					
基本的	21.5	24.9	17.47	21.03	5.22
希薄化後	21.5	22.9	17.47	21.03	5.22
株式数（株）					
期末	2,965,004,872	2,965,004,872	2,965,004,871	2,965,004,871	2,965,004,871
加重平均	2,965,004,872	2,965,004,872	2,965,004,871	2,965,004,871	2,965,004,871
希薄化後	2,965,004,872	3,046,447,432	2,965,004,871	2,965,004,871	2,965,004,871
1株当たり宣言配当 ⁽¹⁾⁽²⁾					3.25

- (1) 2013年4月29日、SIILの取締役会は、2013年度に係る1株当たり1.20ルピーの中間配当を宣言した。4,033百万ルピーの配当は、2013年5月14日に支払われた。2013年10月31日、SSLの取締役会は、2014年度に係る1株当たり1.50ルピーの中間配当を宣言した。4,447百万ルピーの配当は、2013年11月13日に支払われた。2014年度に係る1株当たり1.75ルピーの期末配当は、2014年4月29日に当社取締役会により提案され、2014年7月11日の年次株主総会で当社株主により承認された。総額5,188百万ルピーの配当は、2014年7月15日に支払われた。
- (2) SIILは、2010年3月31日、2011年3月31日、2012年3月31日及び2013年3月31日に終了した各年度に係る、1株当たりそれぞれ3.75ルピー、1.10ルピー、2.00ルピー及び2.30ルピーの配当を宣言し、支払った。
- (3) 2010年3月31日、2011年3月31日、2012年3月31日及び2013年3月31日に終了した期間における損益の連結損益計算書は、関係会社間の取引の影響を反映するため、再計算されている。詳細については、当社の財務書類の注記1及び3.D.「企業結合」を参照のこと。
- (4) 2010年6月11日、当社の株主は、当社が額面2ルピーから額面1ルピーへの株式分割を行うことを承認した。当社の株主はまた、1株1ルピー当たり1株1ルピーの割合による無償株式発行を承認した。

(単位：百万ルピー)

3月31日現在

	2010年 (再計算後)	2011年 (再計算後)	2012年 (再計算後)	2013年 (再計算後)	2014年
連結貸借対照表データ：					
現金及び現金同等物	5,572	24,394	65,270	15,199	12,960
制限付の現金及び現金同等物	105	39	154	706	2,463
資産合計	948,561	1,177,761	2,209,684	2,414,382	2,581,939
純資産	594,442	696,483	1,058,786	1,183,269	1,262,343
長期借入金	128,413	115,563	546,704	523,038	547,375
短期借入金	36,745	122,947	129,928	178,413	161,728
親会社の株主に帰属する持分合計	507,178	586,780	620,809	680,609	699,570

(単位：百万ルピー)

	3月31日に終了した年度				
	2010年 (再計算後)	2011年 (再計算後)	2012年 (再計算後)	2013年 (再計算後)	2014年
キャッシュ・フロー・データ：					
調達（使用）されたキャッシュ純額：					
営業活動	78,690	116,379	154,064	97,110	56,199
投資活動	(214,310)	(157,215)	(484,939)	(153,176)	(52,631)
財務活動	134,076	59,771	370,706	1,855	(6,280)
セグメント・データ：					
外部顧客に対する収益：					
亜鉛（インド）	79,434	98,444	111,319	123,241	131,980
亜鉛（海外）	—	9,961	41,272	43,475	40,156
石油及びガス [*]	—	—	44,944	175,518	187,103
鉄鉱石	66,131	99,851	88,248	26,054	16,516
銅	130,608	156,610	201,647	217,262	205,577
アルミニウム	40,385	71,590	82,195	99,073	107,790
電力	11,081	11,154	26,088	34,169	35,076
その他	—	—	2,403	3,511	1,045
合計	327,639	447,610	598,116	722,303	725,243
営業利益／（損失）：					
亜鉛（インド）	44,070	50,914	54,060	58,341	61,696
亜鉛（海外）	—	1,592	6,008	5,078	2,484
石油及びガス [*]	—	—	16,887	50,370	53,942
鉄鉱石	21,483	34,533	23,115	(77)	(5,476)
銅	3,141	9,198	7,765	8,517	8,876
アルミニウム	3,927	3,628	(2,585)	960	4,979
電力	5,075	3,310	2,335	6,393	1,494
その他	(9)	(790)	(60)	(71)	(467)
合計	77,687	102,385	107,525	129,511	127,528
セグメント利益／（損失）： ⁽²⁾					
亜鉛（インド）	47,124	55,343	59,296	64,227	68,642
亜鉛（海外）	—	4,247	17,367	15,712	12,829
石油及びガス [*]	—	—	33,825	128,502	139,453
鉄鉱石	31,789	48,154	34,229	4,530	(2,700)
銅	5,124	11,247	9,938	10,868	11,429
アルミニウム	9,246	13,426	7,742	11,285	16,131
電力	5,985	4,527	6,299	11,551	7,429
その他	(8)	(789)	(60)	(61)	(257)
合計	99,260	136,155	168,636	246,614	252,956

* 「2012年」とは、2011年12月8日から2012年3月31日までの期間を表す。

- (1) 2010年3月31日、2011年3月31日、2012年3月31日及び2013年3月31日現在の連結財政状態計算書、並びに2010年3月31日、2011年3月31日、2012年3月31日及び2013年3月31日に終了した各期間に係る連結損益計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書の数値は、関係会社間の取引の影響を反映するため、再計算されている。詳細については、当社の財務書類の注記1及び3.D.「企業結合」を参照のこと。
- (2) セグメント利益はIFRS第8号に基づき記載されており、営業利益から減価償却費及び償却費を除外して算出される。セグメント利益は、他社により報告されている類似の尺度とは、計算方法が一貫していない可能性があることから、比較することができない場合がある。当社は、セグメント利益が当社の業績を示す尺度であり、当社の業界に属する企業を評価するために投資家及びアナリストにより使用されていると確信しているため、セグメント利益を記載した。当社のセグメント利益は、IASBにより発行されたIFRSに従って報告された財務成績及び流動性のその他の尺度の代替としてではなく、これらに加えて考慮されるべきものである。当社は、セグメント利益の表示において使用した補足調整の記載は、当社の中核事業の業績に関係がないと当社経営陣が判断する費用を除外し、当社の基準となる業績を明確に示す尺度であるため、適切であると確信している。また、セグメント利益は、当社の経営陣が将来の期間の計画及び予測の基準に用いる主要な指標の一つである。以下の表は、表示された期間における営業利益をセグメント利益に調整したものである。

(単位：百万ルビー)

3月31日に終了した年度					
	2010年 (再計算後)	2011年 (再計算後)	2012年 (再計算後)	2013年 (再計算後)	2014年
亜鉛（インド）：					
営業利益	44,070	50,914	54,060	58,341	61,696
加算：					
減価償却費及び償却費	3,054	4,429	5,236	5,886	6,946
セグメント利益	47,124	55,343	59,296	64,227	68,642
亜鉛（海外）：					
営業利益	—	1,592	6,008	5,078	2,484
加算：					
減価償却費及び償却費 ⁽¹⁾	—	2,655	11,359	10,634	10,345
セグメント利益	—	4,247	17,367	15,712	12,829
石油及びガス：					
営業利益	—	—	16,887	50,370	53,942
加算：					
減価償却費、減耗償却費及び償却費	—	—	16,938	78,132	85,511
セグメント利益	—	—	33,825	128,502	139,453
鉄鉱石：					
営業利益／(損失)	21,483	34,533	23,115	(77)	(5,476)
加算：					
減価償却費及び償却費	10,306	13,621	11,114	4,607	2,776
セグメント利益／(損失)	31,789	48,154	34,229	4,530	(2,700)
銅：					
営業利益	3,141	9,198	7,765	8,517	8,876
加算：					
減価償却費及び償却費	1,983	2,049	2,173	2,351	2,553
セグメント利益	5,124	11,247	9,938	10,868	11,429
アルミニウム：					
営業利益／(損失)	3,927	3,628	(2,585)	960	4,979
加算：					
減価償却費及び償却費 ⁽²⁾	5,319	9,797	10,327	10,325	11,152
セグメント利益	9,246	13,426	7,742	11,285	16,131
電力：					
営業利益	5,075	3,310	2,335	6,393	1,494
加算：					
減価償却費及び償却費	910	1,217	3,964	5,158	5,935
セグメント利益	5,985	4,527	6,299	11,551	7,429
その他：					
営業利益／(損失)	(9)	(790)	(60)	(71)	(467)
加算：					
減価償却費及び償却費	1	1	—	10	210
セグメント利益／(損失)	(8)	(789)	(60)	(61)	(257)

- (1) 2014年度に係る2,873百万ルピーの減損費用を含む。
(2) 2014年度に係る668百万ルピーの減損費用を含む。
(3) 2010年3月31日、2011年3月31日、2012年3月31日及び2013年3月31日に終了した各期間に係る連結損益計算書の数値は、関係会社間の取引の影響を反映するため、再計算されている。詳細については、当社の財務書類の注記1及び3.D.「企業結合」を参照のこと。

(単位：(別段の定めがない限り)米ドル／1トン当たり)
3月31日に終了した年度

	単位	2012年	2013年	2014年
製錬費及び精錬費 (TcRc) ⁽¹⁾	米セント／1ポンド当たり	14.5	12.8	16.6
副産物収益控除前製造原価 ⁽²⁾				
亜鉛 (インド) ⁽³⁾	米ドル	1,156	1,111	1,069
亜鉛 (海外) ⁽⁴⁾	米ドル	1,233	1,165	1,300
石油及びガス ⁽⁵⁾	米ドル／1等量バレル当たり	17.4	22.2	20.9
鉄鉱石 ⁽⁶⁾	米ドル	33.7	41.3	40.9
銅の製錬及び精錬に係る費用 ⁽⁷⁾	米セント／1ポンド当たり	19.4	20.1	18.8
アルミニウム ⁽⁸⁾	米ドル	2,101	1,887	1,664
電力 — ジャルスグダにおける2,400メガワットの発電所	ルピー／1ユニット当たり	2.6	2.1	2.1
副産物純収益控除製造原価 ⁽²⁾				
亜鉛 (インド) ⁽³⁾	米ドル	1,010	981	985
亜鉛 (海外) ⁽⁴⁾	米ドル	1,139	1,089	1,167
石油及びガス ⁽⁵⁾	米ドル／1等量バレル当たり	17.4	22.2	20.9
鉄鉱石 ⁽⁶⁾	米ドル	33.7	41.3	40.9
銅の製錬及び精錬に係る費用 ⁽⁷⁾	米セント／1ポンド当たり	0.0	8.7	9.7
アルミニウム ⁽⁸⁾	米ドル	2,091	1,879	1,658
電力 — ジャルスグダにおける2,400メガワットの発電所	ルピー／1ユニット当たり	2.6	2.1	2.1

- (1) 当該期間における当社の実現製錬費及び精錬費の平均を示す。
(2) 1ユニット当たりの製造原価は、IASBにより発行されたIFRSにおいて認められた尺度ではない。製造原価は当社の業績を評価するために当社の経営陣により使用されている主要業績評価指標である為、記載した。また当社は、製造原価は当社の業界の企業を評価するために投資家及びアナリストにより使用されていると確信している。当社の業績は、当社が事業を効率よく行い、低い製造原価を維持できるか否かにより重大な影響を受ける。鉱石から金属を回収する際の効率性、工程の改善、副産物の管理及び生産性の向上により、当社のコストは削減できる。当社の製造原価の算定は、IASBにより発行されたIFRSに従って報告された財務成績及び流動性のその他の尺度の代替としてではなく、これらに加えて考慮されるべきものである。製造原価は、当社の事業の業績を測定する尺度である。当社の尺度は他社により報告されている類似の尺度とは比較することができない場合があるものの、この尺度は他の金属会社も記載している。

下記に示される当社の金属製品の製造原価について、当社は以下の基準で記載する。

1) 副産物収益控除前製造原価：

金属の製造費及び加工費に係る（自社鉱山での光熱費、鉱石の抽出費及び加工費、労務費及びその他の製造経費等の）現金流出を伴う直接製造原価を示すが、減価償却費及び利息支払額は含まれない。

2) 副産物純収益控除製造原価：

当該費用は、副産物収益控除前製造原価から製造及び加工の工程で生じる副産物の売却時に当社が受領する金額を差し引いた金額を示す。副産物収益の相殺は、当社の業界において同業者により使用されている一般的な計量方法である為、当社の経営陣及び投資家が当業界における当社のコスト競争力を同業者と比較する際に有用となる。

当社は、各金属に係る製造原価について以下に説明する。

- ・ 亜鉛鉱石の抽出から亜鉛金属の製造までを行う一貫生産型事業である亜鉛（インド）事業の副産物収益控除前製造原価は、鉱石の抽出及び鉱石を亜鉛金属インゴットに加工するための費用から成る。採掘事業につい

て支払われる採掘料も製造原価に含まれる。副産物純収益控除製造原価は、副産物収益控除前製造原価と、副産物収益、すなわち製造原価から控除される副産物である硫酸から得られる純収益を業界の慣行に従い反映している。副産物収益控除前及び副産物純収益控除の総現金費用を、製造された亜鉛金属の総トン量で除すことにより、製造された亜鉛金属1トン当たりの副産物収益控除前及び副産物純収益控除の製造原価を計算する。当社の亜鉛（インド）セグメントは、主として亜鉛インゴットから成る。銀は鉛の製錬過程で生じる副産物であり、鉛に関しても亜鉛の副産物に過ぎない。したがって、亜鉛（インド）事業の製造原価には、亜鉛インゴットに係る費用のみが含まれており、鉛及び銀に係る費用は含まれない。

- ・ 当社の亜鉛（海外）事業は、ナミビアのスコープION鉱山及び精錬所、南アフリカのブラック・マウンテン鉱山及びバイルランドのリシオン鉱山により構成されている。スコープION・マイニング・カンパニー（プロプライエタリー）リミテッド及びその子会社（以下「スコープION」という。）は、特に高品位の亜鉛インゴットを産出している。その結果、スコープION鉱山における副産物収益控除前製造原価は、亜鉛鉱石の採掘並びに精錬所における洗脱精錬及び電解採取による亜鉛の生産に係る総直接費から成る。スコープION鉱山は、重要な副産物を一切生産していない。ブラック・マウンテン鉱山における亜鉛の副産物収益控除前製造原価は、直接採掘費、精錬費、製錬費及び精錬費並びに直接サービス費から成る。副産物純収益控除製造原価は、副産物収益控除前製造原価と、副産物収益、すなわち銅によって得られる収益を業界の慣行に従い反映している。ブラック・マウンテン鉱山においては、銀は鉛の製錬過程で生じる副産物であり、鉛に関しても亜鉛の副産物にしか過ぎない。したがって、ブラック・マウンテン鉱山における製造原価には、亜鉛インゴットに係る費用のみが含まれており、鉛及び銀に係る費用は含まれない。リシオン鉱山は、亜鉛精錬及び鉛精錬を生産している。したがって、リシオン鉱山における副産物収益控除前製造原価は、直接採掘費、粉碎処理費及び諸経費、製錬費及びその他の直接現金費用から成る。副産物収益控除製造原価は、副産物収益控除前製造原価と、副産物収益、すなわち鉛及び銀によって得られる収益を業界の慣行に従い反映している。支払われた採掘料も製造原価に含まれる。副産物収益控除前及び副産物純収益控除の総現金費用を製造された亜鉛金属又は製造された亜鉛精錬中の亜鉛金属の総トン量で除すことにより、製造された亜鉛金属又は製造された亜鉛精錬中の亜鉛金属1トン当たりの副産物収益控除前及び副産物純収益控除の製造原価を計算する。
- ・ 石油セグメント及びガス・セグメントにおける製造原価は、原油及び天然ガスの生産のための費用（租税、採掘料（ラジャスタ鉱区を除く。）等の法定課徴金及び生産物分与契約に基づき支払われる生産支払金を含む。）並びにとりわけ人件費、設備、発電所の修理及び維持にかかる費用及び前記施設のための燃料、注水、保険、及び原油及び天然ガスの貯蔵、輸送及び運輸等の営業費用から成り立っている。総製造原価を、生産された石油及びガスの純生産量で除すことにより、1石油換算バレル当たりの製造原価を計算する。
- ・ 鉄鉱石の場合、製造原価は鉄鉱石の採掘費用及び加工費用に関連するものである。採掘事業について支払われる採掘料も製造原価に含まれる。総現金費用を、生産された鉄鉱石の総トン量で除すことにより、鉄鉱石1トン当たりの製造原価を計算する。当社の鉄鉱石セグメントには、冶金コークス及び銑鉄が含まれる。ただし、鉄鉱石事業の製造原価には、鉛及び銀に係る費用は含まれない。
- ・ 銅の場合、副産物及び遊離銅による収益控除前の製造原価は当社の注文製錬事業及び精錬事業のみに関連するものであり、採掘事業には関連しない。製造原価は、銅精錬を銅陰極に加工する際の費用から成り、銅陽極をトウティコリンからスィルヴァーサーに輸送する際の費用も含まれる。副産物及び遊離銅による純収益控除製造原価は、副産物及び遊離銅による収益控除前の製造原価、注文製錬業者における世界的な原価報告の慣行に従って現金費用から控除される副産物、硫酸及び購入した銅金属を上回って回収した銅金属の売却による純収益を反映している。副産物及び遊離銅による収益控除前の製造原価並びに副産物及び遊離銅による純収益控除の総現金費用を、製造された銅金属の総ポンド量で除すことにより、製造された銅金属1ポンド当たりの副産物及び遊離銅による収益控除前並びに副産物及び遊離銅による純収益控除の製造原価を計算する。
- ・ アルミニウムの製造原価は、BALCO及びオディシャ州でのアルミニウム事業における平均製造原価を含む。副産物収益控除前製造原価は、アルミナの購入費用並びにボーキサイトの製造及びボーキサイト／アルミナからアルミニウム金属への加工に係る費用を含む。副産物純収益控除製造原価は、副産物収益控除前製造原価と、副産物収益、すなわちバナジウム等の副産物の売却から得られる純収益を業界の慣行に従い反映している。副産物収益控除前及び副産物純収益控除の総現金原価を製造された溶銑の総量で除すことにより、製

造されたアルミニウム溶銑1トン当たりの副産物収益控除前及び副産物純収益控除の製造原価を計算する。製造原価の産出にあたり（鑄造の付加価値費用を含まない。）溶銑製造がアルミニウム金属産業において一般的に使用されている尺度であるため、本書中で開示されている製造原価の算出にあたっては、鑄造金属の生産高の代わりに溶銑の生産高が用いられている。

計上する金属1ポンド若しくは1トン当たり又は1石油換算バレル当たりの米ドル製造原価を計算する際には、副産物収益控除前及び副産物純収益控除の製造原価を当該年度の期中平均為替レートで除している。

- ・ ジャルスグダにおける2,400メガワットの発電所（274メガワットのHZL発電所、270メガワットのBALCO発電所及び106.5メガワットのMALCOの発電所を除く。）における電力の製造原価には、発電に使用される石炭及びその他の液体燃料に係る費用並びに操業費、維持費及び人件費を含む諸経費が含まれる。総原価を稼働している発電所の総基数で除すことにより、1基当たりの発電に係る製造原価を計算する。

(単位：百万ルピー (生産高及び製造原価を除く。))

3月31日に終了した年度

	2010年 (再計算後)	2011年 (再計算後)	2012年 (再計算後)	2013年 (再計算後)	2014年
垂鉛 (インド) : ⁽²⁾					
セグメント収益	79,434	98,444	111,319	123,241	132,811
控除:					
セグメント利益	(47,124)	(55,343)	(59,296)	(64,227)	(68,642)
	32,310	43,101	52,023	59,014	64,169
控除:					
委託製錬費 (原材料費を含む)	—	(1,651)	(3,121)	(6,805)	—
半製品売上原価	(3,060)	(1,699)	(149)	(1,806)	(3,461)
鉛金属売上原価	(2,652)	(3,028)	(5,260)	(6,962)	(8,115)
その他 ^(c)	(1,406)	(815)	(1,451)	(2,506)	(4,146)
副産物収益調整前合計	25,192	35,908	42,042	40,934	48,447
副産物収益	(1,871)	(3,762)	(5,315)	(4,766)	(3,821)
副産物収益調整後合計	23,321	32,146	36,727	36,168	44,626
生産高 (トン)	578,411	712,471	758,716	676,923	749,167
副産物収益控除前製造原価 (米ドル／ 1トン当たり) ^(a)	918	1,106	1,156	1,111	1,069
副産物純収益控除製造原価 (米ドル／ 1トン当たり) ^(a)	850	990	1,010	981	985
垂鉛 (海外) : ⁽²⁾					
セグメント収益	—	9,961	42,771	43,475	40,156
控除:					
セグメント利益	—	(4,247)	(17,367)	(15,712)	(12,829)
	—	5,714	25,404	27,763	27,327
控除:					
半製品売上原価	—	(82)	—	—	—
製錬費及び精錬費 (TcRc)	—	—	4,340	3,344	4,191
鉛金属売上原価	—	(453)	(6,240)	(5,336)	(4,631)
その他 ^(c)	—	(345)	(2,228)	(3,351)	(2,900)
副産物収益調整前合計	—	4,834	21,276	22,421	23,987
副産物収益	—	(706)	(1,621)	(1,459)	(2,464)
副産物収益調整後合計	—	4,128	19,655	20,962	21,522
生産高 (トン)	—	80,066	359,730	353,404	304,945
副産物収益控除前製造原価 (米ドル／ 1トン当たり) ^(a)	—	1,324	1,233	1,165	1,300
副産物純収益控除製造原価 (米ドル／ 1トン当たり) ^(a)	—	1,131	1,139	1,089	1,167

(単位：百万ルピー (生産高及び製造原価を除く。))

3月31日に終了した年度

	2010年 (再計算後)	2011年 (再計算後)	2012年 (再計算後)	2013年 (再計算後)	2014年
石油及びガス：					
セグメント収益	—	—	44,944	175,518	187,103
控除：					
セグメント利益	—	—	(33,825)	(128,502)	(139,453)
	—	—	11,119	47,016	47,650
控除：					
失敗した探査に生じた費用	—	—	(709)	(2,821)	(653)
その他の収益	—	—	180	1,025	379
事前打ち合わせ費用	—	—	(67)	(194)	(242)
その他 ^(c)	—	—	(2,954)	(5,217)	(5,575)
副産物収益調整前合計	—	—	7,569	39,810	41,560
副産物収益	—	—	—	—	—
副産物収益調整後合計	—	—	7,569	39,810	41,560
生産高 (百万石油換算バレル) ^(b)	—	—	8.57	33.00	32.89
副産物収益控除前製造原価 (米ドル／ 1等量バレル当たり) ^(a)	—	—	17.4	22.2	20.9
副産物純収益控除製造原価 (米ドル／ 1等量バレル当たり) ^(a)	—	—	17.4	22.2	20.9
鉄鉱石：					
セグメント収益	66,131	99,851	88,339	26,119	16,558
控除：					
セグメント利益	(31,789)	(48,154)	(34,229)	(4,530)	2,700
	34,342	51,697	54,110	21,589	19,258
控除：					
半製品売上原価	(4,328)	(8,899)	(8,018)	(9,309)	(16,340)
輸出税	(1,476)	(6,620)	(16,233)	(4,430)	—
その他 ^(c)	(6,105)	(7,549)	(7,665)	500	810
副産物収益調整前合計	22,433	28,629	22,194	8,351	3,728
副産物収益	—	—	—	—	—
副産物収益調整後合計	22,433	28,629	22,194	8,351	3,728
生産高 (百万トン (乾燥質量)) ^(b)	19.22	18.84	13.75	3.71	1.51
副産物収益控除前製造原価 (米ドル／ 1トン (乾燥質量) 当たり) ^(a)	24.6	33.3	33.7	41.3	40.9
副産物純収益控除製造原価 (米ドル／ 1トン (乾燥質量) 当たり) ^(a)	24.6	33.3	33.7	41.3	40.9

(単位：百万ルピー (生産高及び製造原価を除く。))

3月31日に終了した年度

	2010年 (再計算後)	2011年 (再計算後)	2012年 (再計算後)	2013年 (再計算後)	2014年
銅： ⁽²⁾					
セグメント収益	130,608	156,610	201,647	217,374	205,879
控除：					
セグメント利益	(5,124)	(11,247)	(9,938)	(10,868)	(11,429)
	125,484	145,363	191,709	206,506	194,450
控除：					
購入精鉱／岩石	(114,923)	(135,651)	(181,766)	(193,200)	(182,399)
川下製品原価	(1,543)	(1,638)	(1,481)	(2,163)	(3,354)
その他 ^(c)	(3,382)	(2,153)	(1,779)	(2,630)	(1,295)
副産物及び遊離銅収益調整前合計	5,636	5,921	6,683	8,513	7,402
副産物収益	(853)	(2,717)	(3,976)	(2,165)	(1,208)
遊離銅純売上高	(1,128)	(1,969)	(2,708)	(2,647)	(2,385)
副産物及び遊離銅収益調整後合計	3,655	1,235	(1)	3,701	3,809
生産高 (トン)	334,202	303,991	325,877	353,154	294,434
副産物及び遊離銅収益控除前製造原価 (米セント／1ポンド当たり) ^(a)	16.1	19.4	19.4	20.1	18.8
副産物及び遊離銅純収益控除製造原価 (米セント／1ポンド当たり) ^(a)	10.5	4.0	0.0	8.7	9.7
アルミニウム： ⁽²⁾					
セグメント収益	40,385	71,590	82,302	99,633	107,989
控除：					
セグメント利益	(9,246)	(13,426)	(7,742)	(11,285)	(16,131)
	31,139	58,164	74,560	88,348	91,858
控除：					
半製品売上原価	(304)	—	—	—	—
川下製品原価	(2,244)	(3,629)	(4,122)	(5,140)	(4,230)
その他 ^(c)	12,475	839	(1,887)	(3,613)	(7,540)
副産物収益調整前合計	41,066	55,374	68,551	79,594	80,087
副産物収益	(126)	(229)	(290)	(299)	(281)
副産物収益調整後合計	40,940	55,145	68,261	79,296	79,807
生産高 (溶銑) (トン)	542,802	644,193	680,461	774,851	795,728
副産物収益控除前製造原価 (米ドル／ 1トン当たり) ^(a)	1,595	1,886	2,101	1,887	1,664
副産物純収益控除製造原価 (米ドル／ 1トン当たり) ^(a)	1,591	1,878	2,091	1,879	1,658
電力：					
セグメント収益	11,081	11,154	28,473	36,365	37,638
控除：					
セグメント利益	(5,985)	(4,527)	(6,299)	(11,551)	(7,429)
	5,096	6,627	22,174	24,814	30,209
控除：					
BALCO、HZL及びMALCOにおける電力 費	(5,096)	(6,627)	(8,188)	(8,286)	(9,456)
その他 ^(c)	—	—	(1,828)	(2,555)	(4,710)

合計	—	—	12,157	13,973	16,043
生産高 (MU) ^(b)	—	—	4,637	6,718	7,625
副産物収益控除前製造原価 (1基当たり)	—	—	2.6	2.1	2.1
副産物純収益控除製造原価 (1基当たり)	—	—	2.6	2.1	2.1

* 「2012年」とは、2011年12月8日から2012年3月31日までの期間を表す。

- (a) 製造原価の算出にあたり使用された為替レートは、期中RBI参照レートに基づいており、2010年3月31日、2011年3月31日、2012年3月31日、2013年3月31日及び2014年3月31日に終了した各年度の期中RBI参照レートは、それぞれ1.00米ドル当たり47.42ルピー、45.58ルピー、47.95ルピー、54.45ルピー及び60.50ルピーであった。
- (b) 生産高は、HZLの274メガワットの風力発電所、BALCOの270メガワットの発電所及びMALCOの106.5メガワットの発電所により発電されたユニットを含まない。
- (c) 「その他」には、本社による支出、管理費、販売費及び流通費、探査費用、在庫変動、外国為替変動、病院建設等の企業の社会的責任を果たすための大規模な取り組みのための費用並びにその他の営業利益が含まれる。これらの費用は間接費であり、製造に係る直接現金費用とは関係がない為、製造原価の算出からは除外されている。
- (d) 2010年3月31日、2011年3月31日、2012年3月31日及び2013年3月31日に終了した各期間の連結損益計算書の数値は、関係会社間取引の影響を反映するため、再計算されている。詳細については、当社の財務書類の注記1及び3.D.「企業結合」を参照のこと。

当社の事業、財政状態及び業績に関する以下の考察は、本書に掲載されている当社の連結財務書類及び関連する注記と併せて読まれるべきものである。以下の考察には、将来的に発生する事象及び財務成績に関する現在の見解を反映した将来予測に関する記述も含まれている。当社の実際の業績は、本書中の「4 事業等のリスク」及びその他の部分に記載される要因並びに以下の要因等、特定の要因により、将来予測に関する記述において予測される業績と大きく異なることがある。当社の連結財務書類及び財務情報に関する以下の考察は、IASBによって発行されたIFRSに準拠して作成されている。

(1) 概要

当社は、鉱物、石油及びガスの探査、採掘並びに処理を行う、多様な天然資源を扱う企業である。当社は、亜鉛、鉛、銀、石油及びガス、銅、アルミニウム、鉄鋼並びに商業用エネルギーを生産しており、インド、南アフリカ、ナミビア、アイルランド、オーストラリア、アラブ首長国連邦、リベリア及びスリランカに進出している。当社は、近年、様々な増設工事、2002年及び2001年にそれぞれ取得した当社の亜鉛事業及びアルミニウム事業、インド政府の投資引揚げプログラム、並びに2011年度に取得したナミビア、南アフリカ及びアイルランドに所在するアングロ・アメリカン・ピーエルシーの亜鉛事業を通じて、またさらに当社の取得した事業を順調に成長させることによって、著しい成長を遂げた。当社はまた、2013年8月に組織再編取引を通じたセサ・ゴアとの株式対価の合併を行い、複数の業界における存在感をさらに強めた。当社は、当社のインドにおける事業の運営及び拡大の経験により、インドが保有する大量の鉱物埋蔵量、比較的低い運営費並びに多大で安価な労務力及び人材プールから生じる魅力的な成長の機会を十分に活用できると確信している。

当社の収益及び営業利益はそれぞれ、2012年度における598,116百万ルピー及び107,525百万ルピーから増加し、2013年度には、それぞれ722,303百万ルピー及び129,511百万ルピーとなり、それぞれ20.8%及び20.4%の増加となり、さらに2014年度には725,243百万ルピー及び127,528百万ルピーとなり、それぞれ前年と比較して、収益は0.4%の増加、営業利益は1.5%の減少となった。

以下の表は、当社の主要連結財務データから抽出したものであり、以下の事項を記載している。

-  当社の連結ベースの収益に占める当社の各事業セグメントの外部顧客からの収益の割合
-  当社の連結ベースの営業利益に占める当社の各事業セグメントの営業利益の割合
-  当社の連結ベースのセグメント利益に占める当社の各事業セグメントのセグメント利益の割合

(単位：%)

	3月31日に終了した年度		
	2012年	2013年	2014年
収益			
亜鉛 (インド)	18.6	17.1	18.2
亜鉛 (海外)	6.9	6.0	5.5

石油及びガス	7.5	24.3	25.8
鉄鉱石	14.8	3.6	2.3
銅	33.7	30.1	28.4
アルミニウム	13.7	13.7	14.9
電力	4.4	4.7	4.8
その他	0.4	0.5	0.1
合計	100.0	100.0	100.0
営業利益			
亜鉛（インド）	50.3	45.1	48.4
亜鉛（海外）	5.6	3.9	1.9
石油及びガス	15.7	38.9	42.3
鉄鉱石	21.5	(0.1)	(4.3)
銅	7.2	6.6	7.0
アルミニウム	(2.4)	0.8	3.9
電力	2.2	4.9	1.2
その他	(0.1)	(0.1)	(0.4)
合計	100.0	100.0	100.0
セグメント利益 ⁽¹⁾			
亜鉛（インド）	35.2	26.0	27.2
亜鉛（海外）	10.3	6.4	5.1
石油及びガス	20.0	52.1	55.1
鉄鉱石	20.3	1.8	(1.1)
銅	5.9	4.4	4.5
アルミニウム	4.6	4.6	6.4
電力	3.7	4.7	2.9
その他	—	—	(0.1)
合計	100.0	100.0	100.0

(1) セグメント利益はIFRS第8号に基づき記載されており、営業利益から減価償却費及び償却費を調整して算出される。セグメント利益は、他社により報告されている類似の尺度とは、計算方法が一貫していない可能性があることから、比較することができない場合がある。当社は、セグメント利益が当社の業績を示す尺度であり、当社の業界に属する企業を評価するために投資家及びアナリストにより使用されていると確信しているので、セグメント利益を記載した。当社のセグメント利益は、IASBによって発行されたIFRSに従って報告された財務成績及び流動性のその他の尺度の代替としてではなく、これらに加えて考慮されるべきものである。当社は、当社のセグメント利益の表示において使用した補足調整の記載は、当社の中核事業の業績に関係がないと当社経営陣が判断する費用を除外し、当社の基準となる業績を明確に示す尺度であるため、適切であると確信している。また、セグメント利益は、当社の経営陣が将来の期間の計画及び予測の基準に用いる主要な指標の一つである。以下の表は、表示された期間における営業利益をセグメント利益に調整したものである。

(単位：百万ルピー)

3月31日に終了した年度

	2012年 (再計算後)	2013年 (再計算後)	2014年
亜鉛（インド）：			
営業利益	54,060	58,341	61,696
加算：減価償却費及び償却費	5,236	5,886	6,946
セグメント利益	59,296	64,227	68,642
亜鉛（海外）：			
営業利益	6,008	5,078	2,484
加算：減価償却費及び償却費 ⁽¹⁾	11,359	10,634	10,345
セグメント利益	17,367	15,712	12,829
石油及びガス：			
営業利益	16,887	50,370	53,942
加算：減価償却費、減耗償却費及び償却費	16,938	78,132	85,511
セグメント利益	33,825	128,502	139,453
鉄鉱石：			
営業利益／(損失)	23,115	(77)	(5,476)
加算：減価償却費及び償却費	11,114	4,607	2,776
セグメント利益／(損失)	34,229	4,530	(2,700)
銅：			
営業利益	7,765	8,517	8,876
加算：減価償却費及び償却費	2,173	2,351	2,553
セグメント利益	9,938	10,868	11,429
アルミニウム：			
営業利益／(損失)	(2,585)	960	4,979
加算：減価償却費及び償却費 ⁽²⁾	10,327	10,325	11,152
セグメント利益	7,742	11,285	16,131
電力：			
営業利益	2,335	6,393	1,494
加算：減価償却費及び償却費	3,964	5,158	5,935
セグメント利益	6,299	11,551	7,429
その他：			
営業利益／(損失)	(60)	(71)	(467)
加算：減価償却費及び償却費	—	10	210
セグメント利益／(損失)	(60)	(61)	(257)

(1) 2014年度に係る2,873百万ルピーの減損費用を含む。

(2) 2014年度に係る668百万ルピーの減損費用を含む。

(3) 2010年3月31日、2011年3月31日、2012年3月31日及び2013年3月31日に終了した各期間に係る連結損益計算書の数値は、関係会社間の取引の影響を反映するため、遡及的に調整（以下「再計算」という。）されている。詳細については、当社の財務書類の注記1及び3.D.を参照のこと。

(2) セサ・スターライトの設立を目的とする、セサ・ゴア、SIIL、ヴェダント・アルミニウム、スターライト・エナジー及びMALCOの合併及び組織再編並びにヴェダントが保有するケアン・インディアに対する持分のセサ・スターライトへの譲渡

2012年2月25日、ヴェダントは、セサ・スターライトを設立するためのセサ・ゴア及びスターライトの株式対価の合併並びに「合併及び組織再編スキーム」及び「ケアン・インディアの統合」から成る「組織再編取引」によるヴェダントの統合を達成し、ヴェダントの組織構造を簡略化した。2013年8月17日に組織再編取引が実施され、合併後の事業体の名称は、2013年9月18日をもってセサ・スターライト・リミテッドへと変更された。

2013年8月19日、セサ・ゴアは、証券取引法規則12g-3(f)項に定められるとおり、証券取引法のもとでは自社がSIILにとって代わる発行体である旨の通知を、SECに対して提出した。さらにその通知には、1株当たり額面金額1ルピーであるセサ・ゴア株式は、米国においてはADSの形式で取引される旨も記載されていた。米国において各ADSは、セサ・ゴア株式4株を表象しており、かかるADSは証券取引法規則12g-3(a)項の実施により、証券取引法12条(b)項に基づいて登録されるものとみなされる。2013年9月13日、セサ・ゴアのADSはNYSE上での取引対象として登録された。セサ・ゴアは、2013年9月18日に会社登記官であるゴア氏の承認を得た後、2013年9月23日にSECに対し、セサ・ゴア・リミテッドがセサ・スターライト・リミテッドに名称変更した旨の報告を行った。

(3) 合併及び組織再編スキーム

合併及び組織再編スキームは、2013年8月に実施された。合併及び組織再編スキームに従い、

- (i) SIILは、セサ・ゴア（セサ・スターライトに改名）に統合され、SIILの株主（MALCOを除く。）に対し、5株につき3株の割合でセサ・ゴアの株式を発行し、1,944,874,125株のセサ・ゴア株式をSIILの株主に発行した。SIILのADSの保有者は、SIILの発行済ADS5個につき、セサ・ゴアのADS3個を受領した。当社の発行済転換社債は、同等の権利義務を有するセサ・ゴアの転換社債となった。
- (ii) MALCOの電力事業は、2013年8月17日に1,500百万ルピーの現金を対価として、ヴェダント・アルミニウムに売却された。
- (iii) MALCOは、MALCOの株主に対し、10株につき7株の割合でセサ・ゴアの株式を発行し、78,724,989株のセサ・ゴア株式をMALCOの株主に発行することにより、セサ・ゴアに統合されたため、結果的にSIILにおけるMALCOの株式保有は解除された。
- (iv) スターライト・エナジーは、2013年8月17日付で対価なしでセサ・ゴアに統合された。
- (v) ヴェダント・アルミニウムのアルミニウム事業は、2013年8月17日付で対価なしでセサ・ゴアに統合された。
- (vi) 別途、同時期に行われたインド法及びモーリシャス法に基づく合併により、モーリシャスの法人であり、ヴェダントの完全子会社であるエカテリーナ・リミテッド（ヴェダント・アルミニウムにおけるヴェダントの70.5%の持分を有していた。）は、2013年8月17日付でセサ・ゴアに統合された。ヴェダント・アルミニウムは、セサ・ゴアの完全子会社となった。SIILは、ヴェダント・アルミニウムの残り持分29.5%を保有し、この同時期に行われた合併スキームの実施後、ヴェダント・アルミニウムはセサ・スターライトの完全子会社となった。

合併及び組織再編スキームの実施後、インド企業省の所得税コミッショナーは、インド最高裁判所において、ボンベイ高等裁判所ゴア法廷の命令に対し特別許可請求を行った。さらに、債権者及び株主各1名が、合併及び組織再編スキームに異議を申し立て、マドラス高等裁判所に上訴した。かかる上訴については、審理及び承認の過程にあり、係争中である。

(4) ケアン・インディアの統合

BFLは、セサ・ゴアの完全子会社であるBFLとVRHLの間で締結された2012年2月25日付の株式売買契約に基づき、ツインスター・エナジー・ホールディング・リミテッドの買収により、額面通りの対価でケアン・インディアの38.68%の持分を取得し、同時にそれに付随する5,998百万米ドルの負債を負った。2013年8月26日付で、ツインスター・エナジー・ホールディング・リミテッド、ツインスター・モーリシャス・ホールディングス・リミテッド及びケアン・インディア（その全ての子会社を含む。）は、セサ・ゴアの子会社となった。結果として、セサ・スターライトは、2013年8月26日時点で合計58.76%のケアン・インディア株式を保有することとなった。

(5) 発電資産の取得

2013年8月19日付で、ヴェダンタ・アルミニウムとセサ・ゴアの間で締結された事業譲渡契約を通じ、当社は、ジャルスグダに位置する1,215メガワットの発電能力を有する火力発電所及びランジガルに位置する300メガワット（既に利用可能な90メガワットと現在開発下にある210メガワットの合計）の発電能力を有する熱電併給施設から構成される電力事業を、28,929百万ルピーの対価で買収した。

(6) 業績に影響する要因

当社の業績は、主として商品価格、ブレント石油の値下げの顕在化、製造原価、生産量、インド政府の方針及び為替相場の影響を受ける。

(a) 金属及び石油価格、銅の製錬費及び精錬費並びに電力の料金

概要

当社の業績は、当社の亜鉛事業及びアルミニウム事業において生産している天然資源の商品価格（ロンドン金属取引所及びロンドン貴金属市場協会における価格を基準に決定される。）、当社の石油、ガス及び鉄鉱石事業におけるその他の基準価格並びに当社の銅事業における銅の製錬費及び精錬費により大きく影響される。銅の製錬費及び精錬費、当社が製造している金属の商品価格並びに石油、ガス及び鉄鉱石の基準価格は、とりわけ亜鉛、鉛、銀、石油、ガス、鉄鉱石、銅及びアルミニウムの需給の変化を受け、著しく変動することがある。天然資源の生産を行う会社は、製錬費及び精錬費又は商品価格の相場に直接影響を及ぼすことはできないが、銅製錬又は商品生産能力の変化、一時的な値引き又はその他当社の連結グループ会社を含む天然資源の生産を行う会社による市場シェア獲得の動き等の事由が、市場価格に影響を及ぼすことがある。さらに、当社が実現する価格は、当社が買い手と締結する契約の約定において交渉する特定の条件により多少影響を受けることがある。当社の財務成績は、価格の差異及び市場周期の影響をこれまでに受けており、今後も引続きその影響を受けると予想される。

2014年3月31日に終了した年度において、商品価格の低下は、当社の収益及び営業利益に悪影響を及ぼした。2014年度における平均価格は、亜鉛が1.9%、鉛が1.0%、銀が29.8%、ブレント石油が2.3%、銅が9.6%及びアルミニウムが10.2%低下した。

世界的な成長及び商品需要は変動し続けており、新興市場は今後も成長の鍵を握っている。当社は、当社の資産の大部分をインド及びアフリカに有するため、新興市場への投資体制に有利である。地理的な好条件と、インドの都市化による消費拡大により、当社は、需要の増加に応える上で有利である。世界の市場及び経済状況並びに当社の事業リスクに関するさらなる議論は、「－4 事業等のリスク－(4) インド企業への投資、世界の経済状況及び国際的な事業に関するリスク－(i) 世界の経済状況は、今までに例がなく且つ厳しいもので、インドの金融市場及びインド経済全般に悪影響を及ぼしており、今後も及ぼし続ける。これにより、当社の事業、財務成績並びに当社の株式及びADSの株価が重大な悪影響を被っており、また今後も被り続ける可能性がある。」を参照のこと。

亜鉛及びアルミニウム

当社の亜鉛事業及びアルミニウム事業の収益は、当社の販売量並びに亜鉛、鉛及びアルミニウムのロンドン金属取引所におけるそれぞれの価格及び銀のロンドン貴金属市場協会における価格に従って変動する。当社の亜鉛事業は完全一貫生産型であるため、その収益性は、亜鉛及び鉛のロンドン金属取引所における価格並びに銀のロンドン貴金属市場協会における価格と、当社の製造原価（採掘及び製錬に係る費用を含む。）の差額に左右される。当社のアルミニウム事業のうちボーキサイトをBALCOのボーキサイト鉱山で調達している部分に係る収益性は、アルミニウムのロンドン金属取引所における価格から当社の製造原価（ボーキサイトの採掘、輸送、ボーキサイトからアルミナへの製錬及びアルミナからアルミニウムへの製錬に係る原価を含む。）を差し引いた金額に左右される。当社のアルミニウム事業のうちアルミナを第三者から調達している部分に係る収益性は、アルミニウムのロンドン金属取引所における価格からアルミナの調達費及び当社の製造原価を差し引いた金額に左右される。

2014年3月31日に終了した年度においては、BALCOのアルミナの必要量の73.8%及びオリッサ州におけるアルミニウム事業におけるアルミナの必要量の71.8%が第三者から輸入され、残りはランジガルのアルミナ精錬所により供給された。以下の表は、過去3事業年度の各年度における亜鉛及びアルミニウムのロンドン金属取引所における価格の平均を示したものである。

	(単位：米ドル／1トン(1オンス)当たり)		
	3月31日に終了した年度		
	2012年	2013年	2014年
亜鉛			
ロンドン金属取引所における価格	2,098	1,948	1,909
アルミニウム			
ロンドン金属取引所における価格	2,313	1,974	1,773
鉛			
ロンドン金属取引所における価格	2,269	2,113	2,092
銀			
ロンドン貴金属市場協会における価格*	35.3	30.5	21.4

*銀は米ドル／1オンス当たりで表示される。

原油及び天然ガス

原油の価格変動及び品質パラメーターに基づく石油価格の割引はケアン・インディアの業績に大きな影響を与え、原油価格の下落は当社の収益に悪影響を与える可能性がある。歴史的に見ても、石油の国際価格は変動しやすく、やむを得ない多数の要素により大きく変動してきた。その要素とは、例えば経済全体の状態、原油及び天然ガスの需給ダイナミクス、政治的発展、生産レベル及び価格を設定し維持する石油生産国の能力、その他のエネルギー資源の価格及び利用可能性並びに天候条件等である。石油価格の下落はまた、計画中又は発展初期段階にあるプロジェクトの経済的な実現可能性を低下させる可能性がある。さらに、石油価格の下落は、利益の減少又は損失を招く要因となり得る、費用増加引当金及びその他の資産の損失をもたらす可能性がある。

以下の表は、米エネルギー情報局による情報を元に、2012年3月31日、2013年3月31日及び2014年3月31日に終了した各年度における、国際的な標準ブレンド油であるブレント原油の平均価格を示したものである。

	(単位：米ドル／1バレル当たり)		
	3月31日に終了した年度		
	2012年	2013年	2014年
北海ブレント原油	114.6	110.0	107.5

ブレント原油の割引の顕在化

様々な原油の価格は、積載日確定日後のブレント石油、ウエスト・テキサス・インターミディエート及びドバイ／オマーン等の、物理的基準となる主要な原油の価格に基づいている。原油価格は、需要と供給のような市場要素に左右される。地域の生産者は、数あるグレードの中での品質の違いや競争力に基づき、基準となる原油の価格に割増金を載せるか割引することにより、原油の価格設定を行う。

ラジャスタ・ブロック及びカンベイ・ブロックにおける原油の基準は、当該地域で頻繁に取引されている西アフリカの低硫黄原油であるボニー・ライトとし、原油の品質により適切に調整される。予想される原油の実現価格は、石油市場における慣行により一般的には、ラジャスタ・ブロックにおいては割引率として規定された指標である8%から13%の範囲内、カンベイ・ブロックにおいては5%から10%の範囲内で、積載日確定後のブレント原油の価格を割り引いた価格となる。積載日確定後のブレント原油の価格は、次の10日から25日以内に積載される予定のノースシー・ブレント原油の積荷の量を反映しており、当該積荷にはブレント原油、フォーティーズ原油、オセバーク原油及びエコフィスク原油が含まれており、これらは価格を決定する最も競争力のあるグレードのものである。北海ブレント原油のスポット価格と積載日確定後の価格はほとんど同様のものである。

ラバ原油の価格の基準は、タピス原油及びミナス原油（南アジアの原油）とされており、一般的な実現価格は積載日確定後のブレント原油の価格よりも高い。また、当該原油価格の価格基準は、原油販売契約に基づいている。

原油価格の割引幅の変動は、当社の実現収益に影響を及ぼすものであり、質の差異の拡大もまた当社の収益に悪影響を及ぼす可能性がある。

鉄鉱石

鉄鉱石事業の収益は、鉄鉱石の売上高及び市場価格に基づき変動する。当社は、長期契約価格及び相場によるスポット価格に基づき鉄鉱石を販売している。鉄鉱石の価格は、鉄鉱石の需要と供給、全世界の製鉄能力及び輸送費の間の国際的及び地域的な不均衡に大きく依存している。長期契約価格は、鉄鉱石の需給予想及び1年を超える期間の予想製鉄量に基づいて変動する一方、スポット価格は需要と供給の間の短期的な不均衡に基づいて変動している。毎四半期ごとに、ヴァーレ、リオ・ティント及びビーエイチピー・ビリトンは、主要な製鉄業者と交渉し、その他の国の業者が自社の鉄鉱石の価格決定の基準とする基準価格を設定する。鉄鉱石事業の収益性は、その販売価格、品位並びに鉄鉱石の抽出、加工及び採掘料を含む製造原価に依存している。2014年3月31日現在、当社は、4つの鉄鉱石長期販売契約に関して4通の不可抗力レターを発行し、残りの鉄鉱石長期販売契約はすべて失効した。

以下の表は、過去3年間における鉄鉱石（鉄含有量62%）の価格の平均を示したものである。

鉄鉱石	(単位：米ドル)		
	12月31日に終了した年度		
	2011年	2012年	2013年
中国より輸入された粉鉄鉱石（鉄含有量62%、天津港での運賃込み価格）	167.6	128.3	135.3

銅

当社の銅事業の収益は、当社の販売量及び銅のロンドン金属取引所における価格に従って変動する。しかしながら、当社の銅事業は、主として注文製錬及び精錬の事業の一つであり、また自社鉱山から調達している銅精鉱は当社が必要とする量の数パーセントに過ぎないため、当社の銅事業の収益性は、製錬費及び精錬費の市場価格に大きく左右される。当社は、参照期間中のロンドン金属取引所に連動する価格から当社が供給業者と交渉する製錬費及び精錬費を差し引いた金額で銅精鉱を購入するが、かかる価格は製錬費及び精錬費の実勢市場価格の影響を受ける。製錬費及び精錬費の相場は、銅精鉱の安定供給、世界中の銅製錬能力並びに輸送費に大きく左右される。当社が交渉することのできる製錬費及び精錬費も、特定の日本の大手注文製錬会社が定めた製錬費及び精錬費の条件に大きく左右される。当社の銅事業のうち、銅精鉱を第三者から調達している部分に係る収益性（2014年度において当社が必要とする銅精鉱量の94.9%を占めた。）は、当社が交渉することのできる製錬費及び精錬費が当社の製錬並びに精錬に係る費用を超過する額に左右される。当社の銅事業の収益性はまた、硫酸や石膏、貴金属等の副産物を販売する際に当社が受領する価格にも影響される。これらの副産物は、銅製精錬の過程において産出されるものである。当社が受領する副産物の価格は、大きく変動する可能性がある。この要因には、需給の変化及び副産物が生産される地域での市場要因が含まれる。以下の表は、当社が過去3事業年度の各年度において実現した製錬費及び精錬費の平均を示したものである。

	(単位：米セント／1ポンド当たり)		
	3月31日に終了した年度		
	2012年	2013年	2014年
銅 製錬費及び精錬費	14.5	12.8	16.6

ロンドン金属取引所における価格は、当社の銅事業のうち銅精鉱を自社鉱山から調達している部分に係る収益性にも影響する。かかる部分は、2014年度において当社が必要とする銅精鉱量の5.1%を占めた。しかし、当社は、自社銅山であるマウントライエル鉱山から銅精鉱を調達する予定はなく、同鉱山は、近年起きた土砂崩れ事故及び通気孔への落石事故の影響により、2014年7月以来保護・維持管理下に置かれている。以下の表は、過去3事業年度の各年度における銅のロンドン金属取引所における価格の平均を示したものである。

	(単位：米ドル／1トン当たり)		
	3月31日に終了した年度		
	2012年	2013年	2014年
銅 ロンドン金属取引所における価格	8,475	7,853	7,103

電力

インド電力法に基づき、CERCは、発電会社による電力供給に係る料金を決定する。電力供給不足の場合、CERCは、発電会社及び販売業者間で締結された契約に基づき、最長1年間、電力の販売又は購入に係る料金の最低額及び最高額を修正することがある。電力省が発行するガイドラインの下で、特定の発電プロジェクトに係る料金は、プロジェクトへの参加形態（(i)CERCが規定する料金原則（容量料金、エネルギー料金、不定期交換料金及び奨励金の支払から成る原価加算基準）に基づき覚書を締結すること、又は(ii)料金が市場に基づく、競争入札）により決定される。

当社の料金は、契約量につき覚書を締結する形態に基づいている。電力買取契約に基づくジャルスグダの発電所からのグリッドへの電力供給に対する料金は、CERCによって通知された料金規則に従って制定されている原則に基づき決定される。メットゥルの発電所からのタミル・ナーデュ州電力委員会への電力供給に対する料金は、タミル・ナーデュ州電力委員会との間で交わされた電力買取契約に基づき決定される。タルワンディ・サボにおける1,980メガワットの生産能力を有する当社の火力発電所の場合は、競争入札プロセスに基づく料金に従ってプロジェクトが計画されたため、容量料金及び効率性は競争入札プロセスに従って決定されていることになる。そのような効率性に影響を受ける燃料費は、最終消費者に転嫁されることとなる。さらに、多数の顧客に販売される余剰電力は、電力市場における需給状況により料金が決定される。2013年及び2014年3月31日に終了した各年度における、電力の実現価額の平均は1基当たりそれぞれ3.3ルピー及び3.5ルピーであった。

インド市場の割増価格

一般的に、インドにおける当社の製品は、インド政府により輸入品に課される関税、インドに金属を輸送する際の費用及び地域市場の状況を含む多くの要因により、ロンドン金属取引所の市場価格より高い価格で販売されている。「－(e) 政府の方針」を参照のこと。その結果、当社は、多くの当社製品をインドで販売するよう努力している。

ヘッジ活動

当社は、「－(17) 市場リスクに関する定量的・定性的開示－定量的・定性的分析－商品価格リスク」に詳述したとおり、商品価格の変動リスクを一部緩和するために、限られた範囲内でヘッジ戦略を行っている。

(b) 製造原価

当社の業績は、当社が事業を効率よく行い、低い製造原価を維持できるか否かに左右される。鉱石から金属を回収する際の効率性、工程の改善、副産物の管理及び生産性の向上により、当社のコストは削減できる。採掘及び金属の製造に係る費用には、自社鉱山での光熱費、鉱石の抽出及び加工の費用、労務費及びその他の製造経費が含まれる。製造原価には、当社のアルミニウム事業のアルミナの原価が含まれる。

当社の注文製錬事業及び精錬事業における銅の製造原価には、銅精鉱を銅陰極に加工するための費用が含まれるが、銅精鉱の費用は含まれない。当社は、該当する価格参照期間における銅金属のロンドン金属取引所における価格から製錬費及び精錬費（当社とCMTを含む供給者との間で交渉されるが、製錬費及び精錬費の一般的な市場価格の影響を受ける。）を控除した金額で、銅精鉱を購入している。当社の銅精鉱の購入価格及び銅の最終製品の販売価格の両方がロンドン金属取引所における価格を基準にしているため、当社はロンドン金属取引所における価格を最終消費者へ転嫁することを試みている。銅の注文製錬事業及び精錬事業の収益性は、当社が外部供給者及びCMTの両方と交渉する製錬費及び精錬費が当社の製錬及び精錬に係る費用を上回るかどうかにより左右される。

光熱費は、当社の金属製造事業において、製造原価の中で最も大きな部分を占める要素である。当社が必要とする電力は、主に石炭を燃料とする自社発電所で賄っている。当社の発電所の操業に使用される一般炭、ディーゼル燃料及び燃料油並びに亜鉛の製錬工程で使用される冶金コークスは、現在、長期契約及び現物契約により調達している。当社の鉄鉱石事業は、政府電力庁によって必要な電力を賄われており、かかる電力が完全に賄われない場合には発電機によって電力を賄う。当社のアルミニウム事業は、アルミニウム製錬事業が電力を必要とするためにエネルギー消費量が高く、一般炭の必要量の37.3%をコール・インディアの子会社であるサウス・イースタン・コールフィールズ・リミテッドから調達している。当社は、ジャルスグダにおける1,215メガワットの生産能力を有する自社発電所に関し、2008年に5つの135メガワットのユニットについて、2009年に追加で2つの135メガワットのユニットについて、2014年にさらに追加で2つの135メガワットのユニットについて5年間の供給契約を締結し

た。残りの一般炭の必要量は、一般市場からの購入及び石炭の輸入によって調達している。2008年に締結されたかかる契約は、2014年に更新され、2018年まで有効となっている。コール・インディアで石炭が不足した場合には、より高価な輸入石炭をより多く使用しなければならない可能性がある。例えば、2005年4月に、石炭不足により、コール・インディアがBALCOを含む全顧客（公共施設を除く。）に対する石炭供給量を引き下げたため、BALCOは、より高価な輸入石炭を使用しなければならなくなった。

さらに当社は、2007年11月、インド石炭省よりBALCOの自社発電所で使用するための211.0百万トン分の石炭鉱区の割当てを受けた。かかる割当てを受けた石炭鉱区は、手付かずの石炭鉱床とみなされる。2008年10月、インド石炭省はBALCOの採掘計画を承認した。BALCOは、2012年5月24日に環境認可を取得し、2012年11月14日に211.0百万トン分の石炭鉱区に関する第2段階の森林認可を取得した。BALCOは、森林転用認可並びに生活再建及び再定住の承認を既に取得しており、現在は採掘権の執行の承認の取得に注力している。使用される石炭の組み合わせ（主に石炭が現地調達されたものであるか、輸入されたものであるか）についての石炭価格の変化は、発電費に影響することがある。

HZLは2006年1月、他の5つのパートナーとともに形成するコンソーシアムの一員として、インド政府の石炭省より石炭鉱区を落札した。HZLの取り分は約31.5百万トンであり、インド政府の石炭省によると、灰含有率28.7%乃至47.0%及び総発熱量が1キログラム当たり3,865キロカロリー乃至5,597キロカロリーの埋蔵量を有することが証明されている。2008年6月16日、インド政府の石炭省は石炭鉱区を採掘するコンソーシアムの計画を承認した。石炭鉱区は、森林の中にあるチャッティースガル州のハスデヴ・アランド炭田に所在している。当初、森林転用のための環境認可及び承認はMoEFにより却下されたため、2010年1月23日に州政府によって却下状が発行された。2012年2月、HZLのコンソーシアムは、州政府及びMoEFの承認を求める申請を再提出した。2014年2月17日、石炭省は、コンソーシアムは森林認可を取得できないとする旨及び同様の申請が以前却下された事実を明記した通知書を発行し、コンソーシアムに対する石炭鉱区の割当てを却下した。コンソーシアムは、石炭省の対応に異議を申し立て、チャッティースガル高等裁判所に上訴し、2014年3月11日に中止命令が言い渡された。

ハスデヴ・アランド炭田へのアクセスが拒否された後も、HZLは第三者供給業者から石炭を調達している。また、HZLはインド政府の石炭省から1.2百万トンの石炭入手経路を割当てられ、これによりコール・インディアの鉱山から石炭を調達することが可能になる（その石炭需要合計の約4分の1を満たす。）が、2013年4月よりこの石炭へのアクセスが停止されている。HZLの事業は、液体燃料火力による自社発電所又は地元の電力会社から予備電力を調達している。液体燃料は、第三者供給業者から1年契約により調達されている。

さらに当社は、インド東部のオディシャ州にある2,400メガワットの商業用火力発電施設を支援するため、インド政府の石炭省より112.2百万トン分の石炭鉱区の割当てを取得した。かかる割当てを受けた石炭鉱区は、手付かずの石炭鉱床とみなされる。これらの石炭鉱区の割当てにおける大きな進展はない。

当社の亜鉛事業及び鉄鉱石事業、並びに当社の銅事業及びアルミニウム事業のうち鉱石を自社鉱山から調達している部分については、鉱石の抽出及び加工の費用が当社の製造原価に影響する。当社の鉄鉱石事業及び銅事業において、精鉱を製造するための鉱石の抽出及び加工の費用は、通常、当社の完成金属製品の製造原価全体の数パーセントである。アルミニウム事業においては、ボーキサイト鉱石の抽出費用は大きくないが、輸送費を含むボーキサイト鉱石からアルミナを製造するための精錬費用は、アルミニウムの製造原価の約3分の1を占める。鉄鉱石事業においては、輸出の場合、物流が全製造原価の25%を占めている。また、当社の亜鉛事業及び鉄鉱石事業における製造原価の大部分は、採掘した鉛亜鉛鉱石についてHZLが支払う採掘料であるが、当該採掘料は亜鉛及び鉛のロンドン金属取引所における価格と関連しており、また、鉄鉱石についてはインド鉱山局によって公表されたレートで鉄鉱石の抽出に関する支払いを行っている。「－(e) 政府の方針－税金、採掘料及び特別税の支払い」を参照のこと。

商業発電事業において、製造費は主に石炭費用であり、石炭は大部分が国内市場から調達している。労務費は主に従業員数と関連し、賃金は随時増加する。近年における労働生産性の向上により、単位当たりの労務費は減少している。当社は、BALCO及びCMTの採掘事業の大半、HZLの鉄鉱石採掘事業及びケアン・インディアの石油及びガス事業の大部分並びに当社の銅、亜鉛及びアルミニウムの製錬事業の機能のごく一部を第三者請負業者に外注している。ジャルスグダにおける2,400メガワットの発電施設における運営費及び維持活動は、すべて第三者請負業者に外注している。

その他の製造経費には、とりわけ、製造工程及び進行中の事業を維持するための日常的な保守において使用される追加材料及び消耗品が含まれる。これらは、当社の製造原価の大部分を占めるものではない。

当社の金属製品について計上された製造原価においては、精錬工程又は製錬工程からの副産物を売却した際に受領した金額が相殺されている。

当社の金属製品の製造原価について、当社は以下の基準で記載する。

(i) 副産物収益控除前製造原価：

金属の製造費及び加工費に係る（自社鉱山での光熱費、鉱石の抽出費及び加工費、労務費及びその他の製造経費等の）現金流出を伴う直接製造原価を示すが、減価償却費及び利息支払額は含まれない。

(ii) 副産物純収益控除製造原価：

当該費用は、副産物収益控除前製造原価から製造及び加工の工程で生じる副産物の売却時に当社が受領する金額を差し引いた金額を示す。副産物収益の相殺は、当社の業界において同業者により使用されている一般的な計量方法である為、当社の経営陣及び投資家が当業界における当社のコスト競争力を同業者と比較する際に有用となる。当社は、副産物収益控除前製造原価及び副産物控除製造原価を期中平均為替レートで除して米ドルに換算し、金属1ポンド又は1トン当たりの米ドル製造原価を計上している。

以下の表は、当社が過去3事業年度の各年度において製造した各金属、電力、石油及びガスについて実現した製錬費及び精錬費並びに製造原価の平均を示したものである。

(単位：(別段の定めがない限り)
米ドル／1トン当たり)

	単位	3月31日に終了した年度		
		2012年	2013年	2014年
製錬費及び精錬費 ⁽¹⁾	米セント／1ポンド当たり	14.5	12.8	16.6
副産物収益控除前製造原価 ⁽²⁾				
亜鉛（インド） ⁽³⁾	米ドル	1,156	1,111	1,069
亜鉛（海外） ⁽⁴⁾	米ドル	1,233	1,165	1,300
石油及びガス ⁽⁵⁾	米ドル／1石油換算バレル当たり	17.4	22.2	20.9
鉄鉱石 ⁽⁶⁾	米ドル	33.7	41.3	40.9
銅の製錬及び精錬に係る費用 ⁽⁷⁾	米セント／1ポンド当たり	19.4	20.1	18.8
アルミニウム ⁽⁸⁾	米ドル	2,101	1,887	1,664
電力 — ジャルスグダにおける 2,400メガワットの発電所	ルピー／1基当たり	2.6	2.1	2.1
副産物純収益控除製造原価 ⁽²⁾				
亜鉛（インド） ⁽³⁾	米ドル	1,010	981	985
亜鉛（海外） ⁽⁴⁾	米ドル	1,139	1,089	1,167
石油及びガス ⁽⁵⁾	米ドル／1石油換算バレル当たり	17.4	22.2	20.9
鉄鉱石 ⁽⁶⁾	米ドル	33.7	41.3	40.9
銅の製錬及び精錬に係る費用 ⁽⁷⁾	米セント／1ポンド当たり	0.0	8.7	9.7
アルミニウム ⁽⁸⁾	米ドル	2,091	1,879	1,658
電力 — ジャルスグダにおける 2,400メガワットの発電所	ルピー／1基当たり	2.6	2.1	2.1

(1) 当該期間における当社の実現製錬費及び精錬費の平均を示す。

(2) 1ユニット当たりの製造原価は、IASBによって発行されたIFRSにおいて認められた尺度ではない。製造原価は当社の業績を評価するために当社の経営陣により使用されている主要業績評価指標である為、記載した。また当社は、製造原価は当社の業界の企業を評価するために投資家及びアナリストにより使用されていると確信している。当社の業績は、当社が事業を効率よく行い、低い製造原価を維持できるか否かにかなりの程度左右される。鉱石から金属を回収する際の効率性、工程の改善、副産物の管理及び生産性の向上により、当社のコストは削減できる。当社の製造原価の算定は、IASBによって発行されたIFRSに従って報告された財務成績及び流動性のその他の尺度の代替としてではなく、これらに加えて考慮されるべきものである。製造原価は、当社の事業の業績を測定する尺度である。当社の尺度は他社により報告されている類似の尺度とは比較することができない場合があるものの、この尺度は他の金属会社も記載している。

(3) 亜鉛の副産物収益控除前製造原価は、2013年度の1トン当たり60,472ルピーから2014年度は1トン当たり64,663ルピーに増加した。かかる増加は、インド・ルピーの下落、鉱山開発費用及びディーゼル燃料価格の増加によるものであるが、生産量の増加及び運営効率の向上により一部相殺され

た。亜鉛の副産物純収益控除製造原価は、2013年度の1トン当たり53,446ルピーから2014年度は1トン当たり59,561ルピーに増加した。かかる増加は、上述した費用の増加及び副産物である硫酸の価格の低下によるものである。

- (4) 副産物収益控除前製造原価は、生産量及び鉱石の品質の低下並びに製錬費及び精錬費の増加により1トン当たり1,165米ドルから11.6%増の1トン当たり1,300米ドルとなった。副産物収益控除後製造原価の増加は7.1%と比較的低く、2013年度の1トン当たり1,089米ドルから2014年度は1トン当たり1,167米ドルであった。かかる増加は上述した理由によるものであるが、リシーン鉱山及びブラック・マウンテン・マイニング鉱山からの副産物収益の増加により一部相殺された。
- (5) 石油及びガスの製造原価は、主として生産量の増加により、2013年度の1石油換算バレル当たり22.2米ドルから2014年度は1石油換算バレル当たり20.9米ドルにわずかに減少した。
- (6) 鉄鉱石の製造原価は、主としてルピーの米ドルに対する下落により、2013年度の41.3米ドルからわずかに0.4米ドル減少して40.9米ドルとなった。ルピー建ての製造原価は、生産量の低下により増加した。
- (7) 製造原価は、副産物及び遊離銅の収益控除前で比較すると、主に生産量の低下により、2013年度の1ポンド当たり20.1米セントから1ポンド当たり1.2米セント減少し、1ポンド当たり18.8米セントとなった。副産物及び遊離銅の収益控除後では、主として副産物収益の著しい減少により、製造原価は2013年度の1ポンド当たり8.7米セントから2014年度は1ポンド当たり9.7米セントとなった。副産物である硫酸の売上高の平均実現額は、2013年度の1トン当たり1,805ルピーから2014年度は1トン当たり1,278ルピーに減少した。
- (8) 副産物収益控除前製造原価は、2013年度の1トン当たり102,725ルピーから2014年度は1トン当たり100,640ルピーに減少した。かかる減少はジャルスグダの製造原価の減少によるものであるが、コルバの製造原価の増加により一部相殺された。ジャルスグダにおける溶銑の製造原価は、主に運営効率、石炭の組み合わせの改善、特定の石炭及び電力消費の削減に牽引された発電費の減少により減少した。コルバ製錬所における製造原価は、合意済の石炭の割当量が2014年度においてさらに25%削減されたことによる発電費を要因として増加したが、同製錬所の運営効率の向上により一部相殺された。副産物収益控除後製造原価は、主として上述した理由により2013年度の1トン当たり102,339ルピーから2014年度は1トン当たり100,400ルピーに減少した。

下記に示される当社の金属製品の製造原価について、当社は以下の基準で記載する。

(i) 副産物収益控除前製造原価：

金属の製造費及び加工費に係る（自社鉱山での光熱費、鉱石の抽出費及び加工費、労務費及びその他の製造経費等の）現金流出を伴う直接製造原価を示すが、減価償却費及び利息支払額は含まれない。

(ii) 副産物純収益控除製造原価：

当該費用は、副産物収益控除前製造原価から製造及び加工の工程で生じる副産物の売却時に当社が受領する金額を差し引いた金額を示す。副産物収益の相殺は、当社の業界において同業者により使用されている一般的な計量方法である為、当社の経営陣及び投資家が当業界における当社のコスト競争力を同業者と比較する際に有用となる。

当社は、各金属に係る製造原価について以下に説明する。

- ・ 亜鉛鉱石の抽出から亜鉛金属の製造までを行う一貫生産型事業である亜鉛（インド）事業の副産物収益控除前製造原価は、鉱石の抽出及び鉱石を亜鉛金属インゴットに加工するための費用から成る。採掘事業について支払われる採掘料も製造原価に含まれる。副産物純収益控除製造原価は、副産物収益控除前製造原価と、副産物収益、すなわち製造原価から控除される副産物である硫酸から得られる純収益を業界の慣行に従い反映している。副産物収益控除前及び副産物純収益控除の総現金費用を、製造された亜鉛金属の総トン量で除すことにより、製造された亜鉛金属1トン当たりの副産物収益控除前及び副産物純収益控除の製造原価を計算する。当社の亜鉛（インド）セグメントは、主として亜鉛インゴットから成る。銀は鉛の製錬過程で生じる副産物であり、鉛に関しても亜鉛の副産物に過ぎない。したがって、亜鉛（インド）事業の製造原価には、亜鉛インゴットに係る費用のみが含まれており、鉛及び銀に係る費用は含まれない。
- ・ 当社の亜鉛（海外）事業は、ナミビアのスコーピオン鉱山及び精錬所、南アフリカのブラック・マウンテン鉱山及びバイルランドのリシーン鉱山により構成されている。スコーピオンは、特に高品位の亜鉛インゴットを産出している。その結果、スコーピオン鉱山における副産物収益控除前製造原価は、亜鉛鉱石の採掘並びに精錬所における洗脱精錬及び電解採取による亜鉛の生産に係る総直接費から成る。スコーピオン鉱山は、重要な副産物を一切生産していない。ブラック・マウンテン鉱山における亜鉛の副産物収益控除前製造原価は、直接採掘費、精錬費、製錬費及び精錬費並びに直接サービス費から成る。副産物純収益控除製造原価は、副産物収益控除前製造原価と、副産物収益、すなわち銅によって得られる収益を業界の慣行に従い反映している。ブラック・マウンテン鉱山においては、銀は鉛の製錬過程で生じる副産物であり、鉛に関しても亜鉛の副産物にしか過ぎない。したがって、ブラック・マウンテン鉱山における製造原価には、亜鉛インゴットに係る費用のみが含まれており、鉛及び銀に係る費用は含まれない。リシーン鉱山は、亜鉛精錬及び

鉛精鉱を生産している。したがって、リシーン鉱山における副産物収益控除前製造原価は、直接採掘費、粉碎処理費及び諸経費、製錬費及びその他の直接現金費用から成る。副産物収益控除製造原価は、副産物収益控除前製造原価と、副産物収益、すなわち鉛及び銀によって得られる収益を業界の慣行に従い反映している。支払われた採掘料も製造原価に含まれる。副産物収益控除前及び副産物純収益控除の総現金費用を製造された亜鉛金属又は製造された亜鉛精鉱中の亜鉛金属の総トン量で除すことにより、製造された亜鉛金属又は製造された亜鉛精鉱中の亜鉛金属 1 トン当たりの副産物収益控除前及び副産物純収益控除の製造原価を計算する。

- ・ 石油セグメント及びガス・セグメントにおける製造原価は、原油及び天然ガスの生産のための費用（租税、採掘料（ラジャスタ鉱区を除く。）等の法定課徴金及び生産物分与契約に基づき支払われる生産支払金を含む。）並びにとりわけ人件費、設備、発電所の修理及び維持にかかる費用及び前記施設のための燃料、注水、保険、及び原油及び天然ガスの貯蔵、輸送及び運輸等の営業費用から成り立っている。総製造原価を、生産された石油及びガスの生産量で除すことにより、1 石油換算バレル当たりの製造原価を計算する。
- ・ 鉄鉱石の場合、製造原価は鉄鉱石の採掘費用及び加工費用に関連するものである。採掘事業について支払われる採掘料も製造原価に含まれる。総現金費用を、生産された鉄鉱石の総トン量で除すことにより、鉄鉱石 1 トン当たりの製造原価を計算する。当社の鉄鉱石セグメントには、冶金コークス及び銑鉄が含まれる。ただし、鉄鉱石事業の製造原価には、鉛及び銀に係る費用は含まれない。
- ・ 銅の場合、副産物及び遊離銅による収益控除前の製造原価は当社の注文製錬事業及び精錬事業のみに関連するものであり、採掘事業には関連しない。製造原価は、銅精鉱を銅陰極に加工する際の費用から成り、銅陽極をトウティコリンからスィルヴァーサーに輸送する際の費用も含まれる。副産物及び遊離銅による純収益控除製造原価は、副産物及び遊離銅による収益控除前の製造原価、注文製錬業者における世界的な原価報告の慣行に従って現金費用から控除される副産物、硫酸及び購入した銅金属を上回って回収した銅金属の売却による純収益を反映している。副産物及び遊離銅による収益控除前の製造原価並びに副産物及び遊離銅による純収益控除の総現金費用を、製造された銅金属の総ポンド量で除すことにより、製造された銅金属 1 ポンド当たりの副産物及び遊離銅による収益控除前並びに副産物及び遊離銅による純収益控除の製造原価を計算する。
- ・ アルミニウムの製造原価は、BALCO及びオディシャ州でのアルミニウム事業における平均製造原価を含む。副産物収益控除前製造原価は、アルミナの購入費用並びにボーキサイトの製造及びボーキサイト／アルミナからアルミニウム金属への加工に係る費用を含む。副産物純収益控除製造原価は、副産物収益控除前製造原価と、副産物収益、すなわちバナジウム等の副産物の売却から得られる純収益を業界の慣行に従い反映している。副産物収益控除前及び副産物純収益控除の総現金原価を製造された溶銑の総量で除すことにより、製造されたアルミニウム溶銑 1 トン当たりの副産物収益控除前及び副産物純収益控除の製造原価を計算する。製造原価の産出にあたり（鑄造の付加価値費用を含まない。）溶銑製造がアルミニウム金属産業において一般的に使用されている尺度であるため、本書中で開示されている製造原価の算出にあたっては、鑄造金属の生産高の代わりに溶銑の生産高が用いられている。

計上する金属 1 ポンド又は 1 トン又は 1 石油換算バレル当たりの米ドル製造原価を計算する際には、製造原価を当該年度の期中平均為替レートで除している。

- ・ ジャルスグダにおける 2,400 メガワットの発電所（274 メガワットの HZL 発電所、270 メガワットの BALCO 発電所及び 106.5 メガワットの MALCO の発電所を除く。）における電力の製造原価には、発電に使用される石炭及びその他の液体燃料に係る費用並びに操業費、維持費及び人件費を含む諸経費が含まれる。総原価を稼働している発電所の総基数で除すことにより、1 基当たりの発電に係る製造原価を計算する。

(c) 生産量及び製品の構成

生産量は、当社の業績に大きな影響を及ぼす。当社は、一般的に、製造した製品をすべて販売することができるので、収益は、通常、当社の生産量の変化により変動する。生産量は当社の生産能力に左右されるが、近年は当社の全事業で生産能力が向上している。当社の採掘事業については、生産高は鉱石の質及び硬度にも左右される。生産量が増加すれば一般的に単位当たりの製造原価が下がるという点で、単位当たりの製造原価は、生産量の変化により大きく影響される。したがって、当社の生産高は、当社全体の費用競争力を決定する主要な要素である。以下の表は、過去 3 事業年度の各年度における当社の主要製品の生産量の要約である。

(単位：(別段の定めがない限り) トン)

3月31日に終了した年度

	製品	3月31日に終了した年度		
		2012年	2013年	2014年
亜鉛 (インド)	亜鉛	758,716	676,923	749,167
	鉛	92,099	118,316	122,596
	銀 (キログラム)	206,944	373,900	349,620
亜鉛 (海外)				
ー スコーピオン ー ブラック・マウンテン・マイ ニグ	亜鉛	144,755	145,342	124,924
	銅 ⁽³⁾	2,709	3,799	6,880
	亜鉛 ⁽³⁾	31,769	38,577	28,999
	鉛 ⁽³⁾	53,578	48,883	37,574
ー リシーン	亜鉛 ⁽³⁾	183,206	169,485	151,022
	鉛 ⁽³⁾	30,202	23,407	21,048
石油及びガス (純額ベース)				
	原油 (百万バレル)	8.4 ⁽⁵⁾	32.5	32.2
	天然ガス (百万立方フー ト)	1.2 ⁽⁵⁾	2.9	3.9
鉄鉱石	販売可能な鉱石生産 (トン (乾燥質量))	13.8	3.7	1.5
銅	銅陰極 ⁽¹⁾	325,877	353,154	294,434
	銅棒	161,421	171,855	123,053
アルミニウム	インゴット ⁽²⁾	263,843	314,293	335,722
	ピレット	65,893	98,299	121,232
	棒材	267,319	295,451	286,252
	圧延品 ⁽²⁾	69,157	58,587	51,083
	溶銑	9,164	7,396	—
電力	電力 (百万ユニット) ⁽⁴⁾	8,084	10,112	9,374

(1) 銅陰極は、銅棒の最初の原料として使用される。銅棒1トンの生産につき約1トンの銅陰極が必要である。

(2) 2012年度、2013年度及び2014年度においてそれぞれ資産計上された生産量6,478トン、724トン及び691トンを含む。

(3) 採掘された精鉱に含まれる金属含有量を指す。

(4) 2012年度、2013年度及び2014年度における試運転下の生産量それぞれ926百万ユニット、795百万ユニット及び0ユニットを含む。

(5) 2012年度は、2011年12月8日から2012年3月31日までの期間を表す。

当社が資源抽出活動を行う管轄区域における政府による資源抽出活動に係る全面的な禁止は、当社にとって操業停止又は生産量の制限につながる可能性がある。例えば鉄鉱石の総生産量は、2013年度の3.7百万トンから2014年度は1.5百万トンに落ち込んだ。これは、同期間においてゴア州及びカルナータカ州において採掘活動が禁止されたためである。詳細は、「―第2―3 事業の内容―(2) 当社の事業―(f) 鉄鉱石事業」を参照のこと。当社の設備は、計画的及び計画外の保守修繕のために定期的に操業を停止するため、これにより当社の生産量が一時的に減少する。

さらに、当社の各事業の間で営業利益率が異なり、また各事業内でも利益率の低い一次金属と利益率の高い銅棒及びアルミニウム圧延品等の付加価値製品とでは営業利益率が異なるため、当社が製造する製品の構成により、当社の業績が大きな影響を受けることがある。例えば、銅陰極は当社の銅棒工場で銅棒に加工される。銅棒は、銅陰極より高い利幅を持つ付加価値製品である。銅棒の利幅がより高いことから、当社は、可能な限り大きな割合の銅棒を販売するよう努力している。当社の各種製品の生産量は、主として市場需要及び当該製品に係る当社の生産能力に従って変動するため、これらの製品からの収益の割合も、利益率の高い製品と利益率の低い製品で変動し、これにより同様に当社の営業利益及び営業利益率も変動する。

(d) 石油利益

インド政府は炭化水素の所有権を有する。当該所有権において、インド政府は、合併事業会社（請負業者）に対して炭化水素の探査、開発及び生産を行う責任を割り当てた。請負業者は、生産された石油から、炭化水素の探査、開発及び生産における生産物分与契約に従い発生したすべての費用を回収する権利を有する。かかる費用は、「石油費用」として知られる。収益（生産された炭化水素の価値）の超過分で、上記により発生した費用を超える分については「石油利益」と呼ばれ、生産物分与契約に定められた手順に従いインド政府及び請負業者との間で分配される。インド政府及び請負業者間の石油利益の分配は、ラヴァ・ブロック及びCB-0S/2ブロックの場合は「税引後収益率」により、ラジャスタン・ブロックの場合は、投資乗数方式により、それぞれの生産物分与契約に従い決定される。

石油利益の分配は、いかなる年度においても、契約／開発区域について会社が前年度末現在において実際に達成した税引後収益率及び投資乗数に基づき計算される。

以下の表は、様々な開発区域における政府に対する現在の石油利益分配を要約している。

ブロック／開発区域	(単位：％)		
	3月31日現在の政府に対する石油利益分配		
	2012年	2013年	2014年
ラヴァ	60	60	60
カンペイ－ラクシュミー	45	45	45
カンペイ－ガウリ	55	55	55
カンペイ－CB-X	60	60	60
ラジャスタン－DA 1	20	20	30
ラジャスタン－DA 2	－	20	20

各ブロックにおける操業及び収益が増加するに従い上記の割合は増加し、政府に対する石油利益分配額も増加する結果となる。これは、インド政府に支払う石油利益費用の当社負担分を増加させるため、当社の業績に悪影響を及ぼす。

(e) 政府の方針

インドの関税

輸入品に課される関税を一因として、当社は、インドでは当社製品をロンドン金属取引所より高い価格で販売している。当社は、通常、インドで販売する当社製品の価格を輸入平価に基づいて設定しているため、当社の収益性は、関税の水準に影響される。また、当社は、輸入している原材料、又は現地調達しているが、関税により輸入平価に基づいて価格設定されている特定の原材料（主な例として、銅精鉱、石炭、石油製品、アルミナ、炭素及び苛性ソーダ）に対して割増価格を支払っている。以下の表は、表示された期間において適用された関税率を示したものである。

	(単位：％)	
	2011年3月1日から 2013年8月12日	2013年8月13日から 現在
銅	5.0	5.0
銅精鉱	2.5	2.5
亜鉛	5.0	5.0
鉛	5.0	5.0
銀	6.0	10.0
アルミニウム	5.0	5.0

また、2004年7月8日に施行された2004年インド金融法（第2号）により、支払うべき関税の総額の2.0%の追加課徴金が徴収され、かかる追加課徴金は2007年3月1日から支払うべき関税の総額の3.0%に再度引き上げられた。当社は、課税額の12.0%の追加関税、すなわち相殺関税（2010年2月27日より前の相殺関税は8.0%、2010年2月27日から2012年3月17日までの相殺関税は10%）及びインドで輸入品に課税される基礎関税を支払う義務を負

う。相殺関税に係る教育特別税並びに中等及び高等教育特別税は、2012年3月17日から0%に削減された（2012年3月17日より前の相殺関税は、3%であった。）。

インド政府は、将来的には銅及び亜鉛に課する関税を減少又は撤廃する可能性があるが、その時期及び減少幅は予想できない。当社は、当社が生産する商品の大半をインドで販売するため、インドの輸入品関税の今後の引き下げは、商品の販売につき当社が享受するプレミアムを減少させる。当社の収益性は、わずかではあるが輸入税の継続に依拠しており、その減少は当社の業績及び財政状態に悪影響を与える可能性がある。

2011年2月、銅精鉱及び燐灰土に対する輸入税は、2.0%から2.5%に引き上げられ、フライアッシュにも1%の物品税が課された。フライアッシュの物品税は、2012年2月17日付通知により、中央付加価値税控除が有効とならなかった場合がさらに2%まで引き上げられた。しかしながら、中央付加価値税控除が有効となった場合のフライアッシュの物品税は、6%となる。

「石油事業」の目的において輸入された物品は、関税を免除される。2013年3月の通知により、インド政府は、2.5%の関税を焼成及び無焼成のボーキサイト（天然）に導入した。

輸出奨励策

インド政府は、インド企業に対して、様々な輸出奨励策を提供している。インドからの銅、アルミニウム及び亜鉛の輸出についてはインド政府から補助金が支給される。輸出奨励策は、インドの市場価格での割増価格よりも有利な形でなされることはない。したがって、輸出奨励策にかかわらず、当社は、多くの当社製品を国内で販売するよう努力している。

2013年度及び2014年度において、当社の亜鉛（インド）事業の収益のそれぞれ22.6%及び18.5%が輸出であった。以下の表は、表示された期間における亜鉛精鉱、亜鉛インゴット及び鉛精鉱の輸出補助金の、FOB輸出額に占める割合を示したものである。

	(単位：%、FOB輸出額に占める割合)	
	2012年10月9日から 2013年9月20日	2013年9月21日から現在
亜鉛精鉱	1.5	1.3
亜鉛インゴット	2.0	1.7
鉛精鉱	1.5	1.3

2013年度及び2014年度において、当社の銅事業の収益のそれぞれ54.8%及び56.8%が輸出であった。以下の表は、表示された期間における銅陰極及び銅棒の輸出補助金を、市場連結特定品目スキームのFOB輸出額に占める割合により示したものである。

	(単位：%、FOB輸出額に占める割合)	
	2011年10月1日から現在	
銅陰極	2.0	
銅棒 [#]	2.0	
鉛精鉱	1.5	

チェコ共和国への輸出のみに適用される。

2013年度及び2014年度において、当社のアルミニウム事業の収益のそれぞれ12.6%及び28.2%が輸出であった。以下の表は、表示された期間におけるアルミニウム・インゴット、アルミニウム棒材及びアルミニウム圧延品の輸出補助金の、FOB輸出額に占める割合を示したものである。

	(単位：%、FOB輸出額に占める割合)	
	2011年10月1日から 2013年9月12日	2013年9月13日から現在
アルミニウム・インゴット	2.0	1.7
アルミニウム棒材	2.0	1.7

アルミニウム
圧延品

3.0

3.0

特定市場（以下に定義する。）に対する販売の場合、これらの商品に対する輸出補助金は、特定市場スキームにおいて特定された国に対するFOB輸出額の3%から4%に拡大する。特定市場スキームは、2009年に、インド貿易政策第3章に基づき実施された。同スキームの目的は、インド人の輸出業者に対し、税制優遇等の特定なインセンティブを提供することにより、特定市場（アルゼンチン、オーストラリア、チリ、カンボジア、ニュージーランド及びブルガリア（以下「特定市場」という。）を含むが、これらに限られない。）におけるインドの輸出競争力を高めることにある。インド政府は将来において輸出奨励策をさらに引き下げる可能性があり、これにより当社の業績が悪影響を受ける可能性がある。

インド輸出税

インド政府は、1975年関税法の別紙2に記載される一定の商品（鉄鉱石及び精鉱を含む。）のインドからの輸出について、一定の税率で関税（FOB輸出額に基づく従価税）を課している。

2011年3月1日以降、インド政府は、鉄鉱石の細粒及び塊に対する輸出税（FOB輸出額に基づく従価税）を、それぞれ5%及び10%から、一律20%へと引き上げた。2011年12月30日以降、インド政府は、鉄鉱石の細粒及び鉄塊に対する輸出税をさらに20%から30%へと引き上げた。

税金、採掘料及び特別税の支払い

2014年度において、インド企業に対して課される法人所得税は、法定税率30.0%に割増税率を10.0%上乘せしたものであるが、割増税を加算した税額に対して3.0%が追加課税されたことにより、法定実効税率は33.9%であった。非居住者企業に対しては、法定税率40.0%に割増税率を5.0%上乘せしたものであるが、割増税を加算した税額に対して3.0%が追加課税されたことにより、2014年度の法定実効税率は43.7%であった。当社に適用されている実効税率は、ラジャスタン・ブロックが1961年所得税法第80-IB(9)条に基づく所得税免除期間の恩恵を受けたことにより、法定税率よりも低い。

インド企業の利益は、通常の法人所得税又は最低代替税のいずれか高い方の課税対象となっている。最低代替実効税率は、2014年度において、インドGAAPに基づき作成された帳簿上の利益に対してインド企業は20.9%、非居住者企業は20.0%であった。年度内に通常の法人所得税額を超えて最低代替税として支払われた超過額は、一定の条件が充足されることを条件として繰り延べることが可能であり、その後の10年間に於いて通常の未払法人所得税に充当することができる。

過去の期間において支払配当金について当社に課された税率は、様々である。2014年インド金融法に従い、配当支払税は、税額控除後の支払金額ではなく、配当可能剰余金総額に対して課されることとなった。これにより、配当支払税は増加し、前年度の16.995%から20%超となった。この税金は、配当金を宣言、分配又は支払う企業により支払われる。当社のインド子会社からの配当金についてもこの税金が課税されるが、当社は、かかる配当金を受領したときには法人所得税を支払わない。インド所得税法は、事業年度中に会社が自らのインド子会社より配当金を受領した場合で、当該子会社が自社の配当金に係る税金を支払った場合、親会社により分配された配当金は、インド子会社より受領した配当金に関する限り、配当税の対象とならないことを規定している。

当社は現在、国内販売を目的としたすべての国内での生産につき12.0%の物品税（2008年12月6日より前の物品税は14.0%、2008年12月6日から2009年2月23日までの物品税は10.0%、2009年2月24日から2010年2月26日までの物品税は8.0%、2010年2月27日から2012年3月16日までの物品税は10%であった。）及びかかる税額に対する3.0%の追加税を支払っている。この物品税及び追加税は、国内の取引先から徴収している。当社は、冶金コークスにつき6.0%の物品税及びかかる税額に対する3.0%の追加税を支払っている。HSLは、銀につき2013年8月13日から8.0%の物品税（それより前は4.0%）及びかかる税額に対する3.0%の追加税を支払っている。

当社はさらに、政府から採掘料を課されている。当社は、ボーキサイト鉱石、鉛亜鉛鉱石及び鉄鉱石の抽出量に基づき、インドのチャッティースガル州政府、ラジャスタン州政府、ゴア州政府及びカルナータカ州政府に対して採掘料を支払っている。これらのうち最も多額なものは、HSLのすべての鉱山が所在するラジャスタン州政府に対してHSLが支払わなければならない採掘料で、その料率は、2009年8月13日からは、産出された精鉱に含まれる亜鉛金属については亜鉛のロンドン金属取引所における価格の8.4%（2009年8月13日より前は6.6%）、産出された精鉱に含まれる鉛金属については鉛のロンドン金属取引所における価格の12.7%（2009年8月13日より前は5.0%）、産出された銀金属については銀のロンドン金属取引所における価格の7.0%である。ボーキサイトの抽出

についてBALCOが支払う採掘料は、当社の業績にとって重要ではない。当社の鉄鉱石事業について支払う採掘料は、価格に対し10%（インド鉱山局が毎月公表する料率）である。

ケアン・インドシアも、原油及び天然ガスの採掘について、ラジャスタン州政府、アーンドラ・プラデーシュ州政府及びグジャラート州政府に採掘料を支払わなければならない。当社はさらに、インド政府に対して特別税を支払っている。通常、石油及びガス事業については、採掘料及び特別税については合弁事業パートナーによりその参加比率に従い支払われ、費用は回収可能である。

ラジャスタン・ブロックについては、原油は井戸元価格の20%、天然ガスは井戸元価格の10%の料率にて採掘料の全額をインド石油ガス公社が支払っており、費用は回収可能である。特別税は、原油については1トン当たり4,500ルピー（2012年3月16日までは1トン当たり2,500ルピー）の税率に1トン当たり51.5ルピーの国家偶発災害基金課税を加算した額を支払う。消費税の支払いは、2%の税率（中央消費税）にて、原油及び天然ガスいずれの販売についても課税される。

ラヴァ・ブロックについては、原油の採掘料は、1トン当たり481ルピーであり、特別税は1メートルトン当たり900ルピーに固定されている。天然ガスの採掘料は、ガスの井戸元価格の10%である。消費税の支払いは、原油については2%（中央消費税）又は5%（付加価値税）、天然ガスについては、14.5%が課税される。

カンベイ・ブロックについては、採掘料及び特別税の全額をインド石油ガス公社が支払っているが、費用は回収可能ではない。当社は、国家偶発災害基金課税の支払いのみを1トン当たり51.5ルピーにて行っている。消費税の支払い（付加価値税）は、原油については5%、天然ガスについては15%が課税されている。

上記のすべてのブロックにおいて、特別税課税対象額の3%の教育特別税の支払いが行われていたが、当該特別税は、財務省通達に基づき2013年12月に廃止された。当社はまた、当社による銅鉱石の採掘に基づき、オーストラリアのタスマニア州政府に採掘料を支払っている。採掘料は、2012年1月1日より、CMTとの事業に基づき、(a) (x)収益の1.9%（2011年12月31日までは1.6%）と、(y)利益の0.4倍の合計額に、(b)収益利益率を乗じて得た額（ただし、収益の5.35%（2011年12月31日までは5.0%）を上限とする。）である。

亜鉛（海外）事業における当社の採掘料は、以下のとおりである。

- ・ スコーピオンについては、製品の販売額の3.0%
- ・ ブラック・マウンテン・マイニングについては、粗利益の7.0%。調整後の利払前税引前利益（以下「調整後EBIT」という。）がマイナスである場合、粗利益に適用される採掘料率は0.5%であり、調整後EBITがプラスである場合、粗利益に適用される採掘料率は、0.5%に粗利益の調整後EBITに9分の100を乗じて計算した割合を加算した率である。いずれの場合も、採掘料率の上限は7.0%である。
- ・ リションについては、粗利益の3.5%。粗利益は、製錬所控除、製錬費、運賃保険料及び海上保険料を差し引いた精錬所の半年毎の総収益である。

インドで事業を行う会社は、以下を含むいくつかの税制上の優遇措置を受けることができる。

- ・ 経済特区に新たに設立された発電ユニットから得られる利益について、一定期間の免税期間が適用される。
- ・ 特定の地理的地域に新たに設立された発電ユニットから得られる利益について、一定期間の免税期間が適用される。
- ・ 新たに建設された発電所（自社発電所を含む。）から得られる利益について、一定期間の免税期間が適用される。
- ・ 2012年3月31日までに設置された風車等の再生可能エネルギー装置は、その80%が加速償却の対象である。しかしながら、発電基準のインセンティブを選択するユニットについては、かかる加速償却の対象ではない。
- ・ ミューチュアル・ファンドに対する投資から得られる利益は、一定の条件に従い、免税対象となる。

当社には、これらの税制上の優遇措置が適用されている。かかる優遇措置により、セサ・スターライト並びにケアン、BALCO及びHZL等の当社の子会社の一部に対する実効税率は、いずれも、より低くなっている。HZLの新しい輸出事業部（実効は2008年6月30日に終了した四半期から）は、100.0%輸出志向施設として、輸出販売からの利益は一定期間免税される。2011年3月31日に、輸出志向施設としての地位は失効した。HZLはまた、インド北部のウッタラカンド州ハリドワールにおける亜鉛インゴットの溶解及び鑄造設備並びにパントナガールに所在する銀精錬所、亜鉛及び鉛の溶解及び鑄造設備に対する所得税免除期間の恩恵を受けている。ラジャスタン・ブロックにおけるケアンのブロックは、ラジャスタンのブロックに関して、免税期間が適用される。BALCO及びHZLは、自社発電所に対する多額の投資について課税が免除されており、HZLはまた、風力発電プロジェクトの開設により課税免除の恩恵を受けている。さらに、セサ・スターライト及びHZLの剰余金の投資の大部分は、非課税の金融商品にされ

ている。商業発電事業も、独立した発電所につき、操業開始から10年間、免税措置を受けることができる。パイザック港も、税制上の優遇措置を受けることができる。

(f) 為替相場

当社は、主に米ドル価格を参照して価格設定されている商品を販売している。しかしながら、亜鉛事業、鉄鉱石事業、アルミニウム事業及び電力事業における直接費の大半並びに銅事業における製錬及び精錬に係る費用は、インド・ルピー並びに（インド・ルピーよりはるかに少ないものの）豪ドル、南アフリカランド及びナミビアドルで発生している。また、当社の全事業における輸入材料に関する費用は、すべて通常は米ドルで発生している。その結果、インド・ルピー並びに（インド・ルピーよりはるかに少ないものの）豪ドル、南アフリカランド及びナミビアドルに対する米ドル高は、米ドル高により銅精鉱、アルミナ及びその他の輸入材料の費用が増加する点を除き、ほとんどの場合、当社の業績に有利となる。インド・ルピー、豪ドル、南アフリカランド及びナミビアドルに対する米ドル安は、当社の業績に悪影響を及ぼす。

(7) 重要な会計上の見積り

当社の財政状態及び経営成績の考察及び分析は、IASBによって発行されたIFRSに準拠して作成された当社の連結財務書類に基づいている。財務書類を作成する際、当社経営陣は、会計方針の適用、連結財務書類の日現在の計上される資産、負債、収入及び費用並びに偶発資産及び債務の開示並びに事業年度中に計上される収益及び費用を左右する判断、見積り、推測を行う。実際の業績は、様々な仮定及び条件に基づき、当該見積りと異なる可能性がある。当社の重要な会計方針については、本書記載の当社の連結財務書類に対する注記3を参照のこと。見積り及び基礎的前提は継続的に検討されている。当該見積りが修正される期間及び影響を受ける将来における期間について、会計上の見積りは修正される。

当社は、重要な会計上の見積りが、当社の財政状態及び経営成績を反映するものであり、本質的に不確実な事項について見積りを行う必要があるときに困難で主観的且つ複雑な判断を伴う重要なものであると確信している。

(8) 経営成績

(a) 概要

連結損益計算書

以下の表は、当社の主要連結財務データから得たもので、当社の過去の経営成績を、表示された期間の収益に占める割合で示したものである。

	(単位：％)		
	3月31日に終了した年度		
	2012年	2013年	2014年
連結損益計算書：			
収益	100.0	100.0	100.0
売上原価	(72.9)	(77.1)	(76.9)
粗利益	27.1	22.9	23.1
その他の営業収入	0.4	0.5	0.6
流通費	(5.4)	(2.3)	(1.7)
管理費	(4.1)	(3.2)	(4.4)
営業利益	18.0	17.9	17.6
投資収益及びその他の利益	3.9	4.9	5.8
金融費用及びその他費用	(7.7)	(7.6)	(10.0)
関連会社連結利益に対する持分	0.7	-	-
税引前利益	14.9	15.2	13.4
法人所得税費用	(1.3)	1.0	(4.8)
当期純利益	13.6	16.2	8.6
以下に帰属する利益：			
親会社株主	8.6	8.6	2.2
非支配株主損益	5.0	7.6	6.4

地域別純収益

当社の製品の主要な市場は、インド、中国及びベルギーである。その他の市場には、アジア、中東及びヨーロッパの多くの国々が含まれる。当社は、インドにおける販売分について受領するインド市場割増価格のために、できるだけ多くの当社製品をインドで販売するよう努力している。以下の表は、表示された期間における当社の各主要市場からの収益、及び当社の各主要市場からの収益が収益全体に占める割合を示したものである。

	3月31日に終了した年度						
	2012年		2013年		2014年		
	(百万ルピー)	収益の割合 (%)	(百万ルピー)	収益の割合 (%)	(百万ルピー)	収益 (百万円)	収益の割合 (%)
インド	324,852	54.3	506,264	70.1	499,064	853,399	68.8
中国	112,805	18.9	76,992	10.6	67,825	115,981	9.4
ベルギー	42,338	7.1	23,713	3.3	7,891	13,494	1.1
その他	118,121	19.7	115,334	16.0	150,463	257,292	20.7
合計	598,116	100.0	722,303	100.0	725,243	1,240,166	100.0

(1) その他の市場には、主に韓国、マレーシア、シンガポール、ベトナム、インドネシア、台湾、サウジアラビア、ベルギー、スイス、オランダ、英国、イタリア、スペイン、デンマーク、南アフリカ、タンザニア、ナイジェリア、オマーン、トルコ、アラブ首長国連邦、ケニア及びネパールが含まれる。

顧客集中

以下の表は、表示された期間について、以下の事項を示したものである。

- FO 連結ベースで、当社の収益のうち取引先の上位10社が占める割合
FC 当社のセグメントについて、各事業の収益のうち当該事業の上位10社が占める割合

(単位：%)

	3月31日に終了した年度		
	2012年	2013年	2014年
連結	19.8	35.3	34.4
亜鉛（インド）	39.3	40.2	41.2
亜鉛（海外）	95.6	96.9	97.5
石油及びガス*	100.0	100.0	100.0
鉄鉱石	38.5	39.0	42.4
銅	39.5	39.8	30.4
アルミニウム	36.9	45.5	29.4
電力	82.7	83.4	83.8

* 2012年は、2011年12月8日から2012年3月31日までの期間を指す。

当社の2014年度の連結ベースの収益において、単独の顧客が11%超を占めた石油及びガス事業を除き、表示された年度において、単独で当社の連結ベースの収益の10.0%以上を占めた顧客はいなかった。かかる顧客が2013年度の当社の収益において占めた割合は、10%未満であった。

(b) 2013年3月31日に終了した年度と2014年3月31日に終了した年度の比較

収益及び営業利益

連結

収益は、2013年度の722,303百万ルピーから、2,940百万ルピー（0.4%）増加し、2014年度には725,243百万ルピーとなった。2014年度における収益の増加は、主に亜鉛（インド）事業における石油及びガスの記録的な生産量並びに精錬亜鉛、鉛及び一貫生産型の銀の生産量の増加により石油及びガス、亜鉛（インド）並びにアルミニウム事業の販売量が拡大したことによるものであった。2013年度と比較して2014年度のインド・ルピーの対米ドル相場

が11.1%下落したことも、収益の増加に貢献した。しかしながら、生産量の増加及びルピーの下落による利益は、2014年度第1四半期における銅精錬事業の一時的な休止、ゴア州における鉄鉱石事業の停止及び商品価格の下落により一部相殺された。

営業利益は、2013年度の129,511百万ルピーから、1,983百万ルピー（1.5%）減少し、2014年度には127,528百万ルピーとなった。かかる営業利益の減少は、主として鉄鉱石の採掘活動の継続的な禁止、電力事業においてグリッドが認識した料金の低下による影響、並びに亜鉛（海外）事業における生産量の減少及びロンドン金属取引所における金属平均価格の低下によるが、インド・ルピーの対米ドル相場下落によるアルミニウム事業、亜鉛（インド）事業並びに石油及びガス事業における当社の業績の向上により相殺された。営業利益率は、2013年度の17.9%から減少し、2014年度には17.6%となった。これは、ロンドン金属取引所における価格の下落による各事業の営業利益率の低下によるものであった。しかしながら、業務効率の改善によりアルミニウム事業の営業利益率が向上し、製錬費及び精錬費が増加したことにより銅事業の営業利益率が向上した。

連結営業収益に寄与した要因は、以下のとおりである。

- ・ 売上原価は、2013年度の556,663百万ルピーから、1,237百万ルピー（0.2%）増加し、2014年度には557,900百万ルピーとなった。売上原価のわずかな増加は、米ドル建て原材料費におけるインド・ルピーの下落及び電力事業においてグリッドが認識した料金の低下の影響によるものであった。しかしながら、かかる増加は、主にロンドン金属取引所における価格の下落及び特にアルミニウム事業における業務効率の改善により相殺された。収益に占める売上原価の割合は、2013年度の77.1%から減少し、2014年度には76.9%となった。
- ・ その他の営業収入は、2013年度の3,791百万ルピーから、750百万ルピー（19.8%）増加し、2014年度には4,541百万ルピーとなった。かかる増加は、主として、2013年度に対して為替差損が577百万ルピー減少したこと、及びアルミニウム事業における副産物販売量の増加に起因している。これらは固定資産売却益の減少783百万ルピー、及び金属片の販売収入の減少86百万ルピーにより部分的に相殺された。
- ・ 流通費は、主として1年の大半にわたって課された採掘禁止により、鉄鉱石事業の販売量がごく少量であったことにより、2013年度の16,430百万ルピーから、4,303百万ルピー（26.2%）減少し、2014年度には12,127百万ルピーとなった。結果として、収益に占める流通費の割合は、2013年度の2.3%から減少し、2014年度には1.7%となった。
- ・ 管理費は、2013年度の23,490百万ルピーから、8,739百万ルピー（37.2%）増加し、2014年度には32,229百万ルピーとなった。これは主として、4,863百万ルピーの為替差損、4,742百万ルピーの人件費及び管理費の増加並びに2,487百万ルピーの貸倒引当金の増加によるものであるが、最高裁判所による命令により、トゥティコリン製錬所付近の土壌及び水を含む環境改善のために2013年度にトゥティコリンの徴税官に支払われる1,000百万ルピーの課徴金によって一部相殺された。収益に占める管理費の割合は、2013年度の3.2%から増加し、2014年度には4.4%となった。

亜鉛（インド）

亜鉛（インド）セグメントにおける収益は、2013年度の123,241百万ルピーから、8,739百万ルピー（7.1%）増加し、2014年度には131,980百万ルピーとなった。かかる増加は、主として、一貫生産量が増加したことによるものであったが、ロンドン金属取引所における亜鉛、鉛及び銀の平均価格の低下によって相殺され、亜鉛の販売量は増加しなかった。

特に、以下の点が挙げられる。

- ・ 亜鉛インゴットの生産量は、採鉱計画に伴う採鉱金属生産の改善、業務効率の改善及び焙焼炉の性能の向上により、2013年度の676,923トンから10.7%増加し、2014年度には749,167トンとなった。亜鉛インゴットの販売量もまた、生産量の増加に伴い、2013年度の674,959トンから11.2%増加し、2014年度には750,766トンとなった。
- ・ 国内市場での亜鉛インゴットの販売量は、2013年度の471,032トンから18.3%増加し、2014年度には557,158トンとなった。当社の総販売量に占める国内販売量の割合は、2013年度における69.8%から2014年度には74.2%に増加した。当社は、国内で販売するとインド市場割増価格を受領できるため、多くの当社製品を国内で販売するよう努力している。製品の国内販売の増加により、当社の輸出販売量は、2013年度の203,926トンから5.1%減少し、2014年度には193,607トンとなった。

- ・ ロンドン金属取引所における亜鉛の現金決済価格の平均は、2013年度の1トン当たり1,948米ドルから2.0%下落し、2014年度には1トン当たり1,909米ドルとなった。
- ・ 亜鉛精鉱の販売量は、2013年度には119,570トン（乾燥質量）であったのに対し、2014年度においては、採鉱計画に従いゼロであった。
- ・ 鉛インゴットの生産量は、当社の精錬能力のさらなる活用により、2013年度の118,316トンから3.6%増加し、2014年度には122,596トンとなった。鉛インゴットの販売量は、生産量が増加したことにより、2013年度の117,445トンから3.1%増加し、2014年度には121,120トンとなった。
- ・ 銀インゴットの生産量は、注文生産の減少により、2013年度の373,900キロから6.5%減少し、2014年度には349,620キロとなった。一貫生産量は、ザワル鉱山からの採掘量の増加により、2013年度の288,226キロから4.3%増加し、2014年度には300,557キロとなった。銀インゴットの販売量は、2013年度の373,954キロから5.9%減少し、2014年度には351,825キロとなったが、これは注文生産の減少によるものであった。
- ・ ロンドン金属取引所における鉛の現金決済価格の平均は、2013年度の1トン当たり2,113米ドルから1.0%低下し、2014年度には1トン当たり2,092米ドルとなった。
- ・ ロンドン貴金属市場協会における銀の価格の平均は、2013年度の1オンス当たり30.5米ドルから29.8%低下し、2014年度には1オンス当たり21.4米ドルとなった。

亜鉛（インド）セグメントにおける営業利益は、2013年度の58,341百万ルピーから、3,355百万ルピー（5.8%）増加し、2014年度には61,696百万ルピーとなった。一方で、営業利益率は、2013年度の47.3%から減少し、2014年度には46.7%となった。2014年度の営業利益の増加は、主として、鉛及び一貫生産型の銀の販売量が増加したこと、ロンドン金属取引所における割増価格の増加及びルピーの下落によるが、ロンドン金属取引所における鉛及び亜鉛の価格の平均が低下したこと、並びにロンドン貴金属市場協会における銀の価格の平均が低下したことにより相殺された。これらの要因は、2014年度において累積的に9,640百万ルピーのプラス影響を与えた。営業利益はまた、亜鉛の製造原価（副産物による純収益）が2013年度の1トン当たり53,446ルピーから増加し、2014年度には1トン当たり59,561ルピーとなったこと、及び鉛の製造原価（副産物による純収益）が2013年度の1トン当たり54,869ルピーから増加し、2014年度には1トン当たり61,274ルピーとなったことにより悪影響を受けており、これらは3,482百万ルピーの影響を与えた。2013年度と比較して、2014年度における減価償却費が1,060百万ルピー増加したことも、営業利益に影響を与えた。営業利益率の減少もまた、ロンドン金属取引所における亜鉛及び鉛の平均価格の低下、ロンドン貴金属市場協会における銀の平均価格の低下、並びに2014年度の製造原価の増加によるものであった。

亜鉛（海外）

亜鉛（海外）事業における外部顧客からの収益は、2013年度の43,475百万ルピーから、3,319百万ルピー（7.6%）減少し、2014年度には40,156百万ルピーとなった。かかる収益の減少は、主として、ロンドン金属取引所における亜鉛及び鉛の平均価格の低下に伴い、すべてのユニットにおける販売量が減少したことによるものであるが、インド・ルピーの対米ドル相場が下落したことにより相殺された。特に、以下の点が挙げられる。

- ・ スコーピオンにおける精錬亜鉛金属の生産量は、2013年度の145,342トンから20,418トン（14.0%）減少し、2014年度には124,924トンとなった。これは主として、2014年度第3四半期におけるタンク故障後の点検による計画外の閉鎖によるものであった。
- ・ リシェン鉱山及びブラック・マウンテン・マイニング鉱山からの亜鉛精鉱中の亜鉛金属の生産量は、2013年度の208,063トンから13.5%減少し、2014年度には180,020トンとなった。鉛精鉱中の鉛金属の生産量は、72,289トンから13,667トン（18.9%）減少し、58,622トンとなった。かかる減少は、主として、2014年度第1四半期におけるリシェン鉱山の段階的な閉鎖並びにリシェン鉱山及びブラック・マウンテン・マイニング鉱山の採鉱中断によるものである。
- ・ ロンドン金属取引所における亜鉛の現金決済価格の平均は、2013年度の1トン当たり1,948米ドルから2.0%減少し、2014年度には1トン当たり1,909米ドルとなった。
- ・ ロンドン金属取引所における鉛の現金決済価格の平均は、2013年度の1トン当たり2,113米ドルから1.0%減少し、2014年度には1トン当たり2,092米ドルとなった。

亜鉛（海外）セグメントにおける営業利益は、主として2014年度第3四半期におけるタンク故障後の計画外のスコーピオン鉱山の閉鎖、並びに2014年度第1四半期におけるリシェン鉱山及びブラック・マウンテン・マイニング

鉱山の採鉱中断、製造原価の増加及びロンドン金属取引所における価格の低下に伴う販売量の減少により、2013年度の5,078百万ルピーから、2,594百万ルピー（51.1%）減少し、2014年度には2,484百万ルピーとなった。営業利益率は、2013年度の11.7%から減少し、2014年度には6.2%となった。

石油及びガス

石油及びガス・セグメントにおける外部顧客からの収益は、2013年度の175,518百万ルピーから、11,585百万ルピー（6.6%）増加し、2014年度には187,103百万ルピーとなった。かかる収益の増加は、主として、インド・ルピーの対米ドル相場が下落したことによるが、利権の販売量の減少に伴う平均ブレント原油実現価格の低下により相殺された。特に、以下の点が挙げられる。

- ・ 利権の販売量は、2013年度の1日当たり90,307石油換算バレルから、1日当たり599石油換算バレル（0.7%）減少し、2014年度には1日当たり89,708石油換算バレルとなった。かかる減少は、生産物分与契約に従い、インド政府に支払われる石油利益トランシェが増加したことによる。
- ・ 日次平均ブレント原油価格の実現は、2013年度の1石油換算バレル当たり97.5米ドルから、3.1%減少し、2014年度には1石油換算バレル当たり94.5米ドルとなった。

石油及びガス・セグメントにおける営業利益は、2013年度の50,370百万ルピーから、3,572百万ルピー（7.1%）増加し、2014年度には53,942百万ルピーとなった。一方、営業利益率は、2013年度の28.7%から増加し、2014年度には28.8%となった。

2014年度における販売量の増加及び費用処理された採鉱費用の減少は、13,754百万ルピーの営業利益をもたらした。かかる利益は、増加した推定費用7,167百万ルピーを完済するために当年度の減耗控除額が増加したこと、2013年度におけるクリシュナ・ゴードーヴァリ盆地の採鉱区域の販売により、2014年度における営業収入が646百万ルピー減少したこと、1,258百万ルピーの影響を及ぼした生産量の増加により当年度の製造原価が増加したこと及び管理費が1,143百万ルピー増加したことにより相殺された。

鉄鉱石

鉄鉱石セグメントからの収益は、2013年度の26,054百万ルピーから、9,538百万ルピー（36.6%）減少し、2014年度には16,516百万ルピーとなった。かかる減少は、主として、販売可能な鉄鉱石の生産量の減少によるものであるが、銑鉄及び冶金コークスの生産量の増加により相殺された。

- ・ 鉄鉱石の生産量は、2014年度中のカルナータカ州及びゴア州における採掘禁止により、2013年度の3.7百万トンから2.2百万トン（59.3%）減少して、2014年度には1.5百万トンとなった。この生産量のうち、2014年度中の販売量は27,000トンのみであった。
- ・ 銑鉄及び冶金コークスの生産量は、66%及び23%の大幅な増加により、それぞれ509,781トン及び407,835トンとなった。かかる増加は、主として、2013年度に委託された新たな銑鉄の生産能力及び関連する冶金コークスに係る通年業務によるものである。

鉄鉱石セグメントにおける営業損失は、2013年度の77百万ルピーから5,399百万ルピー増加し、2014年度には5,476百万ルピーとなった。かかる営業損失の増加は、主として、カルナータカ州における継続的な採掘禁止及びゴア州における採掘作業の停止によるものであるが、銑鉄及び冶金コークスの生産量の増加により部分的に相殺された。

銅

銅セグメントからの収益は、2013年度の217,262百万ルピーから、11,685百万ルピー（5.4%）減少し、2014年度には205,577百万ルピーとなった。かかる減少は、主として、陰極の生産量が減少したこと及びロンドン金属取引所における銅の平均価格が低下したことによるものであるが、フジャイラにおける販売量の増加により相殺された。特に、以下の点が挙げられる。

- ・ 銅陰極の生産量は、2013年度の353,154トンから16.6%減少し、2014年度には294,434トンとなった。2014年度の生産量は、2014年度第1四半期における当社の製錬所の一時的な閉鎖により減少した。銅陰極の販売量は、生産量の減少により、2013年度の178,817トンから3.0%減少し、2014年度には173,430トンとなった。

- 銅棒の生産量は、陰極の生産量の減少及び市場の需要の低下を反映して、2013年度の171,855トンから28.4%減少し、2014年度には123,053トンとなった。銅棒の販売量は、生産量の減少に伴い、2013年度の171,653トンから28.5%減少し、2014年度には122,745トンとなった。
- インド市場での銅の販売量は、2013年度の196,626トンから26.8%減少し、2014年度には143,849トンとなり、輸出量は、2013年度の153,844トンから1.0%減少し、2014年度には152,326トンとなった。当社の総販売量に占める国内販売量の割合は、2013年度の56.1%から減少し、2014年度には48.6%となった。かかる減少は、主として、2014年度第1四半期における当社の製錬所の一時的な閉鎖によるものである。
- ロンドン金属取引所における銅の現金決済価格の平均は、2013年度の1トン当たり7,853米ドルから9.5%減少し、2014年度には1トン当たり7,103米ドルとなった。

銅セグメントにおける営業利益は、2013年度の8,517百万ルピーから、359百万ルピー（4.2%）増加し、2014年度には8,876百万ルピーとなった。営業利益率もまた、2013年度の3.9%から増加し、2014年度においては4.3%となった。営業利益の増加は、主として、市況に伴う製錬費率及び精錬費率の上昇、及び2013年度において、インド最高裁判所の命令により、トゥティコリン製錬所付近の土壌及び水を含む環境改善のためにトゥティコリンの徴税官に支払われる1,000百万ルピーの課徴金によるものであるが、製錬所の一時的な閉鎖及び製造原価の増加による2014年度の利益に対する影響により相殺された。特に、以下の点が挙げられる。

- 2014年度に実現された製錬費率及び精錬費率は、2013年度に実現された1ポンド当たり平均12.8米セントから上昇し、1ポンド当たり平均16.6米セントとなった。
- 製錬及び精錬に係る費用から成る副産物及び遊離銅純収益の製造原価は、2013年度における1ポンド当たり8.7米セントから増加し、2014年度には1ポンド当たり9.7米セントとなった。これは、主として、副産物である硫酸の平均販売量の実現が、2013年度における1トン当たり1,805ルピーから2014年度における1トン当たり1,278ルピーに減少したことによるが、製造費に1ポンド当たり1.8米セントの影響を与えており、また消耗品の製造費の増加は、金属回収率が増加したことによってわずかに相殺された。

アルミニウム

アルミニウム・セグメントにおける外部顧客からの収益は、2013年度の99,073百万ルピーから8,717百万ルピー（8.8%）増加し、2014年度には107,790百万ルピーとなった。かかる増加は、主として、インド・ルピーの対米ドル相場下落及び販売量の増加によるものであるが、ロンドン金属取引所におけるアルミニウムの平均価格の減少及び金属プレミアムの減少により相殺された。特に、以下の点が挙げられる。

- アルミニウムの生産量は、2013年度の774,026トンから2.6%増加し、2014年度には794,289トンとなった。一方、付加価値製品の生産は、2013年度における58.4%から減少し、2014年度においては57.7%となった。
- アルミニウムの販売量は、2013年度の773,001トンから2.6%増加し、2014年度には792,971トンとなったが、これは、生産量の増加によるものであった。アルミニウム・インゴットの販売量は、2013年度の313,636トンから6.9%増加し、2014年度には335,241トンとなった。線材の販売量は、2013年度の295,430トンから3.1%減少し、2014年度には286,146トンとなった。圧延品の販売量は、市況を反映して、2013年度の58,160トンから13.2%減少し、2014年度には50,504トンとなった。ビレットの販売量は、2013年度の98,379トンから23.1%増加し、2014年度には121,080トンとなった。
- 国内市場でのアルミニウムの販売量は、2013年度の660,533トンから17.4%減少し、2014年度には545,514トンとなった。インドにおける他の大手生産者であるヒンダルコ・インダストリーズ・リミテッド及びナショナル・アルミニウム・カンパニー・リミテッドの生産量が、当該年度中の製錬所の一時的な閉鎖で減少したことにより、2013年度における国内販売量は増加した。2014年度の国内販売量はまた、国内顧客がアルミニウム・インゴットの代わりに、より安価なアルミニウム片を輸入したことにより減少した。アルミニウムの輸出量は、2013年度の112,467トンから増加し、2014年度には247,456トンとなった。当社の総販売量に占める国内販売量の割合は、2013年度の85.5%から低下し、2014年度には68.8%となった。
- ロンドン金属取引所におけるアルミニウムの現金決済価格の平均は、2013年度の1トン当たり1,974米ドルから10.2%低下し、2014年度には1トン当たり1,773米ドルとなった。

アルミニウム・セグメントにおける営業利益は、2013年度の960百万ルピーから、4,019百万ルピー増加し、2014年度には4,979百万ルピーへと改善した。インド・ルピーの対米ドル相場下落、業務効率による製造原価の減少及び生産量のわずかな増加による販売量の実現の増加は、営業利益における14,559百万ルピーの増加をもたらした。

た。しかしながら、ロンドン金属取引所におけるアルミニウムの平均価格の減少及び金属プレミアムの減少により、営業利益は8,976百万ルピー減少した。前年度と比較して、減価償却費が827百万ルピー増加したことも営業利益の減少の一因となった。結果として、営業利益率は、2013年度の1.0%から増加し、2014年度には4.6%となった。

電力

電力セグメントにおける外部顧客からの収益は、2013年度の34,169百万ルピーから、907百万ルピー（2.7%）増加し、2014年度には35,076百万ルピーとなった。かかる増加は、主として、ジャルスグダの2,400メガワットの発電所からの発電量の増加及び電力の実現価額の平均の増加によるものであった。特に、以下の点が挙げられる。

- ・ 電力の販売量は、電気料金の値下げ及び需要の低下に起因するBALCOの270メガワットの発電所における販売量の減少により、2013年度における10,112百万ユニットから7.3%減少し、2014年度においては9,374百万ユニットとなったが、ジャルスグダの2,400メガワットの発電所からの発電量がわずかに増加したことにより一部相殺された。一方、試運転を除く電力の純販売量は、2013年度における9,318百万ユニット（試運転における795百万ユニットの発電量を除く）から0.6%増加し、2014年度においては9,374百万ユニット（試運転におけるゼロの発電量を除く）となった。
- ・ 電力の実現価額の平均は、2013年度における1ユニット当たり3.33ルピーから6.3%増加し、2014年度においては1ユニット当たり3.54ルピーとなった。
- ・ 電力事業における発電費は、前年度と比較してジャルスグダにおける費用がわずかに増加したことにより、2013年度における1ユニット当たり2.1ルピーから4.3%増加し、2014年度においては1ユニット当たり2.2ルピーとなった。

電力セグメントにおける営業利益は、2013年度における6,393百万ルピーから、4,899百万ルピー（76.6%）減少し、2014年度においては1,494百万ルピーとなったが、これは主として、料金協定の解釈につき紛争中のオディシャ州において、電力供給会社グリッドが料金を値下げしたことによる2,331百万ルピーの営業利益への影響によるものであった。営業利益率は、2013年度における18.7%から減少し、2014年度においては4.3%となった。

その他

その他の事業セグメントにおける営業損失は、2013年度の71百万ルピーから増加し、2014年度には467百万ルピーとなった。

投資収益及びその他の利益

投資収益及びその他の利益は、2013年度の34,931百万ルピーから7,234百万ルピー（20.7%）増加し、2014年度には42,165百万ルピーとなった。これは主として、トレーディング目的保有金融資産、特にHZL及びケアン・インディアの保有投資に係る公正価値評価益における14,380百万ルピーの増加によるものであったが、これらの金融資産からの受取配当金が1,734百万ルピー減少し、投資資産の売却収益が4,668百万ルピー減少したことにより一部相殺された。

金融費用

金融費用は、2013年度の54,716百万ルピーから18,105百万ルピー（33.1%）増加し、2014年度には72,821百万ルピーとなった。これは、有利な借換えにより一部相殺されたケアン・インディアの取得に関するローンの前払いによる借入原価の一括償却、2014年度におけるジャルスグダ製錬所に関する利息の資本化の停止及び借入金の為替差損によるものである。

税金費用

税金費用／税額控除は、2013年度の7,502百万ルピーの税額控除から、2014年度には34,646百万ルピーの税金費用へと変動した。当社の法人所得税の実効税率（税金費用／税額控除を税引前利益で除して算出される。）は、2013年度は6.8%の税額控除、2014年度は35.8%の税金費用であった。2014年度における実効税率の増加は、主として、2013年度におけるケアン・インディアの内部組織再編に伴う15,790百万ルピーの一時的な与信によるものであった。実効税率は、組織再編成取引による13,990百万ルピーの税金割戻しの影響により、追加税の5%引上げ及

びその他の一括引当金の増加に伴うケアン・インディアの公正価値による繰延税金負債が増加し、その利益が大幅に相殺されたにも関わらず、2014年度において増加した。

非支配株主損益

上記の要因により、当期純利益は、2013年度の117,228百万ルピーから55,002百万ルピー（46.9%）減少し、2014年度には62,226百万ルピーとなった。

非支配株主損益に帰属する利益は、当期中の利益の減少により、2013年度の54,865百万ルピーから8,105百万ルピー（14.8%）減少し、2014年度には46,760百万ルピーとなった。利益に占める非支配株主損益の割合は、2013年度の46.8%から増加し、2014年度には75.1%となった。

(c) 2012年3月31日に終了した年度と2013年3月31日に終了した年度の比較

収益及び営業利益

連結

収益は、2012年度の598,116百万ルピーから、124,187百万ルピー（20.8%）増加し、2013年度には722,303百万ルピーとなった。かかる増加は、主として、2011年12月8日に取得したケアン・インディアからの通年の収益、並びにカルナータカ州及びゴア州における採掘作業の停止による悪影響を受けた鉄鉱石を除く全ての事業における販売量の増加によるものであった。かかる収益の増加もまた、インド及びオーストラリアにおける鉄鉱石事業、亜鉛事業及び銅事業の商品価格の下落及び収益の減少により一部相殺された。

営業利益は、2012年度の107,525百万ルピーから、21,986百万ルピー（20.4%）増加し、2013年度には129,511百万ルピーとなった。かかる営業利益の増加は、主として、2011年12月8日に取得したケアン・インディアからの通年の営業利益、カルナータカ州及びゴア州における採掘作業の停止による悪影響を受けた鉄鉱石を除く全ての事業における販売量の増加、並びに業務効率へ集中の継続によるが、鉄鉱石事業からの営業利益の減少、商品価格の下落及びコストの増加により相殺された。営業利益率は、2012年度の18.0%から減少し、2013年度には17.9%となった。これは、鉄鉱石の生産量の減少及び商品価格の下落によるものであり、インド・ルピーの対米ドル相場が下落したことにより部分的に相殺された。

連結営業収益に寄与した要因は、以下のとおりである。

- 鉄鉱石事業による損益は、2012年度の23,115百万ルピーの営業利益から減少し、2013年度には77百万ルピーの営業損失となった。かかる減少は、主として、カルナータカ州及びゴア州における採掘禁止によるものであるが、銑鉄及び冶金コークスの生産量の増加により部分的に相殺された。
- 減価償却費は、2012年度の61,111百万ルピーから増加し、2013年度には117,103百万ルピーとなった。かかる増加は、主として、2012年度は2011年12月8日までケアン・インディアの取得が完了していなかったという事実を反映して4ヶ月分の費用であったことと比較し、ケアン・インディアに関する通年の減価償却費を含めたことによるものである。残りの減価償却費の増加は、HSL及びジャルスグダの2,400メガワットの発電所によるプロジェクトの資本化によるものであるが、生産量の減少による鉄鉱石事業及び亜鉛（海外）事業の減価償却費の減少により部分的に相殺された。
- 売上原価は、2012年度の435,993百万ルピーから、120,670百万ルピー（27.7%）増加し、2013年度には556,663百万ルピーとなった。売上原価の増加は、主として、全ての事業（鉄鉱石を除く）が拡大したこと、並びに各セグメントにおける原材料費の増加によるものであった。製造原価の増加は、すべての商品価格のインフレによるものであった。収益に占める売上原価の割合は、2012年度の72.9%から増加し、2013年度には77.1%となった。
- その他の営業収入は、2012年度の2,252百万ルピーから、1,539百万ルピー（68.3%）増加し、2013年度には3,791百万ルピーとなった。かかる増加は、主として、2012年度に対して、固定資産の売却益が666百万ルピー増加したこと及び金属片の販売収益が310百万ルピー増加したことに起因している。
- 流通費は、主として、2012年度と比較して鉄鉱石の生産量が減少したことにより、2012年度の32,151百万ルピーから、15,721百万ルピー（48.9%）減少し、2013年度には16,430百万ルピーとなった。結果として、収益に占める流通費の割合は、2012年度の5.4%から減少し、2013年度には2.3%となった。
- 管理費は、主として、2012年度のアサルコの申立てに関する4,233百万ルピーの債務の発生により、同年中の管理費が増加したが、インド最高裁判所による命令により、トゥティコリン製錬所付近の環境改善のため

に2013年度にトゥティコリンの徴税官に支払われる1,000百万ルピーの課徴金によって一部相殺されたことにより、2012年度の24,699百万ルピーから、1,209百万ルピー（4.9%）減少し、2013年度には23,490百万ルピーとなった。収益に占める管理費の割合は、2012年度の4.1%から減少し、2013年度には3.2%となった。

亜鉛（インド）

亜鉛（インド）セグメントにおける収益は、2012年度の111,319百万ルピーから、11,922百万ルピー（10.7%）増加し、2013年度には123,241百万ルピーとなった。かかる増加は、主として、インド・ルピーの対米ドル相場が13.6%下落したこと、並びに鉛及び銀の販売量が増加したことによるものであったが、ロンドン金属取引所における亜鉛、鉛及び銀の平均価格の低下によって相殺された。特に、以下の点が挙げられる。

- ・ 亜鉛インゴットの生産量は、当年度の採鉱計画に従い、2012年度の758,716トンから10.8%減少し、2013年度には676,923トンとなった。亜鉛インゴットの販売量もまた、生産量の低下に伴い、2012年度の758,499トンから11.0%減少し、2013年度には674,959トンとなった。
- ・ 国内市場での亜鉛インゴットの販売量は、2012年度の438,171トンから7.5%増加し、2013年度には471,032トンとなった。当社の総販売量に占める国内販売量の割合は、2012年度における57.8%から2013年度には69.8%に増加した。当社は、国内で販売するとインド市場割増価格を受領できるため、多くの当社製品を国内で販売するよう努力している。生産量の低下及び製品の国内販売の増加により、当社の輸出販売量は、2012年度の320,328トンから36.3%減少し、2013年度には203,926トンとなった。
- ・ ロンドン金属取引所における亜鉛の現金決済価格の平均は、2012年度の1トン当たり2,098米ドルから7.2%下落し、2013年度には1トン当たり1,948米ドルとなった。
- ・ 亜鉛精鉱の販売量は、2012年度のゼロから増加し、2013年度には119,570トン（乾燥質量）となった。かかる増加は、主として、2013年度下半期の亜鉛精鉱の余剰分の供給力によるものであった。第三者に対する鉛精鉱の販売量は、2012年度の10,086トン（乾燥質量）から減少し、2013年度にはゼロとなったが、これはHZLの鉛製錬所における金属生産量が増加し、内部消費量が増加したことによるものであった。
- ・ 鉛インゴットの実生産量は、2012年度に開始したダリバの鉛製錬所が強化されたことにより、2012年度の92,099トンから28.5%増加し、2013年度には118,316トンとなった。鉛インゴットの実販売量は、生産量が増加したことにより、2012年度の91,701トンから28.1%増加し、2013年度には117,445トンとなった。
- ・ 銀インゴットの実生産量は、2012年度の206,945キロから80.7%増加し、2013年度には373,900キロとなったが、これは主として、シンデサル・クルド鉱山及びダリバ鉛製錬所からの生産量が増加したためである。銀インゴットの実販売量は、2012年度の205,691キロから81.8%増加し、2013年度には373,954キロとなったが、これは生産量の増加によるものであった。
- ・ ロンドン金属取引所における鉛の現金決済価格の平均は、2012年度の1トン当たり2,269米ドルから6.9%低下し、2013年度には1トン当たり2,113米ドルとなった。
- ・ ロンドン貴金属市場協会における銀の価格の平均は、2012年度の1オンス当たり35.3米ドルから13.6%低下し、2013年度には1オンス当たり30.5米ドルとなった。

亜鉛セグメントにおける営業利益は、2012年度の54,060百万ルピーから、4,281百万ルピー（7.9%）増加し、2013年度には58,341百万ルピーとなった。しかしながら、営業利益率は、2012年度の48.6%から減少し、2013年度には47.3%となった。2013年度の営業利益の増加は、主として、鉛及び銀の販売量が増加したこと及びルピーの下落によるが、ロンドン金属取引所における鉛及び亜鉛の価格の平均が低下したこと、並びにロンドン貴金属市場協会における銀の価格の平均が低下したことにより相殺され、累積的には2013年度において6,590百万ルピーのプラス影響を与えた。営業利益はまた、亜鉛の製造原価（ロイヤルティを含まない。）が2012年度の1トン当たり40,003ルピーから増加し、2013年度には1トン当たり44,550ルピーとなったこと、及び鉛の製造原価（ロイヤルティを含まない。）が2012年度の1トン当たり39,816ルピーから増加し、2013年度には1トン当たり40,316ルピーとなったことにより悪影響を受けており、これらは2,480百万ルピーの影響を与えた。営業利益率の減少もまた、ロンドン金属取引所における亜鉛及び鉛の平均価格の低下、ロンドン貴金属市場協会における銀の平均価格の低下、並びに2013年度の製造原価の増加によるものであった。

亜鉛（海外）

亜鉛（海外）事業における外部顧客からの収益は、2012年度の41,272百万ルピーから、2,203百万ルピー（5.3%）増加し、2013年度には43,475百万ルピーとなった。かかる収益の増加は、主として、インド・ルピーの対米ドル相場が下落したことによるものであったが、ロンドン金属取引所における亜鉛及び鉛の平均価格の低下、並びに当年度の採鉱計画に従って、リシーンの販売量が減少したことにより相殺された。特に、以下の点が挙げられる。

- ・ スコーピオンにおける精錬亜鉛金属の生産量は、2012年度の144,755トンから587トン（0.4%）増加し、2013年度には145,342トンとわずかに増加した。
- ・ リシーン鉱山及びブラック・マウンテン・マイニング鉱山からの亜鉛精鉱中の亜鉛金属の生産量は、2012年度の214,975トンから3.2%減少し、2013年度には208,063トンとなった。鉛精鉱中の鉛金属の生産量は、83,780トンから11,491トン（13.7%）減少し、72,289トンとなった。かかる生産量の減少は、当年度の採鉱計画に従ったものである。
- ・ ロンドン金属取引所における亜鉛の現金決済価格の平均は、2012年度の1トン当たり2,098米ドルから7.2%減少し、2013年度には1トン当たり1,948米ドルとなった。
- ・ ロンドン金属取引所における鉛の現金決済価格の平均は、2012年度の1トン当たり2,269米ドルから6.9%減少し、2013年度には1トン当たり2,113米ドルとなった。

亜鉛（海外）セグメントにおける営業利益は、主として販売量の減少及び金属の平均価格の低下により、2012年度の6,008百万ルピーから、930百万ルピー（15.5%）減少し、2013年度には5,078百万ルピーとなったが、製造原価の減少により一部相殺された。営業利益率は、2012年度の14.6%から減少し、2013年度には11.7%となった。

石油及びガス

石油及びガス・セグメントにおける収益は、2012年度の44,944百万ルピーから、130,574百万ルピー（290.5%）増加し、2013年度には175,518百万ルピーとなった。石油及びガス事業の取得が2012年度中に完了し、2012年度の収益が2011年12月8日から2012年3月31日までの収益のみを示すことから、前年度の業績とは比較にならなかった。

石油及びガス・セグメントにおける営業利益は、2012年度の16,887百万ルピーから、33,483百万ルピー（198.3%）増加し、2013年度には50,370百万ルピーとなった。石油及びガス事業の取得が2012年度中に完了し、2012年度の営業利益が2011年12月8日から2012年3月31日までの営業利益のみを示すことから、前年度の業績とは比較にならなかった。

鉄鉱石

鉄鉱石セグメントからの収益は、2012年度の88,248百万ルピーから、62,194百万ルピー（70.5%）減少し、2013年度には26,054百万ルピーとなった。販売可能な鉄鉱石の生産量は、カルナータカ州における採掘作業の禁止及びゴア州における採掘作業の停止により、2012年度の13.8百万トンから、10.1百万トン（73.2%）減少し、2013年度には3.7百万トンとなった。かかる鉄鉱石の生産量の減少は、2013年度第2四半期における新たな銑鉄の生産能力及び関連する冶金コークスの生産能力の委託による銑鉄及び冶金コークスの生産量の大幅な増加により部分的に相殺された。

鉄鉱石セグメントにおける損益は、2012年度における23,115百万ルピーの営業利益から、23,192百万ルピー（100.3%）減少し、2013年度には77百万ルピーの営業損失となった。かかる営業収益の減少は、主として、2013年度のカルナータカ州における採掘禁止の継続及びゴア州における採掘作業の停止によるものであるが、銑鉄及び冶金コークスの生産量の増加により一部相殺された。

銅

銅セグメントからの収益は、2012年度の201,647百万ルピーから、15,615百万ルピー（7.7%）増加し、2013年度には217,262百万ルピーとなった。かかる増加は、主として、陰極の生産が増加したこと、及びフジャイラにおける販売が増加したことによるが、ロンドン金属取引所における銅の平均価格が低下したことにより相殺された。特に、以下の点が挙げられる。

- ・ 銅陰極の生産量は、2012年度の325,877トンから8.4%増加し、2013年度には353,154トンとなった。当社は、2013年度中に粗銅からも陰極を生産し、生産が増加したため、2013年度の生産は増加した。銅陰極の販

売量は、生産量の増加により、2012年度の159,004トンから12.5%増加し、2013年度には178,817トンとなった。

- 銅棒の生産量は、市場の需要を反映して、2012年度の161,421トンから6.5%増加し、2013年度には171,855トンとなった。銅棒の販売量は、生産量の増加に伴い、2012年度の161,514トンから6.3%増加し、2013年度には171,653トンとなった。
- インド市場での銅の販売量は、2012年度の197,434トンから0.4%減少し、2013年度には196,626トンとなり、輸出量は、2012年度の123,084トンから25.0%増加し、2013年度には153,844トンとなった。当社の総販売量に占める国内販売量の割合は、2012年度の61.6%から減少し、2013年度には56.1%となった。当社は、国内で販売するとインド市場割増価格を受領できるため、多くの当社製品を国内で販売するよう努力している。かかる減少は、経済特別区又は輸出向け施設に対する当社の輸出を減少し、利益率が比較的高い特定市場に向けた当社の販売量を改善しようとする当社の努力によるものである。結果として、上記の国内販売量に含まれる当社のみなし輸出高は、2012年度の9,969トンから減少し、2013年度には4,796トンとなった。
- ロンドン金属取引所における銅の現金決済価格の平均は、2012年度の1トン当たり8,475米ドルから7.3%減少し、2013年度には1トン当たり7,853米ドルとなった。

銅セグメントにおける営業利益は、2012年度の7,765百万ルピーから、752百万ルピー（9.7%）増加し、2013年度には8,517百万ルピーとなった。営業利益率は、2012年度及び2013年度において3.9%と一定であった。営業利益の増加は、主として、2012年度の利益が、アサルコに関する訴訟の判決により4,233百万ルピーの引当金を計上したことによるが、ロンドン金属取引所における銅の平均価格の低下、市況に伴う製錬費率及び精錬費率の低下、製造費の増加及びインド最高裁判所による命令により、トゥティコリン製錬所付近の土壌及び水を含む環境改善のためにトゥティコリンの徴税官に支払われる1,000百万ルピーの課徴金による2013年度の利益に対する影響により相殺された。特に、以下の点が挙げられる。

- 2013年度に実現された製錬費率及び精錬費率は、2012年度に実現された1ポンド当たり平均14.5米セントから低下し、1ポンド当たり平均12.8米セントとなった。
- 製錬及び精錬に係る費用から成る製造原価は、2012年度における1ポンド当たり0.0米セントから大幅に増加し、2013年度には1ポンド当たり8.7米セントとなった。これは、主として、副産物である硫酸の平均販売量の実現が、2012年度における1トン当たり4,212ルピーから2013年度における1トン当たり1,805ルピーに減少したことによるが、硫黄回収物の増加により一部相殺され、製造費に1ポンド当たり5.2米セントの影響を与えており、また消耗品の製造費の増加は、金属回収率が増加したことによってわずかに相殺された。

アルミニウム

アルミニウム・セグメントにおける外部顧客からの収益は、2012年度の82,195百万ルピーから16,878百万ルピー（20.5%）増加し、2013年度には99,073百万ルピーとなった。かかる増加は、主として、インド・ルピーの対米ドル相場が13.6%下落したこと、販売量の増加及び金属プレミアムの増加によるものであるが、ロンドン金属取引所におけるアルミニウムの平均価格が減少したことにより相殺された。特に、以下の点が挙げられる。

- アルミニウムの生産量は、ジャルスグダのアルミニウム製錬所からの生産量の増加により、2012年度の675,416トンから98,610トン（14.6%）増加し、2013年度には774,026トンとなった。
- アルミニウムの販売量は、2012年度の668,991トンから15.5%増加し、2013年度には773,001トンとなったが、これは、ジャルスグダの製錬所における生産量の増加によるものであった。同様に、アルミニウム・インゴットの販売量は、2012年度の262,651トンから19.4%増加し、2013年度には313,636トンとなった。線材の販売量は、ジャルスグダの製錬所における生産量の増加により、2012年度の267,214トンから10.6%増加し、2013年度には295,430トンとなった。圧延品の販売量は、BALCOからの生産量の減少により、2012年度の63,996トンから9.1%減少し、2013年度には58,160トンとなった。ビレットの販売量は、2012年度の65,966トンから増加し、2013年度には98,379トンとなった。
- インド国内市場でのアルミニウムの販売量は、インドにおける他の大手生産者であるヒンダルコ・インダストリーズ・リミテッド及びナショナル・アルミニウム・カンパニー・リミテッドの生産量が、当該年度中の製錬所の一時的な閉鎖で減少したことにより、2012年度の534,361トンから23.6%増加し、2013年度には660,533トンとなった。アルミニウムの販売輸出量は、国内販売量の増加により、2012年度の134,630トンか

ら減少し、2013年度には112,467トンとなった。当社の総販売量に占めるアルミニウムの国内販売量の割合は、79.9%から増加し、85.5%となったが、これは配電産業からの要求、送電インフラ及びインドにおけるインフラの成長によるものである。

- ・ ロンドン金属取引所におけるアルミニウムの現金決済価格の平均は、2012年度の1トン当たり2,313米ドルから14.7%低下し、2013年度には1トン当たり1,974米ドルとなった。

アルミニウム・セグメントにおける損益は、3,545百万ルピーの全体的影響により、2012年度における2,585百万ルピーの営業損失から、2013年度には960百万ルピーの営業利益へと改善した。インド・ルピーの対米ドル相場下落及び金属プレミアムの増加による販売量の実現の増加は、ロンドン金属取引所におけるアルミニウムの平均価格が減少したことにより一部相殺されたが、営業利益における5,317百万ルピーの増加をもたらした。しかしながら、副産物純収益製造原価は、電力及びアルミナに関する費用の増加により、2012年度の1トン当たり100,255ルピーから2013年度には102,339ルピーに増加したため、営業利益は1,610百万ルピー減少した。営業利益率は、2012年度の-3.1%から改善し、2013年度には1.0%となった。

電力

電力セグメントにおける外部顧客からの収益は、2012年度の26,088百万ルピーから、8,081百万ルピー(31.0%)増加し、2013年度には34,169百万ルピーとなった。かかる増加は、主として、ジャルスグダの2,400メガワットの発電所の3基目(600メガワット)からの発電、及び2012年度に設置された150メガワットの風力発電能力からの電力の増加によるものであったが、BALCOの発電所からの発電が270メガワット減少したことによって相殺された。特に、以下の点が挙げられる。

- ・ 発電量は2012年度における8,084百万ユニットから25.1%増加し、2013年度においては10,112百万ユニットとなった。一方、試運転を除く電力の純販売量は、2012年度における7,158百万ユニット(試運転における926百万ユニットの発電量を除く)から30.2%増加し、2013年度においては9,318百万ユニット(試運転における795百万ユニットの発電量を除く)となった。かかる増加は、2012年2月に稼働を開始したジャルスグダの2,400メガワットの発電所の3基目の発電設備及び2012年度第4四半期に設置され2013年度を通じて発電した150メガワットの風力発電の発電能力によるものであった。2013年度におけるこれらの発電所からの電力は、2012年度と比べてそれぞれ2,081百万ユニット及び175百万ユニット増加した。しかしながら、これらの増加は、電力網の障害を受けて2012年8月末にジャルスグダの2,400メガワットの発電所に課された電力排出に係る規制により一部相殺され、電力排出に係る規制は、BALCOの270メガワットの電力販売量を、2012年度における1,605百万ユニットと比べて、2013年度には1,241百万ユニットに低下させた。
- ・ 電力の実現価額の平均は、2012年度における1ユニット当たり3.39ルピーから減少し、2013年度においては1ユニット当たり3.33ルピーとなった。
- ・ 電力事業における発電費は、2012年度における1ユニット当たり2.6ルピーから減少し、2013年度には1ユニット当たり2.1ルピーとなったが、これは主として、石炭価格の低下及び発電所の効率的な操業により、ジャルスグダの2,400メガワットの発電所の発電費が同期間において1ユニット当たり2.6ルピーから1ユニット当たり2.1ルピーに減少したことによる。

電力セグメントにおける営業利益は、2012年度における2,335百万ルピーから、4,058百万ルピー(173.8%)増加し、2013年度においては6,393百万ルピーとなったが、これは主として、2012年度中に稼働したユニットからの発電量の増加、並びに操業規模の拡大及び発電費用の減少による効率性の向上によるものであったが、実現電力の低下によってわずかに相殺された。営業利益率は、2012年度における9.0%から増加し、2013年度においては18.7%となった。

その他

その他の事業セグメントにおける営業損失は、2012年度の60百万ルピーから増加し、2013年度には71百万ルピーとなった。

投資収益及びその他の利益

投資収益及びその他の利益は、2012年度の23,583百万ルピーから11,348百万ルピー(48.1%)増加し、2013年度には34,931百万ルピーとなった。これは主として、投資及びその他の受取からの受取利息が6,356百万ルピーの増

加したこと、並びに、主に2013年度を通じたケアン・インディアの統合によるトレーディング目的保有金融資産の公正価値評価における4,475百万ルピーの増加したことによるものであった。

金融費用

金融費用は、2012年度の46,323百万ルピーから増加し、2013年度には54,716百万ルピーとなった。これは主として、ケアン・インディアの取得により2012年度に発生した債務に係る利息によるものであった。

関連会社利益／損失に対する持分

関連会社利益に対する持分は、2011年12月8日より、ケアン・インディアを子会社として統合したことにより、2012年度の4,404百万ルピーから減少し、2013年度にはゼロとなった。

税金費用

税金費用／税額控除は、2012年度における7,710百万ルピーの税金費用から、2013年度には7,502百万ルピーの税額控除へと変動した。当社の法人所得税の実効税率（税金費用／税額控除を税引前利益で除して算出される。）は、2012年度は8.6%の税金費用、2013年度は6.8%の税額控除であった。2013年度における実効税率の変動は、主として、ケアン・インディアのラジャスタン州の油田における免税期間、ケアン・インディアの子会社の再編及び償却費用における繰延税金負債の戻入れによるものであった。また、事業子会社における税務計画の施策、主に発電所における免税期間及び地域ごとの奨励金の結果、税率が低下した。

非支配株主損益

非支配株主損益に帰属する利益は、2012年度の29,668百万ルピーから25,197百万ルピー（84.9%）増加し、2013年度には54,865百万ルピーとなった。利益に占める非支配株主損益の割合は、2012年度の36.4%から増加し、2013年度には46.8%となった。かかる増加は、主として、ケアン・インディアからの持分利益が増加したことによるものであった。

(9) 流動性及び資金源

以下の表は、当社の主要連結財務データから得たものであり、2010年度、2011年度、2012年度、2013年度及び2014年度の当社のキャッシュ・フローを示したものである。

（単位：百万）

	3月31日に終了した年度					
	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2014年
	(ルピー)	(ルピー)	(ルピー)	(ルピー)	(ルピー)	(円)
キャッシュ・フロー・データ：						
調達（使用）されたキャッシュ純額：						
営業活動	78,690	116,379	154,064	97,110	56,199	96,100
投資活動	(214,310)	(157,215)	(484,939)	(153,176)	(52,631)	(89,999)
財務活動	134,076	59,771	370,706	1,855	(6,280)	(10,739)

(a) 流動性

2014年3月31日現在、当社の現金及び短期投資（拘束性預金及び現金等価物を除く。）は合計530,975百万ルピーであり、当面の債務償還義務は79,705百万ルピー、当社の現金及び短期投資（拘束性預金及び現金等価物を除く。）は単体ベースで合計23,170百万ルピーであった。当社の現在の現金及び短期投資は、営業活動によるキャッシュ・フローとともに、今後数年間、当社の必要資金を満たすための主要な資金源となる見込みである。また、当社は、2010年度において、当社株主からの株式資本に対する出資、当社株式又はADSのオファリング及びFCCBの発行により資金を調達した。当社は、現在の資金源及び今後予定される資金源で当社の必要資金を十分に賄うことができているものの、現在の世界の市況及び経済状況により信用コストが増加し、信用枠が減少しており、インド、米国、その他の多くの西欧諸国及び新興経済圏の金融市場及び経済に悪影響が及んでおり、それを受けて当社の事業、財務成績並びに当社株式及びADSの価格に重大な悪影響が及んでおり、今後も続く可能性がある。

「－ 4 事業等のリスク－(4) インド企業への投資、世界の経済状況及び国際的な事業に関するリスク」を参照のこと。

(b) 必要資金

当社の主要な必要資金には、以下のものが含まれる。

- F0
6C 設備の近代化、採掘された油田の開発及び生産又はタンクからの採取率増加の持続等、既存事業における生産能力の拡大並びに探鉱及びそれに付随する事業に向けた設備投資
- F0
6C 当社の商業発電事業の開業
- F0
6C 当社の様々な子会社に有する当社持分の増加
- F0
6C 当社が魅力的な機会であると判断する補完的事業の買収

当社は依然として、新規開発計画及び改良計画並びに買収を通じて既存事業の生産能力を増強することを、主要な成長戦略の1つと考えており、この戦略を進めるにあたり当社は目標とする成長率を常に見積もるために、世界の市況及び経済状況、商品価格の見通し、並びに当社の現在の流動性ポジション及び予想される流動性ポジションを積極的に監視している。

当社の事業は、銅製品、亜鉛製品、石油及びガス製品、鉄鉱石製品並びにアルミニウム製品の製造のための工場及び機械、並びに採掘、探鉱事業及び商業発電事業への投資に大きく依存している。したがって、製造施設の維持及び増設のための投資は、優先度の高い重要な事項であり、当社のキャッシュ・フロー及び将来の業績に重大な影響を及ぼす。当社の設備投資額は、主に当社の銅事業、亜鉛事業、アルミニウム事業及び電力事業における生産能力の拡大及び新規計画のために、2012年度、2013年度及び2014年度においてそれぞれ101,245百万ルピー、85,321百万ルピー及び95,309百万ルピーであった。

HZLは、既存の坑内掘り鉱山の拡大並びにランプラ・アグーチャの坑内掘り鉱山の開発、シンデサル・クルド鉱山、ザワル鉱山、ラジプラ・ダリバ鉱山及びカヤ鉱山の拡大に充てる約79,400百万ルピーの拡大プロジェクトを抱えている。同プロジェクトは、ラジプラ・ダリバー帯のバムニア・カランに新たな鉱山を開設することも含む。これらの鉱山における生産量は、継続的な開発によって徐々に増加する予定である。2014年3月31日現在、11,420百万ルピーが費やされている。

当社は、石油及びガス事業における予想埋蔵量を検証するため、ラジャスタン州で探査活動を開始した。継続的な探鉱ボーリング、地震探査活動及び建設活動の可能性を模索するため調査が行われている。本プロジェクトの推定費用は、22,598百万ルピーである。2014年3月31日現在、本プロジェクトに費やされた設備投資は、10,760.8百万ルピーである。

当社は、マンガラ、バギヤム及びアイシュワリヤの既存の油田において、約192,455.0百万ルピーのプロジェクトを進行中である。当該計画には、すべての油田からの生産量の増加及び維持が含まれ、かかる目的のため、井戸及び関連する地上の貯蔵施設が掘削及び増設されている。2014年3月31日現在、132,320百万ルピーが費やされた。

マンガラ開発のパイプラインは、ラジャスタン州の資産において生産された石油を排出し、市場へのアクセスを提供するために設計されている。かかるパイプラインはボガットの海岸地区まで続くが、現在グジャラート州のサラヤ地区まで完成している。パイプライン開発に係る推定費用は、76,740百万ルピーである。2014年3月31日現在、60,254百万ルピーが費やされている。

当社は、160メガワットの石炭火力自社発電所によって、銅の総生産能力を年間800,000トンに増加させるため、22,900百万ルピーの継続的な拡大プロジェクトを抱えており、2012年10月1日、最初の80メガワットの自社発電所を稼働し、2014年3月7日、2つ目の80メガワットの自社発電所を稼働した。かかる発電所で発電される電力の余剰分は、現在、第三者に販売されているが、製錬所の拡張については必要な承認を未だ受領しておらず、保留されている。具体的には、トゥティコリンにおいて提案されている容量拡張は、マドラス高等裁判所に提出された令状の請願のため、かかる請願が当該発電所の稼働継続を防ぐものではないにも関わらず、2009年12月以降遅れている。2014年3月31日現在、当社はこれらのプロジェクトに14,550百万ルピーを費やしている。

BALCOは、1基当たり300メガワットの発電所4基で構成される1,200メガワットの自社石炭発電所を、チャッティースガル州に建設中である。最終的な規制認可待ちである。

BALCOは、年間325,000トンの生産能力を有し、且つGAMIが考案した既焼成工法を使用するアルミニウム製錬所及び1,200メガワットの自社発電所を推定費用95,110百万ルピーで建設中である。年間325,000トンの生産能力を有す

るアルミニウム製錬所からの最初のメタル・タッピングは2014年度に開始され、2015年度第2四半期までに商業生産を開始する予定である。これらの計画に対する設備投資額は、2014年3月31日現在、83,198百万ルピーである。

BALCOは、2007年11月に、自社発電所で使用するための211百万トン分の石炭鉱区の割当てを受けた。これらの割り当てられた石炭鉱区は、手付かずの石炭鉱床とみなされる。環境認可及び森林認可は取得している。BALCOは、森林転用認可並びに再建及び移住認可も取得しており、現在は採掘権の取得に努めている。炭鉱開発に係る推定費用は、7,150百万ルピーである。2014年3月31日現在、744百万ルピーが費やされている。

当社は、(i) ボトルネック除去によって現在のアルミナ精錬所の生産能力を年間2,000,000トンに増加し、(ii) 生産能力年間3百万トンを有する第2のアルミナ精錬所を建設し、(iii) 関連する210メガワットの自社発電所を建設することにより、ランジガルにおけるアルミナ精錬所の生産能力を年間5百万トンに拡大するため、106,000百万ルピーを投資することを計画していた。しかし、ランジガルにおけるアルミナ精錬所の拡大は、MoEFより増設中止の命令を受けた2010年10月以降中断されている。詳細は「一第6-3 その他(1) 訴訟及び規制手続」を参照のこと。2014年3月31日現在、当社は42,340百万ルピーを費やしており、また第2の年間1,250,000トンのアルミニウム製錬所を建設するため、約145,000百万ルピーを投資している。新たな製錬所への電力は、ジャルスグダの2,400メガワットの商業発電所により供給される予定である。2014年3月31日現在、当社はかかるプロジェクトに119,510百万ルピーを費やしている。

パンジャブ州のタルワンディ・サボでの1,980メガワットの商業用石炭火力発電所のうち、最初の660メガワット1基のボイラーの点火及び同期は、2014年度第3四半期に達成された。当該発電所における最初の660メガワット1基は稼動中であり、2015年度第2四半期において安定的な稼動が計画されている。残りのユニットは、2015年度中に稼動する予定である。かかる1,980メガワット・プロジェクトの推定費用は、115,460百万ルピーである。2014年3月31日現在、このプロジェクトにつき、当社は96,520百万ルピーを費やした。

当社は、多数の長期借入債務に関して、2015年度及び2016年度にそれぞれ79,705百万ルピー及び50,523百万ルピーのインド・ルピー及び米ドル建ての借入金返済義務を負う予定である。当社は、設備投資及び借入金返済義務に充てる資金を、営業活動及び財務活動によるキャッシュ・フローにより賄う予定である。当社が予定している支出を行うことができない場合、当社の競争力を維持又は強化し、より利益率の高い製品を開発する能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

主要子会社に対する持分を増加させる戦略の一環として、当社は、インド政府のHZLに対する持分の残りを取得するために、第2回目のコール・オプションを行使したが、かかる行使は現在、紛争の対象となっている。詳細については、「一第2-3 事業の内容-(2) 当社の事業-(1) HZL及びBALCOに係る持分を増加するオプション」を参照のこと。オプション価額は、独立の鑑定人が決定する公正市場価格とされており、多額の必要資金を伴う。2014年7月31日のインド全国証券取引所におけるHZLの株式の市場価格であった1株当たり161.2ルピーにのみ基づき、独立の鑑定人が考慮に入れ得るその他の要因を含めないで試算した場合、インド政府の所有するHZLの株式1,247,950,590株のすべてを取得するための推定行使価格は201,170百万ルピーとなる。インド政府が、その保有するHZLの持分の残存部分を公募で売却する場合、当社はHZLの持分の保有率を増加させる代替手段を検証する可能性がある。

また、当社は、インド政府の残りの49.0%のBALCOに係る持分を取得するオプションを行使したが、かかるオプションの行使については、インド政府により異議を唱えられ、インド政府はその所有権を保持したままであるばかりか、BALCOの5.0%の持分をBALCOの従業員に売却する意向を示した。詳細については、「一第2-3 事業の内容-(2) 当社の事業-(1) HZL及びBALCOに係る持分を増加するオプション」を参照のこと。

当社は、将来、既存事業を補完又は促進するために、鉱山、発電所又は鉱物及び貴金属事業の買収を行う可能性がある。

当社は、継続して配当金及び利益配当税を支払っており、その総額は、2012年度には18,337百万ルピー、2013年度には18,472百万ルピー、2014年度には27,057百万ルピーであった。

(c) 資金源

当社は、必要な資金を、営業活動及び財務活動によるキャッシュ・フローの併用により賄う予定である。当社は、オフ・バランスシート金融取引には依存していない。当社は、当社の内部発生利益及び融資の限度余裕枠により、当社の運転資金を十分賄えるものと確信している。

2013年3月31日に終了した年度と2014年3月31日に終了した年度の比較

(a) 営業活動による純現金収入

2013年度における継続事業の営業活動による純現金収入が97,110百万ルピーであったのに対し、2014年度における継続事業の営業活動による純現金収入は、40,911百万ルピー減少して、56,199百万ルピーとなった。営業によるキャッシュ創出の純減額は、主として以下の理由により生じたものであった。

- ・ 2014年度における短期投資からの純仕入金は、2013年度における短期投資からの純仕入金が65,871百万ルピーであったのに対し、120,662百万ルピーであった。
- ・ 2014年度に支払った法人税は、2013年度におけるアウトフローが60,983百万ルピーであったのに対し、46,703百万ルピーであった。
- ・ 2014年度における営業資産及び営業負債による現金支出（運転資金）は、2013年度における現金支出が2,438百万ルピーであったのに対し、7,078百万ルピーであった。
- ・ 2014年度における支払利息は、2013年度におけるアウトフローが48,918百万ルピーであったのに対し、49,625百万ルピーであった。
- ・ 2014年度における受取利息は、2013年度におけるインフローが3,051百万ルピーであったのに対し、16,678百万ルピーであった。
- ・ 2014年度における受取配当金は、2013年度におけるインフローが1,802百万ルピーであったのに対し、67百万ルピーであった。

当社は、現在の運転資金は、当社の現在の必要資金として十分であると考えている。

(b) 投資活動による純現金支出

投資活動による純現金支出は、2013年度において153,176百万ルピー、2014年度において52,631百万ルピーであった。2014年度の投資活動による純現金支出が少なかったのは、主として以下の理由によるものであった。

- ・ 2013年度におけるキャッシュ・インフローが8,662百万ルピーであったのに対し、売却可能金融資産の売却手取金により、2014年度におけるキャッシュ・インフローが1,100百万ルピーであったこと。
- ・ 当社の亜鉛事業、石油及びガス事業、鉄鉱石事業、銅事業、アルミニウム事業、アルミニウム事業並びに電力事業での増設工事及び探鉱に係る現金支出が、2013年度においては85,321百万ルピーであったのに対し、2014年度においては95,309百万ルピーと高額であったこと。
- ・ 2013年度においては50,567百万ルピーの短期預金からのキャッシュ・アウトフロー純額が生じたのに対し、2014年度においては42,944百万ルピーのキャッシュ・インフロー純額が生じたこと。
- ・ 関連当事者に対する貸付金から、2013年度においては25,548百万ルピーのキャッシュ・アウトフロー純額が生じたのに対し、2014年度においては3,473百万ルピーのキャッシュ・アウトフロー純額が生じたこと。

(c) 財務活動による純現金収入

2013年度における財務活動による純現金収入が、1,855百万ルピーであったのに対し、2014年度における財務活動による純現金支出は、6,280百万ルピーであった。これは主として、以下の理由により生じたものであった。

- ・ 2013年度においては1,427百万ルピーのキャッシュ・アウトフローが生じたのに対し、長期債務及び短期債務（運転資金及び関連当事者債務を除く。）からのキャッシュ・アウトフロー純額が64,832百万ルピーであったこと。
- ・ 2013年度においては29,109百万ルピーのキャッシュ・インフローが生じたのに対し、2014年度においては手形からのキャッシュ・インフロー純額が10,344百万ルピーであったこと。
- ・ 2013年度においては18,472百万ルピーのキャッシュ・アウトフローが生じたのに対し、2014年度においては配当金の支払額（みなし配当及び子会社による非支配持分に対する配当金の支払額を含む。）のキャッシュ・アウトフロー純額が27,056百万ルピーであったこと。
- ・ 2013年度においては5,458百万ルピーのキャッシュ・アウトフローが生じたのに対し、2014年度においては関連当事者からの借入金からのキャッシュ・インフロー純額が84,459百万ルピーであったこと。
- ・ 2013年度においては653百万ルピーのキャッシュ・アウトフローが生じたのに対し、2014年度においては運転資金借入金からのキャッシュ・アウトフロー純額が8,275百万ルピーであったこと。

- ・ 2013年度においては、WCLの非支配持分の取得により、キャッシュ・フロー純額が1,835百万ルピー生じたのに対し、2014年度においてはゼロであったこと。

当社は、長期的に必要な資金を賄うために、国内市場及び海外市場の両方を開拓している。当社は相当量の輸入及び輸出を行っているため、当社は、費用効率に応じて、インド・ルピー建て及び外貨建てで、輸入信用及び輸出信用の両方を利用して、短期的に必要な運転資金を賄っている。当社は担保付借入金及び無担保借入金の両方を有するが、担保付借入金は通常インド・ルピー建て社債である。

当社は、インド国内及び海外の、銀行及び資本市場を含む様々な借入源を開拓してきた。当社は、CRISIL及びICRAリミテッド（ICRA Limited）等の地元格付機関より、投資適格以上の格付けを取得している。当社は、これまでに、随時必要な短期及び長期の資金を調達することが困難であったことはなく、今後もないと確信している。

2012年3月31日に終了した年度と2013年3月31日に終了した年度の比較

(a) 営業活動による純現金収入

2012年度における継続事業の営業活動による純現金収入が154,064百万ルピーであったのに対し、2013年度における継続事業の営業活動による純現金収入は、56,954百万ルピー減少して、97,110百万ルピーとなった。営業によるキャッシュ創出の純減額は、主として以下の理由によるものであった。

- ・ 2013年度における短期投資からの純仕入金は、2012年度における短期投資からの純手取金が84,372百万ルピーであったのに対し、65,871百万ルピーであった。
- ・ 2013年度に支払った法人税は、2012年度におけるアウトフローが32,968百万ルピーであったのに対し、60,983百万ルピーであった。
- ・ 2013年度における営業資産及び営業負債による現金支出（運転資金）は、2012年度における現金支出が38,980百万ルピーであったのに対し、2,438百万ルピーであった。
- ・ 2013年度における支払利息は、2012年度におけるアウトフローが36,668百万ルピーであったのに対し、48,918百万ルピーであった。
- ・ 2013年度における受取利息は、2012年度におけるインフローが8,615百万ルピーであったのに対し、3,051百万ルピーであった。
- ・ 2013年度における利益及び非現金調整によるキャッシュ・インフローは、2012年度におけるキャッシュ・インフローが167,463百万ルピーであったのに対し、270,467百万ルピーであった。石油及びガス事業の取得が2012年度に完了し、2012年度の利益及び非現金調整が2011年12月8日から2012年3月31日までのみを示すことから、前年度の業績とは比較にならなかった。

(b) 投資活動による純現金支出

投資活動による純現金支出は、2012年度において484,939百万ルピー、2013年度において155,011百万ルピーであった。2013年度の投資活動による純現金支出が少なかったのは、以下の理由によるものであった。

- ・ 2012年度においては、ケアン・インディア、ゴア・エナジー及びWCLの持分の取得により、389,559ルピーのキャッシュ・アウトフロー純額が生じたのに対し、2013年度においてはゼロであったこと。
- ・ 投資対象の取得に係る純現金支出が、2012年度においては7,158百万ルピーであったのに対し、売却可能金融資産の売却手取金により、2013年度におけるキャッシュ・インフローが8,662百万ルピーであったこと。
- ・ 当社の亜鉛事業、石油及びガス事業、鉄鉱石事業、銅事業、アルミニウム事業並びに電力事業での増設工事及び探鉱に係る現金支出が、2012年度においては101,245百万ルピーであったのに対し、2013年度においては85,321百万ルピーと低額であったこと。
- ・ 2012年度においては22,048百万ルピーの短期預金からのキャッシュ・インフロー純額が生じたのに対し、2013年度においては50,567百万ルピーのキャッシュ・アウトフロー純額が生じたこと。
- ・ 関連当事者に対する貸付金から、2012年度においては10,243百万ルピーのキャッシュ・アウトフロー純額が生じたのに対し、2013年度においては25,548百万ルピーのキャッシュ・アウトフロー純額が生じたこと。

(c) 財務活動による純現金収入

2012年度及び2013年度における財務活動による純現金収入は、それぞれ370,706百万ルピー及び1,855百万ルピーで、これは主として、以下の理由により生じたものであった。

- ・ 2012年度においては237,503百万ルピーのキャッシュ・インフローが生じたのに対し、長期債務及び短期債務（運転資金及び関連当事者債務を除く。）からのキャッシュ・インフロー純額が1,427百万ルピーであったこと。
- ・ 2012年度においては6,408百万ルピーのキャッシュ・インフローが生じたのに対し、2013年度においては手形からのキャッシュ・インフロー純額が29,109百万ルピーであったこと。
- ・ 2012年度においては15,526百万ルピーのキャッシュ・インフローが生じたのに対し、2013年度においては運転資金借入金からのキャッシュ・アウトフロー純額が653百万ルピーであったこと。
- ・ 2012年度においては131,747百万ルピーのキャッシュ・アウトフローが生じたのに対し、2013年度においては関連当事者に対する貸付金の返済からのキャッシュ・アウトフロー純額が5,458百万ルピーであったこと。
- ・ 2012年度においてはゼロであったのに対し、2013年度においては、WCLの非支配持分の取得により、キャッシュ・アウトフロー純額1,835百万ルピーが生じたこと。

(10) 借入金残高

連結財務書類の注記18「借入債務」を参照のこと。

(11) 輸出義務

連結財務書類の注記30「コミットメント、偶発負債及び保証－(a) コミットメント及び偶発負債－(i) 輸出義務」を参照のこと。

(12) 保証

連結財務書類の注記30「コミットメント、偶発負債及び保証－(b) 保証」を参照のこと。

(13) 契約上の義務

以下の表は、2014年3月31日現在の契約上の義務を履行するための将来における当社のコミットメントの総額を示したものである。

(単位：百万)

	期間別支払額									
	総額		1年未満		1－3年		3－5年		5年超	
	(ルピー)	(円)	(ルピー)	(円)	(ルピー)	(円)	(ルピー)	(円)	(ルピー)	(円)
銀行借入れ	714,653	1,222,057	164,970	282,099	170,360	291,316	240,227	410,788	139,096	237,854
利息コミットメント	218,023	372,819	133,756	228,723	37,194	63,602	23,869	40,816	23,203	39,677
その他の非流動負債 ⁽¹⁾	12,576	21,505	-	-	11,554	19,757	248	424	774	1,324
資本コミットメント	168,771	288,598	83,951	143,556	72,384	123,777	12,436	21,266	-	-
合計	1,114,023	1,904,979	382,677	654,378	291,492	498,451	276,780	473,294	163,073	278,855

(1) その他の非流動負債は、担保金及び領置金で構成される。

2014年3月31日現在、契約上の義務を履行するための将来における当社のコミットメントの総額は、1,103,038百万ルピーであった。

また、当社は、銅の注文製錬事業のために銅精鉱を購入するコミットメントも有する。これらのコミットメントは、本書の日付現在において確定できない、将来における銅のロンドン金属取引所における価格に基づいている。

(14) オフ・バランスシート取引

連結財務書類の注記30を参照のこと。

(a) 設備投資及び資本コミットメント

当社の主要な必要資金には、主に以下のものが含まれる。

- ☐ 設備の近代化等、既存事業における生産能力の拡大に向けた設備投資
- ☐ 当社が予定している商業発電事業の開業
- ☐ 当社の様々な子会社に有する当社持分の増加
- ☐ 当社が魅力的な機会であると判断する補完的事業の買収

以下の表は、2012年度、2013年度及び2014年度における当社の設備投資を示したものである。

	(単位：百万)			
	3月31日に終了した年度			
	2012年 (ルピー)	2013年 (ルピー)	2014年 (ルピー)	2014年 (円)
設備投資	101,245	85,321	95,309	162,978

2013年3月31日及び2014年3月31日現在、当社は、主として生産能力の拡大計画に関連するそれぞれ総額121,950百万ルピー及び168,771百万ルピーの重要な資本コミットメントを有していたが、これには以下のコミットメントが含まれる。

- (i) 当社の商業発電事業のための10,424百万ルピー
- (ii) アルミニウム事業の生産能力拡大のための41,720百万ルピー
- (iii) HZLの生産能力拡大のための26,849百万ルピー
- (iv) 銅事業のための14,219百万ルピー；及び
- (v) ケアンの拡大のための74,230百万ルピー

(b) 偶発事象

連結財務書類の注記30「コミットメント、偶発負債及び保証－(a) コミットメント及び偶発負債－(ii) 偶発負債」を参照のこと。

(15) 為替の影響

連結財務書類の注記24「金融商品－財務リスク－(b) 為替リスク」を参照のこと。

(16) 最近発表された会計基準

連結財務書類の注記3.U.「最近発行された会計基準」を参照のこと。

(17) 市場リスクに関する定量的・定性的開示

定量的・定性的分析

詳細については、当社の連結財務書類に対する注記24「金融商品」を参照のこと。

為替リスク

当社の業績は、米ドルに対するインド・ルピー、ナミビア・ドル、南アフリカ・ランド及び豪ドルの為替相場の変動により影響を受けることがある。以下の表は、米ドルと比較して、これらの通貨が10%下落した場合に、当社の2014年度の営業利益に及ぼす影響を示したものである。

為替相場の10%変動	ルピー対米ドル		豪ドル対米ドル		ナミビア・ドル 対米ドル		(単位：百万) 南アフリカ・ランド 対米ドル	
亜鉛（インド）	10,493	173.4	—	—	—	—	—	—
亜鉛（海外）	1,654	27.3	—	—	1,351	22.3	1,093	18.1

石油及びガス	1,902	31.4	—	—	—	—	—	—
鉄鉱石	(544)	(9.0)	—	—	—	—	—	—
銅	966	16.0	659	10.90	—	—	—	—
アルミニウム	6,453	106.7	—	—	—	—	—	—
電力	(486)	(8.0)	—	—	—	—	—	—
合計	20,439	337.8	659	10.90	1,351	22.3	1,093	18.1

当社は、満期ごとに短期のエクスポージャーをヘッジすることで、短期間の通貨変動が当社の事業に与える影響を緩和しようとしている。しかしながら、為替相場の大規模な又は長期的な変動により、当社の事業、業績、財務状態及び／又は業績予測に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。当社は、リスク管理方針に従い、ヘッジ手段を利用して米ドルに対するインド・ルピー及び豪ドルの変動に関連する為替リスクに対処している。通常、短期のエクスポージャーは、すべて先物契約等の単純な商品を用いて管理されている。長期リスクになるにつれ、当社はそれらを、為替市場の変動から隔離するため、徐々にヘッジしている。プロジェクト支出については、予算超過を防ぐため、より保守的なアプローチを採用している。より長期のエクスポージャーは、海外事業への純投資のエクスポージャーの一部を除き、通常ヘッジされていない。しかしながら、新たな長期借入金はすべてヘッジされている。オーストラリア及び亜鉛（海外）の事業では、当社は、それぞれの現地通貨による費用を賄うための資金のほか、剰余資金を米ドル建てで保有するよう努めている。これらのリスクは、適切なレベルの経営陣により毎月見直されている。

インドにおけるヘッジ活動はRBIにより規定されており、当社はその方針に従わなければならない。これらのヘッジ活動について規定しているRBIの方針は随時変更されることがあり、また、これらの方針は、当社が為替リスクに対処する際の効果に影響を及ぼすことがある。

当社は、為替リスクを軽減するために、オプション、スワップ及びその他のデリバティブ商品等を保有又は発行する。当社はまた、在外営業活動体への純投資に係る為替リスクを部分的にヘッジしている。当社は、ヘッジ取引を投機目的では行わない。

金利リスク

当社は、短期及び長期の変動金利商品並びに固定金利借入金の金利リスクにさらされている。当社の借入金は、主に固定金利と変動金利を組み合わせたインド・ルピー及び米ドル建てである。米ドル建て債務は、固定金利と変動金利（米ドルLIBORと連動）に分けられ、インド・ルピー建て債務は主に固定金利である。変動金利の借入金のコストは、金利の変動の影響を受けることがある。当社は、金利変動リスクに対処するために、金利スワップ、オプション及びその他のデリバティブ商品を選択的に利用してきた。これらのリスクは、適切なレベルの経営陣により毎月見直されている。

インドにおける借入金及び金利のヘッジ活動はRBIにより規定されており、当社はその規定に従わなければならない。借入金及び金利のヘッジ活動について規定しているRBIの方針は、随時変更されることがあり、当社が金利リスクに対処する際の効果に影響を及ぼすことがある。

当社は、金利リスクを軽減するために、これまでにスワップ、オプション及びその他のデリバティブ商品等を保有又は発行してきた。当社は、ヘッジ取引を投機目的では行わない。以下の表は、金利が0.5%から2.0%の間で変動した場合に、当社の2014年度の借入金に係る支払利息に及ぼす影響を示したものである。

金利の変動	(単位：百万)	
	米ドル建て金利による影響額 (ルピー)	(米ドル)
0.5%	1,481	24.7
1.0%	2,962	49.4
2.0%	5,924	98.7

商品価格リスク

当社は、ロンドン金属取引所における卑金属商品の価格変動にさらされている。当社が生産及び販売する卑金属価格の下落は、当社の事業に対し、即時に直接的な影響を及ぼす。当社は、銅事業及び亜鉛事業における商品価格

リスクに対処するために、先物、スワップ、オプション及びその他のデリバティブ商品等の商品ヘッジ手段を利用している。当社は、現在、商品先物契約を利用して、銅及び亜鉛のロンドン金属取引所における価格の変動を一部ヘッジしている。当社は、商品価格の乱高下によるキャッシュ・フローの変動を軽減するためにこれらのヘッジ手段を締結する。これらのヘッジ手段の満期は、通常1年以内である。

当社の一部の油田で生産したガスの価格は固定されているが、その他の油田においては下限価格と上限価格の間で値段が決定される仕組みとなっている液体燃料と連動しているため、わずかながら市場の変動へのエクスポージャーが存在する。

インドにおけるヘッジ活動はRBIにより規定されており、当社はその規定に従わなければならない。これらのヘッジ活動について規定しているRBIの方針は、随時変更されることがあり、当社が商品価格リスクに対処する際の効果に影響を及ぼすことがある。

当社は、商品価格リスクを軽減するために、これまでに先物、オプション及びその他のデリバティブ商品等を保有又は発行してきた。当社は、ヘッジ取引を投機目的では行わない。

以下の表は、当社の2014年度の取引量、費用及び為替相場に基づき、ロンドン金属取引所／ロンドン貴金属市場協会における石油及び鉄鉱石の価格が10%変動した場合の影響を示したもので、他のすべての条件が一定であると仮定して、営業利益への影響の概算額を示している。

価格の10%変動	(単位：百万)	
	営業利益の変化	
	(ルピー)	(米ドル)
亜鉛（インド）	10,794	179.9
亜鉛（海外）	3,888	64.8
石油	16,738	279.0
鉄鉱石	4	0.1
銅	1,322	22.0
アルミニウム	6,637	110.6
合計	39,383	656.4

デリバティブ金融資産及びデリバティブ金融負債に計上された当社のオープン・デリバティブ・ポジションの公正価値は、以下のとおりである。

	(単位：百万)					
	3月31日現在					
	2013年 (ルピー)		2014年 (ルピー)		2014年 (円)	
	資産	負債	資産	負債	資産	負債
流動						
キャッシュ・フロー ヘッジ：						
商品契約	904	—	40	18	68	31
先物外国為替契約	—	3	—	306	—	523
公正価値ヘッジ：						
商品契約	11	—	38	3	65	5
先物外国為替契約	132	1,109	915	5,473	1,565	9,359
在外営業活動体への 純投資	—	182	1,918	—	3,280	—
非適格ヘッジ：						
商品契約	10	—	324	65	554	111
先物外国為替契約	—	457	—	1,605	—	2,745
通貨スワップ	—	654	—	—	—	—
金利スワップ	—	—	—	83	—	142
非流動						
公正価値ヘッジ：						

金利スワップ
合計

—	1,282	—	1,642	—	2,808
1,057	3,687	3,235	9,195	5,532	15,723

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

「―第3―7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析―(9) 流動性及び資金源―(b) 必要資金」を参照のこと。

2【主要な設備の状況】

「―第2―3 事業の内容―(2) 当社の事業―(c) 当社のインドにおける亜鉛事業―主要施設」、「―第2―3 事業の内容―(2) 当社の事業―(d) 当社の海外の亜鉛事業―主要施設」、「―第2―3 事業の内容―(2) 当社の事業―(e) 石油及びガス事業―主要施設」、「―第2―3 事業の内容―(2) 当社の事業―(f) 鉄鉱石事業―主要施設」、「―第2―3 事業の内容―(2) 当社の事業―(g) 当社の銅事業―主要施設」及び「―第2―3 事業の内容―(2) 当社の事業―(h) 当社のアルミニウム事業―主要施設」を参照のこと。

3【設備の新設、除却等の計画】

「―第2―3 事業の内容―(2) 当社の事業―(c) 当社のインドにおける亜鉛事業―プロジェクト及び開発」及び「―第3―7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析―(9) 流動性及び資金源―(b) 必要資金」を参照のこと。

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

(2014年3月31日現在)

授 権 株 数 (株)	発 行 済 株 式 総 数 (株)	未 発 行 株 式 数 (株)
普通株式 (額面金額 1 ルピー) 51,260,000,000株	普通株式 (額面金額 1 ルピー) 2,964,674,487株	普通株式 (額面金額 1 ルピー) 48,295,325,513株

②【発行済株式】

(2014年3月31日現在)

記名・無記名の別及び 額面・無額面の別	種 類	発 行 数 (株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内 容
記名式額面株式 (額面金額 1 ルピー)	普通株式	2,964,674,487株	インド全国証券取引所 ボンベイ証券取引所 米国預託証券： ニューヨーク証券取引所	—

(2) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(3) 【発行済株式総数及び資本金の推移】

(2014年3月31日現在)

年月日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万ルピー)	資本金残高 (百万ルピー)	摘要
2013年3月31日		869,101,423		869.10	
2013年8月29日	1,944,543,741	2,813,645,164	1,944.54	2,813.65	SIILの持株に対して割 り当てられたセサ・ゴ アの株式
2013年8月29日	78,724,989	2,892,370,153	78.72	2,892.37	MALCOの持株に対して 割り当てられたセサ・ ゴアの株式
2013年8月29日	72,304,334	2,964,674,487	72.30	2,964.67	エカテリーナの持株に 対して割り当てられた 株式

(4) 【所有者別状況】

以下の表は、2014年3月31日現在における当社の株式の所有に関する情報を示したものである。

	株主数	所有株式数合計 (株)	発行済株式 総数に対す る比率 (%)
発起人	10	1,629,343,945	54.96
海外機関投資家	437	532,794,590	17.97
金融機関／銀行	114	68,811,761	2.32
インド生命保険公社	2	47,273,186	1.59
インド契約型投資信託会社 (Unit Trust of India)	2	2,480	0.00
インド損害保険公社 (General Insurance Corporation of India) 及びその子会社	6	30,890,700	1.04
ミューチュアル・ファンド	215	73,887,228	2.49
中央／州政府	1	1,680	0.00
信託	47	45,446,864	1.53
非居住者であるインド人	5,997	4,631,046	0.16
外国人の保有者 (外国の事業体)	11	6,086,658	0.21
米国預託証書	1	249,110,480	8.40
国内企業	3,212	93,155,981	3.14
一般投資家	409,130	183,237,888	6.18
合計	419,185	2,964,674,487	100

(5) 【大株主の状況】

(2014年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (百万株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合 (%)
ツイン・スター・ホールディング ス・リミテッド (Twin Star Holdings Limited)	モーリシャス共和国、ポートルイス、プレジ デント・ジョン・ケネディー通り5、ロ ジャース・ハウス、マルチコンサルト・リミ テッド内、PIN番号111111 (C/o. Multiconsult Limited, Rogers House, 5 President John Kennedy Street, Port Louis, Mauritius, PIN:111111)	1,144.66	38.6100
フィンサイダー・インターナショナ ル・カンパニー・リミテッド (Finsider International Company Limited)	英国、WIJ8DZ、ロンドン、バークレー通り 16、PIN番号111111 (16, Berkeley Street, London WIJ8DZ, PIN:111111)	401.50	13.5427
シティバンク・エヌエー・ニュー ヨーク、ニューヨーク米国預託証券 部門 (Citibank N.A. New York, NY ADR Department)	インド共和国、400051、ムンバイ市、バンド ラ-東、BKC、プロットC-54及びC-55、Gブロッ ク、FIFC 11階、シティバンク・エヌエー カ ストディ・サービスズ (Citibank N.A. Custody Services, FIFC- 11th Flr, G Block, Plot C-54 and C-55, BKC, Bandra-east, Mumbai, PIN:400051)	249.11	8.4026
フランクリン・テンプルトン・イン ベストメント・ファンズ (Franklin Templeton Investment Funds)	インド共和国、400064、ムンバイ市、マラド W、マインドスペース、パラダイムB、6階、 JPモルガン・チェース・バンク・エヌエー インディア・サブ・カストディ (JPMorgan Chase Bank N.A. IndiaA Sub Custody, 6th Floor, Paradigm B, Mindspace, Malad W, Mumbai, PIN:400064)	69.91	2.3579
インド生命保険公社 (Life Insuarance Corporation of India)	インド共和国、400021、ムンバイ市、ジー ヴァン・ビマ・マルグ、ヨガクシェマ、セン トラル・オフィス、ウェスト・ウイング、6 階、インベストメント・デパートメント (Investment Department, 6th Floor, West Wing, Central Office, Yogakshema, Jeevan Bima Marg, Mumbai, PIN:400021)	47.27	1.5945
ウェストグローブ・リミテッド (Westglobe Limited)	モーリシャス共和国、ポートルイス、フレ ール・フェリックス・ドゥ・ヴァロワ通り10、 PIN番号111111 (10, Frere Felix De Valois Street, Port Louis, Mauritius, PIN:111111)	44.34	1.4957

氏名又は名称	住所	所有株式数 (百万株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合 (%)
バードラム・ジャンヒット・シャリ カ (Bhadram Janhit Shalika)	インド共和国、400020、ムンバイ市、 ニュー・マリン・ラインズ21、第3メー カー・バワン112、トダルワル・アンド・ トダルワル内 (C/o. Todarwal & Todarwal, 112 Maker Bhawan no. 3, 21 New Marine Lines Mumbai, PIN:400020)	42.61	1.4372
ウェルター・トレーディング・リミ テッド (Welter Trading Limited)	キプロス共和国、リマソール、P C 3035、ル ルピス・コート、オクトヴリウ205、28、PIN 番号：111111 (28, Oktovriou 205, Louloupis Court, P C 3035, Limassol, Cyprus, PIN:111111)	38.24	1.2899
マッコーリー・バンク・リミテッド (Macquarie Bank limited)	インド共和国、400051、ムンバイ市、バンドラ -東、BKC、プロットC-54及びC-55、Gブロッ ク、FIFC 11階、シティバンク・エヌエー カ ストディ・サービスズ (Citibank N.A. Custody Services, FIFC- 11th Flr, G Block, Plot C-54 and C-55, BKC, Bandra-east, Mumbai, PIN:400051)	25.05	0.8448
スティヒティング・ペンション・ フォンド・エービーピー (Stichting Pension Fonds ABP)	インド共和国、400064、ムンバイ市、マラド W、マインドスペース、パラダイムB、6階、 JPモルガン・チェース・バンク・エヌエー イ ンディア・サブ・カストディ (JPMorgan Chase Bank N.A. IndiaA Sub Custody, 6th Floor, Paradigm B, Mindspace, Malad W, Mumbai, PIN:400064)	24.32	0.8201
合計	-	2,087.00	70.3957

2【配当政策】

インド法の下では、企業は取締役会による提案及び各事業年度末から6ヶ月以内に開催される定時株主総会における株主の過半数の承認を得たうえで配当（中間配当を含む。）を宣言する。ただし、期末配当は取締役会の提案及び株主の承認を経たうえでのみ行うことができるのに対して、中間配当は取締役会の提案のみで行うことができる（ただし、当該事業年度末から6ヶ月以内に開催される定時株主総会にて株主の事後承認を受けなければならない。）。株主は、取締役会により提案された配当金の額を減額する権利を有するが、増額する権利は有さない。

当該事業年度における利益が配当（中間配当を含む。）を宣言するのに不十分である場合は、当該事業年度の配当金は以下の条件で留保利益から支払うことができる。

- ⑥ 宣言される配当額が、当該事業年度から直近の過去3年間において宣言された配当額の平均を超えない場合。
- ⑥ かかる留保利益より引き出される総額が、直近の監査済財務書類に記載されている払込済株式資本及び任意準備金の合計の10.0%に相当する額を超えない場合。
- ⑥ そのように引き出された額が普通株式に係る配当の宣言される前に、まず配当金が宣言された当該事業年度に発生した損失の填補に用いられる場合。
- ⑥ かかる引出しがなされた後の準備金の残高が直近の監査済財務書類に記載されている払込済株式資本の15.0%を下回らない場合。

⑥ 過年度に処理されていない過去の繰越損失及び繰越減価償却費を、当社の今期の利益と相殺するまで、配当金を宣言しない場合。

当社は、事業年度における配当を宣言する前に、当該事業年度の利益の一定割合のうち当社が妥当であると考えた金額を、当社の準備金に譲渡することができる。

配当金（中間配当金を含む。）は、宣言がなされた日から30日以内に支払わなければならない、かかる期間が経過してもなお未払い又は未請求である配当金は、7日以内に指定された銀行の特別未払配当金口座へ送金されなければならない。当社は、かかる送金がなされた日から7年が経過してもなお未払い又は未請求である一切の金額を、インド政府によって設立された投資家教育保護基金（the Investor Education and Protection Fund）へ送金しなければならない。

過去に支払われた配当に関して当社に課された税率は変動してきた。2014年金融法によると、配当分配税は、税抜金額ではなく、分配可能余剰金の総額に対して課せられる。これにより、配当分配税は過年度における16.995%から20%超に増加した。配当に係る税に関して、当社の株主は支払義務を負わず、また上記の配当金の支払額から差し引かれることもない。2009年インド金融法第115 0(1A)項に従い、2009年4月1日付をもって、インドの会社は一定の条件に従い、子会社からの受取配当金を株主に配当を宣言した受取配当金額と相殺することができるため、かかる相殺分の配当分配税が減少する。

将来の配当は、当社の収入、キャッシュ・フロー、財政状態（資本基盤を含む。）及びその他の要因に依存している。ADSの保有者は、ADSによって表章される株式に関して支払われる配当金を受領する権利を有する。ADSによって表章される株式に係る配当金は、インド・ルピー建てで預託機関へ支払われ、当社のADSの発行を定めた預託契約に別段の記載がある場合を除き、預託機関によって米ドルへ換算される。預託機関は、かかる金額をADSの保有者に分配する。ADSによって表章される株式は、配当に関して他のすべての株式と対等である。ADSの保有者は、インド・ルピーから米ドルへの配当金の換算に伴う為替レートの変動リスクを全面的に負い、米ドルと比べてインド・ルピーの価値が減少した場合には、当社が支払いADSの保有者が受領する配当金の米ドル建てでの価値が減少する可能性がある。

2013年4月29日に、旧SIILの取締役会は、2013年3月31日に終了した年度における1株当たり1.20ルピーの中間配当を宣言した。2013年5月14日に合計で4,033百万ルピーの配当が支払われた。

2013年10月31日に、SSLの取締役会は、2014年3月31日に終了した年度における1株当たり1.50ルピーの中間配当を宣言した。2013年11月13日に合計で4,447百万ルピーの配当が支払われた。

2014年4月29日に、SSLの取締役会は、2014年3月31日に終了した年度の最終配当を1株当たり1.75ルピーとすることを提言し、2014年7月11日に開催された定時株主総会において株主の承認を得た。2014年7月15日に、合計で5,188百万ルピーの配当が支払われた。

配当金は、インドGAAPに基づいて決定された利益から支払うことができる。

3【株価の推移】

当社の発行済株式は、現在インド全国証券取引所及びボンベイ証券取引所において上場及び取引されている。インドの証券市場の諸条件に関する情報は、「―第3―4 事業等のリスク―(4) インド企業への投資、世界の経済状況及び国際的な事業に関するリスク」を参照のこと。当社は、カルカッタ証券取引所における上場廃止を申請しており、かかる申請は現在審査中である。

2014年3月31日現在において、2,964,674,487株式が発行されている。インドの各証券取引所の株式相場表において表示される株価は、インド・ルピー建てである。

以下の表は、表示された期間において、当社の株式のインド全国証券取引所及びボンベイ証券取引所における公表された終値の最高値及び最低値並びに当社のADSのニューヨーク証券取引所における公表された終値の最高値及び最低値を示したものである。

（1）【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

（インド全国証券取引所）

（単位：ルピー（円））

事業年度	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年

決算年月	3月31日	3月31日	3月31日	3月31日	3月31日
最 高	856.75	175.55	125.65	102.20	189.35
	(1,465円)	(300円)	(215円)	(175円)	(324円)
最 低	791.05	156.00	106.10	89.85	168.35
	(1,353円)	(267円)	(181円)	(154円)	(288円)

(ボンベイ証券取引所)

(単位：ルピー (円))

事業年度	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
決算年月	3月31日	3月31日	3月31日	3月31日	3月31日
最 高	855.80	175.70	125.75	102.10	189.00
	(1,463円)	(300円)	(215円)	(175円)	(323円)
最 低	791.00	157.05	106.80	89.90	173.65
	(1,353円)	(269円)	(183円)	(154円)	(297円)

(ニューヨーク証券取引所)

米国預託株式

(単位：米ドル (円))

事業年度	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
決算年月	3月31日	3月31日	3月31日	3月31日	3月31日
最 高	18.89	15.49	10.10	7.59	12.47
	(1,942円)	(1,593円)	(1,038円)	(780円)	(1,282円)
最 低	17.15	13.73	8.27	6.65	11.01
	(1,763円)	(1,412円)	(850円)	(684円)	(1,132円)

(1) 2014年8月1日に株式会社三菱東京UFJ銀行が公表した対顧客電信売買相場の仲値である1米ドル＝102.82円の換算レートで邦貨に換算されている。

(2) 【当該事業年度中最近6月間の月別最高・最低株価】

(インド全国証券取引所)

(単位：ルピー (円))

月 別	2013年10月	2013年11月	2013年12月	2014年1月	2014年2月	2014年3月
最 高	204.90	209.40	208.85	213.30	193.85	189.35
	(350円)	(358円)	(357円)	(365円)	(331円)	(324円)
最 低	173.20	172.35	179.20	182.50	173.65	168.35
	(296円)	(295円)	(306円)	(312円)	(297円)	(288円)

(ボンベイ証券取引所)

(単位：ルピー (円))

月 別	2013年10月	2013年11月	2013年12月	2014年 1 月	2014年 2 月	2014年 3 月
最 高	204.90	209.35	208.60	213.05	198.90	189.00
	(350円)	(358円)	(357円)	(364円)	(340円)	(323円)
最 低	173.60	172.55	179.20	182.50	173.80	173.65
	(297円)	(295円)	(306円)	(312円)	(297円)	(297円)

(ニューヨーク証券取引所)

米国預託株式

(単位：米ドル (円))

月 別	2013年10月	2013年11月	2013年12月	2014年 1 月	2014年 2 月	2014年 3 月
最 高	13.16	13.29	13.35	13.59	12.41	12.47
	(1,353円)	(1,366円)	(1,373円)	(1,397円)	(1,276円)	(1,282円)
最 低	11.01	10.94	11.40	11.87	11.16	11.01
	(1,132円)	(1,125円)	(1,172円)	(1,220円)	(1,147円)	(1,132円)

4【役員の状況】

(1) 取締役及び上級経営陣

当社の取締役会は、8名の取締役により構成されている。

以下の表は、当社の取締役、業務執行役員並びに重要な従業員の氏名、年齢並びに役名及び職名を示したものである。

取締役

役名 及び職名	氏 名 (年齢)	略 歴	所有 株式数
名誉会長	アニル・アガワル ⁽¹⁾ (Anil Agarwal) (62歳)	1976年にヴェダント・グループを創設したアニル・アガワル氏は、2014年4月1日付で当社の名誉会長に選任された。同氏は、英国を拠点としている。同氏は、ヴェダントの業務執行取締役会長及びスターライト・テクノロジーズ・リミテッドの取締役を務めている。同氏は、1980年から任期が満了した2004年10月まで、当社の会長兼マネージング・ディレクター及び最高経営責任者であり、2014年3月まで当社の非業務執行取締役会長であった。また、2003年12月から2005年3月まで、ヴェダントの最高経営責任者であった。同氏は、実業家として38年を超える経験を持ち、当社の創業以来、当社の成長及び発展に尽力している。同氏は、ドワルカー・プラサード・アガワル氏の息子であり、ナヴィン・アガワル氏の兄弟である。同氏の勤務先の住所は、インド共和国マハラシュトラ州400 099、ムンバイ市、ヴァイル・パール（東）、ネルー・ロード75 (75 Nehru Road, Vile Parle (East), Mumbai Maharashtra 400 099, India) である。	1,819,099,602株

役名 及び職名	氏 名 (年齢)	略 歴	所有 株式数
業務執行 取締役会長及 び常勤取締役	ナヴィン・アガワル ⁽²⁾⁽³⁾ (Navin Agarwal) (53歳)	ナヴィン・アガワル氏は、2014年4月1日付で当社の 業務執行取締役会長に選任された。それ以前は、同氏 は、SIILの業務執行取締役副会長であった。アガワル 氏は、当社グループの戦略的思考及びガバナンスの枠 組みの作成において重要な役割を果たしており、当社 グループにおける長期計画、事業開発及び資本計画に おいてリーダーシップを発揮する。同氏は、創業以来 32年間当社グループの一員であり、国際的な規模で当 社グループの戦略を遂行する手助けを行っている。同 氏はBALCO、ケアン・インディア、コンコラ・カッ パー・マインズ・ピーエルシー (Konkola Copper Mines Plc) の非業務執行取締役会長、ヴェダントの業 務執行取締役副会長並びに、HZL、スターライト・アイ アン・アンド・スチール・カンパニー・リミテッド (Sterlite Iron & Steel Company Limited)、ハレ・ クリシュナ・パッケージング・プライベート・リミ テッド (Hare Krishna Packaging Private Limited)、VRHL及びコンコラ・リソース・リミテッ ド (Konkola Resources Limited) の非業務執行取締役 を務めている。同氏は、統括経営及び商事において28 年を超える経験を持つ。同氏は、ハーバード大学 (Harvard University) のオーナー／プレジデント・ マネージメント・プログラムを修了し、ムンバイのサ イデンハム大学 (Sydenham College) で商学士号を取 得している。同氏は、ドワルカー・プラサード・アガ ワル氏の息子であり、アニル・アガワル氏の兄弟であ る。同氏の勤務先の住所は、インド共和国マハラシュ トラ州400 099、ムンバイ市、ヴァイル・パール (東)、ネルー・ロード75 (75 Nehru Road, Vile Parle (East), Mumbai Maharashtra 400 099, India) である。	0株

役名 及び職名	氏 名 (年齢)	略 歴	所有 株式数
非業務執行取締役	ナレッシュ・チャンドラ ⁽⁴⁾ (Naresh Chandra) (80歳)	ナレッシュ・チャンドラ氏は、当社の独立取締役の一人であり、2014年3月29日付で当社の取締役会に選任された。同氏は、アメリカ合衆国におけるインド大使を務め、インド政府の閣僚であった。チャンドラ氏は、アラハバード大学で数理科学の修士号を取得しており、インド行政職を退任した官僚である。チャンドラ氏は、コーポレート・ガバナンス及び監査に係るインド政府委員会の会長、首相のシニア・アドバイザー、ラジャスタンの州知事及びラジャスタン政府の長官を歴任した。チャンドラ氏は、バルランプール・チニ・ミルズ・リミテッド (Balrampur Chini Mills Limited)、エロス・インターナショナル・メディア・リミテッド (EROS International Media Limited)、エレクトロスチール・キャスティングス・リミテッド (Electrosteel Castings Limited)、バジャージ・オート・リミテッド (Bajaj Auto Limited)、バジャージ・フィンサーブ・リミテッド (Bajaj Finserv Limited)、バジャージ・ホールディングス・アンド・インベストメント・リミテッド (Bajaj Holdings and Investment Limited)、ケアン・インディア、ガモン・インフラストラクチャー・プロジェクト・リミテッド (Gammon Infrastructure Project Limited)、アブテック・リミテッド (AVTEC Limited)、G4Sコーポレート・サービスズ (インドア) プライベート・リミテッド (G4S Corporate Services (India) Pvt. Limited)、エマージェント・ベンチャーズ・インドア・プライベート・リミテッド (Emergent Ventures India Pvt. Limited) 及びエロス・インターナショナル・ピーエルシー (EROS International Plc) を含む複数の会社の取締役を務めている。同氏の勤務先の住所は、インド共和国ニューデリー州110070、バサント・クンジ市、C-4/4053 (C-4/4053, Vasant Kunj, New Delhi 110070, India) である。	0株

役名 及び職名	氏 名 (年齢)	略 歴	所有 株式数
非業務執行取締役	グルダス D.カマト ⁽⁵⁾ (Gurudas D. Kamat) (78歳)	グルダス D.カマト氏は、当社の独立取締役の一人であり、2005年12月23日付でセサ・ゴア・リミテッド (Sesa Goa Limited) の取締役会に選任された。同氏は、2013年8月17日付の組織再編成取引の有効性に基づき、引続き、当社の取締役会の独立取締役を務める。カマト氏はまた、セサ・リソース・リミテッド (Sesa Resources Limited) の取締役でもある。カマト氏は、1997年1月、グジャラート高等裁判所の長官を退任した。カマト氏は、仲裁及び調停に関する司法業務に従事している。同氏は、法律畑及び司法において45年を超える経験を持つ。カマト氏は、1967年から1969年までゴア政府の検事を務めた。1980年から、カマト氏は、インド政府の関税及び中央物品税部門の弁護士を務めた。同氏は、1978年から1980年までボンベイ大学の議会及び法学部の一員であった。カマト氏は、1983年11月29日にボンベイ高等裁判所の裁判官に任命された。同氏の勤務先の住所は、インド共和国ゴア州403002、カランザレム市、ノモシン、カマト・キナラ、12/UG-1 (12/UG-1, Kamat Kinara, Nomoxin, Caranzalem, Goa 403002, India) である。	0株

役名 及び職名	氏 名 (年齢)	略 歴	所有 株式数
非業務執行取締役	ラリータ D.グプテ ⁽⁶⁾ (Lalita D. Gupte) (65歳)	ラリータ D.グプテ氏は、当社の独立取締役の一人であり、2014年3月29日付で当社の取締役会に選任された。同女史は、ICICIバンクの元共同代表取締役であり、現在はICICIベンチャー・ファンズ・マネジメント・カンパニー・リミテッド (ICICI Venture Funds Management Company Limited) の会長である。グプテ女史は、1994年にICICIリミテッドの取締役会に業務執行取締役として加入し、2002年に同社がICICIバンクと合併するまで共同代表取締役として取締役会に残った。同女史は、ICICIバンクの共同代表取締役を2002年から2006年まで務めた。同女史は、金融部門において30年を超える経験を持ち、リーシング、企画、資金及びコーポレート・バンキングの分野において指導的立場を歴任した。同女史は、フランスのアルストム・エスエー (Alstom SA)、ゴドレジ・プロパティーズ (Godrej Properties)、バラット・フォージ・リミテッド (Bharat Forge Limited)、ICICIベンチャー・ファンズ・マネジメント・カンパニー・リミテッド (ICICI Venture Funds Management Company Limited) 及びキルロスカ・ブラザーズ (Kirloskar Brothers) を含む複数の会社で取締役を務めている。同女史は、経営学の学士号を、経営管理学の修士号を取得している。同女史は、INSEADの上級マネジメント・プログラムを終了している。同女史の勤務先の住所は、インド共和国マハラシュトラ州400 025、ムンバイ市、プラバデビ、アパッサヘブ・マラセ・マージ、1 階、ICICI ベンチャーハウス、ICICI ベンチャー・ファンズ・マネジメント・カンパニー・リミテッド (ICICI Venture Fund Management Company Limited, ICICI Venture House, Ground Floor, Appasaheb Marathe Marg, Prabhadevi, Mumbai – 400 025, Maharashtra, India) である。	0株

役名 及び職名	氏 名 (年齢)	略 歴	所有 株式数
非業務執行取締役	ラヴィ・カント ⁽⁷⁾ (Ravi Kant) (69歳)	ラヴィ・カント氏は、当社の独立取締役の一人であり、2014年1月28日付で当社の取締役会に選任された。同氏は、以前タタ・モーターズ・リミテッド (Tata Motors Limited) のマネージング・ディレクター及び副会長であった。同氏は、1999年にタタ・モーターズに入社し、ジャガー・ランドローバー (Jaguar & Land Rover)、韓国のタタ大宇商用車 (Tata Daewoo Commercial Vehicles) 及びタイのタタ・モーターズに関わってきた。タタ・モーターズ・リミテッドに入社する前、ラヴィ・カント氏は、フィリップス・インド・リミテッド (Phillips India Limited) のディレクターを務め、家庭用電化製品部門を監督していた。同氏は、TALマニュファクチャリング・ソリューションズ・リミテッド (TAL Manufacturing Solutions Limited) 及びタタ・アドバンスド・マテリアルズ・リミテッド (Tata Advanced Materials Limited) の会長を務めており、タタ・インダストリーズ (Tata Industries) の取締役役に就いている。同氏は、ロータク市のインド経営研究所 (the Indian Institute of Management) の会長を務めており、アーメダバード市の国立デザイン研究所 (the National Institute of Design) の理事会の一員である。同氏は、ロンドンの国際ビジネス・リーダーシップ・フォーラムの委員である。同氏は、タタ・モーターズ・リミテッドの取締役を務め、現在は、タタ・インダストリーズ、TALマニュファクチャリング・ソリューションズ・リミテッド、タタ・アドバンスド・マテリアルズ・リミテッド、アンタール・インド・プライベート・リミテッド (Antar India Private Limited) 及びKONEコーポレーション (KONE Corporation) の取締役を務めている。カント氏は、アジメール市のメイヨー大学 (Mayo College)、インド技術研究所カラグプル校 (the Indian Institute of Technology) 及び同氏が産業経営学の修士号を取得した英国、バーミンガムのアストン大学 (Aston University) で学んだ。同氏は、2008年7月、バーミンガムのアストン大学で、名誉科学博士を授与された。また、同氏は、英国のウォーリック大学 (the University of Warwick) の産業学の名誉教授である。同氏の勤務先の住所は、インド共和国400005、ムンバイ市、ニア・ホテル・プレジデント、オールド・カフ・パレード43、パロンジ・マンションA-3号室 (Pallonji Mansion, Flat No. A-3, 43, Old Cuffe Parade, Near Hotel President, Mumbai 400005, India) である。	0株

役名 及び職名	氏 名 (年齢)	略 歴	所有 株式数
最高経営責任 者及び常勤取締 役	トム・アルバネーゼ ⁽³⁾⁽⁸⁾ (Tom Albanese) (56歳)	トム・アルバネーゼ氏は、2014年4月1日付で当社の 最高経営責任者及び常勤取締役に選任された。それ以 前、同氏は、2007年5月から2013年1月までリオ・ ティント (Rio Tinto) の最高経営責任者であった。 アルバネーゼ氏は、2000年にインダストリアル・ミネ ラルズ・グループ (Industrial Minerals group) の最高経営責任者に選任され、その後2006年 7月にグループ・リソーシズ (Group Resources) の 取締役に選任された。アルバネーゼ氏は、2013年8月 以降、トロントを拠点とし、世界中に資産を持ち、金 の採掘業者に重点を置いて融資をし、金属の先物取引 を行う会社であるフランコ・ネバダ・コー ポレーション (Franco Nevada Corporation) の取締 役会のメンバーも務めている。2009年に、同氏は、 ノースカロライナ州にあるデューク大学フュークア・ スクール・オブ・ビジネス (the Fuqua School of Business at Duke University) の相談役会に加入 した。同氏は、アラスカ大学 (the University of Alaska) で、資源経済学の学士号及び鉱山工学の修士 号を取得している。同氏の勤務先の住所は、インド共 和国ニューデリー州110 003、ロディー・ロード 7、スコープ・コンプレックス、3階、コア6 (Core 6 Third floor, Scope Complex, 7 Lodhi Road, New Delhi - 110 003, India) である。	0株

役名 及び職名	氏 名 (年齢)	略 歴	所有 株式数
常勤取締役	タルン・ジェイン ⁽³⁾⁽⁹⁾ (Tarun Jain) (54歳)	タルン・ジェイン氏は、2014年4月1日付で当社の常勤取締役に選任された。同氏は、SIILの財務担当取締役であった。同氏は、1984年に当社グループに入社し、コーポレート・ファイナンス、監査、会計、税務及び秘書業務において29年を超える経験を持つ。同氏は、コーポレート・ファイナンス、企業戦略、事業開発及びM&Aを含む当社の戦略的財務事項を担当している。同氏は、インドコスト・ワークス会計士協会（the Institute of Cost and Works Accountants of India）の卒業生であり、インド公認会計士協会（the Institute of Chartered Accountants of India）及びインド企業秘書協会（the Institute of Company Secretaries of India）の会員でもある。同氏はまた、スターライト（合衆国）、BALCO、スターライト・インフラ・リミテッド、ケアン・インディア、ヴェダント・メディカル・リサーチ・ファウンデーション（Vedanta Medical Research Foundation）及びラジタール・チャリティー・ファウンデーション（Rajtaru Charity Foundation）の取締役である。同氏の勤務先の住所は、インド共和国400099、ムンバイ市、ヴァイル・パール（東）、ネルー・ロード、ヴェダント75（Vedanta 75, Nehru Road, Vile Parle (East), Mumbai – 400 099, India）である。	0株

役名 及び職名	氏 名 (年齢)	略 歴	所有 株式数
高財務責任者 及び常勤取締役	ディンダヤル・ジャラン ⁽³⁾ (10) (Din Dayal Jalan) (57歳)	ディンダヤル・ジャラン氏は、当社の最高財務責任者であり、2014年4月1日付で当社の取締役会に選任された。同氏は、当社のオーストラリア事業部長として当社に入社し、当社の最高財務責任者（金属部門）となる以前は、2001年1月から2002年2月まで、CMT及びサランガ・カッパー・マインズ・プロプライエタリー・リミテッド（Thalanga Copper Mines Proprietary Limited）の事業運営を担当していた。同氏はまた、2005年10月からヴェダントの最高財務責任者を務めている。同氏は、ヴェダント・リソーシズ・ファイナンス・リミテッド、ヴェダント・リソーシズ・キプロス・リミテッド（Vedanta Resources Cyprus Limited）、ヴェダント・リソーシズ・ジャージー・リミテッド（Vedanta Resources Jersey Ltd.）ヴェダント・リソーシズ・ジャージー・ツー・リミテッド（Vedanta Resources Jersey II Ltd.）、ヴェダント・インベストメント・ジャージー・リミテッド（Vedanta Investment Jersey Ltd.）、セサ・マイニング・コーポレーション・リミテッド（Sesa Mining Corporation Limited）（旧デンプー・マイニング・コーポレーション・プライベート・リミテッド（Dempo Mining Corporation Private Limited））、サランガ・カッパー・マインズ・プロプライエタリー・リミテッド、CMT、スターライト・ボーツ・リミテッド、スターライト・インフラベンチャーズ・リミテッド、パラディップ・マルチ・カーゴ・バース・プライベート・リミテッド（Paradip Multi Cargo Berth Private Limited）、VGCB、マリタイム・ベンチャーズ・プライベート・リミテッド（Maritime Ventures Private Limited）、ツインスター・エナジー・ホールディングス・リミテッド（Twinstar Energy Holdings Limited）、ツインスター・モーリシャス・ホールディングス・リミテッド（Twinstar Mauritius Holdings Limited）、ティーエイチエル・ジンク・ベンチャーズ・リミテッド（THL Zinc Ventures Limited）、ティーエイチエル・ジンク・リミテッド（THL Zinc Limited）、南アフリカのペクヴェスト17（プロプライエタリー）リミテッド（Pecvest 17(Proprietary) Ltd.）、ヴェダント・ファイナンスUKリミテッド（Vedanta Finance UK Limited）、コンコラ・カッパー・マインズ・ピーエルシー（Konkola Copper Mines Plc）及びマルコ・エナジー・リミテッド（Malco Energy Limited）の非業務執行取締役も務めている。同氏は、財務、会計、監査、税務、秘書業及び法律の分野において35年を超える経験を持つ。同氏はまた、鉱業、工業及び非鉄金属業においても勤務経験を持つ。同氏は、商学士号を取得しており、インド公認会計士協会（the Institute of Chartered Accountants of India）の会員である。同氏の勤務先の住所は、インド共和国ニューデリー州110003、ロディー・ロード7、スコープ・コンプレックス、3階、コア6（Core 6, Third floor, SCOPE Complex, 7 Lodhi Road, New Delhi 110003, India）である。	0株

その他の業務執行役員

役名 及び職名	氏 名 (年齢)	略 歴	所有 株式数
会長室、経営 企画部部長	A.テルナーヴッカラス (A.Thirunavukkarasu) (53歳)	A.テルナーヴッカラス氏は、2014年6月付で、当社グループの会長室、経営企画部の部長に選任された。それ以前、同氏は、当社グループの企業人事部長であった。同氏は、2004年4月に人事部ジェネラル・マネージャーとして当社グループに入社し、当社の銅部門の人事部シニア・ヴァイス・プレジデントとなった。同氏は、2004年に当社の人事、品質管理、企業の社会的責任及び広報活動部門を率いていた。2007年7月には、同氏はムンバイにおける当社人事部の部長となった。同氏は、30年近くの専門的な勤務経験を持ち、ヒンダスタン・ユニリーバース・リミテッド (Hindustan Unilevers Limited)、イングリッシュ・エレクトリック・コーポレーション・オブ・インディア・リミテッド (English Electric Co. of India Limited)、ティー・ブイ・エス・エレクトロニクス・リミテッド (TVS Electronics Limited) を含む複数の企業における人事管理の分野で様々な役職を務めた。同氏は、インド共和国、チェンナイのロヨラ大学 (Loyola College) の経営学部でキャリアを開始した。同氏は、チェンナイのロヨラ大学で人文科学の学士号並びに人事管理及び組織的行動に関する学修士号を取得している。同氏の勤務先の住所は、インド共和国400099、ムンバイ市、ヴァイル・パール (東)、ネルー・ロード、ヴェダント・ハウス75 (Vedanta House, 75, Nehru Road, Vile Parle (East), Mumbai 400099, India) である。	0株

役名 及び職名	氏 名 (年齢)	略 歴	所有 株式数
経営安定及び 情報技術グ ループ取締役	ディリプ・ゴラーニ (Dilip Golani) (48歳)	ディリプ・ゴラーニ氏は、当社グループの経営安定及び情報技術部門の取締役である。また同氏は、2000年4月から2004年7月まで経営安定に関する部門を率いていた。同氏は、2004年8月から2005年11月まで、HZLの営業部長を務め、グループ業績管理部の一員であった。2000年4月に当社に入社する前は、同氏は、ユニリーバの監査役チームの一員として、中央アジア、中東及びアフリカ地域のユニリーバ・グループの会社の監査を担当していた。それ以前、同氏は、HULの輸出事業のうちの1つの運営及び営業の管理を担当していた。同氏は、25年を超える経験を持ち、これまでランバクシー・ラボラトリーズ・リミテッド (Ranbaxy Laboratories Limited) 及びユニオン・カーバイド・インド・リミテッド (Union Carbide India Limited) 等に勤務した。同氏は、アラハバードのモティラル国立技術研究所 (Motilal National Institute of Technology) で機械工学の学士号を取得し、インド共和国ムンバイ市の国立工業技術研究所 (National Institute of Industrial Engineering) で工業技術及び経営における修士号を取得している。同氏の勤務先の住所は、インド共和国400099、ムンバイ市、ヴァイル・パール (東)、ネルー・ロード、ヴェダンタ・ハウス75 (Vedanta House, 75, Nehru Road, Vile Parle (East), Mumbai 400099, India) である。	600株

役名 及び職名	氏 名 (年齢)	略 歴	所有 株式数
グループプロジェクト担当 取締役	マンスール・シディキ (Mansoor Siddiqi) (60歳)	マンスール・シディキ氏は、2011年9月付で当社グループのプロジェクト担当の取締役に選任された。さらに、同氏は、VGCB (Vizag General Cargo Berth Private Limited)、パラディップ・マルチ・カーゴ・バース・プライベート・リミテッド及びTSPLの取締役である。同氏は、2011年2月までヴェダント・アルミニウム (Vedanta Aluminium) の常勤取締役を務め、2013年8月19日まで取締役を務めた。ヴェダント・アルミニウムでの役職に就く以前は、同氏は、当社グループのプロジェクト・ディレクターを務め、当社のアルミニウム事業の拡大計画の運営を担当していた。同氏は、1991年に当社グループに入社した。当社への入社前、同氏は、ヒンダスタン・カップーに勤務し、経営及びプロジェクト管理等、様々な分野において37年間の経験を有している。同氏は、インド工科大学デリー校 (the Indian Institute of Technology, Delhi) で技術学士号を、オール・インドシア経営協会デリー校 (the All India Management Association, Delhi) で経営学における修業証書を取得している。同氏の勤務先の住所は、インド共和国400099、ムンバイ市、ヴァイル・パール (東)、ネルー・ロード、ヴェダント・ハウス75 (Vedanta House, 75, Nehru Road, Vile Parle (East), Mumbai 400099, India) である。	0株

役名 及び職名	氏 名 (年齢)	略 歴	所有 株式数
人事グループ 部長及び最高 責任者	ラジェッシュ・パドマナ バーン (Rajesh Padmanabhan) (52歳)	ラジェッシュ・パドマナバーン氏は、2014年6月付で人事グループの部長及び最高責任者に選任された。同氏は、29年を超える経験を有しており、これまでパトニ・コンピューターズ (Patni Computers)、オベロイ・グループ (Oberoi Group)、エッセル・プロパック・リミテッド (Essel Propack Limited) 及びICICIグループで、コーポレート・バンキング、リース、ストラクチャー・ファイナンス、新規事業立ち上げ、SAPコンサルティング及び人事での様々な役職に就いてきた。それ以前、同氏は、インド共和国のキャップジェミニ (Capgemini) のヴァイス・プレジデント及び人事最高責任者であった。パドマナバーン氏は、ムンバイ大学 (the University of Mumbai) で人材学及び財政学の2つの修士号を取得している。同氏は、複数の国内外の人材フォーラムで名誉委員として活動している。同氏は、国立人材開発ネットワーク協会 (National board of National HRD Network) の委員であり、インド産業同盟の全国人材・労使関係委員会の委員であった。同氏の勤務先の住所は、インド共和国ニューデリー州110003、ロディー・ロード7、スコープ・コンプレックス、3階、コア6 (Core-6, Third floor, Scope Complex, 7, Lodhi Road, New Delhi 110003, India) である。	0株

役名 及び職名	氏 名 (年齢)	略 歴	所有 株式数
コミュニケー ション及び企 業の社会的責 任グループ、 エグゼクティ ブ・ヴァイ ス・プレジデ ント	ロマ・バルワニ (Roma Balwani) (62歳)	ロマ・バルワニ氏は、2014年4月付でコミュニケー ション及び企業の社会的責任グループのエグゼクティ ブ・ヴァイス・プレジデントに選任された。同女史 は、コーポレート・コミュニケーション分野において 30年を超える経験を有しており、UTVソフトウェア・コ ミュニケーションズ (UTV Software Communications)、APTECHリミテッド (APTECH Limited) 及びマヒンドラ&マヒンドラ (Mahindra & Mahindra) 等の企業でコーポレート・コミュニケー ションの指揮をとってきた。当社に入社する前、同女 史は、マヒンドラ&マヒンドラでコミュニケーション グループの最高責任者を務めていた。同女史は、ジャ イ・ハインド・カレッジ (Jai Hind College) で経済 学の学士号を取得し、ムンバイ大学でマーケティング 管理の修士号を取得している。同女史の勤務先の住所 は、インド共和国400099、ムンバイ市、ヴァイル・ パール (東)、ネルー・ロード、ヴェダント・ハウス 75 (Vedanta House, 75, Nehru Road, Vile Parle (East), Mumbai 400099, India) である。	0株
ヴェダント、 最高財務責任 者代理	G.R. アルン・クマール (G.R. Arun Kumar) (43歳)	G.R. アルン・クマール氏は、2013年12月より、ヴェダ ントの最高財務責任者代理である。同氏は、2013年5 月にヴェダント・アルミニウムの最高財務責任者に就 任していた。同氏は、財務における約19年の経験を持 ち、ゼネラル・エレクトリック及びHUL等の企業におけ る勤務経験を持つ。ヴェダント・アルミニウムに入社 する以前は、同氏は、上海に拠点を置くゼネラル・エ レクトリックのアジア・パシフィック (電気機器及び 照明器具) の最高財務責任者であった。同氏は、チェ ンナイ市のロヨラ大学 (Loyola University) で商学士 を取得しており、インド公認会計士協会の会員であ る。同氏の勤務先の住所は、インド共和国ニューデ リー州110003、ロディー・ロード7、スコープ・コン プレックス、3階、コア6 (Core-6, Third floor, Scope Complex, 7, Lodhi Road, New Delhi 110003, India) である。	0株

その他の重要な従業員

役名 及び職名	氏 名 (年齢)	略 歴	所有 株式数
亜鉛（インド）			
HZL最高経営責任者	アキレシュ・ジョーシー (Akhilesh Joshi) (60歳)	アキレシュ・ジョーシー氏は、2012年2月にHZLの最高経営責任者に任命された。同氏は、鉱業における38年の経験を持ち、1976年にHZLに入社し、HZLの地下鉱山及び露天掘り鉱山において様々な立場を務めた。同氏は、2008年10月にHZLの最高執行責任者及び常勤取締役となった。それ以前は、同氏は全鉱山事業部における業務全般に責任を有するシニア・ヴァイス・プレジデント（鉱山担当）であった。同氏は、2006年に鉱山技術の分野における同氏の顕著な貢献に対する政府からの「ナショナル・ミネラル・アワード（National Mineral Award）」の受賞者となり、2013年にはインド鉱業技術ジャーナル（Indian Mining Engineering Journal）から「ライフタイム・アチーブメント・アワード（Lifetime Achievement Award）」を受賞した。同年、ジョーシー氏は、そのインドにおける非鉄金属部門への重要な貢献に対して、インド鉱業技術者協会（Mining Engineers Association of India）から「鉱業エンジニア・オブ・ザ・イヤー（Mining Engineer of the year）」、インド金属学会（Indian Institute of Metals）からは「2013年HZL金メダル賞（HZL Gold Medal award 2013）」を受賞した。同氏はまた、2013年にビジネス・トゥデイ・グループ（Business Today Group）より、「ビジネス・トゥデイ・ベストCEO賞（中核部門）（Business Today Best CEO Award (Core Sector)）」の榮譽も受けている。ジョーシー氏はまた、インド鉱業技術者協会（Mining Engineers Association of India）並びにインド鉱業地質学及び冶金学学会（Mining Geological and Metallurgical Institute of India）を含む複数の機関の終身会員資格を保有している。さらに同氏はインド技術者機構（Institution of Engineers India）の会員でもある。同氏はまた、南マダンプール石炭会社（Madanpur South Coal Company Limited）の取締役でもある。同氏は、ジョドプールのMBM工科大学（M.B.M. Engineering College）で工学士号（鉱業専攻）を取得しており、パリの鉱山学校（School of Mines）で鉱業プロジェクトの経済的評価の分野において大学院卒業証書を取得している。同氏はまた、鉱業管理者第一級能力証書を保持している。	0株

役名 及び職名	氏 名 (年齢)	略 歴	所有 株式数
HZL最高財務責任者	アミターブ・グプタ (Amitabh Gupta) (52歳)	アミターブ・グプタ氏は、2011年11月にHZLの最高財務責任者に任命されており、資金調達及び会計、法務及び秘書業務、財務及び投資家向け広報活動、直接税務及び間接税務、並びに情報技術を担当している。それ以前は、同氏は、モザー・ベア・ソーラー・リミテッド (Moser Baer Solar Limited) の最高財務責任者であった。同氏は、財務分野において25年を超える経験を持ち、カーギル・インド (Cargill India) 、テレテック・インド (TeleTech India) (バーティ・グループ (Bharti Group)) 及びランバクシー・ラボラトリーズ・リミテッド (Ranbaxy Laboratories Limited) を含む企業に勤務した。同氏は、ニューデリーのシュリラム商学大学 (Shriram College of Commerce) で商学士号を取得している。同氏は、2014年に、CNBC-TV18からインドの金属分野における「ベスト最高財務責任者 (the Best Chief Financial Officer) 」を受賞した。同氏は、インド公認会計士協会 (the Institute of Chartered Accountants of India) 及びインドコスト・ワークス会計士協会 (Institute of Cost and Works Accountants of India) の会員である。	0株

役名 及び職名	氏 名 (年齢)	略 歴	所有 株式数
HZL最高経営責任者代理	スニル・デュガル (Sunil Duggal) (52歳)	スニル・デュガル氏は、2014年4月にHZLの最高経営責任者代理に任命された。30年を超えるキャリアの中で、同氏は、26年超の間セメント産業において勤務し、4年間非鉄金属産業において勤務した。同氏は、2010年に業務執行取締役としてHZLに入社し、2012年9月に最高執行責任者に昇進した。それ以前は、同氏はアムブジャ・セメントの社長であった。同氏は、プロジェクト・マネジメント、業務運営、人事、サプライ・チェーンの分野において幅広い経験を有しており、18年超にわたり主導的な地位で勤務してきた。同氏は1998年に、環境分野における卓越性に対してラジブ・ガンジー賞の受賞者となった。同氏は、飛散灰、ジャロサイト、スラグ等の廃棄物の有効活用並びに環境活動及びコンクリート工学について一連の論文を国内外の様々なフォーラムにおいて発表している。同氏は、飛散灰を60%使用したインド初の大量飛散灰コンクリート道路を設計し、建造を実行した。同氏は、パテイアラのターパル工科大学（Thapar Institute of Engineering and Technology）で工学士号（電気）を取得している。同氏は、スイス、ローザンヌの国際経営開発研究所及びカルカッタのインド経営大学院において、リーダーシップ・デベロップメント及び経営デベロップメントのプログラムに参加している。	0株

役名 及び職名	氏 名 (年齢)	略 歴	所有 株式数
亜鉛（海外）			
亜鉛（海外） 事業最高経営 責任者	ラジャゴパル・キショア・ クマール (Rajagopal Kishore Kumar) (51歳)	ラジャゴパル・キショア・クマール氏は、2013年8月、アフリカのベースメタル部門に関する最高経営責任者に任命されたことにより、コンコラ・カッパー・マインズ・ピーエルシー（Konkola Copper Mines Plc）、亜鉛（海外）事業及びCMTを主導することになった。それ以前に、同氏は当社の亜鉛（海外）部門の最高経営責任者に2011年2月24日付で任命されていた。2008年10月に同氏はSIIL及びその子会社の最高経営責任者に任命されており、2011年3月まで同職を務めた。それ以前は、同氏は当社の銅及び亜鉛部門を率いており、それぞれ2006年12月及び2008年10月以来、当社銅事業及び亜鉛事業の全体的な経営を担当している。同氏はまた、コンコラ・カッパー・マインズ・ピーエルシー（Konkola Copper Mines Plc）の業務執行取締役でもある。同氏は、会計、マーケティング、サプライ・チェーン管理並びに合併及び買収における26年超の経験を持つ。同氏は2003年4月にHZLの営業担当副社長として当社に入社し、2004年6月から2006年12月までの間当社銅部門の営業担当シニア・ヴァイス・プレジデントを務め、銅の販売及び銅精鉱の調達を担当した。当社への入社前、同氏は、ヒンダスタン・ユニリーバ・リミテッド（Hindustan Unilever Limited）で12年間勤務した。同氏は、コルカタ大学（Kolkata University）で商学士号を取得しており、インド公認会計士協会の会員である。	0株

役名 及び職名	氏 名 (年齢)	略 歴	所有 株式数
石油及びガス 事業			
最高財務責任 者兼最高経営 責任者代理	スディール・マトゥール (Sudhir Mathur) (52歳)	スディール・マトゥール氏は、2012年9月にケアン・ インド（Cairn India）の最高財務責任者に任命さ れた。2014年5月2日、当時ケアン・インドの臨 時最高経営責任者であったP・エランゴ氏が同職を辞任 し、その後にマトゥール氏がケアン・インドの最 高経営責任者代理に任命された。同氏は、電気通信、 製造、インフラ及びコンサルティング等の様々な産業 に従事した28年超の経験を有する。財務職における役 割に加えて、同氏はまた、商業、法務、調達及びサプ ライ・チェーンの管理、新規事業並びにケアン・イン ディアの企画室についても担当している。同氏は、 1986年にプライスウォーターハウスクーパース （PricewaterhouseCoopers）にてそのキャリアを開始 した。同氏は2012年に最高財務責任者としてケアン・ インドに入社し、それ以前はエアセル・セル ラー・リミテッド（Aircel Cellular Limited）のネッ トワーク事業（Netco Business）において最高財務責 任者及び代表を務めていた。同氏は、コーネル大学で 経営学修士号を取得しており、スリラム商業大学（Sri Ram College of Commerce）で経済学士号を取得してい る。	0株

役名 及び職名	氏 名 (年齢)	略 歴	所有 株式数
鉄鉱石			
ゴア鉄鉱石事業最高執行責任者兼暫定管理委員会委員	プラモッド・ウンデ ⁽¹¹⁾ (Pramod Unde) (51歳)	プラモッド・ウンデ氏は、ゴアの鉄鉱石事業における最高執行責任者及びP.K.ムカルジー氏の辞職後の暫定管理委員会の委員に任命された。同氏は、2005年にザンビアのコンコラ・カッパー・マインズ (Konkola Copper Mines) に入社し、コンコラの鉱山における業務及びプロジェクトの責任者として勤務し、その後2009年にセサ・ゴアに転職した。同氏は、2011年、ゴアにおけるすべての鉄鉱石業務を率いる責任者であった。当グループに入社する前は、同氏はチート・リミテッド (CEAT Limited)、サーマックス・インディア・リミテッド (Thermax India Limited) 及びアルファ・ラバル・インディア株式会社 (Alfa Laval India Limited) にて勤務していた。同氏はまた、2001年から2003年まで、光ファイバー事業の最高執行責任者としてスターライト・オプティカル・テクノロジーズ・リミテッド (Sterlite Optical Technologies Limited) に勤務していた。同氏は、様々な立場において31年超の経験を有しており、8年超にわたり当社で勤務している。同氏は、プネー大学 (Pune University) で工学士号 (機械) を取得している。	0株
総務部ヴァイス・プレジデント兼暫定管理委員会委員	A.N.ジョーシー ⁽¹¹⁾ (A.N. Joshi) (57歳)	A.N.ジョーシー氏は、2010年10月に総務部ヴァイス・プレジデントに任命された。同氏はまた、P.K.ムカルジー氏の辞職後の暫定管理委員会委員でもある。同氏は、採鉱及び選鉱産業における34年の勤務経験を有する。それ以前に、同氏はセサ・ゴアのゴア鉱業事業を5年間率い、その後マーケティング及び輸送業務を8年間率いた。セサ・ゴアに就職する以前に、同氏はヴィシャー・スチール (Vizag Steel) 及びルールケラ・スチール (Rourkela Steel) に勤務していた。同氏は1978年にインド工科大学カラプール校 (IIT Kharagpur) で科学技術学士 (B. Tech) (鉱業) を取得しており、また、鉱業管理者第一級証書 (露天採鉱限定) を保持している。	0株

役名 及び職名	氏 名 (年齢)	略 歴	所有 株式数
財務部取締役	S.L. バジャージ (S.L. Bajaj) (60歳)	S.L. バジャージ氏は、組織再編取引の発効後、当社の鉄鉱石事業の財務部取締役に任命された。同氏は、1995年に財務部のジェネラル・マネージャーとしてムンバイにあるSIILのコーポレート・オフィスに入社し、その後スターライト・テクノロジーズ・リミテッド (Sterlite Technologies Limited) 及びHZLに勤務した。ヴェダント・グループに入社する以前は、同氏は、ヒンドスタン・デベロップメント・コープ・リミテッド (Hindustan Development Corp Ltd) のMP鉄鋼部門 (MP Iron & Steel unit)、SAEリミテッド (SAE Limited) 及びSSコタリ・アンド・カンパニー (SS Kothari & Company) にて勤務していた。同氏は、財務及び会計の職務において36年間超の経験を有する。同氏は、ラージャスターン大学 (University of Rajasthan) で商学士号を取得した。同氏は、インド公認会計士協会の会員である。	0株

役名 及び職名	氏 名 (年齢)	略 歴	所有 株式数
鉄鉱石事業最 高財務責任者	ニーレッシュ・タラシ (Neelesh Talathi) (41歳)	ニーレッシュ・タラシ氏は、2014年7月付で、当社の鉄鉱石事業の最高財務責任者に任命された。それ以前に、同氏はユニリーバに勤務しており、国際財務分析部門の取締役であった。同氏はまた、以前にエジプトにおけるユニリーバの最高財務責任者でもあった。同氏は、コーポレート・ファイナンス、サプライ・チェーン管理、チーム・ビルディング及びデベロップメント並びにチェンジ・マネジメントにおける18年の経験を有する。同氏は、公認会計士及び原価会計士の有資格者である。	0株
銅			
トゥティコリン及びシルバッサにおける当社の銅事業に関する最高経営責任者	P.ラムナス (P. Ramnath) (55歳)	P.ラムナス氏は、2011年9月にトゥティコリン及びシルバッサにおける当社の銅事業の最高経営責任者に任命され、化学製品、製造並びに製紙業における31年超の経験を持つ。同氏は、2011年9月に当社グループに入社した。当社グループの入社前は、同氏は、ジュビラント・ライフ・サイエンス (Jubilant Life Sciences)、プラクセアー・インド (Praxair India)、SNFイオン・エクスチェンジ (SNF Ion Exchange)、バケリート・ハイラム・リミテッド (Bakelite Hylam Limited) 及びリライアンス・インダストリーズ・リミテッド (Reliance Industries Limited) において勤務した。当社に入社する前は、同氏は、JKペーパー・リミテッド (JK Paper Limited) の最高執行責任者であった。同氏はまた、マルコ・エナジー・リミテッド (Malco Energy Limited)、スターライト・インフラ・リミテッド (Sterlite Infra Limited) (旧スターライト・ペーパー・リミテッド (Sterlite Paper Limited))、スターライト・ポーツ・リミテッド (Sterlite Ports Limited) 及びスターライト・インフラベンチャーズ・リミテッド (Sterlite Infraventures Limited) の取締役である。同氏は、ハイデラバードのオスマニア大学 (Osmania University) で技術学士号の学位を取得しており、インド経営大学院バンガロール校で準修士号を取得している。	0株

役名 及び職名	氏 名 (年齢)	略 歴	所有 株式数
トゥティコリン及びシルバッサにおける当社の銅事業に関する財務部長	シャラド・クマール・ガーギヤ (Sharad Kumar Gargiya) (40歳)	シャラド・クマール・ガーギヤ氏は、2013年8月にトゥティコリン及びシルバッサにおける当社の銅事業の財務部長に任命され、亜鉛、銅、アルミニウム及びケーブル産業を含む金属及び鉱業部門における16年超の経験を持つ。銅事業に参画する前、同氏は最高財務責任者代理として2013年7月までの9ヶ月間、BALCOに勤務していた。BALCOに入社前は、同氏はコンコラ・カッパー・マインズ・ピーエルシー (Konkola Copper Mines Plc) の最高財務責任者として2012年10月までの4年間勤務していた。コンコラ・カッパー・マインズ・ピーエルシーの入社前は、2009年3月までの7年間、HZLにて様々な職務に就いていた。HZLにおける同氏の最後の役職は、HZLマインズ (HZL Mines) の財務部長であった。同氏はHZL入社前、スターライト・テクノロジーズ・リミテッド (Sterlite Technologies Limited) にて勤務していた。同氏は、管理会計、法務及び秘書業務、財務及び資金調達、情報技術、保険、渉外、プロジェクト・ファイナンス並びにプロジェクト・コントロールの分野におけるファイナンスに関し、16年間の経験を有している。同氏は、アジュメール大学 (Ajmer University) で商学士号の学位を取得しており、公認会計士である。同氏はまた、2011年にハーバード・ビジネス・スクールによって主催されたジェネラル・マネジメント・プログラム (General Management Program) に参加しており、同校の卒業生である。	0株

役名 及び職名	氏 名 (年齢)	略 歴	所有 株式数
アルミニウム 事業及び電力			
アルミニウム 事業及び電力 事業の事業部 長、BALCO副会 長及びTSPL会 長	スシル・クマール・ロンタ (Sushil Kumar Roongta) (63歳)	スシル・クマール・ロンタ氏は、当社のアルミニウム 事業及び電力事業の事業部長、BALCOの副会長及び TPSLの会長に任命された。同氏は2011年6月に当社に 入社した。現職に就く以前は、同氏は、インド国営製 鉄会社 (Steel Authority of India Limited) (以下 「SAIL」という。) の会長であった。同氏は、SAILに おいて38年間の経験を持ち、2006年にSAILの取締役会 会長に任命されるまで、マーケティング、人事及び原 料の分野で要職に就いていた。同氏は、ビルラ工科大 学ピラニ校 (Birla Institute of Technology and Science, Pilani) で工学士号を取得し、デリーのイ ンド対外貿易研究所 (Indian Institute of Foreign Trade) より、国際貿易の事業管理に関する大学院の 修了証書を取得している。同氏は、ブバネシュワール にあるインド工科大学 (Indian Institute of Technology) の理事会の会長である。同氏はまた、 エーシーシー・リミテッド (ACC Limited) 及びジュ ビラント・インダストリーズ・リミテッド (Jubilant Industries Limited) の取締役会で独立取締役を務め ている。同氏は様々な権威ある評議会に属しており、 インド商工会議所連盟 (Federation of Indian Chambers of Commerce and Industry) の鉄及び金属 委員会の議長、ステアリング委員会の会員であり、イ ンド商業会議所 (Indian Chamber of Commerce) の鉱 物及び金属に関するインド専門家委員会 (National Expert Committee) の議長である。	0株

役名 及び職名	氏 名 (年齢)	略 歴	所有 株式数
オリッサにおけるアルミニウム事業及び電力事業の社長兼最高執行責任者	アビジット・パティ (Abhijit Pati) (50歳)	アビジット・パティ氏は、2012年4月にオリッサにおける当社のアルミニウム事業及び電力事業の社長及び最高執行責任者に任命された。それ以前に、同氏はヒンダルコ・インダストリーズ・リミテッド (Hindalco Industries Limited) の副社長であった。同氏は1989年に、インディアン・アルミニウム・カンパニー (Indian Aluminium Company) にて新人エンジニアとしてそのキャリアをスタートさせた。同氏は、ヒラクッド・アルミニウム精錬所の経営再建に重要な貢献をしたことにより、アディティア・ビルラ・グループ (Aditya Birla Group) の会長であるクマール・マンガラム・ビルラ氏より「エクセプションナル・コントリビューター・アワード (Exceptional Contributor Award)」を2006年に受賞し、1999年にはヒラクッド精錬所に対して榮譽ある「ブリティッシュ・スウォード・オブ・オナー (British Sword of Honour)」を受賞した。同氏は、インド政府のエネルギー委員会の委員である。同氏は、カルカッタ大学及びニューデリーの国際経営大学院 (International Management Institute) から金メダルを2回受賞しており、カルカッタ大学において化学工学の学士号を首席で取得し、ニューデリーの国際経営大学院において経営管理学の修士号を取得した。	0株
BALCO最高経営責任者	ラメシュ・ネール (Ramesh Nair) (45歳)	ラメシュ・ネール氏は、2013年6月にBALCOにおける当社のアルミニウム事業の最高経営責任者に任命された。BALCOに入社する以前、同氏は、ジンダル・ステンレス・リミテッドの社長及び業務執行取締役として勤務していた。同氏は、金属産業における20年超の経験を持ち、当グループの複数の部門において11年間勤務していた。それより以前は、同氏は、ヴェダンタ・グループの銅事業に2000年に参加しており、製錬業務における様々な経験を持つ。同氏は、2008年にトゥティコリン及びシルバッサにおける当社の銅ユニットの最高執行責任者に任命された。当社に入社する以前、同氏は、エッサー・スチール・リミテッドにおいて勤務していた。同氏は、国立工科大学クル・クシェートラ校 (National Institute of Technology, Kurukshetra) において技術工学（電気）の学士号を取得している。	0株

役名 及び職名	氏 名 (年齢)	略 歴	所有 株式数
オリッサにおけるアルミニウム事業及び電力事業の最高財務責任者	ニランジャン・クマール・グプタ (Niranjan Kumar Gupta) (42歳)	ニランジャン・クマール・グプタ氏は、2014年7月に当社のアルミニウム事業及び電力事業の最高財務責任者に任命された。それ以前は、同氏はロンドンのユニリーバにてホームケア部門の国際財務ディレクター(Global Finance Director)として勤務し、プライスウォーターハウスクーパース(PricewaterhouseCoopers)にも勤務していた。同氏は、ユニリーバにおける企業財務、サプライ・チェーン、商業、会計及び調達の分野の24年超の経験を有している。同氏は、公認会計士、原価会計士及びカンパニー・セクレタリーの有資格者である。	0株

- (1) アニル・アガワル氏は、2014年4月1日付で当社の名誉会長に選任された。同氏は2014年4月1日付で当社の取締役を退任した。
- (2) ナヴィン・アガワル氏は、2014年4月1日付で業務執行取締役会長として再任された。
- (3) 「常勤取締役」とは、常時その者が取締役を務める当社の経営に対する業務の提供に従事している取締役をいう。1人につき1社に限り常勤取締役を務めることができるが、他の会社において非常勤取締役としての役職を引き受けることができる。
- (4) ナレッシュ・チャンドラ氏は、2014年3月29日付で非業務執行取締役に選任された。チャンドラ氏は、監査委員会、株主関係委員会並びに指名及び報酬委員会の委員である。同氏は企業の社会的責任委員会の委員長も務めている。
- (5) グルダス D.カマト氏は、以前はセサ・ゴア・リミテッドの非業務執行取締役を務めており、2013年8月17日付の組織再編成取引の発効後は、引き続き当社の取締役会の非業務執行取締役を務めている。カマト氏は監査委員会並びに指名及び報酬委員会の委員である。同氏はまた、株主関係委員会の委員長も務めている。
- (6) ラリータ D.グプテ氏は、2014年3月29日付で非業務執行取締役に選任された。グプテ女史は、監査委員会の委員長であり、株主関係委員会の委員でもある。
- (7) ラヴィ・カント氏は、2014年1月28日付で非業務執行取締役に選任された。カント氏は、監査委員会、指名及び報酬委員会並びに企業の社会的責任委員会の委員である。
- (8) トム・アルバネーゼ氏は、2014年4月1日付で最高経営責任者及び常勤取締役に選任された。アルバネーゼ氏は、指名及び報酬委員会並びに企業の社会的責任委員会の委員である。
- (9) タルン・ジェイン氏は、2014年4月1日付で常勤取締役に選任された。ジェイン氏は、指名及び報酬委員会並びに企業の社会的責任委員会の委員である。
- (10) ディンダヤル・ジャラン氏は、2014年4月1日付で最高財務責任者及び常勤取締役に選任された。ジャラン氏は、株主関係委員会及び株式・社債譲渡委員会の委員である。
- (11) 当社の鉄鉱石事業は、鉄鉱石事業の最高経営責任者であった前任のP.K.ムカルジー氏の辞職後、2014年4月1日付で、現在はブラモッド・ウンデ氏及びA.N.ジョーシー氏で構成される暫定管理委員会によって運営されている。

(2) 取締役及び業務執行役員の報酬

2014年度に当社が当社の業務執行取締役及び業務執行役員に対して支払った報酬の総額は、525.7百万ルピーであり、これには報酬、賞与、手当及びその他の現金の支払いとしての376.7百万ルピー、ヴェダanta長期奨励給制度に基づき、当社がヴェダantaに支払った又は支払うべき当社の業務執行取締役及び業務執行役員に付与した株式オプションの公正価格である116.3百万ルピー並びに準備基金及び退職年金といった給付金に対する32.7百万ルピーが含まれる。2014年度中、最高額の報酬を受けた業務執行取締役及び業務執行役員に支払われた報酬の総額は、172.2百万ルピー（うち122.7百万ルピーが給与、賞与及び手当で、38.0百万ルピーが当社がヴェダantaに支払った又は支払うべきヴェダanta長期奨励給制度に基づき付与した株式オプションの公正価格、11.5百万ルピーが準備基金及び退職年金といった給付金である。）であった。

以下の表は、当社の業務執行取締役及び業務執行役員に支払った2014年度の報酬であり、その個人レベルでの報酬の開示がインドで義務付けられている者又は当社によって公に開示された者である。

（単位：百万ルピー）

氏 名	報酬、賞与、 手当及び特典	ヴェダanta長期 奨励給制度に基づき付 与した株式オプション の公正価格	準備基金 及び退職年金
ナヴィン・アガワル	122.71	38.00	11.47
ディンダヤル・ジャラン	32.81	10.11	2.62
タルン・ジェイン	73.16	21.75	6.45
A.テルナーヴッカラス	19.10	6.84	1.01
ディリプ・ゴラーニ	21.74	7.43	1.23
マンスール・シディキ	24.67	6.84	-
マヘンドラ・シン・メータ ⁽¹⁾	41.25	15.26	2.52
P.K.ムカルジー ⁽²⁾	29.31	9.14	6.57
G.R.アルン・クマール	11.96	0.94	0.79

(1) 2011年3月31日付で、メータ氏はSIILの最高経営責任者に選任された。組織再編取引の発効後、同氏はセサ・スターライト・リミテッドの常勤取締役及び最高経営責任者に選任された。同氏は、2014年4月1日付でこれら両方の役職を辞任した。

(2) ムカルジー氏は、2013年8月16日までセサ・ゴアのマネージング・ディレクターであり、2013年8月17日付で当社の鉄鉱石事業における業務執行取締役となった。同氏は2014年4月1日付で取締役を辞任した。

2014年度に非業務執行取締役に対して支払った報酬の総額は、8.4百万ルピーであり、0.9百万ルピーの在職手当及び7.5百万ルピーの手数料で構成されている。

2004年2月、当社は、ヴェダanta長期奨励給制度を導入した。ヴェダanta長期奨励給制度では、当社の取締役及び業務執行役員は、FTSE世界鉱業指数（貴金属を除く。）を構成する同業企業に対するヴェダantaの総株主利益率の結果（3年間の業績期間及びヴェダantaの財務実績で評価される。）に基づいて、ヴェダantaの普通株式を取得することができる株式割当を受ける。ヴェダantaは、2012年8月及び2013年5月に2つの新しいESOPスキームを採用した。かかる2つのスキームのもとで付与されるESOPは、特定の業績目標の達成に基づき付与される。付与の日程は3年の期間にわたる。

(3) 報奨又はオプション

2014年3月31日現在、当社の取締役及び業務執行役員は、グループ全体として、ヴェダanta長期奨励給制度の下で付与された、ヴェダantaの資本金の約0.24%に当たる総計729,750株のヴェダantaの普通株式を取得することができるオプションを有している。かかる権利は、各付与日から開始する3年間の業績期間の最終日に、普通株式1株当たり0.10米ドルの行使価格で行使することができる。かかる権利は、付与日から6ヶ月後に失効する。詳細については、「―第2－5 従業員の状況―(2) ヴェダanta長期奨励給制度及び従業員持株制度」を参照のこと。

(4) 責任制限及び補償

2013年会社法は、取締役及び役員に対して補償提供を可能にする規定を定めている。常勤取締役との業務委託契約の条件は、当社の業務の当然の経過から任命された又は生じた任務の遂行に関して、取締役に対して提起又は請求されたすべての請求／訴訟に起因するすべての賠償請求、要求、法的措置、訴訟及び手続き、罰金及び懲罰的損害賠償金、弁護士費用並びに当社の通常の業務から発生する義務の履行に関連して、取締役に対してなされるいかなる請求、訴訟から生じた合理的な費用を当社が補償し、補償を継続することを規定している。

2013年会社法は、また、会社のマネージング・ディレクター、常勤取締役、マネージャー、最高経営責任者、最高財務責任者又はカンパニー・セクレタリーが会社との関係において有罪となり得る過失、不履行、職権乱用、義務違反又は背任について負うべき法的責任を補償する保険が、かかる者達の代わりに会社によって掛けられている場合は常に、かかる保険に対して支払われた保険料は、該当する個人に対して支払われた報酬の一部としては扱われず、かかる個人が有罪であると確定した場合には、かかる保険に対して支払われた保険料は報酬の一部として扱われることも規定している。

(5) 取締役会の業務

取締役会の報酬

インド会社法に基づき、すべての取締役に対して支払われる給与、賞与及び給付金は、定時株主総会又は郵便投票で株主の承認を得なければならない。

組織再編成取引以前、アガワル氏及びジャラン氏はそれぞれ、基本給、当社取締役会により決定される業績に対する報奨金並びに自己及びその家族の住宅手当、医療費及び保険料の補償、クラブ会費の補償並びに休暇旅行の際の特別割引を含む手当の支払いを受ける権利を有していた。これに加えて、アガワル氏は、特定の事業年度の当社の純利益に基づく手数料の支払いを受けることができ、かかる手数料は、インド法に基づく最大許容額を前提として、当社の取締役会により決定される。ジャラン氏は基本給の20.0%に相当する賞与を受領する権利を有していた。組織再編成取引後、アガワル氏は基本給、当社取締役会により決定される業績に対する報奨金並びに自己及びその家族の住宅手当、医療費及び保険料の補償、クラブ会費の補償並びに休暇旅行の際の特別割引を含む手当の支払いを受ける権利を有しており、さらに、特定の事業年度の当社の純利益に基づく手数料の支払いを受けることができ、かかる手数料は、インド法に基づく最大許容額を前提として、当社の取締役会により決定される。組織再編成取引後、役員提供契約に基づき、ムカルジー氏は、基本給、インド法に基づく最大許容額を前提として、当社の取締役会により決定される特定の事業年度の当社の純利益に基づく手数料、自己及びその家族の手当、住宅手当、医療費及び保険料の補償、クラブ会費の補償並びに休暇旅行の際の特別割引の支払いを受ける権利を有している。役員提供契約に基づき、メータ氏は、基本給、手当、業績奨励給、自己及びその家族の住宅手当、医療費及び保険料の補償並びに休暇旅行の際の特別割引の支払いを受ける権利を有している。メータ氏は基本給の20.0%に相当する賞与を受領する権利を有している。

取締役会の構成

当社の取締役会は、現在8名の取締役により構成されている。8名の取締役のうち、ラヴィ・カント氏、ラリータ D.グプテ氏、ナレッシュ・チャンドラ氏及びグルダス D.カマト氏の4名がニューヨーク証券取引所の「独立」要件を満たしている。

ナヴィン・アガワル氏は、2018年7月31日に終了する役員提供契約を当社と締結している。2014年4月1日付で、アルバネーゼ氏、ジェイン氏及びジャラン氏が当社の取締役会に選任された。アルバネーゼ氏及びジェイン氏はそれぞれ2017年3月31日及び2018年3月31日に終了する役員提供契約を当社と締結している。ジャラン氏と当社の間で締結されている役員提供契約は、2014年9月30日に終了する。ただし、当社又は取締役のいずれも、他方当事者に対する90日前の通知又は通知期間に代わる支払いをもって、各役員提供契約を終了することができる。これらの役員提供契約には、取締役の退職給付金の規定はない。当社のその他の取締役については任期の定めはなく、辞任若しくは株主決議による解任の時まで、法の規定により取締役を辞職するまで又は法律により若しくは当社定款に基づき取締役としての資格を喪失するまで、当社取締役会において取締役を務める。カント氏、カマト氏、グプテ氏及びチャンドラ氏は当社と役員提供契約を締結していない。

取締役会付属委員会

当社の株式は、現在、インド全国証券取引所及びボンベイ証券取引所に上場し、取引されており、当社のADSは、現在、ニューヨーク証券取引所に上場し、取引されている。外国民間発行体として当社に適用されるニューヨーク証券取引所のコーポレート・ガバナンス規則の遵守に加えて、当社は、インド全国証券取引所及びボンベイ証券取引所の上場会社に対するインドの規制並びに2013年会社法の要件に従ってコーポレート・ガバナンス体制を維持している。とりわけ、当社は、インドのコーポレート・ガバナンスの要件に従い監査委員会、指名及び報酬委員会、企業の社会的責任委員会、利害関係者委員会並びに株式及び社債譲渡委員会を設置した。各委員会の構成及び義務は以下のとおりである。

監査委員会

組織再編成取引に基づき、監査委員会の構成には変更が加えられた。組織再編成以前は、監査委員会は2回の会議を行っていたが、2014年度に組織再編成取引が有効となった後は3回の会議が行われた。

監査委員会は、現在、会長としてグプテ氏、委員としてカント氏、チャンドラ氏及びカマト氏により構成されている。

K.K.カウラ氏は、2013年10月31日から2014年3月20日まで監査委員会の会長であった。J.P.シン氏は2014年1月28日付で監査委員会の委員を辞任した。

ラリータ D.グプテ氏は、2014年3月29日付で監査委員会の会長に選任された。カント氏及びナレッシュ・チャンドラ氏は、2014年3月29日付で監査委員会の委員に選任された。グルダス D.カマト氏は、組織再編成取引の発効時から監査委員会の委員となった。

グプテ氏、カント氏、チャンドラ氏及びカマト氏はそれぞれ、証券取引法規則10A-3及びニューヨーク証券取引所の「独立」要件を満たしている。

当社の監査委員会の義務及び責任は以下のとおりである。

 当社の財務報告過程及び内部統制システムを監視する、独立した客観的機関として機能すること。

 当社の独立会計士の監査活動を検討及び評価し、当社と当社の独立会計士との関係について最高の権力を行使すること。

 独立会計士、財務役員及び上級経営陣並びに取締役会との間での情報共有の橋渡しをすること。

監査委員会は、監査委員会の認識した問題を、その職務の範囲内で調査する権限を有する。また、職務及び責務を遂行するために弁護士及び顧問を任命する権限を有する。グプテ氏は、SECによって公布された上場会社の監査委員会に関する規則が要求する範囲内で、当社の「監査委員会の金融専門家」に指名される。

指名及び報酬委員会

組織再編成取引に基づき、指名及び報酬委員会の構成には変更が加えられた。組織再編成以前は、指名及び報酬委員会は2回の会議を行っていたが、2014年度に組織再編成取引が有効となった後は1回の会議が行われた。

指名及び報酬委員会は、現在、会長としてチャンドラ氏、委員としてカント氏、アルバネーゼ氏、ジェイン氏及びカマト氏により構成されている。

K.K.カウラ氏は、2013年8月17日から指名及び報酬委員会の会長を務め、2014年3月20日付で指名及び報酬委員会の会長及び委員を辞任した。キニ氏は2013年8月28日付で指名及び報酬委員会の委員を辞任した。カマト氏は以前から指名及び報酬委員会の委員であったが、組織再編成取引の発効後も継続して委員を務めている。

ナレッシュ・チャンドラ氏は、2014年3月29日付で指名及び報酬委員会の会長に選任された。カント氏、アルバネーゼ氏及びジェイン氏は、それぞれ2014年3月29日付、2014年4月1日付及び2014年4月1日付で指名及び報酬委員会の委員に選任された。

2013年会社法の第178条は、指名及び報酬委員会が3名以上の非業務執行取締役によって構成され、そのうち過半数以上が独立取締役であることを命じている。当社の指名及び報酬委員会は、5名の委員（全員が当社の取締役会の取締役である。）のうちカント氏、チャンドラ氏及びカマト氏の3名が独立取締役であり、かかる要件を満たしている。

ニューヨーク証券取引所の上場基準において、上場会社は、ニューヨーク証券取引所の上場基準によって定義される独立取締役員によってのみ構成される報酬委員会を有していなければならぬ。ただし、当社のような民間の発行会社については、かかる事項に関してそれぞれの母国の規則に従うことが認められている。外国の民間発行会社として、当社は母国のコーポレート・ガバナンス慣行に従うことが認められており、報酬委員会の独立要件に関

連して、当社はインドの規則に順守しているため、独立報酬委員会すべてについて当社はニューヨーク証券取引所の上場基準に従う必要がない。指名及び報酬委員会の広義における役割は、マネージング・ディレクター及び／又は業務執行取締役の業績を評価し、当該人物に対して支払われる報酬を決定し、取締役会に提言することである。当該委員会は、常勤取締役／業務執行取締役の報酬（手数料及び／又はインセンティブを含む。）の決定及び定期的な変更を提言することに対する責任を負う。これは、当社の利益及び業績、対外競争環境、当社の発展計画並びに成果及び業績に対する報酬に関する当社の方針を考慮した上で行われる。業務執行取締役会長、マネージング・ディレクター及び常勤取締役に対する報酬の支払いは、当該人物と当社の間で締結された各契約並びに取締役会及び株主決議によって決定される。報酬の構造は、給与、利益に関連する手数料、臨時収入及び手当並びに退職給付金（年金、老齢退職手当及び賜金）によって構成される。

株式及び社債譲渡委員会

組織再編成以前は、株式及び社債譲渡委員会は9回の会議を行っていたが、2014年度に組織再編成取引が有効となった後は29回の会議が行われた。

ムカルジー氏は2014年4月1日付で当該委員会の委員を辞任した。プラダン氏及びバジャージ氏は2014年7月29日付で当該委員会の委員を辞任した。

株式及び社債譲渡委員会は、2014年7月29日付で選任されたジャラン氏、アルン・クマール氏及びラジブ・ショウベイ氏の3名の委員により構成されている。

当社の株式の譲渡は、株式譲渡の承認のために定期的に開催される株式譲渡委員会によって承認を受ける。

企業の社会的責任委員会

2013年会社法の第135条は、2014年会社規則（企業の社会的責任ポリシー）とともに、限度額を超える収益、純資産又は利益性を持つ企業に対して企業の社会的責任委員会を設置するよう命じている。当該委員会は、3名以上の取締役によって構成され、そのうち1名以上が独立取締役でなければならない。当社の企業の社会的責任委員会は、2014年3月29日に開催された取締役会において制定された。2014年4月1日付で、チャンドラ氏が当該委員会の会長となり、カント氏、アルバネーゼ氏及びジェイン氏が当該委員会の委員となった。当該委員会の4名の委員（全員が当社の取締役会の取締役である。）のうち、2名が独立取締役であり、当社はかかる規則を順守している。

当社の企業の社会的責任委員会の義務及び責任は以下のとおりである。

-  2013年会社法の第7条に規定される、企業によって行われるべき活動を示す企業の社会的責任ポリシーを作成し、取締役会に提言すること。
-  上記の活動において発生する支出額を提言すること。
-  当社の企業の社会的責任ポリシーを適宜検討すること。

利害関係者委員会

組織再編成取引に基づき、利害関係者委員会の構成には変更が加えられた。組織再編成以前は、利害関係者委員会は2回の会議を行っており、2014年度に組織再編成取引が有効となった後も2回の会議が行われた。

利害関係者委員会は、現在、会長としてカマト氏、委員としてグプテ氏、チャンドラ氏及びジャラン氏により構成されている。

ムカルジー氏及びバジャージ氏は2014年4月1日付で利害関係者委員会の委員を辞任した。

カマト氏は、組織再編成取引の発効時から利害関係者委員会の会長となった。チャンドラ氏、ジャラン氏及びグプテ氏は2014年4月1日付で利害関係者委員会の委員に選任された。

当該委員会の4名の委員（全員が当社の取締役会の取締役である。）のうち、3名が独立取締役である。株主関係委員会の主要な職務及び責任は、株式登録機関及び名義書換代理人から受領した報告書を検討し、株主及び投資家からの苦情に対する迅速且つ効果的な解決を促進することである。

5【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（1）【コーポレート・ガバナンスの状況】

① 取締役の独立性

取締役会長が業務執行取締役である場合、取締役会の50.0%以上は独立取締役で構成されていなければならない。取締役会長が非業務執行取締役である場合、取締役会の3分の1以上は独立取締役で構成されていなければならない。ただし、非業務執行取締役会長が当社の発起人又は取締役会レベル若しくは取締役会の一つ下のレベルにおいて発起人若しくは経営陣との関係を有する場合、少なくとも取締役会の50.0%以上が独立取締役で構成されなければならない。上場契約第49条は、「独立取締役」を、(i)取締役の報酬を受け取っている点を除いて会社、その発起人、取締役、上級経営陣若しくは持株会社若しくは子会社又は関連会社との間に取締役の独立性に影響を与え得るその他の重要な資金関係又は取引関係を有さず、(ii)取締役会レベル又は取締役会の一つ下のレベルにおいて発起人又は経営陣との関係を有さず、(iii)直近3事業年度中にその会社の上級経営陣であったことがなく、(iv)その会社の法定監査法人若しくは内部監査法人又は法律事務所及びコンサルティング会社のパートナー又は上級経営陣ではなく、且つ直近3事業年度中にパートナー又は上級経営陣であったことがなく、(v)その会社の原材料供給者、サービス提供者、顧客、賃借人又は賃貸人ではなく、(vi)その会社の議決権のある株式の2.0%以上を所有する株主ではなく、且つ(vii)21歳以下ではない非業務執行取締役を意味するものと定義している。

2014年10月1日付をもって、上場契約に基づき以下が要求される。

当社の取締役会は、1名以上の女性取締役及び取締役会の50%以上が非業務執行取締役で構成されることにより、業務執行取締役及び非業務執行取締役の最適な組み合わせを有するものとする。

取締役会長が非業務執行取締役である場合、取締役会の3分の1以上が独立取締役で構成されていなければならない。当社が正規の非業務執行取締役会長を持たない場合は、取締役会の50%以上が独立取締役で構成されなければならない。ただし、正規の非業務執行取締役会長が当社の発起人又は取締役会レベル若しくは取締役会の一つ下のレベルにおいて発起人若しくは経営陣との関係を有する場合、少なくとも取締役会の50%以上が独立取締役で構成されるものとする。

上場契約第49条は、「独立取締役」を以下の非業務執行役として定義している。

- (a) 取締役会の意見において誠実な人物であり、関連する専門知識及び経験を有する者。
- (b) (i)過去及び現在において当社、当社の持株会社、子会社又は関連会社の発起人でない者であり、(ii)当社、当社の持株会社、子会社若しくは関連会社の発起人又は取締役との関係を有しない者。
- (c) 直近の2事業年度又は当事業年度中において、取締役報酬の受領以外で、当社、当社の持株会社、子会社若しくは関連会社又は当社の発起人若しくは取締役との間に金銭上の関係を有しない者。
- (d) 直近の2事業年度又は当事業年度中において、当社、当社の持株会社、子会社若しくは関連会社又は当社の発起人若しくは取締役との間に、総売上高若しくは総所得の2%以上又は5,000,000ルピー若しくはこれを上回る規定の金額のうち、いずれか低い金額に達する金銭上の関係又は取引を有する親族を有しない者。
- (e) 本人又はその親族が(i)任命されようとしている事業年度の直近3事業年度のいずれかの間に、当社、当社の持株会社、子会社若しくは関連会社において主要な管理職又は従業員であった者、(ii)任命されようとしている事業年度の直近3事業年度のいずれかの間に、(A)当社、当社の持株会社、子会社若しくは関連会社の監査法人、業務を行っている会社秘書役、原価監査人又は(B)当社、当社の持株会社、子会社若しくは関連会社と、その会社の総売上高の10%以上を上回る取引がある法律事務所又はコンサルティング会社の従業員又は経営者若しくはパートナーであった者、(iii)その親族と併せて当社の総議決権の2%以上を保有する者、(iv)非営利組織の最高責任者又は取締役(名称は問わない)であり、当社、当社の発起人、取締役、当社の持株会社、子会社若しくは関連会社からの収益のうち、25%以上を受領する者、又は当社の総議決権のうち2%以上を保有する者、(v)当社の材料供給者、サービス提供者、取引先、賃貸人又は賃借人である者。
- (f) 21歳以上の者。

② 監査委員会

上場契約は、監査委員会の職務に以下のものが含まれることを要求している。

- ・ 財務書類が正確、十分且つ信頼できることを確実にするため、会社の財務報告過程及び財務情報の開示を監督すること。

- ・ 取締役会に当社の監査人の選任及び解任を提案し、監査報酬を決定し、かかる監査人によって提供されたその他の役務に対する支払いを承認すること。
- ・ 経営陣とともに、取締役会への提出に先立って、主に取締役の責任声明に盛り込まれることが要求される事項、会計方針及び慣行の変更、経営陣の判断に基づく主要な会計項目、監査報告書草案の留保事項、監査による重要な調整、継続企業の前提、会計基準の遵守、財務書類に関する取引所及び法令の要求の遵守並びに関連当事者間取引を中心に年次報告書を検討すること。
- ・ 経営陣とともに、証券の発行により調達された資金の用途に関する書類、募集書類に記載された目的以外に使用される資金の申請書及び監視委員会機関により提出された報告書の検討、公募又は株式割当発行による手取金の用途の監視並びにかかる対応の着手に関し取締役に対して適切な提案を行うこと。
- ・ 経営陣とともに、法定監査人及び内部監査人の業績並びに内部統制システムの妥当性を評価すること。
- ・ 内部監査部門の体制、部門長たる役員の人事及び年功、報告体制の対象並びに内部監査の頻度を含む内部監査機能の妥当性を評価すること。
- ・ 内部監査人とともに重要な調査結果及びその追跡調査につき協議すること。
- ・ 不正若しくは不法行為の疑い又は内部統制システムの重大な不具合に関する内部監査人による内部調査の結果を検討し、その内容を取締役会に報告すること。
- ・ 監査が開始される前に監査の性質及び範囲を法定監査人と協議し、懸念事項を究明するために監査後の協議を実施すること。
- ・ 会社の四半期財務書類及び経営方針を検討すること。
- ・ 預金者、社債権者、（宣言された配当の不払いの場合）株主及び債権者に対する支払いの重大な不履行の原因を調査すること。
- ・ 内部告発体制の機能を検討すること。
- ・ 候補者の資格、経験及び経歴等の査定後、最高財務責任者（財務職能の肩書きを有しているか又はその職務を遂行している常勤財務取締役又はその他の者。）の任命を承認すること。
- ・ 経営陣による財政状態及び経営成績の考察及び分析を検討すること。
- ・ 経営陣により提出された、関連当事者間における重要な取引に関する報告を検討すること。
- ・ 法定監査人により発行された内部統制の脆弱性に関するマネージメントレターを検討すること。
- ・ 内部統制の脆弱性に関する内部監査報告書を検討すること。
- ・ 主席内部監査人の選任、解任及び報酬の条件を検討すること。

2014年10月1日付をもって、上場契約第49条に従い上記の役割に加えて監査委員会に以下の役割が追加される。

- ・ 監査人の独立性及び業績並びに監査過程の有効性を検討及び監視すること。
- ・ 当社の関係者との取引を承認又は修正すること。
- ・ 企業間での債務及び投資を精査すること。
- ・ 必要に応じて当社の事業価値及び資産価値を特定すること。
- ・ 内部財務管理及びリスク管理制度を評価すること。

上場契約第49条は、3名以上の構成員から成る適格且つ独立した監査委員会を設置することを要求している。構成員の3分の2以上は独立取締役でなければならず、監査委員会の委員長は独立取締役でなければならない。

上場契約は、また、監査委員会の全構成員が財務に明るく、構成員の1名以上が財務管理及び会計の専門知識を有することを要求している。

上記に掲げた監査委員会の職務に加えて、監査委員会は、その権限の範囲内のすべての活動につき調査する権限、従業員に情報提供を求める権限、法律的又はその他の専門的助言を得る権限、また、必要であるとみなされた場合に関連する専門知識を有する外部者の出席を確保する権限を有することが要求されている。

上場契約は、インドの上場会社が内部監査機能を有することを要求している。

上場契約第49条は、監査委員会の会議が最低でも年に4回開催されることを要求し、会議の間隔が4ヶ月を超えてはならないと規定している。

③ 報酬委員会

上場契約は、取締役会が報酬委員会を設立することができ、かかる委員会は3名以上の非業務執行独立取締役で構成され、委員会の会長は独立取締役でなければならないと規定している。

2014年10月1日付をもって、上場契約第49条に従い、当社は指名及び報酬委員会を設立するものとし、かかる委員会は3名以上の取締役で構成され、全員が非業務執行取締役であり、半数以上が独立取締役とする。当該委員会の会長は、独立取締役とする。

当該委員会の役割は、以下を含むものとする。

- (i) 取締役の資格、積極的な特質及び独立性を決定する基準を策定し、取締役の報酬、主要な管理職及びその他の従業員に関連する方針を取締役会に対して提言する。
- (ii) 独立取締役及び取締役会の評価基準を策定する。
- (iii) 取締役会の多様性についての方針を考案する。
- (iv) 定められた基準によれば、取締役の有資格者であり、上級経営陣に任命される可能性がある者を特定し、取締役会にその任命及び解任を提言する。当社は、報酬方針及び評価基準を当社の年次報告書において開示するものとする。

④ 指名／企業統治委員会

2013年会社法は、各上場会社が指名及び報酬委員会を設定することを義務付けており、かかる委員会は3名以上の非業務執行取締役で構成され、半数以上が独立取締役とする。かかる委員会は、上場契約第49条に従い、2014年10月1日付で義務付けられる。

さらに、上場契約第49条は、2014年10月1日付で当該委員会の役割に以下を含めることを義務付けている。

- (i) 取締役の資格、積極的な特質及び独立性を決定する基準を策定し、取締役の報酬、主要な管理職及びその他の従業員に関連する方針を取締役会に対して提言する。
- (ii) 独立取締役及び取締役会の評価基準を策定する。
- (iii) 取締役会の多様性についての方針を考案する。
- (iv) 定められた基準によれば、取締役の有資格者であり、上級経営陣に任命される可能性がある者を特定し、取締役会にその任命及び解任を提言する。当社は、報酬方針及び評価基準を当社の年次報告書において開示するものとする。

⑤ 株式報酬制度

2013年インド会社法第54条では、株主総会における特別決議によって発行が認められた場合、会社は、従業員又は取締役に対して既存の種類の株式を割引価額で又は金銭以外の対価で発行することができる。

また、1999年SEBIガイドライン（従業員ストックオプション制度及び従業員持株制度）（その後の改正を含む。）は、従業員ストックオプション又は持株制度の承認には株主総会の特別決議が必要であると規定している。

⑥ コーポレート・ガバナンス・ガイドライン

インドの上場会社のコーポレート・ガバナンスの要件は、インド全国証券取引所及びボンベイ証券取引所との間で締結される上場契約第49条に含まれている。

⑦ 行動規範及び倫理規定

上場契約第49条は、取締役会が上場会社のすべての取締役及び上級経営陣に対する行動規範を定めることを要求している。かかる行動規範は、会社のウェブサイトに掲載することが必要である。さらに、すべての取締役及び上級経営陣は、規範の遵守を毎年確認することを要求されており、会社の年次報告書にはその最高経営責任者によって署名された、かかる趣旨の宣言を含まなければならない。

上場契約第49条に従い、2014年10月1日付をもって

- ・ 行動規範は、2013年会社法の定めに従い、独立取締役の職務を適切に含むものとする。
- ・ 独立取締役は、当社が行う不作為又は作為の行為のうち、独立取締役が把握し、取締役会手続に起因し、独立取締役の同意又は黙認によるもの又は上場契約に含まれる規定に関し独立取締役が勤勉に行為しなかった行為に関してのみ、その責任を問われるものとする。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【外国監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	2013年		2014年	
	監査証明業務に 基づく報酬 (百万ルピー)	非監査業務に 基づく報酬 (百万ルピー)	監査証明業務に 基づく報酬 (百万ルピー)	非監査業務に 基づく報酬 (百万ルピー)
提出会社	78.2	5.3	67.8	7.0
連結子会社	104.8	23.1	97.2	21.1
計	182.9	28.4	165.0	28.2

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項なし。

③ 【外国監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

当社の報酬委員会は、監査の完了を待たずに監査委員会が承認する些細な業務を除き、当社に関連する監査業務の範囲及び費用並びに独立監査人が行う許容範囲内の非監査業務を検討し、事前に承認を行う。

④ 【監査報酬の決定方針】

前年度にデロイト・ハスキング・アンド・セルズが提供したすべての業務は、監査委員会による承認を受けた。

第6【経理の状況】

a. 本書記載のセサ・スターライト・リミテッド及び子会社（以下「当社」という。）の邦文の財務書類（以下「邦文の財務書類」という。）は、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）が公表した国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成された米国において開示された本書記載の2014年3月31日終了年度の原文の財務書類（以下「原文の財務書類」という。）の翻訳に、下記の円換算額を併記したものである。当社の財務書類の日本における開示については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第131条第2項の規定が適用されている。

邦文の財務書類には、財務諸表等規則に基づき、原文の財務書類中のインド・ルピー表示の金額のうち主要なものについて円換算額が併記されている。日本円への換算には、2014年8月1日の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値、1ルピー＝1.71円の為替レートが使用されている。

なお、財務諸表等規則に基づき、IFRSと日本との会計処理の原則及び手続並びに表示方法の主要な相違については、第6の「－4 IFRSと日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違」に記載されている。

円換算額及び第6の「－2 主な資産・負債及び収支の内容」から「－4 IFRSと日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違」までの事項は原文の財務書類には記載されておらず、当該事項における原文の財務書類への参照事項を除き、下記b.の監査証明に相当すると認められる証明の対象になっていない。

b. 原文の財務書類は、外国監査法人等（「公認会計士法」（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定されている外国監査法人等をいう。）であるデロイト・ハスキング・アンド・セルズ(インドにおける独立登録会計事務所)から、「金融商品取引法」（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項第1号に規定されている監査証明に相当すると認められる証明を受けている。その監査報告書の原文及び訳文は、本書に掲載されている。

1【財務書類】

スターライト・インダストリーズ（インディア）リミテッド及び子会社 連結損益計算書

(単位：百万ルピー。ただし、特に明記しない限り、株式数及び1株当たりの金額を除く。)

		3月31日終了年度						
	注記	2012年		2013年		2014年		2014年
		(百万ル ピー) (修正)	(百万円) (修正)	(百万ル ピー) (修正)	(百万円) (修正)	(百万ル ピー)	(百万円)	(百万ドル) (注記2)
収益	4	598,116	1,022,778	722,303	1,235,138	725,243	1,240,166	12,087.4
売上原価		(435,993)	(745,548)	(556,663)	(951,894)	(557,900)	(954,009)	(9,298.3)
総利益		162,123	277,230	165,640	283,244	167,343	286,157	2,789.1
その他の営業収益		2,252	3,851	3,791	6,483	4,541	7,765	75.7
販売費		(32,151)	(54,978)	(16,430)	(28,095)	(12,127)	(20,737)	(202.1)
一般管理費		(24,699)	(42,235)	(23,490)	(40,168)	(32,229)	(55,112)	(537.2)
営業利益		107,525	183,868	129,511	221,464	127,528	218,073	2,125.5
投資及びその他の収 益	5	23,583	40,327	34,931	59,732	42,165	72,102	702.8
金融及びその他の費 用	6	(46,323)	(79,212)	(54,716)	(93,564)	(72,821)	(124,524)	(1,213.7)
関連会社の連結（損 失）／利益に対する 持分		4,404	7,531	—	—	—	—	—
税引前利益		89,189	152,513	109,726	187,631	96,872	165,651	1,614.6
法人所得税費用	7	(7,710)	(13,184)	7,502	12,828	(34,646)	(59,245)	(577.4)
当期純利益		81,479	139,329	117,228	200,460	62,226	106,406	1,037.2
純利益の帰属：								
親会社の所有者		51,811	88,597	62,363	106,641	15,466	26,447	257.8
非支配持分		29,668	50,732	54,865	93,819	46,760	79,960	779.4
当期純利益		81,479	139,329	117,228	200,460	62,226	106,406	1,037.2
		(ルピー)	(円)	(ルピー)	(円)	(ルピー)	(円)	(ドル)
1株当たり利益	25							
基本的		17.47	29.87	21.03	35.96	5.22	8.93	0.1
希薄化後		17.47	29.87	21.03	35.96	5.22	8.93	0.1
1株当たり利益の算定 に使用される加重平均 株式数（株）								
基本的		2,965,004,871		2,965,004,871		2,965,004,871		2,965,004,871
希薄化後		2,965,004,871		2,965,004,871		2,965,004,871		2,965,004,871

添付の注記は当連結財務書類の不可欠の一部である。

当社の連結損益計算書は、費用を機能別に開示している。費用を性質別に開示した連結損益計算書は注記33(c)に示されている。

当社の2012年3月31日と2013年3月31日期の連結損益計算書は、共通支配取引による影響を反映させるため遡及修正されている（当財務諸表中、「修正」と記されている）。[注記 1、3（D）参照。]

スターライト・インダストリーズ（インディア）リミテッド及び子会社
連結包括利益計算書

(単位：百万ルピー。ただし、特に明記しない限り、株式数及び1株当たりの金額を除く。)

	3月31日終了年度						
	2012年		2013年		2014年		2014年
	(百万ル ピー) (修正)	(百万円) (修正)	(百万ル ピー) (修正)	(百万円) (修正)	(百万ル ピー)	(百万円)	(百万ドル) (注記2)
当期純利益	81,479	139,329	117,228	200,460	62,226	106,406	1,037.2
その他の包括(損失)／利 益、税引後：							
将来損益勘定に振替えら れる項目							
確定給付債務の再測定	(221)	(378)	(346)	(592)	(98)	(168)	(1.6)
将来損益勘定に振替えら れない項目							
国外事業の換算に係る 為替差額	223	381	24,184	41,355	44,250	75,668	737.5
売却可能金融投資に係 る(損失)／利得	(7,039)	(12,037)	(512)	(876)	(1)	(2)	—
キャッシュ・フロー・ ヘッジ*#	(4,968)	(8,495)	3,723	6,366	41	70	0.6
売却可能金融投資の損 益勘定への振替	8,240	14,090	(770)	(1,317)	(116)	(198)	(1.9)
当期その他の包括(損 失)／利益合計、税引後	(3,765)	(6,438)	26,279	44,937	44,076	75,370	734.6
包括利益合計	77,714	132,891	143,507	245,397	106,302	181,776	1,771.8
包括利益合計の帰属：							
親会社の所有者	51,356	87,819	69,757	119,284	27,582	47,165	459.8
非支配持分	26,358	45,072	73,750	126,113	78,720	134,611	1,312.0
	77,714	132,891	143,507	245,397	106,302	181,776	1,771.8

* その他の包括(損失)／利益の各構成要素に関連する税金に関しては注記7を参照。

その他の包括(損失)／利益から当期純利益に振替えられた金額に関しては注記33(a)を参照。

添付の注記は当連結財務書類の不可欠の一部である。

当社の2012年3月31日と2013年3月31日付けの連結包括利益計算書は、共通支配取引による影響を反映させるため遡及修正されている（当財務諸表中、「修正」と記されている）。[注記1、3（D）参照。]

スターライト・インダストリーズ（インディア）リミテッド及び子会社 連結財政状態計算書

(単位：百万ルピー。ただし、特に明記しない限り、株式数及び1株当たりの金額を除く。)

		3月31日終了年度						
注記		2012年		2013年		2014年		2014年
		(百万ル ピー) (修正)	(百万円) (修正)	(百万ル ピー) (修正)	(百万円) (修正)	(百万ル ピー)	(百万円)	(百万ドル) (注記2)
資産								
非流動資産								
有形固定資産	8a	1,112,888	1,903,038	1,124,501	1,922,897	1,114,511	1,905,814	18,575.2
探査及び評価資産	8b	514,521	879,831	547,131	935,594	617,570	1,056,045	10,292.9
その他の無形資産	8c	355	607	6,675	11,414	6,984	11,943	116.4
前払土地リース料		1,718	2,938	2,740	4,685	3,645	6,233	60.8
繰延税金資産	7	21,995	37,611	45,707	78,159	73,082	124,970	1,218.0
金融資産投資	11	10,124	17,312	112	192	111	190	1.9
デリバティブ金融資産		894	1,529	—	—	—	—	—
当期税金資産（長期）		11,989	20,501	23,404	40,021	22,616	38,673	376.9
その他の非流動資産	12	16,911	28,918	10,521	17,991	12,815	21,914	213.6
非流動資産合計		1,691,395	2,892,285	1,760,791	3,010,953	1,851,334	3,165,781	30,855.7
流動資産								
棚卸資産	13	70,929	121,289	95,831	163,871	92,788	158,667	1,546.5
当期税金資産		3,718	6,358	—	—	4,729	8,087	78.8
営業債権及びその他の 債権	14	100,737	172,260	131,527	224,911	96,415	164,870	1,606.9
金融資産投資	11	—	—	1,100	1,881	—	—	—
短期投資	15	270,692	462,883	408,171	697,972	518,015	885,806	8,633.6
デリバティブ金融資産	24	5,540	9,473	1,057	1,807	3,235	5,532	53.9
制限付現金及び現金同 等物	16	154	263	706	1,207	2,463	4,212	41.1
現金及び現金同等物	17	65,270	111,612	15,199	25,990	12,960	22,162	216.0
流動資産合計		517,040	884,138	653,591	1,117,641	730,605	1,249,335	12,176.8
売却目的保有資産		1,249	2,136	—	—	—	—	—
資産合計		2,209,684	3,778,560	2,414,382	4,128,593	2,581,939	4,415,116	43,032.5
負債								
流動負債								
短期借入債務	18	129,928	222,177	178,413	305,086	161,728	276,555	2,695.5
支払手形	19	47,560	81,328	79,486	135,921	90,718	155,128	1,512.0
営業債務及びその他の 債務	20	130,488	223,134	157,194	268,802	181,661	310,640	3,027.7
デリバティブ金融負債	24	1,057	1,807	2,398	4,101	7,550	12,911	125.8
退職給付債務		187	320	266	455	313	535	5.2
引当金	21	921	1,575	792	1,354	1,126	1,925	18.8
当期税金負債		1,527	2,611	5,417	9,263	6,278	10,735	104.6

流動負債合計		<u>311,668</u>	<u>532,952</u>	<u>423,966</u>	<u>724,982</u>	<u>449,374</u>	<u>768,430</u>	<u>7,489.6</u>
正味流動資産		<u>205,372</u>	<u>351,186</u>	<u>229,625</u>	<u>392,659</u>	<u>281,231</u>	<u>480,905</u>	<u>4,687.2</u>
非流動負債								
長期借入債務	18	546,704	934,864	523,038	894,395	547,375	936,011	9,122.9
繰延税金負債	7	268,099	458,449	252,166	431,204	289,869	495,676	4,831.2
退職給付債務	23	1,696	2,900	1,904	3,256	1,696	2,900	28.3
引当金	21	13,226	22,616	15,570	26,625	17,061	29,174	284.4
デリバティブ金融負債		754	1,289	1,289	2,204	1,645	2,813	27.4
その他の非流動負債	22	8,751	14,964	13,180	22,538	12,576	21,505	209.6
非流動負債合計		<u>839,230</u>	<u>1,435,083</u>	<u>807,147</u>	<u>1,380,221</u>	<u>870,222</u>	<u>1,488,080</u>	<u>14,503.8</u>
負債合計		<u>1,150,898</u>	<u>1,968,036</u>	<u>1,231,113</u>	<u>2,105,203</u>	<u>1,319,596</u>	<u>2,256,509</u>	<u>21,993.4</u>
純資産		<u>1,058,786</u>	<u>1,810,524</u>	<u>1,183,269</u>	<u>2,023,390</u>	<u>1,262,343</u>	<u>2,158,607</u>	<u>21,039.1</u>
資本								
資本金	26	2,965	5,070	2,965	5,070	2,965	5,070	49.4
資本剰余金		200,010	342,017	200,010	342,017	200,010	342,017	3,333.5
その他の資本項目		3,393	5,802	10,978	18,772	23,164	39,610	386.1
利益剰余金		<u>414,441</u>	<u>708,694</u>	<u>466,656</u>	<u>797,982</u>	<u>473,431</u>	<u>809,567</u>	<u>7,890.5</u>
親会社の所有者に帰属する持分		<u>620,809</u>	<u>1,061,583</u>	<u>680,609</u>	<u>1,163,841</u>	<u>699,570</u>	<u>1,196,265</u>	<u>11,659.5</u>
非支配持分		<u>437,977</u>	<u>748,941</u>	<u>502,660</u>	<u>859,549</u>	<u>562,773</u>	<u>962,342</u>	<u>9,379.6</u>
資本合計		<u>1,058,786</u>	<u>1,810,524</u>	<u>1,183,269</u>	<u>2,023,390</u>	<u>1,262,343</u>	<u>2,158,607</u>	<u>21,039.1</u>

添付の注記は当連結財務書類の不可欠の一部である。

当社の2012年3月31日と2013年3月31日時点の連結財政状態計算書は、共通支配取引による影響を反映させるため遡及修正されている（当財務諸表中、「修正」と記されている）。[注記1、3（D）を参照。]

スターライト・インダストリーズ（インディア）リミテッド及び子会社
連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万ルピー。ただし、特に明記しない限り、株式数及び1株当たりの金額を除く。)

	3月31日終了年度						
	2012年		2013年		2014年		2014年
	(百万ル ピー) (修正)	(百万円) (修正)	(百万ル ピー) (修正)	(百万円) (修正)	(百万ル ピー)	(百万円)	(百万ドル) (注記2)
営業活動によるキャッシュ・フロー							
当期純利益	81,479	139,329	117,228	200,460	62,226	106,406	1,037.2
当期純利益から営業活動による正味キャッシュ収入への調整：							
損益勘定に認識される法人所得税費用	7,710	13,184	(7,502)	(12,828)	34,646	59,245	577.4
減価償却費及び償却費	61,111	104,500	117,103	200,246	121,887	208,427	2,031.5
有形固定資産の減損	—	—	—	—	3,541	6,055	59.0
貸倒引当金繰入額	258	441	(8)	(14)	2,494	4,265	41.6
不成功探査に係る費用の損失処理	709	1,212	2,822	4,826	653	1,117	10.9
トレーディング目的保有金融資産に係る公正価値評価益	(10,552)	(18,044)	(14,935)	(25,539)	(24,647)	(42,146)	(410.8)
金融投資資産売却益	—	—	(770)	(1,317)	(116)	(198)	(1.9)
有形固定資産売却益、純額	92	157	(635)	(1,086)	327	559	5.5
関連会社の連結（利益）／損失に対する持分	(4,404)	(7,531)	—	—	—	—	—
為替差損／（益）、純額	10,426	17,828	25,482	43,574	19,512	33,366	325.2
転換権の公正価値評価益	(4,255)	(7,276)	(1,438)	(2,459)	(61)	(104)	(1.0)
受取利息及び受取配当金	(13,031)	(22,283)	(19,226)	(32,876)	(17,402)	(29,757)	(290.0)
支払利息	34,375	58,781	52,346	89,512	60,462	103,390	1,007.7
子会社連結により認識された損失	3,545	6,062	—	—	—	—	—
資産及び負債の変動：							
営業債権及びその他の債権の減少／（増加）	28,213	48,244	35,198	60,189	(8,841)	(15,118)	(147.3)
棚卸資産の減少／（増加）	2,184	3,735	(25,125)	(42,964)	3,402	5,817	56.7
その他の流動・非流動資産の（増加）／減少	(18,624)	(31,847)	3,877	6,630	9,710	16,604	161.8
営業債務及びその他の債務の（減少）／増加	(47,581)	(81,364)	7,223	12,351	(2,694)	(4,607)	(44.9)
その他の流動・非流動負債の増加／（減少）	(3,172)	(5,424)	(23,611)	(40,375)	(8,655)	(14,800)	(144.2)
短期投資からの収入	1,185,908	2,027,903	792,246	1,354,741	1,174,250	2,007,968	19,570.8

短期投資の購入	(1,101,536)	(1,883,627)	(858,117)	(1,467,380)	(1,294,912)	(2,214,300)	(21,581.9)
営業により生成されたキャッシュ	212,855	363,982	202,158	345,690	135,782	232,187	2,263.3
利息の支払額	(36,668)	(62,702)	(48,918)	(83,650)	(49,625)	(84,859)	(827.1)
利息の受取額	8,615	14,732	3,051	5,217	16,678	28,519	278.0
配当金の受取額	2,230	3,813	1,802	3,081	67	115	1.1
法人所得税の支払額	(32,968)	(56,375)	(60,983)	(104,281)	(46,703)	(79,862)	(778.4)
営業活動による正味キャッシュ収入	154,064	263,449	97,110	166,058	56,199	96,100	936.9
投資活動によるキャッシュ・フロー							
有形固定資産・無形資産の購入	(98,247)	(168,002)	(80,194)	(137,132)	(80,053)	(136,891)	(1,334.2)
有形固定資産の売却による収入	897	1,534	150	257	3,864	6,607	64.4
探査及び評価資産に係る支出	(2,998)	(5,127)	(5,127)	(8,767)	(15,256)	(26,088)	(254.3)
関連当事者に対する貸付金の返済	64	109	909	1,554	1,512	2,586	25.2
関連当事者に対する貸付金	(10,307)	(17,625)	(26,457)	(45,241)	(4,985)	(8,524)	(83.1)
短期預金からの収入	133,977	229,101	142,465	243,615	696,833	1,191,584	11,613.9
短期預金の購入	(111,929)	(191,399)	(193,032)	(330,085)	(653,889)	(1,118,150)	(10,898.1)
売却目的保有資産売却による収入	—	—	8,662	14,812	1,100	1,881	18.3
BMM事業の取得対価の返金による収入	436	746	—	—	—	—	—
投資の購入 ¹	(7,158)	(12,240)	—	—	—	—	—
子会社の取得（取得費用を含み、取得した現金を差し引いた純額） ²	(389,559)	(666,146)	—	—	—	—	—
制限付現金及び現金同等物の純変動	(115)	(197)	(552)	(944)	(1,757)	(3,004)	(29.3)
投資活動による正味キャッシュ支出	(484,939)	(829,246)	(153,176)	(261,931)	(52,631)	(89,999)	(877.2)
財務活動によるキャッシュ・フロー							
運転資金借入金による収入／（の返済）	15,526	26,549	(653)	(1,117)	(8,275)	(14,150)	(137.9)
支払手形による収入	181,821	310,914	208,765	356,988	207,344	354,558	3,455.7
支払手形の返済	(175,413)	(299,956)	(179,656)	(307,212)	(197,000)	(336,870)	(3,283.3)
その他の短期借入債務による収入	173,504	296,692	200,422	342,722	266,446	455,623	4,440.8
その他の短期借入債務の返済	(164,192)	(280,768)	(205,483)	(351,376)	(332,337)	(568,296)	(5,539.0)
長期借入債務による収入	228,279	390,357	52,084	89,064	153,323	262,182	2,555.3
長期借入債務の返済	(88)	(150)	(48,450)	(82,850)	(152,264)	(260,371)	(2,537.9)

関連当事者からの借入による収入	161,538	276,230	10,069	17,218	90,087	154,049	1,501.4
関連当事者からの借入の返済	(29,791)	(50,943)	(15,527)	(26,551)	(5,628)	(9,624)	(93.8)
子会社の非支配持分の取得	—	—	(1,835)	(3,138)	—	—	—
みなし配当の支払額 ¹	(616)	(1,053)	—	—	—	—	—
親会社の所有者に対する配当金の支払額(配当税を含む)	(13,383)	(22,885)	(9,557)	(16,342)	(8,785)	(15,022)	(146.4)
非支配持分に対する配当金の支払額(配当税を含む)	(4,338)	(7,418)	(8,915)	(15,245)	(18,271)	(31,243)	(304.5)
子会社の株式発行による収入	438	749	591	1,011	145	248	2.4
子会社の自己株券買付による支出（自己株券買付費用を含む）	—	—	—	—	(1,065)	(1,821)	(17.7)
erstwhile SIIL株式の取得 ³	(2,579)	(4,410)	—	—	—	—	—
財務活動による正味キャッシュ収入	370,706	633,907	1,855	3,172	(6,280)	(10,739)	(104.9)
現金及び現金同等物に係る為替レートの変動による影響額	1,045	1,787	4,140	7,079	473	809	7.9
現金及び現金同等物の純（減少）／増加	40,876	69,898	(50,071)	(85,621)	(2,239)	(3,829)	(37.3)
現金及び現金同等物の期首残高	24,394	41,714	65,270	111,612	15,199	25,990	253.3
現金及び現金同等物の期末残高 ⁴	65,270	111,612	15,199	25,990	12,960	22,162	216.0
現金を伴わない投資活動に係る補足開示：							
有形固定資産（探査及び評価資産を含む）の購入に係る支払債務	63,357	108,340	78,474	134,191	88,678	151,639	1,478.0

添付の注記は当連結財務書類の不可欠の一部である。

当社の2012年3月31日と2013年3月31日期の連結キャッシュ・フロー計算書は、共通支配取引による影響を反映させるため遡及修正されている（当財務諸表中、「修正」と記されている）。[注記1、3（D）を参照。]

1. 注記5（2）を参照。
2. （a）2012年度中の取得のための支払い額から成る。Cairn: 419,451百万ルピー、GEL: 470百万ルピー、WCL: 4,112百万ルピー。取得時にこれらの会社が保有していた現金及び現金同等物の総額は、34,484百万ルピーであった。
（b）「子会社の取得」は、流動資産104,597百万ルピー、非流動資産896,606百万ルピー、流動負債56,967百万ルピー、非流動資産243,333百万ルピーを含む。

3. MALCOが公開市場にて取得した、erstwhile SIILの株式。
4. 内訳に関しては注記17を参照。
5. 916.2百万米ドル（55,431百万ルピー）の複数関連当事者への貸付金が、別の関連当事者からの借入金にあてがわれたが、これは現金を伴わない取引として処理されている。

スターライト・インダストリーズ(インディア) リミテッド及び子会社
連結持分変動計算書

(単位：百万ルピー。ただし、特に明記しない限り、株式数及び1株当たりの金額を除く。)

	親会社の所有者に帰属する持分							非支配 持分	資本合計
	資本金	資本剰余金	国外事業の 換算	売却可能 金融投資	キャッシュ・ フロー・ヘッ ジ	利益剰余金	合計		
2011年4月1日現在残高 (修正)	2,965	200,010	1,625	246	1,807	377,555	584,208	109,703	693,911
取得時に認識された非支配 持分 ¹	—	—	—	—	—	—	—	304,973	304,973
当期純利益	—	—	—	—	—	51,811	51,811	29,668	81,479
国外事業の換算に係る為替 差額	—	—	3,491	—	—	—	3,491	(3,268)	223
売却可能金融投資の変動	—	—	—	(7,039)	—	—	(7,039)	—	(7,039)
連結損益計算書の調整	—	—	—	8,240	—	—	8,240	—	8,240
キャッシュ・フロー・ヘッ ジの公正価値の純変動、税 引後*#	—	—	—	—	(4,977)	—	(4,977)	9	(4,968)
確定給付債務の再測定	—	—	—	—	—	(170)	(170)	(51)	(221)
当期包括利益合計	—	—	3,491	1,201	(4,977)	51,641	51,356	26,358	77,714
みなし配当の支払額 (注記5を参照)	—	—	—	—	—	(616)	(616)	—	(616)
非支配持分の変動	—	—	—	—	—	(756)	(756)	1,281	525
支払配当金(配当税を含 む。)	—	—	—	—	—	(13,383)	(13,383)	(4,338)	(17,721)
2012年3月31日現在残高 (修正)	2,965	200,010	5,116	1,447	(3,170)	414,441	620,809	437,977	1,058,786
2012年4月1日現在残高 (修正)	2,965	200,010	5,116	1,447	(3,170)	414,441	620,809	437,977	1,058,786
当期純利益	—	—	—	—	—	62,363	62,363	54,865	117,228
国外事業の換算に係る為替 差額	—	—	5,310	—	—	—	5,310	18,874	24,184
売却可能金融投資の変動	—	—	—	(553)	—	—	(553)	41	(512)
連結損益計算書の調整	—	—	—	(770)	—	—	(770)	—	(770)
キャッシュ・フロー・ヘッ ジの公正価値の純変動、税 引後*#	—	—	—	—	3,632	—	3,632	91	3,723
確定給付債務の再測定	—	—	—	—	—	(225)	(225)	(121)	(346)
当期包括利益合計	—	—	5,310	(1,323)	3,632	62,138	69,757	73,750	143,507
有形固定資産の当初帳簿価 額への振替額に係る調整	—	—	—	—	(34)	—	(34)	(12)	(46)
非支配持分の変動	—	—	—	—	—	(366)	(366)	(140)	(506)
支払配当金(配当税を含 む。)	—	—	—	—	—	(9,557)	(9,557)	(8,915)	(18,472)

2013年3月31日現在残高 (修正)	2,965	200,010	10,426	124	428	466,656	680,609	502,660	1,183,269
2013年4月1日現在残高 (修正)	2,965	200,010	10,426	124	428	466,656	680,609	502,660	1,183,269
当期純利益	—	—	—	—	—	15,466	15,466	46,760	62,226
国外事業の換算に係る為替 差額	—	—	12,101	—	—	—	12,101	32,149	44,250
売却可能金融投資の変動	—	—	—	(1)	—	—	(1)	—	(1)
連結損益計算書の調整	—	—	—	(75)	—	—	(75)	(41)	(116)
確定給付債務の再測定	—	—	—	—	—	(70)	(70)	(28)	(98)
キャッシュ・フロー・ヘッ ジの公正価値の純変動、税 引後*#	—	—	—	—	161	—	161	(120)	41
当期包括利益合計	—	—	12,101	(76)	161	15,396	27,582	78,720	106,302
非支配持分の変動	—	—	—	—	—	164	164	(336)	(172)
支払配当金（配当税を含 む。）	—	—	—	—	—	(8,785)	(8,785)	(18,271)	(27,056)
2014年3月31日現在残高	2,965	200,010	22,527	48	589	473,431	699,570	562,773	1,262,343
2014年3月31日現在残高 (百万米ドル)	49.4	3,333.5	375.5	0.8	9.8	7,890.5	11,659.5	9,379.6	21,039.1

1 Cairn Indian Limited および Western Clusters Limitedの取得に関連する。

* その他の包括利益の各構成要素に係る税金に関しては注記7を参照。

その他の包括利益から損益計算書に振替えられた金額に関しては注記33(a)を参照。

当社の2012年3月31日と2013年3月31日日期の連結持分変動計算書は、共通支配取引による影響を反映させるため遡及修正されている（当財務諸表中、「修正」と記されている）。[注記1、3（D）を参照。]

(単位：百万円。ただし、特に明記しない限り、株式数及び1株当たりの金額を除く。)

	親会社の所有者に帰属する持分						非支配 持分	資本合計
	資本金	資本剰余 金	国外事業の 換算	売却可能 金融投資	キャッシュ・ フロー・ヘッ ジ	利益剰余金	合計	
2011年4月1日現在残高 (修正)	5,070	342,017	2,779	421	3,090	645,619	998,996	1,186,588
取得時に認識された非支 配持分 ¹	—	—	—	—	—	—	521,504	521,504
当期純利益	—	—	—	—	—	88,597	88,597	139,329
国外事業の換算に係る為 替差額	—	—	5,970	—	—	—	5,970	381
売却可能金融投資の変動	—	—	—	(12,037)	—	—	(12,037)	(12,037)
連結損益計算書の調整	—	—	—	14,090	—	—	14,090	14,090
キャッシュ・フロー・ ヘッジの公正価値の純変 動、税引後*#	—	—	—	—	(8,511)	—	(8,511)	(8,495)
確定給付債務の再測定	—	—	—	—	—	(291)	(291)	(378)
当期包括利益合計	—	—	5,970	2,054	(8,511)	88,306	87,819	132,891
みなし配当の支払額 (注記5を参照)	—	—	—	—	—	(1,053)	(1,053)	(1,053)
非支配持分の変動	—	—	—	—	—	(1,293)	(1,293)	898
支払配当金(配当税を含 む。)	—	—	—	—	—	(22,885)	(22,885)	(30,303)
2012年3月31日現在残高 (修正)	5,070	342,017	8,748	2,474	(5,421)	708,694	1,061,583	1,810,524
2012年4月1日現在残高 (修正)	5,070	342,017	8,748	2,474	(5,421)	708,694	1,061,583	1,810,524
当期純利益	—	—	—	—	—	106,641	106,641	200,460
国外事業の換算に係る為 替差額	—	—	9,080	—	—	—	9,080	41,355
売却可能金融投資の変動	—	—	—	(946)	—	—	(946)	(876)
連結損益計算書の調整	—	—	—	(1,317)	—	—	(1,317)	(1,317)
キャッシュ・フロー・ ヘッジの公正価値の純変 動、税引後*#	—	—	—	—	6,211	—	6,211	6,366
確定給付債務の再測定	—	—	—	—	—	(385)	(385)	(592)
当期包括利益合計	—	—	9,080	(2,262)	6,211	106,256	119,284	245,397
有形固定資産の当初帳簿 価額への振替額に係る調 整	—	—	—	—	(58)	—	(58)	(79)
非支配持分の変動	—	—	—	—	—	(626)	(626)	(865)
支払配当金(配当税を含 む。)	—	—	—	—	—	(16,342)	(16,342)	(31,587)
2013年3月31日現在残高 (修正)	5,070	342,017	17,828	212	732	797,982	1,163,841	2,023,390

2013年4月1日現在残高 (修正)	5,070	342,017	17,828	212	732	797,982	1,163,841	859,549	2,023,390
当期純利益	—	—	—	—	—	26,447	26,447	79,960	106,406
国外事業の換算に係る為 替差額	—	—	20,693	—	—	—	20,693	54,975	75,668
売却可能金融投資の変動	—	—	—	(2)	—	—	(2)	—	(2)
連結損益計算書の調整	—	—	—	(128)	—	—	(128)	(70)	(198)
確定給付債務の再測定	—	—	—	—	—	(120)	(120)	(48)	(168)
キャッシュ・フロー・ ヘッジの公正価値の純変 動、税引後**	—	—	—	—	275	—	275	(205)	70
当期包括利益合計	—	—	20,693	(130)	275	26,327	47,165	134,611	181,776
非支配持分の変動	—	—	—	—	—	280	280	(575)	(294)
支払配当金（配当税を含 む。）	—	—	—	—	—	(15,022)	(15,022)	(31,243)	(46,266)
2014年3月31日現在残高	5,070	342,017	38,521	82	1,007	809,567	1,196,265	962,342	2,158,607
2014年3月31日現在残高 (百万米ドル)	49.4	3,333.5	375.5	0.8	9.8	7,890.5	11,659.5	9,379.6	21,039.1

1 Cairn Indian Limited および Western Clusters Limitedの取得に関連する。

* その他の包括利益の各構成要素に係る税金に関しては注記7を参照。

その他の包括利益から損益計算書に振替えられた金額に関しては注記33(a)を参照。

当社の2012年3月31日と2013年3月31日期の連結持分変動計算書は、共通支配取引による影響を反映させるため遡及修正されている（当財務諸表中、「修正」と記されている）。[注記1、3（D）を参照。]

[次へ](#)

セサ・スターライト・リミテッド及び子会社 連結財務書類に対する注記

注記1. グループの概要

スターライト・インダストリーズ（インディア）リミテッド（Sterlite Industries (India) Limited）（以下「SIIL」という。）及びその連結子会社（以下、総称して「スターライト」という。）は、インド、オーストラリア、ナミビア、南アフリカ及びアイルランドにおいて主として非鉄金属及び採掘事業に従事していた。スターライトは、また、インドにおいて商用発電事業及び港湾運営事業にも従事している。SIILは、1975年9月8日に、インド共和国の法律に基づき設立され、登録事務所はタミルナドゥ州トゥティコリンにあった。SIILの株式はインドのナショナル証券取引所及びボンベイ証券取引所に上場されていた。2007年6月、SIILは、米国預託株式（以下「ADS」という。）（現在は1個が普通株式4株に相当する。）の新規公開を完了し、当該ADSをニューヨーク証券取引所に上場した。2009年7月、SIILはADS131,906,011個（1個が普通株式4株に相当し、ニューヨーク証券取引所に上場されている。）の追加発行を完了した。

セサ・スターライト・リミテッド（以下「SSL」又は「当社」という。）の設立を目的とする、セサ・ゴア・リミテッド（以下「セサ・ゴア」という。）、SIIL、ヴェダント・アルミニウム・リミテッド（以下「ヴェダント・アルミニウム」という。）、スターライト・エナジー・リミテッド（以下「スターライト・エナジー」という。）及びザ・マドラス・アルミニウム・カンパニー・リミテッド（以下「MALCO」という。）の合併及び組織再編並びにヴェダントが保有するケアン・インディア・リミテッドに対する持分のSSLへの譲渡

2012年2月25日、SIIL、セサ・ゴア、ヴェダント・アルミニウム、スターライト・エナジー及びMALCOの最終的な親会社であるヴェダント・リソーシズ（以下「ヴェダント」という。）は、被合併会社であるSSLの設立及びヴェダント内で保有する各子会社の統合を目的としたヴェダントの過半数所有子会社であるセサ・ゴア及びスターライトの株式併合並びに2つの取引（以下「合併及び組織再編スキーム」及び「ケアン・インディア・リミテッドの統合」を併せて「組織再編取引」という。）によるヴェダントの統合を達成し、ヴェダントの組織構造を簡略化した。組織再編取引は、2014年3月31日で終了する事業年度で実行され、統合後の企業の名称は、セサ・スターライト・リミテッドとなり、2013年9月18日以降有効となった。

セサ・ゴアは、1934年証券取引法規則12g-3(f)（その後の改正を含む。「証券取引法」）で要求される通知書を証券取引委員会（以下「SEC」という。）に提出した。これにより、セサ・ゴアが証券取引法のもと、スターライト・インダストリー（インディア）リミテッド（以下「スターライト」という。）の後任発行人となった。また、額面価額1ルピーのセサ・ゴアの株式（以下「セサ・ゴア株式」という。）は、米国において、米国預託株式（以下「ADS」という。）の形式で、取引されることとなった。ADS1個はセサ・ゴア株式4株（以下、「セサ・ゴアADS」という。）と等価である。そして当該ADSは、証券取引法規則12g-3(a)の適用により証券取引法第12条(b)に基づく登録がされたとみなされた。

合併及び組織再編スキーム

合併及び組織再編スキームは、2013年7月25日にマドラスの高等裁判所で、2013年4月3日にゴアのボンベイ司法の高等裁判所で認可された。合併及び組織再編スキームは、2013年8月に効力を生じた。

合併及び組織再編スキームは以下のとおりである。

i. SIILは、セサ・ゴア（セサ・スターライト・リミテッドに改名）に統合され、SIILの株主（MALCOを除く。）に対し、5株につき3株の割合でセサ・ゴアの株式を発行し、1,944,874,125株のセサ・ゴア株式をSIILの株主に発行した。SIILのADSの保有者は、スターライトの発行済ADS 5個につき、セサ・ゴアのADS 3個を受領する。発行済転換社債は、同等の権利義務を有するセサ・ゴアの転換社債となる。

ii. MALCOの電力事業は、1,500百万ルピーの現金を対価として、ヴェダント・アルミニウムに売却された。

iii. MALCOは、MALCOの株主に対し、10株につき7株の割合でセサ・ゴアの株式を発行し、78,724,989株のセサ・ゴア株式をMALCOの株主に発行することにより、セサ・ゴアに統合されたため、結果的にSIILにおけるMALCOの保有が解除された。

iv. スターライト・エナジーは、無対価でセサ・ゴアに統合された。

v. ヴェダント・アルミニウムのアルミニウム事業は、ヴェダント・アルミニウムから分離され、無対価でセサ・ゴアに統合された。ヴェダント・アルミニウムという社名は、2013年10月24日付でマルコ・エナジー・リミテッドに変更された。

vi. 別途、同時期に行われたインド法及びモーリシャス法に基づく統合により、モーリシャスの法人であり、ヴェダントの完全子会社であるエカテリーナ・リミテッド（ヴェダント・アルミニウムの70.5%の持分を有している。）は、合併比率1対25の割合でセサ・ゴア株式をエカテリーナ・リミテッドに交付し、結果としてセサ・ゴア株式72,304,334株を発行することにより、セサ・ゴアに統合された。SIILは残りの29.5%のヴェダント・アルミニウム持分を保有している。この並行合併スキームが効力を生じれば、ヴェダント・アルミニウムは、SSLの完全子会社となる。

被合併会社の社名は2013年9月18日付をもってセサ・スターライト・リミテッドに変更された。SSLはインドのゴア州パンジムに登録事務所をもつ。

セサ・スターライト・リミテッド株式は、ボンベイ証券取引所及びインド全国証券取引所に上場している。SSLを形成するためのセサ・ゴアによるSIILの吸収合併に関連して、SSLは、ADSファシリティーを設定し、かかるADSは現在ニューヨーク証券取引所に上場している。

ケアン・インド・リミテッドの統合

2012年2月25日にセサ・ゴア及びヴェダント・リソーシズ・ホールディングス・リミテッド（以下「VRHL」という。）の完全子会社であるブルーム・ファウンテン・リミテッド（以下、「BFL」という。）との間に締結された株式譲渡契約に従い、BFLは、トゥウィンスター・エナジー・ホールディングス・リミテッド（以下「TEHL」という。）を当事者相互合意による実行日において額面对価1米ドルの現金で取得することにより、ケアン・インド・リミテッドの38.68%の株式に関連する債務5,998百万米ドルと合わせて取得した。実行日は2013年8月26日に決定された。結果として、TEHL、トゥウィンスター・モーリシャス・ホールディングス・リミテッド及びケアン・インド・リミテッド（その子会社をすべて含む）（以下「ケアン」という。）は、セサ・ゴアの子会社となった。

電力資産の取得

2013年8月19日にヴェダント・アルミニウムとSSLとの間で締結された事業譲渡契約により、ジャルスグダに所在する1,215メガワットの火力発電施設及びランジガルに所在する300メガワットの熱電併給設備（90メガワットが運転中、210メガワットが開発中）から成る電力事業をSSLが28,929百万ルピーの対価にて買収した。

組織再編取引の会計処理

スターライト・エナジーの完全子会社であるSIIL、ヴェダント・アルミニウム、セサ・ゴア、MALCO及びケアンは、すべて最終的な持株会社であるヴェダントの子会社である。よって、この組織再編取引全体は、共通支配下企業結合取引に該当する。注記3（D）に記載されている会計方針により、結合企業のセサ・スターライトの財務書類は、合併ベースであたかも取引が以前の報告期間（又は共通支配下に入った日とのいずれか遅い方）に生じたかのように遡及的に修正再表示している。したがって、2012年3月31日及び2013年3月31日で終了する財務情報は、この組織再編取引が実行されたように調整されている。ケアンの財務書類は、ヴェダントの取得日である2011年12月8日から連結されている。

組織再編取引に関する遡及開示が報告日現在の連結財務状態計算書上報告されている情報に重要な影響を及ぼすため、2012年4月1日現在の追加連結財務状態計算書が表示されている。

事業の概要

一連の組織再編取引の効力発生後、セサ・スターライト・リミテッド及びその連結子会社（総称して、「当グループ」又は「セサ・スターライト」という。）は、鉱物、石油及びガスの探査、採取、加工に従事する多角的天然資源企業となった。当グループは、亜鉛、鉛、銀、銅、アルミニウム、鉄鉱石、石油及びガス並びに商業用電力を探査、生産及び販売しており、インド、南アフリカ、ナミビア、アイルランド、オーストラリア、リベリア及びスリランカに拠点を有している。また当グループは、インドで商業用発電事業及び港湾運営事業を行っている。

SSLは、英国で設立されロンドン証券取引所に上場されている公開会社ヴェダントの完全子会社であるツイン・スター・ホールディングス・リミテッド（以下、「ツイン・スター」という。）、フィンシダー・インターナショナル・カンパニー・リミテッド（以下「フィンシダー」という。）、ウェストグローブ・リミテッド（以下「ウェストグローブ」という。）、及びウェルター・トレーディング・リミテッド（以下「ウェルター」という。）の過半数所有子会社である。2014年3月31日現在、ツイン・スター、フィンシダー、ウェストグローブ、ウェルターは、それぞれSSLの持分の42.0%、13.5%、1.5%、1.3%を保有している。

当グループの亜鉛事業（インド）は、2014年3月31日現在当グループが持分の64.9%を所有しているヒンダスタン・ジンク・リミテッド（以下「HZL」という。）により所有・運営されている。HZLの事業には、インド北西部ラジャスタン州における5つの鉛・亜鉛鉱山、4つの亜鉛精錬所、2つの鉛精錬所、1つの鉛・亜鉛精錬所、7つの硫酸工場、1つの銀の精製所及び6つの自家発電所、並びにハリドワールの1つの亜鉛溶解工場・ casting工場、及びパントナガールの1つの銀の精錬所、1つの亜鉛溶解工場・ casting工場、1つの鉛溶解・ casting工場が含まれている。アンドラ・プラデシュ州のヴィシャカパトナム施設の事業（1つの亜鉛精錬所及び1つの硫酸工場から成る）は、2012年度の最終四半期から一時中断となり、当期中に廃止となった。

当グループの亜鉛事業（インターナショナル）は、THLジンク・ナミビア・ホールディングス（プロプライエタリ）リミテッド（以下「スコーピオン」という。）を通じて運営されるナミビアのスコーピオン鉱山及び精製所、ヴェダント・リシオン・ファイナンス・リミテッド（以下「リシオン」という。）を通じて運営されるアイルランドのリシオン鉱山、並びにブラック・マウンテン鉱山及び南アフリカの探査段階のガンズベルグ鉱山プロジェクトを資産に含むブラック・マウンテン・マイニング（プロプライエタリ）リミテッド（以下「BMM」という。）から成る。2014年3月31日現在、当グループはスコーピオンの100%の持分、BMMの74%の持分、リシオンの100%の持分を有している。

当グループの石油及びガス事業は、ケアン・インディア・リミテッド（以下「ケアン」という。）により所有、運営されており、当グループは、石油及びガスの探査、開発、生産に従事している。2014年3月31日現在当グループがケアンの持分の58.8%を保有している。ケアンは9箇所に分散された資産を所有しており、1つはインドのラジャスタン州、2つはインドの西海岸、4つはインドの東海岸、1つはスリランカ、1つは南アフリカにある。

当グループの鉄鉱石事業は、SSL及びSSLの完全子会社であるセサ・リソーシズ・リミテッドにより完全所有され、鉄鉱石、銑鉄及び冶金コークスの探査、採取、加工並びに発電から成る。採掘作業は、インドのゴア州に所在するコドリ・グループ及びソンシ・グループの鉱山とカルナータカ州に所在するナレイン鉱山にて実施されている。冶金コークス及び銑鉄の工場はインドのゴア州にある。また、鉄鉱石事業は自社使用のためインドのゴア州に発電所を所有している。また、当社の鉄鉱石事業には、鉄資産を保有するリベリアのウェスタン・クラスター・リミテッド（以下「WCL」という。）も含まれ、同社は当グループの完全子会社である。WCLの資産には、ウェスタン・クラスターに対する開発権や西アフリカにおける鉄鉱石の供託金が含まれる。

当グループの銅事業は、SSLにより所有され運営される。カッパー・マインズ・オブ・タスマニア・ピーティーワイ・リミテッド(以下「CMT」という。)及びフジャイラ・ゴールド・FZCにより所有され運営され、主に受注精錬事業の1つであり、インド南部のトゥティコリンにおける銅精錬所、精製所、リン酸工場、硫酸工場、伸銅製品工場及び2つの自家発電所、並びにインド西部のシルバッサにおける精製所及び2つの伸銅製品工場を含んでいる。さらに、当グループは子会社のCMT（同社は、銅精錬必要量のうち少量を提供している。）を通じてオーストラリアのタスマニアにおけるマウントライエル銅山、UAEのフジャイラ・ゴールド・FZCにおける貴金属精製所及び銅製ロッド工場を所有し運営している。マウントライエル銅山の運営は泥流事故により2014年1月に一時中断された。事業年度終了後、マウントライエル銅山の運営は2014年6月の落石事故後の2014年7月9日より、修繕中である。

当グループのアルミニウム事業は、2014年3月31日現在SSL及び持分の51.0%を所有しているバーラト・アルミニウム・カンパニー・リミテッド(以下「BALCO」という。)により所有・運営されている。SSLのアルミニウム事業には、ランジガルの精錬所及び90メガワットの自家発電所並びにジャルスグダの精錬所及び1,215メガワットの自家発電所（共にインドのオリッサ州に所在する）が含まれる。また、SSLのアルミニウム事業では、ジャルスグダにて1.25百万トンの精錬所の設立準備を進めており、ランジガルの精錬所の拡大プロジェクトは現在保留状態である。BALCOの事業には、インド中央部における2つのボーキサイト鉱山、2つの発電所（このうち1つは自家消費電力の生産に使用されている。）及び精製・精錬・加工設備が含まれている。

当グループの電力事業は、インドにおいて発電事業に従事しているSSL及びSSLの完全子会社であるタルワンディ・サボ・パワー・リミテッド(以下「TSPL」という。)により所有・運営されている。SSLの電力事業はインド東部のオリッサ州ジャルスグダにおける2,400メガワット（それぞれ600メガワットが4つ）の石炭火力発電所を含み、600メガワットの4つ全ての発電所は現在操業中である。TSPLは1,980メガワット（それぞれ660メガワットが3つ）の石炭火力発電所の建設のためパンジャブ州パワー・コーポレーション・リミテッド（以下「PSPCL」という。 ）との電力購入契約に署名した。TSPLは、発電所を建設中の開発段階にある企業である。電力事業には、HZLから委託された274メガワットの風力発電所及び年間生産能力100,000tpaのアルミ精錬所を閉鎖する以前は、自家消費として使用されていたコルバにおけるBALCOの270メガワットの発電所並びにインド南部タミールナド州メター・ダムにあるマルコ・エナジー・リミテッド（以下「MEL」という。 ）の106.5メガワットの発電所が含まれる。

当グループのその他の事業には、当グループが74%を保有するビザグ・ジェネラル・カーゴ・バース・プライベート・リミテッド（以下「VGCB」という。 ）が含まれている。ビザグの港湾プロジェクトには、インド東海岸のヴィシャカパトナム港における石炭搬出入施設の機械化及び外港の石炭搬出入用一般貨物停泊所の改修が含まれている。VGCBは、2013年度の第4四半期に操業を開始した。

当グループの連結財務書類は2014年8月15日にSSLの取締役会で発行が承認された。

注記2．財務書類の作成の基礎

作成の基礎

当連結財務書類は、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）が公表した国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成されている。

当連結財務書類は、以下に記載された会計方針に従って作成されており、これらの会計方針は、特に明記しない限りすべての表示年度に首尾一貫して適用されている。

測定の基礎

当連結財務書類は、下記会計方針に記載されているとおり、各報告期間末の公正価値で再測定されているデリバティブ金融商品、短期投資、売却可能金融投資を除き、取得原価主義及び発生主義に基づいて作成されている。

新基準及び改訂基準の適用

当グループは、2013年4月1日から有効となる下記の新規及び改訂された基準並びに解釈指針を適用している。本適用による財務書類上の報告金額への重要な影響はない。

下記の新会計基準及び改訂が、当期中に有効となった。

IAS第1号：その他の包括利益の表示（改訂）

IAS第1号に対する本改訂により、その他の包括利益は（a）将来期間に連結損益計算書に組替調整される項目、（b）特定条件の下、将来期間に組替調整されない項目の2つに分類し、追加開示が求められる。その他の包括利益の項目に係る法人所得税は同基準で按分する必要がある。本改訂は遡及的に適用され、その他の包括利益の表示項目に影響するが、当グループの財務成績への影響はない。

IAS第19号（2011年改訂）：従業員給付

IAS第19号（2011年改訂）従業員給付は、確定給付制度及び退職給付の会計処理への改訂を行っている。これによると、確定給付制度から生じるすべての数理計算上の差異は、ただちにその他の包括利益として認識し、連結損益計算書上認識されている制度資産の期待収益は、確定給付債務の割引に用いられた率を基礎として算出される。この処理は、当グループの数理計算上の差異をすべて連結損益計算書に計上するという従前の会計方針と異なる。したがって、当グループは、確定給付制度から発生したすべての数理計算上の差異をその他の包括利益として認識した。また、当グループは制度資産の期待収益を確定給付債務に適用した割引率で算出した。本改訂には短期及び長期従業員給付の定義及び解雇給付の要件の改訂も含まれている。

当グループは本基準を移行措置に従い遡及適用している。IAS第19号（2011年改訂）の適用による連結財務書類への重要な影響はない。

IFRIC第20号：露天掘り鉱山の生産フェーズにおける剥土費用

IFRIC第20号は、露天掘り鉱山の生産フェーズの廃棄物の除去（剥土）の関連費用の会計処理について規定している。剥土活動による便益が当期中に実現する場合、剥土費用は棚卸資産の取得原価として会計処理される。当該便益が将来の鉱体へのアクセスを改善する場合、特定の要件を満たせば当該費用は非流動資産として認識される。当初認識後生産が開始されると、剥土活動資産は、剥土活動の結果としてアクセスが容易になった鉱体の識別された構成部分の予想耐用年数にわたって、規則的（生産高比例法）に償却される。

IFRIC第20号の規定に従い、当グループは表示された1番早い会計年度開始以降に発生した生産フェーズの剥土費用に対して本解釈指針を適用し、過年度に認識された剥土資産残高で剥土活動に係る鉱体の識別された構成部分が残存しているものを現存資産の一部として再分類した。IFRIC第20号適用の結果、剥土費用を損益計算書に認識していた当グループの既存の会計方針は、当初認識時における生産剥土費用の資産計上及び生産高比例法による減価償却という2点について主要な変更が行われた。IFRIC第20号適用により、剥土費用の資産計上、減価償却費、及び売上原価と棚卸資産の事後調整が増加する結果となった。

IFRIC第20号はHZLのランプラ・アグーチャ鉱山及びSSLのゴアの鉄鉱石採掘における生産剥土の会計処理に影響を与えている。IFRIC第20号適用による調整により、2012年3月31日、2013年3月31日、2014年3月31日に終了した事業年度で、剥土資産がそれぞれ314百万ルピー、939百万ルピー、792百万ルピー（13.2百万米ドル）、対応する税引後利益がそれぞれ206百万ルピー、563百万ルピー、540百万ルピー（9.0百万米ドル）増加している。

IFRS第7号：金融資産と金融負債の相殺に関連する開示

IFRS第7号は、マスターネットティング契約や類似の契約に基づいて相殺される資産及び負債に関連する追加開示を要求している。当グループではマスターネットティング契約は存在しないため、IFRS第7号の改訂による、財務書類への影響はない。

IFRS第10号：連結財務書類

IFRS第10号は、投資先の性質によらず支配を基礎とした連結財務書類の作成及び表示のための単一原則を提供している。投資者は、投資先に対しパワーを有し、あるいは投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を有し、かつ、投資先に対するパワーを通じて当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合には、投資先を支配している。本定義は、IAS第27号（個別財務諸表）及びSIC第12号（連結-特別目的事業体）に示されていた支配及び連結に関するガイダンスを置き換えている。当グループの財務書類へIFRS第10号適用の影響はない。

IFRS第11号：共同支配の取決め

IFRS第11号（共同支配の取決め）は、IAS第31号（ジョイント・ベンチャーに対する持分）及びSIC第13号（共同支配企業—共同支配投資企業による非貨幣性資産の拠出）に置き換わるものであり、共同支配の取決めに関する投資を、当事者の権利及び義務に基づいて、共同支配企業又は共同支配事業のいずれかに分類することを要求している。共同支配企業に該当する場合、取決めの共同支配を共有する当事者は、純資産に対する権利を有しており、当該取決めに基づく持分に対し、持分法を適用しなければならない。共同支配事業に該当する場合、当事者は取決めに関する資産に対する権利及び負債に対する義務を有しており、権利・義務を有する資産・負債・収益・費用に対して共同で保有あるいは発生する項目の持分も含め、IFRSに従って会計処理しなければならない。この基準は、共同支配企業を比例連結により会計処理する選択肢を取り除き、代わりにIFRS第11号に基づき共同支配企業の定義を満たす共同支配の取決めに対して、持分法を用いて会計処理することを要求している。当グループの財務書類へIFRS第11号適用の影響はない。

IFRS第12号：他の企業への関与の開示

IFRS第12号は、子会社、共同支配の取決め及び関連会社又は非連結の組成された企業に対する関与に適用される。IFRS第12号は、企業に対して、財務書類の利用者が他の企業への関与の性質や関連するリスクを評価できるような情報を開示することを要求している。これらの開示は、2014年3月31日に終了した事業年度に関する財務書類の注記10に記載されている。

IFRS第13号：公正価値測定

IFRS第13号は、特定の状況下を除き、公正価値測定が他の基準により要求又は許可される場合に、金融商品及び非金融項目双方に対する公正価値測定の単一のフレームワークを規定する。

IFRS第13号は、財務報告目的における公正価値を、現在の市況下での測定時における主要な（あるいは最も有利な）市場において、資産の売却によって受取るであろう価格又は負債の移転のために支払うであろう価格と新たに定義している。IFRS第13号における公正価値は、当該価格が直接的に観察可能であるかその他の評価手法を用いて見積もられたのかに関わらず、出口価格である。

また、IFRS第13号は、公正価値測定に関する特定の開示を要求している。これらの開示は、IFRS第7号（金融商品：開示）を含むその他の基準における既存の開示要請の一部を拡大するものである。IFRS第13号の適用は、当グループにより実施されている公正価値測定に重要な影響を与えていない。IFRS第13号適用の結果、財務書類への追加開示を行った。影響及び開示については2014年3月31日に終了した事業年度における財務書類の注記24に記載されている。

継続企業

当連結財務書類は継続企業ベースの会計に従って作成されている。

便宜上の換算

当連結財務書類は、当社の機能通貨及び表示通貨であるインド・ルピーで表示されている。読者の便宜のため、2014年3月31日現在及び同日に終了した年度の連結財務書類は、ニューヨーク連邦準備銀行が関税目的で認定しているインド・ルピーの電信為替のニューヨーク・シティにおける2014年3月31日正午現在の買相場1米ドル＝60.00ルピーで米ドル（以下「\$」という。）に換算されている。この換算は、インド・ルピーの金額が、米ドルの金額を示すものではなく、当該レート又はその他のレートで米ドルに転換された、転換できた、又は転換できることを示すものでもない。

注記3．重要な会計方針

A. 連結の基礎

子会社：

当連結財務書類は、SSL及び同社が支配する事業体である同社のすべての子会社を含んでいる。当グループが投資先に対してパワーを有し、あるいは投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を有し、かつ投資先に対するパワーを通じて当該リターンに影響力を及ぼす能力を有している場合には、投資先を支配していると根拠づけられる。関連性のある活動（投資先のリターンに重要な影響を及ぼす活動）を指図する能力を与える既存の権利を有している場合、投資先に対してパワーを有していると考えられる。

子会社の財務書類は親会社と同じ報告年度で作成される。必要に応じ、当グループの会計方針に子会社の会計方針を整合させるための調整を行っている。

非完全子会社に関する会計年度中の利益及び純資産に対する持分の一部は、連結損益計算書、連結包括利益計算書、及び連結財政状態計算書で示される非支配持分に帰属する。

子会社持分の追加取得について、支配に変動がない場合、当グループは取得価額と現金支払額（取引費用を含む）との差額をもって各子会社の非支配持分の減額を利益剰余金で認識する。さらに、支配持分が希薄化する場合、売却又は子会社株式の上場による現金受領額と非支配持分の増加との差額で利益剰余金に認識する。当事業年度中に行われた子会社の取得または売却の結果は、取得の効力が生じる日から、もしくは売却の効力が生じる日まで連結損益計算書に含めている。

連結会社間残高及び取引高、並びに連結会社間取引から生じるすべての未実現損益は、連結財務書類の作成過程において相殺消去される。未実現損失は、取得原価が回収不能である場合を除き、相殺消去される。

共同支配の取決め

共同支配の取決めとは、複数の当事者が共同事業又は共同企業に対して共同支配を有する取決めである。共同支配は、取決めに対する支配の共有が契約により合意された場合に検討され、関連性のある活動に関する意思決定を行う際に支配を有する当事者の全員一致を必要とする場合にのみ存在する。共同事業とは、取決めに対する共同支配を有する当事者が当該取決めに関する資産に対する権利及び負債に対する義務を有している共同支配の取決めである。共同支配企業とは、取決めに対する共同支配を有する当事者が当該取決めの純資産に対する権利を有している共同支配の取決めである。

当グループは石油及びガスセグメント内に共同支配事業を有し、石油及びガスの探査及び生産活動に使用される資産を共同支配している法人格を有さない複数の共同支配事業に参画している。当グループは持分を有する共同支配事業の資産、負債、収益及び支出に対する持分を貸借対照表及び損益計算書の適切な科目で会計処理している。

B. 関連会社に対する投資

関連会社に対する投資は、持分法を適用し会計処理される。関連会社とは、当グループが経営及び財務の方針に対し重要な影響力を行使する立場にある事業体をいう。関連会社の取得から生じたのれんは、関連会社に対する投資の帳簿価額に含められる。

関連会社に対する投資は当初は当グループの取得原価で計上され、その後の期間において、帳簿価額は、関連会社の連結純損益、関連会社の純資産のその他の変動に対する当グループの持分を反映させるよう調整され、減損損失が存在する場合にはさらにこれを調整する。関連会社が損失を計上しており、損失の当グループ持分割合が、当該関連会社に対する当グループ持分を超えるような損失が発生する場合を除き、連結損益計算書及び連結包括利益計算書には関連会社の経営成績に対する当グループの持分が含まれている。普通株式に対する当グループの投資額を超えて持分法で認識される損失は、優先順（すなわち清算時の優先順位）の逆の劣後順に関連会社に対する当グループの純投資を構成する当グループ持分の他のコンポーネントに充当される。

追加損失は、当グループが法的又は推定的債務を負担した、又は関連会社の代わりに支払を行った範囲までのみ生じる。

関連会社との取引から生じた未実現利益は、当グループの関連会社に対する投資の範囲内で、投資と相殺消去される。未実現損失は、譲渡資産に減損の兆候がない範囲内でのみ、未実現利益と同様に相殺消去される。

C. 収益認識

収益は、売上割引、数量リベート、出荷売上税、物品税及びその他の間接税控除後の、受取又は未収対価の公正価値で測定される。売上収益は、物品の所有に伴う重要なリスク及び経済価値がすべて顧客に移転され、当該物品が運送業者に対し引き渡された時点で認識される。副産物の販売収益は、収益に含まれる。

当グループの一定の販売契約は、契約書に規定のとおり、出荷時点のロンドン金属取引所（以下「LME」という。）の価格に基づいた暫定的な価格決定法を定めている。最終的な価格決定は、将来の特定の期間の適用可能な価格に基づく。当グループの暫定価格による売上高は、契約書で定められた将来期間に関連する先渡価格を用いて時価評価され、収益において調整される。

石油、ガス及び凝縮液の販売収益は、直接権利付与ベースで認識されている当社の石油、ガス及び凝縮液の生産と、合意に基づく設備及びパイプラインの第三者使用により受領する関税収益を表している。

電力販売収益は、配電された時点で認識され、購入者との二者間の契約で合意された料率により、又は規制当局によって公示された関連する料金規定の下で定められた方式に基づき設定された料率により測定される。

当グループが港湾運営者として業務を実施する場合、サービス委譲契約の各工事契約に関する収益及び費用は、回収可能である発生費用を限度として各契約期間にわたり認識される。港湾契約の運営段階に関する収益及び費用は、提供したサービスの対価として受領もしくは受領しうる対価の公正価値で測定される。

サービス提供による収益は、役務の提供に基づいて認識される。

受取配当金は、配当を受領する権利が確定した時点で認識される。受取利息は、実効金利法を適用し認識される。

D. 企業結合

取得は、パーチェス法に基づき会計処理されている。IFRS第3号に基づく認識の条件を満たす取得企業の識別可能資産、負債及び偶発負債は、取得日現在の公正価値で認識されている。

取得対価及び取得日における非支配持分が、取得した識別可能な資産及び引き受けた負債の取得日における公正価値を超過する額をのれんとして認識する。取得から生じたのれんは、毎年減損のレビューが行われる。識別可能資産及び負債の公正価値が取得原価を超える場合、当該超過額は取得した期間の連結損益計算書に利益として計上される。取得後最初の財務書類の承認日までに公正価値の決定を完了できない場合には、公正価値が暫定的に算定され、当該暫定的な公正価値に対して要求される修正が取得日から12ヶ月以内に完了される。

当グループは、もし知っていた場合には取得日においての認識額の測定に影響を与えたであろう、取得日において存在していた事実及び状況について新たに得た情報を反映するため、取得日に認識された暫定的な公正価値の金額について修正を行う。当社は、測定期間の修正が取得日に遡って当初から記録されたかのように連結財務諸表に遡及的に測定期間の修正を適用する。

被取得企業のすべての非支配持分は公正価値で又は被取得企業の識別可能な純資産に対する非支配持分の比例的持分として測定される。この会計処理の選択は取引別に行われる。

IFRS第3号に従って、取得関連費用は連結損益計算書に費用計上されている。

共通支配下の取引

共通支配下にある事業体もしくは事業が関与する企業結合とは、全ての結合企業又は結合事業が、最終的に企業結合の前後で同じ当事者、もしくは当事者達により支配され、その支配が一時的なものではない企業結合である。共通支配下にある事業体間の取引はIFRS第3号の適用範囲外であり、IFRSで当該取引に対応する正式文書はない。従って、当グループは持分プーリング法と同様の方法で結合前の帳簿価額で会計処理する会計方針を採用している。被取得企業の資産及び負債は、特定の法人所得税や遡及的に認識された税効果部分を除いて、最終的な親会社の連結財務諸表で計上されている帳簿価額で計上される。被取得企業の資本の項目は、株式資本及び取得企業の帳簿における投資が消去され、差額が生じた場合には、期初の利益剰余金で調整されることを除き、資本における同じ項目に加えられる。被取得企業に対する対価として発行された当社の株式は、被取得企業が、当該財務諸表に含まれた日から認識される。共通支配下の結合企業の財

務書類は、あたかも取引が以前の開示報告期間の期首に生じたように遡及的に結合している。しかしながら、過年度の比較情報は、事業体が、共通支配下であった期間のみ調整している。

E.(a)有形固定資産

(i). 鉱業資産及びリース資産：鉱業資産の取得原価（鉱業資産及び鉱業権の取得並びに開発に係る費用を含む。）は、発生年度において「鉱業資産」の科目で有形固定資産に計上される。

鉱業資産による商業生産が実行可能と判断された場合（すなわち、当グループが鉱業資産がリスク相応の十分な便益を継続できると判断し、鉱業開発を進めると決定した場合）には、土地、建物、設備及び備品等を除く生産開始前のすべての主要な開発に要した支出は、当該鉱業資産による商業生産が可能となるまで、鉱業資産の取得原価の一部として資産計上される。資産計上された鉱業資産は、当該時点から、各資産又は資産グループの見積残存商業用埋蔵量の合計に基づき生産高比例法により償却され、減損レビューの対象となる。

探査及び評価資産は取得原価で認識され、上記のとおり商業生産の基準を満たす必要がある。また、年次での減損テストが要求され、減損の兆候がある場合は、より高頻度で減損テストを行うことが求められる。

剥土費用は、露天掘りの生産段階で生じ、当期の剥土費用が鉱床の期間にわたる平均剥土費用を超えるまで繰り延べられる。それらの費用が将来期間の鉱床へのアクセスの改善という便益を提供し、一定の要件を満たす場合、資産として認識される。剥土費用の便益が当期中に認識される場合、剥土費用は棚卸資産の取得原価として会計処理される。

繰り延べられた剥土費用は、有形固定資産における鉱業権に含められ、鉱業権の一部として表示される。当初認識後、剥土活動資産は規則的な方法（生産高比例法）により、剥土活動の結果アクセスが改善された特定の鉱床の構成要素の見積耐用年数に渡り償却される。

鉱業資産が廃棄される場合は、当該資産に関連して資産計上された累積費用は当該期間に費用処理される。

商業用埋蔵量は確認推定埋蔵量である。生産高の計算に影響を及ぼす商業用埋蔵量の変動は、修正残存埋蔵量に基づき将来に向かって処理される。

(ii). 石油及びガス資産－開発/生産に関する資産

石油及びガス資産については、成功努力法に従っている。地域の法的探査権を獲得する以前に発生した費用は、連結損益計算書に直ちに費用計上される。

炭化水素の生産について技術的な実行可能性及び商業的な発展が立証された後に発生した費用は、すべて有形固定資産－開発/生産に関する資産に各フィールド毎に資産計上される。その後の支出は、開発/生産に関する資産が経済的便益を増加させるか、現存の開発/生産に関する資産を部分的に取替える場合にのみ資産計上する。部分取替に関係する残存費用はすべて費用計上される。

開発/生産資産の処分による純収入は、以前資産計上された費用から控除される。開発/生産に関する資産の処分による損益は、純収入が当該資産の資産計上された費用の純額に相当する部分を超えるあるいは下回る分が連結損益計算書に計上される。

(iii). その他の有形固定資産

有形固定資産の当初取得原価は、購入価額（輸入関税及び還付されない取得税を含む。）、並びに資産を意図した用途で稼働可能な状態及び設置に至るまでの直接付随費用から構成される。当初取得原価には、当該項目の解体及び除去費用、並びに敷地の原状回復費用の当初見積額も含まれる。修繕維持費のような、有形固定資産が事業の用に供された後に発生する費用は、通常、費用が発生した期間に連結損益計算書に計上される。大規模な点検及び修繕に要する支出は資産計上される。

(iv). 建設中の資産

建設中の資産は、資産の部の建設仮勘定に計上される。経営者が意図した方法で資産が稼働可能となった時点で、建設に要した原価は有形固定資産の適切な区分に振り替えられる。資産の試運転に係る費用は、試運転期間が終了し当該資産が意図した用途に準備が整うまで資産計上される。

(v).減価償却

開発又は建設中の鉱業資産及びその他の資産、並びに所有権のある土地は減価償却されない。

・ 鉱業資産：

「有形固定資産－鉱業資産」に記載のように、商業生産が開始された時点で、資産化された鉱業資産の取得原価が償却される。

・ 石油及びガス資産：

各現場で負担しているすべての支出は、生産開始時より年度中の石油及びガス資産の生産量の年度終了時の生産量商業用埋蔵量の見積額に年度中の生産量を加算した額に対する割合で、通常各フィールド毎に又は共通インフラに依存するフィールド・グループ毎に生産高比例法により償却される。

商業用埋蔵量は、地質学的、地球物理学的、及び工学的なデータで現在の貯留層から将来的な一定程度の実現可能性を立証でき、商業生産が可能とみなされる原油、天然ガス及び液化天然ガスの推定量により定められた立証され実現可能性のある石油及びガスの埋蔵量である。

生産高比例法で用いられる費用は、資産計上された費用の帳簿価額（純額）と商業用埋蔵量へのアクセスに必要な現場の見積将来開発費用から成る。見積商業用埋蔵量及び将来の現場開発費用の変動は、見込みで計上される。

・ その他の資産：

その他の建物、工場及び設備、事務用器具備品及び車両運搬具は、減価償却累計額及び減損引当金控除後の取得原価で表示される。意図した用途に資産の準備が出来た時点で減価償却が開始される。

減価償却は、各資産の見積残存価額控除後の取得原価を、以下の見積耐用年数にわたり定額法に基づき算定された割合で償却するよう行われる。

建物：

-事業用	17-30年
-管理用	5-58年
工場及び設備	3-21年
事務用器具備品	3-20年
車両運搬具	2-11年

大規模点検及び修繕に係る費用は、当該費用から得られる経済的便益の見積年数にわたって減価償却される。次の修繕が経済的便益の以前の見積年数よりも早期に行われることになった場合には、過年度分の修繕費の残存帳簿価額は、連結損益計算書に費用計上される。

当グループは、資産の残存価額及び耐用年数を少なくとも各事業年度末においてレビューし、以前の見積りと予想が異なる場合には、当該変動額は会計上の見積りの変更として会計処理している。

(b) 探査及び評価資産

探掘権又は法的探査権の取得後に発生した探査及び評価に関する支出は、探査及び評価資産（無形資産）として資産計上され、減損控除後の取得原価で表示される。探査及び評価に関する資産は、技術的可能性及び経済的実行可能性が確定した時点で有形固定資産に振替えられる。探査及び評価資産は減損評価され、損失が発生する場合は振替前に認識される。探掘権又は法的探査権の取得前に発生した探査及び評価に関する支出は、発生時に費用計上される。

ライセンスの取得のために発生した支出は、当初は各ライセンス毎に資産計上される。費用は、ライセンス地域の探査段階が完了するか、商業用埋蔵量が発見されたときまで、探査及び評価資産として計上され、償却は保留される。

石油及びガスの探査目標を決定する過程で発生する探査費用は、「探査及び評価資産」（無形資産）に資産計上され、その後掘削活動に配分される。探査掘削費用は、成功時まであるいは鉱泉が設置されるまで各鉱泉毎に当初資産計上される。各探査活動の成否は各鉱泉毎に判断される。

鉱泉の探査の成功評価を受けて、商業的な鉱床が設置され、採取の技術的な実行可能性が立証された場合、関連する資産計上された探査費用は、減損テストの後、有形固定資産一開発/生産に関する資産の1つのコストセンターに振替えられる。探査掘削の結果、炭化水素の存在が認められても、最終的に商業的な成長が期待できない場合、関連費用はすべて連結損益計算書に費用計上される。

探査資産の処分による純収入は、以前資産計上された費用から控除される。余剰収入は、連結損益計算書の貸方に計上される。

(c) その他の無形資産

サービス委譲契約から生じる無形資産は、当社がサービス利用者に請求する契約上の権利を有している場合には、プロジェクトが完了した時点で無形資産として会計処理され、当該建設サービスの原価で測定される。これらの資産はライセンス期間にわたって定額法で償却される。

F. 売却目的で保有する非流動資産

非流動資産及び処分グループは、その帳簿価額が継続的使用ではなく売却取引により回収される場合には、売却目的保有に分類される。当該条件は、売却の可能性が非常に高く、当該資産（又は処分グループ）が現況で直ちに売却可能である場合にのみ、充足されたとみなされる。経営者は、当該分類の日から1年以内に売却完了の認識要件を満たすことを確約することが必要となる。

売却目的保有に分類された非流動資産及び処分グループは、減価償却されず、帳簿価額と公正価値（売却費用控除後）のいずれか低い方で測定される。このような資産及び処分グループは、連結財政状態計算書上区分表示される。

G. 金融商品

(i). デリバティブ以外の金融資産

当グループは、貸付金及び債権並びに預金をその開始日に当初認識する。その他のすべての金融資産は、当グループが当該商品の契約条項の当事者となる取引日に当初認識される。

当グループは、資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は金融資産の所有に係るほとんどすべてのリスク及び経済価値を移転する取引において当該金融資産に係る契約上のキャッシュ・フローを受け取る権利を譲渡した場合に、金融資産を認識中止する。

金融資産及び金融負債は、当グループが当該金額を相殺する法的権利を有しており、かつ、純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図がある場合に（かつ、この場合にのみ）、相殺され、その純額が連結財政状態計算書に表示される。

当グループは以下のデリバティブ以外の金融資産、すなわち金融資産投資、短期投資、現金及び現金同等物、貸付金及び債権を有している。

(a) 金融資産投資

金融資産投資は、売却可能金融資産に分類され、公正価値に金融資産投資の取得に直接帰属する取引費用を加えた額で計上され、その後の報告日において公正価値に再測定される。

金融資産投資に係る未実現利得及び損失は、連結包括利益計算書に直接認識される。当該投資を処分又は減損した場合には、その他の包括利益に計上されていた利得及び損失は、連結損益計算書に組み替えられる。

市場価格がなく、かつ、公正価値を信頼性をもって測定できない相場のない資本性金融商品に対する投資は、取得原価で測定される。持分投資は、1年以内に売却が予定されていない限り、非流動資産に計上される。

(b) 短期投資

短期投資は、短期の市場性ある有価証券及び当初満期が3ヶ月以上のその他の銀行預金を表している。

短期の市場性ある有価証券は、トレーディング目的保有として分類され、当初は公正価値で認識され、再測定時に認識される利得又は損失は連結損益計算書に認識される。

(c)現金及び現金同等物

連結財政状態計算書の現金及び現金同等物は、銀行預金及び手元現金並びに満期が取得日から3ヶ月以内で引き出し及び使用に制限のない短期預金から構成される。

(d)貸付金及び債権

営業債権、貸付金及びその他の債権で、活発な市場での相場価格がない固定又は決定可能な支払額を有するものは、「貸付金及び債権」として分類される。営業債権は、貸倒見積高に対する適切な引当金を控除後の取引価額で表示される。

貸付金及びその他の債権は、実効金利法を使用した償却原価で測定され、減損があれば控除される。受取利息は、実効金利（EIR）法を適用して認識される。

(ii)デリバティブ以外の金融負債

当グループは、発行した債務証券をその開始日に当初認識する。その他のすべての金融負債は、当グループが当該商品の契約条項の当事者となる取引日に当初認識される。

当グループは、契約上の債務が免責、取消し又は失効となった時に金融負債を認識中止する。

金融資産及び負債は、当グループが当該金額を相殺する法的権利を有しており、かつ、純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図がある場合にのみ相殺され、その純額が連結財政状態計算書に表示される。

当グループは以下のデリバティブ以外の金融負債、すなわち借入債務、外貨建転換社債、営業債務及びその他の債務を有している。

(a)借入債務

利付借入金及び借入債務は当初、受取金額で計上される。当初認識後、利付借入金及び借入債務は実効金利法を使用した償却原価で測定される。

償却原価は金融費用（実効金利の不可分の一部である決済又は償還時の支払プレミアム及び直接発行費用を含む。）を考慮して計算される。実効金利法による償却は連結損益計算書の金融費用に含まれる。未償却部分は、債務の帳簿価額に分類される。

(b)外貨建転換社債

外貨建で発行された転換社債は、保有者の選択により、発行条件に従って当社普通株式に転換可能である。固定金額の現金と固定数の株式との交換により決済されない転換権は、負債部分と区分してデリバティブとして会計処理され、当初、公正価値で会計処理される。負債部分は、社債の公正価値と転換権の公正価値との差額で当初認識される。社債の発行に直接起因する費用は、負債部分及び転換権（直ちに費用計上される。）に、それぞれの当初帳簿金額に比例して配分される。

当初認識後、負債部分は実効金利法を使用して償却原価で測定される。転換権はその後、各報告日現在の公正価値で測定され、公正価値の変動は連結損益計算書に認識される。転換権は関連する負債とともに表示される。

(c).営業債務及びその他の債務

営業債務及びその他の債務は、公正価値である取引費用で認識され、その後償却原価で測定される。

(iii).デリバティブ金融商品

為替、金利及びコモディティ価格のリスクに対するエクスポージャーのヘッジを目的として、当グループは、先渡、オプション、スワップ契約及びその他のデリバティブ金融商品を締結している。当グループは、投機目的のデリバティブ金融商品は保有していない。

デリバティブ金融商品は、当初はデリバティブ取引日現在の公正価値で測定され、その後財政状態計算書日現在の公正価値で再測定される。

公正価値ヘッジに指定された適格デリバティブの公正価値の変動は、ヘッジ対象リスクに起因するヘッジ対象資産又は負債の公正価値の変動と共に、直ちに純損益に認識される。ヘッジ会計は、当グループがヘッジ関係を取り消した場合、ヘッジ手段又はヘッジ対象が失効、売却、終了、もしくは行使された場合、又はヘッジ会計の要件をもはや満たさなくなった場合に中止される。

キャッシュ・フロー・ヘッジに指定された適格デリバティブの公正価値の変動の有効部分は、連結包括利益計算書に計上される。非有効部分に係る利得又は損失は、連結損益計算書に直接認識される。以前に連結包括利益計算書に認識された累積利得又は損失は、予定取引が生じるまでは引き続き連結包括利益計算書に据え置かれる。ヘッジ対象が非金融資産である場合には、連結包括利益計算書に認識されていた金額は、当該資産が認識された時点で資産の帳簿価額に振り替えられる。その他の場合には、連結包括利益計算書に認識されていた金額は、ヘッジ対象が純損益に影響を与えるのと同じの期間に、連結損益計算書に振り替えられる。ヘッジ手段が失効、売却、終了、もしくは行使された場合、又はヘッジ会計の要件をもはや満たさなくなった場合には、ヘッジ会計は中止される。ヘッジ対象取引がもはや発生しないと見込まれる場合には、連結包括利益計算書に認識されていた累積利得又は損失の純額は連結損益計算書に振り替えられる。

外貨への純投資のヘッジとして指定された適格デリバティブ商品については、それが有効である範囲まで海外事業に係る換算差損益の一部として利得又は損失は連結包括利益計算書にて報告される。純投資ヘッジの非有効部分は、変化した期間に当期のその他の利益/費用として認識される。純投資ヘッジの下では、累計利得又は損失は、ヘッジ手段が失効、売却、終了、もしくは行使された場合、又はヘッジ会計の要件をもはや満たさなくなった場合、又は当グループがヘッジ関係の指定を取り消した場合、連結包括利益計算書に残る。累積利得及び損失は、海外事業への純投資が処分される時に処分損益の一部として連結損益計算書に認識される。

ヘッジ会計の要件を満たさないデリバティブ金融商品は、財政状態計算書日現在で時価評価され、利得又は損失は連結損益計算書に直接認識される。

他の金融商品又は他の主契約に組み込まれたデリバティブは、そのリスク及び特性が主契約のリスク及び特性と密接に関連しておらず、かつ、当該主契約が公正価値で計上されておらず未実現損益が連結損益計算書に計上されない場合には、別個のデリバティブとして処理される。

H. 資本性金融商品

資本性金融商品は、事業体のすべての負債を控除した後の資産に対する残余持分を証する契約である。当社が発行した資本性金融商品は、直接発行費用控除後の受取金額で計上される。

I. 借入費用

建設中の適格な設備投資プロジェクトに係る取得、建設、又は操業に直接関連する借入費用は、資産化され、当該資産が実質的に意図した用途に準備が整う（すなわち、商業生産が可能となる）まで、建設中のプロジェクト原価に加算される。サービス委譲契約の建設段階に関連する借入費用は、無形資産の取得原価の一部として資産計上されている。プロジェクトの資金調達のために特定の借入が行われる場合には、資産化される金額は、実際に発生した借入費用を表している。プロジェクトの資金調達のために行われた特定の借入資金から余剰資金が利用可能な場合には、当該短期投資から得られた利益についても資産化され、資産化された借入費用から減額される。プロジェクトの資金調達のために、一般借入債務の一部から資金が使用される場合には、資産化される金額は、関連する当グループの一般借入債務に適用される当該期間中の加重平均レートを用いて算出される。

その他のすべての借入費用は、発生した期間に連結損益計算書に認識される。

J. 減損

金融資産

金融資産は、各報告日現在において、減損が生じている客観的な証拠が存在するか否か判断され評価される。1つ又は複数の事象が資産の見積将来キャッシュ・フローにマイナスの影響を与えていることを示す客観的な証拠が存在する場合には、金融資産は減損しているとみなされる。

償却原価で測定される金融資産に係る減損損失は、帳簿価額と、当初の実効金利で割り引かれた見積将来キャッシュ・フローの現在価値との差額として算定される。売却可能金融資産に係る減損損失は、当該公正価値を参照することにより算定される。

重要性の高い金融資産は、個別に減損テストが行われる。その他の金融資産は、類似の信用リスク特性を有するグループ単位で集合的に判定される。すべての減損損失は、連結損益計算書に認識される。以前に連結包括利益計算書に認識されていた売却可能金融資産に係る累積損失は、減損の認識時に連結損益計算書に振り替えられる。減損損失の戻入は、当該戻入が減損損失認識後に生じた事象に客観的に関連付けられる場合に行われる。償却原価で測定される金融資産及び負債証券である売却可能金融資産については、当該戻入は連結損益計算書に認識される。持分証券である売却可能金融資産に係る公正価値の変動は、連結包括利益計算書に直接認識される。

営業債権及びその他の債権に対する引当金勘定は、減損損失を計上するために使用される。ただし、未収額が回収不能であると当グループが確信している場合はこの限りでなく、その時点で、当該未収額は回収不能とみなされ、当該金融資産から直接減額される。

非金融資産

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当グループの非金融資産の帳簿価額は、各報告日現在において、減損の兆候の有無に関して判断するためのレビューが行われる。何らかの減損の兆候が存在する場合には、当該資産の回収可能価額の見積りが行われる。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と公正価値（売却費用控除後）のいずれか大きい方である。使用価値の算定にあたり、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクに係る現在の市場評価を反映した税引前割引率を用いて、現在価値に割り引かれる。資産は、減損テスト目的で、他の資産又は資産グループのキャッシュ・イン・フローからおおむね独立したキャッシュ・イン・フローを当該資産の継続的使用により生成する最小の資産グループにまとめられる（以下「資金生成単位」という。）。

資産又は資金生成単位の帳簿価額が見積回収可能価額を上回る場合には、減損損失が認識される。

減損損失は、連結損益計算書に認識される。過去の期間において認識された減損損失は、当該損失が減少又はもはや存在しないという兆候があるか否かについて各報告日現在で評価される。回収可能価額の算定に用いられた見積りに変動が生じた場合には、減損損失の戻入が行われる。減損損失の戻入は、資産の帳簿価額が減損損失を認識していなかった場合に算定されたであろう帳簿価額（減価償却又は償却控除後）を超えない範囲でのみ行われる。

K. 政府補助金

政府補助金は、当グループが政府補助金に付帯する条件を満たし、かつ、補助金が交付されるという合理的な保証が得られるまでは認識されない。有形固定資産に関連する政府補助金は、繰延収益として処理され、対象となった資産の見積耐用年数にわたって連結損益計算書に計上される。その他の補助金は、関連する支出が発生した期間に連結損益計算書に収益として計上される。

L. 棚卸資産

棚卸資産（重要でない副産物及び作業屑を除く。仕掛品を含む。）は、取得原価及び正味実現可能価額（陳腐化引当金控除後）のうちいずれか低い方で計上される。取得原価は、以下に基づいて算定される。

- ・ 購入した銅精鉱は、先入先出法（以下「FIFO」という。）による原価で計上される。貯蔵品及び予備部品を含むその他すべての原材料は、加重平均法で評価される。
- ・ 完成品は、原材料費に加工費（労務費及び正常生産能力に基づく製造間接費のうち帰属可能な部分から構成される）を加えた額で評価され、FIFOにより在庫から払い出される。

重要でない副産物及び作業屑は、正味実現可能価額で評価される。

正味実現可能価額は、見積販売価格から完成及び処分までに発生すると見込まれる費用を控除した額に基づき算定される。

M.税金

税金費用は、当期税金及び繰延税金の合計を表している。

当期税金は、報告日までに施行されている又は実質的に施行されている税率及び税法を適用し算定された支払（又は還付）予定額であり、当該金額には過年度の未払税金に対する修正も含まれている。

繰延税金は、以下を例外として、報告日現在の資産及び負債の税務基準額と財務報告目的上の帳簿価額との一時差異のすべてについて、貸借対照表法を用いて算定される。

- ・ 一時差異の解消時期をコントロール可能で、かつ、当該一時差異が予測可能な期間内に解消しない可能性が高い場合における、子会社の過去の利益に関する将来の送金に課される未払税金。
- ・ 税務目的上減算できないのれんに対して、もしくは企業結合以外の取引で、かつ、取引時点で会計上の利益又は課税所得（又は欠損金）のいずれにも影響を与えない取引に係る資産又は負債の当初認識に対しては、繰延法人所得税は認識されない。
- ・ 繰延税金資産は、回収可能性の方が高い（more likely than not）範囲に限り認識される。

繰延税金資産及び負債は、報告日現在施行されている又は実質的に施行されている税率（又は税法）を前提に、資産が実現又は負債が決済される年度に適用が見込まれる税率で測定される。その他の包括利益に直接認識されている項目に関連する税金は、連結損益計算書ではなく、連結包括利益計算書において認識される。

繰延税金資産の帳簿価額は、各報告日現在においてレビューされ、繰延税金資産の全部又は一部の回収を可能とするだけの十分な課税所得が得られる可能性が高くなった範囲まで修正される。

繰延税金資産及び負債が同一の税務当局により課された法人所得税に関連するものであり、かつ、関連する納税企業体が当期の税金資産及び負債を純額で決済することを意図している場合に、当該繰延税金資産及び負債は相殺される。

N.退職給付制度

当グループは、多くの確定給付及び確定拠出年金制度を運営し又はこれらに加入しており、当該制度の年金資産（積立分）は、独立して管理されている基金において保有されている。確定給付年金制度に関して、当該制度に基づく給付費用は、毎年期末時点で独立の年金数理人により予測単位積増方式を用いて制度ごとに年金数理的評価計算により決定される。

数理計算上の差異はすべてその他の包括利益において認識され、損益にはリサイクリングされない。確定拠出制度に関して、連結損益計算書の年金費用及びその他の退職後給付に費用計上される金額は、当該年度において拠出すべき掛金の額である。

純利息は期首の正味確定給付債務又は資産に対し割引率を適用して算出される。確定給付費用は当期勤務費用、過去勤務費用、支払利息又は受取利息の純額、及び再測定、並びに縮小又は決済にかかる損益に分かれる。当期勤務費用、過去勤務費用、純利息/収益は売上原価、一般管理費及び販売費用に認識される。

O.株式報酬

当社は、未決済の株式報酬を有していない。ヴェダントは、長期インセンティブ制度（以下「LTIP」という。）に従い、当社及びその子会社の従業員及び取締役に対し、特定の株式に基づくインセンティブを提供している。ヴェダントは、各グループ会社から比例分担費用（付与されたオプションの付与日現在の公正価値に基づき算定される。）を回収している。当該費用は、各社の連結損益計算書に費用計上される。

ケアの従業員の一部は、報酬の一部を株式取引の形態で受領しており、株式又は株式にかかる権利（以下「株式決済型取引」という。）と交換でサービスを提供する。従業員の株式決済型取引の費用は付与日の公正価値で測定され、権利確定期間に渡って認識される。

P.負債性及び費用性引当金

引当金は、金額又は時期が不確実な当グループの負債を表している。当グループが過去の事象の結果として現在の債務（法的又は推定的債務）を有しており、当該債務を決済するために資源の流出（信頼性をもって見積り可能）を要求される可能性が高い場合、引当金が認識される。貨幣の時間的価値の影響に重要性がある場合、引当金は、貨幣の時間的価値及び（必要に応じ）当該負債に固有のリスクに係る現在の市場評価

を反映した適切な税引前割引率を用いて、見積将来キャッシュ・フローを正味現在価値に割引くことにより算定される。割引の振戻しは、連結損益計算書上金融費用として認識される。引当金は、各報告日現在においてレビューされ、現在の最善の見積りを反映するよう修正される。

Q. 原状回復、復旧及び環境費用

原状回復、復旧及び環境費用を負担する義務は、鉱山又は油田の開発もしくは継続的な採掘により環境侵害が引き起こされた場合に生じる。各プロジェクトの開始時に、当該費用を負担する義務が生じ次第、当該費用（正味現在価値に割引）は引き当てられ、対応する金額が資産計上される。当該費用は、当該資産の減価償却及び当該引当金に係る割引の振戻しを通じて、操業期間にわたり損益計算書に費用計上される。当該費用の見積りは定期的にレビューされ、費用の見積り又は操業期間に影響を与える可能性のある明らかとなった進展を反映するよう修正される。関連資産の取得原価は、費用の見積りの更新、操業期間の変更、新たな侵害、及び割引率の見直しを原因とする引当金の変動に応じて修正される。当該資産の修正原価は、関連する資産の耐用年数にわたり、将来に向かって減価償却される。割引の振戻しは、連結損益計算書上金融及びその他の費用として表示される。

継続的な採掘により生じるその後の敷地の損害に係る原状回復のために要する費用は、採掘の進行に従い連結損益計算書に費用計上される。敷地の原状回復費用の重要性が低いことが予測される場合には、発生時に費用処理される。

R. 外貨換算

当グループに属する各事業体の機能通貨は、各事業体が営業活動を行う主たる経済環境の通貨として決定される。すべての主要な事業子会社に関しては、各子会社が営業活動を行う国の現地通貨が機能通貨となっている。

各グループ企業の財務書類において、機能通貨以外の通貨で行われた取引は、取引日現在の実勢為替レートで機能通貨に換算される。その他の通貨建ての貨幣性資産及び負債は、報告日現在の実勢為替レートで機能通貨に換算される。取得原価又は公正価値で測定されているその他の通貨建ての非貨幣性資産及び負債は、当該価値が算定された日の実勢為替レートで換算されている。すべての為替差額は連結損益計算書に含まれる。ただし、指定された予定売上高に関する通貨リスクに対し有効なヘッジ手段と指定された貨幣性項目に関する為替差額は、例外として、連結包括利益計算書に認識される。

連結財務書類目的で、インド・ルピー（当社の機能通貨）が機能通貨ではない事業体の連結損益計算書項目は、当該年度における平均為替レートでインド・ルピーに換算される。関連する連結財政状態計算書は、報告日現在のレートで換算される。当該換算から生じる為替差額は、連結包括利益計算書に認識される。当該事業体の処分を行った場合には、特定の国外事業に関連し資本に認識されていた繰延累積為替差額は、連結損益計算書に認識される。

S. 1 株当たり利益

当グループは、普通株式に関する基本的及び希薄化後1株当たり利益（以下「EPS」という。）のデータを表示している。基本的EPSは、当社の普通株主に帰属する純損益を、当該期間の加重平均社外流通普通株式数で除すことにより算定される。希薄化後EPSは、希薄化効果のあるすべての潜在的普通株式の影響に関して、普通株主に帰属する純損益及び加重平均社外流通普通株式数を調整することにより決定される。

[次へ](#)

T.重要な会計上の判断及び見積りの不確実性

IFRSに準拠した財務書類の作成には、経営者による判断、見積り及び仮定が必要である。これは、会計方針の適用、当連結財務書類の日付現在の資産、負債、収益、費用の報告金額、偶発資産及び偶発負債の開示並びに表示年度中の収益及び費用の報告金額に影響を与える。実際の結果は、異なる仮定及び状況においてこれらの見積りとは異なることがある。

見積り及び基礎となる仮定については継続的にレビューされる。会計上の見積りの変更は、当該見積変更の生じた期間、及び影響を受ける将来の期間において認識される。

具体的には、財務書類に認識される金額に最も重要な影響を与える会計方針の適用における見積りの不確実性及び決定的に重要な判断の重要な領域に関する情報は、以下の会計方針及び／又は注記に含まれている。

i. 注記8及び有形固定資産－鉱業資産、石油及びガスの見積埋蔵量及び有形固定資産及び無形資産の耐用年数に関する会計方針

石油及びガスの埋蔵量は、確定及び推定権利ベースで見積られる。確定及び推定埋蔵量は、認識された標準評価手法を用いて見積られる。見積額は、各会計年度末に見直される。将来の開発費は、オペレーター及び適切な場合には内部のエンジニアを参考にして埋蔵量を産出するために必要な開発レベルを考慮し見積られる。基本的な埋蔵量の権利は、関連契約に従って、当グループの現在の石油価格及び原価回収仮定を用いてその後算出される。製造原価、回収率、埋蔵量の評価又はコモディティ価格などの要因による埋蔵量の変動は、減価償却率、資産の帳簿価額及び環境並びに原状回復引当金に影響を及ぼす。

鉱業資産の帳簿価額は、確定及び推定埋蔵量を基にした生産高比例法を用いて鉱山の耐用年数に渡って資産を減価償却して求められる。埋蔵量の見積は鉱山の耐用年数に関連する仮定の対象であり、新たな情報が得られたときには変更される可能性がある。よって、生産費用、回収率、埋蔵量の評価あるいは商品価格などの要因によって埋蔵量に変更された場合、鉱業資産の帳簿価額及び環境並びに原状回復引当金に影響を及ぼす可能性がある。

ii. 資産の減損に関する会計方針：

有形固定資産の減損を評価する際には、コモディティ価格の変動、当グループの事業計画及び見積鉱山埋蔵量の大幅下方修正等の、利益の大幅な減少につながる要因が考慮される。資金生成単位（CGU）の資産及び関連する鉱山埋蔵量の帳簿価額は、これらの資産の回収可能価額（売却費用控除後の公正価値と使用価値の高い方）と比較される。使用価値は通常、割引後見積将来キャッシュ・フローに基づき算定される。これは、コモディティ価格、市場の需要及び供給、コストの増加、割引率、経済及び規制環境、長期鉱山計画並びにその他の要因に関する経営者の見積りを含んでいる。上記の要因の変動によるその後のキャッシュ・フローの変動は、資産の帳簿価額に影響を与える可能性がある。

iii. 探査及び評価固定資産の帳簿価額：

プロジェクトが想定通り進んでいる状況下においては、IFRS第6号探査資産の回収可能性は、帳簿価額と内部オペレーターのプロジェクトの正味現在価値の見積額との比較で評価される。探査資産の価額は性質上判断が必要であり、会計方針についての詳細は前述の注記に含まれている。探査及び評価資産の金額は活動中の探査プロジェクトを示している。当該金額は、商業的埋蔵量が確立するか、決定プロセスが完了しないか、減損の兆候がない限り、探査費用として連結損益計算書上損金計上される。継続中の探査の成果、つまり探査及び評価資産の帳簿価額が最終的に回収されるかどうかは性質上不明確である。

iv. 開発/生産段階の石油及びガス資産の帳簿価額：

当グループはIAS第36号の指標を参照し、少なくとも年に一度当グループの開発/生産段階の石油及びガス資産の減損テストを行っている。減損モデルの主要な仮定は2年間のフォワード・カーブ及びそれ以降の長期の適切な仮定を基にした価格及び個別資産に特有の条件を反映したリスクを加味した割引率に関連する。

減損モデルにおける当グループの予想に基づくその他の主要な仮定は、政府の承認によって得られるであろう生産率の増加及び改善石油回収プログラムの導入の成功である。

v. ランジガル精錬所における減損評価：

当グループはランジガルのアルミナ精錬所の拡張についての規制当局による承認及びボーキサイト鉱山の規制当局による承認の遅延を減損の兆候と判断した。よって、当グループは貸借対照表日現在のランジガルの固定資産の帳簿価額の見直しを行い、当該資産の回収可能額を見積り、回収可能額（使用価値を基に見積を実施）が帳簿価額を上回ったため、減損はないとの結論に至った。2014年3月31日現在、ランジガルのアルミナ精錬所に係る固定資産及び関連する鉱業資産の帳簿価額はそれぞれ69,473百万ルピー（1,157.9百万ドル）及び2,590百万ルピー（43.2百万ドル）である。これら資産の使用価値の決定に用いられた主要な仮定及び見積は、下記のとおりである。

- ・ オリッサ州は豊富なボーキサイト資源を有しており、オリッサ州政府との覚書（以下「MOU」という。）の条件の下で、経営陣は中短期的にヴァダンタ・アルミニウムがボーキサイトを利用できるようになると確信している。また、当グループは既存および拡張された精錬所の操業を維持するために、代わりの調達源からのボーキサイトの調達を検討している。当グループは、開始当初はボーキサイトが自社鉱山から調達可能となるまではインド及び他の国々の第三者供給先より購入されるであろうと見込んでいる。
- ・ オリッサ州は、採鉱運営のための地域の確保及び探査を含む特定の措置を実施しており、長期的にオリッサを本拠とする産業への鉱石の供給のための調査を行っている。
- ・ 当グループはアルミナ精錬所の建設のための条件が満たされることを予想しており、精錬所の拡張の承認により2018年度までには生産開始となると見込んでいる。

当グループは鉱業における採掘承認及びプロジェクト拡大における法定承認は予想通りに得られると考えている。さらに、当グループは半年毎に当該資産の帳簿価額の減損評価を実施し、これらの仮定を検証している。当グループは精錬所拡張の承認及びボーキサイトの承認の遅延、ルピーの対ドル価格の上昇、割引率及びロンドン金属取引所のアルミニウムの価格等の主要な変動項目について感応度分析を行っている。最も重要な変動項目は採掘及び精錬所の生産量に対する規制当局の承認を得るまでの見積スケジュールである。感応度分析は、採掘承認及びプロジェクト拡大における法定承認が1年遅れたとしても、使用価値は帳簿価額及び費用を上回ると示している。

vi. カーナタカ及びゴア鉄鉱石鉱山の減損評価：

2011年7月以降、カーナタカ州の各地でインド最高裁判所（以下「最高裁判所」という。）による採鉱規制がかけられたため、当グループが所有及び運営するナリアン鉱山の運営に影響が出ている。インド最高裁判所によるカーナタカにおける採鉱の禁令は2013年4月17日に解除された。採掘運営は2013年12月に再開し、当期の生産高は1.5メガトンであった。

ゴアにおける鉄鉱石の採掘は、最高裁判所での上訴が係争中であるため、2012年9月11日から州規模で一時中断している。最高裁判所は2014年4月21日の命令で、特定の条件下にゴア採掘の禁令は解除するとした。主要な条件は以下のとおりである。

- ・ 専門家委員会がゴア採掘の年間採掘量の上限を最終決定するまで、ゴアの年間採掘量の上限を、20メガトンとする。
- ・ SSLのものを含めたゴア州の採掘権はすべて2007年に期限が切れており、州政府の採掘権証書の更新/締結が実施されるまでは採掘活動の一切を行うことができない。
- ・ 採掘権契約による鉄鉱石の販売価格の10パーセントは別の基金に積み立てる。
- ・ 2014年3月31日現在の棚卸資産に含まれる採掘された鉱石の売上収入から採掘権保有者は鉄鉱石の採掘の平均費用のみ支払われ、残高は様々な利害関係者及びゴア州政府に配分される。

上記判断のもと、ゴア州政府は近日鉄鉱石の採掘に係る方針を公表する見込みである。当グループは、規制当局の認可及び採掘権の承認の受領後、2015年度第2四半期にゴアの鉄鉱石鉱山の採掘活動を再開する予定である。SSLは、ボンベイ最高裁判所の裁判官へ採掘権の更新請求を行っている。聴取終了後、最高裁判所は州政府に対し、すでに印紙税が支払われた採掘権の申請の更新をただちに行い、3ヵ月以内に採掘権に関する他の申請を検討するよう指示を出した。当グループは貸借対照表日現在の資産の帳簿価額を見直し当該資産の回収可能価額を見積り、回収可能額（使用価値を基に算定）が帳簿価額を上回ったため、減損は存在しないと判断した。

2014年3月31日現在の資産の帳簿価額は57,919百万ルピー（965.3百万ドル）である。

当グループは、主要な変動項目である採掘権の更新の承認受領の遅れ、鉄鉱石の価格の変動、ルピーの対ドル価格の上昇などについて感応度分析を行った。

vii. 注記21並びに原状回復、復旧及び環境費用に関する会計方針：

鉱山用地の原状回復及び復旧に関連する費用に対する引当金は、当該費用を負担する義務が生じ次第計上される。原状回復及び閉鎖費用は、採取産業に特徴的なものであり、これらは通常、鉱山または油田の閉鎖時に発生する。この費用は、鉱山閉鎖計画並びにこれらの施設の解体及び除去に関する割引後の見積費用に基づき見積られ、原状回復費用は発生時にその時点における当グループの義務を反映して資産化される。

石油及びガス資産の廃棄に対する引当金は、生産設備の除去及び廃棄の見積費用、負債廃棄の決済タイミング、及び適切な割引率を基に算出している。

対応する引当金が負債側に計上される。資産化された資産は、当該資産の耐用年数にわたり、操業期間にわたる減価償却を通じて連結損益計算書に費用計上される。また、引当金は、当該引当金に係る割引の振戻しを通じて每期増加する。経営者の見積りは現地の法令及び／又はその他の取決めに基づいている。実際の費用及びキャッシュ・アウトフローは、法規の変更、価格の変動、用地の状態の分析及び原状回復技術の変化により、見積りと異なることがある。

viii. 偶発負債に関する注記30：

当グループは、様々な資本プロジェクトに関連して、連結財政状態計算書に認識されていない重要な資本コミットメントを有している。通常の事業過程において、当グループに対する訴訟及びその他の請求から偶発負債が生じる可能性がある。通常の事業過程において保証も提供されている。入手可能なすべての事実及び状況に基づき、支払可能性が高くない、又は信頼性をもって数値化することが非常に困難であると経営者が結論付けた一定の債務がある。これらの債務は偶発負債として扱われ、注記中で開示されているが、連結財務書類上の負債としては反映されていない。当グループが関与する法的手続の最終結果に関する保証はないが、これらの偶発負債が当社の財政状態又は収益性に重要な影響を与えると見込まれていない。

ix. 注記7及び税金に関する会計方針：

連結財務書類の作成において、当グループは、営業活動を行うそれぞれの管轄区域における法人所得税を認識している。多くの取引及び計算について、最終的な税務上の決定は不確実である。当グループは、追徴税を支払うことになるか否かの見積りに基づき、予想される税務問題に関する負債を認識している。不確実な税務上のポジションは、当グループが経済資源の流出の可能性が高いと判断した場合、税務当局に対し支払われると予想される金額で測定される。これらの問題に関する税金の最終結果が、当初計上された金額と異なる場合、この差額が、当該決定がなされた期間の当期及び繰延税金資産・負債に影響を与える。

[次へ](#)

U.最近発行された会計基準

当財務書類の承認日現在、以下の基準及び解釈指針が当財務書類に適用されていない。当グループはその影響がある場合、評価を行っている。

IFRS第9号－金融商品

IFRS第9号「金融商品」が、金融商品に関する会計指針の改訂計画の一環として、2010年10月にIASBによって公表された。新基準は、金融資産及び金融負債の分類及び測定に関する指針を規定している。2014年7月、IASBはIFRS第9号「金融商品」の最終版を公表し、IASBプロジェクトの分類及び測定、減損及びヘッジ会計フェーズをひとまとめにし、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」を差し替えた。本最終版は減損に関する新たな予想損失モデルの追加及び金融資産の分類及び測定に対する限定的な改訂を行っている。本基準は、2018年1月1日以降に開始する事業年度から適用され、早期適用が認められている。

IFRS第15号－顧客との契約から生じる収益

IFRS第15号－顧客との契約から生じる収益は、顧客との契約から生じる収益に対する企業の包括的な単一の会計処理の要点をまとめたものである。本基準は最新の収益認識ガイダンス（産業別ガイダンスを含む）を置き換えるものである。新基準のコア原則によれば、企業は、財またはサービスの顧客への移転を描写するように、財またはサービスと交換に企業が権利を得ると見込んでいる対価を反映した金額で収益を認識しなければならない。また、新基準は収益に関する開示を拡充し、サービス収益及び契約修正を含め、これまでは包括的に対処されていなかった取引についてのガイダンスを提示し、複数要素契約に関するガイダンスを改良している。新基準は2017年1月1日に適用され、早期適用が認められている。

IFRS第11号の改訂－共同支配事業に対する持分の取得

IFRS第11号の改訂－共同支配事業に対する持分の取得では、企業がIFRS第3号で定義される事業で構成される共同事業活動における共同事業に対する持分を取得した場合、本基準に従う持分の範囲で、IFRS第3号の企業結合会計及び本基準のガイダンスと相反しないその他のIFRSを適用し、企業結合に関連したIFRSで要求される情報を開示する必要がある。本改訂は2016年1月1日以降に開始される事業年度から適用される。早期適用は認められるが、対応する開示が要求される。改訂は遡及的に適用される。

IAS第16号の改訂－有形固定資産及びIAS第38号－無形資産

IASBは、IAS第16号の改訂及びIAS第38号において、収益に基づく減価償却の算出方法は適切でないことが明確化された。これは、この方法が予想される将来の経済的便益の消費パターンではなく、資産とは切り離された、事業活動から生じる経済的便益の生成のパターンを示しているからである。収益は無形資産に含まれる経済的便益の消費の測定の基準として不適切な方法であるとみなされる。しかしこの推定は、限られた特定の状況下で覆すことができる。新基準は2016年1月1日から適用され、早期適用が認められている。

IAS第19号の改訂（2011年版）－確定給付制度：従業員拠出

IAS第19号「従業員給付」の改訂（2011年版）－確定給付制度：従業員又は第3者による拠出で勤務に関連するものは、勤務期間に帰属させる必要があることが明確化された。さらに、拠出金額が勤続年数から独立している場合、当該拠出は関連する勤務が行われた事業年度の勤務費用の減額として認識することができる。本改訂は2014年7月1日以降に開始する事業年度から適用される。

IAS第32号（改訂）－金融資産及び金融負債の相殺

IAS第32号（改訂）－金融資産及び金融負債の相殺では、IAS第32号の現在の相殺モデルを変更していない。現在の相殺モデルでは、企業が現在、相殺する法的強制力のある権利を有しており、かつ純額ベースで決済する、又は資産の換金と負債の決済を同時に行うかのいずれかの意思を持っている場合のみ、企業に貸借対照表上の金融資産と金融負債を相殺することを要求されている。当該改訂によりIASBは、「相殺する法的拘束力のある権利」及び「換金と決済を同時に行う」の意味を明確化している。

当該改訂は、金融資産及び金融負債の相殺を行うには、相殺する権利が将来のイベントに対する偶発的なものではなく、現在有効であり、全ての取引相手に対して行使可能なければならないと明確化している。また、通常の商取引において、法的拘束力が必要とされる。本改訂は、2014年1月1日以後開始する年度から適用される。

IAS第36号（改訂）－非金融資産に係る減損の開示

本改訂は資産（または資金生成単位）の回収可能価額の開示について、当該資産（または資金生成単位）減損の計上または戻入が行われた事業年度にのみ行うことを要求している。また、本改訂により、資産（または資金生成単位）の回収可能価額が、公正価値から処分費用控除後の金額を基礎に決定された際の開示が拡大されている。本改訂は2014年1月1日以降に開始される事業年度から適用される。

IAS第39号（改訂）－デリバティブ契約の更改とヘッジ会計の継続

本改訂により、ヘッジ手段として指定されているデリバティブ契約の更改は、ヘッジ会計の中止が要求される失効または終結にあたらなないとされた。当初のヘッジ契約書で検討されていない更改であっても、一定の条件を満たせば、既存のヘッジ関係の中止の例外措置が認められる。当該改訂は、2014年1月1日以後開始する年度から適用される。

IFRS第10号、IFRS第12号、IAS第27号の改訂（2012年10月）投資企業

本改訂は、投資企業を定義し、投資企業の連結に関する例外を示している。これらの改訂は、投資企業に対し、子会社をIFRS第9号金融商品に従って損益を通じて連結及び個別財務書類上公正価値で測定することを要求している。また、これら改訂はIFRS第12号及びIAS第27号に規定する投資企業の新たな開示規定を導入している。さらに、これら改訂により、投資企業に関連する新たな開示規定を導入し、IFRS第3号企業結合の投資企業の適用除外範囲を規定している。本改訂は2014年1月1日以降に開始する事業年度から適用される。

IFRSの年次改善 2010-2012年サイクル及び2011-2013年サイクル

IFRSの年次改善：2010－2012年サイクル及びIFRSの年次改善：2011－2013年サイクルは既存の基準を見直し、改善する年次プロセスの一部である。これら改善は2014年7月1日以降に開始する事業年度から適用される。

- ・ IFRS第8号（事業セグメント）は企業が事業セグメントに適用する集約基準における経営者の判断を開示する必要性を定めている。また、セグメント資産が通常報告されている場合に、報告セグメントの資産合計と企業の資産との調整表を開示することを要求している。
- ・ IAS第16号（有形固定資産）及びIAS第38号（無形資産）では、有形固定資産項目が再評価される場合、減価償却累計額控除前の帳簿価額が帳簿価額の再評価と整合的な方法で修正されることが明確化された。
- ・ IAS第24号（関連当事者についての開示）では、報告企業または報告企業の親会社へ経営幹部サービスを提供している企業は、報告企業の関連当事者であると明確化している。

IFRS第2号（株式報酬）は、権利確定条件及び「株式市場条件」の定義を明確化し、「業績条件」及び「勤務条件」の定義を追加した。IFRS第13号（公正価値測定）において、IFRS第13号の公表及びIFRS第9号とIAS第39号の改訂は、割引をしないことの影響に重要性がない場合、表面金利のない短期の債権債務を割引せずに請求金額で測定できるという取扱いを廃止したのではないことを明確化した。

IFRS第3号企業結合は、共同支配の取決め自体の財務書類における、共同支配の形成の会計処理はIFRS第3号の適用範囲外であることを明確化した。資産または負債に分類される条件付対価は各報告日における公正価値で測定することが求められる。

IFRS第13号公正価値測定により、IFRS第13号第52項に定義されているポートフォリオの例外規定の範囲は、IAS第32号金融商品：表示で定められている金融資産又は金融負債の定義を満たすか否かによらず、IAS第39号金融商品：認識及び測定又はIFRS第9号金融商品の適用範囲に含まれるすべての契約に適用されることが明確化された。

IFRIC第21号：賦課金

IFRS第21号は、政府によって課される賦課金に係る負債の認識に関するガイダンスを提供している。対象となる賦課金は、IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の範囲に含まれる賦課金と、支出の時期及び金額が確定している賦課金の両方である。本解釈指針は、政府に対する賦課金の支払いに係る負債を生じさせる債務発生事象は、法令により規定される、賦課金の支払の契機となる活動であることを明確化している。将来期間の活動が契機となる賦課金の支払については、推定債務を有さないものとされている。詳細な検証が行われるまで、財務書類への影響を合理的に見積ることは実務的でない。ただし、法人所得税、罰金、その他の違約金、排出権取引制度に係る負債、及び他の基準書の範囲に含まれる資源の流出については取扱わない。IFRIC第21号は、2013年5月に公表され、2014年1月1日以後開始する年度から適用される。

注記4．収益

	3月31日終了年度			
	2012年 (百万ルピー) (修正再表示)	2013年 (百万ルピー) (修正再表示)	2014年 (百万ルピー)	2014年 (百万米ドル)
収益（物品税控除前総額）	624,432	757,048	757,915	12,631.9
控除：物品税	(26,316)	(34,745)	(32,672)	(544.5)
収益、物品税控除後	598,116	722,303	725,243	12,087.4

以下の表は、会社の主要な製品ごとの、2012年、2013年、2014年3月31日に終了する年度の収益の要約である。

	3月31日終了年度			
	2012年 (百万ルピー) (修正再表示)	2013年 (百万ルピー) (修正再表示)	2014年 (百万ルピー)	2014年 (百万米ドル)
銅陰極	63,166	79,035	77,049	1,284.1
伸銅製品	104,012	119,702	103,407	1,723.5
鉄鉱石	79,066	16,522	56	0.9
冶金コークス	2,007	1,719	1,792	29.9
銑鉄	7,846	8,617	14,562	242.7
亜鉛金属	103,054	101,498	122,931	2,048.8
鉛金属	11,782	16,904	19,460	324.3
銀金属	11,320	21,016	16,000	266.7
亜鉛・鉛採掘	26,524	31,569	24,397	406.6
アルミニウム - インゴット	32,734	42,490	44,714	745.2
アルミニウム - 延棒	36,196	42,968	42,678	711.3
アルミニウム - 鋼片	8,614	12,500	16,856	280.9
アルミニウム - 圧延製品	9,675	9,634	8,310	138.5
石油	44,670	174,776	185,809	3,096.8
ガス	274	742	1,295	21.6
金延べ棒	2	10,293	14,502	241.7
銀延べ棒	59	1,917	2,685	44.8
電力	26,903	34,863	38,395	639.9
その他（輸出インセンティブを含む）	56,528	30,283	23,017	383.7
収益 - 物品税控除前	624,432	757,048	757,915	12,631.9
控除：物品税	(26,316)	(34,745)	(32,672)	(544.5)
収益 - 物品税控除後	598,116	722,303	725,243	12,087.4

注記５．投資及びその他の収益

	３月31日終了年度			
	2012年	2013年	2014年	2014年
	(百万ルピー) (修正再表示)	(百万ルピー) (修正再表示)	(百万ルピー)	(百万米ドル)
トレーディング目的保有の金融資産に係る受取配当金	2,229	1,704	55	0.9
トレーディング目的保有の金融資産に係る公正価値評価益	10,552	14,935	24,647	410.8
投資金融資産に係る受取配当金	-	85	-	-
投資金融資産の売却益 ⁽¹⁾⁽²⁾	-	770	116	1.9
銀行預金に係る受取利息	8,726	12,359	11,108	185.1
貸付金及び債権に係る受取利息	2,342	4,674	5,967	99.6
為替差益/(損)、純額	(107)	462	285	4.7
受取利息の資産化 ⁽³⁾	(159)	(58)	(13)	(0.2)
	23,583	34,931	42,165	702.8

注：

(1) 注記11参照

(2) THLジンク・ホールディングBV（以前のSILLの100%子会社）は、2012年度においてラコマスコBVの普通株式資本100%をヴェダント・リソーシズ・ホールディング・リミテッド（VRHL）から149.7百万米ドルで取得した。その結果、ラコマスコBVは、以前のSILLの子会社となった。ラコマスコBVは、オランダの法律に基づき設立された民間の投資会社である。取得日時点においては、ラコマスコBVは、独自の事業を行なっておらず、所有していた唯一の重要な資産はハドベイ・ミネラルズ・インクの8.78%の持分投資であった。ハドベイ・ミネラルズ・インクは、ニューヨーク及びカナダ証券取引所に上場しているカナダで設立された会社である。ラコマスコBVは、当該投資を売却可能投資として処理し、公正価値で測定している。取得日時点における簿価は137.7百万米ドル（7,158百万ルピー）であった。2012年３月31日終了年度において、取得株式の公正な評価額を超えて支払われた金額は、12.0百万米ドル（616百万ルピー）であり、みなし配当として処理され、従って、利益剰余金で認識した。当社のハドベイ・ミネラルズ・インクへの投資は、2013年度に、151.8百万米ドル（8,287百万ルピー）で売却され、結果的に出た利益14.1百万米ドル（770百万ルピー）は、資本から連結損益計算書に振り替えられた。

(3) 受取利息の資産化は、適格資産を取得／建設するために特に借り入れられたことによる一時的な余剰資金からの収益に関連している。

注記 6 . 金融及びその他の費用

	3月31日終了年度			
	2012年	2013年	2014年	2014年
	(百万ルピー) (修正再表示)	(百万ルピー) (修正再表示)	(百万ルピー)	(百万米ドル)
転換社債以外の借入債務に係る利息 ⁽¹⁾	31,398	50,949	57,054	950.9
転換社債に係る利息 ⁽¹⁾	3,726	4,896	5,750	95.8
引当金に係る割引の振戻し	323	717	952	15.9
転換権の公正価値評価益	(4,255)	(1,438)	(61)	(1.0)
子会社連結において認識された損失 ⁽²⁾	3,545	-	-	-
外貨建借入金に係る為替差損(純額)	21,484	14,851	16,141	269.0
銀行手数料	2,239	1,233	1,424	23.7
その他	323	588	1,081	18.0
借入費用の資産化 ⁽³⁾	(12,460)	(17,080)	(9,520)	(158.6)
	46,323	54,716	72,821	1,213.7

注：

- (1) 金融費用は、2012年、2013年及び2014年3月31日終了年度において、実効金利法を使用した償却原価で計上されている金融負債に関する35,124百万ルピー、55,845百万ルピー及び62,804百万ルピー（1,046.7百万米ドル）をそれぞれ含んでいる。
- (2) 2012年3月31日に終了した事業年度において、当グループはケアンの持分の59%の取得を完了した。本取得は段階的に行われ、当グループは2012年度を通じてケアン持分を追加取得し、最終的に2011年12月に支配を獲得した。取得が一連の取引によって完了したため、取得の会計処理はIFRS第3号（2008年改訂版）の規定に基づいて段階取得として処理された。よって、支配獲得直前のケアンの持分は処分したものとし、取得日に公正価値で再取得したものとして処理を行った。その結果、当グループは本取引に先立ってケアンの資産及び負債の既存持分を公正価値で再測定を行い、4,695百万ルピーの利益を認識し、連結包括利益計算書からの売却可能投資の再分類における（関連会社となる前に取得したケアンへの投資における）損失8,240百万ルピーと相殺した。純損失3,545百万ルピーが連結損益計算書における金融及びその他の費用に計上された。
- (3) 借入費用の資産化は、適格資産を取得／建設するための特定及び一般借入債務の両方に関連している。一般借入債務に関連する利息の資産化割合は、2012年、2013年及び2014年3月31日終了年度においてそれぞれ約10.04%、10.70%、9.83%であった。

注記7. 法人所得税費用

インドの直接税制度の概要

インドの会社は、単体ベースでインドの法人所得税が課される。各事業体は、4月1日に始まり3月31日に終了する各事業年度の課税所得に対して課税される。会社の各事業年度の損益には通常の法人所得税と最小代替税(以下「MAT」という。)とのいずれか高い方が課される。

法定法人所得税は、インドにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則（以下「インドGAAP」という。）に準拠して計算され1961年インド法人所得税法の規定に従って修正された帳簿上の利益に基づいて課税される。この修正は、一般に、固定資産の減価償却、一定の引当金及び未収・未払項目の否認、免税期間及び類似の免税に係る控除、税務上の繰越欠損金の使用及び退職給付費用に関係するものである。法定法人所得税は30%に付加税及び教育目的税を加えて課税される。2012-13事業年度及び2013-14事業年度のインドの法定総合税率は、32.445%及び33.990%であり、2014-15事業年度は33.990%となる見込みである。

MATは、規定の下での通常の法人所得税の決定にあたって認められる修正と比べて限定的な一定の項目を修正した帳簿上の利益に基づき決定される。2013-14事業年度のMATは18.50%に付加税及び教育目的税を加えて課税される。インドのMATの法定総合税率は2013-14事業年度は20.96%であり、2014-15事業年度は20.96%となる見込みである。ある年度に通常の法人所得税を超えて支払われたMATは、MAT控除が発生する課税年度に続く10年以内の期間の通常の法人所得税から規定された上限まで控除できる。

会社が提出した法人所得税申告書は、定期的に、税務当局による総合的なレビュー及び指摘を受ける。税務当局及び納税者の両方に控訴手続が認められており、重大又は複雑な事項であれば、高等裁判所又は最高裁判所において最終的な判決が出るまでに何年もかかることも珍しくない。

インドでは、会社が利用できる様々な免税又は免税期間がある。当社にとって最も重要なものは次のとおりである。

- ・ 工業事業の免税 - インドの指定地域にある新規の工業事業の利益は、免税期間による恩恵を受けることができる。典型的な免税期間は、その事業からの5年間の利益の100%の免税及びその後5年間の30%の免税である。この控除は2012年3月31日より前に設立されたユニットのみ利用可能である。
- ・ 発電所（風力発電所を含む）の免税 - 新たに建設された発電所の利益は、免税期間を選択することができる。典型的な免税期間は、発電所の操業開始後から15年間のうちの連続する10年間の利益の100%の免税である。免税期間の開始時期は、会社の裁量により決定できる。この免税は、2014年3月31日までに設立された発電所にのみ利用可能である。2014年財政法（The Finance (No.2) Act 2014）はこの免税の対象を2017年3月31日までに設立されたユニットに拡大した。
- ・ 工業事業の免税 - 鉱油の精製-鉱油の精製に携わる新規の工業事業の利益が免税対象となる典型的な免税期間は、7年間で、利益の100%が免税となる。この控除は2012年3月31日より前に認可されたブロックのみ利用可能である。
- ・ 法人所得税法の投資控除法令u/s.32 -製造業における新しい高価値の工場又は機械の取得及び導入に対する優遇措置が定められている。2013年4月1日から2015年3月31日の間に取得及び導入された工場及び機械の実際原価の15%の控除が認められている。控除を適用するためには、新規工場または機械の実際原価が1,000百万ルピーを超える必要がある。2014年財政法は、控除可能な工場または機械の導入費用の最低金額を250百万ルピーに減額し、本控除の適用を2017年3月まで延長した。

このような免税期間の影響総額は、2012年、2013年及び2014年3月31日終了年度において、それぞれ17,718百万ルピー（基本的EPSへの影響は5.98ルピー）、48,162百万ルピー（基本的EPSへの影響は16.24ルピー）及び39,816百万ルピー（663.6百万米ドル）（基本的EPSへの影響は13.43ルピー（0.22米ドル））であった。

インドにおける事業損失は、損失が帰属する課税年度の直後から最長8課税年度、繰越することができる。吸収されない減価償却は無期限に繰り越すことができる。

インドにおける資本金の譲渡から生じる損失は、損失が帰属する課税年度の直後から最長8課税年度、繰越することができる。繰越長期譲渡損失は長期譲渡利得に対してのみ相殺することができる。短期譲渡損失は譲渡利得（長期譲渡利得及び短期譲渡利得のいずれでも可）に対してのみ相殺することができる。

組織再編取引が有効となったことにより、SSLは2011年、2012年及び2013年度の組織再編取引の影響を反映した修正法人所得税申告書を提出した。これは1961年法人所得税法で認められた修正申告である。その結果、当該組織再編による税軽減効果はそれぞれ1,339百万ルピー、10,590百万ルピー及び3,468ルピーとなり、2011年、2012年及び2013年度に遡って認識された。さらに、2011年、2012年及び2013年度にそれぞれ798百万ルピー、5,647百万ルピー、5,231百万ルピーの繰越欠損金、減価償却費及びMAT控除に係る繰延税金資産が遡及的に認識された。

2012年、2013年及び2014年3月31日終了年度の法人所得税費用の主要な構成項目は以下のとおりである。

(a) 連結損益計算書

	3月31日終了年度			
	2012年 (百万ルピー) (修正再表示)	2013年 (百万ルピー) (修正再表示)	2014年 (百万ルピー)	2014 (百万米ドル)
当期税金：				
当期純利益に係る当期税金	40,768	49,302	35,327	588.8
過年度の当期税金に関する借方／（貸方） 計上額	(12,280)	(3,132)	12,404	206.7
当期税金合計	28,488	46,170	47,731	795.5
繰延税金：				
一時差異の発生及び解消	(20,778)	(53,672)	(2,179)	(36.3)
税率の低下	-	-	(10,906)	(181.8)
繰延税金合計	(20,778)	(53,762)	(13,085)	(218.1)
当期税金費用	7,710	(7,502)	34,646	577.4
実効税率（％）	8.6%	(6.8%)	35.8%	35.8%

(b) 連結包括利益計算書

	3月31日終了年度			
	2012年	2013年	2014年	2014年
	(百万ルピー) (修正再表示)	(百万ルピー) (修正再表示)	(百万ルピー)	(百万米ドル)
以下の項目に係る繰延税金（貸方）／借方計上額：				
－キャッシュ・フロー・ヘッジ	(130)	110	332	5.5
－キャッシュ・フロー・ヘッジに係る組替調整額	(110)	130	(110)	(1.8)
	(240)	240	222	3.7

表示年度の会計上の税引前利益に対応する法定法人所得税率に基づく法人所得税費用と当社の実効法人所得税率に基づく法人所得税費用との間の調整は以下のとおりである。

	3月31日終了年度			
	2012年	2013年	2014年	2014年
	(百万ルピー) (修正再表示)	(百万ルピー) (修正再表示)	(百万ルピー)	(百万米ドル)
会計上の税引前利益	89,189	109,726	96,872	1,614.6
法定法人所得税率	32.445%	32.445%	33.990%	33.990%
インドの法定法人所得税率による税金	28,937	35,601	32,927	548.8
損金不算入費用	2,872	1,386	221	3.7
非課税所得	(3,124)	(4,802)	(3,662)	(61.0)
免税期間及び類似の免税	(17,718)	(48,162)	(39,816)	(663.6)
インドの法人所得税率の、2014年度における32.445%から33.990%への変更による繰延税金残高の変動	-	-	10,906	181.8
他の管轄区域で営業する子会社の税率差異の影響	5,489	6,195	6,875	114.5
配当支払税	1,068	3,788	4,222	70.4
MAT控除の否認	703	601	36	0.6
過年度に関する借方／（貸方）計上額	(12,280)	(3,132)	12,404	206.7
税務上の欠損金の使用	(510)	(2,127)	(4,777)	(79.6)
不確実性により否認された繰延税金資産に係る損失	1,407	3,404	16,437	273.9
関連会社の連結利益に対する持分に係る税効果	(1,429)	-	-	-
子会社連結において認識された損失	1,150	-	-	-
その他	1,145	(254)	(1,127)	(18.8)
	7,710	(7,502)	34,646	577.4

当グループに対して係争中の法人所得税関連の法的手続があるが、潜在的な負債は、あるとしても十分な引当が行われており、当グループは現在これらの問題に関して重要な税金負債の増加を見込んでいない。

繰延税金資産／負債

当グループは重要な額の繰延税金を認識している。繰延税金負債の大部分は、有形固定資産の減価償却及び鉱山埋蔵量の減価償却の加速計上による税負担の軽減を表している。

財政状態計算書において認識された繰延税金資産／負債の重要な構成項目は以下のとおりである。

2012年3月31日終了年度
(修正再表示)：

繰延税金負債／(資産) の重要な構成項目	百万ルピー					2012年3月31日 現在 合計
	2011年4月1日 現在 期首残高	企業結合を 通じた取得	損益計算書への 借方／(貸方) 計上額	資本への借方／(貸方) 計上額	国外事業の換算に 振替えられた 為替差額	
有形固定資産、探査及び 査定、並びにその他無形 資産	67,164	234,092	(9,147)	-	(1,738)	290,371
未控除減価償却費/事業 損失	(10,820)	-	(4,086)	-	-	(14,906)
希望退職制度	(196)	-	(145)	-	(1)	(342)
従業員給付	(433)	-	(15)	-	-	(448)
デリバティブ資産／負債 の公正価値	1,717	-	(177)	(240)	1	1,301
その他の資産／負債の公 正価値	712	-	274	-	(1)	985
MAT控除権	(4,025)	(18,791)	(7,461)	-	(155)	(30,432)
その他の一時差異	(353)	-	(21)	-	(51)	(425)
合計	53,766	215,301	(20,778)	(240)	(1,945)	246,104

2013年3月31日終了年度
(修正再表示)：

2013年3月31日終了年度 (修正再表示)：		百万ルピー			
繰延税金負債／(資産) の重要な構成項目	2012年4月1日 現在 期首残高	損益計算書への 借方／(貸方) 計上額	資本への借方／(貸 方) 計上額	国外事業の換算に 振替えられた 為替差額	2013年3月31日現 在合計
有形固定資産、探査及び 査定、並びにその他無形 資産	290,371	(12,354)	-	13,720	291,737
未控除減価償却費/事業 損失	(14,906)	(11,219)	-	12	(26,113)
希望退職制度	(342)	(49)	-	11	(380)
従業員給付	(448)	(132)	-	2	(578)
デリバティブ資産／負債 の公正価値	1,301	(674)	240	1	868
その他の資産／負債の公 正価値	985	579	-	-	1,564
MAT控除権	(30,432)	(30,652)	-	30	(61,054)
その他の一時差異	(425)	829	-	11	415
合計	246,104	(53,672)	240	13,787	206,459

2014年3月31日終了年度

百万ルーピー

百万
米ドル

繰延税金負債／(資産)の重要な構成項目	2014年4月1日現在 期首残高	損益計算書への 借方／(貸方) 計上額	資本への借方／ (貸方)計上額	国外事業の換算 に振替えられた 為替差額	2014年3月31日 現在 合計	2014年3月 31日現在 合計
有形固定資産、探査及び査定、並びにその他無形資産	291,737	23,286	-	23,187	338,210	5,636.8
未控除減価償却費/事業損失	(26,113)	(4,576)	-	160	(30,529)	(508.8)
希望退職制度	(380)	(65)	11	7	(427)	(7.1)
従業員給付	(578)	89		3	(486)	(8.1)
デリバティブ資産／負債の公正価値	868	(194)	211	-	885	14.7
その他の資産／負債の公正価値	1,564	2,118	0	(0)	3,682	61.4
MAT控除権	(61,054)	(33,502)	-	(212)	(94,768)	(1,579.4)
その他の一時差異	415	(241)	-	46	220	3.7
合計	206,459	(13,085)	222	23,191	216,787	3,613.1

繰延税金資産及び負債は、同じ法的主体及び課税管轄から生じた場合に相殺されるが、そうでない場合には相殺されない。

未使用の税務上の欠損金に係る繰延税金資産は、利用可能な将来加算一時差異に係る繰延税金負債の範囲に限り認識される。繰延税金負債の戻入額は、それが発生した課税主体の繰延税金資産の戻入額と相殺される。

繰延税金資産が認識されていない未使用の税務上の欠損金は、2013年及び2014年3月31日現在それぞれ36,118百万ルピー及び83,209百万ルピー（1,386.8百万米ドル）であった。2014年3月31日現在の未使用の税務上の欠損金は、使用されない場合には、発生源泉に基づき以下のとおり失効する。

		2014年	2014年
未使用の税務上の欠損金の性質	失効年度	(百万ルピー)	(百万米ドル)
事業上の損失			
- スコーピオン	2020-21事業年度から2021-22事業年度	1,741	29.0
- VGCB	2018-19事業年度から2021-22事業年度	458	7.6
- MEL	2016-17事業年度から2019-20事業年度	711	11.9
- ツインスター・モーリシャス・ホールディングス・リミテッド	2015-16事業年度から2017-18事業年度	38,587	643.1
- TSPL	2018-19事業年度から2021-22事業年度	71	1.2
減価償却費			
- VGCB	時効期限なし	978	16.3
- MEL	時効期限なし	23,125	385.4
長期譲渡損失			
- SSL	2018-19事業年度から2021-22事業年度	3,034	50.5
- HZL	2018-19事業年度から2021-22事業年度	5,394	89.9
- MEL	2015-16事業年度	1	0
- ケアン	2019-20事業年度	2,050	34.2
短期譲渡損失			
- MEL	2021-22事業年度	12	0.2
- HZL	2021-22事業年度	3,634	60.6
- ケアン	2021-22事業年度	3,413	56.9
		83,209	1,386.8

2013年及び2014年3月31日現在、当グループは未使用のMAT控除をそれぞれ4,709百万ルピー及び4,225百万ルピー（70.5百万米ドル）有していた。予測可能な将来において回収が確実ではないことに基づき、これらの税額控除は認識されていない。未認識のMAT控除は、利用されない場合には発生年度に基づき以下のとおり失効する。

3月31日終了年度	(百万ルピー)	(百万米ドル)
2016年	198	3.3
2017年	1,036	17.3
2018年	137	2.3
2019年	520	8.7
2020年	517	8.6
2021年	1,033	17.2
2022年	667	11.1
2023年	81	1.4
2024年	36	0.6

2013年及び2014年3月31日現在、当グループは、一定の子会社の未分配利益に関する当グループ持分の税金の支払について繰延税金負債を認識していない。これは、当該負債が発生する時期を当グループがコントロールしており、かつ予測可能な将来において負債が発生しない可能性が高いためである。2013年及び2014年3月31日現在、未送金利益の金額はそれぞれ466,181百万ルピー及び635,026百万ルピー（10,583.8百万米ドル）であった。

注記 8 (a) 有形固定資産

	鉱業資産 (百万ル ピー)	土地及び 建物 (百万ル ピー)	工場及び 機械 (百万ル ピー)	車両運搬具 (百万ル ピー)	事務用具 器具備品 (百万ル ピー)	石油及びガ ス資産 (百万ル ピー)	合計 (百万ル ピー)	合計 (百万 米ドル)
取得原価								
2012年 4 月 1 日現在 (修正再表示)	152,620	57,580	396,592	1,632	4,832	385,705	998,961	
増加	2,691	5,828	36,117	257	923	16,911	62,727	
処分	-	-	(955)	(69)	(27)	-	(1,051)	
為替	(597)	(591)	(2,390)	50	(6)	24,355	20,821	
2013年 3 月31日現在 (修正再表示)	154,714	62,817	429,364	1,870	5,722	426,971	1,081,458	18,024.3
増加	4,369	8,202	19,330	534	1,135	23,420	56,990	949.8
処分	-	(137)	(2,531)	(229)	(68)	-	(2,965)	(49.4)
為替	918	(38)	(291)	95	(12)	44,675	45,347	755.8
2014年 3 月31日現在	160,001	70,844	445,872	2,270	6,777	495,066	1,180,830	19,680.5
減価償却及び減損累 計額								
2012年 4 月 1 日現在 (修正再表示)	64,079	7,801	100,340	409	2,260	16,908	191,797	
当期費用計上額	11,473	2,455	24,360	325	493	77,581	116,687	
処分	-	-	(529)	(40)	(13)	-	(582)	
為替	63	(229)	(723)	5	(2)	994	108	
2013年 3 月31日現在 (修正再表示)	75,615	10,027	123,448	699	2,738	95,483	308,010	5,133.5
当期費用計上額	9,171	2,604	26,199	599	713	84,761	124,047	2,067.5
処分	-	(83)	(1,762)	(140)	(37)	-	(2,022)	(33.7)
為替	316	(15)	(140)	56	(5)	9,470	9,682	161.3
2014年 3 月31日現在	85,102	12,533	147,745	1,214	3,409	189,714	439,717	7,328.6
2013年 3 月31日現在 (修正再表示)	79,099	52,790	305,916	1,171	2,984	331,488	773,448	
建設仮勘定							351,053	
合計							1,124,501	
2014年 3 月31日現在	74,899	58,311	298,127	1,056	3,368	305,352	741,113	12,351.9
建設仮勘定 (設備前払含む)							373,398	6,223.3
合計							1,114,511	18,575.2
2014年 3 月31日現在 (百万米ドル)	1,248.3	971.9	4,968.8	17.6	56.1	5,089.2		

1. 2014年 3 月31日に終了した事業年度の減価償却費には、リシーン鉱山の鉱業資産及び土地資産に関連する減損損失2,873百万ルピー（47.9百万米ドル）が含まれている。これは予測LME及び垂鉛と鉱床の価格の下落によるものである。回収可能価額は使用価値を基礎として決定された。見積に用いられた割引率は5.3%である。
2. 2014年 3 月31日現在の建設仮勘定は、減損損失668百万ルピー（11.1百万米ドル）の控除後の金額である。これは、2014年度中にMOEFが、ニヤムギリ採鉱権のための第2段階の森林伐採の問題を却下したこ

とによって、ランジガルにおけるジャルスグダ・アルミニウムの鉱業資産が減損したことに関連するものである。

工場及び設備には、精製所、精錬所、発電所及び関連設備、データ処理設備並びに電気機器が含まれている。

増加には、2013年、2014年に終了した事業年度でそれぞれ繰延除去費用997百万ルピー及び1,087百万ルピー（18百万米ドル）、廃棄及び原状回復費用938百万ルピー及び1,180百万ルピー（20百万米ドル）を含む。

一定の有形固定資産は、借入債務に対する担保として差し入れられている。当該担保に関連する詳細は注記19「借入債務」に記載されている。有形固定資産の一部として資産計上された利息（純額）は、2013年及び2014年3月31日終了年度において、それぞれ17,022百万ルピー及び9,507百万ルピー（158.5百万米ドル）であった。

今年度の減価償却費及び償却費には、当年度に固定資産として資産計上された9百万ルピー（0.2百万米ドル）が含まれている。

注記8（b）探査及び評価資産

	ガンズベルグ鉱山 プロジェクト (百万ルピー)	ソフトウェア ライセンス (百万ルピー)	その他 (百万ルピー)	合計 (百万ルピー)	合計 (百万米ドル)
取得原価					
2012年4月1日現在 (修正再表示)	12,657	495,547	6,317	514,521	
増加	-	5,181	-	5,181	
不成功探査費用	-	(2,822)	-	(2,822)	
為替	(1,461)	31,313	399	30,251	
2013年3月31日現在 (修正再表示)	11,196	529,219	6,716	547,131	9,118.9
増加	-	15,299	-	15,299	255.0
不成功探査費用	-	(653)	-	(653)	(10.9)
為替	(381)	55,468	706	55,793	929.9
2014年3月31日現在	10,815	599,333	7,422	617,570	10,292.9
探査及び査定資産：					
2013年3月31日現在 (修正再表示)	11,196	529,219	6,716	547,131	9,118.9
2014年3月31日現在	10,815	599,333	7,422	617,570	10,292.9
2014年3月31日現在 (百万米ドル)	180.3	9,988.9	123.7		

注記8 (c) その他無形資産

	港湾使用权	ソフトウェア ライセンス	その他	合計	合計
	(百万ルピー)	(百万ルピー)	(百万ルピー)	(百万ルピー)	(百万米ドル)
取得原価					
2012年4月1日現在 (修正再表示)	-	578	-	578	
増加	5,875	848	-	6,723	
為替	-	14	-	14	
2013年3月31日現在 (修正再表示)	5,875	1,440		7,315	121.9
増加	89	407	504	1,000	16.7
為替	-	64	-	64	1.1
2014年3月31日現在	5,964	1,911	504	8,379	139.7
減価償却及び減損累計額					
2012年4月1日現在 (修正再表示)	-	223	-	223	3.7
当期費用計上額	10	406	-	416	6.9
為替	-	1	-	1	0.0
2013年3月31日現在 (修正再表示)	10	630	-	640	10.6
当期費用計上額	212	507	3	722	12.0
為替	-	33	-	33	0.6
2014年3月31日現在	222	1,170	3	1,395	23.2
無形資産：					
2013年3月31日現在 (修正再表示)	5,865	810	-	6,675	111.3
2014年3月31日現在	5,742	741	501	6,984	116.4
2014年3月31日現在 (百万米ドル)	95.7	12.4	8.3		

- (1) 特別目的事業体であるVizag General Cargo Berth Private Limited(以下、VGCB)は、ヴィシャカパトナム港での揚炭用停泊所の機械化と改良のために設立された。VGCBは、SSL及びLeighton Welspun Contractors Private Limited(Leighton Welspun Contractors 非公開有限責任会社)によって、74対26の比率で所有されている。プロジェクトの構想は、揚炭埠頭の機械化のデザイン・建設・ファイナンス・稼働そして基礎となる利権の譲渡であり、これに関する利権契約を2010年6月10日にヴィシャカパトナム港及びVGCB間で調印している。2010年10月8日、VGCBは利権契約締結の先行条件として規定されている条件を満たし、利権が付与された。ヴィシャカパトナム港は、ライセンス料の代わりに、このプロジェクトやプロジェクトの施設・サービスに関するデザイン・エンジニアリング・ファイナンス・建設・装備・運営・維持及び取替に係る独占的ライセンスをVGCBに付与した。利権付与期間は、利権付与の日から30年間である。改良された埠頭の取扱量は、10.18mmtpa(100万トン/年)となると予測され、ヴィシャカパトナム港は、総収入の38.10%をロイヤルティとして受け取る権利を有する。VGCBは、2013年の第4四半期に営業を開始した。VGCBは、プロジェクトの施設・サービスの利用者から、料率通知書の通りに、料金を受ける権利を有する。料率は卸売物価指数(WPI)に連動しており、毎年、利権契約において規定された通り、WPIに合わせて調整される。全てのインフラ資産、建物、構造物、停泊所、埠頭、備品、プロジェクトの現場においてVGCBによって建造され、取付けられ、設置され、開発され、あるいは提供された移動不能または移動可能なその他の資産、又は利権契約に準拠した港湾の資産の所有権は、当該利権契約の満了の時までVGCBが有する。利権契約の期間中は、プロジェクト設備を修繕、取替え、現状回復する費用及びサービスはVGCBが負担する。VGCBは、利権契約終了時点において、全てのプロジェクト設備及びサービスの権利・法的所有権及び持分を無償でヴィシャカパトナム港に移転し

なければならない。無形資産 - 港湾使用权は建設サービスの対価に相当する。建設サービスと港湾使用权を交換するサービス委譲契約に係る建設契約から得た収益は、2013年及び2014年3月31日終了年度において、それぞれ、3,473百万ルピー及び48百万ルピー（0.8百万ドル）であり、連結損益計算書に計上されている。

(2) ソフトウェア・ライセンスは3年間で償却される。

(3) その他には、亜鉛（インド）における下水処理場の使用权が含まれ、25年間で償却される。

注記9．関連会社：

当グループは、ケアンへの投資を重要な影響力を取得した2011年7月11日より支配持分を獲得した2011年12月8日まで、関連会社として会計処理した。関連会社の収益及び利益の持分は以下のとおりであった。

	2011年7月11日より 2011年12月7日まで (百万ルピー)
収益	13,529
営業利益	5,861
投資による収益	420
金融費用	(988)
税引前利益	5,293
法人所得税費用	(889)
当期持分利益	4,404

注記10．非支配持分（以下「NCI」という。）及び共同支配事業

重要な非支配持分を有する子会社の詳細

当グループは、インドで設立された親会社であるセサ・スターライト・リミテッド及び当グループが直接的あるいは間接的に保有し、世界中で事業を行い、設立された多くの子会社から成る。財務書類注記32では子会社に対する重要な持分の詳細が記載されている。

当グループにとって重要な非支配持分は、HZL及びケアンに関するものである。

2014年3月31日現在、NCIはHZL及びケアンに対しそれぞれ35.08%及び41.15%の株を保有することによって利害関係を持つ。前年度の各社に対する持分はそれぞれ35.08%及び41.23%であった。

HZL及びケアンの事業の本拠地はインドである。（注記32を参照。）

下表は当グループが重要な被支配持分を有する子会社の要約財務情報である。下記要約財務情報は内部取引消去前の金額を表している。

	2013年3月31日現在		2014年3月31日現在		2014年3月31日現在	
	HZL	ケアン	HZL	ケアン	HZL	ケアン
	(百万ルピー)		(百万ルピー)		(百万米ドル)	
流動資産	239,952	209,443	281,553	295,231	4,692.5	4,920.5
非流動資産	104,828	907,923	120,903	975,591	2,015.1	16,259.9
流動負債	10,323	29,994	15,207	44,914	253.5	748.6
非流動負債	1,487	228,692	683	264,176	11.4	4,402.9
当グループの株主に帰属する持分	216,798	502,031	251,594	562,680	4,193.2	9,378.0
非支配持分	116,172	356,649	134,972	399,052	2,249.5	6,650.9

	2013年3月31日		2014年3月31日		2014年3月31日	
	HZL	ケアン	HZL	ケアン	HZL	ケアン
	(百万ルピー)		(百万ルピー)		(百万米ドル)	
収益	125,257	175,518	134,590	187,103	2,243.2	3,118.4
費用	(56,240)	(103,367)	(65,853)	(132,341)	(1,097.6)	(2,205.7)
当期利益	69,017	72,151	68,737	54,762	1,145.6	912.7
当グループ株主に帰属する利益	44,807	42,434	44,625	32,197	743.7	536.6
非支配持分に帰属する利益	24,210	29,717	24,112	22,565	401.9	376.1
当期利益	69,017	72,151	68,737	54,762	1,145.6	912.7
当グループ株主に帰属するその他の包括利益	144	13,816	(206)	21,328	(3.4)	355.5
非支配持分に帰属するその他の包括利益	78	9,691	(112)	14,973	(1.9)	249.6
当期その他の包括利益	222	23,507	(318)	36,301	(5.3)	605.1
当グループ株主に帰属する包括利益合計	44,951	56,250	44,419	53,525	740.3	892.1
非支配持分に帰属する包括利益合計	24,288	39,408	24,000	37,538	400.0	625.7
当期包括利益	69,239	95,658	68,419	91,063	1,140.3	1,517.8
非支配持分への支払配当金	4,307	4,608	5,376	12,093	89.6	201.6
営業活動による正味キャッシュ収入（支出）	46,670	28,881	(7,140)	53,302	(119.0)	888.4
投資活動による正味キャッシュ収入（支出）	(31,782)	(51,956)	21,848	(21,468)	364.1	(357.8)
財務活動による正味キャッシュ収入（支出）	(12,277)	(23,910)	(15,325)	(30,018)	(255.4)	(500.3)
正味キャッシュ収入（支出）	2,611	(46,985)	(617)	1,816	(10.3)	30.3

支配の喪失とならなかった子会社の支配持分の変動は下記の通りである。

	2014年3月31日終了年度			
	HZL	ケアン ⁽¹⁾	HZL	ケアン
	(百万ルピー)		(百万米ドル)	
NCIの変動	-	(336)	-	5.6

(1) 非支配持分の変動は株式の買戻し及び従業員ストック・オプションの発行によるものである。

共同支配事業

当グループは下記のとおり、いくつかの非会社型の共同支配事業に参画しており、石油及びガスの探査・生産活動に使用される資産を共同支配している。

	活動内容	参加持分
インド：		
PKGM-1ブロック(ラヴァ)	探査及び生産	22.50
KG-ONN-2003/1ブロック	探査	49.00
CB-OS/2ブロック-探査	探査	60.00
CB-OS/2ブロック-開発及び生産エリア	生産	40.00
RJ-ON-90/1 開発及び生産エリア	生産(当グループで最大生産ブロック。戦略的拠点。)	70.00
RJ-ON-90/1-探査	探査	100.00
PR-OSN-2004/1ブロック	探査	35.00
南アフリカ		
南アフリカ第1ブロック	探査	60.00

注記11. 金融資産投資

金融資産投資は、売却可能投資として分類及び会計処理された投資を表している。

3月31日終了年度の増減：

	2013年 (百万ルピー) (修正再表示)	2014年 (百万ルピー)	2014年 (百万米ドル)
4月1日現在	10,124	1,212	20.2
公正価値の変動	(697)	(1)	(0.0)
当年度における処分 為替	(8,779)	(1,100)	(18.3)
3月31日現在	1,212	111	1.9

売却可能金融資産の内訳は以下のとおりである。

	3月31日現在		
	2013年 (百万ルピー) (修正再表示)	2014年 (百万ルピー)	2014年 (百万米ドル)
相場のあるもの	112	111	1.9
相場のないもの	1,100	-	-
	1,212	111	1.9

	3月31日現在		
	2013年 (百万ルピー) (修正再表示)	2014年 (百万ルピー)	2014年 (百万米ドル)
流動	1,100	-	-
非流動	112	111	1.9
	1,212	111	1.9

相場のある投資は、当グループに配当金収入及び価値増加を通じた収益機会をもたらす持分証券に対する投資である。このような有価証券の公正価値は、活発な市場における公表相場価格を参照して決定される。

前年度の相場のない投資は、HZLが保有する投資で、HZLと買手との契約に基づき公正価値で保有されているアンドラ・プラデシュ・ガス・パワー・コーポレーション・リミテッド（APGPCL）の普通株式資本に対する投資である。HZLは、APGPCLに対する全投資を合計対価1,100百万ルピー（20.2百万米ドル）で売却する契約を結んだ。売却は2013年4月10日に実施され、過年度連結包括利益計算書に計上された公正価値評価による評価益116百万ルピー（1.9百万米ドル）が、当期中に連結損益計算書に計上された。

注記12. その他の非流動資産

	3月31日現在		
	2013年	2014年	2014年
	(百万ルピー) (修正再表示)	(百万ルピー)	(百万米ドル)
閉鎖費用及び将来の解雇手当の支払に関する預け金 ¹	4,573	5,211	86.8
原状回復資産 ²	1,615	1,907	31.8
政府当局への預託金	3,106	4,114	68.6
その他の非流動資産	1,227	1,583	26.4
	10,521	12,815	213.6

¹ 閉鎖費用及び鉱山の閉鎖時又は閉鎖前に雇用を終了した場合にリシーンの従業員に支払われる将来の解雇手当に関する担保として保有している。

² 2013年及び2014年3月31日現在の、原状回復基金それぞれ1,081百万ルピー及び1,354百万ルピー（22.6百万米ドル）、並びに復旧基金への投資それぞれ534百万ルピー及び553百万ルピー（9.2百万米ドル）に対する預金を含む。

注記13. 棚卸資産

棚卸資産の内訳は以下のとおりである。

	3月31日現在		
	2013年	2014年	2014年
	(百万ルピー) (修正再表示)	(百万ルピー)	(百万米ドル)
原材料及び消耗品	62,936	51,002	850.0
仕掛品	21,813	29,390	489.9
完成品	11,082	12,396	206.6
	95,831	92,788	1,546.5

2013年及び2014年3月31日現在、帳簿価額それぞれ79,936百万ルピー及び69,321百万ルピー（1,155.4百万米ドル）の棚卸資産が、当グループの一定の銀行借入債務に対する担保として差し入れられている。

注記14. 営業債権及びその他の債権

表示年度の営業債権及びその他の債権（引当金控除後）の内訳は以下のとおりである。

	3月31日現在		
	2013年	2014年	2014年
	(百万ルピー) (修正再表示)	(百万ルピー)	(百万米ドル)
営業債権	41,943	45,970	766.2
その他の関連当事者に対する営業債権	1,181	630	10.5
関連会社に対する貸付金	46,639	163	2.7
政府当局に対する残高	8,107	6,360	106.0
前払金	2,150	1,380	23.0
未収請求／返戻金	2,927	2,230	37.2
供給業者に対する前渡金	9,536	6,957	116.0
現金及びジョイント・オペレーションに対するコール/債権	15,020	26,593	443.2
その他の債権	4,024	6,132	102.1
	131,527	96,415	1,606.9

顧客に対する与信期間は、ゼロから90日までの範囲となっている。その他の債権には、主に預け金及び未収利息が含まれる。関連当事者に対する貸付金の期間及び条件については、注記32の関連当事者についての開示を参照のこと。

2013年及び2014年3月31日現在、帳簿価額それぞれ15,970百万ルピー及び14,366百万ルピー（239.4百万米ドル）の営業債権は、借入債務に対する担保として差し入れられている。

営業債権及びその他の債権の引当金

営業債権及びその他の債権の引当金（貸倒引当金）の変動は以下のとおりである。

	2013年	2014年	2014年
	(百万ルピー) (修正再表示)	(百万ルピー)	(百万米ドル)
4月1日現在	2,816	1,258	21.0
当期繰入額	12	7,586	126.4
当期戻入額	(1,410)	(139)	(2.3)
目的取崩額	(288)	(65)	(1.1)
為替差異	128	42	0.7
3月31日現在	1,258	8,682	144.7

注記15. 短期投資

短期投資の内訳は以下のとおりである。

	3月31日現在		
	2013年	2014年	2014年
	(百万ルピー) (修正再表示)	(百万ルピー)	(百万米ドル)
銀行預金	149,947	115,339	1,922.3
その他の投資 ¹	258,224	402,676	6,711.3
	408,171	518,015	8,633.6

その他の投資は、ミューチュアル・ファンド投資及び債券を含んでおり、連結損益計算書を通じて公正価値で評価される。銀行預金は、当グループの現金必要額に応じて3ヶ月超の期間で設定されており、それぞれの預金金利の利息が付されている。

当グループは、2013年及び2014年3月31日現在、それぞれ223百万ルピー及び1,871百万ルピー（31.2百万米ドル）の短期投資を、一定の銀行与信枠の担保として差し入れている。

¹ 2013年及び2014年3月31日現在の関連当事者に対する債券投資それぞれゼロ及び3,130ルピー（52.2百万米ドル）を含む。

注記16. 制限付一現金及び現金同等物

制限付一現金及び現金同等物の内訳は以下のとおりである。

	3月31日現在		
	2013年	2014年	2014年
	(百万ルピー) (修正再表示)	(百万ルピー)	(百万米ドル)
銀行預金	156	1,976	33.0
短期預金	550	487	8.1
	706	2,463	41.1

銀行預金は、未請求の預金及び社債、配当金並びに社債利息に関連するものとして、用途が制限されている。また、銀行預金にはケアンによる自社株の買戻しのためのエスクロー口座の合計1,431百万ルピーが含まれる。制限付短期預金は銀行の借入金の利息サービスのための預金に関連するものである。

[次へ](#)

注記17. 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物の内訳は以下のとおりである。

	3月31日現在		
	2013年	2014年	2014年
	(百万ルピー) (修正再表示)	(百万ルピー)	(百万米ドル)
銀行預金及び手元現金	9,285	6,185	103.1
短期預金	5,914	6,775	112.9
	15,199	12,960	216.0

短期預金は、当グループの即時の現金必要額に応じて1日から3ヶ月の期間で設定されており、それぞれの短期預金金利の利息が付されている。

注記18. 借入債務

短期借入債務は、当初満期が1年以内の借入債務及び1年以内返済予定長期借入債務を表している。長期借入債務は、当初満期が1年超の借入債務を表している。満期による区分は、契約上の満期に基づいている。変動利付債務に係る金利は、標準金利に連動している。

短期借入債務の内訳は、以下のとおりである。

	3月31日現在		
	2013年	2014年	2014年
	(百万ルピー) (修正再表示)	(百万ルピー)	(百万米ドル)
銀行及び金融機関	158,045	82,023	1,367.1
1年以内返済予定長期借入債務	20,368	79,705	1,328.4
短期借入債務及び1年以内返済予定長期借入債務	178,413	161,728	2,695.5
短期借入債務に係る加重平均金利	4.8%	7.8%	7.8%

長期借入債務の内訳は、以下のとおりである。

	3月31日現在		
	2013年	2014年	2014年
	(百万ルピー) (修正再表示)	(百万ルピー)	(百万米ドル)
銀行及び金融機関	294,369	265,423	4,423.7
転換不能社債	44,543	85,915	1,431.9
転換社債	33,790	40,791	679.8
関連当事者からの借入金	169,798	234,016	3,900.3
その他	906	935	15.6
長期借入債務	543,406	627,080	10,451.3
控除：1年以内返済予定長期借入債務	(20,368)	(79,705)	(1,328.4)
長期借入債務（1年以内返済予定額控除後）	523,038	547,375	9,122.9

主要な借入債務は、以下のとおりである。

運転資金借入金

当グループは、運転資金必要額を満たすために、様々な銀行からの与信枠を有している。与信枠は通常、信用状を設定するための与信枠、外貨建輸出前貸信用状(以下「PCFC」という。)、キャッシュ・クレジット、銀行保証及び手形割引の形をとっている。2013年3月31日及び2014年3月31日現在の運転資金借入金に基づく金額は、それぞれ22,329百万ルピー及び14,461百万ルピー（241.02百万米ドル）であった。

2014年3月31日現在の運転資金借入金残高14,461百万ルピー（241.02百万米ドル）の内訳は、以下の通りである。

(a) BALCOにおける、運転資金借入金及びキャッシュ・クレジット与信枠1,530百万ルピー（25.5百万米ドル）。運転資金借入金及びキャッシュ・クレジット枠の加重平均利率は、10.23%である。この運転資金枠

は、BALCOの現在及び将来の原材料、仕掛品、半製品、製品、貯蔵品及び交換部品の在庫、受取手形、買掛金、及び、その他の全ての動産により担保されている。資金供給型与信枠、及び、非資金供給型与信枠に関して、複数の銀行協定書に基づき、これらの担保は銀行間において同順位で設定されている。

(b) フジャイラゴールドFZCにおける、米ドル建の借入金与信枠2,027百万ルピー（33.8百万米ドル）に係る利息は、ロンドン銀行間取引金利(以下「LIBOR」という。)に、135ベース・ポイントを加えた金利である。当該与信枠は、SSLによる念書により担保されている。

(c) SSLにおける、米ドル建手形割引与信枠5,959百万ルピー（99.3百万米ドル）。これはLIBORに50ベース・ポイントを加えた平均金利での、無担保の与信枠である。

(d) SSLにおける、輸出前貸信用状及びキャッシュ・クレジットの形態での運転資金必要額を満たすための様々な銀行からのクレジット与信枠は、2,030百万ルピー（33.8百万米ドル）である。与信枠外で利息12.50%での30百万ルピー（0.5百万米ドル）は原材料、仕掛品、製品の在庫、貯蔵品及び買掛金により担保されている。また、ヴェダント・リソーシズの無条件かつ取消不能な企業保証でも担保されている。2,000百万ルピー（33.3百万米ドル）が利息9.75%での輸出前貸信用状の無担保与信枠である。

(e) SSLにおける、出荷前／輸出前貸信用状及びキャッシュ・クレジットの形態での与信枠は、LIBORに110-128ベース・ポイントを加えた年利で2,915百万ルピー（48.6百万米ドル）である。この資金調達当社が運転資金必要額を満たすために利用されている。

外貨建借入金

2008年11月に、BALCOは、DBSバンク・リミテッドから米ドル建無担保借入金与信枠25百万米ドルを獲得した。この与信枠は、プロジェクトの資金的支出必要額を賄うために、DBSバンク・リミテッドムンバイ支店により手配された。DBS ECBの初回支払金8.3百万米ドルは2013年11月25日に返済され、残額は2014年11月及び2015年11月に返済予定である。この与信枠は、現在及び将来の1200メガワット火力発電所プロジェクト及び3.25LTPA精錬所プロジェクトに関連するプラント及び機械を含む全ての動産に対する第1順位の同順位の担保権で担保されている。2013年3月31日及び2014年3月31日現在、この与信枠に基づく残高はそれぞれ25百万米ドル及び16.7百万米ドル（1,002百万ルピー）であった。

2011年7月に、BALCOは、コルバに1200メガワットの火力発電所を持つ3.25LTPAアルミニウム精錬所の設立のための財源の一部を確保するために、SBIロンドンと200百万米ドルの対外商業借入を行うことを合意した。この与信枠は、現在及び将来のプロジェクトに関する全ての固定資産（土地は除く）に対する第1順位の同順位の担保権で担保されている。2013年3月31日及び2014年3月31日現在、この与信枠に基づく残高はそれぞれ195.8百万米ドル及び198.3百万米ドル（11,900百万ルピー）であった。当該与信枠の金利は、6ヶ月LIBORプラス260ベース・ポイントである。当該借入は、2016年8月から2017年8月及び2018年8月の3年均等分割払いで返済される。

SSLは、2011年10月及び2013年1月に、Axisバンクからそれぞれ500百万米ドル及び44.6百万米ドルの2つのトランシェの対外商業借入を行い、資金引出を実施した。金利は500百万米ドルに対しLIBORプラス400ベース・ポイント、44.6百万米ドルに対しLIBORプラス360ベース・ポイントであった。ECBは2015年4月21日、2016年4月21日、2017年4月21日にそれぞれ200百万米ドル、200百万米ドル、100百万米ドルの3回の分割返済、及び2015年7月に44.6百万米ドル返済の予定である。ECBは、現在及び将来のジャルスグダ・アルミニウムのプラント、機械、設備、及び交換部品や付属品を含めた動産すべてにより担保されている。当該借入はヴェダント・リソーシズによる保証も担保となっている。2013年3月31日及び2014年3月31日現在、借入残高は544.5百万米ドル及び545.2百万米ドル（32,709百万ルピー）である。

さらに、2008年8月、SSLはICICIバンクシンガポールより対外商業借入100百万米ドルを米ドルLIBORプラス240ベース・ポイントで行った。これは現在及び将来のジャルスグダ・アルミニウムの資産（すでにICICIバンク及び他の貸手の担保となっている資産を除く）に対する消極的な留置権によって担保されてい

る。借入返済は2014年8月に行われる。2013年3月31日及び2014年3月31日現在、残高はそれぞれ24.8百万米ドル及び24.8百万米ドル（1,491百万ルピー）である。

期限付借入金

2012年1月に、VGCBは、ヴィシャカパトナム港の外港に位置する石炭搬出入施設の開発、設立、建設、運営及び維持、及び、ジェネラル・カーゴ・バースの整備に係る資本的支出必要額を賄うため、Axisバンクからルピー建の期限付借入金（RTL）として4,640百万ルピーの資金援助を受けることを認可された。現行のRTLの実効金利は11.25%であり、この金利はAxisバンクのベースレートを基準にプラス1.25%で調整された変動金利であり、2014年12月から四半期毎に45回の分割払いで返済される。この借入金は、SSLの無条件かつ取消不能な企業保証及びVGCBの全ての動産及び不動産（委譲契約に定められたプロジェクト用地以外）に対する第1順位の担保権で同等に担保され資産への担保設定は、VGCBとヴィシャカパトナム港の評議員会で結ばれた委譲契約によって規定される。2013年3月31日のこの与信枠に基づく残高は2,927百万ルピー（53.7百万米ドル）であった。同額は当年度に返済された。

2013年9月に、SSLはAxisバンクから年利10.50%での10,000百万ルピーの融資の決裁を受けた。当該融資はジャルスグダの2400メガワット火力発電所の現在及び将来の全ての不動産に対する担保権及びすべての動産に対する第2順位の担保権で担保されている。この借入金は、2014年9月に返済予定である。2014年3月31日現在、この与信枠に基づく残高は9,952百万ルピー（165.9百万米ドル）である。

2013年12月、SSLはカナラ銀行から年利11.20%での4,000百万ルピーの融資の決裁を受けた。当該融資はジャルスグダの2400メガワット火力発電所の現在及び将来の全ての不動産に対する担保権及びすべての動産に対する第2順位の担保権で担保されている。2014年3月31日現在、この与信枠に基づく残高は3,990百万ルピー（66.5百万米ドル）である。この借入金は、2015年3月に終了する四半期末から2018年12月までの16四半期分割払いで返済される。

2014年3月、SSLはAxisバンクより10.50%の金利で18,000百万ルピーの借入を行った。当該借入は現在及び将来のジャルスグダ・アルミニウムの動産/不動産に対して第1順位の担保権で担保されている。これら借入金は、2017年2月に6,000百万ルピー（100.0百万米ドル）、2018年2月に7,000百万ルピー（116.7百万米ドル）、2019年2月に5,000百万ルピー（83.3百万米ドル）返済予定である。2014年3月31日現在、この与信枠に基づく残高は17,801百万ルピー（296.7百万米ドル）である。

さらに、過年度中、SSLはインドステイト銀行から11.75%の金利で借入を行った。この借入は以下の担保が付されている。（i）現在及び将来のランジガルのアルミナ精錬所の拡張及びジャルスグダの製錬所拡張プロジェクトの担保付及び担保無の固定資産（プラント、機械、交換部品と付属品、プロジェクトのルピー建て与信枠から支出された在庫を含むがこれに限定されない）に対して第1順位の担保権（ii）現在及び将来ジャルスグダ・アルミニウムのプロジェクトが取得及び取得予定の固定資産（ある場合、借地を含む）に対して第1順位の担保権（iii）債務返済積立金勘定及び時折その金額の信用に係る資金に対し第1順位の担保権（iv）ジャルスグダ・アルミニウムのプロジェクトの流動資産に対する第2順位の担保権（v）これら期限付借入金はヴェダント・リソーシズの企業保証も付されている。これら借入金は、1年以内に4,961ルピー、2年以内に9,922百万ルピー、3年から5年以内に62,012百万ルピー、5年以降に18,480百万ルピーが返済予定である。2014年3月31日現在、この与信枠に基づく残高は95,375百万ルピー（1,589.6百万米ドル）である。

2013年6月、TMHLはスタンダード・チャータード銀行から1,200百万米ドルの期限付借入を行った。当該借入の金利はLIBORに275ベシス・ポイントをプラスしたものであり、2015年6月より4回年次分割払で返済される。この与信枠はヴェダント・リソーシズが保証している。さらに、TEHLが保有するTMHL株全てがこの借入の担保に供されている。2014年3月31日現在、この与信枠に基づく残高は1,191.5百万米ドル（71,490百万ルピー）である。

また、過年度及び当年度中において、TMHLはヴェダント・リソーシズ・ジャージーIIリミテッドから3,900百万米ドルの借入を平均金利7.90%で行った。この借入は2016年5月から2023年5月までで返済予定である。2013年3月31日及び2014年3月31日現在の残高はそれぞれ3,321.0百万米ドル及び3,893.8百万米ドル（233,628百万ルピー）である。

バイヤーズ・クレジット

SSLは、同社のプロジェクトのために、有形固定資産の購入に関連する延長された信用供与期間を利用した。2013年3月31日現在、この与信枠に基づく残高は、378百万ルピー（6.3百万米ドル）であった。2013年3月31日現在の当該借入金残高には、LIBORプラス167ベース・ポイントの利息が付されている。これらは、無担保の借入債務である。これらのバイヤーズ・クレジットは、当期中に返済された。

2009年6月、BALCOは、プロジェクトに係る資本財の購入のために、一括非資金供給型与信枠6,250百万ルピーをAxisバンクより獲得した。この与信枠は、BALCOのプロジェクトの動産に対する第1担保権によって担保されている（インド・ルピー建ての借入を除く。すなわち、BALCOは固定資産を担保として国内通貨での借入が可能である。）。2013年3月31日及び2014年3月31日現在、この与信枠に基づく残高は、それぞれ963百万ルピー及び1,003百万ルピー（16.7百万米ドル）であった。この与信枠の金利はLIBORプラス200ベース・ポイントである。この残高は、2014年9月までに返済される。

2010年1月、BALCOは、資本財の輸入のために、非資金供給型与信枠6,000百万ルピーをICICIバンクより獲得し、続いて2010年12月に2,500百万ルピー、及び、2011年10月に7,500百万ルピーの与信枠を獲得した。この与信枠は、この与信枠に基づいて輸入される資産に対する排他的担保権によって担保されている。2013年及び2014年3月31日現在、この与信枠に基づく残高は、それぞれ10,299百万ルピー及び5,865百万ルピー

（97.8百万米ドル）であった。この与信枠の金利は6ヶ月LIBORプラス170ベース・ポイントである。この残高は、2014年4月から2015年3月にかけて様々な期日で返済される。

2010年5月、BALCOは、プロジェクトに係る資本財の輸入のために、バイヤーズ・クレジット枠50百万米ドルをDBS・バンク・リミテッド・シンガポールより獲得した。この与信枠は、現在及び将来の1200メガワット火力発電所プロジェクト及び3.25LTPA精錬所プロジェクトに関連するプラント及び機械を含む全ての動産に対する第1順位の同順位の担保権で担保されている。この与信枠の金利は6ヶ月LIBORプラス175ベース・ポイントである。この残高は、2013年5月から2013年6月にかけて返済される。2013年3月31日現在、この与信枠に基づく残高は442百万ルピーであった。同額が当期中に返済された。

2012年3月、VGCBは、資本財の輸入のために、非資金供給型与信枠1,500百万ルピーをAxis銀行から取得した。当該与信枠は、全ての動産及び不動産に対する第1順位の同順位の担保権及びSSLの無条件かつ取消不能な企業保証で担保されている。2013年3月31日及び2014年3月31日現在、当該与信枠の下での借入金残高は、それぞれ804百万ルピー及び967百万ルピー（16.1百万米ドル）である。当該与信枠の利子率は、LIBORプラス200ベース・ポイントである。当該残高は2014年10月から2015年5月にかけて様々な期日で返済される。

2010年8月、TSPLは、資本財の輸入のために、非資金供給型与信枠10,000百万ルピーをICICIバンクより獲得した。この与信枠は、SSLの無条件かつ取消不能な企業保証及びTSPLの全ての動産に対する第1順位の担保権で同等に担保されている。2013年3月31日及び2014年3月31日現在、この与信枠に基づく残高は、それぞれ9,400百万ルピー及び7,911百万ルピー（131.9百万米ドル）であった。この与信枠の金利はLIBORプラス192ベース・ポイントである。この残高は、2014年4月から2014年9月にかけて返済される。

2011年11月、TSPLは、資本財の輸入のために、非資金供給型与信枠5,000百万ルピーをステート・バンク・オブ・インドより獲得した。この与信枠は、SSLの無条件かつ取消不能な企業保証で担保されている。2013年3月31日及び2014年3月31日現在、この与信枠に基づく残高は、それぞれ5,285百万ルピー及び5,834百万ルピー（97.2百万米ドル）であった。この与信枠の金利はLIBORプラス173ベース・ポイントである。この残高は2014年5月から2014年9月にかけて返済される。

2012年1月、TSPLは、資本財の輸入のために、非資金供給型与信枠5,000百万ルピーをAxisバンクより獲得した。この与信枠は、SSLの無条件かつ取消不能な企業保証及びTSPLの全ての動産に対する従属的担保権で担保されている。2013年3月31日及び2014年3月31日現在、この与信枠に基づく残高は、それぞれ5,144百万ルピー及び5,684百万ルピー（94.7百万米ドル）であった。この与信枠の金利はLIBORプラス190ベース・ポイントである。この残高は、2014年4月から2014年9月にかけて返済される。

2012年7月、TSPLは、資本財の輸入のために、非資金供給型与信枠3,900百万ルピーをパンジャブ・ナショナル銀行から取得した。この与信枠は、SSLの無条件かつ取消不能な企業保証によって担保されている。2013年3月31日及び2014年3月31日現在、当該与信枠の下での借入金残高は、3,560百万ルピー及び3,655百万ルピー（60.9百万米ドル）である。当該与信枠での利率は、LIBORプラス85ベース・ポイントである。当該残

高の返済は2014年6月から2014年7月までの予定であったが、2014年12月から2015年1月までに先送りされた。

2014年3月、TSPLは、資本財の輸入のために、非資金供給型与信枠5,000百万ルピーをICICIバンクより獲得した。この与信枠は、SSLの無条件かつ取消不能な企業保証及びTSPLの動産全てに対する第1順位の同順位の担保権によって担保されている。2014年3月31日現在、残高は595百万ルピー（9.9百万米ドル）である。当該与信枠での利率は、LIBORプラス38ベース・ポイントである。この残高は2015年3月に返済される。

2013年7月、TSPLは、資本財の輸入のために、非資金供給型与信枠2,500百万ルピーをYesバンクより獲得した。この与信枠は、SSLの無条件かつ取消不能な企業保証によって担保されている。2014年3月31日現在、この与信枠に基づく残高は2,292百万ルピー（38.2百万米ドル）である。当該与信枠での利率は、LIBORプラス74ベース・ポイントである。この残高は2014年6月から2014年12月にかけて返済される。

2013年10月、TSPLは、資本財の輸入のために、非資金供給型与信枠2,500百万ルピーをYesバンクより獲得した。この与信枠は、SSLの無条件かつ取消不能な企業保証及びTSPLの動産全てに対する従属的な担保権によって担保されている。2014年3月31日現在、残高は2,293百万ルピー（38.2百万米ドル）である。当該与信枠での利率は、LIBORプラス76ベース・ポイントである。この残高は2014年10月から2014年11月にかけて返済される。

2013年12月、TSPLは、資本財の輸入のために、非資金供給型与信枠2,000百万ルピーをIndusIndバンクより獲得した。この与信枠は、SSLの無条件かつ取消不能な企業保証によって担保されている。2014年3月31日現在、この与信枠に基づく残高は614百万ルピー（10.2百万米ドル）である。当該与信枠での利率は、LIBORプラス85ベース・ポイントである。この残高は2014年12月に返済される。

SSLは、固定資産の取得に関する期限付信用供与を2013年3月31日及び2014年3月31日にそれぞれ9,045百万ルピー及び1,320百万ルピー（22.0百万米ドル）保有していた。これらの借入に係る利率は、LIBORプラス200ベース・ポイントである。これはジャルスグダ・アルミニウムの現在及び将来の全ての固定資産（動産または不動産）に対する他貸手と同順位かつ他債権者に優先する担保権で担保されている。バイヤーズ・クレジットのプロジェクトの平均満期は2014年8月である。

転換不能社債（以下NCDという。）

2008年10月、SSLは、ライフ・インシュアランス・コーポレーション・オブ・インディアに対し、11.50%の利率で転換不能社債4,000百万ルピーを発行した。このNCDはマジェ・イシュワプラ、タルカ・カディ、グジャラートのメーサナ地区及びオリッサのカラハンディ地区の不動産の社債受託者に対する第1順位の同順位の担保権で担保されている。さらにこれらのNCDは、1 MTPAのランジガルのアルミナ精錬所に関連するジャルスグダ・アルミニウムの固定資産に対し第1順位の同順位の担保権で担保されている。これらNCDは2015年10月22日、2014年10月22日及び2013年10月22日の3回均等払いで償還される。第1回は2013年11月22日に既に支払われた。2013年3月31日及び2014年3月31日現在、この与信枠に基づく残高は、それぞれ4,000百万ルピー及び2,667百万ルピー（44.5百万米ドル）である。

2012年10月、11月及び12月、SSLは、転換不能社債を総額20,000百万ルピーで発行した。このうち、10,000百万ルピーのNCDが表面金利年率9.4%で、また他に10,000百万ルピーのNCDが表面金利年率9.24%で発行された。これらのNCDは、当社のマハラシャトラ州のサナサワディにある不動産を抵当とし、かつジャルスグダの2400メガワット火力発電所の移動可能な固定資産を担保として、NCDの全ての残存期間中、NCD残高の額面の1.25倍の担保で保証されている。これらNCDは、5,000百万ルピーの各トランシェ毎に、2022年12月20日、2022年12月6日、2022年11月27日、2022年10月25日にそれぞれ償還される。NCDの4つのトランシェ全てにおいて、社債保有者と当社は、それぞれのNCDの割当日から5年後の日における、プット及びコールオプションをそれぞれ保有している。2013年3月31日及び2014年3月31日におけるこの与信枠による残高は、19,939百万ルピー及び19,949百万ルピー（332.5百万米ドル）であった。

2013年4月、SSLは、9.10%の利率で転換不能社債を総額25,000百万ルピーで発行した。このNCDはタミル・ナードゥ州のトゥーットウックディにある当社の不動産に対する担保権で担保されており、また、ジャルスグダの2400メガワット火力発電所の現在及び将来の有形及び無形の不動産に対する第1順位の同順位の担保権で、NCDの全ての残存期間中、NCD残高の額面の1.25倍の担保で保証されている。これらNCDは、2023年4月5日に償還される。社債保有者と当社は、それぞれのNCDの割当日から5年後の日における、プット及びコールオプションをそれぞれ保有している。2014年3月31日現在、この与信枠に基づく残高は24,966百万ルピー（416.1百万米ドル）である。

2013年7月、SSLは、転換不能社債を総額12,000百万ルピー、年利9.17%で7,500百万ルピー及び4,500百万ルピーの2つのトランシェで発行した。これらのNCDは、タミル・ナードゥ州のトゥーットウックディにある当社の不動産を抵当とし、かつ210メガワット火力発電所プロジェクトを含めたランジガルの精錬所の拡張プロジェクトの動産に対し第1順位の同順位の担保権を有し、NCDの全ての残存期間中、NCD残高の額面の1.25倍の担保で保証されている。これらNCDは、2023年7月4日に7,500百万ルピー、2023年7月5日に4,500百万ルピー償還される。社債保有者と当社は、それぞれのNCDの割当日から5年後の日における、プット及びコールオプションをそれぞれ保有している。2014年3月31日現在、この与信枠に基づく残高は11,978百万ルピー（199.6百万米ドル）である。

2008年11月、BALCOは、ライフ・インコーポレーション・オブ・インディアに対しインド・ルピー建転換不能社債5,000百万ルピーを発行した。当該社債は、2013年11月から毎年、3回の均等額分割払いで返済される。第1回は2013年11月に既に返済された。適用金利は、年利12.25%である。当該社債は担保されており、社債発行額の1.33倍の範囲で、BALCOの動産及び不動産、有形資産又は無形資産（BALCOの流動資産以外）により同等に担保されている。2013年3月31日及び2014年3月31日現在、残高は5,000百万ルピー及び3,333百万ルピー（55.6百万米ドル）であった。

2013年5月、BALCOは、コタック・マヒンドラ銀行及びAxisバンク・リミテッドに対し転換不能社債5,000百万ルピーを発行した。当該社債は、2015年11月及び2016年5月の2回均等払いで償還される。適用金利は、年利8.59%である。当該社債は担保されており、社債発行額の1.10倍の範囲で、BALCOの固定資産により第1順位の担保権で同等に担保されている。2014年3月31日現在、残高は4,995百万ルピー（83.3百万米ドル）である。

2010年12月及び2011年1月、TSPLは、ICICIバンクに対し転換不能社債15,000百万ルピーを年利9.8%で発行した。1回目のトランシェ7,500百万ルピーは2010年12月に発行され、差額の2回目のトランシェは2011年1月に発行された。当該NCDは、TSPLの現在及び将来の資産に対する第1順位の担保権で同等に担保されており（NCDの残存期間中は最低1.25倍の資産が担保されている（債務返済積立金勘定を含む。））、かつ、SIIL

の無条件かつ取消不能な企業保証によって担保されている。社債の期間はそれぞれの割当日から13年間であり、割当から10年後に四半期毎に12回の均等分割払いで返済される。2013年3月31日及び2014年3月31日現在、残高はそれぞれ15,004百万ルピー及び15,027百万ルピー（250.5百万米ドル）であった。

2013年5月、VVCBはIDFCバンクに対し転換不能社債3,000百万ルピーを年利9%で発行した。当該NCDは、2016年5月6日に償還され、2年目末日である2015年5月6日に行使可能なプット及びコールオプションを保有している。当該社債は担保されており、社債発行額の1.1倍の範囲で、VVCBの固定資産に対して担保権を有している。2014年3月31日現在、残高は3,000百万ルピー（50.0百万米ドル）である。

コマーシャル・ペーパー

当年度において、SSLは、プロジェクト債務の財源を賄うため、様々な資産運用会社に対し、コマーシャル・ペーパーを発行した。2013年3月31日及び2014年3月31日現在、当該コマーシャル・ペーパーの残高は500百万ルピー及び32,014百万ルピー（533.6百万米ドル）であり、表面金利は9.70%から10.26%の範囲である。これらは短期で発行されており、返済期日は2014年4月から2014年10月までの1年以内である。残高のうち8,850百万ルピーが2014年6月までに返済された。

当年度において、BALCOは、プロジェクト借入金の返済及び運営上の支払を賄うため、様々な資産運用会社に対し、コマーシャル・ペーパーを発行した。2014年3月31日現在、当該残高は11,080百万ルピー（184.7百万米ドル）であり、平均表面金利10.08%である。これらは短期で発行されており、14年4月と14年5月に返済された。

当年度において、TSPLは、プロジェクト債務の財源を賄うため、様々な資産運用会社に対し、コマーシャル・ペーパーを発行した。これには、SSLの無条件かつ取消不能な企業保証が付されている。2014年3月31日現在、残高は6,263百万ルピー（104.4百万米ドル）であり、表面金利は9.75%から10.40%の範囲である。これらは短期で発行されており、2014年4月と2014年6月に返済された。

転換社債

2014年満期転換優先社債（以下「転換社債」）

2009年10月29日に、SSL（従来のスターライト・インダストリーズ・インディア・リミテッド）は、1口当たり1,000米ドルの4.0%利付転換社債により500百万米ドルの資金調達した（以下「転換社債」という。）。一定の例外を条件として、当該社債の保有者は、満期日直前の営業日前のいつでも、社債の元本1,000米ドル当たり42.8688ADSの転換比率（これは、ADS 1個あたり約23.33米ドルの転換価格に相当する。）で、当該社債をADS（現在、ADS 1個が普通株式4株に相当する。2010年6月25日における当社普通株式の無償交付及び株式分割の前は、ADS 1個は普通株式1株に相当した。）に転換する権利を有する。合併及び再編計画が有効となり、この転換比率は元本1,000米ドル当たり25.7213米ドルADS（これは、ADS 1個あたり約38.88米ドルの転換価格に相当する。）に変更された。更に、SSLは、一定の条件を満たした場合には、2012年11月4日後のいつでも当該社債の全部又は一部を償還する権利を有する。2014年10月30日におけるSSLの契約上の要支払額は、当該社債が期限前に転換、償還又は買入消却されない限り、500百万米ドルである。2013年3月31日及び2014年3月31日現在の残高は24,081百万ルピー及び28,710百万ルピー（478.5百万米ドル）である。

2009-10会計年度に、SSL（従前のセサ・ゴア・リミテッド）は1口当たり100,000米ドルの5%利付転換社債500百万米ドルを発行した。社債保有者はこれらFCCBを2009年12月9日以降いつでも、転換価格1株当たり346.88ルピー、転換比率1.00米ドル当たり48.00ルピーで株式に転換する権利を有する。転換価格は、一定の条件下で調整されることがある。FCCBは、一定の条件を満たした場合には、2012年10月30日の後のいつでも当該社債の全部を償還できる（一部はできない）。当該社債が期限前に転換、償還又は買入消却されない限り、FCCBは2014年10月31日に額面価額で償還期限を迎える。2014年10月31日におけるSSLの契約上の要支払額は、当該社債が期限前に転換、償還又は買入消却されない限り、216.8百万米ドルである。2014年3月31日までに、FCCD2,832口が株式39,188,159株に転換された。2013年3月31日及び2014年3月31日現在の残高は9,709百万ルピー及び12,081百万ルピー（201.4百万米ドル）である。

2013年3月31日及び2014年3月31日現在、転換権それぞれ61百万ルピー及びゼロルピー並びに未償却の借入費用それぞれ119百万ルピー及び42百万ルピー（0.7百万米ドル）が、社債とともに連結財政状態計算書に含まれている。

注記19. 支払手形

支払手形の内訳は、以下のとおりである。

	3月31日現在		
	2013年	2014年	2014年
	(百万ルピー) (修正再表示)	(百万ルピー)	(百万米ドル)
貿易金融の取決めにに基づく債務	79,486	90,718	1,512.0
	79,486	90,718	1,512.0

支払手形は、当グループが購入した原材料に係る供給業者への支払について、金融機関から受ける信用供与からなる。当該取決めは、利息が課され、1年以内に支払われる。支払手形の公正価値と表示された帳簿価額との間に重要な差異はない。

注記20. 営業債務及びその他の債務

営業債務及びその他の債務の内訳は、以下のとおりである。

	3月31日現在		
	2013年	2014年	2014年
	(百万ルピー) (修正再表示)	(百万ルピー)	(百万米ドル)
営業債務	71,744	84,025	1,400.5
顧客からの前受金	2,506	3,408	56.8
関連会社に対する債務	18,701	27,024	450.4
資本的支出に関する借入	33,645	35,129	585.5
担保預り金及び支払保留金	12,612	10,362	172.7
アサルコの訴訟に係る債務[注記30(c)(i)参照]	4,501	4,973	82.8
その他の債務	13,485	16,740	279.0
	157,194	181,661	3,027.7

営業債務は、無利息であり、通常1日から180日の期間で決済される。営業債務及びその他の債務の公正価値と、表示された帳簿価額との間に重要な差異はない。その他の債務には、租税公課及びその他が含まれている。

注記21.引当金

	原状回復、復旧 及び環境(a)	その他(b)	合計	
	(百万ルピー)	(百万ルピー)	(百万ルピー)	
2012年4月1日現在（修正再表示）	11,198	2,948	14,146	
増加	1,383	412	1,795	
取崩	-	(299)	(299)	
割引の振戻し	717	-	717	
為替差額	23	(20)	3	
2013年3月31日現在（修正再表示）	13,321	3,041	16,362	
2013年3月31日現在の分類（修正再表示）				
流動	-	792	792	
非流動	13,321	2,249	15,570	
	13,321	3,041	16,362	

	原状回復、復旧 及び環境(a)	その他(b)	合計	合計
	(百万ルピー)	(百万ルピー)	(百万ルピー)	(百万米ドル)
2013年4月1日現在（修正再表示）	13,321	3,041	16,362	272.7
増加	224	154	378	6.3
取崩	-	(126)	(126)	(2.1)
割引の振戻し及び割引率変更の影響	213	-	213	3.6
為替差額	897	463	1,360	22.7
2014年3月31日現在	14,655	3,532	18,187	303.2
2014年3月31日現在の分類				
流動	358	768	1,126	18.8
非流動	14,297	2,764	17,061	284.4
	14,655	3,532	18,187	303.2

(a) 原状回復、復旧及び環境

原状回復、復旧、廃棄及び環境に対する引当金は、土地に係る法律、当社の採掘及びその他のライセンス並びに契約上の取決めにおいて示された条件に基づく義務を果たすために、将来生じると見込まれる費用についての当グループの最善の見積りを示している。インドにおける、主な原状回復、復旧及び環境に対する引当金は、油田での生産期間の終了時における生産設備用地の原状回復費用が発生すると見込まれる石油及びガスの現場に関する法的義務があるケアンで計上されている。これらの金額は、鉱山あるいは石油及びガスの現場の閉鎖時に支払うべきものであり、1年から26年の期間にわたって発生すると見込まれている。

(b) その他

その他の引当金は、当グループに対する一定の未解決の法律上、税務上及びその他の請求を解決するための費用に関する、将来の発生可能性に基づく当社の最善の見積りからなる。この引当金に関する資金流出の時期を合理的に決定することはできない。

また、当該引当金には、リセッションにおける解雇費用も含まれている。解雇費用に係る引当金は、鉱山の閉鎖時又は閉鎖前に雇用を終了した場合に従業員に支払われる。

注記22. その他の非流動負債

非流動負債の内訳は、以下のとおりである。

	3月31日現在		
	2013年	2014年	2014年
	(百万ルピー) (修正再表示)	(百万ルピー)	(百万米ドル)
担保預り金及び支払保留金	13,180	12,314	205.2
その他	—	262	4.4
	13,180	12,576	209.6

注記23. 従業員給付

当グループは確定拠出制度及び確定給付制度に加入している。これらの制度の資産（積立分）は独立して管理されている基金において保有されている。

確定拠出制度については、連結損益計算書に費用計上される金額は、その年度において拠出すべき掛金の合計額である。

確定給付年金制度については、該当する制度の給付費用は、毎年、各制度別に年度末に、独立した有資格の保険数理人によって、数理計算上の予測単位積増方式を使用して保険数理評価が決定される。期中に発生した数理計算上の差異はすべて発生した年度の連結損益計算書において認識される。

確定拠出制度

当グループは、2012年、2013年及び2014年3月31日終了年度に、それぞれ総額1,116百万ルピー、1,159百万ルピー及び1,449百万ルピー(25.0百万米ドル)を、以下の確定拠出制度に拠出した。

中央プロビデント基金

インドのプロビデント基金法に従って、従業員はプロビデント基金に基づく給付を受取る資格がある。従業員及び雇用主の両方は、毎月、従業員の基本給の所定の割合(2014年度は12.0%)を制度に拠出する。全従業員は、任意で追加拠出する選択権を有する。この拠出は、インド政府が運営管理する基金(GOI)又は独立管理の認可された基金に対して行われる。GOIが管理する基金の下では、当グループは発生期間に連結損益計算書に費用計上される月次の拠出以上の義務を負わない。独立管理の認可された基金の実際運用収益が、州によって保証されているリターンに不足することがあれば、雇用主によって掛金拠出が行われる。2013年及び2014年3月31日終了年度において、そのような独立管理の認可された基金の実際運用収益の不足はなかった。給付金は、当グループからの退職又は辞職時に従業員に支払われる。

退職年金

退職年金(インドにおいて適用される別の年金制度)は、上級管理職にのみ適用される。SSL及び各該当インド子会社はライフ・インシュアランス・コーポレーション・オブ・インド(以下「LIC」という。)の保険に加入し、それに対してこれらの企業各社は退職年金に関連付けられた一定額を拠出する。行われた拠出を考慮して、LICが要求に応じて養老年金を支払う。この制度の下では、当グループは発生期間に連結損益計算書に費用計上される月次の拠出以上の義務を負わない。

オーストラリアの年金制度

当グループはまた、オーストラリアにおいて、確定拠出退職年金制度に加入している。従業員の給料の一定率の退職年金基金への拠出は、オーストラリアでは法律で定められている。雇用主は、従業員が選択した基金に、従業員が業界の取決めによってカバーされている場合は従業員の報酬総額の9.25%を、他のすべての従業員については基本報酬の12.25%を拠出する。全従業員は、追加で任意に拠出することができる。この制度の下では、当グループは発生期間に連結損益計算書に費用計上される月次の拠出以上の義務を負わない。

スコーピオン・ジンク・プロビデント基金(ナミビア)

スコーピオン・ジンク・プロビデント基金は確定拠出基金であり、60歳未満の全ての常勤の従業員の加入が義務付けられている。当グループは毎月、年金受給対象給与の定率8%を当該基金へ拠出し、一方、従業員は7%（通常の拠出に加え最大12%まで追加拠出できるオプション付）を拠出する。

当該基金は、会員の基金残高と同額が支給される就業不能保険及び退職前に死亡した場合に年給の2倍が支給される死亡保険を提供している。

ブラック・マウンテン(Pty)リミテッド、南アフリカ年金及びプロビデント基金

BMMは、公認の金融サービス業者であるアレキサンダー・フォースによって管理されている二つの退職基金を有している。両基金はアレキサンダー・フォース傘下の基金の一部を形成している確定拠出基金である。当該基金は、全ての適格な従業員に対して退職及び死亡給付金を支給することを目的としている。両基金制度は、その従業員のための確定拠出制度であり、当年度に拠出された又は拠出すべき掛金は、純損益に費用計上される。当グループは、上級管理者の地位までは10.5%、その他に対しては15%の固定割合を拠出する。

リシーン鉱山、アイルランド年金基金

リシーンは、全従業員のための確定拠出年金制度に加入している。当該制度はリシーンに従業員の基本年給の5%の拠出を求めており、従業員も基本年給の5%の拠出が求められている。管理職向けの制度の条件では、リシーン及び個人ともにそれぞれ15%を拠出する。また、従業員は、一定の制限を条件に任意で追加拠出できる。リシーンの拠出は、従業員の雇用終了又は定年65歳の到達のいずれかが生じるまで続けられる。

確定給付制度

退職後医療給付：

当グループは、BMMの従業員向けに退職後医療給付制度を有している。年度末に行われる数理計算上の評価に基づいて、給付債務の全額に対して引当金が認識される。当該制度においては積立てが行なわれていない。2013年3月31日及び2014年3月31日現在のBMMの退職後医療給付に関連する債務は、それぞれ339百万ルピー及び324百万ルピー（5.4百万米ドル）である。この制度に基づく債務は積立てを行っていない。当グループはこれらの金額に重要性はないと考えているため、IAS第19号（2011年版）「従業員給付」で要求されている追加的な開示は提供していない。

慰労金制度

1972年慰労金支払法に従って、SSL及びそのインドの子会社は、一定の範囲の従業員を対象とする確定給付制度(以下「慰労金制度」という。)に拠出している。慰労金制度は、受給権が確定した従業員に対し、退職、障害又は雇用終了時に、各従業員の最終給与及び勤続年数に基づく一時金を支払う。

年度末に行われる数理計算上の評価に基づいて、慰労金制度の保有基金を超える給付債務の全額に対して引当金が認識される。慰労金制度がない場合は、全額に対する引当金が連結財政状態計算書に認識される。

主な数理計算上の仮定

確定給付債務の現在価値の決定に使用された主な数理計算上の仮定は、以下のとおりである。

	2012年3月31日 終了年度 (修正再表示)	2013年3月31日 終了年度 (修正再表示)	2014年3月31日 終了年度
割引率	8%－9%	8%	9%－9.1%
対象となる従業員の予想昇給率	3%－10.0%	3%－12.0%	3%－12.0%

インドでは、生命表を用いて貸借対照表の末日において60歳の人が余命19年と仮定している。

インド企業の死亡率に関する仮定はインドアクチュアリー協会が発行する「インド保証生命表（2006-2008）」を基にしている。

連結財政状態計算書の認識された金額の内訳は以下のとおりである。

	2012年3月31日 終了年度 (百万ルピー) (修正再表示)	2013年3月31日 終了年度 (百万ルピー) (修正再表示)	2014年3月31日 終了年度 (百万ルピー)	2014年3月31日 終了年度 (百万米ドル)
制度資産の公正価値	2,417	2,521	2,754	45.9
確定給付債務の現在価値	(3,983)	(4,352)	(4,439)	(74.0)
確定給付債務から生じる純負債	(1,566)	(1,831)	(1,685)	(28.1)

以下の表は、年金制度について連結損益計算書に認識された金額の内訳を示している。

	2012年3月31日 終了年度 (百万ルピー) (修正再表示)	2013年3月31日終 了年度 (百万ルピー) (修正再表示)	2014年3月31日 終了年度 (百万ルピー)	2014年3月31日 終了年度 (百万米ドル)
当期勤務費用	194	251	260	4.3
利息費用	137	130	138	2.3
連結損益計算書に計上された費用合計	331	381	398	6.6

確定給付年金制度に関して連結包括利益計算書に認識された金額は、以下のとおりである。

	2012年3月31日 終了年度 (百万ルピー) (修正再表示)	2013年3月31日終 了年度 (百万ルピー) (修正再表示)	2014年3月31日 終了年度 (百万ルピー)	2014年3月31日 終了年度 (百万米ドル)
確定給付債務（純額）の再測定：－				
人員の仮定の変動による数理計算上の差 （益）/損	-	-	(7)	(0.1)
財務上の仮定の変動による数理計算上の差 （益）/損	(11)	26	(260)	(4.4)
実績調整による数理計算上の差（益）/損	288	351	412	6.9
制度資産に係る収益（利息純費用に含まれる 金額を除く）	(56)	(31)	(47)	(0.8)
確定給付負債（資産）の再測定	221	346	98	1.6

確定給付債務の現在価値の変動につき、2014年3月31日終了年度における増減は以下のとおりであった。

	2012年3月31日 終了年度 (百万ルピー) (修正再表示)	2013年3月31日 終了年度 (百万ルピー) (修正再表示)	2014年3月31日 終了年度 (百万ルピー)	2014年3月31日 終了年度 (百万米ドル)
4月1日現在	(3,434)	(3,983)	(4,352)	(72.5)
取得時	(245)	-	-	-
当期勤務費用	(194)	(251)	(260)	(4.3)
給付支払額	443	581	666	11.0
制度負債に対する利息費用	(276)	(322)	(348)	(5.8)
人口統計上の仮定の変動による数理計算上の差 益/(損)	-	-	7	0.1
財務上の仮定の変動による数理計算上の差益/ (損)	11	(26)	260	4.4
実績調整による数理計算上の差益/(損)	(288)	(351)	(412)	(6.9)
3月31日現在	(3,983)	(4,352)	(4,439)	(74.0)

制度資産の公正価値の2014年3月31日終了年度における増減は以下のとおりである。

	2012年3月31日 終了年度 (百万ルピー) (修正再表示)	2013年3月31日 終了年度 (百万ルピー) (修正再表示)	2014年3月31日 終了年度 (百万ルピー)	2014年3月31日 終了年度 (百万米ドル)
4月1日現在	1,735	2,417	2,521	42.0
取得時	169	-	-	-
掛金受取額	692	375	535	8.9
給付支払額	(374)	(494)	(559)	(9.3)
制度資産に係る収益（利息純費用に含まれる金 額を除く）から生じる再測定による利益/(損)	56	31	47	0.8
受取利息	139	192	210	3.5
3月31日現在	2,417	2,521	2,754	45.9

資産の種類別	制度資産の配分 (%)			
	LIC		ICICI	
	3月31日現在		3月31日現在	
	2013年	2014年	2013年	2014年
国債	43.4	46.6	-	-
社債／債券	42.8	34.6	9.0	9.0
資本性金融商品	5.2	4.6	6.0	6.0
固定性預金	8.4	14.2	25.0	25.0
マネー・マーケット金融商品	0.2	0.0	60.0	60.0
	100.0	100.0	100.0	100.0

制度資産に係る収益の実績は、2012年、2013年及び2014年3月31日に終了した事業年度でそれぞれ195百万ルピー、223百万ルピー、及び257百万ルピー（4.3百万米ドル）であった。

確定給付債務の加重平均期間は、2012年、2013年及び2014年3月31日に終了した事業年度でそれぞれ11.68年、11.27年及び11.50年である。

当グループは、2015事業年度において積立てを行っている確定給付制度に対し274百万ルピー（4.6百万米ドル）を拠出する予定である。

感応度分析

以下の表は、確定給付債務の決定に関する重要な数理計算上の仮定に対する感応度分析であり、他の全ての仮定を一定とみなした場合に報告期間中に発生するそれぞれの仮定の合理的に可能な変動を基にしている。

	確定給付債務の増加/（減少）	
	百万ルピー	
割引率		
0.50%の増加		(2.0)
0.50%の減少		2.2
対象従業員の報酬レベルの予想増加率		
0.50%の増加		2.1
0.50%の減少		(2.0)

上記感応度分析は、仮定の変動がそれぞれ単独で生じるのではなく相互に関係しあって生じる可能性があるため、実際の給付債務を表していない可能性がある。

さらに、上記感応度分析を示すに当たり、報告期間末における確定給付債務の現在価値は、予測単位積増方式で算出された。これは連結財政状態計算書に認識された確定債務を算出した際に適用した方法と同じである。

リスク分析

当グループは確定給付制度に係るいくつかのリスクに晒されている。確定給付制度に関連する最も重要なリスク及び経営陣のこれらリスクの影響の見積は下記のとおりである。

投資リスク

インドにおける確定給付制度の殆どはライフ・インシュアランス・コーポレーション・オブ・インドで積立を行っている。当グループはライフ・インシュアランス・コーポレーション・オブ・インドでの積立てに対し、いかなる管理権限も有さない。

インドのグループ企業に関して、確定給付債務の現在価値は、インド政府の国債の利率に基づき決定された割引率を用いて算出されている。仮に制度資産からの収益率がこの割引率を下回った場合、積立不足が生じる。

固有のリスク

制度資産の利率の低下は、制度負債の増加につながる。

寿命に係るリスク/平均余命

確定給付制度の負債の現在価値は、制度参加者の雇用期間中及び雇用終了時における死亡率の最善の見積を用いて算出される。制度参加者の平均余命の増加は制度負債の増加につながる。

昇給リスク

確定給付制度の負債の現在価値は、制度参加者の将来の給与を用いて算出される。制度参加者の給与の増加は、制度負債の増加につながる。

[次へ](#)

注記24. 金融商品

このセクションは、当グループの金融商品の重要性の概観を示し、連結財政状態計算書に対する追加情報を提供している。各クラスの金融資産、金融負債及び資本性金融商品に関する認識基準、測定的基础並びに収益及び費用の認識基準を含む重要な会計方針の詳細は注記2及び3に開示されている。

金融資産及び負債：

以下の表は、2013年及び2014年3月31日現在の金融資産及び負債の各カテゴリーの帳簿価額及び公正価値を表示している。

2013年3月31日現在（修正再表示）							
（百万ルピー）							
金融資産	現金	トレー ディング 目的保有	貸付金及 び債権	売却可能 金融資産	ヘッジ目 的で使用 されるデ リバティ ブ	帳簿価額 合計	公正価値 合計
金融資産投資							
一公正価値	—	—	—	1,212	—	1,212	1,212
その他の非流動資産	—	—	7,415	—	—	7,415	6,638
営業債権及びその他の 債権	—	—	108,326	—	—	108,326	108,326
短期投資							
一銀行預金	—	—	149,947	—	—	149,947	149,947
一その他の投資	—	258,224	—	—	—	258,224	258,224
デリバティブ金融資産	—	—	—	—	1,057	1,057	1,057
現金及び現金同等物 （制限付現金を含む）	15,905	—	—	—	—	15,905	15,905
	15,905	258,224	265,688	1,212	1,057	542,086	541,309

連結財政状態計算書及び注記14「営業債権及びその他の債権」には、金融資産でないため上表から除かれている政府当局に対する残高8,107百万ルピー、前払金2,150百万ルピー、供給業者に対する前渡金9,536百万ルピー及び未収請求及びその他の債権3,408百万ルピーが含まれている。

連結財政状態計算書及び注記12「その他の非流動資産」には、金融資産でないため上表から除かれている政府当局に対する残高3,106百万ルピーが含まれている。

2013年3月31日現在（修正再表示）					
（百万ルピー）					
金融負債	ヘッジ目的で 使用されない デリバティブ	ヘッジ目的で 使用されるデ リバティブ	償却原価	帳簿価額 合計	公正価値 合計
借入債務					
一短期	—	—	178,413	178,413	178,413
一長期（転換社債を除く）	—	—	489,248	489,248	497,681
一転換社債	61	—	33,729	33,790	38,616
支払手形	—	—	79,486	79,486	79,486
営業債務及びその他の債務	—	—	146,375	146,375	146,375

デリバティブ金融負債	—	3,687	—	3,687	3,687
合計	61	3,687	927,251	930,999	944,258

連結財政状態計算書及び注記20「営業債務及びその他の債務」には、金融負債でないため上表から除かれている顧客からの前受金2,506百万ルピー、及び政府当局に対する残高3,392百万ルピー、その他の従業員給付3,496百万ルピー、最高裁判所により命じられた賠償金に対する債務1,000百万ルピー及びその他の債務425百万ルピーを含むその他の債務が含まれている。

2014年3月31日現在

金融資産	(百万ルピー)					(百万米ドル)			
	現金	トレー ディング 目的保有	貸付金及 び債権	売却可能 金融資産	ヘッジ目 的で使用 されるデ リバティ ブ	帳簿価額 合計	公正価値 合計	帳簿価額 合計	公正価値 合計
金融資産投資									
一公正価値	—	—	—	111	—	111	111	1.9	1.9
その他の非流動資産	—	—	8,339	—	—	8,339	8,293	139.0	138.2
営業債権及びその他の 債権	—	—	76,717	—	—	76,717	76,717	1,278.6	1,278.6
短期投資									
一銀行預金	—	—	115,339	—	—	115,339	115,339	1,922.3	1,922.3
一その他の投資	—	402,676	—	—	—	402,676	402,676	6,711.3	6,711.3
デリバティブ金融資産	—	—	—	—	3,235	3,235	3,235	53.9	53.9
現金及び現金同等物 (制限付現金を含む)	15,423	—	—	—	—	15,423	15,423	257.1	257.1
合計	15,423	402,676	200,395	111	3,235	621,840	621,794	10,364.1	10,363.3

連結財政状態計算書及び注記14「営業債権及びその他の債権」には、金融資産でないため上表から除かれている政府当局に対する残高6,360百万ルピー（106.0百万米ドル）、前払金1,380百万ルピー（23.0百万米ドル）、供給業者に対する前渡金6,957百万ルピー（116.0百万米ドル）及び未収請求及びその他の債権5,001百万ルピー（83.3百万米ドル）が含まれている。

連結財政状態計算書及び注記12「その他の非流動資産」には、金融資産でないため上表から除かれている政府当局に対する残高4,114百万ルピー（68.6百万米ドル）、未収請求及びその他の債権362百万ルピー（6.1百万米ドル）が含まれている。

2014年3月31日現在

金融負債	ヘッジ目的で 使用されるデ リバティブ	(百万ルピー)			(百万米ドル)	
		償却原価	帳簿価額 合計	公正価値 合計	帳簿価額 合計	公正価値 合計
借入債務						
－短期（転換社債を除く）	－	120,937	120,937	120,937	2,015.6	2,015.6
－長期	－	547,375	547,375	545,219	9,122.9	9,087.0
－転換社債	－	40,791	40,791	43,281	679.9	721.3
支払手形	－	90,718	90,718	90,718	1,512.0	1,512.0
営業債務及びその他の債務	－	167,721	167,721	167,721	2,795.3	2,795.3
デリバティブ金融負債	9,195	－	9,195	9,195	153.2	153.2
合計	9,195	967,542	976,737	977,071	16,278.9	16,284.4

連結財政状態計算書及び注記20「営業債務及びその他の債務」には、金融負債でないため上表から除かれている顧客からの前受金3,408百万ルピー（56.8百万米ドル）、及び政府当局に対する残高3,646百万ルピー（60.8百万米ドル）、その他の従業員給付2,991百万ルピー（49.9百万米ドル）及び預り保証金及びその他の債務3,895百万ルピー（64.9百万米ドル）を含むその他の債務が含まれている。

公正価値の階層

当グループは、金融商品の公正価値を評価技法により決定及び開示するに当たり以下の階層を使用している。

レベル1：同一の資産又は負債の活発な市場における相場価格（未調整）。

レベル2：当該資産又は負債に係る、レベル1に含まれる相場価格以外の直接的（すなわち、価格として）又は間接的（すなわち、価格から導出される）に観察可能なインプット。

レベル3：当該資産又は負債に係る、観察可能な市場データに基づかないインプット（観察不能なインプット）。

IFRS13 公正価値測定の適用は当期の金融デリバティブ商品の評価方法に対して僅かな変更をいくつかもたらしめている。取引相手先の、契約上の財務的な義務の不履行から生ずる信用リスク、例えば、クレジット・バリュー・アジャストメント（CVA）やデビット・バリュー・アジャストメント（DVA）をデリバティブの公正価値の中で調整している。CVA/DVAの正味の影響額は、2014年3月31日に終了した年度においては、101百万ルピーの利益となった。信用リスクの変化に帰属する金融デリバティブ商品の公正価値の変化は、2014年3月31日に終了した年度においては、101百万ルピーの公正価値の減少となった。

以下の表は、公正価値で測定された2013年及び2014年3月31日現在の金融資産及び負債のカテゴリーを要約したものである。

2013年3月31日現在（修正再表示）	（レベル1）	（レベル2）	（レベル3）
	（百万ルピー）		
金融資産			
純損益を通じて公正価値で測定			
－トレーディング目的 保有	258,224	－	－
－デリバティブ金融資産			
－コモディティ契約	925	－	－
－為替予約	－	132	－

売却可能投資

ー公正価値で保有する 金融資産投資	112	—	1,100
	259,261	132	1,100

金融負債

純損益を通じて公正価値で測定

ーデリバティブ金融負債

ー通貨スワップ	—	654	—
ー金利スワップ	—	1,282	—
ー為替予約	—	1,569	—
ー為替予約（在外営業事業体への純 投資）	—	182	—
ー転換社債に係る組込 デリバティブ	—	—	61
	—	3,687	61

2014年3月31日現在	(レベル1)	(レベル2)	(レベル3)	(レベル1)	(レベル2)	(レベル3)
	(百万ルピー)			(百万米ドル)		
金融資産						
純損益を通じて公正価値 で測定						
ートレーディング目的 保有	402,676	—	—	6,711.3	—	—
ーデリバティブ金融資産	—	—	—	—	—	—
ーコモディティ契約	402	—	—	6.7	—	—
ー為替予約	—	915	—	—	15.2	—
ー為替予約（在外営業事 業体への純投資）	—	1,918	—	—	32.0	—
売却可能投資						
ー公正価値で保有する 金融資産投資	111	—	—	1.9	—	—
	403,189	2,833	—	6,719.9	47.2	—
金融負債						
純損益を通じて公正価値 で測定						
ーデリバティブ金融負債						
ー金利スワップ	—	1,725	—	—	28.8	—
ーコモディティ契約	86	—	—	1.4	—	—
ー為替予約	—	7,384	—	—	123.0	—
	86	9,109	—	1.4	151.8	—

転換社債に係る組込デリバティブの公正価値の変動（レベル３項目）：

3月31日現在	2013 (百万ルピー)	2014 (百万ルピー)	2014 (百万米ドル)
4月1日現在	1,499	61	1.0
連結損益計算書に貸方記帳されたもの（注記6金融及びその他の費用を参照）	(1,438)	(61)	(1.0)
3月31日現在	61	—	—

金融資産投資の公正価値評価による変動（レベル３項目）：

3月31日現在	2014 (百万ルピー)	2014 (百万米ドル)
4月1日現在	116	2.1
当期に処理されたもの	(116)	(2.1)
3月31日現在	—	—

以下の表は、2013年及び2014年3月31日現在償却原価で計上されている金融負債の公正価値を要約したものである。

2013年 3 月31日現在	(レベル 2)	
	(百万ルピー)	
金融負債		
償却原価で測定		
－長期借入債務（転換社債を除く）	497,681	
－転換社債	38,616	
	536,297	
2014年 3 月31日現在	(レベル 2)	(レベル 2)
	(百万ルピー)	(百万米ドル)
金融負債		
償却原価で測定		
－長期借入債務	545,219	9,087.0
－転換社債	43,281	721.3
	588,500	9,808.3

金融資産及び負債の公正価値は、自発的な取引相手先との現在の取引において当該商品が交換又は決済されうる金額により含められている。

以下の方法及び仮定が公正価値の見積りに使用された。

- ・活発な市場で取引される短期の市場性ある有価証券は、金融機関の呼値を参照して決定される。例えば、投資信託会社が公表する、投資信託に対する投資の純資産価値（NAV）がある。
- ・営業債権及びその他の債権（政府預け金及びその他の前払金を除く）、営業債務及びその他の債務並びに短期借入債務は、主にこれらの商品が短期間で満期となるため帳簿価額に近似している。

- ・非流動の金融資産及び金融負債は、帳簿価額が公正価値に近似しているか、適切な信用スプレッド調整後のリスク・フリー収益率と等しい割引率を使用した割引後見積将来キャッシュ・フローによって公正価値が見積られる。
- ・長期の固定利付及び変動利付借入債務の公正価値は、金利、特定のントリー・リスク要因及び資金提供対象プロジェクトのリスク特性等のパラメータに基づき当グループが決定している。その結果、2013年及び2014年3月31日現在の転換社債の公正価値は38,616百万ルピー及び43,281百万ルピー（721.3百万米ドル）であった。その他のすべての長期固定利付及び変動利付借入債務については、帳簿価額が公正価値に近似しているか、適切な信用スプレッド調整後のリスク・フリー収益率と等しい割引率を使用した割引後見積将来キャッシュ・フローによって公正価値が見積られる。転換社債の組込デリバティブ負債の公正価値は「補助的逆二項分布ツリー方式」を使用し、2013年及び2014年3月31日現在でそれぞれ以下の重要な仮定を使用して算定された。
 - ・インプライド・ボラティリティ 2014年3月31日現在48.46%及び69.64%、2013年3月31日現在33.6%及び30.2%
 - ・2014年3月31日現在、株価 8.54米ドル及びADS価格 12.42米ドル及び2013年3月31日現在、株価2.85米ドル及びADS価格 6.98米ドル
- ・相場のある売却可能金融資産投資：公正価値は、活発な市場における取引市場価格から導出される。相場のない投資は、HZLのアンドラ・プラデシュ・ガス・パワー・コーポレーション・リミテッド（APGPCL）の普通株式資本に対する投資を表しており、APGPCLに対する全ての株式投資を売却する、買い手との売買契約に基づいた契約金額1,100百万ルピー（18.2百万米ドル）の公正価値で計上されていた。当該売却は2013年4月13日に行われ、結果、前年度に連結その他包括利益計算書に計上されていた公正価値評価による評価益116百万ルピーは当年度において連結損益計算書にリサイクルされている。
- ・デリバティブ契約：当グループは、様々な契約相手先（主に投資適格の信用格付を備えた金融機関）とデリバティブ契約を締結している。為替予約と金利スワップは、市場の観察可能なインプットを伴う評価技法を使用して評価される。当該デリバティブに関して最も頻繁に適用される評価技法には、現在価値計算、直物為替及び先渡プレミアム・レートを使用した先渡価格設定が含まれる。コモディティ契約は、上場金属取引所（すなわち、英国（U.K.）のロンドン金属取引所（LME））で活発に取引されているコモディティの先渡LMEレートを使用して評価される。

契約相手先の信用リスクの変動は、ヘッジ関係に指定されたデリバティブのヘッジの有効性の評価及び公正価値で認識するその他の金融商品の価値に重要な影響を与えなかった。

2014年3月31日現在の公正価値の見積額は、それぞれの日現在で測定されている。そのため、各報告日後のこれらの金融商品の公正価値は、各年度末現在で報告された金額と異なる可能性がある。当年度中において、レベル1とレベル2の間の振替はなかった。

リスク管理

当グループの事業は、財務リスクを含む様々なリスク及び不確実性に左右される。

当グループの文書化されたリスク管理方針は、日々の業務の過程で事業がさらされる様々な財務リスクの削減に効果的な手段として機能している。リスク管理方針は、流動性リスク、コモディティ価格リスク、為替リスク、金利リスク、契約相手先の信用リスク及び信用リスクの集中、並びに資本管理等の領域をカバーしている。リスクは、全社（コーポレート）レベル及び個々の子会社レベルの上級管理者及び事業管理者が積極的に関与する正式なリスク管理プログラムを通じて識別される。当グループの各事業子会社は、当グループの方針に従った適切なリスク管理手続を整備している。重要なリスクのそれぞれについては、当グループ内の適切な上級管理者レベルの指定された「所有者（owner）」が置かれている。リスクによる潜在的な財務上の影響及び負の結果が生じる可能性は定期的に更新される。リスク管理手続は、経営保証本部が取りまとめ、当グループの監査委員会により定期的にレビューされる。重要な業務上の意思決定は、当グループの取締役会から権限を委譲された諮問委員会である執行委員会の月次会議で検討される。同委員会は、意思決定に関して取締役会に対する助言的機能を果たす。財務リスク管理を含む全体的な内部統制環境及びリスク管理プログラムは、取締役会を代表して監査委員会によりレビューされる。

リスク管理フレームワークは以下を目的としている。

- ・財務リスクに対する意識及びリスクの透明性の向上
- ・主要なリスクの識別、統制及び監視
- ・リスクの累積の識別
- ・当グループのリスク状況に関する信頼性ある情報の経営者への提供
- ・財務上の利益の改善

資金管理

当グループの財務本部は、事業にサービスを提供し、国内及び国際金融市場へのアクセスを調整し、リスクの程度及び規模別にエクスポージャーを分析した内部のリスク報告書を通じて当グループの事業に関連する財務リスクを監視及び管理している。これらのリスクには市場リスク（通貨リスク、公正価値金利リスク及び価格リスクを含む）、信用リスク、流動性リスク及びキャッシュ・フロー金利リスクが含まれる。

資金管理は、資本の保護、流動性の維持及び利回りの最大化に焦点を置いている。資金政策は取締役会に承認され、これらの政策の遵守は執行委員会の会議で厳格に監視されている。子会社の日々の資金業務は、全体的な当グループの資金政策フレームワーク内で、それぞれの財務部によって管理されている。戦略的な資金構想を含む長期の資金調達本部が担当するが、日常の運転資金需要のための短期の資金調達は子会社に任されている。投資並びに債券、通貨、コモディティ及び金利のデリバティブを上級管理者に報告するための月次報告制度が存在する。当グループは、当グループの政策への遵守を有効に監視することのできる強力な内部統制システムを有している。当該内部統制の諸対策は、定期的な内部監査により有効に補完されている。

当グループ及びインド事業体の投資ポートフォリオはCRISILによって独立してレビューされており、当該ポートフォリオは「非常によい（Very Good）」として格付けされている。

当グループは、為替レート、金利及びコモディティ価格の変動へのエクスポージャーの管理の一環としてデリバティブ商品を使用している。当グループは、トレーディング又は投機目的ではデリバティブ金融商品を取得も発行もしない。当グループは、資金及びコモディティのリスクを管理する目的で複雑なデリバティブ取引を締結することはしない。資金及びコモディティのデリバティブ取引は、いずれも通常、先渡契約及び金利・通貨スワップの形態であり、当社の指針及び方針に従っている。金利スワップは固定と変動金利間のバランスをとるために行われており、通貨スワップはもともと非米ドル通貨への当グループのエクスポージャーをインドルピー（INR）に転嫁するために行われている。

コモディティ価格リスク

当グループは、ロンドン金属取引所（London Metal Exchange）のベースメタル・コモディティの変動にさらされている。当グループが製造販売しているベースメタルの価格の下落は該当事業の収益性に即時に直接影響を与える。全般的な政策として、当グループは一般市場価格で製品を販売することを目指している。当グループは、可能な限り有利な契約条項によって価格リスクを緩和することに努めている。当グループはコモディティのヘッジ取引のため、デリバティブを限定的に使用している。ヘッジは主としてリスク管理手段として使用されており、ボラティリティが高い場合には、将来のキャッシュ・フローを担保するために、先渡契約又は類似の商品によるヘッジが行われることがある。ヘッジ取引のためのデリバティブは、取締役会が設けた厳しい制限及び厳しく定義された内部統制及びモニタリング手法に従っている。コモディティのヘッジに関する意思決定は、執行委員会レベルで行われ、子会社での導入に際しては明確に規定されたガイドラインに従うものとされている。

コモディティ価格リスクを伴う金融商品は、以下の活動に関連して締結されている。

- ・コモディティ契約に関して実現される価格の経済的ヘッジ
- ・現物契約の購入又は売却
- ・発生の可能性が高い予定取引に係る収益のキャッシュ・フロー・ヘッジ

アルミニウム

主要な原材料、アルミニウム、の必要量は部分的には自身の産地から調達し、残りを主に交渉した価格で購入している。販売価格はLME価格に連動する。現在、当グループは、選択的に、外部調達したアルミナに含有されているアルミニウムについて、利益を確保するためにヘッジを行っている。

更に、当グループは、月間でLME価格での販売実現するために、アルミニウム販売のためのヘッジ・アレンジメントも締結している。

銅

当グループのトゥティコリンにおける受注銅精錬事業は、精鉱購入のための値決期間と銅完成品販売の値決期間が一致しない場合を除き自然にヘッジされている。当グループの受注精錬事業の方針は、処理手数料／精錬手数料（以下「TcRc」という。）、加工費の最小化、銅完成品販売における対LMEのプレミアムの創出、副産物の販売、及び国内販売における輸入平衡価格（パリティ）の達成により、利幅を生み出すことである。したがって、値決期間の不一致は、利得又は損失を最小限にするよう積極的に管理されている。当グループは、LME価格の変動をヘッジしており、銅精鉱の購入と完成品の販売（両方ともLME価格に連動している）の間に、LME価格を中立な原価にするよう努めている。また、当グループは、受け取った銅の含有量に対して支払った金額と、製造工程において回収した銅との間の差異、いわゆる「無償の銅」からも利益を得ている。

当グループのオーストラリアのタスマニア銅山は、トゥティコリンの受注銅精錬所の必要量の約5.1%を当年度の供給した。したがって、TcRcが、インドの銅精錬事業の主要な収益源である。TcRcの変動は、鉱山生産物に関する市場の支配的な需給状況を含む諸要因から影響を受ける。当グループの銅事業は、精鉱の必要供給量の大部分を、鉱山との長期契約によって確保する戦略を有している。

亜鉛（インド）

亜鉛及び鉛の販売価格はLME価格に連動する。当グループは顧客と長期ボリューム・コントラクト（Volume Contracts）を結んでいる場合があり、その契約では販売価格は出荷時の一般的なLME価格に連動している。当グループは、先渡契約又はその他の商品によってインド事業における注文生産（カスタム・プロダクション）のヘッジを行なっている。亜鉛及び鉛の原材料はインドで採掘される。

亜鉛（インターナショナル）

亜鉛及び鉛の原材料はナミビア、南アフリカ及びアイルランドで採掘され、販売価格はLME価格に連動する。

鉄鉱石

鉄鉱石はインドで採掘される。当グループは鉄鉱石の大部分を国際価格に基づいたインデックス（Index）で輸出している。この点、スポット契約の場合、価格は契約日の一般的なインデックス価格に基づいて固定であり、長期契約の場合、価格は船積日前の四半期/週の価格を平均することで算出される。インド国内市場での鉄鉱石の価格は、国際価格に連動する傾向にある。契約価格は、政府所有の代理店、NMDCにより決定されている。当該機関は、通常、ラグタイムはあるものの、国際価格に同調するように国内価格を上げることにより、国際価格の安定的な上昇への対応を行っている。

当グループはこれまで鉄鉱石のコモディティをヘッジするためにデリバティブを用いていない。

石油及びガス

様々な原油の価格は、Dated Brent、West Texas Intermediate及びDubai/Oman等のような主要な実際の原油ベンチマークに基づいている。国際的に取引されている世界の原油の60%以上はDated Brentに対して値が付けられている。原油価格は需要と供給のような市場要因に基づいて変動する。地域製造者は、様々な等級の品質の違いや競争優位性（Competitiveness）に基づきベンチマークに対してプレミアムまたはディスカウントを付けた原油ベンチマークに基づき自分達の原油の価格を設定している。

天然ガス市場は重要な地域市場でそれぞれに展開されている。天然ガスは単一のグローバル市場を有していない。これは原油に比較して長距離にわたる大規模な輸送が難しいことに起因する。世界的に、米国（Henry Hub Prices）、英国（NBP Price）及び日本（輸入ガス価格、ほぼ原油に連動する）が天然ガスの価格設定のための3つの主要地域ハブとなっている。

以下の表は、2013年度及び2014年度の数量、原価及び為替レートに基づき、LME / LBMA、石油及び鉄鉱石価格の10%の変動が与える影響を示しており、他のすべての変数を一定と仮定した場合の営業利益に与える影響の見積額を示している。

価格10%の変動

営業利益の変動

	2013年度	2014年度	2014年度
	(百万ルピー)	(百万ルピー)	(百万米ドル)
銅	1,562	1,322	22.0
亜鉛（インド）	9,887	10,794	179.9
亜鉛（インターナショナル）	4,262	3,888	64.8
アルミニウム	6,970	6,637	110.6
石油	16,372	16,738	279.0
鉄鉱石	1,078	4	0.1
合計	40,131	39,383	656.4

LME / LBMA価格10%の変動が純利益及び資本に与える影響は、36,559百万ルピー（609.3百万米ドル）である。

なお、SSL Copperの受注精錬事業における暫定的に価格決定される銅精鉱の購入に関する銅のLME変動による影響は、事実上通過してしまうため収益性に影響を与えない。

財務リスク

当グループの取締役会は、流動性、通貨、金利及び契約相手方リスクからなる財務リスク方針を承認した。当グループは投機的資金活動は行わないが、実績ある金融商品を通じてリスクを管理し、金利及びコモディティ価格を最適化するよう努めている。

(a)流動性

当グループは、短期の事業上の必要性及び、主に成長プロジェクトにおける長期の投資計画の両方で資金を必要としている。当グループは、現行の事業から十分なキャッシュ・フローを創出しており、これは、利用可能な現金及び現金同等物並びに短期投資と共に、短期及び長期の両方の流動性を供給している。

CRISILによるSSLの現在の格付は、長期格付がCRISIL AA+／安定的、短期プログラムの格付がCRISIL A1+である。これらの格付は、必要な財務レバレッジ及び競争力の高い条件での債券又は資本市場へのアクセスのサポートになっている。当グループは通常、健全な正味負債資本比率を維持しており、必要に応じてこの比率を変更する資金調達構造の柔軟性を保持している。

財政状態計算書日から契約上の満期日までの残存期間に基づく当グループの金融負債の期限プロファイルは以下の表のとおりである。この数値は、当グループの割引前の約定金銭債務の額を反映している。

2013年3月31日現在の 支払期限（修正再表示）	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 5年未満	5年以上	合計
（百万ルピー）					
支払手形	79,486	—	—	—	79,486
営業債務及びその他の債務	146,375	—	—	—	146,375
借入債務（転換社債以外）	178,837	37,909	330,704	123,539	670,989
転換社債	—	38,987	—	—	38,987
デリバティブ負債	2,398	90	1,199	—	3,687
	407,096	76,986	331,903	123,539	939,524

2014年3月31日現在の 支払期限	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 5年未満	5年以上	合計
（百万ルピー）					
支払手形	90,718	—	—	—	90,718
営業債務及びその他の債務	167,721	—	—	—	167,721
借入債務（転換社債以外）	121,890	53,703	356,884	139,096	671,573
転換社債	43,080	—	—	—	43,080
デリバティブ負債	7,550	816	829	—	9,195
	430,959	54,519	357,713	139,096	982,287
百万米ドル	7,182.7	908.6	5,961.9	2,318.3	16,371.5

下記の通り、2013年3月31日現在、当グループは493,315百万ルピーの与信枠を有しており、このうち152,887百万ルピーは未引出であった。

与信枠	与信枠合計	引出済	未引出
（百万ルピー）			
1年未満	449,708	312,069	137,639
1年以上2年未満	5,040	4,108	932
2年以上5年未満 及び5年以上	38,567	24,251	14,316
合計	493,315	340,428	152,887

下記の通り、2014年3月31日現在、当グループは521,537百万ルピー（8,692.3百万米ドル）の与信枠を有しており、このうち103,699百万ルピー（1,728.3百万米ドル）は未引出であった。

与信枠	与信枠合計	引出済	未引出
（百万ルピー）			
1年未満	497,513	397,673	99,840
2年以上5年未満 及び5年以上	24,024	20,165	3,859
合計	521,537	417,838	103,699
百万米ドル	8,692.3	6,964.0	1,728.3

担保

当グループは、金融機関の担保要求を満たすために、営業債権、短期投資並びに現金及び現金同等物の一部を差し入れている。契約相手先は、当グループに有価証券を返還する義務を負う。担保の使用に関連してその他の重要な契約条件はない。

担保の公正価値に関連する詳細は注記14、15及び16に記載されている。

(b)為替リスク

複数の通貨を参照する取引の場合又は資産／負債がそれぞれの連結事業体の機能通貨以外の通貨建の場合、為替レートの変動は、連結損益計算書、連結持分変動計算書に潜在的な影響を与える可能性がある。

当グループが事業を行う国々及び経済環境を考慮すると、当該事業は、セサ・スターライト及びその子会社の機能通貨に対する、主に米ドル、豪ドル、ナミビア・ドル、南アフリカ・ランド、英ポンド、及びユーロの変動から生じるリスクにさらされている。

外貨建貸付金に係るエクスポージャーは、当グループ全社に渡るヘッジ方針に従い管理されており、当該方針は、為替レートの変動に起因する事象の適切な管理を確保するため、定期的にレビューされている。当グループは外貨のエクスポージャーの資産負債を努めて相殺するようにしており、正味ポジションのみヘッジされる。

当グループは、外貨建資産及び負債に係る為替レートの変動の影響をヘッジするために為替予約、通貨スワップ及びその他のデリバティブを使用している。為替リスクは、輸入原材料、資本財及びその他の備品の未払額並びに外貨建の資金調達取引及び貸付金から発生する。当グループはまた、輸出に係る為替リスク及び海外事業への純投資に係る為替リスクにさらされている。これらの取引の大半は米ドル建である。当グループは、為替予約及びその他の商品によって資金調達取引と貸付金に係る為替リスクをどの程度ヘッジするかを定期的に決める方針をとっている。短期の正味エクスポージャーは、満期に基づき段階的にヘッジされる。プロジェクト支出については、予算超過を防ぐため、より保守的なアプローチを採用している。より長期のエクスポージャーは、ヘッジされている海外事業への純投資のエクスポージャーの一部を除き、通常ヘッジされていない。しかし、新規の長期借入のエクスポージャーは全てヘッジされている。為替レートの変動によるリスクの適切な管理を確保するため、ヘッジ構造は定期的にレビューされる。

以下の分析は、連結損益計算書及び連結包括利益計算書に影響を与える可能性がある報告日現在の総エクスポージャーに基づいている。下記で要約されたエクスポージャーは、「デリバティブ金融商品」のセクションで開示されている当グループが締結したデリバティブ契約の一部によって軽減されている。

	2013年3月31日現在（修正再表示）		2014年3月31日現在		2014年3月31日現在	
	金融資産	金融負債	金融資産	金融負債	金融資産	金融負債
	（百万ルピー）	（百万ルピー）	（百万ルピー）	（百万ルピー）	（百万米ドル）	（百万米ドル）
米ドル	143,810	631,906	150,729	651,592	2,512.1	10,859.9
豪ドル	286	751	244	829	4.1	13.8
ユーロ	5,188	3,907	6,349	4,680	105.8	78.0
ナミビア・ドル	720	999	415	1,206	6.9	20.1
南アフリカ・ランド	2,176	507	1,093	844	18.2	14.1
英ポンド	—	397	2,058	307	34.3	5.1
カナダドル及びその他	84	131	661	73	11.0	1.2

外貨に対する当グループのエクスポージャーは、グループ内の事業体が当該事業体の機能通貨と異なる通貨建の貨幣性資産及び負債を保有している場合に生じる。機能通貨以外の主要通貨は米ドルである。金融商品の価値は、金利、為替レート、流動性の変動及びその他の市場の変動の結果変動する可能性がある。

当グループの経営成績は、インド・ルピー、豪ドル、ナミビア・ドル及び南アフリカ・ランドの米ドルに対する為替レートの変動により大きく影響を受ける可能性がある。為替レートの感応度は、為替レートへの正味エクスポージャーの合計及び為替レートが当グループの機能通貨に対し同時並行的に10%変動した場合で算定されている。

当グループ及びその子会社の機能通貨に対しそれぞれの外貨が10%通貨高／通貨安であったと仮定した場合、2013年度及び2014年度の当グループの税引前利益（又は損失及び資本）は、それぞれ8,916百万ルピー及び10,512百万ルピー（175.2百万米ドル）減少／増加していた。

(c)金利リスク

当グループは短期及び長期の変動利付商品に係る金利リスクにさらされている。当グループは、固定及び変動利付借入債務残高を維持し、現在の市場金利によって固定及び変動利付債務の割合を決定する方針である。

当グループの借入債務は、主に固定金利と変動金利を組み合わせたインド・ルピー及び米ドル建てである。米ドル建の債務は、固定金利と変動金利（米ドルLIBORに連動）に分けられ、インド・ルピー建の債務は主に固定金利である。当グループは、金利の変動に対するエクスポージャーを管理するため、金利スワップ、オプション契約及びその他のデリバティブ商品を選択的に使用する方針である。これらのエクスポージャーは、適切なレベルの管理者によって月次でレビューされる。

当グループは、流動性を維持し、管理可能なリスクを保持し十分なリターンを達成する当社の目標を達成するため、現金及び流動性投資を短期預金及び債券型投資信託（このうち一部は非課税のリターンを創出する）に投資している。

変動利付金融資産の大部分は、基礎となる資産が債券である投資信託に対する投資である。これらの金融資産からのリターンは、市場金利の変動に連動している。ただし、契約相手先は、周知された満期及びリターンを有する合意された有価証券に投資しているため、そのリスクは管理可能なものである。

2013年3月31日現在の当グループの金融資産の金利リスクに対するエクスポージャーは以下のとおりである。

	変動利付金融資産	固定利付金融資産	無利息金融資産	金融資産合計
	(百万ルピー)			
金融資産	260,494	214,262	66,273	541,029
デリバティブ金融資産	0	0	1,057	1,057
	260,494	214,262	67,330	542,086

固定利付金融資産の加重平均金利は8.0%であり、金利が固定されている加重平均期間は2.09年である。

2013年3月31日現在の当グループの金融負債の金利リスクに対するエクスポージャーは以下のとおりである。

	変動利付金融負債	固定利付金融負債	無利息金融負債	金融負債合計
	(百万ルピー)			
金融負債	392,728	387,299	147,285	927,312
デリバティブ金融負債	—	—	3,687	3,687
	392,728	387,299	150,972	930,999

固定利付金融負債の加重平均金利は7.1%であり、金利が固定されている加重平均期間は2.91年である。

2014年3月31日現在の当グループの金融資産の金利リスクに対するエクスポージャーは以下のとおりである。

	変動利付金融資産	固定利付金融資産	無利息金融資産	金融資産合計
	(百万ルピー)			
金融資産	341,976	202,657	73,972	618,605
デリバティブ金融資産	0	0	3,235	3,235
	341,976	202,657	77,207	621,840
百万米ドル	5,699.6	3,377.7	1,286.8	10,364.1

固定利付金融資産の加重平均金利は6.6%であり、金利が固定されている加重平均期間は2.35年である。

2014年3月31日現在の当グループの金融負債の金利リスクに対するエクスポージャーは以下のとおりである。

	変動利付金融負債	固定利付金融負債	無利息金融負債	金融負債合計
	(百万ルピー)			
金融負債	324,404	480,896	162,242	967,542
デリバティブ金融負債	—	—	9,195	9,195
	324,404	480,896	171,437	976,737
百万米ドル	5,406.7	8,014.9	2,857.3	16,278.9

固定利付金融負債の加重平均金利は6.3%であり、金利が固定されている加重平均期間は3.71年である。

以下の表は、0.5%から2.0%の金利変動が、2014年度における借入金及び借入債務の支払利息に与える影響を示している。記載されているリスクの見積りは、当該変動が報告日現在で生じたと仮定し、同日現在のリスク・エクスポージャー残高に基づき算定されている。年度末残高は、当該年度の平均借入残高を必ずしも表していない。また、この分析は、他の変数（特に為替レート）を一定と仮定している。

金利の変動	米ドル建金利の影響		
	2013年度	2014年度	2014年度
	(百万ルピー)	(百万ルピー)	(百万米ドル)
0.50%	1,865	1,481	24.7
1.00%	3,729	2,962	49.4
2.00%	7,459	5,924	98.7

(d) 契約相手先の信用リスク及び信用リスクの集中

信用リスクは、契約相手先が契約上の債務を履行しない結果として、当グループに財務上の損失が生じるリスクを指している。当グループは、債務不履行による財務上の損失リスクを軽減する手段として、信用力のある契約相手先のみと取引し、必要に応じて十分な担保を入手する方針を採用している。

当グループは、債権、現金及び現金同等物、短期投資、金融保証及びデリバティブ金融商品に関する信用リスクにさらされている。

ほぼすべての信用販売は、評価の高い国内銀行の信用状及び保証により行われるため、債権の信用リスクは限定されている。さらに、当グループの事業の多様な性質から、営業債権は様々な顧客に分散されており、信用リスクの重要な集中はない。石油及びガス事業を除き表示されている年度における連結ベースでの当グループの収益の10%以上を占める単一の顧客はない。石油及びガス事業においては、2014年度の連結ベースでの当グループの収益の11.3%を占める単一の顧客がいる。営業債権の過去の実績から、貸倒引当金は僅少である。関連会社及びその他関連当事者への貸付金に係る信用リスクは、ヴェダントからの念書によって保証されている。したがって、当グループは、当グループの契約相手先の不履行に起因する重要なリスクは見込んでいない。

短期投資に関しては、契約相手先に対して限度額を設定し、契約相手先1件当たりの信用エクスポージャーの金額を制限している。デリバティブ及び金融商品に関しては、当グループは、国際的な信用格付機関によって高い信用格付が与えられた評価の高い銀行及び金融機関とのみ取引することにより、信用リスクを限定的にするよう努めている。投資信託及び社債の場合、限度額は各取引先におけるエクスポージャーに対して設定されている。

現金以外の金融資産の帳簿価額は最大信用エクスポージャーを表している。当グループの信用リスクに対する最大エクスポージャーは、2013年3月31日及び2014年3月31日現在、526,181百万ルピー及び606,417百万ルピー（10,107.0百万米ドル）である。

様々な金融与信枠に関して当グループが提供している金融保証の最大信用エクスポージャーは、注記30の「コミットメント、偶発負債及び保証」に記載されている。

当グループの現金同等物（銀行定期預金を含む）には期日経過又は減損しているものはない。営業債権及びその他の債権、並びにその他の非流動資産に関しては、2014年3月31日現在、注記14に記載されている営業債権及びその他の債権の減損引当金を除き、支払債務の債務不履行が生じる兆候はない。

年度末の営業債権及びその他の債権残高のうち、期日経過しているが減損していないものは以下のとおりである。

	3月31日現在		
	2013年 (百万ルピー) (修正再表示)	2014年 (百万ルピー)	2014年 (百万米ドル)
1ヶ月未満	2,490	2,424	40.4
1ヶ月以上3ヶ月未満	3,747	7,533	125.6
3ヶ月以上12ヶ月未満	2,252	2,462	41.0
12ヶ月以上	1,656	1,816	30.3
	10,145	14,235	237.3

債権は、当グループの通常取引条件に照らして、期日経過又は減損しているとみなされる。これらの取引条件は、顧客の信用度及び市場の現況に照らしてケースごとに決定される。上表の「期日経過」に分類された債権は、当該顧客と合意した取引条件内で決済されていない債権である。

当グループの電力部門の債権2,150百万ルピー（35.8百万米ドル）を、主に電力供給会社との料率協定に関連した継続的な異議の結果を踏まえ減損を行った。更に、当グループの石油及びガス・セグメントに関する共同事業パートナーへの債権4,947百万ルピー（82.5百万米ドル）を、その回復可能性が不確実であるために減損した。

当グループの顧客の信用度は継続的に監視され、減損の兆候が存在する場合には減損の評価が行われる。債務者の支払能力及び当該債務を返済する能力は、債権の減損評価の際に検討される。一定の状況においては、当社は債権の保護のため担保を要求する。債権が減損している場合には、当グループは懸念ある金額を回収し信用条件の遵守を強化するよう積極的に努める。

デリバティブ金融商品

当グループは、為替レート及びコモディティ価格の変動へのエクスポージャーの管理の一環としてデリバティブ商品を使用する。当グループは、トレーディング又は投機目的ではデリバティブ金融商品を取得も発行もしない。当グループは、資金及びコモディティのリスクを管理する目的で複雑なデリバティブ取引を締結することはしない。資金及びコモディティのデリバティブ取引は、いずれも通常、先渡契約の形態であり、当グループの指針及び方針に従っている。

デリバティブ金融商品はすべて、連結財政状態計算書上、資産又は負債として認識され、一般に金融機関又はブローカーから入手した相場価格に基づき、公正価値で測定される。デリバティブ商品の公正価値の変動の会計処理は、デリバティブの使用目的及びそれに基づく指定によって決まる。

すべてのデリバティブの公正価値は、連結財政状態計算書上、その他の流動資産及びその他の非流動資産並びにその他の流動負債及びその他の非流動負債において区分して計上される。ヘッジとして指定されたデリバティブは、デリバティブの期限に応じて、流動又は非流動に分類される。

当グループは、為替レート、金利及びコモディティ価格の変動へのエクスポージャーの管理の一環としてデリバティブ商品を使用する。デリバティブの使用により信用リスク及び市場リスクが生じる可能性がある。当グループは、信頼できる銀行及び金融機関とのみ契約を結ぶことによって、可能な限り、信用リスクを管理しようと努めている。デリバティブ商品の使用は、限度額、許可及び適切な地位にある経営者による定期的なモニタリングに従う。この限度額、許可及びモニタリング・システムは、経営者及び取締役会によって定期的にレビューされる。デリバティブに係る市場リスクは、デリバティブがリスク管理目的にのみ使用されるため、基礎となる資産、負債又は取引の価値の変動によって緩和される。

組込デリバティブ

他の金融商品又は他の契約に組込まれたデリバティブは、そのリスク及び特性がその主契約のリスク及び特性と明瞭かつ密接には関係しておらず、主契約が公正価値で評価されていない場合には、別のデリバティブ契約として扱われ、時価評価される。

組込デリバティブの転換権に関し、SSLのADR／株式価格の10%の上昇があったと仮定した場合、2013年度及び2014年度において、それぞれ約381百万ルピー及び1百万ルピー（0.0百万米ドル）の損失が発生し、SSLのADS／株式価格の10%の下落があったと仮定した場合、2013年度及び2014年度において約169百万ルピー及び1百万ルピー（0.0百万米ドル）の利得が発生していた。

また、インプライド・ボラティリティの10%の上昇があったと仮定した場合、2013年度及び2014年度において、それぞれ約352百万ルピー及び1百万ルピー（0.0百万米ドル）の損失が発生していた。インプライド・ボラティリティの10%の下落があったと仮定した場合、2013年度及び2014年度において、それぞれ約184百万ルピー及び1百万ルピー（0.0百万米ドル）の利得が発生していた。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

当グループはまた、可能性が非常に高い予定取引として、為替予約及びコモディティ価格契約を行っており、しキャッシュ・フロー・ヘッジとして会計処理を行い公正価値で評価される。その後公正価値の変動は、ヘッジした取引が発生するまでの間は資本で認識され、取引発生時に関連する損益を連結損益計算書に組替える。これらのヘッジは、2014年3月31日終了年度において有効であった。

当グループは、外貨取引に係る通貨リスクのエクスポージャーを最適化するため、適宜、為替契約を利用している。当グループは、2014年度中に資本コミットメントに係る外貨エクスポージャーの一部をヘッジした。これらの予約契約に係る公正価値の変動は連結包括利益計算書において認識される。

当年度に当グループが行ったキャッシュ・フロー・ヘッジの大部分は、可能性が非常に高い予定取引に係る外国為替相場のリスクをヘッジするためのデリバティブ以外のヘッジ手段からなる。

上記に関連するキャッシュ・フローは、2015年3月31日終了年度中に生じると見込まれており、その結果、コモディティ価格及び為替レートの変動に応じて当該年度の連結損益計算書に影響を与える可能性がある。有形固定資産の当初帳簿価額に対する基礎額調整とみなされたキャッシュ・フロー・ヘッジに関しては、当該基礎額調整に係る減価償却が、2015年度から2032年度の間の連結損益計算書に影響を与えると見込まれている。

公正価値ヘッジ

公正価値ヘッジは、通貨エクスポージャー及びコモディティ価格リスクをヘッジするために行われているフォワード・カバーに関連している。

当グループの売上は、一般に、顧客施設への引渡日後1ヶ月間から3ヶ月間の値決期間を基に行われる。当グループは、このコモディティ価格リスクをヘッジするため、平均LME価格に基づきそれぞれの値決期間の先渡契約を締結する。これらのヘッジ取引に係る損益は、その基礎となる売上に係る損益の金額によって実質的に相殺される。

当グループは、外貨取引に係る通貨リスクのエクスポージャーを最適化するため、適宜、為替契約を利用している。キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されないこれらの予約契約に係る公正価値の変動は、連結損益計算書において認識される。

非適格／経済ヘッジ

当グループは、会計目的上はヘッジとして指定されていないが、特定の取引リスク又は取引のリスク要素の経済ヘッジを提供するデリバティブ契約を結んでいる。ヘッジ手段には、LMEに係る銅、アルミニウム及び亜鉛の先物契約並びに一部の他のデリバティブ商品が含まれる。当社は、これらのデリバティブ商品の公正価値の変動を連結損益計算書上で認識している。

純投資に係る為替リスクのヘッジ

当グループは、在外営業活動体への純投資に係る為替リスクの一部をヘッジしている。在外営業活動体への純投資の換算により生じた為替換算差額は資本に直接計上する。在外営業活動体への純投資をヘッジ対象として指定されている、為替予約に係るヘッジ手段からの損益は、ヘッジ関係が有効と認められた部分まで資本で計上する。当該金額は、連結包括利益計算書において在外営業活動体に係る為替換算差額に含められる。ヘッジの非有効部分に係る損益は、当期の連結損益計算書で直ちに認識される。換算差額として累積された損益は、当該在外営業活動体の処分時に連結損益計算書に含められる。デリバティブ金融資産及びデリバティブ金融負債に計上された当グループのデリバティブ持高の公正価値は以下のとおりである。

	2013年3月31日現在 (修正再表示)		2014年3月31日現在			
	資産	負債	資産	負債	資産	負債
	(百万ルピー)		(百万米ドル)			
流動						
キャッシュ・フロー・ヘッジ*						
ーコモディティ契約	904	—	40	18	0.7	0.3
ー為替予約	—	3	—	306	—	5.1
公正価値ヘッジ**						
ーコモディティ契約	11	—	38	3	0.6	0.1
ー為替予約	132	1,109	915	5,473	15.2	91.2
在外営業事業体への純投資***	—	182	1,918	—	32.0	—
非適格ヘッジ						
ーコモディティ契約	10	—	324	65	5.4	1.0
ー為替予約	—	457	—	1,605	—	26.7
ー通貨スワップ	—	654	—	—	—	—
ー金利スワップ	—	—	—	83	—	1.4

非流動

非適格ヘッジ

ー金利スワップ	—	1,282	—	1,642	—	27.4
合計	1,057	3,687	3,235	9,195	53.9	153.2

* キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の変動に関しては連結損益計算書及び連結所有者持分変動計算書を参照。

** 2013年度及び2014年度において、コモディティ契約につきそれぞれ11百万ルピー及び35百万ルピー（0.5百万米ドル）、並びに為替予約につき977百万ルピー及び4,558百万ルピー（76.0百万米ドル）の公正価値ヘッジの変動は、連結損益計算書において認識され、基礎となる売上に係る同様の利得と相殺された。

***連結包括利益計算書で計上した1,511百万ルピー（25.2百万米ドル）の利益、及び連結損益計算書で計上した407百万ルピー（6.8百万米ドル）の利益からなる。

注記25. 資本管理

資本管理に当たっての当グループの目的は、事業を支え、継続的な成長を通じて株主に十分な利益を還元するために、継続性を保護し、高い信用格付及び健全な資本比率を維持することである。当グループの全体的な戦略は、前年度より変更はない。

当グループは、年間の事業計画、並びに設備投資及びその他の戦略的投資を含む長期の経営計画に基づき、必要とされる資本の金額を設定している。

資金需要は、株式、内部積立、転換社債及びその他の長期借入債務の組み合わせを通じて満たされる。当グループは、予想される資金需要を満たすため、短期及び長期借入債務を使用する方針である。

当グループは、資本に対する正味負債の比率に基づき資本を監視している。当グループは、外部より課せられる自己資本規制の対象となっていない。

正味負債は、長期及び短期債務から現金及び現金同等物（制限付き現金及び現金同等物を含む）並びに短期投資を控除したものである。資本には、その他の資本項目（キャッシュ・フロー・ヘッジ、国外事業の換算及び売却可能金融投資から構成されている）を除く、すべての資本項目が含まれている。

以下の表は当グループの正味資本を要約したものである。

	3月31日現在		
	2013年	2014年	2014年
	(百万ルピー)	(百万ルピー)	(百万米ドル)
資本	1,187,943	1,286,819	21,447.0
現金及び現金同等物（注記16及び注記17）	15,905	15,423	257.1
短期投資（注記15）	408,171	518,015	8,633.6
現金合計(a)	424,076	533,438	8,890.7
短期借入債務	178,413	161,728	2,695.5
長期借入債務	523,038	547,375	9,122.9
債務合計(b)（注記18）	701,451	709,103	11,818.4
正味負債(a-b)	(277,375)	(175,665)	(2,927.7)
正味資本（資本＋正味負債）	1,465,318	1,462,484	24,374.7
正味資本負債比率	(0.2)	(0.1)	(0.1)

注記26. 株主持分

授権株式資本

2013年3月31日現在、かつてのセサ・ゴア・リミティッドの授権株式資本は、1株当たり額面価額1ルピーの普通株式100,000,000株から構成されていた。合併及び組織再編スキームを実行した年度に、SSLの授権株式資本は、一株当たり額面価額1ルピーの普通株式51,260,000,000株まで増加した。

発行引受払込済資本

2013年3月31日現在、かつてのセサ・ゴア・リミテッドは一株当たり額面価額1ルピーの普通株式869,101,423株の発行引受払込済資本を有していた。

合併及び組織再編スキームによった年度に、SSLの普通株式資本は下記の通り変化した：

- ・普通株式1,656,179,625株はSIILの普通株主に発行された。ただし、MALCO保有のSIILの普通株式及びSIILで保有されている普通株式5株に対して当社の一株当たり額面価額1ルピーの普通株式3株の割合でADSが発行されている株式については除外している。当社の普通株式288,694,500株に相当する当社のADS72,173,625株はSIILのADS5株ごとに当社のADS3株の割合で発行されている。
- ・普通株式78,724,989株はMALCOで保有されていた普通株式10株に対して当社の一株当たり額面価額1ルピーの普通株式7株の割合で、MALCOの普通株主に発行されている。
- ・普通株式72,304,334株はEkaterinaで保有されていた普通株式25株に対して当社の一株当たり額面価額1ルピーの普通株式1株の割合で、Ekaterinaの普通株主に発行されている。

2014年3月現在、セサ・スターライトの発行済普通株式資本は、2,965百万ルピー(49.4百万米ドル)であり、普通株式2,965,004,871株から構成される。

利益剰余金には、別途積立金、減債積立金及び優先株式償還積立金等が含まれる。

別途積立金

1956年インド会社法の下では、適用される規則に従って、別途積立金は、每期、純利益の特定割合を振替えることにより積立てられる。この振替の目的は、ある年度の配当が会社のその年度の払込済資本の10.0%超である場合、配当の合計がその年度の分配可能利益の合計未満となるようにするためである。適用される規則に従って決定されたSSLの個別財務書類の別途積立金の残高は、2014年3月31日現在、119,265百万ルピー(1,987.8百万米ドル)であった。

減債積立金

1956年インド会社法は、債務証券を発行する会社に対し、その債務証券が償還されるまで、年度の利益から減債積立金を積立てることを要求している。会社は、償還可能社債残高の25%を積立金として維持することを要求される。減債積立金として積立てられた金額は、債務証券の償還以外の目的で使用することは認められない。SSLの個別財務書類の利益剰余金には、2014年3月31日現在、3,579百万ルピー(59.7百万米ドル)の減債積立金が含まれている。

優先株式償還積立金

インド会社法は、優先株式を発行する会社は、会社の配当可能利益又は優先株式の償還のための新株発行による収入金でその株式を償還することができると規定している。償還に際してプレミアムの支払いがある場合、そのプレミアムは、株式償還前に、資本剰余金(株式プレミアム勘定)又は純利益の減少により、引当てなければならない。

優先株式償還のために利益が使用される場合、償還された株式の額面価額を利益(利益剰余金)から資本償還積立金勘定に振替えなければならない。その後、この金額が償還可能優先株式の償還のために利用されなければならない。この積立金は、セサ・スターライトの株主へ全額払込済の無償新株を発行するために使用することができる。SSLの個別財務書類の利益剰余金には、2014年3月31日現在、769百万ルピー(12.8百万米ドル)の優先株式償還積立金が含まれている。

配当金

セサ・スターライトが株主の承認(中間配当の場合には取締役会の承認)を受けて配当を宣言し支払う場合、各普通株主は配当を受ける権利を与えられる。配当金はインド・ルピーで支払われる。インド国外への配当の送金は為替に関するインドの法律によって管理され、適用される税金が課される。

2013年4月29日に、かつてのSIILの取締役会は、2013年3月31日終了年度における普通株式1株当たり1.20ルピー(0.02米ドル)の中間配当を宣言した。2013年5月14日に合計で4,033百万ルピーの配当が支払われた。

2013年10月31日に、SSLの取締役会は、2014年3月31日終了年度における普通株式1株当たり1.50ルピー(0.03米ドル)の中間配当を宣言した。2013年11月13日に合計で4,447百万ルピーの配当が支払われた。

2014年4月29日に、SSLの取締役会は、2014年3月31日終了年度における普通株式1株当たり1.75ルピー(0.03米ドル)の期末配当額を提案し、2014年7月11日に開催された年次株主総会において株主に承認された。2014年7月15日に合計で5,188百万ルピー(86.5百万米ドル)の配当が支払われた。

配当金は、インドGAAPに基づいて決定された利益から支払うことができる。

1956年インド会社法の下では、会社は、その年度の利益の特定割合を積立金に振替えた場合にのみ、その年度の利益から払込済資本の10.0%超の配当支払いが認められる。当社は、該当する振替を別途積立金に対して行っている。

ある年度の利益が配当を宣言するのに不十分な場合、その年度の配当は、以下を条件として、利益剰余金から宣言し支払うことができる。

- ・ 宣言される配当率が、その年度の直前5年間に宣言された配当率の平均と会社の払込済資本の10.0%とのいずれか小さい方を超過しない。
- ・ 過年度に稼得された利益剰余金から取崩されて積立金に振替えられる金額の合計額が会社の払込済資本と正味積立金との合計額の10分の1を超過せず、その取崩された金額が優先株式又は普通株式に関する配当が宣言される前にまずその事業年度中に発生した損失填補のために使用される。
- ・ その取崩後の積立金残高が会社の払込済資本の15.0%未満にならない。

注記27. 株式に基づく報酬制度

当グループは、親会社であるヴェダンタを通じて、従業員、役員及び取締役に対して株式に基づく報酬制度を提供している。

LTIPは、規定された経営者集団に対して株式に基づくインセンティブを提供する主要な契約である。規定された経営者集団のメンバーに付与することができる株式の最大額は、基本給と国内市場の慣行に反しない株式に基づく報酬とのバランスを考慮して計算される。LTIPに基づく優れた報奨に付される業績条件はヴェダントの業績に係るもので、付与日から3年間にわたる期間中の制度で規定された諸会社の業績と比較した総株主利益率(以下「TSR」という。)によって測定される。この制度の下で、LTIPによる最初の報酬は2004年2月に付与され、更にその後の年度において付与された。当該報奨はヴェダント株式に連動し、同株式により決済される。当該報奨は、ヴェダントの機能通貨建の固定行使価格（1株当たり10米セント）を規定している。各報奨の業績期間は3年であり、権利確定日から6ヶ月の期間内に行使可能であり、これを経過すると当該オプションは失効する。

ヴェダントは従業員へストック・オプションを付与した。当該ストック・オプションは業績期間の事業業績の達成度に基づいて権利が確定する。権利の確定は3年間に渡り、時間差をもって行なわれる予定である。権利の70%は事業業績の達成度に基づいて、残りの30%は3年目の終わりまで当該グループでの継続雇用を条件として確定する。これらの制度のもとで、ヴェダントは株式を発行する義務を負う。

更にヴェダントと当社との契約条件に基づいて、付与日現在の報奨の公正価値が当グループからヴェダントに支払われる。

2012年、2013年及び2014年3月31日終了年度において、ヴェダントに支払われ当グループが連結損益計算書に認識した金額は、それぞれ862百万ルピー、1,251百万ルピー及び1,861百万ルピー（31.0百万米ドル）であった。

ケアンの従業員ストック・オプション・プラン

ケアンは従業員に対して、様々な株式報酬プランを提供している。：

- ・CIPOPプラン（ファントム・オプションを含む）－オプションは権利付与の時に報酬委員会が設定した「業績期間」（当該期間は3年以内ではないが）の終了時に権利が確定する(すなわち、行使可能になる)。しかし、当該日に権利確定するオプションのパーセンテージは、既定の業績状態が満される範囲で決定される。ファントム・オプションは1年の完了を条件として従業員がサービスを提供した期間に比例して行使可能である。
- ・CIESOPプラン（ファントム・オプションを含む）－CIESOPプランでは最低サービス期間の完了の他に特別な権利確定条件はない。ファントム・オプションは1年の完了を条件として従業員がサービスを提供した期間に比例して行使可能である。

ストック・オプションはオプション・プライシング・モデル（ブラック・ショールズ・モデル）を用いて公正価値で評価される。

2013年及び2014年3月31日終了年度の当グループの連結損益計算書に計上されている当該スキームの報酬費用に関連する金額は、それぞれ725百万ルピー及び710百万ルピーである。

当グループは当該金額を重要でないと判断したため、IFRS第2号「株式報酬」によって求められている詳細な開示を提供していない。

注記28. 1株当たり利益（以下「EPS」という。）

以下は、基本的及び希薄化後1株当たり利益の計算において使用された利益及び株式のデータを表している。

加重平均株式数の計算

	3月31日終了年度		
	2012年	2013年	2014年
基本的1株当たり利益のための加重平均普通株式数（株）	2,965,004,871	2,965,004,871	2,965,004,871
希薄化の影響：			
転換社債（株）	—	—	—
希薄化後1株当たり利益のための調整後加重平均普通株式数（株）	2,965,004,871	2,965,004,871	2,965,004,871

基本的及び希薄化後1株当たり利益の計算

基本的1株当たり利益：

	3月31日終了年度			
	2012年	2013年	2014年	2014年
	(百万ルピー、 EPSデータを除く) (組替後)	(百万ルピー、 EPSデータを除く) (組替後)	(百万ルピー、 EPSデータを除く)	(百万米ドル、 EPSデータを除く)
親会社の所有者に帰属する当期純利益	51,811	62,363	15,466	257.8
基本的1株当たり利益のための加重平均普通株式数（株）	2,965,004,871	2,965,004,871	2,965,004,871	2,965,004,871
1株当たり利益（ルピー／米ドル）	17.47	21.03	5.22	0.1

希薄化後1株当たり利益：

	3月31日終了年度			
	2012年	2013年	2014年	2014年
	(百万ルピー、 EPSデータを除く)	(百万ルピー、 EPSデータを除く)	(百万ルピー、 EPSデータを除く)	(百万米ドル、 EPSデータを除く)
親会社の所有者に帰属する当期純利益	51,811	62,363	15,466	257.8
転換社債に関する調整	—	—	—	—
希薄化調整後の当期純利益	51,811	62,363	15,466	257.8
希薄化後1株当たり利益のための加重平均普通株式数（株）	2,965,004,871	2,965,004,871	2,965,004,871	2,965,004,871
1株当たり利益（ルピー／米ドル）	17.47	21.03	5.22	0.1

当グループは、逆希薄化効果を有すると考えられるため、転換社債に係る以下の株式については、希薄化後1株当たり利益の計算から除外している。

3月31日終了年度	2012年	2013年	2014年

希薄化後1株当たり利益の計算から除外した株式数

81,442,560

81,442,560

81,442,560

注記29. 子会社株式を取得するオプション**a. コール・オプション - HZL**

インド政府の出資の引き上げ政策、及び、2002年4月4日付で締結されたインド政府との株式購入契約及び株主間協定（SHA）に従い、SSLはHZLの26%の持分を獲得した。当該株主間協定の条件に基づき、SSLは、インド政府が保有するHZLに対する持分をすべて公正市場価額で購入する2回のコール・オプションを有していた。SSLは、第1回目のコール・オプションを2003年8月29日に行使し、HZLの発行済株式資本の18.9%を追加取得した。更に、当グループは、公開市場での募集を通じてHZLの持分の20%を追加取得し、その株式保有持分は64.9%に増加した。第2回目のコール・オプションは、SSLに対し、インド政府の保有するHZLの残存持分の29.5%を取得する権利を与えている。このコール・オプションには、HZLに対する保有持分3.5%をHZL従業員に売却できるインド政府の権利が条件として付されている。SSLは、2009年7月21日付の書面により第2回目のコール・オプションを行使した。インド政府は、コール・オプションの有効性について、異議を唱え、2回目のコール・オプションに応じることを拒否している。結果的に、当グループは、仲裁を行使し、要請書を提出した。仲裁手続きは初期段階にあり、現在進行中である。次の審理の日程は2014年9月13日である。

b. コール・オプション - BALCO

SSLは、2001年3月2日に、インド政府からBALCOに対する保有持分51.0%を購入した。BALCOの当該株主契約（以下「SHA」という。）の条件に基づき、SSLは、インド政府の残りのBALCOに対する所有持分を2004年3月2日より随時購入できるコール・オプションを有している。SSLは2004年3月19日に当該オプションを行使した。しかしながら、インド政府は当該オプションの評価と有効性に異議を唱え、株主間協定における当社のオプションに係る条項がインド政府の持分を譲渡する権利を制限することで、1956年インド会社法の第111A項に違反しているため、結果としてそのような株主間協定は無効であると主張した。その後、SSLは当該事項を株主間協定に規定されている通り仲裁に委ね、仲裁法廷の大多数の裁定（majority award）により、コール・オプション条項、先買権、株式買取請求権及び株式譲渡制限は、1956年インド会社法に違反しており、実施可能でないと、SSLの主張が退けられた。

SSLはデリー高等裁判所において1996年仲裁調停法第34条に基づき、大多数の裁定（majority award）の有効性に異議を唱え、当該条項が無効であると当社が考えている点について、仲裁裁定の取消し、当該条件を無効にし効力がないようにすることを求めた。デリー高等裁判所が違反に関与している特定の事項に関して、部分的に仲裁裁定を無効にする以前に、インド政府も申請を提出した。デリー高等裁判所は、共通の仲裁裁定に起因しているため、当社の申し立て及びインド政府の申し立てにつき同時に審理を行なうとして2011年8月10日に申し立てを受理した。当該事項は、デリー高等裁判所において現在保留中であり、2014年8月21日に最終の審理が予定されている。

SSLは2012年1月9日にHZL及びBALCOに対するインド政府の持分を、順に2,577.7百万米ドル及び296.5百万米ドルで買取することを提案した。SSLは、2012年4月10日及び2012年7月6日付けの書面で、当該提案と同条件で提案しようと努めている。当該提案は、係争中のコール・オプションの行使とは切り離されたものであり、SSLは継続中の係争中のオプションの行使に係る訴訟の取り下げを提案した。現在まで、当該提案はインド政府により受諾されておらず、従って、買取の進展は確実ではない。

SSLはHZLとBALCOの二社の株式を引き続き保有しているが、当該株式に関して、SSLは非支配持分としてのコール・オプションを有している。

オプションに関する決議のないこと、インド政府からの行使及び評価の要求に対して反応のないこと、潜在的な取引を取り巻く結果として生ずる不確実性、及び、支払対価の評価を考慮すると、当グループはオプションの行使価格を実質ゼロの公正価値であると考えており、従って、コール・オプションは財務諸表上認識されていない。

[次へ](#)

注記30. コミットメント、偶発負債及び保証

通常の事業の過程において、当グループは一定の資本コミットメントを締結し、また一定の財務保証を行っている。填補保証及びその他の保証の合計金額は、2013年及び2014年3月31日現在、それぞれ106,097百万ルピー及び86,753百万ルピー（1,445.9百万米ドル）であり、当グループはこれについて重要な損失を見込んでいない。

a. コミットメント及び偶発負債

i. コミットメント

資本コミットメント

2013年及び2014年3月31日現在の当グループの重要な資本コミットメントは、それぞれ121,950百万ルピー及び168,771百万ルピー（2,812.8百万米ドル）であり、これらは主に、当社の商業発電事業のためのコミットメント10,424百万ルピー（173.7百万米ドル）（前年度は19,027百万ルピー）、そのアルミニウム事業における生産能力拡張のためのコミットメント41,720百万ルピー（695.3百万米ドル）（前年度は40,572百万ルピー）、HZLにおける生産能力拡張のためのコミットメント26,849百万ルピー（447.5百万米ドル）（前年度は27,777百万米ドル）、その銅ビジネスにおける生産能力拡張のためのコミットメント14,219百万ルピー（237.0百万米ドル）（前年度は237.0百万ルピー）及びCairnにおける拡張のためのコミットメント74,230.2百万ルピー（1,237.2百万米ドル）（前年度は17,764百万米ドル）を含む生産能力拡張プロジェクトに関連している。

輸出義務

当グループは、インド政府が定めた輸出促進資本財制度の下で資本財につき支払った輸入税に係る特惠税率により、2013年及び2014年3月31日現在それぞれ218,483百万ルピー及び227,769百万ルピー（3,796.2百万米ドル）の輸出義務を負っており、これは向こう8年間にわたり履行される予定である。当グループがこの義務を履行できなければ、当社の負債は36,843百万ルピー（614.1百万米ドル）（前年度は33,558百万ルピー）となる。ただし、この金額は実際の輸出に応じて減少する。当グループが輸出義務を満たすことができない可能性が低いことから、当グループはこれらの義務に関連する損失を予想しておらず、連結財務諸表において引当金は設定されていない。

ii. 偶発負債

当グループの一部の事業子会社は、第三者の原告により、並びに売上税、電気税、物品税及び間接税の追徴を求めるインドの売上税、物品税及びその他の関連する税務当局により、訴訟の関係者として告発されている。これらの請求は、主として、売上及び購入の課税標準又は当グループの納税申告書の基礎資料の不備に関係する。2013年及び2014年3月31日現在のこれらの租税債務に関連する総請求額は、それぞれ19,289百万ルピー及び19,108百万ルピー（318.5百万米ドル）である。当グループは、これらの偶発負債を評価し、これらの請求の一部は損失となる可能性が高いと見積った。その結果、2013年及び2014年3月31日現在でそれぞれ294百万ルピー及び263百万ルピー（4.4百万米ドル）が、流動負債として計上された。更に、当グループの一部の事業子会社は、主として免税期間及び非課税所得等に関連する支出の損金算入否認額に関連して、法人所得税当局により2013年3月31日及び2014年3月31日現在でそれぞれ総額33,355百万ルピー及び31,776百万ルピー（529.6百万米ドル）の要求を發布された。

第三者の原告による請求は2013年及び2014年3月31日現在でそれぞれ29,279百万ルピー及び35,567百万ルピー（592.8百万米ドル）である。当グループはこれらの偶発負債を評価し、これらの請求額の内の一部は損失となる可能性が高いと見積もった。その結果、2013年及び2014年3月31日現在で、1,046百万ルピー及び1,408百万ルピー（23.5百万米ドル）を流動負債として計上した。

下記は、上記の偶発債務に含まれている、当グループの子会社が当事者として訴えられている主要な訴訟である：

ケアンの訴訟において、ラヴァ合弁企業は、インド政府に対するプロフィット・ペトロレウム（profit petroleum）の2000年から2005年の期間における過少支払いとされている166.4百万米ドルに対し、炭化水素総局長からの請求を受けた。そのうち、当グループの負担は37.4百万米ドルに適用利率（PSCにつきLIBLR+2%）での潜在的な金利を追加した金額になる模様である。この請求は、ラヴァ合弁企業がPSCで課されている基本開発費用（以下「BDC」という。）の上限を超過した費用をリカバーしたとこと、及び、ラヴァ合弁企業はポスト・タックス・レート・オブ・リターン（PTRR）の計算において当該超過費用も認容したというインド政府の主張に関連している。合弁企業の共同出資者は調停手続きを開始し、調停裁判所は2011年1月18日にクアラルンプールにて、（当グループを含む）原告に278.0百万米ドルもの巨額の開発費用をリカバーすることを認める裁定を発行し、合弁企業の共同出資者に払い戻しが可能である訴訟費用の50%と合わせて、BDCに関して費やされた22.3百万米ドルの超過額の認容を否認した。クアラルンプールの高等裁判所は、一部の裁定を無効にするようにとのインド政府からの申請を2012年8月30日に費用と共に却下した。しかし、インド政府は高等裁判所の決定に対して上訴裁判所に上告したが、判決は出ていない。

EPC契約の終了後、山東省深セン原子力建設会社（以下「SSNP」という。）は精製所の拡大プロジェクトのための210メガワットのコジェネレーション発電工場の建設に対し彼らに当然支払われるべきものが支払われていないことを契約に従って調停に訴え、17,802百万ルピー（296.7百万米ドル）の請求を申し立てた。SSNPは、更に、暫定的な救済を求め、ボンベイ高等裁判所に1996年調停和解法9項に従い訴状を提出した。ボンベイ高等裁判所は当初彼らの訴状を却下したが、SSNPによる更なる上訴に、ボンベイ高等裁判所の小法廷（Division Bench）は、調停手続きが完了するまで、担保として、一見したところでは当該請求の代理であるところ（representation）の、1,870百万ルピー（31.1百万米ドル）の銀行保証を差し入れるようジャルスグダ・アルミニウムに指示した。経営陣は、この請求はSSNPとの契約条件に従って無効であり、SSNPが当該請求をおそらく法的に維持できないと考え、引当金は必要ないという意見である。

ラジャスタン州の鉱山地質学課は2006年8月、9月、10月に総額で3,339百万ルピー（55.6百万米ドル）になる、いくつもの告知書（show cause notice）をHZLに対して発行した。当該告知書は1968年7月から2006年3月までの期間におけるラジャスタン州におけるHZLのランプラ・アグチャ、ラジャプラ・ダリバ及びザワール鉱山で垂鉛及び鉛以外の関連鉱物の違法占有及び認可されていない採掘を主張している。HZLは当該請求が当グループの債務になる可能性はわずかであり、故に引当金は財務諸表上計上されないと信じている。HZLはジョードプルのラジャスタン高等裁判所に請願書（writ petition）を提出し、当該要求に対して訴訟手続きの停止を勝ち取った。

b. 保証

当グループは、通常の事業の過程において、以下に記載のとおり保証を行っている。

- ・ 特恵税率の関税での資本的設備を含む物品の輸入のための関税支払保証書の発行に係る保証（企業保証を含む）が、2013年及び2014年3月31日現在で、それぞれ58,855百万ルピー及び33,141百万ルピー（552.4百万米ドル）。当グループは、これらの保証に係る負債はないと考えている。
- ・ CMTのための復旧負債に対する担保として、オーストラリアのタスマニア州の経済開発、エネルギー及び資源省を受益者とする銀行保証が、2014年3月31日現在で6.1百万豪ドル（340百万ルピー又は5.7百万米ドル）（前年度は5.0百万豪ドル又は284百万ルピー）。この保証は、340百万ルピー（5.7百万米ドル）の企業保証によって保証されている。この負債は当グループの連結財務諸表上で全額認識されている。当グループはこれらの保証に係る追加的な負債はないと予想している。
- ・ オーストラリアのタスマニアのクイーンズランド州政府を受益者として、サランガ・カッパー・マインズ・プロプライエタリ・リミテッド（以下「TCM」という。）のための閉山時に発生すると予想される復旧負債に対する担保としての銀行填補保証が、2014年3月31日現在で4.6百万豪ドル（257百万ルピー又は4.1百万米ドル）（前年度は2.9百万豪ドル又は164百万ルピー）。この保証は、1.8百

万豪ドル（98百万ルピー又は1.6百万米ドル）の企業保証の発行によって裏付けられている。この環境上の負債は、当グループの連結財務諸表上で全額認識されている。当グループはこれらの保証に係る追加的な負債はないと予想している。

- ・ 南アフリカの鉱物資源省を受益者として、BMMのための復旧負債に対する担保としての銀行填補保証が、2014年3月31日現在で20.2百万ランド（115百万ルピー又は1.9百万米ドル）（前年度は20.2百万ランド又は119百万ルピー）。この環境上の負債は、当グループの連結財務諸表上で全額認識されている。当グループはこれらの保証に係る追加的な負債はないと予想している。
- ・ 銀行履行保証が、2013年及び2014年3月31日現在でそれぞれ2,962百万ルピー及び5,418百万ルピー（90.3百万米ドル）。これらの保証は、供給契約の入札期間中又は顧客からの前受金の代わりとして、通常の事業の過程において行われている。この保証の期日は様々で、通常、3年までである。これらは約定保証であり、契約条件が遵守されない場合に法的強制力を持ち、これらの契約に係る最大の負債は上記のとおりである。当グループはこれらの保証に係る負債はないと予想している。
- ・ 通常の事業の過程において資材及びサービスの供給を確保するための銀行保証。2013年及び2014年3月31日現在、これらの保証価額はそれぞれ7,159百万ルピー及び6,201百万ルピー（103.3百万米ドル）であった。当グループはまた、通常の事業の過程において、訴訟、暫定的な評価及びその他の負債に対して2013年及び2014年3月31日現在で総額それぞれ704百万ルピー及び2,514百万ルピー（41.9百万米ドル）の銀行保証を行っている。当グループはこれらの保証に係る負債はないと予想している。
- ・ 1,150百万ルピー（19.2百万米ドル）の銀行保証はインドの法人所得税当局のために、ヴォルカン・インベストメント・リミテッドの代わりに当グループが、ヴォルカンの税務争訟に関して担保として提供している。
- ・ 2014年3月31日現在の1,351百万ルピー（22.5百万米ドル）の委託累積許可ワークプログラムの業績保証、及び、MB-DWN-2009/1、KG-OSN-2009/3、SL-2007-01-001、CB-ONN-2002/1、GV-ONN-2002/1及びPR-OSN-2004/1区画について、それぞれの生産物分与契約（以下「PSCs」という。）／生産資源合意（以下「PRAs」という。）の下で要求される業績に対して、石油事業を実行している間様々な状況から生じる、インド政府、石油天然ガス省、スリランカ税関長に対する債務（obligation）の業績保証。当該保証は通常の事業過程において発布されており、それぞれのPSCs／PRAsのもとの時限（Time obligation）が満たされるまで有効である。当該保証はそれぞれのPSC／PRAの条件が満たされず、潜在的な負債が業績と債務の両方である場合には強制できる。

当グループの保証残高は、2013年及び2014年3月31日現在、それぞれ総額72,539百万ルピー及び49,910百万ルピー（831.8百万米ドル）の債務を対象としている。これに関する負債は、連結財務書類上に計上されていない。

c. その他の問題

- i) アサルコは、2008年5月に締結した売買契約書に違反した疑いがあるとして、SSLとスターライト・USAに対しテキサス南部地域破産裁判所で訴訟を起こした。当該破産裁判所は、最終判決の2012年2月27日に公聴会を開き、アサルコは付随的損害として総額132.8百万米ドルを受け取る権利があるとの判決を下した。SSLによりアサルコに支払われたこの金額は2009年12月に50百万米ドル減額され、アサルコは正味金額82.75百万米ドルを受け取る権利があるとされた。SSLは4,973百万ルピー（82.8百万米ドル）の負債を計上している。SSLとスターライト・USAはこの判決に対して上訴しており、当該公聴会は進行中である。その間、破産裁判所はSSLに82.8百万ドルにかかった費用を加算した金額に相当する金額あるいはSSLのその他の資産を、命令を強制するために引き渡すことを要求する命令を下した。当該命令は、判決金額の支払い期間中、SSL、その従業員、代理人、合併企業、協力して活動している人物は、ADRとして取引されている、株主に支払われる現在及び将来の配当金及び分配金を含むすべての責任財産を移転したり、隠ぺいしたり、あるいは処分することを制限され、禁止されるという差し止め命令をも定めている。

る。SSLは当該命令を満たすために送金許可（permission remit money）を要求することをインド準備銀行に申請している。

- ii) トゥティコリンの銅精錬所の、タミルナードゥ州汚染管理委員会（以下「TNPCB」という。）による閉鎖命令に対して当グループがした異議申立について、国立環境裁判所（以下、「NGT」という。）は、2013年5月31日に、銅精錬所は一定の条件下で操業を再開することができるとの仮命令を可決し専門委員会に工場の操業に関する報告書を提出するよう命じた。仮命令後、工場は2013年6月23日に操業を再開したため、2014年度の第一四半期の大半の期間、工場は閉鎖されていたため、銅セグメントの収益及び利益に影響を与えている。専門委員会は、工場の排出量が所定の基準内であったことを示す工場の操業に関する報告書を提出し、当該報告書に基づき、NGTは2013年7月15日に銅製錬所が操業を継続できるとの判決を下した。更に、NGTは、決められた計画期間内に委員会の勧告を当社が準拠するよう命令した。当グループは当年度に当該勧告のすべてを準拠した。但し、TNPCBはNGTの命令に対してインド最高裁判所を前に上訴したが、公聴会の予定はまだ立っていない。
- iii) 2014年3月にケアンはケアン・インディア・ホールディング・リミテッド（以下「CIHL」という。）の持分を取得したことによる、ケアン・UK・ホールディングス・リミテッド（以下、「CUHL」という。）への支払にかかる源泉徴収税を控除していないために、インド税務当局（以下「税務当局」という。）からの告知書（show cause notice）を受けた。税務当局は2006 - 2007年度に245,035百万ルピーの短期キャピタル・ゲインがCIHLの持分のケアンへの移転によりCUHLに生じており、それにかかる税金はケアンで源泉徴収されるべきであると当該告知書で主張している。ケアンは取引は1961年インド法人所得税法9(1)(i)への解説5の追加により、遡及的に修正されているため、源泉徴収税を免れると信じており、ケアンは税務当局に対してそのポジションを抗弁するつもりである。それ故、ケアンは2014年4月に上記告知書への返答を送付し、税務当局に協力する予定である。
- iv) TSPLは、パンジャブ州パワー・コーポレーション・リミテッド（以下「PSPCL」という。）と電力供給のための長期的な電力購入契約（PPA）を締結している。PPA、その他の関連する理由及び不可抗力の出来事につき、PSPCLによる一部の義務の履行が遅延したため、PPAのタイムラインと比較して当事業の導入／完了が遅延が生じた。TSPLは、ユニットI、II及びIIIの試運転の遅延のそれぞれに対し3,176百万ルピー（最大）、総額9,529百万ルピーの工事遅延損害(以下「LD」という。)の支払いを求める、PSPCLからのクレーム通知書を受けた。
- 2014年6月に終了する四半期に、PSPCLは第一ユニットの代金引換払い（COD）の遅延に付きLDを回復するために1,500百万ルピーの履行銀行保証を発動した。TSPLは、上記争訟の裁定のために、パンジャブ州エレクトリシティ・レギュラトリー・コミッション（以下「PSERC」という。）で嘆願書の提出もしたが、認められ、PSPCLは返答を提出するよう指示されている。当グループは、パンジャブ州高等裁判所に、銀行保証の発動に対して、請願書（civil writ petition）を提出した。銀行保証の発動は2014年9月12日、次の公聴会の日までPSERCで延期されている。当グループは当グループの顧問による法的な助言を受けており、当該顧問はLDに対するPSPCLからのそのような要求は持続できないと考えている。従って、法的な意見によって支持されているという状況の事実に基づき、引当金はこの段階では必要がないものと考えている。

注記31. セグメント情報

当グループは主に、多様性のある天然資源会社であり、鉱物、石油ガスの探査、採掘、及び加工に従事している。当グループはインド、南アフリカ、ナミビア、アイルランド、オーストラリア、リベリア及びスリランカにおいて亜鉛、鉛、銀、銅、アルミニウム、鉄鉱石、石油ガス及び商業用電力を生産している。当グループは、またインドにおいて商業用発電事業及び港湾事業に従事している。当グループには8つの報告対

象セグメントすなわち亜鉛（インド）、亜鉛（インターナショナル）、石油ガス、鉄鉱石、銅、アルミニウム、電力及びその他がある。当グループの経営は、主たる製品（銅、亜鉛、アルミニウム、鉄鉱石、石油ガス及び電力）によって組織されている。各報告セグメントはこれらの主たる製品から収益をあげており、したがって、これらのセグメントは当グループの経営上の最高意思決定者（以下「CODM」という。）により報告対象セグメントとして識別されている。セグメント利益／損失の金額は、資源の配分方法の決定及び業績評価の際にCODMであると認められた取締役会により定期的に評価される。

亜鉛（インド）

当グループの亜鉛（インド）事業は、2014年3月現在当社が持分の64.9%を所有しているヒンドゥスタン・ジンク・リミテッド（以下「HZL」）が所有し、運営している。HZLの事業には、インド西北部ラジャスタン州における5つの鉛・亜鉛鉱山、4つの亜鉛精錬所、2つの鉛精錬所、1つの鉛・亜鉛精錬所、4つの硫酸工場、銀精錬所、及び6つの自家発電所、並びにインド南東部アンドラ・プラデシュ州における1つの亜鉛精錬所及び硫酸工場、並びにインド北部ウッタラーカンド州ハリドワールにおける1つの亜鉛インゴット溶解鑄造工場、パントナガルにおける1つの銀精錬所、1つの亜鉛溶解工場及び亜鉛鑄造工場、並びに1つの鉛溶解工場及び鉛鑄造工場が含まれる。2012年度の最終四半期に一時中断となった、亜鉛精錬所及び硫酸工場からなるアンドラ・プラデシュ州のヴィシャカパトナム施設の事業は、当該年度において中止している。

亜鉛（インターナショナル）

当グループの亜鉛（インターナショナル）事業は、THLジンク・ナミビア・ホールディングス（プロプライエタリー）リミテッド（以下「スコーピオン」という。）を通じて運営するナミビアのスコーピオン鉱山及び精製所、ベダント・リシーン・ホールディングス・リミテッド（以下「リシーン」という。）を通じて運営するアイルランドのリシーン鉱山並びにブラック・マウンテン・マイニング（プロプライエタリー）リミテッド（その資産には南アフリカのブラック・マウンテン鉱山、及び現在探査段階にあるガンズベルグ鉱山プロジェクトが含まれる。）（以下「BMM」という。）から構成される。2014年3月現在、当グループはスコーピオンの100%、BMMの74%及びリシーンの100%持分を保有している。

石油及びガス

当グループの石油及びガス事業は、2014年3月31日現在、セサ・スターライトが58.8%の持分を保有するケアンが所有し、運営しており、石油及びガスの探索、開発及び産出の事業に従事している。ケアンは9つの地域に多様化した資産基盤を保有し、1つはインドのラジャスタン州、2つはインドの西海岸、4つはインドの東海岸、1つがスリランカ、及び1つが南アフリカにある。

鉄鉱石

当グループの鉄鉱石事業は、SSL及びセサ・リソーシズ・リミテッドにより完全に所有されており、鉄鉱石、銑鉄及び冶金コークスの探索、採掘及び加工、並びに発電で構成される。採掘事業は、ゴア州のコドリ鉱山群及びソンス鉱山群、インドのカルナタカ州にあるナライン鉱山、インドのゴア州の冶金コークス及び銑鉄工場で実施されている。鉄鉱石事業はインドのゴア州に自家消費発電所も保有している。当グループの鉄鉱石事業には、リベリアのウェスタン・クラスター・リミテッド（以下「WCL」という。）も含まれ、同社は鉄鉱石資源を保有し当グループの完全子会社である。WCLの資産には、ウェスタン・クラスターに対する開発権や西アフリカにおける鉄鉱石の供託金が含まれる。

銅

当グループの銅事業はSSL、カッパー・マインズ・オブ・タスマニア・ピーティーワイ・リミテッド（以下「CMT」という。）及びフジャイラ・ゴールド・エフズィーイーにより所有され運営されており、主に受注精錬業の1つであり、インド南部のトゥティコリンにおける銅精錬所、精製所、リン酸工場、硫酸工場、伸銅製品工場及び2つの自家発電所、並びにインド西部のシルバッサにおける精製所及び2つの伸銅製品工場が含まれている。更に、当グループは、子会社のCMTを通じて少量の銅精鉱の必要物を提供するオーストラリア

のタスマニアにおけるマウントライエル銅山、及びその子会社であるフジャイラ・ゴールド・エフズリー
イーを通じてアラブ首長国連邦のフジャイラにおける貴金属精製所を所有し、運営している。

アルミニウム

当グループのアルミニウム事業は、SSL及びバーラト・アルミニウム・カンパニー・リミテッド（以下「BALCO」という。）が所有し、運営している。2014年3月現在、当グループはBALCOの51%の持分を保有している。SSLのアルミニウム事業には、ランジガルの精製所及び75メガワットの自家発電所、並びにジャルスグダの精錬所及び1,215メガワットの自家発電所が含まれ、両方ともインドのオリッサ州に位置している。BALCOの事業には、中央インドの2つのボーキサイト鉱山、2つの電力発電所（うち1つは、自家消費のための発電に使用されている）、及び精製、精錬、加工設備が含まれる。

電力

当グループの電力事業は、SSL及びインドにおいて発電事業に従事しているSSLの完全子会社であるタルワンディ・サボ・パワー・リミテッド（以下「TSPL」という。）が所有し、運営している。SSLの電力事業には、インド東部のオリッサ州のジャルスグダにおいて2,400メガワット（それぞれ600メガワットが4つ）石炭火力発電所が含まれ、600メガワットの4つ全ての発電所は現在操業中である。TSPLは、1,980メガワット（それぞれ660メガワットが3つ）石炭火力発電所の建設のためパンジャブ州パワー・コーポレーション・リミテッド（以下「PSPCL」という。）との電力購入契約に署名した、発電所を建設中の開発段階である企業である。電力事業には、HZLに委託された274メガワットの風力発電所及び2009年6月5日に年間生産能力100,000トン（100,000tpa）のコルバのアルミ精錬所を開鎖する以前は、自家消費として使用されていたコルバにおけるBALCOの270メガワットの発電所及びインド南部のタミル・ナードゥ州のメットゥールダムにあるMALCOエナジー・リミテッドの106.5メガワットの発電所が含まれる。

その他

当グループのその他の事業には、ビザグ・ジェネラル・カーゴ・バース・プライベート・リミテッド（以下「VGCB」という。）が含まれ、当グループは持分74%を保有している。ビザグ港湾事業は、インド東海岸のヴィシャカパトナム港の外港において石炭を処理するための石炭処理施設の機械化及び一般貨物停泊所の改良が含まれる。VGCBは、2013年度の第4四半期に操業を開始した。

報告セグメントの会計方針は、注記3に記載されている当グループの会計方針と同一である。報告されている事業セグメントは、別個の財務情報が入手できる当グループのセグメントである。セグメント利益（利息、減価償却費、関連会社の利益に対する持分及び税金計上前の利益）の金額は、資源配分の決定及び業績評価の際にCODMであると認められた取締役会によって定期的に評価されている。当グループの財務（金融費用及び金融収益を含む）及び法人所得税は、関連会社の利益に対する持分のように全社ベースでレビューされ、事業セグメントに配賦されない。事業セグメント間の振替価格は、2014年、2013年及び2012年3月31日に終了する年度のそれぞれ2,214百万ルピー（36.9百万米ドル）、537百万ルピー及び622百万ルピーの原価で取引される電力セグメントの売上金額を除いて、第三者との取引と同様の方法により、独立第三者間取引に基づいている。

以下の表は2012年、2013年及び2014年3月31日終了年度の当グループの事業セグメントに関する収益及び利益の情報並びに一定の資産の情報を示したものである。

a. 2012年3月31日終了年度（修正再表示）

	銅	亜鉛 インド	亜鉛 インター ナショナル	アルミニ ウム	電力	鉄鉱石	石油及び ガス	その他	消去	合計
	(百万ル ピー)	(百万ル ピー)	(百万ル ピー)	(百万ル ピー)	(百万ル ピー)	(百万ル ピー)	(百万ル ピー)	(百万ル ピー)	(百万ル ピー)	(百万ル ピー)
収益										
外部顧客に対する 売上高	201,647	111,319	41,272	82,195	26,088	88,248	44,944	2,403	—	598,116
セグメント間売上 高	—	—	1,499	107	2,385	91	—	—	(4,082)	—
セグメント収益	201,647	111,319	42,771	82,302	28,473	88,339	44,944	2,403	(4,082)	598,116
売上原価及び費用	(191,709)	(52,023)	(25,404)	(74,560)	(22,174)	(54,110)	(11,119)	(2,463)	4,082	(429,480)
セグメント利益	9,938	59,296	17,367	7,742	6,299	34,229	33,825	(60)	—	168,636
減価償却費及び償 却費	(2,173)	(5,236)	(11,359)	(10,327)	(3,964)	(11,114)	(16,938)	—	—	(61,111)
営業利益	7,765	54,060	6,008	(2,585)	2,335	23,115	16,887	(60)	—	107,525
投資及びその他の 収益										23,583
金融及びその他の 費用										(46,323)
関連会社の連結損 失に対する持分										4,404
税金前当期純利益										89,189

b. 2013年3月31日終了年度（修正再表示）

	銅	亜鉛 インド	亜鉛 インター ナショナル	アルミニ ウム	電力	鉄鉱石	石油及び ガス	その他	消去	合計
	(百万ル ピー)	(百万ル ピー)	(百万ル ピー)	(百万ル ピー)	(百万ル ピー)	(百万ル ピー)	(百万ル ピー)	(百万ル ピー)	(百万ル ピー)	(百万ル ピー)
収益										
外部顧客に対する 売上高	217,262	123,241	43,475	99,073	34,169	26,054	175,518	3,511	—	722,303
セグメント間売上 高	112	—	—	560	2,196	65	—	—	(2,933)	—
セグメント収益	217,374	123,241	43,475	99,633	36,365	26,119	175,518	3,511	(2,933)	722,303
売上原価及び費用	(206,506)	(59,014)	(27,763)	(88,348)	(24,814)	(21,589)	(47,016)	(3,572)	2,933	(475,689)
セグメント利益	10,868	64,227	15,712	11,285	11,551	4,530	128,502	(61)	—	246,614
減価償却費及び償 却費	(2,351)	(5,886)	(10,634)	(10,325)	(5,158)	(4,607)	(78,132)	(10)	—	(117,103)
営業利益	8,517	58,341	5,078	960	6,393	(77)	50,370	(71)	—	129,511
投資及びその他の 収益										34,931
金融及びその他の 費用										(54,716)
税金前当期純利益										109,726
資産及び負債										
資産										
セグメント資産	90,004	113,347	54,899	414,698	173,265	115,354	903,559	8,218	—	1,873,344
金融資産投資										1,212
繰延税金資産										45,707
短期投資										408,171
現金及び現金同等 物										15,905
関連当事者に対す る貸付金										46,639
当期税金資産 —非流動										23,404
資産合計										2,414,382
負債										
セグメント負債	92,832	10,770	10,707	59,026	33,602	9,433	54,526	1,183	—	272,079
短期借入債務										178,413
当期税金負債										5,417
長期借入金										523,038
繰延税金負債										252,166
負債合計										1,231,113
有形固定資産の増 加	4,864	15,418	1,949	23,388	38,181	6,892	17,464	47	—	108,203
前払賃借の土地の 増加	—	120	—	9	—	—	—	—	—	129
探査及び評価資産 の増加	—	—	—	—	—	—	5,181	—	—	5,181

その他無形固定資産の増加	37	108	—	167	46	48	436	5,881	—	6,723

[次へ](#)

c. 2014年3月31日終了年度

	銅	亜鉛 インド	亜鉛 イン ターナ ショナル	アルミ ニウム	電力	鉄鉱石	石油及び ガス	その他	消去	合計	合計
	(百万ル ピー)	(百万ル ピー)	(百万ル ピー)	(百万ル ピー)	(百万ル ピー)	(百万ル ピー)	(百万ル ピー)	(百万ル ピー)	(百万ル ピー)	(百万ル ピー)	(百万米 ドル)
収益											
外部顧客に対 する売上高	205,577	131,980	40,156	107,790	35,076	16,516	187,103	1,045	—	725,243	12,087.4
セグメント間 売上高	302	831	—	199	2,562	42	—	33	(3,969)	—	—
セグメント収 益	205,879	132,811	40,156	107,989	37,638	16,558	187,103	1,078	(3,969)	725,243	12,087.4
売上原価	(194,450)	(64,169)	(27,327)	(91,858)	(30,209)	(19,258)	(47,650)	(1,335)	3,969	(472,287)	(7,871.4)
セグメント利 益	11,429	68,642	12,829	16,131	7,429	(2,700)	139,453	(257)	—	252,956	4,216.0
減価償却費及 び償却費	(2,553)	(6,946)	(7,472)	(10,484)	(5,935)	(2,776)	(85,511)	(210)	—	(121,887)	(2,031.5)
減損損失（注 記8参照）	—	—	(2,873)	(668)	—	—	—	—	—	(3,541)	(59.0)
営業利益	8,876	61,696	2,484	4,979	1,494	(5,476)	53,942	(467)	—	127,528	2,125.5
投資及びその 他の収益										42,165	702.8
金融及びその 他の費用										(72,821)	(1,213.7)
税引前利益										96,872	1,614.6
資産及び負債											
資産											
セグメント資 産	81,697	127,960	47,469	408,644	190,735	118,034	963,950	9,311	—	1,947,800	32,463.5
金融資産投資										111	1.9
繰延税金資産										73,082	1,218.0
短期投資										518,015	8,633.6
現金及び現金 同等物										15,423	257
関連当事者に 対する貸付金										163	2.8
当期税金資産 -非流動										22,616	376.9
当期税金資産										4,729	78.8
資産合計										2,581,939	43,032.5
負債											

セグメント負債	86,276	15,541	13,224	65,300	34,865	13,240	77,719	8,181	—	314,346	5,239.2
短期借入債務										161,728	2,695.5
当期税金負債										6,278	104.6
長期借入債務										547,375	9,122.9
繰延税金負債										289,869	4,831.2
負債合計										<u>1,319,596</u>	<u>21,993.4</u>
有形固定資産の増加	2,707	18,820	2,446	9,186	19,043	2,973	23,714	446	—	79,335	1,322.2
前払賃借の土地の増加	—	629	—	221	103	—	—	87	—	1,040	17.3
探査及び評価資産の増加	—	—	—	—	—	—	15,299	—	—	15,299	255
その他無形資産の増加	—	504	77	23	—	—	307	89	—	1,000	16.7

[次へ](#)

地域別セグメント分析

当グループの事業は、主にインドに拠点を有する。以下の表は、製品の生産地に関わらず市場の地域別に当グループの売上高を分析したものである。

	3月31日終了年度			
	2012年	2013年	2014年	2014年
	(百万ルピー)	(百万ルピー)	(百万ルピー)	(百万米ドル)
インド	324,852	506,264	499,064	8,317.7
中国	112,805	76,992	67,825	1,130.4
ベルギー	42,338	23,713	7,891	131.5
その他	118,121	115,334	150,463	2,507.8
	598,116	722,303	725,243	12,087.4

以下は、非流動資産（有形固定資産、探査及び評価資産、無形資産及び前払リース料）の帳簿価額を当該資産の所在地別に分析したものである。

	3月31日現在		
	2013年	2014年	2014年
	帳簿価額	帳簿価額	帳簿価額
	(百万ルピー)	(百万ルピー)	(百万米ドル)
インド	1,583,288	1,641,302	27,355.1
オーストラリア	1,731	1,437	24.0
南アフリカ	21,882	21,994	366.6
ナミビア	14,788	12,146	202.4
リベリア	6,914	13,058	217.6
スリランカ	42,796	47,333	788.9
アイルランド	8,444	4,187	69.8
UAE	1,204	1,253	20.9
	1,681,047	1,742,710	29,045.3

石油及びガス・セグメントを除き、開示年度において、連結ベースの収益の10%を占める単一の顧客はいない。2014年度において、当該セグメントの連結ベースの当グループの収益の11.3%（81,938百万ルピー）を計上している単一の顧客がいる。当該顧客に対して、2013年度は当グループの収益の9.5%（68,874百万ルピー）を、2012年度は当グループの収益の3.9%（23,565百万ルピー）を計上した。

注記32. 関連当事者取引

2014年3月31日現在の当グループの子会社は以下のとおりである。

子会社	主な事業	2014年3月31日 現在の当グループの 保有比率	直接保有会社	2014年3月31日 現在の 直接保有比率
		(%)		(%)

BALCO	アルミニウム採掘及び精錬	51	セサ・スターライト・リミテッド	51
CMT	銅採掘	100	モンテ・セロBV	100
フジャイラ・ゴールドFZC	貴金属処理	100	CMT及びTCM	100
HZL	鉛採掘及び精錬	64.92	セサ・スターライト・リミテッド	64.92
モンテ・セロBV	持株会社	100	セサ・スターライト・リミテッド	100
スターライト・インフラ・リミテッド	インフラストラクチャー計画及び持株会社	100	セサ・スターライト・リミテッド	100
サラング・カッパー・マインズ（以下「TCM」という。）	銅採掘	100	モンテ・セロBV	100
スターライト(USA)インク	金融会社	100	セサ・スターライト・リミテッド	100
TSPL	発電	100	セサ・スターライト・リミテッド	100
THL ジンク・ベンチャーズ・リミテッド	投資会社	100	スターライト・インフラ・リミテッド	100
THLジンク・リミテッド	投資会社	100	THLジンク・ベンチャーズ・リミテッド	100
THL ジンク・ホールディングBV	投資会社	100	スターライト・インフラ・リミテッド	100
THL ジンク・ナミビア・ホールディング（プロプラエタリ）リミテッド	採掘及び探査	100	THLジンク・リミテッド	100
スコーピオン・ジンク(Pty)リミテッド	動産及び不動産の取得	100	THLジンク・ナミビア・ホールディング（プロプラエタリ）リミテッド	100
スコーピオン・マイニング・カンパニー(Pty)リミテッド	鉛採掘及び精錬	100	スコーピオン・ジンク(Pty) リミテッド	100
ナムジンク(Pty)リミテッド	鉛精製所	100	スコーピオン・ジンク(Pty) リミテッド	100
アミカ・ゲストハウス(Pty)リミテッド	宿泊施設及びケータリングサービス	100	スコーピオン・ジンク(Pty) リミテッド	100
ロッシュ・ピナ・ヘルス・ケア (Pty) リミテッド	医療機器及び建物のリース並びに関連サービスの提供	69	スコーピオン・ジンク(Pty) リミテッド	69
ブラック・マウンテン・マイニング（プロプラエタリ）リミテッド	鉛採掘及び精錬	74	THLジンク・リミテッド	74
ヴェダント・リシェン・ホールディングス・リミテッド	投資会社	100	THLジンク・ホールディングBV	100
ヴェダント・リシェン・マイニング・リミテッド	鉛採掘及び精錬	100	ヴェダント・リシェン・ホールディングス・リミテッド	100

キローラン・リシー ン・マイニング・リ ミテッド	鉛採掘及び精錬	100	ヴェダント・リ シーン・ホール ディングス・リ ミテッド	100
キローラン・リシー ン・ファイナンス・ リミテッド	投資会社	100	ヴェダント・リ シーン・ホール ディングス・リ ミテッド	100
リシーン・ミリン グ・リミテッド	製造業	100	ヴェダント・リ シーン・ホール ディングス・リ ミテッド	100
ヴェダント・エクス ポレーション・アイ ルランド・リミテッ ド	探査会社	100	ヴェダント・リ シーン・ホール ディングス・リ ミテッド	100
MALCO・エナジー・リ ミテッド	電力発電	100	セサ・スターラ イト・リミテッ ド	100
ヴィサグ・ジェネラ ル・カーゴ・バー ス・プライベート・ リミテッド	インフラ	74	セサ・スターラ イト・リミテッ ド	74
パラディップ・マル チ・カーゴ・バー ス・プライベート・ リミテッド	インフラ	74	セサ・スターラ イト・リミテッ ド	74
ペムベスト17プロプ リエタリ・リミ テッド	投資会社	100	THLジンク・リミ テッド	100
リシーン鉱山パート ナーシップ **	重鉛採掘及び精錬	100	キローラン・リ シーン・マイニ ング・リミテッ ド 及びヴェダン タ・リシーン・ マイニング・リ ミテッド	100
スターライト・ポー ツ・リミテッド	投資会社	100	セサ・スターラ イト・リミテッ ド	100
マリタイム・ベン チャーズ・リミテッ ド	インフラ	100	スターライト・ ポーツ・リミ テッド	100
スターライト・イン フラベンチャーズ・ リミテッド	投資会社	100	セサ・スターラ イト・リミテッ ド	100
ラコマスコBV	投資会社	100	THLジンク・ホー ルディングBV	100
セサ・リソーシズ・ リミテッド	鉄鉱石採掘	100	セサ・スターラ イト・リミテッ ド	100
ゴア・エナジー・リ ミテッド	エネルギー生産	100	セサ・スターラ イト・リミテッ ド	100
ブルーム・ファウン テン・リミテッド	投資会社	100	セサ・スターラ イト・リミテッ ド	100
セサ・マイニング・ コーポレーション・ リミテッド	鉄鉱石採掘	100	セサ・リソーシ ズ・リミテッド	100

ウェスタン・クラス ターズ・リミテッド	鉄鉱石採掘	100	ブルーム・ファ ウンテン・リミ テッド	100
ツインスター・エナ ジー・ホールディ ング・リミテッド	持株会社	100	ブルーム・ファ ウンテン・リミ テッド	100
ツインスター・モー リシャス・ホール ディング・リミテ ッド	投資会社	100	ツインスター・ エナジー・ホー ルディング・リ ミテッド	100
ケアン・インディ ア・リミテッド	石油及びガスの探査、開発及 び産出	58.85	セサ・スターライ ト・リミテッド、 ツインスター・ モーリシャス・ ホールディング・ リミテッド及びセ サ・リソーシズ・ リミテッド	58.85
CIGモーリシャス・ ホールディング・プ ライベート・リミ テッド	投資会社	58.85	ケアン・イン ディア・リミ テッド	100
ケアン・インディ ア・ホールディン グス・リミテッド	投資会社	58.85	ケアン・イン ディア・リミ テッド	100
CIGモーリシャス・プ ライベート・リミ テッド	投資会社	58.85	CIGモーリシャ ス・ホールディ ング・プライ ベート・リミ テッド	100
ケアン・ランカ・プ ライベート・リミ テッド	探査及び産出	58.85	CIGモーリシャ ス・プライベ ート・リミテッド	100
ケアン・エナジー・ オーストラリア・ Pty・リミテッド	持株会社	58.85	ケアン・イン ディア・ホール ディングス・リ ミテッド	100
ケアン・エナジー・ ホールディングス・ リミテッド	投資会社	58.85	ケアン・イン ディア・ホール ディングス・リ ミテッド	100
ケアン・エナジー・ インドニア・Pty・リ ミテッド	探査及び産出	58.85	ケアン・エナ ジー・オースト ラリア・Pty・リ ミテッド	100
CEHオーストラリア・ Pty・リミテッド	持株会社	58.85	ケアン・エナ ジー・オースト ラリア・Pty・リ ミテッド	100
ケアン・エナジー・ ネザーランド・ホー ルディングBV	持株会社	58.85	ケアン・エナ ジー・ホール ディングス・リ ミテッド	100
ケアン・エナジー・ カンベイBV	探査及び産出	58.85	ケアン・エナ ジー・ネザーラ ンド・ホール ディングBV	100
ケアン・エナジー・ グジャラートBV	探査及び産出	58.85	ケアン・エナ ジー・ネザーラ ンド・ホール ディングBV	100
ケアン・エナジー・ インドニア・ウェス トBV	探査及び産出	58.85	ケアン・エナ ジー・ネザーラ ンド・ホール ディングBV	100

ケアン・エクス ポレーション・No2・リ ミテッド	探査及び産出	58.85	ケアン・エナ ジー・ホール ディング・リミ テッド	100
ケアン・エクス ポレーション・No7・リ ミテッド	探査及び産出	58.85	ケアン・エナ ジー・ホール ディング・リミ テッド	100
ケアン・エクス ポレーション・No6・リ ミテッド	探査及び産出	58.85	ケアン・エナ ジー・ホール ディング・リミ テッド	100
ケアン・エナジー・ グジャラート・ブ ロック1・リミテ ッド	探査及び産出	58.85	ケアン・エナ ジー・ホール ディング・リミ テッド	100
ケアン・エナジー・ ディスカバリー・リ ミテッド	探査及び産出	58.85	ケアン・エナ ジー・ホール ディング・リミ テッド	100
ケアン・エナジー・ ハイドロカーボン ズ・リミテッド	探査及び産出	58.85	ケアン・エナ ジー・ホール ディング・リミ テッド	100
ケアン・南アフリ カ・プロプラエタ リ・リミテッド	探査及び産出	58.85	ケアン・エナ ジー・ハイドロ カーボンス・リ ミテッド	100

** 法人以外として登録された事業体

当社は、直接的に又は子会社を通じて間接的に、上記のリストに記載された子会社の全てについて議決権の過半数を所有しており、当グループはその活動から便益を得るために子会社の財務及び経営の方針を支配することができる。

最終的な支配当事者

2014年3月31日現在、当グループは主にツイン・スター・ホールディングス・リミテッド、フィンシダー・インターナショナル・カンパニー・リミテッド、ウェスト・グローブ・リミテッド及びウェルター・トレーディング・リミテッドによって所有されており、それらの会社も同様に、ヴェダント・リソーシズ・ピーエルシー（中間持株会社）の完全子会社である。当グループの最終的な支配当事者は、名誉会長であるアニル・アガワル氏の関連者が支配する会社、ヴォルカン・インベストメンツ・リミテッド（以下「ヴォルカン」という。）である。ヴォルカン及びツイン・スター・ホールディングス・リミテッド、フィンシダー・インターナショナル・カンパニー・リミテッド及びウェスト・グローブ・リミテッド及びウェルター・トレーディング・リミテッドは、連結財務書類を作成していない。

関連当事者及び関係の一覧

当グループは、通常の事業の過程において、親会社であるヴェダント及び当社が重要な影響力を有する会社を含む関連当事者との取引を行っている。2012年、2013年及び2014年3月31日終了年度の重要な関連当事者取引の要約は以下のとおりである。

以下の表は、関連する事業年度において関連当事者で行った取引の総額を示している。重要な取引は、商品の通常の売買、貸付又は借入及び投資に関係している。連結会社間取引及び残高はすべて、連結上、消去されている。

A) 当社を支配している企業（持株会社）

- ・ ヴォルカン・インベストメンツ・リミテッド（以下「ヴォルカン」という。）
- ・ ヴェダント・リソーシズ・ピーエルシー（以下「ヴェダント」という。）

- ・ ヴェダント・リソーシズ・ホールディングス・リミテッド(以下「VRHL」という。)
- ・ ツイン・スター・ホールディングス・リミテッド(以下「TSHL」という。)
- ・ フィンシダー・インターナショナル・カンパニー・リミテッド(以下「フィンシダー」という。)
- ・ ウェストグローブ・リミテッド(以下「ウェストグローブ」という。)
- ・ ウェルター・トレーディング・リミテッド(以下「ウェルター」という。)
- ・ リヒター・ホールディングス・リミテッド(以下「リヒター」という。)
- ・ ヴェダント・リソーシズ・ファイナンス・リミテッド
- ・ ヴェダント・リソーシズ・キプロス・リミテッド

B) 兄弟会社

- ・ コンコラ・コッパー・マインズ(以下「KCM」という)
- ・ ヴェダント・リソーシズ・ジャージーII・リミテッド(以下「VRJ2」という。)
- ・ ヴェダント・ジャージー・インベストメンツ・リミテッド(以下「VJIL」という。)
- ・ ケアンスターライト・テクノロジーズ・リミテッド(以下「STL」という。)
- ・ スターライト・アイアン・アンド・スチール・カンパニー・リミテッド(以下「SISCOL」という。)
- ・ スターライト・グリッド・リミテッド

C) その他の関連当事者

- ・ セサ・コミュニティ・デベロプメント・ファンデーション
- ・ ヴェダント・メディカル・リサーチ・ファンデーション(以下「VMRF」という。)
- ・ ヴェダント・ファンデーション
- ・ アニル・アガワル・ファンデーション・トラスト
- ・ パブリック・アンド・ポリティカル・アウェアネス・トラスト(以下「PPAT」という。)
- ・ BALCO従業員プロビデント基金信託
- ・ ヒンドスタン・ジンク・リミテッド従業員拠出プロビデント基金信託
- ・ セサ・グループ従業員プロビデント基金

D) 主要な経営幹部

- ・ アニル・アガワル氏、名誉会長
- ・ ナヴィン・アガワル氏、経営執行役会長
- ・ タルン・ジェイン氏、常勤取締役
- ・ M.S.メータ氏、最高経営責任者（2014年3月31日まで）
- ・ D.D.ジャラン氏、最高財務責任者（2014年4月1日就任）
- ・ P.K. マッカージー氏、執行役員（2014年3月31日まで）
- ・ アミット・プラッドハン氏、執行役員（2013年8月18日辞任）
- ・ トーマス・アルバニーズ氏、最高経営責任者（2014年4月1日就任）

E) 主要な経営幹部の親族

- ・ アグニヴェッシュ・アガワル氏（アニル・アガワル氏の子息）

	3月31日終了年度			
	2012年	2013年	2014年	2014年
	(百万ルピー) (組替再表示)	(百万ルピー) (組替再表示)	(百万ルピー)	(百万米ドル)
売上高				
STL	9,051	11,952	6,507	108.4
合計	9,051	11,952	6,507	108.4
商品及びサービスの購入				
KCM	27	22,363	22,062	367.7
STL	342	254	12	0.2
ヴェダント・ファンデーション	—	1	—	—
アニル・アガワル・ファンデーション・トラスト	3	—	—	—
合計	372	22,618	22,074	367.9
受取利息／（金融費用）				
VRJ2	—	—	(16,615)	(276.9)
ヴェダント	(5,819)	(12,431)	(1,632)	(27.2)
ヴェダント	13	68	124	2.1
ウェルター	94	596	152	2.5
ウェルター	(1,027)	—	—	—
リヒター	—	55	81	1.3
TSHL	2	56	47	0.8
VJIL	73	109	44	0.7
SISCOL	30	33	25	0.4
STL	—	1	12	0.2
VRHL	—	—	21	0.4
VRHL	(380)	335	(45)	(0.7)

合計	(7,014)	(11,178)	(17,786)	(296.4)
支払配当金				
TSHL	4,306	4,322	4,073	67.8
フィンシダー	2,208	803	642	10.7
ウェストグローブ	244	89	71	1.2
ウェルター	54	81	58	1.0
合計	6,812	5,295	4,844	80.7
管理報酬費用				
ヴェダント	240	272	305	5.1
合計	240	272	305	5.1
サービス収入				
ヴェダント	10	11	21	0.3
合計	10	11	21	0.3
長期インセンティブ・プラン費用				
ヴェダント	983	1,386	1,846	30.8
合計	983	1,386	1,846	30.8
年度中の貸付実行額／(返済額)				
ヴェダント	4,144	1,943	—	—
ヴェダント	(64)	(909)	(1,210)	(20.2)
VRHL	—	—	4,914	81.9
ウェルター	3,704	10,341	121	2.0
ウェルター	—	—	(43)	(0.7)
リヒター	—	10,758	66	1.1
VJIL	—	—	36	0.6
TSHL	2,397	3,544	9	0.2
SISCOL	62	(6)	(237)	(4.0)
合計	10,243	25,671	3,656	60.9
年度中の借入金実行額／（返済額）				
VRJ2	—	—	89,827	1,497.1
VRHL	(5,202)	(9,215)	(5,628)	(93.8)
ヴェダント	161,538	10,069	260	4.4
ヴェダント	(126)	(55)	—	—
ウェルター	(24,463)	(6,257)	—	—
合計	131,747	(5,458)	84,459	1,407.7
年度中に割り当てられた借入実行額				
ヴェダント	—	—	5,087	84.8
VJIL	—	—	4,150	69.2
リヒター	—	—	12,019	200.3

VRHL	—	—	4,913	81.9
TSHL	—	—	6,971	116.2
ウェルター	—	—	22,291	371.4
合計	—	—	55,431	923.8
保証（被保証）**				
ヴェダント	(133,682)	—	(72,120)	(1,202.0)
合計	(133,682)	—	(72,120)	(1,202.0)
寄付				
セサ・コミュニティ・デベロプメント・ファン デーション	53	39	48	0.8
ヴェダント・ファンデーション	111	67	45	0.8
VMRF	251	260	56	0.9
PPAT	50	50	—	—
アニル・アガワル・ファンデーション・トラ スト	—	1	—	—
合計	465	417	149	2.5
ヴェダント社債への投資	—	—	3,130	52.2
	—	—	3,130	52.2
有形固定資産の購入／（売却）				
STL	—	—	(3)	(0.0)
STL	—	—	1	0.0
合計	—	—	(2)	(0.0)

2013年3月31日及び2014年3月31日現在の関連当事者に対する重要な債権及び債務は、以下のとおりである。

	3月31日現在		
	2013年	2014年	2014年
	(百万ルピー) (修正再表示)	(百万ルピー)	(百万米ドル)
債権：			
STL	728	328	5.5
KCM	109	151	2.5
ヴェダント・ファンデーション	1	0	0.0
ヴェダント	26	117	1.9
SISCOL	22	22	0.4
ウェルター	156	—	—
リヒター	43	—	—
TSHL	51	—	—
VJIL	32	—	—
アニル・アガワル・ファンデーション・トラスト	1	—	—
ヴォルカン	12	11	0.2
スターライト・グリッド・リミテッド	—	1	0.0
合計	1,181	630	10.5
貸付金：			
SISCOL	400	163	2.7
リヒター	10,732	—	—
TSHL	6,246	—	—
ヴェダント	5,659	—	—
ウェルター	19,902	—	—
VJIL	3,700	—	—
合計	46,639	163	2.7
債務：			
VRJ2	—	24,329	405.5
ヴェダント	18,540	2,389	39.8
KCM	—	177	2.9
VRHL	12	—	—
STL	3	3	0.1
セサ・グループ従業員プロビデント基金	146	126	2.1
合計	18,701	27,024	450.4
借入金：			
VRJ2	—	234,016	3,900.3

ヴェダント	-	180,623	—	—
VRHL	-	5,448	—	—
合計		186,071	234,016	3,900.3
保証**				
ヴェダント1	-	(354,950)	(282,859)	(4,714.3)
ヴォルカン2	-	1,150	1,150	19.2
合計		(353,800)	(281,709)	(4,695.1)
持株への投資－公開株式				
STL	-	112	111	1.9
合計		112	111	1.9
ヴェダント社債への投資		—	3,130	52.2
合計		—	3,130	52.2

** 最大保証額であり、実際の負債を表していない。

1. 当グループがした借入金に対する、ヴェダントが差し入れた保証
2. ヴォルカンの税務争訟に関して担保としてインドの法人所得税当局のために、ヴォルカンの代わりに銀行保証を当グループが差し入れている。

政府に対するケアンPSC保証

ヴェダントは生産物分与契約（以下「PSC」という。）の下でケアン・インディア・グループの債務のために、インド政府に対して親会社財務及び実行保証を提供している。保証は、PSCの下での債務に対して、ケアン・インディアの持分と同等の利用可能な財務資源を作るために、ケアン・インディアがPSCのもとでの債務を果たすことができない場合には、業界の慣行や他の方策に従い、人材及び技術的なサービスを提供する。

ケアンのヴェダント社債への投資

ケアンはヴェダントが発行した社債に3,130百万ルピー（52.2百万米ドル）を投資している。当該社債は満期日が2016年6月から2021年6月に及んでおり、利率率は6%から9.5%の範囲となっている。

ケアン・インディアの株式の取得

2012年2月25日付の、かつてのセサ・ゴアの完全子会社であるBFLと、VRHLとの間の株式購入契約に従って、BFLはケアン・インディアの38.68%の株式と関連する5,998百万米ドルの負債を、TEHLの獲得の手段として、1米ドルの名目上の現金対価と引き換えに取得した。

関連当事者との取引の条件

関連当事者への販売及び関連当事者からの購入は通常の事業の過程において行われている。関連当事者の債権又は債務については、保証を提供することも受けることもしていない。2014年3月31日終了年度において、当社は、関連当事者に支払義務のある金額に関連した債権の減損を計上していない（2012年度及び2013年度：ゼロ）。この評価は、関連当事者の財政状態及び当該関連当事者が事業を行う市場の調査を通じて毎年度実施される。

持株会社に対する貸付金

当グループは、ヴェダントに対して、一般事業目的での資金を提供するために、随時、貸付を実行している。2013年3月31日現在の貸付金残高は、5,659百万ルピー（103.8百万米ドル）であった。これらの無担保ローンは、平均年利1.58%の固定金利及び変動金利で融資されている。当年度において、総額5,087百万ルピー（84.8百万米ドル）の貸付金は、TMHLがVRJ2へ支払うべき借入金の代わりにVRJ2に割り当てられた。

当グループは、TSHLに対して、一般事業目的での資金を提供するため、貸付を実行した。2013年3月31日現在の貸付金残高は、6,246百万ルピー（114.6百万米ドル）であった。これらの無担保ローンは、平均年利1.59%の固定金利及び変動金利で融資されている。TSHLに対する貸付金は、ヴェダントからの念書によって担保されている。当年度において、総額6,971百万ルピー（116.2百万米ドル）の貸付金は、TMHLがVRJ2へ支払うべき借入金の代わりにVRJ2に割り当てられた。

当グループは、ウォルターに対して、一般事業目的での資金を提供するため、貸付を実行した。2013年3月31日現在の貸付金残高は、19,902百万ルピー（365.0百万米ドル）であった。これらの無担保ローンは、平均年利1.65%の固定金利及び変動金利で融資されている。ウォルターに対する貸付金は、ヴェダントからの念書によって担保された。2013年度中、総額9,651百万ルピー（177.0百万米ドル）の貸付金が、満期日において新たな期間及び条件で更新された。当年度において、総額22,291百万ルピー（371.4百万米ドル）の貸付金はTMHLがVRJ2へ支払うべき借入金の代わりにVRJ2に割り当てられた。

当グループは、リヒターに対して、一般事業目的での資金を提供するため、貸付を実行した。2013年3月31日現在の貸付金残高は、10,732百万ルピー（196.8百万米ドル）であった。これらの無担保ローンは、平均年利1.66%の固定金利及び変動金利で融資されており、2014年3月までの異なる期日に返済される。リヒターに対する貸付金は、ヴェダントからの念書によって担保されている。当年度において、総額12,019百万ルピー（200.3百万米ドル）の貸付金は、TMHLがVRJ2に支払うべき借入金の代わりにVRJ2に割り当てられた。

当年度において、当グループはVRHLに対して、一般事業目的での資金を提供するため総額4,913百万ルピー（81.9百万米ドル）の貸付を平均利率1.69%で実行したが、後にTMHLが、VRJ2へ支払うべき借入金の代わりにVRJ2へ割り当てられた。

兄弟会社に対する貸付金

当グループは、VJILに対して、一般事業目的での資金を提供するため、貸付を実行している。2013年3月31日現在の貸付金残高は、3,700百万ルピー（67.9百万米ドル）であった。この無担保ローンは、年利1.3%で融資されている。VJILへの貸付金は、ヴェダントからの念書によって担保された。2013年度において、総額3,700百万ルピー（67.9百万米ドル）の融資金額が、満期日において新たな期間及び条件で更新された。当年度において、総額4,150百万ルピー（69.2百万米ドル）の貸付金は、TMHLがVRJ2へ支払うべき借入金の代わりにVRJ2へ割り当てられた。

2014年度において、当グループは、SISCOLに対して、先の年度におけるプロジェクトでの資金を提供するため、貸付を更新した。2014年3月31日現在の貸付金残高は、163百万ルピー（2.7百万米ドル）であった。当該貸付金は実際は無担保であり、年利10%で融資されている。当該貸付金は2014年5月に満期を迎えた。

持株会社からの借入金

2012年3月現在、当グループはヴェダントから3,137.0百万米ドルを、2011年に行われたケアン・インドアの取得のために、借り入れた。

当年度において、ヴェダントとVRJ2との間の財産譲渡証書への調印に従い、上記に記述されている貸付金のすべての既存の権利はVRJ2に割り当てられており、当社にとっての新貸し主はVRJ2となっている。

当年度において、当グループは、ケアン・インドアの利害関係を獲得するための借入金をリファイナンスするための資金要求を満たすために、VRJ2から平均利率7.5%で1,484.8百万米ドルを借り入れた。2014年3月31日現在の借入残高は平均年利7.9%で3,893.8百万米ドルで、返済まで平均5年の期間である。当該借入は無担保である。

経営幹部の報酬

当グループの経営幹部の報酬は、IAS第24号「関連当事者についての開示」で特定された各分類ごとの合計で以下のとおりである。

	3月31日現在			
	2012年	2013年	2014年	2014年
	(百万ルピー) (修正再表示)	(百万ルピー) (修正再表示)	(百万ルピー)	(百万米ドル)
短期従業員給付	200	264	305	5.1
退職後給付	18	20	30	0.5
株式報酬	54	79	99	1.6
	272	363	434	7.2
経営幹部の親族の給与				
アグニベッシュ・アガワル氏	19	25	33	0.6

退職年金信託に関する年間取引の詳細

	3月31日現在			
	2012年	2013年	2014年	2014年
	(百万ルピー) (修正再表示)	(百万ルピー) (修正再表示)	(百万ルピー)	(百万米ドル)
PF信託				
BALCO従業員プロビデント基金信託	129	141	152	2.5
ヒンドスタン・ジンク・リミテッド従業員拠出 プロビデント基金信託	248	269	268	4.4
セサ・グループ従業員プロビデント基金	345	355	226	3.7
合計	722	765	646	10.6

注記33. その他の注記

(a) その他の包括利益の構成要素 - キャッシュ・フロー・ヘッジ

	3月31日終了年度			
	2012年	2013年	2014年	2014年
	(百万ルピー) (修正再表示)	(百万ルピー) (修正再表示)	(百万ルピー)	(百万米ドル)
年度中の純利得／（損失）	(5,045)	(963)	(862)	(14.5)
連結損益計算書に含まれる純利得／（損失）に係る組替調整額	77	4,686	903	15.1
その他の包括利益に認識されたキャッシュ・フロー・ヘッジに係る純利得／（損失）、税引後	(4,968)	3,723	41	0.6

(b) 連結損益計算書に認識された為替差益／（損）

	3月31日終了年度			
	2012年	2013年	2014年	2014年
	(百万ルピー) (修正再表示)	(百万ルピー) (修正再表示)	(百万ルピー)	(百万米ドル)
その他の営業収益	(752)	(582)	(4)	(0.1)
売上原価	(5,074)	(6,135)	(1,280)	(21.3)
一般管理費	(1,386)	(2,323)	(7,185)	(119.8)
投資及びその他の収益	(107)	462	285	4.7
金融及びその他の費用	(21,484)	(14,851)	(16,141)	(269.0)
合計	(28,803)	(23,429)	(24,325)	(405.5)

(c) 当グループは費用を機能別に開示した連結損益計算書を表示している。費用を性質別に開示した連結損益計算書は以下に示す通りである。

連結損益計算書

(単位：百万ルピー。ただし、特に明記しない限り、株式数及び1株当たりの金額を除く。)

	注記	3月31日終了年度			
		2012年	2013年	2014年	2014年
		(百万ルピー) (修正再表示)	(百万ルピー) (修正再表示)	(百万ルピー)	(百万米ドル)
収益	4	598,116	722,303	725,243	12,087.4
その他の営業収益		2,252	3,791	4,541	75.7
投資及びその他の収益	5	23,583	34,931	42,165	702.8
収益合計		623,951	761,025	771,949	12,865.9
完成品及び仕掛品在庫の(減少)/増加		(423)	(698)	8,951	149.2
原材料及びその他の消耗品消費高		(357,631)	(419,647)	(420,256)	(7,004.3)
人件費		(24,041)	(31,499)	(34,985)	(583.1)
アサルコ関連費用(注記30 c. i)を参照)		(4,233)	(268)	(473)	(7.9)
その他の費用		(45,404)	(27,368)	(30,065)	(501.0)
減価償却費及び償却費		(61,111)	(117,103)	(125,428)	(2,090.5)
金融及びその他の費用	6	(46,323)	(54,716)	(72,821)	(1,213.7)
関連会社の連結利益に対する持分	9	4,404	—	—	—
税引前利益		89,189	109,726	96,872	1,614.6
法人所得税費用	7	(7,710)	7,502	(34,646)	(577.4)
当期純利益		81,479	117,228	62,226	1,037.2

(d) 人件費

	3月31日終了年度			
	2012年	2013年	2014年	2014年
	(百万ルピー) (組替再表示)	(百万ルピー) (組替再表示)	(百万ルピー)	(百万米ドル)
給与、賃金及び賞与	21,927	29,377	32,476	541.3
確定拠出年金制度費用	1,116	1,159	1,499	25.0
確定給付年金制度費用	505	787	392	6.5
希望退職費用	493	176	618	10.3
	24,041	31,499	34,985	583.1

注記34. 後発事象

2014年3月31日終了年度において、報告日以降、当財務書類に開示されているもの以外に、財務書類に開示又は修正が必要となる重要な事象はなかった。

- i) カルナタカにおける採掘の禁止は2013年4月18日に持ち上がった。当グループは、事業の再始動のためのすべての条件に従っており、採掘事業は当年度において1.5百万トンの産出量で2013年12月に再開した。
- ii) 年度末後、インド最高裁判所（以下「最高裁判所」という。）（2014年4月21日付の判決を参照のこと）は、採鉱契約及び更新のための州政策の策定を含む、一定の条件を前提としてゴア州の採掘の禁止を解いた。最高裁判所は、指名した専門委員会が最終的なキャパシティを決定することを条件に、ゴア州の採鉱契約からの年間最大排出量を20百万トンまでとする中間制限を課した。更に、その命令の中で、最高裁判所は、ゴア州のすべての採鉱契約は、当グループの採鉱契約も含めて2007年に期限が切れしており、採掘事業は州政府による採鉱契約捺印証書の更新／実行まで行うことができないと判決している。最高裁判所はまた、採掘された鉄鉱石の電子競売からの売上金からリースホルダーに、鉄鉱石採掘の平均コストが支払われるべきであり、残りの金額は様々な影響する利害関係者に配分されるべきであり、配分されない金額は州政府に充てられるべきであると指図している。

SSLは鉄鉱石採鉱契約の迅速な再開のために、ボンベイ高等裁判所のゴア・ベンチに申立書を提出した。公聴会の完了後、高等裁判所は州政府に直ちに採鉱契約のための申請を更新するように指図しており、印紙税は既に支払われており、採鉱契約のためのその他の申請を三か月以内に考えるよう指導した。

上述の判決に従い、ゴア州政府は鉄鉱石採掘についての判断をすぐに発表するものと期待されている。当グループは採鉱契約に必要な承認の後での採掘事業を再開することを期待している。

石油及びガスの探査及び産出にかかる追加情報（非監査）

会計基準編纂書 932「採掘活動－石油及びガス」に従い、このセクションは2014年、2013年及び2012年3月31日終了年度（2012年度は2011年12月8日から2012年3月31日までの期間を表している）の、当社の石油及びガスの探査及び産出活動に係る追加情報を提供している。（i）項から（iii）項に含まれる当該情報は探査、鉱区の取得及び開発に係る原価、資産計上された費用及び事業の結果に関連する取得原価情報を提供している。（iv）項及び（v）項に含まれる情報は、見積もり正味確認埋蔵量、確認埋蔵量に関連する期待される割引後将来正味キャッシュ・フローの標準化された測定及び期待される割引後将来正味キャッシュ・フローの変化に関する情報を提供している。石油及びガスの産出活動に直接関係しない活動は、この追加情報のいかなる部分からも除外されている。

石油及びガスの産出活動に係る費用の会計処理方法及び当該活動に関連する資産計上された費用の処理方法

当グループは石油及びガス資産に対し、成功結果法ベースの会計方針に従っている。

鉱区を探査する法的権利を取得するに先立って発生した費用は、損益計算書で直ちに費用化される。

許可を獲得するに際し発生した支出は、初めは、ライセンス毎に資産計上される。資産計上された費用は、許可された鉱区での探査フェーズのような期間が完了または商業ベースにのる埋蔵量が発見されるまで、探査／評価資産として維持され、減耗されることはない。

石油及びガスの探査ターゲットを決定する過程で発生した探査のための支出は、探査／評価資産として初めは資産計上され、その後、掘削活動に割り当てられる。探査／評価の掘削費用は、井の成功あるいは失敗が確立するまで、初めは井毎に資産計上される。それぞれの探査／評価の努力の成功あるいは失敗は、井毎に判断される。掘削費用は結果が炭化水素の埋蔵量が存在し当該埋蔵量が商業ベースにのるという合理的な予測があることを示さない限り、井の完了時に帳簿上落とされる。

成功した探査井の評価に従い、商業ベースにのる埋蔵量が確立され、採掘が技術的に実行可能であることが証明されれば、関連する資産計上された探査／評価費用は減損テストの後、固定資産－開発／産出資産として単一分野のコストセンターへ移される。探査掘削の結果が、最終的に商業ベースに乗りそうにないともみなされる炭化水素の存在を示している場合には、全ての関連する費用は、損益計算書へ落とされる。

炭化水素の産出が技術的に実行可能であり、かつ商業ベースに載ることが分かった後のすべての費用は有形固定資産として、田（field）ごとに開発／産出資産として資産計上される。その後の支出はそれが開発／産出資産の経済的なベネフィットを高めるか既存の開発／産出資産の一部にとって代わる場合に限り、資産計上される。置き換えられた部分に関連する残存原価は費用化される。

探査／評価資産の処分からの正味収入は先に資産計上された費用から始めは控除される。残りの収入はすべて損益計算書に貸方計上される。開発／産出資産の処分からの正味の収入は、先に資産計上された費用から控除される。開発／産出資産の処分に関わる利益又は損失は、当該正味収入が当該資産の正味の資産計上された費用の適切な部分を超える又はそれ以下であるならば、損益計算書において認識される。

石油及びガスの探査及び産出にかかる追加情報（非監査）

(i) 石油及びガス産出活動に関連する資産計上された費用

下記の表は、石油及びガスの探査及び産出活動のために資産計上された費用に関連する減価償却累計額、減耗及び償却費並びに資産除去債務と合わせて要約している：

	インド (百万ルピー)	スリランカ (百万ルピー)	南アフリカ (百万ルピー)
2014年3月31日			
石油及びガスの未確認鉱区	12,369.4	47,332.7	1,769.1
石油及びガスの確認鉱区	1,097,770.5	—	—
補助設備	3,911.8	—	—
資産計上された費用総額	1,114,051.7	47,332.7	1,769.1
減価償却累計額、減耗、償却費及び評価損	(257,594.9)	—	—
資産計上された費用純額	856,456.8	47,332.7	1,769.1
2013年3月31日			
石油及びガスの未確認鉱区	8,936.1	42,747.0	719.8
石油及びガスの確認鉱区	961,019.1	—	—
補助設備	3,099.5	—	—
資産計上された費用総額	973,054.7	42,747.0	719.8
減価償却累計額、減耗、償却費及び評価損	(154,851.7)	—	—
資産計上された費用純額	818,203.0	42,747.0	719.8
2012年3月31日			
石油及びガスの未確認鉱区	8,111.0	39,721.0	—
石油及びガスの確認鉱区	888,499.7	—	—
補助設備	2,047.4	—	—
資産計上された費用総額	898,658.1	39,721.0	—
減価償却累計額、減耗、償却費及び評価損	(73,541.7)	—	—
資産計上された費用純額	825,116.4	39,721.0	—

石油及びガスの探査及び産出にかかる追加情報（非監査）

(ii) 石油及びガス鉱区の取得、探査及び開発活動の中で発生した費用

発生費用は下記に要約されており、費用化された金額及び資産計上された金額の両方を含む。

	インド (百万ルピー)	スリランカ (百万ルピー)	南アフリカ (百万ルピー)
2014年 3 月31日			
鉱区の取得			
確認	—	—	—
未確認	—	—	—
探査費用	14,113.5	194.1	997.8
開発費用	23,420.6	—	—
合計	37,534.1	194.1	997.8
2013年 3 月31日			
鉱区の取得			
確認	—	—	—
未確認	—	—	—
探査費用	2,551.9	3,285.3	724.0
開発費用	15,523.8	—	—
合計	18,075.7	3,285.3	724.0
2012年 3 月31日*			
鉱区の取得			
確認	—	—	—
未確認	—	—	—
探査費用	940.8	1,171.7	—
開発費用	5,946.9	—	—
合計	6,887.7	1,171.7	—

* 2011年12月 8 日から2012年 3 月31日までの期間を示している。

石油及びガスの探査及び産出にかかる追加情報（非監査）

(iii) 石油及びガスの産出活動事業の結果

当社の2014年、2013年及び2012年3月31日終了年度の石油ガス産出活動からの事業の結果は下記の表に示されている。

産出費用は産出井及び関連する装置設備を稼働し維持するのににかかった採油費であり、作業している従業員の給料、原料費、光熱費、操業中に消費された燃料費及び天然ガス工程工場に関連する操業原価を含んでいる。

探査費用は、地質物理探査活動及び非生産的な探査井の費用を含んでいる。減価償却費及び償却費は、探査及び開発活動に使用されている資産に関連している。会計基準編纂書 932「採掘活動－石油及びガス」に従い、法人所得税は法定税率に基づいており、許容される控除を考慮している。法定税率より実効税率が低い、それは、1961年法人所得税法の80項－IB（9）の下でラージャスターン・ブロックにおける免税期間のためである。受取利息及び支払利息はこの表で報告される結果から除外している。

	インド (百万ルピー)	スリランカ (百万ルピー)	南アフリカ (百万ルピー)
2014年3月31日			
収益			
売上高	187,102.7	—	—
移転	—	—	—
営業利益	379.4	—	—
合計	187,482.1	—	—
産出費用	(41,500.2)	—	—
探査費用	(541.4)	(95.9)	(15.8)
減価償却費、減耗損、償却費及び評価損	(84,763.6)	—	—
税金費用前の成果	60,676.9	(95.9)	(15.8)
税金費用	(13,753.3)	—	—
産出活動からの事業成果（全社製造間接費及び利子を除く）	46,923.6	(95.9)	(15.8)

石油及びガスの探査及び産出にかかる追加情報（非監査）

(iii) 石油及びガスの産出活動事業の結果（続き）

	インド (百万ルピー)	スリランカ (百万ルピー)	南アフリカ (百万ルピー)
2013年3月31日			
収益			
売上高	175,518.2	—	—
移転	—	—	—
営業利益	239.6	—	—
合計	175,757.8	—	—
産出費用	(40,242.6)	—	—
探査費用	(53.9)	(2,766.1)	(1.6)
減価償却費、減耗損、償却費及び評価損	(77,596.7)	—	—
税金費用前の成果	57,864.6	(2,766.1)	(1.6)
税金費用	(14,189.8)	—	—
産出活動からの事業成果（全社製造間接費及び利子を除く）	43,674.8	(2,766.1)	(1.6)
2012年3月31日*			
収益			
売上高	44,914.1	—	—
移転	—	—	—
営業利益	180.1	—	—
合計	45,094.2	—	—
産出費用	(7,795.6)	—	—
探査費用	(412.3)	(295.2)	—
減価償却費、減耗損、償却費及び評価損	(16,822.2)	—	—
税金費用前の成果	20,064.1	(295.2)	—
税金費用	(5,073.6)	—	—
産出活動からの事業成果（全社製造間接費及び利子を除く）	14,990.5	(295.2)	—

* 2011年12月8日から2012年3月31日までの期間を示している。

石油及びガスの探査及び産出にかかる追加情報（非監査）

(iv) 埋蔵量数量の情報

下記の表は2014年、2013年及び2012年3月31日現在並びに2011年12月8日現在の地域ごとの石油及びガスの見積埋蔵量を表している。表示されている数量は、2014年、2013年及び2012年度における数量の変化と共に開発済及び未開発確認埋蔵量に関係している。

確認埋蔵量、開発済確認埋蔵量及び未開発確認埋蔵量として使われる定義は、米国証券取引委員会（SEC）の規則S-Xのルール4-10に従っている。石油及び天然ガスの確認埋蔵量は、価格が契約で決められていない限り報告期間の終了日前12か月の平均価格及び見積もりの日の原価を含む既存の経済及び事業の状況の下で、将来年度において既知の石油ガスの地下蓄積から経済的に生産可能であるということを地質学上及び技術的なデータが合理的な確実性を持って示している原油、天然ガス、液体天然ガスの見積数量である。

ここに示されている確認埋蔵量のすべては、インド政府とのPSCsに基づいている。したがって、全ての正味埋蔵量は、当該契約に従って正味埋蔵量を計算する際のSECのガイダンスに従って、それぞれの契約のもとで我々のコスト回収とプロフィット・ペトロレウムの持分を正味埋蔵量に相当する量に換算するエンタイトルメント計算に基づいている。

石油及びガスの探査及び産出にかかる追加情報（非監査）

(iv) 埋蔵量数量の情報（続き）

石油の確認埋蔵量の年間変動のサマリーは下記の通りである（単位：百万バレル）：

開発済及び未開発確認埋蔵量	インド	スリランカ	南アフリカ	合計
2011年12月8日現在の埋蔵量	130.09	—	—	130.09
過去の見積もりの修正	(1.12)	—	—	(1.12)
拡張及び発見	—	—	—	—
改善した回収（Improved Recovery）	—	—	—	—
埋蔵鉱物の販売	—	—	—	—
埋蔵鉱物の購入	—	—	—	—
当年度における産出	(8.37)	—	—	(8.37)
2012年3月31日現在の埋蔵量	120.60	—	—	120.60
過去の見積もりの修正	8.59	—	—	8.59
拡張及び発見	—	—	—	—
改善した回収（Improved Recovery）	8.27	—	—	8.27
埋蔵鉱物の販売	—	—	—	—
埋蔵鉱物の購入	—	—	—	—
当年度における産出	(32.52)	—	—	(32.52)
2013年3月31日現在の埋蔵量	104.94	—	—	104.94
過去の見積もりの修正	17.20	—	—	17.20
拡張及び発見	—	—	—	—
改善した回収（Improved Recovery）	21.63	—	—	21.63
埋蔵鉱物の販売	—	—	—	—
埋蔵鉱物の購入	—	—	—	—
当年度における産出	(32.24)	—	—	(32.24)
2014年3月31日現在の埋蔵量	111.53	—	—	111.53

石油及びガスの探査及び産出にかかる追加情報（非監査）

(iv) 埋蔵量数量の情報（続き）

天然ガスの確認埋蔵量の年間変動のサマリーは下記の通りである（単位：10億立方フィート）：

開発済及び未開発確認埋蔵量	インド	スリランカ	南アフリカ	合計
2011年12月8日現在の埋蔵量	10.73	—	—	10.73
過去の見積もりの修正	(0.06)	—	—	(0.06)
拡張及び発見	—	—	—	—
改善した回収（Improved Recovery）	—	—	—	—
埋蔵鉱物の販売	—	—	—	—
埋蔵鉱物の購入	—	—	—	—
当年度における産出	(1.20)	—	—	(1.20)
2012年3月31日現在の埋蔵量	9.47	—	—	9.47
過去の見積もりの修正	0.06	—	—	0.06
拡張及び発見	—	—	—	—
改善した回収（Improved Recovery）	—	—	—	—
埋蔵鉱物の販売	—	—	—	—
埋蔵鉱物の購入	—	—	—	—
当年度における産出	(2.86)	—	—	(2.86)
2013年3月31日現在の埋蔵量	6.67	—	—	6.67
過去の見積もりの修正	2.96	—	—	2.96
拡張及び発見	1.21	—	—	1.21
改善した回収（Improved Recovery）	—	—	—	—
埋蔵鉱物の販売	—	—	—	—
埋蔵鉱物の購入	—	—	—	—
当年度における産出	(3.89)	—	—	(3.89)
2014年3月31日現在の埋蔵量	6.95	—	—	6.95

石油及びガスの探査及び産出にかかる追加情報（非監査）

(iv) 埋蔵量数量の情報（続き）

	2014		2013		2012	
	原油	天然ガス	原油	天然ガス	原油	天然ガス
	(百万 バレル)	(10億立方 フィート)	(百万 バレル)	(10億立方 フィート)	(百万 バレル)	(10億立方 フィート)
正味開発済確認埋蔵量：						
インド	74.50	6.03	86.94	6.16	101.36	7.91
スリランカ	—	—	—	—	—	—
南アフリカ	—	—	—	—	—	—
正味開発済確認埋蔵量合計	74.50	6.03	86.94	6.16	101.36	7.91
正味未開発確認埋蔵量：						
インド	36.13	0.92	18.00	0.51	19.24	1.56
スリランカ	—	—	—	—	—	—
南アフリカ	—	—	—	—	—	—
正味未開発確認埋蔵量合計	36.13	0.92	18.00	0.51	19.24	1.56

石油及びガスの探査及び産出にかかる追加情報（非監査）

（v）石油及びガスの確認埋蔵量数量に関連する割引後将来正味キャッシュ・フローの標準化された測定と変化

下記の表は、確認埋蔵量に関連する将来正味キャッシュ・フローの標準化された測定を示している。分析はTopic932「採掘活動－石油及びガス」に従って、当該報告によってカバーされる期間の終了日前12か月の平均価格、年度末の費用、年度末の法定税率及び10%の割引要因を年度末の正味確認埋蔵量数量に対して適用することによって、計算される。この場合の平均価格は、SECによって定義されている通り、将来の状態に基づく価格のエスカレーションを除き価格が契約上の取り決めによって定義されていない限り、対象期間内の各月の第一日目の価格の加重を用いない単純平均として決定される。割引後将来正味キャッシュ・フローの標準化された測定は将来を考えたステートメントである。

将来の価格の変化はそれぞれの報告年度の終了時に既存の契約上の取り決めによって提供される変化に限定される。将来の開発及び産出費用は、年度末の経済状況の継続を仮定して、年度末のコストに基づいて年度末の見積確認埋蔵量を開発及び産出するのに必要な見積もり将来支出である。税前の将来正味キャッシュ・フローは解体除去費用を差し引いている。見積もり将来税金費用は年度末の法定税率を適用して計算されている。これらの税率は認容される控除及びタックス・クレジットを反映しており、見積もり将来税前正味キャッシュ・フローに対して適用されており関連する税務上の資産を控除している。法定税率より実効税率が低い、それは1961年法人所得税法の80項－IB（9）の下でラージアスターン・ブロックにおける免税期間のためである。割引後将来正味キャッシュ・フローは年10%の割引率を使って計算されている。割引は年度ごとのいつ将来支出が起こるか、いつ埋蔵量が産出されるかという見積もりを必要としている。Topic932に規定されている割引後将来正味キャッシュ・フローの標準化された測定は、将来の開発の時期及び金額、産出原価並びに確認埋蔵量の産出からの収入に関する仮定を必要とする。当該情報は、経営陣の評価や我々の期待将来キャッシュ・フローや確認埋蔵量の価値を示すものではない。したがって、我々の将来キャッシュ・フロー或は確認埋蔵量の価値を示すものとして、信頼されるものではない。

石油及びガスの探査及び産出にかかる追加情報（非監査）

（ⅴ）石油及びガスの確認埋蔵量数量に関連する割引後将来正味キャッシュ・フローの標準化された測定と変化（続き）

	インド	スリランカ	南アフリカ	合計
2014年3月31日現在	(百万ルピー)	(百万ルピー)	(百万ルピー)	(百万ルピー)
将来キャッシュ・インフロー	645,543	—	—	645,543
将来産出費用	(219,997)	—	—	(219,997)
将来開発費用	(74,225)	—	—	(74,225)
将来税金費用	(46,633)	—	—	(46,633)
割引前将来正味キャッシュ・フロー	304,688	—	—	304,688
見積キャッシュ・フローの年利10%での割引額	(69,202)	—	—	(69,202)
割引後将来正味キャッシュ・フローの標準化された測定	235,486	—	—	235,486
2013年3月31日現在				
将来キャッシュ・インフロー	563,260	—	—	563,260
将来産出コスト	(188,176)	—	—	(188,176)
将来開発コスト	(44,318)	—	—	(44,318)
将来税金費用	(45,547)	—	—	(45,547)
割引前将来正味キャッシュ・フロー	285,219	—	—	285,219
見積キャッシュ・フローの年利10%での割引額	(59,095)	—	—	(59,095)
割引後将来正味キャッシュ・フローの標準化された測定	226,124	—	—	226,124
2012年3月31日現在				
将来キャッシュ・インフロー	603,541	—	—	603,541
将来産出コスト	(178,404)	—	—	(178,404)
将来開発コスト	(49,683)	—	—	(49,683)
将来税金費用	(56,408)	—	—	(56,408)
割引前将来正味キャッシュ・フロー	319,046	—	—	319,046
見積キャッシュ・フローの年利10%での割引額	(68,771)	—	—	(68,771)
割引後将来正味キャッシュ・フローの標準化された測定	250,275	—	—	250,275

石油及びガスの探査及び産出にかかる追加情報（非監査）

（v）石油及びガスの確認埋蔵量数量に関連する割引後将来正味キャッシュ・フローの標準化された測定と変化（続き）

	インド	スリランカ	南アフリカ	合計
	(百万ルピー)	(百万ルピー)	(百万ルピー)	(百万ルピー)
2013年4月1日現在の残高	226,124	—	—	226,124
石油及びガスの販売及び移転、産出費用控除後	(146,002)	—	—	(146,002)
発生開発原価	23,247	—	—	23,247
現場の鉱物の購入及び販売による純増減	—	—	—	—
拡張、発見及び改善した回収による純増減、関連費用控除後	63,421	—	—	63,421
見積数量の修正による純増減	52,235	—	—	52,235
価格、移転価格及び産出費用の純増減	19,548	—	—	19,548
見積もり将来開発費用の増減	(30,258)	—	—	(30,258)
割引の拡大(accretion)	27,168	—	—	27,168
税金費用の純増減	3	—	—	3
タイミング	—	—	—	—
2014年3月31日現在の残高	235,486	—	—	235,486

	インド	スリランカ	南アフリカ	合計
	(百万ルピー)	(百万ルピー)	(百万ルピー)	(百万ルピー)
2012年4月1日現在の残高	250,275	—	—	250,275
石油及びガスの販売及び移転、産出費用控除後	(137,976)	—	—	(137,976)
発生開発原価	15,475	—	—	15,475
現場の鉱物の購入及び販売による純増減	—	—	—	—
拡張、発見及び改善した回収による純増減、関連費用控除後	23,115	—	—	23,115
見積数量の修正による純増減	24,013	—	—	24,013
価格、移転価格及び産出費用の純増減	5,673	—	—	5,673
見積もり将来開発費用の増減	6,479	—	—	6,479
割引の拡大(accretion)	30,669	—	—	30,669
税金費用の純増減	8,401	—	—	8,401
タイミング	—	—	—	—
2013年3月31日現在の残高	226,124	—	—	226,124

石油及びガスの探査及び産出にかかる追加情報（非監査）

（ⅴ）石油及びガスの確認埋蔵量数量に関連する割引将来正味キャッシュ・フローの標準化された測定と変化
（続き）

	インド	スリランカ	南アフリカ	合計
	（百万ルピー）	（百万ルピー）	（百万ルピー）	（百万ルピー）
2011年12月8日現在の残高	234,293	—	—	234,293
石油及びガスの販売及び移転、産出費用控除後	(35,132)	—	—	(35,132)
発生開発原価	5,616	—	—	5,616
現場の鉱物の購入及び販売による純増減	—	—	—	—
拡張、発見及び改善した回収による純増減、関連費用控除後	—	—	—	—
見積数量の修正による純増減	(3,061)	—	—	(3,061)
価格、移転価格及び産出費用の純増減	22,999	—	—	22,999
見積み将来開発費用の増減	(3,258)	—	—	(3,258)
割引の拡大(accretion)	29,329	—	—	29,329
税金費用の純増減	(511)	—	—	(511)
タイミング	—	—	—	—
2012年3月31日現在の残高	250,275	—	—	250,275

[次へ](#)

SESA STERLITE LIMITED AND SUBSIDIARIES
CONSOLIDATED STATEMENTS OF PROFIT OR LOSS
(Indian Rupees in millions except share or per share amounts unless otherwise stated)

For the year ended March 31,		2012	2013	2014	2014
	Notes	(Rs. in million) (recast)	(Rs. in million) (recast)	(Rs. in million)	(US dollars in million) (Note 2)
Revenue	4	598,116	722,303	725,243	12,087.4
Cost of sales		(435,993)	(556,663)	(557,900)	(9,298.3)
Gross profit		162,123	165,640	167,343	2,789.1
Other operating income		2,252	3,791	4,541	75.7
Distribution expenses		(32,151)	(16,430)	(12,127)	(202.1)
Administration expenses		(24,699)	(23,490)	(32,229)	(537.2)
Operating profit		107,525	129,511	127,528	2,125.5
Investment and other income	5	23,583	34,931	42,165	702.8
Finance and other costs	6	(46,323)	(54,716)	(72,821)	(1,213.7)
Share in consolidated profit of associate	9	4,404	—	—	—
Profit before tax		89,189	109,726	96,872	1,614.6
Income tax expense	7	(7,710)	7,502	(34,646)	(577.4)
Profit for the year		81,479	117,228	62,226	1,037.2
Profit attributable to:					
Equity holders of the parent		51,811	62,363	15,466	257.8
Non-controlling interests		29,668	54,865	46,760	779.4
Profit for the year		81,479	117,228	62,226	1,037.2
Earnings per share	28				
Basic		17.47	21.03	5.22	0.1
Diluted		17.47	21.03	5.22	0.1
Weighted average number of equity shares used in computing earnings per share					
Basic		2,965,004,871	2,965,004,871	2,965,004,871	2,965,004,871
Diluted		2,965,004,871	2,965,004,871	2,965,004,871	2,965,004,871

The accompanying notes are an integral part of these consolidated financial statements.

The Group's (Refer note 1- Group overview) consolidated statements of profit or loss are presented disclosing expenses by function. The consolidated statements of profit or loss disclosing expenses presented by nature are in Note 33 (c).

The Group's consolidated statements of profit or loss for the years ended March 31, 2012 and 2013 have been retroactively adjusted (referred to as "recast" in the consolidated financial statements) to give effect of common control transaction [Refer Note 1 and 3 (D)].

SESA STERLITE LIMITED AND SUBSIDIARIES
CONSOLIDATED STATEMENTS OF COMPREHENSIVE INCOME
(Indian Rupees in millions except share or per share amounts unless otherwise stated)

For the year ended March 31,	<u>2012</u> <u>(Rs. in</u> <u>million)</u> <u>(recast)</u>	<u>2013</u> <u>(Rs. in</u> <u>million)</u> <u>(recast)</u>	<u>2014</u> <u>(Rs. in</u> <u>million)</u>	<u>2014</u> <u>(US dollars</u> <u>in million)</u> <u>(Note 2)</u>
Profit for the year	81,479	117,228	62,226	1,037.2
Other comprehensive (loss)/ income, net of tax:				
Items that will not be reclassified subsequently to profit or loss				
Re-measurement of defined benefit obligation	(221)	(346)	(98)	(1.6)
Items that will be reclassified subsequently to profit or loss				
Exchange differences on translation of foreign operations	223	24,184	44,250	737.5
Gain/(loss) on available-for-sale financial investments	(7,039)	(512)	(1)	—
Cash flow hedges*#	(4,968)	3,723	41	0.6
Reclassification of available-for-sale financial investment to profit or loss	8,240	(770)	(116)	(1.9)
Total other comprehensive (loss)/income for the year, net of income tax	<u>(3,765)</u>	<u>26,279</u>	<u>44,076</u>	<u>734.6</u>
Total Comprehensive Income	<u>77,714</u>	<u>143,507</u>	<u>106,302</u>	<u>1,771.8</u>
Total Comprehensive Income attributable to:				
Equity holders of the parent	51,356	69,757	27,582	459.8
Non-controlling interests	26,358	73,750	78,720	1,312.0
	<u>77,714</u>	<u>143,507</u>	<u>106,302</u>	<u>1,771.8</u>

* Refer to Note 7 for tax related to each component of other comprehensive income/ (loss)

Refer to Note 33(a) for amounts reclassified into profit or loss for the year out of other comprehensive income/ (loss)

The accompanying notes are an integral part of these consolidated financial statements.

The Group's consolidated statements of comprehensive income for the years ended March 31, 2012 and 2013 have been recast to give effect of common control transaction [Refer Note 1 and 3 (D)].

SESA STERLITE LIMITED AND SUBSIDIARIES
CONSOLIDATED STATEMENTS OF FINANCIAL POSITION
(Indian Rupees in millions except share or per share amounts unless otherwise stated)

As at		April 1, 2012	March 31, 2013	March 31, 2014	March 31, 2014
	Notes	(Rs. in million) (recast)	(Rs. in million) (recast)	(Rs. in million)	(US dollars in million) (Note 2)
ASSETS					
Non-current assets					
Property, plant and equipment	8a	1,112,888	1,124,501	1,114,511	18,575.2
Exploratory and evaluation assets	8b	514,521	547,131	617,570	10,292.9
Other intangible assets	8c	355	6,675	6,984	116.4
Leasehold land prepayments		1,718	2,740	3,645	60.8
Deferred tax assets	7	21,995	45,707	73,082	1,218.0
Financial assets investments	11	10,124	112	111	1.9
Derivative financial assets		894	—	—	—
Current tax asset- non-current		11,989	23,404	22,616	376.9
Other non-current assets	12	16,911	10,521	12,815	213.6
Total non-current assets		1,691,395	1,760,791	1,851,334	30,855.7
Current assets					
Inventories	13	70,929	95,831	92,788	1,546.5
Current tax asset		3,718	—	4,729	78.8
Trade and other receivables	14	100,737	131,527	96,415	1,606.9
Financial assets investments	11	—	1,100	—	—
Short term investments	15	270,692	408,171	518,015	8,633.6
Derivative financial assets	24	5,540	1,057	3,235	53.9
Restricted cash and cash equivalents	16	154	706	2,463	41.1
Cash and cash equivalents	17	65,270	15,199	12,960	216.0
Total current assets		517,040	653,591	730,605	12,176.8
Assets held for sale		1,249	—	—	—
Total assets		2,209,684	2,414,382	2,581,939	43,032.5
LIABILITIES					
Current liabilities					
Short-term borrowings	18	129,928	178,413	161,728	2,695.5
Acceptances	19	47,560	79,486	90,718	1,512.0
Trade and other payables	20	130,488	157,194	181,661	3,027.7
Derivative financial liabilities	24	1,057	2,398	7,550	125.8
Retirement benefits		187	266	313	5.2
Provisions	21	921	792	1,126	18.8
Current tax liabilities		1,527	5,417	6,278	104.6
Total current liabilities		311,668	423,966	449,374	7,489.6
Net current assets		205,372	229,625	281,231	4,687.2
Non-current liabilities					
Long-term borrowings	18	546,704	523,038	547,375	9,122.9
Deferred tax liabilities	7	268,099	252,166	289,869	4,831.2
Retirement benefits	23	1,696	1,904	1,696	28.3
Provisions	21	13,226	15,570	17,061	284.4
Derivative financial liabilities		754	1,289	1,645	27.4
Other non-current liabilities	22	8,751	13,180	12,576	209.6
Total non-current liabilities		839,230	807,147	870,222	14,503.8
Total liabilities		1,150,898	1,231,113	1,319,596	21,993.4
Net assets		1,058,786	1,183,269	1,262,343	21,039.1
EQUITY					
Share capital	26	2,965	2,965	2,965	49.4
Securities premium		200,010	200,010	200,010	3,333.5
Other components of equity		3,393	10,978	23,164	386.1
Retained earnings		414,441	466,656	473,431	7,890.5
Equity attributable to equity holders of the parent		620,809	680,609	699,570	11,659.5
Non-controlling interests		437,977	502,660	562,773	9,379.6
Total Equity		1,058,786	1,183,269	1,262,343	21,039.1

The accompanying notes are an integral part of these consolidated financial statements.

Group's consolidated statements of financial position as at April 1, 2012 and March 31, 2013 have been recast to give effect of common control transaction [Refer Note 1 and 3 (D)].

SESA STERLITE LIMITED AND SUBSIDIARIES
CONSOLIDATED STATEMENTS OF CASH FLOWS
(Indian Rupees in millions except share or per share amounts unless otherwise stated)

For the year ended March 31,

	2012	2013	2014	2014
	Rs. in million (re-cast)	Rs. in million (re-cast)	Rs. in million	(US dollars in million) (Note 2)
Cash flows from operating activities				
Profit for the year	81,479	117,228	62,226	1,037.2
Adjustments to reconcile profit to net cash provided by operating activities:				
Income tax expense recognised in profit or loss	7,710	(7,502)	34,646	577.4
Depreciation and amortization	61,111	117,103	121,887	2,031.5
Impairment of property, plant and equipment	—	—	3,541	59.0
Provision for doubtful debts/advances	258	(8)	2,494	41.6
Unsuccessful exploration costs written off	709	2,822	653	10.9
Fair value gain on financial assets held for trading	(10,552)	(14,935)	(24,647)	(410.8)
Gain on sale of financial asset investments	—	(770)	(116)	(1.9)
Loss/ (Profit) on sale of fixed asset, net	92	(635)	327	5.5
Share in consolidated profit of associate	(4,404)	—	—	—
Exchange loss/(gains), net	10,426	25,482	19,512	325.2
Gain on fair valuation of conversion option	(4,255)	(1,438)	(61)	(1.0)
Interest and dividend income	(13,031)	(19,226)	(17,402)	(290.0)
Interest expense	34,375	52,346	60,462	1,007.7
Loss recognised upon consolidation of subsidiary	3,545	—	—	—
Changes in assets and liabilities:				
(Increase)/ decrease in trade and other receivables	28,213	35,198	(8,841)	(147.3)
(Increase)/ decrease in inventories	2,184	(25,125)	3,402	56.7
Decrease /(increase) in other current and non-current assets	(18,624)	3,877	9,710	161.8
Increase/(Decrease) in trade and other payable	(47,581)	7,223	(2,694)	(44.9)
(Decrease)/increase in other current and non-current liabilities	(3,172)	(23,611)	(8,655)	(144.2)
Proceeds from short-term investments	1,185,908	792,246	1,174,250	19,570.8
Purchases of short-term investments	(1,101,536)	(858,117)	(1,294,912)	(21,581.9)
Cash generated from operations	212,855	202,158	135,782	2,263.3
Interest paid	(36,668)	(48,918)	(49,625)	(827.1)
Interest received	8,615	3,051	16,678	278.0
Dividends received	2,230	1,802	67	1.1
Income tax paid	(32,968)	(60,983)	(46,703)	(778.4)
Net cash from operating activities	154,064	97,110	56,199	936.9
Cash flows from investing activities				
Purchases of property, plant and equipment (including intangibles)	(98,247)	(80,194)	(80,053)	(1,334.2)
Proceeds from sale of property, plant and equipment	897	150	3,864	64.4
Expenditure on Exploration and Evaluation assets	(2,998)	(5,127)	(15,256)	(254.3)
Loans repaid by related parties	64	909	1,512	25.2
Loans to related parties	(10,307)	(26,457)	(4,985)	(83.1)
Proceeds from short-term deposits	133,977	142,465	696,833	11,613.9
Purchases of short-term deposits	(111,929)	(193,032)	(653,889)	(10,898.1)
Proceed from sale of available for sale financial assets	—	8,662	1,100	18.3
Refund of purchase consideration in BMM acquisition	436	—	—	—
Purchase of investment ¹	(7,158)	—	—	—
Acquisition of subsidiaries (including acquisition expenses, net of cash acquired) ²	(389,559)	—	—	—

F-6

Net changes in restricted cash and cash equivalents	(115)	(552)	(1,757)	(29.3)
Net cash used in investing activities	(484,939)	(153,176)	(52,631)	(877.2)
Cash flows from financing activities				
Proceeds from/(repayment of) working capital loan, net	15,526	(653)	(8,275)	(137.9)
Proceeds from acceptances	181,821	208,765	207,344	3,455.7
Repayment of acceptances	(175,413)	(179,656)	(197,000)	(3,283.3)
Proceeds from other short-term borrowings	173,504	200,422	266,446	4,440.8
Repayment of other short-term borrowings	(164,192)	(205,483)	(332,337)	(5,539.0)
Proceeds from long-term borrowings	228,279	52,084	153,323	2,555.3
Repayment of long-term borrowings	(88)	(48,450)	(152,264)	(2,537.9)
Loans from related parties	161,538	10,069	90,087	1,501.4
Loans repaid to related parties	(29,791)	(15,527)	(5,628)	(93.8)
Acquisition of non-controlling interests in a subsidiary	—	(1,835)	—	—
Deemed dividend ¹	(616)	—	—	—
Payment of dividends to equity holders of the parent, including dividend tax	(13,383)	(9,557)	(8,785)	(146.4)
Payment of dividends to non-controlling interests, including dividend tax	(4,338)	(8,915)	(18,271)	(304.5)
Proceeds from issue of shares at a subsidiary	438	591	145	2.4
Payment for buyback of shares at subsidiary [including buyback expenses]	—	—	(1,065)	(17.7)
Purchase of erstwhile SIIL shares ³	(2,579)	—	—	—
Net cash provided/(used in) from financing activities	370,706	1,855	(6,280)	(104.9)
Effect of exchange rate changes on cash and cash equivalents	1,045	4,140	473	7.9
Net (decrease)/increase in cash and cash equivalents	40,876	(50,071)	(2,239)	(37.3)
Cash and cash equivalents at the beginning of the year	24,394	65,270	15,199	253.3
Cash and cash equivalents at the end of the year ⁴	65,270	15,199	12,960	216.0
<i>Supplementary disclosure of non-cash investing activities:</i>				
Payables for purchase of property, plant and equipment (including Exploratory and evaluation assets)	63,357	78,474	88,678	1,478.0

The accompanying notes are an integral part of these consolidated financial statements.

The Group's consolidated statements of cash flows for the years ended March 31, 2012 and 2013 have been recast to give effect of common control transaction [Refer Note 1 and Note 3 (D)]

1. Refer note no 5(2)
2. (a) Comprises cash paid for acquisition of Cairn Rs. 419,451 million, GEL Rs. 470 million and WCL Rs 4,112 million during the fiscal year 2012. The amount of cash and cash equivalents in these companies on the dates of acquisition was Rs. 34,474 million.
(b) Acquisition of subsidiaries includes current assets of Rs 104,597 million, non-current assets of Rs 896,606 million, current liabilities of Rs. 56,967 million and non-current liabilities of Rs. 243,333 million.
3. Represents acquisition of erstwhile SIIL shares by the MALCO through open market transactions.
4. For composition refer Note 17
5. Assignment of loan receivables from related parties against loan payable to a related party amounting to US\$ 916.2 million (Rs. 55,431 million) has been considered as non cash item.

SESA STERILITE LIMITED AND SUBSIDIARIES
CONSOLIDATED STATEMENTS OF CHANGES IN EQUITY
(Indian Rupees in millions except share or per share amounts unless otherwise stated)

	Attributable to equity holders of the parent						
	Share capital	Securities premium	Translation of foreign operations	Available for sale financial investments	Cash flow hedges	Retained earnings	Total
Balance as at April 1, 2011 (recast)	2,965	200,010	1,625	246	1,807	377,555	584,208
On account of acquisition during the year ¹	—	—	—	—	—	—	—
Profit for the year	—	—	—	—	—	51,811	51,811
Exchange differences on translation of foreign operations	—	—	3,491	—	—	—	3,491
Movement in available for sale financial investments	—	—	—	(7,039)	—	—	(7,039)
Reclassified to consolidated statement of profit or loss	—	—	—	8,240	—	—	8,240
Net movement in fair value of cash flow hedges, net of tax ²	—	—	—	—	(4,977)	—	(4,977)
Re-measurement of defined benefit obligation	—	—	—	—	—	(170)	(170)
Total comprehensive income for the period	—	—	3,491	1,201	(4,977)	51,641	51,356
Deemed Dividend (Refer Note 5)	—	—	—	—	—	(616)	(616)
Change in Non-controlling interests	—	—	—	—	—	(756)	(756)
Dividend paid including tax on dividend	—	—	—	—	—	(13,383)	(13,383)
Balance as at March 31, 2012 (recast)	2,965	200,010	5,116	1,447	(3,170)	414,441	620,809
						437,977	1,058,786

F-8

F-9

	Attributable to equity holders of the parent						
	Share capital	Securities premium	Translation of foreign operations	Available for sale financial investments	Cash flow hedges	Retained earnings	Non-controlling interests
Balance as at April 1, 2013 (recast)	2,965	200,010	10,426	124	428	466,656	502,660
Profit for the year	—	—	—	—	—	15,466	46,760
Exchange differences on translation of foreign operations	—	—	12,101	—	—	—	32,149
Movement in available for sale financial investments	—	—	—	(1)	—	—	—
Reclassified to consolidated statement of profit or loss	—	—	—	(75)	—	—	(41)
Re-measurement of defined benefit obligation	—	—	—	—	—	(70)	(28)
Net movement in fair value of cash flow hedges, net of tax**	—	—	—	—	161	—	(120)
Total comprehensive income for the period	—	—	12,101	(76)	161	15,396	78,720
Change in Non-controlling interests	—	—	—	—	—	164	(336)
Dividend paid including tax on dividend	—	—	—	—	—	(8,785)	—
Balance as at March 31, 2014	2,965	200,010	22,527	48	589	473,431	562,773
Balance as at March 31, 2014 (in US dollars in million)	49.4	3,333.5	375.5	0.8	9.8	7,890.5	9,379.6

1 Relates to acquisition of Cairn India Limited and Western Clusters Limited
* Refer to Note 7 for tax related to each component of other comprehensive income/(loss)
Refer to Note 33(a) for amounts reclassified into profit or loss for the year out of other comprehensive income/(loss)

Statement of Changes in equity for the years ended March 31, 2012 and 2013 have been recast to give effect of common control transaction [Refer Note 1 and 3 (D)].

SESA STERLITE LIMITED AND SUBSIDIARIES

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

1. Group overview

Sterlite Industries (India) Limited ("SIIL") and its consolidated subsidiaries (collectively, "Sterlite") were principally engaged in non-ferrous metals and mining in India, Australia, Namibia, South Africa and Ireland. Sterlite is also in the business of commercial power generation and port operations in India. SIIL was incorporated on September 8, 1975 under the laws of the Republic of India and had its registered office at Tuticorin, Tamilnadu. SIIL's shares were listed on NSE Limited and BSE Limited in India. In June 2007, SIIL completed its initial public offering of American Depositary Shares, or ADS, each representing four equity shares, and listed its ADSs on the New York Stock Exchange. In July 2009, SIIL completed its follow-on offering of an additional 131,906,011 ADSs, each currently representing four equity shares, which were listed on the New York Stock Exchange.

Consolidation and Re-organisation of Sesa Goa Limited ("Sesa Goa"), SIIL, Vedanta Aluminium Limited ("Vedanta Aluminium"), Sterlite Energy Limited ("Sterlite Energy") and The Madras Aluminium Company Limited ("MALCO") to form Sesa Sterlite Limited ("SSL" or 'the Company'), and transfer of Vedanta's shareholding in Cairn India Limited to SSL.

On February 25, 2012, Vedanta Resources Plc ("Vedanta"), the ultimate parent company of SIIL, Sesa Goa, Vedanta Aluminium, Sterlite Energy, and MALCO announced an all-share merger of Vedanta's majority owned subsidiaries Sesa Goa and Sterlite to create merged entity SSL and a consolidation of various subsidiaries held within Vedanta to effect the consolidation and simplification of Vedanta's corporate structure through two series of transactions (together the "Re-organisation Transactions" consisting of the "Amalgamation and Re-organisation Scheme" and the "Cairn India Limited Consolidation"). The Re-organisation Transactions were executed during the year ended March 31, 2014 and the name of the merged entity has been changed to Sesa Sterlite Limited with effect from September 18, 2013.

Sesa Goa has furnished to the Securities and Exchange Commission ("SEC") a notice as required by Rule 12g-3(f) under the Securities Exchange Act of 1934, as amended ("Exchange Act"), which states that Sesa Goa is the successor issuer to Sterlite under the Exchange Act and that the equity shares of Sesa Goa with a par value of Re. 1 each ("Sesa Goa Shares") will be traded in the United States in the form of American Depositary Shares ("ADSs"), each ADSs representing four Sesa Goa Shares (the "Sesa Goa ADSs") and such ADSs are deemed to be registered under Section 12(b) of the Exchange Act by operation of Rule 12g-3(a) under the Exchange Act.

The Amalgamation and Re-organisation Scheme

The Amalgamation and Re-organisation Scheme has been sanctioned by the Honorable High Court of Madras vide its order dated July 25, 2013 and the High Court of Judicature of Bombay at Goa vide its order dated April 3, 2013. The Amalgamation and Re-organisation Scheme was made effective in the month of August 2013.

In accordance with the Amalgamation and Re-organisation Scheme

- i. SIIL merged with and into Sesa Goa (which has been renamed as Sesa Sterlite Limited) through the issue of Sesa Goa shares to SIIL shareholders (other than MALCO) on a three for five basis resulting in the issue of 1,944,874,125 Sesa Goa shares to SIIL shareholders. The holders of SIIL ADSs received three Sesa Goa ADSs for every five existing Sterlite ADSs. The outstanding convertible bonds have become convertible bonds of Sesa Goa with equivalent rights and obligations;
- ii. MALCO's power business was sold to Vedanta Aluminium for cash consideration of Rs. 1,500 million;
- iii. MALCO merged with and into Sesa Goa through the issue of Sesa Goa shares to the shareholders of MALCO on a seven for ten basis, resulting in the issue of 78,724, 989 Sesa Goa shares to the shareholders of MALCO and consequently, MALCO's holding in SIIL was cancelled;
- iv. Sterlite Energy merged with and into Sesa Goa for no consideration;
- v. Vedanta Aluminium's aluminium business demerged from Vedanta Aluminium and merged with and into Sesa Goa for no consideration. The name of Vedanta Aluminium has been changed to Malco Energy Limited with effect from 24 October 2013; and
- vi. Through a separate but concurrent amalgamation under Indian and Mauritian law, Ekaterina Limited, a Mauritian company and a wholly owned subsidiary of Vedanta which held Vedanta's 70.5% ownership interest in Vedanta Aluminium, merged with and into Sesa Goa through the issue of Sesa Goa shares to Ekaterina Limited on a one for twenty five basis resulting in issue of 72,304,334 of Sesa Goa shares. SIIL held the remaining 29.5% of the shares of Vedanta Aluminium and upon this concurrent amalgamation scheme becoming effective, Vedanta Aluminium became a wholly-owned subsidiary of SSL.

The name of the merged entity has been changed to Sesa Sterlite Limited with effect from September 18, 2013. SSL has its registered office at Panjim in State of Goa in India.

The Sesa Sterlite Limited's shares are listed in India on the Bombay Stock Exchange and the National Stock Exchange. In connection with the merger of SILL into Sesa Goa to form SSL, SSL has established an ADS facility and its ADSs are now listed on the New York Stock Exchange.

Cairn India Limited Consolidation

Pursuant to the share purchase agreement, dated February 25, 2012 between Bloom Fountain Limited ("BFL"), a wholly owned subsidiary of the Sesa Goa and Vedanta Resources Holdings Limited ("VRHL"), BFL acquired 38.68% shareholding in Cairn India Limited and an associated debt of USD 5,998 million by way of acquisition of Twinstar Energy Holding Limited ("TEHL"), for a nominal cash consideration of USD 1 on a closing date which was to be mutually agreed by purchaser and seller. Closing date was determined as August 26, 2013. Consequently, TEHL, Twin Star Mauritius Holdings Limited and Cairn India Limited (including all its subsidiaries) ("Cairn") have become subsidiaries of Sesa Goa.

Acquisition of power assets

Through a slump sale agreement dated August 19, 2013 between Vedanta Aluminium and SSL, the power business consisting of 1,215 MW thermal power facility situated at Jharsuguda and 300 MW co-generation facility (90 MW operational and 210 MW under development) at Lanjigarh, has been purchased by SSL at a consideration of Rs. 28,929 million.

Accounting for the Re-organisation Transaction

SILL, its wholly owned subsidiary Sterlite Energy, Vedanta Aluminium, Sesa Goa, MALCO and Cairn were all subsidiaries of Vedanta, the ultimate holding company. Accordingly, the entire Re-organisation Transactions falls within the purview of the common control business combination transactions. The accounting policies described in Note 3(D) requires that financial statements of the combined entity Sesa Sterlite to be presented on a combined basis retrospectively as if the transaction had occurred at the earliest reporting period (or from the date the entity came under common control where such a date is later) and accordingly the financial information for the fiscal years ended March 31, 2012 and 2013 have been recast giving effect to the Re-organisation Transactions. The financial statements of Cairn is consolidated from December 8, 2011, the date of its acquisition by Vedanta.

An additional consolidated statement of financial position as at April 1, 2012 has been presented as the retrospective presentation of the Re-organisation Transaction has a material effect on the information reported in the consolidated statement of financial position as at that date.

Business Overview

Post the effectiveness of the series of Re-organisation Transactions, Sesa Sterlite Limited and its consolidated subsidiaries (collectively, the "Group" or "Sesa Sterlite") is a diversified natural resource company engaged in exploring extracting and processing minerals and oil and gas. The Group engages in the exploration, production and sale of zinc, lead, silver, copper, aluminium, iron ore, oil and gas and commercial power and have a presence across India, South Africa, Namibia, Ireland, Australia, Liberia and Sri Lanka. The Group is also in the business of commercial power generation and port operations in India.

SSL is majority owned by Twin Star Holdings Limited ("Twin Star"), Finsider International Company Limited ("Finsider"), West Globe Limited ("West Globe") and Welter Trading Limited ("Welter") which in turn are wholly-owned subsidiaries of Vedanta, a public limited company incorporated in the United Kingdom and listed on the London Stock Exchange. Twin Star, Finsider, West Globe and Welter held 42.0%, 13.5%, 1.5% and 1.3% respectively of SSL equity as at March 31, 2014.

The Group's zinc India business is owned and operated by Hindustan Zinc Limited ("HZL") in which it has a 64.9% interest as at March 31, 2014. HZL's operations include five lead-zinc mines, four zinc smelters, two lead smelters, one lead-zinc smelter, seven sulphuric acid plants, a silver refinery and six captive power plants in the State of

Rajasthan in Northwest India and one zinc ingot melting and casting plant at Haridwar and one silver refinery, one zinc ingot melting and casting plant and one lead ingot melting and casting plant at Pantnagar in the State of Uttarakhand in North India. Operations at the Visakhapatnam facility in the State of Andhra Pradesh consisting of a zinc smelter and a sulphuric acid plant which were suspended since the last quarter of fiscal 2012, has been discontinued during the year.

The Group's zinc international business is comprised of Skorpion mine and refinery in Namibia operated through THL Zinc Namibia Holdings (Proprietary) Limited ("Skorpion"), Lisheen mine in Ireland operated through Vedanta Lisheen Holdings Limited ("Lisheen") and Black Mountain Mining (Proprietary) Limited ("BMM"), whose assets include the operational Black Mountain mine and the Gamsberg mine project which is in exploration stage, located in South Africa. The Group has 100% interest in Skorpion, 74% interest in BMM and 100% interest in Lisheen as at March 31, 2014.

The Group's oil and gas business is owned and operated by Cairn and engaged in business of exploration and development and production of oil & gas, in which the Group has 58.8 % interest as at March 31, 2014. Cairn has a diversified asset base with nine blocks, one in state of Rajasthan in India, two on the west coast of India, four on the east coast of India, one in Sri Lanka and one in South Africa.

The Group's iron ore business is wholly owned by SSL and by Sesa Resources Limited, a wholly owned subsidiary of SSL and consists of exploration, mining and processing of iron ore, pig iron and metallurgical coke and generation of power. The mining operations are carried out at Codli group and the Sonshi group of mines in state of Goa and Narrain mines situated at state of Karnataka in India. The business also has a Met Coke and Pig Iron plant in state of Goa in India. Iron ore business also has a power plant in state of Goa in India for captive use. The Group's iron ore business is also comprised of Western Cluster Limited ("WCL") in Liberia which has iron ore assets and is wholly owned by the Group. WCL's assets include development rights to western cluster and a network of iron ore deposits in West Africa.

The Group's copper business is owned and operated by SSL, Copper Mines of Tasmania Pty Ltd ("CMT") and Fujairah Gold FZC and principally one of custom smelting and includes a copper smelter, a refinery, a phosphoric acid plant, a sulphuric acid plant, a copper rod plant and two captive power plants at Tuticorin in Southern India, and a refinery and two copper rod plants at Silvassa in Western India. In addition, the Group owns and operates the Mt. Lyell copper mine in Tasmania, Australia through its subsidiary, CMT, which provides a small percentage of the copper concentrate requirements, and a precious metal refinery and copper rod plant in Fujairah through its subsidiary Fujairah Gold FZC in the UAE. The operations of Mt Lyell copper mine was suspended in January 2014 following a mud slide incident. Subsequent to the year end, the operations at Mt Lyell copper mine have been put into care and maintenance since July 9, 2014 following a rock fall incident in June 2014.

The Group's aluminium business is owned and operated by SSL and by Bharat Aluminium Company Limited ("BALCO") in which it has a 51% interest as at March 31, 2014. SSL aluminium operations include a refinery and a 90 MW captive power plant at Lanjigarh and a smelter and a 1215 MW captive power plant at Jharsuguda both situated in the State of Odisha in India. SSL aluminium is also setting up 1.25 million tonnes smelter at Jharsuguda and the refinery expansion project being set up at Lanjigarh is currently on hold. BALCO's operations include two bauxite mines, two power plants (of which one is being used to produce power for captive consumption), and refining, smelting and fabrication facilities in Central India.

The Group's power business is owned and operated by SSL and by Talwandi Sabo Power Limited ("TSPL"), a wholly owned subsidiary of SSL which are engaged in the power generation business in India. SSL power operations include 2,400 MW (four units of 600 MW each) thermal coal-based commercial power facility at Jharsuguda in the State of Odisha in Eastern India and all four units of 600 MW are currently operational. TSPL had signed a power purchase agreement with the Punjab State Power Corporation Limited ("PSPCL") for the establishment of 1,980 MW (three units of 660 MW each) thermal coal-based commercial power facilities and is a development stage enterprise in the process of constructing the power plant. The Power business also includes the 274 MW of wind power plants commissioned by HZL, 270 MW power plant at BALCO's Korba facility which was previously for captive use before the shutdown of the 100,000 tpa aluminum smelter at Korba and 106.5 MW power plant at Malco Energy Limited ("MEL") situated at Mettur Dam in the State of Tamil Nadu in southern India.

The Group's other activities include Vizag General Cargo Berth Private Limited ("VGCB") in which the Group owns a 74% interest. Vizag port project includes the mechanisation of coal handling facilities and upgradation of general cargo berth for handling coal at the outer harbour of Vishakhapatnam port on the east coast of India. VGCB commenced operations in the fourth quarter of fiscal 2013.

These consolidated financial statements of the Group were authorized for issuance by SSL board of directors on August 15, 2014.

2. Basis of preparation of financial statements

Basis of preparation

These consolidated financial statements have been prepared in accordance with International Financial Reporting Standards ("IFRS"), as issued by International Accounting Standards Board ("IASB").

These consolidated financial statements have been prepared in accordance with the accounting policies, set out below and were consistently applied to all periods presented unless otherwise stated.

Basis of measurement

The consolidated financial statements have been prepared on the historical cost convention and on an accrual cost basis, except for derivative financial instruments, short-term investments and available-for-sale financial investments which are remeasured at fair values at the end of each reporting period as explained in the accounting policies below.

Application of new and revised standards:

The Group has adopted, with effect from April 1, 2013, the following new and revised standards and interpretations. Their adoption has not had any significant impact on the amounts reported in the financial statements.

The following new accounting Standards and amendments became effective in the current reporting period:

IAS 1: Presentation of items of other comprehensive income (Amended)

This amendment to IAS 1 requires entities to make additional disclosures in other comprehensive income such that they can be grouped into two categories (a) items which can be reclassified in the consolidated statements of profit or loss at a future period and (b) items that will not be reclassified in future period when specific conditions are met. Income tax on items of other comprehensive income is required to be allocated on the same basis. These amendments have been applied retrospectively and affected the presentation of items of comprehensive income and had no impact on the financial performance of the Group.

IAS 19 (Revised 2011): Employee benefits

The IAS 19 (Revised 2011) Employee benefits has introduced amendments to the accounting for defined benefits plans and termination benefits. It requires all actuarial gains and losses arising on defined benefits plans to be recognised immediately in other comprehensive income and requires the expected return on plan assets which is recognised in the consolidated statements of profit or loss to be calculated based on the rate used to discount the defined benefit obligation. This differs from the Group's previous policy which was to charge any actuarial gains and losses to the consolidated statements of profit or loss. Hence the Group has recognised all actuarial gains and losses arising from defined benefits plans in other comprehensive income. The Group has calculated the expected return on plan assets based on the discount rate applied for defined benefit obligation. The amendments also include a revised definition of short-term and long-term benefits to employees and revised criteria for termination benefits.

The group has applied the standard retrospectively in accordance with the transitional provisions. The adoption of amendments in IAS 19 (Revised 2011) have not significantly impacted the consolidated financial statements.

IFRIC 20: Stripping Costs in the Production Phase of a Surface Mine

IFRIC 20 specifies the accounting for costs associated with waste removal (stripping) during the production phase of a surface mine. When the benefit from the stripping activity is realised in the current period, the stripping costs are accounted for as the cost of inventory. When the benefit is the improved access to ore in future periods, the costs are recognised as a non-current asset, if certain criteria are met. After initial recognition and once the production begins, the stripping activity asset is depreciated on a systematic basis (unit of production method) over the expected useful life of the identified component of the ore body that becomes more accessible as a result of the stripping activity.

In accordance with the requirements of IFRIC 20, the Group has applied this interpretation for production stripping costs occurring on or after the beginning of the earliest period presented, with any previously recognised stripping asset balance to be reclassified as part of an existing asset to which the stripping activity relates and where there remains an identifiable component of the associated ore body. As a result of adoption of IFRIC 20, the two key changes to the Group's existing accounting policy was the recognition of the production stripping cost as an assets upon initial recognition and its depreciation based on unit of production basis compared to recognising the stripping cost in the statements of profit or loss. Accordingly, the application of IFRIC 20 has resulted in an increase in capitalisation of stripping costs and depreciation and consequential adjustment to cost of sales and inventories.

IFRIC 20 has impacted the accounting for production stripping at HZL's Rampura Agucha Mine and SSL's iron ore mining at Goa. Application of IFRIC 20 has resulted in an adjustment to increase the stripping asset by Rs. 314 million, Rs 939 million and Rs 792 million (\$13.2 million) and with a corresponding increase in profit after tax by Rs. 206 million, Rs 563 million and Rs 540 million (\$9.0 million) for the year ended March 31, 2012, March 31, 2013 and March 31, 2014 respectively.

IFRS 7: Disclosure-Offsetting financial assets and financial liabilities

IFRS 7 requires additional disclosures in connection with assets and liabilities which are offset under a master netting agreement or similar agreement. The amendments to IFRS 7 have not impacted the Group's financial statements, as the group does not have any offsetting arrangement in place.

IFRS 10: Consolidated financial statements

IFRS 10 provides a single basis for the preparation and presentation of consolidated financial statements regardless of the nature of the investee and that basis is control. The investor controls an investee when it has power over the investee or is exposed to, or has rights to variable returns from its involvement with the investee and has ability to affect those returns through its power over the investee. This definition replaces the previous guidance on control and consolidation under IAS 27 (Separate Financial Statements) and Standing Interpretations Committee ("SIC") 12 (Consolidation-Special Purpose Entities). IFRS 10 does not have any impact on the financial statements of the Group.

IFRS 11: Joint arrangements

IFRS 11 (Joint Arrangements) replaced IAS 31 (Interest in Joint Ventures) and SIC 13 (Jointly Controlled Entities- Non-monetary Contributions by Venturers), and requires investments in joint arrangements to be classified as either joint ventures or joint operations based on the rights and obligations of the parties to the arrangement. In a joint venture, the parties sharing joint control of the arrangement have rights to the net assets and must account for their interests in the arrangement using the equity method. In a joint operation, the parties have rights to the assets and obligations for the liabilities and must account for the assets and liabilities, revenues and expenses for which they have rights or obligations in accordance with IFRS, including their share of such items held or incurred jointly. The standard removes the option to account for joint ventures using proportionate consolidation and instead joint arrangements that meet the definition of a joint venture under IFRS 11 must be accounted for using the equity method. IFRS 11 does not have any impact on the financial statements of the Group.

IFRS 12: Disclosure of interest in other entities

IFRS 12 applies to entities that have an interest in a subsidiary, a joint arrangement, and an associate or unconsolidated structured entities. IFRS 12 requires an entity to disclose information that enables users of financial statements to evaluate the nature and risk associated with the interest in other entities. These disclosures are set out in Note 10 to the financial statements for the year ended 31 March 2014.

IFRS 13: Fair value measurement:

IFRS 13 provides for a single framework for measuring fair value for both financial instrument items and non-financial items when such measurements are required or permitted by other standards, except in specified circumstances.

IFRS 13 gives a new definition of fair value for financial reporting purposes, defined as the price that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction in the principal (or most advantageous) market at the measurement date under current market conditions. Fair value under IFRS 13 is an exit price regardless of whether the price is directly observable or estimated using another valuation technique.

IFRS 13 also requires specific disclosures on fair value measurements. These disclosures extend some of the existing disclosure requirements in other standards, including IFRS 7 Financial Instruments: Disclosures. The application of IFRS 13 has not materially affected the fair value measurements carried out by the Group. The adoption of IFRS 13 resulted in additional disclosure in the financial statements. The impact and disclosures are set out in Note 24 to the financial statements for the year ended March 31, 2014.

Going concern

The consolidated financial statements have been prepared in accordance with the going concern basis of accounting.

Convenience translation

The consolidated financial statements are presented in Indian Rupee, the functional and presentational currency of the Company. Solely for the convenience of readers, the consolidated financial statements as at and for the year ended 31 March 2014 have been translated into US dollars ("\$\$") at the noon buying rate of \$ 1.00 = Rs. 60.00 in the City of New York for cable transfers of Indian Rupee as certified for customs purposes by the Federal Reserve Bank of New York on 31 March 2014. No representation is made that the Indian Rupee amounts represent US dollar amounts or have been, could have been or could be converted into US dollars at such a rate or any other rate.

3. Significant accounting policies**A. Basis of consolidation****Subsidiary:**

The consolidated financial statements incorporate the results of SSL and all its subsidiaries, being the entities that it controls. Control is evidenced where the Group has power over the investee or is exposed, or has rights, to variable returns from its involvement with the investee and has the ability to affect those returns through its power over the investee. Power is demonstrated through existing rights that give the ability to direct relevant activities, which significantly affect the entity returns.

The financial statements of subsidiaries are prepared for the same reporting year as the parent company. Where necessary, adjustments are made to the financial statements of subsidiaries to align the accounting policies in line with accounting policies of the Group.

For non-wholly owned subsidiaries, a share of the profit for the financial year and net assets is attributed to the non-controlling interests as shown in the consolidated statements of profit or loss, consolidated statements of comprehensive income and consolidated statements of financial position.

For acquisitions of additional interests in subsidiaries, where there is no change in control, the Group recognises a reduction to the non-controlling interest of the respective subsidiary with the difference between this figure and the cash paid, inclusive of transaction fees, being recognised in retained earnings. In addition, upon dilution of controlling interests the difference between the cash received from sale or listing of the subsidiary shares and the increase to non-controlling interest is also recognised in retained earnings. The results of subsidiaries acquired or disposed of during the year are included in the consolidated statements of profit or loss from the effective date of acquisition or up to the effective date of disposal, as appropriate.

Intra-group balances and transactions, and any unrealized income and expenses arising from intra-group transactions, have been eliminated in preparing the consolidated financial statements. Unrealised losses are eliminated unless costs cannot be recovered.

Joint arrangements:

A Joint arrangement is an arrangement of which two or more parties have joint control of a joint operation or joint venture. Joint control is considered when there is contractually agreed sharing of control of an arrangement, which exists only when decisions about the relevant activities require the unanimous consent of the parties sharing control. A joint operation is a joint arrangement whereby the parties that have joint control of the arrangement have rights to the assets, and obligations for the liabilities, relating to the arrangement. A joint venture is a joint arrangement whereby the parties that have joint control of the arrangement and have rights to the net assets of the arrangement.

The Group has joint operations within its oil and gas segment and participates in several unincorporated joint operations which involve the joint control of assets used in oil and gas exploration and producing activities. The Group accounts for its share of assets, liabilities, income and expenditure of joint operations in which the Group holds an interest, classified in the appropriate balance sheet and statement of profit or loss headings.

B. Investments in associates

Investments in associates are accounted for using the equity method. An associate is an entity over which the Group is in a position to exercise significant influence over operating and financial policies. Goodwill arising on the acquisition of associates is included in the carrying value of investments in associate.

Investment in associates is initially recorded at the cost to the Group and then, in subsequent periods, the carrying value is adjusted to reflect the Group's share of the associate's consolidated profits or losses, other changes to the associate's net assets and is further adjusted for impairment losses, if any. The consolidated statements of profit or loss and consolidated statements of comprehensive income include the Group's share of associate's results, except where the associate is generating losses, share of such losses in excess of the Group's interest in that associate are not recognized. Losses recognised under the equity method in excess of the Group's investment in ordinary shares are applied to the other components of the Group's interest that forms part of Company's net investment in the associate in the reverse order of their seniority (i.e. priority in liquidation).

Additional losses are provided for, only to the extent that the Group has incurred legal or constructive obligations or made payments on behalf of the associate.

Unrealised gains arising from transactions with associates are eliminated against the investment to the extent of the Group's interest in the associate. Unrealised losses are eliminated in the same way as unrealized gains, but only to the extent that there is no evidence of impairment of the asset transferred.

C. Revenue recognition

Revenues are measured at the fair value of the consideration received or receivable, net of discounts, volume rebates, outgoing sales taxes, excise duty and other indirect taxes. Revenues from sales are recognised when all significant risks and rewards of ownership of the commodity sold are transferred to the customer and the commodity has been delivered to the shipping agent. Revenues from sale of by-products are included in revenue.

Certain of the Group's sales contracts provide for provisional pricing based on the price on The London Metal Exchange ("LME"), as specified in the contract, when shipped. Final settlement of the price is based on the applicable price for a specified future period. The Group's provisionally priced sales are marked to market using the relevant forward prices for the future period specified in the contract and is adjusted in revenue.

Revenue from oil, gas and condensate sales represent the Group's share of oil, gas and condensate production, recognised on a direct entitlement basis, and tariff income received for third party use of operating facilities and pipelines in accordance with agreements.

Revenue from sale of power is recognised when delivered and measured based on rates as per bilateral contractual agreements with buyers and at rate arrived at based on the principles laid down under the relevant Tariff Regulations as notified by the regulatory bodies, as applicable.

When the Group acts as a port operator, revenues and costs relating to each construction contract of service concession arrangements are recognised over the period of each arrangement only to the extent of costs incurred that are probable of recovery. Revenues and costs relating to operating phase of the port contract are measured at the fair value of the consideration received or receivable for the services provided.

Revenue from rendering of services is recognised on the basis of work performed.

Dividend income is recognised when the right to receive payment is established. Interest income is recognised using the effective interest rate method.

D. Business combinations

Acquisitions are accounted for under the purchase method. The acquirer's identifiable assets, liabilities and contingent liabilities that meet the conditions for recognition under IFRS 3, are recognised at their fair value at the acquisition date.

Excess of purchase consideration and the acquisition date non-controlling interest over the acquisition date fair value of identifiable assets acquired and liabilities assumed is recognised as goodwill. Goodwill arising on acquisitions is reviewed for impairment annually. Where the fair values of the identifiable assets and liabilities exceed the cost of acquisition, the surplus is credited to the consolidated statements of profit or loss in the period of acquisition. Where it is not possible to complete the determination of fair values by the date on which the first post-acquisition financial statements are approved, a provisional assessment of fair value is made and any adjustments required to those provisional fair values are finalised within 12 months of the acquisition date.

The Group makes adjustments to the provisional fair value amounts recognised at the date of acquisition to reflect new information obtained about facts and circumstances that existed as of the acquisition date that, if known, would have affected the measurement of the amounts recognised as of that date. The Group applies the measurement period adjustments retrospectively to the consolidated financial statements to reflect the measurement period adjustments as retrospectively recorded on the date of the acquisition as if measurement period adjustments had been recorded initially at the date of acquisition.

Any non-controlling interest in an acquiree is measured at fair value or as the non-controlling interest's proportionate share of the acquiree's net identifiable assets. This accounting choice is made on a transaction by transaction basis.

Acquisition expenses are charged to consolidated statements of profit or loss in line with IFRS 3.

Common Control transactions

A business combination involving entities or businesses under common control is a business combination in which all of the combining entities or businesses are ultimately controlled by the same party or parties both before and after the business combination and the control is not transitory. The transactions between entities under common control are scoped out of IFRS 3 and there is no authoritative literature for these transactions under IFRS. As a result, the Group adopted accounting principles similar to the pooling-of-interest method based on the predecessor values. The assets and liabilities of the acquired entity are recognised at the book values recorded in the ultimate parent entity's consolidated financial statements with the exception of certain income tax and deferred tax benefits which have been recognised retrospectively. The components of equity of the acquired companies are added to the same components within Group equity except that any share capital and investments in the books of the acquiring entity is cancelled and the differences, if any, is adjusted in the opening retained earnings. The Company's shares issued in consideration for the acquired companies are recognised from the date the acquired companies are included in these financial statements and the financial statements of the commonly controlled entities would be combined, retrospectively, as if the transaction had occurred at the beginning of the earliest reporting period presented. However, the prior years' comparative information is only adjusted for periods during which the entities were under common control.

E (a) Property, plant and equipment

(i) Mining properties and leases: The costs of mining properties, which include the costs of acquiring and developing mining properties and mineral rights, are capitalised as property, plant and equipment under the heading "Mining properties" in the year in which they are incurred.

When a decision is taken that a mining property is viable for commercial production (i.e. when the Group determines that the mining property will provide sufficient and sustainable return relative to the risks and the Group decided to proceed with the mine development), all further pre-production primary development expenditure other than land, buildings, plant and equipment, etc. is capitalised as part of the cost of the mining property until the mining property is capable of commercial production. From that point, capitalised mining properties are amortised on a unit-of-production basis over the total estimated remaining commercial reserves of each property or group of properties and are subject to impairment review.

Exploration and evaluation assets are recognized as assets at their cost of acquisition, subject to meeting the commercial production criteria as above and are subject to impairment review on annual basis, or more frequently if indicators of impairment exist.

The stripping cost incurred during the production phase of an surface mine is deferred to the extent the current period stripping cost exceeds the average period stripping cost over the life of mine and recognised as an asset if such cost provides a benefit in terms of improved access to ore in future periods and certain criteria are met. When the benefit from the stripping costs are realised in the current period, the stripping costs are accounted for as the cost of inventory.

Deferred stripping cost are included in mining properties within property, plant and equipment and disclosed as a part of mining properties. After initial recognition, the stripping activity asset is depreciated on a unit of production method over the expected useful life of the identified component of the ore body.

In circumstance, where a property is abandoned, the cumulative capitalised costs relating to the property are written off in the same period.

Commercial reserves are proved and probable reserves. Changes in the commercial reserves affecting unit of production calculations are dealt with prospectively over the revised remaining reserves.

(ii) Oil and gas assets- (developing/producing assets)

For oil and gas assets a successful efforts based accounting policy is followed. Costs incurred prior to obtaining the legal rights to explore an area are expensed immediately to the consolidated statements of profit or loss.

All costs incurred after the technical feasibility and commercial viability of producing hydrocarbons has been demonstrated are capitalised within property, plant and equipment - development/producing assets on a field-by-field basis. Subsequent expenditure is capitalised only where it either enhances the economic benefits of the development/producing asset or replaces part of the existing development/producing asset. Any remaining costs associated with the part replaced are expensed.

Net proceeds from any disposal of development/producing assets are credited against the previously capitalised cost. A gain or loss on disposal of a development/producing asset is recognised in the consolidated statements of profit or loss to the extent that the net proceeds exceed or are less than the appropriate portion of the net capitalised costs of the asset.

(iii) Other property, plant and equipment

The initial cost of property, plant and equipment comprises its purchase price, including import duties and non-refundable purchase taxes, and any directly attributable costs of bringing an asset to working condition and location for its intended use. It also includes the initial estimate of the costs of dismantling and removing the item and restoring the site on which it is located. Expenditure incurred after the property, plant and equipment have been put into operation, such as repairs and maintenance, are normally charged to the consolidated statements of profit or loss in the period in which the costs are incurred. Major inspection and overhaul expenditure are capitalised.

(iv) Assets in the course of construction

Assets in the course of construction are capitalised in the assets under construction account. At the point when an asset is capable of operating in the manner intended by management, the cost of construction is transferred to the appropriate category of property, plant and equipment. Costs associated with the commissioning of an asset are capitalised until the period of commissioning has been completed and the asset is ready for its intended use.

(v) Depreciation

Mining properties and other assets in the course of development or construction and freehold land are not depreciated.

- Mining properties:

Capitalised mining properties costs are amortised once commercial production commences, as described in "Property, plant and equipment - mining properties".

- Oil and gas assets:

All expenditures carried within each field are amortised from the commencement of production on a unit of production basis, which is the ratio of oil and gas production in the period to the estimated quantities of commercial reserves at the end of the period plus the production in the period, generally on a field-by-field basis or group of fields which are reliant on common infrastructure.

Commercial reserves are proven and probable oil and gas reserves, which are defined as the estimated quantities of crude oil, natural gas and natural gas liquids which geological, geophysical and engineering data demonstrate with a specified degree of certainty to be recoverable in future years from known reservoirs and which are considered commercially producible.

Costs used in the unit of production calculation comprise the net book value of capitalised costs plus the estimated future field development costs required to access commercial reserves. Changes in the estimates of commercial reserves or future field development costs are dealt with prospectively.

- Other assets:

Other buildings, plant and equipment, office equipment and fixtures, and motor vehicles are stated at cost less accumulated depreciation and any provision for impairment. Depreciation commences when the assets are ready for their intended use.

Depreciation is provided at rates calculated to write off the cost, less estimated residual value, of each asset on a straight-line basis over its expected useful life, as follows:

Buildings:	
— Operations	17-30 years
— Administration	5-58 years
Plant and equipment	3-21 years
Office equipment and fixtures	3-20 years
Motor vehicles	2-11 years

Major inspection and overhaul costs are depreciated over the estimated life of the economic benefit derived from such costs. The carrying amount of the remaining previous overhaul cost is charged to the consolidated statements of profit or loss if the next overhaul is undertaken earlier than the previously estimated life of the economic benefit.

The Group reviews the residual value and useful life of an asset at least at each financial year-end and, if expectations differ from previous estimates, the change(s) is accounted for as a change in accounting estimate.

(b) Exploratory and evaluation assets

Exploration and evaluation expenditure incurred after obtaining the mining right or the legal right to explore are capitalised as Exploratory and evaluation assets (intangible assets) and stated at cost less impairment. Exploration and evaluation assets are transferred to property, plant and equipment when the technical feasibility and commercial viability has been determined. Exploration and evaluation assets are assessed for impairment and losses, if any, is recognised prior to reclassification. Exploration and evaluation expenditure incurred prior to obtaining the mining right or the legal right to are expensed as incurred.

Expenditure incurred on the acquisition of a licence interest is initially capitalised on a licence-by-licence basis. Costs are held, undepleted, within exploration and evaluation assets until such time as the exploration phase on the licence area is complete or commercial reserves have been discovered.

Exploration expenditure incurred in the process of determining oil and gas exploration targets is capitalised within "Exploration and evaluation assets" (intangible assets) and subsequently allocated to drilling activities. Exploration drilling costs are initially capitalised on a well-by-well basis until the success or otherwise of the well has been established. The success or failure of each exploration effort is judged on a well-by-well basis.

Following appraisal of successful exploration wells, if commercial reserves are established and technical feasibility for extraction demonstrated, then the related capitalised exploration costs are transferred into a single field cost centre within property, plant & equipment - development/producing assets after testing for impairment. Where results of exploration drilling indicate the presence of hydrocarbons which are ultimately not considered commercially viable, all related costs are written off to the consolidated statements of profit or loss.

Net proceeds from any disposal of an exploration asset are initially credited against the previously capitalised costs. Any surplus proceeds are credited to the consolidated statements of profit or loss.

(c) Other intangible assets

Intangible assets arising out of service concession arrangements are accounted for as intangible assets where the Group has a contractual right to charge users of services when the projects are completed and is measured at the cost of such construction services completed. Such assets are amortised on straight line basis over the balance of license period.

F. Non-current assets held for sale

Non-current assets and disposal groups are classified as held for sale if their carrying amount will be recovered through a sale transaction rather than through continuing use. This condition is regarded as met only when the sale is highly probable and the asset (or disposal group) is available for immediate sale in its present condition. Management must be committed to the sale which should be expected to qualify for recognition as a completed sale within one year from the date of classification.

Non-current assets and disposal groups classified as held for sale are not depreciated and are measured at the lower of carrying amount and fair value less costs to sell. Such assets and disposal groups are presented separately on the face of the consolidated statements of financial position.

G. Financial instruments**(i). Non-derivative financial assets**

The Group initially recognises loans and receivables and deposits on the date that they are originated. All other financial assets are recognised initially on the trade date at which the Group becomes a party to the contractual provisions of the instrument.

The Group derecognises a financial asset when the contractual rights to the cash flows from the asset expire, or it transfers the rights to receive the contractual cash flows on the financial asset in a transaction in which substantially all the risks and rewards of ownership of the financial asset are transferred.

Financial assets and liabilities are offset and the net amount presented in the consolidated statements of financial position when, and only when, the Group has a legal right to offset the amounts and intends either to settle on a net basis or to realise the asset and settle the liability simultaneously.

The Group has the following non-derivative financial assets: financial asset investments, short-term investments, cash and cash equivalents, loans and receivables.

(a) Financial asset investments

Financial asset investments are classified as available-for-sale and are recorded at its fair value plus transaction costs that are directly attributable to the acquisition of financial asset investments and then remeasured at subsequent reporting dates to fair value. Unrealized gains and losses on financial asset investments are recognised directly in the consolidated statements of comprehensive income. Upon disposal or impairment of the investments, the gains and losses in other comprehensive income are reclassified into the consolidated statements of profit or loss.

Investments in unquoted equity instruments that do not have a market price and whose fair value cannot be reliably measured are measured at cost. Equity investments are recorded in non-current assets unless they are expected to be sold within one year.

(b) Short-term investments

Short-term investments represent short-term marketable securities and other bank deposits with an original maturity more than three months.

Short-term marketable securities are categorized as held for trading and are initially recognised at fair value with any gains or losses arising on remeasurement recognised in the consolidated statements of profit or loss.

(c) Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents in the consolidated statements of financial position comprise cash at bank and in hand, and short-term deposits which have a maturity of three months or less from the date of acquisition, and are unrestricted as to withdrawal and usage.

(d) Loans and receivables

Trade receivables, loans, and other receivables that have fixed or determinable payments that are not quoted in an active market are classified as "loans and receivables". Trade receivables are stated at their transaction value as reduced by appropriate allowances for estimated irrecoverable amounts.

Loans and other receivables are measured at amortised cost using the effective interest method, less any impairment. Interest income is recognised by applying the effective interest rate (EIR) method.

(ii) Non-derivative financial liabilities

The Group initially recognises debt securities issued on the date that they are originated. All other financial liabilities are recognised initially on the trade date at which the Group becomes a party to the contractual provisions of the instrument.

The Group derecognises a financial liability when its contractual obligations are discharged or cancelled or expire.

Financial assets and liabilities are offset and the net amount presented in the consolidated statements of financial position when, and only when, the Group has a legal right to offset the amounts and intends either to settle on a net basis or to realise the asset and settle the liability simultaneously.

The Group has the following non-derivative financial liabilities: Borrowings, Foreign currency convertible notes, trade and other payables.

(a) Borrowings

Interest bearing loans and borrowings are initially recorded at the proceeds received. After initial recognition, interest bearing loans and borrowings are subsequently measured at amortised cost using the EIR method.

Amortised cost is calculated by taking into account the finance charges, including premiums payable on settlement or redemption and direct issue costs that are an integral part of the EIR. The EIR amortisation is included in finance costs in the consolidated statements of profit or loss. The unamortised portion is classified with the carrying amount of debt.

(b) Foreign currency convertible notes

Convertible notes issued in foreign currency are convertible at the option of the holder into ordinary shares of the Company according to the terms of the issue. The conversion option which is not settled by exchanging a fixed amount of cash for a fixed number of shares is accounted for separately from the liability component as derivative and initially accounted for at fair value. The liability component is recognized initially at the difference between the fair value of the note and the fair value of the conversion option. Directly attributable notes issue costs are allocated to the liability component and the conversion option (expensed off immediately) in proportion to their initial carrying amounts.

Subsequent to initial recognition, the liability component is measured at amortised cost using the effective interest method. The conversion option is subsequently measured at fair value at each reporting date, with changes in fair value recognized in consolidated statements of profit or loss. The conversion option is presented together with the related liability.

(c). Trade and other payables

Trade and other payables are recognised at their transaction cost, which is its fair value, and subsequently measured at amortised cost.

(iii). Derivative financial instruments

In order to hedge its exposure to foreign exchange, interest rate, and commodity price risks, the Group enters into forward, option, swap contracts and other derivative financial instruments. The Group does not hold derivative financial instruments for speculative purposes.

Derivative financial instruments are initially recorded at their fair value on the date of the derivative transaction and are re-measured at their fair value at subsequent financial position dates.

Changes in the fair value of derivatives that are designated and qualify as fair value hedges are recognised in profit or loss immediately, together with any changes in the fair value of the hedged asset or liability that are attributable to the hedged risk. Hedge accounting is discontinued when the Group revokes the hedge relationship, the hedging instrument or hedged item expires or is sold, terminated, or exercised or no longer meets the criteria for hedge accounting.

The effective portion of changes in the fair value of derivatives that are designated and qualify as cash flow hedges are recorded in the consolidated statements of comprehensive income. The gain or loss relating to the ineffective portion is recognized immediately in the consolidated statements of profit or loss. The cumulative gain or loss previously recognized in the consolidated statements of comprehensive income remains there until the forecast transaction occurs. When the hedged item is a non-financial asset, the amount recognized in the consolidated statements of comprehensive income is transferred to the carrying amount of the asset when it is recognized. In other cases the amount recognized in the consolidated statements of comprehensive income is transferred to consolidated statements of profit or loss in the same period that the hedged item affects profit or loss. Hedge accounting is discontinued when the hedging instrument expires or is sold, terminated or exercised, or no longer qualifies for hedge accounting. If a hedged transaction is no longer expected to occur, the net cumulative gain or loss recognized in the consolidated statements of comprehensive income is transferred to consolidated statements of profit or loss.

For derivative instruments that are designated and qualify as a hedge of a net investment in a foreign currency, the gain or loss is reported in the consolidated statements of comprehensive income as part of the exchange difference on translation of foreign operations to the extent it is effective. Any ineffective portions of net investment hedges are recognized in other income/expense in current earnings during the period of change. Under a hedge of a net investment, the cumulative gain or loss remains in the consolidated statements of comprehensive income when the hedging instrument expires or is sold, terminated or exercised, or when the hedge no longer qualifies for hedge accounting or the Group revokes designation of the hedge relationship. The cumulative gain or loss is recognised in the consolidated statements of profit or loss as part of the profit on disposal when the net investment in the foreign operation is disposed.

Derivative financial instruments that do not qualify for hedge accounting are marked to market at the financial position date and gains or losses are recognized in the consolidated statements of profit or loss immediately.

Derivatives embedded in other financial instruments or other host contracts are treated as separate derivatives when their risks and characteristics are not closely related to those of host contracts and the host contracts are not carried at fair value with unrealised gains or losses reported in the consolidated statements of profit or loss.

H. Equity instruments

An equity instrument is any contract that evidences a residual interest in the assets of an entity after deducting all of its liabilities. Equity instruments issued by the Company are recognised at the proceeds received, net of direct issue costs.

I. Borrowing costs

Borrowing costs directly relating to the acquisition, construction or production of a qualifying capital project under construction are capitalised and added to the project cost during construction until such time that the assets are substantially ready for their intended use i.e. when they are capable of commercial production. Borrowing costs relating to the construction phase of a service concession arrangement is capitalised as part of the cost of the intangible asset. Where funds are borrowed specifically to finance a project, the amount capitalised represents the actual borrowing costs incurred. Where surplus funds are available out of money borrowed specifically to finance a project, the income generated from such short-term investments is also capitalised and deducted from the total capitalised borrowing cost. Where the funds used to finance a project form part of general borrowings, the amount capitalised is calculated using a weighted average of rates applicable to relevant general borrowings of the Group during the year.

All other borrowing costs are recognized in the consolidated statements of profit or loss in the year in which they are incurred.

J. Impairment

Financial assets

A financial asset is assessed at each reporting date to determine whether there is any objective evidence that it is impaired. A financial asset is considered to be impaired if objective evidence indicates that one or more events have had a negative effect on the estimated future cash flows of that asset.

An impairment loss in respect of a financial asset measured at amortised cost is calculated as the difference between its carrying amount, and the present value of the estimated future cash flows discounted at the original effective interest rate. An impairment loss in respect of an available-for-sale financial asset is calculated by reference to its fair value.

Significant financial assets are tested for impairment on an individual basis. The remaining financial assets are assessed collectively in groups that share similar credit risk characteristics. All impairment losses are recognized in the consolidated statements of profit or loss. Any cumulative loss in respect of an available-for-sale financial asset recognized previously in the consolidated statements of comprehensive income is transferred to the consolidated statements of profit or loss on recognition of impairment. An impairment loss is reversed if the reversal can be related objectively to an event occurring after the impairment loss was recognized. For financial assets measured at amortised cost and available-for-sale financial assets that are debt securities, the reversal is recognized in the consolidated statements of profit or loss. For available-for-sale financial assets that are equity securities, the change in fair value is recognized directly in the consolidated statements of comprehensive income.

The allowance accounts in respect of trade and other receivables are used to record impairment losses unless the Group is satisfied that no recovery of the amount owing is possible; at that point the amounts are considered irrecoverable and are written off against the financial asset directly.

Non-financial assets

The carrying amounts of the Group's non-financial assets, other than inventories and deferred tax assets are reviewed at each reporting date to determine whether there is any indication of impairment. If any such indication exists, then the asset's recoverable amount is estimated.

The recoverable amount of an asset or cash-generating unit is the greater of its value in use and its fair value less costs to sell. In assessing value in use, the estimated future cash flows are discounted to their present value using a

pre-tax discount rate that reflects current market assessments of the time value of money and the risks specific to the asset. For the purpose of impairment testing, assets are grouped together into the smallest group of assets that generates cash inflows from continuing use that are largely independent of the cash inflows of other assets or groups of assets (the “cash-generating unit”).

An impairment loss is recognized if the carrying amount of an asset or its cash-generating unit exceeds its estimated recoverable amount.

Impairment losses are recognized in the consolidated statements of profit or loss. Impairment losses recognized in prior periods are assessed at each reporting date for any indications that the loss has decreased or no longer exists. An impairment loss is reversed if there has been a change in the estimates used to determine the recoverable amount. An impairment loss is reversed only to the extent that the asset’s carrying amount does not exceed the carrying amount that would have been determined, net of depreciation or amortisation, if no impairment loss had been recognized.

K. Government grants

Government grants are not recognised until there is a reasonable assurance that the Group will comply with the conditions attaching to them and that the grants will be received. Government grants relating to tangible fixed assets are treated as deferred income and released to the consolidated statements of profit or loss over the expected useful lives of the assets concerned. Other grants are credited to the consolidated statements of profit or loss as and when the related expenditure is incurred.

L. Inventories

Inventories (other than immaterial by-products and scrap) including work-in-progress are stated at the lower of cost and net realisable value, less any provision for obsolescence. Cost is determined on the following bases:

- purchased copper concentrate is recorded at cost on a first-in, first-out (“FIFO”) basis; all other materials including stores and spares are valued on a weighted average basis;
- finished products are valued at raw material cost plus costs of conversion, comprising labor costs and an attributable proportion of manufacturing overheads based on normal levels of activity and are moved out of inventory on a FIFO basis; and

Immaterial by-products and scrap are valued at net realisable value.

Net realisable value is determined based on estimated selling price, less further costs expected to be incurred to completion and disposal.

M. Taxation

Tax expense represents the sum of current tax and deferred tax.

Current tax is provided at amounts expected to be paid (or recovered) using the tax rates and laws that have been enacted or substantively enacted by the reporting date and includes any adjustment to tax payable in respect of previous years.

Subject to exceptions below, deferred tax is provided, using the balance sheet method, on all temporary differences at the reporting date between the tax bases of assets and liabilities and their carrying amounts for financial reporting purposes:

- tax payable on the future remittance of the past earnings of subsidiaries where the timing of the reversal of the temporary differences can be controlled and it is probable that the temporary differences will not reverse in the foreseeable future;
- deferred income tax is not recognised on goodwill which is not deductible for tax purposes or on the initial recognition of an asset or liability in a transaction that is not a business combination and, at the time of the transaction, affects neither the accounting profit nor taxable profit or loss; and
- deferred tax assets are recognised only to the extent that it is more likely than not that they will be recovered.

Deferred tax assets and liabilities are measured at the tax rates that are expected to apply to the year when the asset is realized or the liability is settled, based on tax rates (and tax laws) that have been enacted or substantively enacted at the reporting date. Tax relating to items recognized directly in other comprehensive income is recognised in the consolidated statements of comprehensive income and not in the consolidated statements of profit or loss.

The carrying amount of deferred tax assets is reviewed at each reporting date and is adjusted to the extent that it is no longer probable that sufficient taxable profit will be available to allow all or part of the asset to be recovered.

Deferred tax assets and liabilities are offset when they relate to income taxes levied by the same taxation authority and the relevant entity intends to settle its current tax assets and liabilities on a net basis.

N. Retirement benefit schemes

The Group operates or participates in a number of defined benefits and defined contribution pension schemes, the assets of which are (where funded) held in separately administered funds. For defined benefit pension schemes, the cost of providing benefits under the plans is determined by actuarial valuation separately each year for each plan using the projected unit credit method by independent qualified actuaries as at the year end.

Actuarial gains and losses arising in the year are recognised in full in other comprehensive income and are not recycled to the profit or loss. For defined contribution schemes, the amount charged to the consolidated statements of profit or loss in respect of pension costs and other post-retirement benefits is the contributions payable in the year.

Net interest is calculated by applying a discount rate to the net defined benefit liability or asset at the beginning of the period. Defined benefit costs are split into current service cost, past service cost, net interest cost or income and remeasurement and gains and losses on curtailments and settlements. Current service cost and past service cost, net interest/income is recognised within cost of sales, administrative expenses and distribution expenses.

O. Share based payments

The Company does not have any outstanding share based payments. Vedanta offers certain share based incentives under the Long-Term Incentive Plan ("LTIP") to employees and directors of the Company and its subsidiaries. Vedanta recovers the proportionate cost (calculated based on the grant date fair value of the options granted) from the respective group companies, which is charged to the consolidated statements of profit or loss.

Certain employees of Cairn receive part of their remuneration in the form of share based transactions, whereby employees render services in exchange for shares or rights over shares ('equity settled transactions'). The cost of equity-settled transactions with employees is measured at fair value at the date of grant and recognised over vesting period.

P. Provisions for liabilities and charges

Provisions represent liabilities to the Group for which the amount or timing is uncertain. Provisions are recognized when the Group has a present obligation (legal or constructive), as a result of past events, and it is probable that an outflow of resources, that can be reliably estimated, will be required to settle such an obligation. If the effect of the time value of money is material, provisions are determined by discounting the expected future cash flows to net present value using an appropriate pre-tax discount rate that reflects current market assessments of the time value of money and, where appropriate, the risks specific to the liability. Unwinding of the discount is recognized in the consolidated statements of profit or loss as a finance cost. Provisions are reviewed at each reporting date and are adjusted to reflect the current best estimate.

Q. Restoration, rehabilitation and environmental costs

An obligation to incur restoration, rehabilitation and environmental costs arises when environmental disturbance is caused by the development or ongoing production of a mine or oil fields. Such costs, discounted to net present value, are provided for and a corresponding amount is capitalised at the start of each project, as soon as the obligation to incur such costs arises. These costs are charged to the statement of profit or loss over the life of the operation through the depreciation of the asset and the unwinding of the discount on the provision. The cost estimates are reviewed periodically and are adjusted to reflect known developments which may have an impact on the cost estimates or life of operations. The cost of the related asset is adjusted for changes in the provision due to factors such as updated cost estimates, changes to lives of operations, new disturbance and revisions to discount rates. The adjusted cost of the asset is depreciated prospectively over the lives of the assets to which they relate. The unwinding of the discount is shown as finance and other cost in the consolidated statements of profit or loss.

Costs for the restoration of subsequent site damage, which is caused on an ongoing basis during production, are charged to the consolidated statements of profit or loss as extraction progresses. Where the costs of site restoration are not anticipated to be material, they are expensed as incurred.

R. Foreign currency translation

The functional currency for each entity in the Group is determined as the currency of the primary economic environment in which it operates. For all principal operating subsidiaries, the functional currency is the local currency of the country in which it operates.

In the financial statements of individual group companies, transactions in currencies other than the functional currency are translated into the functional currency at the exchange rates ruling at the date of the transaction. Monetary assets and liabilities denominated in other currencies are translated into the functional currency at exchange rates prevailing on the reporting date. Non-monetary assets and liabilities denominated in other currencies and measured at historical cost or fair value are translated at the exchange rates prevailing on the dates on which such values were determined. All exchange differences are included in the consolidated statements of profit or loss except any exchange differences on monetary items designated as an effective hedging instrument of the currency risk of designated forecasted sales, which are recognized in the consolidated statements of comprehensive income.

For the purposes of the consolidated financial statements, items in the consolidated statements of profit or loss of those entities for which the Indian Rupees (functional currency of the Company) is not the functional currency are translated into Indian Rupees at the average rates of exchange during the year. The related consolidated statements of financial position are translated at the rates as at the reporting date. Exchange differences arising on translation are recognised in the consolidated statements of comprehensive income. On disposal of such entities the deferred cumulative exchange differences recognised in equity relating to that particular foreign operation are recognised in the consolidated statements of profit or loss.

S. Earnings per share

The Group presents basic and diluted earnings per share ("EPS") data for its equity shares. Basic EPS is calculated by dividing the profit or loss attributable to equity shareholders of Company by the weighted average number of equity shares outstanding during the period. Diluted EPS is determined by adjusting the profit or loss attributable to equity shareholders and the weighted average number of equity shares outstanding for the effects of all dilutive potential equity shares.

T. Critical accounting judgments and estimation uncertainty

The preparation of financial statements in conformity with IFRS requires management to make judgments, estimates and assumptions, that affect the application of accounting policies and the reported amounts of assets, liabilities, income, expenses and disclosures of contingent assets and liabilities at the date of these consolidated financial statements and the reported amounts of revenues and expenses for the years presented. Actual results may differ from these estimates under different assumptions and conditions.

Estimates and underlying assumptions are reviewed on an ongoing basis. Revisions to accounting estimates are recognised in the period in which the estimate is revised and future periods affected.

In particular, information about significant areas of estimation uncertainty and critical judgments in applying accounting policies that have the most significant effect on the amounts recognized in the financial statements are included in the following accounting policies and/or notes:

i. Note 8 and the accounting policy on property, plant and equipment- Mining and oil and gas reserve estimates and useful life of property, plant and equipment and intangible assets.

Oil and gas reserves are estimated on a proved and probable entitlement interest basis. Proven and probable reserves are estimated using standard recognised evaluation techniques. The estimate is reviewed at each financial year end. Future development costs are estimated taking into account the level of development required to produce the reserves by reference to operators, where applicable, and internal engineers. Net entitlement reserves estimates are subsequently calculated using the Group's current oil price and cost recovery assumptions, in line with the relevant agreements. Changes in reserves as a result of factors such as production cost, recovery rates, grade of reserves or commodity prices could impact the depreciation rates, carrying value of assets and environmental and restoration provisions.

The carrying value of mining property is arrived at by depreciating the assets over the life of the mine, using the unit of production method based on proved and probable reserves. The estimate of reserves is subject to assumptions relating to life of the mine and may change when new information becomes available. Changes in reserves as a result of factors such as production cost, recovery rates, grade of reserves or commodity prices could thus impact the carrying values of mining properties and environmental and restoration provisions.

ii. Accounting policy on impairment of assets:

In assessing property, plant and equipment for impairment, factors leading to significant reduction in profits such as changes in commodity prices, the Group's business plans and significant downward revision in the estimated mining reserves are taken into consideration. The carrying value of the assets of a cash generating unit (CGU) and associated mining reserves is compared with the recoverable amount of those assets, that is, the higher of fair value less costs to sell and value in use. Value in use is usually determined on the basis of discounted estimated future cash flows. This involves management estimates on commodity prices, market

demand and supply, increase in cost, discount rate, economic and regulatory climates, long term mine plan and other factors. Any subsequent changes to cash flow due to changes in the abovementioned factors could have an impact on the carrying value of the assets.

iii. **Carrying value of exploration and evaluation fixed assets:**

Where a project is sufficiently advanced the recoverability of IFRS 6 Exploration assets are assessed by comparing the carrying value to internal and operator estimates of the net present value of projects. Exploration assets are inherently judgemental to value and further details on the accounting policy are included in accounting note above. The amounts for exploration and evaluation assets represent active exploration projects. These amounts will be written off to the consolidated statement of profit or loss as exploration costs unless commercial reserves are established or the determination process is not completed and there are no indications of impairment. The outcome of ongoing exploration, and therefore whether the carrying value of exploration and evaluation assets will ultimately be recovered, is inherently uncertain.

iv. **Carrying value of developing / producing oil and gas assets:**

The Group performs impairment tests on the Group's developing / producing oil and gas assets at least annually with reference to indicators in IAS 36. Key assumptions in the impairment models relate to prices that are based on forward curves for two years and the long-term appropriate assumptions thereafter and discount rates that are adjusted to risk to reflect conditions specific to individual assets.

Other key assumptions in the impairment models based on the Group's expectations are that government approval will be received to further increase production rates and that the Enhanced Oil Recovery programme will be successfully implemented.

v. **Assessment of impairment at Lanjigarh refinery:**

The Group has considered that the delay in obtaining regulatory approval for the expansion of the alumina refinery at Lanjigarh and regulatory approval for bauxite mining as an indication that an impairment may exist. Hence, the Group have reviewed the carrying value of its property, plant and equipment at Lanjigarh as at the balance sheet date, estimated the recoverable amounts of these assets and concluded that there was no impairment because the recoverable amount (estimated based on value in use) exceeded the carrying amounts. As at March 31, 2014 the carrying amount of property, plant and equipment related to alumina refinery operations at Lanjigarh and related mining assets are Rs. 69,473 million (\$1,157.9 million) and Rs. 2,590 million (\$43.2 million) respectively. The key assumptions and estimates used in determining the value in use of these assets were:-

- The State of Odisha has abundant bauxite resources and under the terms of the Memorandum of understanding ("MOU") with the Government of Odisha, management is confident that bauxite will be made available in the short to medium term. The Group is also considering purchasing / sourcing bauxite from alternate sources to support the existing and expanded refinery operations. In the initial years, the Group has assumed that bauxite will be purchased from third party suppliers in India and other countries, until the bauxite can be sourced from own mines.
- The State of Odisha has taken certain measures including reservation of areas for mining operations and carry out prospecting for supply of ores to Odisha based industries on long-term basis.
- The Group expects that the conditions for construction of the alumina refinery will be fulfilled and it is assumed that the approval for the expansion of the refinery will be received for commencement of production by fiscal 2018.

The Group expects that the mining approvals for mining and the statutory approvals for the expansion project will be received as anticipated. Additionally the Group carries out an impairment assessment for the carrying value of these assets, every half year and challenges these assumptions. The Group has carried out a sensitivity analysis on the key variables like delay in obtaining approvals for refinery expansion and bauxite approval, appreciation of rupee against US dollar, discount rate and London Metal Exchange aluminium prices. The most significant variable is the estimated timeframe for obtaining regulatory approval for the mining and for refining capacity. The sensitivity analysis indicates that even if regulatory approvals for mines and expansion project are delayed by one year, the value in use is still expected to exceed the carrying value and costs.

vi. **Assessment of impairment of Karnataka and Goa Iron ore mines:**

From July 2011 a mining restriction was imposed by the Supreme Court of India ("Supreme Court") in various parts of the state of Karnataka thereby affecting the operations at Narrian mine owned and operated by the Group. The mining ban in Karnataka was lifted by Supreme Court of India on 17 April 2013. Mining operations resumed in December 2013 with a production of 1.5 MT during the year.

Iron ore mining in Goa had been suspended state-wide with effect from 11 September 2012 for which an appeal was made to the Supreme Court. The Supreme Court passed an order on 21 April 2014 whereby the Goa mining ban was lifted subject to certain conditions. The key conditions are as follows:

- The maximum annual excavation for Goa has been limited to 20 mt until the Expert Committee issues determines the final annual capacity of mining at Goa.
- All mining leases in the State of Goa including those of SSL have expired in 2007 and no mining operations can be carried out until renewal/ execution of mining lease deed by the State Government. All the mining leases including SSL were being operated based on the deemed renewal basis since 2007.
- 10 percent of the sale price of the iron ore sold by the mining lessees will be contributed to a separate fund.
- Out of the sale proceeds of excavated ore lying in inventory as of March 31, 2014, the leaseholders would be paid only the average cost of excavation of iron ore and the balance amount will be allocated amongst various affected stakeholders and the Government of Goa.

In pursuance of the said judgement, the State Government of Goa is expected to announce its policy on iron ore mining shortly. The Group is expecting to resume mining activities at iron ore mines at Goa in the second half of fiscal 2015, after receipt of all regulatory clearances and approval of mining leases. SSL filed a Writ Petition before the Goa Bench of the High Court of Bombay for expeditious renewal of iron ore mining leases. On completion of hearings, the High Court has directed the State Government to renew the applications for mining leases on a immediate basis, where stamp duties have been already paid and consider other applications for mining leases within a period of three months. The Group has reviewed the carrying value of the assets as at the balance sheet date, estimated the recoverable amounts of these assets and concluded that there was no impairment because the recoverable amount (estimated based on value in use) exceeded the carrying amounts.

The carrying value of the assets as at March 31, 2014 is Rs. 57,919 million (\$965.3 million).

The Group has carried out a sensitivity analysis on key variables like delay in obtaining approvals for renewal of mining leases, movement in iron ore prices, appreciation of rupee against US dollar.

vii. **Note 21 and the accounting policy on restoration, rehabilitation and environmental costs:**

Provision is made for costs associated with restoration and rehabilitation of mining sites as soon as the obligation to incur such costs arises. Such restoration and closure costs are typical of extractive industries and they are normally incurred at the end of the life of the mine or oil fields. The costs are estimated on the basis of mine closure plans and the estimated discounted costs of dismantling and removing these facilities and the costs of restoration are capitalised when incurred reflecting the Group's obligations at that time.

The provision for decommissioning oil and gas assets is based on the current estimate of the costs for removing and decommissioning producing facilities, the forecast timing of settlement of decommissioning liabilities and the appropriate discount rate.

A corresponding provision is created on the liability side. The capitalised asset is charged to the consolidated statements of profit or loss over the life of the asset through depreciation over the life of the operation and the provision is increased each period via unwinding the discount on the provision. Management estimates are based on local legislation and/or other agreements. The actual costs and cash outflows may differ from estimates because of changes in laws and regulations, changes in prices, analysis of site conditions and changes in restoration technology.

viii. **Note 30 on contingencies:**

The Group has significant capital commitments in relation to various capital projects which are not recognized on the consolidated statements of financial positions. In the normal course of business, contingent liabilities may arise from litigation and other claims against the Group. Guarantees are also provided in the normal course of business. There are certain obligations which management has concluded, based on all available facts and circumstances, are not probable of payment or are very difficult to quantify reliably, and such obligations are treated as contingent liabilities and disclosed in the notes but are not reflected as liabilities in the consolidated financial statements. Although there can be no assurance regarding the final outcome of the legal proceedings in which the Group involved, it is not expected that such contingencies will have a material effect on its financial position or profitability.

ix. **Note 7 and accounting policy on taxation:**

In preparing consolidated financial statements, the Group recognises income taxes in each of the jurisdictions in which it operate. There are many transactions and calculations for which the ultimate tax determination is uncertain. The Group recognises liabilities for anticipated tax issues based on estimates of whether additional taxes will be due. The uncertain tax positions are measured at the amount expected to be paid to taxation authorities when the group determines that there is a probable outflow of economic resources will occur. Where the final tax outcome of these matters is different from the amounts that were initially recorded, such differences will impact the current and deferred income tax assets and liabilities in the period in which such determination is made.

U. Recently issued accounting pronouncements:

At the date of authorisation of these financial statements, the following Accounting Standards and Interpretations have not been applied in these consolidated financial statements and the Group is currently evaluating their impacts if any.

IFRS 9 - Financial Instruments

IFRS 9 "Financial Instruments" was issued by IASB in October 2010 as part of its project for revision of the accounting guidance for financial instruments. The new standard provides guidance with respect to classification and measurement of financial assets and financial liabilities. In July, 2014, IASB has published the final version of IFRS 9 'Financial Instruments' bringing together the classification and measurement, impairment and hedge accounting phases of the IASB's project to replace IAS 39 'Financial Instruments: Recognition and Measurement'. This version adds a new expected loss impairment model and limited amendments to classification and measurement for financial assets. The standard will be effective for annual periods beginning on or after January 1, 2018 with early application permitted.

IFRS 15 - Revenue from contracts with Customers

IFRS 15 - Revenue from contracts with Customers outlines a single comprehensive model for entities to use in accounting for revenue arising from contracts with customers. The standard replaces most current revenue recognition guidance, including industry-specific guidance. The core principle of the new standard is for companies to recognize revenue to depict the transfer of goods or services to customers in amounts that reflect the consideration to which the company expects to be entitled in exchange for those goods or services. The new standard also will result in enhanced disclosures about revenue, provide guidance for transactions that were not previously addressed comprehensively including service revenues and contract modifications and improve guidance for multiple-element arrangements. The new Standard will come into effect on January 1, 2017 with early application permitted.

Amendments to IFRS 11 - Acquisition of an interest in a joint operation

Amendments to IFRS 11 - Acquisition of an interest in a joint operation requires that when an entity acquires an interest in a joint operation in which the activity of the joint operation constitutes a business, as defined in IFRS 3, it shall apply, to the extent of its share in accordance with this standard, all of the principles on business combinations accounting in IFRS 3, and other IFRSs, that do not conflict with the guidance in this standard and disclose the information that is required in those IFRSs in relation to business combinations. The amendments are effective for annual periods beginning on or after 1 January 2016. Earlier application is permitted but corresponding disclosures are required. The amendments apply prospectively.

Amendment to IAS 16 - Property, Plant and Equipment and IAS 38 - Intangible Assets

IASB has issued Amendment to IAS 16 and IAS 38 to clarify the use of methods based on revenue to calculate the depreciation is not appropriate. This is because such methods reflects a pattern of generation of economic benefits that arise from the operation of the business of which an asset is part, rather than the pattern of consumption of an asset's expected future economic benefits Revenue is presumed to be an inappropriate basis for measuring the consumption of the economic benefits embodied in an intangible asset. This presumption, however, can be rebutted in certain limited circumstances. The new Standard will come into effect on January 1, 2016 with early application permitted.

Amendments to IAS 19(Revised 2011) – Defined Benefit Plans: Employee Contributions

Amendments to IAS 19 (Revised 2011)– Defined Benefit Plans: Employee Contributions clarify the requirements that relate to contributions to be attributed to the period of service whereby contributions from employees or third parties are linked to service. In addition, it permits a practical expedient if the amount of the contributions is independent of the number of years of service, in those contributions, can, but are not required, to be recognised as a reduction in the service cost in the period in which the related service is rendered. This amendment is effective for annual periods beginning on or after July 1, 2014.

IAS 32 (amended) – Offsetting Financial Assets and Liabilities.

The amendments to IAS 32 (amended)–offsetting financial assets and liabilities do not change the current offsetting model in IAS 32. Current offsetting model requires an entity to offset a financial asset and financial liability in the statement of financial position only when the entity currently has a legally enforceable right of set-off and intends either to settle the asset and liability on a net basis or to realise the asset and settle the liability simultaneously. Through these amendments, IASB has clarified the meaning of ‘currently has a legally enforceable right to set off’ and ‘simultaneous realisation and settlement’.

The amendments clarify that to result in offset of a financial asset and financial liability, a right to set off must be available today rather than being contingent on a future event and must be exercisable by any of the counterparties. It must be legally enforceable in the normal course of business. This amendment is effective for annual periods beginning on or after January 1, 2014.

IAS 36 (amended) – Disclosure of non-financial assets impairment.

The amendment requires the disclosure of the recoverable amount of an asset (or CGU) only in periods in which impairment is recorded or reversed in respect of that asset (or CGU). The amendment also expands and requires the disclosure when an assets (CGUs) recoverable amount is determined on the basis of fair value less disposal. This amendment is effective for annual periods beginning on or after January 1, 2014.

IAS 39 (amended) – Novation of Derivatives and Continuation of Hedge Accounting

The amendment states that the novation of hedging instrument should not be considered an expiration or termination giving rise to discontinuation of hedge accounting when a hedging derivative is novated. It provides relief from discontinuing an existing hedging relationship when a novation that as not contemplated in the original hedging documentation meets specific criteria. This amendment is effective for annual periods beginning on or after January 1, 2014.

Amendments to IFRS 10, IFRS 12 and IAS 27 (Oct 2012) Investment entities

The amendments define an investment entity and introduce an exception to consolidating the investment entities. These amendments require an investment entity to measure those subsidiaries at fair value through profit or loss in accordance with IFRS 9 Financial Instruments in its consolidated and separate financial statements. The amendments also introduce new disclosure requirements for investment entities in IFRS 12 and IAS 27. The amendments also introduce new disclosure requirements related to investment entities and provide scope exemption for investment entities from IFRS 3 Business Combinations. This amendment is effective for annual periods beginning on or after January 1, 2014.

Annual Improvements to IFRSs 2010-2012 and 2011-2013 Cycle

Annual Improvements to IFRSs: 2010-2012 Cycle and Annual Improvements to IFRSs: 2011-2013 Cycle, are part of annual process of revising and improving existing standards. These are effective for annual periods beginning on or after July 1, 2014.

- IFRS 8 (Operating Segments) provides that an entity need to disclose the judgements made by management in applying the aggregation criteria to operating segments. An entity is also required to provide reconciliations of the total of the reportable segments’ assets to the entity’s assets if the segment assets are reported regularly.
- IAS 16 (Property, Plant and Equipment) and IAS 38 (Intangible Assets) clarifies that when an item of property, plant and equipment is revalued, the gross carrying amount is adjusted in a manner that is consistent with the revaluation of the carrying amount.

- IAS 24 (Related Party Disclosures) Clarifies that an entity providing key management personnel services to the reporting entity or to the parent of the reporting entity is a related party of the reporting entity.
- IFRS 2 (Share based payments) clarifies definition of vesting condition and 'market condition' and adds definitions for 'performance condition' and 'service condition' IFRS 13 (Fair value Measurement) clarifies that issuing IFRS 13 and amending IFRS 9 and IAS 39 did not remove the ability to measure short-term receivables and payables with no stated interest rate at their invoice amounts without discounting if the effect of not discounting is immaterial.
- IFRS 3 Business Combination clarifies that IFRS 3 excludes from its scope the accounting for the formation of a joint arrangement in the financial statements of the joint arrangement itself. It requires contingent consideration that is classified as an asset or a liability to be measured at fair value at each reporting date
- IFRS 13 Fair value measurement clarifies that the scope of the portfolio exception defined in paragraph 52 of IFRS 13 includes all contracts accounted for within the scope of IAS 39 *Financial Instruments: Recognition and Measurement* or IFRS 9 *Financial Instruments*, regardless of whether they meet the definition of financial assets or financial liabilities as defined in IAS 32 *Financial Instruments: Presentation*

IFRIC 21: Levies

IFRS 21 provides guidance recognition of a liability for a levy imposed by a government, both for levies that are accounted for in accordance with IAS 37 Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets and those where the timing and amount of the levy is certain. This interpretation clarifies that the obligating event that gives rise to a liability to pay a government levy is the activity that triggers the payment of levy as set out in the relevant legislation. An entity does not have constructive obligation to pay a levy that will be triggered by operating in a future period. It is not practicable to provide a reasonable estimate of the effect on the financial statements until a detailed review has been completed. However, it does not include income taxes, fines and other penalties, liabilities arising from emissions trading schemes and outflows within the scope of other Standards. IFRIC 21 was issued in May, 2013 and is effective for annual periods beginning on or after January 1, 2014.

4. Revenue

For the year ended March 31,	2012 (Rs. in millions) (recast)	2013 (Rs. in millions) (recast)	2014 (Rs. in millions)	2014 (USD dollars in millions)
Revenue, gross of excise duty	624,432	757,048	757,915	12,631.9
Less: excise duty	(26,316)	(34,745)	(32,672)	(544.5)
Revenue, net of excise duty	598,116	722,303	725,243	12,087.4

F-31

Below table summaries revenue of the Group from its primary products for the year ended March 31, 2012, 2013 and 2014:

For the year ended March 31,	2012 (Rs. in millions) (recast)	2013 (Rs. in millions) (recast)	2014 (Rs. in millions)	2014 (US dollars in millions)
Copper Cathode	63,166	79,035	77,049	1,284.1
Copper rods	104,012	119,702	103,407	1,723.5
Iron Ore	79,066	16,522	56	0.9
Metallurgical coke	2,007	1,719	1,792	29.9
Pig Iron	7,846	8,617	14,562	242.7
Zinc Metal	103,054	101,498	122,931	2,048.8
Lead Metal	11,782	16,904	19,460	324.3
Silver Metal	11,320	21,016	16,000	266.7
Zinc & Lead mined metal	26,524	31,569	24,397	406.6
Aluminium - Ingot	32,734	42,490	44,714	745.2
Aluminium - rods	36,196	42,968	42,678	711.3
Aluminium - billets	8,614	12,500	16,856	280.9
Aluminium - rolled products	9,675	9,634	8,310	138.5
Oil	44,670	174,776	185,809	3,096.8
Gas	274	742	1,295	21.6
Gold Bars	2	10,293	14,502	241.7
Silver Bars	59	1,917	2,685	44.8
Power	26,903	34,863	38,395	639.9
Others (including export incentives)	56,528	30,283	23,017	383.7
Revenue-gross of Excise Duty	624,432	757,048	757,915	12,631.9
Less: Excise Duty	(26,316)	(34,745)	(32,672)	(544.5)
Revenue-net of Excise Duty	598,116	722,303	725,243	12,087.4

5. Investment and other income

For the year ended March 31,	2012 (Rs. in million) (recast)	2013 (Rs. in million) (recast)	2014 (Rs. in million)	2014 (US dollars in million)
Dividend income on financial assets held for trading	2,229	1,704	55	0.9
Fair value gain on financial assets held for trading	10,552	14,935	24,647	410.8
Dividend income on available for sale investments	—	85	—	—
Gain on sale of financial asset investments ⁽¹⁾⁽²⁾	—	770	116	1.9
Interest income on bank deposits	8,726	12,359	11,108	185.1
Interest income on loans and receivables	2,342	4,674	5,967	99.6
Foreign exchange gain/(loss), net	(107)	462	285	4.7
Capitalisation of interest income ⁽³⁾	(159)	(58)	(13)	(0.2)
	23,583	34,931	42,165	702.8

Notes:

- (1) Refer Note 11.
- (2) THL Zinc Holding BV, a wholly owned subsidiary of erstwhile SILL, during the fiscal year 2012 had acquired the entire ordinary share capital of Lakomasko BV for a consideration of \$ 149.7 million from Vedanta Resources Holding Limited (VRHL). Consequently, Lakomasko BV became a subsidiary of erstwhile SILL. Lakomasko BV is a private investment company incorporated under the laws of the Netherlands. At the acquisition date, Lakomasko BV had no independent operations and held a single material asset namely 8.78% of the equity shares of Hudbay Minerals Inc., a company incorporated in Canada and listed on the New York and Canadian stock exchanges. Lakomasko BV accounted for this investment as an available-for-sale investment, with a fair value measurement basis. The carrying value at the acquisition date was \$ 137.7 million (Rs. 7,158 million). The excess amount paid over the fair valuation of shares acquired amounting to \$ 12.0 million (Rs. 616 million) was treated as deemed dividend and hence recognized in retained earnings during the year ended March 31, 2012. The Company's investment in Hudbay Minerals Inc. was sold during the fiscal year 2013 for a consideration of \$ 151.8 million (Rs 8,287 million) and the resultant gain amounting to \$14.1 million (Rs. 770 million) has been reclassified from equity to consolidated statements of profit or loss.
- (3) Capitalisation of interest income relates to the income from temporary surplus funds, specifically borrowed to acquire/ construct qualifying assets.

6. Finance and other costs

For the year ended March 31,

	2012	2013	2014	2014
	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(US dollars in million)
	(recast)	(recast)		
Interest on borrowings other than convertible notes ⁽¹⁾	31,398	50,949	57,054	950.9
Interest on convertible notes ⁽¹⁾	3,726	4,896	5,750	95.8
Unwinding of discount on provisions	323	717	952	15.9
Gain on fair valuation of conversion option	(4,255)	(1,438)	(61)	(1.0)
Loss recognised upon consolidation of subsidiary ⁽²⁾	3,545	—	—	—
Net foreign exchange loss on foreign currency borrowings	21,484	14,851	16,141	269.0
Bank charges	2,239	1,233	1,424	23.7
Other	323	588	1,081	18.0
Capitalisation of finance costs ⁽³⁾	(12,460)	(17,080)	(9,520)	(158.6)
	46,323	54,716	72,821	1,213.7

Notes:

- (1) Finance costs include Rs. 35,124 million, Rs. 55,845 million and Rs. 62,804 million (\$1,046.7 million) in respect of financial liabilities which are carried at amortised cost using the effective interest rate method for the years ended March 31, 2012, 2013 and 2014 respectively.
- (2) During the year ended March 31, 2012, the Group completed the acquisition of a 59% interest in Cairn. This acquisition was achieved in stages, whereby the Group acquired incremental equity interests in Cairn throughout fiscal year 2012, and ultimately obtained control in December 2011. Due to the acquisition being completed in a series of transactions, the acquisition was accounted for as a Step Acquisition under the provisions of IFRS 3 (revised 2008). Accordingly, the equity interest in Cairn that was held immediately prior to obtaining control was treated as if it was disposed of and reacquired at fair value on the acquisition date. Consequently, the Group remeasured its existing interest in the assets and liabilities of Cairn prior to this transaction to their fair values, recognising a gain of Rs. 4,695 million, offset by a loss on reclassification of Available-for-sale financial investment (on investment in Cairn acquired prior to it becoming an associate) from consolidated statements of comprehensive income amounting to Rs. 8,240 million. The net loss of Rs. 3,545 million is recorded within finance and other costs in the consolidated statements of profit or loss.
- (3) Capitalisation of borrowing costs relates to funds borrowed both specifically and generally to acquire/ construct qualifying assets. The capitalisation rate relating to general borrowings was approximately 10.04%, 10.70% and 9.83% for the years ended March 31, 2012, 2013 and 2014.

7. Income tax expense

Overview of the Indian direct tax regime

Indian companies are subject to Indian income tax on a standalone basis. Each entity is assessed for tax on taxable profits determined for each fiscal year beginning on April 1 and ending on March 31. For each fiscal year, a Company's profit or loss is subject to the higher of the regular income tax payable or the minimum alternative tax ("MAT").

Statutory income taxes are assessed based on book profits prepared under generally accepted accounting principles in India ("Indian GAAP") adjusted in accordance with the provisions of the (Indian) Income tax Act, 1961. Such adjustments generally relate to depreciation of fixed assets, disallowances of certain provisions and accruals, deduction for tax holidays and similar exemptions, the use of tax losses carried forward and retirement benefit costs. Statutory income tax is charged at 30% plus a surcharge and education cess (tax). The combined Indian statutory tax rate for the fiscal year 2012-13 was 32.445%, for the fiscal year 2013-14 was 33.990% and for the fiscal year 2014-15 will be 33.990%.

MAT is assessed on book profits adjusted for certain limited items as compared to the adjustments allowed for assessing regular income tax under normal provisions. MAT for the fiscal year 2013-14 was chargeable at 18.50% plus a surcharge and education cess (tax). The combined Indian statutory tax rate of MAT for the fiscal year 2013-14 was 20.96% and for the fiscal year 2014-15 will be 20.96%. MAT paid in excess of regular income tax during a year can be set off against regular income taxes within a period of ten years succeeding the assessment year in which MAT credit arises subject to the limits prescribed.

Income tax returns submitted by companies are regularly subjected to a comprehensive review and challenge by the tax authorities. There are appellate procedures available to both the tax authorities and taxpayers and it is not uncommon for significant or complex matters in dispute to remain outstanding for several years before they are finally resolved by the High Court or the Supreme Court.

There are various tax exemptions or tax holidays available to companies in India. The most important to the Companies in the Group are:

- *The industrial undertakings' exemption* — Profits of newly constructed industrial undertakings located in designated area at India can benefit from a tax holiday. A typical tax holiday would exempt 100% of the profits from the undertaking for five years, and 30% for five years thereafter. This deduction is available only for units established prior to March 31, 2012.
- *The power plants (including wind power plants) exemption* — Profits on newly constructed power plants are eligible for a tax holiday. A typical holiday would exempt 100% of profits for ten consecutive years within the first 15 years of the power plants' operation. The start of the exemption period is at the discretion of a company. This exemption is available only for units established till March 31, 2014. The Finance (No. 2) Act 2014, has extended this exemption for units established till March 31, 2017.
- *The industrial undertakings' exemption — Refining of Mineral Oil* - Profits of newly constructed industrial undertakings engaged in refining of Mineral Oil. A typical tax holiday would exempt 100% of the profits of the undertaking for a period of seven consecutive assessment years. This deduction is available only to blocks licensed prior to March 31, 2011.
- *Investment Allowance u/s. 32 AC of the Income Tax Act* — Incentive for acquisition and installation of new high value Plant or Machinery to manufacturing companies by providing a deduction of 15% of the actual cost of Plant or Machinery acquired and installed between 1 April 2013 and 31 March 2015. The actual cost of the new Plant or Machinery should exceed Rs.1000 million to be eligible for this deduction. The Finance (No. 2) Act 2014, has extended this allowance till March 2017, while reducing the threshold cost of Plant or Machinery for claiming deduction to Rs. 250 million.

The total effect of such tax holidays were Rs. 17,718 million (impact on basic EPS Rs. 5.98), Rs. 48,162 million (impact on basic EPS Rs. 16.24), and Rs. 39,816 million (\$663.6 million) (impact on basic EPS Rs. 13.43) (\$ 0.22) for the years ended March 31, 2012, 2013 and 2014 respectively.

Business losses in India can be carried forward for a maximum period of eight assessment years immediately succeeding the assessment year to which the loss pertains. Unabsorbed depreciation can be carried forward for an indefinite period.

Losses arising out of transfer of capital assets in India can be carried forward for a maximum period of eight assessment years immediately succeeding the assessment year to which the loss pertains. The carried forward long term capital losses can be set-off only against long term capital gains. Short term capital losses can be set off only against capital gains (which can be either long term or short term capital gain).

Consequent to the effectiveness of the Re-organisation Transactions, SSL has filed revised income tax returns, after giving effect of the Re-organisation Transactions, for fiscal years 2011, 2012 and 2013 as permitted under the Income Tax Act 1961. Accordingly, the tax benefits arising from such re-organisation amounting to Rs. 1,399 million, Rs. 10,590 million and Rs. 3,468 million has been recognised retrospectively in the respective fiscal years of 2011, 2012 and 2013. Further, deferred tax assets relating to the Company's carry forward of business loss, unabsorbed depreciation and MAT credit, amounting to Rs. 798 million, Rs. 5,647 million and Rs. 5,231 million has been recognised retrospectively in the respective fiscal years of 2011, 2012 and 2013.

The major components of income tax expense for the years ended March 31, 2012, 2013 and 2014 are indicated below:

(a) Consolidated statements of profit or loss

For the year ended March 31,	2012	2013	2014	2014
	(Rs. in million) (recast)	(Rs. in million) (recast)	(Rs. in million)	(US dollars in million)
Current tax:				
Current tax on profit for the year	40,768	49,302	35,327	588.8
Charge/ (credit) in respect of current tax for earlier years	(12,280)	(3,132)	12,404	206.7
Total current tax	28,488	46,170	47,731	795.5
Deferred tax:				
Origination and reversal of temporary differences	(20,778)	(53,672)	(2,179)	(36.3)
Increase in tax rate	—	—	(10,906)	(181.8)
Total deferred tax	(20,778)	(53,672)	(13,085)	(218.1)
Tax expense for the year	7,710	(7,502)	34,646	577.4
Effective income tax rate (%)	8.6%	(6.8%)	35.8%	35.8%

(b) Consolidated statements of comprehensive income

For the year ended March 31,	2012	2013	2014	2014
	(Rs. in million) (recast)	(Rs. in million) (recast)	(Rs. in million)	(US dollars in million)
Deferred tax (credit)/charge on:				
- cash flow hedges	(130)	110	332	5.5
- reclassification adjustments on cash flow hedges	(110)	130	(110)	(1.8)
	(240)	240	222	3.7

A reconciliation of income tax expense applicable to accounting profit before tax at the statutory income tax rate to recognised income tax expense for the year indicated are as follows:

For the year ended March 31,	2012	2013	2014	2014
	(Rs. in million) (recast)	(Rs. in million) (recast)	(Rs. in million)	(US dollars in million)
Accounting profit before tax	89,189	109,726	96,872	1,614.6
Statutory income tax rate	32.445%	32.445%	33.990%	33.990%
Tax at Indian statutory income tax rate	28,937	35,601	32,927	548.8
Disallowable expenses	2,872	1,386	221	3.7
Non-taxable income	(3,124)	(4,802)	(3,662)	(61.0)
Tax holidays and similar exemptions	(17,718)	(48,162)	(39,816)	(663.6)
Change in deferred tax balances due to the change in Indian income tax rates from 32.445% to 33.990% for 2014	—	—	10,906	181.8
Effect of tax rates differences of subsidiaries operating in other jurisdictions	5,489	6,195	6,875	114.5
Dividend distribution tax	1,068	3,788	4,222	70.4
Unrecognised MAT credit	703	601	36	0.6
Charge/(credit) in respect of previous years	(12,280)	(3,132)	12,404	206.7
Utilisation of tax losses	(510)	(2,127)	(4,777)	(79.6)
Loss in respect of which deferred tax assets not recognised due to uncertainty	1,407	3,404	16,437	273.9
Tax effect on share in consolidated profit of associate	(1,429)	—	—	—
Loss recognised upon consolidation of subsidiary	1,150	—	—	—
Other	1,145	(254)	(1,127)	(18.8)
	7,710	(7,502)	34,646	577.4

There are certain income-tax related legal proceedings which are pending against the Group. Potential liabilities, if any have been adequately provided for, and the Group does not currently estimate any probable material incremental tax liabilities in respect of these matters.

Deferred tax assets/liabilities

The Group has recognised significant amounts of deferred tax. The majority of the deferred tax liabilities represent accelerated tax relief for the depreciation of property plant and equipment and the depreciation on mining reserves.

Significant components of deferred tax assets/liabilities recognized in the consolidated statements of financial position are as follows:

For the year ended March 31, 2012 (recast):

	Opening balance as at April 1, 2011	Acquisition through business combination	Charged/ (credited) to statement of profit or loss	Charged/ (credited) to equity	Exchange difference transferred to translation of foreign operation	Total as at March 31, 2012
	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(Rs. in million)
Significant components of deferred tax liabilities/assets						
Property, plant & equipment, Exploration & evaluation and other intangible assets	67,164	234,092	(9,147)	—	(1,738)	290,371
Unabsorbed depreciation/business loss	(10,820)	—	(4,086)	—	—	(14,906)
Voluntary retirement scheme	(196)	—	(145)	—	(1)	(342)
Employee benefits	(433)	—	(15)	—	—	(448)
Fair value of derivative assets/liabilities	1,717	—	(177)	(240)	1	1,301
Fair valuation of other assets/liabilities	712	—	274	—	(1)	985
MAT credit entitlement	(4,025)	(18,791)	(7,461)	—	(155)	(30,432)
Other temporary differences	(353)	—	(21)	—	(51)	(425)
Total	53,766	215,301	(20,778)	(240)	(1,945)	246,104

F-36

For the year ended March 31, 2013 (recast):

	Opening balance as at April 1, 2012	Charged/ (credited) to statement of profit or loss	Charged/ (credited) to equity	Exchange difference transferred to translation of foreign operation	Total as at March 31, 2013
	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(Rs. in million)
Significant components of deferred tax liabilities/assets					
Property, plant and equipment, Exploration & Evaluation and other intangible assets	290,371	(12,354)	—	13,720	291,737
Unabsorbed depreciation/business loss	(14,906)	(11,219)	—	12	(26,113)
Voluntary retirement scheme	(342)	(49)	—	11	(380)
Employee benefits	(448)	(132)	—	2	(578)
Fair value of derivative assets/liabilities	1,301	(674)	240	1	868
Fair valuation of other assets/liabilities	985	579	—	—	1,564
MAT credits entitlement	(30,432)	(30,652)	—	30	(61,054)
Other temporary differences	(425)	829	—	11	415
Total	246,104	(53,672)	240	13,787	206,459

For the year ended March 31, 2014:

	Opening balance as at April 1, 2014	Charged/ (credited) to statement of profit or loss	Charged/ (credited) to equity	Exchange difference transferred to translation of foreign operation	Total as at March 31, 2014	Total as at March 31, 2014
	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(US dollars in million)
Significant components of deferred tax liabilities/assets						
Property, plant and equipment, Exploration & evaluation assets and other intangible assets	291,737	23,286	—	23,187	338,210	5,636.8
Unabsorbed depreciation/business loss	(26,113)	(4,576)	—	160	(30,529)	(508.8)
Voluntary Retirement Scheme	(380)	(65)	11	7	(427)	(7.1)
Employee benefits	(578)	89	—	3	(486)	(8.1)
Fair value of derivative assets/liabilities	868	(194)	211	—	885	14.7
Fair valuation of other assets/liabilities	1,564	2,118	0	(0)	3,682	61.4
MAT credits entitlement	(61,054)	(33,502)	—	(212)	(94,768)	(1,579.4)
Other temporary differences	415	(241)	—	46	220	3.7
Total	206,459	(13,085)	222	23,191	216,787	3,613.1

Deferred tax assets and liabilities have been offset where they arise in the same legal entity and taxing jurisdiction but not otherwise.

Deferred tax assets on carry forward unused tax losses have been recognised to the extent of deferred tax liabilities on taxable temporary differences available. It is expected that any reversals of the deferred tax liability would be offset against the reversal of the deferred tax asset at respective entities.

Unused tax losses for which no deferred tax asset is recognized amount to Rs. 36,118 million and Rs 83,209 million (\$ 1,386.8 million) as at March 31, 2013 and March 31, 2014 respectively. The unused tax losses as at March 31, 2014 expire, if unutilized, based on the year of origination as follows:

<u>Nature of unutilised tax losses</u>	<u>Financial year of expiry</u>	<u>2014</u> <u>(Rs. in</u> <u>million)</u>	<u>2014</u> <u>(US dollar</u> <u>in million)</u>
Business losses			
- Skorpion	FY 2020-21 to 2021-2022	1,741	29.0
- VGCB	FY 2018-19 to 2021-2022	458	7.6
- MEL	FY 2016-17 to 2019-2020	711	11.9
- Twinstar Mauritius Holdings Limited	FY 2015-16 to 2017-2018	38,587	643.1
- TSPL	FY 2018-19 to 2021-2022	71	1.2
Depreciation losses			
- VGCB	No limit	978	16.3
- MEL	No limit	23,125	385.4
Long term capital losses			
- SSL	FY 2018-19 to 2021-2022	3,034	50.5
- HZL	FY 2018-19 to 2021-2022	5,394	89.9
- MEL	FY 2015-16	1	0
- Cairn	FY 2019-20	2,050	34.2
Short term capital losses			
- MEL	FY 2021-22	12	0.2
- HZL	FY 2021-22	3,634	60.6
- Cairn	FY 2021-22	3,413	56.9
		83,209	1,386.8

The Group had unused MAT credit amounting to Rs. 4,709 million and Rs. 4,225 million (\$ 70.5 million) as at March 31, 2013 and 2014 respectively. Such tax credits have not been recognised on the basis that recovery is not probable in the foreseeable future. Unrecognised MAT credit expires, if unutilized, based on the year of origination as follows:

<u>Financial year ending March 31,</u>	<u>(Rs. in</u> <u>million)</u>	<u>(US dollar</u> <u>in million)</u>
2016	198	3.3
2017	1,036	17.3
2018	137	2.3
2019	520	8.7
2020	517	8.6
2021	1,033	17.2
2022	667	11.1
2023	81	1.4
2024	36	0.6

As at March 31, 2013 and 2014, the Group has not recognised any deferred tax liabilities for taxes that would be payable on the Group's share in unremitted earnings of certain of its subsidiaries because the Group controls when the liability will be incurred and it is probable that the liability will not be incurred in the foreseeable future. The amount of unremitted earnings was Rs. 466,181 million and Rs. 635,026 million (\$ 10,583.8 million) respectively as at March 31, 2013 and 2014.

8 (a) Property, plant and equipment

	Mining properties Rs. in million	Land and building Rs. in million	Plant and equipment Rs. in million	Motor vehicle Rs. in million	Office equipment and fixture Rs. in million	Oil and gas properties Rs. in million	Total Rs. in million	Total US dollar in million
Cost								
April 1, 2012 (recast)	152,620	57,580	396,592	1,632	4,832	385,705	998,961	
Additions	2,691	5,828	36,117	257	923	16,911	62,727	
Disposals	—	—	(955)	(69)	(27)	—	(1,051)	
Foreign exchange	(597)	(591)	(2,390)	50	(6)	24,355	20,821	
March 31, 2013 (recast)	154,714	62,817	429,364	1,870	5,722	426,971	1,081,458	18,024.3
Additions	4,369	8,202	19,330	534	1,135	23,420	56,990	949.8
Disposals	—	(137)	(2,531)	(229)	(68)	—	(2,965)	(49.4)
Foreign exchange	918	(38)	(291)	95	(12)	44,675	45,347	755.8
March 31, 2014	160,001	70,844	445,872	2,270	6,777	495,066	1,180,830	19,680.5
Accumulated depreciation and impairment								
April 1, 2012 (recast)	64,079	7,801	100,340	409	2,260	16,908	191,797	
Charge for the year	11,473	2,455	24,360	325	493	77,581	116,687	
Disposals	—	—	(529)	(40)	(13)	—	(582)	
Foreign exchange	63	(229)	(723)	5	(2)	994	108	
March 31, 2013 (recast)	75,615	10,027	123,448	699	2,738	95,483	308,010	5,133.5
Charge for the year	9,171	2,604	26,199	599	713	84,761	124,047	2,067.5
Disposals	—	(83)	(1,762)	(140)	(37)	—	(2,022)	(33.7)
Foreign exchange	316	(15)	(140)	56	(5)	9,470	9,682	161.3
March 31, 2014	85,102	12,533	147,745	1,214	3,409	189,714	439,717	7,328.6
March 31, 2013 (recast)	79,099	52,790	305,916	1,171	2,984	331,488	773,448	
Asset under construction (including capital advances)							351,053	
Total							1,124,501	
March 31, 2014	74,899	58,311	298,127	1,056	3,368	305,352	741,113	12,351.9
Asset under construction (including capital advances)							373,398	6,223.3
Total							1,114,511	18,575.2
March 31, 2014 (US dollar in million)	1,248.3	971.9	4,968.8	17.6	56.1	5,089.2		

F-39

1. Depreciation charge for the year ended March 31, 2014 include impairment charge of Rs. 2,873 million (\$47.9 million) related to mining property and land assets at Lisheen mines. This is as a result of fall in forecasted LME and price of zinc and lead. The recoverable amount has been determined based on its value of use. The discount rates used in the current estimate is 5.3%.
2. Assets under construction as at March 31, 2014 is after an impairment charge of Rs 668 million (\$11.1 million) which relates to, impairment of mining assets of Jharsuguda Aluminium at Lanjigarh as the MOEF has rejected the Stage II forest clearance for the Niyamgiri mining project during the fiscal year 2014.

Plant and equipment includes refineries, smelters, power plants and related facilities, data processing equipment and electrical fittings.

Additions includes deferred stripping cost of Rs 997 million and Rs 1,087 million (\$18 million), Decommissioning and restoration cost of Rs 938 million and Rs 1,180 million (\$20 million) for the years ended March 2013 and March 2014 respectively.

Certain property, plant and equipment are pledged as collateral against borrowings, the details related to which have been described in Note 19 on "Borrowings". Interest (net) capitalised as part of property, plant and equipment was Rs. 17,022 million and Rs. 9,507 million (\$158.5 million) for the years ended March 31, 2013 and 2014, respectively.

Depreciation charge for the year includes Rs 9 million (\$0.2 million) capitalised as property, plant and equipment during the year.

8(b) Exploratory and evaluation assets

	Gambharg Mine Project Rs. in million	Oil and Gas Rs. in million	Western Cluster Project Rs. in million	Total Rs. in million	Total US dollar in million
Cost					
April 1, 2012 (recast)	12,657	495,547	6,317	514,521	
Additions	—	5,181	—	5,181	
Unsuccessful exploration cost	—	(2,822)	—	(2,822)	
Foreign exchange	(1,461)	31,313	399	30,251	
March 31, 2013 (recast)	11,196	529,219	6,716	547,131	9,118.9
Additions	—	15,299	—	15,299	255.0
Unsuccessful exploration cost	—	(653)	—	(653)	(10.9)
Foreign exchange	(381)	55,468	706	55,793	929.9
March 31, 2014	10,815	599,333	7,422	617,570	10,292.9
Exploratory and evaluation assets as at :					
March 31, 2013 (recast)	11,196	5,29,219	6,716	547,131	9,118.9
March 31, 2014	10,815	5,99,333	7,422	617,570	10,292.9
March 31, 2014 (US dollar in million)	180.3	9,988.9	123.7		

8(c) Other intangible assets

	Port Concession Rights Rs. in million	Software License Rs. in million	Others Rs. in million	Total Rs. in million	Total US dollar in million
Cost					
April 1, 2012 (recast)	—	578	—	578	
Additions	5,875	848	—	6,723	
Foreign exchange	—	14	—	14	
March 31, 2013 (recast)	5,875	1,440	—	7,315	121.9
Additions	89	407	504	1,000	16.7
Foreign exchange	—	64	—	64	1.1
March 31, 2014	5,964	1,911	504	8,379	139.7
Accumulated amortisation and impairment					
April 1, 2012 (recast)	—	223	—	223	3.7
Charge for the year	10	406	—	416	6.9
Foreign exchange	—	1	—	1	0.0
March 31, 2013 (recast)	10	630	—	640	10.6
Charge for the year	212	507	3	722	12.0
Foreign exchange	—	33	—	33	0.6
March 31, 2014	222	1,170	3	1,395	23.2
Intangibles as at :					
March 31, 2013 (recast)	5,865	810	—	6,675	111.3
March 31, 2014	5,742	741	501	6,984	116.4
March 31, 2014 (US dollar in million)	95.7	12.4	8.3		

- (1) Vizag General Cargo Berth Private Limited (VGCB), a special purpose vehicle, was incorporated for the coal berth mechanization and up gradation at Visakhapatnam port. VGCB is owned by SSL and Leighton Welspun Contractors Private Limited in the ratio of 74:26. The project is to be carried out on a design, build, finance, operate, transfer basis and the concession agreement between Visakhapatnam Port and VGCB was signed on June 10, 2010. On October 8, 2010, VGCB was awarded with the concession after fulfilling conditions stipulated as a precedent to the concession agreement. Visakhapatnam Port has provided, in lieu of license fee an exclusive license to VGCB for designing, engineering, financing, constructing, equipping, operating, maintaining, and replacing the project/project facilities and services. The concession period is 30 years from the date of the award of the concession. The capacity of upgraded berth would be 10.18 mmtpa and that the Vishakhapatnam Port would be entitled to receive 38.10% share of the gross revenue as royalty. VGCB commenced operations in the fourth quarter of fiscal 2013. VGCB is entitled to recover a tariff from the user(s) of the project facilities and services as per its tariff notification. The tariff rates are linked to the Wholesale Price Index (WPI) and would accordingly be adjusted as specified in the concession agreement every year. The ownership of all infrastructure assets, buildings, structures, berths, wharfs, equipment and other immovable and movable assets constructed, installed, located, created or provided by VGCB at the project site and/or in the port's assets pursuant to concession agreement would be with VGCB until expiry of this concession agreement. The cost of any repair, replacement or restoration of the project facilities and services shall be borne by VGCB during the concession period. VGCB has to transfer all its rights, titles and interest in the project facilities and services free of cost to Visakhapatnam Port at the end of the concession period. Intangible asset - port concession rights represents consideration for construction services. Revenue from construction contract of service concession arrangements on exchanging construction services for the port concession rights amounting to Rs 3,473 million and Rs 48 million (\$0.8 million) have been recognised in the consolidated statements of profit or loss for the year ended March 31, 2013 and 2014, respectively.
- (2) Software licenses are amortised over a period of three years.
- (3) Others include the right to use the sewerage treatment plant at the Zinc India which is amortised over a period of twenty five years.

9. Associate:

The Group accounted for its investments in Cairn as an associate from July 11, 2011, the date it acquired significant influence to December 8, 2011, the date it acquired the controlling stake. The share of associate's revenue and profit were as follow:

	For the period 11 July 2011 to 7 December 2011 Rs. million
Revenue	13,529
Operating profit	5,861
Investment revenues	420
Finance cost	(988)
Profit before taxation	5,293
Tax expense	(889)
Share of Profit for the period	4,404

10. Non-controlling interests ('NCI') and joint operations

Details of subsidiaries that have material non-controlling interests

The Group consists of a parent company, Sesa Sterlite Limited, incorporated in India and a number of subsidiaries held directly and indirectly by the Group which operate and are incorporated around the world. Note 32 to the financial statements lists details of the material interests in the subsidiaries.

The Non-controlling interests that are material to the Group relate to HZL and Cairn.

As at March 31, 2014, NCIs held an economic interest by virtue of their shareholding of 35.08% and 41.15% respectively in HZL and Cairn. The respective NCI holdings in previous year were 35.08% and 41.23% respectively.

The principal place of business of HZL and Cairn is in India. (Refer Note 32).

The table below shows summarized financial information of subsidiaries of the Group that have material non-controlling interests. The summarized financial information below represents amounts before inter-company eliminations.

	As at March 31, 2013		As at March 31, 2014		As at March 31, 2014	
	HZL	Cairn	HZL	Cairn	HZL	Cairn
	(Rs. in million)		(Rs. in million)		(US dollars in million)	
Current assets	239,952	209,443	281,553	295,231	4,692.5	4,920.5
Non-current assets	104,828	907,923	120,903	975,591	2,015.1	16,259.9
Current liabilities	10,323	29,994	15,207	44,914	253.5	748.6
Non-current liabilities	1,487	228,692	683	264,176	11.4	4,402.9
Equity attributable to owners of the Group	216,798	502,031	251,594	562,680	4,193.2	9,378.0
Non-controlling interests	116,172	356,649	134,972	399,052	2,249.5	6,650.9

	March 31, 2013		For the year ended March 31, 2014		March 31, 2014	
	HZL	Cairn	HZL	Cairn	HZL	Cairn
	(Rs. in million)		(Rs. in million)		(US dollars in million)	
Revenue	125,257	175,518	134,590	187,103	2,243.2	3,118.4
Expenses	(56,240)	(103,367)	(65,853)	(132,341)	(1,097.6)	(2,205.7)
Profit for the year	69,017	72,151	68,737	54,762	1,145.6	912.7
Profit attributable to owners of the Group	44,807	42,434	44,625	32,197	743.7	536.6
Profit attributable to non-controlling interests	24,210	29,717	24,112	22,565	401.9	376.1
Profit for the year	69,017	72,151	68,737	54,762	1,145.6	912.7
Other comprehensive income attributable to the owners of the Group	144	13,816	(206)	21,328	(3.4)	355.5
Other comprehensive income attributable to non-controlling interests	78	9,691	(112)	14,973	(1.9)	249.6
Other comprehensive income during the year	222	23,507	(318)	36,301	(5.3)	605.1
Total comprehensive income attributable to the owners of the Group	44,951	56,250	44,419	53,525	740.3	892.1
Total comprehensive income attributable to non-controlling interests	24,288	39,408	24,000	37,538	400.0	625.7
Total comprehensive income during the year	69,239	95,658	68,419	91,063	1,140.3	1,517.8
Dividends paid to non-controlling interests	4,307	4,608	5,376	12,093	89.6	201.6
Net cash inflow/ (outflow) from operating activities	46,670	28,881	(7,140)	53,302	(119.0)	888.4
Net cash inflow/ (outflow) from investing activities	(31,782)	(51,956)	21,848	(21,468)	364.1	(357.8)
Net cash inflow/ (outflow) from financing activities	(12,277)	(23,910)	(15,325)	(30,018)	(255.4)	(500.3)
Net cash inflow/ (outflow)	2,611	(46,985)	(617)	1,816	(10.3)	30.3

F-42

The effect of changes in ownership interests in subsidiaries that did not result in a loss of control is as follows:

	Year ended 31 March 2014			
	HZL	Cairn ⁽¹⁾	HZL	Cairn
	(Rs. in million)		(USD in million)	
Changes in NCI	—	(336)	—	5.6

⁽¹⁾ Change in non-controlling interests is due to buy back of shares and issue of employee share options

Joint operations

The Group participates in several unincorporated joint operations which involve the joint control of assets used in oil and gas exploration and producing activities which are as follows:

	Nature of activities	Participating interest
India:		
Block PKGM-1 (Ravva)	Exploration and production	22.50
Block KG-ONN-2003/1	Exploration	49.00
Block CB-OS/2-Exploration	Exploration	60.00
Block CB/OS-2 Development and production areas	Production	40.00
Block RJ-ON-90/1 Development and production areas	Production (Largest producing block of the Group, strategic to the Group)	70.00
Block RJ-ON-90/1-Exploration	Exploration	100.00
Block PR-OSN-2004/1	Exploration	35.00
South Africa		
South Africa Block 1	Exploration	60.00

11. Financial asset investments

Financial asset investments represent investments classified and accounted for as available-for-sale investments

Movements for the year ended March 31,	2013	2014	2014
	(Rs. in million) (recast)	(Rs. in million)	(US dollars in million)
As at April 1,	10,124	1,212	20.2
Changes in fair value	(697)	(1)	(0.0)
Disposed during the year	(8,779)	(1,100)	(18.3)
Foreign exchange difference	564	—	—
As at March 31,	1,212	111	1.9

F-43

Available-for-sale financial assets consist of the following:

	As at March 31,		
	2013 (Rs. in millions) (recast)	2014 (Rs. in millions)	2014 (US dollars in millions)
Quoted	112	111	1.9
Unquoted	1,100	—	—
	1,212	111	1.9

	As at March 31,		
	2013 (Rs. in millions) (recast)	2014 (Rs. in millions)	2014 (US dollars in millions)
Current	1,100	—	—
Non-current	112	111	1.9
	1,212	111	1.9

Quoted investments represent investments in equity securities that present the Group with opportunities for return through dividend income and gains in value. The fair values of such securities are determined by reference to published price quotations in active markets.

Unquoted investment in the previous year represented an investment held by HZL in the equity share capital of the Andhra Pradesh Gas Power Corporation Limited (APGPCL) that was held at fair value based on the agreement HZL had entered into with a buyer for sale of its entire equity investment in APGPCL for an aggregate consideration of Rs. 1,100 million. The sale was concluded on April 10, 2013 and consequently, the gain on fair valuation of Rs. 116 million (\$1.9 million) recognized in the consolidated statements of other comprehensive income in the previous year has been recycled to the consolidated statements of profit or loss during the year.

12. Other non-current assets

As at,	March 31, 2013	March 31, 2014	March 31, 2014
	(Rs. in million) (recast)	(Rs. in million)	(US dollars in million)
Deposits in respect of closure cost and future redundancy ¹ payments	4,573	5,211	86.8
Site restoration assets ²	1,615	1,907	31.8
Deposits with Government Authorities	3,106	4,114	68.6
Other non-current assets	1,227	1,583	26.4
	10,521	12,815	213.6

¹ held as collateral in respect of closure cost and future redundancy payments payable to employees of Lisheen on termination of their employment on or before the mine closure.

² includes deposits in Site Restoration Fund of Rs. 1,081 million and Rs. 1,354 million (\$22.6 million) and investment in a rehabilitation trust of Rs. 534 million and Rs. 553 million (\$9.2 million) as at March 31, 2013 and 2014 respectively.

13. Inventories

Inventories consist of the following:

	As at March 31,		
	2013	2014	2014
	(Rs. in millions) (recast)	(Rs. in millions)	(US dollars in millions)
Raw materials and consumables	62,936	51,002	850.0
Work-in-progress	21,813	29,390	489.9
Finished goods	11,082	12,396	206.6
	<u>95,831</u>	<u>92,788</u>	<u>1,546.5</u>

Inventories with a carrying amount of Rs. 79,936 million and Rs. 69,321 million (\$1,155.4 million) have been pledged as security against certain bank borrowings of the Group as at March 31, 2013 and 2014, respectively.

14. Trade and other receivables

Trade and other receivables (net of allowances) consist of the following for the year indicated:

As at	March 31, 2013	March 31, 2014	March 31, 2014
	(Rs. in million) (recast)	(Rs. in million)	(US dollars in million)
Trade receivables	41,943	45,970	766.2
Trade receivables from other related parties	1,181	630	10.5
Loans to other related parties	46,639	163	2.7
Balance with Government authorities	8,107	6,360	106.0
Prepayments	2,150	1,380	23.0
Claims/refunds receivable	2,927	2,230	37.2
Advances for supplies	9,536	6,957	116.0
Cash call / receivables from joint operations	15,020	26,593	443.2
Other receivables	4,024	6,132	102.1
	<u>131,527</u>	<u>96,415</u>	<u>1,606.9</u>

The credit period given to customers ranges from zero to 90 days. Other receivables primarily include deposits and interest receivable. For terms and conditions of loans to related parties, refer Note 32 on related party disclosures.

Trade receivables with a carrying value of Rs. 15,970 million and Rs. 14,366 million (\$239.4 million) have been given as collateral towards borrowings as at March 31, 2013 and 2014 respectively.

Allowances for trade and other receivables

The change in the allowance for trade and other receivables is as follows:

	2013	2014	2014
	(Rs. in millions) (recast)	(Rs. in millions)	(US dollars in millions)
As at April 01,	2,816	1,258	21.0
Allowance made during the year	12	7,586	126.4
Reversals during the year	(1,410)	(139)	(2.3)
Written off	(288)	(65)	(1.1)
Foreign Exchange difference	128	42	0.7
As at March 31,	<u>1,258</u>	<u>8,682</u>	<u>144.7</u>

15. Short-term investments

Short-term investments consist of the following:

	As at March 31,		
	2013	2014	2014
	(Rs. in millions)	(Rs. in millions)	(US dollars in millions)
	(recast)		
Bank deposits	149,947	115,339	1,922.3
Other investments ¹	258,224	402,676	6,711.3
	408,171	518,015	8,633.6

Other investments include mutual fund investments and bonds and are fair valued through the consolidated statements of profit or loss. Bank deposits are made for the periods of more than three months depending on the cash requirements of the Group and earn interest at the respective deposit rates.

The Group has pledged short-term investments of Rs. 223 million and Rs. 1,871 million (\$31.2 million) as at March 31, 2013 and 2014 respectively, to secure certain banking facilities.

¹ Includes Rs. Nil and Rs. 3,130 (\$52.2 million) invested in bonds of a related party as at March 31, 2013 and 2014 respectively.

16. Restricted cash and cash equivalents

Restricted cash and cash equivalents consist of the following:

	As at March 31,		
	2013 (Rs. in million) (recast)	2014 (Rs. in million)	2014 (US dollars in million)
Cash at banks	156	1,976	33.0
Short-term deposits	550	487	8.1
	706	2,463	41.1

Cash at banks is restricted in use as it relates to unclaimed deposits & debentures, dividends and interest on debentures. Cash at banks also include a sum of Rs. 1,431 million deposited in an escrow account for the buyback of its own shares by Cairn. Restricted short term deposits relate to deposits created with the bank to service interest cost on borrowings.

17. Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents consist of the following:

	As at March 31,		
	2013 (Rs. in million) (recast)	2014 (Rs. in million)	2014 (US dollars in million)
Cash at banks and in hand	9,285	6,185	103.1
Short-term deposits	5,914	6,775	112.9
	15,199	12,960	216.0

Short-term deposits are made for periods of between one day and three months, depending on the immediate cash requirements of the Group, and earn interest at the respective short-term deposit rates.

18. Borrowings

Short-term borrowings represent borrowings with an original maturity of less than one year and current portion of long-term borrowings. Long-term borrowings represent borrowings with an original maturity of greater than one year. Maturity distribution is based on contractual maturities. Interest rates on floating-rate debt are linked to benchmark rates.

Short-term borrowings consist of:

As at March 31,	2013	2014	2014
	(Rs. in millions) (recast)	(Rs. in millions)	(US dollars in millions)
Banks and financial institutions	158,045	82,023	1367.1
Current portion of long-term borrowings	20,368	79,705	1,328.4
Short-term and current portion of long term borrowings	178,413	161,728	2,695.5
Weighted average interest rate on short-term borrowings	4.8%	7.8%	7.8%

Long-term borrowings consist of:

As at March 31,	2013	2014	2014
	(Rs. in million) (recast)	(Rs. in million)	(US dollars in million)
Banks and financial institutions	294,369	265,423	4,423.7
Non-convertible debentures	44,543	85,915	1,431.9
Convertible notes	33,790	40,791	679.8
Loans from related party	169,798	234,016	3,900.3
Other	906	935	15.6
Long-term borrowings	543,406	627,080	10,451.3
Less: Current portion of long-term borrowings	(20,368)	(79,705)	(1,328.4)
Long-term borrowings, net of current portion	523,038	547,375	9,122.9

Major borrowings are as follows:

Working capital loans

The Group has credit facilities from various banks for meeting working capital requirements, generally in the form of credit lines for establishing letters of credit, packing credit in foreign currency, or PCFC, cash credit, bank guarantees and bills discounting. Amounts outstanding under working capital loans as of March 31, 2013 and March 31, 2014 were Rs.22,329 million and Rs.14,461 million (\$241.02 million) respectively.

As at March 31, 2014, the working capital loan of Rs 14,461 million (\$241.02 million) comprises the following:-

(a) At BALCO, Rs 1,530 million (\$ 25.5 million) of a working capital loan and cash credit limit having weighted average interest on working capital loan and cash credit facility at 10.23%. This working capital facility is secured by hypothecation of BALCO's stock of raw materials, work-in-progress, semi-finished, finished products, consumable stores and spares, bills receivables, book debts and all other movables, both present and future. The charges rank pari passu among banks under the multiple banking arrangements, both for fund based and non fund based facilities.

(b) At Fujairah Gold FZC, a US Dollar denominated loan facility of Rs. 2,027 million (\$ 33.8 million) having interest rate based on the London Inter Bank Offer Rate or LIBOR, plus 135 basis points. This loan facility is secured against a comfort letter issued by SSL.

(c) At SSL, a US Dollar denominated Bill discounting facility of Rs 5,959 million (\$ 99.3 million). This is an unsecured facility at an average interest rate of LIBOR plus 50 basis points.

(d) At SSL, credit facilities from various banks for meeting working capital requirements in the form of credit lines for export packing credits and cash credit amounting to Rs 2,030 million (\$ 33.8 million). Out of the facility Rs 30 million (\$0.5 million) is carrying an interest rate of 12.50% is secured by way of hypothecation of entire stock of raw materials, semi-finished and finished goods, consumable stores and book debts. It is also backed by unconditional and irrevocable corporate guarantee of Vedanta Resources Plc. The balance Rs 2,000 million (\$ 33.3 million) is unsecured facility of export packing credit carrying an interest rate of 9.75%.

(e) At SSL, credit facility in form of Pre Shipment / Export Packing Credit and cash credit amounting to Rs 2,915 million (\$ 48.6 million) at LIBOR plus 110 - 128 basis points per annum. The said funding was availed to meet the working capital requirements of the company.

Foreign currency loans

In November 2008, BALCO obtained a US dollar denominated loan facility of \$ 25 million from DBS Bank Limited, arranged by its Mumbai Branch, to meet the capital expenditure requirement on projects. The rate of interest payable on this facility is six-month LIBOR plus 345 basis points. First installment of DBS ECB of US\$ 8.3 million has been paid on November 25, 2013 and the balance installments are payable in November 2014 and November 2015. This facility is secured by first pari passu charges on all movable fixed assets including plant and machinery related 1200 MW power project and 3.25 LTPA Smelter projects both present and future along with secured lenders. The amount outstanding under this facility as at March 31, 2013 and March 31, 2014 was \$ 25 million and \$ 16.7 million (Rs. 1,002 million), respectively.

In July 2011, BALCO entered into an agreement with SBI London for External Commercial Borrowing of \$ 200 Million to part finance for setting up a 3.25 LTPA Aluminium Smelter along with a Thermal Power Plant of 1200 MW at Korba. This facility is secured by first pari passu charges on all the fixed assets (excluding land) of the project, both present and future along with secured lenders. As at March 31, 2013 and March 31, 2014, the balance outstanding under this facility was \$195.8 million and \$ 198.3 million (Rs. 11,900 million), respectively. The interest rate on this facility is six-month LIBOR plus 260 basis points. This loan is repayable in three annual equal installments beginning August 2016, August 2017 and August 2018.

In October 2011 and January 2013 respectively, SSL had obtained and fully drawn down an External Commercial Borrowing loan from Axis Bank of \$ 500 million and \$ 44.6 million in two tranches at an interest rate of LIBOR plus 400 basis points for \$ 500.0 million and LIBOR plus 360 basis points for \$ 44.6 million. The ECB is repayable in three annual installments of \$ 200 million, \$ 200 million and \$ 100 million on April 21, 2015, April 21, 2016, April 21, 2017 respectively and \$ 44.6 million on July 2015. The ECB is secured by all present and future movable assets of Jharsuguda Aluminium including its movable plant and machinery, equipment, machinery, spare tools and accessories. This loan is also backed by guarantee from Vedanta Resources Plc. As at March 31, 2013 and March 31, 2014 the amount of outstanding balance is \$ 544.5 million and \$ 545.2 million (Rs 32,709 million).

In August 2008, SSL had also obtained an External Commercial Borrowing loan from ICICI Bank, Singapore for \$100 million at an interest rate of US\$LIBOR plus 240 basis points which has a negative lien undertaking on the assets of the Jharsuguda Aluminium, both present and future, excluding assets already charged in favour of ICICI bank and other lenders. The loan is repayable in August 2014. As at March 31, 2013 and March 31, 2014, the amount outstanding is \$ 24.8 million and \$24.8 million (Rs. 1,491 million) respectively.

Term loans

In January 2012, VGCB was sanctioned financial assistance in the form of a Rupee term loan (RTL) of Rs.4,640 million from Axis Bank for financing the capital expenditure required towards the development, establishment, construction, operation and maintenance of coal handling facilities and up gradation of general cargo berth at outer harbor of Visakhapatnam port. The current effective interest rate of RTL was at 11.25%, which was a floating rate of interest revised on the basis of Axis Bank Base Rate plus 1.25% and is repayable with in forty five unequal quarterly installments commencing on December 2014. This loan is secured by first pari passu floating charge on movable and immovable assets of VGCB (other than project site as defined in concessional agreement) and unconditional and irrevocable corporate guarantee from SSL. The charge on assets was governed by terms of concessional agreement between VGCB and Board of Trustees for Visakhapatnam Port. As at March 31, 2013, the outstanding amount under this facility was Rs 2,927 million (\$ 53.7 million). The same has been repaid during the year.

In September 2013, SSL had received a sanction of Rs 10,000 million loan from Axis Bank at an interest rate of 10.50% p.a. The loan is secured by way of mortgage and charge on all the immovable properties, both present and future, of Jharsuguda 2400 MW power plant and a second charge by way of hypothecation on all the movable fixed assets. The loan is repayable in September 2014. As on March 31, 2014 the outstanding amount under this facility is Rs 9,952 million (\$ 165.9 million).

In December 2013, SSL had received a sanction of Rs 4,000 million loan from Canara bank at an interest rate of 11.20% p.a. The loan is secured by way of mortgage and charge on all the immovable properties, both present and future, of Jharsuguda 2400 MW power plant and a second charge by way of hypothecation on all the movable fixed assets. As on March 31, 2014, the amount outstanding under this facility is Rs 3,990 million (\$ 66.5 million). The loan is repayable in 16 quarterly installments from the end of quarter ending March 2015 till December 2018.

In March 2014, SSL has taken a loan of Rs 18,000 million from Axis Bank at an interest rate of 10.50%. These loans are secured by a first charge by way of mortgage / hypothecation of movable / immovable of all present and future assets of Jharsuguda Aluminium. These loans are repayable as Rs 6,000 million (\$ 100.0 million) in February 2017, Rs 7,000 million (\$116.7 million) in February 2018 and Rs 5,000 million (\$83.3 million) in February 2019. As at March 31, 2014 the amount outstanding under this facility is Rs 17,801 million (\$296.7 million).

During the previous years, SSL has also taken from State Bank of India at an interest rate of 11.75%. These loans are secured by (i) first priority charge by way of hypothecation of all present and future unencumbered and encumbered movable fixed asset for the Alumina refinery expansion at Lanjigarh and smelter expansion Project at Jharsuguda (including but not limited to Plant and Machinery, Machinery Spares, tools and accessories, base stock funded by the Rupee Facility of the Project (ii) first charge by way of mortgage on all present and future immovable fixed asset (including leasehold land, if any) acquired or to be acquired for the project of Jharsuguda Aluminium (iii) first Charge on the debt service receivable account and all monies lying to the credit of such amount from time to time (iv) second charge on current assets of Jharsuguda Aluminium for the project (v) These term loans are also backed by a Corporate Guarantee from Vedanta Resources Plc. These loans are repayable as Rs 4961 million within one year, Rs 9,922 million within second year, Rs 62,012 million within third year to fifth year, Rs 18,480 million beyond fifth year. As at March 31, 2014 the amount outstanding under this facility is Rs 95,375 million (\$1,589.6 million)

In June 2013, TMHL has also taken a term loan of \$ 1,200 million from Standard Chartered Bank. The loan bears an interest rate of LIBOR plus 275 basis points and is due for repayment in four equal annual installments starting from June 2015. The facility is guaranteed by Vedanta Resources Plc. Further TEHL has pledged all the shares it holds in TMHL as security for this loan. As at March 31, 2014 the amount outstanding under this facility is \$ 1,191.5 million (Rs 71,490 million).

During the previous years and current year, TMHL has also taken Loan from Vedanta Resources Jersey II Limited amounting to \$ 3,900 million at an average interest rate of 7.90%. The said loan is repayable from May 2016 to May 2023. The outstanding balance as on March 31, 2013 & March 31, 2014 is \$ 3,321.0 million and \$ 3,893.8 million (Rs. 233,628 million) respectively.

Buyers' credit

SSL had utilised extended credit terms relating to purchases of property, plant and equipment for its projects. As of March 31, 2013, the balance outstanding under this facility was Rs.378 million (\$ 6.3 million). The outstanding loan as of March 31, 2013 was bearing interest rate at LIBOR plus 167 basis points. These are unsecured debts. These buyers credit have been paid during the year.

In June 2009, BALCO obtained onetime non-fund based limit of Rs. 6,250 million from Axis Bank for the purchase of capital goods for projects. The facility is secured by first pari passu charge on project moveable assets of BALCO (except borrowings in Indian currency i.e. BALCO can create charge on fixed assets for the domestic borrowings). As at March 31, 2013 and March 31, 2014 the amount outstanding under this facility was Rs.963 million and Rs.1,003 million (\$16.7 million) respectively. The interest rate on this facility is LIBOR plus 200 basis points. The said outstanding amount is repayable up to September 2014.

In January 2010, BALCO obtained a non-fund based limit of Rs. 6,000 million from ICICI Bank for the purpose of import of capital goods, and subsequently another limit of Rs.2,500 million in December 2010 and Rs. 7,500 million in October 2011 which is secured by exclusive charge on assets imported under the facility. As at March 31, 2013 and March 31, 2014 the amount outstanding under this facility was Rs 10,299 million and Rs 5,865 million (\$97.8 million) respectively. The interest rate on this facility is six-month LIBOR plus 170 basis points. The said outstanding amount is repayable on various dates from April 2014 to March 2015.

In May 2010, BALCO obtained buyers credit facility of \$ 50 million from DBS Bank Limited, Singapore for the import of capital goods for projects. The facility is secured by first pari passu charge on all movable fixed assets including plant and machinery related to 1200 MW power plant and 3.25 LTPA Smelter project, both present and future along with secured lenders. The interest rate on this facility is six-month LIBOR plus 175 basis points. The outstanding amount is repayable from May 2013 to June 2013. The balance outstanding under the facility as at March 31, 2013 was Rs. 442 million. The same has been repaid during the year.

In March 2012, VGCB has obtained a non-fund based limit of Rs.1,500 million from Axis Bank for the purpose of import of capital goods, which is secured by a first pari passu floating charge on movable & immovable assets and unconditional and irrevocable corporate guarantee from SSL. As at March 31, 2013 and March 31, 2014, the amount outstanding under this facility was Rs. 804 million and Rs 967 million (\$ 16.1 million). The interest rate on this facility is LIBOR plus 200 basis points. The said outstanding amount is repayable on various dates from October 2014 to May 2015.

In August 2010, TSPL obtained a non-fund based limit of Rs.10,000 million from ICICI Bank for the purpose of import of capital goods, which is secured by unconditional and irrevocable corporate guarantee from SSL and a first charge on a pari passu basis on all the movable assets of TSPL. As at March 31, 2013 and March 31, 2014, the balance outstanding under this facility was Rs. 9,400 million and Rs. 7,911 million (\$131.9 million) respectively. The interest rate on this facility is LIBOR plus 192 basis points. The said outstanding amount is repayable from April 2014 to September 2014.

In November 2011, TSPL obtained a non-fund based limit of Rs.5,000 million from State Bank of India for the purpose of import of capital goods, which is secured by unconditional and irrevocable corporate guarantee from SSL. As at March 31, 2013 and March 31, 2014 the balance outstanding under this facility was Rs. 5,285 million and Rs.5,834 million (\$ 97.2 million) respectively. The interest rate on this facility is LIBOR plus 173 basis points. The said outstanding amount is repayable from May 2014 to September 2014.

In January 2012, TSPL obtained a non-fund based limit of Rs.5,000 million from Axis Bank for the purpose of import of capital goods, which is secured by unconditional and irrevocable corporate guarantee from SSL and a sub servient charge on all the movable assets of TSPL. As at March 31, 2013 and March 31, 2014, the balance

outstanding under this facility was Rs. 5,144 million and Rs 5,684 million (\$94.7 million) respectively. The interest rate on this facility is LIBOR plus 190 basis points. The outstanding amount is repayable from April 2014 to September 2014.

In July 2012, TSPL obtained a non-fund based limit of Rs.3,900 million from Punjab National Bank for the purpose of import of capital goods, which is secured by unconditional and irrevocable corporate guarantee from SSL. As of March 31, 2013 and March 31, 2014, the outstanding amount under this facility was Rs 3,560 million and Rs 3,655 million (\$ 60.9 million). The interest rate on this facility is LIBOR plus 85 basis points. The said outstanding amount repayable from June 2014 to July 2014, has been rolled over to December 2014 and January 2015.

In March 2014, TSPL obtained a non-fund based limit of Rs.5,000 million from ICICI Bank for the purpose of import of capital goods, which is secured by unconditional and irrevocable corporate guarantee from SSL and a first charge on a pari passu basis on all the movable assets of TSPL. As of March 31, 2014, the amount outstanding is Rs 595 million (\$9.9 million). The interest rate on this facility is LIBOR plus 38 basis points. The said outstanding amount is repayable in March 2015.

In July 2013, TSPL obtained a non-fund based limit of Rs. 2,500 million from Yes Bank for the purpose of import of capital goods, which is secured by unconditional and irrevocable corporate guarantee from SSL. As of March 31, 2014, the outstanding amount under this facility was Rs. 2,292 million (\$ 38.2 million). The interest rate on this facility is LIBOR plus 74 basis points. The said outstanding amount is repayable from June 2014 to Dec 2014.

In Oct 2013, TSPL obtained a non-fund based limit of Rs. 2,500 million from Yes Bank for the purpose of import of capital goods, which is secured by unconditional and irrevocable corporate guarantee from SSL and a sub servient charge on all the movable assets of TSPL. As of March 31, 2014, the outstanding amount under this facility was Rs 2,293 million (\$38.2 million). The interest rate on this facility is LIBOR plus 76 basis points. The said outstanding amount is repayable from Oct 2014 to Nov 2014.

In Dec 2013, TSPL obtained a non-fund based limit of Rs. 2,000 million from IndusInd Bank for the purpose of import of capital goods, which is secured by unconditional and irrevocable corporate guarantee from SSL. As of March 31, 2014, the outstanding amount under this facility was Rs. 614 million (\$ 10.2 million). The interest rate on this facility is LIBOR plus 85 basis points. The said outstanding amount is repayable in Dec 2014.

SSL had credit terms relating to purchases of property, plant and equipment amounting to Rs. 9,045 million and Rs. 1,320 million (\$ 22.0 million) as at March 31, 2013 and March 31, 2014, respectively. These loans bear average interest at LIBOR plus 200 basis points. These are secured by all of the fixed assets of Jharsuguda Aluminium, immovable or movable, present and future, on a pari passu basis with other term lenders and with priority over other creditors. Project buyers' credit have an average maturity of August 2014.

Non-convertible debentures (NCDs)

In October 2008, SSL issued NCDs of Rs 4,000 million to the Life Insurance Corporation of India at an interest rate of 11.50% and secured by first pari passu charge in favour of Debenture Trustees on the immovable properties situated at Mauje Ishwarpura, Taluka Kadi, District Mehsana, Gujarat and in the District of Kalahandi, Odisha. These NCDs are further secured by first pari passu charge over the fixed assets of Jharsuguda Aluminium pertaining to IMTPA Lanjigarh Alumina Refinery. These NCDs are redeemable in three equal installments payable at October 22, 2015, October 22, 2014 and October 22, 2013 respectively. The first installment is already been paid in November 22, 2013. As on March 31, 2013 and March 31, 2014, the amount outstanding under this facility is Rs. 4,000 million and Rs. 2,667 million (\$ 44.5 million).

In October, November and December 2012, SSL had issued NCDs for an aggregate amount of Rs 20,000 million. Out of these, Rs 10,000 million NCDs were issued at a coupon rate of 9.40% p.a., while another Rs 10,000 million NCDs have been issued at a coupon rate of 9.24% p.a. These NCDs are secured by way of mortgage on the immovable property of the Company situated at Sanaswadi in the State of Maharashtra and also by way of hypothecation on the movable fixed assets of Jharsuguda 2400 MW Power plant with a security cover of 1.25 times on the face value of outstanding NCDs at all time during the currency of NCDs. These NCDs are redeemable in tranches of Rs 5,000 million each on December 20, 2022, December 6, 2022, November 27, 2022 and October 25, 2022. In respect of all the four tranches of NCDs, the debenture holders and the Company have put and call option respectively at the end of the 5 years from the respective date of the allotment of the NCDs. As on March 31, 2013 and March 31, 2014 the outstanding amount under this facility is Rs 19,939 million and Rs 19,949 million (\$ 332.5 million)

In April 2013, SSL had issued NCDs for an aggregate amount of Rs 25,000 million with an interest rate of 9.10% per annum. These NCDs are secured by way of mortgage on the immovable property of the Company situated at Tuticorin in the State of Tamilnadu and also by way of first ranking pari passu charge over the tangible and intangible movable fixed assets, both present and future of Jharsuguda 2,400 MW power plant with a security cover of 1.25 times on the face value of outstanding NCDs at all times during the tenure of the NCD. These NCDs are redeemable on April 5, 2023. The debenture holders of these NCDs and the Company have put and call option at the end of the 5 years from the respective date of the allotment of the NCDs. As on March 31, 2014 the amount outstanding under this facility is 24,966 million (\$416.1 million).

In July 2013, SSL had issued NCDs for an aggregate amount of Rs 12,000 million in two tranches of Rs 7,500 million and Rs 4,500 million, with an interest rate of 9.17% per annum. These NCDs are secured by way of mortgage on the immovable property of the Company situated at Tuticorin in the state of Tamilnadu and also by way of first pari passu charge over the movable fixed assets of Lanjigarh refinery expansion project including 210 MW power plant project, with a security cover of 1.25 times on the face value of outstanding NCDs at all times during the tenure of the NCD. These NCDs are redeemable on July 4, 2023 for Rs 7,500 million and on July 5, 2023 for Rs 4,500 million. The debenture holders of these NCDs and the Company have put and call option at the end of the 5 years from the respective date of the allotment of the NCDs. As on March 31, 2014 the amount outstanding under this facility is Rs 11,978 million (\$199.6 million)

In November 2008, BALCO issued Rs. 5,000 million in Indian Rupee denominated NCDs to Life Incorporation of India. The debentures are repayable in three equal yearly installments beginning in November 2013. The first installment is already repaid in November 2013. The applicable interest rate is 12.25% per annum. The debentures are secured and have a pari passu charge on BALCO's movable and immovable properties tangible or intangible assets, other than BALCO's current assets to the extent of 1.33 times the issued amount of the debentures. As of March 31, 2013 and March 31, 2014 the outstanding balance was Rs. 5,000 million and Rs. 3,333 million (\$ 55.6 million) respectively.

In May 2013, BALCO had issued NCDs of Rs 5,000 Million to Kotak Mahindra Bank and Axis Bank Limited. The debentures are repayable in two equal installments in November 2015 and May 2016. The applicable interest rate is 8.59% per annum. The debentures are secured and have a first pari passu charge over fixed assets of BALCO with minimum security cover of 1.10 times. As of March 31, 2014 the outstanding balance was Rs. 4,995 million (\$ 83.3 million).

In December 2010 and January 2011, TSPL has issued NCDs of Rs. 15,000 million to ICICI Bank at a rate of 9.8% per annum. The first tranche of Rs. 7,500 million was issued in December 2010 and second tranche for the balance amount was issued in January 2011. The NCDs are secured by first pari passu charge on the assets of TSPL both present and future, with a minimum asset cover of 1.25 times during the tenure of the NCDs (including the debt service reserve account) and unconditional and irrevocable corporate guarantee by SILL. NCDs have tenure of 13 years from the respective date of allotment, repayable in twelve equal quarterly installments after 10 years of allotment. As of March 31, 2013 and March 31, 2014, the amount outstanding was Rs. 15,004 million and Rs.15,027 million (\$ 250.5 million) respectively.

In May 2013, VGCB issued NCDs to IDFC Bank of Rs 3,000 million at an interest rate of 9% per annum. These NCDs are redeemable on May 6, 2016, and also carry a put and call option exercisable at the end of 2nd year, May 6, 2015. The NCDs are secured 1.1 times of the face value of outstanding debentures, by way of charge on the fixed assets of the VGCB. As of March 31, 2014 the amount outstanding was Rs. 3,000 million (\$ 50.0 million).

Commercial papers

During the year, SSL has issued commercial papers to various asset management companies for funding project payables. As of March 31, 2013 and March 31, 2014 the outstanding amount was Rs. 500 million and Rs 32,014 million (\$ 533.6 million) bearing coupon rate ranging between of 9.70% to 10.26%. These were issued for short duration and are due for repayment within one year starting from April 2014 to October 2014. Out of the outstanding balance Rs 8,850 million has been repaid till June 2014.

During the year, BALCO has issued commercial papers to various asset management companies for funding project loan repayment and operational payables. As of March 31, 2014 outstanding balance was Rs. 11,080 million (\$ 184.7 million) bearing average coupon rate of 10.08%. These were issued for a short duration and are repaid in April 14 and May 14.

During the year, TSPL has issued commercial papers to various asset management companies for funding project payables, which is secured by unconditional and irrevocable corporate guarantee from SSL. As of March 31, 2014 outstanding balance was Rs. 6,263 million (104.4 million) bearing coupon rate ranging between 9.75% to 10.40%. These were issued for a shorter duration and are repaid in April 2014 and June 2014.

Convertible notes

Convertible Senior Notes or Convertible Notes, due 2014

On October 29, 2009, SSL (erstwhile Sterlite Industries India Limited) raised \$ 500 million by issue of 4.0% Convertible Notes of \$ 1,000 each (the "Convertible Notes"). Subject to certain exceptions, the note holders have an option to convert these Convertible Notes into ADSs (each ADS now represents four equity shares. Prior to the bonus issue and the share split of the equity shares of the Company on June 25, 2010, each ADS represented one equity share) at any time prior to business day immediately preceding the maturity date at a conversion rate of 42.8688 ADSs per \$ 1,000 principal amount of notes which is equal to a conversion price of approximately \$ 23.33 per ADS. Upon effectiveness of the scheme of Amalgamation and Arrangement, conversion rate has been changed to \$ 25.7213 ADSs per \$1,000 principal amount of notes which is equal to a conversion price of approximately \$38.88 per ADS. Further, at any time after November 4, 2012, SSL has a right to redeem in whole or parts of the Convertible Notes, subject to meeting certain conditions. The amount which SSL is required to pay contractually on October 30, 2014 is \$ 500 million, unless previously converted, redeemed or purchased and cancelled. The amount outstanding as on March 31, 2013 and March 31, 2014 is Rs 24,081 million and Rs 28,710 (\$ 478.5 million).

5% Convertible Bonds of \$ 100,000 each amounting to US\$ 500 million issued by SSL (erstwhile Sesa Goa Limited) in Financial Year 2009-10. The bondholders have an option to convert these FCCBs into shares, at a conversion price of Rs 346.88 per share and at a fixed rate of exchange on conversion of Rs 48.00 per US\$ 1.00 at

any time on or after December 9, 2009. The conversion price is subject to adjustment in certain circumstances. The FCCBs may be redeemed in whole, but not in part, on or after October 30, 2012, subject to certain conditions. Unless previously converted, redeemed or repurchased and cancelled, the FCCBs fall due for redemption on October 31, 2014 at par. The amount which SSL is required to pay contractually on October 31, 2014 is \$ 216.8 million, unless previously converted, redeemed or purchased and cancelled. Up to March 31, 2014, 2,832 FCCB's have been converted into 39,188,159 equity shares. The amount outstanding as on March 31, 2013 and March 31, 2014 is Rs 9,709 million and Rs 12,081 million (\$ 201.4 million).

The conversion option amounting to Rs. 61 million and Rs. NIL million and un-amortised borrowing costs amounting to Rs. 119 million and Rs.42 million (\$ 0.7 million) as of March 31, 2013 and March 31, 2014 respectively, are included along with the notes in consolidated statements of financial position

19. Acceptances

Acceptances consist of:

	As at March 31,		
	2013	2014	2014
	(Rs. in millions) (recast)	(Rs. in millions)	(US dollars in millions)
Payable under trade financing arrangements	79,486	90,718	1,512.0
	79,486	90,718	1,512.0

Acceptances comprise of credit availed from financial institutions for payment to suppliers for raw materials purchased by the Group. The arrangements are interest-bearing and are payable within one year. The fair value of acceptances is not materially different from the carrying values presented.

20. Trade and other payables

Trade and other payables consist of:

	As at March 31,		
	2013	2014	2014
	(Rs. in millions) (recast)	(Rs. in millions)	(US dollars in millions)
Trade payables	71,744	84,025	1,400.5
Advances from customers	2,506	3,408	56.8
Amount due to related parties	18,701	27,024	450.4
Creditors for capital expenditure	33,645	35,129	585.5
Security deposit and retentions	12,612	10,362	172.7
Payable on ASARCO claim [Refer Note 30(c)(i)]	4,501	4,973	82.8
Other payables	13,485	16,740	279.0
	157,194	181,661	3,027.7

Trade payables are non-interest bearing and are normally settled within 1 day to 180 days terms. The fair value of trade and other payables is not materially different from the carrying values presented. Other payables include statutory dues and other.

21. Provisions

	Restoration, rehabilitation and environmental (a) (Rs. in million)	Other (b) (Rs. in million)	Total (Rs. in million)
As at April 1, 2012 (recast)	11,198	2,948	14,146
Additions	1,383	412	1,795
Disposals	—	(299)	(299)
Unwinding of discount	717	—	717
Exchange differences	23	(20)	3
As at March 31, 2013 (recast)	13,321	3,041	16,362
Classification as at March 31, 2013 (recast)			
Current	—	792	792
Non-current	13,321	2,249	15,570
	13,321	3,041	16,362

	Restoration, rehabilitation and environmental (a) (Rs. in million)	Other (b) (Rs. in million)	Total (Rs. in million)	Total (US dollars in million)
As at April 1, 2013 (recast)	13,321	3,041	16,362	272.7
Additions	224	154	378	6.3
Disposal	—	(126)	(126)	(2.1)
Unwinding of discount and effect of changes in discount rate	213	—	213	3.6
Exchange differences	897	463	1,360	22.7
As at March 31, 2014	14,655	3,532	18,187	303.2
Classification as at March 31, 2014				
Current	358	768	1,126	18.8
Non-current	14,297	2,764	17,061	284.4
	14,655	3,532	18,187	303.2

(a) Restoration, rehabilitation and environmental

The provision for restoration, rehabilitation, decommissioning and environmental represents the Group's best estimate of the costs which will be incurred in the future to meet the obligations under the laws of the land, the terms referred to in the Group's mining and other licenses and contractual arrangements. Within India, the principal restoration, rehabilitation and environmental provisions are recorded within Cairn where a legal obligation exists relating to oil and gas fields where costs are expected to be incurred in restoring the site of production facility at the end of producing life of oil fields. These amounts become payable upon closure of the mines or oil and gas fields and are expected to be incurred over a period of 1 to 26 years.

(b) Other

Other provisions comprise the Group's best estimate of the costs based on the possibility of occurrence in the future to settle certain legal, tax and other claims outstanding against the Group. The timing of cash flows in respect of such provisions cannot be reasonably determined.

This also includes one onerous contract related to redundancy cost at Lisheen. The provision for redundancy cost becomes payable to employees on their termination of employment on or before the mine closure.

22. Other non-current liabilities

Non-current liabilities consist of:

	As at March 31,		
	2013	2014	2014
	(Rs. in millions)	(Rs. in millions)	(US dollars in millions)
	(recast)		
Security deposits and retentions	13,180	12,314	205.2
Others	—	262	4.4
	13,180	12,576	209.6

23. Employee benefits

The Group participates in defined contribution and benefit schemes, the assets of which are held (where funded) in separately administered funds.

For defined contribution schemes the amount charged to the consolidated statements of profit or loss is the total of contributions payable in the year.

For defined benefit pension schemes, the cost of providing benefits under the plans is determined by actuarial valuation separately each year for each plan using the projected unit credit method by independent qualified actuaries as at the year end. Actuarial gains and losses arising in the year are recognized in full in the consolidated statements of profit or loss of that year.

Defined contribution plans

The Group contributed a total of Rs 1,116 million, Rs 1,159 million, Rs 1,499 million (\$25.0 million) for the years ended March 31, 2012, 2013 and 2014 respectively, to the following defined contribution plans.

Central provident fund

In accordance with the Indian Provident Fund Act, employees are entitled to receive benefits under the Provident Fund. Both the employee and the employer make monthly contributions to the plan at a predetermined rate (12.0% for 2014) of an employee's basic salary. All employees have an option to make additional voluntary contributions. These contributions are made to the fund administered and managed by the Government of India (GOI) or to independently managed and approved funds. The Group has no further obligations under the fund managed by the GOI beyond its monthly contributions which are charged to the consolidated statements of profit or loss in the period they are incurred. Where the contributions are made to independently managed and approved funds, shortfall in actual return, if any, from the return guaranteed by the State are made by the employer. There is no such shortfall in the actual return for independently managed funds for the years ended March 31, 2013 and 2014. The benefits are paid to employees on their retirement or resignation from the Group.

Superannuation

Superannuation, another pension scheme applicable in India, is applicable only to senior executives. SSL and each relevant Indian subsidiary holds a policy with Life Insurance Corporation of India ("LIC"), to which each of these entities contributes a fixed amount relating to superannuation and the pension annuity is met by LIC as required, taking into consideration the contributions made. The Group has no further obligations under the scheme beyond its monthly contributions which are charged to the consolidated statements of profit or loss in the period they are incurred.

Australian pension scheme

The Group also participates in defined contribution superannuation schemes in Australia. The contribution of a proportion of an employee's salary in a superannuation fund is a legal requirement in Australia. The employer contributes, into the employee's fund of choice, 9.25% of an employee's gross remuneration where the employee is covered by an industrial agreement and 12.25% of the basic remuneration for all other employees. All employees have the option to make additional voluntary contributions. The Group has no further obligations under the scheme beyond its monthly contributions which are charged to the consolidated statements of profit or loss in the period they are incurred.

Skorpion Zinc Provident Fund, Namibia

The Skorpion Zinc Provident Fund is a defined contribution fund and is compulsory to all full time employees under the age of 60. The Group contribution to the fund is a fixed percentage of 8% per month of pensionable salary, whilst the employee contributes 7% with the option of making additional contributions, over and above the normal contribution, up to a maximum of 12%.

The Fund provides disability cover which is equal to the member's fund credit and a death cover of 2 times annual salary in the event of death before retirement.

Black Mountain (Pty) Limited, South Africa Pension & Provident Funds

BMM has two retirement funds, both administered by Alexander Forbes, a registered financial service provider. Both funds form part of the Alexander Forbes umbrella fund and are defined contribution funds. The purpose of the funds is to provide retirement and death benefits to all eligible employees. Both the fund plans are defined contribution schemes for its employees and amount of contribution paid or payable during the year charged to profit or loss. Group contributes at a fixed percentage of 10.5% for up to supervisor grade and 15% for others.

Lisheen Mine, Ireland Pension Funds

Lisheen participates in a defined contribution pension scheme for all employees. The plan requires Lisheen to contribute 5% of annual basic salary of the employee and the employee is required to also contribute 5% of their annual basic salary. Under the terms of the executive scheme a contribution of 15% each is made by Lisheen and by the individual. Employees may also make additional voluntary contributions subject to certain limits. The Lisheen's contribution will continue until an employee terminates employment or reaches the retirement age of 65, whichever happens first.

Defined benefit plans*Post Retirement Medical Benefits:*

The Group has a scheme of post retirement medical benefits for employees at BMM. Based on an actuarial valuation conducted as at year end, a provision is recognised in full for the benefit obligation. The scheme is unfunded. The obligation relating to post retirement medical benefits at BMM were Rs. 339 million and Rs.324 million (\$ 5.4 million) as at March 31, 2013 and 2014 respectively. The obligation under this plan is unfunded. The Group considers these amounts as not material and accordingly has not provided further disclosures as required by IAS 19 (Revised 2011) "Employee benefits".

Gratuity plan

In accordance with the Payment of Gratuity Act of 1972, SSL and its Indian subsidiaries contribute to a defined benefit plan (the "Gratuity Plan") covering certain categories of employees. The Gratuity Plan provides a lump sum payment to vested employees at retirement, disability or termination of employment being an amount based on the respective employee's last drawn salary and the number of years of employment with the Group.

Based on actuarial valuations conducted as at year end, a provision is recognised in full for the benefit obligation over and above the funds held in the Gratuity plan. In case where there is no Gratuity plan, full provision is recognised in the consolidated statements of financial position.

Principal actuarial assumptions.

Principal actuarial assumptions used to determine the present value of the defined benefit obligation are as follows:

	Year ended March 31, 2012 (recast)	Year ended March 31, 2013 (recast)	Year ended March 31, 2014
Discount rate	8% - 9%	8%	9% - 9.1%
Expected rate of increase in compensation level of covered employees	3% - 10.0%	3% - 12.0%	3% - 12.0%

In India, the mortality tables used, assume that a person aged 60 at the end of the balance sheet date has a future life expectancy of 19 years.

Assumptions regarding mortality for Indian entities are based on mortality tables of 'Indian Assured Lives Mortality (2006-2008)' published by the Institute of Actuaries of India.

Amount recognised in the consolidated statements of financial position consists of:

	Year ended March 31, 2012 (Rs. in million) (recast)	Year ended March 31, 2013 (Rs. in million) (recast)	Year ended March 31, 2014 (Rs. in million)	Year ended March 31, 2014 (US dollars in million)
Fair value of plan assets	2,417	2,521	2,754	45.9
Present value of defined benefit obligations	(3,983)	(4,352)	(4,439)	(74.0)
Net liability arising from defined benefit obligation	(1,566)	(1,831)	(1,685)	(28.1)

Amounts recognised in consolidated statements of profit or loss in respect of defined benefit pension schemes are as follows:

	Year ended March 31, 2012 (Rs. in million) (recast)	Year ended March 31, 2013 (Rs. in million) (recast)	Year ended March 31, 2014 (Rs. in million)	Year ended March 31, 2014 (US dollars in million)
Current service cost	194	251	260	4.3
Net interest cost	137	130	138	2.3
Total charge to consolidated statement of profit or loss	331	381	398	6.6

Amounts recognised in the consolidated statements of comprehensive income in respect of defined benefit pension scheme are as follows:

	Year ended March 31, 2012 (Rs. in million) (recast)	Year ended March 31, 2013 (Rs. in million) (recast)	Year ended March 31, 2014 (Rs. in million)	Year ended March 31, 2014 (US dollars in million)
Remeasurements on the net defined benefit obligation:-				
Actuarial (gains) / losses arising from changes in demographic assumptions	—	—	(7)	(0.1)
Actuarial (gains) / losses arising from changes in financial assumptions	(11)	26	(260)	(4.4)
Actuarial (gains) / losses arising from experience adjustments	288	351	412	6.9
Return on plan assets (excluding amounts included in net interest cost)	(56)	(31)	(47)	(0.8)
Remeasurement of the net defined benefit liability (asset)	221	346	98	1.6

The movement during the year ended March 31, 2014 in the present value of the defined benefit obligation was as follows:

	Year ended March 31, 2012 (Rs. in million) (recast)	Year ended March 31, 2013 (Rs. in million) (recast)	Year ended March 31, 2014 (Rs. in million)	Year ended March 31, 2014 (US dollars in million)
As at April 1,	(3,434)	(3,983)	(4,352)	(72.5)
At acquisition	(245)	—	—	—
Current service cost	(194)	(251)	(260)	(4.3)
Benefits paid	443	581	666	11.0
Interest cost of scheme liabilities	(276)	(322)	(348)	(5.8)
Actuarial gains / (losses) arising from changes in demographic assumptions	—	—	7	0.1
Actuarial gains / (losses) arising from changes in financial assumptions	11	(26)	260	4.4
Actuarial gains / (losses) arising from experience adjustments	(288)	(351)	(412)	(6.9)
As at March 31,	(3,983)	(4,352)	(4,439)	(74.0)

The movement during the year ended March 31, 2014 in the fair value of plan assets was as follows:

	Year ended March 31, 2012 (Rs. in million) (recast)	Year ended March 31, 2013 (Rs. in million) (recast)	Year ended March 31, 2014 (Rs. in million)	Year ended March 31, 2014 (US dollars in million)
As at April 1,	1,735	2,417	2,521	42.0
At acquisition	169	—	—	—
Contributions received	692	375	535	8.9
Benefits paid	(374)	(494)	(559)	(9.3)
Remeasurement gains / (losses) arising from return on plan asset (excluding amounts included in net interest cost)	56	31	47	0.8
Interest income	139	192	210	3.5
As at March 31,	2,417	2,521	2,754	45.9

% allocation of plan assets Assets by category	LIC		ICICI	
	As at March 31 2013	2014	As at March 31 2013	2014
Government securities	43.4	46.6	—	—
Debentures/bonds	42.8	34.6	9.0	9.0
Equity instruments	5.2	4.6	6.0	6.0
Fixed Deposits	8.4	14.2	25.0	25.0
Money market instruments	0.2	0.0	60.0	60.0
	100.0	100.0	100.0	100.0

The actual return on plan assets was Rs 195 million, Rs 223 million and Rs 257 million (\$4.3 million) for the years ended March 31, 2012, 2013 and 2014 respectively.

The weighted average duration of the defined benefit obligation is 11.68 years, 11.27 years and 11.50 years for the years ended March 31, 2012, 2013 and 2014 respectively.

The Group expects to contribute Rs 274 million (\$ 4.6 million) to the funded defined benefit plans in fiscal 2015.

Sensitivity analysis

Below is the sensitivity analysis determined for significant actuarial assumptions for the determination of defined benefit obligations and based on reasonably possible changes of the respective assumptions occurring at the reporting period while holding all other assumptions constant.

	Increase / (Decrease) in defined benefit obligation Rs million
Discount rate	
Increase by 0.50 %	(2.0)
Decrease by 0.50%	2.2
Expected rate of increase in compensation level of covered employees	
Increase by 0.50 %	2.1
Decrease by 0.50%	(2.0)

The above sensitivity analysis may not be representative of the actual benefit obligation as it is unlikely that the change in assumptions would occur in isolation of one another as some of the assumptions may be correlated.

Furthermore, in presenting the above sensitivity analysis, the present value of defined benefit obligation has been calculated using the projected unit credit method at the end of reporting period, which is the same as that applied in calculating the defined obligation liability recognised in the statement of financial position.

Risk analysis

Group is exposed to a number of risks in the defined benefit plans. Most significant risks pertaining to defined benefits plans and management estimation of the impact of these risks are as follows:

Investment risk

Most of the Indian defined benefit plans are funded with Life Insurance Corporation of India. Group does not have any liberty to manage the fund provided to Life Insurance Corporation of India.

The present value of the defined benefit plan liability is calculated using a discount rate determined by reference to Government of India bonds for Group's Indian operations. If the return on plan asset is below this rate, it will create a plan deficit.

Interest risk

A decrease in the interest rate on plan assets will increase the plan liability.

Longevity risk/ Life expectancy

The present value of the defined benefit plan liability is calculated by reference to the best estimate of the mortality of plan participants both during and at the end of the employment. An increase in the life expectancy of the plan participants will increase the plan liability.

Salary growth risk

The present value of the defined benefit plan liability is calculated by reference to the future salaries of plan participants. An increase in the salary of the plan participants will increase the plan liability.

24. Financial instruments

This section gives an overview of the significance of financial instruments for the Group and provides additional information on the consolidated statements of financial position. Details of significant accounting policies, including the criteria for recognition, the basis of measurement and the basis on which income and expenses are recognised, in respect of each class of financial asset, financial liability and equity instrument are disclosed in Note 2 and Note 3.

Financial assets and liabilities:

The following tables present the carrying value and fair value of each category of financial assets and liabilities as at March 31, 2013 and 2014.

As at March 31, 2013 (recast)

	(Rs. in million)						
	Cash	Held for trading	Loans and receivables	Available-for-sale financial assets	Derivatives used for hedging	Total carrying value	Total fair value
Financial assets							
<i>Financial assets investments</i>							
— at fair value	—	—	—	1,212	—	1,212	1,212
Other non-current assets	—	—	7,415	—	—	7,415	6,638
Trade and other receivables	—	—	108,326	—	—	108,326	108,326
<i>Short term investments</i>							
—Bank deposits	—	—	149,947	—	—	149,947	149,947
—Other investments	—	258,224	—	—	—	258,224	258,224
Derivative financial assets	—	—	—	—	1,057	1,057	1,057
Cash and cash equivalents including restricted cash	15,905	—	—	—	—	15,905	15,905
	15,905	258,224	265,688	1,212	1,057	542,086	541,309

The consolidated statements of financial position and Note 14 “Trade and other receivables” include balances with government authorities of Rs. 8,107 million, prepayments of Rs. 2,150 million, advance for supplies of Rs. 9,536 million and claims and other receivables of Rs. 3,408 million which are not financial assets and hence have been excluded from the above table.

The consolidated statements of financial position and Note 12 “Other non-current assets” include balances with government authorities of Rs. 3,106 million which are not financial assets and hence have been excluded from the above table.

As at March 31, 2013 (recast)

Financial liabilities	(Rs. in million)				
	Derivatives not used for hedging	Derivatives used for hedging	Amortised cost	Total carrying value	Total fair value
<i>Borrowings</i>					
—Short-term	—	—	178,413	178,413	178,413
—Long term (other than convertible notes)	—	—	489,248	489,248	497,681
—Convertible notes	—	61	33,729	33,790	38,616
Acceptances	—	—	79,486	79,486	79,486
Trade and other payables	—	—	146,375	146,375	146,375
Derivative financial liabilities	—	3,687	—	3,687	3,687
Total	61	3,687	927,251	930,999	944,258

The consolidated statements of financial position and Note 20 “Trade and other payables” include advances from customers of Rs. 2,506 million and other payables which includes balances due to government authorities of Rs. 3,392 million, other employees benefits of Rs. 3,496 million, liability towards compensation ordered by Supreme Court of Rs. 1,000 million and other payables of Rs. 425 million which are not financial liabilities and hence have been excluded from above table.

As at March 31, 2014:

	(Rs. in million)						(US dollar in million)	
	Cash	Held for trading	Loans and receivables	Available for sale financial assets	Derivatives used for hedging	Total carrying value	Total fair value	Total fair value
Financial assets								
<i>Financial assets investments</i>								
— at fair value	—	—	—	111	—	111	111	1.9
Other non—current assets	—	—	8,339	—	—	8,339	8,293	139.0
Trade and other receivable	—	—	76,717	—	—	76,717	76,717	1,278.6
<i>Short term investments</i>								
—Bank deposits	—	—	115,339	—	—	115,339	115,339	1,922.3
—Other investments	—	402,676	—	—	—	402,676	402,676	6,711.3
Derivative financial assets	—	—	—	—	3,235	3,235	3,235	53.9
Cash and cash equivalents								
including restricted cash	15,423	—	—	—	—	15,423	15,423	257.1
Total	15,423	402,676	200,395	111	3,235	621,840	621,794	10,363.3

The consolidated statements of financial position and Note 14 “Trade and other receivables” include balances with government authorities of Rs. 6,360 million (\$ 106.0 million), prepayments of Rs. 1,380 million (\$ 23.0 million), advance for supplies of Rs. 6,957 million (\$ 116.0 million) and claims and other receivables of Rs. 5,001 million (\$ 83.3 million) which are not financial assets and hence have been excluded from the above table.

The consolidated statements of financial position and Note 12 “Other non-current assets” include balances with government authorities of Rs. 4,114 million (\$ 68.6 million) and claims and other receivables of Rs. 362 million (\$ 6.1 million) which are not financial assets and hence have been excluded from the above table.

As at March 31, 2014:

	(Rs. in million)			(US dollars in million)		
	Derivatives used for hedging	Amortised cost	Total carrying value	Total fair value	Total carrying value	Total fair value
Financial liabilities						
<i>Borrowings</i>						
—Short term (other than convertible notes)	—	120,937	120,937	120,937	2,015.6	2,015.6
—Long term	—	547,375	547,375	545,219	9,122.9	9,087.0
—Convertible notes	—	40,791	40,791	43,281	679.9	721.3
Acceptances	—	90,718	90,718	90,718	1,512.0	1,512.0
Trade and other payables	—	167,721	167,721	167,721	2,795.3	2,795.3
Derivative financial liabilities	9,195	—	9,195	9,195	153.2	153.2
Total	9,195	967,542	976,737	977,071	16,278.9	16,284.4

The consolidated statements of financial position and Note 20 “Trade and other payables” include advances from customers of Rs. 3,408 million (\$ 56.8 million) and other payables which includes balances due to government authorities of Rs. 3,646 million (\$ 60.8 million), other employees benefits of Rs. 2,991 million (\$ 49.9 million) and security deposits and other payables of Rs. 3,895 million (\$ 64.9 million) which are not financial liabilities and hence have been excluded from the above table.

Fair value hierarchy

The Group uses the following hierarchy for determining and disclosing the fair value of financial instruments by valuation technique:

Level 1: quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets or liabilities

Level 2: inputs other than quoted prices included within Level 1 that are observable for the asset or liability, either directly (i.e. as prices) or indirectly (i.e. derived from prices)

Level 3: inputs for the asset or liability that are not based on observable market data (unobservable inputs)

Adoption of IFRS 13: Fair Value Measurement, has resulted in some minor changes to the method of valuation of financial derivatives instruments during the period. The credit risk arising from the non performance by counterparties i.e. credit value adjustment ('CVA') and debit value adjustment ('DVA') of their contractual financial obligations have been adjusted in fair value of financial derivatives. The net impact of CVA/DVA adjustment has resulted in gain of Rs. 101 million during the year ended 31 March 2014. Changes in the fair value of the financial derivative instruments attributable to the change in the credit risk, resulted in a decrease in the fair value of such instruments Rs. 101 million during the year ended 31 March 2014.

The below tables summarise the categories of financial assets and liabilities as at March 31, 2013 and 2014 measured at fair value:

As at March 31, 2013 (recast)	(Level 1)	(Level 2)	(Level 3)
	(Rs. in millions)	(Rs. in millions)	(Rs. in millions)
Financial assets			
<i>At fair value through profit or loss</i>			
— Held for trading	258,224	—	—
— Derivative financial assets			
— Commodity contracts	925	—	—
— Forward foreign currency contracts	—	132	—
<i>Available-for-sale investments</i>			
— Financial asset investments held at fair value	112	—	1,100
	<u>259,261</u>	<u>132</u>	<u>1,100</u>
Financial liabilities			
<i>At fair value through profit or loss</i>			
— Derivative financial liabilities			
— Currency swap	—	654	—
— Interest rate swap	—	1,282	—
— Forward foreign currency contracts	—	1,569	—
— Forward foreign current contracts (Net investment in foreign operation)	—	182	—
— Embedded derivative on convertible notes	—	—	61
	<u>—</u>	<u>3,687</u>	<u>61</u>
As at March 31, 2014	(Level 1)	(Level 2)	(Level 3)
	(Rs. in millions)	(Rs. in millions)	(US dollars in millions)
Financial assets			
<i>At fair value through profit or loss</i>			
— Held for trading	402,676	—	6,711.3
— Derivative financial assets			
— Commodity contracts	402	—	6.7
— Forward foreign currency contracts	—	915	15.2
— Forward foreign current contracts (Net investment in foreign operation)	—	1,918	32.0
<i>Available-for-sale investments</i>			
— Financial asset investments held at fair value	111	—	1.9
	<u>403,189</u>	<u>2,833</u>	<u>47.2</u>

F-62

As at March 31, 2014	(Level 1) (Rs. in millions)	(Level 2)	(Level 3)	(Level 1) (US dollars in millions)	(Level 2)	(Level 3)
Financial liabilities						
<i>At fair value through profit or loss</i>						
—Derivative financial liabilities						
—Interest rate swap	—	1,725	—	—	28.8	—
—Commodity contracts	86	—	—	1.4	—	—
—Forward foreign currency contracts	—	7,384	—	—	123.0	—
	86	9,109	—	1.4	151.8	—

Movement in the fair value of embedded derivative on convertible notes (Level 3 item):

As at March 31,	2013 Rs. in Millions	2014 Rs. in Millions	2014 US dollar in millions
As at April 01,	1,499	61	1.0
Credited to consolidated statements of profit or loss (Refer Note 6- Finance & other cost)	(1,438)	(61)	(1.0)
As at March 31,	61	—	—

There are no transfers into or out of Level 3 of the fair value hierarchy.

Movement arising from fair valuation in financial assets investments (Level 3 item):

As at March 31,	2014 Rs. in millions	2014 US dollar in millions
As at April 01, 2013	116	2.1
Disposed during the year	(116)	(2.1)
As at March 31, 2014	—	—

The below tables summarise the fair value of financial liabilities which are carried at amortised cost as at March 31, 2013 and 2014:

As at March 31, 2013	(Level 2) (Rs. in million)	
Financial liabilities		
<i>At amortised cost</i>		
—Long term borrowings (other than convertible notes)	497,681	
—Convertible notes	38,616	
	536,297	
As at March 31, 2014	(Level 2) (Rs. in million)	(Level 2) (US dollars in million)
Financial liabilities		
<i>At amortised cost</i>		
—Long term borrowings	545,219	9,087.0
—Convertible notes	43,281	721.3
	588,500	9,808.3

The fair value of the financial assets and liabilities are included at the amount at which the instrument could be exchanged or settled in a current transaction between willing parties.

The following methods and assumptions were used to estimate the fair values:

- Short-term marketable securities traded in active markets are determined by reference to quotes from the financial institutions; for example: Net asset value (NAV) for investments in mutual funds declared by mutual fund house.
- Trade and other receivables (excluding deposits with government and other prepayments), trade and other payables and short-term borrowings: Approximate their carrying amounts largely due to the short-term maturities of these instruments.
- Non current financial assets and financial liabilities: Either the carrying value approximates the fair value or fair value have been estimated by discounting the expected future cash flows using a discount rate equivalent to the risk free rate of return adjusted for the appropriate credit spread.
- Long-term fixed-rate and variable-rate borrowings: Fair value has been determined by the Group based on parameters such as interest rates, specific country risk factors, and the risk characteristics of the financed project. Accordingly the fair value of convertible notes as at March 31, 2013 and 2014 is Rs. 38,616 million and Rs. 43,281 million (\$ 721.3 million). For all other long-term fixed-rate and variable-rate borrowings, either the carrying amount approximates the fair value, or fair value have been estimated by discounting the expected future cash flows using a discount rate equivalent to the risk free rate of return adjusted for the appropriate credit spread. The fair value of the embedded derivative liability of convertible notes has been calculated using "Auxiliary Reversed Binomial Tree method" and using the following significant assumptions as at March 31, 2013 and 2014, respectively:
 - the implied volatility as 48.46% and 69.64% as at March 31 2014 and 33.6% and 30.2% as at March 31, 2013 and
 - the Share price of \$ 3.15 and ADS price of \$ 12.42 as at March 31, 2014 and Share price of \$ 2.85 and ADS price of \$ 6.98 as at March 31, 2013.
- Quoted available-for-sale financial assets investments: Fair value is derived from quoted market prices in active markets. Unquoted investment represents an investment made by HZL in the equity share capital of the Andhra Pradesh Gas Power Corporation Limited (APGPCL) and was held at fair value based on a share purchase agreement with a

buyer for sale of the entire equity investment in APGPCL for an aggregate consideration of Rs. 1,100 million (\$ 18.2 million). The sale has been concluded on April 10, 2013 and consequently, the gain on fair valuation of Rs. 116 million recognized in the consolidated statement of other comprehensive income in the previous year has been recycled to the consolidated statement of profit or loss during the year.

- Derivative contracts: The Group enters into derivative contracts with various counterparties, principally financial institutions with investment grade credit ratings. Forward foreign currency contracts and Interest rate swaps are valued using valuation techniques with market observable inputs. The most frequently applied valuation techniques for such derivatives include forward pricing using present value calculations, foreign exchange spot and forward premium rates. Commodity contracts are valued using the forward LME rates of commodities actively traded on the listed metal exchange i.e. London Metal Exchange, United Kingdom (U.K.).

The changes in counterparty credit risk had no material effect on the hedge effectiveness assessment for derivatives designated in hedge relationship and the value of other financial instruments recognised at fair value.

The estimated fair value amounts as at March 31, 2014 have been measured as at that date. As such, the fair values of these financial instruments subsequent to reporting date may be different than the amounts reported at each year-end.

There were no transfers between Level 1 and Level 2 during the year.

Risk management

The Group's businesses are subject to several risks and uncertainties including financial risks.

The Group's documented risk management policies act as an effective tool in mitigating the various financial risks to which the business is exposed to in the course of their daily operations. The risk management policies cover areas such as liquidity risk, commodity price risk, foreign exchange risk, interest rate risk, counterparty and concentration of credit risk and capital management. Risks are identified through a formal risk management programme with active involvement of senior management personnel and business managers at both the corporate and individual subsidiary level. Each operating subsidiary in the Group has in place risk management processes which are in line with the Group's policy. Each significant risk has a designated 'owner' within the Group at an appropriate senior level. The potential financial impact of the risk and its likelihood of a negative outcome are regularly updated. The risk management process is coordinated by the Management Assurance function and is regularly reviewed by the Group's Audit Committee. Key business decisions are discussed at the monthly meetings of the Executive Committee, an advisory committee empowered by the board of directors (the "board") which performs advisory function for board for decision making. The overall internal control environment and risk management programme including financial risk management is reviewed by the Audit Committee on behalf of the Board.

The risk management framework aims to:

- improve financial risk awareness and risk transparency
- identify, control and monitor key risks
- identify risk accumulations
- provide management with reliable information on the Group's risk situation
- improve financial returns

Treasury management

The Group's treasury function provides services to the business, co-ordinates access to domestic and international financial markets, monitors and manages the financial risks relating to the operations of the Group through internal risk reports which analyse exposures by degree and magnitude of risks. These risks include market risk (including currency risk, fair value interest rate risk and price risk), credit risk, liquidity risk and cash flow interest rate risk.

Treasury management focuses on capital protection, liquidity maintenance and yield maximization. The treasury policies are approved by the Board and adherence to these policies is strictly monitored at the Executive Committee meetings. Day-to-day treasury operations of the subsidiary companies are managed by their respective finance teams within the framework of the overall Group's treasury policies. Long-term fund raising including strategic treasury initiatives are handled by a central team while short-term funding for routine working capital requirements is delegated to subsidiary companies. A monthly reporting system exists to inform senior management of investments, debt, currency, commodity and interest rate derivatives. The Group has a strong system of internal control which enables effective monitoring of adherence to Group's policies. The internal control measures are effectively supplemented by regular internal audits.

The investment portfolio at the Group and Indian entities is independently reviewed by CRISIL Limited and our portfolio has been rated as "Very Good".

The Group uses derivative instruments as part of its management of exposure to fluctuations in foreign currency exchange rates, interest rates and commodity prices. The Group does not acquire or issue derivative financial instruments for trading or speculative purposes. The Group does not enter into complex derivative transactions to manage the treasury and commodity risks. Both treasury and commodities derivative transactions are normally in the form of forward contracts and interest rate and currency swaps and these are subject to the Group's guidelines and policies. Interest rate swaps are taken to achieve a balance between fixed and floating rates and currency swaps are taken primarily to convert the Group's exposure to non-US dollar currencies to INR.

Commodity price risk

The Group is exposed to the movement of base metal commodity prices on the London Metal Exchange. Any decline in the prices of the base metals that the Group produces and sells will have an immediate and direct impact on the profitability of the businesses. As a general policy, the Group aims to sell the products at prevailing market prices. As much as possible, the Group tries to mitigate price risk through favourable contractual terms. The Group undertakes hedging activity in commodities to a limited degree. Hedging is used primarily as a risk management tool and, in some cases, to secure future cash flows in cases of high volatility by entering in to forward contracts or similar instruments. The hedging activities are subject to strict limits set out by the Board and to a strictly defined internal control and monitoring mechanism. Decisions relating to hedging of commodities are taken at the Executive Committee level and with clearly laid down guidelines for their implementation by the subsidiaries.

Financial instruments with commodity price risk are entered into in relation to following activities:

- economic hedging of prices realised on commodity contracts
- purchases and sales of physical contracts
- cash flow hedging of revenues forecasted highly probable transactions

Aluminum

The requirement of the primary raw material, alumina, is partly met from own sources and the rest is purchased primarily on negotiated price terms. Sales prices are linked to the LME prices. At present the Group on selective basis hedges the aluminium content in outsourced alumina to protect its margins.

The Group also enters into hedging arrangements for its aluminium sales to realise month of sale LME prices.

Copper

The Group's custom smelting copper operations at Tuticorin benefits from a natural hedge except to the extent of a possible mismatch in quotational periods between the purchase of concentrate and the sale of finished copper. The Group's policy on custom smelting is to generate margins from Treatment charges/Refining charges or "TCRc", minimising conversion cost, generating a premium over LME on sale of finished copper, sale of by-products and from achieving import parity on domestic sales. Hence, mismatches in quotational periods are actively managed to ensure that the gains or losses are minimised. The Group hedges this variability of LME prices and tries to make the LME price an indifference cost between purchases of copper concentrate and sales of finished products, both of which are linked to the LME price. The Group also benefits from the difference between the amounts paid for quantities of copper content received and copper recovered in the manufacturing process, also known as 'free copper'.

The Group's copper mines in Tasmania, Australia, during the year supplied approximately 5.1% of the requirement of the custom copper smelter at Tuticorin. Hence, TCRc's are a major source of income for the Indian copper smelting operations. Fluctuations in TCRc's are influenced by factors including demand and supply conditions prevailing in the market for mine output. The Group's copper business has a strategy of securing a majority of its concentrate feed requirement under long-term contracts with mines.

Zinc India

The sales prices of Zinc and Lead are linked to the LME prices. The Group has some long-term volume contracts with some customers where the prices are linked to prevailing LME prices at the time of shipment. The Group hedges custom production of Indian operation through forwards contracts or other instruments. Raw material for zinc and lead is mined in India.

Zinc International

Raw material for zinc and lead is mined in Namibia, South Africa and Ireland with sales prices linked to the LME prices.

Iron ore

Iron ore is mined in India and the Group exports majority of its Iron ore production at Index based international prices on spot contracts where price is fixed based on the prevailing index price on the date of agreement and on long term contracts wherein the price is arrived by averaging the price of the quarter/ week preceeding the date of bill of lading.

Iron ore prices in the domestic market in India tend to follow international prices. Contract prices are determined by the government-owned agency, NMDC, which usually reacts to firm rise in international prices, though with a lag time, by increasing the domestic prices to align with the international prices.

The Group has historically not used derivatives for iron ore commodity hedging.

Oil and gas

The prices of various crude oils are based upon the price of the key physical benchmark crude oil such as Dated Brent, West Texas Intermediate, and Dubai/Oman etc. More than 60% of the world's internationally traded crude oil is priced against Dated Brent. The crude oil prices move based upon market factors like supply and demand. The regional producers price their crude basis these benchmark crude with a premium or discount over the benchmark based upon quality differential and competitiveness of various grades.

Natural gas markets are evolving differently in important geographical markets. There is no single global market for natural gas. This could be owing to difficulties in large-scale transportation over long distances as compared to crude oil. Globally, there are three main regional hubs for pricing of natural gas, which are USA (Henry Hub Prices), UK (NBP Price) and Japan (imported gas price, mostly linked to crude oil).

This table illustrates the impact of a 10% movement in LME / LBMA, Oil and Iron Ore prices based on volumes, costs and exchange rates for fiscal 2013 and 2014 and provide the estimated impact on operating profit assuming all other variables remain constant.

10 percent movement in price	Change in operating profit		
	2013	2014	2014
	(Rs. in millions)	(Rs. in millions)	(US dollars in millions)
Copper	1,562	1,322	22.0
Zinc India	9,887	10,794	179.9
Zinc International	4,262	3,888	64.8
Aluminium	6,970	6,637	110.6
Oil	16,372	16,738	279.0
Iron ore	1,078	4	0.1
Total	40,131	39,383	656.4

The impact of a 10 percent movement in prices on net profit and equity would be Rs 36,559 million (\$ 609.3 million).

Further, the impact of change in copper LME for provisionally priced copper concentrate purchase at SSL Copper custom smelting operations is pass through in nature and as such will not have any impact on profitability.

Financial risk

The Group's Board approved financial risk policies comprise liquidity, currency, interest rate and counterparty risk. The Group does not engage in speculative treasury activity but seeks to manage risk and optimize interest and commodity pricing through proven financial instruments.

(a) Liquidity

The Group requires funds both for short-term operational needs as well as for long-term investment programmes mainly in growth projects. The Group generates sufficient cash flows from the current operations which together with the available cash and cash equivalents and short-term investments provide liquidity both in the short-term as well as in the long-term.

SSL's current ratings from CRISIL are CRISIL AA+/stable for long term and CRISIL A1+ for short-term programmes. These ratings support the necessary financial leverage and access to debt or equity markets at competitive terms. The Group generally maintains a healthy net debt-equity ratio and retains flexibility in the financing structure to alter the ratio when the need arises.

The maturity profile of the Group's financial liabilities based on the remaining period from the date of financial position to the contractual maturity date is given in the table below. The figures reflect the contractual undiscounted cash obligation of the Group.

As at March 31, 2013 (recast)
Payment due by year

	<1 year	1-2 years	2-5 years	>5 years	Total
	(Rs. in million)				
Acceptances	79,486	—	—	—	79,486
Trade and other payables	146,375	—	—	—	146,375
Borrowings (other than convertible notes)	178,837	37,909	330,704	123,539	670,989
Convertible notes	—	38,987	—	—	38,987
Derivative liabilities	2,398	90	1,199	—	3,687
	407,096	76,986	331,903	123,539	939,524

As at March 31, 2014
Payment due by year

	<1 year	1-2 years	2-5 years	>5 years	Total
	(Rs. in million)				
Acceptances	90,718	—	—	—	90,718
Trade and other payables	167,721	—	—	—	167,721
Borrowings (other than convertible notes)	121,890	53,703	356,884	139,096	671,573
Convertible notes	43,080	—	—	—	43,080
Derivative liabilities	7,550	816	829	—	9,195
	430,959	54,519	357,713	139,096	982,287
US dollars in million	7,182.7	908.6	5,961.9	2,318.3	16,371.5

As at March 31, 2013, the Group had access to funding facilities of Rs. 493,315 million of which Rs. 152,887 million was not yet drawn, as set out below.

Funding facility	Total facility (Rs. in million)	Drawn (Rs. in million)	Un drawn (Rs. in million)
Less than 1 year	449,708	312,069	137,639
1-2 years	5,040	4,108	932
2-5 years and above	38,567	24,251	14,316
Total	493,315	340,428	152,887

As at March 31, 2014, the Group had access to funding facilities of Rs. 521,537 million (\$ 8,692.3 million) of which Rs. 103,699 million (\$ 1,728.3 million) was not yet drawn, as set out below:

Funding facility	Total facility (Rs. in million)	Drawn (Rs. in million)	Un drawn (Rs. in million)
Less than 1 year	497,513	397,673	99,840
2-5 years and above	24,024	20,165	3,859
Total	521,537	417,838	103,699
US dollars in million	8,692.3	6,964.0	1,728.3

Collateral

The Group has pledged a part of its trade receivables, short-term investments and cash and cash equivalents in order to fulfill the collateral requirements for the financial facilities in place. The counterparties have an obligation to return the securities to the Group. There are no other significant terms and conditions associated with the use of collateral.

The details related to the fair value of collateral have been stated in Note 14, 15 and 16.

(b) Foreign exchange risk

Fluctuations in foreign currency exchange rates may have an impact on the consolidated statements of profit or loss, the consolidated statements of change in equity, where any transaction references more than one currency or where assets/liabilities are denominated in a currency other than the functional currency of the respective consolidated entities.

Considering the countries and economic environment in which the Group operates, its operations are subject to risks arising from the fluctuations primarily in the US dollar, Australian dollar, Namibian dollar, ZAR, GBP and Euro against the functional currencies of Sesa Sterlite and its subsidiaries.

Exposures on foreign currency loans are managed through the Group wide hedging policy, which is reviewed periodically to ensure that the results from fluctuating currency exchange rates are appropriately managed. The Group strives to achieve asset liability offset of foreign currency exposures and only the net position is hedged.

The Group uses forward exchange contracts, currency swaps and other derivatives to hedge the effects of movements in exchange rates on foreign currency denominated assets and liabilities. The sources of foreign exchange risk are outstanding amounts payable for imported raw materials, capital goods and other supplies as well as financing transactions and loans denominated in foreign currencies. The Group is also exposed to foreign exchange risk on its exports and foreign exchange risk on its net investment in foreign operations. Most of these transactions are denominated in US dollars. The policy of the Group is to determine on a regular basis what portion of the foreign exchange risk on financing transactions and loans are to be hedged through forward exchange contracts and other instruments. Short-term net exposures are hedged progressively based on their maturity. A more conservative approach has been adopted for project expenditures to avoid budget overruns. Longer term exposures, except part of net investment in foreign operations exposures, are normally unhedged. However all new long-term borrowing exposures are being hedged. The hedge mechanisms are reviewed periodically to ensure that the risk from fluctuating currency exchange rates is appropriately managed.

F-68

The following analysis is based on the gross exposure as at the reporting date which could affect the consolidated statements of profit or loss and consolidated statements of comprehensive income. The exposure summarised below is mitigated by some of the derivative contracts entered into by the Group as disclosed under the section on "Derivative financial instruments"

	As at March 31, 2013 (revised)		As at March 31, 2014		As at March 31, 2014	
	Financial assets (Rs. in million)	Financial liabilities (Rs. in million)	Financial assets (Rs. in million)	Financial liabilities (Rs. in million)	Financial assets (US dollars in million)	Financial liabilities (US dollars in million)
US dollar	143,810	631,906	150,729	651,592	2,512.1	10,859.9
Australian dollar	286	751	244	829	4.1	13.8
Euro	5,188	3,907	6,349	4,680	105.8	78.0
Namibian dollar	720	999	415	1,206	6.9	20.1
ZAR	2,176	507	1,093	844	18.2	14.1
GBP	—	397	2,058	307	34.3	5.1
Canadian dollar & other	84	131	661	73	11.0	1.2

The Group's exposure to foreign currency arises where a group entity holds monetary assets and liabilities denominated in a currency different to the functional currency of that entity, with US dollar being the major non-functional currency. The value of a financial instrument may change as a result of changes in the interest rates, foreign currency exchange rate, liquidity and other market changes.

The results of Group's operations may be affected largely by fluctuations in the exchange rates between the Indian Rupee, Australian dollar, Namibia dollar and ZAR against the US dollar. The foreign exchange rate sensitivity is calculated by the aggregation of the net foreign exchange rate exposure with a simultaneous parallel foreign exchange rates shift in the currencies by 10% against the functional currency of the Group.

A 10% appreciation/depreciation of the respective foreign currencies with respect to the functional currency of the Group and its subsidiaries would result in net decrease/increase in the Group's profit or loss and equity for the fiscal years 2013 and 2014 by Rs. 8,916 million and Rs. 10,512 million (\$ 175.2 million) respectively.

(c) Interest rate risk

The Group is exposed to interest rate risk on short-term and long-term floating rate instruments. The Group's policy is to maintain a balance of fixed and floating interest rate borrowings and the proportion of fixed and floating rate debt is determined by current market interest rates.

The borrowings of the Group are principally denominated in Indian Rupees and US dollars with mix of fixed and floating rates of interest. The US dollar debt is split between fixed and floating rates (linked to US dollar LIBOR) and the Indian Rupee debt is principally at fixed interest rates. The Group has a policy of selectively using interest rate swaps, option contracts and other derivative instruments to manage its exposure to interest rate movements. These exposures are reviewed by appropriate levels of management on a monthly basis.

The Group invests cash and liquid investments in short-term deposits and debt mutual funds, some of which generate a tax-free return, to achieve the Group's goal of maintaining liquidity, carrying manageable risk and achieving satisfactory returns.

Floating rate financial assets are largely mutual fund investments which have debt securities as underlying assets. The returns from these financial assets are linked to market interest rate movements; however the counterparty invests in the agreed securities with known maturity tenure and return and hence has manageable risk.

The exposure of the Group's financial assets as at March 31, 2013 to interest rate risk is as follows:

	Floating rate financial assets (Rs. in million)	Fixed rate financial assets (Rs. in million)	Non- interest bearing financial assets (Rs. in million)	Total financial assets (Rs. in million)
Financial assets	260,494	214,262	66,273	541,029
Derivative financial assets	0	0	1,057	1,057
	260,494	214,262	67,330	542,086

The weighted average interest rate on the fixed rate financial assets is 8.0% and the weighted average period for which the rate is fixed is 2.09 years.

The exposure of the Group's financial liabilities as at March 31, 2013 to interest rate risk is as follows:

	<u>Floating rate financial liabilities</u> (Rs. in million)	<u>Fixed rate financial liabilities</u> (Rs. in million)	<u>Non- interest bearing financial liabilities</u> (Rs. in million)	<u>Total financial liabilities</u> (Rs. in million)
Financial liabilities	392,728	387,299	147,285	927,312
Derivative financial liabilities	—	—	3,687	3,687
	392,728	387,299	150,972	930,999

The weighted average interest rate on the fixed rate financial liabilities is 7.1% and the weighted average period for which the rate is fixed is 2.91 years.

The exposure of the Group's financial assets as at March 31, 2014 to interest rate risk is as follows:

	<u>Floating rate financial assets</u> (Rs. in million)	<u>Fixed rate financial assets</u> (Rs. in million)	<u>Non- interest bearing financial assets</u> (Rs. in million)	<u>Total financial assets</u> (Rs. in million)
Financial assets	341,976	202,657	73,972	618,605
Derivative financial assets	0	0	3,235	3,235
	341,976	202,657	77,207	621,840
(US dollars in millions)	5,699.6	3,377.7	1,286.8	10,364.1

The weighted average interest rate on the fixed rate financial assets is 6.6% and the weighted average period for which the rate is fixed is 2.35 years.

The exposure of the Group's financial liabilities as at March 31, 2014 to interest rate risk is as follows:

	<u>Floating rate financial liabilities</u> (Rs. in million)	<u>Fixed rate financial liabilities</u> (Rs. in million)	<u>Non-interest bearing financial liabilities</u> (Rs. in million)	<u>Total financial liabilities</u> (Rs. in million)
Financial liabilities	324,404	480,896	162,242	967,542
Derivative financial liabilities	—	—	9,195	9,195
	324,404	480,896	171,437	976,737
(US dollars in millions)	5,406.7	8,014.9	2,857.3	16,278.9

The weighted average interest rate on the fixed rate financial liabilities is 6.3% and the weighted average period for which the rate is fixed is 3.71 years.

The table below illustrates the impact of a 0.5% to 2.0% movement in interest rates on interest expense on loans and borrowings for fiscal 2014. The risk estimate provided assumes that the changes occur at the reporting date and has been calculated based on risk exposure outstanding as of date. The year end balances are not necessarily representative of the average debt outstanding during the year. This analysis also assumes that all other variables, in particular foreign currency rates, remain constant.

Movement in interest rates	Impact of US dollar interest rates		
	2013 (Rs. in million)	2014 (Rs. in million)	2014 (US dollars in million)
0.50%	1,865	1,481	24.7
1.00%	3,729	2,962	49.4
2.00%	7,459	5,924	98.7

(d) Counterparty and concentration of credit risk

Credit risk refers to the risk that counterparty will default on its contractual obligations resulting in financial loss to the Group. The Group has adopted a policy of only dealing with creditworthy counterparties and obtaining sufficient collateral, where appropriate, as a means of mitigating the risk of financial loss from defaults.

The Group is exposed to credit risk for receivables, cash and cash equivalents, short-term investments, financial guarantees and derivative financial instruments.

Credit risk on receivables is limited as almost all credit sales are against letters of credit and guarantees of banks of national standing. Moreover, given the diverse nature of the Group's businesses trade receivables are spread over a number of customers with no significant concentration of credit risk. No single customer accounted for 10.0% or more of our revenue on a consolidated basis in any of the years indicated except for our oil and gas business, where a single customer accounted for 11.3% of our revenue on a consolidated basis in fiscal year 2014. This customer accounted for less than 10% of our revenue in fiscal 2013. The history of trade receivables shows a negligible provision for bad and doubtful debts. The credit risk on the loans to associate and other related parties is supported by a Letter of comfort from Vedanta. Therefore, the Group does not expect any material risk on account of non-performance by any of the Group's counterparties.

For short-term investments, counterparty limits are in place to limit the amount of credit exposure to any one counterparty. For derivative and financial instruments, the Group attempts to limit the credit risk by only dealing with reputable banks and financial institutions having high credit-ratings assigned by international credit-rating agencies. Defined limits are in place for exposure to individual counterparties in case of mutual funds schemes and bonds.

The carrying value of the financial assets other than cash represents the maximum credit exposure. The Group's maximum exposure to credit risk at March 31, 2013 and March 31, 2014 is Rs. 526,181 million and Rs. 606,417 million (\$ 10,107.0 million).

The maximum credit exposure on financial guarantees given by the Group for various financial facilities is described in Note 30 on "Commitments, contingencies, and guarantees".

None of the Group's cash equivalents, including time deposits with banks, are past due or impaired. Regarding trade and other receivables, and other non-current assets, there were no indications as at March 31, 2014, that defaults in payment obligations will occur except as described in Note 14 on allowance for impairment of trade and other receivables.

Of the year end trade and other receivable balance the following were past due but not impaired:

As at March 31	2013 (Rs. in million) (recast)	2014 (Rs. in million)	2014 (US dollar in million)
Less than 1 month	2,490	2,424	40.4
Between 1 - 3 months	3,747	7,533	125.6
Between 3 - 12 months	2,252	2,462	41.0
Greater than 12 months	1,656	1,816	30.3
	10,145	14,235	237.3

Receivables are deemed to be past due or impaired with reference to the Group's normal terms and conditions of business. These terms and conditions are determined on a case to case basis with reference to the customer's credit quality and prevailing market conditions. Receivables that are classified as 'past due' in the above tables are those that have not been settled within the terms and conditions that have been agreed with that customer.

Receivables amounting to Rs. 2,150 million (\$ 35.8 million), of the Power division of the Group have been impaired primarily as a result of an ongoing dispute in relation to a tariff agreement with a power supply company. Further, receivables from a Joint Operation Partner in respect of oil and gas segment of the Group, amounting to Rs. 4,947 million (\$ 82.5 million), have been impaired due to uncertainty of its recoverability.

The credit quality of the Group's customers is monitored on an ongoing basis and assessed for impairment where indicators of such impairment exist. The solvency of the debtor and their ability to repay the receivable is considered in assessing receivables for impairment. Where receivables have been impaired, the Group actively seeks to recover the amounts in question and enforce compliance with credit terms.

Derivative financial instruments

The Group uses derivative instruments as part of its management of exposure to fluctuations in foreign currency exchange rates and commodity prices. The Group does not acquire or issue derivative financial instruments for trading or speculative purposes. The Group does not enter into complex derivative transactions to manage the treasury and commodity risks. Both treasury and commodities derivative transactions are normally in the form of forward contracts and these are subject to the Group guidelines and policies.

All derivative financial instruments are recognized as assets or liabilities on the consolidated statements of financial position and measured at fair value, generally based on quotations obtained from financial institutions or brokers. The accounting for changes in the fair value of a derivative instrument depends on the intended use of the derivative and the resulting designation.

The fair values of all derivatives are separately recorded in the consolidated statements of financial position within other current and non-current assets and liabilities. Derivatives that are designated as hedges are classified as current or non-current depending on the maturity of the derivative.

F-72

The Group uses derivative instruments as part of its management of exposures to fluctuations in foreign currency exchange rates, interest rates and commodity prices. The use of derivatives can give rise to credit and market risk. The Group tries to control credit risk as far as possible by only entering into contracts with reputable banks and financial institutions. The use of derivative instruments is subject to limits, authorities and regular monitoring by appropriate levels of management. The limits, authorities and monitoring systems are periodically reviewed by management and the Board. The market risk on derivatives is mitigated by changes in the valuation of the underlying assets, liabilities or transactions, as derivatives are used only for risk management purposes.

Embedded derivatives

Derivatives embedded in other financial instruments or other contracts are treated as separate derivative contracts and marked-to-market when their risks and characteristics are not clearly and closely related to those of their host contracts and the host contracts are not fair valued.

In respect of embedded derivative conversion option, a 10% increase in SSL's ADR/share price would have resulted in an approximate loss of Rs. 381 million and Rs. 1 million (\$ 0.0 million) for the fiscal 2013 and 2014 respectively and a 10% decrease in SSL's ADR/share price would have resulted in an approximate gain of Rs. 169 million and Rs. 1 million (\$ 0.0 million) for the fiscal 2013 and 2014 respectively.

A 10% increase in implied volatility would have resulted in an approximate loss of Rs. 352 million and Rs. 1 million (\$ 0.0 million) for fiscal 2013 and 2014 respectively. A 10% decrease in implied volatility would have resulted in an approximate gain of Rs. 184 million and Rs. 1 million (\$ 0.0 million) for fiscal 2013 and 2014 respectively.

Cash flow hedges

The Group also enters into forward exchange and commodity price contracts for hedging highly probable forecast transaction and account for them as cash flow hedges and states them at fair value. Subsequent changes in fair value are recognized in equity until the hedged transaction occurs, at which time, the respective gain or losses are reclassified to the consolidated statements of profit or loss. These hedges have been effective for the year ended March 31, 2014.

The Group uses foreign exchange contracts from time to time to optimize currency risk exposure on its foreign currency transactions. The Group hedged part of its foreign currency exposure on capital commitments during fiscal 2014. Fair value changes on such forward contracts are recognized in the consolidated statements of comprehensive income.

The majority of cash flow hedges taken out by the Group during the year comprise non-derivative hedging instruments for hedging the foreign exchange rate of highly probable forecast transactions.

The cash flows related to above are expected to occur during the year ended March 31, 2015 and consequently may impact the consolidated statements of profit or loss for that year depending upon the change in the commodity prices and foreign exchange rates movements. For cash flow hedges regarded as basis adjustments to initial carrying value of the property, plant and equipment, the depreciation on the basis adjustments made is expected to affect the consolidated statements of profit or loss between fiscal year 2015 to 2032.

Fair value hedge

The fair value hedges relate to forward covers taken to hedge currency exposure and commodity price risks.

The Group's sales are on a quotational period basis, generally one month to three months after the date of delivery at a customer's facility. The Group enters into forward contracts for the respective quotational period to hedge its commodity price risk based on average LME prices. Gains and losses on these hedge transactions are substantially offset by the amount of gains or losses on the underlying sales.

The Group uses foreign exchange contracts from time to time to optimize currency risk exposure on its foreign currency transactions. Fair value changes on such forward contracts are recognized in the consolidated statements of profit or loss.

Non-qualifying/economic hedge

The Group enters into derivative contracts which are not designated as hedges for accounting purposes, but provide an economic hedge of a particular transaction risk or a risk component of a transaction. Hedging instruments include copper, aluminium and zinc future contracts on the LME and certain other derivative instruments. Fair value changes on such derivative instruments are recognized in the consolidated statements of profit or loss.

Hedge of net investment of foreign exchange

The Group has partly hedged its foreign exchange risk in net investment in foreign operations. Exchange differences arising from the translation of the net investment in foreign operations are recognised directly in equity. Gains and losses on those hedging instruments on forward exchange contracts designated as hedges of the net investments in foreign operations are recognised in equity to the extent that the hedging relationship is effective. These amounts are included in exchange differences on translation of foreign operations as stated in the consolidated statements of comprehensive income. Gains and losses relating to hedge ineffectiveness are recognised immediately in the consolidated statements of profit or loss for the period. Gains and losses

F-73

accumulated in the translation reserve are included in the consolidated statements of profit or loss when the foreign operation is disposed off. The fair value of the Group's derivative positions recorded under derivative financial assets and derivative financial liabilities are as follows:

	As at March 31, 2013 (recast)		As at March 31, 2014			
	Assets	Liabilities (Rs. in million)	Assets	Liabilities	Assets (US dollars in million)	Liabilities (US dollars in million)
Current						
<i>Cash flow hedges*</i>						
— Commodity contracts	904	—	40	18	0.7	0.3
— Forward foreign currency contracts	—	3	—	306	—	5.1
<i>Fair value hedges**</i>						
— Commodity contracts	11	—	38	3	0.6	0.1
— Forward foreign currency contracts	132	1,109	915	5,473	15.2	91.2
Net investment in foreign operation***	—	182	1,918	—	32.0	—
<i>Non-qualifying hedges</i>						
— Commodity contracts	10	—	324	65	5.4	1.0
— Forward foreign currency contracts	—	457	—	1,605	—	26.7
— Currency swap	—	654	—	—	—	—
— Interest rate swap	—	—	—	83	—	1.4
Non Current						
<i>Non-qualifying hedges</i>						
— Interest rate Swap	—	1,282	—	1,642	—	27.4
Total	1,057	3,687	3,235	9,195	53.9	153.2

* Refer consolidated statements of profit or loss and consolidated statements of change in equity for the change in the fair value of cash flow hedges.

** The change in fair value hedge of Rs. 11 million and Rs. 35 million (\$ 0.5 million) in commodity contracts and Rs. 977 million and Rs. 4,558 million (\$ 76.0 million) on forward foreign currency contracts for the fiscal 2013 and 2014 respectively, has been recognised in the consolidated statements of profit or loss and offset with the similar gains on the underlying sales.

*** Comprises gain of Rs. 1,511 million (\$ 25.2 million) recognised in consolidated statements of comprehensive income and gain of Rs. 407 million (\$ 6.8 million) recognised in consolidated statements of profit or loss.

25. Capital management

The Group's objectives when managing capital is to safeguard continuity, maintain a strong credit rating and healthy capital ratios in order to support its business and provide adequate return to shareholders through continuing growth. The Group's overall strategy remains unchanged from previous year.

The Group sets the amount of capital required on the basis of annual business and long-term operating plans which include capital and other strategic investments.

The funding requirements are met through a mixture of equity, internal accruals, convertible debt securities, and other long term borrowings. The Group's policy is to use short-term and long-term borrowings to meet anticipated funding requirements.

The Group monitors capital on the basis of the net debt to equity ratio. The Group is not subject to any externally imposed capital requirements.

Net debt are long term and short term debts as reduced by cash and cash equivalents (including restricted cash and cash equivalents) and short-term investments. Equity comprises all components excluding other components of equity (which comprises the cash flow hedges, translation of foreign operations and available-for-sale financial investments).

The following table summarizes the capital of the Group:

As at March 31,	2013	2014	2014
	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(US dollars in million)
Equity	1,187,943	1,286,819	21,447.0
Cash and cash equivalents (Note 16 and 17)	15,905	15,423	257.1
Short term investments (Note 15)	408,171	518,015	8,633.6
Total cash (a)	424,076	533,438	8,890.7
Short-term borrowings	178,413	161,728	2,695.5
Long-term borrowings	523,038	547,375	9,122.9
Total debt (b) (Note 18)	701,451	709,103	11,818.4
Net debt (a-b)	(277,375)	(175,665)	(2,927.7)
Total capital (equity+net debt)	1,465,318	1,462,484	24,374.7
Net debt to equity ratio	(0.2)	(0.1)	(0.1)

26. Shareholders' equity

Authorised Share Capital:

As at March 31, 2013 the authorised share capital of erstwhile Sesa Goa Limited comprised 100,000,000 equity shares with a par value of Re. 1 each. During the year pursuant to the Scheme of amalgamation and arrangement, SSL's authorised share capital has increased to 51,260,000,000 equity shares with a par value of Re 1 each.

Issued, subscribed and paid up Share Capital:

As at March 31, 2013, erstwhile Sesa Goa Limited was having issued, subscribed and paid-up share capital of 869,101,423 equity shares with a par value of Re. 1 each.

During the year pursuant to the Scheme of amalgamation and arrangement, SSL's equity share capital has changed as follows:

- 1,656,179,625 number of equity shares have been issued to the equity shareholders of SIIL, except for equity shares of SIIL held by MALCO and excluding shares against which ADS were issued in the ratio of 3 equity shares of face value of Re 1/- each in the Company for every 5 equity shares held in SIIL. 72,173,625 ADS of the Company representing 288,694,500 equity shares of the Company have been issued in the ratio of 3 ADS of the Company for every 5 ADS of SIIL.
- 78,724,989 number of equity shares have been issued to the equity shareholders of MALCO in the ratio of 7 equity shares of face value of Re 1/- each in the Company for every 10 equity shares held in MALCO.
- 72,304,334 number of equity shares were issued to the equity shareholders of Ekaterina in the ratio of 1 equity share of face value Re 1/- each in the Company for every 25 shares held in Ekaterina.

As at March 2014, Sesa Sterlite's issued equity share capital was Rs. 2,965 million (\$ 49.4 million) consisting of 2,965,004,871 equity shares.

Retained earnings includes amongst others, general reserve, debenture redemption reserve and preference share redemption reserve.

General reserves

Under the Indian Companies Act 1956, a general reserve is created through an annual transfer of net income at a specified percentage in accordance with applicable regulations. The purpose of these transfers is to ensure that if a dividend distribution in a given year is more than 10.0% of the paid-up capital of the Company for that year, then the total dividend distribution is less than the total distributable results for that year. The balances in the standalone financial statements of SSL's general reserves, as determined in accordance with applicable regulations, were Rs. 119,265 million (\$ 1,987.8 million) as at March 31, 2014.

Debenture redemption reserve

The Indian Companies Act 1956 requires companies that issue debentures to create a debenture redemption reserve from annual profits until such debentures are redeemed. Companies are required to maintain 25% as a reserve of outstanding redeemable debentures. The amounts credited to the debenture redemption reserve may not be utilised except to redeem debentures. Retained earnings of the standalone financial statements of SSL as at March 31, 2014 include Rs. 3,579 million (\$ 59.7 million) of debenture redemption reserve.

Preference share redemption reserve

The Indian Companies Act provides that companies that issue preference shares may redeem those shares from profits of the Company which otherwise would be available for dividends, or from proceeds of a new issue of shares made for the purpose of redemption of the preference shares. If there is a premium payable on redemption, the premium must be provided for, either by reducing the additional paid in capital (securities premium account) or net income, before the shares are redeemed.

F-75

If profits are used to redeem preference shares, the value of the nominal amount of shares redeemed should be transferred from profits (retained earnings) to the capital redemption reserve account. This amount should then be utilised for the purpose of redemption of redeemable preference shares. This reserve can be used to issue fully paid-up bonus shares to the shareholders of Sesa Sterlite. Retained earnings of the standalone financial statements of SSL include Rs. 769 million (\$12.8 million) of preference share redemption reserve as at March 31, 2014.

Dividends

Each equity share holder is entitled to dividends as and when Sesa Sterlite declares and pays dividends after obtaining shareholder approval / board approval in case of an interim dividend. Dividends are paid in Indian Rupees. Remittance of dividends outside India is governed by Indian law on foreign exchange and is subject to applicable taxes.

On April 29, 2013 the board of directors of erstwhile SIIL declared an interim dividend of Rs. 1.20 (\$0.02) per equity share for the year ended March 31, 2013. The dividend amounting to Rs. 4,033 million has been paid on May 14, 2013.

On October 31, 2013 the board of directors of SSL declared an interim dividend of Rs. 1.50 (\$0.03) per equity share for the year ended March 31, 2014. The dividend amounting to Rs. 4,447 million has been paid on November 13, 2013.

On April 29, 2014 the board of directors of SSL recommended a final dividend of Rs. 1.75 (\$0.03) per equity share for the year ended March 31, 2014, which was approved by the shareholders' at the annual general meeting, held on July 11, 2014. The dividend amounting to Rs. 5,188 million (\$86.5 million) has been paid on July 15, 2014.

Dividends are payable from the profits determined under Indian GAAP.

Under Indian Companies Act 1956, a company is allowed to pay dividends in excess of 10.0% of its paid-up capital in any year from profits for that year only if it transfers a specified percentage of the profits of that year to reserves. The Company makes such transfers to general reserves.

If profits for a year are insufficient to declare dividends, dividends for that year may be declared and paid out from accumulated profits on the following conditions:

- the rate of dividend to be declared shall not exceed the average of the rates at which dividends were declared in the five years immediately preceding that year or 10.0% of the company's paid-up share capital, whichever is less;
- the total amount to be drawn from the accumulated profits earned in previous years and transferred to reserves shall not exceed an amount equal to one-tenth of the sum of the company's paid-up share capital and net reserves, and the amount so drawn shall first be utilised to set off the losses incurred in the financial year before any dividend in respect of preference or equity share is declared; and
- the balance of reserves after such withdrawal shall not fall below 15.0% of the company's paid-up share capital.

27. Share-Based Compensation Plans

The Group offers equity-based award plans to its employees, officers and directors through its parent, Vedanta.

The LTIP is the primary arrangement under which share-based incentives are provided to the defined management group. The maximum value of shares that can be awarded to members of the defined management group is calculated by reference to the balance of basic salary and share-based remuneration consistent with local market practice. The performance condition attaching to outstanding awards under the LTIP is that of Vedanta's performance, measured in terms of Total Shareholder Return ("TSR") compared over a three year period with the performance of the companies as defined in the scheme from the date of grant. Under this scheme, initial awards under the LTIP were granted in February 2004 and subsequently further awards were granted in the respective years. The awards are indexed to and settled by Vedanta shares. The awards provide for a fixed exercise price denominated in Vedanta's functional currency at 10 US cents per share, the performance period of each award is three years and the same is exercisable within a period of six months from the date of vesting beyond which the option lapse.

Vedanta has also granted ESOP schemes that shall vest based on the achievement of business performance in the performance period. The vesting schedule is staggered over a period of three years. During the year, Vedanta has granted ESOP schemes that shall vest based on the achievement of business performance in the performance period. The vesting schedule is staggered over a period of three years from the date of grant with 70% vesting based on the achievement of business performance and the remaining 30% based on continued employment with the group till the end of third year. Under these schemes, Vedanta is obligated to issue the shares.

Further, in accordance with the terms of agreement between Vedanta and the Company, on the grant date fair value of the awards is recovered by Vedanta from the Group.

The amount recovered by Vedanta and recognised by the Group in the consolidated statements of profit or loss for the financial year ended March 31, 2012, 2013 and 2014 was Rs. 862 million, Rs. 1,251 million and Rs. 1,861 million (\$31.0 million) respectively.

Employee share option plan of Cairn

Cairn has provided various share based payment schemes to its employees namely :

- CIPOP plan (including phantom options) – Options will vest (i.e., become exercisable) at the end of a “performance period” which has been set by the remuneration committee at the time of grant (although such period will not be less than three years). However, the percentage of an option which vests on this date will be determined by the extent to which pre-determined performance conditions have been satisfied. Phantom options are exercisable proportionate to the period of service rendered by the employee subject to completion of one year.
- CIESOP plan (including phantom options) – There are no specific vesting conditions under CIESOP plan other than completion of the minimum service period. Phantom options are exercisable proportionate to the period of service rendered by the employee subject to completion of one year.

The Share options have been fair valued using an Option Pricing Model (Black Scholes Model).

The amount recognised in Group’s consolidated statements of profit or loss in respect of compensation cost on such schemes for the financial years ended March 31, 2013 and 2014 is Rs. 725 million and Rs. 710 million respectively.

The Group considers these amounts as not material and accordingly has not provided further disclosures as required by IFRS 2 “share-based payment”.

28. Earnings per share (“EPS”)

The following reflects the income and share data used in the basic and diluted earnings per share computations:

Computation of weighted average number of shares

For the year ended March 31,	2012	2013	2014	2014
Weighted average number of ordinary shares for basic earnings per share	2,965,004,871	2,965,004,871	2,965,004,871	2,965,004,871
Effect of dilution:				
Convertible notes	—	—	—	—
Adjusted weighted average number of ordinary shares for diluted earnings per share	2,965,004,871	2,965,004,871	2,965,004,871	2,965,004,871

F-77

Computation of basic and diluted earnings per shareBasic earnings per share:

For the year ended March 31,	2012 (Rs. in million except EPS data) (recast)	2013 (Rs. in million except EPS data) (recast)	2014 (Rs. in million except EPS data)	2014 (US Dollar in million except EPS data)
Profit for the period attributable to equity holders of the parent	51,811	62,363	15,466	257.8
Weighted average number of ordinary shares for basic earnings per share	2,965,004,871	2,965,004,871	2,965,004,871	2,965,004,871
Earnings per share	17.47	21.03	5.22	0.1

Diluted earnings per share:

For the year ended March 31,	2012 (Rs. in million except EPS data)	2013 (Rs. in million except EPS data)	2014 (Rs. in million except EPS data)	2014 (US Dollar in million except EPS data)
Profit for the period attributable to equity holders of the parent	51,811	62,363	15,466	257.8
Adjustment in respect of convertible notes	—	—	—	—
Profit for the period after dilutive adjustment	51,811	62,363	15,466	257.8
Adjusted weighted average number of ordinary shares for diluted earnings per share	2,965,004,871	2,965,004,871	2,965,004,871	2,965,004,871
Earnings per share	17.47	21.03	5.22	0.1

The Group has excluded the following shares underlying the convertible note from the calculations of dilutive earnings per share because their inclusion would have been anti-dilutive.

For the year ended March 31,	2012	2013	2014
Shares excluded from the calculation of dilutive EPS	81,442,560	81,442,560	81,442,560

29. Options to acquire subsidiary's shares**a. Call option — HZL**

In pursuance to the Government of India's policy of disinvestment and the Share Purchase Agreement and a Shareholder's Agreement (SHA) both dated 4 April 2002 entered into with the Government of India, SSL acquired 26% equity interest in HZL. Under the terms of the SHA, SSL had two call options to purchase all of the Government of India's shares in HZL at fair market value. SSL exercised the first call option on 29 August 2003 and acquired an additional 18.9% of HZL's issued share capital. The Group also acquired additional 20% of the equity capital in HZL through an open offer, increasing its shareholding to 64.9%. The second call option provides SSL the right to acquire the Government of India's remaining 29.5% share in HZL. This call option is subject to the right of the Government of India to sell 3.5% of HZL shares to HZL employees. SSL exercised the second call option via its letter dated 21 July 2009. The Government of India disputed the validity of call option and has refused to act upon the second call option. Consequently the Group invoked arbitration and filed a statement of claim. The arbitration proceedings are under progress in early stages. The next date of hearing is fixed on 13 September 2014.

b. Call option — BALCO

SSL has purchased a 51.0% holding in BALCO from the Government of India on March 2, 2001. Under the terms of the shareholder's agreement ("SHA") for BALCO, SSL has a call option that allows it to purchase the Government of India's remaining ownership interest in BALCO at any point from 2 March 2004. SSL exercised this option on 19 March 2004. However, the Government of India has contested the valuation and validity of the option and contended that the clauses of the SHA violate the provision of Section 111A of the (Indian) Companies Act, 1956 by restricting the rights of Government of India to transfer its shares and that as a result such provisions of the SHA were null and void. Subsequently SSL referred the matter to arbitration as provided in the SHA and the majority award of the arbitral tribunal rejected the claims of SSL on the ground that the clauses relating to the call option, the right of first refusal, the "tag-along" rights and the restriction on the transfer of shares violate the (Indian) Companies Act, 1956 and are not enforceable.

SSL challenged the validity of the majority award under section 34 of the Arbitration and Conciliation Act, 1996 in the High Court of Delhi and sought for setting aside the arbitration award to the extent that it holds these clauses ineffective and inoperative. The Government of India also filed an application before the High Court of Delhi to partially set aside the arbitral award in respect of certain matters involving valuation. The High Court of Delhi passed an order dated 10 August 2011 directing our application and the application by the Government of India to be heard together as they arise from a common arbitral award. The matter is currently pending before the High Court of Delhi and scheduled for final hearing on 21 August 2014.

On 9 January 2012, SSL offered to acquire the Government of India's interests in HZL and BALCO for US\$ 2,577.7 million and US\$ 296.5 million, respectively. SSL has, by way of letters dated 10 April 2012 and 6 July 2012, sought to engage with the Government of India on the same terms as the offer. This offer was separate from the contested exercise of the call options, and SSL proposed to withdraw the ongoing litigations in relation to the contested exercise of the options should the offer be accepted. To date, the offer has not been accepted by the Government of India and therefore there is no certainty that the acquisition will proceed.

SSL continue to include the shareholding in the two companies HZL and BALCO, in respect of which the SSL has a call option as non-controlling interest.

In view of the lack of resolution on the options, the non-response to the exercise and valuation request from the Government of India, the resultant uncertainty surrounding the potential transaction and the valuation of the consideration payable, the Group considers the strike price of the options to be at fair value, which is effectively nil, and hence the call options have not been recognised in the financial statements.

30. Commitments, contingencies, and guarantees

In the normal course of business, the Group enters into certain capital commitments and also gives certain financial guarantees. The aggregate amount of indemnities and other guarantees on which the Group does not expect any material losses, was Rs. 106,097 million and Rs. 86,753 million (\$1,445.9 million) as at March 31, 2013 and 2014 respectively.

a. Commitments and contingencies

i. Commitments

Capital commitments

The Group had significant capital commitments as at March 31, 2013 and 2014 amounting to Rs. 121,950 million and Rs. 168,771 million (\$2,812.8 million) respectively, related primarily to capacity expansion projects, including commitments amounting to Rs. 10,424 million (\$173.7 million) (previous year Rs. 19,027 million) for its commercial power generation business, Rs. 41,720 million (\$ 695.3 million) (previous year Rs. 40,572 million) for capacity expansion at its aluminium business, Rs. 26,849 million (\$447.5 million) (previous year Rs. 27,777 million) for capacity expansion at HZL, Rs. 14,219 million (\$237.0 million) (previous year Rs. 15,101 million) at its copper business and Rs. 74,230.2 million (\$1,237.2 million) (previous year Rs. 17,764 million) for expansion at Cairn.

Export obligations

The Group had export obligations of Rs. 218,483 million and Rs. 227,769 million (\$ 3,796.2 million) as at March 31, 2013 and 2014 respectively on account of concessional rates of import duties paid on capital goods under the Export Promotion Capital Goods Scheme enacted by the Government of India which is to be fulfilled over the next eight years. If the Group is unable to meet these obligations, its liability would be Rs. 36,843 million (\$ 614.1 million) (Previous year Rs. 33,558 million) reduced in proportion to actual exports. Due to the remote likelihood of the Group being unable to meet its export obligations, the Group does not anticipate a loss with respect to these obligations and hence has not made any provision in its consolidated financial statements.

ii. Contingencies

Certain of the Group's operating subsidiaries have been named as parties to legal actions by third party claimants, and by the Indian sales tax, excise and related tax authorities for additional sales tax, electricity cess, excise and indirect duties. These claims primarily relate either to the assessable values of sales and purchases or to incomplete documentation supporting the Group's tax returns. As at March 31, 2013 and 2014, the total claim related to these liabilities is Rs. 19,289 million and Rs. 19,108 million (\$ 318.5 million) respectively. The Group has evaluated these contingencies and estimated that some of these claims are probable of

resulting in a loss and hence has recorded Rs. 294 million and Rs. 263 million (\$ 4.4 million) as current liabilities as at March 31, 2013 and 2014 respectively. Additionally, certain of the Group's operating subsidiaries have been issued demands by the income tax authorities, principally in respect of tax holiday and disallowances of expenditure relating to exempt income etc. amounting to Rs. 33,355 million and Rs. 31,776 million (\$529.6 million) as at March 31, 2013 and March 31, 2014, respectively.

The claims by third party claimants amounted to Rs. 29,279 million and Rs. 35,567 million (\$ 592.8 million) as at March 31, 2013 and 2014 respectively. The Group has evaluated these contingencies and estimated that some of these claims are probable of resulting in a loss and hence has recorded Rs. 1,046 million and Rs. 1,408 million (\$ 23.5 million) as current liabilities as at March 31, 2013 and 2014 respectively.

The below are the major cases, included in the contingencies above, that the subsidiaries of the Group are named as parties:

In case of Cairn, Ravva joint venture had received a claim from the Director General of Hydrocarbons (DGH) for the period from 2000-2005 for \$ 166.4 million for an alleged underpayment of profit petroleum to the Indian Government, out of which, Group's share will be \$ 37.4 million plus potential interest at applicable rate (LIBOR plus 2% as per PSC). This claim relates to the Indian Government's allegation that the Ravva JV had recovered costs in excess of the Base Development Costs ("BDC") cap imposed in the PSC and that the Ravva JV had also allowed these excess costs in the calculation of the Post Tax Rate of Return (PTRR). Joint venture partners initiated the arbitration proceedings and Arbitration Tribunal published the Award on January 18, 2011 at Kuala Lumpur, allowing Claimants (including the Group) to recover the development costs spent to the tune of \$ 278.0 million and disallowed over run of \$ 22.3 million spent in respect of BDC along with 50% legal costs reimbursable to the Joint venture partners. High Court of Kuala Lumpur dismissed Government of India's (GOI) application of setting aside the part of the Award on August 30, 2012 with costs. However, GOI appealed before the Court of Appeal against the High Court's order and the same is pending adjudication.

Shenzhen Shandong Nuclear Power Construction Co. Limited ("SSNP") subsequent to terminating the EPC contract invoked arbitration as per the contract alleging nonpayment of their dues towards construction of a 210 MW co-generation power plant for refinery expansion project, and filed a claim of Rs. 17,802 million (\$ 296.7 million). SSNP also filed a petition under Section 9 of the Arbitration and Conciliation Act, 1996 before the Bombay High Court praying for interim relief. The Bombay High Court initially dismissed their petition, but on a further appeal by SSNP, the Division Bench of the Bombay High Court directed Jharsuguda aluminium to deposit a bank guarantee for an amount of Rs. 1,870 million (\$31.1 million) as a security, being a prima facie representation of the claim, until arbitration proceedings are completed. Jharsuguda Aluminium has deposited a bank guarantee of equivalent amount. Management is of the opinion that this claim is not valid under the terms of the contract with SSNP and it is unlikely that SSNP can legally sustain the claim and accordingly, no provision is considered necessary.

The Department of Mines and Geology of the State of Rajasthan issued several show cause notices in August, September and October 2006 to HZL, totaling Rs. 3,339 million (\$55.6 million). These notices alleged unlawful occupation and unauthorised mining of associated minerals other than zinc and lead at HZL's Rampura Agucha, Rajpura Dariba and Zawar mines in Rajasthan during the period from July 1968 to March 2006. HZL believes that the likelihood of this claim becoming an obligation of the Group is remote and thus no provision has been made in the financial statements. HZL has filed writ petitions in the High Court of Rajasthan in Jodhpur and has obtained a stay in respect of these demands.

b. Guarantees

The Group has given guarantees in the normal course of business as stated below:

- Guarantees including corporate guarantees on the issuance of customs and excise duty bonds amounting to Rs. 58,855 million and Rs. 33,141 million (\$ 552.4 million) for the import of goods, including capital equipment at concessional rates of duty as at March 31, 2013 and 2014 respectively. The Group does not anticipate any liability on these guarantees.
- A bank guarantee amounting to AUD 6.1 million (Rs. 340 million or \$ 5.7 million) as at March 31, 2014 (Previous year AUD 5.0 million or Rs. 284 million), in favour of the Ministry for Economic Development, Energy and Resources, Tasmania, Australia as a security against rehabilitation liabilities on behalf of CMT. The same guarantee is backed up by the issuance of a corporate guarantee of Rs. 340 million (\$ 5.7 million). These liabilities have been fully recognized in the Group's consolidated financial statements. The Group does not anticipate any additional liability on these guarantees.
- Bank indemnity guarantees amounting to AUD 4.6 million (Rs. 257 million or \$ 4.1 million) as at March 31, 2014 (Previous year AUD 2.9 million or Rs. 164 million), in favour of the State Government of Queensland, Tasmania, Australia, as security against rehabilitation liabilities that are expected to occur at the closure of the mine on behalf of Thalanga Copper Mines Proprietary Limited ("TCM"). The same guarantees are backed up by the issuance of a corporate guarantee of AUD 1.8 million (Rs. 98 million or \$ 1.6 million). The environmental liability has been fully recognized in the Group's consolidated financial statements. The Group does not anticipate any additional liability on these guarantees.

- Bank indemnity guarantees amounting to ZAR 20.2 million (Rs. 115 million or \$ 1.9 million) as at March 31, 2014 (Previous year ZAR 20.2 million or Rs. 119 million), in favour of the Department of Mineral Resources, South Africa as a security against rehabilitation liabilities on behalf of BMM. The environmental liability has been fully recognized in the Group's consolidated financial statements. The Group does not anticipate any additional liability on these guarantees.
- Performance bank guarantees amounting to Rs. 2,962 million and Rs. 5,418 million (\$ 90.3 million) as at March 31, 2013 and 2014 respectively. These guarantees are issued in the normal course of business while bidding for supply contracts or in lieu of advances received from customers. The guarantees have varying maturity dates normally ranging up to three years. These are contractual guarantees and are enforceable if the terms and conditions of the contracts are not met and the maximum liability on these contracts is the amount mentioned above. The Group does not anticipate any liability on these guarantees.
- Bank guarantees for securing supplies of materials and services in the normal course of business. The value of these guarantees as at March 31, 2013 and 2014 was Rs. 7,159 million and Rs. 6,201 million (\$ 103.3 million) respectively. The Group has also issued bank guarantees in the normal course of business for an aggregate value of Rs. 704 million and Rs. 2,514 million (\$41.9 million) for litigation, against provisional valuation of custom duty and for other liabilities as at March 31, 2013 and 2014 respectively. The Group does not anticipate any liability on these guarantees.
- Bank guarantee of Rs 1,150 million (\$19.2 million) has been provided by the Group on behalf of Volcan Investment Limited on behalf of Income tax department, India as a collateral in respect of certain tax disputes.
- Performance guarantees for committed cumulative mandated work program of Rs. 1,351 million (\$ 22.5 million) as at March 31, 2014 (Previous year Rs. 1,540 million) and also for obligations arising out of various statutes while carrying out Petroleum Operations to the Government of India, Ministry of Petroleum and Natural Gas and The Director General of Customs, Sri Lanka against its performance in respect of MB-DWN-2009/1, KG-OSN-2009/3, SL-2007-01-001, CB-ONN-2002/1, GV-ONN-2002/1 and PR-OSN-2004/1 blocks as required under the respective Production Sharing Contracts (PSCs) /Production Resource Agreements (PRAs). These guarantees are issued in the normal course of business and are valid till the time obligations under the each PSCs/PRAs are met. These guarantees are enforceable if the terms and conditions of the respective PSCs / PRAs are not met and potential liability shall be both, performance and obligations.

The Group's outstanding guarantees cover obligations aggregating Rs. 72,539 million and Rs. 49,910 million (\$ 831.8 million) as at March 31, 2013 and 2014 respectively, the liabilities for which have not been recorded in its consolidated financial statements.

c. Other matters

- ASARCO had filed a suit in the Bankruptcy Court of the Southern District of Texas against SSL and Sterlite USA for alleged breach of the Purchase and Sale agreement signed in May 2008. The Bankruptcy Court heard the matter and vide its order dated final judgement of February 27, 2012, has ruled that ASARCO is entitled to a gross amount of \$ 132.8 million in incidental damages. This amount shall be reduced by US\$ 50 million paid by SSL to ASARCO in December 2009, making ASARCO entitled for a net amount of US\$ 82.75 million. SSL has recognized a liability of Rs. 4,973 million (\$ 82.8 million). SSL and Sterlite USA has filed notice of appeal against this judgment, the hearing of which is in progress. In the interim, the Bankruptcy Court passed an order requiring SSL to turnover an amount or other property of SSL equivalent to \$ 82.8 million plus costs incurred for enforcement of the order. The order also provides an injunction whereby pending the payment of judgement amount, SSL, its employees, agents, joint venturers and person acting in concert are restrained and enjoined from transferring, concealing or disposing of all its non-exempt property including any present and future dividends and distribution payable to our shareholders traded as ADR. SSL has applied to the Reserve Bank of India seeking permission remit money to satisfy the order.
- In an appeal filed by the Group against the closure order of the Tuticorin Copper smelter by Tamilnadu Pollution Control Board ("TNPCB"), the appellate authority National Green Tribunal ("NGT") passed an interim order on May 31, 2013 allowing the copper smelter to recommence operations and appointed an Expert Committee to submit a report on the plant operations. Post the interim order, the plant recommenced operations on June 23, 2013 and therefore the plant remained closed for the major duration of the first quarter of fiscal 2014 impacting the revenue and profits of the copper segment. The Expert Committee submitted a report on the operations of the plant stating that the plant's emission were within prescribed standards and based on this report, NGT ruled on July 15, 2013 that the Copper smelter could continue its operations. The NGT also ordered that the recommendations made by the Expert Committee be implemented in a time bound manner. The Group has implemented all of the recommendations during the year. TNPCB has filed an appeal against the order of the NGT before the Supreme Court of India, which is yet to be listed for hearing.

- iii) In March 2014, Cairn received a show cause notice from the Indian Tax Authorities ("Tax Authorities") for not deducting withholding tax on the payments made to Cairn UK Holdings Limited ("CUHL") UK, for acquiring shares of Cairn India Holdings Limited ("CIHL"). Tax Authorities have stated in the said notice that a short term capital gain of Rs. 245,035 million accrued to CUHL on transfer of the shares of CIHL to the Cairn, in financial year 2006-2007, on which tax should have been withheld by Cairn. Cairn believes that the transaction is not liable for any withholding tax on account of retrospective amendment by insertion of Explanation 5 to Section 9(1) (i) of India Income Tax Act, 1961 and Cairn intends to defend its position before the Tax Authorities. Cairn has, accordingly filed reply to the above notice in April 2014 and is cooperating with the Tax Authorities.

F-81

- iv) TSPL has entered into a long term Power Purchase Agreement (PPA) with Punjab State Power Corporation Limited (PSPCL) for supply of power. Due to delay in fulfillment of certain obligations by PSPCL as per the PPA, other related reasons and force majeure events, there has been a delay in implementation / completion of the project as compared to the PPA timelines. TSPL has received notices of claims from PSPCL seeking payment of Liquidated Damages (LD) of Rs. 3,176 million (maximum) each for delay in commissioning of Unit I, II and III totaling to Rs. 9,529 million.

During the quarter ended June 2014, PSPCL invoked the Performance Bank Guarantee of Rs. 1500 million to recover the LD on account of delay in COD of 1st Unit. TSPL has also filed a petition at Punjab State Electricity Regulatory Commission (PSERC) for adjudication of above dispute, which has been admitted and PSPCL has been directed to file reply. The Group has filed a civil writ petition before the High Court of Punjab against the bank guarantee invocation, which has been stayed till September 12, 2014, the next hearing date at PSERC. The Group has been legally advised by its advisors who have opined that such claims for LD from PSPCL are unsustainable.

Accordingly, on the basis of facts of the situation backed by legal opinion, no provision is considered necessary at this stage.

31. Segment information

The Group is a diversified natural resource Group engaged in exploring extracting and processing minerals and oil and gas. We produce zinc, lead, silver, copper, aluminium, iron ore, oil & gas and commercial power and have a presence across India, South Africa, Namibia, Ireland, Australia, Liberia and Sri Lanka. The Group is also in the business of commercial power generation and port operations in India. The Group has eight reportable segments: zinc India, zinc international, oil & gas, iron ore, copper, aluminum, power, and other. The management of the Group is organized by its main products: copper, zinc, aluminum, iron ore, oil & gas and power. Each of the reportable segments derives its revenues from these main products and hence these have been identified as reportable segments by the Group's chief operating decision maker ("CODM"). Segment profit / (loss) amounts are evaluated regularly by the Board who has been identified as the CODM in deciding how to allocate resources and in assessing performance.

Zinc India

The Group's zinc India business is owned and operated by Hindustan Zinc Limited ("HZL") in which it has a 64.9% interest as at March, 2014. HZL's operations include five lead-zinc mines, four zinc smelters, two lead smelters, one lead-zinc smelter, four sulphuric acid plants, a silver refinery and six captive power plants in the State of Rajasthan in Northwest India, one zinc smelter and a sulphuric acid plant in the State of Andhra Pradesh in Southeast India and one zinc ingot melting and casting plant at Haridwar and one silver refinery, one zinc ingot melting and casting plant and one lead ingot melting and casting plant at Pantnagar in the State of Uttarakhand in North India. Operations at the Visakhapatnam facility in the State of Andhra Pradesh consisting of a zinc smelter and a sulphuric acid plant which were suspended during the last quarter of fiscal 2012, has been discontinued during the year.

Zinc International

The Group's zinc international business comprises Skorpion mine and refinery in Namibia operated through THL Zinc Namibia Holdings (Proprietary) Limited ("Skorpion"), Lisheen mine in Ireland operated through Vedanta Lisheen Holdings Limited ("Lisheen") and Black Mountain Mining (Proprietary) Limited ("BMM"), whose assets include the Black Mountain mine and the Gamsberg mine project which is in exploration stage, located in South Africa. The Group has 100% interest in Skorpion, 74% interest in BMM and 100% interest in Lisheen as at March, 2014

Oil and gas

The Group's oil and gas business is owned and operated by Cairn and engaged in business of exploration and development and production of oil & gas, in which Sesa Sterlite has 58.8 % interest as at March 31, 2014. Cairn has a diversified asset base with nine blocks, one in state of Rajasthan in India, two on the west coast of India, four on the east coast of India, one in Sri Lanka and one in South Africa.

Iron ore

The Group's iron ore business is wholly owned by SSL and Sesa Resources Limited and consists of exploration, mining and processing of iron ore, pig iron and metallurgical coke and generation of power. The mining operations are carried out at Codli group and the Sonshi group of mines in state of Goa, Narrain mines situated at state of Karnataka in India, a Met Coke and Pig Iron plant in state of Goa in India. Iron ore business also has a power plant in state of Goa in India for captive use. Group's iron ore business also comprises Western Cluster Limited ("WCL") in Liberia which has iron assets and is a wholly owned by the Group. WCL's assets include development rights to western cluster and a network of iron ore deposits in West Africa.

Copper

The Group's copper business is owned and operated by SSL, Copper Mines of Tasmania Pty Ltd ("CMT") and Fujairah Gold FZC and principally one of custom smelting and includes a copper smelter, a refinery, a phosphoric acid plant, a sulphuric acid plant, a copper rod plant and two captive power plants at Tuticorin in Southern India, and a refinery and two copper rod plants at Silvassa in Western India. In addition, the Group owns and operates the Mt. Lyell copper mine in Tasmania, Australia through its subsidiary, CMT, which provides a small percentage of the copper concentrate requirements, and a precious metal refinery and copper rod plant in Fujairah through its subsidiary Fujairah Gold FZC in the UAE.

Aluminium

The Group's aluminium business is owned and operated by SSL and Bharat Aluminium Company Limited ("BALCO") in which it has a 51% interest as at March, 2014. SSL aluminium operations include a refinery and a 75 MW captive power plant at Lanjigarh and a smelter and a 1215 MW captive power plant at Jharsuguda both situated in the State of Odisha in India. BALCO's operations include two bauxite mines, two power plants (of which one is used to produce power for captive consumption), and refining, smelting and fabrication facilities in Central India.

Power

The Group's power business is owned and operated by SSL and Talwandi Sabo Power Limited ("TSPL"), a wholly owned subsidiary of the SSL which are engaged in the power generation business in India. SSL power operations include 2,400 MW (four units of 600 MW each) thermal coal-based commercial power facility at Jharsuguda in the State of Odisha in Eastern India and all four units of 600 MW are currently operational. TSPL had signed a power purchase agreement with the Punjab State Power Corporation Limited ("PSPCL") for the establishment of 1,980 MW (three units of 660 MW each) thermal coal-based commercial power facilities and is a development stage enterprise in the process of constructing the power plant. Power business also include the 274 MW of wind power plants commissioned by HZL, 270 MW power plant at BALCO's Korba facility which was previously for captive use before the shutdown of the 100,000 tpa aluminium smelter at Korba on June 5, 2009 and 106.5 MW power plant at Malco Energy Limited situated at Mettur Dam in the State of Tamil Nadu in southern India.

Other

The Group's other activities include Vizag General Cargo Berth Private Limited ("VGCB") in which the Group owns a 74% interest. Vizag port project includes mechanisation of coal handling facilities and up gradation of general cargo berth for handling coal at the outer harbour of Vishakhapatnam port on the east coast of India. VGCB commenced operations in the fourth quarter of fiscal 2013.

The accounting policies of the reportable segments are the same as the Group's accounting policies described in Note 3. The operating segments reported are the segments of the Group for which separate financial information is available. Segment profit (Earnings before interest, depreciation and amortization, share in profit of associate and tax) amounts are evaluated regularly by the Board that has been identified as its CODM in deciding how to allocate resources and in assessing performance. The Group's financing (including finance costs and finance income) and income taxes are reviewed on an overall basis and are not allocated to operating segments as is the Group's share in profit of associate. Transfer prices between operating segments are on an arm's length basis in a manner similar to transactions with third parties except from power segment sales amounting to Rs. 2,214 million (\$36.9 million), Rs. 537 million and Rs 622 million which is at cost for the year ended March 31, 2014, 2013 and 2012 respectively.

The following table presents revenue and profit information and certain assets information regarding the Group's business segments for the year ended March 31, 2012, 2013 and 2014.

a. For the year ended March 31, 2012 (recast)

	<u>Copper</u>	<u>Zinc India</u>	<u>Zinc International</u>	<u>Aluminium</u>	<u>Power</u>	<u>Iron Ore</u>	<u>Oil and Gas</u>	<u>Others</u>	<u>Elimination</u>	<u>Total</u>
	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(Rs. in million)
Revenue										
Sales to external customers	201,647	111,319	41,272	82,195	26,088	88,248	44,944	2,403	—	598,116
Inter-segment sales	—	—	1,499	107	2,385	91	—	—	(4,082)	—
Segment revenue	201,647	111,319	42,771	82,302	28,473	88,339	44,944	2,403	(4,082)	598,116
Cost of sales and expenses	(191,709)	(52,023)	(25,404)	(74,560)	(22,174)	(54,110)	(11,119)	(2,463)	4,082	(429,480)
Segment profit	9,938	59,296	17,367	7,742	6,299	34,229	33,825	(60)	—	168,636
Depreciation and amortisation	(2,173)	(5,236)	(11,359)	(10,327)	(3,964)	(11,114)	(16,938)	—	—	(61,111)
Operating profit	7,765	54,060	6,008	(2,585)	2,335	23,115	16,887	(60)	—	107,525
Investment and other income										23,583
Finance and other costs										(46,323)
Share in consolidated profit of associate										4,404
Profit before tax										89,189

b. For the year ended March 31, 2013 (recast)

	Copper (Rs. in million)	Zinc India (Rs. in million)	Zinc International (Rs. in million)	Aluminium (Rs. in million)	Power (Rs. in million)	Iron Ore (Rs. in million)	Oil and Gas (Rs. in million)	Others (Rs. in million)	Elimination (Rs. in million)	Total (Rs. in million)
Revenue										
Sales to external customers	217,262	123,241	43,475	99,073	34,169	26,054	175,518	3,511	—	722,303
Inter-segment sales	112	—	—	560	2,196	65	—	—	(2,933)	—
Segment revenue	217,374	123,241	43,475	99,633	36,365	26,119	175,518	3,511	(2,933)	722,303
Cost of sales and expenses	(206,506)	(59,014)	(27,763)	(88,348)	(24,814)	(21,589)	(47,016)	(3,572)	2,933	(475,689)
Segment profit	10,868	64,227	15,712	11,285	11,551	4,530	128,502	(61)	—	246,614
Depreciation and amortisation	(2,351)	(5,886)	(10,634)	(10,325)	(5,158)	(4,607)	(78,132)	(10)	—	(117,103)
Operating profit	8,517	58,341	5,078	960	6,393	(77)	50,370	(71)	—	129,511
Investment and other income										34,931
Finance and other costs										(54,716)
Profit before tax										109,726
Assets and liabilities										
Assets										
Segment assets	90,004	113,347	54,899	414,698	173,265	115,354	903,559	8,218	—	1,873,344
Financial assets										1,212
Investments										45,707
Deferred tax asset										408,171
Short-term investments										15,905
Cash and cash equivalent										46,639
Loan to related parties										23,404
Current tax asset-non-current										2,414,382
Total assets										
Liabilities										
Segment liabilities	92,832	10,770	10,707	59,026	33,602	9,433	54,526	1,183	—	272,079
Short-term borrowings										178,413
Current tax liabilities										5,417
Long-term borrowings										523,038
Deferred tax liabilities										252,166
Total liabilities										1,231,113
Additions to										
property, plant and equipments	4,864	15,418	1,949	23,388	38,181	6,892	17,464	47	—	108,203
Additions to Leasehold Land	—	120	—	9	—	—	—	—	—	129
Additions to exploratory and evaluation assets	—	—	—	—	—	—	5,181	—	—	5,181
Additions to other intangible assets	37	108	—	167	46	48	436	5,881	—	6,723

c. For the year ended March 31, 2014

	Copper (Rs. in million)	Zinc India (Rs. in million)	Zinc International (Rs. in million)	Aluminum (Rs. in million)	Power (Rs. in million)	Iron Ore (Rs. in million)	Oil and Gas (Rs. in million)	Others (Rs. in million)	Elimination (Rs. in million)	Total (Rs. in million)	Total (US dollars in million)
Revenue											
Sales to external customers	205,577	131,980	40,156	107,790	35,076	16,516	187,103	1,045	—	725,243	12,087.4
Inter-segment sales	302	831	—	199	2,562	42	—	33	(3,969)	—	—
Segment revenue	205,879	132,811	40,156	107,989	37,638	16,558	187,103	1,078	(3,969)	725,243	12,087.4
Cost of sales and expenses	(194,450)	(64,169)	(27,327)	(91,858)	(30,209)	(19,258)	(47,650)	(1,335)	3,969	(472,287)	(7,871.4)
Segment profit	11,429	68,642	12,829	16,131	7,429	(2,700)	139,453	(257)	—	252,956	4,216.0
Depreciation and amortisation	(2,553)	(6,946)	(7,472)	(10,484)	(5,035)	(2,776)	(85,511)	(210)	—	(121,887)	(2,031.5)
Impairment (Refer Note 8)	—	—	(2,873)	(668)	—	—	—	—	—	(3,541)	(59.0)
Operating profit	8,876	61,696	2,484	4,979	1,494	(5,476)	53,942	(467)	—	127,528	2,125.5
Investment and other income	—	—	—	—	—	—	—	—	—	42,165	702.8
Finance and other costs	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(72,821)	(1,213.7)
Profit before tax	—	—	—	—	—	—	—	—	—	96,872	1,614.6
Assets and liabilities											
Assets											
Segment assets	81,697	127,960	47,469	408,644	190,735	118,034	963,950	9,311	—	1,947,800	32,463.5
Financial assets investments	—	—	—	—	—	—	—	—	—	111	1.9
Deferred tax asset	—	—	—	—	—	—	—	—	—	73,082	1,218.0
Short-term investments	—	—	—	—	—	—	—	—	—	518,015	8,633.6
Cash and cash equivalent	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15,423	257
Loan to related parties	—	—	—	—	—	—	—	—	—	163	2.8
Current tax asset- non-current	—	—	—	—	—	—	—	—	—	22,616	376.9
Current tax asset	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,729	78.8
Total assets	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,581,930	43,032.5
Liabilities											
Segment liability	86,276	15,541	13,224	65,300	34,865	13,240	77,719	8,181	—	314,346	5,239.2
Short-term borrowings	—	—	—	—	—	—	—	—	—	161,728	2,695.5
Current tax liabilities	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6,278	104.6
Long-term borrowings	—	—	—	—	—	—	—	—	—	547,375	9,122.9
Deferred tax liabilities	—	—	—	—	—	—	—	—	—	289,869	4,831.2
Total liabilities	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,319,596	21,993.4
Additions to property, plant and equipments	2,707	18,820	2,446	9,186	19,043	2,973	23,714	446	—	79,335	1,322.2
Additions to Leasehold I, and	—	629	—	221	103	—	—	87	—	1,040	17.3
Additions to exploratory and evaluation assets	—	—	—	—	—	—	15,299	—	—	15,299	255
Additions to other intangible assets	—	504	77	23	—	—	307	89	—	1,000	16.7

F-86

Geographical Segment Analysis

The Group's operations are primarily located in India. The following table provides an analysis of the Group's sales by geographical market irrespective of the origin of the goods:

	2012	2013	2014	2014
	(Rs in million)	(Rs in million)	(Rs in million)	(US dollars in millions)
India	324,852	506,264	499,064	8,317.7
China	112,805	76,992	67,825	1,130.4
Belgium	42,338	23,713	7,891	131.5
Others	118,121	115,334	150,463	2,507.8
	598,116	722,303	725,243	12,087.4

The following is an analysis of the carrying amount of non-current assets, being property, plant and equipment, exploratory and evaluation assets intangible assets and leasehold prepayments analysed by the geographical area in which the assets are located:

	As at March 31		
	2013	2014	2014
	Carrying amount (Rs. in millions)	Carrying amount (Rs. in millions)	Carrying amount (US dollars in millions)
India	1,583,288	1,641,302	27,355.1
Australia	1,731	1,437	24.0
South Africa	21,882	21,994	366.6
Namibia	14,788	12,146	202.4
Liberia	6,914	13,058	217.6
Sri Lanka	42,796	47,333	788.9
Ireland	8,444	4,187	69.8
UAE	1,204	1,253	20.9
	1,681,047	1,742,710	29,045.3

No single customer accounted for 10.0% or more of our revenue on a consolidated basis in any of the years indicated except for our oil and gas segment, where, a single customer accounted for 11.3% of our revenue (Rs. 81,938 million) on a consolidated basis in fiscal year 2014. This customer accounted for 9.5% of our revenue (Rs. 68,874 million) in fiscal year 2013 and 3.9% of our revenue (Rs. 23,565 million) in fiscal year 2012.

32. Related party transactions

The Company's subsidiaries as at March 31, 2014 are as follows:

Subsidiaries	Principal activities	The Group's percentage holding (in % as at March 31, 2014)	Immediate holding company	Immediate percentage holding (in % as at March 31, 2014)
BALCO	Aluminium mining and smelting	51	Sesa Sterlite Limited	51
CMT	Copper mining	100	MCBV	100
Fujairah Gold FZC	Gold & Silver processing	100	CMT & TCM	100
HZL	Zinc mining and smelting	64.92	Sesa Sterlite Limited	64.92
Monte cello BV	Holding company	100	Sesa Sterlite Limited	100
Sterlite Infra Limited	Infrastructure projects and Holding company	100	Sesa Sterlite Limited	100
Thalanga Copper Mines ("TCM")	Copper mining	100	MCBV	100
Sterlite (USA) Inc.	Investment company	100	Sesa Sterlite Limited	100

TSPL	Energy generation	100	Sesa Sterlite Limited	100
THL Zinc Ventures Ltd	Investment company	100	Sterlite Infra Limited	100
THL Zinc Ltd			THL Zinc Ventures Ltd	
THL Zinc Holding B.V.	Investment company	100		100
THL Zinc Namibia Holdings (Proprietary) Ltd	Investment company	100	Sterlite Infra Limited	100
Skorpion Zinc (Pty) Ltd	Mining and exploration	100	THL Zinc Ltd	100
	Acquisition of immovable and movable properties	100	THL Zinc Namibia Holdings (Proprietary) Ltd	100
Skorpion Mining Company (Pty) Ltd			Skorpion Zinc (Pty) Ltd	
Namzinc (Pty) Ltd	Zinc mining and smelting	100		100
			Skorpion Zinc (Pty) Ltd	
Amica Guesthouse (Pty) Ltd	Zinc refinery	100		100
	Accommodation and catering services	100	Skorpion Zinc (Pty) Ltd	100
Rosh Pinah Health Care (Pty) Ltd	Leasing out of medical equipment and building and conducting services related thereto	69	Skorpion Zinc (Pty) Ltd	69
Black Mountain Mining (Proprietary) Limited	Zinc mining and milling	74	THL Zinc Ltd	74
Vedanta Lisheen Holdings Limited	Investment Company	100	THL Zinc Holding B.V.	100
Vedanta Lisheen Mining Limited	Zinc mining and milling	100	Vedanta Lisheen Holdings Limited	100
Killoran Lisheen Mining Limited	Zinc mining and milling	100	Vedanta Lisheen Holdings Limited	100
Killoran Lisheen Finance Limited	Investment Company	100	Vedanta Lisheen Holdings Limited	100
Lisheen Milling Limited	Manufacturing	100	Vedanta Lisheen Holdings Limited	100
Vedanta Exploration Ireland Limited	Exploration company	100	Vedanta Lisheen Holdings Limited	100
Malco Energy Limited	Power generation	100	Sesa Sterlite Limited	100
Vizag General Cargo Berth Private Limited	Infrastructure	74	Sesa Sterlite Limited	74
Paradip Multi Cargo Berth Private Limited	Infrastructure	74	Sesa Sterlite Limited	74
Pecvest 17 Proprietary Limited	Investment Company	100	THL Zinc Ltd	100
Lisheen Mine Partnership**			Killoran Lisheen Mining Limited and Vedanta Lisheen Mining Limited	
	Zinc mining and milling	100		100
Sterlite Ports Limited	Investment Company	100	Sesa Sterlite Limited	100
Maritime Ventures Limited	Infrastructure	100	Sterlite Ports Limited	100
Sterlite Infraventures Limited	Investment Company	100	Sesa Sterlite Limited	100
Lakomasko B.V.	Investment company	100	THL Zinc Holding B.V.	100
Sesa Resources Limited	Iron Ore mining	100	Sesa Sterlite Limited	100
Goa Energy Limited	Energy generation	100	Sesa Sterlite Limited	100
Bloom Fountain Limited	Investment Company	100	Sesa Sterlite Limited	100

Sesa Mining Corporation Limited	Iron Ore mining	100	Sesa Resources Limited	100
Western Clusters Limited	Iron Ore mining	100	Bloom Fountain Limited	100
Twinstar Energy Holding Limited	Holding company	100	Bloom Fountain Limited	100
Twinstar Mauritius Holding Limited	Investment Company	100	Twinstar Energy Holding Limited	100
Cairn India Limited			Sesa Sterlite Limited, Twinstar Mauritius Holding Limited, Sesa Resources Limited	58.85
	Oil & Gas exploration, development and production	58.85	Cairn India Limited	100
CIG Mauritius Holding Private Limited	Investment Company	58.85	Cairn India Limited	100
Cairn India Holdings Limited	Investment Company	58.85	Cairn Mauritius Holding Private Limited	100
CIG Mauritius Private Limited	Investment Company	58.85	CIG Mauritius Private Limited	100
Cairn Lanka Private Limited	Exploration & Production	58.85	Cairn India Holdings Limited	100
Cairn Energy Australia Pty Limited	Holding company	58.85	Cairn India Holdings Limited	100
Cairn Energy Holdings Limited	Investment Company	58.85	Cairn Energy Australia Pty Limited	100
Cairn Energy India Pty Limited	Exploration & Production	58.85	Cairn Energy	100
CEH Australia Pty Limited	Holding company	58.85	Australia Pty Limited	100
Cairn Energy Netherlands Holding BV	Holding company	58.85	Cairn Energy Holdings Limited	100
Cairn Energy Cambay BV	Exploration & Production	58.85	Cairn Energy Netherlands Holding BV	100
Cairn Energy Gujarat BV	Exploration & Production	58.85	Cairn Energy Netherlands Holding BV	100
Cairn Energy India West BV	Exploration & Production	58.85	Cairn Energy Netherlands Holding BV	100
Cairn Exploration No 2 Limited	Exploration & Production	58.85	Cairn Energy Holdings Limited	100
Cairn Exploration No 7 Limited	Exploration & Production	58.85	Cairn Energy Holdings Limited	100
Cairn Exploration No 6 Limited	Exploration & Production	58.85	Cairn Energy Holdings Limited	100
Cairn Energy Gujarat Block 1 Limited	Exploration & Production	58.85	Cairn Energy Holdings Limited	100
Cairn Energy Discovery Limited	Exploration & Production	58.85	Cairn Energy Holdings Limited	100
Cairn Energy Hydrocarbons Limited	Exploration & Production	58.85	Cairn Energy Holdings Limited	100
Cairn South Africa Proprietary Limited	Exploration & Production	58.85	Cairn Energy Hydrocarbons Limited	100

** Entities registered as other than corporate entity.

The Company owns directly or indirectly through subsidiaries, more than half of the voting power of all of its subsidiaries as mentioned in the list above, and the Group is able to govern its subsidiaries' financial and operating policies so as to benefit from their activities.

Ultimate controlling party

As at March 31, 2014, the Group is majority owned by Twin Star Holdings Limited, Finsider International Company Limited, West Globe Limited and Welter Trading Limited which are in turn wholly-owned subsidiaries of Vedanta Resources Plc (Intermediate Holding Company). The ultimate controlling party of the Group is Volcan Investments Limited ("Volcan"), which is controlled by persons related to the Chairman Emeritus, Mr. Anil Agarwal. Volcan Investment Limited, Twin Star Holdings Limited, Finsider International Company Limited, West Globe Limited and Welter Trading Limited do not produce Group financial statements.

List of related parties and relationships

The Group enters into transactions in the normal course of business with its related parties, including its parent Vedanta, and the companies over which it has significant influence. A summary of significant related party transactions for the year ended March 31, 2012, 2013 and 2014 is noted below.

The following table provides the total amount of transactions that have been entered into with related parties for the relevant financial year. The significant transactions relate to the normal sale and purchase of goods and loans and investments. All inter-company transactions and balances are eliminated on consolidation.

A) Entities Controlling the Company (Holding Companies)

- Volcan Investments Limited ('Volcan')
- Vedanta Resources Plc. ('Vedanta')
- Vedanta Resources Holdings Limited ('VRHL')
- Twin Star Holdings Limited ('TSHL')
- Finsider International Company Limited ('Finsider')
- Westglobe Limited ('Westglobe')
- Welter Trading Limited ('Welter')
- Richter Holdings Limited ('Richter')
- Vedanta Resources Finance Limited
- Vedanta Resources Cyprus Limited

B) Fellow subsidiaries

- Konkola Copper Mines ('KCM')
- Vedanta Resources Jersey II Limited ('VRJ2')
- Vedanta Jersey Investments Limited ('VJIL')
- Sterlite Technologies Limited ('STL')
- Sterlite Iron and Steel Company Limited ('SISCOL')
- Sterlite Grid Limited

C) Other Related Parties

- Sesa Community Development Foundation
- Vedanta Medical Research Foundation ('VMRF')
- Vedanta Foundation
- Anil Agarwal Foundation Trust
- Public and Political Awareness Trust ('PPAT')
- Balco Employees Provident Fund Trust
- Hindustan Zinc Ltd Employees Contributory Provident Fund Trust
- Sesa Group Employees Provident Fund

D) Key Managerial Personnel

- Mr. Anil Agarwal, Chairman Emeritus
- Mr. Navin Agarwal, Executive Chairman
- Mr. Tarun Jain, Whole Time Director
- Mr. M. S. Mehta (Chief Executive Officer up to March 31, 2014)
- Mr. D. D. Jalan (Chief Financial Officer w.e.f. April 1, 2014)
- Mr. P. K. Mukherjee (Executive Director up to March 31, 2014)

- Mr. Amit Pradhan, Executive Director (resigned w.e.f. August 18, 2013)
- Mr. Thomas Albanese (Chief Executive Officer w.e.f. April 1, 2014)

E) Relative of Key Managerial Personnel

- Mr. Agnivesh Agarwal (Son of Mr. Anil Agarwal)

F-90

	For the Year ended March 31,			
	2012 (Rs. in million) (recast)	2013 (Rs. in million) (recast)	2014 (Rs. in million)	2014 (US dollars in million)
Sales				
STL	9,051	11,952	6,507	108.4
Total	9,051	11,952	6,507	108.4
Purchases of goods/services				
KCM	27	22,363	22,062	367.7
STL	342	254	12	0.2
Vedanta Foundation	—	1	—	—
Anil Agarwal Foundation Trust	3	—	—	—
Total	372	22,618	22,074	367.9
Interest income / (Finance costs)				
VRJ2	—	—	(16,615)	(276.9)
Vedanta	(5,819)	(12,431)	(1,632)	(27.2)
Vedanta	13	68	124	2.1
Welter	94	596	152	2.5
Welter	(1,027)	—	—	—
Richter	—	55	81	1.3
TSHL	2	56	47	0.8
VJIL	73	109	44	0.7
SISCOL	30	33	25	0.4
STL	—	1	12	0.2
VRHL	—	—	21	0.4
VRHL	(380)	335	(45)	(0.7)
Total	(7,014)	(11,178)	(17,786)	(296.4)
Dividend paid				
TSHL	4,306	4,322	4,073	67.8
Finsider	2,208	803	642	10.7
Westglobe	244	89	71	1.2
Welter	54	81	58	1.0
Total	6,812	5,295	4,844	80.7
Management fees expenses				
Vedanta	240	272	305	5.1
Total	240	272	305	5.1
Service Income				
Vedanta	10	11	21	0.3
Total	10	11	21	0.3
Long Term Incentive Plan Expenses				
Vedanta	983	1,386	1,846	30.8
Total	983	1,386	1,846	30.8
Loans given/(repaid) during the year				
Vedanta	4,144	1,943	—	—
Vedanta	(64)	(909)	(1,210)	(20.2)
VRHL	—	—	4,914	81.9
Welter	3,704	10,341	121	2.0

F-91

Welter	—	—	(43)	(0.7)
Richter	—	10,758	66	1.1
VJIL	—	—	36	0.6
TSHL	2,397	3,544	9	0.2
SISCOL	62	(6)	(237)	4.0
Total	10,243	25,671	3,656	60.9
Loan taken/(repaid) during the year				
VRJ2	—	—	89,827	1,497.1
VRHL	(5,202)	(9,215)	(5,628)	(93.8)
Vedanta	161,538	10,069	260	4.4
Vedanta	(126)	(55)	—	—
Welter	(24,463)	(6,257)	—	—
Total	131,747	(5,458)	84,459	1,407.7
Loan Assigned during the year(*)				
Vedanta	—	—	5,087	84.8
VJIL	—	—	4,150	69.2
Richter	—	—	12,019	200.3
VRHL	—	—	4,913	81.9
TSHL	—	—	6,971	116.2
Welter	—	—	22,291	371.4
Total	—	—	55,431	923.8
Guarantee given/(taken)				
Vedanta	(133,682)	—	(72,120)	(1,202.0)
	(133,682)	—	(72,120)	(1,202.0)
Donations				
Sesa Community Development Foundation	53	39	48	0.8
Vedanta Foundation	111	67	45	0.8
VMRF	251	260	56	0.9
PPAT	50	50	—	—
Anil Agarwal Foundation Trust	—	1	—	—
Total	465	417	149	2.5
Investment in Vedanta Bonds				
	—	—	3,130	52.2
	—	—	3,130	52.2
Purchase/(Sale) of property, plant and equipments				
STL	—	—	(3)	(0.0)
STL	—	—	1	0.0
Total	—	—	(2)	(0.0)

F-92

The significant receivables from and payables to related parties as at March 31, 2013 and March 31, 2014 are set out below:

	Year ended March 31,		
	2013 (Rs. in million) (re-cast)	2014 (Rs. in million)	2014 (US dollars in million)
Receivable from:			
STL	728	328	5.5
KCM	109	151	2.5
Vedanta Foundation	1	0	0.0
Vedanta	26	117	1.9
SISCOL	22	22	0.4
Welter	156	—	—
Richter	43	—	—
TSHL	51	—	—
VJIL	32	—	—
Anil Agarwal Foundation Trust	1	—	—
Volcan	12	11	0.2
Sterlite Grid Limited	—	1	0.0
Total	1,181	630	10.5
Loans to:			
SISCOL	400	163	2.7
Richter	10,732	—	—
TSHL	6,246	—	—
Vedanta	5,659	—	—
Welter	19,902	—	—
VJIL	3,700	—	—
Total	46,639	163	2.7
Payable to:			
VRJ2	—	24,329	405.5
Vedanta	18,540	2,389	39.8
KCM	—	177	2.9
VRHL	12	—	—
STL	3	3	0.1
Sesa Group Employees Provident Fund	146	126	2.1
Total	18,701	27,024	450.4
Borrowings from:			
VRJ2	—	2,34,016	3,900.3
Vedanta	1,80,623	—	—
VRHL	5,448	—	—
Total	1,86,071	2,34,016	3,900.3
Guarantees outstanding**			
Vedanta ¹	(354,950)	(2,82,859)	(4,714.3)
Volcan ²	1,150	1,150	19.2
Total	(353,800)	(2,81,709)	(4,695.1)
Investment in Equity Shares - Quoted			
STL	112	111	1.9
Total	112	111	1.9
Investment in Vedanta Bonds			
Total	—	3130	52.2
Total	—	3130	52.2

** Maximum guarantee amount and does not represent actual liability.

1. Guarantees provided by Vedanta against the borrowings taken by the Group
2. Bank guarantee has been provided by the Group on behalf of Volcan in favour of Income tax department, India as collateral in respect of certain tax disputes of Volcan.

Cairn PSC guarantee to Government

Vedanta has provided parent company financial and performance guarantee to Government of India for the Cairn India Group's obligation under the Production Sharing Contract ('PSC'). The guarantee provides for making available financial resources equivalent to Cairn India's share for its obligation under PSC, personnel and technical services in accordance with industry practices and any other resources in case Cairn India is unable to fulfill its obligations under PSC.

Cairn Investment in Vedanta Bonds

Cairn has invested Rs. 3,130 million (\$52.2 million) in bonds issued by Vedanta, which have maturities ranging from June 2016 to June 2021 at interest rates ranging from 6% to 9.5%.

Acquisition of shareholding in Cairn India

Pursuant to the share purchase agreement, dated February 25, 2012 between BFL, a wholly owned subsidiary of the erstwhile Sesa Goa and VRHL, BFL acquired 38.68% shareholding in Cairn India and an associated debt of USD 5,998 million by way of acquisition of TEHL, for a nominal cash consideration of USD 1.

Terms and conditions of transactions with related parties

The sales to and purchases from related parties are made in ordinary course of business. There have been no guarantees provided or received for any related party receivables or payables. For the year ended March 31 2014, the Company has not recorded any impairment of receivables relating to amounts owed by related parties (2012 and 2013: Nil). This assessment is undertaken each financial year through examining the financial position of the related party and the market in which the related party operates.

***Loans to holding companies**

From time to time the Group had given loan to Vedanta to finance general corporate purpose. The loan balance as at March 31, 2013 was Rs. 5,659 million (\$ 103.8 million). These unsecured loans have been provided on fixed and floating basis interest rates and carry an average interest rate of 1.58% per annum. During the year loans amounting to Rs 5,087 million (\$ 84.8 million) has been assigned to VRJ2 in exchange for loan payable to VRJ2 by TMHL.

The Group had given loans to TSHL to finance general corporate purpose. The loan balance as at March 31, 2013 was Rs. 6,246 million (\$ 114.6 million). These unsecured loans have been provided on fixed and floating basis interest rates and carry an average interest of rate of 1.59% per annum. Loans given to TSHL were supported by a Letter of comfort from Vedanta. During the year loans amounting to Rs 6,971 million (\$ 116.2 million) has been assigned to VRJ2 in exchange for loan payable to VRJ2 by TMHL.

The Group had given loans to Welter to finance general corporate purpose. The loan balance as at March 31, 2013 was Rs. 19,902 million (\$ 365.0 million). These unsecured loans have been provided on fixed and floating basis interest rates at an average rate of 1.65% per annum. Loans given to Welter were supported by a Letter of comfort from Vedanta. During 2013 loans amounting to Rs 9,651 million (\$ 177.0 million) were renewed upon maturity on fresh terms and conditions. During the year loans amounting to Rs 22,291 million (\$ 371.4 million) has been assigned to VRJ2 in exchange for loan payable to VRJ2 Limited by TMHL.

The Group had given loans to Richter to finance general corporate purpose. The loan balance as at March 31, 2013 was Rs 10,732 million (\$ 196.8 million). These unsecured loans have been provided on fixed and floating basis interest rates at an average rate of 1.66% per annum and are repayable on various dates till March 2014. Loans given to Richter are supported by a Letter of comfort from Vedanta. During the year loans amounting to Rs 12,019 million (\$ 200.3 million) has been assigned to VRJ2 in exchange for loan payable to VRJ2 by TMHL.

During the year the Group has given loans amounting to Rs 4,913 million (\$81.9 million) to VRHL at an average rate of 1.69% to finance general corporate purpose which were later assigned to VRJ2 in exchange for loan payable to VRJ2 by TMHL.

***Loans to fellow subsidiaries**

The Group had given a loan to VJIL to finance general corporate purpose. The loan balance as at March 31, 2013 was Rs 3,700 million (\$ 67.9 million). This unsecured loan carries an interest rate of 1.3% per annum. Loan given to VJIL were supported by a Letter of comfort from Vedanta. During 2013 loans amounting to Rs 3,700 million (\$ 67.9 million) were renewed upon maturity on fresh terms and conditions. During the year loans amounting to Rs 4,150 million (\$ 69.2 million) has been assigned to VRJ2 in exchange for loan payable to VRJ2 by TMHL.

During 2014, Group had renewed loan provided to SISCOL to finance project in earlier years. The loan balance as at March 31, 2014 was Rs. 163 million (\$ 2.7 million). The loan is unsecured in nature and carries an interest rate of 10% per annum. The loan was due in May 2014.

F-94

Loan from holding company As at March 2012, the Group had borrowed loans from Vedanta of \$ 3,137.0 million for Cairn India's acquisition made during 2011.

During the year, pursuant to signing of a Deed of Assignment between Vedanta and VRJ2, all the existing rights of the above mentioned Loan have been assigned to VRJ2 and the new lender for the Company is VRJ2.

During the year, the Group borrowed \$1,484.8 million at an average rate of 7.5 % from VRJ2 to meet funding requirements for refinancing of loan for acquisition of stake in Cairn India. The loan balance as at March 31, 2014 is \$ 3,893.8 million at an average rate of 7.9% having an average maturity period of 5 years. This loan is unsecured.

Remuneration of key management personnel

The remuneration of the key management personnel of the Group are set out below in aggregate for each of the categories specified in IAS 24 Related party disclosures.

	2012	As at March 31,		2014
	(Rs. in million) (recast)	2013 (Rs. in million) (recast)	2014 (Rs. in million)	(US dollars in million)
Short-term employee benefits	200	264	305	5.1
Post employment benefits	18	20	30	0.5
Share based payments	54	79	99	1.6
	<u>272</u>	<u>363</u>	<u>434</u>	<u>7.2</u>
Salary of Relative of Key Managerial Personnel				
Mr. Agnivesh Agarwal	19	25	33	0.6

Details of transactions during the year with post retirement trusts:

	2012	As at March 31,		2014
	(Rs. in million) (recast)	2013 (Rs. in million) (recast)	2014 (Rs. in million)	(US dollars in million)
PF Trust				
Balco Employees Provident Fund Trust	129	141	152	2.5
Hindustan Zinc Ltd Employees Contributory Provident Fund Trust	248	269	268	4.4
Sesa Group Employees Provident Fund	345	355	226	3.7
Total	<u>722</u>	<u>765</u>	<u>646</u>	<u>10.6</u>

33. Other notes

(a) Components of other comprehensive income –cash flow hedges

For the year ended March 31,	2012	2013	2014	2014
	(Rs. in million) (recast)	(Rs. in million) (recast)	(Rs. in million)	(US dollars in million)
Net gain/(loss) arising during the year	(5,045)	(963)	(862)	(14.5)
Reclassification adjustments for net gain/(loss) included in the consolidated statements of profit or loss	77	4,686	903	15.1
Net gain/(loss) on cash flow hedges recognised in other comprehensive income, net of tax	<u>(4,968)</u>	<u>3,723</u>	<u>41</u>	<u>0.6</u>

(b) Exchange gain/ (loss) recognised in the consolidated statements of profit or loss:

For the year ended March 31,	2012 (Rs. in millions) (recast)	2013 (Rs. in millions) (recast)	2014 (Rs. in millions)	2014 (US dollars in millions)
Other operating income	(752)	(582)	(4)	(0.1)
Cost of sales	(5,074)	(6,135)	(1,280)	(21.3)
Administration cost	(1,386)	(2,323)	(7,185)	(119.8)
Investment and other income	(107)	462	285	4.7
Finance and other costs	(21,484)	(14,851)	(16,141)	(269.0)
Total	(28,803)	(23,429)	(24,325)	(405.5)

(c) The Group presents the consolidated statements of profit or loss by disclosing expenses by function. The consolidated statements of profit or loss disclosing expenses by nature is presented below:

CONSOLIDATED STATEMENTS OF PROFIT OR LOSS
(Indian Rupees in millions except share or per share amounts unless otherwise stated)

For the year ended March 31,	Notes	2012 (Rs. in millions) (recast)	2013 (Rs. in millions) (recast)	2014 (Rs. in millions)	2014 (US dollars in millions)
Revenue	4	598,116	722,303	725,243	12,087.4
Other operating income		2,252	3,791	4,541	75.7
Investment and other income	5	23,583	34,931	42,165	702.8
Total Income		623,951	761,025	771,949	12,865.9
(Decrease)/increase in inventories of finished goods and work-in-progress		(423)	(698)	8,951	149.2
Raw materials and other consumables used		(357,631)	(419,647)	(420,256)	(7,004.3)
Employee costs		(24,041)	(31,499)	(34,985)	(583.1)
Costs associated with ASARCO [refer Note 30 (c) (i)]		(4,233)	(268)	(473)	(7.9)
Other costs		(45,404)	(27,368)	(30,065)	(501.0)
Depreciation and amortization		(61,111)	(117,103)	(125,428)	(2,090.5)
Finance and other costs	6	(46,323)	(54,716)	(72,821)	(1,213.7)
Share in consolidated profit of associate	9	4,404	—	—	—
Profit before tax		89,189	109,726	96,872	1,614.6
Income tax expense	7	(7,710)	7,502	(34,646)	(577.4)
Profit for the year		81,479	117,228	62,226	1,037.2

(d). Employee costs

For the year ended March 31,	2012 (Rs. in million) (recast)	2013 (Rs. in million) (recast)	2014 (Rs. in million)	2014 (US dollars in million)
Salaries, wages and bonus	21,927	29,377	32,476	541.3
Defined contribution pension scheme costs	1,116	1,159	1,499	25.0
Defined benefit pension scheme costs	505	787	392	6.5
Voluntary retirement expenses	493	176	618	10.3
	24,041	31,499	34,985	583.1

34. Subsequent Events

There have been no material events other than disclosed in the financial statement after reporting date which would require disclosure or adjustments to the financial statements for the year ended March 31, 2014.

- i) The mining ban in Karnataka was lifted on April 18, 2013. The Group has complied with all conditions for the recommencement of operations and mining operations resumed in December 2013 with a production 1.5 million tonnes during the year.
- ii) Subsequent to the year end, the Honorable Supreme Court (Supreme Court) vide its judgment dated April 21, 2014 has lifted the ban on mining in the State of Goa, subject to certain conditions, including formulation of the state policy for mining leases and renewals. It has imposed an interim restriction on the maximum annual excavation from the mining leases in the State of Goa to 20 million tonnes subject to determination of final capacity by Expert Committee appointed by the Supreme Court. Further, in its order, the Supreme Court has held that all mining leases in the State of Goa, including those of the Group have expired in 2007 and no mining operations can be carried out until renewal/execution of mining lease deeds by the State government. It has also directed that out of the sale proceeds of the e-auction of excavated ore Leaseholders to be paid average cost of excavation of iron ore, and the balance amounts are to be allocated amongst various affected stakeholders and unallocated amounts to be appropriated to the State Government.

SSL filed a Writ Petition before the Goa Bench of the High Court of Bombay for expeditious renewal of iron ore mining leases. On completion of hearings, the High Court has directed the State Government to renew the applications for mining leases on a immediate basis, where stamp duties have been already paid and consider other applications for mining leases within a period of three months.

In pursuance of the said judgement, the State Government of Goa is expected to announce a ruling on iron ore mining shortly. The Group expects to resume mining operations post necessary approvals for mining leases.

Supplementary Information on Oil & gas Exploration and Production (Unaudited)

In accordance with Codification Topic 932 – Extractive Activities – Oil & gas, this section provides supplemental information on oil & gas exploration and producing activities of the Company for the years ended March 31, 2014, 2013 and 2012 (represents period from December 8, 2011 to March 31, 2012). The information included in items (i) through (iii) provides historical cost information pertaining to costs incurred in exploration, property acquisition and development, capitalized costs and results of operations. The information included in items (iv) and (v) present information on our estimated net proved reserve quantities, standardized measure of estimated discounted future net cash flows related to proved reserves, and changes in estimated discounted future net cash flows. Activities not directly associated with oil & gas producing activities are excluded from all aspects of this supplemental information.

Method of accounting for costs incurred in oil & gas producing activities and manner of disposing of capitalized costs relating to those activities

We follow a successful efforts based accounting policy for oil & gas assets.

Costs incurred prior to obtaining the legal rights to explore an area are expensed immediately to the Income Statement.

Expenditure incurred on the acquisition of a licence interest is initially capitalised on a licence by licence basis. Costs are held, undepleted, within exploration/appraisal assets until such time as the exploration phase on the licence area is complete or commercial reserves have been discovered.

Exploration expenditure incurred in the process of determining oil & gas exploration targets is capitalised initially within exploration/appraisal assets and subsequently allocated to drilling activities. Exploration/appraisal drilling costs are initially capitalised on a well-by-well basis until the success or otherwise of the well has been established. The success or failure of each exploration/appraisal effort is judged on a well-by-well basis. Drilling costs are written off on completion of a well unless the results indicate that hydrocarbon reserves exist and there is a reasonable prospect that these reserves are commercial.

Following appraisal of successful exploration wells, if commercial reserves are established and technical feasibility for extraction demonstrated, then the related capitalised exploration/appraisal costs are transferred into a single field cost center within property, plant and equipment – development/producing assets after testing for impairment. Where results of exploration drilling indicate the presence of hydrocarbons which are ultimately not considered commercially viable, all related costs are written off to the Income Statement.

All costs incurred after the technical feasibility and commercial viability of producing hydrocarbons has been demonstrated are capitalised within property, plant and equipment – development/producing assets on a field-by-field basis. Subsequent expenditure is capitalised only where it either enhances the economic benefits of the development/producing asset or replaces part of the existing development/producing asset. Any remaining costs associated with the part replaced are expensed.

Net proceeds from any disposal of an exploration/appraisal asset are initially credited against the previously capitalised costs. Any surplus proceeds are credited to the Income Statement. Net proceeds from any disposal of development/producing assets are credited against the previously capitalised cost. A gain or loss on disposal of a development/producing asset is recognised in the Income Statement to the extent that the net proceeds exceed or are less than the appropriate portion of the net capitalised costs of the asset.

Supplementary Information on Oil & gas Exploration and Production (Unaudited)

(i) Capitalized costs relating to oil & gas producing activities

The following table summarizes capitalized costs for oil & gas exploration and production activities with the related accumulated depreciation, depletion and amortization, and asset retirement obligation assets:

	India (Rs. in millions)	Sri Lanka (Rs. in millions)	South Africa (Rs. in millions)
March 31, 2014			
Unproved oil & gas properties	12,369.4	47,332.7	1,769.1
Proved oil & gas properties	1,097,770.5	—	—
Support Equipments	3,911.8	—	—
Gross Capitalized costs	1,114,051.7	47,332.7	1,769.1
Accumulated depreciation, depletion, and amortization, and valuation allowances	(257,594.9)	—	—
Net Capitalized costs	856,456.8	47,332.7	1,769.1
March 31, 2013			
Unproved oil & gas properties	8,936.1	42,747.0	719.8
Proved oil & gas properties	961,019.1	—	—
Support Equipments	3,099.5	—	—
Gross Capitalized costs	973,054.7	42,747.0	719.8
Accumulated depreciation, depletion, and amortization, and valuation allowances	(154,851.7)	—	—
Net Capitalized costs	818,203.0	42,747.0	719.8
March 31, 2012			
Unproved oil & gas properties	8,111.0	39,721.0	—
Proved oil & gas properties	888,499.7	—	—
Support Equipments	2,047.4	—	—
Gross Capitalized costs	898,658.1	39,721.0	—
Accumulated depreciation, depletion, and amortization, and valuation allowances	(73,541.7)	—	—
Net Capitalized costs	825,116.4	39,721.0	—

F-99

Supplementary Information on Oil & Gas Exploration and Production (Unaudited)

(ii) Costs incurred in oil & gas property acquisition, exploration and development activities

Costs incurred are summarized below and include both amounts expensed and capitalized:

	India (Rs. in millions)	Sri Lanka (Rs. in millions)	South Africa (Rs. in millions)
March 31, 2014			
Acquisition of properties			
Proved			
Unproved			
Exploration costs	14,113.5	194.1	997.8
Development costs	23,420.6	—	—
Total	37,534.1	194.1	997.8
March 31, 2013			
Acquisition of properties			
Proved			
Unproved			
Exploration costs	2,551.9	3,285.3	724.0
Development costs	15,523.8	—	—
Total	18,075.7	3,285.3	724.0
March 31, 2012*			
Acquisition of properties			
Proved	—		
Unproved	—		
Exploration costs	940.8	1,171.7	—
Development costs	5,946.9	—	—
Total	6,887.7	1,171.7	—

* represents period from December 8, 2011 to March 31, 2012

Supplementary Information on Oil & gas Exploration and Production (Unaudited)

(iii) Results of operations for oil & gas producing activities

The Company's results of operations from oil & gas producing activities for the years ended March 31, 2014, 2013 and 2012 are shown in the following table.

Production costs are lifting costs incurred to operate and maintain productive wells and related equipment and facilities, including operating employees' compensation, materials, supplies, fuel consumed in operations and operating costs related to natural gas processing plants.

Exploration expenses include the costs of geological and geophysical activities and non-productive exploratory wells. Depreciation and amortization expenses relate to assets employed in exploration and development activities. In accordance with Codification Topic 932 – Extractive Activities – Oil & gas, income taxes are based on statutory tax rates, reflecting allowable deductions. We have an effective tax rate lower than the statutory rate, benefiting from tax holiday in Rajasthan block under section 80-IB (9) of the Income Tax Act, 1961. Interest income and expense are excluded from the results reported in this table.

	India (Rs. in millions)	Sri Lanka (Rs. in millions)	South Africa (Rs. in millions)
March 31, 2014			
Revenues			
Sales	187,102.7	—	—
Transfers	—	—	—
Operating Income	379.4	—	—
Total	187,482.1	—	—
Production costs	(41,500.2)	—	—
Exploration expenses	(541.4)	(95.9)	(15.8)
Depreciation, depletion and amortization and valuation provisions	(84,763.6)	—	—
Results before income tax expenses	60,676.9	(95.9)	(15.8)
Income tax expenses	(13,753.3)	—	—
Results of operations from producing activities (excluding corporate overhead and interest costs)	46,923.6	(95.9)	(15.8)
March 31, 2013			
Revenues			
Sales	175,518.2	—	—
Transfers	—	—	—
Operating Income	239.6	—	—
Total	175,757.8	—	—
Production costs	(40,242.6)	—	—
Exploration expenses	(53.9)	(2,766.1)	(1.6)
Depreciation, depletion and amortization and valuation provisions	(77,596.7)	—	—
Results before income tax expenses	57,864.6	(2,766.1)	(1.6)
Income tax expenses	(14,189.8)	—	—
Results of operations from producing activities (excluding corporate overhead and interest costs)	43,674.8	(2,766.1)	(1.6)

F-101

March 31, 2012*			
Revenues			
Sales	44,914.1	—	—
Transfers	—	—	—
Operating Income	180.1	—	—
Total	45,094.2	—	—
Production costs	(7,795.6)	—	—
Exploration expenses	(412.3)	(295.2)	—
Depreciation, depletion and amortization and valuation provisions	(16,822.2)	—	—
Results before income tax expenses	20,064.1	(295.2)	—
Income tax expenses	(5,073.6)	—	—
Results of operations from producing activities (excluding corporate overhead and interest costs)	14,990.5	(295.2)	—

* represents period from December 8, 2011 to March 31, 2012.

F-102

Supplementary Information on Oil & gas Exploration and Production (Unaudited)

(iv) Reserve quantities information

The following tables represent estimates for oil & gas reserves by geographic area as of March 31, 2014, 2013, 2012 and December 8, 2011. Quantities shown concern proved developed and undeveloped reserves together with changes in quantities for fiscals 2014, 2013 and 2012.

The definitions used for proved, proved developed and proved undeveloped oil & gas reserves are in accordance with United States Securities and Exchange Commission (SEC) Rule 4-10 of Regulation S-X. Proved oil and natural gas reserves are those estimated quantities of crude oil, natural gas and natural gas liquids that geological and engineering data demonstrate with reasonable certainty to be economically producible in future years from known reservoirs, under existing economic and operating conditions including a 12-month average price prior to the end of the reporting period, unless prices are defined by contract, and cost at the date of estimation.

All the proved reserves presented herein are based on PSCs with the GoI. As such, all net reserves are based on an entitlement calculation which converts our share of cost recovery and profit petroleum under each contract to a volume equivalent of net reserves in accordance with SEC guidance on calculating net reserves subject to these agreements.

F-103

Supplementary Information on Oil & gas Exploration and Production (Unaudited)

(iv) Reserve quantities information (Continued)

A summary of the annual changes in the proved reserves of oil is as follows (in mmbbls):

Proved developed and undeveloped reserves	India	Sri Lanka	South Africa	Total
Reserves at December 8, 2011	130.09	—	—	130.09
Revisions of previous estimates	(1.12)	—	—	(1.12)
Extensions and discoveries	—	—	—	—
Improved Recovery	—	—	—	—
Sales of reserves	—	—	—	—
Purchases of reserves	—	—	—	—
Production for the year	(8.37)	—	—	(8.37)
Reserves at March 31, 2012	120.60	—	—	120.60
Revisions of previous estimates	8.59	—	—	8.59
Extensions and discoveries	—	—	—	—
Improved Recovery	8.27	—	—	8.27
Sales of reserves	—	—	—	—
Purchases of reserves	—	—	—	—
Production for the year	(32.52)	—	—	(32.52)
Reserves at March 31, 2013	104.94	—	—	104.94
Revisions of previous estimates	17.20	—	—	17.20
Extensions and discoveries	—	—	—	—
Improved Recovery	21.63	—	—	21.63
Sales of reserves	—	—	—	—
Purchases of reserves	—	—	—	—
Production for the year	(32.24)	—	—	(32.24)
Reserves at March 31, 2014	111.53	—	—	111.53

F-104

Supplementary Information on Oil & gas Exploration and Production (Unaudited)

(iv) Reserve quantities information (Continued)

A summary of the annual changes in the proved reserves of **natural gas** is as follows (in bcf):

Proved developed and undeveloped reserves	India	Sri Lanka	South Africa	Total
Reserves at December 8, 2011	<u>10.73</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>10.73</u>
Revisions of previous estimates	(0.06)	—	—	(0.06)
Extensions and discoveries	—	—	—	—
Improved Recovery	—	—	—	—
Sales of reserves	—	—	—	—
Purchases of reserves	—	—	—	—
Production for the year	(1.20)	—	—	(1.20)
Reserves at March 31, 2012	<u>9.47</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>9.47</u>
Revisions of previous estimates	0.06	—	—	0.06
Extensions and discoveries	—	—	—	—
Improved Recovery	—	—	—	—
Sales of reserves	—	—	—	—
Purchases of reserves	—	—	—	—
Production for the year	(2.86)	—	—	(2.86)
Reserves at March 31, 2013	<u>6.67</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>6.67</u>
Revisions of previous estimates	2.96	—	—	2.96
Extensions and discoveries	1.21	—	—	1.21
Improved Recovery	—	—	—	—
Sales of reserves	—	—	—	—
Purchases of reserves	—	—	—	—
Production for the year	(3.89)	—	—	(3.89)
Reserves at March 31, 2014	<u>6.95</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>6.95</u>

F-105

Supplementary Information on Oil & gas Exploration and Production (Unaudited)

(iv) Reserve quantities information (Continued)

	2014		2013		2012	
	Crude Oil (mmbbls)	Natural gas (bcf)	Crude Oil (mmbbls)	Natural gas (bcf)	Crude Oil (mmbbls)	Natural gas (bcf)
Net proved developed reserves:						
India	75.40	6.03	86.94	6.16	101.36	7.91
Sri Lanka	—	—	—	—	—	—
South Africa	—	—	—	—	—	—
Total net proved developed reserves	75.40	6.03	86.94	6.16	101.36	7.91
Net proved undeveloped reserves:						
India	36.13	0.92	18.00	0.51	19.24	1.56
Sri Lanka	—	—	—	—	—	—
South Africa	—	—	—	—	—	—
Total net proved undeveloped reserves	36.13	0.92	18.00	0.51	19.24	1.56

F-106

Supplementary Information on Oil & gas Exploration and Production (Unaudited)**(v) Standardized measure of discounted future net cash flows relating to proved oil & gas quantities and changes therein**

The table below shows the standardized measure of future net cash flows relating to proved reserves. The analysis is computed in accordance with Topic 932 – Extractive Activities – Oil & gas, by applying average prices during the 12-month period prior to the ending date of the period covered by the report, determined as an un-weighted arithmetic average of the first-day-of-the-month price for each month within such period, unless prices are defined by contractual arrangements, excluding escalations based upon future conditions, as defined by the SEC, fiscal year-end costs, fiscal year-end statutory tax rates and a discount factor of 10% to fiscal year-end quantities of net proved reserves. The standardized measure of discounted future net cash flows is a forward-looking statement.

Future price changes are limited to those provided by existing contractual arrangements at the end of each reporting year. Future development and production costs are those estimated future expenditures necessary to develop and produce fiscal year-end estimated proved reserves based on fiscal year-end costs, assuming continuation of fiscal year-end economic conditions. Pre-tax future net cash flow is net of decommissioning and removal costs. Estimated future income taxes are calculated by applying the appropriate year-end statutory tax rates. These rates reflect allowable deductions and tax credits and are applied to estimated future pretax net cash flows, less the tax basis of related assets. We have an effective tax rate lower than the statutory rate, benefiting from tax holiday in Rajasthan block under section 80-IB (9) of the Income Tax Act, 1961. Discounted future net cash flows are calculated using a discount rate of 10% per year. Discounting requires a year-by-year estimate of when future expenditures will be incurred and when reserves will be produced. The standardized measure of discounted future net cash flows prescribed under Topic 932 requires assumptions as to the timing and amount of future development and production costs and income from the production of proved reserves. The information does not represent management's estimate or our expected future cash flows or the value of its proved reserves and therefore should not be relied upon as an indication of our future cash flow or value of its proved reserves.

F-107

Supplementary Information on Oil & gas Exploration and Production (Unaudited)

(v) Standardized measure of discounted future net cash flows relating to proved oil & gas quantities and changes therein
(continued)

	India (Rs. in millions)	Sri Lanka (Rs. in millions)	South Africa (Rs. in millions)	Total (Rs. in millions)
At March 31, 2014				
Future cash inflows	645,543	—	—	645,543
Future production costs	(219,997)	—	—	(219,997)
Future development costs	(74,225)	—	—	(74,225)
Future income tax expenses	(46,633)	—	—	(46,633)
Undiscounted future net cash flows	304,688	—	—	304,688
10 percent midyear annual discount for timing of estimated cash flows	(69,202)	—	—	(69,202)
Standardized measure of discounted future net cash flows	<u>235,486</u>	—	—	<u>235,486</u>
At March 31, 2013				
Future cash inflows	563,260	—	—	563,260
Future production costs	(188,176)	—	—	(188,176)
Future development costs	(44,318)	—	—	(44,318)
Future income tax expenses	(45,547)	—	—	(45,547)
Undiscounted future net cash flows	285,219	—	—	285,219
10 percent midyear annual discount for timing of estimated cash flows	(59,095)	—	—	(59,095)
Standardized measure of discounted future net cash flows	<u>226,124</u>	—	—	<u>226,124</u>
At March 31, 2012				
Future cash inflows	603,541	—	—	603,541
Future production costs	(178,404)	—	—	(178,404)
Future development costs	(49,683)	—	—	(49,683)
Future income tax expenses	(56,408)	—	—	(56,408)
Undiscounted future net cash flows	319,046	—	—	319,046
10 percent midyear annual discount for timing of estimated cash flows	(68,771)	—	—	(68,771)
Standardized measure of discounted future net cash flows	<u>250,275</u>	—	—	<u>250,275</u>

F-108

Supplementary Information on Oil & gas Exploration and Production (Unaudited)

(v) Standardized measure of discounted future net cash flows relating to proved oil & gas quantities and changes therein
(Continued)

	India (Rs. in millions)	Sri Lanka (Rs. in millions)	South Africa (Rs. in millions)	Total (Rs. in millions)
Balance at April 1, 2013	226,124	—	—	226,124
Sales and transfers of oil & gas, net of production cost	(146,002)	—	—	(146,002)
Development cost incurred	23,247	—	—	23,247
Net change due to purchases and sales of minerals in place	—	—	—	—
Net change due to extensions, discoveries and improved recovery less related costs	63,421	—	—	63,421
Net change due to revisions in quantity estimates	52,235	—	—	52,235
Net change in prices, transfer prices and in production costs	19,548	—	—	19,548
Changes in estimated future development costs	(30,258)	—	—	(30,258)
Accretion of discount	27,168	—	—	27,168
Net change in income taxes	3	—	—	3
Timing	—	—	—	—
Balance at March 31, 2014	235,486	—	—	235,486
	India (Rs. in millions)	Sri Lanka (Rs. in millions)	South Africa (Rs. in millions)	Total (Rs. in millions)
Balance at April 1, 2012	250,275	—	—	250,275
Sales and transfers of oil & gas, net of production cost	(137,976)	—	—	(137,976)
Development cost incurred	15,475	—	—	15,475
Net change due to purchases and sales of minerals in place	—	—	—	—
Net change due to extensions, discoveries and improved recovery less related costs	23,115	—	—	23,115
Net change due to revisions in quantity estimates	24,013	—	—	24,013
Net change in prices, transfer prices and in production costs	5,673	—	—	5,673
Changes in estimated future development costs	6,479	—	—	6,479
Accretion of discount	30,669	—	—	30,669
Net change in income taxes	8,401	—	—	8,401
Timing	—	—	—	—
Balance at March 31, 2013	226,124	—	—	226,124

F-109

Supplementary Information on Oil & gas Exploration and Production (Unaudited)

(v) Standardized measure of discounted future net cash flows relating to proved oil & gas quantities and changes therein
(Continued)

	India (Rs. in millions)	Sri Lanka (Rs. in millions)	South Africa (Rs. in millions)	Total (Rs. in millions)
Balance at December 8, 2011	<u>234,293</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>234,293</u>
Sales and transfers of oil & gas, net of production cost	(35,132)	—	—	(35,132)
Development cost incurred	5,616	—	—	5,616
Net change due to purchases and sales of minerals in place	—	—	—	—
Net change due to extensions, discoveries and improved recovery less related costs	—	—	—	—
Net change due to revisions in quantity estimates	(3,061)	—	—	(3,061)
Net change in prices, transfer prices and in production costs	22,999	—	—	22,999
Changes in estimated future development costs	(3,258)	—	—	(3,258)
Accretion of discount	29,329	—	—	29,329
Net change in income taxes	(511)	—	—	(511)
Timing	—	—	—	—
Balance at March 31, 2012	<u>250,275</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>250,275</u>

F-110

2【主な資産・負債及び収支の内容】

「－1 財務書類」を参照のこと。

3【その他】

(1) 訴訟及び規制手続

以下に記載する法的手続を除き、当社は、当社の業績、キャッシュ・フロー又は財政状況に重大な悪影響を及ぼし得ると合理的に予想される政府当局による手続、法的手続又は仲裁手続（係属中又は起こるおそれがあることを当社が認識しているものを含む。）の当事者となっていない。さらなる詳細については、本書に掲載されている連結財務書類の注記30を参照のこと。

(a) インド政府が所有するBALCOの持分を購入するための当社によるコール・オプションの行使に対するインド政府の異議申立てに対する訴訟手続

インド政府が所有するBALCOの残余株式を取得するためのコール・オプションの行使について、インド政府と当社との株主間契約の条項に従って、現在係属中の訴訟手続がある。この訴訟手続に基づく請求額は、現時点では未確定である。デリー高等裁判所の指示に基づき組織された仲裁裁判所は、2011年1月22日、オプションの行使に関する当社の請求を棄却する裁定を下した。かかる裁定により、株主間契約の一定の条項は、1956年会社法第111A条第2項に違反しているため、無効であると判断された。当社は、1996年仲裁調停法第34条に基づき、デリー高等裁判所にこの裁定の取消しを求め、申立てを行った。当社の申立ての答弁は、2014年8月21日に予定されている。

「－第2－3 事業の内容－(2) 当社の事業－(1) HZL及びBALCOに係る持分を増加するオプション」を参照のこと。

(b) インド政府が所有するHZIの残余持分を購入するための当社によるコール・オプションの行使に対するインド政府の異議申立てに対する訴訟手続

当社は、インド政府が所有するHZIの残余株式を取得するための当社によるコール・オプションの行使について、インド政府と当社との株主間契約の条項に従って、インド政府に対して仲裁手続を開始した。インド政府は、株主間契約が1956年会社法第111A条の規定に違反しており、そのため無効であることに基づき、当社のオプション行使権を認めなかった。仲裁裁判所による今回の答弁日は、2014年9月13日である。「－第2－3 事業の内容－(2) 当社の事業－(1) HZL及びBALCOに係る持分を増加するオプション」を参照のこと。

(c) ゴア州における鉱山事業の延期に関する当社に対する訴訟手続

2012年3月15日付MBシャー法務委員会報告書に基づき、2012年9月25日、ゴア財団法人により、インド連合、ゴア州、鉱業省、インド鉱業局及びゴア州汚染管理委員会に対して一定の行為を行うよう指示する旨の申立てが、インド最高裁判所に行われた。申立人は、被申立人が不法な採掘に関与していると判明したすべての賃借権の終了を求め、シャー委員会報告書に名前を挙げられている不法な採掘に関与しているすべての違反者に対する一定の行為を行うよう指示することを求めた。シャー委員会報告書は、ゴア州及びその他の数州における鉄及びマンガン鉱の不法な採掘を調査するよう定められているが、合わせてゴア州における不法な鉱物の採掘並びに環境法及び規則に違反した適切な合意及び承認なしの不法な採掘権の更新（これにより、限られた天然資源の消滅により生態及び環境の損害が生じる。）についても調査するよう求められていた。結果として、インド最高裁判所は、シャー委員会報告書で提起された主張を調査するよう、最高裁判所中央委員会に任命した。さらに、インド最高裁判所は、2012年10月5日、シャー委員会報告書で認定されたゴア州の賃借権におけるすべての鉱山事業並びにこれらの賃借権による鉄鉱石及びマンガン鉱の輸送を、さらなる指示が出るまで延期するよう指示する仮決定を下した。

2012年11月、当社は、インド最高裁判所に対し、被申立人として起訴するよう申立てを行い、これは2013年2月15日付命令により裁判所により認められた。さらに、当社は、2012年11月、シャー委員会報告書に記載が存在する一方で、被申立人らに主張の機会が与えられず、これがインド憲法第14条及び自然的正義の原則に違反していると主張して、インド最高裁判所に訴訟参加申立てを行った。

当社は、2012年11月、その他の賃借人とともに、主張された不法な鉱業活動は行われなかった旨の詳細な答弁書を、最高裁判所中央委員会に提出した。その後、当社は、鉱山会社が各採鉱権地域を越えて鉱山事業を行っていた旨のシャー委員会報告書の所見に異議を唱えて、2012年11月29日、宣誓供述書を提出した。宣誓供述書は、2012年10月5日付インド最高裁判所の命令の修正を許可し、鉱山事業を再開する許可を求めている。当社は、管轄省庁の監督下で既に採掘された鉄鉱石の販売／輸送の許可の範囲において、2012年10月5日付インド最高裁判所の決定を修正するために、2013年4月23日付仮申立書を提出した。

インド最高裁判所は、2013年11月11日、裁判所がこれらの件において賃借権（これにより鉄鉱石が採掘された。）の合法性に関して最終判決を下すまで、採掘した鉄鉱石の一覧表及び電子競売による在庫鉄鉱石の販売並びにゴア州による売上金の保有を指示する、仮命令を下した。さらに、裁判所はまた、専門家委員会組織が、環境破壊を伴わない開発及び世代間の平等の原則並びにその他すべての関連要素を踏まえて、ゴア州からの鉄鉱石の年間採掘の上限案に関するマクロ環境アセスメント研究を実施するよう指示した。

2014年4月21日、最高裁判所は、本件において一定の規定を付して、禁止を解除する判決（2007年11月22日以降の賃借人による鉱業が不法であるとし、賃借権地域外での投棄を不許可とする指示を含む。）を下した。かかる規定とは、国立公園及び自然保護区の境界から1キロメートルに定められた中間緩衝圏、専門家委員会報告書の最終報告書が提出されるまで廃石集積場以外からの年間採掘20百万トンという上限、設定された条件により州政府が電子競売した在庫鉄鉱石の売上額の分配、ゴーン・アイアン・オア・パーマネント・ファンドへの売上金の10%の支払いである。

最高裁判所はまた、6ヶ月以内にエコ・センシティブ圏の通知を発行するようMoEFに指示し、6ヶ月以内に採掘集積場に関する専門家委員会報告書及び12ヶ月以内にゴア州の年間鉄鉱石採掘量の上限に関する最終報告書の提出とともに、6ヶ月以内にゴア州政府が設置した監視委員会からの最終報告書を求めた。

2014年5月6日、当社は、以下に関する限られた事項について、インド最高裁判所における上記判決の再検討を申し立てた。すなわち、a) 2007年に採鉱権が終了し、これが更新されたのみならず旨の宣言が、更新に該当しないこと、b) 採鉱権外での廃棄は許されないこと、c) ゴーン・アイアン・オア・パーマネント・ファンドに支払われた鉄鉱石の売価の10%、並びにd) 廃石集積場以外からの年間採掘20百万トンという上限である。

(d) 当社、アニル・アガワル氏及びタルン・ジェイン氏に対するSEBIが提起した一定の訴追手続

2001年4月に、SEBIは、当社が不正且つ不公平な取引慣行を禁止する規制に違反しているとの疑いで訴追手続の命令を出し、また資本市場の利用を2年間禁止する命令を下した。SEBIによるかかる命令は、当社が直接的又は間接的に市場操作に関わったことを裏付ける十分な物的証拠の欠如及びSEBIが当社の資本市場の利用を禁止する決定が権限の不適当な行使であるとの理由により、2001年10月22日にSEBI高等裁判所により却下された。SEBIは、2001年11月9日にボンベイ高等裁判所に控訴している。次の回答期日はまだ定められていない。

訴追手続に加えて、SEBIは、当社、当社のアニル・アガワル氏及び嫌疑がかけられている株価の不正操作の際のMALCOの最高財務責任者でもあったタルン・ジェイン氏に対して、ムンバイ首都治安判事裁判所で刑事訴訟も2001年に起こした。2001年10月22日にSEBIの命令が却下された際、当社は、SEBI高等裁判所が価格操作に関するSEBIの命令を却下していることを理由に、かかる刑事訴訟での防禦のためにボンベイ高等裁判所に申立てを行った。ボンベイ高等裁判所より、当社に有利な決定が出され、刑事訴訟を暫定的に停止することが認められた。

(e) インドの重大不正捜査局による調査

2009年10月、企業省は、インドの重大不正捜査局に、経営ミス、違法行為、財務及びその他の法律違反の疑い（資金の吸上げ及び流用の疑いを含むが、これらは2007年のセサ・ゴアの当社による取得前の期間に主に起きたと主張されている。）に関して、セサ・ゴア及びセサ・インダストリーズ・リミテッド（その後セサ・ゴアに合併された。）の事業を調査するよう命令した。インドの重大不正捜査局の報告書は、2001年から2007年までの期間における、セサ・ゴアからセサ・インダストリーズ・リミテッドへの鉄鉱輸出の過小請求、石炭輸入の過大請求、鉄鉱販売の過大請求、三井に支払われた手数料及び1956年会社法に基づくその他の違反に関する一定の申立てをした。この報告書は、上記期間におけるセサ・ゴアの取締役に対して訴訟を提起するよう勧告している。インドの重大不正捜査局の報告書の申立ては、取り下げられ、その後、企業省を通じてインド政府は、1956年会社法の一定の条項（敷地外での氏名の公表の取扱い、貸借対照表の様式を含み、かつ資金を投資する者を含む。）についてのみの違

反に対して、セサ・ゴア並びに一定の取締役及び役員に対する訴訟を提起した。海外の取締役には、今日まで送達されていない。その他の取締役及び役員は、個人の出頭を免除されている。次回の答弁期日は2014年9月18日に予定されている。

(f) BALCOの一定の取締役及び従業員に対する刑事訴訟

2002年にアジェイ・パディア氏により、アニル・アガワル氏、ナヴィン・アガワル氏、タルン・ジェイン氏並びに当社のその他の一定の元取締役及び従業員に対し、BALCOが提供した破損資材に関してアジェイ・パディア氏に支払われるべき金銭の全額についてかかる取締役より付与された保証が履行されなかったとして、刑事訴訟がプーナ級司法治安判事裁判所で提起された。一級司法治安判事裁判所における訴訟を取り下げ、本件の裁判所として適切なプーナ調停裁判所において代替的救済が可能であることを指摘して当該事案の却下を求めるために、インド刑事訴訟法の第482条に基づく申立てがボンベイ高等裁判所に提出された。ボンベイ高等裁判所は刑事訴訟の停止措置を命じ、申立ては却下対象となった。次回の答弁期日は定められていない。

(g) 強制執行局より当社の一定の取締役及び当社に課された罰金

強制執行局により、当社の一定の取締役及び当社に対して、総額347百万ルピーの罰金が課された。当社は、RBIの許可なく、ツインスター・ホールディングス・リミテッドに49百万米ドル相当額を送金し、ツインスター・ホールディングス・リミテッドを通じてスターライト及びMALCOに対して投資を行ったと主張された。当社は、ツインスター・ホールディングス・リミテッドがFIPBから投資のために必要な承認を取得したと考えている。

当社は、強制執行局によるこの命令に関して、外国為替上訴裁判所に控訴し、課された罰金の100%に等しい事前の保証金の支払免除を求め、同裁判所により認められた。強制執行局はかかる裁判所のこの決定に関してデリー高等裁判所に控訴し、デリー高等裁判所は外国為替上訴裁判所に当該事案を再度検討するよう差戻した。次回の答弁期日は2014年8月29日に予定されている。

(h) セサ・ゴア及びその取締役に対する刑事訴訟

クリシュナ・バジャイ女史は、1993年にセサ・インダストリーズ・リミテッドがセサ・ゴアの株主に対して優先条件で発行した株式に関して、募集書類に記載された募集のセサ・インダストリーズ・リミテッドの株式が12ヶ月から18ヶ月以内に上場されなかったと主張して、セサ・インダストリーズ・リミテッド（その後セサ・ゴアに合併された。）の元取締役に対して、2000年にムンバイ治安判事裁判所に訴訟を提起した。4名の取締役は、2009年6月16日に裁判所に出頭し、容疑における潔白を主張した。4名の取締役は、治安判事裁判所の命令に対して容疑のでっち上げであるとボンベイ高等裁判所に異議を唱えて、ボンベイ高等裁判所に刑事申立てを行った。ボンベイ高等裁判所は、刑事申立てを認め、ムンバイ治安判事裁判所で係属中の訴訟は延期された。

クリシュナ・バジャイ女史はまた、セサ・インダストリーズ・リミテッドが1993年に優先条件で発行した株式をセサ・インダストリーズ・リミテッド（自社を含む。）のセサ・インダストリーズ・リミテッドの少数株主から買い戻すために、セサ・ゴアが2003年に募集した時に、セサ・ゴアは、上記段落に記載される当時のセサ・インダストリーズ・リミテッドの取締役に対して主張されたのと同罪を犯し、したがって、セサ・インダストリーズ・リミテッド、セサ・ゴア及びそれらの取締役はまた、セサ・インダストリーズ・リミテッドの株式上場の失敗に責任を負うとして、セサ・インダストリーズ・リミテッド（その後セサ・ゴアに合併された。）、セサ・ゴア及びそれらの取締役に対して、2003年に別の訴訟を提起した。2006年10月、ムンバイ最高司法治安判事裁判所は、セサ・インダストリーズ・リミテッド、セサ・ゴア及びそれらの取締役に対して、訴訟命令を下したが、これらに対して、セサ・インダストリーズ・リミテッド、セサ・ゴア及びそれらの元取締役により、ボンベイ高等裁判所に刑事申立てが行われ、2007年8月、さらなる手続は延期された。ボンベイ高等裁判所はその後、2008年12月にセサ・インダストリーズ・リミテッド、セサ・ゴア及びそれらの取締役を支持する命令を下し、バジャイ女史の訴えを棄却した。ボンベイ高等裁判所の命令に異議を唱えるクリシュナ・バジャイ女史の特別許可請求において、インド最高裁判所はその後、すべての当事者に対して通知を出した。クリシュナ・バジャイ女史は、2011年11月、インド最高裁判所により認められた訴訟の当事者として、重大不正捜査局に告訴する申請書を提出した。次回答弁は、2014年10月27日である。

(i) 当社のトゥティコリン製錬所における大気、水質及び有害廃棄物の一定の管理規制に違反したとして当社に対して行われた申立て

当社のトゥティコリンにおける銅製錬業務による二酸化硫黄の排出が大気汚染及び水質汚染並びに有害廃棄物を発生させていたことを主張して、マドラス高等裁判所に様々な申立てが提起され、当社の許可の取消及び当社の製錬所を稼働させるための環境承認を求めた。

2009年12月、トゥティコリンにおける当社の銅製錬所の拡大への環境認可の付与に異議を唱える申立てが、マドラス高等裁判所に行われた。しかし、差止めの命令又は指示は承認されていない。かかる申立ての次の答弁期日は、未だ定められていない。

これとは別に2013年3月、TNPCBは、有毒ガスが漏れているとの地域住民からの苦情を理由にトゥティコリンの銅製錬所の閉鎖を命じた。2013年4月1日、製錬所の排出は許容範囲内であることを理由として、当社は国立グリーン裁判所に対し、TNPCBの命令に異議を唱える申立てを行った。国立グリーン裁判所は、2013年5月、一定の条件の下で製錬所の再稼働を許可する仮命令を下した。当社は、2013年6月16日に再稼働を行った。国立グリーン裁判所により構成された専門家委員会は、2013年7月10日に、製錬所の排出が規定の範囲内であることを記した製錬所の稼働に係る報告書を提出し、かかる報告書に基づき、国立グリーン裁判所は、2013年7月15日、製錬所の稼働が再開可能であることを決定した。2013年8月8日、国立グリーン裁判所は、2013年5月31日の決定を承認し、期限を定めた計画の範囲内で製錬所の稼働をさらに改善するため、委員会からの勧告を遵守するような指示により、稼働による健康への影響はないと判断した。当社は、当年度にすべての勧告を実施した。しかしながら、TNPCBは、国立グリーン裁判所の命令に対する上訴申立てを行った。上訴は、インド最高裁判所のグリーン法廷で係属中である。

(j) MoEFは、ニヤムギリ鉱業プロジェクトに付与された森林認可を認めず、ランジガルにおける当社の精錬所の拡大計画は保留されている。

2004年、オリッサ・マイニング・コーポレーションによる当社へのオリッサ州のランジガルのニヤムギリ・ヒルズにおけるボーキサイトの採掘の採鉱権の付与が1980年インド森林保護法の規定に抵触すると主張して、当社、オディシャ州政府、インド共和国、オリッサ・マイニング・コーポレーション及びその他の者に対して、私人により、申立てがオリッサ高等裁判所に行われた。申立ては、当社による樹木の伐採、アルミナ精錬所の建設及び鉱山の開発は、1980年森林保護法に違反し、環境に悪影響を及ぼす可能性があるとして主張している。申立ては、とりわけ、ボーキサイトを採掘する採鉱権の付与を留保し、当社及びオリッサ・マイニング・コーポレーションの間で締結された覚書は無効であると宣言し、ランジガル・アルミナ精錬所の建設の即時中止及び環境に生じた損害についての当社からの未確定額の補償という裁判所の指示を求めている。この申立てはまた、一定の非政府機関及び個人により、インド最高裁判所に行われた。最高裁判所は、当社に、裁判所命令に定める条件でニヤムギリ鉱山内及び周辺で採掘する認可を付与した。インド最高裁判所の命令により、オリッサ高等裁判所への訴訟手続は、既に問題に結論が出たため、不必要となった。

その後、2010年8月24日、MoEFは、オリッサ・マイニング・コーポレーションに対するニヤムギリ鉱山の森林認可の付与を拒否し、環境認可を使用不能にした。2011年3月8日、MoEFのかかる命令に対し、オリッサ・マイニング・コーポレーションは、特別許可請求により、インド最高裁判所に異議を申し立てた。2011年4月1日、裁判所は、MoEFに対する同社の答弁を認めた。最高裁判所は、2013年4月18日付命令を通じ、オディシャ州政府に対し、地域の自治体から寄せられた未解決の問題及び苦情を、森林権法及び適用ある規則に基づき、地域の自治体を代表する委員会であるグラム・ショバーにて処理するよう指示した。グラム・ショバーは、かかる苦情を検討し、命令から3ヶ月以内にオディシャ州政府を通じMoEFに決定を報告するよう指示されている。オディシャ州政府は、グラム・ショバー会議の実施手続を完了し、当該手続に関する報告書をMoEFに提出した。

さらにMoEFは、オディシャ州政府が提出した報告書に基づき、オディシャ州政府との覚書に関して（オリッサ・マイニング・コーポレーションを通じて）ランジガルにおけるアルミナ精錬所へのボーキサイトの供給源の一つである2014年1月8日付のオリッサ・マイニング・コーポレーションのニヤムギリ・プロジェクトのための第2次森林認可の付与を認めなかったが、当社には150百万トンのボーキサイトを必要としている。当社は、既存及び拡大された精錬所事業を支援するために代替資源からボーキサイトを得ることを検討している。2014年3月31日現在における建設中の資産は、MoEFがニヤムギリ採掘プロジェクトのための第2次森林認可を取り消したために、ランジ

ガルにおけるジャルスグダ・アルミニウムの鉱業資産の減損に関連する668百万ルピーの減損費用によりまかなわれる。

2010年10月20日、MoEFは、当社にランジガルにおける当社の精錬所の拡大に関して現状を維持するよう命じた。かかる命令に対し、当社は、オリッサ高等裁判所に上訴書を提出したが、当該裁判所は、当社の申立てを棄却した。当社は、そのアルミナ精錬所の環境認可の付与について再検討するようMoEFに要請した。MoEFは当社に対し、その2012年2月2日付書状により、環境アセスメント報告書作成のための新たな調査事項を提示した。当社は、この報告書をオリッサ州汚染管理委員会に提出し、同時にMoEF及び投資に関する内閣委員会に基づき設立されたプロジェクト監視グループに様々な表明を提出した。MoEFの専門家評価委員会は、同プロジェクトを再検討し、2014年1月から、22ヶ月間の調査条件を再確認した。したがって、当社のアルミナ精錬所の拡大に対して課された禁止は解除され、当社は州政府に対して本件を進めている。公聴会は、2014年7月30日に開催され、当社が必要な承認を受領するまで、当社のランジガル精錬所の拡張は保留されるものとする。

(k) ゴア州における当社の銑鉄工場、冶金コークス工場、焼結工場及び発電所の拡張プロジェクトに関して受けた環境合意に異議を唱える当社に対する訴訟

2012年3月6日、ボンベイ高等裁判所は、ラマチャンドラ・ヴァマン・ナイク氏及びその他の者が提起した、MoEF及びゴア州汚染管理委員会が発表したゴア州における銑鉄工場、焼結工場、冶金コークス工場、及び発電所の拡張プロジェクトについての承認の取消に関する公益訴訟を棄却した。ナイク氏は、2012年7月26日、特別許可請求の提出により、ボンベイ高等裁判所の命令の実施の一時中止並びにゴア州の発電所の建設及び操業の中止を求めて、ボンベイ高等裁判所のこの命令に対して、最高裁判所に異議を申し立てた。本件の答弁は、2014年10月14日に予定されている。

これとは別に、ゴア州ナベリムのパンチャヤット村の村長により、ゴア州汚染管理委員会、MoEF、ゴア州、その他の者及び当社に対して、以下を主張して、国立グリーン裁判所に申立てが提起された。(i)たとえMoEFが出した環境認可の命令及び承認が、4つのすべての施設に対するものであったとしても、ゴア州汚染管理委員会は断片的にしか当社に対する承認を出しておらず、したがってMoEFの命令に違反している、(ii)2007年のこのプロジェクトに関して発行された異議がないという証明書が、偽造且つ捏造され、(iii)マイナーナベリム・ジャンクションにおけるCN5橋が公認工業地域外で落下し、パンチャヤット(村)に属する公道に横たわっていることである。申立ては、MoEFの承認及び命令の取消を求めた。2013年3月1日、国立グリーン裁判所は、すべての当事者に通知を出すよう指示を下した。当社は、2013年4月11日、村長が行うすべての論戦及び提案を拒否する答弁をし、当該申立てが棄却されるよう提案した。国立グリーン裁判所は、2014年7月31日、インド最高裁判所で係属中の同じ問題のために、国立グリーン裁判所への訴訟は延期され、インド最高裁判所の判決を国立グリーン裁判所に通知するよう当社に指示した。

(l) 不法な鉱業活動という主張による当社に対する一定の訴訟手続

不法な鉱業活動により環境破壊及び悪化を起こしているとして、当社及び他の鉱山賃借人に補償を請求する17件の申立てが、ゴア州の地方団体により、国立グリーン裁判所に行われた。申立ては、当社が取得した環境認可が、野生生物首席監視官の事前承認を取得することを求めていたところ、当社は当該事前承認を取得していなかったとして、野生生物首席監視官による許可が留保中の期間における採掘は違法であったと主張している。さらに、政府当局及び役人は、当社と共謀して行動し、賃借権/採掘権の調達において当社を援助したと主張された。これらの申立ては、当社が取得したMoEF命令は、いかなる採掘も1972年野生生物保護法に基づき定められた監督官庁からの事前の許可を得ることなしに行われないことを要求しており、当社はMoEF命令及びその他の環境法に違反して鉱山を採掘したと言明している。地方団体は、同地域を回復し、原財産に生じた実際の損害に関する評価を行うよう求めた。

さらに、地方団体により、主要な申立ての最終処理まで、廃石集積場の移転及び採掘権地域内及び周辺環境の保護を求める仮救済命令が出されている。当社は、申立てにおけるすべての主張の否認を答弁し、申立てが棄却されるよう求めた。

(m) 環境合意の更新に関する一定の訴訟手続

ゴア州汚染管理委員会は、2012年12月7日、2012年10月5日付のインド最高裁判所が下した決定及び2012年11月1日付で行われたゴア州汚染管理委員会の決定に照らして、水質法及び大気法に基づく操業の合意の更新のために当社が行った申立ては開始できず、そのため、かかる申立てを当社に返戻することを通知した。2012年12月28日、当社は、ゴア州汚染管理委員会に、これらの規制に基づく操業の同意の付与を申請したが、これはその後2013年3月5日に拒絶された。当社は、2013年4月9日、ゴア州汚染管理委員会のこの命令に対して、ゴア州の行政裁判所に上訴した。次の答弁期日は、2014年8月26日に予定されている。

(n) 深圳山東核電工程有限責任公司 (Shenzhen Shandong Nuclear Power Construction Co. Limited) は、当社に対する仲裁手続を開始した。

2012年2月19日、深圳山東核電工程有限責任公司 (Shenzhen Shandong Nuclear Power Construction Co. Limited) (以下「SSNP」という。) は、ランジガルにおける精錬所の容量拡大プロジェクトにおける210メガワットのコジェネレーション発電所の建設に対する債務の不払いを主張し、1996年仲裁調停法第9条に従い、ボンベイ高等裁判所に申立てを行い、17,802百万ルピーの請求を行った。これは、2011年2月25日付の契約解除通知及び申し立てられている債務の回収に係る2012年2月23日付法定通知の後のことである。SSNPはまた、仮救済命令を要求した。同申立てに基づき、SSNPは、前払金の銀行保証の現金化に対する禁止命令、プロジェクト現場における発電所及び機械に対する第三者の権利の付与又は設定に対する禁止命令、並びに契約上の支払債務に対する担保を求めた。ボンベイ高等裁判所は、2012年4月25日、SSNPの申し立てを棄却した。SSNPは、かかる命令に対し上訴し、ボンベイ高等裁判所は、2012年12月12日付命令により、仲裁手続が完了するまで1,870百万ルピーの銀行保証を預託するよう当社に指示した。

当社はまたこれに対し、SSNPが責任を負う遅滞について反訴を行った。手続は係属中であり、次の答弁期日は、2014年10月18日である。

(o) 発電所の様々なユニットの試運転の遅延に関するTSPLに対する訴訟手続

TSPLは、パンジャブ州電力公社と電力供給のための長期電力購入契約を締結した。TSPLは、同契約に関して合意された予定された計画に従って、発電所の様々なユニットの試運転を完了させる契約義務を負っている。契約の条件により、パンジャブ州電力公社及びTSPLの両者が満たすべき義務及び任務遂行がある。同公社は、一定の条件（相互接続設備及び送電設備の調達、十分な量の燃料の供給を当プロジェクトに手配する等を含む。）を満たす義務がある。しかしながら、一定の義務の遂行の遅延及びその他の理由により、契約に基づく予定された計画と比べて、プロジェクトの実施に遅延が生じている。

TSPLは、同公社から、合計9,529.2百万ルピーのユニットI、II及びIIIの試運転のそれぞれの遅延に対して、3,176.4百万ルピーの遅延損害金の支払を求める書簡を受領した。

当年度末後、同公社は、ユニットIの試運転完了の遅延による遅延損害金の支払に対して、1,500百万ルピーの銀行保証を行使した。TSPLは、パンジャブ及びハリヤナ高等裁判所に刑事申立てを行った。TSPLはまた、遅延損害金の過誤請求の取消及び発電所の様々なユニットの試運転の完了目的の時間延長の付与のために、パンジャブ州電力規制委員会に申立てを行った。申立ては認められ、同公社は、答弁書の提出を指示された。一方、2014年8月7日に開催された答弁において、パンジャブ及びハリヤナ高等裁判所は、本件は、2014年9月12日に予定されているパンジャブ州電力規制委員会における答弁の翌日まで付与が中止されている間、訴訟の実態を理由としてパンジャブ州電力規制委員会が本件の調整を行うべきと言及して、申し立てを棄却した。

(p) コルバ製錬所の所在している土地を侵害しているとの嫌疑に関するBALCOに対する申立て

BALCOは、1,804.67エーカーの政府所有地を有し、そのうち1,751エーカーは州政府が賃借権により与えている森林である。賃借権契約は、今日まで締結されていない。チャッティースガル高等裁判所は、2010年2月、森林地帯の承認が求められた後に、チャッティースガル州政府がBALCOに有利な賃借権契約の締結を勧告したに基づき1,804.67エーカーの政府所有地は、BALCOが適法に占有しているとの判決を下した。

森林地帯の承認に関して、様々な個人及び非政府組織であるサルターンクにより、BALCOが森林地帯を非森林活動のために使用しているとして、公益目的の申し立てがインド最高裁判所に提起されている。インド最高裁判所は、本件を最高裁判所中央委員会に移送し、同委員会は、森林補償が1980年までに支払われなかった土地の正味現在価値

の支払いによる森林地帯の事後転換を勧告した。その後、裁判所命令に違反してBALCOが樹木を伐採したと主張され、不服従罪の申立てが行われ、本件は再度最高裁判所中央委員会に移送された。最高裁判所中央委員会は、MoEFを通じ、収益を生む森林地及び／又はBALCOの所有とされる森林において、2008年2月29日以降に森林伐採及び／又は非森林地使用が行われたか否かを解明するため、高度な遠隔検出技術を駆使して詳細な調査を行うべきことを勧告する報告書を、裁判所に2012年6月30日に提出した。訴訟手続の迅速化のため、BALCOは裁判所において、最高裁判所中央委員会がBALCOが保有する1,751エーカーの森林地帯の事後転換を規定した勧告に従って森林地帯の正味現在価値を支払うための指示を求める申立てを行った。本件の答弁期日は、未だ定められていない。

(q) 石炭鉱区に関して規定された環境認可の取消を求めたBALCOに対する申立て

一定の市民が、当該環境認可の付与の決定は、法律に違反しており、仲裁が必要で、鉱山の許可がなく、環境アセスメント報告書は不適切で、いくつかの間違いにより誤解を招き、2006年環境アセスメントに合致していないと主張して、ドゥルガープルII・タライマルの露天掘り（3MMTPA）-地下（1MMTPA）炭鉱プロジェクト及び専属洗炭場（4MMTPA）についてMoEFがBALCOに付与した環境認可に対して、国立グリーン裁判所に異議を申立てた。次の答弁期日は、2014年9月1日に開催予定である。

(r) カルナタカ州政府が課す森林開発税

2008年10月、当社は、カルナタカ州政府及びその他の者に対して、カルナタカ州政府による通達及び森林副管理官の覚書／一般命令による通知に従った、森林地域における採鉱権から当社が販売した鉄鉱石の価格に対して8.0%の税率（その後の請求は12.0%の税率での税金納付を求めて行われた。）での森林開発税の課税に対して異議を唱えて、カルナタカ高等裁判所に申立てを行った。2009年8月、カルナタカ高等裁判所は、カルナタカ州政府に森林開発税の課税を許可し、申立ての処分を留保する仮取決めとして、請求が森林開発税の50.0%に制限されるよう指示した。

2009年8月の命令の修正を求めて、当社はカルナタカ高等裁判所に申立てを行った。しかしながら、同申立ての答弁は再開されていない。その後、当社は、カルナタカ高等裁判所の命令に対して、インド最高裁判所に特別許可請求を行った。2009年11月、インド最高裁判所は、カルナタカ高等裁判所に対して、2009年8月に下された命令の修正の申立てを棄却し、当社に森林開発税の納付に対する銀行保証を提供するよう指示した。2010年4月、当社は、カルナタカ高等裁判所により、現金で請求の25.0%の納付及び残りの25.0%の銀行保証の提供を指示された。その後、カルナタカ州政府は、カルナタカ高等裁判所に異議を唱え、当社は申立てが許可され、カルナタカ州政府が出した通知が無効となるよう要求する、2012年7月25日付の書面提出を行った。本件は、最終弁論の段階にあり、一部答弁がなされている。次回答弁期日は、2014年8月25日に予定されている。

(s) 鉱山地質省によるHZLに対する請求

ラージャスターン州の鉱山地質省は、1968年7月から2006年3月までの期間に行われた、ラージャスターン州のランプラ・アグーチャ鉱山、ラジプラ・ダリバ鉱山及びザワル鉱山の不法占拠並びにかかる鉱山における亜鉛及び鉛以外の関連鉱物の無認可採掘に係る申立てに関連して、2006年8月、9月及び10月に総額3,339百万ルピーを要求するいくつかの理由開示命令をHZLに対して発布した。HZLは、鉱山地質省により発布されたすべての理由開示命令に対し、ラージャスターン高等裁判所に上訴を提出した。2006年10月、高等裁判所は、執行猶予命令を発布し、鉱山地質省による罰金回収のための強制手段の着手を抑制した。2007年1月、高等裁判所は、別の命令により鉱山地質省に回答提出までの時間を延長するとともに、鉱山地質省に賃貸借の中止を行わないよう命令を下した。次の弁論期日は未定である。

(t) BALCOに対する電力税に関する請求

当社は2010年2月にチャッティースガル州政府の最高電力監督官より、BALCOが2005年6月から2009年3月までのBALCOの540メガワットの発電所による発電に係る電力に対する税金として2,404百万ルピーを支払わなければならない旨要求する通知を受けた。通知では、BALCOが、電力税の支払免除に必要な適格証明書を提出していなかったとされていた。上記の免除は、州政府との間で締結された覚書に基づき申請されたものであり、2001年－2006年産業政策に従ったものである。州政府の委員会は、電力に対する税金の支払から当社を免除する適格証明書が当社

に発行されるよう勧告した。当社の電力税の免除を求める申請書が産業庁に提出されており、現在審査中である。
2009年3月31日から2014年3月31日までの期間における未払いの電力税は、3,235.5百万ルピーである。

(u) BALCOに対する中央電力局から割り当てられた電力に関する請求

1983年から1984年まで公共企業であったBALCOは、インド政府により、中央電力局から45メガワットの電力を割り当てられていた。2001年のBALCOに対する投資の引上げの際には、もはや公共企業でないため、中央電力局からのBALCOに対する45メガワットの配分は、2001年1月12日に取り消された。BALCOのインド政府に対する表明に基づき、電力省は、2001年4月1日から2003年3月31日までの2年間、中央電力局からBALCOに対する電力割当ての取消し前における条件を回復させることにつき、2003年1月13日に特別命令を行った。チャッティースガル高等裁判所かかる命令にもかかわらず、チャッティースガル州配電会社は、2002年9月から2002年11月にかけて電気料金を請求し、2010年12月23日、預けていた保証金から70.4百万ルピーを一方的に調整した。BALCOは、BALCOに対する割当分は回復したものの、調整が会社に対する事前の通知なく行われたため、2010年12月23日付命令が違法及び無効であると主張する上訴を提出し、かかる行為に異議を唱えた。チャッティースガル州配電会社は、2012年6月19日付書簡により、未払金として629百万ルピーを請求し、BALCOに対し支払いの担保として請求額の50%の提供を求める暫定的措置を与えた。上記の2012年7月23日付暫定的措置は、遵守されている。本件は、間もなく審議される予定である。

(v) ラジャスタン州によるHZLに対する環境及び保健に係る税金に関する請求

ラジャスタン州は、2008年6月、主要な鉱物（鉱床及び亜鉛を含む。）に対して環境及び保健に係る税金を課す、2008年ラジャスタン州環境及び税金規則を通知する通達を出した。HZL及びその他の鉱山事業者は、州政府に対して中央政府の監督に基づく環境悪化に関するこれらの税金の課税は州政府に対して中央政府の監督を受けることを理由に、ラジャスタン高等裁判所に申立てを行った。2011年10月、ラジャスタン高等裁判所は、申立てを却下し、鉱物に対して税金を課す2008年ラジャスタン州環境及び税金規則が憲法上有効であると判断した。同法が有効であるとされた場合、同法に基づき、産出される鉱石1トン当たり80ルピーを課すこととなる。HZLは、2011年12月、特別許可請求により、この決定に対して、インド最高裁判所に異議を申立てた。インド最高裁判所は、停止の通達を出した。2012年3月23日に、税金徴収のための強制措置をHZLに対してとらないよう最高裁判所により追加の指示が出された。当該事案は依然係属中であり、未だ答弁は予定されていない。

(w) BALCOに対するエネルギー開発税に関する請求

2006年12月、チャッティースガル高等裁判所は、BALCOにより提出された訴状に関し、4,379百万ルピーの自社発電所に対するエネルギー開発税の賦課に関する規定を却下し、州政府により既に徴収された税金の返還を指示した。チャッティースガル州は、高等裁判所の命令に対し、最高裁判所に特別許可請求を提出した。最高裁判所は、通知を発し、特別許可請求を審理中のため、既に徴収された税金の返還を停止した。本件については、未だ答弁は予定されていない。

(x) 米国破産裁判所における当社及びスターライト（合衆国）に対する訴訟

2010年3月17日、アサルコは、当社及びスターライト（合衆国）に対し、当社及びスターライト（合衆国）が2008年5月契約に違反し、とりわけ26億米ドルの購入費用の支払いを拒否し、2008年5月契約により要求されている負債及び契約上の義務を負うことを拒否したとして、テキサス州南部地区コーパス・クリスティ支部の米国破産裁判所に訴状を提出した。アサルコは、これらの損害賠償額は、533百万米ドルから1,509百万米ドルの間になると主張しており、また、判決前の期間に係る利息を主張している。

さらに、アサルコは、2009年3月契約を終了した。当該契約は、すべての点において2008年5月契約に取って代わるものであった。2009年3月契約は、2008年5月契約に起因する当社に対する一切の潜在的請求の解決及び免除について規定していた。アサルコは、2009年3月契約に基づいて保証金として提供された50百万米ドルを引き出した。当社は、50百万米ドルの返還を求めて米国破産裁判所において申立てを行ったが、かかる申立てはその後却下された。

米国破産裁判所は、その2012年2月13日付及び2012年2月27日付の命令により、アサルコが間接損害賠償金として総額132.8百万米ドルを受け取る権利があると決定した。この金額は、2009年3月契約に基づいてアサルコが引

き出した50百万米ドル分減額され、アサルコは正味金額82.8百万米ドルを受け取る権利を有することとなった。当社は、2012年度の管理費の一部として連結損益計算書に82.8百万米ドルを計上した。アサルコ及び当社は、2012年5月、この判決に対してテキサス州ブラウンズビル地域の南部地区の米国地方裁判所（以下「地方裁判所」という。）に上訴申立てを行っている。

2012年12月24日、アサルコ及び当社は、両当事者のすべての請求を和解するための和解契約を締結し、これにより当社はインドの適用ある規制に基づくRBIの承認取得後に82.8百万米ドルの和解額を支払うことに合意した。この承認取得のためのRBIへのかかる申請が留保されている間に、アサルコは、2014年1月21日、和解契約を解除した。その後、上訴手続の延期及び和解額支払の承認をRBIに求める申請により、当社は虚偽の陳述をしたと主張して、アサルコは、当社に対する制裁の申立てを行った。地方裁判所は、本件の答弁を行い、命令を留保した。

和解契約の解除後、アサルコ及び当社は、以前2012年5月に提起された上訴を回復させた。これらの上訴は、未だ答弁が行われていない。

その間に、テキサス州の承継法に基づくアサルコによる申立てにより、テキサス州南部地区の米国破産裁判所は、2014年6月13日、82.8百万米ドルに命令執行で発生した費用を加えた額に相当する額又は当社のその他の財産を米国連邦執行官事務所に引き継ぐことを当社に要求する命令を出した。裁判所はまた差止命令を出し、これにより、判決額の支払いが留保され、当社、当社従業員、代理人、ジョイント・ベンチャー及び協力して行動する者は、当社のすべての責任財産（ADRとして取引されている当社株主に支払われる現在及び将来の配当及び分配金を含む。）の享受、譲渡、隠蔽及び処分を禁じられる。アサルコはその後、ADR保有者に支払われる配当の引継ぎを求め進めた。当社は、この命令を満足するために判決額を送金する許可を求めてRBIに申請をした。

(y) 当社は、インド税務当局から子会社取得の間に行われた支払いに対する源泉徴収税の理由開示命令を受領した。

2014年3月、ケアン・インディアは、インド所得税務当局（以下「税務当局」という。）から、ケアン・インディア・ホールディングス・リミテッドの株式取得に関して、ケアンUKホールディングス・リミテッドに対して行われた支払いに対する源泉徴収税を控除していないことに対する理由開示命令を受領した。当社は、インド所得税法第9（1）（i）条の説明5の挿入による遡及的修正のため、取引が源泉徴収税の対象にならないと考えている。当社は、上記通知に対して答弁書を提出し、所得税務当局と協力している。税務査察官に対する次回の審理期日は、2014年9月15日である。

(z) 合併及び組織再編スキームに、インド税務当局及びその他の者から異議が申立てられている。

合併及び組織再編スキームが有効となった後、2013年7月及び2014年4月にそれぞれ、ゴア州のボンベイ高等裁判所の命令に異議を唱える特別許可請求が、ゴア州所得税務局長及び企業省により、インド最高裁判所に行われた。さらに、債権者及び株主は、2013年9月、マドラス高等裁判所において、合併及び組織再編スキームに異議を申し立てた。これらの申立ては、答弁及び承認に関して係属中である。

(aa) 中央物品税主導の訴訟手続、通知及び調査

2010年7月、インド政府の中央税務当局は、2009年3月1日から2009年9月30日の期間における業務に係る支払証明書が規定期間内に提出しなかったことについて、中央付加価値税クレジット規則の第4（5a）規則及び第4（6）規則を遵守しなかったとして、中央付加価値税控除3,150百万ルピー（88百万ルピーの利息が付される。）を取り消すと一方的に通知した。さらに、中央税務当局は、当社が2005年から2009年までアドバンス・ライセンス条件に違反していると申し立てた。当社は、中央税務当局に対して、合計で4つの申立書、すなわち2010年の第8123号、第8135号、第9744号及び第9755号をマドラス高等裁判所に提出した。当社により、関連する申立ても提出された。上記のすべての申立ては、2010年7月29日に審理され、マドラス高等裁判所は、申立書第8123号に関し、中央税務当局の新たな職員らによって審理及び決定がされるよう本件を差戻した。マドラス高等裁判所は、申立書第8135号に関し、新たな審理が行われるまで現状の維持を許可した。さらに、マドラス高等裁判所は、申立書第9744号及び第9755号並びに関連する申立てを処理した。

中央税務当局は、中央税務当局の補佐委員に対して、請負業務に係る支払証明書を提出しなかったことについて、中央付加価値税クレジット規則の第4（5a）規則及び第4（6）規則を遵守しなかったとされていることについての調査を行うよう命じた。中央税務当局の補佐委員は、2011年9月9日に理由開示通知を送達した。当社は、中

中央税務当局の補佐委員に対して回答を提出した。個人の審問を行った後、中央税務当局の補佐委員は2012年1月1日に当社に有利な決定を出し、税金及び利息に係る請求を取り下げた。当局は、かかる命令について、委員（上訴担当）に対し上訴を行ったが、上訴は利息に係る請求に制限されたものであった。委員（上訴担当）は、商品がトゥティコリンの施設からの出荷日から180日以内に敷地から返送されていないか又は撤去されていない場合における利息にのみ適用されることを条件として、2013年2月25日に上訴を認めた。現在、確認が行われており、完了していない。

当社は、2つの上訴書、すなわち2011年第704号及び第705号をマドラス高等裁判所に提出し、2010年の申立書第8135号及び第9744号に関し下された命令に対して異議を申し立てた。これらの上訴書は2011年8月1日に承認され、裁判所は相手方に対し現状維持を命じた。これらの案件は、2011年8月29日に審理が行われた。当該案件について、2011年9月12日から4週間、審理が延期されている。これらの上訴事件は、度々審理が延期されており、現時点において期日が定められていない。仮決定は、期日が決定されるまで延長される。しかし、現時点において、トゥティコリン関税局は、当該事案に関していかなる通知も送達しておらず、一局が当該状況において理由開示通知の発行に踏み切ってよいか、又はマドラス高等裁判所の指示を待つ必要があるのかについて法務省の助言を得るために同省に当該事案の照会を行っている。トゥティコリン関税局は税関当局を告訴する申立てを行い、マドラス高等裁判所は同申立てを認めた。

(bb) 入国税の課税に関する訴訟手続

BALCOは、外国からインドのチャッティースガル州に持ち込まれた商品に対して入国税を課す地方法及びその他の通達が、インド憲法の一部の規定に違反しているとして、その憲法上の有効性に異議を申し立てた。BALCOは、2014年3月31日までチャッティースガル州政府に対する抗議に基づき1,500百万ルピーの入国税を支払った。本件は、インド最高裁判所にて審理中である。次の弁論期日は未定である。

当社は、オリッサ州入国税法の合憲性に対して異議を申し立てた。オリッサ高等裁判所は、2008年2月18日、(i)オリッサ州入国税に代償性がなく、(ii)オリッサ州で製造されていない、オリッサ州に持ち込まれる商品に対して入国税を課すべきでなく、かつ(iii)オリッサ州入国税法が有効であるとの判決を下した。当社は、高等裁判所の命令に対し、インド最高裁判所に上訴を行った。2010年2月3日、インド最高裁判所は、当社に合計35百万ルピーを納め、且つ2009年10月から本件が実際に処理されるまで毎月0.1百万ルピーを納めるよう指示した。不服としながらも、かかる金額が支払われた。輸入品に課される入国税の課税の禁止に関する関連事項において、インド最高裁判所は、2013年4月9日、768百万ルピーに及ぶ2012年9月30日までの入国税の累積額の50.0%を入国税として納めるよう指示した。この額は、特別経済圏における事業に対する課税を禁止して、支払われた。その後、インド最高裁判所は、2014年8月4日、当社に、命令から8週間以内に、特別経済圏での事業に関する233百万ルピーの入国税額の50%を支払うよう指示した。次の弁論期日は未定である。

輸入品に課される入国税の必要性に関し、当局が、2012年3月26日、727百万ルピー及び2007年8月から2012年1月までの利息額として492百万ルピーを請求した後、当社は、2013年4月29日に現在の申立書をインド最高裁判所から取り下げた後に、2013年6月21日にオディシャ高等裁判所に申立書を提出した。オディシャ高等裁判所は、当社は指示されたとおり答弁書を提出する時間がないことに基づき、請求を却下し、定められた時間内に答弁書を提出するよう当社に求めた。その間、当局は、2014年1月6日に554百万ルピーの利息及び罰金の通知を発行した。当社は、2014年3月1日、カタックの別の検査官に部門審査を申し立てた。

(cc) 追加所得税に関するインド税務当局による訴訟

法人が提出した所得税確定申告書は、包括的見直しの対象となり、税務当局から正当性を疑われる。税務当局及び納税者の両方が利用できる上訴手続があり、最終的にインドの高等裁判所又は最高裁判所により結論が出されるまで数年間未決のままである議論されている重要又は複雑な事項は珍しいことではない。当社に対して係属中の一定の所得税訴訟がある。潜在的責任は、適切に定められている場合、規定され、当社は現在、これらの事項に関する重要な税金負債増加を見積もっていない。所得税務当局と議論している請求合計額は、2014年3月31日現在、31,918百万ルピーであり、そのうち142百万ルピーが、2014年3月31日現在、負債に計上されている。

(dd) 第三者、インドの売上税務当局、物品税務当局及びその他の関連税務当局による追加売上税、物品税及び間接税を請求する訴訟

当社の事業子会社のいくつかは、第三者の原告、並びに追加の物品税、電力税、消費税及び間接税に関してインドの物品税、消費税及び関連税務当局により、訴訟当事者としてその名が挙げられている。これらの請求は、主に、売上税及び仕入の課税額又は子会社の確定申告書類の不備に関するものである。2013年3月31日及び2014年3月31日現在において、これらの課税額に関する請求の総額は、それぞれ19,289百万ルピー及び19,108百万ルピーである。当社は、これらの偶発債務を評価し、これらの請求の一部は偶発損失となる可能性が高いと見積もり、したがって、2013年3月31日及び2014年3月31日現在において、それぞれ294百万ルピー及び263百万ルピーを流動負債として計上している。

第三者原告による請求額は、2013年3月31日及び2014年3月31日現在において、それぞれ29,279百万ルピー及び35,567百万ルピーである。当グループは、これらの偶発債務を評価し、これらの請求の一部は偶発損失となる可能性が高いと見積もり、したがって、2013年3月31日及び2014年3月31日現在において、それぞれ1,046百万ルピー及び1,408百万ルピーを流動負債として計上している。

(2) 後発事象

該当事項なし。

4【IFRSと日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違】

本書記載の邦文の連結財務書類に係る原文の連結財務書類は、国際会計基準審議会（IASB）が公表した国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成されている。当社に適用されるIFRSは、日本において一般に公正妥当と認められる会計原則とは若干の点で相違がある。当社における主要な差異を要約すれば、以下のとおりである。

(1) 会計方針の統一

国際財務報告基準（以下、「IFRS」という。）では、連結財務書類は、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、統一的な会計方針を用いて作成される。在外子会社の財務書類は、それぞれの国で認められている会計原則を使用して作成されている場合でも、連結に先立ち、親会社が使用する会計原則に一致させるような必要なすべての修正及び組替が行われる。関連会社についても、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、その投資会社と異なる会計方針を用いている場合、その関連会社の財務書類が投資会社により持分法を適用して利用される際に、関連会社の会計方針を投資会社の会計方針に一致させるような修正が行われる。

日本では、連結財務諸表を作成する場合、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、親会社及び子会社が採用する会計処理の原則及び手続は、原則として統一しなければならない。ただし、実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」により、在外子会社の財務諸表がIFRS又は米国会計基準（US GAAP）に準拠して作成されている場合は、一定の項目の修正（のれんの償却、退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理、研究開発費の支出時費用処理など）を条件に、これを連結決算手続上利用することができる。

関連会社についても、原則的に、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、投資会社（その子会社を含む）及び持分法を適用する被投資会社が採用する会計処理の原則及び手続は、原則として統一することが望ましいとされている。企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」では、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、投資会社及び持分法を適用する被投資会社が採用する会計処理の原則及び手続は、原則として統一することと規定された。ただし、実務対応報告第24号により、在外関連会社については、当面の間、実務対応報告第18号で規定される在外子会社に対する当面の取扱いに準じて行うことができる。

(2) 連結の範囲

IFRSでは、連結の手続において以下が求められる。

- (a) 支配する子会社については連結
- (b) 共同支配の事業体については持分法
- (c) 重要な影響力を行使する会社については持分法

親会社が事業体に対してパワーを持ち、事業体への関与から生じる変動リターンにさらされ、あるいはリターンに対する権利を持ち、事業体に対するパワーを使用してリターンに影響を及ぼす能力を有している場合、支配が存在する。パワーは、事業体のリターンに重要な影響を及ぼす関連性のある活動を指図する能力を与える既存の権利を通じて示される。

重要な影響力とは、投資先の財務及び経営方針を支配も共同支配もしていないが、それらの方針の決定に関与する力をいう。

なお、2011年5月12日に公表されたIFRS第10号「連結財務諸表」により、SPEを含めたすべての被投資企業に適用する単一の支配モデルへ変更され、以下の要件を両方とも満たす場合に、被投資企業を支配していることとなる。

- ・ 被投資企業への関与から生じるリターンの変動性にさらされている（または変動するリターンに対する権利を有している）こと
- ・ 被投資企業に対するパワーを通じてそのようなリターンに影響を与える能力を有していること

この基準は、2013年1月1日以後開始する事業年度から適用され、早期適用が認められている。この基準の適用により、支配の有無に関する結論に影響を与える可能性がある。

また、2011年5月12日に公表されたIFRS第11号「共同支配契約」により、2013年1月1日以後開始する事業年度より、共同支配事業体については、これまでIAS第31号「ジョイント・ベンチャーに対する持分」において認められていた比例連結法は認められず、持分法のみが認められる。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、実質支配力基準により連結範囲が決定され、支配の及ぶ会社の財務諸表は連結される。ただし、子会社のうち支配が一時的であると認められる企業または連結することにより利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれのある企業については連結の範囲に含めないこととされている。また、重要な影響力を行使することができる会社に対しては、持分法が適用される。日本では、比例連結法は認められていないため、共同支配事業体は持分法により会計処理される。

特別目的会社については、企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」に基づき、「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」において、特別目的会社が、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立され、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した会社（以下「出資者等」という。）から独立しているものと認め、出資者等の子会社に該当しないものと推定され、連結の対象となっていない。ただし、企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」に基づき、前述で連結対象とならない特別目的会社について、出資者等は、当該特別目的会社の概要、当該特別目的会社を利用した取引の概要、当期に行った当該特別目的会社との取引金額又は当該取引の期末残高等の一定の開示が求められる。

(3) 企業結合

IFRSでは、2008年1月に改訂されたIFRS第3号「企業結合」（2008年改訂）に基づき、従来のパーチェス法が取得法という呼称に変更され、2009年7月1日以後開始事業年度よりすべての企業結合に取得法が適用されている。取得法の下では企業結合の対価は、条件付対価も含めて取得日の公正価値で測定され、認識される。企業結合に直接関連する費用は発生した期に費用計上される。それ以前は改訂前のIFRS第3号に基づき、企業結合はパーチェス法で会計処理することが要求され、取得企業は、識別可能資産・負債及び偶発負債を、取得日（企業結合日）の公正価値で認識していた。また、企業結合に直接関連する費用は取得原価に含められていた。

IFRSでは、共通支配下にある事業体の企業結合に係る会計処理についての指針はない。当社は、持分プーリング法と同様の方法で結合前の帳簿価額で会計処理する会計方針を採用している。被取得企業の資産及び負債は、特定の法人所得税や遡及的に認識された税効果部分を除いて、最終的な親会社の連結財務諸表で計上されている帳簿価額で計上される。

日本では、企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」に基づき、2010年4月1日以後実施される取得とされた企業結合はパーチェス法で会計処理される。パーチェス法による会計処理では、企業結合の対価は時価で測定され、識別可能資産及び負債の企業結合日現在の時価を基礎として当該資産及び負債に配分される。それ以前に実施された企業結合については、「企業結合に係る会計基準」に従い、原則としてパーチェス法により会計処理され、一定の厳格な条件の下で持分の結合と識別される限られた場合のみ、持分プーリング法により会計処理されていた。

パーチェス法の下では、企業結合に直接要した支出額のうち、取得の対価性が認められる外部のアドバイザー等に支払った特定の報酬・手数料等は取得原価に含め、それ以外の支出額は発生時の事業年度の費用として処理する。

日本では、企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」に基づき、共通支配下にある企業結合は、譲渡された被取得企業の資産及び負債の簿価を反映し、結合前の原価で計上される。

2013年9月13日に改正企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」が公表された。これらの下では、企業結合に直接関連する費用は、すべて発生した期に費用計上される。この新基準は、2015年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用し、2014年4月1日以後開始する事業年度の期首から早期適用することができる。

(4) 非支配持分（少数株主持分）

IFRSでは、2009年7月1日以後開始する事業年度より適用される2008年1月に改訂されたIFRS第3号「企業結合」により、従来の少数株主持分が非支配持分という呼称に変更され、以下のいずれかにより測定される。

- (a) 取得日における非支配持分の公正価値。
- (b) 取得日における被取得企業の識別可能純資産に対する非支配持分比率相当額。

IFRS第10号「連結財務諸表」に基づき、非支配持分は連結財政状態計算書上、資本に親会社株主持分とは別に表示される。連結損益計算書上で表示される「純利益」には「非支配持分に帰属する純利益」及び「親会社株主に帰属する純利益」が含まれる。「純利益」の後に「非支配持分に帰属する純利益」及び「親会社株主に帰属する純利益」が区分して開示される。

子会社に対する親会社の所有持分の変動で支配の喪失にならないものは、資本取引として会計処理される。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、2010年4月1日以後実施される企業結合から、少数株主持分は、連結貸借対照表の作成にあたっては、子会社の資産及び負債のすべてを支配獲得日の時価により評価する方法（全面時価評価法）により評価することが要求されている。それ以前は、全面時価評価法によるほか、子会社の個別貸借対照表上の簿価純資産に少数株主持分割合を乗じて算出する方法も認められていた（部分時価評価法）。

企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」に基づき、少数株主持分は純資産の部に計上される。企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に従って、2010年4月1日以降開始する連結会計年度の期首より、少数株主損益調整前当期純利益の科目で表示される。それ以前は連結損益計算書上では、少数株主損益は純利益前の個別項目として表示され、純利益には親会社の株主に帰属する利益のみが含まれていた。

支配を喪失しない子会社の親会社持分の変動は損益取引又はのれんとして会計処理される。

2013年9月13日に改正企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」が公表された。これらの下では、「少数株主持分」は、「非支配株主持分」として表示される。連結損益計算書上で表示される「当期純利益」には「非支配持分に帰属する当期純利益」及び「親会社株主に帰属する純利益」が含まれる。「当期純利益」の後に「非支配持分に帰属する当期純利益」及び「親会社株主に帰属する当期純利益」が区分して開示される。この新基準は、2015年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用される。早期適用することができない。また、支配を喪失しない子会社の親会社持分の変動は、資本取引として会計処理される。この新基準は、2015年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用し、2014年4月1日以後開始する事業年度の期首から早期適用することができる。

(5) のれん

IFRSでは、2008年1月に改訂されたIFRS第3号「企業結合」に基づき、のれんは、以下のa)がb)を超過する額として認識されることになる。

- a) 以下の合計額。
 - (i) IFRS第3号に準拠して測定された企業結合の取得対価（通常は取得日の公正価値）。

(ii) IFRS第3号に従って測定された被取得企業の非支配持分。

(iii) 段階的な取得による企業結合の場合には取得企業の被取得企業に対する過去に取得した持分投資の取得日の公正価値を加えた額。

b) IFRSに準拠して測定された識別可能取得資産の純額。

前述のb)がa)を上回りバーゲン・パーチェスとなる場合（つまり、負ののれんが生じる場合）、取得企業はすべての取得資産と引受負債が正しく識別されたかを評価する必要がある、以下の項目について測定に使用した手順をレビューする。

- ・ 識別可能取得資産と引受負債
- ・ 非支配持分
- ・ 段階取得の場合の取得企業の被取得企業の持分
- ・ 譲渡対価

上記の検討の結果、まだ利益がある場合は、取得日に取得企業の損益計算書において利益として認識する。

なお、のれんは従前通り、償却されず、少なくとも年1回、減損テストが実施される。

日本では、企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」に基づき、2010年4月1日以後実施される企業結合より、のれんは、被取得企業又は取得した事業の取得原価が、取得した資産及び引受けた負債に配分された純額を超過する額で認識される。すべてののれんは20年以内のその効果が及ぶ期間にわたり定額法その他の合理的方法により規則的に償却され、必要に応じて減損処理の対象となる。

企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」に基づき、負ののれんが生じると見込まれる場合には、取得企業は、すべての識別可能資産及び負債が把握されているか、また、それらに対する取得原価の配分が適切に行われているか見直す。その見直し後もなお負ののれんが生じる場合には、その負ののれんが生じた事業年度の利益として処理される。

(6) 資産の減損

(a) 非金融資産の減損

IFRSでは、非流動資産の減損の兆候が認められ、その回収可能価額（正味売却価格と使用価値（割引後の見積将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれか高い金額）が帳簿価額を下回ると見積られる場合に、その差額を減損損失として認識する。一定の条件が満たされた場合、のれんに対して認識された減損を除き、減損損失の戻入が要求される。なお、耐用年数を確定できない無形資産やのれんについては、減損の兆候の有無にかかわらず、毎年減損テストを実施しなければならない。

日本では、「固定資産の減損に係る会計基準」に従い、資産の減損の兆候が認められ、かつ割引前将来キャッシュ・フローの総額（20年以内の合理的な期間に基づく）が帳簿価額を下回ると見積られる場合において、回収可能価額（正味売却価額と使用価値（継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれか高い方の金額）と帳簿価額の差額につき減損損失を計上する。減損損失の戻入は認められない。

(b) 金融資産の減損

IFRSでは、金融資産が減損しているという客観的証拠（例えば、発行体の重大な財政的困難、利息もしくは元本の支払不履行又は遅滞）の有無について各報告日に評価される。

償却原価で計上される金融資産：損失の額は、資産の帳簿価額とその見積将来キャッシュ・フローの現在価値との差額として測定される。

売却可能投資：売却可能持分投資の場合、有価証券の取得価額を下回る公正価値の著しい下落又は長期にわたる下落が減損の客観的証拠である。売却可能投資に関する客観的証拠が存在する場合、累積損失は資本から除去され、損益計算書に認識される。売却可能持分投資の減損損失の戻入は、資本において行われ、その他のすべての金融商品の減損損失の戻入は、損益計算書に認識される。

2014年7月、IASBは、最終基準IFRS第9号「金融商品」を公表した。IFRS第9号では予想信用損失モデルが採用され、損失事象を減損損失認識のトリガーとせず、将来に関する情報を考慮して予想信用損失を見積もる。新基準の適用日は、2018年1月1日以後開始する事業年度から適用され、早期適用が認められている。

日本では、公正価値が入手可能な金融資産（売買目的有価証券を除く。）について、償却原価で計上される金融資産（貸付金及び債権を除く。）の公正価値が帳簿価額（償却原価）を下回って著しく下落した場合、回復する見込があると認められる場合を除き、当該資産の帳簿価額は時価まで減額される。

損失の額は当期純利益に認識される。減損損失の戻入は認められない。

その他有価証券（IFRSにおける売却可能金融投資に相当）については、公正価値が取得原価を下回って著しく下落した場合、その他の包括利益に認識された累積未実現損失は、純資産から除去され、当期純利益に認識される。

(7) ヘッジ会計

IFRSでは、デリバティブ金融商品について、会計基準により定められたヘッジ会計の要件を満たす場合には、ヘッジ会計を適用している。デリバティブ金融商品は、ヘッジ対象のリスクに応じて、「公正価値ヘッジ」、「キャッシュ・フロー・ヘッジ」又は「在外営業活動体に対する純投資ヘッジ」として指定され、それぞれに応じて会計処理されている。

日本では、デリバティブ取引について、会計基準により定められたヘッジ会計の要件を満たす場合には、原則として、「繰延ヘッジ会計」（時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰り延べる方法）を適用し、ヘッジ対象である資産又は負債に係る相場変動等を会計基準に基づき損益に反映させることができる場合には、「時価ヘッジ会計」（ヘッジ対象である資産又は負債に係る相場変動等の損益とヘッジ手段に係る損益とを同一の会計期間に認識する方法）を適用できる。

資産又は負債に係る金利の受払条件を変換することを目的として利用されている金利スワップが金利変換の対象となる資産又は負債とヘッジ会計の要件を充たしており、かつ、その想定元本、利息の受払条件及び契約期間が当該資産又は負債とほぼ同一である場合には、金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額等を当該資産又は負債に係る利息に加減する「特例処理」が認められている。また、ヘッジ会計の要件を満たす為替予約等については、当分の間、為替予約等により確定する決済時における円貨額により外貨建取引及び金銭債権債務等を換算し直物為替相場との差額を期間配分する方法（「振当処理」）によることができる。

複数の資産又は負債から構成されているヘッジ対象をヘッジしている場合には、ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、損益が認識された個々の資産又は負債に合理的な方法により配分する。

(8) リース取引

IFRSでは、IAS第17号「リース」に基づき、資産の所有権に係るすべてのリスク及び経済価値が借手に実質的に移転するリースは、借手の財務書類にファイナンス・リースとして資産計上され、対応するリース債務が負債計上される。

日本では、ファイナンス・リース取引とは、解約不能かつフルペイアウトの要件を満たすものをいい、ファイナンス・リース取引に該当するかどうかについてはその経済的実質に基づいて判断すべきものであるが、解約不能リース期間が、リース物件の経済的耐用年数の概ね75%以上又は解約不能のリース期間中のリース料総額の現在価値が、リース物件を借手が現金で購入するものと仮定した場合の合理的見積金額の概ね90%以上のいずれかに該当する場合は、ファイナンス・リースと判定され、借手の財務諸表に資産計上し、対応するリース債務を負債に計上する。ただし、少額（リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下の所有権移転外ファイナンス・リース）又は短期（1年以内）のファイナンス・リースについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。

(9) 棚卸資産

IFRSでは、IAS第2号「棚卸資産」に基づき、棚卸資産は低価法（原価と正味実現可能価額との比較）により測定される。正味実現可能価額の上昇により生じる棚卸資産の評価減の戻入額は、その戻入れを行った期間において、費用として認識された棚卸資産の金額の減少として認識しなければならない。

日本では、企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」に従って、棚卸資産の収益性が低下した場合には、棚卸資産の帳簿価額は正味売却価額まで切り下げることが要求される。簿価切下額の戻入れについては、戻入れを行う方法（洗替法）及び行わない方法（切放法）のいずれも認められている。

(10) 売却目的で保有する非流動資産

IFRSでは、IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に基づき、売却目的で保有する非流動資産を「売却目的保有」として分類し、複数の資産で単一の取引で売却される予定のものは「処分グループ」に分類し、売却に直接関連する負債も処分グループに加えている。売却目的保有に分類した資産又は処分グループは、帳簿価額と見積売却費用控除後の公正価値とのいずれか低い価額で測定され、財政状態計算書上区分して開示することを要求している。非流動資産が売却目的保有に分類されている間又は売却目的保有に分類されている処分グループの一部である間は、企業は、当該非流動資産について減価償却（又は償却）を行ってはならない。

日本では、売却又は廃棄予定の固定資産の区分開示を求める会計基準はなく、当該資産は「固定資産の減損に係る会計基準」等に従って会計処理され、減価償却される。

(11) 遡及修正（会計方針の変更及び誤謬の訂正）

IFRSでは、会計方針の変更及び誤謬の訂正は、基本的に過年度の財務書類を訂正して遡及的に反映しなければならない。

日本では、2009年12月4日に企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」が公表され、2011年4月1日以降開始する事業年度より、会計方針の変更や誤謬の訂正による影響額は、原則として遡及的に反映することとなった。それ以前は、会計方針の変更や誤謬による影響額は、それが生じた期間に反映されていた。

(12) 退職後給付

IFRSで認められた方法に従い、確定給付退職後給付制度について、制度資産の公正価値と制度負債の現在価値の差額は、財政状態計算書の資産又は負債として認識される。2011年6月16日に改訂されたIAS第19号「従業員給付」により、確定給付制度から発生した数理計算上のすべての損益はただちにその他の包括利益として認識される。それ以前は、すべての数理計算上の差異を純損益に直接認識していた。

退職給付債務の割引率は、財政状態計算書日現在の優良社債の市場利回りを参照して決定される。

日本では、確定給付型退職給付制度について、過去勤務債務、数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の遅延認識が認められているため、退職給付債務に未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異を加減した額から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として貸借対照表に計上する。なお、当該未認識項目について一括して損益処理することも選択可能である。退職給付に係る費用は、数理計算上の差異の費用処理額も含め、特定の場合を除いて、営業費用として損益計算書に計上される。2012年5月17日、企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」が公表された。これらの下では、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を、税効果調整の上でその他の包括利益を通じて連結貸借対照表の純資産の部（その他包括利益累計額）で認識し、積立不足額又は積立超過額をそのまま負債または資産として計上することとなる。この新基準は、2013年4月1日以後開始する事業年度の期末から適用されるが、2013年4月1日以後開始する事業年度の期首から早期適用することができる。

退職給付債務等の割引率は、安全性の高い長期の債券の利回りを基礎として決定される。安全性の高い長期の債券の利回りとは長期の国債、政府機関債及び優良社債の利回りをいう。企業会計基準第19号「『退職給付に係る会計基準』の一部改正（その3）」に基づき、割引率の基礎とする安全性の高い長期の債券の利回りとは、期末における長期の国債、政府機関債および優良社債の利回りとされた。

(13) 補助金及び抛出兵

IFRSに基づき、当社は、非流動資産に関して受取った補助金及び抛出兵を、繰延収益として計上し、当該資産の経済的耐用年数にわたり規則的かつ合理的に収益認識している。その他の補助金は、関連する支出が発生した期間に損益計算書に収益として計上される。

日本では、受け取った補助金及び交付金は、受入時に利益として認識される。ただし、固定資産に関して受け取った補助金及び交付金については、対応する資産の取得原価から当該補助金及び交付金を直接控除するか、又は剰余金処分により積立金に計上し処理することも認められている。

(14) 金融資産の認識の中止

IFRSでは、企業が金融資産の実質的にすべてのリスク及び経済価値を移転した場合、当該金融資産の認識を中止する。

日本では、譲渡金融資産の財務構成要素ごとに、支配が第三者に移転しているかどうかの判断に基づいて、当該金融資産の認識の中止がなされる。

(15) 資産除去債務

IFRSでは、IAS第16号「有形固定資産」に従って、特定の有形固定資産の撤去、移動及び復旧に係るコストについては、その見積額を資産の取得価額に含め、対応する義務は負債（引当金）計上することが要求されている。

日本では、企業会計基準第18号「資産除去債務に関する会計基準」に基づき、資産除去債務は、有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって発生した時に、有形固定資産の除去に要する割引前の将来キャッシュ・フローを見積り、割引後の金額（割引価値）で算定された額を負債として計上される。同時に、同額を関連する有形固定資産の帳簿価額に加える。

(16) 借入費用の資産計上

IFRSでは、2007年3月に改訂されたIAS第23号「借入費用」により、適格資産の取得、建設又は製造に直接帰属する借入費用については、費用として認識する選択肢が削除され、2009年1月1日以後開始する事業年度から、資産の取得原価の一部として資産計上することが要求されている。適格資産とは、使用又は販売に供されるまでに相当な期間を要する資産をいう。

日本では、支払利息の取得原価算入は限定的な場合のみ認められるが、要求はされていない。原則として支払利息は発生した期の費用として処理される。

(17) 大規模点検及び修繕に係る費用

IFRSでは、IAS第16号「有形固定資産」に従い、大規模な点検及び修繕に要する支出は資産計上され、当該支出から得られる経済的便益の見積年数にわたって減価償却される。

日本では、大規模な点検及び修繕に要する支出の認識に関する会計基準はない。修繕費は通常、発生の可能性が高く、金額が合理的に見積られる場合に引当金として計上される。そうでない場合には、修繕費は発生時に費用計上される。

(18) 金融保証

IFRSでは、金融保証契約については、当初は公正価値で計上し、その後は、IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に従って決定される金額と当初認識額からIAS第18号「収益」に従った償却費を差引いた後の金額とのいずれか高い方の金額で計上することを要求している。

日本では、金融資産又は金融負債の消滅の認識の結果生じる債務保証を除いて、保証を当初より公正価値で貸借対照表に計上することは求められていない。保証に起因して、将来の損失が発生する可能性が高く、かつその金額を合理的に見積ることができる場合には、債務保証損失引当金を計上する。

(19) 金融商品の評価

IFRSでは、IAS第39号「金融商品：認識と測定」が金融資産及び金融負債を以下のように測定することを企業に要求している。

- ・ 損益を通じて公正価値により測定する金融資産は公正価値で測定し、公正価値の変動は損益認識される。
- ・ 売却可能金融資産は公正価値で測定され、公正価値の変動はその他の包括利益に認識される。売却可能金融資産の認識中止時には、以前にその他の包括利益に認識されていた累積利得又は損失が、組替調整額として資本から純損益に振替えられる。
- ・ 貸付金及び債権は償却原価で測定される。
- ・ 満期保有投資は償却原価で測定される。
- ・ 金融負債（公正価値オプション及び負債であるデリバティブ取引を除く）は実効金利法による償却原価で測定される。

また、IAS第39号では、一定の要件を満たす場合、企業は、金融資産を当初損益を通じて公正価値により測定する金融資産に分類することで、公正価値で測定し、公正価値の変動額を損益認識することができる（公正価値オプション）。

2014年7月、IASBは、金融商品の分類及び測定に関する新基準である最終基準IFRS第9号「金融商品」を公表した。IFRS第9号は、金融資産を償却原価又は公正価値のいずれで測定するかを決定するため単一アプローチを使用しており、IAS第39号の多くの相違する規則を置き換えるものである。金融資産の分類は、契約上のキャッシュ・フローの特性と事業モデルに基づいて行われ、原則として、償却原価、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分、または当期純利益を通じて公正価値で測定する区分のいずれかに分類される。新基準の適用日は、2018年1月1日以後開始する事業年度から適用され、早期適用が認められている。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品会計に関する会計基準」に従い、金融資産及び金融負債は以下のように測定される。

- ・ 売買目的有価証券は、時価で測定し、時価の変動は損益認識される。
- ・ 個別財務諸表においては、子会社株式及び関連会社株式は、取得原価で計上される。
- ・ 満期保有目的の債券は取得原価で測定される。ただし、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価で測定される。
- ・ 売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券（「その他有価証券」）は、時価で測定し、時価の変動額は、a) 純資産に計上され、売却、減損あるいは回収時に損益計算書へ計上される、もしくはb) 個々の証券について、時価が原価を上回る場合には純資産に計上し、下回る場合には損益計算書に計上する。
- ・ 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券については、それぞれ次の方法による。(1) 社債その他の債券の貸借対照表価額は、債権の貸借対照表価額に準ずる。(2) 社債その他の債券以外の有価証券は取得原価をもって貸借対照表価額とする。

- ・ 貸付金及び債権は取得原価で測定される。ただし、債権を債権金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において取得価額と債権金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価で測定される。
- ・ 金融負債は債務額で測定される。ただし、社債を社債金額よりも低い価額又は高い価額で発行した場合など、収入に基づく金額と債務額とが異なる場合には、償却原価法に基づいて算定された価額で評価しなければならない。

日本には、IFRSで認められる公正価値オプションに関する会計基準はない。

(20) 株式交付費

IFRSでは、IAS第32号「金融商品：表示」に基づき、株式交付費（企業結合におけるもの以外）は、資本からの控除として会計処理される。

日本では、実務対応報告第19号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」に従って、株式交付費は、原則として、支出時に費用として処理する。ただし、企業規模の拡大のためにする資金調達などの財務活動（組織再編の対価として株式を交付する場合を含む。）に係る株式交付費については、繰延資産に計上することができる。この場合には、株式交付のときから3年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法により償却をしなければならない。

(21) 収益認識基準

IFRSでは、将来の経済的便益が企業に流入する可能性が高く、これらの便益が信頼性をもって測定されうる時に収益が認識される。収益は受領する対価の公正価値により測定しなければならない。取引から生ずる収益の額は、通常、当該取引当事者間の契約により決定され、企業が許容した値引きや割戻しの額を考慮した後の公正価値により測定される。物品販売、役務提供、利息、ロイヤルティ及び配当についてそれぞれ認識基準を規定している。

2014年5月、IASBは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を公表した。IFRS第15号は、収益認識に関する包括的な単一のフレームワークを提供するものであり、履行義務を充足した時点で、または充足するに従って一定の期間にわたり収益が認識される。新基準の適用日は、2017年1月1日以後開始する事業年度から適用され、早期適用が認められている。

日本では、収益認識基準の適用要件について具体的な規定がないが、企業会計原則の実現主義の原則に基づいている。物品販売については実務上、出荷基準が広く採用されている。

(22) 繰延税金

IFRSでは、IAS第1号「財務諸表の表示」で、企業が財務書類上で資産及び負債を流動・非流動に区分して表示しているときも、繰延税金資産及び繰延税金負債を流動資産及び流動負債に分類することを禁じている。

日本では、繰延税金資産については流動資産又は投資その他の資産として、繰延税金負債については流動負債又は固定負債として表示することが要求されている。

(23) 引当金の現在価値への割引

IFRSでは、IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に従い、引当金は、貨幣の時間的価値の影響に重要性がある場合には、見積将来キャッシュ・フローを正味現在価値に割引くことにより算定される。

日本では、引当金の現在価値への割引に関する包括的な定めはなく、資産除去債務、退職給付債務等、特段の定めあるものを除き、一般に、将来の費用又は損失の見積額のうち、当期の負担に属する額を引当金として計上する。

(24) 負債又は資本としての分類（外貨建転換社債）

IFRSでは、IAS第32号「金融商品－表示」に従い、負債性金融商品及び資本性金融商品は、契約上の取決めの実質に従って金融負債又は資本として分類される。

これに従い、当社の外貨建転換社債の転換権は、負債部分と区分して組込デリバティブとして公正価値により計上され、関連する負債とともに負債に表示されている。その後の報告日において、負債部分及び転換権は報告日現在の実勢為替レートにより機能通貨に換算される。

日本では、負債又は資本としての分類に関する包括的な定めはなく、特段の定めあるものを除き、一般に、法的形式に従って分類される。

企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、外貨建転換社債型新株予約権付社債は、一体として普通社債の発行に準じて処理する方法（一括法）又は社債の対価部分と新株予約権の対価部分とに区分する方法（区分法）のいずれかにより会計処理される。区分法においては、払込金額を社債部分と新株予約権部分に配分し、新株予約権部分は当該配分額をもって純資産の部に計上され、その後の決算時において、発行時の為替相場により円貨に換算される。

(25) 鉱物資源の探査及び評価

IFRSでは、IFRS第6号「鉱物資源の探査及び評価」に基づき、採掘権又は法的探査権の取得後に発生した探査及び評価に関する支出は、無形資産として資産計上され、減損控除後の取得原価で表示される。探査及び評価に関する資産は、技術的可能性及び経済的実行可能性が確定した時点で有形固定資産に振替えられる。採掘権又は法的探査権の取得前に発生した探査及び評価に関する支出は、発生時に費用計上される。

2011年10月、IASBは、露天掘り鉱山で生じる生産段階における剥土費用の会計処理に関する解釈指針であるIFRIC第20号「露天掘り鉱山の生産段階における剥土費用」を公表した。IFRIC第20号は、露天掘り採掘企業が、特

定の要件を満たす場合、生産段階における剥土費用のうち将来の期間に便益を生み出す部分を資産計上することを義務付けている。この解釈指針は、2013年1月1日以後終了する事業年度から適用され、早期適用が認められている。

日本では、鉱物資源の探査及び評価に関する個別の会計基準はない。

(26) 賦課金

2012年5月、IASBは、政府によって課される賦課金の支払いに係る負債をいつ認識すべきかに関する解釈指針であるIFRIC第21号「賦課金」を公表した。IFRIC第20号は、企業が賦課金に係る負債を認識するのは、関連する法令で特定された契機となる事象が発生した時点のみであることを確認している。この解釈指針は、2014年1月1日以後終了する事業年度から適用され、早期適用が認められている。

日本では、賦課金に関する個別の会計基準はない。

第7【外国為替相場の推移】

1【最近5年間の事業年度別為替相場の推移】

財務書類の表示に用いられた通貨であるインド・ルピーと本邦通貨との間の為替相場は、国内において時事に関する事項を掲載する2紙以上の日刊新聞紙に最近5年間の期間において掲載されているため、記載を省略する。

2【最近6月間の月別為替相場の推移】

上記の理由により記載を省略する。

3【最近日の為替相場】

上記の理由により記載を省略する。

第8【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

以下は、ADSに関する株式事務、権利行使の方法及び関連事項の概要である。なお、ADSの保有者は、ADSとの交換により当社普通株式（以下本第8で「本株式」という。）を受領する権利を有する。

ADSに関する株式事務、権利行使の方法及び関連事項

(1) ADSの保有者に関する株式事務

本株式を表章するADSの取得者（以下「ADS保有者」という。）は、その取得窓口となった証券会社（以下「窓口証券会社」という。）との間の外国証券取引口座約款（以下「取引口座約款」という。）によりADS保有者の名で外国証券取引口座（以下「取引口座」という。）を開設する必要がある。売買の執行、売買代金の決済、証券の保管及びその他本株式を表章するADSの取引に関する事項はすべて取引口座により処理される。

以下は、取引口座約款及びその他関連規則に即した、本株式を表章するADSに関する事務の手続の概要である。

(a) 証券の登録及び保管

本株式を表章するADSの購入価格が支払われた場合、預託機関は、米国におけるザ・デポジトリ・トラスト・カンパニー（The Depository Trust Company）（以下「DTC」という。）の名義人の名前が記名されたADRにより証されるADSを、DTCの口座振替方式により当初発行する。DTCは、窓口証券会社又はその関係会社を含むDTCの参加者のコンピュータ化された記録簿を保管する。ADSの実質持分は、DTC及びその参加者により維持される記録簿上に表示され、またADSの持分の譲渡はこれを通じてのみ行われる。預託機関又はその名義人は、ADSに表章される本株式の登録株主となり、当該本株式はインドにおける預託機関の保管機関に保管される。

ADS保有者は、窓口証券会社の法定帳簿上の所有者として記載がなされ、窓口証券会社からADS保有者に対して取引残高書が交付される。

(b) ADSの譲渡に関する手続

ADS保有者は、窓口証券会社に対して当該ADSの保管替えの指示又は売却注文を行うことができる。

ADS保有者と窓口証券会社との間の決済は、円貨又は窓口証券会社が応じ得る範囲内でADS保有者が指定する外貨によってなされる。

(c) ADS保有者に対する諸通知

当社がADS保有者に対して行う通知及び通信は、原株式の登録保有者たる預託機関又はその名義人に対して送付され、預託機関は原則としてADRの登録保有者たるDTC又はその名義人に対してかかる通知又は通信を送付する。DTCにはかかる通知又は通信をDTCの参加者（窓口証券会社又はその関係会社を含むことがある。）に送付する義務があり、窓口証券会社はこれをさらに必要に応じて各ADS保有者に送付する。実費はADS保有者に請求される。ただし、ADS保有者がその送付を希望しない場合又は当該通知若しくは通信の性格上重要性が乏しい場合には、これを個別に送付することなく窓口証券会社の店頭に備付け、ADS保有者の閲覧に供される。

(d) ADS保有者の議決権の行使に関する手続

原株式の法的所有権は預託機関に属することとなるため、ADS保有者は、株主としての権利を行使するためには、預託機関に依存しなくてはならない。預託機関の義務は、当社、シティバンク・エヌエイ、ADS保有者及びADSの実質所有者の間の預託契約に定められている。預託契約及びADSは、ニューヨーク州法に準拠している。

ADS保有者は、預託された本株式に関する議決権を行使するよう預託機関に対して指図する権利を有する。

「－第1－1 会社制度等の概要－(2) 提出会社の定款等に規定する制度－(g) 議決権」も参照のこと。

(e) 現金配当の交付手続

取引口座約款にしたがい、配当金は、窓口証券会社がDTC又はその名義人から一括受領し、取引口座を通じて窓口証券会社が作成したADS保有者明細表（「－(f) 株式配当等の交付手続」で定義する。）に記載されたADS保有者に支払われる。

(f) 株式配当等の交付手続

発行される新普通株式を表章するADSを証する追加のADRが預託機関によりADRの登録所持人であるDTC又はその名義人に対して発行される場合は、原則として窓口証券会社が自社に取引口座を持つADS保有者すべての明細表（以下「ADS保有者明細表」という。）に記載されたADS保有者についてその法定帳簿上に保有者としての記載を行い、当該ADS保有者に対して取引残高報告書を交付する。かかる新普通株式のうちADS保有者のために預託機関により売却された部分については、DTC又はその名義人が受領するその正味手取金は、窓口証券会社がDTC又はその名義人から一括受領し、取引口座を通じてADS保有者に支払われる。

(g) 株式買取権

預託機関がかかる株式買取権をADS保有者のために売却する場合には、DTC又はその名義人が受領するその正味手取金が取引口座を通じてADS保有者に支払われる。

(2) ADS保有者に対するその他の株式事務

(a) 名義書換代理人並びに名義書換取扱場所及びADS保有者明細表の作成

本邦にはADSに表章される本株式に関する当社の名義書換代理人又は名義書換取扱場所はない。各窓口証券会社はADS保有者明細表を作成する。ADS保有者明細表には各ADS保有者の氏名及びADS数が記載される。

(b) ADS保有者明細表の基準日

当社が配当の支払い又は株式買取権の付与のための基準日を定めた場合、預託機関は、かかる配当又は株式買取権を受領する資格を有するADS保有者を決定するための基準日を設定する。

ADS保有者明細表を作成するための基準日は、預託機関が設定する基準日と同一の暦日となる。

(c) 事業年度の終了

当社の事業年度は毎年3月31日に終了する。

(d) 公告

本件オファリングによるADSに関して、本件オファリングに関する発行価格等の公告（もしあれば）を除き、日本において公告は行わない。

(e) ADS保有者に対する株式事務に関する手数料

ADS保有者は、窓口証券会社に取引口座を開設するときに1年間又は3年間分の口座管理料を支払う。この管理料には米国保管機関の費用その他の費用が含まれる。

(f) ADSの譲渡制限

ADSの実質的所有権の移転について制限はない。

(g) 本邦における課税上の取扱い

本邦における課税上の取扱いについては、下記のとおりである。

① 配当

日本においてADS保有者に対して支払われる配当金は日本の税法上の配当所得となる。ADS及び原株式が「上場株式等」（租税特別措置法（昭和32年法律第26号、その後の改正を含む。）に定義される。）である限り、ADSについて日本の居住者たる個人又は日本の法人が日本における支払いの取扱者を通じて交付を受ける配当金については、外国において当該配当の支払いの際に徴収された源泉徴収税がある場合にはこの額を外国における当該配当の支払額から控除した後の金額に対して、個人の場合は、平成26年1月1日から平成49年12月31日までは20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、平成50年1月1日以降は20%（所得税15%、住民税5%）、法人の場合は、平成26年1月1日から平成49年12月31日までは15.315%（所得税）、平成50年1月1日以降は15%（所得税）の税率

によりそれぞれ源泉徴収（住民税については特別徴収）により課税される。平成25年1月1日から平成49年12月31日までの期間については、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」に従い、所得税額の2.1%が「復興特別所得税」として追加で課税される（本項に記載されている税率はいずれも特別復興所得税加算後の税率である。）。原則として、日本の居住者たる個人であるADS保有者（当社の発行済株式総数の5%以上を有する個人株主を除く。）の場合には、ADS及び原株式が「上場株式等」である限り、当該配当については日本では確定申告をしないことを選択することができるので、その場合には上記の源泉徴収及び特別徴収のみで当該配当に係る日本における課税関係は終了する。ただし、確定申告をしないことを選択する場合には、外国税額控除の目的上、当該配当の支払いの際に徴収された外国の源泉徴収税額は存在しないものとみなされる。平成21年1月1日以降に支払われる配当については、日本の居住者たる個人は、申告分離課税による確定申告を選択することができる。申告分離課税による確定申告の際の税率は、平成26年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる配当については20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、平成50年1月1日以降に支払われる配当については20%（所得税15%、住民税5%）である。日本の居住者たる個人であるADS保有者が配当について申告分離課税を選択した場合は、課税上、平成21年1月1日以降に配当が支払われるADSその他の上場株式等の譲渡から生じた損失（平成28年分以後は上場株式等に加えて一定の公社債の売買損）を、かかる配当の金額から（平成28年分以後は上場株式等の配当の金額に加えて一定の公社債の利子等の金額からも）控除することができる。日本の法人であるADS保有者の場合には、ADSについて支払いを受けた配当は法人税法上益金として課税されるが、上記に述べた日本における支払いの取扱者から交付を受ける際に源泉徴収された税額については適用ある法令に従って所得税額の控除を受けることができる。

② 売買損益

ADSの売買による損益は、内国会社の上場株式等の売買損益と同様の取扱いを受ける。平成21年分以後における上場株式等の株式売買損（平成28年分以後は上場株式等に加えて一定の公社債の売買損）については、ADS及びその他の上場株式等の配当所得の金額から（平成28年分以後は上場株式等の配当の金額に加えて一定の公社債の利子等の金額で申告分離課税を選択したものからも）控除することができる（かかる控除は申告分離課税を選択した配当所得に限る。）。日本の法人であるADSの所持人については、株式の売買損益は、課税所得の計算上算入される。

③ 相続税

ADSを相続し又は遺贈を受けた日本のADS保有者には、日本の相続税法に基づき相続税が課せられるが、外国税額控除が認められる場合がある。

インドにおける課税上の取扱いについては、「一第1－3 課税上の取扱い」を参照のこと。

第9【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

該当事項なし。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から本有価証券報告書提出日までの間において当社が提出した書類及びその提出年月日は下記のとおりである。

書 類	提出日
有価証券報告書及びその添付書類	2013年9月25日
半期報告書及びその添付書類	2013年12月26日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項なし。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項なし。

第3【指数等の情報】

該当事項なし。

独立登録会計事務所の監査報告書

取締役会御中及び株主各位

セサ・スターライト・リミテッド

ゴア州パナジ、インド

私たちは、添付のセサ・スターライト・リミテッド及び子会社（以下「会社」という。）の2014年及び2013年3月31日現在の連結財政状態計算書並びに2014年3月31日をもって終了した3年間の各事業年度の関連する連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書について監査を行った。これらはすべてインド・ルピーで表示されている。これらの連結財務書類の作成責任は会社の経営者にある。私たちの責任は、私たちの監査に基づいて、これらの連結財務書類について意見を表明することにある。

私たちは、公開企業会計監視委員会（米国）の基準に準拠して監査を行った。これらの基準は、財務書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、私たちが監査を計画し実施することを求めている。監査は、財務書類上の金額及び開示事項の基礎となった証拠を試査によって検証することを含んでいる。監査はまた、経営者によって使用された会計原則及び経営者によって行われた重要な見積りの評価を行うこと、並びに財務書類の表示を全体として評価することを含んでいる。私たちは、監査の結果、意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たちの意見では、上記の連結財務書類は、国際会計基準審議会が公表した国際財務報告基準に準拠して、セサ・スターライト・リミテッド及び子会社の2014年及び2013年3月31日現在の財政状態並びに2014年3月31日をもって終了した3年間の各事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示している。

私たちはまた、公開企業会計監視委員会（米国）の基準に準拠して、トレッドウェイ委員会組織委員会が公表した「内部統制—統合的枠組み(1992)」において規定されている基準に基づき、2014年3月31日現在の財務報告に係る会社の内部統制について監査を行った。2014年8月15日付の報告書において私たちは、財務報告に係る会社の内部統制について無限定意見を表明した。

2014年3月31日をもって終了した事業年度に関する私たちの監査はインド・ルピー金額の米ドル金額への換算を含んでおり、私たちの意見では、この換算は注記2で記載された基準に準拠して行われている。連結財務書類の米ドルへの換算は、読者の便宜のみを目的として行われている。

注記1で記載されたように、連結財務書類は、注記3（D）で記載されている共通支配下の企業結合取引の会計方針に基づき会計処理された組織再編取引を遡及的に修正再表示している。

デロイト・ハスキングズ・アンド・セルズ・LLP

グルガーオン、インド

2014年8月15日

[次へ](#)

REPORT OF INDEPENDENT REGISTERED PUBLIC ACCOUNTING FIRM

To the Board of Directors and Shareholders of
Sesa Sterlite Limited
Panaji, Goa, India

We have audited the accompanying consolidated statements of financial position of Sesa Sterlite Limited and subsidiaries (the "Company") as of March 31, 2014, and 2013, and the related consolidated statements of income, comprehensive income, changes in equity, and cash flows for each of the three years in the period ended March 31, 2014 all expressed in Indian Rupees. These consolidated financial statements are the responsibility of the Company's management. Our responsibility is to express an opinion on the consolidated financial statements based on our audits.

We conducted our audits in accordance with the standards of the Public Company Accounting Oversight Board (United States). Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free of material misstatement. An audit includes examining, on a test basis, evidence supporting the amounts and disclosures in the financial statements. An audit also includes assessing the accounting principles used and significant estimates made by management, as well as evaluating the overall financial statement presentation. We believe that our audits provide a reasonable basis for our opinion.

In our opinion, such consolidated financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of Sesa Sterlite Limited and subsidiaries as of March 31, 2014 and 2013, and the results of their operations and their cash flows for each of the three years in the period ended March 31, 2014, in conformity with International Financial Reporting Standards as issued by the International Accounting Standards Board.

We have also audited, in accordance with the standards of the Public Company Accounting Oversight Board (United States), the Company's internal control over financial reporting as of March 31, 2014, based on the criteria established in Internal Control — Integrated Framework(1992) issued by the Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission and our report dated August 15, 2014 expressed an unqualified opinion on the Company's internal control over financial reporting.

Our audit for the year ended and as of March 31, 2014, also comprehended the translation of Indian Rupees amounts into United States dollar amounts and, in our opinion, such translation has been made in conformity with the basis stated in Note 2. The translation of the consolidated financial statement amounts into United States dollars have been made solely for the convenience of the readers.

As discussed in Note 1, the consolidated financial statements have been retroactively adjusted to reflect the Reorganisation Transactions which were accounted for in accordance with the Company's accounting policy for business combinations under common control as described in Note 3(D) to the consolidated financial statements.

Deloitte Haskins & Sells LLP
Gurgaon, India
August 15, 2014